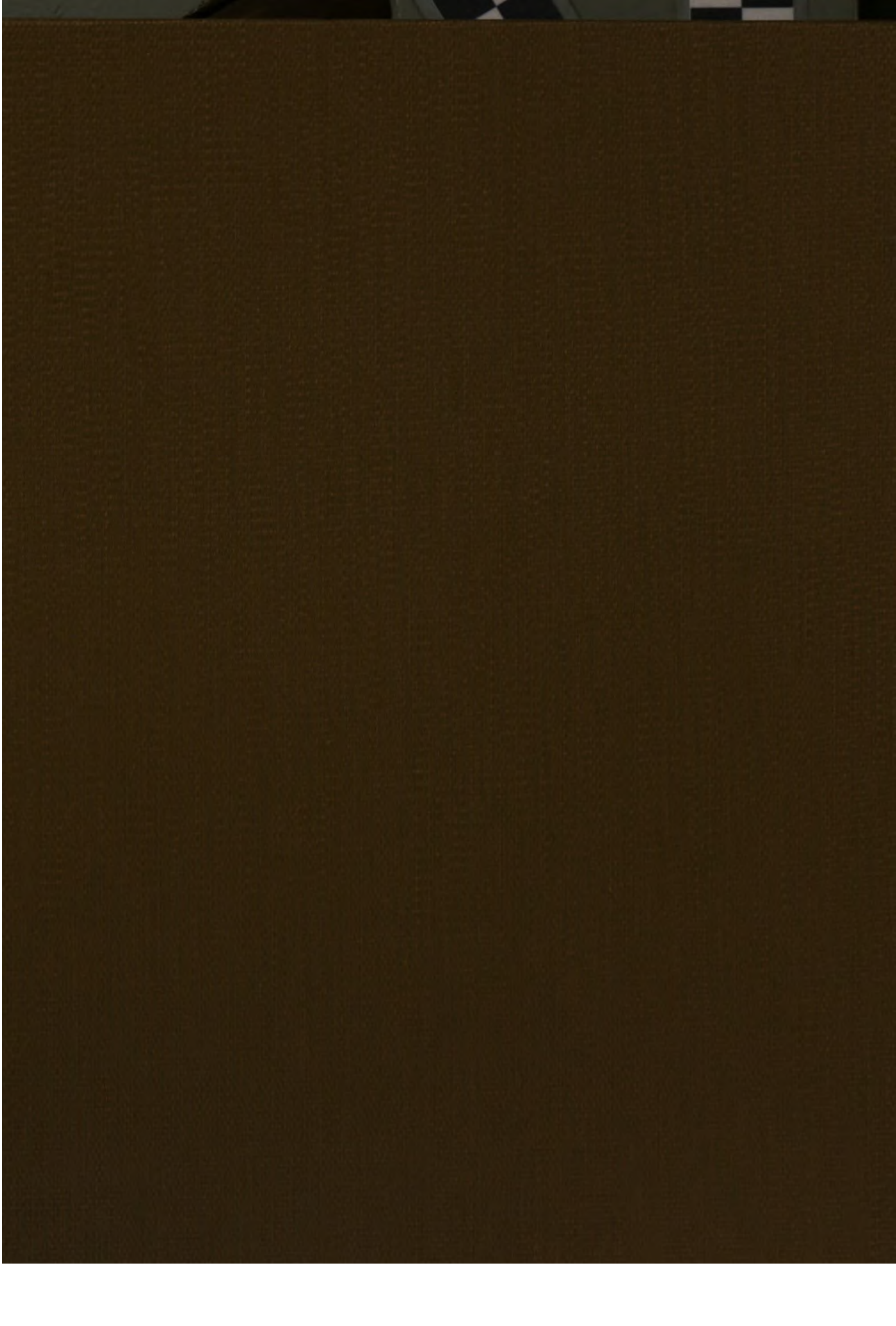

Wason
DS 701
S575
v.41

CORNELL
UNIVERSITY
LIBRARY

THE
CHARLES WILLIAM WASON
COLLECTION ON CHINA
AND THE CHINESE

CORNELL UNIVERSITY LIBRARY
3 1924 082 105 408

v.4, no.1-12
1913

半月雜誌 支那 第四卷第壹號

# 支那向雜貨研究號

東亞同文會調查編纂

HG
1731
S575
v.4

本店臺北

支店及出張所
臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南 打狗 宜蘭
淡水 新竹 阿緱 花蓮港 澎湖島
支那及南洋 上海 九江 福州 厦門 汕頭 香港
廣東 新嘉坡
內地 神戸 大阪 東京

株式會社

# 臺灣銀行

支那南洋並臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立
其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京市日本橋區吳服町一番地

東京出張所

支配人 山成喬六

汽船數八十艘　 　總噸數三十五萬噸

# 日本郵船株式會社

東京市麹町區有樂町一丁目一番地

電話本局四二〇一番ヨリ四二〇六番マデ（室内交換所アリ各課ニ接續ス）

| | | |
|---|---|---|
| 歐洲線 | 毎二週一回 | |
| 米國線 | 毎二週一回 | |
| 濠洲線 | 毎四週一回 | |
| 横濱上海線 | 二週二回毎 | |
| 横濱北清線 | 毎五週三回 | |
| 神戸北清線 | 【毎六日一回（内地大沽間直航） | |
| 神戸浦鹽線 | 毎三週一回 | |
| 神戸孟買線 | 毎二週一回 | |
| 横濱カルカッタ | 毎二週一回 | |
| 神戸小樽東廻線 | 毎週三回 | |
| 神戸釧路線 | 毎月一回 | |
| 神戸基隆線 | 毎月四回 | |
| 横濱打狗線 | 【毎月三回又ハ四回 | |
| 小笠原島線 | 【丸丈島經由毎月一回直航年六回 | |
| 青森室蘭線 | 毎月一回 | |
| 函館樺太線 | 毎月六回 | |
| 函館擇捉線 | 毎月三回 | |
| 函館網走線 | 毎月三回 | |
| 小樽稚内線 | 【毎月五回夏期毎月二回大泊ニ延長 | |
| 小樽網走線 | 毎月七回 | |

## 歐洲航路

二週一回横濱倫敦安土府間ヲ航行シ神戸、門司、上海、香港、新嘉坡、彼南、古倫母、蘇士「ポートサイド」馬耳塞ニ寄港ス木航路使用船ハ八十五百噸以上ノ雙螺旋ノ新造大汽船六艘及七千四百噸乃至六千三百噸ノ大汽船五艘ヲ以テシ各船電燈扇風器等諸般ノ設備皆斬新ナラサルナシ

## 米國航路

二週一回香港「シアトル」間ヲ航行シ上海、門司、神戸、四日市、横濱「ヴキクトリア」ニ寄港ス（期節ニヨリ尚基隆、清水ニ寄港ス）本航路六艘ハ孰モ六千噸以上ノ雙螺旋ノ巨船ニシテ無線電信機ノ裝置アリ船體ノ構造船内ノ設備等歐洲航船ニ次テ優良ナリ本航船ハ「シアトル」ニ於テ大北鐵道及北太平洋鐵道ニ接續シ旅客貨物ヲ互換ス

## 濠洲航路

汽船三艘四週一回横濱「メルボルン」間ヲ航行シ神戸、長崎、香港、「マニラ」、木曜島、「タウンスヴキル」「ブリスベーン」「シドニー」ニ寄港ス本航路船中熊野丸日光丸ノ二船ハ孰モ五千餘噸船内萬般ノ設備善美ニシテ「スチユワート」式寒暖器ノ裝置等アリ濠洲航路ニ於ケル各國ノ船舶中最良ノ名アル新式客船ナリ

## 基隆航路

六千噸以上ノ大汽船二艘毎月四回神戸、門司、基隆間ヲ航行ス運動場、通風機關、電燈、扇風器、冷藏庫、浴室等ノ設備完全ニシテ無線電信機ノ裝置アリ、一、二等設備ノ優良ナルハ勿論殊ニ三等室ニ至テハ現代世界ノ船舶ニ比類ナキ日本座敷風ノ構造ニ改修シ理想的客船タルノ好評アリ

歐、米、濠及基隆航路ノ汽船ニハ船醫ヲ乘組マシメ無料ニテ懇切ニ診察治療ス司厨男女給仕等モ其人ヲ選擇シ割烹其他百事注意ヲ加ヘ只管乘客ノ安全ト愉快トヲ圖レリ

# 目

大正二年正月一日發行「支那」（新年號）

## 支那向雜貨研究號


◎口繪　支那新聞廣告一班　上海——廣東——吉林——南昌

| | | 頁數 |
|---|---|---|
| （一） | 劈頭三個の提案あり……山口秋霜 | 一—一二 |
| （二） | 對支那貿易上に於ける日本雜貨の地位……M. S. 生 | 一三—二一 |
| | （表）支那の重要雜貨輸入額　支那の日本雜貨輸入額 | |
| （三） | 支那に於ける英獨雜貨と日本雜貨の將來……田邊生 | 二二—三〇 |
| （四） | 中部支那の商業に就て……南商務官談 | 三〇—三五 |
| （五） | 日本に於ける支那商人 | 三五—四〇 |
| （六） | 石鹼 | 四一—四二 |
| （七） | 帽子 | 四二—四三 |
| （八） | 洋臘燭 | 四三—四三 |
| （九） | 滿洲に於ける日本雜貨の地位……滿洲各地通信 | 四四—四八 |
| （一〇） | 奉天より……奉天生 | 四九—四九 |
| （一一） | 支那向紙煙……奉天櫻洲生 | 四九—五三 |
| （一二） | 人力車……大連一水生 | 五三—五五 |
| （一三） | 南支那に於ける日本雜貨の地位……廣東陶々居生 | 五五—五八 |
| （一四） | リボン | 五八—五八 |
| （一五） | バリカン | 五八—五八 |
| （一六） | 洋傘……上海寓上生 | 五九—五九 |

# 次


(一七)福建市場と日本雜貨……福町……閩江生…一〇―一六二
(一八)紙……一六二―一六三
(一九)腿帶子……菊壽生…一六三―一六六
(二〇)貝釦に就て……一六六―一六七
(二一)最近流行の支那廣告一班……一六七―一七三
(二二)時計……上海……滬上生…一七三―一七五
(二三)各種飾匣の需要狀況……一七五―一七七
(二四)雜貨營業に關して屢々起る外交問題……山口秋霜…一七八―一八二
(二五)上海に於ける石鹼の製造及輸入……一八二―一八五
(二六)支那に於ける靴の需要……一八六―一八七
(二七)雜貨に就て注意すべき支那人の嗜好及迷信……蘇石生…一八七―一八八
(二八)日本酒上海輸入統計……一八九―一八九
(二九)支那に於ける炭酸水の需要……一八九―一九〇
(三〇)洋風食器……一九〇―一九一
(三一)何が故に上海にデパートメントストアーを設立(せざ)るか……上海……山田生…一九二―一九三
(三二)南支那と男女化粧品……一九三―一九四
(三三)廣東婦人服裝の新傾向……一九四―一九四
(三四)南支那に於ける新聞雜誌と洋紙及印刷機活字等……一九五―一九五
(三五)注意すべき商慣習の變遷……一九六―一九六
(三六)革命後新開の支那雜貨商は警戒を要す……一九七―一九七
(三七)支那向雜貨見本取引の不信用……一九七―一九八
(三八)莫大小生地に就て……一九八―一〇一
(三九)在支那本邦商人が需要する硝石硫黄等の輸入手續……一〇一―一〇一
(四〇)支那向輸出商品送狀に就ての注意……一〇一―一〇一
(四一)天津雜貨界の近況……天津……汀舟生…一〇一―一〇二
(四二)長江方面に於ける日本雜貨の地位……上海……S、N、生…一〇二―一〇七
(四三)在支那本邦領事……一〇七―一一一

# 日清汽船株式會社

汽船　二萬八千噸

株金八百萬圓　(拂込濟)

本店　東京丸の内

支店　上海及漢口

○當會社は清國上海を基點として楊子江本支流の航運業に從事す

主要船路　左の如し

一上海漢口線　毎週四回　上海より漢口に至る航路にして往復共鎭江、南京、蕪湖、九江に寄港す

使用汽船

岳陽丸　三、五八八噸
南陽丸　三、五八八噸
大元丸　一、六九四噸

一漢口湘潭線　毎週二回　漢口より湘潭に至る航路にして往復共長沙に寄港す

使用汽船

武陵丸　一、四五八噸
沅江丸　九三五噸

一漢口常德線　毎週一回　漢口より常德に至る航路なり

使用汽船

湘江丸　九三五噸

前記汽船は孰れも最新式淺吃水船にして速力快捷、客室完備電燈、電氣扇等の設備あり前項各航路の外九江、南昌間。上海、蘇州間。上海、杭州間。蘇州、杭州間。鎭江、淸江、浦間は不絕蒸氣船を往復せしめ旅客貨物の運送に從事す

○内外連絡　楊子江支流各港輸出入の貨物は上海に於て日本郵船會社及大阪商船會社船と接續輸送の便あり

襄陽丸　三、五八八噸
大福丸　二、八三六噸
大貞丸　二、七一一噸
大利丸　二、二四六噸

一直　上海宜昌航

大吉丸　二、〇七八噸

一漢口宜昌線　毎月六回　漢口より宜昌に至る航路にして往復共沙市に寄港す

使用汽船

大享丸　一、七五九噸

## 營業種目

絹糸、綿糸
加工綿糸、綿織物
毛織物、メリヤス類
カタン糸、レース糸
帽子其他各種雜貨

東京市淺草區黑船町
**町田洋行本店**
電話下谷 二一二、九六六

支那上海洋涇濱
**町田洋行上海支店**
德律風 三二四一

寶丹爲東亞名藥銷路最廣久已海外馳名凡居家旅行舟車宴會一日不可少之良藥也近有賣藥之人或假冒寶丹或用類似丸藥實屬關係非淺賜顧諸君認明東京市池之端仲町二十七號所有地守田治兵衛字樣方不致悞

寶丹功効如下

中暑　霍亂　痧症　痢疾　疝氣
吐瀉　傷食　傷水　食癪　癖氣
眩暈　頭痛　傷酒　心痛　腹痛
蟲咬　暈船　暈車　一切等症立
効如神

日本東京下谷區池之端
仲町二十七號所有地　**守田治兵衛**

南洋群島
中國各省　**各藥房皆有寄售**
朝鮮各埠

## 營業種目

**輸出品**

綿糸、綿布、タオル
メリヤス、マツチ、帽子
其他雜貨各種

**輸入品**

馬尼剌麻、コプラ
上海肥料、上海雜穀
朝鮮大豆、朝鮮牛皮脂

紅 伊藤輸出店

紅

大阪市本町三丁目 呉服木綿卸商 伊藤本店
京都市室町四條 京呉服商 伊藤京店
大阪市安土町二丁目 綿糸商 伊藤糸店
東京市堀江町二丁目 綿糸商 伊藤糸店支店
尾張一ノ宮町 綿糸商 伊藤糸店出張所
大阪市瓦町四丁目 羅紗商 伊藤西店
京城長谷川町 羅紗商 伊藤西店出張所
大阪市本町三丁目 輸出入商 伊藤輸出店
神戸市榮町二丁目 輸出入商 伊藤出張所
清國上海福州路 輸出入商 伊藤洋行
清國漢口湖北路 輸出入商 伊藤洋行
比律賓馬尼剌 輸出入商 伊藤洋行
朝鮮京城南大門通 移出入商 共益社

# 日本興業銀行

東京市麹町區錢瓶町(常盤橋內)

資本金一千七百五十萬圓

## 營業科目

一、擔保附社債に關する信託業務
一、有價證券其他貴重品等の保護預
一、有價證券及地金銀の賣買元利金の支拂及び取立
一、地方債、社債、株式等の發行募集業務
一、各種の信託業務
一、國債證券、地方債證券、社債券、株券を擔保とする貸付
一、諸般の手形割引
一、國債證券、地方債證券、社債券の應募又は引受
一、法律の規定に依り設立したる財團を抵當とする貸付
一、工場に關する敷地、建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、市制施行地及勅令を以て指定せられたる市街地存在の宅地建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、定期預金、當座預金、特別當座預金

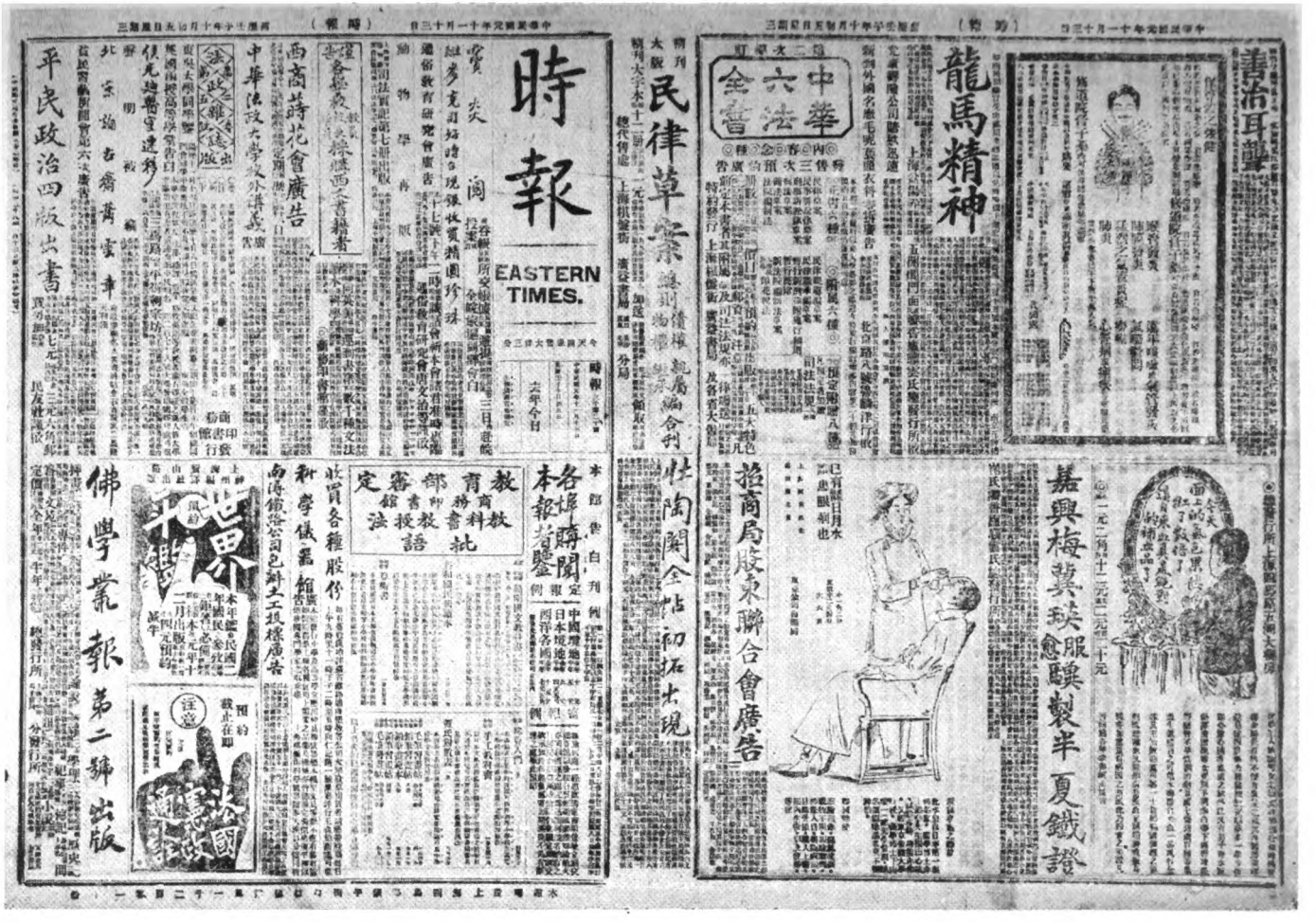


支那新聞廣告一班

其の一 上海時報

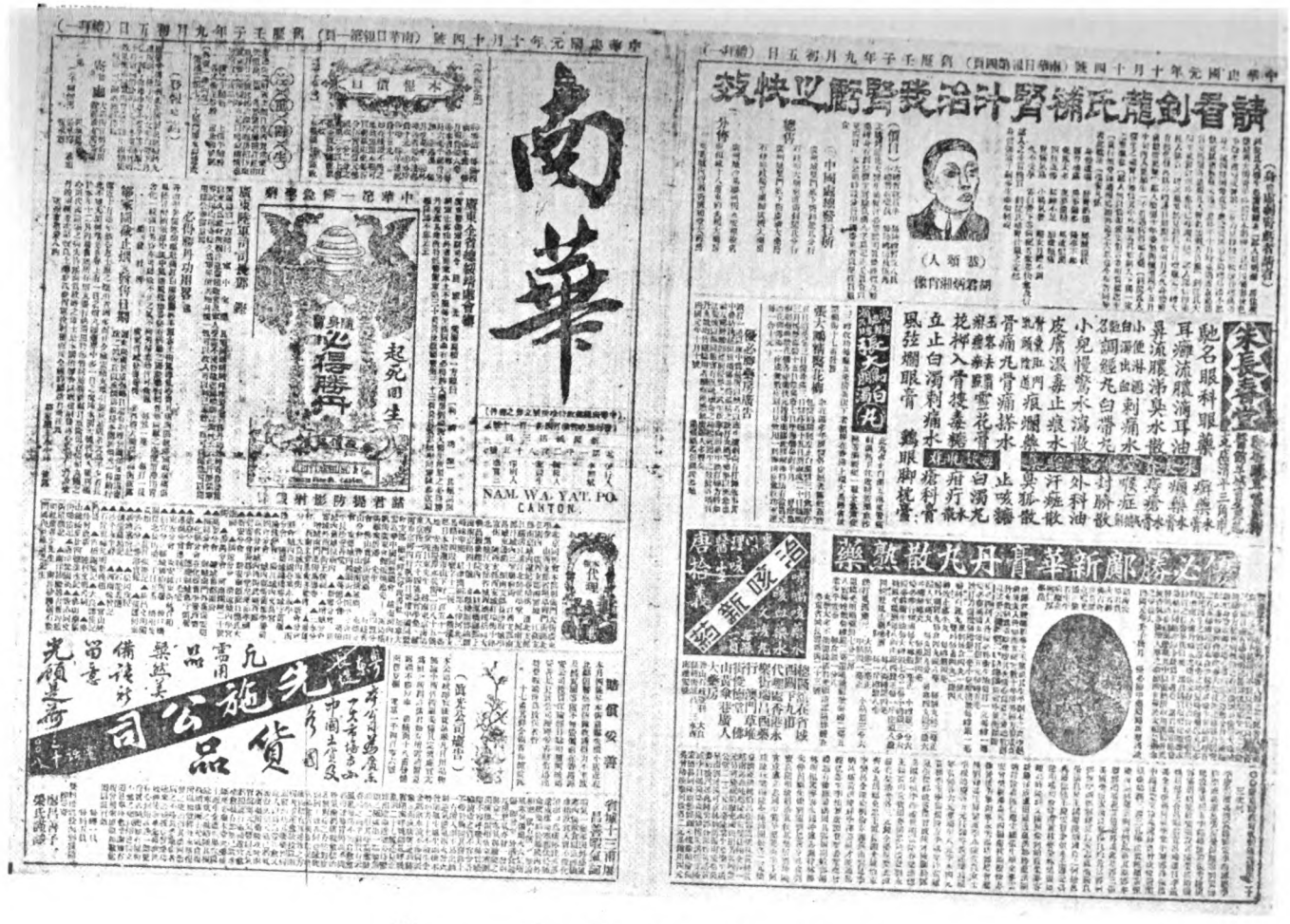
南華
中華民國元年十月十四號 (南華日報第一頁) 舊曆壬子年九月初五日 (每一耳)
NAM WA YAT PO
CANTON
請看劍龍氏補腎汁治跌腎腳立快效
必得勝丹
起死回生
宋長春堂
專治大腸白濁丸
專治婦人經帶丸
專治小便淋漓刺痛水
專治皮膚濕毒止痕水
專治骨痛丸骨痛搽水
專治痔瘡痛楚
專治耳癰流膿滴耳油
專治鼻流膿涕臭水散
專治小兒慢驚水瀉散
專治外科油
專治止咳獅
專治風弦爛眼膏
鶏眼脚梳膏
專治大腸病

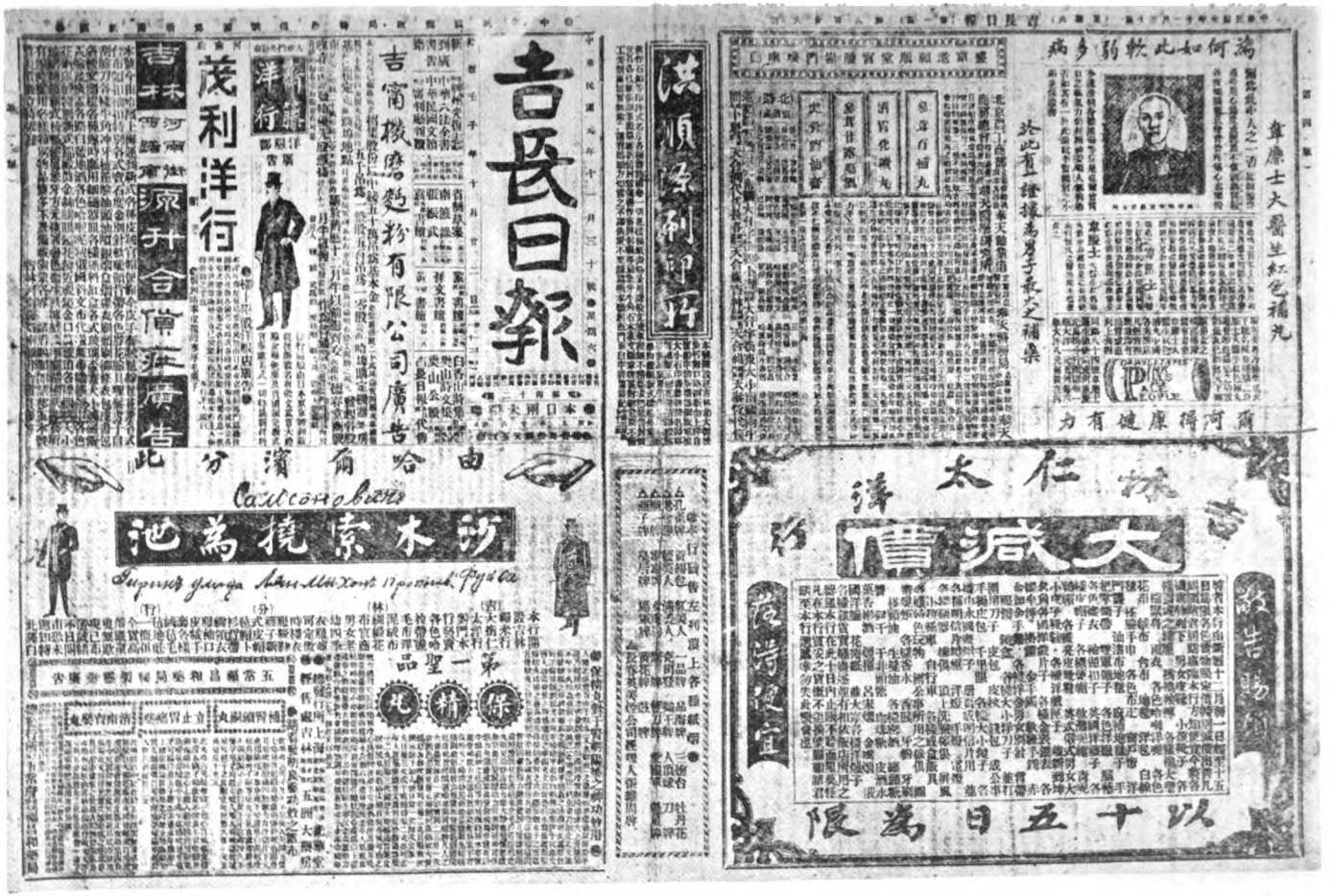


支那新聞廣告一班

其の三 滿州吉長日報

支那新聞廣告一班

其の四 江西省南昌晨鐘報

大正二年一月一日

第四卷第一號

# 劈頭三個の提案あり

山口秋霜

## 第一の提案

## 色刷大漢字新聞を發行せよ

**●是れ實に爲し得べき第一の急務なり**

**●政府も亦相當に補助せられんことを望む**

新聞の廣告が偉大なることは言ふ迄も無い。けれども新聞を自ら發行すると云ふことは容易な業ではない。又新聞發行の目的は色々ある。私が敢て色刷新聞を發行せよと、大聲を擧げて諸君の注意を呼ぶに付ては、色々な理由と利益とがなければならぬ。それで私は何うゆふ處へ着眼し、又如何なる注意を以て經營すべきやと云ふことに付き、左に簡單に卑見を述へて見やうと思ふ。

**先づ第一に支那の欠點から言つて見やう。**

(一)支那の新聞には趣味的記事が乏しい。

**第一に社會的記事が振はない。**

新聞の眞正なる目的と云へば、機敏にして精確なる報道

着實にして穩健なる判斷を與へ、輿論の中樞となることが、其最も主要なるもので、三面記事や文藝欄なぞは、たゞ是れを報道すればよい、面白くをかしく書いたり、煽動的刺激的に書くのは、新聞の一つの販賣手段と云つてもいゝ。けれども新聞の勢力が驚くべき程發展した今日の實際に於ては、社會部及文藝欄の記事が如何に世道人心に影響するかは、新聞中尤も金のかゝつてる、ロンドン特電とか、北京電報とか、乃至は在外各地よりの通信以上である。從て三面記事は殆んど新聞經營の最重要なる部分となつた。

處か支那の新聞を見ると面白い、三面の社會的記事は一向に振はない。文學とか、美術とか、演藝とか云ふことは殆ど書いてない。新刊紹介さへも無い位である。科學とか新發明に到つては尚更である。適々あればそれは日本の新聞の燒直し位のものである。總體に政治的趣味は認められるが、社會的、人生的の趣味は無い。各地通信は中々多いけれども之も面白く讀まれる記事では無い。

一體三面記事や文藝欄と云ふものは、新聞の眞の目的とする處では無いのだけれども、社會が之れを歡迎し、新聞は巧みに人の弱點に付け込み、社會の要求に應じてるのだ。

支那では文字が甚だ拙い。文章自身よりも文字夫れ自身が有難いので、其崇拜してる文字を社會的文藝的の亂雜な記事に使用するのは、或は聖人に對する道で無いと心得てるのかも知れない。

けれども支那人が日本人よりも社會的で、殊に詩趣あり空想に富み、又肉的であることは、恐く支那の小說を讀むものゝ、驚く點だろうと思ふ。しかも支那の新聞が此の大なる弱點を利用して以て販賣手段に供しないのは、一に新聞記者が政治的趣味に驅られ、社會的記事を重く見ないからである。

專ら賣らんが爲め、且つは支那人の趣味を向上せしむる爲め、社會的文學的記事に富んだ漢字新聞を起せば、期せずして歡迎されるだろうと思ふ。

聞くが如くんば東京で最も利益の多い新聞は都新聞であるとか云ふ話だ。都新聞の論壇に於ける價値、其發行部數それ等は實に微々たるものであるかも知れない。けれども其確實なる讀者を有することは、其利益を東京一と云はしめてる。而かも其讀者維持は單に下町式江戸趣味を描寫し下町花柳界に歡迎せらるゝのにある。

東京の大新聞と云へば、朝日、時事、國民、報知、萬朝である。朝日は其政治部、經濟部、特に電報欄に振へる如く近來は社會部の活動の目覺しいものがある。時事と報知は家庭趣味に力を注ぎ、報知の機敏なる社會部の報道は滿都を騷がしてる。國民及萬朝の主たる讀者は亦其三面記事又は他の趣味的記事に繫がれてる。社會の趨勢は實にこゝに現はれてる、此等時代の慾望に投じ、支那に於ても趣味的記事を加味せんか其讀者を得ることは、蓋し容易に想像することが出來るであろう。

**第二に銅版木版が少い。**

是れは一には金がかゝるのと、二には技術者が無いのと三には材料を得る道を知らないと云ふやうな原因に歸する

ので、日本人が指導すれば譯も無いことで、而かも銅版木版の多いことが、支那人の心を引きつける上に如何に大なる力を有するかは、何人も異存は無いだろうと思ふ。

**第三、色刷りは支那にのみ好適。**

報知新聞は帝都の眞中で色刷りを以て特色としてる。色刷りが日本の讀者を何れ程吸收する力があるか、色刷りが果して歡迎さるべきか否か、是れは日本では一つの疑問である。若し色刷りなるものが、眞に有益有効であつたならば、他の各新聞も競ふて報知に倣ふ筈だが、まだ色刷りの傾向は認められない。二三の新聞が正月や天長節丈けに應用する位である。要するに日本では色刷りは一の廣告法で報知なら報知が色刷りである、色刷りは報知だ、と云ふやうな印象を與へ、それが新聞を購入せんとする人が、何の新聞を買はうかと云ふ刹那、眞先に購入者の頭へ報知なら報知が浮ふと云ふ丈けのことゝ思ふ。

然し乍ら支那に於ては、色刷りの有効有益なることは、殆ど問題として喋々を要しないだろうと思ふ。赤とか黃とか、支那人が極めて單純なる原色を好むことは、彼等の傳說と習慣に基く最も著しい趣向で、日本人の想像以上である、民國五色旗などは、意匠とか、又は趣味などよりも、單に五色そのものが嬉しいので、佛國の旗に眞似て之れを考案したものは理窟はあとで考へて、五族代表とか何とかこじつけたのであろうと思はれる。

今の漢字新聞は、御正月に全部赤い色で印刷する習慣があるが、平常意匠的に色刷りをするものは無い、是れは是非考慮中に置いて、いざと云ふ場合に實際に應用したら讀者を得る上に必ず大効があるだろうと思ふ。

以上三點の外に、或は日曜附錄とは、畫報とか、特種方面の研究とか、廣告的增刊、夕刊の發行、實探し、懸賞文、其他色々な社會的趣味に關する催物を以て、一の大新聞を經營したなら、其新聞は僅かの間に尤も有力な新聞となることは火を見るが如きもので、それを我々が廣告の機關とすることは、蓋し今日の急務ではあるまいか。

## (二)支那新聞の廣告は未だ振はず。

廣告と云ふものが近世商工業の第一の利器となり、廣告の進歩は各國共驚くべきものがある、日本でも賣藥、化粧品、出版物なぞは實に廣告を以て其の生命としてる。どんな優等品でも、廣告に於て劣等ならんか、他の廣告的な商品の爲めに壓倒される。甚だしきは出版物、敎育事業（例へば學生募集、何々講義錄等）の如き、最も眞摯なる態度を持すべきものでさへも、一に廣告によつて左右されてる。

然るに支那に於ては賣藥を除いては、有望な雜貨とか、呉服物とか、流行品と云ふやうなものに付ても、どうも人目を驚かし、又は人心にインスピレーションを與へ、自然財布の口を開かせると云ふやうな廣告が無い。

尙ほ面白いのはその支那新聞と肩を並べて發行して居る處の英字新聞と比較することである。上海の時報とか、申聞報とか、又は最近に起つた民立報とかは、大抵八頁以上の大新聞であるが、廣告は僅に一頁か一頁半に止り、讀み

悧い、アンアトラクチーブな小廣告のみで埋つてる、其中で群を抜くのがまー賣藥廣告で、主として外國商人の廣告である。之れに反して同地の北支那毎日新聞（イースチャイナデーリーニュース）は、毎號十二頁、日曜には十四頁に亘ることがある、その中記事は僅かに三頁に足りない、他は全部廣告で、一面に於て保險銀行海運等に關しては、所謂類別廣告の下に秩序整然たるものがあると共に、他面に於て食料品、スピリットの類、各種雜貨、機械、器具、被服類其他あらゆる商品に就て極めて進歩的な、そうして感興的な廣告が、全然有効的に排列されてある、どんなに忙しい人の目にも這入るやうに廣告されてある。

支那新聞は少し位之れに倣ひそうなものだが、中々以て及ぶべくもない、是れは廣告文や廣告畫に於て、支那人の技能が頗る幼稚なのと、印刷術、組み方、廣告取り等の術も劣つて居るからで、日本人當りが、日本人及外國人を使つて、日華歐各方面から廣告を取り、立派な經驗者が廣告專問で働いたなら、たとひ漢字新聞でも敢て英字新聞に劣ることは無いだろうと思ふ、況んや支那には妙句妙文限り無きに於てをやである。

## (三)支那新聞には經濟的記事が乏しい。

是れも不思議な位で、支那人があれ程經濟思想に富み、又實際的の人間であるにも拘らず、支那の新聞にはその實際的な經濟的記事が少い、御定りの爲替相場、不完全なる船舶の出入表、其他二三の遲れたる市況が出る計りだ。株の相場も無い、商品の手合景況も無い、金利、物價、事業の盛衰、一として憑據するに足るべき記事が無い。

一言にして盡せば、支那の新聞は古い。日本でも最近に至る迄は、新聞とは社會の木鐸、輿論の鼓吹者であるとのみ思はれ、新聞紙を以て一種の政治上の道具、惡く云へば少壯不平家、野心家、文章家等の誤樂機關の如きものと見做し、徒らに國事を諷し、國政を罵り、爲政者を攻撃することを以て新聞の本務のやうに心得てた。讀者も亦其壯快な文章や、慷慨な氣分を歡迎して居た。けれども今日に於てはそんな抽象的記事は歡迎されない、精細で間違の無い報道、公平で切實な議論、是れを以て世に問はなければならぬ。只其書き振りに於てのみ文章の巧拙が問題となるのである。

支那の新聞は今でも政治道樂に取扱はれてる。漠然と社會の木鐸だとか、無冠の宰相とかを氣取つて居る。其文章も侃々鍔々的で、經濟上の問題などは餘り敬意を拂はない是れで能く支那の商人が購讀するかと思ふ位だ。まー支那人は非常に政治的趣味があるから、此の種の古い形でも歡迎されるのだが、今之れを一層活社會的のものとし、支那人の經濟思想に投合するやうな記事と、市場の模樣に付て精密敏活な報道を怠らなかつたら、今の漢字新聞の十倍百倍の購讀者を得ることは請合である。前述の社會的記事と相俟て、三拍子揃つて進んだなら、支那の新聞界は眼色が無いだろうと思ふ。私は日本人――殊に我對支那貿易業者が集つて、それこそ廣告費と思ひ、此のやうな理想的な新

聞を起し、支那人に向つて大に其商品を廣告することは、刻下の最大急務だろうと思ふのであるか、かゝる大新聞を其理想通りに發行するには、勿論經費及人物に於て頗る困難がある。如何に此難關を處理すべきかゞ第二の問題である。

## 第二、政府と人民が一致協力するの必要

理想的大漢字新聞を起すの必要なることは、從來幾度か唱へられ、計畫され、殆んど旱魃之を事新しく提議する必要は無い、只實行を待つ許りである。けれども茲に一つ注意しなければならぬことは、從來其必要を唱へたのは、主として政治外交上の見地からで、支那新聞の經營の內幕や紙面の模樣なぞを解剖し、具體的に近い案を立てゝ、最新式大漢字新聞の發行を唱へたものは甚だ少い。專ら支那人に對して日本の眞意を說明し、日支兩國民意思の疏通、感情の融和を計ると共に、一旦其間に誤解紛議が生じた場合には、其新聞の地位勢力、其記者の經驗私交上等の諸點から、極力誤解を除き、紛議を解かうと云ふ考で、民間の有志も熱心に主張し、政府も場合に依ては、之を補助してもいゝと云ふやうな考を持て居たやうに聞いてる。

此の種のことは無論重大なる任務で、近時盛んに唱へられてる處の彼の日支兩國國民的外交の一手段——有力なる機關に相違ないが、私は一步を進めて、前述の如き支那新聞の缺點を改良し、支那人の心裡に投合するやうな新聞を起し、國民的外交上の機關とすると共に、一の對支那貿易發展策に資せんとする考で、穩健な議論、豐富な記事、斬新の編輯を必要とする。それらの第一の目的は多くの讀者を得るのである。有力なる新聞とならなければならぬ。其曉に於て、無論政治外交上に裨益する所あると共に、專ら日本の對支那貿易の發展を計らんが爲めに、日支兩國實業家の相互利益を計らんが爲めに、其全力を注ぎたいのが私の此新聞に對する希望であります。

從て第一に記者のことでありますが、日本人が完全に支那文を書くなんてことは到底望まれない。やはり日本人が書いて支那人が其場で譯し、又は脩正する。卽ち二重の記者が要る譯で、其中一番必要なのは經濟記者と社會部の記者で、之は日本人が頭になつて支那人を指導しなければならぬ。支那人を指導するに足る此方面の記者は、片々たる才子では役に立たない、熱心と誠意を以て働き、新智識と深い經驗に富んだ者でなければならぬ。今日から注意して支那の經濟事情に通じた者を、新聞記者たるべく實地に付て養成しなければ、到底理想の記者は出來ない。差し當りは高額な俸給、優良な條件を以て之を招聘するより外に道が無い。

政治論や外交論に至つては、是は人に乏しいと云ふ程でも無い。たゞ缺亡してるのは、正確なる頭腦と、豐富なる智識經驗に富める支那人の經濟記者で、之は實際商賣をやつたとか、商人に知己が多いとか、又は市況を探り、材料を得るに付て獨特の技倆を有するものを目付けなければならぬ。又實際商業機關が完備して居ない支那に於て、各方面の經濟事情を詳細に報道するのは甚だ困難で、日本人も

外國人も混用しなければならぬと思ふ。

第二には經營のことで、先づ創業は全然新企業とするか、又は在來の支那新聞を買收するかと云ふ問題だが、上述の理想的新聞を起そうとならば、私は全く新らしい計劃で、最も新式の輪轉機を据え付け、最も新式の活字で可成人目を惹くに足る經營振りが必要だらうと思ふ。買收は面白くないと思ふ、買收すべきは只記者のみだと思ふ。

其經營にして刷新的努力的ならんか、如何に發達が早いかは、最近上海に起つた所の、チャイナプレス（英字）民立報（漢字）の二新聞に依つて、實證されてるだろうと思ふ。私はあれ以上に、卽ち民立報などは御話にならぬが、チャイナプレス以上に、一時的、驚動的に創業し、發展しなければだめだと思ふのであります。

茲に於てか莫大巨額の經費を豫想しなければならない。勿論金はかゝる、若し小額で出來ることなら、私のやうな微力者でも、同志を糾合してとつくに初めたかも知れないのである。

今日に於ける新聞紙の經營は、最も崇高なる、社會的な、國家的な、そして其半面に於て獻身的精神の橫溢せる事業である。然り營利事業である。新聞紙は一個の商品である而かも最大なる快速力を以て進歩しつゝある最も困難なる經營事業である。從て昔のやうに同志の結閤とか、獨力の經營とかは不能である。資本的結合を要する。株式でも、合資でも、又合名でも、何れにしても會社組織を必要とする時代となつたのである。純然たる投資事業である。

新聞紙は發展すれば發展する程經費が膨大する。之に反して小資本の新聞は、當面の維持費に追はるゝのみで、日一日と貧弱の悲況に落ちて行く。誠に厄介な事業で、新聞位競爭の烈しい、忙しい、面倒な事業は又とない。

新聞は賣れても儲からないことは勿論である、賣れゝば却て生產費が高くつく、結局損になる、妙な話だが是れは實際談で、新聞の利益は外にある。それはそれとして、支那で新聞を起し、四隣の諸新聞を壓倒し、十萬以上の讀者を維持せんとならば、無論大資本と大競爭と經常的損失とを見積らなければならぬ。損失の方は或は非勢力が大になるにつれて、機徹の間に回復され、頗る有利——と云つても年一割やつと位——なこととなるかも知れぬ。しかも尙最初は只損失と大資本とが必要な計りだ。損失が必要とは換言すれば讀者の吸收である。

東京で一寸した三流五流の新聞を起すにも十萬圓では首を捻らざるを得ない。一流二流と肩を並ぶるには、建築物丈けでも五六萬圓、輪轉機一年分の營業費、同上營業用材料を仕入れる費用などを加へれば、大枚十萬や二十萬は直ちに飛んで仕舞ふ。

故に支那に於て理想的大漢字新聞を起すが爲めには、少くとも三五十萬の金が入る。有爲の事業家と、有爲の記者とを網羅し、新進の銳氣を以て進むには、三十萬以下では駄目である。

株式組織にすれば、三十萬の會社は極めて小なる會社である、此位の會社が出來ないとならば、日本の對支那貿易

も前途覺束ない。少し大きな商店や銀行は、一寸した爲替の變動に遇つてもすぐ、何十萬と云ふ損得があるでは無いか、少しは補助的の意味を以て、此種の事業に投資するも、亦無意義ではあるまいと思ふ。又實際對支那貿易に當つてる諸君の中から、此種の事業を發起されないのは、少々受け取り難いことで、私は或意味に於て諸君の恥辱では無かろうかと思ふ位です。

勿論利益を目的とするも差支ない、私は前述した如く、此事業は餘り儲からぬと云つた、之は我々から見て云ふので、事業家から見れば、儲からないことは無い、儲けやうとすればいくらでも儲ける法はある。

只私は儲けると云ふことは第二としたい。此の場合は機關新聞である、國民外交、對支那貿易發展の爲めの機關である、その爲めに理想的の大新聞で無ければならない、損失は構はない、新聞の目的が眼前の利益配當よりも遠大なる國家的、經濟的の利益にある、どちらかと云へば間接の利益である、株主の利益よりも一般の貿易家の利益にある、だから損失は止むを得ない、たとひ損をしても發展せしめなければならぬのである。

けれども今此のやうな事業に金を出す人が幾人あろうぞ誰が發起となるだろうか、少くとも悦んで發起人となり、經營を奬勵し、澤山の株を買つてくれると云ふやうな人は甚だ少いと見なければならぬ。

こゝが政府の補助を要する處で、下らない新聞を買收したり、小さな新聞を各地に起すが如きことを計畫するよりも、此種大漢字新聞の經營に對し、資本三十萬圓の年一割として三萬圓、卽ち僅かに三萬圓を補助し、先づ第一に上海又は北京に之れを起し、次で天津、奉天、漢口、廣東、福州、其他各地に起さしめ、事業は凡て統一的に、各地氣脈を通ぜしめ、（各自が營利會社では是が六づかしい、政府は常に各地新聞を統一的、調和的ならしめん爲め斡旋するを要す）利益あるの地は補助を廢し、更に新に別地に經營せしむるの方針を取らば、十八省全土は、十年を出でずして是等の新聞の支配する處となると共に、隣邦補弼誘道の眞使命も、斯くの如くにして初めて完全に行はるゝと云ふもの、而して我商工業者が之によりて支那の事情を知り、之に廣告して商路を擴張すると云ふ風になれば、期せずして我對支那貿易は發展し、獨逸も英吉利も恐るゝに足りないのみならず、巴那馬運河開通の後、必ずや殺到すべき米國品に對しても、優に競爭を試むるを得べく、日貨排斥（ボイコット）とか愛國云々の排外熱の如きも、之れを未前に防ぐことが出來る。

我輩は實業家の出資する三五十萬の金と、政府の年々の補助とは、決して無益な投資でなく、無意義な補助では無いと思ふ。故に曰く、是れ實に爲し得べき第一の急務にして、政府も亦相當の補助ありて可なりと。

## 第二の提案
## 共同販賣所の設立を望む

（參照上海通信何故にデパートメントストアーを起さゞるか）

是れは特に支那向雜貨に關しての問題である、朝野に喧しい問題で、本誌に於ても既に幾度か論ぜられた次第である。一には不評判な我雜貨及其商人の救濟の爲め、二つには其將來の發展の爲め、今や切實に研究され、緊急に其實行を促されて居る。惜しむらくは支那向雜貨商を營むものは、其日本にあるものと支那にあるものとに論なく、多くは資本も微々たるもので、連絡統一は毫も取れて居ない、從つて團體として運動し、又團體を代表して東西に奔走すると云ふやうなものが無い。算盤の上に現はるゝ悲しき運命に懊惱し乍らも、尙ほ日本の雜貨商は同業組合的大團結を造ろうとはしないのである。一二之れを主張するものありとも、各自の自負心と其島國的競爭的根性とは、神戸大阪の內地に於ける雜貨商さへ、容んど共同販賣の如きことを願みない、殊に近時革命後の新景氣と共に、彼等は雜貨の稍々其情勢を回復せるを見て、著しく鼻息荒くなり、自己發展、自己獨占を夢み、其僅小なる資金と、其支那の事情、支那の新氣分に通ぜざる製品が、忽ち市場より排斥せらるゝを思はず、一時的の狂熱的附景氣に滿足し、遠き將來を慮らざるが如きは、甚だ寒心すべき現象にして、隗魔を願みず、茲に再び共同販賣所の設立を主張する次第である。けれども其論據に於ては昔も今も變りはない、本誌第二卷第十六號所載、古心生の切言せる處は、今尙吾人の耳に新なる處で、同氏の所論は明治三十九年に成つたと云ふとなれば、隨分此問題が古いことも明である。も一つ古く溯れば、明治二十六年の頃に、日淸貿易研究所出身の諸君が東方通商協會を起さんとし、大淸誘導商會を各地各港に開設せんとしたのも、皆此共同販賣所に因緣がある、爾來二十年を經たる今日に於て、尙ほ此問題が囂々されると云ふのを見れば、對支那貿易も亦難い說である。吾人は此際一擧して此事業の完成を望まざるを得ない。

古心生の意見を基礎とし、共同販賣所の方案を述ぶれば、

## 第一、支那各港要津に行機（ハンチャン）卽ち支那の問屋の如きものを設立し、本邦小製造家の爲めに共同販賣を爲すこと。

曾に阪神地方に止らず、近來は東京附近でも支那向雜貨を製出する小製造家は極めて多い、淺草當りの貧民屈では支那向玩具等の內職で、其日を送つてるものが決して少くない。處で之等小製造家は資本が頗る薄い、只支那商人又は日本商人の注文に依り、其命に從て貨物を製造すると云ふ名計りで、甚しは其貨物の仕向地も知らなければ、其の何の用に供せらるゝかも知らない、市場の模樣、需給の關係なぞは全く分らない、只注文が輻輳すれば悅び、少ければ悲觀すると云ふ有樣で、其支那向なるを知るに及び、其注文と圖樣とを引き比べ、支那向は粗にして廉、出來は亂暴でも新奇で價が安ければいゝと觀念するやうになる。有爲の製造家が自ら奮て支那貿易をやろうとする場合でも、支那の事情などは一向御構ひなく、一時需要が多いと是こそ支那人の嗜好に適したのだと大悅びて、始終その圖樣により、知らず〳〵粗製濫製をやる。昔から此の筆鋒でやつてきたので、優良なる他の雜貨でも、若し日本製である場合には頭から品が惡い、價は安い筈だと斷定される、玉石混淆の姿である。

も一つが雜貨の爲めに惜しむべき欠缺がある。從來日本の雜貨と云へば、大抵支那人の手に取扱はれ、支那人は日本の小製造家に資本を與へて貨物を製造させる、製造家は資本は無し、先見の明も無い、支那人は巧みにそこを付け込んで、價低く質の粗雜なものを造らせる。是れが最も不都合な原因となつたので、革命と共に從來日本にある支那商人の勢力も失墜し、日本の小製造家も自覺してきたと云ふものゝ、まだ支那事情に通ずると云ふ域に達しない、此際

若し我小製造家を糾合し、鞏固なる同業組合を組織し、組合に於て其輸出の貨物を檢査し、品質の高下により等級を定め、其等級に應じて一定の商標を貼附し、共同の損益を以て之を支那に輸出し、支那の商務に精通せる本邦人に委托して販賣させる、そうして委托販賣の責に任ずるものに、時々刻々支那の風俗、習慣、需要供給の事情を調査報告させる、組合では其報告に基いて新奇の意匠を凝らし、荷造りを初め色々改良をする、共同販賣所は亦あらゆる方法を以て商品を廣告し、顧客を吸收する、支那商人も安心して共同販賣所へ注文する、組合は其團體の力を以て益々製品の意匠を斬新にし、品質を優良にし、消費者の意に背かざらんことを勉める、と云ふ風にすれば、販路を人に奪はれると云ふやうなことはないし、顧客を招徠することも必ず出來る、共同販賣所は又澤山の製造家の負擔に依て大々的に廣告することが出來、遂には我商品の名聲を支那中に廣めることが出來やう。

無論現今でも支那にある無數の日本商人は、何れも委托販賣に應じつゝある。けれども彼等は支那事情に通ずるもの少く、多くは其皮相なる觀察に甘んじてるもの計りで、到底內地の工業を刷新するようなことは出來ない、少し大きな商人は何れも買辦の手に任せてる、中以下の商人、又は買辦を雇はない商人は、己れの利益を顧みるに急にして、依頼者の大損毫を被ることなどは、之を當然のことゝ考へてる、少しも同情が無い。一の眞面白なそうして誠實なる共同販賣所のあることは、百十の不忠實なる雜貨商よりも優つて居る。

## 第三、共同販賣所は支那に於ける本邦商人に對し種々なる便宜あり。

第一共同販賣所は現今支那に於て將に沈淪せんとする本邦の雜貨商を救ふことが出來る、共同販賣所の確固たる信用と名聲とは、引いて日本雜貨の名を高め、日本雜貨商は今迄のやうに、支那商から貨物(日本雜貨)を仕入れたり、又は他の大きな店から仕入れをする必要がなくなる、一切共同販賣所から品物を引ける、色々な苦情や注文は共同販賣所の理事へ訴へる、理事から組合へ、組合から製造家へ傳はる、各方面から研究の結果、經驗の實際が販賣所へ集る日本雜貨は改良せざらんとするも得ずである。

第二に日本の行商(客商的)に便である、行商は色々な種類がある、現時は賣藥行商人が尤も多く、其評判は尤も悪い、青年有爲の人、又は今迄日本でのみ商賣をして居た人が、新に支那へ輸出を計る爲めに、試みに支那へ品物を賣り出して見ると云ふやうな場合に、彼等は言語、風俗、慣習、通關、運送、送金、保險等一切の事情に暗く、殆ど取引をすることが出來ない。在留の日本人へ泣き付く、そうすると日本人は放外な手數料を取る、然らざれば宿料とか雜費とかに追はれる、日本人の客商は驚いて逃げ出すは未だ可なり、中には沈淪してしまうものも少くない。此種の行商客商中には有爲有望のものも少くないし、有利のものも非常に多い、共同販賣所が少し之等の客商の面倒を見てやり、

賣買の仲立、倉庫の使用、代金の取立、宿料其他の低減等色々な手段を講じてやれば、微細なる方面からして我對支那貿易發達の道が開かれるに相違ない。

## 第三、共同販賣所の實績は只其人如何にある。

是れが尤も重要な問題で、如何に名論卓說でも、人物が無ければ何もならぬ、今迄喧しく論ぜられ乍ら、今日迄決行されなかつた第一の原因は實に此の人を見出すことが困難であつたからである、けれども眞に人は無いであろうか、頭株が一人居れば良い、數人の熱心なる事務員が之を補助すればいゝ、其餘雜役雜用簡單な事務者に至つては論外である、私は人が無いのではない、やはり共同販賣所を計畫し、之を實行しやうと主張する眞の實際家が無いのだと思ふ。

## 附、商品陳列所を設置せよ

是れも古い話で、をまけに苦い經驗を嘗めて居る、政府は一時之に保護を加へたことがある、けれども今日迄に商品陳列所として成功したものは殆ど無いと言つてよい、一言にして盡せば其局に當る人が熱誠を缺き、時代の趨勢に暗い爲めに悉く失敗したのである、其間には忌むべき談話も殘つて居る今日に於ては陳列所と云へば或者は戰慄するものもある、或者は鼻であしらつて眼中に置かないものもある、けれども其組織を整へ、適當の管理者の下に、活動寫眞も加へ、浪花節吾支那の芝居も引つ張り出し、手を代へ品を替へて支那人を呼び出し、新らしき日本の商品、精巧にして實用的の商品等を見せたなら、其廣告の效果は蓋し目覺しきものがあろうと思はれる、此種の陳列館は、やつはり共同販賣所の管理の下に置いて、差支ない限り卽賣なすれば、宛然支那第一のデパートメントストアーたるべく、景品を與へ廣告を施し、買手の不平苦情に鑑みたなら、我雜貨の將來に及ぼす効果は、蓋し預想の外にあらん。

昔は支那浪人の優遇所、商業失敗者の養老院、又商賣も知らぬ樣な人々を以て陳列所に鎭座せしめたことがある。我が新らしき商品陳列所は、最新の商業經營法に熟達し、大膽にして奇智に富める人が、全責任を以て之を經營管理しなければ、到底成功は覺束なしと知るがよい。

## 第三の提案。對支那雜貨貿易會社を設立せよ

是れは太田外世雄氏の持論であつた樣に記憶して居る。共同雜貨販賣所の設立に贊するの士は、容易に此種の會社の利益及効果を想像することが出來ると思ふ。成る程支那向雜貨と云へば品具が非常に多い、そうして其品種から云つても大量生產に適するとは決して言へない、從て大貿易會社と雖も、大組織の下に自ら製造し自ら販賣すると云ふことは六づかしい。そこで各種の製造家から色々と品物を買集めなければならないかも知れぬ。從て製造家から掣肘される恐れがある、のみならず從來支那向雜貨を取扱つてる雜貨商から非常の妨害反抗を被る憂もある。

けれども此種の雜貨會社の利益と、其使命と、其國家全體、對支那貿易全體に及ぼす影響を思へば、之が設立を躊躇する必要は無いと信ずる。從來三井大倉を初め、京阪地方の資力百萬二百萬を稱する商人が、隨分支那へ手を出し

てる、けれども夫れ等は支那向専門では無い、可成大口の貨物を選び、大口の取引をのみ望んで居る、小雑貨、小注文は捨て、顧みない、我對支那雑貨貿易會社活動の餘地は茲にある、勿論大口の雑貨を如何に大きく取引するも構はない、けれども同時に面倒な雑貨を捨つることは嚴禁しなければならぬ、此點に於て會社は利益の爲めに、或は小雑貨を振り向かなくなるやうな恐れがある、政府は小雑貨商補導、小製造家奬勵の意味に於て、會社に相當の補助を與ふると共に、此邊の監督を怠らないやうにしなければならぬ。

大雑貨會社の利益とする處は

一、資本大なる爲め、常に專任者を以て支那事情を調査せしめ、其時流に遲れざることを計るを得。

二、對支那雑貨製造業者の同業組合は、各自の利益相一致せざる爲め、時に不統一に陷る憂あり、之に反して會社組織なれば常に有力なる資本家ともなり、製造家の父とも成り、如何なる場合にも粗製濫造、又は不正不爲の製造を及さしめざることを得べし。

三、其勢力を以て支那に於ける本邦雑貨商の統一連絡を計り、之を誘導することを得。

四、現時支那に於ける本邦雑貨商は、其信用殆ど地に落ちて確實なる内地の商人は之に販賣を委託するを危む會社は其信用と識實とにより、能く委託者の期待に背かざることを得べし。

五、全體に於て我雑貨の名聲を向上せしむるの基たり。

六、大なる廣告、大なる取引を爲すことを得、大取引なれば條件も有利なり。

七、支那貿易上最大の困難は金銀比價の差違に基く爲替相場の變動にあり、大會社に非ずんば其損得を平均して營業を維持發展する能はざるべし。

八、將に起らんとする化學工業、電氣事業の如き、大會社の資本を以てするに非れば、深き研究、廣き調査を爲す能はざるべく、若し之れを小製造家に一任せんが進々たる獨逸の爲に一敗せん。

之を要するに無謀の競爭を避け、多少生産費及營業費の減少を來し、事業は比較的安固に、製造も販賣も統一され對外競爭力は增加し、我雑貨の名聲を大にすることが出來る。

飜て其弊害を見れば

一、製造家及小雑貨商に對して横暴の態度に陷り易い。

二、小雑貨商は壓迫される恐れがある、會社は或は之れを買收して獨占の弊に陷り、國利民福を顧みないことになり易い。

三、商品の製造を獨占し、或は專制的勢力を加へ、從來支那人の本邦小製造家に對したると同一の弊に陷り、改良を計らざるは勿論、利益の爲めに粗製濫造をなさしむるかも知れない。

けれども雑貨と云ふ商賣は其需要先きが非常に廣汎なので、中々之れを一手に引き受けるやうなことは出來ない。却て小雑貨店の存在が大雑貨會社の活動の前提となること

が多い。又雜貨には代用品が極めて多い、一の石鹸を獨占したとて、百の石鹸、千の石鹸が現はれてくるのみならず堅實な商人が奮闘的精神でやれば、小資本で持つて立派に其業を營むことが出來る性質のものだから大會社が起るとも決して憂ふる必要はなく、大會社は其信用不確實なる小雜貨商は之を顧みず、確實の小雜貨商には所有便宜を與ふることを計るやうにすれば、一方に於て會社の業務も發展し、他方に於て本邦の雜貨商の悲運を挽回し、併せて其發達を計ることが出來る、一年や二年で理想の實現は六づかしいが、今から斯樣の會社を起して貿易の弊風を一新するのは、蓋し亦刻下最大の急務であらう。（了）

## 支那各地に於ける漢字新聞數

（大正元年十二月二十日現在）

| 地名 | 數 |
|---|---|
| 北京 | 二五 |
| 天津 | 一八 |
| チーハル | 二 |
| 哈爾賓 | 二 |
| 長春 | 一 |
| 吉林 | 三 |
| 奉天 | 七 |
| 牛莊 | 三 |
| 芝罘 | 一 |
| 濟南 | 五 |
| 青島 | 二 |
| 上海 | 二四 |
| 蘇州 | 二 |
| 抗州 | 四 |
| 南京 | 二 |
| 蕪湖 | 一 |
| 鎭江 | 一 |
| 漢口 | 八 |
| 武昌 | 五 |
| 南昌 | 一 |
| 九江 | 一 |
| 長沙 | 七 |
| 沙市 | 一 |
| 重慶 | 七 |
| 成都 | 八 |
| 福州 | 九 |
| 厦門 | 二 |
| 汕頭 | 一 |
| 廣東 | 二三 |
| 香港 | 八 |
| 雲南 | 一 |
| 寧波 | 一 |
| 合計 | 一八六 |

M S生君よりの來信に曰く(前畧)小生病氣靜養中の處貴命に接し候間時々原稿相認め居候處又々病氣を加へ候爲め預定の日限迄に作成出來す且つ其後訂正添加致度と存居候處是亦其意を得ず實に亂筆に候得共草稿の儘御送附申上候に付御判讀の上採るべき點もあらば御掲載成被下度候(以下略)

# 對支那貿易上に於ける日本雜貨の地位

M. S. 生

## 一、支那雜貨貿易の盛大なる所以

雜貨なる語や其意頗る曖昧にして、時には廣く各種の貨物なる義を含み、時には特に小間物の類の如きものを指す。之れ獨り本邦語のみにあらず、支那に於ても雜貨なる一語あり、英語に於ても glocery 又は miscelleneous goods なる語は殆んど何等限定せられたる意を有せずして人々相通ずるも、要は未だ獨立したる一專門業を營み得ざる程の商品の總稱にして、商品としては未だ其取引の幼稚なる域にあるもの多し。之れ蓋し雜貨貿易なる一語が未開なる支那との貿易上に於て盛んに用ゐらるゝ所以なり。されば吾人が對支那雜貨貿易として取扱の商品は常に一定不變の數商品を指すにあらずして、貿易の發達に從ひて變化し行き、例へば昨年迄雜貨として取扱ひしものも今年に至りては獨立したる一專門商品と取扱はるゝに至るの類少なしとせず。而も支那の年次開化に赴に從ひ又更らに相次で新しき需用を生ずるあり、未だ獨立したる一專門商品たる能はざるが爲め雜貨の位に列して取引せらるゝ物を生じ、新陳代謝して盡くる事なく、支那の雜貨貿易は年々益々盛大なり。現時支那の對外輸入貿易約五億萬兩中阿片綿絲布、絹織物、毛織物、金屬品、器械類、染料、藥品、紙類、飲食料品、煙草、木材、皮革類に屬するものは各專門業者ありて取扱

はるゝも、其他は多く所謂雜貨貿易品として取扱はれ、其各品に就て貿易額は前記各類の貿易額に及ばざるや遠しと雖ども、其種類凡百に上れば、其總合計額に於ては支那對外輸入貿易の重位を占む。試みに之れを雜貨貿易中の大宗たる洋傘、石鹼、化粧用品、帽子、鈕釦、燭、絨氈、陶磁器、玻瑠器、時計、扇子、エナメル、金具類、家具類、メリヤス、タオル、寶石、レース、リボン、ランプ、皮製品眼鏡、學術用品等の商品に就て最近數ヶ年の輸入總計を平均せるに約三千萬兩内外に上り、之れに此等以外の雜貨を合計すれば優に總計五千萬兩に達す可く、支那對外輸入額の一割を占むる盛況にあり。且つ今後大ひに需用（增加）の見込ある商品は多くは雜貨の範圍にあるもの大れば、支那對外貿易上に於ける雜貨貿易の隆盛は察知するに難からず。

## 二、支那に對する各國雜貨貿易の特質と消長

雜貨貿易とは獨立したる一專門營業を爲し得ざる商品の貿易を總稱すと云ふを得ると同時に、之を他の反面より觀察せば、生產の過剩する文明國より未だ之等の商品を製造し得ざる未開國へ供給し得る貿易なりとも稱す可き也。此等の商品たるや文明各國に於ては多く自國製造品を以て供給し得るが爲め、文明國間に於て此種商品の貿易殆んどなしと云ふを得べし。されば今日支那へ雜貨の輸入をなすは歐米各國及び日本に限るは勿論なるが、而も各國と支那との歷史的及地理的關係或は其供給する國の工業上の事情に依り、其商品の種類を異にするは勿論、其取引の方法にも特色あり。又數十年の歲月中には自然其間勢力の消長あり、特に支那が最近に於て急轉直下の勢を以て世界的文明に接近せんとする秋に際しては、日用の雜貨品中にも一大變化を促し、之れによりて交易國との關係上にも一大轉換を見るは蓋し必然の傾向と云ふ可き也。

支那との雜貨貿易に最も長き歷史を有するは云ふ迄も無く英國にして、日清戰爭以前に於ける支那の雜貨は殆ど悉く英國より船積せられたるものと云ふも不可なかりしが、次で獨逸品の輸入漸次增加し、更らに日露戰役前後より本邦品の輸入劇增するに及び、英國雜貨の勢亦昔日の觀を保たずと雖ども、而も今日猶最も多種多額の雜貨を支那に輸入するは英國なり。

英國雜貨の特徵は世界的供給をなすを目的とする一點にあり、必らずしも對手國の嗜好に從はず、世界到る處の市場に供給す可き商品を以て支那に輸入す。されば種類の多きは勿論其製造も精巧なり、從ひて其價額も不廉なり、之れ英國雜貨の世界に獨歩するの名譽ある所以として支那に於ても聲價の其右に出づるものなし只世界的たると云ふ反面には支那的ならずと云ふ缺點あり、之れ對支那貿易上漸次他の諸國に壓せらるゝに至る原因なり。

かくの如く英國の雜貨は世界の市場を相手とすると云ふ點に於ては到底他國商品の企て及ばざる所、何人と雖も其

支那貿易と云ふ點より云へば別に英國品としての誇を認めず只其中著しき種類のものを擧ぐれば左の如し。

(一)**ハンカチーフ**、支那に需用する手巾は殆んど英國品の獨占供給にかゝり、其一年總輸入額三十萬兩內外の約七割は英國品なり。其他獨逸品日本品あれど到底英國に比す可からず。

(二)**陶磁器**　從來其輸入少なからざりしが、其價額の不廉なると支那向ならざるとにより、近時獨逸品及び日本品に壓せらるゝある。を免れず、近年は支那總輸入額の僅かに一割三四分を占め居るのみ。

(三)**石鹼**　該品支那總輸入額百八十萬兩中五割は英國を以て占め、獨逸品は一割、日本品は一割二三分に過ぎず。

(四)**學術用品**　支那總輸入額九十萬兩に對し英國品四割を占め、日本品は之れに次ぎ二割四分を占む。

(五)**蠟燭**　支那輸入額八十九萬兩に對し英國品は八九割の大部分を占む。

(六)**金具類**　支那總輸入額八百萬兩に對し四割を占む。

(七)**洋傘香氷**　從前は多額に輸入したるに今や日本品の發達に從ひ昨今漸やく一割內外を占むるのみ。

如此は英國輸入雜貨品の大宗なれど、其他雜貨商品一として英國より輸入せられずと云ふ物なし、是れ今日獨英國雜貨が支那に第一位を占むる所以也。

英國に亞ぎ歐米各國中對支那雜貨輸入の旺盛なるは獨逸にして、該國對外貿易の特徵は世上已に定論あるが如く低廉なる實用品を主とするを以て、支那に於ける如き未開國には容易に其勢力を占め得る所以なり。特に同國の支那に對する貿易上の熱心なるは單に如上の主義を以て足れりとせず、盛んに支那事情を研究し、支那の民情に適したる意匠趣向を加味したる雜貨を輸入するにより支那人の歡迎を受け、漸もすれば本邦品と雖ども之れが後塵を拜する事屢々なり。之れにより世人は獨逸商の敏活を嘆稱して止まず、支那に於ける雜貨を論ずるものは直ちに獨逸品を拂らへて範となさんとす。然る可き事なりと雖ども未だ大ひに穿ちたるものと云ふ可からず實際獨逸雜貨品中支那的として世の嘆稱するは僅かにエナメル、メリヤス、鈕釦等の數種に過ぎざるのみ。世人が驚嘆する割合に其雜貨貿易額の大ならざるは其一證となす可き也。特に同國の對等雜貨貿易上に於ける一大缺點は之を取扱ふ商人を得ざる事なり。蓋し該國雜貨は多く代理販賣組織を以て瑞記、禮和、禪臣等の大商店の專賣に歸するが、之れ支那に於ける雜貨販賣方法として良策と稱す可からざれば也。今同國雜貨中支那に於て名を得つゝある品目に就て見るに、エナメル製品は支那總輸入額七十萬兩に對し墺太利國と合して七割以上を輸入し鈕釦は支那總輸入額の四割ランプ及び同部分は支那總輸入額七十八萬兩に對し四割內外をメリヤス靴下は三割玩具及び學術用品は二割を其他時計玻璃器陶磁器等各其支那總輸入額に對し一割內外なるべし。其他雜貨各品に至りては概ね一割に達せず、獨逸雜貨が世評の大なるに拘らず、其貿易額の小なること推して知る可き也。

英獨の二國を除き歐米諸國の對支那雜貨貿易は見る可き

もの少なく、僅かに佛蘭西が寶石懷中時計香水裝身品リボン等に就て名あり、墺太利匈加利國が獨逸類似の商品例へばエナメル製品鈕釦玻璃製品を輸入するあるのみ。而て其額未だ大ならず、對支那雜貨貿易評論をなすに當り特に多くを記するの必要を見ざるを以て之を略す。

然り而して此等歐米各國の雜貨に對抗し、已に獨逸を壓倒し、英と覇を爭ふ斗りに隆々其名を擧ぐるものは本邦雜貨なり。前記せる如く本邦對支那雜貨貿易は僅かに其端緒を日露戰爭前後に發し、其年歯に至りては猶獨逸より弱し而も日露戰後駿々たる本邦工業界の發達と貿易界の自覺とにより、對支那雜貨貿易は日進月歩の勢を以て遂に今日の隆盛を致したり。蓋し本邦は對支那雜貨貿易上數ケの好條件を具備す。卽ち雜貨商品の如き嗜好の變遷甚だしきものにありては、一去一來距離の近きより好都合なる無し。又同人種なる關係よりして工業者が需用者の意匠趣味を豫知するの便利あり。特に最も本邦雜貨の發展し得る所以は之れを取扱ふ商人の適當なるにあり凡そ雜貨貿易の特質は巨資を擁する代理商により取扱はるゝよりは商品其ものと起臥を共にする程の實戰的商人により取扱はるゝを必要とするに、歐米雜貨は多く此種の商人を求め得ず、爲めに有望の商品を有し乍ら其豫期の功を收めざるに反し、本邦對支那雜貨貿易はよく此種の貿易業者を得て以て確實なる進歩を遂げつゝあり。

然り而して本邦雜貨は其質に於て獨逸雜貨の如く底廉にして實用に供するを主とし、其性に於ては英國雜貨の如く凡百の雜貨を供給するものなれば前記の各條件と相應じて年々大なる發展を遂ぐるに至る實に宜なりと云ふ可き也。然れども本邦雜貨と雖ども亦時に盛衰曲折なき能はず、其經歷の如何を知らば又其將來をもとするに足るものあれば別に更らに項を設けて之れを記さんとす。

## 三、本邦對支那雜貨貿易の消長並びに取扱商人との關係

本邦雜貨の支那雜貨貿易上に於ける大勢に就ては略ぼ前述するところありと雖ども、今更らに其現在商品の內容を査し並びに過去に於ける消長を考し、其將來を記述する所あらんとす。且つ其貿易の消長は其依りて與かる商人との關係密接なれば、這般の消息に就ても些か述ぶる必要あり。

現に本邦より支那に供給する雜貨の種類は凡百の多きに上り、元より枚擧の遑あらずと雖ども、就中其中多額を占むる數種に就て支那雜貨貿易上に占むる割合を擧ぐれば左の如し。

| 品名 | 支那總輸入額 | 支那總輸入額に對し本邦の供給に係る割合 |
|---|---|---|
| 鈕釦 | 一五〇、〇〇〇兩 | 五割 |
| 靴下 | 一五〇、〇〇〇兩 | 二割 |
| 帽子衣服類 | 五〇〇、〇〇〇兩 | 四割 |
| 陶磁器 | 二六〇、〇〇〇兩 | 四割 |
| 皮革製品 | 一二〇、〇〇〇兩 | 三割入分 |

| | | |
|---|---|---|
| 化粧品 | 二四〇、〇〇〇兩 | 五割一分 |
| 學術用品 | 二二六、〇〇〇兩 | 二割四分 |
| 洋傘 | 五五四、〇〇〇兩 | 六割三分 |
| 玻璃器 | 一、〇三二、〇〇〇兩 | 二割七分 |
| ランプ | 七八四、〇〇〇兩 | 二割 |

此等大宗數種商品の合計約六百萬兩以上に上るを以て其他の雜貨を總計せば略一千萬兩に達す可く、支那雜貨總輸入額の二割內外は本邦品を以て占むる盛況なりと雖ども、猶未だ本邦工業の發達なきが爲め全然輸入を見ざるものも少なしとせず。例へば支那に於て大需用あるエナメル製品、リボン等の如き其一例なりとす、且つ現に本邦より支那に供給する此種雜貨も之を其製造上の方面より云へば小規模にして手工業の加味せらるゝもの多きに居ることは、本邦對支那雜貨貿易の前途に對し警戒す可き現象にして、彼の歐米各國に於ける該種工業の大規模にして器械的なるに比し大ひに遜色あるは勿論此後本邦工業の程度迄は支那の工業とても漸次發達し得るの見込なきにあらざるを以て製造上より本邦對支那雜貨貿易を評にすれば、一方歐米の强敵に對し他方支那製造品と角逐するの覺悟こそ必要なるべし。

然り而して本邦對支那雜貨貿易をして今日あるに至らしめたるは地形上勿論の結果なりと雖ども、而も其今日に至る迄の雜貨貿易業者等の變遷を見るに、一起一倒苦心の跡慘憺たるもの存し、本邦對支那雜貨貿易を論ぜんとせは些か之れに就ても述べざる可からざる次第なり。

本邦雜貨が支那に輸入せらるゝ當初にありては、本邦に居留する支那商人の力與かりて大なるものあり。支那に於ける本邦雜貨の播種は全く彼等支那商人の賜物なりと云ふも不可なき也。如斯彼等によりて本邦雜貨は支那人の需用を喚起するに至りたりと雖も、一利の存する所亦一弊あり、彼等が支那市場を專らにするより、遂に本邦製造業者をして粗製濫造の弊に陷らしむるに至り、支那の一般需用者をして本邦品は粗なりとの惡印象を刻したり。後漸やく本邦當業者が直接支那に雜貨を輸入するもの現はれしが、初めは多く無經驗者にして、中には無資產者にして泡沫的商店を開くが如きもの少なしとせず、却而支那商人の爲めに壓せられしが、近年に至り其基礎漸やく堅まり、且つ追々專門的雜貨貿易業者を生じ、以て支那人との對抗をなし得るに至りたりと雖ども、商品に對する需用者の惡印象は未だ之れを去るを得ざるが爲め、確實なる商品と雖ども之れが販賣に困難する事情なきにあらず、製造當業者が其工業組織を改善する必要あると共に、貿易當業者がよく此點に努力奮勵し、精良底廉なる本邦雜貨をして其眞實の價値を支那の需用者に會得せしむることは我が對支那雜貨貿易の將來の爲め最も必要なる活動なり。

かくの如く工業商業兩方面に於て警戒す可き點無きにしもあらざれ共、方今本邦雜貨の支那に輸入せらるゝ大勢を見るに頗る健實の狀態にあり。且つ本邦雜貨將來發展の逕路を示すもの多し。左に各項に分ちて其一般を評せんとす。

**イ、本邦雜貨對支那輸出取扱商國別よりの觀察**

前述せる如く本邦雜貨の對支那輸出に就ては曾て本邦居

留の支那商人の力に與かる事大なりしが、兩國々際交通の密接となり、本邦當業者の自覺を加ふるに從ひ、逐年其勢力盛まり、日露戰後數年間は本邦對支那輸出の過半は猶彼等支那商人の取扱ひに歸したれども、今や僅かに其四分の一內外を取扱ふに過ぎず、其本邦に居留する支那商人の如きも大ひに其數を減少し、今猶其勢力を保つは本邦商の未だ發展を遂げ得ざる廣東方面の商人が橫濱に割據し、中支那及び北支那商人の比較的根據あるものが神戶大阪に其餘勢を維持するのみ。是等亦將來本邦商の發展に從ひ漸次驅逐せらるゝに至る可く、かくて精良なる本邦雜貨が確實なる本邦當業者により直接其眞價を支那市場に紹介し、本邦雜貨積日の不評が恢復せらる可き日に到達す可きは期して待つ可し。

**ロ、本邦雜貨取扱本邦當業者の輸選せられたること**

雜貨貿易は其經營の端緒比較的容易なり、かゝが故に本邦雜貨が漸やく本邦當業者により取扱はるゝに至りし當初に當りては、概ね空手無資の徒が泡沫的商店を開始するものあるを免れず、又ゴロッキ的行商人の數多かりしが、年次を經るに從ひ漸次陶汰を經、今や殆んど其影を認めず。曾て雜貨商と云へば居留邦人間にさへ除外せらるゝ程に墮落し居りしに、今や滿洲及び北支那に於ける本邦雜貨商の堂々たる店舖を構ふるは視察者流の一驚に値す可く、中支那方面に於ける本邦雜貨商の資信共に堅實なる亦賞するに足るものあり。只南支那に至りては本邦商未だ其翼足を伸ばす能はず、徒らに廣東商人の手に委するは遺憾にして、將來本邦雜貨商の發展に着手す可き所亦該方面たるを失はず。

かく本邦取扱商人の發達頗る健實なるのみならず、其取引方法亦愈々妙處に至り、從來雜貨商と云へば其信用甚薄く又雜貨製造人と云へば資本少なくして運轉の餘地なかりし爲め、商品は悉く製造人より貿易業者に買取りの必要あり、從つて其取扱額大なるを得ず、之れに加ふるに製造業者が直接商品の上に改良を思考す可き餘地少かりしが、今や各當業者の發達に從ひ取引方法に著しき改良を見、確實なる商品は多く代理店販賣組織をとり、中には製造業者が直接販賣部を支那に設置するあり。

行商亦昔日の如き流浪的のものにあらずして眞に歐米に所謂 traveller の性質を有し來り、從て由來商標等に於て不統一の譏ありし本邦雜貨も之等の改善に伴ひて大に統一し來りたり。

斯の如く本邦雜貨貿易の前途甚だ洋々たるの上に本邦當業者の步調漸やく整頓せんとする頃急に支那革命の機運に接し、爲めに支那の需用界に一大變遷を促し、本邦雜貨は一層活躍を呈す可き秋に臨めり。乞ふ次章に於て更に革命動亂の我對支那貿易に及ぼしたる影響が如何に本邦雜貨發展の機運を大ならしめたるかを講述せん。

## 四、革命戰爭が本邦對支那雜貨貿易に及ぼしたる影響

支那の政治的革命は其の風俗習慣の上にも一大變化を促

し、衣食住百般の上に新規の需用を喚起し、之れに從つて各種新雜貨の輸入を見るに至りたるは決して一時的現象と認むる能はず、將來益々變遷傳播し、遂に革新せられたる新支那風俗を現出せずんば止まざる可し。

而してかゝる新需用は一として隣邦たる本邦雜貨の輸出增長を起さしめざるなく、特に支那人嗜好の向上により、其需用は益々我國の夫れに接近し、流行の變遷速かなるにより、近距離の便は益々利用せられ、廣漠たる支那數億萬人の新需用は一に本邦品の獨占市場たらんとする傾向あり。今次支那の革命戰が本邦對支那雜貨貿易上に一新紀元を劃すは云ふまでもなき也。猶項を分ちて其實情を述べんとす。

**イ、風俗變化の程度と本邦雜貨需用**

風俗の變化が都會に於て急激にして地方に於て緩漫なるは勿論なりと雖も、支那は其極端なる一例なりとは親しく支那の內地を旅行せるものの悉く唱ふる所なるが、其商品需用の多少に至りては寧ろ急激ならざる地方なりと云はざる可からず。而して又此等地方に於ける需用程度は一般に低し、之れ價額の低廉なる本邦品が都會に於て比較的見劣りのせらるゝに拘らず大需用の生ずる所以也。今次革命戰後都會に於ける風俗の變化は高潮に達し、從つて高價なる歐米品新需用を生じたるもの少なからず、此風浸々として田舍地方に及ぼすと雖も、地方人士はかゝる高價品の顧客にあらず之に因りて之れに代用す可き本邦品は盛んに此等の地方に販賣せらるゝに至りたり、而して其販賣高より之れを云へば此等田舍地方より遙かに大なる顧客を有する所なし。

**ロ、青年及び中流社會の興起と本邦雜貨の盛行**

革命は青年と中流社會とにより完成せられたり、今後の支那に於て政となく商となく農となく工となく此等青年及び中流社會の興起するや疑なし。而して此等二社會は風俗流行の上に一大勢力あるは云ふ迄も無きこと乍ら、此種階級人士は其日本に對する觀念の如何に拘らず大なる本邦品の需用者なる事は本邦雜貨の發展上一大便宜なりと云ふ可き也。

**ハ、色模樣等に對する一般嗜好の向上と本邦雜貨**

由來支那人は藍、青、赤、紅、黑、白の如き單色濃艷なる色彩を好み且つ華美なる大模樣ものを嗜みたり。然れども此等の趣好は、風俗の開化に從ひ漸次淡色にして變化に富むを好むに至り著しく本邦の嗜好に近似したることは、當業者の等しく感ずる所にして、此種傾向は本邦雜貨發展上に、貢獻する事の大なるは勿論なり。

**ニ、流行變遷と本邦雜貨**

風俗の變化と共に、流行の變遷極めて著しくなれり。是亦本邦雜貨の發展上、至大の便宜と云ふ可きなり。蓋し從來の支那は、其風俗習慣固定し、商品の需用には全く其變化を見ざりき、從つて一度支那風俗を研究し、其需用を考究せば、如何に遠距離の國と云へども、容易に貿易を營み得たり。之れ英獨各國が契約により船積迄に、約半ヶ年有餘の日數を要し乍ら、猶且つ盛んに貿易をなし得たる所以也。然るに今や風俗變化の劇しきにより、半年先きの商品を豫

約し能はざる域に達せり。本邦品が他歐米諸國に比して、優勝の地位を占め得ること以て察するを得可き也。

## 五、支那に於ける雜貨の流行と市場との關係

支那に於ける雜貨の流行は、是れを其地勢氣候等の關係より、三大地域に分つ可し。

其一は卽ち京津を中心とする北支那地方の流行にして、天津は之れが市場たり。

其二は上海を中心とする中支那地方の流行なり。

其三は香港を經由地として南支那一帶は同一流行地域なり。

然れども此三地域とて、絕對に分別あるにあらずして、又た夫々連絡の關係あり。之れ支那の流行界の趨勢なり。而して其關鍵たるは、市場と市場との關係により保たるゝものにして、南部香港と中部の上海と、中部の上海と北部の天津とは、貿易によりて雜貨流行の連鎖たり。

されば上海は相互に連絡を有する點よりして、貿易上にも又流行上にも、支那雜貨界總滙たりと雖も、上海の流行が全然其儘他の各地方に傳播するにあらずして、上海より各地に傳播する迄の中、各其地域の趣味を配合する事は、廣大なる支那として當然ある可き現象なり。而して此等雜貨流行地域を三別すると同時に、此等三地域に於ける輸入各國の勢力に消長あるは亦一の現象なり。卽ち北方に對しては本邦雜貨の勢力大にして、本邦商の直接輸入者多きに拘らず、歐米人は殆んど此方面に驅足を伸さず、該地方輸入の歐米品は、凡て支那人の手により上海を經由したる商品に係る、之れに反し上海に於ては英獨雜貨の勢力大にして、英獨雜貨商人の大なるもの多く、日本品取扱は彼等に比して、其勢力甚だ微々たり。されば其小賣の支那商にありても、西洋雜貨を取扱ふは其地位名聲遙かに東洋雜貨（日本雜貨）商の上に座す。

南方に有りては其傾向益々甚だしく、本邦雜貨商の如き殆んど見るべきものなし。天地人の和を得て初めて完全の發展を得る、之れに因りても知る可きなり。

今や南方に對しても天の時は東洋雜貨の發展を待つ、地の利亦得ずとなさず。獨り人の和を得ざるが爲め、あたら肥沃の市場をして、獨り他人の咨行するに任せしむ、一大活躍者を待つや其情切なり。

## 六、支那の雜貨工業短評

雜貨工業は歐米の如く、大工業組織を以て製造するもあれど、亦我國の現狀の如く、中ば手工業を加味したるが如き程のもの多し。されば工業として頗る簡易なる種類に屬するもの多ければ、假令工業智織の猶未開なる支那と雖も、必ずしも製造せられ得ざる程のものにあらず。

現に從前廣東に於ける化粧用品製造者、廣生行の如き、上海に於ける景倫メリヤス工場、製帽公司の如き、其他メリヤス、タオル、石鹼、蠟燭の如きは、各地頻々として設立せられ、前記諸工場の如きは、大約其功を擧げ居るもの、

| 輸出地方 | 滿州 | | 北支那 | | 中支那 | | 南支那 | | 合計 | | 關東州 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 品名 / 輸出額 | 數量 | 價格 | 數量 | 價格 | 數量 | 價格 | 數量 | 價格 | 數量 | 價格 | 數格 | 價格 |
| 賣藥 | | 二六、三九円 | | 一三一、〇七五円 | | 二〇〇、二四七円 | | 三三、一三円 | | 三七九、六八四円 | 一三、三三五斤 | 一〇〇、九六〇円 |
| 綿絲糸 | 七、〇九五斤 | 五、四五五 | 三四、九五三斤 | 三〇、四三二 | 一〇、九六三斤 | 九、七三七 | 一、八三二斤 | 一、二九三 | 五四、三九一斤 | 四八、八〇六 | 一二、九四二 | 八、七九七 |
| 綿製手巾 | 二、七二九打 | 一、三三九 | 九、七三一打 | 三、五〇四 | 七八、五八九打 | 二一、八七四 | 一、九〇一打 | 四四四 | 九二、九五〇打 | 二七、一六一 | 打 | 六、五八二 |

如きも、其他の多くは、空想的利標回收の主義の下に建ち、何等基礎的定見なく、尙ほ其經營宜しきを得ざるが爲め、其多くは倒滅の悲境にあり。從て支那雜貨工業の前途に對し、概ね悲觀の聲を聞けど、其主因は經營の拙劣にありて存せり。今や堅實なる產業提唱の時季に入り、企業者亦漸く經驗を得たれば、再び失敗の慘を見る事多からざる可く、從つて此種雜貨工業は、所在勃興すること明かなり。只此等製造業の勃興が、外貨殊に本邦雜貨を驅逐するならんとは、末永き杞憂にして、外貨は外貨として其販路毫も減せざる可く、支那の日々文化に赴くにより、當然の理由として只だ之れによりて支那の市場は益々開拓せらるゝのみなればなり。蓋し外貨として支那品を壓倒し得るには低廉にして精良ならんことは、必す備ふ可き條件なるや論なし。

（完）

## 對支那貿易十大缺陷

一、我對支那貿易は中部支那及北支那に偏重す。而して尙に我國は南支那に疎遠なるのみならず、其貿易額の如き年々減退の色あり。南支那の富源は北支那の及ぶ所に非す。宜しく南方發展の道を開くの要あるべく、視察旅行者、銀行、海運等の貿易機關を完全せよ。

二、我對支那貿易は阪神兩地に偏重し、京濱地方は年々減少の色あり。事變後は東京方面の雜貨商は稍自覺したる所あるも、一層奮勵するの要あるべし。

三、我對支那貿易は輸出入額著しく不平均なり。我國が工業國を以て標榜し乍ら、工業原料の豐富なる支那よりの輸入が比較的少く、特に歐米諸國よ



り盛に輸入を仰くは甚だ奇怪の現象たらずんば非す。

四、我對支那貿易機關は其活用未だ完全せず。特に貿易機關銀行に於て其然るを見る。

五、支那の貿易港に居留する本邦商人の連絡及團結力は甚だ微弱なり。

六、日支兩國商人の聯合機關なく、從つて其間の交誼圓滿を得ず。過去に於ける邦人の對支那企業の失敗及び日支兩國人共同企業の失敗は、邦人が最助短補兩國協力等の誠なく、自利之れ營みしに因らずんば非す。之れに對する報復手段として排日貨運動等の起る又止むを得ざる所なり。

七、支那に於ける本邦人の企業就中工業上の勢力なきこと。

八、日本商品の不信用なる爲め支那市場に於て見本取引を行ふを得ず、多くは見込に係る製造又は輸入なること。

九、領事官制及商務官制充分ならざること。

十、支那に於ける商標問題の未確定其他新商品の發見又は創意に完全なる保護機關なきこと。

# 支那に於ける英獨雜貨と日本雜貨の將來

一、英獨雜貨に就て
二、日本雜貨の狀況及び將來、
三、雜貨製造業者に對する注意の大要、
四、結　論、

重慶歸客　田邊生

## 一、英獨雜貨に就て

英國製品か、凡て堅牢を旨とし、體裁を顧みず、而も價の不廉なるは、永年の是論にして、支那向き英國雜貨も亦た此の流を受け、外觀頗る美なるにも係らず、東洋市場の各國雜貨中一等品たるの定評を保特し、近來獨乙雜貨の名聲頓に揚り、逐時諸外國品を壓倒しつゝあるに際し、今尙ほ支那上流社會に確實なる販路を有するは、日本商工業者の注目に價する點と云ふべし。

英國雜貨は實用を重んじ、體裁の如何、價の不廉よりも、品質の好良、永年の使用に耐ふる日用品を求むる英國自國人の要求に適合する樣製作されしものにして、其の內地向きと外國向きの如何を問はず、製造者は使用者に對し、所謂德用品を供給するの觀念深きが故、一度此を購求試用せんか、必ず終生忘るべからざる好印象を腦裡に映せしむ。中にも支那市場にある英國製大時計類、革具類其の他百般

の木鐵製小器具類等に就て見るに、其の製作の入念にして使用者永久の利便を計りつつある親切心は殆んとするも覆ふ能はざるべく、從つて多少の高價も遂に顧るを得ざるに至らしむ。此を日獨雜貨の外觀を主として實質を捨て廉價を以て顧客吸收の手段と心得、使用者の利害得失を度外視せる不親切なるに比せんか、目前の利のみに汲々たる支那人と雖も、其の製品の優秀確實なるを發見せざるを得ざるべし。

由來英人は自負心頗る强く、其の何れの外國人に對しても先づ第一に自國語を以て對話せんとするが如く、輸出向き商品も成る可く自國人使用其の儘のものを以て輸出先國狀の如何に係らず、自國品の優秀なるを自覺せしめ、確實なる需用者を得んとしつゝあり。故に其賣行も多くは日獨兩國の花花數きに比し、甚だしき遜色あるを免れずと雖も、一方に於て漸進的に擴張せる販路は、競爭品より蒙る侵害の比較的僅少にして、且遲緩なるの得點あり。

支那に於ける英國雜貨は、一般に中流以上向きの者多く下層人民の使用に適するが如き安直なる普通日用品の種類極めて僅少にして、下層人民が其の過半數を占むる支那各地方にありて、賣行の甚だ些少なるは理の當然と云ふべく、將來日獨の方針を執らざる限り、尋常の手段に由りて此を激增せしむ可きは到底不可能の事に屬す。

英國品か比較的確實なる華客を有するに係らず、徒らに自負心を逞ふし、輸出先國民の富力、嗜好の變遷に留意せず、製作上何等の進步改良を謀らざるは實に思はざるの甚しきものなり。日本同業者は英國品の特長を知ると同時に、斯くの如き不得策なる商略を學ばざるを要す。

獨乙工藝品の支那市場にありて偉大なる勢力を有し、近來着々として其の販路を擴張し、順時日英兩國品を市外に驅逐せんとしつつあるは今更吾人の喋々を要せざるべく、我同業者は此の眞因を探究して將來の策を樹立せざるべからず。

近來獨乙は自國工業の勃興と共に、其の販路を東洋特に支那市場に擴張せんと欲し、政府は有らゆる手段を講じて之を奬勵し、或は保護政策に由りて諸稅の拂戻しをなし、或は汽船積み運賃の割戻を謀り、或は駐在領事若しくは商況視察員をして、支那各地方の狀況を調査報告せしめ、以て自國商品勢力の振張に勤めつゝあり。

數年來幾多有爲の人才は、東洋市場に旅行駐在を命せられ、頗る熱心且つ專門的に商況及び支那工業の發達支那人嗜好の變遷其他人情風俗等を探査研究し、隨時支那市場に歡迎せらるべき新柄商品を發案して內地製造業者に示し、斯業をして最も時流に投じたる商品を製作發賣せしむ。亦た、支那にある獨國領事は、其の前身多くは東洋貿易に經驗ある。實業家にして、任地商工業を視察する事の熱心に而も機敏なる、諸外國領事等の當底企及し能はざる所たり。彼等の多くは每周數回自ら市場を巡回し、商店に出入して其地の調査を遂げ、銳敏なる視察眼を以て自國商工業に與ふべき資料の發見に腐心しつゝあり。某々國領事等の常に無責任なる雇用支那人の提出せる一片報告書を綽とし、何等

商工業に對する具眼なき自己の淺薄なる意見を經として堂々紙面の豪者を氣取るに比せんか、蓋し雲泥の差違あるを見ん。

明敏卓絶なる參考資料に基きて製造せられし獨乙雜貨は、前述の如く發賣輸送に當りて便利を得、而も勤勉にして薄利に甘んじ、資本の大なるが爲め將來の好況を見越して一時の損失を忍ぶ獨乙商人に取扱はるゝが故、一度市場に出現するや、忽ちにして名聲を博し、益々其の需用を增加する亦誠に宜なりと云ふべく、吾人は彼等の機敏なる商策が着々其の効を奏し、古今獨歩の勢あるに羨望せざるを得ず。

目今支那市場にある同國製時計類、洋燈類、エナメルド製、洗面器、食器室內用具、セルロイド製品、縫針綿製品類化粧品類等の數多の商品を見るに、或は、體裁の優美、或は堅牢なる、或は實用を重じ、或は廉價を旨とせる、或は品質の好良を主とせる、若しくは此等の數件を具備せる、各其の使用の性質及び顧客の種類に由りて取捨當を得、支那人をして遂に彼國品を購求せざるべからざるに至らしむ。

此を要するに獨國雜貨製造の方針は全然英國の其と相反し何等自國人の嗜好を加味せず、直進的に需用者の使用に適し、尙ほ購買力の及ぶ範圍內の價格を以て製作發賣するを主旨とす。其の製品が到る所に歡迎せれ、牢固拔く可からざるの勢力を保持するや宜なりと云ふへし。

## 二、日本雜貨の狀況及び將來

支那に於ける日本雜貨は拾數年來の粗製濫造により、其の名聲遙に歐州品の下位にありて、一般に最下等品たるの定評を免る能はざるのみならず、此と同樣若しくは以上の品質を具備せるものと雖も、常に「東洋雜貨（日本雜貨の意）」なる一言の下に、一割乃至二割方安値にて取引きせられざる可からざる不名譽を有す。

されど價の低廉にして而も新案の流行品を快速に製造供給し得るの一點は、製產地の遠隔して市場への輸送に多大の運賃と日數を要する歐州品の企及し、能はざる所にして、乍不評判、年々多額の賣行を有し、支那各地方にありて可なり牢固なる根據を維持する所以なり。

近時日本雜貨の現況を悲觀し、將來一大覺醒をなすにあらずんば漸時市外に驅逐せらるの悲境に陷るべきや必せりとし、徒らに品質の改良、名譽の回復を絕叫し、內地商工業者に對し極端なる英國主義を皷吹するものあるを見る。其の意や誠に感ずべく、其の情や賞すべきも、只何品に限らず粗製濫造を止め、特更に名聲の回復を謀つて其の高價に失するの患を思はざるは、事情に迂、實利を重せざる局外者机上の論に過ぎざるなり。

抑も昨秋革命動亂發生以來、支那各地の革命家志士學生浮浪人勞働者の各社會は、千載一遇の好機に出動し、皆不時の收入によりて急に分限者となれり生來の虛榮心は勃々として起り、一時の金回り好きに任せて贅澤を極め、好にで

高價なる外國雜貨類を購求して殆と飽くを知らず、遂に今春來內外人をして等しく支那人嗜好の變遷の激烈にして、今後支那向き雜貨は成る可く高價の上等品ならざる可からざるが如き言を發せしむるに至れり。

此れ戰亂に伴ふ自然的潮流にして、我國に於ける明治維新或は、日清日露の大役の後、一部の人士が非常に華美贅澤なる生活を開始し、一般社會に迄も惡影況を與へ、識者の患を增せしが如き觀ありしと同一なり、年ならずして一大反動の出現し來るべきや必せり。

支那這回の動亂に際しても此等俄か分限者亞流の急進的購買熱は、爲めに體裁を主とし、所謂輕薄なる「ハイカラ」思想に囚はれたる、支那人をして益其の流れを酌み、高價なる外國品に財嚢を傾けしむるに至らしめたるものにして彼等の財力も限りある事なれば、昨今大に此の風の衰頽し來れるを發見するに至れり。此を例するに昨秋より今夏に掛け、洋服類、各種洋帽、靴鞄類其の他洋裝に必要なる少雜貨類の非常の活氣を呈して賣行きしに係らず、近來大に衰微の徴を現はし、上等品類の如きは其の賣行全く杜絕せんとするが如き有樣なり。一は中央政府の發布せる服制の命ずる所ありとは云へ、近時支那人士間に漸く洋裝を捨て、元の胡服を愛用するものの日一日多きに至れるは、同國人の外國品に對する觀念も幾分着實となり、再び安價なる德用品を求むる樣に傾きたるに起因するものにして、吾人の見を以てすれば最近の將來に於て支那市場に觀迎せらるべき外國雜貨は實用に適する頑丈なる中等品と、時流に後れず體裁よく、而かも比較的廉價なる普通品の二種に外ならずとす。

而して在來の支那向き日本雜貨が、其の東京、大阪、名古屋製たるを問はず多くは後者に屬し、確實にして實用的なる前者に屬する商品の至つて僅少なるは大に悲まざるを得ず。然らば日本雜貨は如何にして將來支那市場に於て大なる發展をなし、好く名聲を保持し、確實なる販路の形成を謀るべきが、蓋し今日の緊急問題なり。此に於て吾人は左に支那向き雜貨を二大別し、各種雜貨製造上の注意の大要を記述して內地同業者の參考に供せん。

## 三、雜貨製造者に對する注意の大要

### 第一類

各種時計類、寒暖計晴雨計日時計類、洋燈類、鏡類、食器類、靴鞄類、金具類、其他器具類、

### 第二類

各種帽子類、手巾類、メヤル類、洋傘類、靴下類、手袋メリヤス製品類、其他各種綿製品類、玩具類、各種化粧品類、文房具類、其他百般の雜貨類、

第一類に屬する諸品は、日本內地に於ては通例雜貨と稱する事少なけれど、支那市場に於ては永年雜貨業者重要の營業種目とせられ、尙ほ第二類の諸品に比し、製作上の方針に多大の相違なかる可からざるを以て特に品目を揭げて區

別せしものなり、此等の諸品は一時的の流行品と異り、半年或は一年の使用にて用捨なく取捨て得べき性質のものにあらずして、使用し能ふ限り永く原形を留め、尙は其の機能をば全ふせしむるを要するは購買者唯一の目的たり。而して日本製諸品に就て此を見るに、其の要點を完全に具備せるもの至つて少なく、徒らに外部の裝飾に製作費の大半を投じ、甚だしく實用に適せざるの傾向あり。此を例するに、

一　大阪、名古屋製置掛時計類は、一般に表硝子の意匠、木框の彫刻、塗漆、振玉の體裁等にのみ意を用ひ、此に多大の製作費を投し、時計の主要部たる機械は粗惡極まり、通常一週間卷きとしてさえも多少時間の正確を失する患あるに係はらず、販賣上の手段として二週間若しくは一ヶ月卷とし、不完全なる機械をして益不正確たらしめたり。顧客が購買後數週間數ヶ月にして、忽ち機械の破損或は報時の不正確等時計其物の本質を失ひ、一個案山子的室內裝飾品に過ぎざるを發見する事應々にあり、如何に安物買の支那人と雖も、一度此の苦き經驗を得ば此を再ひするの愚を學ばざらん。

此の粗製時計類が意外にも支那各市場にありて數年來相當の賣行あるは、支那各地方人が今日迄時間の觀念なるものなくして、此種時計類を以て一種の室內裝飾具と心得機械の完全不完全を顧みず、只外觀の美麗價の低廉なるを競ふて購求せんとし、又支那雜貨商が其の原價の廉に、而も田舍向きとして比較的高利を貪り得るを以て、吾も吾もと仕入れ、口を極めて賞贊し、或は安値にして美麗而も從來の時計に比し機械に進步する所ありて長時の進行を保持するか、或は晴雨計を具備せる一擧兩用の德用品なり等盛に吹聽せし故、目先暗き田舍人の需用一時に增加し來りたるものなり。

此の一兩年來各開港地大都市等に於ては、既に已に名聲を失ひ、多少高價なるも西洋品或は東京精工舍製の機械の正確なる實用的のものが賣行多きに徵するに、此種粗製品が漸時田舍地方に於ても其の販路を失ふに至るべきや明がなり。否既に小賣商は一時の景氣に乘じて過多の仕入をなし遂に持餘し品を生じ、其の賣捌き方に四苦八苦をなしつゝあるにあらずや。

二　或は此を動亂後非常なる勢を以て賣行きし日本製靴鞄類に見るに、亦只管廉價を旨とせし結果、靴にありては數週間にして底革破れて浸水し、或は表革切れて靴下を現すの不體裁に陷り、其の最も甚しきに至りては底の內にボール紙の多量を入れて殊更に分厚に見せたる、一雨にして直ちに內部の出現して使用に耐えざるが如きに至れるもあり。是れ支那各地方に、凹凸甚しき石道多く、底革の損み易きを知らずして體裁のみを重じたるが爲めにして、目下支那市場にありて非常の不評判を蒙りつゝあり。

鞄類は大は旅行鞄より小は弗入に至る迄、割合に格安にして體裁も可成り宜しけれど、最も破損し易くして亦必要部たる金具が頗る粗末なるものにして、鞄其の物は未だ全して傷まざるに早くも鍵、ビジョウ、口金等の損し、折角の

品物も數ヶ月を出でずして其の用を辨せざるが如きもの多く、所用革質さ迄惡しからざるに歐州品に比し三割より六七割方安價なるの悲境にあり。

將來二割乃至五割の値上げを斷行し、靴は底革の丈夫なるものを用ひて長期の使用に適せしめ、鞄類は金具、止帶、裏地頑丈實用的なるを取付け、謂所下駄一代鼻緒一代の例に則り、需用者の利便を計らば、內地製革業の進歩と伴ひ漸時歐米品を壓倒する、決して難事にあらざるなり。

日本製鞄類取付けの金具類は多く銀色燦爛たる「ニツケル」鍍金にして、一見頗る美麗なるも其の脆弱なる事甚だしき爲め鞄其の物の名聲を損ふるや甚大なり。今少し肉厚の良材にて製造する樣にせられたきものなり。されど「ニツケル」鍍金を廢するは體裁を重んずる支那人向きとしては、或は爲めに需用を減ずるの患なしとせず。

三　鏡類は其の上等品は申分なきも、賣行多き普通品に至りては甚だしき粗製濫造なり。裏面及び框の裝飾は間に合せながら相應美麗なるに、硝子面の凸凹多く又は後部藥品の不良なる爲め、映影の不正確及曇り多く、中流人以上の使用に適せざる物多きは悲むべき現象にして、今後支那工業の發達と獨乙製品の爲め、漸時其の賣行を減ずべきや必せり。內地硝子業の發達せざるも、極端なる廉價を旨とする安價多賣主義の致す所とは云へ、將來今少しく其の品質を改良するを要す。

四　更に轉じて日本製寒暖計晴雨計等に就て見るに、最早粗製濫造も此所に到つては、極れりと云ふへく、既に需用者の手に移れると未だ小雜貨店內に陳列しあるとを問はず、多くは不正確にして全く其の機能を失へるものさへあるを發見せん。是れ需用者たる支那人が一時の好奇心にかられ、前述の時計類の如く一種の室內裝飾品視する傾きあるに乘じ、內地製造業者が斯くの如き濫造品を發賣して奇利を博したるものにして、未だ大なる非難の聲を發するに至らずと雖も、文明開化の風潮が快速度に吹き荒ぶ今日においては、既に斯業者の改心を警告せざるを得ず。斯くの如き器具類は一度好評を得ば忽ち其の賣行を增加すべきを以て、此の際値上げを斷行して正確丈夫なる物を製作し、親切丁寧なる廣告的能書を添付して賣出さば西洋品或は書藥房の賣出しに掛る高價なるものを壓倒する事甚だしき難事にあらざらん。

五　日本製洋燈類の支那市場に入りしは既に年久しく、近時支那內地硝子業の勃興に伴ひ、日本製洋燈口金の需用年を逐ふて增加し、亦一方に例の獨乙製洋燈の流行殆ど其の極點に達したる爲め其の賣行減少すべきに係らず今尙ほ相當の賣行を有し侮るべからざる勢力あるは、支那內地洋燈業の甚だ幼稚にして、僅かに小形中形の硝子製ラムプのみの製造に從事し、獨乙品が殆ど凡て上等品にして中流以上の需用に限られ居るを以て、此の中間に位して時々新形の體裁優美なるものを絕えず市場に供給するが故なり。

最近に於て日本製洋燈類は先づ〳〵此と云ふ非難の聲を聞く事少なく、新荷さへ到着せば數週を出でずして賣切となるの好境にあり。此際吾人の要求としては、油壺口金等の

「ニツケル」鍍金を少しく厚目にし（長江一帶の地方は空氣中に含有せる有機物の爲め「ニツケル」銅等に青錆或は黒錆を生し其の腐蝕作用甚だ激烈にして時々磨粉を以て磨く故「ニツケル」鍍金は日本内地向きよりも少し厚目にするを要す）笠釣金等に嶄新なる意匠を擬らし、一歩進めて上等品の製作を試むべし。獨乙製上等掛ラムプ（空氣ランプ多し）には一架の小賣價洋銀五六元より十三四元に至るものありて、支那上流社會の頗る賞用する所たり。

要するに支那に於ける洋燈類は、安物と支那内地製の廉價にして頑丈なる物と殆と競爭するの餘地なしと雖も、中等の需用は今後益增加すべく上等品の如きも加工の方法さへ當を得ば、獨乙品に對抗して販路を擴張する事容易なるものの如し。

如上第一類に屬する諸品は成る可く實用を重んじ、凡て長期の使用に耐ふる樣製作して顧客の利便を計らざるべからざるに、我國の製品は僅かに洋燈類を除くの外（東京精工舍製の時計は例外なり）殆ど凡てが其の資格に乏しく、爲めに支那市場にありて非常に其の名聲を傷け引いては其の他百般の日本品に迄惡影響を及ぼし、前述の如く日本雜貨とさへ云へば必ず下等品視せられ、諸外國品に比し數割の安値にあらざれば取引出來ざるに到らしめたるは、其の罪決して輕からざるものにして、吾人は此種諸品製造業者の猛省を切望してやまざるものなり。

第二類に屬する諸品は、多くは短期の使用若しくは消耗品にして、主として流行に由りて其の形狀品質を變更せしむる事多き物なり。而も其の體裁は優美なるを要し、意匠は新規なるを求め、價は成る可く（第一類に比し）低廉なるを要す。是れ甚だしく無理困難なる條件なりと雖も、前數回に記述せる如く外觀を衒ひ而も廉價なるを要求する支那人間に廣く顧客を求めんには、此の諸點に向つて非常の奮勵努力を要する次第なり。雜貨業の至難なる實に言語に絶すと云ふべし。

此の種諸品中には稀に品質好良優に歐州品に匹敵すべき物ありと雖も、彼の大阪川口なる支那商の極端なる安差値に應じ、甚だしき粗製品を製作するありて愈々益々第一項の諸品と共に日本品の名聲を傷けつつあるものあり。然れども是れ時代の大勢にして、到底一朝一夕に此の風を一掃し能はざる可く、亦た買手ありての賣手にて、相應の賣行ありて幾分にても國利の增進に力ある以上、強いて是を阻止するの要なし。吾人は只極端なる粗製濫造に走り、殆ど商品たるの資格を具備せざるものを交ふるに至るを絶對的に排斥せんと欲するものにして、體裁より流行に後れざる日本雜貨を出來得る限り安價にて供給し、外國品の侵入を防壓する途に出するは、今日の支那國民の思想及び生活狀態と其購買力に對する最も適當なる商策とするものなり。然らば第一類に屬する諸品中特に製造者の注意を要する二三の商品の濫造に過ぐるを指摘して改良の大要を示さん。

一　日本製手巾類はタオル類と共に廣く支那人間に需用せられ、年々其の輸出額を增加しつつあり。然ども中には非常に地薄にして、單に糊のみを以て體裁を作り居るものあ

りて、一度使用せんか忽ちにして糊粉落ち、洗濯する時は殆ど粟粒の漏洩するが如き粗末なるものに類するもの往々に見受けらる、其の最も甚だしきを大阪製大形白金巾の手巾とす。此も支那内地の小賣値一打に付き洋銀八九角なるを以て、購求者自身は大した小言を云ひ得ざるべきも、今少し地厚にし、洗濯後も手巾たる性質を失はざる様にせば、二三割増しの高價にて賣捌き得べきに、餘りに廉價を旨とし、品質を惡くせし爲め中流以上の需用殆どなき様なり。

小風呂敷兼用の大形なる更紗マガヒの色模様ある手巾も近時盛に輸出せられつつあるも、此れも餘り地薄而も染方惡しく、一度洗濯せば其の色模様の何なりしかを識別し能はざるが如きもののみにして、獨乙品よりも數等下位にあり。此種も染色法を研究して今少し染方を完全にし、且つ地厚にして獨乙品に匹敵するものを製作せば、工賃の低廉なる運賃の安き等幾多の便宜に由り、價の一事にて優に獨乙品を壓倒し得べし。此の種の諸品は二三割方の値上げを斷行して品質を好良にせば、忽ちにして外品を驅逐し得るのみならず、支那内地人の需用を益々增加せしめ得べき性質を有するものなり。

**二　日本製帽子類**は昨秋來賣行甚だ好良にして、一時内地製造業者をして支那向き商品の製造に忙殺され、殆ど他を顧みるの暇なからしめたるが如き盛況を呈せしも、近來支那人の洋帽購求熱の薄らぎたると、支那内地製帽業の開始は歐米品の侵入と相まつて冬帽子に對し少なからざる打撃を與へたるが如し。冬帽子に就ては何等云ふべき必要を認めざるも、今夏支那市場に入りたる夏帽特に臺灣バナマ帽に對しては幾分の注意を與へざる可からず。

今夏支那市場に入りし夏帽は其の麥稈**バナマ**、經木眞田、**ヘルメツト**の如何を問はず、皆近來稀なる好況を呈し、小賣人仲買人共に法外の利潤に浴したり。

中にも臺灣**バナマ**と經木製の二種は、日本内地の二倍若しくは五六倍の高價にて常に品切を告くるの好景氣を呈したり。然るに「**バナマ**」帽子の大部は皆最も粗惡なる原料を以て製し、白粉を塗りて純白となしたる物なりし故、數週間の使用或は小量なる降雨に遭遇して直ちに黒き汚點を生し、或は白粉の落ちたるか爲め所々斑紋を生し、殆と人前に出せざるか如き不體裁を來し、甚だしく支那人の信用を失ひたる觀あり（尤も上等品評判好し）。此種バナマ帽は日本内地の仕入原價壹打に付き八圓より十二三圓なりしも仲買商等か暴利を貪りたる爲め、支那内地の市場に於ては小賣一個四元より七元の高價にて、購求者は隨分思切つて買求めたるに、前述の始末なりし故特更非難の聲高かりしなるべけれど、日本製造業者も少しく至らざる點ありと云ふべし。兎も角も此の一兩年間は下等**バナマ**帽子の賣行は大に減少すべく、同業者は此等安物に塗る白粉の使用法を研究し、多少の降雨濕潤なる空氣の爲めに斑紋又は變色の患なき様になすか、或は白粉を用ひずして一種の蠟類を引きて光澤を付し、品質に幾分の光彩を加へて試賣すべし。

## 四、結　論

吾人は已に前項に於て支那向雜貨の狀況と其の重要雜貨類製造の注意の大要を述べたり。稿を終るに當りて聊か製造上の方針に於て少しく云ふ所あらん。

由來日本雜貨類は其の輸出先の東西を問はず、常に粗製濫造の惡評を蒙り、當局者は多年是か匡正に勤め、口に筆に此風を攻撃して餘す所なし。然とも絕對的に此の方針を沮止せんか、其の影響蓋し甚だ大なる可く、我國の輸出貿易は此れか爲め非常の衰頽を來すべきや必然なり。自國工業の發達未だ完からざる中等品以上の商品のみを以てしては、到底歐米品に匹敵し能はざるや火を見るよりも明かなり。而も生活程度の高からざる東洋市場の日本雜貨類主要の華客先たる以上、商品の種類に由りては必要上多少の粗製を斷行し、廣く一般需用者をして容易に購求し得るの廉價になさざる可からず。只要は需用者の如何及商品の性質に鑑み、或は實用の重んじ、或は體裁を作り、或は頑丈に作り、或は廉價を旨とし、或は流行に伴ふ等の諸點が取捨其の當を得るを以て、製造業者の秘訣となす。

近時支那市場に於て田舍向きとして賣り出され居る歐州製（英獨兩國品多し）懷中時計を見るに、體裁甚だ優美にして、所用の金銀側は皆良質のものなるに、頗る廉價にして驚く計りなり。時間の觀念薄くして懷中時計さえ全く一種の裝飾品視する田舍人及ひ婦人間に非常の好評を博しつつあり。是れ歐州時計商か多年苦心の結果、自國邊の古時計の機械を安價に買入れ特に支那人向きとして製造なしたる時計側を取付けたるか故、斯くの如く廉價にて賣捌き得るものにして廢物利用の妙を得たる感服の外なし。

已むを得ざる粗製は商品の種類に由り時として必要なるも、第一類に屬する實用的器機類に至る迄も此の流を酌むは思はざるの甚たしきものと云ふべく、內地製造業者は既往に鑑み、外品盛衰の由來を知り、長短其の取捨を宜くし、以て斯業の發達を期すべきなり。而して此の目的を達するか爲め、個人若しくは同業組合が各其の華客先の人情風俗及ひ個人嗜好の變遷、外品消長の所以を檢査して製造上の參考となるへき資料を提供すべき臨時派遣員或は駐在員を常設するを以て策の得たるものと云ふへきか。

（大正元年十二月十日）

# 中部支那の商業に就て

南商務官談

左記は南商務官が十二月十二日農商務省にて實業講話會の爲めに講演せられたる大要なり。

支那革命亂の支那經濟界に及せる影響は割合に大ならずして、直接貿易上には差したる大打撃もなかりき。只內地金融上に於ては少なからざる波動ありたり。由來支那に於ける爲替銀行として金融界に雄飛せる山西票號は、比較的僅少の資本を以て、其雄越せる信用を利用し支那全土に支店を設置して爲替に從事し居たり。然るに革命亂と共に各地の軍政府は多大の軍用票を發行し、亂發の結果財界の動搖となり、信用の基礎破壞し、從來信用に依りて維持されたる票號錢莊の機能は凡て失はれ、一方外國銀行の警戒となりたり。上海に於ける外國銀行は支那票莊錢莊に對して低利に資金の貸出を爲し、支那銀行は之によりて、金融の圓滑を得來りしに、今突然外國銀行の貸出停止となりて非常なる苦境に陷りたり。最近五六ヶ月の間に上海外國銀行の錢莊に對する貸出高は二百四五十萬兩に過ぎず、而も此金額も從前の貸金の取立殘額として、新に貸出されたるに非ずされば、支那銀行の機能を失ふと共に爲替金融上一般經濟界に多大の阻害を與ふるに至れり。又一般の商取引は革命以來一切現金取引となりたれば益々貿易上不況を來たすの因をなしたり。されど又戰亂と共に多大の銀塊の需要となり之が思惑を爲す者も輩出して銀價相場は著しく騰貴し、其の爲め支那への金貨國よりの輸入貿易は著しく活氣を呈し以て金融上の障害と相殺して大なる影響なきを得たり。革命の結果としては風俗の變化、政治の改善等によりて種々影響あるべし。從來に比しては官吏の更迭、政治組織の改善もあるべく、尤も注意すべきは厘金制度の改革にあり。之に就ては商務總會等の盛力中々と勉めたるものあり。支那に於ける厘金制度は實に貿易上多大の障害にして、至る所厘毛局ありて厘金税の徵收となす。例へば上海より南京迄貨物を滬寧鐵道にて輸送する時は途中九ヶ所の厘金局ありて其厘金を納めざれば南京にて貨物を引取る能はざるなり。其税率は合計一割五分に及べり。然るに革命後は江蘇省にては出產税として一分落地税として一分、卽ち貳分を納むれば可なる事となれり。尤も之は一部分にて未だ全省には非るも、兎に角從前に比しては非常なる便利なり。浙江省にても同樣にして從來尤も厘金制度の整ひたる湖北省にては更に諸制度を簡便にし全省を通じて過境税として一分銷場税として一分、合計二分の税を納むれば、自由に貨物を移動し得る事となり、四川省にては其廣大なる全省內を通過税落地税の二種の税のみを徵して同樣統一せんと計畫しつゝあり。今厘金税の如何に貿易の發展に多大の阻害を加へたるかを示す例を擧げんに、山東省にては大運河及黃河の一部分の外は厘金局の設なく、其爲め靑島より輸入の貨物は自由に各地へ集散する事を得るより、山東鐵道は非常の繁榮にて、其入口たる靑島も亦異常の貿易の盛況を呈したり。之に反して天津方面は非常に厘金の煩鎖なる所にして、河南方面へ向ふものは其厘金額一割に及ぶものあり。若し之を山東の如く厘金局なかりしならば、天津の發達は更らに異常なるものありしならん。

此頃完成せる津浦鐵道も、其初めに於ては厘金局の設けなかりしかば、貨物來集して非常の盛況を呈したり。今日にては厘金局の設けあるも其率は低率なれば、同線は猶ほ有利なる地位を占るものなり。又厘金の弊を示すの例としては江蘇省の徐州は、水路の便あるも、運河に沿ひて多數の厘金局ある爲め貨物は低廉なる運賃の水路を捨てゝ瓜州より陸路を人馬に依りて輸送されたり、之却而厘金局少くして陸路に依る方利益なる爲めり。

如斯厘金の制が貿易に及す阻害は實に非常なるものにして之が廢止は希望に耐へざるも、支那の財政上今日新に稅目を設くる時は必ず人民の反對ありて、時には容易ならざるの結果をも見るべきより、却て厘金を存する方好都合なれば、厘金稅は其名稱を代ふる共必ず存在すべく、撤廢は當分の間望むべからざるに似たり。

中部支那に於ける貿易は大に不況なりとは各地の商人の云ふ所なれども、之を統計上より見れば輸入は好況にして、輸出としても大なる減少を見ず。今日にては未だ貿易統計を得ざるも、長江沿岸の稅關收稅額を見るに、昨年十月より本年六月迄にて、一千萬兩にして、前年度に比して百九十五萬兩の差にて、時局の打擊としてはそれ丈に止るものゝ如し。更に之を其時局當時のみに就て見るも却而增加の傾ありて其影響は大ならざるを知るべし。只商業上取引方法の變更を來したる爲め、個人としては不況を云々するものなり。現在の商業の狀況としては中部支那一般に本年は凡て豐作にして、養蠶は收獲上には大差なきも品質非常に優良なりき。棉花も一般に豐作にて寧波の如き昨年は水害ありしも本年は寧ろ十分作以上の豐作なり。穀類も又大豐作にて、四川の東部附近は十割作と云ひ、河南の胡麻、大豆等も亦良好の作柄として其輸出中々と盛にして爲めに船腹の不足を告る程なり。されば斯如豐作たる以上は、當然市場は好況なるべきに不況の聲あるは何ぞや、之金融上の影響の然らしむる所なり。

中部支那の咽喉は上海なり。故に金融の狀況は上海に依つて支配せらる。然るに支那銀行の爲替不通の爲め貿易上多大の不便と危險を生じ、現金輸送の止むなきに至り、爲替料も湖南上海の爲替にて千兩に對して四五十兩の高價を示し。重慶上海間の爲替は古來重慶の九百五十二兩は上海の千兩にて變動あるも十兩內外なりしに、此頃にては重慶の千十兩にて漸く上海の千兩と云ふ大變動を來し、其差實に六十兩以上に及べり。此爲替の逆潮は取引上實に容易ならざる障害なりしも、幸にして銀塊相場の騰貴により僅々輸入品の調和を保つ事を得たり。今日の場合此爲替の逆潮を救濟するには借款の成立をして速かならしめ、外國銀行の資金の貸出を得て支那銀行の機能を回復せしむ事を以て可とす。然る時は商業上活況を呈する事は期して待つべし。今日支那政府の財政は貧弱なるも、人民は大に購買力を增進し居るを以て貿易の前途は大に望ありと云ふべし。

更に四川の狀況を說かんに、支那に於ける阿片の禁止は、四川に對しては多大の打擊たりしなり。從來阿片の栽培に從事したりし者は、他の物を植付けても三分の一の收入も

なく、從て四川の正貨はそれ丈流出する事となり、今迄上海よりは常に受取方の地位にありたるもの却て仕拂方となり爲替は自然片爲替となりて、著しく不利の地位に立つに至り、四川の貿易は阿片の輸出上雲南、貴州を其商業區域に抱擁し居たるに、阿片禁止と共に之を失ふに至れり。四川に集る阿片は主に廣東人の手にて扱はれ居たるより、四川には廣東雜貨の輸入有力なりしも、今日にては漸次其額を減じて日本雜貨之に代りつゝあり。此阿片の禁止は又印度貿易にも不少影響を及したり。

從來支那人は力以上の信用を受け居たるも、事變後は信用機關の停止と共に其眞價を曝露し從て先物約定は全く阻害せらるゝに至れり。今日に於ては日本の中等品の輸出は支那の現下の購買力に適應せり。外國品は土地遠隔にして其取扱商人の數少く、短時日の間に物品を市場に致す事能はざるに依り先約定の下に貨物を市場へ輸入するも、日本品は近距離にありて取扱商人も多數なるにより、其取引は全部見込によりて輸入するものなれば、外商の先約定して輸入するに比して非常に不便の地位にあり。例へば最近上海に於て多物帽子に就て、伊太利品多數市場に出で、其大部分は先約定品の到着せるものなるが、日本商人は其需給の關係、程度、不明の爲め少なからざる苦心を嘗むの餘儀なき地位にあり。而して支那への輸入品は中等品尤も可とすれど、品物に依りては上等品を可とする事あり。卽ち外觀的の品、例へば粧飾品、靴下、衣服類には上等品をよしとす。四川省は中等品は賣行尤もよろしきも、綿布丈は上等品の賣行よし。是下等品なれば同國產にて充分なりとの理由にて、英國產の上等綿布の賣行尤も良好なり。更に海產物に就て一言せん。本年上海に於ける鹽魚の取引は好況にして、廉價品の賣行尤も良好なり。直接取引の風も多くなれり。乍併昆布等の特殊品は未だ其域に至らざるなり。之れ大體に於て支那商人の鞏固なる團結の力に及ばざる所以なり。實際支那人の連絡は充分に行渡り居りて、日本より支那商人の商機の通知は殆んど外間にては知り得べからざる仕入高、原價等をも探知し、其通知は直に一般に知れ渡るは驚くの外なし。

更に工業に就て一言すれば、上海其他の紡績會社は大發展をなしつゝあり。昨年支那棉花の不作と高價より、米棉の極安物を輸入して其使用の結果非常に良好に、爾來支那綿糸の市價大に擧り太糸は印度糸を壓倒し、更に日本糸をも壓倒せん勢なり。四川にては二十手の糸は日本糸よりも市況立勝れり。兎に角支那紡績の太糸の前途は中々と恐るべきものあり。日本綿布は楊子江筋にては、甚だ無勢力にして不振の狀態にあり。四川に於て振はざる尤も甚し。現今北支那に於けると同樣の勢力を長江へも伸べん事を希望す。更に四川に一層の力を入れざる可らず。現今上海にての綿布の取引は、英國品は品質の佳良と常に同一の品を供給するより信用篤く、一週一回、商標により三四のオークション商により賣買せらる。日本品も此域に至るを希望するものなり。

四川省にてはマチツの製造業盛なり。同地は木材硫の黃

產出多きを以て斯業の開設を見たり。目下九箇所の製造場あり數年前迄は大に競爭したるも、遂に勸業道の協力を得て、步調を同一にし、共同販賣をする事となり、非常の好成績なり。此團結は鞏固にて當分は繼續するもの、如し。其外ガラスの小規模の製造場あり、養蠶盛にして、製糸場もあり、年々增加しつゝあり。

之等支那內地又は開港場の工場、外人の開港場に開ける工場にて製造せるものにして、輸入品と同一種の製品は、之を內地方面へ移動の際、稅關へ五分の稅を納むれば一切の稅を免除せらる。之を輸入品の五分の輸入稅と二分五厘の子口半稅を納め、更に落地稅等を徵收さるゝに比して大に有利なる地位にあり。其稅の差額は卽ち內地工業の保護となる次第なり。

交通に就て概說すれば津浦鐵道は南京の對岸浦口より天津に至るものにして、江蘇、安徽、山東、直隸の各省に大なる關係あり。從前淮河、大運河によるか、又は不便なる陸路に依りたる此地方は、此鐵通により連絡され、其初に於ては厘金局の設なかりしより一層の大繁榮を爲し、貨車の不足を訴へたり。今や黃河の大鐵橋竣成と共に南京天津間は急行列車なれば三十二時間を要するのみ從來上海より天津に至るには海路三日、京漢線によれば、約五六日を要したるに比して非常の相違なり。然しながら此鐵道の開通は鎭口の市況に多大の打擊にて、南京の爲め其繁榮を奪はるゝに至らん。鎭口は日本とは中々に關係深き地にて、マッチ砂糖雜貨等の大市場たりしなり。要するに津浦線の開通南京上海の繁榮を助くる大なり。

滬寧鐵道は又津浦鐵道の全通と共に其本領を發揮して上海天津の連絡の任を盡すに至らん。

川漢鐵道は、宜昌より四川の成都に至るものにて、資本金の現狀は千四五百萬兩を集めたるも、今日の殘額は三四百萬兩のみにて、鐵道は宜昌より十數哩の布設を見たると、多少の材料購入の爲め千餘萬兩は消費せられたるなり。此山嶽重疊たる地方に對し大鐵道の布設の前途は到底不可測と云ふの外なし。併しながら若し此鐵道にして開通せられんか、四川の購買力は驚くべきものあらん。今日は交通が不便の爲め運賃に非常の多額を要し、同地にて小麥百斤一兩二三匁のもの、漢口に至る迄に運賃嵩みて倍額となる程なり、故に此鐵道の將來の有望なるは明なり。

雲南鐵道は安南より雲南省城に至れるものにして、此鐵道の開通と共に四川の雲南との貿易關係は全く奪はれたり。從來は雲南より四川の敘州に至る迄約四十日を要し、敘州より上海迄三四十日を要したるに、今日にては雲南より一週間にして安南に出で、更に香港に出で各地に分布するに至れり。

扨て此處に希望する所は、日本商人はよく支那商人の美風を學ぶことを要する事なり。支那商人は別に商略に於ても智識に於ても傑出せる所なきも、其團結鞏固にして相互の連絡のよく整ひ居れり。かくて彼等は商務會に、或は會館公所に相會して、同業者の打合せ事情の疎通を計り居るは到る所見る所なり。然るに日本商人は前述の如く、商品先

約定の出來ざる不利あると同時に、同業者相競爭して却て支那商人に利せらるゝ事多きなり、一致協力して同盟し、共同販賣の制に依りて、よく市場の需給に調和適合するに力むべきなり。支那の貿易は近く借款の成立と共に金融の疎通を得內地爲替の逆潮も調和せられ、市況は一時に活氣を呈し對支那輸出は隆盛を來すに至るべきを以て、此際こそ日本商品の大に支那の舞臺に活躍すべきの時期ならん。更に希望としては支那の貿易の年額八九億の中日本は其一億二三千萬を占むるも、更に一段の增加を計り、又支那の歐州へ輸出する原料品は非常の額にして、油類皮類の如き中々の多額に上るも、是等に對する日本人の取扱は極めて少數なり。今後は是等原料品を支那に於て若しくは更らに出來得べくんば日本に於て加工の上、外國に輸出するが如き研究をなし、今度一層多額の貿易上の分け前を得るに至りたきものなり。

# 日本に於ける支那商人

## 緒言

支那人の日本に來りて日支間の貿易に從ふや甚だ古く、從て其勢力甚だ大に、かつては我對支那貿易は殆ど彼等の壟斷に歸したる事あり。今日に於ても尙彼の海產物に於けるが如く、或種の商品に於ては彼等の勢力はこれを邦商のそれに比して、却て大也。

而して彼等支那商の根據地は大阪、長崎、神戶、橫濱より小樽、函館等に迄及び、日本に於ける支那商人は我對支那貿易上看過すべからざるものに屬す。

## 在留支那商人の區別

我日本に在留する支那商人はこれを營業と出身地方とによりて區別し得、而して此營業による區別に從へば海產物商と雜貨商とに分類し得べし、然れども是れ嚴格なる意味に於ける分類に過ぎずして、只主とする營業によりて分ちたる也、則ち海產物商と雖も海產物を主とし傍雜貨を取扱ふものなきにあらず。

卽ち海產物商は海產物を主として取扱ふの外、綿糸、綿布、燐寸等の輸出、大豆、雜穀、豆粕、棉花、蘇等の輸入を兼ね營むもの多く、比較的取引廣大に資力亦裕か也、而して海產物商は廣東人最も多く、寧波人、上海人これに次ぐ。

又雜貨商とは陶磁器、玻璃器、漆器、洋傘、洋燈、石鹼、紙類、浴布等の輸出に從事するものにして、比較的小資本のもの多く、其出身地には特種の限定なし。

更に其出身地方により分類すれば、廣東商、福建商及江蘇

浙江、安徽、江西の三江地方商も多く、就中寧波商人其大部分を占む、而して一般に北支那地方のものは少し、然かも其往々にしてあるは山東人にして芝罘及其附近のもの多きを占む。

## 各地に於ける主要支那商

今我日本に於ける彼等支那商人の主要なる根據地横濱、神戸、大阪、長崎各地に於ける、重なる支那商人及其取扱商品の主なるものか擧ぐれば次の如し。但本調査は明治四十三年中のものなれば、或は現狀と符せざるものなきを保せず。

### 横濱港

| 商號 | 店主又は支配人氏名 |
|---|---|
| **廣東商** | |
| 廣生和 | 盧棣生 |
| 永安和 | 吳植垣 |
| 黃茂泰 | 黃錫忠 |
| 永義和 | 盧紹廷 |
| 公安泰 | 溫仰林 |
| 發起號 | 溫順財 |
| 宜生號 | 梁七 |
| 廣勝隆 | 劉杏村 |
| 惠和號 | 胡湘和 |
| 明安號 | 謝扶 |
| 廣福源 | 趙子彬 |
| 謙和號 | 周傑臣 |
| 永同興 | 郭棨西 |
| 福興號 | 關耀生 |
| 永泰隆 | 陳營之 |
| 新隆號 | 盧華謙 |
| 東和號 | 譚輝垣 |
| 廣興昌 | 關鐘駒 |
| 萬福號 | 關國義 |
| **福建商** | |
| 同源泰 | 魏光焰 |
| 鼎豐泰 | 魏草勤 |
| 永太裕 | 鮑振宏 |
| 裕豐順 | |

### 神戸港

| 重なる取扱ひ商品 | 商號 | 店主又は支配人氏名 |
|---|---|---|
| **廣東商** | | |
| 輸出品 | | |
| 燐寸雜貨米 | 怡和號 | 麥少彭 |
| 海產物米棉花 | 裕貞祥 | 黃煜南 |
| 海產物米穀 | 同孚泰 | 鄭瑞圖 |
| 海產物米 | 廣昌隆 | 李耀旋 |
| 雜貨米 | 文發號 | 楊秀軒 |
| 海產物 | 均泰號 | |

| | | |
|---|---|---|
| 聯昌盛 | 黃景舒 | 海產物米、砂糖 |
| 利興成 | 黃福鋼 | 雜貨藥種 |
| 祥隆號 | 陳伯華 | 海產物、雜貨 |
| 萬知泰 | 羅漁莊 | 雜貨、海產物 |
| 東興祥 | 陳步雲 | 雜貨、海產物 |
| 廣同生 | 盧瑞廷 | 食料品、雜貨 |
| 永安祥 | 廖道明 | 雜貨、海產物 |
| 昭記號 | 容傑臣 | 雜貨、海產物 |
| 祺生號 | 黃禮初 | 雜貨 |
| 仁和號 | | 海產物、雜貨 |
| 和泰號 | 公頌德 | 洋服、雜貨 |
| 信發號 | 麥朗初 | 雜貨 |
| 麗興隆 | | 雜貨 |
| 廣泰祥 | 凌春田 | 雜貨、海產物 洒米（兼兩替店） |
| 焯記號 | | 雜貨 |
| 利生泰 | | 雜貨、海產物 |

## 福建商

重なる取扱ひ商品

| 商號 | 店主又は支配人氏名 | 輸入品 |
|---|---|---|
| 復興號 | 王德經 | 燐寸、海產物 |
| 泰益號 | 陳世科 | 米、豆、豆精 |
| 永和號 | 張逐秋 | 米、砂糖（兼運送業） |
| 天生正 | 李寅生 | 燐寸、雜貨 |
| 義益號 | 陳昭侯 | 棉花、砂糖 |
| 福昌號 | | 雜貨、海產物 |

| | | |
|---|---|---|
| 仁記號 | 鄭金桂 | 海產物 |
| 永發號 | 陳肇明 | 雜貨 |
| 金發祥 | | 雜貨 |
| 廣駿源 | 黃禮廷 | 燐寸 |
| 合昌號 | | 雜貨 |

## 三江商

重なる取扱ひ商品

| 商號 | 店主又は支配人氏名 | 輸入品 |
|---|---|---|
| 怡生號 | 吳錦堂 | 休業 |
| 合昌號 | 陳源來 | 燐寸 |
| 復和裕 | 馬聘三 | 燐寸 |
| 全益號 | 周春生 | 雜貨（兼兩替業） |
| 滙泰號 | 李維生 | 雜貨（兼客棧） |
| 孫成記 | 孫成基 | 雜貨 |
| 王文達 | 王文達 | 海產物 |
| 裕豐順 | 劉光生 | 雜貨（兼客棧） |
| 東源號 | 李光泰 | 銅、燐寸、雜貨 |
| 承茂順 | 余介眉 | 棉花 |
| 張源興 | 周鳳儀 | 燐寸 |
| 義生榮 | 徐蕙生 | 海產物 |
| 同茂號 | 陳光亭 | 雜貨 |
| 同慶號 | 夏雨亭 | 海產物 |
| 永源泰 | 唐介甫 | 雜貨 |
| 潤裕號 | 孫潤齋 | 木材 |
| 德和號 | 何世鎏 | |

| 本店所在地 | 支配人氏名 | 商號 | 輸入品 | 輸出品 | 重なる取扱ひ商品 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北清商 | | | | | |
| 天津 | 調市 | 肇源號 | 棉花、豆粕、麻類、 | 雜貨 | |
| 營口 | 方甫 | 洽記號 | 燐寸、雜貨 | 燐寸、雜貨 | |
| 營口 | 四寶 | 昌記號 | 豆、豆糟（兼運送業） | 木材 | |
| 大阪港 | | | | | |
| 北清商 | | | | | |
| 天津 | 柳塘 | 公和號 | | | 重なる取扱ひ商品 |

| 本店所在地 | 支配人氏名 | 商號 | 輸入品 | 輸出商品 |
|---|---|---|---|---|
| 芝罘 | 良弼 | 東順泰 | 絲 | 燐寸、綿絲其他雜貨 |
| 同 | 仁賀俊臣 | 豐泰 | 支那反物及柞蠶絲 | 同 |
| 天津 | 洲瀛 | 聚源成 | 絲 | 綿絲、綿布、燐寸、其他雜貨 |
| 仁川 | 海仁 | 義順興 | 柞蠶絲 | 同 |
| 芝罘 | 福堂 | 中和盛 | 同 | 同 |
| 同 | 廷臣 | 申順盛 | 同 | 同 |
| 營口 | 子麟 | 東成玉 | 同 | 同 |
| 芝罘 | 松坡 | 中盛恒 | 絲 | 綿絲、綿布、燐寸、其他雜貨 |
| 同 | 大華 | 同泰和 | 柞蠶絲、麥稈 | 同 |
| 同 | 巨川 | 双盛泰 | 柞蠶絲 | 同 |
| 同 | 汝溥 | 元復號 | 柞蠶絲、眞田 | 同 |
| 同 | 鵬九 | 聚盛長 | 柞蠶絲 | 同 |
| 同 | 雨亭 | 萬盛棧 | 柞蠶絲 | 同 |

| 本店所在地 | 支配人氏名 | 商號 | 輸入品 | 輸出商品 |
|---|---|---|---|---|
| 同 | 清雁 | 源豐和 | 燐寸、綿糸、綿布、燐寸、綿糸、綿布其他雜貨 | 上 |
| 天津 | 鶴林 | 恒豐康 | 柞蠶糸 | 海產物 |
| 上海 | 舜臣 | 大通祥 | 柞蠶糸 | 藥種及皮革類 |
| 同 | 兆舜 | 許蔡圃 | 柞蠶糸 | 蘇及蘇類 |
| 同 | 心臣 | 朱源記 | 柞蠶糸 | 漆 |
| 同 | 子衡 | 張怡昌 | 柞蠶糸 | 毛皮 |
| 同 | 光宇 | 周萬豐 | 柞蠶糸 | 雜貨 |
| 同 | 潤甫 | 周大成 | 柞蠶糸 | 銅雜貨 |
| 同 | 芝卿 | 余鴻茂 | 柞蠶糸 | 同 |

三江商

| 本店所在地 | 支配人氏名 | 商號 | 輸入品 | 輸出商品 |
|---|---|---|---|---|
| 同 | 清雁 | 源豐和 | 燐寸、綿糸、綿布、燐寸、綿糸、綿布其他雜貨 | 上 |
| 天津 | 鶴林 | 義昌新 | 柞蠶糸 | 海產物 |
| 同 | 橋同 | 劉新 | 柞蠶糸 | 藥種及皮革類 |
| 同 | 廉臣 | 萬豐泰 | 柞蠶糸 | 蘇及蘇類 |
| 哈爾賓 | 建章 | 成泰義 | 同絲、綿布、燐寸 | 上 |
| 青島 | 書堂 | 復和棧 | 柞蠶糸 | 雜貨 |
| 天津 | 衛膽 | 瑞興益 | 柞蠶糸 | 同 |
| 北京 | 鑑周 | 萬興湧 | 柞蠶糸 | 同 |
| 芝罘 | 茂林 | 萬順恒 | 柞蠶糸 | 同 |
| 同 | 光同 | 文成棧 | 燐寸、綿糸、綿布、燐寸、綿糸、綿布其他雜貨 | 上 |
| 青島 | 鼎臣 | 會復號 | 柞蠶糸 | 同 |
| 哈爾賓 | 餘肇 | 義昌信 | 柞蠶糸 | 同 |
| 芝罘 | 樹東 | 協茂棧 | 柞蠶糸 | 同 |
| 青島 | 武卿 | 泰盛東 | 柞蠶糸 | 同 |
| 芝罘 | 元福 | 豐豫號 | 柞蠶糸 | 同 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 同上 | | | |
| 機械類 | | | |
| 雜貨上 | 棉花及蘇類 | 恒泰昌 | 朱康全 |
| 同上 | | 震記號 | 陳蘇 |
| 同上 | 藥種 | 中東信 | 傅葆隆 |
| 同上 | | 福晉隆 | 朱漢亭 |
| 同上 | 毛皮及蘇類 | 增泰盛 | 朱求嘉 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 裕泰祥 | 邵家隆 | 裕泰恒 | 劉子銘 |
| 泰生祥 | 魏棻芳 | 同 | 上海 |
| 同 | 同 | 同 | |

## 長崎港

### 廣東省

| 商號 | 本店所在地 |
|---|---|
| 萬昌和 | 香港 |
| 晋恒號 | 同 |
| 廣豐號 | 同 |
| 祐益號 | 同 |
| 三和號 | 無シ |
| 永生隆 | 香港 |
| 同記號 | 同 |

### 三江省

| | |
|---|---|
| 成記號 | 本店なし取引店は上海祐記號 |
| 三餘號 | 無シ |
| 源昌號 | 上海 |
| 昇昌裕 | 同 |
| 豐記號 | 同 |
| 大豐號 | 無シ |
| 長和號 | 上海 |
| 源泰號 | 無シ |
| 敦記號 | 上海 |

### 福建省

| | |
|---|---|
| 和昌號 | 本店の有無不明 |
| 德泰號 | 同 |
| 瑞隆號 | 同 |
| 泰益號 | 同 |
| 建隆號 | 同 |
| 福興號 | 同 |
| 復元號 | 同 |
| 振利號 | 同 |
| 寶記號 | 同 |
| 永記號 | 同 |
| 鼎大號 | 同 |
| 震豐號 | 同 |
| 肇記號 | 同 |
| 益隆號 | 同 |
| 祐發號 | 同 |

## 支那商の團結

彼等日本にある支那商人は本國に於けると同じく、各種の團體を作りて、會員の保護、商業の發展等に資しつゝあり

而して其團體の主なるものは會館、公所及商會にして、會館は本國に於けるそれとは稍異り、在留支那商全體を以てこれを組織し中華會館と稱す、會館は長崎、神戸、橫濱等にあり、只大阪にはこれなくして、大阪の支那商人は神戸會館に加入せり。

公所は各港に於ける同鄉人の組織するものにして橫濱、神戸、長崎には廣業公所、三江公所、福建公所あり、大阪には三江公所及北幇公所あり。

此外去る明治四十二年の交長崎、神戸、大阪、橫濱の各地に於ては、光緒二十九年制定の商會簡明章程に從ひて、商務總會を設立し、農工商部に稟請し成立登記をなせり、而して革命事變後商務總會の名を改めて商會と稱するに至れり、各商會は在留支那商人中より、總理協理を擧けて其統率に任せしめ、以て各商人の連絡保護等を計りつゝあり。

## 在留支那商人と日本商人

### 一、賣買契約及受渡

在留支那商人と我賣込商又は製造者との間に於ける、取引關係を見るに、支那商人自ら邦商の店舖に就て見本を檢し賣買契約をなすものと、邦商より見本を携へて彼等の商館に至り賣込をなすものとあり、而して各地にありて普通支那商は每午前に取引先を廻訪し商談をなすを例とす、放に邦商の支那商店に就て賣込をなすは多く午後に限らる。海產物の如きは主として此前者の方法による取引行はれ後者によるものは甚だ少し、又燐寸の如きは一定の期間を定めて注文をなす事多く、此時は支那商人より豫め商標を指定し每月の引取高を約定し、品質及價格を一定し契約書を交換しおくを常とす、而して燐寸以外の其他の商品にありては、買約又は注文の際契約書、又は注文狀を差出すが如き事なく、單に口頭の約束に止り、手附金を交付するものも少し。

商品の受渡は多く持込渡にして、賣主たる邦商は、これを支那商の店舖又は稅關迄運搬して引渡すものとす。

### 二、代金の支拂

支那商人の邦商に對する代金の支拂は現金拂延拂及勘定日拂の三種あり、而して此內現金拂と稱するも、實際商品と引換に現金を支拂ふものは稀にして、多くの場合は延拂となる。

此代金の支拂に關しては其在留港により、又商品により其出身地により各其慣習を異にす、延拂は普通一週間乃至十五日を以て限とし、或は二十日に及ぶ事あり尙常に貸越となし年末に至り皆濟となすものもあり。

勘定日拂とは每月十四日、二十八日の勘定日に支拂はるゝものにして、海產物以外の雜貨は多く此制による。

# 石鹸

支那で外國から輸入する石鹸は、年々莫大な高に及んで居る。今最近三年間の統計を調べて見ると。

一九〇九年　一、六八二、九一一兩
一九一〇年　一、八八四、六五八兩
一九一一年　二、二三五、九二七兩

で其中日本からの輸入は

一九〇八年　二〇二、六六一兩
一九〇九年　二六四、七六七兩
一九一〇年　二五二、四一六兩

である。

今外務省の報告を基として、各地の需要商況を示す事とする。

## 天津

天津へ輸入される石鹸は、四十三年度で化粧石鹸十三萬兩、棒石鹸が約七萬兩である。此外に上海より支那製石鹸の輸入があるが、二千兩内外である。日本品は主に化粧石鹸で、全輸入額の四割を占めて居る。

天津市場で尤も賣行の宜いのは、英國ソバー商會の製品で日光牌（サンライス）である。天津の通裕洋行が一手販賣店で、月に百四十四個入二千箱以上の賣行がある。獨商禮和洋行の白條皂も相應の賣行がある、二十本一箱である。此外新旗洋行、永興洋行の輸入品あるも、賣行不況である。化粧石鹸では。

玫瑰牌（薔薇印）打卸値　一兩七錢五分
黒香皂（黒鰲甲）　同　二兩六錢五分
茂　生　同　一兩三錢五分

など賣行良好である。黒皂は順利洋行發賣のものと、順泰洋行發賣のものとあつて、順利洋行品は上等品て、天津市場へ賣出してより、十九年間にもなり、支那人間に老牌として賣行良好である。

日本石鹸は三十八年來漸次に勢力を得て、今日では殆んど化粧石鹸の四五割を占る樣になつた。市場で尤も好評なのは大阪野村製の「都の花」で、三十九年頃は非常の盛況であつたが模造品の輸入の爲め販路を阻害された。大阪稻葉製の三石鹸は小林洋行の手で販賣し、中々と好況である。五石鹸は高價の爲め一般には不向である。小形石鹸は、禮和洋行の「茂生」を模造した春本製品と、瑞記の「豐生」の模造品がよく捌け。繩子包みは高價の割に品質が劣るので、支那人間には歡迎されぬ。此外大阪品で中村の「錦の花」、春本の「九重石鹸」「牡丹の花」「都の菊」「菊の花」「都櫻」「都の蝶」などかあるか賣行不良である。色合は大抵皆青色である。其相場は左の如くである。

都の花　大一弗五十仙　中七十五仙　小五十二仙
三石鹸　大一弗八十仙　小六十仙
桂花鰲甲九十五仙
春本　茂生　五十仙
繩子包み　上等二弗

此等の石鹸は北京、保定、山海關、太原方面へ仕向られ、春秋二季賣行尤も良好である。石鹸は雜貨商により取扱れるので、外商から清商へ賣渡す時は凡て現金賣買である。外國一手販賣商は、其下に清商の特約販賣店があつて、夫れから他の清商に賣渡すので、此際には一週間の銀期を許す事となつて居る。信用によつては一ケ月位の延を許す事もあるが、此れ以上に及ぶ事はない。直段は略ぼ一定して居るが、契約の長短で多少の相異はある「日光」は引受人には口錢を與えず。定價通り販賣させて、其賣上年二千箱以上となれば、階級に分けて本社から報酬金を送て來る。

石鹸の仲買手數料は雜貨と同じで、賣手から一分五厘を支拂ふのである。

## 南京

南京で市場に出る石鹸は主に日本品で、最初は桃色のもの流行したるも、今日では殆んど全部青色である、目下販路の廣いのは。

都の王　打　一弗八十仙
都の花　上等　二弗七十仙　並物　一弗八十仙
龍宮　二弗四十仙

花峰印　五十三仙

などで、都の王賣行よく。龍宮は前田洋行が外國品を模造したのであるが、革命後清朝の覆沒と共に龍宮と云ふ文字は一般支那人の歡迎する所とならず失敗に歸した。此外「都菊」「花香」「九重」「菊水」などあるも、販路は前者に劣るのである。青色も大分飽かれ氣味であるから更に新機軸を出すの要があるとの事である。

## 香港

佛蘭西より輸入の Phocene 石鹸は、殆んど其販路を失つて市場に見ぬ樣になつた。一九一〇年に香港へ輸入した石鹸は五千箇程である。前年の六千箇に比べて減少して居る。香港附近の支那人市街、及北方港灣地方の獨乙人の石鹸工場で製造される石鹸は、每年非常に香港へ輸入せられる。其多くは洗濯石鹸、消毒用石鹸である。

香港輸入の石鹸は、英國より輸入の分多く、濠太利よりも相應の輸入あり、墺太利、米國からは化粧石鹸の輸入は相應にある。尤も賣行のよいのは Sun Light) と Gossage's magical である。日本洗濯石鹸は長二寸六分、巾一寸七八分、厚一寸のもので、相應に販路がある、只今少しく堅くして水に早く溶けぬ樣せば、一層歡迎を受るに至るとの事である。

大體に於て、北支那方面への石鹸は天津から。滿州方面へは牛莊より。中清方面へは上海漢口より。南清方面へは香港廣東を經て輸入せられるのである。兎に角支那に於ける石鹸需要は、次第に增加する一方であるから、本邦商人は一層奮勵して、市場の開拓を力むると同時に、進んでは支那に工場を開設して、豐富なる同國の牛油を利用し、更に豆油石鹸をも製造し、廉價なる原料特に低廉なる勞力とを使用して、大に支那の石鹸界に角逐するのも相應に勝算ある事と信ずるのである。

# 帽子

支那革命亂の影響を受けたものも數あるが、尤も其關係の廣大であつたのは帽子である。數百年來の辮髮は革命と共に斷髮となつて、長江筋及南支那にては、今日では蓄髮者が却て珍らしい程と成つた。從てこれ迄帽子を冠らなかつたものも帽子を要する事となつて、帽子の需要は俄に劇增して、其價格も三倍に騰貴したのである。然し其後日本初め諸外國より盛んに輸入したので、今では漸く需給の平均を得るに至つた。今上海南商務官の報告を主として概略を述べる事とする。

### ○需要の狀況

支那人の帽子需要の狀況は、上流富貴の官紳は多く高帽を冠り、中流人士及青年の多くは中折帽を用ひ、中流以下一般は老若の區別なく鳥打帽を冠る。殊に面白きは、婦人も二十歲迄位は鳥打帽又は中折帽を冠る事である。併し何を云つても尤も多數を占めるのは中流以下であるから、今後尤も需要の多いのは鳥打帽子である。

### ○日本品と外國品

上海邊へ輸入せらるゝ所の中折帽子は、重に日本製と伊太利製とである、上海邊の嗜好流行は變化中々に早く、日本との交通取引の頻繁である丈け我國の流行は直に上海の流行となり、その爲めに昨年末始めて輸入の時には、茶色が實行好かつたのに間もなく鼠色の流行を見る樣に成つた、其爲め今年になつて輸入した伊太利品は、流行後れの形となつて實行面白くなかつた。此點は日本品の非常な利益である、此上ともよく注意して機敏に嗜好の趨勢を看取して流行に投ずれば、日本品はよく伊太利品に打勝つ事が出來ようと思はれる。日本製品は昨年末にては打二十二弗から廿八弗の好景氣であつた。

### ○鳥打帽子

近來一般に斷髮の風盛になつたとは云ふものゝ、田舍ではマダ〳〵髮を蓄て居るものも少なくない。けれど追々と强制斷髮の爲め、斷髮者の數は次第に增す計りである、而もそれは大部分中流以下の鳥打帽子の需要者である。日本製の八方形は支那內地に中々と需要がある、上海では西洋形の一文字形である、八方形は製造も造作なく出來其上廉いので、上海邊でも盛に製造して居るから、日本よりは却て一文字形を作て輸出する方が得策である。色合縞柄などは別に流行と云つてもないが、只新奇なものを好む傾向がある。而して北支那への輸出は、耳附のもの氣候の寒ひ所とて歡迎せられるのである。八

方形は一打三弗から六弗、一文字形は一打七八弗する。

### ○麥稈帽子

三月から四月半迄に、上海計りでも四萬打の輸入があつた位である。痴逸の機敏なる日本品輸入を豫想して、支那人の注文を引受けて同一品質のものにて一割五分安で競爭したので、青島品の爲めに日本品は大打撃を受けた。けれども極く廉い經木眞田帽を本邦から輸出したら或は好結果を得る事が出來るとの事である。流行は歸を稍廣くして、黒色リボンを卷たのである。長江奥地へは打五六兩の品が實行がよい。

一般の嗜好としては、上流社會は模造パナマ帽を好み、中流は歸に薄輪をした、稍歸廣の一文字形並に中折形で、リボンは黒色に限るのである。軍人學生向としては、上海で打三弗位の安物を盛に製造した、之等に對して競爭が出來れば需要は無限である。

要するに支那内地にて、各所に帽子製造工場の設立されたのもあるが、未だ不熟練で製品も至つて粗來であるから、今後共日本品の需要は中々と巨額に上るは明な事であるから、當業者は充分の親切と研究とを以て、此大市場を占有するの奮發を祈るのである。

## 洋臘燭

開港場などは別として、内地では今日でも電燈瓦斯などゝ云ふ、文明的燈火の恩惠は夢にも及ばぬ事で、カンテラやランプはマダ〳〵よい所、片田舍では依然として、豆油や獸油などの灯を用ひて居るのは支那の現狀である。けれども彼等土民も洋蠟燭の便利と光明とはよく知つて居るので、隨分の山奥迄も洋蠟燭は行渡て居る、原來が支那の臘燭は舊式のもので、一度洋臘燭を使用したものはとても支那臘燭は使用出來ぬから、洋蠟燭の輸入は年々增加する一方である。

千九百十年に支那へ輸入された臘燭の總額は、九十八萬五千三百十七兩の巨額に上り、其中英國からは約五十萬兩、海峽殖民地からは十八萬兩、ロシアよりは十一萬兩餘を輸入し、我國からは二萬五千餘圓を供給して居る。

又支那内地でも各所に洋臘燭製造所が新設せられ、近頃上海にては英國人の手で二個の工場が新設せられて、其中の一個は、一日の製造力十八萬本にも及び、其製品を支那内地へ發送する爲めに、寄遣箱を製造して之が印刷機械迄も備へて、中々と好況である。

市場で尤も實行のよいのは英國の「プライス」で、其次は「スマトラ」、「アヂアチイック」、「ペトロリユーム」、「カンパニー」製ので臘燭である。又孟買から輸入せられる、極廉價の品も相應の實行がある。

洋臘燭に就て注意せなければならぬのは、本邦商人の中で往々マッチ用の臘を混用するものがある。人も知る通りマッチ用の臘は、溶解熱度が臘燭用の臘に比べて非常に低度にあるので價も廉い、然るになるべく廉價品を造らうとして、此マッチ用の臘を混用して造られた臘燭は、南清地方のような暑い地方へ行つては、充分の燃燒もせずに溶解して仕舞ので、夏分は殆んど使用することも出來ないのであるから、結局非常なる不信用を來す事となるのである。此點は是非共當業者の猛省を促して置く。

### ○支那人の好む文字

ツーハオ
字號印ち屋號等に好んで用ひる文字左の如し。

豐、金、利、源、禮、仁、德、文、新、鴻、同、福、生、昌、祥、順、信、晋、瑞、怡、義、昌、和、盛、全、乾、興、廣、美、錦、廣、蛙、隆、日、恒、慶、永、安、長、天、東、華、鳳、元、泰、萬、雙、善、庚、光、合、厚、發、裕、大、成、茂、濟、中、老、壽、公、景、震、振、濟、平、嘉、時、謙、倫、記、延、旗、協、聚、通、立、惇、維、逢、老、潤、章、周、升、昇、宏、嘉、害、正、祐、鼎、林、誠、美、儀、明、保、寶、

# 滿洲に於ける日本雜貨の地位

本題に關し、在奉天三谷君久保村君染谷君及大連のSF君等より御通信に接し、全部掲載可致筈なりしに紙數の都合上之を許さず、止むなく編者に於て之を綜合したるを以て、或は通信者の意思を沒却したる等の卑あるべく、切に酌量海容を祈る。編者識す。

## 一、日本雜貨の地位

滿洲に於ける日本雜貨の輸入は日露戰後一時打擊を受けたるも兩三年來急足の進步發展を見つゝあり。其由來する所は遠く露國の滿洲經營時代より發芽せるものにして、大體より云へば。

一、日露兩軍の費消せし軍資の大なりしこと。
二、鐵道の發達せること。
三、日本商人が多數入込みたること。
四、大豆豆粕の輸出增加したること。
五、滿鐵工事費の大なること。
六、支那行政機關の膨脹及諸學校軍隊の增加。

而して滿洲の雜貨輸入はかゝる理由の下に年一年其額を增大し、殊に日本雜貨の勢力のみ隆々たり、奉天は之が中心市場として不可動根底を据ゆると同時に、大連、營口、安東縣の各海港は勿論(芝罘は大連より供給を受く)長春、公主嶺、開原、鐵嶺、遼陽等の各城市も夫々の範圍にて賣行增加を見つゝあり。殊に革命以來風俗の更改は新商品の需要を喚起し、銀塊の暴騰は輸入を容易ならしめ、日本雜貨の扱商(東洋莊又は洋雜貨行)は雨後の筍の如く各地に簇生し、店頭瞥見するに羅列する處の各樣雜多の商品は、多く大阪來の東洋雜貨(彼等は一口に大阪貨(ターバンホ)と言ふ)にして、可なり遠方の邊僻地方に迄普及せるは一度脚を滿洲に入るもの丶快心事となす處なり。然して西洋雜貨は如何と云ふ

に綿製品か又は概して高等雜貨に屬し、種類に於ても又數量に於ても東洋貨の後塵を拜するに過ぎざる有樣なり。これ滿洲の民度が未だ歐州品を使用するまでに進み居らざるか爲ならんも、一は外國商店の數寡く、賣込に對する努力の欠乏に因るなるべく、從來獨占の狀態に在りし米國の綿絲綿布の如き全然日本產之に代はり零細の雜貨に至るまで日本の製品のために驅逐せらるゝもの〻如し。

此の如く日本の雜貨は歐米品を驅逐して之に代はるのみならず、支那雜貨の範圍をも侵しつゝあるなり。扇子の如き模造品は勿論其他狀袋卷紙の如き零細なる商品に至るまで支那產を排斥しつゝあり。日本賣藥業の侵入は支那藥舖をして雌服せしむ。之を數字に徵するに牛莊の輸入は主として支那商人及外國人に依り、香港上海芝罘方面より支那產及歐米產を輸入しつゝあり。其額每年多少の增加あるも尙ほ二千百萬兩を出でず。之に反して大連の輸入は主として日本商人の手に依り日本雜貨を輸入せるか、其額二千二百萬兩以上に達せり。

要するに日本雜貨は堅實なる基礎の下に年々長足の進步發展を見つゝあるものと云ふを得べし。

## 二、如何なる雜貨が如何に賣れつゝあるや

日本雜貨は近來賣行增加と共に種類非常に煩雜となり競爭亦劇烈にして新形の流行の年を追ふて旺なるが如し。其の大宗と認むる可きは

腿帶子（足卷紐）浴布、石鹼、ネル、莫大小製品
皮革製品、帽子、扇子、時計、洋蠟

等にして其他化粧品類、玻璃製品、糸紐類、各種綿製品（綿毛布被面敷布」紙製品、陶磁器、學校用品、賣藥等及び廣義の意味に於て燐寸、東洋緞子、古新聞紙、昆布、建築用品等所謂日用雜貨の全部を網羅せり。

今左に賣行最も多額なる諸品につき其の需用の大勢を見るに。

**腿帶子**、（足卷紐）日本足卷紐は製品の精巧と低廉なるより從來の土人帶子製織家を見事全滅せしめ其の需用地は單に滿州に止まらず北淸山東一帶に及び、需用の前途は無限なるの觀あり。其の牌子の最も廣く行はるゝは備前田の口與田銀工場の製織に係る孔雀牌金鷹牌にして、尾崎商店の東鄕牌之れに亞ぎ、日龍牌雜牌等を合して滿州の輸入高は優に五六十萬圓の間に在らんか、本品は競爭劇甚にして殊に商標を冒ぶ支那人の間に在りては新牌子の賣込は最も至難なるが如し。

**浴布**、（タオル）近來生產費の減少より安價に供給し得るに至り、近來頓に需用を喚起し、就中大阪關橋の地球馬は最も名聲を博せり、滿州の需用高は一ヶ月約二万打。

**石鹼**、嗜好に好適し低廉なる爲め外國製と角逐して近來大に名聲を高め、足卷紐と同じく販賣に於て最も成功せるもの〻一なり。大阪春本の芝蘭九重は日本石鹼の代表にして、都の花も需用あり、夏季に入りては邦人製造の洗濯石鹼は

獨逸品と對抗して販路を擴張しつゝあり。

**美大小製品**。衛生衣、手套、靴下、等風氣開發に伴ひて最も囑望す可き商品なり。過渡時代にて製品の統一を缺き、西洋物上海物大阪物と混戰の狀態に在り。日本物としては近く大阪に莫大小會社の設立を見る可く、漸次統一的製品を見るに至らんか。**メリヤス生地**は滿州にては未だ輸入の時期に達せず。

**皮革製品**、の範圍は頗る廣し街上到る處の露店にも見受くるなり。

**帽子**、革命—斷髮—急激に需用を增大したる日本品にて革命の影響の最も顯著なるものなり中折鳥打とも安物歡迎され本秋は特に活況を呈したるが如し。

## 三、雜貨と季節及趣味の變遷

滿州は農產地なるを以て、農產の金に代はるの時需要頓に加はり、輸送不便の時期に於て市場沈滯す。卽ち舊一月十日頃より五月節句までは尤も需要の熾んなる時にして、七八月の雨季に入りて閑散を極め、八月節句前後より又復需要を喚起すと云へども春時の盛んなるに加かず。

奉天を中心として風氣開發は漸次南方に及び、趣味の變遷は之れと步調を共にして次第に複雜快速となり、一言にして盡せば日本カブレし又は西洋カブレしつゝあり、而して漸次上等物に移りつゝあるを見るべし。

革命後需要增大せるは帽子、莫大小製品、化粧品、皮革製品なるが、支那帽子の原料たる東洋綾子は未だ需要の減退を見ざるは南方と民風の異る一證にして、辮髮は次第に減少し、洋蠟は電燈洋燈の發達流行と共に賣行縮少の色あるを免れず。

## 四、販路と購賣力

日本雜貨の販路は隨分遠方の田舍迄行屆き居るが如し、其の銷路最も擴大せるは燐寸及び足袋紐にして奉天雜貨のオーソリチーなり。奉天及び各地の邦商は銳意販賣に力め、各田舍地方に出張して賣込註文を取り、隨分危險と思はるゝ程度迄賣込をなせるが如く、地方客は在荷潤澤にして價格低廉なる都市を選び、或る程度迄信用買卽ち掛買をなし得る便宜あり、自然消費者に對しても掛賣をなし得るあり、需用を誘致する結果となり其の購買力の如きも農產品の向上に比例して益々增加の傾あり。

## 五、取引及商慣習

滿州全體を通じて輸入品の取引は掛賣買を主とし、現金取引は其の2%乃至3%位にして、掛賣卽ち延の期間は城市に在りては月二回の收金を原則とすれども、より以上に遲滯するを常とし、競爭の結果地方客に對して二ヶ月乃至三ヶ月の長期に亘ることあり、綿糸布の如きは一ヶ月乃至二ヶ月を限度とすれども、雜貨は二ヶ月の回收と見る可く、殊に扇子の如きは約半歲の長季に亘るものあり。要するに戰後二三年間は現金取引多く行はれたるも、其後漸次延取引となり、近年金融の逼迫に伴ひ延日數益々長引くことゝなり

たるが、今後一層長延ひとなるならんか、賣込み競爭の結果としてこの惡傾向を阻止すること能はざるは遺憾とする處なり。

## 六、日本雜貨の長所と欠點

上來述ぶるが如く日本雜貨の輸入增加は多數居留商人の努力に因ること勿論なるが、日本雜貨そのもの丶長所あるにあらざれば、獨り商人の努力にのみ之れ依る能はざるは理の明らかなる處、今その長所と考ふる點を擧ぐれば。

一、價格の低廉は能く低き民度の滿州に適せること。

二、能く窮りなき嗜好の變化に伴ふこと。

三、供給の迅速なること。

同じく雜貨にても東京產は價格比較的不廉にして、多數注文を迅速に調達する能はざるため、雜貨仕入は主として大阪に於てするを例とす。要するに雜貨は水の流る丶が如く、國の東西南北と土地の遠近とを問はず、その流れ易き地より集まり來る。而て大阪雜貨は實に滿州雜貨界の淵源地と云ふを得ん乎。一面に長所あれば一面に缺點の伴ふは蓋し數の免れざる處、假令は價格低廉ならんと欲せば品質粗惡に陷ゐり易きか如き是なり。併し大體に於て日本雜貨は滿足にして大なる缺點を見出さず。革命の當時帽子の熾んに賣行きたる時、或はバリカン、或は懷中電燈等の一時に需用の勃興せる際、粗製濫造言語に絕し、之がため彼我商人の多大の損失を招けるものありしと雖、こは一時の現象にして、今や其弊、跡を絕ちたりと認む。たゝ惡むべきは支那人が價格の低廉にのみ着眼するを見て、奸商輩の品質を劣惡ならしめ、以て奇利を博せんと圖るに在り。從來之が爲め折角賣込みたる商品の勢價を失墜せるもの一二にして止まず。この責は獨り奸商輩のみならず、內地製造家の能く宗持する所なき、唯々として劣惡の品を造り出すが如き又應さに其責の一半を負はざるべからず。然れども此等は自然の淘汰に依り、漸次排斥せらるゝを以て、戰役當時と異なり大阪其他に於ける生產家は粗製濫造を愼めるが如し、蓋し粗製濫造するときは信用を失墜し、商標の廣開永頗は得て望可からざればなり。足卷紐の孔雀牌、浴布の地球馬、石鹼の芝蘭九重、燐寸の月琴、双龍、東洋緞子の孔雀、門牌等は多年の惡戰苦鬪に堪え、製品の改良を圖り、遂に今日の名聲を博したるものにして、此の傾向は綿糸布、洋麵等を通じて同一なりと言ふ可し。概して言ふときは日本雜貨の缺點とする粗造なる點は廉價にて補償され、今日に於ては精巧且低廉（ヤスイ）の境地に進まんと努力しつゝあるか如し。日本雜貨の西洋貨に對抗して優勝なる點の一は近距離にして容易に迅速に流行の變化に適應し得ると又流行を誘致するに便利なる地位に在ること疑ふ可からず。

## 七、外國品及支那產品に對する競爭

絕對優勝の地位に在るは　足卷紐、燐寸、浴布、皮革製品

外國品と競爭の地位に立てるは　ネル、莫大小製品、綿毛布、石鹼、洋蠟、帽子、繻子類、

壁紙糸紐類、煙草、帽子、化粧品、賣藥、玻璃製品、

支那產品と競爭の地位に在るもの　扇子、帽子、莫大小製品、陶器、

日本品の競爭の餘地なきもの　獨乙染料、泰西緞子、更紗類、海紙

## 八、重なる日本雜貨商

奉　天　大島洋行寺庄洋行怡信洋行上田〇洋行大阪洋行田中洋行扇萬洋行石川洋行關東洋行

長　春　怡信洋行光明洋行松岡洋行

鐵　岑　松岡洋行、鐵岑商品陳列館

遼　陽　蓬萊堂、萬順德

營　口　寺庄洋行藤原洋行永泰和源成東和記源茂盛西義順

安東縣　商品陳列館

哈爾賓　田中洋行

## 九、將來の趨勢と日本商人の注意すべき事項

日本雜貨の滿洲に發展し來れるは一は氣運の然らしむる所と、二は奉天を根據とし各地に商務を張れる大阪商人（首として）の努力に歸せざる可からず。然して之れが發達を助長せる最大原因は前記せる掛賣卽ち延取引の盛行に在り、極端に言へば最後の消費者たる農民迄か掛にて品物を購求し得らるゝ便宜あるが爲なり。かゝる風潮は如何にして馴致されしや、之れか解說は興味ある問題なれども之れを他日に讓り單に掛賣の得失如何につき述ぶれば、掛賣卽ち信用貸之は販路擴張の最大便法にして日本雜貨商の總べてが採りし方法なるも、仔細に之れを驗するときは其の代金回收が果して圓滿に行はれ、將來多くの破綻を現出せずして進行す可きや否や疑問なき能はざる點なり。實際今日に於てすら自己の資力を超越して不相應の貸出をなせるものなきに非ず、滿洲の經濟界の脚取順序にして波瀾を生せざれば可なり、若し一朝恐慌の襲來し又は內亂勃發することありて經濟界の攪亂に遭遇せば隨分危ない話なり。銀塊は今や騰貴の頂上にあるも早晚下落を見るに至らば、經濟界の變兆を誘致す可きは推想するに難らず、日本雜貨商の徒らに商務の擴張に腐心して其貸出に際し細心の注意を怠るあらんが將來に悔を貽すを免れざる可く、既に本秋に於て二三實例を見たり、日本雜貨商の正に三省を要する所なる可し。因に記す日本雜貨取扱者の利益歩合は。卸商に在りては少きは一二分多きは一割以上平均して三分乃至五分の薄利に甘んじ、小賣商に在りては五分乃至一割五分迄の加算に止まれるが如し。（十二月一日稿）

## 奉天より

十二月五日　奉　天　生

### 一、日本品の普及せる原因

日露戰後僅々七八年の短年月に日本雜貨が南滿州如何なる片田舍にも其影を

見ざることなきまで普及せる原因は實に支那人の嗜好に適すと云ふにあらずして價低廉にして土民の購買力に相應せる爲あなりとす。

一斗六十錢の高粱米を常食とする滿州土民に高價なる洋雜貨を供給するも購買し能はざるは常然のことにして現時の如く粗製品なるも價の低廉なるに滿足せざるべからざるは又やむを得ざることなり。

今左に奉天に於ける日本品賣値の一例を示さんに。

一、弗入

| | | |
|---|---|---|
| 金色 | 大 一 | 金二圓 |
| 同 | 小 同 | 金一圓二十錢 |
| 素色 | 大 同 | 金一圓九十錢 |
| 同 | 小 同 | 金一圓十錢 |

一、石鹼

| | | |
|---|---|---|
| 九重 | 大 一打 | 金一圓 |
| 同 | 小 同 | 金五十錢 |
| 芝蘭 | 大 同 | 金一圓 |
| 同 | 小 同 | 金五十五錢 |

一、靴下

| | | |
|---|---|---|
| 夏物 | 上 一打 | 金二圓 |
| | 下 同 | 金五六十錢 |
| 冬物 | 一打 | 金七八十錢乃至二四二三十錢 |

# 支那向紙煙

櫻洲生

支那向輸出煙草は紙煙に適らる。而して全支那を通じて、人をして恰も專賣品なるかの感を生せしむる迄に全市場を獨占し、勢力の降々として、販路にして頗る低廉なり殊に甚しきは此冬より滿洲各市上にて發賣せる冬鳥打帽子の如きは一個賣金三十錢以下のものあり。

斯くの如く購買者に單に價の低廉のみを欲して品質の好惡に注意せざる傾向あることは日本製造の最も注意を要することにして滿州向雜貨は品質の如何よりては元價の低廉は第一要件となすことを忘るべからず。

一、競爭品

滿州に於ける日本品の競爭品として露西亞、獨逸製品と上海、天津等より來る支那製品とありと雖も西洋品は高價にして土民の需要に供し難きにつき本邦品の競爭としてはサ程恐るるに足らざるも支那製品につきては大に研究する價値あり。

前述の如く此冬より發賣せる鳥打帽子は一個三十錢內外にして極めて低廉なる爲め頗る土民の嗜好に適し非常なる勢を以て賣行きあり爲め本邦製鳥打帽に多大の影響あるが如く支那品は品質粗惡なるも價極めて低廉なり支那製品は極めて粗惡なるを以て恐るるに足らずと云ふものあれども南滿州土民の生活程度は品質の優良ならんよりもむしろ價の低廉なるを歡迎すること前述の如くなるにより支那製品の出現は本邦品に一大打撃の感ありと云ふを得べし殊に注意を要するは近來奉天吉林其他各地に於て習藝所を設立し多數の男女徒弟の養成を開始し其製品を試賣しつゝあることなり現時に於ては其製品あまりに粗雜にして賣價比較的高き爲め本邦品に何等影響なきも其製品の多くは本邦品を模造せるものなるを以て他日熟達の上は何等かの影響あるは免れがたきことなり。

支那向紙煙

英美煙公司の製品是れなり。英美煙公司とは、特に支那に對し販賣製造共にトラスト組織を行へる、英米兩國煙草會社の別名にして

上海漢口及奉天等に廣大なる製造所を有し、上海を以て根據地となすもの是れなり。我國の未だ專賣制度を實施せざる十數年前。村井兄弟商會は製造所を上海に設立し、盛に製品を市場に出したる其中に、孔雀を商標とせるピーコックは、痛く支那人の嗜好に投じ、其販路殆ど全支那に及び、英米トラストをして顏色を失せしめたりと雖も、惜むべし其後英米トラストの買收する所となり、今日に於ては英美煙公司の製品として、喪へたりと雖も猶ほ市場に活歩しつゝあるを見るのみ。其後我國の專賣實施後、三井は專賣局と特約を結び、ドラゴン等の特製品を以て、盛んに覇を長江沿岸に爭ひたりと雖も、遂に英美煙の壓する所となり、今や長江沿岸に隻影だに之を認むる能はざるに至れり。兩切に非ざる朝日數島等の口附煙草の今尙ほ各日本雜貨店に販賣せらるゝありと雖も、在留邦人中極めて一小部分の需用に過ぎざれば、數として述ぶる價値なし。故に一言を以て之を盡せば、支那十八省に於ける紙煙は英米煙の獨占に屬し、最早他勢力侵入の餘地無しと云ふ可き也。

雖然滿洲は我か國の特種權力圈にして、在留民の數極めて多く且、又日露戰役中は、全く我が製品を以て全市場を獨占せし關係上より、猛烈なる英米煙の侵入に對し兎に角其勢力を把持して、角逐に努めつゝあれば、主として滿洲に於ける紙煙に就て、之を記述する事とせん。

一、沿革、　知らざる人のなき如く、滿洲は支那本土に比し遙かに富の程度低く、東清鐵道の布設せらるゝ迄、土人は營口の如き開市場に居住するものの外は、紙煙の何たるを解するものなかりき。其後東清鐵道の起工せらるゝに及び、土人の紙煙を喫するもの次第に增加せしと雖も、猶鐵道沿線の外に出づる事なかりき。然るに日露の開戰と共に、兩國の兵力は南北滿洲の全土に散布し、且つ又土人は其勢役に服して富の程度俄に加はりければ、紙煙の需用は日に加はり、日露兩國の各勢力圈に分れて、各其國の紙煙を愛用するに至れり。我征露軍用の煙草は日附は江副商店、兩切は代々木商會之れが一手販賣の特許を專賣局より得て戰時盛んなる滿韓輸出を試み、軍隊の需用に應ずる餘力を、酒保の手を經て土民に供給せしかば、南滿一帶は往く所として、我が官煙ならざるはなきに至れり。其後軍政の撤廢あり、輸出入共に解禁せられしかば、英米トラストは好機乘ず可しとなし、一擧我が牙營を陷れんと、上海より大連營口に向け盛んなる輸入を試み、猛烈なる運動を開始し來れり。其勢ひの猛烈なる、折角扶殖せる勢力圈を忽ち剝奪せらるる迄の恐を生ぜしかば、互に勢力を分つの不利を知り株式組織に改めて、江副代々木の兩店は合同して、明治四十年東亞煙草株式會社なるものを、設立せり。竪四十一年英米トラストは壯大なる製造所を奉天城外に設置して、益々競爭の準備を鞏固にするに至りしかば、我も又之れか應戰策として營口に製造所を設置したりと雖、彼れの富裕なる資本と、巧妙なる商策とは相俟て我が販路は日に月に蠶食の厄に遇ひつゝある如きは、之れ今日の情態なるものゝ如し。

二、販賣方法、官煙英米煙共に特約店制度なりと雖も、異なるものあれば分て之を述べん。

(イ)官煙、大箱一個以上は、直接需用者の供給に應ぜざるに非らずと雖も、一厘の割引をもなさゞるにより、却て特約店を經て購買するの安價なるに如かざれば、事實特約店以外に販賣せずと見て可なり。今其販賣方法を見るに安東縣、大連、遼陽、營口、奉天、鐵嶺、長春、吉林、哈爾賓の市場に各販賣所を設置して、營口に支店を置きて之を統轄し、各販賣所の下に各數軒の日支兩國商人の特約店を置き、之をして小賣商人に卸賣をなさしめ、小賣商人をして更に零砕の需用に應ぜしめつゝあり。但し各販賣所の販賣區域にして、特約店の力及ばざる地方には派出所或は代理店を有す。

かゝる販賣組織の下に、各販賣所は特約店に對して現金賣を原則とし、月掛拂を例外として、其管轄區域の商況を監視し、以て販路の開拓に努む。而して聞く、大連より鐵路の便を經て、滿州各地に輸送せらるゝ我國の商品中、一手にては其價格の大なる煙草に如くものなしと。

(ロ)英米煙草、官煙の如く直接の販賣店を有せずと雖も、略ぼ我が官煙の販賣所を設置せる如き重要の市場には一手代理店を設け、此の代理店の下に數軒の特約店を置き、之をして小賣人に、小賣人をして需用者に接せしむる事は、官煙と全く同樣なり。而して本社は絕へず二三の監督者を派して、各地の商況を巡視せしむると共に、各地代理店の信用を監視せしめて、毫毛の遺漏なきを期しつゝあり。其の販賣金回收方法は、全然支那商慣習を採用し

て、節季勘定となし、舊暦年末を以て大結算期となす。

**三、販路の情況**、價額の低廉にして品質の良好なるものは固より販路の多きを占むと雖も、煙草なるものは嗜好品と同じく、廣告商品なるを以て、同質同額のものなれば廣告の巧拙大小により、其販路に格大なる差異を來すは、蓋し免れざる所なり。故に英米トラストの如きは、廣告に力を用ふる最大にして、如何に山間の僻地と雖も張紙廣告を用ひざるなく、一度支那の地を踏みたるものは、所として煙草の廣告紙が貼布せられざるなきを見るならんが之れ皆英米トラストの廣告なり。如何に廣告に力を用ふるかは、之を推知し得て餘り有り、我が官煙も廣告に力を用ふる事又大なりと雖も、英米トラストに比すれば、天地霄壤の差あり。之れ官煙が英米トラスト煙に對して販路の通に遜色ある主たる原因たらずんばあらず。廣告力の大小は規模の大小に比例するものなれば、今玆に之を論じたればとて、一個の空論に過ぎず。故に之れが評論は他日の機會に讓りて、重なる商品に就て販賣情況を檢せん。

**(イ)官煙**、刺激力強き土産煙を喫飲する支那人は、日本人の如き刺激力の微弱なる口附煙草を愛用せずして、兩切煙を一般に愛用するを以て、數島の如き口附煙草は、支那人に對しては一切其販路を有せず。會々支那人の之を購求するは、日本人に對する接待用に非らずんば、極めて小數が唯だ朝日を時々喫用するのみ。然り而して我が兩切煙にして、支那人に對し英米煙に對して、其の勢力を維持するものは、蜂印商標とする五本入支那錢にて一包一錢の價格なる、ハネビーの一煙なるのみ、リリーは支那人之を利々と呼び、其名を愛するよりして一時は盛に之を使用し、其販路は殆ど全滿に及び、如何に山間の僻地と雖も、之を愛用せざるものなかりしと雖も、今や全く其販路を失し、惰力を以て猶多少の販賣力を有するに過ぎざるなり。スターは其建價を金貨にする結果なると否やを知らずと雖も、日本人に對して愛用せらるる外、支那人に對しては全く販路なし。其他ロングライフの如きは、ピーコックに則り孔雀を鵲に代へたるのみにて、品質良好價格又廉なりと雖も而も些の販路を有せざる所以は、商標の鵲を圍む圈線が、龜甲に則りあるに基因するならんか。其他チエリ、ピーパー、ウエルス、の多き製品ありと雖も、殆ど販路なく、又た營口製造所によりて製造せられたる新製品の市場に出づるもの多しと雖も、未だ一定の販路を擴得せるものなきが如し。三四年以前に於て、余が調査に成る全滿に於ける一ヶ月間の平均賣上高は、概ね概略の計算の下に。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 口附 | 三萬五六千圓 | | |
| 兩切 | 一萬五六千圓 | | |
| 刻 | 一萬圓以上 | | |

にして、內に口附の約二萬圓は大連管下に、兩切の約九千圓は奉天に、刻の一萬圓は各地共在留邦人の數に比例す、而して之れを各地の販賣所に割當つれば

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大連 | 三萬圓以上 | 安東縣 | 六千圓內外 |
| 遼陽 | 五千圓內外 | 營口 | 四千圓內外 |
| 鐵嶺 | 三千圓以上 | 奉天 | 一萬圓以上 |
| 長春 | 千圓內外 | 哈爾賓 | 五百圓內外 |
| 吉林 | 五百圓內外 | | |

大連の販賣の賣上が全販賣の半を占むる所以のものは、在滿邦人の半以上を占むる關東州が、其販賣區域に屬するか主たる所以也。聞く所に據れば、大連に於ては官煙の兩切は販路殆ど絕無にして、英米煙の一ヶ月間の賣上高約八千圓の外に、芝栄に製造所を有するもの、約千圓位ひの販路を有するに拘はらず、官煙は對日本人用のスターを除けば、數ふるに足るものなしと。

**(ロ)英米煙**、當の程度中央支那に比すれば、殆ど比較にならぬ低位にある滿洲人は、中央支那に於けるが如く、如何に上流のものと雖もスリーカスルの如き上等品を用ふる事なく、パイレートを以て使用の最上品となす。滿洲に於けるパイレートの需用は、非常なる勢ひにして、花柳界に於てはパイレート以外のものを用ひずと云ふ有樣なり。されば中流以上に用ひらるゝパイレートの數は頗る大にして、一度品切に遇へば忽ち其價額は暴騰するの一事を以てするも、如何に其の販路は廣大にして、如何に根抵ある需用を支那人間に有するかを窺ふに足る。又た其需用は啻に支那人間に止まらず、日本人にして之を愛用するもの多きは、如何に其品質の良好なるに比して、價格の廉なるかを窺ふに足る。パイレートと相並て販路の大なるものは、愛國

軍にして、中流以下の下等社會に專ら愛用せらる。品質價格共に官煙の蜜峰（ハチヒ）印と同一なり。支那人は、煙草を卷く紙片に漢文字を使用せるものは喫用向せずとの說は、愛國軍出づるに及んで全く破壞せられたり。愛國軍は支那人專用として製作せられたるものにして、一本々々に愛國軍なる文字は記入せられつゝあるに拘はらず、其の販路の廣くして賣上の大なるは驚くの外なし猶又商標よりすれば、ハネピーの方遙に支那向にして、包裝、品質、價額共に同一なるに拘らず、愛國軍をしてハネピーの販路を蠶食するに至らしめたる原因、他に種々あるならんも、其主因は販賣法の巧拙、特に廣告法の優劣に基因するならんか。孔雀牌は我が利々（リリー）と共に、其名は老牌として支那人の之を知らざるものなしと雖も、其盛時は過去に屬し、今猶販路なきに非らずと雖、往時の盛は夢にも望む能はず。品海（ピンヘット）は南清地方にては中流以下に愛用せらるゝ事、猶滿州に於ける愛國軍の如しと雖も、滿州に於ては殆ど其片影を留めず、其他鹿（ルスター）牌の如き多少の販路ありと雖も、特記す可き程の事もなし。茲に遡んで全賣上高の調査を記入す可きが至當なりと雖も、余が說たる英米煙の賣上は、頗る多額にして官煙と併記する如きは、故意に官煙を貶して英米煙を賞揚するの嫌ひあるを以て乍遺憾省略之。

**四、價格**、五本或は十本、或は二十本を一包となし、更に五十乃至百包をボール箱に入れ、此のボール箱の一定數をブリキにて包み、木製の箱に入れて一梱となす。英米煙は多く五萬本を以て一梱となすと雖も、官煙は二萬本或は一萬五千本を以て一梱となす。價格及一梱の數を左に列記せん。

英米煙價格表

| 品名 | 一梱の本數 | 一梱の價格 | 同上買主口錢 | 特約店口錢 | 一ボール箱價 | 小賣價格 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 三炮牌（リーカスル） | 五萬本 | 小貨五百二十圓 | 小銀七圓 | 小銀十四圓 | 小五圓二十錢 | 二十本入二十五本 |
| 强盜牌（バイレート） | 同 | 同百八十七圓 | 同五圓 | 同五圓十錢 | 同一圓八十七錢 | 十本入銀四錢 |
| 品海（ピンヘット） | 同 | 同百七十五圓 | 同五圓 | 同五圓十錢 | 同一圓七十五錢 | 銀同十錢三個 |
| 孔雀牌（ピーコック） | 同 | 同百八十六圓 | 同二圓外に愛國軍三十包ヲ添ヘ | 同五圓十錢 | 同一圓六十二錢 | 右同 |
| 藍（紅）美人（スウートハート） | 同 | 同百圓 | 同一圓 | 同三圓五十錢 | 同一圓 | 同十錢に個五 |
| 鹿（ルスター）牌 | 同 | 同九百五十錢 | 同二圓外ニ端月五ホ包ヲ添フ | 同三圓 | 同九十錢 | 五本入一錢 |
| 愛國軍 | 同 | 同七十九圓 | 同二圓 | 同三圓五十錢 | 同七十九錢 | 同五本入一錢 |
| 滿月 | 二萬本 | 同三十五圓 | 同四圓 | 同一圓 | 同七錢 | 同廿本入三錢 |

（備考）盜牌及孔雀牌の每大箱壹個につき盜牌には机上置き鏡一個、孔雀牌には手提金庫一個を景品として入れあり而して其の鏡は花柳界の流行品となり居れり。

官煙價格表

| 品名 | 一梱本數 | 東亞煙草建價 | 特約店口錢 | 一ボール箱價 | 小賣價格 |
|---|---|---|---|---|---|
| 不二 | 二萬本 | 金八十圓 | 金二圓 | 金二圓六十錢 | 二十本入金十錢 |
| 敷島 | 同 | 金七十二圓 | 三圓五十錢 | 二圓四十三錢 | 同八錢 |
| 大和 | 同 | 金五十八圓 | 三圓二十錢 | 一圓七錢 | 同七錢 |
| 朝日 | 同 | 金四十三圓二十錢 | 二圓 | 八十七錢 | 同五錢 |
| オリエント | 六萬千本 | 金四十圓 | 三圓 | 一圓三十錢 | 十本入十錢 |
| スター | 一萬五千本 | 金四十圓 | 三圓 | 右同 | 同四錢 |
| チエリー | 右同 | 金三十六圓 | 二圓 | 一圓二十錢 | 同三錢 |
| ロングライフ | 右同 | 小銀三十九圓 | 銀三圓 | 銀壹圓三十錢 | 同三個銀十錢 |
| リリー | 右同 | 小銀三十七圓 | 一圓 | 銀四十五錢 | 右同 |
| ハネピー | 右同 | 六十ボール入小銀二十三圓 | 同二圓 | 銀二十九錢 | 五本入毎十個銀十錢 |
| ピパー | 右同 | 同小銀二十二圓 | 同二圓 | 銀三十七錢 | 同毎十二個銀十錢 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 福壽草 | 四貫目 | 金六十四圓 | 金三圓二十錢 | 金六十四錢 | 金八十錢 |
| 白梅 | 右同 | 金四十九圓 | 同三圓 | 金四十九錢 | 金六十錢 |
| サツキ | 右同 | 金三十圓 | 二圓五十錢 | 金三十四錢 | 金四十錢 |
| アヤメ | 六貫目 | 金四十二圓 | 同四圓 | 金二十八錢 | 金三十三錢 |
| ハギ | 右同 | 金三十一圓 | 同三圓 | 金二十一錢 | 金三十四錢 |

（備考）福壽草以下は刻煙草なり故にボール箱はなし四十目玉を假にボールと見做す。

因之見之、金建を本位とせる官煙が、銀本位たる支那に於て、銀建を本位とする英米煙と相並んで角逐するは、其不利大なり。然らば銀暴落し三割以上の差を生じたる場合に於ける官煙の苦戰や知る可きなり。右表は兩三年前滿州某地に於ける調査にかゝるものにして、各地共に多少の差ありと雖も、大體に於て其の價格を推知し、參考となる事頗る大なるを以て、之を揭載せり兩三年前より煙は專賣局の特許を得て、特約に於て製造所を置き、盛んに製品をなしつゝあれば、從前の如き苦境に陷る事無かる可しと雖も、而も英米煙を壓して市場に雄を得る如きは、到底其望みなからんか、聞く、官煙は北支那に於ける販路開拓の目的を以て、天津及北京に此次出張所を設置せりと之れを以て幾何にても英米煙の侵入を牽制するを得ば、獨り東亞煙草會社の喜びたるのみならず、國家の爲め至幸なり。

以上により讀者は滿州に於ける、紙煙の情況を大體に於て了解したる可し其他エジプト、葉卷、露西亞煙草、其他天津及芝罘邊より輸入し來る雜種のものに就き、說明を試むるは至當なりと雖も、エジプト及葉卷の如きは、支那人の使用するものに非らず、單に外人用なれば其額殆ど數ふるに足らず。又た露國煙草は數年以前に於て既に跡を滿滿に絕ち、北滿に割據するのみにて利害關せず。其他の雜種煙は、官煙と英米煙の間に介在して、其額の極小なる、之れ又記述するの價値なし。余輩は國家の爲め、善意の忠言を呈すべく、官煙に就て論ず可きの意見を有すと雖も、紙數限り有り依りて、更に他日の機會を俟て詳細なる意見を發表することゝし、玆に擱筆す。

# 人力車の話

大連　一水生

## 各地に於ける人力車

新嘉坡から印度邊へかけて最も好く出るのは二人乘りだが、十丈の椰子の樹繁る亞細亞の最南端で、黑い土人と白い美人が相乘りの車を、支那人と馬來人の雜種兒が曳くなぞは、世界一のコスモポリタンである。此地方の相乘り車は、黑の土塵へ色々な蒔繪を施したもので、飽く迄半開人の執拗い好美心を發揮してる。品質は無論中等以下で、どちかと云へば下等である。此地方は今でも人力と安い相乘り馬車と盛に競爭してる。

佛領印度支那、卽ち日本で通俗に安南と云ふ處は、全然人力車の勢力範圍で、河内にのみ電車がある、馬車は高等クラスの占有物で、一般社會は人力と電車、そうして人力が優勢である。此處の人力車は二種あつて、一は普通の木製金輪の人力車、一は空氣タイヤーの上海邊でSMC徽號のあるあの型で、輸入もあれば自製もあるが、主として大阪製にて鐵輪一人乘三四十圓空氣タイヤー七八十圓護謨輪の方は安南語でカオチュとか云つてる。

香港は馬車は甚だ少い、電車がある、けれども普通の市內交通機關と云へば、下町は人力、山の手は籐椅子をそのまゝ二本の棒で擔ぐ處の駕籠卽ち英人の所謂セダンチエヤーである。電車よりも車の方が便利で香港は山の斜面

で、市街は東京のやうに一里も二里も行かなければ用が足りないと云ふやうなことは無く、數町の處で、大抵事が濟む、通いのは灣仔（ワンヂヤイ）の寬風位なものだ其人力は護謨輪（空氣タイヤー）よりもガタ〳〵が多い。

廣東は街衢狹隘、到底人力車の活動する餘地だ無い、一昨年當りから珠江沿岸へ模範道路を造り、四五十臺の人力車を輸入した計りで、却て田舍の方に香港當りの古人力がある。要するに廣東はチエヤーの需要地で、臺灣から大に之を輸出すべく、人力車は容易に需要は起らないと見ていゝ。

人力車の最も多いのか上海で、四五年前迄は全部ガラガラ車であつたのが、此の頃は空氣タイヤの護謨輪が大分ある。けれどもガラ車の方が增加の數か多く、馬車、自動車、自轉車、電車、小車、あらゆる交通機關の間に立つて、最も簡便なものと認められてる。

## 大連の人力車

支那及滿洲で人力車の最も美しいのは大連である。大連には六百臺からの人力がある。乘つてると尻に豆が出來やしないかと思はれるやうな、あのガラ〳〵車なぞは一影を失つて、今では悉く發條式の護謨輪許りである。其の形狀に於て、其態裁に於て、東京の人力も三舍を避けるものかある。それで車賃が安いと來てるから、遂植民地生活は華美（はで）に見えるのだ。大多數は大阪出來にして東京製は少數のみ內銀座秋葉製のものが尤多い。大連に於ける人力車の革新は大連民政署の嚴重なる車體檢査の勵行により、從來の木製鐵輪の車體の營業を許さぬ事と成たので約三ヶ月間にて全部ゴム輪と變更したのであるが、資力なき車主及支那人は大部分ゴム輪車輪のみを輸入して都車臺に付けて一時を糊塗した爲め其古体の壽命か永くはなく新車の輸入は當分止む事がないだらう。

## 位低くして儲けあり

初めて日本から來た人は、大連の人力を乘り散らかし、さても〳〵安價な賃錢と、驚く其半面には車夫の悲しみがある。大連の人力は殆んど全部貸車で、一臺の損料か一日大抵四十五六錢、殆んど東京の倍と云つてもいゝ位、それで借り手は山のやう、但し表面は一人の借主なるも裏面は公然の秘密として二人にて晝夜に分れて曳き廻る故比較的高い借賃を負擔し得ることが出來るのだ二日か三日損料を拂はないと、もー其車夫は人力を取り上げられ、氣絕する迄打ち叩かれる、若しも衝突でもして車を傷（いた）めると、それは皆（みん）な親子に賠償の責任かある。十臺あつても二十臺あつても、大抵全部貸し出される、損料は無論日拂で、掛とか割引とかは毫もない。

今大連輸入の車を見ると、普通が大連着六十圓乃至八十圓、空氣タイヤー最上等で百二十圓位のもの、先づ八十圓內外の人力なれば、借り手も絕えず人も乘ると云ふ寸法、一臺一日四十五錢として、一ヶ月には十三圓五十錢貸主は民政署に對する凡ての責任者となるので車夫の稅金、收容所の宿舍料、人力車馬車組合の組合費及被服を負擔するのである稅金は月七十錢宿舍料九十錢組合費三十錢で、被服料は月當五十錢もあれば澤山である之を差引して月十壹圓十錢の揚高があるから七ヶ月で資本は回收される、殘る五ヶ月五十圓は丸儲け、而かも人力車の命は短くて一年半、よく手入れを怠らなければ二年は劣か三四年持つ、修繕費の如きは知れたもので、一番消耗破損し易い軸部の玉でも、三十錢位で更新される。輪護謨は十壹弐圓から初まつて、上等には限り（き）が無いか、中所で十五六圓、大連のマカダム式の坦々たる道で殊に雨が少いから磨損も少いから年に一本はいらない位、十臺あれば一ヶ月平均五十圓以上の純益がある、三十臺もあれば三年で藏か立つ、側ら人力車及其附屬品、其他雜貨の輸入でもやれば、小資本でこんな儲かる仕事は又とあるまい。

## 金が無い

も一つ利益を擧げるなら、人力車業は競爭が激しくないと云ふことで、需要の減退は一寸起りそうにも見えないのである。そんなら何故此の事業を營むものか少いか。

## 品が惡い

第一に品か惡い。普通の商業とはラインか違ふ。日本でも一と口に下等な人間を車輓とか車屋と云ふ。乘る時は車屋さんだか、社會下層の親方は此車屋さんで、其車夫を相手とする商賣は、從て社會の尊敬を拂はれない。若しも人力車輸入商と云ふやうな看板を掲げたなら、人は是れを以て賣買と輕蔑する、誠に人情の機微は何び知るべからずで、羈束少き殖民地に於て、王公の威を以て支那人に對する青年者流は、そこに自由の空氣が通ひ、職業は神

聖なりとの賞あるに拘らず人力車業などに注意するものなく、遣繰りの算用を車の上で考へてるなぞ中々に浮世は面白い。

第二に経営たくも金が無いのである。大連で金を儲けるには、相場をやるか、貸家を建てるか、車屋を初めるか、此の三つが最も手取り早いのであるけれども相場には智識経験資本の三備を要す、貸家の建築に至つては、数年資本を寝かして甘露の日和を待たねばならぬ。處で第三の車宿、所謂満州ゴロを初めとし、苦力の心理を知るものは、疾くに是れに気が着いてるのだが憤むべし、彼等には一千の資本は多か、百の小使も動かぬのである。

我盟は人車輸入の盛大を説かず、車屋のボロイ商賣であることを述べて茲に擱筆せん。（十一月二十日）

# 南支那に於ける日本雑貨の地位

## 附對南支那貿易振興策

廣東陶々居生

廣東に輸入せらるゝ雑貨は、上等品は歐米製品にして、中等品は日本品、下等品は日本品、香港及廣東製品なり、而して其輸入額は統計上的確の數を知ることを得ざるも、四五百萬弗に及ぶべく、其種類は肩掛、毛布、「タオル」を敷布、手嚢、靴下、ハンカチーフ、夏冬帽子、巻莨入、眼鏡、巾着、財嚢、名刺入、鏡、手帳、鉛筆、玩具、飾リ紐、化粧品、頸巻、洋傘、機帯、ゴム靴、其他洋靴、リボン、額面、洋杖等其種類數百種に上り一々枚擧に遑あらず。販賣店は廣東城内外に於ては、主として愛惠街、十八甫、同興街、故衣街、長堤等に在る所謂洋物店に於て販賣せられ、其内長堤の先施公司、十八甫の眞光公司の如きは、規模の壯大なる本邦にても其比を見ざる程なり、而して日本品輸入問屋の主なるものは、同興街の恒昌盛、龍昌盛、十八甫の天成公司等にして、全部支那商人の輸入に係り、其仕入地は香港、神戸、大阪、横濱等とす。今左に日本當業者の注意を喚起せん爲め、同地に於ける雑貨販賣上特種の事故を列記すべし。

一、雑貨は流行の變遷急激なる事

同地の雑貨賣買は頗る盛なるも、當業者は流行の變遷多く一時に多額の仕入を爲し得ざるを遺憾とせり。廣東人は其地理的關係上外國人と接觸する事多く、且多數の外國移住者ありて、各方面よりの服裝、風習の新流行を移入する機會多く、人民又新らしきを喜び舊きを捨つるに吝ならず、而して流行の根源地は、男子にありては新嘉坡、香港、南洋諸島にあり、女子にありては上海方面より移入せらるゝ事多し、故に當業者新流行は壹ヶ年繼續すれば結構とし早き

は二ヶ月に過ぎず。賣殘り品は一時當舖（質屋）に入れ資金を融通して、他の新流行品の仕入に便とし、廣西、雲南、貴州地方の仕入時期に當りて之を引出し、同地方へ仕換えらるゝを常とす。其取引慣習は大部分は香港より輸入するものなるが故に洋例及南北行例に依る事多し。

二、廣東に於ける雜貨製造の發展見るべきあり。

廣東港一般貿易の示せる如く、同地は工業盛にして、他の支那諸開港地は食料品若しくは原料品を輸出し、製造品を輸入せるに反し、爆竹、葦蓆、莚、生糸、絹織物、屑糸等の製造品若しくは半製品を輸出して、豆、米、小麥粉、豆油、海產物等の食料品を輸入し居れるが、一般に手工に巧にして象牙、翡翠、團扇、紫檀、黑檀細工の如き、從來同地著名の物產にして、近頃は洋傘、齒磨楊子（本品は既に上海、長江筋へ輸出居れり）「タオル」靴下、莫大小「シャツ」造花、杆欄、花簪、玩具、化粧品、文房具の如き、外國品模造のもの續々市場に現はるゝに至り、中下等社會の需要を滿し居れば、此勢にして此後十年を經過せんか、驚くべき發達を見るに至るべく、現に同地軍隊用服地より、「タオル」靴下、紙卷煙草の如きは、全部同地の產品を以て需要を充たし居れりと云ふ。

一、雜貨卸小賣店名及所在地

| | | | |
|---|---|---|---|
| 萬安隆 | 新豈欄 二九號 | 廣昌 | 仁安街 二八號 |
| 永祥隆 | 源昌街 二號 | 大興 | 同興街 二十七 |
| 富昌 | 源昌街 五號 | 粵昌 | 同上 三十三 |
| 松盛 | 同上 七號 | 榮昌盛 | 同上 四十七 |
| 興隆 | 同 十一號 | 廣記 | 同上 五十四 |
| 生記 | 同上 六十一 | 和鳴公司 | 同 八十一 |
| 廣隆福 | 聯興街 三十六 | 普威藥房 | 同 八十五 |
| 順和隆 | 其昌北約五 | 美誠公司 | 十八甫北約四號 |
| 昌盛 | 隆故衣街九 | 光商公司 | 同 二十五 |
| 何旋記 | 同 十 | 和源 | 清平正街一號 |
| 永昌 | 同 十三 | 信機 | 十三行 三十三 |
| 瑞祺祥 | 同 二十二 | 妙助洋行 | 沙基大街五十五 |
| 厚德 | 同 二十六 | 玉成公司 | 十七甫 十二號 |
| 永局 | 同 二十八 | 威建藥房 | 双門底 九 |
| 其昌 | 同 四十一 | 英昌盛 | 廣府前 五十七 |
| 昭隆泰 | 十八甫 五十一 | 同豐泰 | 同 三十三 |
| 眞光公司 | 同 六十四 | 先施公司 | 長堤 |
| 奇安公司 | 同 七十 | | |

右の內上欄は卸小賣を兼營し下欄は小賣を主とするものなり

## 對南支那貿易發展策並に其の方法

從來多數の日本商人は、輸出向殊に支那への輸出品は、品質惡なるも偏に價格の低廉なるべきを以て第一の要素と爲せり。然るに此等の商品を取扱はる商人（主として廣東商人）は、或る一定の商品が永久に販賣せらるべき事は、彼等の必要と爲す所に非ず。甲品を輸出し相當の期間販賣して利益を得、其間漸次品位を低しく、購買者の氣附かざる間に益々不當の利益を收め、最早購買者の顧るものなきに至れば、乙品の輸出に移る。如斯きは商人として何等損害を蒙るべきもの

に非らざるも、製造家たる日本人の損害は尠なからず、是れ支那輸出品の品種屢變遷して限なき主因なり。左れば對清殊に對南清貿易商の第一急務として、從來の態度を改め

一、支那商人の爲め左右せられざる樣日本工業の獨立を謀る事

二、工業の獨立を謀りたる爲め在留支那商人の顧客を失ふことあるも、日本人の手に依り輸出を爲し得る樣、適宜の方法を設くる事。

三、粗製品は既に南清各地に於て、支那人の手に依り製造し得るを以て、今一層品質の精巧なる品を供給する樣、從來の方針を一變すべき事。

四、前記一、二の方法を講ずる事、本邦工業界其他の狀勢に照し、不可能なるべき事情あれば、消費地に於て日支兩國人の、協同製造事業を起す事。

以上の諸點は對南清貿易發展策として、最も望ましき所なるも、之が實行は短日時の間に爲し得べき所に非ず。目下焦眉の急として、日本商工業者の注意を望ましき點を摘記すれば、

(一)在留支那商の爲め價格を左右せられ、爲めに製品の品等を劣惡ならしめざる事。(目下の狀態に照し、俄かに粗製濫造を戒むべしと云ふに非らず、第一回に普通の製品を供給し、第二、三回と漸次品位を下す如き事を戒むるに在り)

(二)見本と送り荷との間に差異なき樣、尙ほ受渡期日を過らざる樣注意すべき事。之は普通の事にして、既に一般に熟知せらるゝ缺點なるも、未た改善せられず、爲めに商人をして日本品の取扱を嫌惡せしむるに至る場合尠からず。

(三)他人の商業を尊重する事。或る一定商品の賣行良好なるや、直に類似模造品を製造販賣し、爲めに既に信用を得たる商品の聲價を害する如き事なき樣注意するに在り。

(四)商品に依りては、未だ日本の製造程度海外輸出に適せざるを強て輸出せんと欲し、爲めに種々の弊害を見ること尠からず。

最近の新流行

一、服裝の變化、より各種靴、冬帽子、洋裝裝飾品、旅行用鞄、リボン、毛織物類の需要增加す

一、軍隊の土貨需要、服地、携帶品、軍需品等可成土產を使用することと爲し、煙草、靴下の如きは全然土產を使用せしめ居れり

一、模樣其他　從來支那官吏の服等に多く用ひられたる丸形の紋模樣は全く流行遲れとなり、多く散じ模樣を用ひ、又た龍の模樣は全く賞用せられず、且つ一般の服裝、清楚輕便を好むに至れり。

廣東の工業、として見るべきものは

セメント工場一、燐寸製造所(十一ケ所一ケ年合計百十一萬餘函の製造)

製紙工場二、(多く包紙にて一日合計約二萬五千斤の製造)

織布工場大小數十ケ所あり(綿木綿、白木綿、メルル、ネル、軍隊用カキ色服地

硝子工場三、製革皮工場一、
齒磨楊子（家内工業として盛に製造し上海北清地方に廣東楊子として市場に現はる）
ラミー紡績一、製氷場一、
生糸工場約三百（一工場大抵五百人位の女工を使用す）等を織る）

尙ほ秩序回復と共に各種新企業勃興の機運に向へるを見ん

廣東に於ける日本商業不振の原因、廣東の外國貿易は輸出を主とし所謂輸出港なるに、此地より日本へ輸出品を發見し得ざるは其第一因にして。又た日本よりの輸入品は久しき以前より、其基礎を造れる在本邦廣東商の手を經るもの多く、日本人の直接輸入は却て經濟上前者の利便に然かざること第二因と爲り。又た小資本家の廣東に成功し難きは生活費多額を要し、商店の經營上所謂費用倒れとなること多きに因り、（廣東の生活費は支那各地中最も多額を要するは勿論香港よりも失費多し）其他香港が輸入商品の取引市場たる事等に原因す。

## リボン

リボンは二方面に於て新需要を喚起せり。第一は其數量未だ大なりと云ふ能はざれども、專ら裝飾用として商店の陳列又は物品の包裝等に使用せらるゝものなり。上海南京路の如き往年は跑馬場の近くに不潔なる舊式の支那商店甚だ多かりしも、近來は其面目を一新し、店頭の商品陳列の如き益々西洋的となり、夜は電燈瓦斯の光りに人目を眩ぜしめ、晝は赤地に白又は金色にて文字を書き現はせる各種の旗を飜へして景氣を添ゆる等眞に心地よき程なり。是等商店にて使用する裝飾用リボンは決して少からず。又包裝には從來草繩を用ゐたるものも追々木綿組リボンを用ゆることとなれり。故に色取り及び各種文字の刷出等を注意せば意外の販路を發見すべし。

第二は婦人頭髮用のリボンにして、近時支那婦人の革新的思想は實に意想外にして、其の頭髮の如きも庇髮的束髮に變じ、分理髮、明人髮等と共に全く舊來の面目を一新し、支那製の髮飾りは之を用ゐず、セルロイド製品、ゴム櫛其他リボンを盛んに用ゐることゝなり、未だ我國に於けるが如き三吋物の時代は來らざれど、五分、一寸、一寸二分、一寸五分位迄は之を見るを得べく、厚きより薄地を好み、一寸以下の細物にては、眞紅、白、赤磁等の原色的のものありて厚物多きも、一寸以上にては薄地水色、オリーブ、薄桃色等を好む。

## バリカン

今や支那の上下を通じて一般に斷髮の風流行して、從來の辮髮は殆と斬髮となりつゝあり。其爲めバリカンの如きは俄に新需要品にして、帽子と共に一時は非常なる需要ありて、我國より輸出せる分のみにても、三四千打の多數に及び、今後共益々需要さるゝの有樣にあり。

然るに今日に於て早くも我製品に對して粗製の聲高くして、折角の聲價を落しつゝあるは實に惜しむべきの限りなり。由來支那人は機械類の取扱に熟せずして、取扱も粗末にて、手入は喊に無頓着の性質なるより、バリカンも自然要部に破損を生じて、廢却に歸せしめ、以て日本品を批難するに至れるものなり。然るに獨逸品は明細なる使用法を附して、機械の取扱を知らしめ主要部分は殊に入念堅固になし、容易に破壞する事なき樣懇切なる注意の下に賣捌かるゝより、價格は本邦品に比して餘分高價なるにも拘はらず、次第に市場に販路を擴張しつゝあり。本邦品も之を他山の石として、大に改良を加へなば、本品の如きは需要今後共殆んど無限なれば、好個の輸出品として有望の商品たるに至るべし。

# 洋傘

上海滬上生

炎熱は夜に入るも劇しく、室内では堪られぬ程の暑さ、まして日中の暑氣はそれこそ焼くが如くである、大地は熱して火のように、瓦に反射する日光はキラ〳〵として目も眩く許りである。これはバナヽの香高き南支那の夏である。

連日シト〳〵降り續いた後、霽れ渡れる空よりカッと許りに照る日の暑さ、萬物を焼き盡さなければ止まぬ様な太陽の直射は、日本では到底想像することも出來ぬ光景である。これは北支那の高粱茂る夏の炎暑である。

小様の様な雨とも附かず霧とも見えぬ小雨降る朝長江の畔流霧の裏に雨濡るの日、ポプラの並樹に村雨そゝぐ夕、風雨窓を打つの夜、洋傘の要は中々と多いのである。

爲年支那へ輸入をする洋傘ばどれ程あるかと云ふに

| | | |
|---|---|---|
| 一九〇九年 | 七〇〇、六二八兩 |
| 一九一〇年 | 八八四、七二五兩 |
| 一九一一年 | 一、一四九、九七二兩 |

と云ふ非常なる金額に上て居る、僅に三年間の中に六割以上の增加である、其需要の急激なるは驚くの外はない、尤も此數字は外國より輸入の分のみを示したのであるが、此外にも骨、柄、繻子と原料にて輸入し、支那内地にて製造した分も少くない。更に此莫大の輸入額の中、我日本品の高はどれ丈あるかと調べて見れば、

| | |
|---|---|
| 一九〇八年 | 四一二、三八八兩 |
| 一九〇九年 | 四三八、九八六兩 |
| 一九一〇年 | 五五四、五三七兩 |

約過半數を示めて居る、其大部分は大阪製である、併し此日本品は廉價なる爲め、廣く一般の歡迎を受けて、全輸入額の過半を占るに至りながら、漸次市場に聲價を失ひつゝあるは殘念である。其大なる原因として其骨の構造粗末にして彈力弱く、ともすれば折れ易いのである、それに毛繻子も下等品を用ふる爲めに、永持のしないのは日本品の欠點である、其爲め價高き甲乙品の爲めに販路を壓迫せられるのは誠に遺憾の次第である。

支那人間に賣行のよいのは、二十四吋物より二十六吋物にて黒綿繻子張のものである。骨は少々太くとも丈夫なものが歡迎せられる、そして普通八本骨である。柄は握り太で端の半圓形に曲たものが氣受がよい、尤も革命以來支那人も大分ハイカラ化して、細骨の絹張で大頭の洒落た洋傘を嗜好するのもあるが、大體より見ては未だ極めて少數である。

婦人用のパラソルも昨今追々流行し初め、生意氣の女學生などの間には綠色や、深紅の派手な色合の品がポツ〳〵愛用されて居る、追々に一般婦人間にも流行の傾向がある、併し上流婦人の外出は大抵轎か馬車であるから、パラソルの需要は割合に少いのである。

獨乙品は主に上海の禮和洋行、瑞記洋行の手にて輸入され、大平洋行、義和洋行の製品が多い。其直段は一元五十仙から二元迄位の品の賣行が尤もよい。之等の洋傘は學生、軍人、商店員及下級の官吏間に需要がある。

人も知る通り支那の洋傘は實にお粗末千萬のものにて、殊に滿州の土民の使用して居る洋傘の如きは、日本より輸出の藍木綿張で不格巧極まつて居る、其上彼等の雨傘も實に不便粗末であるから追々と洋傘を代用する傾がある、支那内地の風氣開發すれば、今後洋傘の需要は益々增加して底止する所はあるまい。當業者は大に奮發して粗製濫造を愼み、彼等の嗜好に投ずる品の輸出をすれば前途は中々と望のあること、思ふ。

# 福建市場と日本雜貨

十二月三日　福州　閩江生

## 一、日本雜貨の地位

南方支那は最も早くより外國と交通せし關係上、當地方は風氣開通して一般に西洋雜貨を需要する事多し。而して歐米より輸入する雜貨は香港又は上海を經過して當地に輸送せらるゝこと年久しく既に販路の根底を有せり。然るに日本雜貨の當地方に販路を求めたるは比較的晩蒔に屬し、に未だ最優の地位を占むるに至らざれども、近時雜貨の販賣同業者の增加は競爭を起して各同業者は可成販賣價格の低廉を競ふに至りたる結果、比較的廉價なる日本雜貨の需要漸次增加し、之に加へて斷髮易服の風潮に伴ひ、各種西洋雜貨特に日本製のもの頻に需要を激增したれば日本雜貨の地位は益々好況を呈するに至れり。

## 二、支那人の面白き趣味又は迷信等

革命の結果積年の風習一朝にして激變し、田舍は兎も角日本其他より歸れる留學生の多き都市に於ては支那固有の常習迷信等一般に破壞せられたるものゝ如し。一例を擧ぐれば從來支那人は白色物を忌しも、今日に於ては白靴白帽は時流を追ふて流行するに至れり。(人事婚禮等にも破格の儀式を採用する向もあり)、又一方に於ては國貨維持、利權回收を標榜する保存國貨會員若しくは西洋雜貨模造を業とする一部商人は他國品排斥を唱導し、自國人は自國貨を使用すべしとて新規製品に愛國なる流行語を冠して、曰く愛國帽曰く愛國布など稱して盛に之を慣用し、愚昧なる下層人民は愛國てふ冠詞を附したる貨物に對し幾分(趣味?)好奇心を持するの傾向を呈せり。

## 三、取引荷造其他の商慣習

近來本邦荷主が包裝及び荷造の方法に就き漸次用意改良を加へ來りたれば、追々完全に近づきつゝあるは疑なけれども、瓶詰破物類等の荷造りは尙ほ研究を要すべし。特に當地は其の汽船碇泊地たる馬尾より閩江を溯る九哩の上流にあるを以て、當港輸入貨物は愈陸揚げをなす迄には屢々積換へをなすの不便あり、貨物は其の都度破損の恐あれば特に注意を拂はざるべからず。又當地の商慣習として賣買の成立には必ずや賣買者双互間に立て周旋の勞を執る仲買人の手を經るが普通にして、仲買口錢は通例賣上高の百分の一の割なり。而して各種賣買に於て現金取引は稀にして概ね一定の支拂期限を定めて買手は賣手に對し支拂期限迄期

票(約束手形)を發行す、代金支拂日は毎月三日及び十七日の二回とす、商取引に於ては依然陰曆を採用して未だ俄に陽曆に改むるに至らず。

## 四、販路と購買力

福州港は福建省北部の大半を其の商業圈とし、福州は其の集散地として唯一交通路閩江により各種貨物を圈內各府縣に集散す、然るに由來福建省は瘠地加ふるに交通不便にして住民一般に富まず、下層社會のもの多く從て購買力に乏ぼし。

## 五、日本雜貨の長所と欠點

長所　價格の低廉
　　意匠の精巧優美

缺點　品質の粗惡
　　耐久力の缺乏

## 六、外國品支那產品との競爭

日本品と外國品の競爭の要點は前記日本品の長所と缺點の分界に在り、卽ち日本品は外國品に比して價格低廉なれども一般に品質粗惡にして外國品の堅牢なるに及ばず、是れ畢竟するに價格の低廉を競ひ從て製品粗惡に流れたる結果ならんも近來當地方に於て日本品とし云へば粗惡なる劣等品として一般より見做さるゝに至りたるは大に遺憾とする所なり。

日本品と支那產品との競爭に至りては支那固有の雜貨は論外とす、近來新需要の喚起に伴ひ利を見るに敏なる支那商人は各種西洋雜貨の模造を工風するの速かなるには驚くものありと雖も拙劣にして未だ日本品と競爭するに足らず。然れども日本商人は此際用意周到以て品質の良好にして實用向なるものを擇ぶことを怠るべからず。

## 七、將來の趨勢と日本商人の注意すべき事項

今回革命變亂によりて一般に斷髮易服行はれ積年の風習一朝にして激變し、形式を尊重する支那人が各種西洋雜貨に對する嗜好一時に勃興したるは事實にして、日本雜貨の如き彼等の需要を喚起するには最も好望なり。然るに從來當地方に販賣せられたる日本雜貨の多くは價低廉なりと雖も粗製濫造にして、遂に前述の如く聲價を失墜するに至りたれば日本商人は此際須らく留意して品質の改良に努むると同時に從來歐米雜貨の聲價良好にして賣行き好きに衝ふて日本雜貨の品質の良否に論なく、日本商人の一部は日本產なることを秘して商標其他に可成橫文字を使用し、甚しきは外國產と僞り西洋舶來品の如く擬して販賣せし傾向あり然るに日本品は粗惡なりと確信したる支那人は折角日本雜貨の品質良好にして外國品を凌ぐに足るものを見るも、商標其の他に橫文字を用ひ日本製たることを明知せしむるに足るべき特徵なきを以て依然良好品は歐米舶來品にして粗惡品は日本品なりと思惟するなきやの嫌あり、故に將來日

本商人は可成歐米式の横文字商標を避けて日本式の標識を發揮することに注意すべし。

## 八、福洲に於ける重なる日支雜貨商

| | | | |
|---|---|---|---|
| 南臺塔亭街 | 日商 | 公隆洋行 | |
| 同 觀音井 | 同 | 廣貿堂 | |
| 同 大嶺頂 | 支那商 | 新太記號 | |
| 同 洋中亭 | 同 | 義興茂號 | |
| 同 同 | 同 | 天泉號 | |
| 同 上杭街 | 同 | 聚記號 | |

以上雜貨卸商の重なるもの

| | | | |
|---|---|---|---|
| 南臺觀音井 | 支那商 | 恒升公司 | |
| 同 中洲街 | 同 | 雲章公司 | |
| 同 觀音井 | 同 | 華英公司 | |
| 同 大嶺頂 | 同 | 泰森公司 | |
| 同 同 | 日商（臺灣人）興春公司 | | |
| 同 觀音井 | 支那商 | 寶德公司 | |
| 同 土地廟街 | 同 | 新奇春公司 | |
| 同 中亭街 | 同 | 新其昌公司 | |
| 同 | 同 | 世美經記號 | |
| 同 | 同 | 文美協記號 | |
| 同 土地廟河流街 | 日商（臺灣人）大東公司 | | |
| 城內南街 | 支那商 | 宏昌公司 | |
| 同 同 | 同 | 華英公司 | |
| 同 同 | 同 | 日通公司 | |
| 同 同 | 同 | 日新公司 | |
| 城內南街 | 支那商 | 壽人氏號 | |
| 南臺中亭街 | 同 | 華英公司 | |
| 同 靈浦街 | 同 | 瑞來公司 | |

以上雜貨小賣商の重なるもの

## 紙

支那に輸入せらるる紙は主として洋紙にして、其用途は大部分印刷用となる、壁紙、包裝用紙、和紙、繰紙等の需要は極めて少數に止る、今支那に輸入せらる紙の統計を調査して、貿易の大勢を窺はんとす。

| | | |
|---|---|---|
| 一九〇九年 | 三、八七八、一四五兩 | |
| 一九一〇年 | 五、五〇九、七一四兩 | |
| 一九一一年 | 五、六〇五、七五五兩 | |

の巨額に上り、年々の增加率は中々と活潑なる狀態なり。更に日本より支那への輸出額は果して幾何なりやと云ふに、

| | | |
|---|---|---|
| 一九〇八年 | 九四六、八一〇兩 | |
| 一九〇九年 | 九五五、八六四兩 | |
| 一九一〇年 | 一、二四八、一九八兩 | |

にして、總輸入額の貳割以上を占め、中々と有力なるが如きも、之を獨乙の支那に對する印刷紙販路開拓の勢の劇增に比しては、著しく劣れるもの、如し。今日獨兩國の支那への紙輸入額の比較を示せば次の如し。

| 年 | 日本 | 獨逸 |
|---|---|---|
| | 兩 | 兩 |
| 一九〇七年 | 一、〇九八、九一〇 | 三三一、三五六 |
| 一九〇八年 | 九四六、八一〇 | 四五一、一一六 |
| 一九〇九年 | 九五五、八六四 | 四六九、〇一九 |
| 一九一〇年 | 一、二四八、一九八 | 一、一五四、七六二 |

此表に依て見る時は、日本の輸出額獨逸を超過すると雖も、其增加率は日本は一割三分に過ぎざるに、獨逸は僅々三年間に二十五割の劇增を示せり。此隆々たる勢にて進歩せば、獨逸洋紙の對支那貿易は甚し實に恐るべきものあるべし。然らば同國の洋紙の此活況は果して何に因るやと云ふに、全く同國製紙業者の團結の力と、政府の保護に基くものなり。今少しく之に就て記述し、併せて日本當事者の注意を促すものなり。

獨逸より支那へ輸出の紙は、印刷紙、壁紙、繰紙等にして、其中大部分は印

刷用紙なり。之等の印刷用紙は一平方米三十一瓦より四十乃至四十一瓦の品にして、薄口の分は製紙の困難より、價格に於て却て廉ならざるの狀態なり。

獨逸の製紙業者は、堅固なる印刷用紙製造組合を組織して共同販賣の歩調に出で、相互の競爭を戒め、以て外敵に當り、印刷用紙は凡て漢堡亞米利加汽船會社、北獨逸ロイド汽船會社と特約して、包み荷造の分に對しては、一立方米又は千基瓦に對して、同國より上海迄三十五馬克の運賃にて輸出を爲し。更に同一會社船に十八ヶ月以上積載する時は、五分の割戻を受くるの特權を有し。又保險會社よりは、同一會社に繼續して一ヶ年以上海上保險を付する時は、一割の割戻を受けつゝありて、盛に支那の洋紙市場に活動しつゝあり。然るに一葦帶水の我邦洋紙の輸出の不振は實に遺憾の至りなり。革命以來支那の言論界は非常の盛況を呈して、新聞紙の創刊せるもの數ふるに遑なく、新思想の普及は出版界空前の盛況を來し、今後共益々其勢を增加せんとしつゝあり。從て洋紙の需要は多々益々增加を來しつゝあれば、此好個の機會を閑却する事なく、大に活躍せん事を祈るものなり。

# 腿帶子

菊壽生

現今我邦に於て、輸出の目的を以て製作せらるゝ雜貨は、其數尠からずと雖も、支那人のみを唯一の顧客とする商品は、腿帶子（支那人用足卷紐）あるのみなりとす。請ふ少しく之れに就きて述ぶる所あらんとす。

一、製造の狀況

製造業者。我邦に於て、主として腿帶子の製織せらるゝ地方を、岡山縣下とす。由來同地方は人口の割合に比して、耕耘すべき田地に乏しく、隨て住民の生業としては、製造工業行はれ、殊に機業盛にして、袴地及帶地の本場を以て有名なり。而して同縣下に於ける、主なる製造業者を、同縣兒島郡田の口港に於ける、左の三者なりとす。

興田工場　　尾崎工場

備前帶子株式會社

其他には岡山市、讃岐、京都等にも、二三の工場ありと雖も、微々として數ふるに足らず。京都の如きは、其土地輸出向には不利の地なれば、早く之れを廢せりと云ふ。

製織の動機、最初我邦にて、腿帶子を製織せらるゝに至りし動機は、前記興田氏明治三十七八年戰役に從軍し、親しく彼地支那人の用ふる腿帶子は、自己鄕下にて行はれつゝある帶機を利用して製造輸出せば、必らず利得すべしと洞察したる彼は、凱旋後逸早くも之れを試み、孔雀印商標を附して輸出するに至りしに、果然巨利を博せり。然れ共、有利事業の獨占の結果は、自然粗製濫造品を製出して、彼地顧客の嫌忌を招くに至れり。然るに一旦腿帶子製造の有利なること、喧傳せらるゝや、同地機業者尾崎氏は、能く興田工場製造品の情況長短を知悉し、之れより優良の品を製造し、東鄕印商標を附して、輸出を試みしに、其品質良好且つ堅牢なる點、克く支那人の嗜好に合し老顧兒帶子（東鄕帶子の支那人の呼名）の名を以て、能く支那人間に歡迎せられ、帶子と言へば老顧兒帶子に限らるゝ如く、彼等の腸裏に浸徹するに至り亦よく孔雀印帶子を凌駕して、巨利を獲るに至れり。前者は粗製安價、後者は精良品高價てふ各特徵を有し、共に數千の資本を擁して、互に競爭の狀態に在りしが、俄然明治四十三年一月に至り、同地方住民に生業を附與し、粗製濫造の弊を改良するの名義の下に、又資本金拾五萬圓を以て、腿帶子製造の備前帶子株式會社設立せられ、龍太陽商標を附して帶子を輸出するに至りしかば、三者茲に鼎立互に凌ぎを削り相睨視し、競爭盛くる所を知らざるの觀を呈するに至れり。

製品の種類、前記三者の製品原料は、凡て紡績綿糸にして、其主として用ひらるゝものは、三十手、四十手、六十手、八十手、百手等とす。而し三十手は、貳本乃至四本を合せて横に用ふるものとす。

彼等は之等綿糸を買入れ、染工場に於て自己の欲する色合に染色し、之れを自己の直營工場、又は他の機業者をして製織せしむるを常とす。而して一樣に鮮明堅牢に染色するは、甚だ困難なりと云ふ。

製品の種類は、三者共多少の差違は免れずと雖も、大同小異にして、之れを其商標によりて區別するときは左の如し。

| 製造者名 | 主なる商標 | 其他商標 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 奥田工場 | 孔雀 | 金鷹印 |
| 尾崎工場 | 東郷印 | —— |
| 備前帶子株式會社 | 龍太陽印 | 麒麟印等 |

又之れを長さ、幅、色合、織方等によりて大別すれば、

長さ、自二尺五寸至三尺(鯨尺)、

幅、八分一寸、一寸二分、一寸四分、一寸八分、二寸、二寸三分、二寸五分

色合、黑色、白色、赤色、紅色、肉色、納戸、桔梗色、柿色、藤色等の無地

織物及各種浮織とす。

織方、普通織(両歯、平地)浮織、風通織、縮子地、板巻、

其他「シルケット」を用ひたると否とあり。

絹帶子、從前生糸な以て腿帶子の製造を試みたれども、原價高まり中部支那にて製造せらるゝ、絹帶子に對抗困難なりしため、柞蠶糸を代用して原價の低廉を謀りしも、職工の不熟練なる、到底柞蠶糸を取扱ふ能はざりしかば、今は之れを廢し居れりと云ふ。

## 二、輸出の狀況

包裝、機業者によりて製造せられたる腿帶子は、之れを綺麗し仕立を了へ、一打宛高價なる上等品は紙箱詰めとし、他は紙包又は糊紐綁とするを普通とすれども、前記競爭の結果一定するを得ず。而して元より商品の種類大小によりて一定せざれども、平均百九十宛一箱とし、輸出せらるゝものとす。其經路は同地より大阪を經由するあり、下關を經由するあり、時によりて一定せずと雖も、輸出上甚だ不便の地たるを免れず。

輸出高、腿帶子の我國に於て製織せられてより、輸出の年々增加しつゝあるは瞭然たりと雖も、其額に就ては正確なる統計なし、當業者の言に依れば、日今我國より支那に向け輸出せらるゝ額、一年百萬圓內外なりと云ふ。

仕向地、我國に於て製造せられたる、前記絹帶子の主なる仕向地を滿洲とし其他北部及中部支那とす、今其の輸入の割合を表示すれば、

| | |
|---|---|
| 滿洲地方 | 八割 |
| 北部支那 | 一割五分 |
| 中部支那 | 五分 |

之れ卽ち目下我國にて製造せらるゝものは、絹帶子なるを以て、驕奢華美を好む、中部及北部支那人へは不向にして、彼國製絹帶子に壓倒せられ、僅かに縮子地、藤色のものを輸出するに過ぎず。之れに反し滿洲地方は、民情未だ質朴にして、好みて之れを需要し、滿洲を以て唯一の顧客とするに至り、製造地方にては腿帶子と呼ばずして、之れを滿洲と稱するに至れり。而して南部支那へ輸出を見ざるは、如上の原因の外、未だ販路擴張の運びに至らざるものと謂ふべきなり。而して前記製造者の、滿洲に於ける特約店は、卽ち、

| 製造者名 | 特約商標 | 特約店名 |
|---|---|---|
| 奥田工場 | 孔雀印帶子 | 永順洋行 |
| 尾崎工場 | 東郷印帶子 | 怡信洋行 |
| 備前帶子株式會社 | 龍太陽印帶子 | 光明洋行 |

なりとし、其他の商標のものに至りては一定せず。

價格　今大連に於ける二三の腿帶子の卸賣値段を、比較對照すれば如左、(明治四十五年六月調べ)

| 商品種類 | 價格(一打に付き) | 東郷印 | 龍太陽印 |
|---|---|---|---|
| | 孔雀印 | | |
| 八分縮子地 | 金、一圓〇六錢 | 一圓十五錢 | 一圓〇九錢 |
| 同　板　巻(一卷) | 九十二錢 | 九十五錢 | 九十二錢 |
| 同　黑無地 | 三十七錢 | 四十錢 | 三十八錢 |
| 一寸　同 | 四十二錢 | 四十五錢 | 四十二錢 |
| 一寸二分同 | 四十七錢 | 五十一錢 | 四十八錢 |
| 一寸四分同 | 五十九錢 | 六十五錢 | 六十一錢 |
| 一寸八分同 | 八十錢 | 八十七錢 | 八十二錢 |
| 二寸　同 | 一圓〇四錢 | 一圓十二錢 | 一圓〇四錢 |
| 二寸三分同 | —— | —— | 一圓二十錢 |
| 二寸五分同 | 一圓五十三錢 | 一圓五十八錢 | —— |

等にして、色物に至りては多くは平地にして、之れより二分方安きを普通とし、「シルケット」は多く二寸幅以上のものに使用せられ、「無シルケット」に比し二分方高價なり。織形ものに至りては、製法の難易により隨め一定し能

はざるなり。而して實際の品質に於ても、東郷印を第一とし、龍太陽印、孔雀印の順序なりとす。勿論金鷹印に至りては、孔雀印よりも遙かに優等なり又實行の點より看るも、東郷印最も多きを占め、孔雀印は古くより支那人間に知られたるに過ぎずして、現今の實行多からず、金鷹印は比較的評判あり、龍太陽印に至りては製出最も新しく、近來漸く内地迄浸潤し初めたりと謂ふべし。

尚前記價格表に就て一言せんに、原糸の相場高低によりて、腿帶子價格元より一定し難しと雖も、大抵右の相場を維持するもの、如し。而して此等三種類帶子共、織形物は多少利益ありと雖も、普通のものは競爭激烈の結果、五分内外の利潤なりとは憐むべき狀態なり。

## 三、需要の狀況

色合と需用、我邦より輸入せらるゝ腿帶子の中、黒無地のものは老若男女を通じて用ひられ、殆んど其の輸入額の九割を占むるに反し、色物に至りては間々男子にも用ゐられざるにあらざれども、僅かに婦女子の一部に、使用せらるゝに過ぎざるを以て、其額は殘りの一割と看て大差なからん。而して肉色、柿色等の色合は餘り歓迎せられず、邦人の好むが如き紅梅色に至りては彼等は反對に全然之れを用ひず、赤色、白色（少しく青味を帶びたるをよしとす）のものは大に需用あり。又綿帶子と雖も、織方縮子地のものに至りては、彼等中流以上の人士間に珍重せられつゝあり。

幅と需用、中北部支那及大連地方に於ては、八分、一寸、一寸二分、一寸四分等の小幅のもの用ゐられ、次第に内地に入るに隨ひ、奉天にては一寸八分幅、長春にては二寸幅、哈爾賓青々哈爾等にては二寸、二寸三分、二寸五分幅のものを愛用せらる。而して一寸六分幅は、何れの地方にも不向にして二寸三分幅又餘りに求められざるは奇怪の現象なり。

需要の季節、腿帶子は一年を通じて、需要せらるゝと雖も、又季節により多少の消長あるは免れず。彼の滿洲の如き寒氣凜烈なる地方に在りては、冬季防寒の必要上、袴を二三枚も重用する場合には、一人にて一時に二三足の帶子を用ゆることあり。又夏日は腿帶子を用ゐざるを常とす。又冬季物産物の出廻時期には、之れと交換的に雜貨類の輸入せらるゝこと多く。圍期の頃は之に反するなり

需用の現狀、我國製三等綿帶子は、中北部支那地方へ不向なるは前述の如し獨り滿洲に於ては、能く彼國帶子を壓倒して、大に輸入せられつゝありと雖も、其需用の現況を見るに、都市下流の貧民、及び生活程度低き地方人民の間には、今猶綿帶子すら購買するの力無く、殆んど其一部に供給せられしに過ぎず。彼の活力の如きは、冬季閑散の季を利用して、自ら手織を使用しつゝあるを看る、されば經濟狀態の向上すると同時に、尚ほ需用を喚起すべきは疑なし。

## 四、腿帶子の將來

需用の增加、由來支那人間には腿帶子なるものを用ゐられたりと雖も、多くは布片又は自國製粗劣なるものに滿足せしなり。然るに我國より優良にして且つ低廉なる價格を以て同品を。一般に供給するに至りてより、彼等は直ちに之れを歓迎し、日進月歩の有樣を以て、益々其需用を增加しつゝありと雖も、彼等今日の狀態にては、未だ其需用の一部を充たせるに過ぎざるは前述の如し。されば經濟狀態の進歩に連れて、文明的機織せられたる腿帶子は、品質の優良丈夫にして、而かも價格の低廉に供給し得らるゝと相待ちて、粗悪にして高價なる、彼等自製のものを駆逐して、益々需用を喚起し、腿帶子製造業を以て、有利事業に數へらるゝに至るは疑ひを容れざるなり。

製品の改良、元來支那人は、安價を以て好貨なしとの觀念強く、強ち低廉なりとて、粗悪の品を求むるものにあらず。彼等は堅牢にして實用的のものを好み、意に投すれば高價も厭はず之れを購求するものなり。況んや腿帶子の如き裝飾的必要品に於ておや。彼の東郷印帶子は、支那人間に老頭兒帶子の名を以て、喧傳購買せられつゝあるは、是れ全く精良品を供給せしに基く一例なり。されば我邦商人たるもの、苟も製品をして粗製濫造の弊に陷らしめざること、肝要なりと謂ふべし。

絹帶子の製造、絹帶子の中北部支那住民、及滿洲中流以上の人士に用ひらるゝ數亦尠しとせず。されば柞蠶糸又は下等生糸の原料を以て、賛造せる機器を應用し、職工を養成熟練せしめ、之れを製造輸出するに至らば、綿帶子の其れと同じく、彼等自國製のものを壓倒して、巨利を博するを得るならん。

研究の必要、今日迄本邦に於て、腿帶子を製造輸出せしものは、元來支那的智識に乏しく、其形狀、幅、長さ、色合等、殆んど盲目的、冒險的に製作輸出を試みしが、多年經驗上、色合幅及機形と需用との關係を知悉したること、前既に述べたるが如し。然れ共未だ盡く盡せりと言ふを得ず、能く支那人の嗜好を研究し、色合機形等に於て、彼等の意に投ずるものを製せんには一層需用を增加するに至るべし。

三者の結合、我邦にて腿帶子の製造に從事するもの、前記三者の外無しと云ふも不可なし。然るに此三者同地區の間に鼎立し、相反目競爭するが如きは、獨り外聞の宜しからざるのみならず、互に相食み引いて國地方機業者の不利益を蒙ること、名狀すべからず。之れを大にしては、國家經濟上に影響を及ぼすこと亦鮮からざるは、三歲の黃々兒尙ほ克く之れを知る處、況んや正々堂々たる愛國の紳商に於て乎、如斯は或は漁夫の利獲となるの怕れなしと保し難し。されば三者は一時的感情の衝突を融和し、圓滑なる條件の下に相結合提携するこそ焦眉の急なりと謂ふ可けれ。而して元來腿帶子は、純支那向商品にして、本邦に於ては廢物としてより殆んど利用の途なき品物なれば、彼の煩累なる官廳の、移輸出承認の免除を申請許可を得て、迅速に顧客の求めに應ずるの方法を講じなば、是れ獨り三者の利益なるのみならず、邦家の爲め祝すべきなり。

# 貝釦に就て

一、日本に於ける製造

大阪府を第一とし、兵庫和歌山之れに次ぎ、奈良三重大分等も之を產し、其製造原料は眞珠貝、高瀨貝、廣瀨貝、鮑貝、螺螺貝、唐貝、螺貝、夜光貝、南光貝等にして、其產地は日本に於いては常陸伊勢、土佐、肥前、琉球等の沿岸なるが、最も需要多き高瀨貝の如きは內國產拂底の爲め新嘉坡出廻の南洋產を輸入し、近來は本邦人の直接南洋の產地に入込み買收するもの多く、之が爲め原產地の相場却て新嘉坡市場より高價を唱ふることあり。第一に外國の買入競爭もあり、海運の便もよろしからず、原料の仕入は甚だ注意を要す。

貝釦の品位如何は一に漂白法の良否に關す。從來我邦に於ける漂白法は概る不完全なりし爲め、外國品に比し品位劣等の批難ありしが、農商務省工業試驗所に於て苦心研究の結果、漸く外國品に劣らざる製品を得ることゝなれり。

二、海外輸出

本邦貝釦は英國獨逸佛國印度濠洲支那等殆んど全世界に販路を有し、輸出先としては支那は第八位にあり。卽ち四十四年度に於ける我國貝釦の輸出額は一、七五三、九〇八圓にして、輸出先の主なるものを擧ぐれば、

| | | | |
|---|---|---|---|
| 英國 | 一、三一一、一六三 | 噸 | 五〇一、三七六 |
| 獨逸 | 八二五、二七八 | 円 | 三六六、〇〇〇 |
| 印度 | 三九二、四六二 | | 一八八、八四二 |
| 佛國 | 三八八、七九二 | | 一四九、七八九 |
| 西班牙 | 二二五、四六六 | | 一二二、九六四 |
| 濠洲 | 二五二、一六一 | | 一〇九、三二四 |
| 米國 | 七七、八〇七 | | 四一、四八四 |
| 支那 | 五七、九七一 | | 三七、三〇一 |
| 葡島 | 五〇、〇〇九 | | 二九、八八九 |
| 丁抹 | 二九、一四四 | | 二五、四四五 |

以下略

本品は全部製造業者より神戶橫濱及大阪の輸出業者に賣渡す者にして、多くは見本に依りて賣約をなし、代金は製造引渡後十五日乃至卅日拂なり。荷造は其大小に依り一哥又は五、六、十一、十二哥を紙に包み、梱八分板にて造りたる約二才乃至三才中の箱に入れ鐵帶を二個所に施す、此費用約實價の二割位なり。

獨逸製品の原料は日本のものと同じく重に極東に於ける南洋諸島よりするものにして、日本品と同一の原料なるに拘らず、其使用機械の良好なるに由るか仕上げ上等にして好評を博し、價格も日本品より勝り居れり。歐米に於ても我商品が雄飛するの餘地あり、支那に於ては一層大なる販路あり、殊に革命後は之が需要激增すべし。

# 最近流行の支那廣告一班

最近に於て最も流行せる廣告の一は文字にて更に文字又は其他の形を造るもの之なり。左に二三の例を擧げん。

## 上海泰豐礶頭有限公司

精製各種礶頭去年南洋勸業會得有超等文憑本公司所製礶頭分熟食冷食兩種名色繁多略記如下

魚翅類　鷄類　鴨類　猪肉類
肫肝類　魚類　火腿　羊肉類
牛肉類　鴿類　鮑魚　水魚
禾花雀　臘味　干貝　蘑菇
菓品　蜜餞　爪子　糖菓等

**內地南洋皆有寄售**

（第一例）

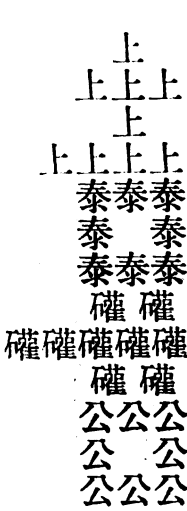


請認囍字商標

**批發處　上海大馬路本公司**

第一例說明

上海泰豐礶頭有限會社と云ふ一乾物業を營む會社名を以て、囍卽ち最も御芽出度き文字を造り、左肩に記せる如く、此の双喜を以て會社の商標となせるなり。

（第二例）

本館編輯之書籍
本館代印發行之書籍
本館譯印之小說
學部審定各種教科書
歐美名家法政書
日本法學大家之名著
關於自治憲政諮議局之書
兒童初學教育書畫習字帖
女學童用書
各種英文學算學地圖尺牘字塡
外交報東方雜誌教育雜誌
其他儀器紙張文具用品

第二例說明

北京の商務印書館の廣告にて、說明を要する迄も無く出版及文房具に關するものなり。本廣告は此側らに長文の廣告あるも之を省けり。

# 請購本國之西帽

本莊以上等線縐綢緞絨呢氈類精製
各式西帽以供　愛國諸君之購求蘆
批零售悉聽
尊便

上海東大門內彩衣街中市三開玻璃窗

## 冠華精製西帽莊

## 告白

帽
製造
好所投
人人需要
中國好材料
挽回利權之道
光顧諸君至本號
上海製帽公司廣告
上海北河南路第二號


第三例說明

上海の冠華精製西帽莊と云ふ帽子製造販賣業者の廣告にして、山形に積み上げたる文字は凡て右より左に讀むべく、帽の製造。好む處に投ず、人々需要。中國の好材料。利權を挽回するの道なり。弊店に諸君の御來臨を請ふ。

上海製帽公司廣告

上海北河南路第二號

本公司製造各種香腴香皂香粉牙粉香水洋臘等名目繁多久蒙海內外同聲稱許去年在南京南洋勸業會得有最優等獎勵本公司得此美譽益加奮勉以期精益求精俾臻完善

（第四例）

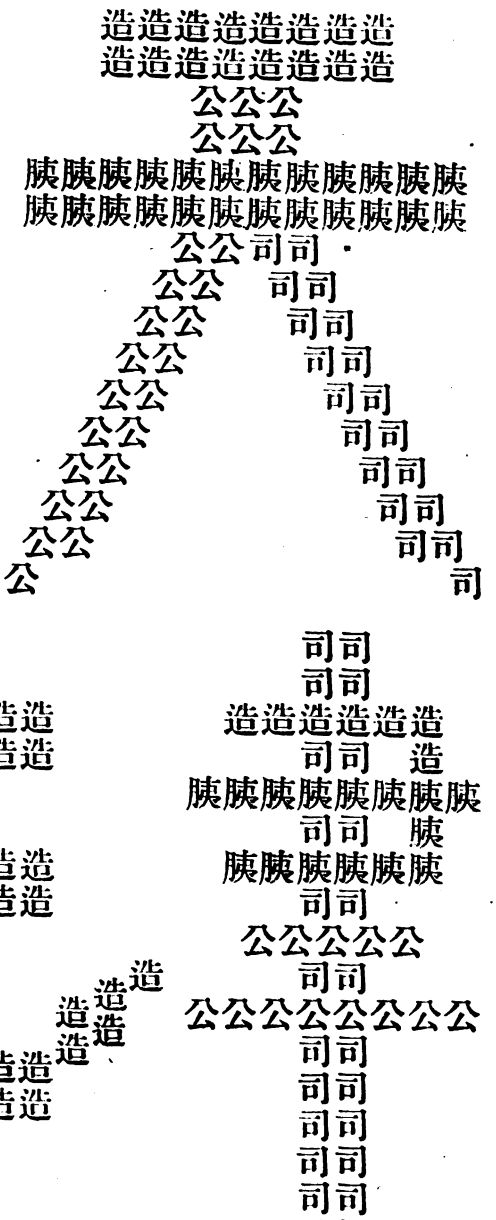


**第四例說明**

石鹼其他化粧品を製造する天津造胰有限公司の廣告なり。茲に注意すべきは左肩の南洋勸業會云々の文字なり。此處にては南京博覽會のことを云へるなるが、南洋の二字は多く南支那の意味に用ゐらるゝことなり。吾人の云ふ南洋とは少しく異り、黃海を北洋、支那海を南洋と云ふと思へば大過なきなり。吾人の云ふ南洋は南洋と云ふこともあれど、多くは濠洲、呂宋、星架坡等其地方々々の地名を以てす。

中華民國交際場中一日不可少之太陽啤酒 又名太陽唆又名日光牌

（第五例）

太太太

（第六例）

**國貨新織品出現廣君**

**民國肇基以來**改良服制一端關繫最爲重要**前參議院議決服制業經大總統**按照約法第三十二條**公布純用國貨**凡所以保利源而堅愛國熱焉**所有滬上國貨維持會中**諸同志聯合江浙工商界悉心研究銳意**改良絲織新出品茲已出現**色澤之光潤物質之堅美**甚合於禮服常服之用**而且顏色不變歷久恒新**價值之廉較之舶來品不啻倍蓰**敝業各家俱以**精選預備**五光十色耳目一新**實於錦繡叢中放一特別異彩凡熱心同胞富於愛國思想者**務請惠顧一試方知予言之不謬也

**緒綸公所**南北**綢緞業**恒茂大升大慶恒昌大成介福九和嘉綸裕綸九章天成大綸**同啓**

第六例說明

之を日本流の廣告文に變換すれば（但し全然日本流とせず翻譯的のものとせり）

內國產新織物現はる

民國基を肇いてより以來、服制改良の一事は實に重大なる關係を惹起せり。前に參議院は新服制を議決し、大統領は約法第三十二條に照して之を公布せり。其主旨實に內國に於て產し、又は製造せらるゝものを使用し、以て利源を保ち、愛國の心を堅くせよと云ふにあり。吾人上海に於ける國貨維持會の諸同志は、茲に江蘇浙江の商工業者と聯合し、熱心研究、銳意織物業の改良を計り、既に新製品を提供し得る場合となれり。其色合と云ひ、其柄と云ひ、又其地質の堅なることに於て、誠に禮服にも平服にも誂向にて、曾に變色の憂なきのみならず、久しきを歷て常に新たなるべし。代價の如きも至極低廉にして、之を舶來品に比ぶれば殆んど半値なり。而して其効は二倍なり。實に五光十色、面目一新、眞に精選せるものゝみなるは是れ我同業者の品なり。例へば錦繡の叢中に一異彩を放つが如し。我が同胞にして愛國の思想に富むものは來れ。來りて試みに余の言の誤らざるを試みよ。

絲織商業組合　南北　織物業者　某某　同啓

（四）

此外近時の流行と認むべきものには章程を揭ぐることあり。小資本小規模にても之を公司と云ひ又は何々會と稱し、定款の如く會社の目的、性質（有限無限）株券、組織、權限其他の

ことを獨特の文章を振て書き列ね、沿革及成立理由なぞは實に堂々たるものあり。最近に設立されたる華粹國貨有限公司の廣告には。

## 華粹國貨有限公司簡章

緣　起

二十世紀之中國一東西各國商業之競爭場也觀夫東之日本西之歐美揣度我華人心理挾其優美品物乘我工商業之不振時代隨大西太平洋之潮流徧布於我中華民國吸取我資財侵奪我權利今苟不以相當之國產竭力擴張其銷路則我人民行將飲酖如飴至死終不悟耳同人等目見我國民生計之窮蹙利權之外溢研究其原因實由於工業之不振商務之寖衰所致也因是不揣棉方組織華粹國貨公司會集國貨擴張銷路提倡之改良之使彼奇技淫巧之品不足以炫耀我華人之耳目一則以杜利權之外溢一則以開國民生計之源愛國同胞對於斯舉亦共表同情也爰擬簡章附列於左

簡　章

一宗旨及定名　本公司以運銷各種優美國貨並仿造各項工藝挽回利權爲宗旨故定名曰華粹國貨公司

一性質　股分有限公司

一集股　每股規銀壹百兩暫定伍百股計共規銀伍萬兩先集二萬兩開辦

一組織

董事會　由各股東公舉額數以九人爲限一年一任

總理　由董事會公舉董事中一人任之

評議　董事會全體

查賬　由董事會臨時推舉

調查　由董事會推舉

營業部　正副經理各一人辦事人若干人概由正副經理僱用擔負責任

管賬員　由總理處任益事會議決

一權限責任

(甲)權限

總理有督飭公司一切事務之全權經理有專司營業部各事之權副經理有輔助經理代理經理缺席之權董事會有議定各項規則及本公司應辦事宜幷稽察各項帳目及各員辦事並報告總理股東之權

總理及營業部正副經理均有遵守董事會訂定章程及議決辦法之責任董事會有隨時提議進行方法之權總理有督率全體總攬大綱代表公司之責任評議員有提議決議本公司組織改良之責任查賬員有稽查本公司一切賬目之責任調查員有調查本公司營業之進行各省及華僑出產品之責任其營業部內悉歸正副經理互商主持管賬員之責任則由正副經理規定之

(乙)責任

一權利　本公司所招之股不計官利所得贏餘除臨事酌提公積外作二十股分派十五股歸各股東分派三股歸營業部二股歸董事會

一報告　本公司開幕後所有營業情形及生意發達與否每月底由經理約略報告於總理每年終由經理造具清冊呈交總理然後轉布各股東如有利益每年正月給發

一規則　營業調查及各項規則由各主任人議定經股東公決然後分別執行之董事會規則由股東全體會議公決之

一會期　毒年開常會兩次於春秋兩季舉行臨事會無定期隨時由董事會報告各股東

一地址　上海英大馬路三百二十八(號議事廳對門)

## 時計

上海滬上生

**時計輸入の趨勢**

支那へ輸入せらるゝ時計は年々相應の額に上り、內地風氣の開發と共に、漸次其額を增加するの傾向にあり。最近に於ける輸入の狀況を見るに。

一九一〇年　六三三、四五四兩

一九一一年　五九九、一六七兩

にして、昨年は革命亂の爲め其輸入額を減ぜり。更に日本よりの輸入額を見るに、一九一一年に於ては三十二萬九千七百六十九圓の巨額に上りて、全輸入額の過半を占めつゝあり。從て其實行狀況の研究も、必ずしも無用の業にも非るべし。今農商務省の調査を基礎として、其大略を述べんとす。

**懷中時計**　支那へ輸入せらるゝ懷中時計は、米國製を第一として獨逸製之に亞ぎ、英國製は品質の上等に過ぎて極めて稀なり。日本製としては綿工舍製のもの、極めて少數輸入さるる計りなり。瑞西製の輸入さるゝもの不少も、多くは獨逸商人の手に依り取扱はる、外國製品にて日本より再輸出せるものは殆んど絶無なり。

支那商人によりて賣買せらるゝ懷中時計は、主に上海より輸入せる品にして、凡て上海の商店名を「ダイヤル」又は見返しに印刻す、即ち享通利、柯夫達、烏利文、播威、惠爾樣、胎拿等の如き文字を刻す。商標としては犬印、汽車印、武者印、三雁印等あり。

世人は今日にても尙ほ、支那人は依然として、鍵卷時計を愛用するものゝ如く想像するも、革命以來人心は著しく進化して、一部舊式思想にて、堅牢品を嗜好する點よりして、鍵卷品の大形時計を需要するものもあれど、一般の風潮は却而龍首卷を希望し、今や鍵卷と龍首卷とは相半するの有樣となれり。又支那人の嗜好する形は十六、十七、十八型にて無双銀側歡迎せられ蛇の目無双、七寶、等あり、廉價なるニッケル側の需要もあれど、主として銀側物の需要多く金側時計の輸入は極めて少數なり。機械は「シリン」「アンクル」相半す。瑞西製の八日卷時計は新奇を好む支那人の嗜好に投じて、賣行良好なりと云ふ。

**掛時計と置時計**　掛時計及置時計は大部分日本製品にて、時に英、米、獨、製品を見るも極めて少數なり。

日本品の中にても名古屋製品大部分を占めて、綿工舍製品は一部分に止る。

支那に輸入さるゝ時計の大部分は、上海よりして天津之に亞ぎ其他の諸港よりするものは、少數に限りつゝあり。名古屋時計の輸入さるゝしの、商標は、 、 、 、 、 、 等にして、綿工舍製のものは 印なりとす。

大掛時計は主に上中流社界、殊に學校、官衙、料理店、會社等にて需要せられ、置時計は上中流社會にて實用と云ふよりも粧飾用として使用せらる。尤も革命以來人心の傾向は漸次之を實用とする傾あり。

英、米より輸入の分は、大理石、鑄金、木製等の高價なる品多くして、其需要の範圍は狹少なるも、獨乙製中には日本品と同じく廉價にて品質佳良なるもの不少、日本品の粗製濫造の批難ある中に巧に販路を擴張しつゝあり。獨乙商人の商機を捕ふるに機敏なるは今に始めぬ事なれど、「オルゴール」附目覺時計に於て、支那流行の支那歌の樂譜を使用して以て支那人の好奇心に投ず、日本商人たるもの大に學ぶ可きなり。

**製造者への注意**　支那人の時計を見る事猶ほ我國にて床の置物を見る如く、主として粧飾用に供するより、其形狀、色彩、構造等は出來得る限り華美ならざる可らず、然しながら由來支那人は實利的の國民にして、物品を購入するに當りては、先づ其體裁よりも構造の堅固なるを擇ぶの常なり。本邦品は此點に於て出來上りは手奇麗なるも輭弱の缺點あり、殊に名古屋製に於て甚しきは大に改良を要する所なり。殊に注意すべきは、支那人は時計を買ふ時は先づ何日卷なりやを問ふ事にて、彼等は日數の永く保つ程良好の時計との觀念あり。故に日卷よりは一週間卷、一週間卷よりは二週卷の歡迎せらるゝ譯なり。

木製置時計製造業者の猛省を促したきは、支那は大陸氣候の常として寒暖の差甚しく、北清にては空氣の乾燥甚しく、南淸にては之に反して濕氣多く從て塗の不良なる時は急ちにして龜裂を生じ、又は剝落を來すものなれば塗には充分の注意を要する次第なり。

猶ほ世人の知れる通り、名古屋製時計は製造の粗造と荷造の不良よりして、半打の時計中三四個は修繕を加へずしては運轉せず、綿工舍の時計にても半打中一個は修繕を要する事あり。然るに支那人の時計商人は多くは雜貨商の副業として販賣するものとて、時計の修繕を厭ぬるもの少く從而不少迷惑を爲す事なり、此點は又名古屋時計の名聲を失ぜる一原因なり切に改良を祈るものなり。終りに臨みて時計の用途期節を述て本稿を終らん。

# 各種飾匣サックの需要狀況

## 一、上海

（南商務官報告に據る）

### 用途と期節

支那に於ける時計の用途は、

一、節句、盆、年末の贈答用

二、店飾用

三、應接間用

四、學校、官衙、其他時間を必要とする用途

五、結婚用としての用途

等にして(一)支那人の端午、中秋、除夕等に於ける、物品の贈答は中々に頻繁にして、時計は進物用として好適品なり。從而右の三期の前に至れば、相應の賣行あるものなり。(二)時計の店飾用として適當なるは、我國にても使用する所なり。支那の洋貨店頭には粧飾用として、時計の使用せらるゝの多きは、人のよく知る所なり。(四)革命以來一般に人文進歩して、形式的にしても時間の必要與りしより、官衙、學校、郵便局等は必ず大小の時計を備えつゝあり。(三)支那人の應接室には必ず大小の置時計ありて、其多くは金色燦然として、光を放ちつゝあるも、運轉を停止し居るもの不少は面白き現象なり。(五)結婚の際婦人側より持參の荷物中には、必ず時計の一個貳個を見ざる事なし。實に時計は嫁入道具中缺く可らざる品にして、其の需要は人口多き丈に中々と巨額に上る。而も結婚の多く行はるゝは、舊層九月より十月迄の間なれば、從而其前後には時計の賣行も良好なり。

要するに支那人の尤も大切として祝賀し、來往の客多きは正月なれば、時計の賣行も粧飾品たるより、此正月前に於て賣行尤も活潑なりとす。

### 一　外國製と支那製

歐米品は總て原商品付にて輸入せられ、比較的安物にても金銀裝飾品は其利便上より、商品注文の際同時にサックをも注文し、販賣店の商標を捺印し居るの狀態なるを以てサックのみの輸入は殆んど稀なり。

日本品は從來大坂長崎等より僅少の輸入ありたれども、當地に於て本邦人のサック製造者現はるゝに及び、需要者に於て隨時好む所に從ひ製造せしめ得るの便宜多きを以て本邦よりの輸入なきに至れりと云ふ。

外國製サックの輸入は僅少なること前記の如くなるが、其幾何の輸入あるやに就ては當地稅關報告に於ても何等記載する所なきを以て其數量を知ることを得ず。

### 二　種類、用途、價格其他需要に關する情況

內國製「サック」は支那在來の商品例へば墨、裝飾品、化粧品其他に對し紙製若くは錦張「サック」を用ゐ居れるが、近年外國製「サック」の美麗なるものに倣へ支那金銀裝飾品販賣店の注文に應じ城內小手工家にて製造するに至れり、而して其製造額は注文に應じて製造するものなると小手工家の數夥多なるとにより全く其數量を知ることを得ざるも、外國式「サック」は多くは金銀裝飾品のみに限られ居るを以て其數量は多大ならず。

「サック」付商品の輸入せらるゝもの全般に亘ることは前記の如し、而して「サ

ック」のみを需要するは主として指環、「ピン」時計耳環腕環、襟止め、眼鏡其他少數のものに限らる。其價格に就ては歐米品は多く原商品付にて輸入せられ其「サック」には自己の商標を捺印し居り、商品を離れて「サック」のみを販賣するものなきを以て其的確なる價格を知るは困難なるも「サック」製造原料の優良廉價なると機械力を以て製するとにより、其製品は本邦製及び內國製品に比して優美にして且つ割安なりと云ふ。

日本品は目下輸入なく輸入品として其價格を知ることを得ざるも當地に於て本邦人の製造販賣する「サック」の重なるものに付其値段を記せば左の如し。

革紙張のもの

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指環 | 「サック」 | 一打に付 | 一弗五十仙乃至一弗八十仙 |
| 襟止 | 「同」 | 同 | 同 |
| ピン | 「同」 | 同 | 同 |
| 耳飾 | 「同」 | 同 | 同 |
| 腕環 | 「同」 | 同 | 四弗二十仙乃至四弗八十仙 |
| 時計 | 大形「同」 | 同 | 同 |
| 時計 | 小形「同」 | 同 | 三弗六十仙乃至四弗二十仙 |

革張のもの

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指環 | 「サック」 | 一打に | 一弗八十仙乃至二弗四十仙 |
| 襟止 | 「同」 | 同 | 同 |
| ピン | 「同」 | 同 | 同 |
| 耳飾 | 「同」 | 同 | 同 |
| 腕環 | 「同」 | 同 | 四弗八十仙乃至六弗六十仙 |
| 時計 | 大形「同」 | 同 | 四弗八十仙乃至六弗六十仙 |
| 時計 | 小形「同」 | 同 | 四弗二十仙乃至五弗四十仙 |

「ベッチン」張のもの

値段大體革張のものに同じ

「フラシシール」張のもの

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指環 | 「サック」 | 一打に付 | 三弗六十仙乃至五弗四十仙 |
| 襟止 | 「同」 | 同 | 同 |
| 「ピン」 | 「同」 | 同 | 同 |
| 耳飾 | 「同」 | 同 | 同 |
| 腕環 | 「同」 | 同 | 六弗六十仙乃至九弗 |
| 時計 | 大形「同」 | 同 | 同 |
| 時計 | 小形「同」 | 同 | 六弗乃至八弗四十仙 |

眼鏡「サック」は大體小形時計「サック」の値段と大差なし。內國製「サック」卽ち當地城內にて製造したる「サック」の値段は左の如し。

| | | |
|---|---|---|
| 耳飾「サック」ピロード張四角形 | 一打に付 | 七弗五十仙 |
| ピン「サック」ピロード張長方形 | 一打に付 | 六弗五十仙 |
| 耳飾「サック」革張長方形 | 一打に付 | 三弗五十仙 |
| 指環「サック」革張六角形 | 一打に付 | 三弗五十仙 |
| ピン「サック」革張細長形 | 一打に付 | 三弗五十仙 |
| 金銀裝等「サック」革張細長形 | 一打に付 | 三弗五十仙 |

右の內「ピロード」張耳飾「サック」の値段は當業者の言に依れば本邦人の製品に比し約一割高なりと云ふ。

內國製及び本邦人製共に其材料の總てに外國品を用ゆること特に當地製造者は小資本なるため其材料買入れは高價なる小賣物を小買せざる可らざる等の點より外國品に比し高値なるは免れざる所なるが如し。

外國製「サック」は優良にして割安なるも當地金銀裝飾品販賣者は原商品と共に「サック」をも注文するを以て當地にて「サック」のみを販賣するものなく、亦「サック」には自己の商標を書き入れ專ら自店取扱品の販路擴張に勉め居れり、而して外國金銀裝飾品取扱の支那商は大抵「サック」付のものを販賣し單に金銀裝飾品製造販賣支那商例へば耳飾、腕環、指環等を製造販賣する金銀細工屋は之れが必要に應じて城內の「サック」製造者に注文して製造せしめ居れり、其値段は外國品に比し割高にして品質劣るも一時に多くを要せざるものなると、臨時其好む所に從ひ製造せしめ得る便あるとにより遠き外國迄注文するに至らず、而して「サック」は各自店の商標を記入するを必要とするを以て安値にせよ出來合品を好まざるなり。

三　重なる需用者若くは取扱業者の氏名住所

需用者は内外金銀裝飾品販賣者及び金銀細工屋にして一の本邦人製造者及び無數の支那小手工家を有し需用者卽ち取扱業者にして取扱業者として特に擧ぐ可きものなし。

本邦人としては十數戸の小金銀細工屋あれども其需用僅少にして一ッの本邦製造業者にて足る程にして特に記す可き程のものなし。

外國商にして時計其他金銀裝飾品販賣店は前記の如く商品と同時に「サツク」なも輸入するを以て「サツク」取扱業者と稱す可らざるも重なる商店は左の如し。

享通利洋行　上海南京路　Hope Brothers & Co.

烏利丈洋行　J. Ullmann & Co.

利威洋行　Bennet Freres.

等なり。支那商にして「サツク」需用者は金銀裝飾品細工販賣者にして其數極めて多く枚擧に遑あらず。

## 二、漢口

（在漢口總領事報告）

一　飾匣の最近年間に於ける國別輸入額

昨四十四年中漢口輸入額は次の如し。

本邦製品　約二千圓

外國製品（主として米獨品なり）約一千圓

支那製品　上海、蘇州製品　約二萬圓

二　種類用途價格其他需用に關する狀況

| 種類 | 用途 | 價格 |
|---|---|---|
| 本邦製飾匣 | 金銀首飾其他 | 一ダースニ付 |
| 三重組小匣 | 小間物類入レ | 約壹圓貳拾錢 |
| 同　上 | 同　上 | 同 |
| 四重組小匣 | | 約壹圓參拾錢 |
| 米國製品 | | 同 |
| 首飾匣 | 首飾類及貨幣入 | 壹圓五拾錢乃至四圓 |
| 支那製品 | 婦人化粧道具入 | 一個ニ付 |
| 化粧匣 | 同　上 | 六寸形　約貳圓 |
| | | 七寸形　約貳圓五拾錢 |
| | | 八寸形　約參圓 |
| 同　上 | 同　上 | 八寸形　一個ニ付 |
| | | 壹圓五拾錢乃至參圓 |

前述各種の飾匣は上下を通して好愛するところなるも、價格比較的廉ならざる爲め民度の低き土地柄とて中流以下の使用に堪へず。目下の處賣れ行き餘り面白からざるも將來新嗜好の流潮は這般の貨物を歡迎するの傾向を示すを以て漸次需用の增大を見るに至るべし。

三　重なる需用者及取扱者の氏名。

重なる需要は上中流の婦女子にして、就中金庫形製品は官吏、商人間に需要せらる。

販賣店としては專業の店舖なく、單に雜貨店々頭の一部に之を販賣するを見るのみ。而して支那雜貨商中客秋事變後未だ開店せざるものあり、現今開店せるもの、中其主なるものを擧ぐれば。

公記號　佛租界海寧里街

榮昌祥　美租界怡園後街

福生號　英租界一碼頭

又本邦雜貨商にして該品を取扱ひ、本邦製品のみを販賣しつゝあるものには

日隆洋行　英租界一碼頭

大石洋行　日本租界

土井洋行　同上

四　取引上參考となるべき事項

漢口市場に於ける雜貨にして支那商人の販賣するものは概して上海よりの輸入に係り。飾匣の如きも內外品を問はず總て上海より仕入れ、漢口小賣商人は約一割の純益を見て販賣するもの、如し。而して當地支那商人が上海の問屋との取引方法は概して掛賣にして每半ケ月を期して總額に對する四割宛の代金を交付するを例とし、送金方法は爲替によるものあり、或は上海に於て現金を交付するものあり、又本邦商人に在ては少許の日本製品のみを販賣するに過ぎずして、之れは直接日本より仕入れ居るも其額微々たるものにて見るべき程のものに非ず。

# 雜貨營業に關して屢起る外交問題

山口秋霜

商業は全く平和の事業である。紛議とか問題とかは起るべき筈が無いのであるが、一面から見れば商業は金の問題で、人間萬事金の世の中、此位煩いものはない。大にして今日國交を危くする最大の原因は新重商主義にある如く、小にしては商行爲は最も問題が起り易い。

海外に於て商行爲を營む場合には殊に問題の復雜になる。例へば支那に於ける日本雜貨商は、時に支那人に對して、時に支那官憲に對して、時に同じ日本人に對して、時に又歐米人に對して等國際的私法上公法上の煩雜なる實際關係が生ずる。今一々之が實例を揚げ、其慣習法又は外交の狀況等を書くことは出來ないが、最も難問題を生ずる二三の事例に就て述べて見れば。

## 第一、城內營業問題

我々は條約に依て支那の各開港場で自由に商業を營むの權利を有してる。然し乍ら其開港場とは果して如何なる域を云ふか。例へば南京は開港場である。支那側の主張する處に據れば、南京の開港場たることは疑ないが、それは南京の城外、主として下關の附近に限るので、南京の城內は右の開港場の中ではない、城內では外國人は營業權は無いと云ふのである。杭州でも蘇州でも、殆んど支那全國の各都會は城壁があつて、城內と城外とに分れて居る。從て此問題は若し支那側の云ふ處が正當とすれば容易ならざる結果を生ずる。殊に雜貨商の如きは小賣卸賣共に、其中心は多く城內にある。革命共和となつた支那は、最早此問題を提起することはあるまいと思ふのは大間違で、支那商人の嫉視反目よりして、都督其他の地方官を動かして屢々此問題を領事館へ持ち掛ける。支那の都市の繁榮は全く城內にある、適大口の取引が城外で行はれる都府があつたとするも、全體より見れば城內が商業の中心で、官廳も無論城內にある。此點より見て南京又は杭州と云ふのは、其城內を云ふので無いとしたなら、條約面に明文を以て城外と書く筈である。然るにそれが無い、故に城內を含むものと解釋しなければ甚だ理不盡となる譯で、各領事館邊りでも、支那側の云ふ所には無論耳を傾けない。共和平等を主義として立つ以上は、今後の支那は外國人に對しても可成自由を與へ、遠からず內地雜居をも許すであらうが、今は未だ根本的に解決された問題では無い、たゞ各國其城內營業權の享有を主張し、稀に支那人又は支那官憲から迫害又は防害

を加へらるゝが、實際に於て日本人なぞは城内で營業してる。余は之を以て決して差支なく、正當な權利だろうと思ふ。但し開港場及開市場以外に於ては全く別問題で、條約上の權利は無い。

## 第二、課稅問題

城内營業權の問題が確定して居ない爲め、支那官憲は屢々日本其他外國の商人に課稅する。之れは極めて困難なる實際問題で、國際法上から云へば、外國人は居留國の徵稅權に服するの義務がある。けれども夫は對等國間の話で、若し領事裁判權とも云ふべき重大なる權利を他國に讓つてる場合には、領事裁判權を有する國の人民は課稅に應ずるの義務は無いのである。日清通商航海條約には、無論開港場又は開市場に於て、商工業を營む日本人は、支那官憲の課稅に服すべしとの文句は無い。明文の無いのは當然のことで、我外交當局にても。

近時清國各港に於て諸種の名目の下に地方稅を起して内外人一律に負擔せしめんとし當該地方官憲より各國領事に交涉し、各國領事中時に或は清國官憲の申出に承諾を與へんとする者もある由なれど、本來清國が外國人の居住の爲め開放したる各地に於ては、帝國臣民は日清通商航海條約第四條に依り、該各地に住居し商工業製造業を營み、又は其他一切の合法の職業に從するを得べく帝國臣民は之が爲め何等課稅に服すべき明文なきを以て、之に對する課稅は不當にして、現今清國各地に於ける如く新稅を設け、之を帝國臣民にも適用せむと試みるときは帝國政府の權利として之れを拒絶し得るものなり。然れども右課稅の目的が帝國臣民に對しても均しく直接の利害あるが如き場合に於ては、衡平を維持するの點より考へて帝國臣民も亦該課稅に服することを至當とする場合なきにしもあらず。

と云ふやうな意見で、たゞ支那政府の默許に依て、日本人が開港場以外の地に住むでる場合には、その日本人は何等條約上の權利があると云ふことは出來ない。故に一切支那の課稅に服するか、又は其地を立去るかより外に道がない。

其後例の契稅章程を諸外國人に適用せんとする問題が起た時も、帝國政府が權利として課稅の要求を拒絶するの根據は結局條約上帝國臣民が清國の課稅に服すべき旨の明文なき一點に外ならず。蓋し對等國相互の間に於ける場合と、領事裁判權を諸外國に認めたる國家と該諸外國との間に於ける場合とは、在留諸外國人に對する課稅等に關する條約の解釋上に差異を認めざるを得ず。

夫の文明諸國に在りては外國人の爲めに國内全部を開放すると同時に在留諸外國人は所在國の主權に服從することを原則とするが故に特別の根據あるに非ざれば所在國の法權課稅權等の作用を免かることを得ざるなるが領事裁判權を諸外國に認めたる國家は通常國内一定の地域を劃し諸外國人が其の區劃外に出づることを認めざると同時に同地域内在留の諸外國人に對しては一切内國の司法權及行政權を及ぼさゞることゝし其所屬國官憲をして其の行使に任せしむ

るを例とす右の如く在留諸外國人が開港開市地域内に居住し、條約上認められたる諸種の職業に從事しつゝある限り、初より所在國の課稅權に服從せざる以上特に條約上の明文あるに非らざれば、所在國に於て在留諸外國人より課稅を要求することを得ざるの理なり。(追加日淸通商航海條約附屬追加內地水路汽船航通規則第三條參照)又對等國の間に於ては所在國の主權に服從するの原則あればこそ、條約規定中內國人又は最惠國民以上の負擔に任せざる旨の明文の保障を必要とするなれ領事裁判權を諸外國に讓りたる國家に於ては、在留外國人は初より所在國の主權に服從せざるが故に、條約中內外人均等負擔の原則を明言するの理由なく、又免稅を保障する積極的規則とする領事裁判區域內に於ては初より免稅云々の問題を生ずる根抵なきなり。故に條約上免稅の積極的規定を存せざるが故に在留諸外國人は內國人同樣納稅義務ありと論結することを得ずして、却て內國人同樣の負擔と雖も條約上特殊の根據なき限り在留諸外國人に於て全く其の負擔に任せざるものなり。要するに日淸兩國間の條約其の他の取極に於て、本邦人が淸國の課稅に服從すべき旨の明文あるものを除くの外、淸國在留の本邦人は何等課稅せらるべきものに非ずして右の原則は全國一般に賦課せらるゝ契稅の如きものと各地方に於て設定する各種の稅目との間に何等の區別なく一般に適用せらるべきものなり。但し本邦人にして淸國官憲の默認に依り開港開市地域外に居住する者に至りては、何等條約上の權利を有せざるに因り淸國政府に於て課稅の自由を有すべく、又開港開市地域內に於ても條約の認めざる諸種の事業を經營せむとする者あるときは淸國に於て全く許否の自由を有するが故に、課稅權を留保することを條件として許可することあるべし。云々

けれども商人は其の商略やら、又色々な利害關係からして、嚴格な法律的解釋に依らず、實際に以ては支那官憲の云ふ處に從て、地丁銀、落地稅、銷場稅等種々なる稅金を取られて居る。之等は一々其場合に付、慣習や事情を酌量して考へなければならぬ。こゝには只だ原則として日本人は開港場なれば城內でも課稅されないと云ふ議論を照會した迄である。だから課稅に不服なれば何時でも領事館へ訴へて出るも差支ないのである。

## 第二、商標及特許權等の保護

之も亦大問題で、著作權に就ては我國と支那との條約は略ぼ萬國條約に似て居るが、支那は登錄主義で、支那へ登錄しなければ効力が無い。登錄のことを支那では官文書では註刪と云ふが(民間では登錄で通る)日本で著はして日本で賣ろふとしてる書物を、一々支那で註刪するなどは倒底出來難いことで、遠からず新條約を結んで日本人の著作物を保護する必要があるだらうと思ふ。

特許意匠商標等に付ても條約が無い。從來止むを得ざる便法として假登錄を上海稅關へ出願することを許して居たが、此假登錄の優占權とか、乃至は其効力とかに至つては

甚だ怪しいもので、之れによりて抗議を申込むと云ふ根據には、嚴正に云つたらならないかも知れない。けれども略慣例と說められて居るから、假登錄をしないで居るよりはましで、假でも暫定でも、兎に角與へられたる便宜の措置なのだから、何處迄も之を利用して置くのが商人の心掛と思ふ。

支那に於ける商標保護出願者に對しては、其筋に於て最近左のやうな訓示を出したから、參考迄に附記して置く。

支那に於ける商標保護に關しては從來帝國臣民は上海稅關に假登錄を出願し得るの外本邦登錄濟商標に付き我特許局の證明を得て保護願を在上海帝國總領事館に提出する時は同總領事館に於て受理の上之を上海道臺に轉交して存案せしむるの途ありたる處客年事變發生以來上海道臺衙門廢止の爲め商標の存案は一時中止せられたるに付前記總領事館に於ては當分の內右の商標保護願を受理せざるとゝ爲れり就ては事變發生後の提出に係る願書は一括同總領事館に留置しある趣に付右出願中存案の代に前記假登錄を希望する者は其旨直接同總領事館に申出づべく同總領事館に於ては便宜左の指定登錄代辨業者をして前記登錄手數料內規に依り稅關へ出願の手續を爲さしめ爰に商標保護願書に貼用したる收入印紙は右假登錄希望者に對し返還せらるべし

村上貞吉　上海南京路第二十號
福岡錄太郎　上海香港路第五號
菊地虎藏　上海博物院路第十一號

尤も前記の取扱は上海總領事館に留置しある案件に關してのみの特別の處分にして普通の場合に於ける商標假登錄は從前の通り本人又は前記登錄代辨業者より直接上海稅關に出願すべきものとす

（別記）指定登錄代辨業者登錄手數料內規

一　商標の登錄は每一件に付手數料墨銀五弗とす
一　清國登錄官衙に納むべき登錄手數料は別に出願人より徵收す（但し目下稅關に於ては手數料を徵收せず）
一　複式商標を單式商標に分解して各個別々の登錄手續を爲す時は手數料は單式登錄に基準して加倍するものとす

## 第四、退清處分問題

不幸にして此處分に遇ふものが絕えない。勿論我々の同志とか、眞面目なる雜貨商の中から、此種の人物が出るとは豫想し得ないことだが、坐興的に一寸附け加へて置くので、退清處分を受くる條件理由は甚だ簡單で、明治二十九年法律第八十號清國並朝鮮國在留帝國臣民取締法第一條に據るので「風俗ヲ壞亂シ、安寧ヲ防害セントスルモノ」と認められる時は直ちに處分される。處分をする根據は、單に風俗安寧を害するからと云ふ、云はゞ民法九十條に相當する一條文がある計りで、何々罪とか何々の行爲とか云ふ風に限定してない。一に領事の認定に據るので、日本臣民の權利から見ると、此點に於て領事の權限は實に甚だ大なる威がある。

## 第五、屋外特種廣告に就て

鐵道の沿線とか、城壁とか、又は其他の人目を引き易い處へ半永久的の大廣告をする場合には、領事館は一切關係しないことになつてる。廣告せんとするものは自ら巡警局なり、又は他の支那官憲へ行て直接交渉するのだが、隨分支那には迷信が多く、人氣も違うのだから、後日になつて得て紛議が生じ易い、故に一々領事館（殊に警察部）へ申出で置く方が安全と思ふ。けれども領事館がいゝと云つても、それが直ちに權利確保の道となるものでない。たゞ多少便宜があるだらうと思はれるのである。

## 第六、支那人の契約不履行に就て

支那人又は支那官憲を相手に契約を取り結んで、支那側が之を履行しない場合には、相當の理由があれば勿論訴訟を起し、領事裁判に訴へる權利がある。信用のあるものは格別だが、普通の場合には原告は訴訟費用を預納しなければならない。又訴訟沙汰にするのはよく〳〵のことで、商略上から云へば甚だ面白くない。故に訴訟は甚だ稀で、普通は願の形で領事へ相談し、領事は兩者の中間に立て居中斡旋し、大抵は示談事濟とか、代償問題なぞで圓滿に解決する。

或人の話によると、契約不履行其他に付き、滿洲では毫も假借する處がない。故に日本人の權利は甚だ安全であるが、中部及南部支那では、支那官憲の威信勢力も中々強大で、領事館へ願出たり、又訴訟を起しても、要求通り解決されないと心配してるものもあるが、それは大なる間違で、日本人の權利を保護するに付て、甲地乙地によつて異ると云ふことは無い。只だ南方は滿洲に比して日本人も少く、訴訟沙汰にするよりも妥協に解決するものが多いので、一見滿洲と他地では相違があるやうに見える計りである。

# 上海に於ける石鹸の製造及輸入

（上海　南部務官報告）

## 緒論

各種輸入石鹸は當地方に於ける製造業の發達に連れ其影響を受け其年々輸入數量を減少しつゝあり當地に於ては洗濯石鹸のみを製造し來りしが近年外國人にして化粧石鹸製造を開始せるものあり。支那人中にも一二其製造をなすものあるに至れり

一、洗濯石鹸

洗濯石鹸の過去七ヶ年間に於ける上海輸入數量は左の如し

| | | |
|---|---|---|
| 一九〇五年 | 一五〇、四八九担 | 八〇五、一一四両 |
| 一九〇六年 | 一二七、五一七 | 六五六、七一四 |
| 一九〇七年 | 一二二、二三四 | 六六七、三九九 |
| 一九〇八年 | 九二、四一五 | 六五七、九九三 |
| 一九〇九年 | 八二、八五九 | 七〇〇、九九〇 |
| 一九一〇年 | 一〇三、二七一 | 八六二、三一〇 |
| 一九一一年 | 一〇五、二五四 | 一、〇四九、二〇四 |

右表の示す如く輸入額は數年間に著しき變化なく、需要の增加に對しては當地方産品にて之を補ふに至れり、當地に於ける製造所は一時非常の數に上りしも漸次淘汰せらるゝに至り現今尚ほ二十餘ヶ處を算す其重なるものを擧ぐれば左の如し。

| | | | 毎月製造力 |
|---|---|---|---|
| 固本 | 獨逸人工場 | | 七、二〇〇箱 |
| 福茂 | 支那人同 | | 三、〇〇〇 |
| 隆茂 | 同 | 同 | 一、五〇〇 |
| 豐泰 | 同 | 同 | 二、〇〇〇 |
| 鐵茂 | 同 | 同 | 一、〇〇〇 |
| 怡茂 | 同 | 同 | 一、〇〇〇 |
| 鴻茂 | 同 | 同 | 七〇〇 |
| 鵲茂 | 同 | 同 | 五〇〇 |
| 大豐 | 同 | 同 | 一五〇 |
| 辭生 | 同 | 同 | 一、五〇〇 |
| 光昌 | 同 | 同 | 三〇〇個 |
| 祥和 | 日本人同 | | 鹹力罐 一五〇 |

（一箱は百二十個若くは百四十四個入）

輸入洗濯石鹸は當地製品の影響を受けたれども現に輸入せられ居るものは、其製品優良にして値段又高く賣行頗る良好にして、就中祥茂洋行の取扱品最も宜しく其當地製品との値段を比較するに

| | |
|---|---|
| 辭茂（輸入品） | |
| （一箱百二十個入） | 四兩三匁 |
| 固本（上海製品） | |
| （百二十個入正味五〇封度） | 三兩六匁中 |
| （百四十個入 四〇封度） | 三兩六匁 |
| （百四十四個入） | 三兩三匁中 |
| 福茂（上海製品） | |
| 流球牌（一四〇個入正味六〇封度） | 三弗五〇 |
| 鯉魚（二〇本入同 五〇封度） | 三弗四〇 |
| 昌大牌（同 同 三八封度） | 一弗二〇 |
| 中華牌（同 同 三三封度） | 一弗〇〇 |
| 隆茂 | |
| 鵲牌（一四〇個入正味六〇封度） | 三弗八〇 |
| 鵲牌（一二〇個入正味五六封度） | 三弗六〇 |
| 鵲茂牌（一四〇個入同 五六封度） | 三弗三五 |
| 普通品 | |
| （一二〇個入正味六〇封度） | 三弗二〇—三弗四〇 |
| （同 同 五六封度） | 二弗八〇—三弗〇〇 |
| （小形二〇本入同三五封度） | 一弗二〇 |

輸入製品は其品質優良なり當地製品は固本福茂等の二三良好品を除いては其品質粗惡にして貯藏長きに亘る時は乾縮するを常とす。

當地製造家は其資本多きも五萬兩を出でず二三萬兩のものも尚ほ大規模と稱せらる。一般製造家は規模甚だ小さく且つ製品粗惡にして漸次淘汰せらるゝ傾向ありと雖、福茂隆茂の如きは其製品優良にして、福茂は北市隆茂は南市方面に各其勢力範圍を定め、成績頗る見る可きものあり。石鹸製造業は內地各地方に於て一時盛んに起りたれども、其成績何れも良好ならずして倒産せるもの多し。當地に於ても其傾向を認むるを得れども資本豐富にして規模大なるものにありては、漸次製法に熟達し優良なる製品を出し得るの狀態にあるを以て、將來此業の發達に連れ輸入品の受くべき影響少からざるべし、現今に

は數量こそ減少したれども尙ほ品質優良にして賣行良好なり

二、化粧石鹸

化粧石鹸も當地にて製造せらるゝに至り輸入の增加を阻止せり過去七ヶ年間の輸入額左の如し

| | |
|---|---|
| 一九〇五年 | 一、〇三五、〇一六打 |
| 一九〇六年 | 八二七、六二三 |
| 一九〇七年 | 六二九、六〇八 |
| 一九〇八年 | 六四一、三八七 |
| 一九〇九年 | 一、〇五八、〇三六 |
| 一九一〇年 | 七五九、四七〇 |
| 一九一一年 | 六六二、六八四 |

化粧石鹸の製造者は多くは本邦人にして二三支那人の製造するものあれども微々として振はず

| | |
|---|---|
| 固本皂廠 | 獨逸人經營 |
| 瑞寶洋行 | 日本人（粉川） |
| 美華皂廠 | 同（野々村） |
| 順和同 | 同（高木） |
| 合順祥生 | 支那人經營同 |

固本皂廠は其規模最も大にして鼈甲煉石鹸等各種を製造し、其製造高不明なれども聞く所によれば年二十萬打を出すことを得と云ふ。

本邦人經營の中にて瑞豐洋行は規模最も大にして、鼈甲石鹸及煉石鹸の二種を製造し年額十二萬打を出すことを得美華順和は單に鼈甲石鹸を製造するに止まり其製造額年三萬打內外を出すに止まる。

支那人經營の合順祥生は微々として振はず其製造額不明なり當市場に於て賣行き最も多きは鼈甲石鹸にして機械煉は下等品を除き未だ多く賣行かず。

鼈甲石鹸は久しく輸入せられ使ひ慣れたると其透明性なるを以て著しき粗惡品を出す能はざるが故に、一般の嗜好に適し尙ほ未だ鼈甲石鹸時代を脫する能はざるなり

當地に於て製造せらるゝ鼈甲石鹸は輸入品に比し値段安く品質又下位にあり

當地製造鼈甲石鹸の値段左の如し

| | | | |
|---|---|---|---|
| 上等品 | 大形 | 六十打入 | 一打 一、一〇 |
| | 小形 | 百打入 | 同 〇、六五 |
| 中等品 | 大形 | 百打入 | 同 〇、七五 |
| | 小形 | 二百打入 | 同 〇、四〇 |
| 下等品 | 大形 | 百打入 | 同 〇、四〇 |
| | 小形 | 二百打入 | 同 〇、二三 |

固本皂廠製造に係るものも上等品なく打四匁より二兩以內のものなり。

鼈甲石鹸は從來日本より、年額一千箱內外の輸入ありたるものなるが、當地に於て製造せらるゝに及び其輸入著しく減退し今や下等煉石鹸及少量の上等石鹸の輸入あるに止まれり

外國輸入品は總して品質優良なるが（製法の完全なると香料の割安なる爲に）就中最も賣行よきは順和洋行の取扱に係る塊國製鼈甲石鹸にして、桂花香皂と稱し、好評嘖々たり値段は一打二兩七匁なる獨英品の二兩內外のものも亦賣行多く禮和洋行取扱のもの一兩五匁乃至二兩五匁を唱ふ。

聞く所によれば順和洋行にては年六〇打入千五六百箱を賣出すと云ふ。

煉石鹸は現時未だ下等品多しと雖も漸次上等品需要せらるゝに至るべく固本及び瑞豐に於て此が製造を開始せり、當地製値段は一打六匁乃至一兩二匁なり外國輸入煉石鹸中賣行良好なるは茂生洋行取扱の英國製品にして大形一打一兩五匁乃至一兩七匁なり鉅廉洋行取扱品は多くは四川省に向く、其他良濟謙信等のもの相當賣行あり

本邦より輸入せらるゝ煉石鹸は尤も下等にして年約五六百箱の輸入あり小形一匁三分にして（二〇〇打入一箱二十七兩）就中天鳳洋行製多く長江地方の田舍向なり椰子油石鹸は本邦より從來相應の輸入ありたれども粗製品多かりし爲め今や全く輸入なきに至れり

要之上海に於て需要せらるゝ石鹸は上等品にありては塊獨英の製品之を占め本邦上等品の如きは外國模造品にあらざれば賣行なく下等品にありては上海製造のもの最も賣行よく本邦製鼈甲石鹸の如きは爲めに輸入を減退するに

重り僅に機石鹸下等品の輸入あるのみなり、外國輸入石鹸は其品質頁好なるのみならず、混入香料は割安に頁好のものを使用するを得、包裝用紙函等頗る優美にして實行甚だ頁好なり

本邦製品は下等品にありては漸次上海製品に壓せらるゝ傾あるを以て、上等品を以て上海並に附近大都市に賣込み、漸次外國品模造の時代を脫することを務めずんばあらず、而して長江上流の各地は尙ほ需要の程度低きを以て上海製品に稍勝れる位の品質のものを廉價に製造して輸出するの道を研究するを要す

三、上海製品の輸出上の特典

外人なれば支那開港地に於て支那人なれば支那內地若くは開港地に於て機構力により外國輸入品同種の製品をなすものは、支那各地に於て輸出入上に特典を有す、卽右製品を一開港地より他開港地に輸出する場合には、普通の輸出稅を支拂ふときは輸入地に於て沿岸貿易稅(半稅)の支拂を要せず、更に稅關より特別に通過免稅單の交附を受け無稅にて內地に輸送することを得べし。卽ち以上の支那製品は輸出稅を支拂ふのみにして原則として支那內地各所に無稅輸送の特權あり、石鹸の如きは此種の特權を享け居れる製品にして上海稅關に於て特許を受け居れる製造所は左の如し

一、Hsiang Sheng Candle and Soap Co. (Soap and Candles) 祥生
二、Shanghai Lung Mao Soap Co. (Soap) 隆茂
三、Chin Li Foreign Candles Co. (Candles and Soap)
四、Li Yuang Candle and Soap Co. (Candles and Soap)
五、Tieng Kang Candle Co. (Candles and Soap)
六、Asiatic Petroleum Co (Candles and Soap)亞細亞火油公司
七、Ku pen (Kao Pun) Soap Works (Soap) 固本公司

更に上海にて特許を得居れる製造業中には左記の諸工業あり

一、石鹸製造業 (Soap)
二、蠟燭製造業 (candle)
三、織布業 (Cotton Cloth)
四、羅紗毛織物製造業 (Felt and Woollen Fabrics)
五、製革業 (Leather Goods)
六、製紙業 (Paper)
七、雲斜織業 (Drills)
八、金巾織業 (Shirting)
九、繰綿業 (Ginned Cotton)
十、紡績業 (Cotton Yarn)
十一、捲烟草製造業 (Cigarettes)
十二、シヤツ製造業 (Singlets)
十三、靴下製造業 (Socks)
十四、股引製造業 (Drawers)
十五、チヤケツ製造業 (Jackets)
十六、シヤツ製造業 (Shirts)
十七、燐寸製造業 (Matches)

以上は正式に得る特典にして、奸商の間には輸入貨物に對して發行せられたるパスを買入れ、上海製品を外國輸入品の如くに裝ひ他港に無稅にて輸入を計るもの少なからず、現に最近石檢の奸手段發覺せられ重罰に處せられたるものありと云ふ。

今最近三ヶ年間に於ける支那製石鹸の輸出額を示せば左の如し

| | | |
|---|---|---|
| 一九〇九年 | 六、八七二 | 三七、三〇一 |
| 一九一〇年 | 七、七六三 | 四〇、一二〇 |
| | 五、四五五 | 二、四八八 |
| 一九一一年 | 七、三〇〇 | 四四、八〇六 |
| | 七八、二九八 | 三三、四六五 |

千九百十年後の增にて表はるゝものは多く洗濯石鹸打にて表はるゝものは多く化粧石鹸なりと見るを得べし

更らに前述の如く脫稅の分を合算すれば多額に達すべし

# 支那に於ける靴の需要

（四十五年七月在上海帝國商務官報告）

海外諸國より上海に輸入する靴類の過去五ヶ年間の數量は左の如し

| 年次 | 印度ゴム製 | 皮及布製 | 絹及綿布製 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 四十年 | 二八、九三六足 | 四七、八三五足 | 六、六三五足 | 一七三、四五九足 |
| | 七〇、五六六個開 | 七六、八四三個開 | 五、一六一個開 | 一五三、七〇個開 |
| 四十一年 | 二三、六二九 | 三三、九三五 | 三、三八一 | 四八、九四五 |
| | 九、五四二 | 八一、三三九 | 一、四二〇 | 九二、三二一 |

| 靴 | 英吉利 | 印度 | 香港 | 獨逸 | 北米合衆國 | 日本 | 澳地利 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 四、四四九足 | 足 | 一〇〇足 | 足 | 三、二七足 | 四二〇足 | 七〇〇足 | 七、八四六足 |
| 靴及長靴 | 三、八三一 | — | 三六〇 | — | 一、二四四 | — | — | 五、四九六 |
| 長靴 | 一、三六三 | 一、〇〇〇 | — | — | — | 一三三 | — | 二、四九五 |
| ゴム靴 | 九〇 | — | — | — | — | — | 三〇〇 | 七九〇 |
| 印度ゴム靴 | 一 | — | — | — | 一八 | — | 三〇〇 | 一、八二 |
| ゴム長靴 | 二一〇 | — | — | — | 一、三七 | 三 | — | 一八二 |
| 小兒用靴 | 三〇〇 | — | — | — | — | — | — | 三〇〇 |
| 布靴 | 三六 | — | — | — | 二四 | — | — | 七〇 |
| 繩子靴 | — | — | — | — | — | — | 三〇〇 | 三〇〇 |
| 合計 | 一〇、二八一 | 一、〇〇〇 | 四六〇 | 一、四二 | 三、六三五 | 八三五 | 一、七〇〇 | 一九、三四〇 |

從來日本靴の輸入は其數量大ならず外國靴も寧ろ在留外人の需要多く支那人向としては多くの實行を見ざりき然るに四十四年革命以來斷髮の風行はれたる結果一時的に需要を增加せり今四十五年一月より五月迄の輸入數量に見るに左の如し

| | 日本 | 英吉利 | 北米合衆國 | 墺地利 | 香港 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 短靴 | 二、〇〇五足 | 一、四三足 | 一、三八四足 | 八四足 | 二八五足 | 五、一八一足 |
| 長靴 | 六八四 | — | — | — | — | 六八四 |
| 及長靴 | 七、六一三 | 三、〇五三 | 三九六 | — | — | 二、〇六三 |
| 繩子 | — | — | — | — | — | 一、四〇九 |

| | 四十二年 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 六、五八〇 | 二四、〇七四 | 一〇〇 | 三〇、七五四 | | |
| | 四、一七一 | 六二、五二〇 | 九五 | 六五、六二六 | | |
| | 三、七三三 | 二六、七四一 | 三三一 | 三〇、七九四 | | |
| 四十三年 | 三、四〇四 | 六五、五九八 | 三三一 | 六九、三三四 | | |

四十四年度の靴類輸入年額に就ては未だ正確なる統計を得る能はざれども當地稅關月報より抄錄し其大體を記せば左の如し

| | 日本 | 澳地利 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 北米合衆國 | 四二〇足 | 七〇〇足 | 七、八四六足 |
| 日本 | — | 三〇〇 | 五、四九六 |
| 澳地利 | 三〇〇 | — | 二、四九五 |
| 合計 | 七〇 | 三〇〇 | 七九〇 |
| | 三〇〇 | — | 一、八二 |
| | — | — | 三〇〇 |
| | — | — | 七〇 |
| | 三〇〇 | — | 三〇〇 |
| | 八三五 | 一、七〇〇 | 一九、三四〇 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ゴム靴 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 印度ゴム製長靴 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| スヅク靴 | 一 | 三〇 | 一 | 三〇 | 三〇 |
| 合計 | 一〇、三〇二 | 四、三六 | 一、八五 | 三五 | 一、五五 | 一、八〇一 |

軍隊用として輸入せられたる三萬餘足を除き尚日本靴の輸入俄かに增加し一萬足以上を算せるが右は支那製靴業者の軍需品製造に追はれたる結果製靴餘裕なかりしと日本品の廉價なる割合に體裁よきため一時に需要超りしものと認めらる。

輸入日本靴は高値ものよりも寧ろ一打二十圓內外の安物最も實行多きは、其廉價にして體裁よきためなれども長時日の使用に堪へざるため、遠からず淘汰せらるゝに至るべし

斷髮の風行はれたるも服制の變化は急激且大ならず、都會地にては稍に洋裝するものあれども、一般內地にては未だ靴の需要なく加ふるに各都會地に於て支那製造業者ありて其製造巧ならざるも廉價にして丈夫なるものを供給するを得、當地製革會社製品は打十五弗以上の品にして上流都市に實行あり。

今後洋靴は軍隊、巡警等の服制の變化により多額の需要を見るの時期あるべきも、一般の需要の增加は甚だ遲々たるものなるべし、特に中流以上にありては靴底のみを購ひ自家にて製造するもの多し。

製造上の注意事項としては支那人向として出來得る丈け割安なるを可とするも、體裁のみを主とし丈夫ならざるものは自然失敗すべく品質の堅實を主とするを要す

# 雜貨に就て注意すべき支那人の嗜好及迷信

蘇石生

人も知る如く支那人の嗜好は本邦人の淡白を喜ぶに反して非常に濃厚にして、又迷信深く、風水の說を深く信じ居り、其爲め意外の點より支那人の嫌惡に觸れて商品の排斥を受けて失敗に歸する事あるにより、對淸貿易に從事する人々は此點に深く留意するの必要あり。今其大體に就て之を述ふべし。

## 模樣に關する嗜好

支那人の模樣に對する嗜好は大抵緣喜よきものを嗜好するものにして、左記の如きは一般に喜ぶ所なり。

鶴、鷹、鳩、孔雀、燕、錦鷄、鳳凰、鴛鴦、鵲、蝙蝠、蜂、蝶、鹿、馬、美人、文昌星、駱駝、獅子、象、虎、飛龍、豹、羊、山羊、山水、兩仙人、双童、壽星、鴛梁花、水仙花、梨花、桂花、蘭、菊、梅、竹、薔薇、松柏、茉利花、牡丹、唐竹、雲、双喜、桃、福喜壽、同クズシ、貴、萬、祿、雷紋、如意、

又其尤も嫌忌する所のものは

兎、蟹、狗、驢、鬼、龜、

等にして龍は由來皇室の專有なりしを以て、民間にては五本爪の龍は恰も我邦の十六片の菊花と同じく之を避けて三本爪又は四本爪の龍を用ひたり尤も今日にては淸朝の覆沒と共に此禁は解除されたるも、一般には未だ之を使用するに至らず。又大黑天は我邦にては福の神として一般に崇拜すれども、支那にては大黑とは暗黑不明を意味するを以て嫌厭せり、又婦人の素足を露す圖は恰も我邦に於ける春畫の如き意味となるを以て之は避けざる可らず又模樣にては圓花と散花と稱して花模樣の集まれるを圓花とし、散れるを散花となす、圓花の方嗜好せらる、散花にても可成花の大なる方歡迎せらる。

## 色合に關する嗜好

一般に濃厚なる色合歡迎せらる、卽ち左記の如きは嗜好に適せるものなり。

深紅、深綠、純白、淺黃、茶褐色、黃綠色、桃色、薄桃色、葡萄色、鶯茶、水色、銀白色、黃色、深藍色、紫色、薄鼠色、

尤も白色は凶事に用ひるものとして一般に之を嫌ふも、夏期等には之を使用す、澁色は棺桶の色として、之を厭ふ事尤も甚し。

## 數に關する嗜好

支那にては奇數を厭ひて凡てのもの對を以てす。故に支那向の物品は總て偶數を以て佳とす、支那人は四の倍數を好み、四、八、十六、三十二と云ふが如くす、支那料理に於ける皿數の如きは其例なり。又二百五、三百六の數は馬鹿との意味ありて、習慣上是を厭ふ事西洋に於て十三の數を厭ふが如し。

## 形に關する嗜好

凡て形體は角の銳きものを厭ひ圓きを嗜好す、卽ち正方形三角形等を壓ひ、圓形及隨圓形等を好む、從て支那向商品の形に就ては充分の注意を要する所なり。

## 其他に對する嗜好

支那人は飽く迄も實利的の國民にして、物品の購入に際してもよく〳〵之を檢査して堅固なるものを好む、而して支那人は居常椅子に依るものなれば、卓上より墜落するとも破損せざる品を好み從て容易に顚倒せぬ品を擇ぶの傾あり。從て陶器の如きも、糸底の大なるを喜ぶものなり、又同じき綿密なる主義よりして物品の內容數の表面に記載してある物品を歡迎するより、成るべく之を表記するを可とす我邦にても片田舍に至れば、商品の空箱が物品入として珍重せらるゝが如く、支那に於ては殊に大切とせらるゝを以て商品の容器は後日他に流用し得らるゝ樣注意するは、又商品の賣行に、多大の影響ある所なり、殊に寒暑の差の甚しき北淸地方にては、容器の構造堅固にして蓋も密着する

様製作せざれば空隙龜裂を生ずるに依り、特に注意を要す。

# 日本酒上海輸入統計

（四十五年四月上海總領事報告）

上海税關の報告に據る最近三ヶ年間上海輸入日本酒の統計左の如し備考左記表中輸入項下の外國とは日本を指示するものと見て可なり

▲樽詰（單位）（數量 增 價額 兩）

| | 外國より輸入 | | 支那諸港より輸入 | | 外國へ再輸出 | | 支那諸港へ再輸出 | | 純輸入 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 |
| 明治四十一年 | 九二一 | 一〇、三二〇 | — | — | 七 | 七四 | 一六 | 一六八 | 九四八 | 一〇、〇二八 |
| 明治四十二年 | 一、二一九 | 一三、七五六 | 二四 | 三四 | 三四 | 三八八 | 四三 | 四八六 | 一、〇八六 | 一二、一五六 |
| 明治四十三年 | 一、四三九 | 一三、七〇五 | 四 | 五六 | — | — | 六八 | 六〇七 | 一、三五五 | 一三、一二七 |

▲樽詰（單位）（數量 打 價額 兩）

| | 外國より輸入 | | 支那諸港より輸入 | | 外國へ再輸出 | | 支那諸港へ再輸出 | | 純輸入 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 |
| 明治四十一年 | 三、三九 | 六、三六四 | — | — | — | — | 二四 | 二四三 | 三、二五 | 六、一二一 |
| 明治四十二年 | 三、〇三三 | 五、五二三 | — | — | — | — | 六四 | 一三 | 二、九五九 | 五、五九一 |
| 明治四十三年 | 二、三二九 | 四、一四四 | — | — | — | — | 三六 | 一〇四 | 二、一七三 | 四、〇四〇 |

編者附記　昨年中の輸入日本酒に關しては税關報告を得さるを以て上海總領事館に於て作成せる昨四十四年四月十七日より本年三月二十二日に至る月日別輸入數量、生産地表あるも本誌には便宜上前記期間内の合計のみを掲出することゝせり

明治四十四年（樽數及箱數 二、六四四個）

| 數量 | 生産地 |
|---|---|
| 九四・四三石 | 大阪、兵庫、堺、神戸、岡山、佐賀 |

# 支那に於ける炭酸水の需要

（在香港米國領事報告）

支那に於ける炭酸水及礦水の需要は比較的近頃迄は外國人に限られたるも最近中流の支那人に於て需要增加し尚中流以下の支那人間に於ても亦多少の需要を見るに至れり外國人の本品の需要は多額に屬す、外國の最初の需要者は英吉利人にして英吉利人は當國各地に於て大なる消費者たり支那人の都市に於ける水は其殆んどが濁濾し煮沸し或は濾過するにあらずんば飲用に適するものなし、支那人は直接飲料に水を用ひざるも彼等は細菌學の智識を有す

るものなく、又是等の水が疾病を誘ふものなる性質を有することを知らざるも、茶或は料理等に於て煮沸する水を用ひ冷水を直接に飲用するもの少なく水は嚴正に煮沸して用ふるものなる觀念を有せり。

香港に於ける外國人の常用し及支那人間の嗜好を得たる炭酸水及礦水は本年に於て其消費多額に上れり、例ひ土地の水質は良好なると安全なるとに拘はらず需要は增進すべし香港には二の大なる且設備の整頓せる工場あり外國人に依り所有經營せらる、低廉なる普通水、各樣の香味水及「ジンジヤエール」は今や支那人間に一般に需要せらるゝに至り、幾多の有力なる是等製品の工場は支那人に依り經營せられ製品は香港に於ける土人及附近の都鄙に多額を販賣せんとせり。支那の勞働者及苦力に於てすら市街の道路に立留り大なる罐を以て遒遙しつゝ販賣する商人より之を購入し飲用しつゝあるは普通のこととなれり、此等支那人の製造工場は何れも皆利益を得つゝありて外國の斯業者は常に其事業の計畫を擴張し最新の機械を以て製造を爲し非常に隆盛を來しつゝあり是等の製品は比較的高き品質を有し歐洲より輸入する普通製品と品質に於て略ぼ同樣となる迄成功せり、人造「テープル」水の製造の方法に於て尙完成の域に逢するは前途遼遠なるべし、最近年間に廣東に輸入せし炭酸水の輸入額は左の如し。

| | | |
|---|---|---|
| 一九〇六年 | 八〇、七七〇 | 海關兩 |
| 一九〇七年 | 九六、〇九九 | |
| 一九〇八年 | 九八、六六〇 | |
| 一九〇九年 | 一四〇、三六一 | |
| 一九一〇年 | 一一八、九六六 | |

此等輸入の四割は日本より輸入する所なり、日本に於て製造する「テープル」水は普通の種類に於て消費は非常に擴張を顯はしつゝあり、日本品は東洋方面に於て其販路擴張に幾多の丹誠を爲し廣告に其他に進歩したる方法を以て之が販路擴張を講しつゝあり。

# 洋風食器

一般に洋風食器の需要漸次增加の傾向あり。支那雜貨店にては殆ど之を有せざるものなく、大抵英國及獨逸製品にして、皿は無地、模樣付（淡泊なる花模樣）及青筋入あり。茶碗及コップ類も益々需要あり、ナイフフオークの類も、既に立派なる支那料理には必ず使用され、（西洋料理に非ずとも）多少は販路の擴張を見るべき傾向あり。目下英獨製品は極めて堅牢なる品質にして、本邦品は未だ盛に輸入せられざるも、此種のものは全く實用向のものなれば、意匠的精巧品よりも實用的堅牢品なることを尊ぶ、本邦當業者は此主旨を以て製造し、運賃其他に於て著しく有利の地位にあるを利し、英獨品と競爭を試みなば將來必ずや之を驅逐するを得べし。

大正元年八月漢口市場にては

| | | |
|---|---|---|
| 大形皿 | 一打 | 我二圓三四十錢 |
| 中形皿 | 同 | 一圓七八十錢 |
| 小形皿 | 同 | 一圓內外 |
| 極大形 | 同 | 五圓四五十錢 |

同南京にては英國製無地皿

| | 卸賣 | 小賣 |
|---|---|---|
| 大（一尺） | 一打 | 二弗、五〇 三弗、四〇 |
| 中（七寸） | 同 | 一、三五 一、八〇 |
| 小（五寸） | 同 | 〇、八五 一、一五 |

模樣入及青筋入も右と略ぼ同樣にして、洋風茶壺一個茶碗四個（皿なし）一組四五十仙なり。

香港にて最も賣行宜き獨逸製洋風皿の卸直段左の如し

| | | | |
|---|---|---|---|
| 青筋入六寸皿 | 一打 | 同 | 香貨九十五仙 |
| 同 | 七寸皿 | 同 | 一弗十五仙 |
| 同 | 八寸皿 | 同 | 一弗三十五仙 |
| 同 | 九寸皿 | 同 | 一弗七十仙 |
| 同 | 十寸皿 | 同 | 二弗十仙 |
| 白地 | 六寸皿 | 同 | 九十仙 |
| 同 | 七寸皿 | 同 | 一弗八仙 |
| 同 | 八寸皿 | 同 | 一弗二十八仙 |
| 同 | 九寸皿 | 同 | 一弗六十仙 |
| 同 | 十寸皿 | 同 | 二弗 |

# 在支那帝國領事館管轄區域

| 領事館所在地 | 管轄區域地名 |
| --- | --- |
| 安東 | 奉天省中鳳凰廳、興京廳、莊河廳、安東縣、寬甸縣、通化縣、懷仁縣、輯安縣及臨江縣 |
| 遼陽 | 同　上遼陽州遼中縣 |
| 奉天 | 同　上安東、牛莊、長春、鐵嶺及遼陽各領事館ノ管轄ニ屬セザル地方 |
| 鐵嶺 | 同　上海龍府、鐵嶺縣、開原縣、遼源州、昌圖府中奉化縣及康平縣 |
| 牛莊 | 同　上營口廳、錦州府、蓋平縣、海城縣及復州 |
| 長春 | 同　上洮南府及昌圖府中ノ懷遠縣及吉林省中長春府、豐安縣、伊通州 |
| 吉林 | 吉林省中哈爾賓及長春各領事館ノ管轄ニ屬セサル地方 |
| 齊々哈爾 | 黑龍江省中哈爾賓領事館ノ管轄ニ屬セサル地方及內蒙古中天津領事館ノ管轄ニ屬セサル地方並ニ外蒙古 |
| 哈爾賓 | 吉林省中新城府、依蘭府(湯源縣、大通縣及臨江州ヲ含ム)、密山府、五常廳、雙城廳、綏芬廳、賓州廳、榆樹縣及長壽縣及黑龍江省中黑龍江ト陶兒河ノ會合點ヨリ拜泉縣ヲ經テ黑龍江ト「プレイヤ」河ノ會合點ニ到ル線以東ノ地方 |
| 天津 | 直隸省、山西省及察哈爾都統管轄ニ屬スル內蒙古一帶ノ地方 |
| 芝罘 | 山東省 |
| 上海 | 江蘇省中松江府、太倉州及通州及浙江省中寧波府、臺州府、溫州府及處州府 |
| 南京 | 江蘇省中鎭江府、淮安府、徐州府、江寧府、揚州府及海州安徽省 |
| 蘇州 | 江蘇省中蘇州府及常州府 |
| 杭州 | 浙江省中杭州府、嘉興府、湖州府、金華府、衢州府、嚴州府及紹興府 |
| 漢口 | 湖北省漢陽府、武昌府、德安府及黃州府江西省中袁州府ヲ除キタル地方並ニ河南省、陝西省、甘肅省、新疆省 |
| 長沙 | 湖南省及江西中袁州府 |
| 沙市 | 湖北省中荊州府、荊門府、襄陽府、安陸府、施南府、宜昌府及鄖陽府 |
| 重慶 | 四川省、貴州省、雲南省、西藏 |
| 福州 | 福建省中福州府、延平府、建寧府、邵武府及福寧府 |
| 厦門 | 同　上興化府、泉州府、永春府、漳州府、及龍巖州 |
| 汕頭 | 廣東省中潮州府、嘉應州及惠州府及福建省中汀州府 |
| 廣東 | 廣東省中汕頭駐在帝國領事官ノ管轄ニ屬セサル地方及廣西省、海南島 |

# 何が故に上海にデパートメントストアを設立せざるか

上海　山田生

東洋雜貨粗製濫造の弊風や久しく、對支雜貨貿易を論ずるもの皆其惡弊を認めざるものなし。革命以來東京物なる看板の下に一意精良品を上海に賣弘めんとし努力するもの發生せしとは云へ、彼等の資力は未だ豐富ならず、粗製用に耐へぎるが如き大阪製品の爲め均しく東洋雜貨なる名詞の下に一括顧みられざる傾向あり、爲に東京專門業者の辛苦一方ならざるものあり。

如何に支那人は安物買なりとは云へ、本夏の如き綠色の臺灣パナマや、雜巾にて造れる如き刺帽子、さては洗濯のきかぬ綿フランネル等擧げ來れば本邦雜貨の十中七八は消費者一時の眼を欺かんとする粗惡品にして、之を以て支那人永遠の歡心を繼かんと欲するは餘りに蟲の好き話たるや贅言を俟たず。されば對支雜貨貿易開けて玆に二十年、雜貨貿易業者の長き歷史は一篇の哀史にして、之によりて鉅利を博せるものあるを聞かず、斯の如くんば本邦雜貨輸出額統計は每年幾何の增加を見るとも、國利民福の上より打算して寸毫の利益なきのみならず、却て他の貿易品に惡名を與へ、我輸出貿易上の一妨害物たるに過ぎざるなり。

支那は交通猶未だ開けず、內地に赴くに從ひ外國輸入品の價格を增すると甚しく民度猶低き今日、支那人の負擔力以上に昇り、原價法外に低き廉なる商品に非るよりは到底彼等の需要に應ずること能はず、只此一事が從來兎に角にも粗惡なる本邦品を需要せしめし唯一の理由にして、若し交通の便開け物貨運輸の方法迅速輕便と爲り、運賃下落し、內地辟遠の地方に於ける外國品の價格低落の曉ともならば（現に爲りつゝあり）支那人は最早や濫造用に耐へ難き本邦品に對して一顧の勞をさへ惜むに至らん。

今秋浙江大運河初旅行の途上に於て親しく見聞したる所に

壊れば、本邦雜貨は殆んど見る影も哀れに排斥せられ、僅に廟前街頭の露店又小商店に陳列せられ居れるに過ぎず。之に反し堂々たる各洋雜貨店に陳列せらるゝ商品は殆ど全部外國雜貨にして、偶々本邦雜貨の陳列せらるゝものに遇ふも其種類極めて少なく、而かも多くは賣客の眼に觸れざる棚の一隅に押込められつゝあるの狀態なり。若し近き將來に於て本邦雜貨の品質猶現狀の如くんば支那に於ける交通の便開くるに伴ひ、却て反比例を爲して其輸出額の遞減を見ること無き歟、恰に浩歎の至りに堪へざる也。

是れ蓋し必至の運命なる可く、今にして何等か適當の策を案出する無くんば、我對支雜貨貿易の前途は日に稠落して秋風落漠の觀を現はし、又如何とも收復すべからざるに至らん。

### 其結果して如何

上海の隆盛は卽ち南京路の繁盛を意味し、南京路頭絡繹たる人馬は多く「デパートメントストア」の前を過ぐ、誠に南京路の一角に集まれるデパートメントストア卽ち White away laidlaw, Hall & Holtz, Weeks の三軒は支那銀樓と相俟ちて上海の花と唱はれ、流行の波動は皆玆を中心として四方に擴がり行くなり。

借問す何が故に本邦商人は未だ上海にデパートメントストアを設立せざる？。

生活程度の高き外人が數萬に充たざる在留外國人を主要なる賣客として、而かも猶毎年相當の收益を得つゝあるを見すや。

Hocks の如きは株式の時價常に拂込額を超過し、毎年多きときは一割二分少なきときも八分を下らざる配當を行ひつゝあり、想ふに White away-Laid law の如きは遙に多額の利益を收めつゝある可し。

今若し玆に本邦商人ありて三越白木屋に倣ひ精良なる內外雜貨のデパートメントストアを上海に開設せば、猶一層收益多かる可きは殆んど疑を容れざる所にして、其販賣價格も低廉にし、中流社會以上の支那人を吸集し、外國人經營のデパートメントストアーをして後に噬若たらしむること決して難事にあらず。

斯の如くにして本邦雜貨の聲價日に墜つるを救ひ、我が對支雜貨貿易史上に一新記錄を劃することを得ば、其幸獨り營業者の上のみに非らざるなり。之れ貴誌を介して對支雜貨貿易業に此の議を進め一考を煩はさむと欲する所以なり。

# 南支那と男女化粧品

（大正元年七月）
（眞下氏報告一節）

動亂發生後辨髮は之れ滿人の惡風なりと稱し斷髮一時に行はれたるの結果舊來全然使用なかりしと云ふべき頭髮油「チック」其他一般化粧品類歯磨粉等に至るまで非常なる需用激增を惹起せり。

從來當地方に輸入せられたる多くは寧ろ當地方在留外國人を目的とせるものなりしを以て、比較的米國製上等品多く從て支那人中或る者は此上等品を使用し來りしが動亂後需用激增につれ土貨振興の名の下に香港に於ても廣生行其他二三化粧品製造販賣者起り、從來外國製品よりも格安なる一般向商品を

作り專ら販賣に盡力しつゝあり。此等原料の何處より供給せられつゝあるかを見るに凡て本邦大阪神戸に於ける清商の手によりて輸入せらるゝものゝ由にて、之全く當香港在留米佛商人の手を經るよりも安價に購ひ得ればなり、凡て此等化粧品に於ても漸次需用增加の傾向を有し殊に注意すべきは比較的上等品の賣行良好なることにして、齒磨粉の如き上流社會に於ては米國製「コールゲート」及び「カーボリツク」等の賣行よく一般向としては清商廣生行の發賣にかゝる雙妹印牙粉最も賣行よし。兩廣地方に於ける婦女子の頭髮を見るに已婚者は前頭より梳き上げ、後頭部に於て之を結び笄樣のものを以て之を止め、飾として根掛(多くは金銀具)を用ふる者も多し、又未婚者にありては前髮を取れると已婚者の如く前頭より梳き上げ居るとあれど、後頭部に於て結ふことなく大部分三つ編み下げ髮にして殆んど何等の髮飾を用ふるなく時に桃色毛絲を以て飾となせるものあるに過ぎざりしが、昨年革命動亂と共に女子留學生の歸朝せるもの或は外人間に出入せるもの廂髮となし「リボン」を裝飾として用ふるものありてより之れが流行の始として未だ流行と至らざるも途上二三見受くるに至れり、此等裝飾品は今後必ず大ある需要あるべきこと明かにして造花、花簪等も多少の支那趣味を加ふるときは必ず流行するに至るべし。

上記諸品は今後當地方に於て最も需要增加の傾向を有し且つ今も着々其需用期に逢しつゝあるものなるが從來當地方に於ける我國一般殊に今後益々發展の餘地を有せる本邦諸雜貨品に於て何れも粗製に流れ爲めに折角の顧客をも失ふこと少しとせず、之れ本邦商人の缺點にして又北清地方の荒涼僻野の地を目して當南清地方を推知せるの結果にして此の如きは大なる誤謬といふべし。

當廣東省の如きは東に汀江(韓江)の大河あり四江東江北江の三江を有し、此等一帶の流域地方は土地豐饒にして米作を始め其他諸種穀物の耕作に適し加之廣東四人は北清地方の如く怠惰ならざる爲め、其購買力に富めること清國第一と稱せらる。又英領香港に接近せるの結果古くより歐米諸品の輸入も亦尠からざる爲め當地方人は此等優等品の使用に慣れ、殊に近年に至り益々優等品の需要多き爲め、本邦雜貨品の如きは漸次下等社會或は田舍向きとして香港廣東等の都會より驅逐せらるゝの傾向を爲せり。

今一例として廣東に於ける街路賣買者の言を擧ぐれば、其說明に曰く「本品は獨乙(又は英國)製品にして、從來諸君が使用せられたる如き粗製日本品にあらざれば、堅牢にして且つ體裁惡しからず諸君之を使用して其良否を試みられよ」之れ簡單なる一言賣人の言なれども本邦雜貨品に對する彼等の考を遺憾なく漏せるものなり。

# 廣東婦人服裝の新傾向

(在廣東帝國總領事報告)

廣東人は從來外國人と接觸すること多く、從て一般の嗜好風俗に歐米趣味の混加せらるゝこと多きは、既に世人の認むる所にして、革命以前に於ても遙上洋裝の支那人を目擊すること尠なからざりしが、革命以後此傾向一層甚だしく、當市內及近鄉の男子は全部剪髮し、服裝は舊來の儘なるもの多けれども、剪髮の結果帽子靴並に携帶品に變化を來したるや勿論なりとす。

婦人の裝飾も亦昨年春以來著しく變化し、頭髮は所謂廂髮となし、金銀頭飾、叙哥警の類は多く之れを使用せず、僅にリボンを用ふる位にて極めて清楚なる裝飾を爲せしが、近來女學校の教科中に洋服裁縫科を設けんとし、或は英語科を增課する等歐風を模倣せんとする傾向あり、此等は素より上流少數婦人の新傾向に過ざざれども、自然中下流社會に於ても之れに倣ふに至るべし本日發行の羊城報談屑欄に於て左の記事を揭げ、此等の風潮を諷刺し居れり。

近日女子裝束、頗趨儉樸、叙珥之屬、御者甚少、亦一可喜之現象、然舍金銀首飾、而群尙洋貨、甚且全事西裝、而不計利權之外溢、則又不如金環玉珮之爲愈矣

不服西裝則已、服則當之曰寫敗、不戴洋帽則嘲之曰野蠻、如此文明我不願見

西哲有言曰好裝飾者、裁縫匠之玩物也、吾諸爲之作一轉語曰、以裝爲文明者外人之玩物也

# 南支那に於ける新聞雜誌と洋紙及印刷機活字等

——（大正元年七月農商務省報告）——

洋紙新聞紙數は一國文明の程度を知らしむると、宜なるかな實に社會の進歩發達に必ず伴ひ起るべきは新聞雜誌の發行なり。

支那の如きも舊來其發行非常に少かりしが、近年國運の進歩は此等供給不足を告げ居りしが、動亂に際し益々讀者の增加と共に兩後の筒の如く新聞社の創設日に月に增加せり。廣東省城に於ける新聞社及其發行紙數は

| | | | |
|---|---|---|---|
| 中國日報 | 一千枚 | 七十二行商報五千枚 | |
| 廣東公官報 | 一千七百枚 | 中原報 | 貳千八百枚 |
| 曉鐘日報 | 八百枚 | 國民報 | 八千枚 |
| 總商會報 | 一千二百枚 | 大漢報 | 一千枚 |
| 天運報 | 一千二百枚 | 平民報 | 二千枚 |
| 商權報 | 一千五百枚 | 廣南日報 | 七百枚 |
| 民權報 | 三百二十枚 | 獨立報 | 一千八百枚 |
| 羊城日報 | 五千枚 | 光漢報 | 一千三百枚 |
| 奥東公報 | 一千五百枚 | 震旦日報 | 三千枚 |
| 安雅報 | 四千枚 | 人權報 | 八千枚 |
| 時敏報 | 五千枚 | 南越報 | 六千枚 |

右の如く未た同事業の發達甚だ幼稚にして、加ふるに此等新聞社中には、動亂に際し一時の機關新聞として起りたるものありと雖も、尙今日各地に於て諸新聞雜誌の創設せらるゝもの尠しとせず。

今翻つて支那の製紙業を見るに、凡て竹を原料とせるものにして其生產亦尠からざるも、全く農家の副業たるに過ざれば技術幼稚にして品質の一定なく紙質柔弱にして本邦の謂はゆる藁紙と稱せる如きものゝみ、時に唐紙の如きも產出少なきにあらざるも、紙質價格の點に於て使用に堪へ得らるゝものにあらず、故に現時彼等日用使用せる諸種紙類は之れ殆んど獨、墺、製紙と云ゝも過言にあらざるべし。右多くは洋紙類の需用なるが、又日本紙（筆を以て記入するを目的とせるもの）の知きも有望なりと云ふべく、彼等日常使用せる書籍帳簿其他凡て筆によりて記入せらるゝ故に、現在に於ては雁皮紙（組紙唐紙の如きもの）或は墺獨製模造紙を用ひ居れり、本邦に於ても近來盛に製造せらるゝやに聞く、模造日本紙の如きものも一部簡單なる改良を以て當地方需要に應じ得べきを以て、組合組織其他の方法により價格の統一、品質の一定、斯業者の勸勉と相俟たば著しき需要に逢すべし。

此等紙類に關連し起るべきは印刷機及活字の需要なるか、我國の如き同文同字の點に於て、距離の點に於て此等供給者をして最も便宜の位置を有せるものなれば、共に營業者の研究を乞ふものなり。

一九〇九年廣東輸入紙類

| | | | |
|---|---|---|---|
| Paper Cigarette pel | 17,602 Tls. | 3,168 | |
| 〃 Printing calendered | 3,478 Tls. | 23,997 | |
| 〃 〃 uncalendered | 95,850 | 537,419 | |
| 〃 Wall | —— | 1,456 | |
| 〃 Writing | 214 | 7,306 | |
| Other kinds | 20,206 | 140,134 | |

# 注意すべき商慣習の變遷

——（天津商工彙報所載）——

支那人を相手とする商取引は頗る複雜にして現物取引、先物契約、或は着荷後何ヶ月渡し等商品の受授に關して種々なる差別あると共に代金の支拂も亦千差萬別なり。

從來天津に於ける商取引の習慣を見るに、其多くは掛賣にして現銀取引は寧ろ其一部分に限られたる如き觀あり、或は全然委托販賣の制度に據るもあり、卽ち雜貨商の如き之なり、爲に卸商は漫然資金を固定するのみならず、其間得意先に對する不安の念は大小絶へざるものあり、商取引上策の得たるものに非ずと雖、既に數十年來の習慣なるを以て俄に之を打破するを得ざりき

彼の北淸事變後に際し、外商の多くが未だ支那商の內情に精通せざる爲、綿糸布商の如き自ら天津第一流の資本家を以て任じ、外商亦之を認めて販賣の競爭より信用取引は盛に行はれ、オパートレーヂングの結果は遂に賣掛金問題となりて市場を攪亂したるあり、其後善後策の緖に就けるありと雖、多少の損害は免れざるべし。當時市場に在りては商界の癈頽を呼稱するの聲漸く高かりしが今日に於て之を考ふれば、斯かる雜問題の有りたるが爲に爾後の商界は却て勘ながらざる裨益を蒙れりと云ふを得べし、卽ち信用取引をして漸次衰滅に趨かしむべき階段を造りたればなり。然りと雖幾年月に亘れる商習慣は斯かゝる一問題の爲に其全般を轉倒する者に非ず、延取引は尙引續き幾分の餘影を留め以て昨四十四年に及べり、偶々晩秋革命事變の勃發するありて經濟界の波瀾は忽ち銀號の一律停市となりて現はれ、天津に於ける巨商卽ち綿絲布商の唯一の金融機關は須臾にして運轉を止め、大商人の金繰を難澁に陷らしめ商界に對し一大打擊を加へたるは已に世人の知悉せる所たり、今之を一面より觀すれば、斯かる難關を經過せるが爲に天津商人は更に一大經驗を重ねたるにありて其結果として見るべき者は奈何、商習慣の變遷を來せるの一事に非ずや、更に其要點を細說せん乎、各輸入商は時勢に鑑み取引上の警戒を頗る嚴にし以て從來習慣の一たる延取引の契約を容易に行はざると共に問屋も亦小賣商に對する掛賣を停止し、遂に取引は中絶の姿にて數ヶ月を經過せり、此數ヶ月の取引中絶は中外商人に對し慥に打擊を與へたるには相違無けれ共、而も此期間は幾十年來の永きに亘り蟠傳せる惡習慣を一掃せる重要なる期間たりしは更に疑を容れざる所たり。之を實地に徹さんか取引の中絶に因りて現品の供給を絶ちたる爲、消費地に在りては漸次在荷薄を告げ小賣商は仕入の必要を感ずる事日に急なるに及び問屋に其注文を發すると雖問屋に在りては時勢の成行を案じ、掛金の廻收難を慮るの結果現銀取引に非すば容易に其求めに應ぜず、小賣商は又目前の利益を失するに忍びずして遂に金策を爲し現金を持參して以て問屋と取引を結び問屋亦現銀を携へて輸入商と商談を纏むるに及び玆に幾年月の惡習慣を打破するの端緖を啓けり、尙轉じて諸雜貨の取引狀態を見んが昨秋の動亂に次で掠奪暴動の擧あり輸入商の委托に係る諸雜貨の多く變質に罹れるありて、之が整理に當る中外雜貨商間に更に一の未決濟勘定を生ぜり、勿論輸入商の損害は當然賠償さるゝと雖、之が爲に將來一段の警戒を要し從來の委托制度は漸次癈止さるゝに至らん、卽ち大は綿絲布商より小は雜貨商に至る迄這機に於て種年の商習慣を一變するの感なくんば非ず、凡そ習慣は其事の商業に關すると否とを問はず染み易くして去り難し、殊に相手を支那人とし且彼に比較的有利なる商習慣にあれば之が改良を促すと雖、平時に在りては其目的を遂する事到底不可能に屬せり、數ヶ月の取引中絶及動亂後の不景氣は商界に對し尠からざる打擊を與へたりと雖、之が爲に積年の惡習を一掃するを得ば永遠に蒙るべき商界の裨益は蓋し後者を以て勝れりとせん

# 革命後新開の支那雜貨商は警戒を要す

大坂河口筋の支那雜貨商は、革命動亂と共に大なる打撃を被り、一時は此現象を見て爾今我が對支那貿易は必ずや支那人の手より我商人の手に移り、年來の希望なる直接輸入の道も開かれ、彼の粗製濫造の如きも漸を追ふて除去するを得べしとなせるものさへありしに、昨年七八月の交より、曾に舊來商店の一時閉店したものが開店せるのみならず、新に開業せる支那人さへあり。而して右は大坂川口方面に於てのみならず、全支那の各地に於ても雜貨商の新開業は極めて盛なり。殊に其多くは我日本品取扱のものなれば、悦ぶべき現象が又た警戒すべきものなるかは、甚だ疑問とする處なるが、九月在天津農商務省囑托太田氏の報告は能く之に就て注意すべき諸點を述べられたれば左に之を掲げん。

(一)新商店が今春以來設立を見るに至りし理由の大なるものは、從來川口に在留せる比較的堅實なる支那商店は革命事變により多少の打撃を蒙りたるのみならず、昨年に於ても未だ平和の回復を見ず、一般に本邦よりの仕入を手控したる結果使用店員の解雇を見たるもの少からず、是等解雇されたる青年店員中野心あるものは支那各地の有資者を動かし、小資の流用を受けて自ら一店舗を構ふるに至りたるもの多きを以て、其資の大なるものと雖現資三千元を超えたるものなし。而かも彼等は從來使用され居たる大商店の店員たるかの如く振舞が故に、事情を知らざる本邦當業中には猶且つ舊來の關係より多大の信用を彼等に與へんとするあるは最も警戒を要する處にして、現に彼等新開商店中舊來被雇の商店の信用を亂用し、後に舊主商店の發見する所となり、苦情百出、累を本邦商人に蒙らしめたるものあるかの如きは此間の關係を推知するに餘りあり。

(二)已に前項に述べし如く、此等新商店設立の由來は多く失職店員の野心に基く所なるが、猶彼等をして小資乍らも開店の易からしむるに至りしは天津の如き昨秋事變以來現金取引による傾向を生ぜしに依るものにして、此機に於て運轉其途を得ば相當暴益の方法立つ可しとの考を有するものなれども一般市場の傾向より云へば、市場の恢復と共に漸次再び掛資を以て取引せらるゝに至る可く、現在と雖も地方客は買價の高低よりも掛取引の如何を標準するにより自然此等小商店が此間に處して跳梁するを許さざるに至る可く、當分の内は猶多少現金取引により荷動きなし得ると雖も、市場の恢復と共に早晩一大蹉跌を蒙るに至るの恐れあることは之れと取引する本邦當業者の頭め警戒を要する所なり。

(三)第一、第二の條項に於ても述べたる如き理由により此等新商店の開設を見るに至りたる外、風俗の變化に因る各種本邦雜貨の需要旺盛なることも大ひに彼等の企劃を刺戟したるものなるが、其後此等新需用品は直接本邦商により盛んに輸入せられ、且つ從來川口に居留する支那商店も拔け目なく、之れが仕入れなすに因て、彼等新商店は自然此等の强敵と競爭せざる可からざるの地位に立ちしが故に、結局其價格を低廉にして本邦商品の市價を亂し以て本邦品の粗造を誘導するに至り、他の本邦品取扱者に餘弊を被らしむるは勿論、漸やく聲價を得るに至りし本邦雜貨をして再び粗製濫造の非難を蒙らしむるに至りたるは全く此等新商店の行爲に基くもの多きを以て、本邦當業者にありては深く此點に留意し、彼等との取引による一時的利を逐はず確實に將來の發展を期す可きことを希望する所なり。

# 支那向雜貨見本取引の不信用

——(四十五年五月十三日南商務官報告)——

事變後本邦商品中殊に精製雜貨(Fancy Goods)を取扱ふ本邦商の上海に來るもの多く販路擴張に努めつゝあるが當地に於ける精製雜貨取扱商中重要の地位を占むる廣東人が日本品を取引するを欲せず陶磁器、硝子器、更紗、メリヤス其他の見本を呈示して商取引を申出づるものに對して殆ど相手にせざる

事近頃見る所の一現象なり當地河南路廣東商永安昌記、華彰、老悅生、達泰等の大雜貨取扱商は現に日本雜貨の取引を謝絶せり、西洋雜貨商として彼等は日本雜貨取引を好まざるべしと雖或ボイコットするにあらずやとの疑を抱きて親しく其實情を調査したるに主たる原因は本邦雜貨は見本と現品との相違甚だしく且つ見本品と相違せる商品の着荷する場合値引の交渉に對しては本邦商は頑として應せざる實例多々ありし爲め少からず彼等は感情を害したるによるもの、如し。

廣東商人は精製雜貨に對し勢力を有し從て取引不便なる本邦商品を捨て、取扱便利なる歐米商品を取扱ふに至り爲に獨乙商品等の勢力を有する一因を作れり。

以上現象に對しては今後漸次精製雜貨に向つて發展せんとする本邦工業界に取りて最も不便なるを以て本邦當業者に於ても十分注意し歐米品と競爭ある雜貨に對しては特に多大の注意を拂ふを要す。

雜貨賣込に就き賣込仲買人の希望によれば歐米雜貨に在りては見本帳の完備せるものを配布し注文を受けつ、あり該見本帳には寸法、形狀、品質、價格を明細に記入し殊に一打の價格、一箱の價格等總べて卸賣の價格を詳細に記載し且製品の色彩を全部印刷し模樣を明示するの方法を採れるを以て見本送付の手數を要せず且配布に便なるを以て日本取引に比して一層便利を感じつ、あり此種の見本帳に倣ひ本邦商品目錄は今後英文を以て說明を附し且英貨を以て價格を附すべし一は日本品を好まざる廣東商に賣込に便にし一は歐米製品との比較に便ならしめ而して本邦品の信用を普及し需要盛なるに及んで漸次日本式商品目錄に變更するを最良の策とす。

要するに從來對支貿易に於て本邦雜貨に對する當局者の非難は一に粗製濫造にありしが思ふに粗製濫造は未にして其本は見本と實際取引品との相違することを戒むるに在り粗製品は粗製品として賣行き少なからず必ずしも制限すべきにあらず只見本品と實際取引品の不同に至りては取扱商人に若痛を感ぜしむる事多大はして漸次本邦品の取扱を嫌厭し施ひて對支貿易に及ぼす影響極めて大なり。

# 莫大小生地に就て

——（大正元年八月南商務官報告）——

本邦に於ける莫大小類の需要は漸次增加し、夏物は多くは製品として輸入せらるゝも、冬物は生地にて輸入せられ、上海等に於て裁縫せらるゝもの多からす。夏物に於ては上等品は獨逸輸入品にして、中等以下の品は多く日本輸入品なり。冬物は製品として米國品多額に輸入せられ、生地としては日本品の輸入多し。

▲製　品

最近四年間メリヤス類の輸入國別表左の如し（稅關表にHosieryとあるもの）

（單位は磅とす）

| 國別 | 一九〇七 | 一九〇八 | 一九〇九 | 一九一〇 |
|---|---|---|---|---|
| 香港 | 二一八、四三九 | 二四七、三四二 | 三四五、一八二 | 四〇一、五三〇 |
| 英國 | 二六、九二一 | 三〇、八四二 | 三〇、八四二 | 二六、七二八 |
| 獨逸 | 一九五、一九〇 | 一二五、六三四 | 二九〇、一七六 | 二八三、七六九 |
| 日本其他 | 六九、〇一二 | 一〇四、五二五 | 一〇九、八八四 | 一七四、七七九 |
| 計 | 五一〇、三五四 | 五一八、四一九 | 八六一、一九一 | 九四九、一一八 |

千九百十一年の輸入地方別表未だ發表せられざれども總輸入高七十三萬三千六百二十九打にして此價額八十四萬四千四百八十四兩なり

當方にて研究する所に依れば以上の統計は靴下并に莫大小製品雜品のみを合計せるものにしてシヤツ類は加算せざるもの、如し從て各地よりの輸入高甚だ少額にして殊に米國よりの輸入の如きは極めて僅少なり

右の中上海に輸入せる製品に就ては各種に付て稍々詳細の統計を示すことを得べし左に千九百十一年中上海に於ける輸入高を掲ぐべし

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 絹製シャツ、ダボン下 | | | 九、三〇六打 | 二二、二七四 | |
| 綿毛シャツ、ダボン下 | | | 一一、八四一 | 六八、五四三 | |
| 下着(税關表中にSweater and Underwearと記せるもの) | | | 一四、九一四 | 九四、一一一 | |
| 靴下一等品(打一兩以上の品) | | | 一三九、二三二 | 二三三、六三〇 | |
| 同 二等品(打一兩以下の品) | | | 一九三、六三八 | 一二〇、九二八 | |
| 其他のメリヤス製品 | | | 二三、一五九 | 三六、七三八 | |

更に昨年度税關日報により重なる仕出地により區別すれば左の如し(單位打)

| 品名 | 日本 | 獨逸 | 英吉利 | 濠地利 | 香港 | 米國 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 靴下 | 一四四、〇三六 | 二三、六九五 | — | 三、四五〇 | 四、八九七 | 一〇一 |
| (內二等品) | 一〇七、〇八七 | 三二、三〇七 | — | 一、二九八 | 一、八三〇 | — |
| シャツダボン下 | 八、三三三 | 六、四八五 | 一、一八九 | 一二八 | 二四三 | 三〇 |
| 同(Under wear and Sweater) | 二、三三七 | 一八〇 | 三〇三 | 七五 | 九〇 | 七、五八二 |
| 手袋 | 二三、〇一九 | 九三六 | 八三二 | — | — | — |
| 其他 | 八、六七三 | 五四四 | 三、九六二 | — | — | — |

日報より摘出の分は年報に比し少額の感あるも各國品輸入の狀況の一斑を知ることを得べきを以て記附することゝせり

製品に關して上記の如く統計を擧ぐるに止め以下生地に就きて述ふべし

## ▲生地

生地の輸入數量に付ては統計の完全なるものなきも昨年中上海に輸入せしもの、中明に莫大小生地と記載せるものは本邦品十一萬五千五百四十碼、米國品三萬二千八百四十六碼に過ぎざれども營業者の云ふ所を綜合すれば遙かに其以上に達すべく或は上記の數字に數倍するものなるべし。

各國製生地輸入の趨勢　莫大小生地は其輸入の初年に於ては獨逸製品の獨舞臺なりしも米國品の廉價に賣出されたるため遂に市場に其跡を絕ち次て本邦製品の輸入を見るに至り米國品に比して低廉に且つ需要に適合する形狀なるを以て年々本邦品の輸入增加せり

米國製生地　三、四年前迄は米國製莫大小製品生地は冬物として四千箱內外の輸入ありしもシャツ類は價格の高貴なるため每年賣殘品多く小賣の損失少からず殊に生地に至りては安値の本邦品に壓せられ一兩年前迄は一ヶ年約四百箱(約廿萬碼)の輸入ありしも本年の如きは恐らく百五十箱內外の輸入に止るべし米國品は品質概して良好にして品質一定し居れども或者の間には良好の生地は本國に於て製品の材料として使用し輸出生地は精不良の品質なりと考へらる其證としては生地中に孔多くして輸入製品の地質と不同なりと云ふ

米國生地の寸法　巾五十六吋より六十吋迄にして多くは六十吋なり箱には大疋と稱する長物入と小疋と稱する短物入との區別あり大疋は一反の長さ十五碼なり一箱中に大疋は六反乃至八反內白色五反、薄桃色(紅色)二反、水色(潮色)一反の如き割合として小疋は十反乃至二十反、內薄桃色水色は合二割殘部白色と云ふが如き割合にて包裝せり約定價格は一碼に付上海値段米貨五十仙にして小賣値段は一碼に付き八匁乃至九匁を唱ふ

日本製生地　本邦製品は大口取引は重量に依りて賣買せらるゝ卽ち一貫目を百兩位とし之れを單位とし小口取引には碼を以てし外國品に比し價格低廉にして且つ寸法は當地需要者の希望に副へるを以て年々輸入高を增加し當業者の想像する所によれば昨年中の輸入高は約千箱に達せしなるべく本年は既に四百箱の輸入を見たりと云ふ取扱商甚だ多數にして本年に至りては賣崩しの弊を示せり昨年は四兩四五匁に賣行きしも革命動亂の爲め四兩一、二匁に下り本年初値段は四兩二、三匁に出來しも當地に於ける多數の輸入商の競爭と更に少量の荷物を携へ來りて安値を以て引合をなすもの等により相場の低落を促がされ現時に於ての初約定品に比すれば一貫目に付三十錢の低落を示すに至れり

本邦品は巾三十吋乃至三十六吋長さ二十碼若くは未滿にして一箱中に二十反を有せり本邦製生地の輸入左の如し

本邦商
伊藤洋行　武林洋行
湯淺洋行　服部洋行
野澤組　阿部洋行

支那商
恒豐廉　東興

東林大豐永

萬成林

生地の用途　生地は當地に於て冬物の材料として使用せられ婦人用シャツは輸入品にては其寸法、形狀、需要者の嗜好若くは着用に適せざるものあるを以て生地を以て裁縫し之れにレース刺繍等の飾を施せるものあり男子用としては生地を以て製造するは工賃安く輸入シャツに比して廉價に販賣するを得るの利あり

男子用として白色ものゝ需要多く女子用としては水色其他色物の賣行宜ろし

夏物は外見の美を要すると裁縫の稍困難なるとにより未だ輸入生地を以て當地に於て製造するものあるを聞かず

生地仕立賃　女子用冬下衣の裁縫仕上ヶ賃用大略左の如し

| | | |
|---|---|---|
| 裁縫 | 一打 | 一弗五十仙 |
| ボタン | 同 | 五十五仙 |
| 繰紐(花邊) | 四十尺 | 五十五仙 |
| 手頸胸裏地類 | | 五十仙 |
| 計 | | 三弗十仙 |

爲替相場七十五兩として　二兩三匁二分

生地代　十二碼(十一碼半乃至十二碼)　一碼三匁三分　三兩九匁六分

合計　六兩二匁八分

右價格は輸入製品に比して一打に付一兩以上の安値に當ると稱せり

男子用シャツに在りては裁縫賃一打に付五十仙を減ずることを得べく總體に於て女子用に比しては安値に仕上ぐることを得べきを以て輸入製品に比しては遙かに低廉なり

生地製品の輸出方法　當地に於て輸入生地を裁縫せられたるものは前述の如く價格低廉なるも仕上げに於ては輸入製品の如くなるを得ず從て其製品の多くは地方向として販賣せらる當業者の云ふ所に據れば過半は牛莊等の北支那諸港に向けられ殘額は揚江上流の地に送らると云ふ

當地の製品を內地に輸送せらるゝに付て販賣者の慣用せる便法は輸入製品に對して賦課せられたる免稅單(パッス)を買受け輸入製品を再輸出するの手續によれりと聞く果して事實とすれば上海稅關報告中に輸入製品の再輸出として揭げられたるもの中に生地製品の多數を含み居るものなるべし試みに最近三ヶ年間上海に輸入せられたるシャツ類の輸入再輸出の統計を見るに

| | | 一九〇九年 | 一九一〇年 | 一九一一年 |
|---|---|---|---|---|
| 綿製シャツ | 輸入高 | 一九一打 | 一二、三〇二打 | 九、二〇六打 |
| ズボス下 | 支那各港へ再輸出高 | 六、八一六 | 五、七八二 | 九、一四〇 |
| 綿毛シャツ | 輸入高 | 三、三四一 | 四、五五六 | 一一、八四一 |
| ズボン下 | 支那各港へ再輸出高 | 四〇三 | 八七 | 三五 |
| 下着(Gwent and Underwear.) | 輸入高 | 一、五二二 | 四、六九八 | 一四、九一四 |
| | 支那各港へ再輸出高 | 五、九九一 | 七、〇四三 | 六、九二六 |

更に當地製品の輸出として揭げらるゝもの左の如し

| | |
|---|---|
| 一九〇九年 | 六、七三四打 |
| 一九一〇年 | 一二、〇二六 |
| 一九一一年 | 一一、七二四 |

以上の數字はよれば或は生地製品の一部を輸入製品として輸出し居るものあるべきやに考へらる然らざれば假令前年の持越品ありとするもシャツ類の上海に於て使用せざることゝなるべければなり當地製品の輸出數量中には當地景綸工場にて製造する製品あるべく之れに生地製品の幾部を含めるものなるべし

パッス流用の弊　パッスに付ては當地にて製造せらるゝ石鹼其他外國風雜貨類に往々行はるゝことを聞くを以て前記する所は事實にあらずと斷言することを得ざるべし

日本品の賣行良好なる理由　日本品は品質に於ては米國品に及ばざるも寸法の小なることは確かに需要增加の一因なるべし製造家の云ふ所によれば日本製生地は直ちに之れを切りて胴地となし縫合はせの手間を要せず更に所要の袖丈けに應じ長さの生地を三ツに縱斷して三個の袖材料を得べく製造に要する手數は至て簡便なり之れに反して米國品は六十吋巾の生地にありては內三十四吋丈けを胴地として切斷し殘り二十六吋を以て二個の袖地を取るが如

くするを以てシャツ丈け長ければ不要の袖地を殘すことゝなり日本品の如く丈けを如何に長く切取るとも袖地には關係せざるものとは大に異れり且つ米國にありては廚地は一々縫合はす手間を要し是等の點よりして品質優良なるにも拘はらず實行減少せり更に地方向として安値の材料を選ぶ等の關係よりして今後日本品の輸入益々增加すべしと考へらる

## 在支那本邦商人か需要する硝石硫黄等の輸入手續

（四十四年十月在清帝國公使館報告）

近年清國各地に於て我商工業の發展に連れ鹽酸加里、亞硝酸曹達、智利硝石硫黄等を需要するもの漸く多く稅關に於ては上司の內訓に遵ひ軍需品或は爆發物とし特別の取扱を要すと稱して陸軍部を經由し發給する清國官憲の特別輸入許可證を要求せり依て願出により管轄領事より地方官に交涉すれば地方官は兎角取運を遲延し甚しきは軍需禁制品なりとの口實に託して之れを拒絕し我商工業發展の一阻礙なりしが今後は工業科、染色料、肥料に需要する鹽酸加里、亞硝酸曹達、智利硝石硫黄にして我國人の商工場に於て需要するものに就ては其用途は軍用に供せずとの趣を保證辭明して管轄領事を經て海關道に願出づれば道台より北京に電請して其輸入を許可せられ若し其輸入毎に此手續を爲すを煩雜なりとせば一年間需要の數額を定め豫め其許可を受け其範圍內の數額は稅關限りにて隨時輸入を許さる第一段の取扱は昨夏來の取扱と擇ぶ所なきも第二段の便法に至つては一般商人に取り大に融通の途を開きたるものと云ふ可し

## 支那向輸出商品送狀に關す注意事項

（四十四年五月廣東帝國總領事館報告）

清國海關に於ては原來英清兩國語を以て常用語と爲し居るが故に海關に提出すべき諸般の書類は英文若しくは漢文に限られ居る次第にて本邦より輸出する所の貨物と共に當地支那商人の手許に送付し來る所の送り狀（インボイス）中には日本文にて認めたるもの往々有る爲め之れを翻譯するに種々の手數を要し時宜に依りては香港より輸送し來りたる日本品を其當日中に通關の手續を了すること能はざる爲め再び香港に積戻さゝるを得ざる樣の事も有り當地に於て本邦商品を取扱ふ清商の常に不便とする所なれば清國各港殊に廣東（當廣東には海關所屬の保稅倉庫の設備なき爲め殊に通關手續を迅速に取扱ふの必要ありの貿易に從事する本邦商人は送り狀其他通關上必要の書類は英文を以てするか或は別に英譯文を添付して叙上の如き不便を避くるの道を講ずること最も肝要なり

# 天津雜貨界の近況

十二月一日　天津汀舟生

御來旨拜承仕候得共當店の取扱品は○○のみに有之候爲他の雜貨等の事に至りては聊か不案內の嫌あり何等滿足なる御回答をなし得ざるを遺憾と存じ候然し三年間の天津生活と○○が多く雜貨商の兼營にかゝる故とにより一二氣の附きたる點左に摘記候條御笑覽願上候

一、數に於て金額に於ては日本雜貨は第一位を占むるも概言すれば安物を主とし所謂高等雜貨なるものに至りては遠く歐來に及ばざるものゝ如し。

二、革命に依り雜貨の需要にも大變化を來し一般に所謂ハイカラ風は上下を通じて普及し帽子メリヤス靴下香水香油柳洋服附屬品等の需要の增加したる驚くべきものあり。而かも是等需要を充たすべく日本品は廉價なると加ふるに支那品に比して體裁よきとの特質とにより非常に歡迎されつゝあり。

三、當地に日下國貨維持會なるもの組織せられ居るも只だ二三の野心家が名を賣らん爲めの仕事にして未だ差したる影響なきが如きも其宗旨罰則の如きも一考の餘地なしとせず觀せて本年八九月頃の新聞にあり。

四、取引は小賣を除き現金賣をなすものなし。期限は二ヶ月を最小となし、普通は三期決算なるが如し。

五、山西直隷を主とし之に河南山東の一部張家口方面及び山海關より營口に到る區域を當地雜貨の商業區域となす。

六、日本雜貨の長所は廉價にして見掛の立派體裁のよきこと、短所は一般に丈夫ならざるにあり。例へば給衣靴下の如きも一回の洗濯にてすら脫色用に耐えず且つ甚しきに至りては膚を汚すものあり。又別にシャツボン下の如きは一般に組附の丈夫ならざるを排斥するが如し。

七、前述の國貨維持會にても勢力を得ればいざ知らずさなくば近き將來に於て未だ以て本邦品の敵となすに足らず。只だ恐るべきは外國品の廉價供給にあり。

八、日本雜貨店の主なるもの（卸賣を兼ねだるもの）

小林洋行　山玉號　岡村洋行　武齋洋行

加藤洋行　晉伸洋行　東亞公司

# 長江方面に於ける日本雜貨の地位

十二月一日　在上海　S N 生

## （一）緒論

東洋貨と言へば安物の代名詞となれる事人の知る如くなるが、東京製品が香港に洋行して洋裝せられ、外國貨卽西洋貨と化粧されレッテルや紙箱が馬鹿に高く賣行けるが如き例證は屢々目擊する所なるが、名を好む支那人の事とて不思議はあらず、支那に於ける日本雜貨の地位を說明して餘りあるべし。

西洋品が高價にして精巧、日本品が安價にして粗惡なるは否定し難し。然れども常に安物の賣行よろしくして需要の擴きは現在の民度に於て已むを得ざる也。日本品の勢力は安價なる點に生き粗惡なる點に非難されつゝあり。支那に於ける雜貨は何と言ふても日本品が第一也。安直なれども親切なる品を供給することは日本品の採るべき要義ならん。

## （二）如何なる雜貨が如何に賣行きつゝありや

單に雜貨と言へば意義廣漠たれども、或る意味に於て是を重要雜貨、零粹雜貨に區分すべし。

マッチ、洋傘、タオル、時計、帽子、メリヤス類、

を重要品に數へ其他、

硝子器、石鹸、化粧品類、婦人裝飾品、洋服用裝飾品、カタン糸、レース糸、扇子、洋燈、文房具、携帯電燈、ハンカチーフ、釦、

の類を便宜上第二に數ふ、

更に之を取扱者に區分するに

1、日本在留の華商に賣込めるもの

2、直接上海の得意を有し日本より取引せるもの

3、日商の上海に支店を有するものが自ら輸入せるもの

となすべく、第一の方法は華商と信用薄弱なる點より漸次減退の傾向あり(革命事變後多少の勢力を挽回せるも)第二の方法は經費を要せず且つ比較的信用安全なる得意を有し得るの利益あるも利益を壟斷せらるゝの缺點あり。第三の方法は最も進歩したる方法に相違なきも經費の膨大と、爲替の危險によりて往々困難を感じつゝあり。

隨て第一類に列擧せし商品の如き單純にして箱賣に容易に且つ製造家の有力なるものは、第二第三の法によるもの多く、零粹にして支那人の嗜好を探るに困難にして更に奥地との連絡上密接なる關係を要すべき商品は華商によりて搬入せらるるの傾向を生せり。

如何に賣れ行きつゝありやとの質問に對しては多様に亙る商品の事とて一概に論じ難きも、現狀に於ては爲替の有利なるが爲めに何れも相當の利潤を擧げつゝあり、隨て取扱者も亦激增し、殊に混戰の姿なれども永遠の方略を立てゝ商標の賣込みに努力し、常に整一なる商品を供給するものによりて他は漸次除法せらるゝこと疑なし。

## (三) 革命前後及冬夏需要の變化

革命に依りて來れる思想の變化斷髪易服の風は一時頗る盛に行はれ、今や南方に於ては殆んど辨髪を見ざるも、國貨保護利權流溢を叫ぶの聲あり、且つ實際に於ても便利至極の支那服を改むるの必要を見ず、一時的熱狂したるハイカラ風は漸次冷却せられつゝあり。然れども帽子の如き、メリヤスの如き、皮靴の如き一度用いて其實用を認めくれたるものは益々需要せらるべきや疑を容れず。客年革命の事起るや易服の急に應じて洋服地、洋服、ホワイトシャツ、カラー、ネキタイ類の販賣を必要とし、緞子の如き舊式衣帽の原料は悲觀せられたるも、吾人は易服の容易に行はれ難きを斷言し、却て急激なる需要の冷却すべきを信せり。蓋し日本維新の後幾何の星霜を以て今日の風俗をなせしかを見れば思半ばに過ぐるものあらん。强て革命の前後を區劃し、商品の消長を擧ぐれば

賣行を增加せしもの

帽　子、　メリヤス製品及メリヤス生地、　散髮器具、　レース糸

帽子原料、　皮　革　製　品、　文　房　具、　婦人粧飾用品

賣行の變化なきもの（但し爲替の順調によりて著しく增加せり）

タオル、　洋　傘、　燐　寸、　時　計

賣行の減退せるもの

ピースグーヅの不況はあれども雜貨には指摘すべきものなし。

冬夏需要の變化は各商品季節を有するものと然らざるものとあれども、取引季の最盛季として二、三、四月及九、十、十一月を以て需要の時季と見るべし。燐寸の如き日用殆んど季節を論せざるが如きも夏季に需要少く冬季に盛んなるを見るなり今二三の商品に就き其賣行の時節を示せば

タ　オ　ル　　二月より五月迄を最盛季とす　　洋　傘　　一月より五月迄

夏メリヤスシャツ類　二月より五月迄　冬メリヤスシャツ類　八月より十一月迄

夏　帽　子　　三月より六月迄　冬　帽　子　　八月より十一月迄

## （四）支那人の面白き趣味又は迷信

多々有之んも別段事新しく報ずべきものなし。

## （五）取引其他荷造の商習慣

上海に於ける雜貨の取引は概して延取引多きも、大小月末に集金し、十月限の莊票を受入るゝを普通とするが故に貸金の平均日數は二十日位也。又初八、念三、卽ち八日、廿三日以後の取引は次の大小月末に精算する等の習慣あり。然れども雜貨商は概して薄資のもの多く、往々一二ヶ月の延滯となり又は精算をなさずして內渡をさすあり、上海の取引に於ては最も惡習多しと稱せらる。

又上海には各地より出張せる客幇あり、商館又は華商輸入商は自ら跑街（得意廻り番頭）を養ひ、客幇との取引に當らしむ日本商にして買辨を使用せるものは多からず。

荷造は雜貨は概ね木箱による。日本よりするものにして內容を更にトタン入とせるは洋傘及マッチの外殆んど類例を見ず

日本品の荷印は近來大に改良せられたりと雖なほ西洋品に及ばざること遠し。荷造に就いて連想せらるゝものは積込事務(Shipping)なり。荷箱は漸く改良せられつゝありと雖 Shipping の事務及運賃諸掛の感念に乏しきもの日本雜貨商の如き迂遠なるは少し。是が爲めに當地通關上に日本雜貨の信を失へること夥しく、西洋品は整然たる一葉のインボイスによりて其損益通關をなすも、日本品に對しては一々之が開函をなし、屢々海關とのトラブルを演じつゝあり。上海に於ては之が改善に就て目下實業協會東莊同業公所等腐心苦慮を費しつゝあり。由來サンプル取引の習慣に慣れざる日本商人は上海取引に對して不勘過誤をなしつゝあり、支那商の一部は日本雜貨の爲めに頗る危險なる自己の置場を有するも、火災の頻繁にして保險料の高率なる少しく意識あるものは船會社の堅牢なる倉庫に倉入れし、一片の倉出證券を以て賣買を遂げつゝあるの實狀なれば、單純なる荷番號の不注意によりて大なる錯誤をなしたること枚擧に暇あらず。

インボイスの書式、船積のスペース取、運賃率、支那關稅率、荷印、荷番號、サンプルに就て日本雜貨商が今一層の智識を加ふるの必要適切なるを感ず。

## (六) 販路と購買力

上海よりする日本雜貨の販路は頗る廣大なる地域に跨れり。而してタオル、マッチ、洋傘等日本品の獨占的なるは暫く措き、地は慨ね田舍向を多しとす。長江一帶、湖南、四川、安徽、湖北、江西、江蘇、浙江到る處日本雜貨の得意ならざるはなし。然れども上海に滯在せる客商によりて又は自然の地形によりて得意地の系統を有せざるにあらず。

1、甯波より紹興を經て錢塘江流域より江西に入るもの
2、鎭江より大運河に向つて北上するもの
3、上海南市を中心市場として附近運河筋に撒布するもの
4、漢口(長沙)により湖南湖北山西陝西に分散せらるゝもの
5、四川(重慶)により宜昌上流に搬入せらるゝもの
6、蕪湖を中心として安徽省に入るもの

等を以て上海に於ける日本雜貨の銷路とす。山東及直隸の如き他の商品に於て上海の得意地たりと雖雜貨の北方に轉送せらるゝ事少し。又南方に於ては溫洲福洲を限り香港との勢力を分界す。購買力は各地通じて頗る豐富なり、是れ本年の天產物が通して平年作以上なりし事及革命事變後資金の各地に撒布せられなほ此上借欵によりて各地を潤ほす時は益々好況

を呈すべきものと信せらる。

## （七）日本雜貨の長所と缺點

日本雜貨の缺點が粗製濫造にあることは屢々人々に胸夾せられ、第一項に於て安値にして親切なる品を要求せるの理由も實に茲に存す。從來日本商品の粗製濫造を責め商人の不從を警しむるもの多しと雖未だ其根本を究めずして其枝葉を正さんとするものか、吾人は之に對する一個の信條を有す。上等物可也。安もの可也、要は同一の品位を以て終始一貫して違はざること是也。技術の進歩により同一の原價を以てする改善は必要地と雖、かゝる場合と雖よろしく別個の商標を以て別個の品位を示せば足れり。昨年の菊印と本年の菊印とは常に同一の頭腦を以て支那人に迎へらるゝに係らず、原價の騰貴を以て粗惡品を提供せんとするは日本人の常ならむ、菊印を直上げして梅印を作るに何等の異論もなきのみならず、菊印の聲價は直段と共に益々高かるべきを知らざるものと言ふべきか。

機械工場の幼稚なることも亦品質の一貫し難き理由なるべし、吾輩は數年の實驗により同じく日本品にして機械工業品に成効し、手工品に劣敗せる理由の一に茲に存するを知れり。

日本雜貨の長所と言へば粗製の半面たる安直の點なるべし。されども幷は暫く措き最も急速に嗜好の變化に應じ得る地理上の利便は西洋の遂に及ばざる所なり。

## （八）外國品支那產品との競爭

外國品との競爭に於ては日本品は技術の點に於てなほ數段の進歩を遂げざるべからず。聞くか如くんば吾が工業の幼稚なる吾の一日の長あらば彼に三日の長ありと。果して然らば百年河清を待つの類か、到底彼の技工の進歩に追及すること難しとなす。現下の狀態に於ては此の如く技工の上に徑庭ありと雖、些々たる雜貨に於ては地の利に加ふるに一層の努力を費さんか少くも憂ふるに足らず。ことに洋傘の如きタオルの如きマッチの如き吾々數歩の長ありと雖、支那工業の發達に對して追尾せらるゝの恐を思はざるべからず。技工の容易なるものは或程度の蹇食を免る能はず。

## （九）將來の趨勢と日本商人の注意すべき事項

前數項に述べたる所によりて知るべし。

伊藤洋行　吉田洋行　武林洋行　三井洋行　町田洋行
田邊洋行　東興洋行　伊藤益洋行　長井洋行　野澤組
小林洋行　中相洋行
益豐泰　恒豐康　恒泰盛　大盛洋　泰生洋
鴻泰昌　協康成　米振記　同泰盛

## (十) 主なる日支雜貨商（上海）

# 在支那本邦領事

二十五の領事館、四の分館、又た奉天には總領事一人と領事が二人居られる。其他各地に領事官補も少くないそれらの人とに付て一に品定めをするのは容易のことでもないし、目的とする處でもない。紙數にも限りがあるからいろ〳〵な評判は此次として、こゝには各領事又は主任、事務代理等に付て、簡單な官歷の二三を紹介するに止めて置く。

### (一) 滿洲

#### 一、哈爾賓　本多熊太郎氏（總領事）

明治七年和歌山に生れ、二十七年外務省の留學生試驗合格し、翌年の十月には書記生として元山に赴任され、二十九年四月牛莊へ轉勤、三十一年八月には本省勤めとなり、十月外交官領事官試驗に及第して京城へ行くことゝなつた。三十二年二月北京へ行き、同十二月には白耳義へ、三十四年十一月歸來本省に秘書官兼書記官となつた。三十八年七月には媾和全權委員隨員として米國へ行き、三十九年一月に北京公使館へ、四十年七月英國へ在勤したが、四十一年十月又々外務書記官兼秘書官となり、次で四十二年六月一等書記官として北京へ行き、彼の滿洲ペスト騷ぎの時分に公使代理を勉められ、やがて歸朝されたが四十五年三月現任地へ行くことゝなられた。

近江の國の人で、今年四十四歳、大學の政治科を出たのが二十八年、其年の秋外交官試驗に及第、十月領事官補として京城在勤を命ぜられ、其後は左の如く轉勤された。

明治二十九年二月　杭州
同　三十年二月　外交官補として露國在勤となる
　　五月　三等書記官に昇任
同　三十四年六月　二等書記官となる
同　三十五年十月　外務書記官
同　三十六年十月　佛國在勤
同　三十八年八月　媾和全權委員隨員
同　三十九年一月　一等書記官として再び露國へ
同　四十二年六月　大使館參事官（依然露國）
同　四十四年十一月　現任地に在勤被命

#### 二、奉天　落合謙太郎氏（總領事）

#### 三、同　天野恭太郎氏（領事）

最も古い支那通の一人で、慶應三年八月肥前の國に生れた。二十年十月十日北京留學を命ぜられ、二十三年には香港へ留學し、二十七年五月牛莊領事館の書記生となつた。其後は仁川（同八月）香港（二十八年三月）漢陽（三十年

四月）上海（三十二年九月）南京分館（三十四年三月）汕頭分館（三十七年七月）と云ふやうに各地に轉勤し、三十八年五月臨時外務書記となり、十一月には小村特派大使に隨て北京へ出張し、三十九年五月副領事となつて長沙在勤を命ぜられ、七月奉天、九月鐵嶺分館主任と變つた。四十一年四月福州へ行き、四十二年六月領事となり、四十四年六月外務省人事課に勤めて居られたが、四十五年一月奉天在勤となられた。（目下歸朝中）

## 四、同　井原眞澄氏（領事）

熊本縣の人、明治四年生、日清戰爭の頃は陸軍通譯として活動せられ、戰後は二十九年一月より三十一年二月迄、臺灣總督府海軍局付又は海軍書記として勤務し、三十一年二月初めて外務省の人となり、通譯生として天津に行き、三十二年九月福洲へ、三十四年四月上海へ、三十七年三月長沙へ、四十一年四月南京へ、四十四年五月齊々哈爾へ、又今は奉天在勤の名を有して居る。

## 五、同　新民府分館主任北條太洋氏（書記生）

福井の人、慶應二年生、福井の師範學校を出た後東京に遊び、二十五年東京法學院卒業。その十一月外務屬となり三十年五月南米ブラジル公使館在勤三十三年マニラ、三十四年歸朝、三十五年二月天津、四十年九月現任地へ行かれた。

## 六、間島　上野專一氏（總領事）

安政三年九月肥前に生れ、明治九年三月「上海領事館書記三等見習申附候事」と云ふ時代から四十一年八月迄非職殆ど支那のことに盡された。年次を示せば。

| | | |
|---|---|---|
| 明治九年三月 | | 上海 |
| 同十六年十月 | | 芝罘 |
| 同二十年三月 | | 福州 |
| 同二十六年十一月 | | 元山 |
| 同二十九年三月 | | 厦門 |
| 同三十九年九月 | | 廣東 |

廣東では有名な辰丸事件が起つた。四十一年八月總領事としてホノルルへ轉じ、今度間島總領事に任命されたが、未だ出發しないで東京に居られる。

## 七、同　速水一孔氏（領事）

慶應二年名古屋に生る。二十四年七月外務省留學生となり、二十七年四月上海、八月京城、續えて二十九年二月に杭州へ轉勤、其後米國（三十三年八月）天津（三十六年七月）奉天（三十九年七月）を經て、四十二年十月間島在勤となり、同十二月局子街分館主任となられたが、今は間島に居られる。

## 八、同局子街分館主任　岩永鼇重氏（書記生）

明治六年熊本に生れ、

| | |
|---|---|
| 二十四年三月 | 佐賀縣鹿兒島英語學校卒業 |
| 三十一年五月 | 外務省翻譯官補 |
| 三十四年四月 | 浦鹽 |
| 三十七年七月 | 曉香坡 |

と云ふやうな經驗を持たれて居る。

## 九、同、頭道溝分館主任　山崎誠一郎氏（通譯生）

高知の人、十三年二月生、三十七年四月上海の同文書院を卒業して、六月陸軍通譯となり、三十九年三月迄大に軍國の爲めに活動され、四十一年五月統監府臨時間島出張所通譯生となり、四十二年十月から今の外務通譯生たることゝなつた。

## 十、渾　春　大賀龜吉氏（副領事）

慶應二年福岡に生れ、鄕里の高等中學を出て外務屬となつたのか二十七年十一月、其後は

| | |
|---|---|
| 明治三十一年十月 | 厦門 |
| 同三十四年十月 | 新嘉坡 |
| 同三十八年一月 | 汕頭分館 |
| 同四十年四月 | 蘇州 |
| 同四十三年六月 | 間島（副領事となる） |
| 同同十一月 | 渾春轉勤 |

十一、齊々哈爾　事務代理吉原大藏氏（書記生）

大分の人、十五年二月生、中津中學及同文書院卒業の後、武昌で教習の任に當り、四十一年四月外務通譯生となつて漢口領事館に在勤、四十三年八月長沙へ、四十三年十二月南京轉勤を命ぜられ、革命戰後一時本省に居られたが、四十五年十月現任地へ行かれた。

十二、吉　林　林久次郎氏（領事）

早大英語政治科出身で、十五年栃木に生れ、三十九年十月外交官領事官試驗を通過し、

明治四十年二月　領事官補として吉林
同四十一年十一月　シャトン
同四十三年六月　吉林
同同七月　領事となられた。

十三、長　春　木部守一氏（領事）

明治十一年正月　豐前に生る
同三十五年七月　學習院大學卒業
同三十七年十月　外交官試驗及第
同同十一月　領事官補として元山へ
同三十八年四月　仁川
同三十九年十二月　新嘉坡
同四十一年五月　外務書記官
同同十二月　米國（大使館三等書記官）
同四十二年九月　領事となり安東縣
同四十五年九月　現任地へ

十四、鐵　嶺　森田寬藏氏（領事）

九年長崎に生れ、四十年帝大政治科卒業又外交官試驗に及第、四十一年十一月領事官補として哈爾賓へ、四十二年八月以來現任地に居られる。領事となられたのは四十四年十二月。

十五、遼　陽　鈴木要太郎氏（領事）

八年靜岡に生れ、二十八年東京專門學校卒業、三十年高等文官、三十一年外交官の試驗に及第、三十一年外務省屬となり、三十九年には參事官、四十一年八月副領事として現任地へ行き、四十四年六月領事となり、以て今日に及んで居る。

十六、安　東　吉田　茂氏（領事）

東京の人、十一年生、三十九年帝大政治科卒業、外交官試驗に及第、天津赴任を命ぜられに。四十年二月奉天、四十一年十一月倫敦、四十二年十二月伊太利（大使館三等書記官）四十五年九月現任地。

十七、營　口　太田喜平氏（領事）

明治九年十月　遠江に生る
同三十六年七月　東京高等商業學校專攻部卒業
同年十月　外交官試驗及第
同年十一月　領事官補として牛莊在勤を命ぜらる
同三十七年三月　上海
同三十八年三月　天津
同年六月　牛莊
同三十九年五月　奉天
同四十年二月　ハルピン
同年九月　獨逸（外交官補）
同年十一月　大使館三等書記官
同四十二年八月　牛莊（領事）

十八、天　津　小幡酉吉氏（總領事）

二北部支那

六年金澤に生れ、三十年法科大學出身、一時書記官となられ、外交官試驗は三十一年通過、十月天津在勤、三十二年新嘉坡、三十三年外交官補となつて漢國へ、三十四年五月には英國へ、十月三等書記官となり、三十八年一月北京へ、三十八年八月領事となつて芝罘へ、而して今の天津へ來られたのが四十年九月、總領事となられたのか四十二年三月。

## 十九、芝　栄　相羽恒次郎氏（領事）

明治元年二月生る。岩手縣人。外務省の人となつたのは二十六年十一月、三十年シドニーに行き、三十六年三月桑港、九月シヤトル分館のポートランドへ、四十一年一月副領事となり芝栄、四十二年十一月南米里馬、四十四年十一月から現任地。

## (三)中部支那

## 二十、上海　有吉　明氏（總領事）

東京の人、九年生、三十一年高商の專攻部を出て、同年外交官試に其後は。

明治三十二年四月　仁川
同　三十四年五月　倫敦
同　三十七年二月　釜山（領事となる）
同　三十九年入月　牛莊（十一月本省語となる）
同　四十一年四月　佛國（大使館二等書記官）
同　四十二年十一月　總領事となつて現任地へ

## 二十一、漢口　芳澤　謙吉氏（總領事）

七年越後に生る。帝大英文學科出身、三十二年外交官試驗に及第してからは、厦門（三十三年）上海（三十五年）牛莊（三十七年）倫敦（三十八年）香港（三十九年、此年領事となる）外務省參事官（同年、又書記官となる）英國（四十三年、大使館一等書記官）漢口（四十五年十月）

## 二十二、蘇州　事務代理　池永　林一氏（書記生）

十四年山口に生。三十六年臺灣協會出身。直ちに屬となり、三十七年四月より通譯生として六年間重慶に止り、今の蘇州へは四十三年四月に來られた。

## 二十三、杭州　事務代理　深澤　遐氏（書記生）

副領事野島金八郎氏は目下歸朝中。深澤氏は神奈川の人で今年三十八歳横濱の英語學校に學び、二十九年北京へ留學、上海（三十一年）杭州（三十二年）上海（三十三年）墨西哥（三十七年）桑港（三十八年）漢口（四十年五月）奉天（四十一年）等を經て現任地へ來られた。

## 二十四、南京　船津辰一郎氏（領事）

明治　六年九月　佐賀縣に生る
同　二十七年六月　北京留學
同　二十九年二月　芝栄（書記生）
同　三十五年五月　上海
同　三十二年九月　シカゴ
同　三十四年一月　紐育
同　三十七年七月　牛莊
同　三十九年五月　南京（副領事となる）
同　四十一年四月　香港
同　四十二年六月　領事となる
同　四十五年四月　南京

## 二十五、長沙　岡本　武三氏（領事官補）

領事大河平隆則氏は目下歸朝中。岡本氏は丹後の人で、十六年の生れ、四十二年法科大學出、同年高等文官に及第し、翌四十三年十月外交官試驗に及第された。以後上海に居られたが遂先日村上官補と交替に長沙へ赴任された。

## 二十六、沙市　事務代理　橋口　貢氏（書記生）

鹿兒島の人、五年生、三十五年帝大政治科卒業四十年外務屬となり、四十三年二月現任地へ行かれた。

## 二十七、重慶　清水潤之助氏（副領事）

慶應三年東京に生る。和佛法律學校を出て外務省に入り、仁川に行かれたが二十七年厦門（二十九年）佛國（三十一年）モントリール（三十四年）馬山、儀南浦（三十七年）芝栄（三十九年二月）里昂（同八月）和蘭（四十一年）本省（四十三年）最後に四十五年三月副領事となつて重慶へ行かれた。

## (四)南部支那

## 二十八、福州　土谷久米藏氏（副領事）

明治元年生れ、福井縣の人、二十四年慶應を出で一時農商務省の人となつたが、二十九年外務屬となり、三十二年から三十五年迄朝鮮の各領事館に在勤

し、三十五年十月上海へ三十八年十月ホノルへ、四十二年七月本省、同十一月副領事となつて芝罘へ、四十四年七年から現任地に居られる。

## 二十九、厦門　菊池　義郎氏（領事）

大阪の人、十年生、法科大學を出て外交官試験に及第、爾來獨逸（三十七年）（墺國）三十九年）露西亞四十一年等歐洲の大國を歷任し、四十三年二月初めて厦門の領事となつて支那へ來られた。

## 三十、汕　頭　河西　信氏（副領事）

慶應三年茨城に生れ、二十三年外務省留學生となつて芝罘へ行き、二十七年京城三十一年桑港、三十六年華盛頓、三十九年天津、四十一年から引續き重慶に居られたが、四十五年十一月汕頭に行かれた。

## 三十一、廣東　赤塚　正助氏（總領事）

明治　五年九　月　鹿兒島に生る
同　三十一年七　月　帝大法科卒業
　　九　月　外交官試験に及第
　　十　月　釜山（領事官補）
同　三十二年四　月　厦門
同　三十三年二　月　釜山
同　三十四年五　月　墺國（外交官補）
同　　十一月　獨逸
同　三十六年十一月　米國
同　三十九年一　月　邏羅
　　十　月　マニラ（領事）
同　四十二年六　月　外務省通商局第一課長
同　四十五年三　月　廣東（總領事）

## 三十二、香港　今井　忍郎氏（總領事）

香港は支那では無いが、大分支那と關係が深い。依て最後に此地を擧げて置く。

今井氏は三年播磨に生れ、二十九年四月臺灣總督府覆審書記となり、三十年八月之を罷め、三十四年外交官試験に及第し、釜山領事官補となつたが三十六年にはモントリールへ、三十七年には外交官補となつて伊太利へ、三十九年には三等書記官となり、四十五年一月から香港總領事となつた。

## 編輯室より

本號編纂に際しては特に各地諸兄より熱心なる御同情と贊助とを賜はり、其時日が極めて短かりしにも拘らず、大正第一春の劈頭號をして略ぼ預定通りに發刊するを得たるは同人の感謝措く能はざる處なり。紙數に限りあり、爲めに雜貨其ものに付ての研究資料を著しく省略せると、當部よりの御通信依賴狀の調査項目釜しきものを掲げたる爲め、却て誤解を生じ、編者が望める斷片零碎的の御寄稿に接せざりしは遺憾千萬の次第なるも、兎に角茲に本號の完成と共に、感慨多き明治の御世を送り、大正初年も過ぎ新なる春を迎へたる吾人は、愈々努力發奮し、益々本紙の内容を豐かならしめ、以て諸君の期待に背かざらんことを期すべし。幸に微意を諒せられ、永く御愛顧に預からんことを。

時代の必要に促されたる

# 支那年鑑

定價金四圓五拾錢
郵稅內地二十四錢　臺灣支那朝四十五錢

再版

特價參圓八拾錢

本書出版以來各方面より享けたる贊辭と其賣行とは本書の價値を證して餘蘊なし


發行所　東亞同文會調査編纂部
東京赤坂溜池二
振替東京九七三〇

大賣捌　東京丸善
東京神田日本橋


再版

# 支那

第四卷第貳號

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正二年一月十五日發行（毎月一日、十五日發行）

孫逸仙氏の救亡策
ヴイザリング博士の支那幣制改革意見
東亞同文會及各國支那協會の活動
北京政況と支那政黨の分野
支那戒嚴令
中華民國第一年大事記
上海に小銀行設置の急務
民國二年度總豫算案
蒙古の形勢と露國保守派の對蒙觀
露蒙協約議定書全文
對支那政策要綱
西藏に關する英支の交涉
上海に於ける米國公使
北支那寶庫山西北部の亞麻仁
滿洲だより
東部蒙古重要輸出入品
山東省と日本品
上海模範紡績工場設立計劃
支那最近時事五十則
庫倫略圖
支那問題の研究

東亞同文會調查編纂部

# 根岸主任を送る

從來本誌の編輯及發行に關しては一切根岸佶氏に於て監督執掌せられたるも、今回都合によりて其任を辭され、山内東亞同文會幹事之に代り、專ら同幹事の監督指導の下に、山口昇氏を編輯主任として之を發行することゝなれり。

支那經濟事情に關しては本邦稀に見るの博識精通家なる根岸氏を失へることは、本誌の最も不幸とする處なるも、同氏は只だ編輯兼發行人たる名義を辭せられたるに止り、本誌の將來に對しては直接に間接に必ずや指導を賜はるべく、其雄文大論も亦屢々本誌を飾るあるべきことは、吾人の堅く信じ、深く望む處なり。

終りに臨み、同氏が當部に入られてより玆に五春秋、日夕主となつて本誌の發展に盡力せられたる熱誠と其効果に對しては、世人と共に吾人深く之を肝に銘して忘れざる處なり。

大正二年一月

東亞同文會調査編纂部

# 敬告

正月九日、都下二三の新聞紙上に於て、宛も本會が主謀の地位に立ち、滿蒙獨立云々の狂策を劃せるが如き記事を見聞せり。然れども右は全然無根の虐報にして、本會は終始一貫、支那保全を以て唯一根本の主義方針となすのみならず、時局の發展に鑑みて更に一歩を進め、大に日華兩國提携の實策を提げて朝野に臨まんことを企圖するものなり。特に茲に之を宣し、一は誤報を正し、一は同志會員に敬告す。

正月十日

東亞同文會

大正二年正月十五日發行　「支那」第四卷第二號

# 目

地圖　庫倫略圖

（一）對支那政策要綱……無尊壺狂……一―九

（二）救亡二策……孫逸仙……一〇―一三

（三）ヴイサリング博士の支那幣制改革竟見……亞南……一四―一八

（四）東に於ける東亞同文會と西に於ける歐米各國支那協會等の活動……一九―二五

（五）中華民國第一年大事記……二六―三一

（六）北京政況及支那政黨の分野……北京通信……三二―三五

（七）上海に小銀行設置の急務……枳穀生……三五―三九

（八）上海に於ける米國公使……上海通信……三九―四一

（九）蒙古の形勢と露國保守派の對蒙觀……四一―四三

（一〇）露蒙協約議定書……四三―四四

（一一）西藏に關する英支の交涉……四四―四五

（一二）民國二年度總豫算案……四五―四七

（一三）捻虱談虎……四八

（一四）東部蒙古重要輸出入品及其貿易に就て……四九―五七

（一五）北支那の寶庫山西北部の亞麻仁……天津通信……五七―六三

# 次


(一六)山東省と日本品……芝栄通信…六三—六五

(一七)模範紡績工場設立の計劃……六五—六七

(一八)滿洲だより……大連朔北生…六七—六九

(一九)中華民國元年十二月中時報……七〇—九六

◎太官移動◎戒嚴令◎參議院議員選擧法◎衆議院議員選擧區劃施行法◎衆議院議員初選擧同姓名被選決定令◎省議會議員第一期選擧期日追加令◎衆議院選擧人及各議會選擧人總數一覽表◎同上選擧延期一覽表◎同上監督駐在地一覽表◎選擧に關する布告◎東三省國有林開放假規則◎參議院の休會◎蒙藏事務局◎袁總統の調査◎上海會審衙門臨時辦法◎阿片禁止法◎同抗議◎日支親交◎排貨取付四百万◎排貨嚴戒◎蒙古防備◎外蒙の露國兵◎西藏軍區◎陸總長排斥◎內蒙古旅行の護照停止◎北京附近喇嘛一覽表

◎日佛銀行と對支政策◎周總長の財政意見◎實業銀行の計畫◎上海公益稅◎茶酒稅の徵收◎稅卒輕減◎上海の現金取引◎一九一二年第三季貿易表◎滿洲大豆◎大連汽船會社◎大連戒克貿易◎天津の獸毛輸出◎科布多の支那人◎天津市況◎膠州灣追加預算◎長江沿岸測量◎特別電話架設◎津浦鐵道時間割及貨銀◎支那商船の外國旗揭揚禁止◎山東省の露國紙幣◎芝罘の柞蠶繭◎中華民國の紀念切手◎南洋の新日本

(二〇)內地消息……九六—九七

東亞同文會秋季大會記事——中華民國留學生總會館

(二一)支那問題の研究……九九—一一七

●支那の將來
●支那人に代りて日本人を嘲る文
●支那時局私論
●對支那外交眞相
●支那問題と日本帝國の國是
●民國承認の時期
●大正外交の方針
●日支同盟論
●日滿貿易發展に伴ふ金融機關增設の急務
●滿洲に於ける保護政策の必要
●南支那と日本

政治 外交 軍事 教育 財政 經濟 交通 社會

# To Our Chinese Readers

China has long been treated by the world as the "Senile Monster," and, again, has sometimes been called the "Hermit Kingdom," which sounds rather elegant, but is not without somewhat contemptuous meaning. To their astonishment, however, old China has resolutely started of late from her slothful couch with the freshness and vigor of young men in their prime, just like a young lion, springing from its den with its ferocious roar. But the work of revolution has been done in an unprecedented way. See! the five-colored National Flag is waving in the breeze so peacefully, so pleasantly, and so hopefully!

China is now making, both politically and socially, reform after reform, and improvement after improvement in perfect peace and with success. It my be said, therefore, that the reconstruction of the Far East is underway now in the truest sense, for the second year of the Republic will find the whole China in far better and happier condition, both politically and financially, than that which she has experienced in her history. It is our earnest desire and pride that China should be able to establish herself as a magnificient and powerful state before the suspecting eyes of the White and among the admiration of the whole world. It will do credit to not only the Chinese nation, but also to the all nations of the yellow race.

We are, from time to time, endeavoring to introduce things Chinese to the world at large, to bring the two nations, the Chinese and Japanese, into still closer and friendlier connection, to maintain the peace in the Far East and to develope the general interest of the yellow race. This little magazin is always an outrider of the public opinion of the two nations, and is devoted to the promotion of this object, and is open to any one who wishes to exchange views on the subject. It therefore welcome not only the views of the Japanese side, but also sincere opinions and useful reports of the Chinese Readers on this world-wide question.

N. Yamaguchi.

EDITOR OF THE "CHINA"

**The Toa. Dobun Kwai**

TAMEIKE TOKYO

# 庫倫略圖

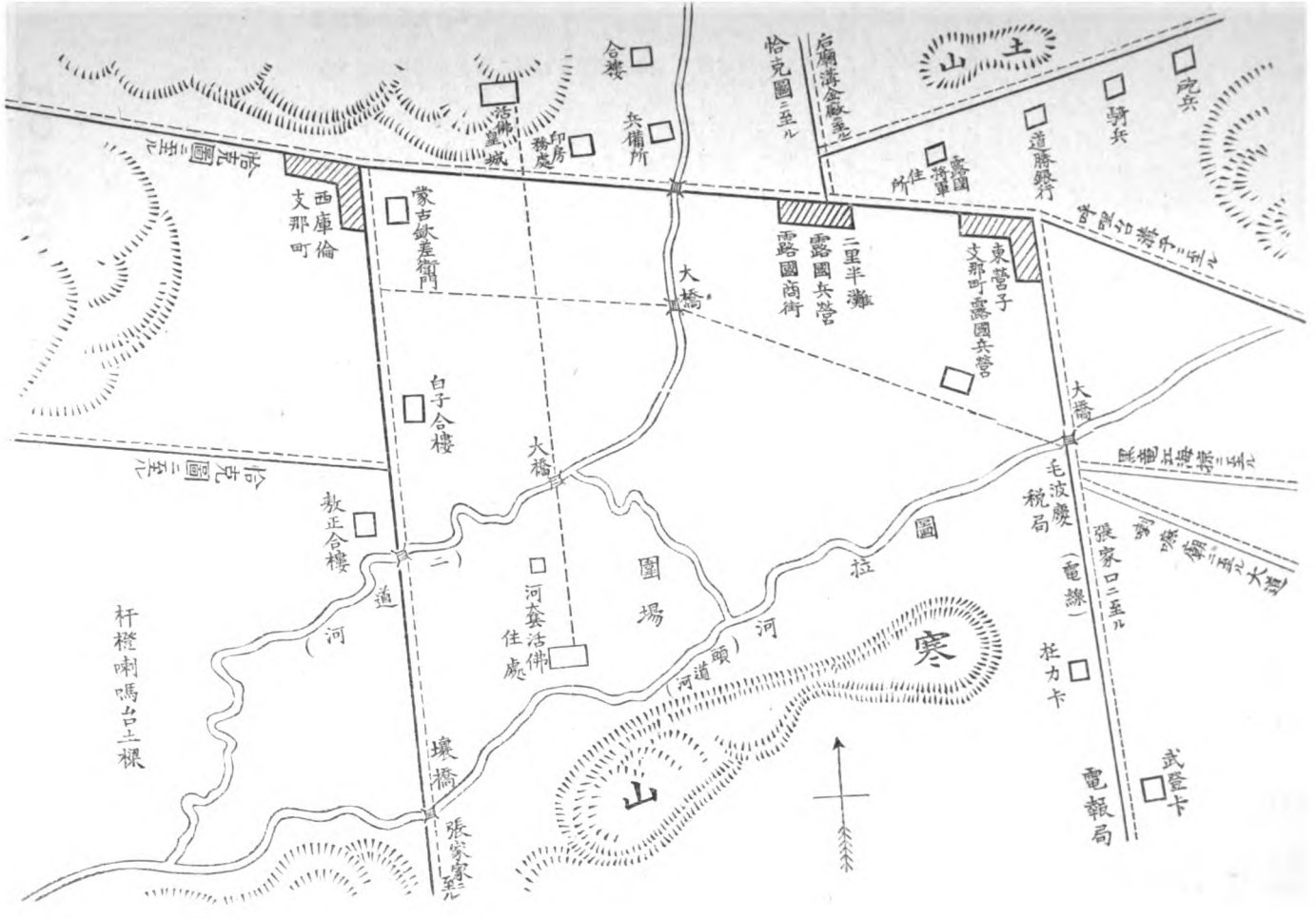
土山
合樓
活佛皇城
印房
兵備所
恰克圖三至ル
騎兵
砲兵
道勝銀行
露國將軍住所
露國兵營
二里半灘
露路國商街
東營子
支那町
露國兵營
西庫倫
支那町
蒙古欽差衙門
白子合樓
大橋
大橋
大橋
敖正合樓
毛波腰
稅局
（電線）
張家口二至ル
拉圖河
（頭道河）
寒
圍場
河套活佛住處
（二道河）
杆樘喇嘛台土樑
壩橋
張家家至ル
山
武登卡
電報局
拉力卡

庫倫は外蒙古北部の一都會にして土謝圖汗部に屬し、鄂爾坤河（オルケンコン）の會流する土拉河（トラ）岸に瀕す。此地は二河の區域に屬するを以て土地平坦にして最も寬濶とす。市區を分て二とす、一を蒙古人の居る處とし、一を支那人の居る所とす商業旺盛にして蒙古北部の咽喉たり。人口凡そ三萬餘あり。其大半は喇嘛僧徒とす。土人の生計は物貨の運搬を以て業となす者多く、餘は皆獸獵を以て生活を營めり。支那政府は此地に辦事大臣二名を駐派し、以て邊務を辦理し兼て恰克圖貿易の事務を管轄せしむ。此地は海面を抜く四千二百尺の高地に在るを以て氣候寒冷なり。周圍は山嶺盤繞し、深林密茂、野戰頗る多し。山嶺の最も名あるものを汗山と云ふ、大に山水の景致に富めり。土拉河は源を此に發す。露國領事館は土拉河の北岸一高阜の上に在り。

蒙古區には巨大なる圓形の佛堂あり。其結構甚だ壯麗にして屋上總て金箔を以て裝飾し、燦々として人目を眩耀す。又喇嘛の宮殿あり。其外觀は佛堂に異らずと雖も、壯美壯大遙に勝る所あり。活佛は達賴班禪の二大喇嘛に次で威靈あるものとし、蒙古人は大に之を尊重し、此地を以て西藏の拉薩に亞ぐの靈地となす。故に毎年夏季には蒙古の諸部より巡禮に來るもの頗る多く熱鬧極りなし。

元朝の故都喀喇和林（カラコーラム）は庫倫の西南十里、鄂爾坤塔米爾（オルコンタミール）の間に在りて突厥以來酋長建牙の地たり。

大正二年一月十五日

# 第四卷第二號

無尊壺狂君は其何人たるを知らず近頃「對支那政策要綱」なる一篇を寄せらる。縱橫の論議頗る鋭利にして、且つ識見力量大に觀るべきものあり。特に之を卷頭に收錄して諸者の一粲を博せんとす。（編者識す）

## 對支那政策要綱

無尊壺狂君寄

### 國策の大綱

對支那政策は先づ我國策に大綱を討尋し、之を經とし彼國勢を緯として決定せざる可からず。

一武力的領土侵略主義を排し、實質的民族發展主義を採るべし。

二大經綸を遂行するには充實したる國力を要す。今は平和政策によりて國本培養を圖るべき休養時期とす。

三支那大陸に於ては支那對列強關係の中間に立ち、支那に對しては列國の壓迫を防ぎ、列國に對しては其投資の保護に任すべし。

列國の支那に對する放資を歡迎す。蓋し放資多きに隨ひ我貿易を增進すべければなり。

### 支那保全

列國の支那に對する、或は勢力範圍を劃して分割を策し、或は門戸開放機會均等を唱へて保全を目的とし、今や亦保全と分割の岐路に彷徨するが如し。是支那研究の智識の缺乏と鑑識の精到ならざるが爲め、能く其眞相に徹底せずして形影に追隨するに由る。我邦に於ても亦動搖の窮極する所分割に至らずんば止まざる可しと速斷し、之に對峙するを以て我政策と爲さんとするもの、如し、果して支那前途は分割の運命を免れざる乎。

一、主として其政治財政の現狀、民度の貧弱、人物の缺乏より見れば列國分割の場合に抗する力なしと雖も、列國の勢力利害相互に交錯牽制し、其範圍境域の協定に困難なり。

二、革命は民族的自覺を喚起したり。故に假りに分割境域の協定せられ、一時列國各兵力を以て平定し得たりとするも、永久に亘る平時の行政に於て此氣勢を鎭壓するに多大なる費用と苦心とを拂はざる可からず。抑も列國の其民族移殖の餘地なき支那に臨むの目的は自國の過剩せる生產品を消費すべき市場の開拓と投資に對する利殖にあり。實質の打算を忘れて領土の擴張に熱狂したる時代は既に過去に屬す。

一小地點の割讓を求むるは、一朝事變に際し其居留民と利權を保護すべき立脚地を必要とするに由る。之を以て其志分割に在りと速斷すべからず。

三、支那民族は古來歷史文字慣習に於て統一せられ、江河の貫流によりて東西を連檣し、物資の疏通によりて南北を合縱す。戰國割據、三國鼎立、南北對峙も皆是過渡時代に於ける變態に過ぎず。支那の統一保全は政治武力を超越したる自然的要求にして必至の形勢なり。

又歷史は分立割據の一時と雖も平和を保つ可からず。漢民族にして統一の力なくんば他の强盛なる民族の之に代りて全局を征服平定すべき必要を敎ゆ。而して支那民族は其治者の異種族たるに關せず、依然其特質を維持し、其領土に儼存す、如斯にして亦保全せらるゝなり。

四、外藩分離は免る可からざる運命也。西藏蒙古の地は地理に於て支那本土と區劃せられ、民族文化慣習に於て全然別態たり。又政治的關係に於て滿洲朝廷の支配を受けたるも、漢人に對しては獨立の地步を占め、而して今次の革命は民族主義を標榜したるを以て外藩も亦其自主を唱ふるは蓋し當然の主張にして、之が背後には各特殊の關係を有する英露の後援を擁し、他の列國は之に干涉すべき辭柄と利害とを有せざればなり。

外藩分離を以て支那本土の分割を想ふは淺見なり。たとひ支那國民自から保全の能力なしと雖も其歷史的統一の感情、地理的統一の形勢、幷に列國利害の衝突は分割の共同保全の努力に比し、更に幾倍の困難紛糾を惹起すべきを以て、列國の均勢によりて共同監督の下に支那本土は保全せらるべし。

五、政局の動搖、財政紊亂の結果、外債の元利償還を實行し得ざるに至りて列國は各其利益を保護する爲め、鹽稅、海關、鐵道等の債權に對する擔保物件を差押ふべし。恁る形勢に至らば遂に分割を免れずとなすものあるも、是亦憶測に過ぎたり。既に分割の利害難易を衡量し、共同保全の要を認めば、此場合に際しても亦共同動作を以て其利益を保護し、且つ分割を制止すべき方法を講じ得べき餘地あるは、現に革命亂の爲め一時海關を列國管理の下に置ける實例を以て之を證するに足る。

外債元利償還年額五千六百餘萬兩に對し、海關稅は四千二百餘萬兩なるも、不足額塡補方法の如きは容易に案出せられ得べし、故に分割の危局を惹起すべき物件を差押ふる必要なし。

又鹽稅海關稅の如きは各種借款に對し、幾重にも擔保として提供せられ、其關係の複雜なるは分割の理由たらんよりも寧ろ列國を連繫するものなり。

六、支那貿易は我國力充實に對する最大資源たり。而して支那を保全し以て其利權を維持し、例國をして之に放資せしめ、我は之を貿易によりて吸收すべし。卽ち列國の放資は我商工業の振興なり。然れ共若し分割の場合には列國各割據域內に關稅制度を施行し、自國の生產品を保護すべき政策を採るべし、是れ我市場の縮少なり、乃ち分割は我が利益に反す。英露の勢外藩に發展するを機とし、我亦滿洲に於て進んで積極手段を採らんとするは、滿洲が漢人の移住によりて既に其實質の支那本土と同一の程度に開發せられたる事情を無視し、又日露の接觸以來幾多の外交案件によりて支那國民の耳目を集注し、其神經を過敏ならしめたる政治的感情を度外し、其結果の大局に波及すべき利害緩急を考量せざるもの也。如此研究し來れば、支那の將來は分割せられずして保全せらるべく、而して保全は亦我が國策に一致するものなりと斷ずるを得ん。

## 日支提携

革命當初に於て我朝野の一部には支那の政體變動の影響に付き頗る憂慮せられたれども、彼の君主制共和制は邦人の思想に映ずる君主制共和制にあらず、又泰西の政體觀念とも稍々趣を異にし、支那特有の思想に出づ。則ち君主共和兩者形式を異にするも、共に經典の理想とする民本主義也。而して其實質を云へば一種のボッス政治也。元首卽ち頭目は共和制にありては投票を以て國民の輿望を負ふと稱し、君主制には撥亂反正天命を享くと稱するも、必竟する所權宜の方便に過ぎずして、僅かに其繼承者の血統的たると然らざるとの小差あるのみ。人民の政治に對する觀念は形式の如何に抱はらず、治者なる意義を平和の保險者なりと解し、租稅は之が保險料として承認せられ、保險料の低廉は之を善政と稱して謳歌せられ。

滿廷廢せられて大總統を迎ふるも風馬牛關する所にあらず、唯希ふ所は善政にあり、平和にあり。賣買繁盛にあり。故に我が政策も亦政體の如何を問はず、又政柄を握る者の袁たると孫黃たると、抑も又其岑たるとに好惡する所あるべからず。張三可なり李四亦不可なし。凡て之を自家藥籠中に包容し、之を驅弄するの氣宇膽識なかるべからず。要之支那は支那として醜美善惡一律に呑吐し來りて之に和親指導の策を講ぜざる可からず我は支那に對しては此指導的關係を確保し、又列國に對して我が此地位を宣明するが爲めに特別協約を締結し、支那本土の故なくして他の侵略を受くる場合には援助を與へ、支那は之に對し、我よりして軍事顧問と政治顧問を入るべし。

協約の目的とする所は我が利權の獨占を趣旨とするにあらず、之によりて其の保全を保證し、大局の平和を擔保するにあり。夫れ支那の保全は天下の通義にして、列國の利益は之に一致し背馳する所なしと雖も、獨り露國の地理的經濟的關係は列國と、稍々其傾向を異にするものあり其南下の趨勢は列國の歩調を攪し、保全の大局を動搖せしむ。我より軍事顧問を入れて彼軍隊を訓練せしめ、聯計之を防ぐは彼我兩國幷に列國共通の利益なり。支那は之によりて以て其侵略を免れ、我にありては、一種の軍備擴張として之を利用せらるべく、列國は亦此平和の保證によりて各其利權を護持するを得べし。而して之が爲め或は日露の反感を顧慮する所あらん、然れども是れ露國を列國共同の班より排せんと期するにあらず、其省覺を促し、列國と同一の歩途に拉し來たらんとするにあり。且つ又蒙古問題を以て之を緩和し、其鋒を他に一轉せしむるは茲に外交の妙用機略の存する所なり。

支那外交の古來以夷攻夷を方針とし、譎詐極りなきを非難するものは我が和親政策も遂に宋襄の仁に過ぎざるを豫想すべけんも、外交手段の險辣譎詐は豈に支那のみならんや。政策の動搖は其自力を以て外を制するに足らざるに由る。而して我の彼に對する方針態度を顧れば亦是れ單り彼のみを責むべからざるものあり。和親的特別協約の締結は彼の國運の前途に曙明を寄與し、其政策の動搖を制すべし。

既に保全の大勢を洞鑑し、彼我和親の必要を感得せば、各方面に於ける諸般の問題も亦此標的によりて打算解決せられざるべからず。一時の形勢に執着し、局部の利害に拘泥することを戒め、共同の利害と大局の達觀に基かざるべからず、蓋し共同の利害は永久に兩者の關係を擔保し、大局の達觀は彼我の感情を疎通す。對支那政策の要領は歸着する所茲にあり。

## 滿洲還付

滿洲問題は日支和親の途に橫はる唯一の障壁たり。夫れ韓國の獨立は兩次の大戰に於ける我が旗幟たり。而して其結果たる如此。今滿洲の懸案を抱いて支那に臨み、之に保全と和親を叫ぶ、誠意の徹せざる、天下の之を信せざる、固より其所た

り。懸案の解決は對支那政策の前提にして、亦滿鐵と租借地の還付は我が國策の命ずる所なり。或は云はん國運發展の機勢は一寸を獲れば一尺を伸ばすべし、一歩も退轉を許さずと。是れ膠柱の說、俊傑の眼は時運の幾微に徹すべし、卷舒自在、彼の大海の潮機に察せよ。滿洲還付政策の根底は永久に我國民は正義剛健なる氣風を涵養し以て內は金甌無缺の國體を萬世に發揚し、外は世界の平和を擔當し文明を指導すべき國維を決定せんとする徹底主義に基き、朝野の識者に對して之が研究を強要すべき權威を有する問題なり。苟も國家に對する責務を覺知するあらば、熟慮審究以て勇斷果決すべし。大正維新の機は此關を透過するにあらずんば斷じて其展開を許さゞるなり。

## 財政方策

支那の危機は共和政體の適否、中央政府對各省政府との統一、若くは政治の優勝如何等の政治問題にあらずして、一に如何にして財政方針を定め、外資を輸入し、以て時局の急に應ず可き乎の問題に懸れるは論議を要せざる所、此問題にして其解決を得ば、政權の何人の手に屬するに關せず、政機は運用せらるべし。假ひ其間多少の波瀾を見ることあるも、政治的一階級の紛糾に過ぎず、支那全般の社會秩序は以て保持せられ、又對外交涉案件も自然に解決の方途を發見するに至るべし。而して本問題の解決も亦近く六國借款の協否によりて決定せらるべき時機に到達したりと雖も、其借款條件なるものは果して能く支那の現狀に適應し、其難問を解決するに足るや如何。

一、擔保物件たるべき鹽稅の現在收入四千三百萬兩は日本專賣局の實蹟に徵し、支那の民度に參照するに、既に過度に失す、稅法改正によりて增收を期すべからず。

二、幣制を確立せずして銀債を輸入せば銀價の騰落によりて前後莫大なる損失を生ず。

三、財政狀態は昨冬來革命亂によりて生じたる一時的救濟資金を要すると共に根本的缺陷卽ち幣制の不確立と外債の支拂及輸入超過に對する整調方策にあり。六億の資は一時を滿すには過大に失し、又根本的方法を缺ける結果は、右に入りて左に出で、散じ盡して剩す處財政の紊亂、金融の恐慌のみ、時局を一層の紛糾混亂に沒せん。

四、財政監督は支那人の自尊心を害し亦列國をして內政に干涉するに至らしむのみならず、監督と實績を擧げ得べきや頗る疑問なり。

六國借款の目的は時局の救濟と政治の改善に在るも、其結果如斯、是れ根本的缺陷に對しては何等の方法を俱備せず、且つ事情に適切ならざればなり。

一時の急は急なりと雖も之が將來に齎すべき結果に對しては愼重なる考慮を怠る可からず。須らく先づ根本的方法を案じ、

而して後之に基づき焦眉の要に應ずべし。幣制の確立と正貨の補充とは經濟缺陷に對する根本問題なれば、財政改善も之を基礎として研究せらるべく、六國團も亦其方策に向て貸與すべき也。仍て我邦は既に進行中の借款方法に代ふるに左の二案を提唱し、六國團の贊同を計り、支那政府をして之を採用せしむべし。

一、中央銀行を設立し、金貨本位制度を確定し、兌換券を發行せしむ。

六國團は其指名者を銀行顧問として聘用せしめ、業務全般の監督殊に兌換券發行に對し、嚴密なる監視を條件として支那政府に金貨三千萬磅を貸すこと。（借款擔保は鹽稅とし稅務監督を附するに及ばず）

支那政府は三千萬磅の内大借款成立後支拂の約ある延期外債利子並に外人に對する一時借入金を支拂ひたる殘額全部（以上の支拂は一千萬磅と豫定して可なり）を中央銀行に交付し、之を兌換制度の基金となすこと。

中央銀行の組織は政治と紛更なからしむるを期し、民間資本に由りて株式組織となすを原則と爲すも、現在の事情は之を許さゞるが故に、臨時の方法を以て官設し、急速開行し、民間資金の充實に隨ひ可成的速かに原則實行の方針を採るべし。

中央並に各省政府の出納は一切本銀行をし政扱はしむ。

二、鐵道院を特設し、之を他の政治機關に對し超然獨立の地位を保持せしめ、特別經濟に由りて全國幹線鐵道を國有主義を以て經營すること

布設資金は六國銀行團の引受を以て列國の市場に募集す。

會計長官並に會計檢查官若干は六國團の指名者を聘用すること。

純益金の中若干部分を六國團に配當すること。

法規を以て利益損失並に積立金に關する處分法を定め、利益は支那政府の一般會計に組入れ損失は其負擔たらしむること。

既設鐵道の經營並に之に連關する債務は均敷本院に繼承すべきこと。

列國の既得權は尊重せられ、其一方の同意なき場合には何等の變更を爲さゞること。

布設せられたる鐵道及計畫線路は資金に對する擔保物件たること。

右兩案を以て經濟財政の根本方策たりとする理由は

一、亂雜なる幣制を統一して金本位制を施行するの得策たるは、既に清朝時代に於て熾んに論究せられたりしも、當時國内流通貨幣は未だ今日の如く甚しく缺乏を告げず、加ふるに兌換基金たる金貨を得るに不利益なる事情とは之が斷行を妨げ、**ロベート・ハート**氏の金銀複本位說**ゼンクス**博士の爲替金貨說は準備時期に於ける中間政策として唱道せられたりき。然るに今日に至りては銀貨も亦非常なる窮乏を來し、國内流通額は恐らく一億萬弗に滿たざるべし。而して近く金

貨國より之に數倍の債額の輸入を要するに當りて之を銀に換算する不利を避け、直ちに基金として金本位を斷行し、現行通貨に一定の歩合を付して補助貨たらしむるに於ては些の困難を見ざる可きなり。只だ古來の因襲を改むるには多少の不便を感ずべけんも、革命の氣運は百事維新を歡迎する輿情によりて緩和せらるべく、乃ち財界多年の懸案を解決すべき絶好の機會と云ふべし、若し夫れ一度び此機を逸し銀貨を輸入することあらん乎、幣制改革の機は復た容易に來らざるべし。

二、一般財政之支出に對する收入の不足は新稅を起し、又稅制の整理によりて增收を計りて之を補はんことを期するも、百般弊害の根源は國民の不誠實なる氣習と官吏の奉公心の缺如に起因し其改習は一朝一夕の業にあらず。故に新に一事を企つときは數多の弊害亦之に附隨して生せん。百善を新にせんよりは一惡を除くに若かず、暫く舊制に進ひ、節約を主とし、不足は內債によりて之を補ひ、除ろに國力の充實、民富の增進によりて自然的增收を俟つ可し。稅制の整理は秩序の回復と國民氣風の革新に伴ふて斷せざる可からず。又內債は嘗て成功したる例なきも、是れ政府の民信を維がざると民間資金も亦空乏なりしに因る。今此兩案實行の曉は政府は民信を博するを得べく、且つ資金放上の結果國民亦應債の餘裕を生ずべし。而して國民の應債は政府の基礎を强固たらしむる一政策たり。

三、財政の紊亂によりて直接の影響を蒙るものは、支那國民自身なり。外人より之を見れば兌換制度の基礎にして確乎不動ならん乎、財政の金融市場に及ぼす波動を拘束緩和するの効力を有するが故に、其影響や比較的輕少なり。從來市場恐慌の直接原因は紙票の濫發に在り、兌換券發行の監視は財政金融に對する柄權たり、然れば財政の整理は支那政府國民の自覺と其實力の範圍に於て自から企畫する所に任し、六國團は此實柄を掌握するを以て思慮ある方法なりとす。支那政府としては中央銀行顧問の名義は、財政監督若くは稅務監督の如く其政治の獨立權能を侵害せられず、且つ兌換制度に外人顧問の干與するは兌換券の信用を維持するに有効なれば、財政監督に代ふるに銀行顧問を以てするは相互共に得策たるべし。

四、一時的借款は到底一時を濟すに過きず、繼續的に外資の招徠を圖り、對外正貨の權衡を補ひ其資金の普及によりて產業の振興、富源の開發を促進し、國富の充實によりて國家經濟に獨立を策立すべき方法としては、鐵道借款を起すの外他に實行的方法を發見せざるなり。然れども若し既成借款に准據するときは種々なる特殊條件を付帶し、列國各其投資區域に割據的勢力を振ひ、其勢の趨く所全局の決裂に至る、故に列國共同鐵道借款は最も此點に顧慮し、其弊患を豫防して借款の目的を充たし、反へて列國共同の利害關係を保全の計策に利用し、且つ政權爭奪の紛擾を其政界の部面に局限せんとす、卽ち政界の動搖に超越して保全の大計を確保すべきを期せり。

列國は特殊條件を得ずして投資を肯ずべきや聊か懸念する所あるも、銀行團の希望する所は取扱手數料の利益にあり、投資者は列國共同保護によりて却て安固なる利植法たることを會得すべければ、此懸念は杞憂に過ぎざらんか。又場合に依りては列國投資割合に應じ鐵道材料の或部分の買入特約或は割增配當法を設くるも可なり。

## 餘論

支那の前途を論ずるものは孰れも局部の形勢に拘泥し、全局の趨勢を揣らず、皮想の觀察に甘じて實務の審究を怠る卽ち彼政局の推移によりて立論するものは外勢壓迫の大潮を辨せず、外勢を認識するものは其民族性と地理的關係を無視す。南北對峙、各省分治の形勢を以て分裂を悲觀するものは、歷史的地理的天然の要求と其民族性を解せざるものなり。袁と孫黃の妥協岑の出廬を以て統一の基礎確立し、諸般の改革亦緒に就かんと樂觀するものは、其國勢の衰頽と外勢壓迫を顧みざるものなり。

外藩分離によりて列國分割を豫想するものは、列國政策の趨向と利害の衝突を審にせざるものなり。抑も國家隆興の氣勢は國民の元氣と人傑の指導に基づき、國家廢亡の運命は外勢の支配する所となる。漢民族の獨立强盛なる國家を建設すべき國民性は既に遠く唐末の時代に於て消磨せられ、宋代以降支那興亡の機は一に外勢の消長によりて決せらるゝに至れり。明の創業清の廢亡は之を漢民族の復活と云はんより蒙人滿人の衰亡と云ふの適切なるに如かず。而して之が原因たるや漢族特有の樂天的服從的性情と經典の現世的思想に基けり。則ち孔孟の儒敎は漢族に文化と秩序を敎たりと雖も、國民の精氣を去勢したり。治者之を治術に利用し、遂に今日の如き民族性を馴致するに至らしめたり。之を改習し、其社會國家を改造するには、新宗敎の活入によりて其根本的の覺醒に俟たざるべからず、是豈に容易の業ならんや。隆興の容易ならざること夫れ如斯、而して存亡の運命を支配すべき外勢や何如。

支那を平定する兵力を有するものは其財力を缺き、財力を有するものは其兵力を缺く。兩者を併有するものは地理的優勝を缺き然らざるも亦他の列國の異議を排するの力なし。卽ち勢力の權衡は一國の獨占を許さず、而して利害の衝突と支那の地理的民族的統一の形勢は又其分割を制することは既に之を云へり。於茲乎了然たり。共同保全の現勢に適應したる最良の政策たること。而して支那は之によりて覺醒の氣運を拘らへ奮起自强する所なくんばある可らず。我邦に於ても保全政策は亦國力充實の方途たる所以を解せば、我は支那對列國の中間に儼立し、保全の大局を維持し、支那を扶掖し其志を爲さしめ以て善隣の誼を爲すべきなり。若し夫れ將來隣邦の强盛は我國の發展を障碍するあらんことを顧慮し、今日に當りて其分割を希望するに至りては其論識

や一見豪壯の態ありと雖も、寧ろ其精氣の消衰を憐まずんばあらず。敵人長劍を以て我に對せば、我は一步を進むべきのみ。敵の强大に驚く勿れ、吾が恃む處如何を省すべし、苟も渾圓球上に國を建つ、正を踏んで懼れず、世界を敵とするも我志を扞げざるの意氣なかるべからず、我萬古不易の國體と五千萬の民衆、四面環海の形勢は以て我志を行ふに足れり。隣邦の富强は我富强なり、隣邦の文明は我文明なり、國運の發展は國土の廣大にあらず、一に國民の實力を基としたる正義剛健なる氣風の發揚に在り隣邦の富强を怡悅し、其衰弱を希むは既に其精氣の消衰を露せり、斷じて興國の氣運と相容れざるなり。分割論は羊心虎皮的計策にして、保全策は濶大剛正なる維新の大精神に基けり。我國民たるもの之を一部の對支那問題として看過せず、更に進んで我立國の根本的國是に闡明して以て我天職に自覺し來らざるべからず。

支那の民族性と國情に鑑み、列國大勢の高處に立つて其政局の現狀を瞰視すれば、政局の動搖は只是政局の動搖耳、政客の集散や政治の離合や、只是離合耳、集散耳其國勢とは何の交涉あるなし、何ぞ況んや大局に波及するものあらんや。共和の完成するも可なり、完成せざるも亦妨げず、形影に追隨して一喜一憂するもの彼狂人なり、狂人走ると雖も不狂人は須らく靜視冷考以て事相の落處を究尋すべし。

夫れ大觀する者達人也。時勢を知る者は俊傑也、能く大綱を把持し、大勢を透觀し、以て大機を制すべき也。

# 救亡二策

孫逸仙

竊かに聞く非常の變に遇はゝ當に非常の法を以て之に應ずべきなりと。今露國は我國共和の建設未だ全からず、金融恐慌の間にあるに乘じて我が蒙古を攫れり。常情を以て之を論ずれば我は今日外に對して抵抗の力なし、露國之を熟知するを以て敢て不逞を冒して之を行ふなり。我が國人は蒙古亡ぶれば我國亦危きを知れり。露國に抗することなくして屈辱の亡國たらんよりは、一戰露國に當りて壯烈の死を選ぶの勝れるに如かず。故に擧國一致死を除いて他なしとなすなり。既に民氣此の如く盛なるを觀る。實に以て亡を救ふに足らん。唯だ非常の策を出すの一事之を如何にすべきか、乞ふ政府國民の爲めに左に之を言はん。

第一策は紙幣を發行して以て財政の困難を解決すべし。

今日吾人の能く戰を口にする能はざる所以のものは一に財政困難なるが爲めなり、南北統一以來我は切りに外債によりて我金融の恐慌を救はんことを謀ると雖も、今日尙ほ彼の六國借款成立せず、若し戰端を開くが如きことあらんか則ち更に望みなからん。然らば則ち財政上より之を觀るに、戰を開くと否とに拘らず、財政問題の解決は一日を緩ふする能はざる次第なり。

余曩に革命を謀るの時に於ても最も此事に注意を拂ひ、以て之を以て革命首要の計策となせり。武昌義を起すや各省約せずして同じく起ち、北軍亦之に和し、淸帝退位、萬事順行、實に意想外の好果を收むるを得たり。されば預定の方略の如き、百中未だ一も施す所なくして民國の基礎略ぼ定れり。後財政は稍々困難の狀態に陷りしと雖も謂へらく是れ慣習の常理常法を以て解決せらるべしと。卽ち別に非常の事を行ひて國人を驚かすのことを爲さゞりき。然るに今日尙らずも外債未だ成らざるに露國蒙古を冒し、存亡の急若し非常の策を出すに非ずんば能はざるものあり。則ち之を提言する所以なり。

紙幣の革命とは何ぞや。現今金融甚だ逼迫し、世人皆思へらく我國の今日は昔日に比べて著しく窮乏に陷れりと。然れども實は之に反す。我が財力は故の如きなり。產物亦愈々多きを加ふるの有樣なり。而かも尙ほ人の金融恐慌を唱ふる所以のものは只だ貨幣の不足なるが爲めのみ。貨幣とは交換の媒介物にして貨財の代表物たるのみ。此代表物は商工業未だ發達せざる國にありては多く金銀を以てし、商工業の發達せる國にては紙幣を以てし、其國の貨物は四方に溢れ金銀を使用する國の千百萬倍も皆紙片を以て通貨となす。故に紙幣は往昔金銀が布帛刀貝の類を驅逐したる

如く、將來は必ず金銀を金融界より排除せん。是れ自然の進化にして勢の然らしむる處、理の當然なるものなり。余は今自然の勢を以てせず、人力を以て之を左右し、紙幣の發行流通を速かならしめんとするものなり。故に之を錢幣の革命と云ふなり。

錢幣革命の方法如何。曰く國家の法令を以て紙幣を制定し、從來の錢幣は悉く之を單に金銀たる貨物となすべきなり。國家の收支、市店の交易悉く紙幣を用ゐしめ、金銀を使用することを嚴禁すべし。其現に有する金銀貨は之を紙幣發行局に至りて紙幣に交換せしめ金銀のまゝ從來通り市場に流通することを許さず。此の如く嚴法を設くる時は紙幣は必ず立ろに信用を博し、流通亦阻害無からん。紙幣の流通は古今中外を問はず發行の初めに於ては形甚だ便なるが如きも利久しくして無限の流弊を生ずるものなり。而かも必ず天然の淘汰に遇ひて流通を見ざるに至るものなり。其原因は紙幣の本質が元來廉にして制し易く、金銀の價高くして得難きとは同日の談に非ず、故に紙幣にして一度其代表たる性質を失はんか、則ち一片の白紙と同じく、之を市場に流通せしむれば百害生ずる也。然れども金銀の百貨を代表するや、其百貨の代表たる性質を失ふとも尙ほ自ら金銀として價値を有し、之を市面に流通せしむるも毫も弊害なし。金銀と紙幣とは効用同じくして性質を異にす、故に流通の結果各々別あるなり。古人多く此理を知らず、從て法を設けて其流弊を防ぐ事なし。今吾人既に其理を明にす、防弊の法亦難しとせず、其法は當に兩種の機關を設くること異なり。

第一に專ら紙幣を發行するの機關を要し、第二に專ら之を回收するの機關を設くべし。紙幣の効用は百貨を代表するにあり、故に之を發行するに當りて必ず其代表すべき貨物を準備するか或は又人民之を負擔すれば紙幣則ち効力を生ずべし。今我國政府は每年租稅の收入三億萬あり。此の額丈け債券を發行し、該債券は紙幣發行局より紙幣を以て之を發行し、以て國家の度支に應じ、期に至れば稅務處は之を租稅として徵收し、紙幣回收局に於て之を取消すべし。此種紙幣は全く人民の負擔を以て其効力を生ずる源となすものにして、之を生幣と云ひ、回收局に於て回收の上無効となしたるものは之を死幣と云ひ之を燒失すべし。若し收稅の紙幣にして豫算の數を超ゆる時は贏餘の紙幣は効力尙存在し、再び市場に流通せしむるも毫も不可なきなり。

以上の如く國家の租稅を以て發行紙幣を保證し、社會通用の紙幣は悉く之を發行局より或は金銀或は貨物或は產業に對して兌換發行せんが、市場流通の紙幣は悉く他物を代表するの効を有し、貨物愈々多ければ則ち紙幣又愈々多く、其數多しと雖も毫も流幣を生ぜざらん。

發行局が紙幣を發行するに當りて代價として受取る貨物は之を公倉に藏し、公倉より直ちに發賣するか又は地方に轉送して發送し、其代價も必ず紙幣に非ざれば受領せず、又貨物と引換へたる紙發は無論死票となるものにして、之等死票は回收局に於て燒失すべし。此の如くにして循環息まざれば卽ち市面永久に金融逼迫の憂なく、紙幣又た流幣を

生ずる事無からん。誠に是れ一轉瞬間を以て全國財界の大活動となり、又た外債によるの要なき事となるの道なり。

國家非常のことあるに際しては國民の代表は非常預算を議決し、國民は之が負擔に任じ、或は稅額を增加して或は又揖輸を研究するの要あるなり。命令一下、紙幣發行局に於て數の如く紙幣を發行し、期を按じて回收局より之を收回す。若し揖輸每人二元とせば、全國に計算すれば、八億元也。若し金銀にて之を受領せんか必ずや此數に達せざるべく、若し紙幣を以てせんか必ずや行ひ易からん。故に政府は速に紙幣を發行せよ。夫れ中國の人は事あれば金銀を地中に死藏せんとし、外國の人は之を海外に竄らんとす。故に支那に於ては金銀を要する緊急の時に際しては金銀愈々缺乏し、窮上窮を加へ、各國銀行幷商等は之に乘じて遂に壟斷專權を振ふなり。人民は義憤に激すると雖も錢財を缺くを以て國家に報効の道なし。是れ實に支那の現況なり。錢幣の革命を斷行し、紙幣を以て金銀に代へしめんか、則ち國家財政の困難立所に去らん。社會の商工業亦必ず一躍千丈せん。此に因て此を觀るに、紙幣流通するも流幣を生せざること彼の如く、利益の大なること又此の如し。況んや刻下非常の變に際し、先決問題として財政の難關を切り拔の要あるに於てをや。熱血の士は政府の無能を罵ることを知つて其方策を考ふることをなさず、又其政府當路者の苦衷を察せざるなり。今は實に强隣侵併、中國瓜分の初めなり。徒らに大言壯語するも能く之を防禦し得べきに非るなり。實力非れば對峙する能はざるなり。宜しく政府と人民と同心同德、協力進行、錢幣の革命を行つて今日の窮を救ふべきなり。

政府が速かに立法を行ふべき事項は

一、造幣局を急設し、一元、十元、百元、千元の四種の紙幣を發行し、五十錢、十錢の銀貨及五仙一仙の銅貨を以て補助貨となし、其本位は日本に倣ひて金を以て定め、市場に於ける現在の金銀貨は一定の期限內丈け流通を許し期限後は之が使用を禁じ、犯すものは嚴罰す。

二、公倉工廠を設立して貨物又は工を以て兌換せんとする人民の便にす

三、紙幣回收局を設立す

右の如くすると共に一面人民の側にありても救窮會を設立し、錢幣の革命を鼓吹して政府の實行を助けしむべし。此事成功せんか金銀は變じて單なる貨物となり、金銀の流出は毫も經濟界に影響なき事となるべし。否寧ろ我商工業を發達せしめ、輸出は輸入に超過し、外貨は我に敵せず、外國の金銀珍寶は却て我に流入せん。而して我に於ては該金銀は既に之を貨幣として使用せず、故に我は更に之を器皿となし、或は又之を外國に貯へ、以て我が國際爲替の貨借を決濟せば、我は債主となつて其制權を享有し、我財政は一層の活動を示さんか。

第二策必勝の戰略を以て强隣に當り、以て我領土を保つべし。語に曰く能く戰ひて而して後能く和すと。惟ふに今日我は戰ふ能はず、故に露國は公然領土を侵す。若し徒に之と交涉を持續せんか、一切の仲裁は無効に歸すべき亦必せ

り。故に先づ第一策に照して財政の問題を解決し、然る後能く戰を口にすべきなり。而して戰へば必ず必勝を期せざるからず。然る後初めて能く和を口にすべきなり。屢々戰つて屢々敗るゝも士卒氣勢撓まさらんか遂に最後の一勝を博せん。之實に必勝敗れざるの策なり。己を知り彼を知れば百戰百勝す。今露國は常備兵百萬を有し、戰時は之を五百萬となすべし。我は現に練兵五十萬、外に無數の民兵あり。之を露國の現勢に見るに、六ヶ月以內に露國が五十萬の兵を出すことは難しとする處、我は則ち此期間に北滿及外蒙に向て五十萬を出すを得べし。六ヶ月の後又新練の兵五十萬を出すべし。然れども一年の戰にありては勝負本と知るべきのみ。只だ第二年に於ては我は兵二百萬を出し以て露國を滿蒙の野より驅除すべし。又た我が黑龍江沿海の地を復すべし。若し萬一第二年にも敗るゝとせば、第三年には我は兵四百萬を出すべし。若し尙ほ利を得る能はざる時は第四年目には兵六百萬を出すべし、則ち未だ勝たざるの理非るなり。此の如き間には露國は必ず財政の恐慌を生じ、革命の紛騷となり、我の乘すべき機會は益々多きを加ふべし。露國にして猶も屈せずとせば、我は第五年に於て大擧兵八百萬乃至一千萬を出し、直に莫斯科、聖彼得堡を衝かん。或は此の策戰計畫を以て實行不能のものとなすあらんも、そは單に條理を以て言ふの論たり。若し非常の方策とせば行はれざるの理なし。近世戰鬪の力は金錢を以て限りとなす。吾れ先に已に錢幣の革命を云ふ、則ち金錢の制限を受けざるなり。四億の民衆が各人工物力を以て千萬の兵に供給を計らば、五年の軍餉の如き優々餘りあるなるべし。

今之を實例に就て見るに、南アフリカの杜柯二國は五十萬の人口を以て能く五六萬の兵を出し、大英帝國に對して支持能く三年の久しきに渡れり。我れの千萬の兵五年の戰の如き、之に比して豈能はざるの理あらんや。又之を太平天國の亂に見るに、滿淸と戰ふ實に十六年兩軍出兵各千餘萬實に五六十年前迄は支那の戰爭は何れも三倍の長期三倍の兵數ありしなり。而かも當時人工物力尙ほ能く之を給せり。外債の如きは之を寸毫も仰がざりしなり。今日の盛豈之に及ばざらんや。殊に今日は擧國一致、之を昔日の人心に比ぶれば大に異るものあるに非ずや。

民國成りて既に一年、列國は互に相阻難して未た何國も公式承認を肯せず、蒙古一城の獨立露國先づ之を承認し各國之を怪とせず、嗚呼是れ中國瓜分の端に非ずして何ぞ。俯首以て瓜分の聲を聞くもの、誰か發奮強露に當り、一戰以て我國體の基礎を萬代に鞏めんとさざる。況んや民氣既に旺盛を極め、國體今や新にして戰へば必勝の道あり、戰はざれば必ず亡ぶるに至らんとするに於てをや。假令常の理を以て之を論ずるとも今日戰へば亦亡ぶ、戰はざるも亦亡ぶ、覇道强權に屈して亡びんよりは、人道公理に殉して斃れんのみ。況んや一戰獨り亡びざるのみならず、更に國光を揭げ、人道を衞り公理を世界に申ぶるものあるに於てをや。余は望む我政府、我國民、仁に當つて讓らず、毅然として非常手段を取り、先づ幣制を改革して而る後作戰の計を立てられんことを。

# ヴイサリング博士の支那幣制改革意見

亞南生

凡そ支那幣制問題の如く內外に喧しく且つ複雜なるものは無し。外國人に取りては殊に不便不利なること多きを以て、曩きにはロバートハート及びゼンクス兩氏の之に向て解決を下さんと其意見を發表したるあり、今亦ジー、ヴイサリング博士は長大なる意見を呈出せり。之を我國より見るに、支那幣制の如何は我貿易に至大の關係を及すこと他の何國と雖も其比を見ず、而かも我朝野は未だ曾て根本的に之が研究解決の案の立てしものなし、況んや奮て之が改革の業に當らんとするものに於てをや。余は切に外務省及大藏省に向て專門家を派して之を考察せしむることを望むと共に、有力なる銀行家又は實業家も亦深く之を考量し、敢て民國有志と計りて理論よりも實際に改革の先鞭を着けられんことを祈りて止まず。

ジーヴイサリング博士はジャパ銀行の頭取にして、一九一一年の頃支那政府の幣制顧問たりし人なり。其兄ダヴルユー、ヴイサリング氏は一八七七年既に支那貨幣論を公にしたるが、今亦其難事業は令弟によりて繼がれ、同じく支那貨幣論の名を以て堂々たる意見書を起草せられたるを見て、吾人は實に其兄弟相携へて此難問に向て熱心研鑽せらるゝの一事を嘆稱して措く能はざる所あり。博士の新論は總數二百十七、分て第一卷及第二卷となし、第一卷に於ては支那幣制改革の階段を論述し、第二卷に於ては金爲替本位に就て各國の實例を引き之を詳論せらる。惜むらくは之を公刊せられず、又た本誌に於て之を譯載するの餘地なし。余は左に其要綱のみを列擧し、金爲替本位に關する詳論の如きは之を他日に讓るとせん。

## （一）支那幣制改革の順序

之を第一期、第二期、第三期に分つ。

**第一期　當面の改革過程**

一、新幣制の基礎として金貨本位を確定採用すること。
（茲に所謂金貨本位は金爲替本位制による）

二、中央兌換券發行銀行を設立すること。換言すれば從前の大清銀行を一層有力に全國の中心たらしむべく再開することなり。

三、帳簿上の貸借及讓渡には凡て新制金貨本位によりて記入すること。

四、外國爲替銀行及支那銀行並に銀行家等に協力を乞ひ右金貨本位を以て其帳簿に應用すること。

五、新制金貨本位を以て銀行券を發行すること。

六、右銀行券に對して金の準備を備ふること。

七、右準備基金管理の法を制定すること。

八、最後に右銀行券を法貨たらしむべし。

九、貿易のバランス及支那に對する支拂のバランスに付き深く研究すること。

**第二期　政府の組織一層完全となり、其信用大となれる場合**

十、代表貨幣及補助貨の重量、純分、合金の割合等を定むること。

十一、右代表貨幣及補助貨を鑄造發行し。

十二、同時に之等貨幣に對して準備金を備へ、又た之が管理の法を定むること。

十三、事情に依り金貨を鑄造發行す。又た場合に依りては或種の外國金貨を一時法貨として流通することを許し、一時金札を發行すべし。

十四、無制限の法貨としては

イ、右金貨及金札

ロ、代表銀貨

**第三期**　最後の事

十五、舊貨幣を漸次に一掃すること。

## （二）新鑄すべき貨幣

| 種類 | 總重量（瓦） | 純分 | 純分重量（瓦） |
|---|---|---|---|
| 金貨 | | | |
| 二十元（單位の二十倍） | 八、〇九九七四 | 〇、九〇〇 | 七、二九七六六 |
| 十　元（同十倍） | 四、〇四九七 | 〇、九〇〇 | 三、六四八三 |
| 銀貨 | | | |
| 二　元（單位の二倍） | 一七、〇〇〇 | 〇、九〇〇 | 一五、三〇〇 |
| 一　元（單位） | 八、五〇〇 | 〇、九〇〇 | 七、六五〇 |
| 半　元（單位の二分の一） | 四、七五〇 | 〇、八〇〇 | 三、八〇〇 |
| 二十仙 | 一、九〇〇 | 〇、八〇〇 | 一、五二〇 |
| 白銅貨 | | | |
| 十　仙 | | | |
| 五　仙 | | | |
| 銅　貨 | | | |
| 二　仙（必要ならば發行す） | | | |
| 一　仙 | | | |
| 五　厘 | | | |

（總重量及合金等は後に定むること）

元、仙、厘と稱せるは假りの名にして、兩錢分とするか又は他に名稱を改むるかは未定なり。

右の中二十元十元の金貨と二元一元の兩種銀貨を以て無制限に使用し得る法貨となす。

元來博士は現今支那に於て稱する元（略ぼ我一圓に相當す）を以て少しく高き單位なりとの意見を有し、博士の茲に揭げたる一元は凡そ現今の元の二分の一に相當するものにして、精密に云へば一オンス二十八片の銀にて庫平一兩の三分の一に相當するものなり。

現今支那には一文錢（一厘錢）通用し、卷煙草一本三厘とか白湯一合一厘とか云ふ取引あり、又た少しく地方に行けば此種一厘錢のみを使用す、然れども博士は最低貨幣を五厘とし、尙此五厘さへ他日必ず不要の時來るべしと暗示せらるれども、余は不幸にして一厘錢さへも不要となるは、未だ容易に來らずと信ずるものなり。但し實際各地方人と

雖も其不便には少からず迷惑し居るものなれば、新幣制に於ては斷然一仙又は五厘を以て最低貨幣とするは蓋し其當を得たるものなるべし。

博士の計算は頗る詳密なるものあれども茲に之を略す。博士の所謂二十元は我十圓金貨又は米國の五弗（半イーグル）に相當す。而して博士は金貨は之を鑄造するよりも寧ろ金塊の儘之を準備として金札を發行すべしとの意見なり。

博士は又た其所謂代表貨幣（トークンコイン）に對して金貨の準備を必要とし、代表貨幣の眞價と公稱價格との差より生ずる利益金を以て之に充て、之等の基金は初めの中こそ其二割五分位を流用し得るのみなれども、十年を出でずして五割以上も他に流用し得ることゝなり其結果は鐵道の建設又は公債の償還等に約九百萬磅を融通し得べしと唱へつゝあり。

新貨幣が額面價格を以て通用すべきや如何。地方によりては打歩割引の陋習に出づるやも知るべからず。此點に關して深き注意を要すとなし、其陋習を橫行せしめざる爲め代表貨幣は勿論各種補助貨等も其公稱價通りに通用せしめ先づ租稅手數料の納入、關稅、郵稅、鐵道賃銀、其他公に關する場合に於ては凡て嚴重に之を守らしめ、以て其舊習を一掃せざるべからずと。

舊貨幣は暫時の間は勿論新貨幣と併存せんも、政府にして若し、

一、出來る丈け舊貨幣を回收して新貨幣に改鑄すること。

一、公の取引には凡て新貨幣を用ゐしめ、舊貨幣に對して些少の不便利を與ふること。

の二事を敢てせんか、蘭領殖民地に於ける成功の歷史は再び支那にて繰り返されんと。

## （三）幣制の現狀と金爲替本位

博士は曰く、支那幣制の現況を詳細に解說し、各個の場合、各個の事實に付きて一々之を研究し、以て其改革に達するは最大重要の問題なるも、此の如く一々零碎的に研究することは、觀察愈々深くして問題益々困難となり、果ては絕望を嘆せざる得ず。然れども改革者の進むべき道無きにしも非ず。抑々本問題は例へて曰はゞ恰かも無數に沼澤ある地を排水すると同じきものにして、其一つの沼一つの澤に付て各々溝渠を穿ち以て排水を企つるが如きは倒底不可能の談にして、須らく愼重なる考量の下、能く其位置を撰定し、深く且つ大なる運河を開鑿し、是等無數の沼澤をして各自に此新運河に向て其流水口を發見せしむるに如かず、或は直ちに之に流入するものあるべく、或は少しく躊躇するものあり、或は容易に來らざるものあらん。されど若し頑強に構へて新運河に來り會せざらんか、其究極する處は自ら乾枯するの外なかるべしと云ふにあり。

博士は實に支那幣制の根本的改革を斷行せんとするものなり。只だ其手段が頗る婉曲なるのみ。博士曰く、之を要するに其最も注意すべき點は改革されたる新貨幣は、現在の通貨と併存し、其併存の時期の何時終るかと云ふが如きは全く不明にして、漸次に舊來の各種通貨の一部分又は其全部を吸收し、同化するにあり。其吸收し又は同化する速

度の如きも亦或は自然の作用により、或は法の強制により緩急遲速あるは勿論なり。

又曰く第一の問題は支那が果して現今の銀錢制度を採用し姑息の改良を施すか果た又た之を撤廢するかと云ふにあり。現今の制度の便益と認むべき點は法律上の干渉又は監督なくとも自ら其地位を保ち、銀塊のまゝにても又鑄貨にても、單に其眞價に於て到る處に通用力あること是なり。然れども假りに之を銀本位と稱せんとするも、その名に恥ぢさるの制度たらしむるには尙少しく研究を要し且つ立派なる銅貨の補助貨を要すべし。現今に於ては銅の銀に對する相場は彼の官界商界の熱心に防止策を廻らすにも拘ず、需要供給の法則は遠慮なく其差を大ならしめつゝあり。故に支那は現に銅と銀と二個の本位を有するものなり、其結果は名狀すべからざる混雜を生じ、人をして餘りに其放任主義なるに驚かしむるものあり。而して此自由にして獨立せる銀も亦自ら非常なる不便の下るあることは世人の熟知する處ならん。其金貨國との貿易に於て、金銀比價の差が常に激しく動搖する爲め、從て貿易額の不平均は常に預測の外に出で、取引は之が爲めに不安を感じ、且つ大取引を爲替の危險に曝すは不利なりと逡巡するもの少からず。又報給等も確定する能はず、一般に憑據するに足るの豫算さへ之を造る能はざらん。

是等の事情を見るものは、たとへ將來一個の金貨だに實際に流通することなくとも、現今の支那が世界の文明國に倣て金本位制を採用すべき必要ありと斷言するを憚らざるべし。

然れども支那の現狀を以てしては全然金本位制を採用すべしとなすは無理なり、又は不必要なり。第一日常の取引に金貨の價は餘りに大なるのみならず、事實充分に之を流通せしむることも困難なり。茲に於てか金爲替本位に想到するものにして、海外に金を準備し、金貨の計算に於て代表貨幣を通用せしむるの法なり。而して此種の方法を採用し、現に其實行し得べきことを證したる例は甚だ多し。

尙當面の手段措置としては、此金爲替本位に達するの階段として、支那は先づ數年間は代表貨幣さへも使用せずして過さゝるべかず。只だ金貨本位の一の單位丈けを定め置き、各種の銀行券、銀貨、銅貨等を現存の儘となし、最も防害少き進路を選み善良に且つ周倒なる注意を以て進むべし然らば久しからずして代表貨幣を使用するに足るの基礎成るのみならず、支那人の如く利害の打算に鋭敏なるものは直ちに現今の如く不安定なる交換の媒介物卽ち銀塊による取引を捨てゝ代表貨幣を欲するに至らん。

次に此過渡時代に於ては如何なる本位を以てすべきかと云ふに、無論止むを得ざる現象として、一面に於て金爲替本位を提唱し、他面に於ては從來の銀貨本位を併用し、只だ前者を以て漸次に後者に代る所あらしむべきのみ。

（此獨立せる兩本位の存在は之を復本位制と混ずべからず）

彼のスマトラ及ボルネオに於て和蘭の行へるが如き其一例にして、一八七七年初めて新單位を定めて代表貨幣を發行し、幾多の種類の銀貨と立ち交りて併存せしが、一九〇七

年より同八年に掛けて全然之等の雜種なる外國貨幣を驅逐せり。其結果も頗る良好にして、貿易上にも好影響を及ぼしたり。現代支那に於ても亦先づ金貨本位による單位を定め、次に之に相當する代表貨幣を鑄造し、從來の銀銅貨を並び通用せしめ、漸次に之を驅逐せしむるには實に止むを得ざる權宜の借置たり。

英領ギネア及日本の現制にては單位價格に相當する貨幣なく、紙幣を以て之に充當す。之を紙幣單位又は理論上の單位と云ふを得べし。彼の有名なるアムステルダム爲替銀行がギルダー紙幣を發行し、後にハムブルグジーロー銀行のバンコマルク及び其ジーローシステムの如き皆然り。而して嚠々たる効果を收め國際貿易とに於てさへ流通せり。

支那は現に理論上の單位を以て日常の取引を行ひつゝあり。例へば兩の如き、又海關兩の如きも帳簿上の單位なり此の如く歷史的又は地方的に理論上の單位にて取引する支那に於ては、前述の如き所謂紙幣單位を實行するが如きは極めて易々たることなるべし。

## (四)　中央銀行と紙幣の發行

前述の法を實施する第一着手として中央兌換銀行の設立を要す。中央銀行は其兌換紙幣發行權を政府より賦與され其權利は排他的なるを要す、換言すれば他の各銀行をして兌換紙幣發行の權無からしむることなり。其組織は各國の國立銀行又は類似のナショナルバンクと云ふべき中央銀行なり、全く商業的基礎の下に立ち、獨立したる地位を有せざるべかず。但し政府の定めたる法律に從ひ、又た或程度迄は政府の監督權に從ふべきことは勿論なり。而して支那に於てはリーダーの地位に立ち、他の銀行は其內國銀行たると外國銀行たるを問はず之に倣はしめて新單位を以て帳簿上の振替及計算をなさしむるやう誘導することを要す。

次に紙幣の發行は中央銀行の爲すべき最初の事業なり。技術上より云ふもはた又た紙幣には番號を附する點より見るも紙幣を鑄造することは貨幣の失れに比して遙に困難なり。故に早くより紙幣を發行して市場に流通せしむるも毫も差支なし。而して紙幣は新單位を以て發行し、其額面價格を維持する爲め第一に海外に於て金の準備を完全にするを要す。又た此準備金は全然兌換の用に供すべく決して他に流用せしめざることにも注意するを要す。

準備金は單に金にのみ限らざるべし、銀行の債權、短期公債、割引手形は金に換算せられ、擔保附貸附金も亦之に加ふることを得而して之れ實に銀行の無準備發行と等しきものにして、實際銀行の運轉資本の一部となるものなり。支那に於ては純然たる金準備は發行額の五割迄減することを得べしとのことなり。但し五割は餘りに少しとなすものなきにしも非ず。

# 東に於ける東亞同文會大會と西に於ける各國支那協會等の活動

支那事情を研究する有志の團體としては、各國各々之を有せざるもの稀なり。殊に極東問題と離るべからざるの關係を有し、百般の事に關して大なる發言權を有するの國は何れも有力なる機關を備へつゝあり。現今其の最も名あるものは、露國に在りては帝立地理學會あり、獨逸には獨逸東方協會あり、佛國亦支那會あり、又彼の河内（ハイ）に東洋學會を特設して之が研究の中心たらしめ、英國には彼の有名なる支那協會あり、米國には亦支那協會あり、我國にては東亞同文會を推すを得べし。而して列國の對支那研究は日を追ふて益々盛となり、愈々實際に向て突入しつゝあり。然れども列國に於ける各種の學會又は協會を見るに、其主なる事業は無論支那事情の研究にあるも、其目的とする處は只だ極東に於ける自國の地位及利益を向上發展せんとするにあり、然らずんば學術界に覇を稱せんとするにあり。切言すれば自國政府の極東に對する政策に向て大なる援助を與へんとすること是れ彼等の唯一の目的なり。我が東亞同文會と雖も亦支那事情研究を第一の事業とし、我が政府の對支那政策に向て貢献せんとする等の點に於て毫も彼の泰西の諸團體に後るゝものに非ず。されど特に我が東亞同文會が彼等の間に介して一異彩を放つ所以のもの二あり。一は人才養成の爲めに東京及上海に學堂を設立し、日華兩國人の子弟を教育することにして、他の一は現實に日華兩國の提携を策し、兩國の親善を計るの一事なり。こは實に兩國の地理上歴史上又人種上等の密接なる關係より生ずる自然の結果ならんも、今日の場合吾人は兩國親善の途に一歩を進めんとする爲め、特に此點を注意せずんばあるべからざるなり。客歳本誌最終號に於て吾人は之を痛論せり。果然東亞同文會秋季大會に於て我清浦副會長は之を述べて

曰く、

今夕は汪大人幷に胡瑛氏の來臨を得たるは予の感謝して已まざる所なり。胡瑛氏は少壯有爲の政治家にして民國の建設には尠からざる功勞ありと聞けるが、今親しくその風丰に接することを得たるは予が最も愉快とする所なり。從來日支兩國の關係を說くに同文同種若くは脣齒輔車等の語を以てするの常なるが今日は此の如く巧妙なる辭令を交換するの時期にあらず之を事實たらしむるの時期なり云々

と挨拶し次に汪大燮氏は

余は從來數次東亞同文會の招待を受けたるが、今夕の如く我民國の名士と一堂に會して高說を聞く事を得たることあらず、此の如きは畢竟日支兩國の關係が日に益々接近し來れるの表證として共に大に慶賀せずんばあらず、清浦副會長の說かれたる如く、現時における日支兩國の關係は單に巧なる辭令を交換するの時期を經過して之を事實たらしむるの時期に達せり、予も其玆に至らん事を希ふや切なり云々

と陳べ終りに胡瑛氏は

予は今より七年前貴國に遊學して種々の敎訓を與へられたる事あり。然るに今回來遊に際し東亞同文會が貴國朝野の諸名士と弊國人十餘名とを一堂に會せしめて敎を請ふの機會を與へられたる事は予の衷心より感謝する所なり。抑我民國が革命の事業を遂行するに就ては貴國に負ふ所最も大なり、只今淸浦副會長の陳べられたる如く、今日は日支兩國の關係をして巧妙なる辭令に委し去るべき狀にあらずして之を實際的ならしむるの時期なり。斯く多數の日支兩國人が一堂に會して互に意見を交換し、以て意思の疏通を計る事を得るは亦兩國の關係の漸く實際的たらんとしつつあるものといはざるべからず。而して今後弊國は國家の進步發達を計るに就て益々貴國と接近し貴國の援助を請はざるべからざれば何卒弊國將來のため助力せられん事を望んで已まざる也云々

又以て當夜の光景如何を察するに足るべし。當夜根津幹事長は病を推して演壇に立たれ、左の如く同文會の現狀を報告せられたり。

## 東亞同文會秋季大會事業報告

幹事長　根津一氏

本年の春季大會以後に於ける本會事業の概要を御報告申上げます。例に依りまして內國と支那とに二大別して申上げます。東京に於きまする調査編纂部の事業に就きまして、會報は本年の一月から支那と云ふ名義に改めまして、段々內容にも改良を加へ、毎月二回づゝ發行し來つて居ります。今度の支那大革命の影響としまして、日本內地の人も一般に支那思想が勃興して參りまして、支那の事情の研究を始めることが盛んになつてきましたので、成べく廣く會報を世人に見せ、支那の事柄を研究する資料に供したら宜からうと云ふ考でございまして、評議員會を開きまして其議決に依りまして會報を廣く販賣すると云ふことに致しました。其結果東京堂と云ふ書肆に託して賣ることに致しましたが、爾來段々購讀者も增へて參りまして、今日では出版部數が千八百部に達して居ります。尙ほ編輯部にも新しい人を加へたり、支那の各地から通信を取る方法等も色々研究を加へ、又雜誌の編輯上等に於ても段々改良を加へると云ふ考で現に今、其ことを努めつゝあります。それから出版のことに就きましては、支那年鑑を本年八

月出版致しました。是は新聞でも御承知の如く世間で頗る好評を博しまして、第一版は忽ち賣切れると云ふやうな次第でございました。そこで直ちに第二版を出版し、之も最早殘り少なになつて居ります。第一版の分は大概日本人の方に捌けましたが、第二版の方は支那人が能く買ひに參ります樣な次第で、支那の方へぼつ〳〵行くと云ふ場合になつて居ります。それから此支那年鑑の出版に就きまして、販賣上の便利の爲めと新聞へ廣告をしまする廣告費でも取つたら宜からうと云ふやうな考から致しまして、支那年鑑に廣告を取つて見ました所が意外な眞結果を得まして、千五百圓以上の廣告料が集まりました。それを以て種々なる廣告料其他の費用に充て大なる便利を得ました。是は新なる經驗でございました。それから出版物に就きまして、上海にありまする南京博覽會の出品協會からの依頼に依りまして、南京博覽會出品調査報告と云ふものを出版致しました。是は千四百頁ばかりの大冊の物で、六百五十部ほど會で出版して發送すると云ふ勞を執つて居ります。それから支那政治地理でございますが、是は上海の書院に於きまして大村教授が擔任致しまして數年かゝつて編纂致しました、昨年の暮愈々出版すると云ふ場合になりまして相談が纏りましたが、あの革命の結果と致しまして制度の上、數字の上に變化を生じましたので、それを訂正する必要が起りまして其後出版を見合はせて今訂正に從事しつゝありますから、來年の二月頃にでもなりましたら訂正が終りまして、其終り次第出版をすると云ふ場合になつて居ります。調査編纂部の事業に就きましては是丈に止めまして、其次は東京同文書院の事業でございます。東京同文書院の支那留學生に於きましては、革命亂の影響で大多數支那へ歸つて仕舞ひました。本年の春季大會の時の御報告の場合に於きましては僅か四十名ばかりで、其後夏になりまして十三人だけ卒業致しました爲に誠に僅かな數になりました。所が此九月頃から又再び來會しまして、爾來續々やつて來て、現在では百五十名以上になつて居ります。それから東京同文書院の附屬として立つて居ります目白中學部に於きましては、諸事順當に進みつゝありまして、現在の學生數が二百四十人に達して居ります。東京に於ける事業の狀態は斯の如きものでございまして、それから御承知の如く支那の經營と云ふことは益々大切なるを加へて來ました今日に於きまして、支那の事情を國民たる者は最も審かにして置かなければならぬ場合であらうと思ひます。然るにあゝ云ふ大變のあつた跡でありまするからして、各府縣に於きまして支那の情勢と云ふものに對してはまるで眞暗になつたと云ふ始末で、隨分分らぬやうなことで、彼を知り己を知つて始めて經營施設の案も起るのでございますが、支那の方のことが隨分分らぬやうになつては、支那經營と云ふことに向つて誘導の仕樣もないと云ふ次第でございまして甚だ遺憾の次第で御座いますので、同文會に於きましては各地に多數の人を派遣する便がございましたから、之に調査する問題を二十箇條ばかり持たしてやつて實地に就て詳しい調査をさせまして、其報告を綜合し、尚種々の研究を加へ、其結果を齎しまして支那の現在及未來の大勢に就き普く全國各府縣を遊說すると云ふことの計畫を立てまして、十一月の初めから幹部の人が手分をして若干縣づゝ受持ちまして、沖繩、宮崎を除くの外は各府縣殘らず歷說致しました所が、到る所縣廳、商業會議所、市役所が聯合で懇切なる世話をして吳れまして、會場の設備、聽衆の集め方等、誠に能く行屆いて世話をして吳れまして、各府縣に於きまして少くも五百人、多い所は(鹿兒島の如き)二千人以上の聽衆が御座いましたやうな次第で、其談話はどうしても三時間は掛かつた長講演でございましたが、其三時間の長講演中にも殆ど退席者と云ふものなく、終まで眞面目に聽いて居つたと云ふやうな有樣でございました。それに依て見まするとと云ふと、支那と云ふ事柄に對して國民が一般に考を持つ、卽ち支那思想が盛んに起つて來たと云ふことの認めが出來ます。あとに於きましては傍聽筆記を各種の新聞に揭げまして、地方の新聞のことでございますから數日に亙つて連載して、縣内の新聞を讀む人々に紹介して吳れたと云ふやうな譯でございます。此大遊說は時機に投じて、國民一般の支那に對する所の見方を統一すると云ふこと、又支那思想を喚起すると云ふ上に就きまては相當なる効果があるものと認められました。それから會員のことに就きまして御報告申上げます、本年の春期大會後入會しました新入會者が八十三名、死亡並に退會の爲に減じた人が六名、現在の會員總數が千八百四

十一人、之を分けますと

| | |
|---|---|
| 外國客員 | 八五人 |
| 同名譽會員 | 七 |
| 同終身會員 | 一〇 |
| 內國客員 | 四〇 |
| 內國會員 | 八一三 |
| | 九五五 |
| 計 | |
| 內國支部會員之部 | |
| 京都 | 二二一人 |
| 弘前 | 五七 |
| 廣島 | 五八 |
| | 三三六 |
| 計 | |
| 支那支部會員之部 | |
| 上海 | 三三一人 |
| 漢口 | 四九 |
| | 三八〇 |
| 計 | |
| 朝鮮支部會員之部 | |
| 京城 | 二八人 |
| 仁川 | 三八 |
| 元山 | 一七 |
| 釜山 | 六三 |
| 木浦 | 二四 |
| | 一七〇 |
| 計 | |
| 大計 | 一、八四一 |

會員の狀況は斯樣なものでございます。

是より本會の事業の最も主要なる所の上海東亞同文書院のことに就て申上げまするが、東亞同文書院に於きましては春季大會以後院務は總て讓定の通りに進行致しました、六月末日になりまして卒業式を擧行し政治科九人商務科五十四人、合せて六十三人の卒業生が出來ました、此卒業生等の就職に就て、是はいつも心配致します最も重いことでございまするが、昨年の革命亂の跡でもあり、一時商業界は中止したやうな狀態もあつた次第でございまするから、就職の片付き方がどうであらうとかと心痛致して居りました、然るに昨年に劣らず就職の申込が多數でございまして、卒業式を擧げる迄の間に既に其就職の申込が卒業者の數よりも八名ばかり超過して居つたと云ふやうな譯で、卒業式を擧げると同時に悉く皆片付きました次第で、殊に父就職した向き〳〵も有望なる大會社、若くは有力なる個人商店へ參つたと云ふやうな片付き方でありました、是はどう云ふ原因で景氣が好かつたかと云ふことを調べて見まするに、昨年來の革命亂のやうな變時に出遭つた爲に、支那語に通じ支那の事情に通じて居ると云ふやうな所からして、他の出身者に比べて見まするに云ふと、さう云ふ場合に働く、活動上の技倆が一層能く認められたと云ふやうな次第で、成程支那の仕事をするに就てはあすこの卒業生を採用したら便利であると云ふやうな感を一般に惹起しました、其爲に斯樣に就職の賣れ口が好かつたと云ふ次第でございます、書院としては誠に仕合せでございました、それから八月の下旬に於きまして新學生八十四名を全部東京へ招集致し重要事物の見學に從事しまして、愈東京を出立しやうと云ふ四五日前に於きまして、上海に俄かに虎列刺が大流行致して來ました、上海の各醫者から新學生のことを心配致して、出發延期の事柄を忠告して參りました、上海に開業して居る醫者が殘らずでさう言つて參りました、それを押切つて渡つて行きまして、若し多數の虎列刺に罹つて斃れる者でもあつては、父兄に對しても甚だ相濟まぬ儀と存じまして、上海へ入込むことは延期すると云ふ考を執りましたが、併し折角集まつたものを歸鄉させると云ふと復た集り惡い、又た前年東京同文書院の寄宿舍を借りまして上海出發を延期して授業をして居つたことがありましたが、東京の學生の惡感化を多少受けました感がありました、其苦い經驗に鑑みまして東京へ置くことだけは見合はせやうと云ふことに致しまして、矢張り讓定の通り東京は出發しまして、途中は名古屋へ一泊、京都へ一泊、大阪へ二泊、神戸へ一泊、同じく重要物の見學を致しまして、神戸から直ぐ船で長崎へ行きまして、長崎に上陸して、鹿前

の大村に滞在してあすこで臨時講習所を開きました。午前の間は授業をする、午後は海水浴を致して、三週間ほど滞留して居りました、特に肥前の大村を選んだと云ふ次第は、氣候は好し物價は廉し、風俗も良し、旅團司令部があると云ふ此四つの便利がありましたので、旅團司令部では旅團長副官始め熱心に世話をして吳れました、突差にして寄宿舍なり教場なりも出來、中學が直ぐ側に在りました爲に、中學の講堂も使ふことが出來たと云ふやうな次第で、費用も上海に居つて暮しますのと比べて、さう大した餘計の費用を使はずに濟んだと云ふやうな次第でございます、餓かに途中で滯在して開いた講習としては請率好都合に參つた次第でございました。新學生は九月の二十九日に上海に到着しました、二日ほど休んで直ちに敎授を開きました、それから舊學生も日本へ歸朝して居つた者も揃ひまして、十月一日から全部新學年の授業に掛かつたと云ふ次第でございます。それから七月の初めから第三年生は例に依て支那内地に向つて大旅行をやりました、いつも此旅行は書院として一の大なる事業となつて居りますが、殊に今年は大革命の跡の支那一般の狀況を廣く知ると云ふ上に就ては、是非とも之を決行したいと云ふ考で苦心して漸く其財源を作りました、さうして其旅行に就きましては平年の調査の外に、今年は特別に革命後に於ける現在の狀況を詳しく知ると云ふ爲に、二十箇條ばかり問題を出しまして、八十二人の學生を十一班に分けて十一方面に向つて旅行をさせました、さうして或方面に於ては百三十日位掛かつて旅行した所があります、少くも八十日位掛かつて調査させました、調査の結果あの大變化のあつた革命後の情勢に就ては、成程大勢に就ては斯うであらうと云ふ斷案を下す上に於て大なる便利の資料を得ました。此度全國大遊說を致すに就きましても、此調査の資料が、支那の現在やら將來に就てのことを、各地方の人達に話をする便利なる材料になつた次第でございました、本年の旅行は格別さう云ふ平年に無い所の一つの神徒を加へ得た次第でございます。東亞同文書院の事業の狀況に就きましては此位のことに致しますが、尙いつもの例に依りまして支那全般に就ての新しい狀況を御報告申すべきでございますがそれは此問會報にも支那の現在及未來の大勢と題しまして詳しいものを掲げて置きました、尙ほ遊說に參る爲に其講話の速記を印刷致しましたものを評議員及其他の諸君にも一部づゝ呈上致して置いた次第でございますから、此れに就きまして御報告に代へて御覽を願ふことに御願ひ申上げますことゝ致しまして今日は是丈けに止めて置きます。

## 英國支那協會大會

英國支那協會は毎年一回其大會を開くを例とせるが、本年も亦去る十一月五日倫敦メトロポール、ホテルに於て一九一二年度大會を開催せり。會長タウンセンド氏は同會の事業を報告せる後、支那の現勢に就て曰く「現在に於てさへ支那事情は混沌暗迷を極む、焉ぞ能く之が將來を卜するを得んや」と。然れども同氏は實際的の方面に於ても頗る有益なる報道をなし、能く支那と外國との間に親善融和の道を開くに足るものあり。又支那の正當なる要求を指摘せり。例へば曰く六國合同の目的は實に支那をして自ら其運命を開拓するに適當なる手段を得せしめんとするものなり。啻に開拓の手段を旋與するに止らず、進んでは支那を保全し之を誘導するものなり。是れ卽ち銀行團の義務にして且つ利益とする處なり、彼の公債の手數料の如きは第二の問題なり云々。氏は又た他面に於て支那に警告を與へたり。該警告は氏の衷心なり出でたる苦言にして、決して支那人を恨み、又は之を罵らんが爲めに非ず、曰く、若し支那人が其常に云ふ所の中國は中國人の中國なりと云ふを頑強に循とし、列國の勢力を無視し、列國の補導を排除せんとするが如きことあらんか、其結果は自ら衰滅に向て進む

と異らず、國運の進歩の如きは夢想にも期する能はざるべしと。

東亞同文會秋季大會に於て駐日代表汪大燮氏及青海屯墾使胡瑛君等の來賓ありたるに對し、英國支那協會の大會にも特筆すべき珍客ありたり。珍客は民國の人に非ずして獨逸の將軍なり。卽ち前の膠州灣總督トラッペル將軍及びサーフランシス、ヤングハスバンド氏は特に招かれて同會に出席し、恰かも東に於て日華兩國は如何にして親善提携の策を實行すべきかを論ぜる如く、ロンドンに於ても亦如何にして東西を連結すべきかを盛んに研究せり。

獨逸の東方協會は此度初めて其代表者を英國の支那協會に送りしものにて、トラッペル將軍は實に英國支那協會の招待に應じて此任に當れるものなり。同將軍の出席は實に當夜の偉觀にして、將軍が其熱烈なる口調を以て、兩協會は有効に一致共同せざるべからずと述ぶるや、拍手の音は暫し堂を動かして止まざりき。而して將軍は更に聲を勵まして曰く、兩協會は其團結したる力を以て支那に對するの要あり、今次の革命は支那人の懷疑を破り、其心理狀態を一新せんとするものにして、支那は西洋文明を採用するに當りて尙一層の努力を要し、且つ正確に之を消化せざるべからず、而かも支那固有文明上の美點は之が爲めに決して棄脚すべきものに非るなり云々と。

然り矣、實に列國の對支那政策、各團體の對支那事業は之を以て的標とし、範圍とすべきものなり。而して後始めて其貿易上の目的を達するを得べきなり。

ヤングハスバンド氏も亦略ぼ同樣の意味の演說をなしたるが終りに曰く、歐洲に於ける此種の代表的協會は今や漸く活氣附きつゝあり、然れども余は望む、支那は餘りに深く之を注意して、其結果猜疑心を以て之を見るに至らざらんことを云々。

尙ほ上海のデーリー、ニユースは英國支那協會に付いて論じて曰く、理論と實際とは漸次に一致するの傾向あり、就中トラッペル將軍の提議の如きは支那問題解決の根本となるものなり。支那は西歐の力を借らずしては進む能はざるものなり、大に西洋の補導に依賴すべきものなり、此點に於て英國支那協會は從來取り來りたる態度を一變し、更に多く支那に對して爲すべき事業を發見せざるべからず。過去にありて支那の外國貿易に最も盡力せるは商人と共に多數の外交官領事官たり。換言すれば政府なり。然れども時代は遂に變遷せり。極東と西歐との交通は一大速度を加へ來り。最早外交官等の手は要せざることゝなれると共に、一方に於て支那協會の如き團體の任務は著しく加重し來れり。敎育家及宗敎家の諸團體が各其領域を有して進むべき餘地大なる如く、支那協會等も亦實業界の方面に一層發展するの要あるべし。實業界の方面に發展するとは例せば支那の經濟事情を調査して實業家の案內者ともなり、又合同企業等の相談役ともなることなり。商業上の競爭は一層激甚となれり。而かも商業道德は勢ひ下りつゝあるなり。革命に依て刺激されたる幾多の實業家は續々として支那に向はんとし、其來るや支那の風習とは反對の行動を敢

てし、既に近時に於ては若き支那には好ましからざる異樣の歐風米雨到る處にあり、古き道德と新らしき自由とは日本に於て經驗せる如く、今や支那に於ても大衝突を開始し、支那に於ける外國人、支那に對する團體等は、須らく此新舊衝突の間に立ちて長を取り短を捨て、誤らざる方向に之を導くの責あるべし。

## 米國支那協會其他

米國にも亦一の支那協會あり、先頃會長ルイ・リキングストン・シーマン氏は書を大統領に送り、支那政府の承認は速に之を行ふべし、若し之を遲延するが如きことあらんか、之が爲めに支那の發達繁榮は阻害せられ、支那領土の保全は維持し難きことゝなるべし。米國の輿論が如何に支那政府の承認を望むかは、今春國會が全會一致を以て卽時承認を議決したるに見るも略ぼ明なり。政府が今日に到るも猶ほ決行するを憚るは、六國借款問題の爲めに英佛獨露日の爲めに遮阻せらるゝに因るなきか云々と質問的建議をなし、米國外務省は之に對して政府は國際法及其慣例の許す限り速に承認を與ふるの意思を有すと答へたり。從來米國政府が取り來りたる方針は、新政府が被治者の一致によつて確立し、其新政府は國際法上の義務を履行するに足るの能力ある此二事を以て承認の許否を決せり。一八八九年ブラジル國王退位して新共和政府が設立せられし時の如き、リオ・デ・ジャネーロ駐劄米國公使は、ブラジル國民の多數が共和政府に贊同するを待ちて正式の承認を與ふべしとの訓令を受け、この事實の明確となりし時政府は事實上之を承認せり。葡萄牙の革命に際しても亦ブラガ大統領の政府が議會を召集し、議會が共和政治を宣言せし時、米國政府は直ちに之を承認せり。恐くは支那に對しても之等の先例を踏襲すべく、支那が國會を召集し、公然共和政治を宣言し、正式に大統領を選擧したる時に、米國政府は公式の承認を與ふべし。現時の國務院の如きは、一般國民の選擧せるものに非ず、故に承認の時期は未だ到達せざるなりと。

更に又た米國には米支正義同盟會なるものあり、去る十月同じく書を米國政府に送り、支那の革命運動は既に終熄を告げたるが故に、米國は公式に之を承認せよ、支那の共和政府は神聖なる主義に準據して建設せられしものなり、米國が自由平和の基礎を確立せると毫も差違なし云々と。

近頃米國下院議員ベーコン氏が同じく支那政府承認案を下院に呈出したりとは桑港電報の傳ふる處なり。

佛國支那協會も亦佛支提携の急なるを論じ此程北京に其支社を開き、佛國公使コンチー氏及國務總理趙秉鈞氏は共に其大會に臨み、コンチー公使の如きは自ら政治經濟教育問題に關する協會の目的を演說せり。

# 中華民國第一年大事記

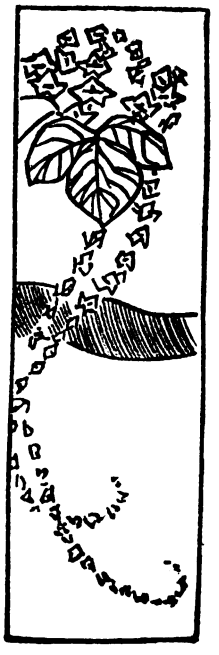

## 內政

▲孫逸仙の歸任　孫逸仙は一月一日南京に於て假大統領の任につけり。臨時政府成立。

▲唐の講和使辭任　唐紹儀は伍廷芳の講和談判に於て袁の依囑に反したる同意を與へたりとて一月二日辭任せり。

▲滦州軍隊の獨立　一月二日滦州第二十鎭の兵士獨立を宣言せり。

▲袁の授爵　北京朝廷は　步答艱難なるや特に袁世凱を一等侯爵に封せしが、袁は屢辭封を上りて之れを受けず。

▲中華民國聯合會　章炳麟、唐文治等の主唱により一月三日上海に於て中華民國聯合會成立大會開會。

▲岑春煊の電奏　一月十五日岑春煊は速に共和政治を布かん事を電奏せり。

▲參議院成立　革命軍政府の參議機關たる參議院は各省よりの代表者の選出を得て一月廿八日南京に成立大會を開けり。

▲國民協會成立　二月初康誥、王潛其他の徒により國民協會成立せり。

▲清廷の退位　革命軍の勢威漸く振ひ、講和談判の容易に進捗せざるや、清廷は遂に二月十二日を以て遜位の上諭四道を發し、此に清廷三百年の社稷は滅びたり。

▲清廷優待　清廷が時勢の日に非なるを見て退位を決行するや、中華民國新政府は特にこれを優待する事とし二月十三日の臨時政府公報を以て其優待條件八條を發し其尊號を保持し四百萬兩の歲用を給する事とし、併せて清皇族及滿蒙回藏各族の待遇條件を發布せり。

▲新大統領選擧　孫の辭位後二月十六日を以て南京參議院は大統領選擧會を開き、全會一致を以て袁世凱を選擧せり。

▲共和促進會成立　劉澤熙、籍忠寅、錦鴻胎等十數名の發企を以て二月下旬共和促進會成立せらる。

▲統一會成立　唐在禮、王賡、劉洵等の主唱により統一會組織せられ二月二十三日北京に第一次集會をなせり。

▲武昌の內訌　二月二十七日夜武昌に於て孫武一派と其反對黨との軋轢の爲內訌を生せしが、事なく平定せり。

▲北京の掠奪　二月二十九日夜袁の手兵たる第三鎭の兵士北京に於て掠奪を行ひ、其餘波は天津、保定等にも及びしが、三月二日に至り鎭定せり。

▲袁の南下拒絕　新任大統領は南京に於て就任すべしとは革命軍の强硬に主張せし所なりしが、袁はこれを喜はず數次拒絕の旨を通せしが、北京掠奪事件の爲遂に沙汰止となれり。

▲袁の大總統就任　袁世凱は三月十日を以て北京外務部迎賓館樓上に大總統就任式を擧行す。

▲約法發布　新民國の憲法たるべき臨時約法は三月十一日を以て發布せらる。

▲袁歡迎正使入京　袁世凱を南京に迎へん爲蔡元培正使として唐紹儀王兆銘の東道により三月二十八日北京に入る。

▲新內閣成る　袁世凱　大總統就任後頻に閣僚の物色中なりしが、遂に其選定もなり三月二十九日南京參議院はこれが選擧を行ひ、梁如浩の外總て原案を可決し、此に新內閣成立せり。

▲南京留守府　南北統一し政府が北京に移るにつき南京には南京留守府を設け留守府條例七條を發布し、黃興を留守使に任命せり。（四月上旬）

▲參議院開院　北京に於ける參議院は四月二十九日開院式を擧行す。

▲五族聯合會　支那領土內の五大民族親和の目的を以て四月下旬北京に於て五族聯合會發企會開會せらる。

▲參議院委員選擧　參議院にては五月二日各常任委員の選擧を行へり。

▲留守府裁撤　南京留守府の存置につきては種々反對ありしが、黃興が强つて辭職を請へる爲遂に五月下旬これを裁撤せり。

▲國旗制定　新民國の國旗は參議院の議決により制定の上六月十一日發布せり。

▲新服制成る　新民國の男女服制制定せられ六月上旬其發布を見る。

▲唐總理の出京　唐總理は政局紛糾の爲六月初天津に下り政務を見ず、六月十七日を以て五日間の休暇を許され、同時に陸徵祥國務總理代理を命せらる。

▲總理更迭　賜暇中なりし唐總理は遂に六月二十七日に至り依願免官となり、二十九日を以て陸徵祥總理に任命せられたり。

▲閣員更迭　唐總理辭任と共に交通總長施肇基も辭職して海軍總長劉冠雄これが兼任となり、工商總長を陳其美も依願免官となれり。

▲都督任命　從來革命戰爭中より都督の職にありしものに對し、七月十二日附を以て袁總統は正式にこれを任命せり。

▲閣員再更迭　同盟會派の各部總長たる熊財政、至司法、蔡敎育、宋農林の四人は七月十五日を以て依願免官となれり。

▲各部官制通則　七月十八日各部官制通則二十條公布せらる。

▲東三省都督平權　七月十九日の大總統會を以て東三省都督を奉天都督と改稱し、吉黑二都督と同等の權限となす旨發布ありたり。

▲新閣員の任命　辭任せる財政、司法、敎育、農林、交通各部長の後任は七月二十六日を以て任命發表を見たり。

▲國會組織法　八月十日を以て國會組織法二十三條公布せらる。

▲衆議院議員選擧法　衆議院議員選擧法も八月十日を以て制定公布せられたり。

▲國民黨成る　同盟會統一共和黨、國民共進會、共和實進會、國民公黨の五政黨は合併して國民黨を組織する事となり、遂に八月二十五日北京に於て其成立大會を開けり。

▲陸總長彈劾　八月二十八日參議院に於て陸總理彈劾案を附議す。

▲新禮制發布　參議院の議決を經て八月下旬を以て男女の新禮制を發布せり。

▲袁の政綱發表　袁世凱は九月十七日其八大政綱を發表せり。

▲陸總理の辭職　陸徵祥は參議院の攻擊に遭ひ辭任の意を決し九月二十一日を以て免官となれり。

▲新國務總理　陸總理辭任の後袁世凱は內務總長趙秉鈞を國務總理に推薦し參議院亦これに同意し、九月二十五日を以て其新任を見るに至れり。

▲趙總理の施政方針　趙總理は十月三日參議院に於て其施政方針を說明せり。

▲勳位を授く　袁世凱は十月初旬を以て孫逸仙黃興以下の革命に功ありしものに、大勳位、勳一位、勳二位の榮位を授け其他にも勳章を與へ又陸軍上中少將衔等を與へたり。

▲革命紀念祭　十月十日武昌に於て革命起義紀念祭を擧行し、各省の代表者等多く來會す。

▲蒙古王公會議　蒙古王招撫の爲十一月初長春に於て蒙古王公會議を開き北京より張錫鑾出席す。

▲外交總長更迭　外交總長梁如浩は露蒙協約の成立後責を負ひて十一月十二日辭任し、其後任には陸徵祥の任命を見たり。

▲國籍法　民國の新國籍法制定の上十一月十八日を以て公布せらる。

# 外交

▲庫倫の獨立　活佛は外蒙古を率いて獨立し遂に三月中、袁に對し活佛を皇帝とし松壽哥汗を內閣總理大臣にする旨を通告し來れり。

▲バタビヤ事件解決　バタビヤに於て支那人和蘭官憲の爲に虐待を蒙り爾來兩國政府の間の懸案たりしが、五月に至り蘭國政府は謝意を表し此に解決を告げたり。

▲片馬問題　かつて外交上の問題となりし片馬事件は、英國が六月頃より又々片馬經營を始めし爲喧しき問題となれり。

▲西藏問題　英國公使は八月三十日袁總統を訪問し、西藏に關する抗議を申込み、且支那の宗主權のみを認むる旨を通せり。

▲中日記者招待會　總統府秘書梁士詒は袁の旨をうけて十月二十六日日支兩國在北京の記者を招待せり。

▲露蒙協約　十一月三日庫倫に於て露使コロストウイツチと活佛との間に露蒙協約四條の締結を見たり。

# 軍事

▲革命軍の北伐　南方革命軍の北伐軍は一月十四日上海を發し十六日芝罘に入れり。

▲武將の共和陳請　二月初段祺瑞、姜桂題、段芝貴、等の武將連名を以て清廷退位を要請す、其清廷の退位決行につき力ありしや云ふを須ひず。

▲蘇州の掠奪　四月二日暴兵蘇州に於て掠奪を行ひ被害少なからず。

▲海軍新編制　民國成立後五月に入り海軍の新編制を行ひ第一、第二兩艦隊を組織し各其所屬を定めたり。

▲北通州の兵變　八月三十日夜北通州の敵軍且變を發せしが難なく平定せり。

▲天津の軍警衝突　九月一日天津に於て滙軍と巡警との衝突ありしが、大事に至らずして平定せり。

▲武昌の兵變　九月二十五日午前二時頃張振武の殘黨武昌に於て事を擧げんとせしが、計畫早くあらはれ事なく平定せり。

# 借款

▲革命軍の大金借款　南方革命軍は財政難に若しみつゝありしが二月初遂に滬杭甬鐵道の上海楓涇鎭間を擔保とし三百萬兩の借款契約成立せり。

▲四國借款進捗　北京政府と四國團との借款交涉進捗して二月二十一日前渡として二百萬兩を交付す。

▲白耳義借款　大借款進行中三月十四日白耳義シンジゲートと百萬磅の借款契約成立し、四國團は大に支那の不信を怒る。

▲六國團成る　四國團より借款加入の勸告をうけし日本は三月二十日を以て、露國亦これについで加入を承諾せし爲此に六國借款團成れり。

▲漢冶萍合辦否決　漢冶萍公司の日支合辦案は漸く進捗し草案の提結を見るに至りしが、三月二十二日上海に開かれたる株主總會に於て否決に決せり。

▲スコダ借款成立　天津市場救濟の爲に起りし漢國スコダ借款三百萬兩は三月下旬に至り成立せり。

▲開灤炭山合併　開平及灤州の兩炭山は一月二十七日合併の假契約を行ひ三月二十一日に至り正式に合同し、四月一日より新公司の事務を開始せり。

▲白耳義借款中止　白耳義借款は四國團の强硬なる抗議により四月二十七日に至り前渡金のみにて打切る事とす。

▲國民捐主唱　借款交涉容易に進捗せざるや南京留守府主として五月初より國民捐を主張す。

▲銅官山借款　安徽省にては六月中銅官山を擔保とし三井洋行と二十萬元の借款契約を締結す。

▲漢口新市街借款　漢口新市街建設資金の借款は初め南洋支那人との間に締結せられんとせしが、後萬國ロバート、ダラー商會と二百五十萬磅の借款假契約締結せられたり、然かも遂に其實行に至らざりき。

▲浙江省の借款案　浙江省にては財政窮乏の爲、六月分獨逸クルップ商會と六百萬馬の借款契約を締結せんと交涉を起せり。

▲クリスプ借款突發　八月三十日の倫敦電報は一千萬磅のクリスプ借款が、倫敦に於て締結せられしを報ず。

▲八分利公債　國內にて八分利附一億萬元の公債を募集せんとし十一月初これが規則を制定發布せり。

▲六分利公債　同六分利內國債二億元を募集する事に十二月中旬參議院を通過せり。

## 交通

▲瓜徐鐵道布設計畫　蘇路公司は四月中瓜州徐州間に鐵道を布設するの計畫をなせり。

▲郵稅引下　支那新政府は四月二十二日より印刷物書籍及貿易見本品の郵稅率を引下げたり。

▲電報料改正　交通部は五月中電報料の改正を行ひ從來の料金より一般に引下を行へり。

▲吉琿鐵道計畫　五月中施肇基宗敎仁、王正廷主唱して吉林、琿春間に鐵道布設の計畫をなせり。

▲山東河南鐵道　山東省議會は八月十七日山東省兗州と河南省河南府の間に鐵道を布設するの案を可決せり。

▲孫と鐵政事務　孫逸仙は北上後盛に鐵道の布設を唱道しつゝありしが、遂に九月九日を以て全國鐵路事務の全權を委托されたり。

▲吉長鐵道開通　吉林長春間の鐵道は十月二十二日より全部開通せり。

▲川漢鐵道國有　川漢鐵道會社と交通部と交渉の結果十一月二日川漢鐵道國有契約を締結せり。

## 個人

▲端方追悼　四川鎭撫の爲に赴き中途賊手に斃れし端方に對し一月八日附追悼の上諭下る。

▲孫逸仙の辭任　南京臨時政府成立後臨時大總統たりし孫逸仙は清廷の退位決せし後二月十四日を以て辭表を提出し其要職を去れり。

▲竹允の孤忠　竹允は清廷退位後も陝西にありて、獨り共和を承認せざりしが、遂に軟化せり。（三月中）

▲孫逸仙の來漢　孫逸仙は四月九日汪兆銘以下の隨員を從へて漢口に赴けり。

▲徐世昌の東遊　徐世昌は七月五日陸宗輿を卒ひ日本に遊ばんとして出發せしが、途中滿州に於て桂公、後藤男に會見せしのみにて、病氣と稱して大連より引返せり。

▲モリソン顧問となる　袁世凱は外人の有力者を民政の顧問と爲さんと先づモリソン氏と交渉の上、遂に七月下旬に至り契約成れり。

▲張振武殺さる　武昌の革命に功ありし張振武は八月十五日北京に於て官憲の爲に殺され、大に時論を喚起せり。

▲孫逸仙の入京　袁より北上の懇請を擧ばし孫逸仙は八月二十五日芝罘、天津を經て北京に入れり。

▲岑春煊起つ　屢促されて起たざりし岑春煊は福建に於ける內訌鎭壓の爲遂に九月下旬に於て起ち福建に赴けり。

▲梁啓超の歸國　久しく我國に亡命したる梁啓超は十月十五日天津に著し後入京して袁總統等とも面晤し天津に卜居する事となれり。

▲黃興の入京　黃興は袁孫の懇請により陳其美と同伴の上九月十一日入京し、十月十五日迄滯京せり。

▲孫文の渡日　孫逸仙は十一月十三日上海發渡日の筈なりしが遂に延期する事となれり。

▲胡璞の來朝　十一月二十日來東。

# 北京政況及支那政黨の分野

十二月九、十五日　北京通信

借款問題及び蒙古問題は已に久しき間の大問題也。共に前清時代より繼續せる問題也。清朝を顚覆して代れる中華民國の爲政者が今日此等諸問題の爲に七顚八倒するは當然の徑路也。雖然此の次突如として露蒙協約の發現するや北京政府は今更の如く震駭し、人心は激動し、輿論は沸騰し、中華民國の前途益々暗黑なるが如きを目睹しては、轉た同情に堪へざるもの無きにあらず。露蒙協約發現以來茲に一月餘、此の間中華民國の內政外交上に惡影響を及ぼせる事は言を俟たず。見よ燒眉の急に迫れる大借款問題を始めとし、憲法問題、國會問題、承認問題等此等諸大問題の解決を阻害しつゝある事決して少からざるなり。然而して露國の態度は已に動かすべからざるものもあるべく、民國の人心激昂し、輿論沸騰すればする程內國の秩序は整頓する能はざるのみ。此の難局の間に立ちつゝ如何なる機會をも善用するの秘術を知れりと稱せらるゝ袁世凱大總統は、敢へて驚かず、和平解決と稱する美名の下に徐ろに策を講じつゝありと稱せらる。卽ち一方內閣諸員を督勵しつゝ一方民間の各政團を打つて一團となし、政團聯合會を組織せしめて節制を保ち、政府當局者と氣脈を通じて擧國一致を喧傳し、露蒙協約の解決に從事しつゝある也。人は皆な露蒙問題解決の一日も早からむことを焦慮しつゝあるも、袁世凱の胸中自から成算あるものゝ如し。進むが如く進まざるが如し。人之を詰れば和平解決の爲めに苦心慘憺たるものありと。遂に人をして其の心事を疑はしむ。卽ち鬼策縱橫なる袁世凱は露蒙紛擾を機とし、國會開設大總統選擧期を遲延せしめ、臨時政府期間を出來得る限り延長し、此の間に於て自己の勢力を充分扶植して正式大總統選擧に臨まんとする魂膽を藏し居るもの、如しと。吾人は袁世凱の心事が果して然るや否やを調察する能はずと雖、彼れの經歷彼れの行跡に徵する時は、否の一言を以て否認し能はざるものある也。如此にして露蒙紛擾は何時解決すべきか、目下當地に於て露國代表と陸外務總長との間に正式談判は開始中にありと雖、未だ何等の進行を見ず。談判の歸着は已に明瞭なり、惟袁世凱の機略と民心抑壓、體面保持の爲めに腐心せる民國當局者の御苦勞は笑止千萬也。

袁世凱の機略は好く北方支那を壓し、殊に昨今北京の輿論は稍々沈靜するを得たるが如きも、尙南方の輿論は依然として沸騰せり。露國討つべし、庫倫征すべしの電報は日と無く夜と無く當地に飛來しつゝある也。殊に彼等排外の奢法たる排貨は香港上海より天津北京に及び、當地露亞銀行

の如きは五日以來盛なる取付けに會し、七日迄に已に三十萬近くの兌換を行へりと稱せらる。途に之が爲めに支露の紛擾は增加し、引いて蒙古問題の交涉に影響を來すのみならず、人心の動搖はやがて姪言を生み、昨今蒙兵襲來の謠言は四方に傳へられ、蒙古の大兵將さに一擧北京を衝かんとす、先鋒は已に張家口外に現れたりと。之れが爲めに無智の愚民は戰々兢々として北城より南城に移居する者少からざるに至れり。雷同の情僻に富める支那人の事なれば、此の際當局の置處宜しきを得ざれば亦た由々しき大事を釀す無きを保すべからず。此の紛々たる間に在りて政圍聯合會の代表は常に政府當局者と相往來し、意思の疏通を圖り擧國一致の方策を講じつゝあるは極めて可喜現象也。殊に昨八日該團代表何雯及姚雨平等は各手を分ちて周財政總長及段陸軍總並に陳參謀次長を訪問して對蒙對借款等現下の重要問題の進行狀態を聞取り、本日の政圍聯合會に於て之が報告を行へり。其の報告に依れば此の擾々たる間に當局が綽々として國務に執しつゝある一般を知悉するを得べければ、左に之が概要を摘記して讀者の一覽に供せむ。

何雯の報告に曰く、余は昨八日財政部に周總長を訪ひ、大借款及び內國公債募集の件に關する政府の意見を叩けり然るに周總長の答へに曰く、內國公債は前に二億元募集に決定し、年利子六厘と定められたり。されば今日に於ても尙此の額に照して發行せんとす。但し國內公債は各國の例に照せば抵當品を指定する者なし。全然民國現政府は未だ國民の信用厚からず、故に各國の例に照して行ふ能はず、別に變通の方法を講せざるべからず。前任財政總長熊希齡は地丁錢糧の二種を選びて公債の抵當となせり。然れども之は流弊極めて大なるものあるべし。蓋し地丁錢糧は國家財政の命脈をなせり、若し此の二者を抵當に供せる公債券が外國人の手に渡る事あらむか、則ち民國財政の危險殆んど名狀すべからず。故に今回の公債の抵當には印花稅（印紙稅）契稅（登記料）を充つるの案を立て、已に去日國務會議に提出し置きたれば不日必ず國務院は之を參議院の議に交して通過を求むべし（此の案已に本日の參議院の議題に上り審查委員付托となれり）

尙周財政總長は大借款交涉の現況に說き及ばし、語を續けて曰く、クリスプが小借款條約內の優先權取消を允許すれば則ち大借款は直ちに成立すべき機會に到達し居るなり但しクリスプは該優先權の取消を允許すると共に六國銀行團の內に加入せん事を要求し居るなり。之に對し各國資本家は悉く之を贊成し居れども獨り英國公使は極めて反對の態度を現せり。蓋しクリスプが六國資本團中に加入すれば直ちに損害を受くるものは滙豐銀行のみ。故に英國公使は滙豐銀行の肩を持ちて今日に至れるものなればクリスプの加入に贊成せず。又た露國は庫倫問題より引いて各資本團を聳動し大借款成立の期を遲延せしむるの態度を示せりされど之等の各方面に對しては夫々運動しつゝあれば已に大借款成立の望も十分の七八は慥かに認めらる。惟クリスプが目下倫敦に在りて發行する處の公債にして未だ賣出さゞるもの五百萬磅あり。將來大借款成立の曉には此等の公

債券は必ず我國より回收し、其の損失を負擔せざるべからず。曩に小借款成立に多大の盡力をなせるモリソン氏の如きも、今や我が國情に鑑みクリスプの未だ發賣せざる五百萬磅債券を我が國より收回して大借款の玉成を吾輩に勸誘しつゝあるに係はらず、從前小借款成立に執掌したる我が國人の內此の大局の如何を見ずして徒らに外國人の間に往來して大借款の成立を阻害しつゝあるものあるは極めて遺憾なり（多分熊希齡等を指せるのなるべし）之れが爲めに大借款成立に多大の遲延を見るなり云々。

想ふに所謂支那側より五百萬磅の損害賠償にてクリスプの方は一段落をなし、大借款成立の交涉は日に進境に在るもの、如し。

姚雨平の報告に曰く　余は昨八日陳次長段總長を歷訪し軍事上の意見を聽收せり。此の兩人共に曰く世界各國共に國際交涉には兵力を以て之が後援たらざる無し。目下露蒙問題は交涉の眞最中にあり、我が國たるもの外交の手段をとりて平和解決を希望せざるべからず。但し露國が若し露蒙私約を堅持し、之が破棄を拒むが如きあらむか、之れ露國は我に釁を挑する者、斯くて談判破裂せば決死一番快戰を試みむのみ。現在我に用ふべきの兵八十萬あり云々。想ふに是れ一般支那人の抱ける意見にして且つ口にせる處のものなるべし。

參議院副議長湯化龍は參議院を代表し、去る十月十日武昌に於ける革命紀念祭に臨席し、爾來南省一帶を遊說し、又た視察して二ヶ月を費やし去る八日歸京したり。彼れは前淸時代の湖北省諮議局議長にして且つ各省諮議局聯合會の會長ともなり、民間政治家中の錚々たるものなり。殊に昨秋武昌革命の初期には革命軍の民政長に任じ、黎元洪と並び歌はれ、現に參議院の副議長にして民主黨の幹事長たり。彼れは斯る經歷と現位置を有する者、今新に南省を踏破して歸京せしかば、順天時報の一記者は彼れを訪問し、時節柄各省に於ける政黨の分野及競爭の實狀を問ひしに、其の分野は分數式に之を示し、競爭の狀態をも略說遞せりと云ふ、已に該記事は十二日の同紙に揭載せられたり。爾來北京の政黨者間には其の研究盛となり、種々の說をなし、別に湯化龍に習ひ之を補訂し、分野表等を製作せる者もあり、本日の北京日報及民視報に揭載せるもの、如きは湯化龍の說を補訂して比較的現況を語れるもの、如ければ之を報する事とせり。元より目下競爭中あれば此の現況は必ず刻々變化しつゝあるべけれど以て參考に供するに足る。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 直隸 | 統一國民共和民主 | 十分之二<br>十分之四<br>十分之三<br>十分之一 | 四川 | 統一國民共和 | 十分之三<br>十分之四<br>十分之三 | 雲南 | 統一國民共和民主 | 十分之二<br>十分之四<br>十分之二<br>十分之二 | 陝西 | 國民共和民主 | 十分之四<br>十分之三<br>十分之三 |
| 廣東 | 統一國民共和 | 十分之四<br>十分之六<br>十分之二 | 河南 | 統一國民共和 | 十分之六<br>十分之二<br>十分之二 | 福建 | 統一共和民主 | 十分之五<br>十分之三<br>十分之二 | 山東 | 統一國民共和 | 十分之四<br>十分之三<br>十分之三 |

# 上海に小銀行設置の急務

十二月二十日　上海　枳穀生

## 上海に於ける邦商の發展

我對支那貿易が近來長足の進歩をなすと共に日支兩國の取引關係は愈々密接となり、我國貿易業者の支那に來りて業を開くもの日に月に增加するは甚だ悦ぶべきの現象たり上海の如き元來英國の勢力範圍なり、然れども在上海外人總數二萬五千中英人は僅に三千餘人に過ぎず。又上海は世界の縮圖にして世界各國人種一として見ざるなしと雖も其頭數に至りては我の十分の一百分の一にも達せざるもの多し。帝國領事館の調査に依れば上海の日本人は

| | 四十四年末 | 四十五年六月 |
|---|---|---|
| 戸數 | 一、四三一 | 一、六二六 |
| 人口 | 七、〇三四 | 八、一五三 |
| 内男 | 三、八六〇 | 四、六九五 |
| 女 | 三、一七四 | 三、四五八 |

僅に半歳を出でずして戸數に於て五百、人口に於て一千二百の增加ありしなり。本書に示したる數は正式に屆出を爲したるものゝみにして、此外に屆出を怠り居るものは其數を知らず、之に加ふるに一派の發展的婦女子を加ふる時は優に一萬數千に上るべしとのことなり。

從來上海に於ける日本商人は其種類實に數百に上り、大あり小あり殆ど各方面の商業を網羅したりと雖も、其大數より概言すれば尙ほ所謂共喰的小雜貨店、料理店、飮食店のみ多く、眞實に支那人を相手とせるものは極めて僅少なりき。然るに革命以來は專心對支那貿易に從事せんとする新進着實なる邦商一時に增加し、吾人をして大に其意を强ふせしむるものあり。殊に頃日在留邦人の最も注意を拂ひしは東京與信所の支店設置及株式仲買店の開設之れなり

### 上海金融機關の缺備

現今上海には本邦の大銀行正金及臺灣の二行あり。其優勢有力なることは實に他外國銀行に對して敢て遜色無きのみならず、場合によりては上海金融界の巨人たるが如き感あり。然れども此二行と本邦商人との取引關係如何と云ふに吾人は不幸にして之を以て圓滿無缺なりとは云ふ能はず。本邦人の大會社又は大商人例へば三井、三菱、古河、高田、大倉、淵淺、野澤、阿部、伊藤、吉田の如き、或は又た日本に於て夙に其名を知られしものゝ如き商店ぱ多大の便宜を得べきならんも、一般小商人に至りては右二大銀行とは大名と臣下との關係の如く、閉身低頭して金融の便を乞ふに對して、銀行側は一見尊大横風の態度を以て之に臨み、殊に虹口方面の商店に對しては絕對に其取引を肯せざるやに聞くことあり。之を以て一部の邦商は極めて不快の念を抱き、或は銀行に非ずして最も舊式の官廳なりとさへ罵言するものあり。

虹口サイドの商人の言の如く果して銀行が不信切なるや否やは今俄かに斷ずべからず、殊に滬上の本邦小雜貨店又は飮食店が果して銀行より滿足なる便宜を得るに足る信用と資格を備ふるか否かも大に研究を要する次第にして、銀行側より見るも如何に客あひての商賣とは云へ從來の經驗上之等邦商の爲めに種々なる損害及迷惑を被りたる爲め、今日業務の確實を期するが爲めには多少警戒を嚴にする又止むを得ざるものあるべしと信ず。然れども政府より低利の資金と相當の援助を得て在外邦人の金融機關を以て任とする本邦銀行は、出來得る限り邦人の便宜を計り、假令小資本家なりと雖も之を愛撫し、之をして向上發展せしむるの道を講ずべきは論なきことなり、彼の銀行内に於て現金を取扱ふ買辨の行動態度が著しく尊大不遜なるが如き、吾人と雖も其事實を認む、宜しく速かに之を戒め、丁寧懇切を旨とせしむるの要あるべし。又た彼の執務時間の如き、之を大とするか又は店員を增加するか、何れにしても現今の狀態にては如何にしても多忙なる故知らず〳〵小商人に對して無造作に應答せざるべからざることゝなり。小商人は銀行員が面倒と思ふ其小取引が生命にして、若し一片の否定的挨拶に接せんか、實に一家の浮沈にも影響する程なり。

若し夫れ正金臺灣の二銀行が本邦大商人に對しても爲替の率に於て又便宜に於て、往々暴利暴慾を貪るとの評あるに對しては、吾人は只だ其の何等か私憤を漏すの類にして、毫も根據なき誤聞たらんことを願ふて止まざるなり。

然り而して時代は漸く推移せんとし、正金臺灣二銀行の

現狀を以てしては金融機關に聊か不滿の色を呈するに至れるは事實なり。革命以來支那に向て發展せる本邦商人中には比較的基礎あり、又信用あるもの少からずと雖も、空拳徒手、只だ其精神人格に於てのみ立派なる人も少からず、又小資本家は最も多し、又た從來の在留本邦商人にして覺醒せるものも少からず、之等多數の有爲なる商人に對し又た起らんとする小工業家に對し、我が正金及臺灣の二行が果して能く普遍的に金融の便を與へ得るや否やは大なる疑問なり。否吾人の見る所を以てすれば正金臺灣等を中心として小銀行の設立は蓋し目下の急務たるべしとなすものなり、正金臺灣等の銀行に於ても之等小銀行の設立を希望こそすれ、之を厭ひ之を妨害するが如きことは萬あるべからずと信ずるものなり。

現今上海の小商人小資本家の如き、實に正金臺灣等の大銀行に賴る能はざるを以て、彼等の多くは不完全なる支那錢莊を利用して爲替の決濟を行ひ、或は郵便局に托して送金を講じ居るの有樣なり。然れども是等小商人と雖も各々商業上のチャンスは時々刻々に遭遇するものなり。而も此機を捉へて活動せんとするも之を援助する金融機關なし。是れ實に本邦商人の中下流にあるものをして其發展を阻害する最大の原因たらずんば非ず、吾人は眞に彼等に同情し、新金融機關の一日も早く設置せられんことを望みて止まざるなり。

## 小商人の機關とする賴母子講

賴母子講とは我國固有の最も古臭き金融機關なり。新開の植民地に於て、文明と自由を望める青年が、異鄕尙ほ且つ此賴母子講の盛なるを見ては一驚を喫するに足らん。不思議にも賴母子講は邦人の發展する所に必ずあり、所謂小商人等に對して至大の便宜を與へつゝあるなり。吾人は上海に於ても此種の講又は何々會と稱するものありて世俗の金融を助くるを見て、實は好奇の念禁ずる能はず、少しく其內情を探査せるに、之等講會の上海に起りたる頗る古き以前にあり、一時は其間に種々なる弊害さへ生じ、領事館は一方に於て其確實なるものを保護するの目的を以て他方に於て嚴重なる取締法を設定せり。今日に於ては必ず領事館の許可を得ることを必要とし、其數は

明治四十三年十二月末　大正元年十二月

| | |
|---|---|
| 賴母子講の數 | 二〇　四〇〇 |
| 加入人員 | 二、二四七人　一、五〇九人 |
| 懸金 | 二八、八七六弗　四三、四〇五弗 |

の如き有樣にして、云はゞ月々四萬三千圓の資金が小商人間に融通されつゝある譯なり。

更に各個の賴母子講に就て見るに一の講又は會に集る金高は大體に於て一千弗位を最高とし、少きは百弗位のものもあり。而して其懸金の期限は大抵三十ケ月位を以て最も普通とし、掛金は一口三、四弗乃至三十弗廻りにして、一講大抵十名以上三十名位を以て之を組織し、金融上及義理合等の爲め、一人にて一講に二口も三口も加入せるものあり、又多數の講に加入せるものあり、中には每月の掛金數

百弗に上るものさへありとのことなり。

是等の講又は會が果して彼等に金利上有利有益なりや如何と云ふに、素と上海の講會は元締の如きものありて之を發起し、其惡辣なる手段は實に高利貸以上のものさへあり、落札の如き最初は七掛位を普通とするも、資金運轉の關係上六掛位にて落札を乞ふもの瀕々たり。素より資力ありて滿講に至る迄地道に掛け續くることを得んか、結局二割五分乃至三割の利廻りとなると雖も、滿講を待て掛金を回收するが如きは百人に一人あるか無きかなり。各國人殊に支那人と競爭して輸贏を決せんとするの困難なるや云ふ迄もなし、高率なる利息の天引も尙ほ且つ忍んで之が融通を乞はざるべからざる彼等小商人の地位の如何に憐むべきかは少しく彼等の內情を調査せば直ちに了解せられん。而して是れ實に自家商品等を擔保として資金を融通し、又は手形の流通を圓滿ならしむる小銀行の機關なきが爲めなり。此他高利貸を營むものありと雖も、其高利は內地以上にして月二割より四割に當るとのことなり。されば賴母子講は常に盛に勃興せんとするは又た止むを得ざるの現象ならんか。

### 上海信用組合

上海の信用組合は正金銀行倫敦支店長鈴木氏の最初に計畫せるものにして、同氏が上海正金銀行に支店長たりし際詳細に上海の金融狀態を調査し、其結果虹口方面の主なる商人を組合員とし、之に連帶責任を負はしめ、銀行は組合に對して資金の融通をなし、組合は月賦的に元利を償還する方案なりしも、鈴木氏は此案の成立を見すして轉任するに至り、其後一時沙汰止みとなりしが、臺灣銀行が當地に支店を設くると同時に之を實行することゝなり、目下同行は約二萬兩の資金を融通しつゝある由なるが、若し其成績にして見るべきものある時は此種の組合を增加すべしと言明し居れり。其組合員なるものを見るに、多くは二流三流の商人に限られ、未だ眞に所謂中所以下の一般商人の良機關を以て目する能はざるのみならず、組合の範圍も狹少なるを免れず。小商人は依然として苦境にあり。遺憾の算段盡きては貨物の投げ賣をなすものさへ少からず、其結果は啻に其商人の損失たるのみならず、一般同業者に對しても惡影響を及ぼすこと至大なり。吾人は銀行業者等が玉石混淆して小商人は凡て信用なしと一括するの非なるを指摘すると共に、之等中小商人を救濟し、其基礎を鞏固ならしめ又彼等を發展せしむるの方法は更に深く研究するの要あるべしと信ず。

### 小銀行を設立せよ

差し當りは目下行はれつゝある臺灣銀行の信用組合を擴張し、又は別種の數組合を設立し、可成小口のものをも包含し、彼等の連帶責任に對して比較的低利（彼等の現に融通する金利を酌量し）を以て貸出しを行ひ、又場合によりては確實なりと認め得らるゝ範圍內に於て充分の便宜を計るも一策なり。更に進んで小銀行を上海に設立するの一事は

實に萬人の等しく絶叫する處たり。

今や正金及臺灣の兩行は、日支貿易の盛大となり、兌換券、借款其他金融界の大問題の爲め、小商人又は中商人の機關たるべく餘りに其組織大に、其事業優等なり、銀行に於ても中小商人の便宜を計らんことは其希望たるや論なけん、されど事實上所謂手が廻り兼ぬるなり。茲に於てか吾人は別に小銀行設立を主張するものにして、能く中小商人の相談相手となり、執務財間の如きも規則的ならず、休日も我國の天際日位に限り、上海と密接なる關係ある東京大阪、神戸、名古屋及長崎等に支店又は出張所を設け、眞に小商人の味方たるの實を擧げんか、我貿易上意外の發展を來すべし、更に上海在留民は其預金に付ても甚だ不便を感じ居れり、又或る筋より確聞する所になれば、本邦上海間往復人員は一ヶ月八九百人に上り、之等のものは常に金銀紙幣の交換を要し、現今支那商人等の爲めに其間に利を占めらるゝ高は頗る莫大の數あり。

茲に小銀行と云ふ、抑々幾何位の資本なるかと云ふに、現時の狀態より見れば凡十萬位にて可ならん、十萬の資本は一半は上海に於て、一半は上海と密接なる關係を有する內地各地に於て募集し、本店は上海日本人の總滙たる虹口方面に設置し、上海の事情に通ずる信用ある人を係員とし正金臺灣兩行も之を援助するの態度に出でんか、銀行の發展は勿論、我對支那貿易上一大障害を除去することゝなり居留民の一致團結の如きも一層其範圍を廣くし、內地中小の商工業とも初めて密接なる取引關係を結ぶを得て。而して銀行が約二割の配當を爲すを得べしとは最も公平なる人の斷言せる所なり。

然り而して上海に於ける金融機關の不便なることは獨り商人間の私語怨言に止らず、居留民一般の輿論にして、此種銀行の設立を望むことは實に大旱の雲霓を望と等しきなり。願くは有志の蹶起盡力あらんことを。

## 豫言

本號卷末にも「日滿貿易の發展と金融機關增設の急務」と題する一文ある如く、今や對支那金融政策は漸く緊急を告げ來り、有志の已に奔走せるものさへあり、吾人は次號に於て日支銀行設立案を詳論すべし。

編者記す

# 上海に於ける米國公使

十二月十日　上海通信

駐支那米國公使カルホーン氏は單に個人の資格を以て中南部支那視察の途に上り、今回漢口より當地に來られたるが、當地支那人は承認問題を振り廻して異常に歡迎し、就中商業會議所は主導者となつて三日歡迎大會を開きたるが

會議所議員は全員出席し、其他知名の士としては當地の米國總領事ワイルダー氏、伍庭芳氏、陳外交司長、海關代表者として陳某、王前司法部長、楊絹業公所總理其他各種各界の代表的人物雲集し、支那側に於ては伍庭芳氏先づ起て上海は東洋の紐育なり、我商務總會が主催となつて此歡迎會を開きたる所以のもの、公使に於ても充分の滿足を以て了解せられたき旨を述べ、次で支那の革命を論じ、曾て支那は病者と嘲られたり、而かも今や病者に非ず、健康は回復せり、再び若き血潮に燃ゆる青年に立ち返れり。從前支那に對する各國人の感想意見等は囂々として耳も聾せん計りなりき。而かもその多くは支那の或一部のみを見たる感想にして、且つ其所論は只だ自己の見る所のみを以てせる獨斷的のものなり。勿論支那は革命の結果一の小兒として生れ代りたるに過ぎざるべし、然れども與ふるに時を以てせよ、時は卽ち小兒を生長せしむべし、其の生長して丁年に達し、壯者となりし場合には、其の力は自ら防ぐに餘りあるべし、單に自國の安全の爲めのみならず、亞細亞全土の平和の爲め、又た進んでは全世界の平和の爲め、其力は之を用ふるを得ん。一派の政治家は恐れて曰く、若し支那にして强大とならんか、世界の平和は爲めに破らるべしと似而非推論も玆に至て極れり。支那人は實業を愛す、商業を愛す、彼等の求むる處は調和と平和にあり云々と述べ、更に支米兩國の交情を說き、最後に曰く、支那は共和となり　早く既に一年を經たり、而かも未だ何國よりも承認せられず、是れ實に國民の見て以て最も悲しむ所なり。殊に支米兩國の深交の度に考へ、米國が未だ之を承認せざるは最も不思議とせざるを得ず。初め革命を起すや、米國各市より同情的電報雨の如く來り、余の友人等は競ふて祝賀し來れり、其の中にはアンドルーカーネギー氏の如きありて言て曰く、米國は支那を承認する最初の國たるべしと。思ふに米國國民の大多數は、米國政府が未だ支那政府の承認を行はざるを見て自ら失望せるなるべし。今や承認の時は來れり、支那が其共和國となれるは既成の事實なり、何ぞ逡巡する、庶くは米國が卒先して承認を與へられんことを、かくの如き哀願的言辭を弄するは余の欲せざる所なり、然れども余は親しく革命の軍に加はり、微力を盡して之が成功を計りたる關係に顧み、是非共玆に之を提唱して閣下の注意を喚起せざるを得ず云々と。

次でカルホーン氏は答へて曰く、言ふべき事言はんと欲する事は多し、然れども余は公の地位を有するを以て、本國政府よりの掣肘を受くる身なれば、伍氏の演說の凡てを滿足に卽答する能はざるを遺憾とす。支那は今や實に極めて緊切なる地位にあり、內憂あり、外患あり、是等は凡て一國の支那に對する態度を決する上に於て考量中に置かざるべからず。或は承認の行はれざるを不可思議となすやも知れず、然れども余は此問題に付ては只だ其不幸を慨く勿れとのみ答へんと欲す。時來れば凡ての事は適當に成就するものなり。列國は今や熱心に支那を補弼誘導せんとし、而かも協力して其の目的を達せんとする傾向あり、之れ實に最も悅ぶべき現象にして、斯くて初めて支那の國運は發

展すべきなり。夫れ專制政治は現代に於て最も簡單なる政體なり、余は敢て是を最良とは云はざるべし、然れども共和政治の如く人民の自治により、又た人民の政府に上りて國政を行はんとせば、專制時代には夢想だもせざりし極めて複雜なる問題を發生すべし。米國は實に百餘年の間も之を實際に經驗し、研究し、尙ほ未だ解決する能はず、此度支那が同じく共和の旗を飜へせりと云ふを聞き、米國民は其同一の目的に向て進む伴侶を得たるを深く悦べり。米國民は現今と雖も深く共和を愛し、共和を信じ、其將來を樂しまんとの思想を有す。假令米國は支那に對して未だ正式の承認を與へずとも、之を以て米國は同情を以て支那に對せず、又た支那の革命に對して無頓着なりとなすは斷じて非なり。そは兎も角も支那が共和となりたる以上、其人民及市民は曾て歷史に其例を見ざる程重き責任を負ふことゝなれるなり。市民は先づ國の爲めに此大責任を盡すの覺悟あるを要す、然らずんば成功は夢と消ゆべし。支那は政治上に於て、將た又た財政上に於て多大なる困難と戰ひつゝあるなり。一個人にありては其資產多ければ多き程其人は富を大にし獨立の地步を堅くすることを得べし。國家に於ても同一にして、出來る丈け速に財政的に獨立せざるべからず、今日の如く外債中に悶絕する有樣にては甚だ危險なり。余は切に勸告す、絕體に必要なるもの〻外借款には決して耳を傾くること勿れ、金を借ることは之を費すよりも尙容易なるは支那の現狀なり。勿論支那が斷然として正路を進むには險山惡道あるのみなり、幾度か失敗し、幾度か絕望すべし、然れども忍耐以て押し進まんか、遂には眼然に都達なる沃野を現出すべし、其の一地迄進むに非ずんば倒底財政及政治上の獨立を維持する能はざるべしと。最後にカルホーン氏は一般青年を戒めて曰く、兄等の高潮せる心藏には自己の爲めと云へるが如き感念を含ましむる勿れ、全身熱血、たゞ國の爲めに之を捨てゝ惜しまざるの意氣を以てせよ云々、

張謇氏は最後にカルホーン氏に對して深く其注告を感謝する旨を述べて遂に會の終りとせり。

カルホーン氏は尙ほ廣東及香港等を視察の後正月早々北京に歸るべしとの事なり。以上。

## 蒙古の形勢と露國保守派の對蒙觀

—(ノーウエウレミヤ)—

### 露國の派兵

烏里雅蘇臺通信に依れば露國領事館の守備兵は騎兵百二十騎に增加せられたり尙ほ近々に機關銃數門を有する哥薩克騎兵五百名來着す可し又最近情報に依れば蒙古に前進する此の五百騎の哥薩克は途中携帶糧餉に缺乏を來して前進を阻止せられ居るとの事なり。

### 露蒙問題と地方官

齊々哈爾通信は露蒙條約に對する意見を表明して曰く露蒙條約は根本的に不法の條約なり中華民國は蒙古に出兵す可く若し廉倫に入る可き余の軍隊が露國軍隊より抵抗を受くる場合には直に開戰す可し云々。

### 三國の忠言風說

北京來電に依れば日佛獨の三國公使は北京政府に忠告して支那政府は蒙古の獨立を承認し蒙古の出兵と移民とを止め且つ蒙古王並に庫倫活佛の露國借款を辨償す可し若し支那政府に於て之を實行する場合には三國政府は中介の勢を取りて十月二十一日の露國條約廢止に盡力す可しとの交渉を爲せりとの說あり。

## 新聞發刊計畫

庫倫に近頃蒙古人の經營に成る活版所を開設せり此の活版所は蒙古の活字を備へ蒙古語にて新聞を發刊す可しとの事なり又蒙古語の敎科書をも刊行す可しと。

## 支那地方官激昂

蒙古邊境の支那地方長官は露國に對して頻りに開戰を要求せりナニチアン、ハンヂョウ等に於ては蒙古派兵の命令を待つ爲めに動員を行へり吉林總督は共和政府に電報して露國の蒙古に於ける行動は支那共和國に取りて忍ぶ可からざるの侮辱なり若し外交談判にして進捗せずんば問題は武器を以て決せられざる可からず假令敗衂を招くも名譽ある死は侮蔑の生に勝る云々と上申せりと傳へらる。

## 活佛政府不滿足

庫倫發の電報に依れば露國特使コストウエッ氏は蒙古活佛と會見の際力を込て露帝の該國に對する親善の意を傳へ加之ならず露國政府が蒙古の自治を認め之と將來永く通商關係を保つ目的を以て露人の商業權利特典を確定するに決せることを指摘したりと云ふ活佛政府は無論露國の勸告に應ずるの意向を示し直に會商を始めたるも如何せん特使の示せる協商案は彼等を滿足せしめざりき何となれば露國は喀爾喀のみを保護して

## 內蒙古顧みず

てふ暗示なればなり去れば首相雖頭痛の如きは露國若し內外蒙古に援助を施す能はずとせば最早協商を結ぶ要なしと斷言するに至れり余輩は此の消息に接して蒙古人の廉潔に驚嘆せざるを得ず嚮に活佛の王と稱するや使者を蒙古各地に派し速かに彼の主權を認めて一致協同事に當るべきを巡廻せしに喀爾喀人先づ此勸告に應じ續いてバルゲツ人も歎を通ずるに至り特に人を庫倫に遣はして併合條件を定め其結果ゾヒン府附近に於て支那兵と戰ひ之を擊破するに至れり科布多は久しく孤疑して活佛に從はざりしが近頃活佛の軍隊に征せられて降服せり蒙古より情報に依れば近時活佛の勢力は喀爾喀以外に及び內蒙古の諸王中之に附加する者多しと然るに今露國と協商を結ひて喀爾喀以外の諸藩に對する主權を棄つるに至らば永く汚點を留むるにあらざるか是れ蒙古の大法敎師活る釋迦が其赤子を棄つるの仕打にあらずして何ぞ露蒙協商の第二箇條は露國が蒙古の獨立活佛の獨裁權を認むることゝなりコロストウエッ氏は活佛との會見に於て露國が喀爾喀の自治を承認する旨を洩らせしに彼ぱ之に滿足せず進んで蒙古の獨立を認め其主權者に

## 獨裁治理者の稱號

を與へられたしと請求せりと聞く由來自治獨立の兩語は各異れる意義を有し決して混同し得べきものにあらざるなり活佛は支那の主權の下にありては支那國民の蒙古移住、商人の販屋を制し難く其外支那國民に課稅するの餘儀なきこと亦諸種特權の行使を禁止するの容易ならざるを看破して今回蒙古全部の保護を露國に哀訴するに至れるなり淳朴なる蒙古人は露國外交官と折衝するに一方ならざる困難を感ずべし何となれば露國は喀爾喀人に援助を約しながら之と土地を接するバルゲツ人ザヨーダス人を保護するを欲せざればなり露國政府は一方活佛並に其の政府と會商を開きて露人の商業權利特典を確保しつゝ他方に於て活佛に獨立治理者の稱號を與へざらんとす是れ矛盾にあらずして何ぞゴロスモスクワイ新聞の報ずる所に依れば露國は蒙古問題に付き日本と協商を結び

## 內蒙古の日本勢力範圍

に加へ喀爾喀を自己勢力圈內に收めたりと是れ果して事實なりとせば再び

日本と交渉を試み兩國一致して今後支那兵士が妄りに蒙古の同胞を殺害するが如き蛮行なかるべきを活佛に保證すべし尚他に異手段存せば之を試みるも不可なからん余輩は斷言す露國は決して蒙古の自治を希ふものにあらず唯之を緩衝地と爲し伊犂より科布多喀爾喀を經由してバルカに亙る一帶の地方を獨立せしめ以て永く支那の野心を絶たば南部西伯利亞境界は永遠に安全なるべし。

# 露蒙約議定書

本日(十一月三日)調印の露蒙協約第二條に據り露國全權ゴロストヴイチ蒙古皇帝暨び各王に由て承認せられたる蒙古全權委員は蒙古に於ける露西亞臣民並に露西亞に於ける蒙古人民の權利及び特權に關し左の如く規約せり。

第一條　露西亞臣民は蒙古の何れの處に於ても自由に住居旅行暨び商業を營み工場を設立し蒙古人支那人及び他の國民と個人又は會社とし並に公私の資格を以て事業を經營するの權利を有す

第二條　露國臣民は以前に於けるが如く露西亞蒙古及び各國の產物及び商品を常に無稅を以て輸出入をなす權利を有す卽ち自由貿易を行ふが爲めに各種の賦稅より免除せらるゝものとす

第三條　露國銀行は蒙古各地に支店を設立し個人亦は會社と取引するの權利を有す

第四條　通商は現金取引亦は信用を以て行はるべし
但し信用貸借の場合は蒙古王並に蒙古政府の大臣省は個人の取引に向つて責は負はざるものとす

第五條　特許は商業並に製造業に對し許可せられざるものとす
蒙古政府は蒙古人及び支那人が露國臣民と事業をなすに當り妨害を加へ又は露國臣民の商工業に於て兩國人の使用を妨害するを得ず。

第六條　露國臣民は蒙古各都市に於て土地の購入及び租借の權利を有す並に商工業を營むが爲め家屋商店倉庫を設立するの權利を有し尚は農業牧畜の目的に對し空地を租借するを得
但し蒙古寺院設立の目的を以て放置せられたる土地は此の內に包括せられざるものとす

第七條　露國臣民は鑛山山林漁業並に他の事業を經營し利權を獲得せんとするに當り蒙古政府と自由に協定をなす事を得

第八條　露國政府は蒙古政府と協議の上必要と思惟する場合は蒙古內何れの處に於ても領事館設立の權利を有す
從て蒙古政府は露蒙國疆域に沿ふて蒙古代表者を任命するの權利を有す

第九條　露國領事館設立せられ露國臣民の商業行はるゝ場所に露國の居留地を設置する事を得右居留地は露國領事の管轄の下にあるものとす若し露國領事駐在せざる場合は同地方住居の古參露國商人の管理の下に置かるゝものとす

第十條　露國郵便局は露國政府の費用を以て露蒙疆域に迄遞送するが爲め蒙古內地到る處に設立するを得

第十一條　露國領事は蒙古人に由て供給せらるゝ馬を以て金錢を支拂はずして蒙古の郵便局を使用するの權利を有す但し右に使用する獸馬の數は馬百頭駱駝三十頭を越えざる範圍を以てす

第十二條　露西亞の領土內に放流する蒙古の諸川流は露國船舶を以て露國臣民に由り航行して妨げなきものとす露西亞政府は此等諸川の保存及び航路の發達碇繫並に燈臺設置に就きては蒙古政府を補助すべし而して露國臣民は第六條の權利に據り露國船舶の碇繫場として河岸に於て地面の所有を許され併せて埠頭倉庫を設立するを得

第十三條　露國臣民は商品並に牲を運搬するが爲め蒙古內地到る處河川道路使用の權利を有す並に露國人の費用を以て橋梁架設且つ渡船を置く事を得而して是等橋梁渡船を使用するものより賃錢を取るは勝手たり

第十四條　露國臣民旅行するに當り馬匹等の爲めに蒙古に於ける草地は保存すべし右の草地は三ヶ月間料金を支拂はずして使用するを得右期限後料金は取り妥めらるゝものとす

第十五條　從來露蒙疆域に沿ふて露國臣民の得たる狩獵漁業苅草等の諸權利は確保せらるゝものとす

第十六條　露國臣民と蒙古支那人との間に行はるゝ事業其他に就き契約の手續きは左の如し

（甲）財產移轉は書面契約たらざる可らず而して後蒙古官憲竝び露國領事の承諾を要するものとす

（乙）財產移轉に付き爭を生じたる場合は仲裁に附するものとす

（丙）若し猶ほ仲裁にて決定せさる場合は混合補判に移さるゝものとす右混合裁判は露國領事住居の場合は永久混合裁判にし然らざる場合は露國領事並に蒙古王に由て一時編成せらるゝ臨時裁判とす双方の場合に於て法廷を造るが爲め露國臣民の爲めに露國領事蒙古人支那人の爲に蒙古王の出廷を要す

第十七條　此の議定書は調印の日より効果を有するものとす

右議定書は露蒙兩語を以て二通作成せられ互に調印を了り一千九百十二年十一月三日庫倫に於て相交換せり

# 西藏に關する英支の交涉

—十一月二十日北京順天時報—

一九〇六年英淸條約に據り、彼の英國が西藏問題に會して支那政府に五ヶ條の抗議を申込みたるは實に客歲八月十七日のとなりき。當時支那政府は五ヶ條の抗議中其一に答へて曰く、支那政府は旣に征藏軍司令官尹昌衡に打電して西藏に進軍することを中止せしむ云々と。其他の四ヶ條に對しては今に至る迄凡そ四ヶ月に渡るも未だ回答せず、世人をして英政府の抗議に對し、支那は泣寢入りに之を默許したるなるべしと深く疑はしめたり。然るに十二月二十五日に至り支那政府は突然右の全五ヶ條に對する抗議辯駁書を北京駐在の英公使に致せり。辯駁書の內容凡そ左の如し。

一、西藏內政干涉問題

英國政府の抗議書第一條に曰く、支那政府は西藏の內政に干涉するを得ず、從て又西藏內に行省を改設するを得ず云々と。思ふに一九〇六年の條約其他の諸約に依れば支那を除くの外他國に西藏內政の干涉權なきことこそ規定しあれ、支那政府が西藏の內政に干涉するを得ざる理由の如きは一根據も無し。而して西藏の行政上の區劃を省制とするとは民國成立の初に於て早く已に聲明せる處なり。民國は五族を統一し、共和政治を建設し、又省制を改定せんとするものなり。當時英國を初めとして列國は支那の共和の宗旨を承認せり、故に今日西藏を省と改むるの問題も決して不當の事に非るなり。

二、派兵問題

英國の抗議書第二條に曰く、支那政府は無制限に軍隊を西藏に駐屯せしむるを得ず云々と。思ふに支那政府は未だ曾て無限の軍隊を派して西藏に駐在せしことなし、たゞ條約に準據して治安維持上必要なる軍隊を駐派せるのみなり。

三、條約改正問題

英露府は支那に對し、支那は西藏に對して、主權を有せず、只だ宗主權を有するに在るを以て、從來の條約は之を改訂するの要あることを求め來れり。然れども英支兩國の關係は一九〇四年及一九〇六年の兩度の條約によりて明に確定せらる、殆ど疑を容るゝの餘地なし。故に今日特に條約を改正する必要なし云々。

四、國境通信問題

英國政府は第四に抗議して曰く、英國は條約に準據して西藏に通信機關を新設せるが、支那は多數の軍隊を派して印藏國境附近に至らしめ、擅に該通信機關を切斷し、以て印藏間の通信を杜絕せしめたり云々と。支那政府は未だ曾て兵を出して印藏間の通信機關を切斷せることなし、又將來と雖も斷じて印藏交通を阻礙することなきを聲明すべし。

五、中國政府承認問題

抗議書は更に謂て曰く、若し支那政府にして以上各條を認めざるの曉には、英國政府は斷じて支那新共和政府を承認せざるべし云々と。支那政府を承認すべきや否やは全く支那政府の確立せりや否やによりて決すべきものにして、西藏問題とは何等關係なし、何ぞ英國政府の要挾を容るゝを得ん。

因に英國公使は之を承認せず、本國に向て委細紹介中なりと。

# 民國二年度總豫算案

目下財政部に於て編製中の本年度に於ける支那の總預算概數左の如し

| | |
|---|---|
| 歲出總計 | 九〇三、〇〇〇、〇〇〇元 |
| 歲入總計 | 七二五、七三三、二〇八元 |
| 差引不足 | 一七七、二六六、七九二元 |

## 一、歲出內譯

甲、經常費　總計約　四一〇、〇〇〇、〇〇〇元

內　譯

一、行政費　四〇〇、〇〇〇、〇〇〇

二、減債基金　一〇、〇〇〇、〇〇〇

乙、臨時費　總計約　一六三、〇〇〇、〇〇〇元

內　譯

一、建築費　八、〇〇〇、〇〇〇

二、鹽務整理費　三〇、〇〇〇、〇〇〇

三、裁兵費　一五、〇〇〇、〇〇〇

四、外債償還費　六〇、〇〇〇、〇〇〇

五、小借款及內國債償還費　五〇、〇〇〇、〇〇〇

丙、各種基金　總計約　二三〇、〇〇〇、〇〇〇元

內　譯

一、紙幣整理基金　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

二、金爲替本位實施準備金　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇

三、中國銀行基本金　三〇、〇〇〇、〇〇〇

丁、各種實業振興費　總計約　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇元

## 二、歲入內譯

甲、經常歲入　總計約　二五五、七三三、二〇八元

內　譯

一、田　賦　五二、六九〇、九八八

二、鹽　稅　四九、九五四、二五九

三、關　稅　五三、六九六、四六五

四、厘　金　一八、二九二、〇〇二

五、正稅各稅　三二、六三一、一三五

六、正雜各捐　六、三四二、二一七

七、官業收入　一二、五四九、六二七

乙、臨時收入　總計約　七〇、〇〇〇、〇〇〇元

丙、公債　同　四〇、〇〇〇、〇〇〇元

內　譯

一、六分利付內國債　二〇〇、〇〇〇、〇〇〇

二、六國大借款　二〇〇、〇〇〇、〇〇〇

## 三、豫算說明書

一、行政費は各主管官署に於て編制せるものを概算せるものにして、合計約四億一千萬元に上れるも其中一千元を削減せり。

二、減債基金は每年償還すべき賠償金、外債以外に政府より每年一千萬元宛を支出せんとするものなり。

三、建築費とは崇陵、造幣廠、印刷局、造紙廠及議院等の建造費なり。

四、鹽務整理費は四千萬元を要する次第なるも其中一千萬元は行政費中に加算せるを以て茲には三千萬元とせり。

五、裁兵費は最近陸軍部の調査によれば全國現在の兵數は一百萬人にして其中五十萬人丈けは殘存せしめ、之を以て五十師團となし、其他を裁撤せんとするものなり。

六、外債償還費は短期公債及未拂賠償金に充つるものな

り。

七、小借款及內國債費は各官署、各地方の借款及び愛國公債、軍需公債等短期高利のものを指すなり。

八、紙幣整理基金は大約一億二千餘萬元を要するものなるが其中二千萬元は行政費中に加算しあるを以て此處には一億萬元とせり。

九、金爲替本位實施の準備金は之を外國銀行に預金となし、爲替用に供するものなり。

十、紙幣整理、金爲替本位、中國銀行基金等は必ずしも一年內に此額丈けを要するに非ず。

十一、各種實業振興費とは雲南の銅山、延長の石油礦等を採堀するに要するものにして、調査完了後預算に編入すべきものなるも一億元と計上し置けり。

十二、田賦收入は宣統三年の預算には七千九百餘萬元とあるも、革命後舊制を編更せるもの多く、極力之が回復を計るも尙原額に達すること能はざるべきを以て此處には三分の一に計上せり。

十三、鹽稅に關しては財政部に於て舊制を變改して鹽務の刷新を計ることゝなり居れど、尙可成舊稅制を保全し漸次改革する方針を取り、宣統三年の預算七千一百二十七餘元より其十分の三を削減せるものを以てせり。

十四、關稅は宣統三年の預算には六千七百十二萬餘元とあるも目下商況不振なるを以て其十分の二を減額せり。

十五、厘金は革命後各省にて改廢したるもの多き故宣統三年の三千六百五十八萬餘元を半減せり。

十六、正雜各稅は宣統三年度預算になりたるものなるが、革命後無理此額より減少せるもの多しと雖も、明年より印紙稅、契稅等を實施すべきを以て差引大差なかるべし。

十七、正雜各捐は宣統二年度預算には一千五百七萬七千餘元とあるも革命後捐輸を廢止し目下禁烟勵行中なるを以て原額より十分の四を減機じたり。

十八、官業收入は各省官辦の局處を指すものにして、目下經費不足の爲大半體且又は閉鎖中なるを以て宣統三年の預算二千九十一萬六千餘元より十分の四を削減せり。

十九、雜收入は前淸時代と比較して減額あるは勿論なるも將來司法收入等增加すべきを以て宣統三年の預算三千百七十五萬元より十分の一を減額せり。

二十、臨時收入とは倫敦借款を指すものにして、一千萬磅中既に三百萬磅を受入れたれは明年九月迄に九百萬磅を受取るべし。

二十一、六分公債は總額二億元なるも年內に必ずしも募集し得るものに非ず。

二十二、大借款は最初提議の際六千萬磅卽ち約六億元なりしも差當り二千萬磅借入の交涉中なり、其受授も年內に結了する能はざるべし。

## 捻亂談虎

△例の章太炎先生が此の頃民國人物表と云ふのを作つた。一等は陳宦（軍事家）二等は張謇（實業家）三等熊希齡（實行家）四等宋敎仁（縱橫家）五等梁士詒（智略家）、六等黃興（放俠家）七等揚度（運動家）八等唐紹儀（買飯家）最後に孫文は九等で理想家△香港の電車公司が廣東銀貨を受取らないのを憤り、在香の支那人先生電車のボイコットを起した。會社も困つたと見えて先づ各工場及船渠會社の門の處で支那苦力に無賃乘車券を呉れてやるやら。香港政府を說いて新聞に乘車勸誘の廣告を出すやら、支那の苦力を雇入れて電車に載せてやつて無賃は劣か日給若干を與へてる。東京でも電車の値上が騷しい折から參考迄に記して置く△米國の支那協會では中華民國を承認すべしと政府へ建議し、下院ではベーコン君が同じく承認案を提出して民國承認の問題が喧傳せられる折から駐支那米國公使カルホーン氏の中南支那視察旅行は頗る注意されてる△處が公使は決して支那官憲を訪問しないその代り何處でも上陸すると眞先に商務總會を訪問する商務總會には都督は勿論其地方の名士紳商ズラリと並んでる。そうして商務總會が必ず盛大な歡迎會を開いてる△廣東人は何時も乍ら奇拔だが、先に獨立宣言後は數名の女代議士を出し、近來は女子法政學堂なるものが設立され、中には女子も兵役の義務に服すべしなぞと論じて居るものがある△中にも振つてるのは廣本婦人の對男子ボイコット案で、婦人參政權問題が北京及廣東の議會で否決されたのを憤り、該運動に從事した婦人は會議を開き、第一女子は男子に對して此際ボイコットを行ふこと、第二其の方法として既婚の女子は十年間夫と同衾を肯せざること、第三未婚の女子は十年間結婚を見合せ以て男子の覺醒を促し其目的を貫徹すべしと協議したとか云ふ話で、之を聞いた男子側では男女孰れが辛棒強きか試驗して見やうと云つてるそうだ△十二月下旬大連では零度以下十七度四迄降り長春では同二十七度三迄降つた。同地方では七年振りの寒威だと云つてる。△北京の前門外に陳張と云ふ本年三十歲の年增が居る。妹だか娘だかに婆香と云ふ別嬪があるのを幸ひ附近の娘子を唆かし、自分の家で地獄屋を開いて居たが遊冶郎中に某々二名の國務大臣があつて每夜入浸りの有樣だつた△其中の一名は遂に警官の爲めに交番へ引き立てられると云ふ始末となつて、吃驚して家僕を身代りにやつと拘引丈けは逃れたとか云ふ話で、參議院では大に憤慨して質問書を出す出さぬと騷いてる。何處も同じ此道とは云ひ乍ら、之では燕京は艷京と改めた方がいゝ。

# 東部蒙古重要輸出入品及其貿易に就て

## 一、重要輸出品

### 一、畜類

內蒙古の高原五十萬方哩、眼に映ずるものは只だ蒼然たる原野と馬背に跨れる蒙古人が數百の群羊牛馬を驅するの樣のみなり。其牧畜業の盛大なる之を推知するに難からざるべし。然れども其牧畜の業たる極めて劣等たる土法を以てし、單に自然の育成に任ずるのみ。移住漢人は秋期牧草を刈り入れて冬季の用に備ふれども、未開なる蒙古人は斯の如き觀念なく、嚴寒の候と雖も深雪中に草をあさらしむるの有樣なるを以て、牛馬の斃死するもの甚だ多く一九〇七年の如き各牧場に於て大約五割の死亡率を示したりと云ふ

本部蒙古の畜類は東三省及直隸省西伯利等に輸出せらるゝもの多く、又た滿洲里、哈爾賓、長春等より、松花江によりてハバロフカ、ヴラゴヴエチエンスク等の地方に輸出せらるゝもの少からず。今東部蒙古より各地に輸出さるゝ生牛の概況を示せば

#### 一、牛

牛は北滿洲に輸出せらるゝもの多く、又た滿洲里、哈爾賓、長春等より、松花江によりてハバロフカ、ヴラゴヴエチエンスク等の地方に輸出せらるゝもの少からず。今東部蒙古より各地に輸出さるゝ生牛の概況を示せば

一、北滿洲に輸出せらるゝものは大約二十五萬頭の年額に達し、哈爾賓は之が大消費地なり。又た之に對して蒙古に於ける生牛の市場は

鄭家屯　海拉爾　齊々哈爾　伯都納　洮南府

二、同上南滿洲に對しては年額約六萬頭、奉天吉林を大消費地とし、鄭家屯、小喇嘛、哈爾賓街は其小市場なり。

三、直隸省に輸出するもの年々五六萬頭、主として北京天津に向ひ、烏丹城、哈達、多倫諾爾、張家口等の方面より來る。但し天津附近にては山東省より供給せらるゝもの優勢なり。

**ロ、馬**

牛と同じく東三省及直隷省等に輸出せらる。就中中部滿洲に出づるもの最も多し。年々の總輸出高は約十二萬頭以上にして、東に於ては小庫倫、鄭家屯、西にありては多倫諾爾、赤峰等之が市場なり。

**ハ、羊**

羊は東三省に輸出せらるゝこと少く、多くは直隷省に輸出せられ、其最も多きは張家口に於て鐵道により輸送せらるゝものにして、赤峰地方に集るものは南方の平泉を經て灤河を下り、喜峯口を經て天津地方に出づべし。北京は羊の大消費地にして、直隷省に輸入せらるゝ羊の大部分は此地にて屠殺せられ、其多くは張家口を經て來るものなれども、赤峯地方より來るもの少からず、多倫諾爾よりも來り、三地よりの輸入合計一年大約百萬頭に及ぶと云ふ。

之に反して東三省に出づるものは僅々十五六萬頭に過ぎず、長春附近一帶の地を消費地とし、小喇嘛、鄭家屯、洮南府等より輸入せらる。

**二、獸毛**

獸毛としては羊毛、牛毛、駱駝毛等あり、就中羊毛を尤も多しとす。天津に集る羊毛には山東河南等の產もあれども、蒙古產の多きに較ぶる時は其十分の一にも過ぎざるべく、一年二三十萬担の輸入あり、之が供給は

| | |
|---|---|
| 西部蒙古 | 十分の三 |
| 直隷山東河南 | 十分の一 |

の割合にして、其輸出先は米國、日本、英國を最とし、獨逸、露國等之に次ぐ。

日露戰爭後我國の製絨業は俄然隆盛を極め、今日と雖も尙ほ一般軍需の外其需用は日に月に擴大するの有樣にして之が供給も亦累年增加し、天津在留の外人は巨資を投じて買入に從事し、深く蒙古の內地に人を出し、買付の競爭は益々激烈なるも、彼等外人の多くは支那語に通せず、內地事情に暗きが故に、多くは支那人の手代を派して之に從事せしめ、是等手代は自ら生產地に到らずして多くは仲買人の手を經て之を買入るゝものにして、其手數料の如きは意外に高く、我等は以て學ぶべからざるの惡風なり。

東部蒙古の羊毛は赤峯、多倫諾爾、張家口の三市場に集るもの尤も多く、專ら天津に向ふもの多く、東三省に輸入せらるゝ額は極めて僅少なり。

牛毛の產出は羊毛に比して甚だ少しと雖も、之れ亦此地方の特產物にして、年々の產額七八萬担に及ぶと云ふ。

羊毛牛毛等の生產各市場に於ては絨氈を織り出して輸出するもの少からず。

駱駝毛は外蒙古に產するもの多く、東部蒙古より出づるものは極めて僅少にして云ふに足らず。

之に反して豚毛の產出は稍々見るべきものあり、一年の產額五六萬斤に達し、一斤凡そ八百文位なり。

毛氈は之を毡子とも云ひ、羊毛を以て製するを最も普通とし、往々羊毛に加ふるに駱駝毛、駱駝毛、牛毛等を混じて織るものあり、又は之等の雑毛のみを以てするものあり。蒙古人は冬季入口の戸の風除として之を用ゐ、若しくは蒙古家屋の家根及周圍の被覆に用ゐ、又敷物としても用ゐらる。其他馬具等にも之を愛用し、漢人は羊毛製たると混毛製たるとを問はざれども、蒙古人は必ず白色の羊毛製に限りて之を用ゆ。入口の戸の暖簾の如き縦横共寝具用のものより大にして、大抵は木棉の縁を取り上下両端に巾一寸位の薄き板を附け、各地市場には大抵毡舗ありて之を販賣す。

**毛毡製法**

先づ羊毛の荒芥を取り、篩にて沙土を去り、洗濯して棒にて打ち、更に打綿の如く弓を以て之を打ち、竹又は葦にて作れる簀の上に平等に散布せしめ、其上に又簀を重れ、巻鰌の如く之を巻きて羊毛を緊壓し、薄粘を以て之を固め、後簀より取り出して板の上に載せ、足にて踏むか又は木槌にて打ち固め、茲に初めて毛毡の形をなし、之を乾燥して製造し、

| | | |
|---|---|---|
| 白色羊毛製 | 幅二尺長サ五尺五寸 | 九十仙 |
| 褐色牛毛製 | 幅四尺長サ五尺五寸 | 一元五十仙 |
| 白色羊毛製 | 幅四尺長サ五尺五寸 | 四元 |
| 黒褐色牛毛製 | 幅二尺長サ五尺五寸 | 七十五仙 |

位の相場なり。

又毛毡と同じく山羊絨即ち山羊毛の内部にある綿毛を以て製したる絨毡あり。普通上等の敷物として用ゐ、又書畫等を揮毫するに用ゐるは何人も知る處なり。其製法は全く毛毡と同じけれども其價は毛毡に比して高價なり。

白色(白山羊絨) 巾二尺八寸長五尺八寸 四元

褐色(黒山羊絨) 巾二尺八寸長五尺八寸 二元半

其他帽子又は靴を製するに用ゐ、毡帽、毡鞋子と稱す。

此地方の各市場には毡舗を有せざる處なし、左に其の概數を示さん

| | | | |
|---|---|---|---|
| 赤峯州 | 七 | 朝陽府 | 六 |
| 多倫諾爾 | 五 | 平泉州 | 八 |
| 小喇嘛 | 三 | 洮南府 | 五 |
| 伯邦納 | 六 | 懷德縣 | 四 |
| 農安縣 | 二 | 昌圖府 | 三 |
| 八面城 | 二 | 長春府 | 一三 |
| 奉化縣 | 三 | 鄭家屯 | 一二 |

## 四、獸皮

獸皮としては羊皮、牛馬皮、騾驢皮等を主とし、大抵野獸毛皮をも取扱ひ、是等の獸皮は多く内蒙古地方土人の持ち來るものを小喇嘛、赤峯、多倫諾爾等の市場に於て精製して熟皮となし、又た製鞣に困難なるものは生皮の儘纏めて他に輸出す。各市場にありて製鞣に從事するものを皮舗と稱す皮舗は製鞣をなすのみならず、生皮の買入及び販賣をも營み、半工半商をなすものなり。

獸皮の市場に出づる季節は年中間斷なしと雖も、毎年十月十一日頃より翌年一月頃迄を最も多しとす。これ春期よ

り秋期に渉りて屠殺したる牛羊等の皮は冬季の初に至れば盡く乾燥すると、冬期河川氷結して交通自由となり、且つ年末年始用に購買せらるゝもの多きに依る。

### 皮革の製法

其に原料より二樣あり。

(一)羊、馬、驢、犢牛等薄皮のものは一兩日間汚水に浸し、之れを取出して裡面に附着する肉質を除き、又之を清水に浸し、一兩日を待て之を出し、更に木框に緊張し、屋外に斜に立て、マサカリの如き形をなせる鋭利ならざる鐵器にて生皮の表面部の粗毛を掻き落すなり。此方法は皮の起隆面を損じ、多くの傷所を生ずるが故に革は甚だしく薄くなり、靴其他耐久力を要するものに用ゐるを得ず、多くは染色して(青、黒其他)鞍馬用の靴其他諸種の紐類、荷馬車用の鞍等に用ゆ。

(二)牛皮は最初汲水に浸して肉質を除去し、後清水に浸すは第一類の薄皮と同樣にして、清水より取り出して更に之を石炭水に浸し、數日にして又清水に浸し、斯くて全く脱毛せしめ、最後に硝石の溶液に浸し、數日間之を放置し、更に清水にて洗ひ、乾燥して革となすものにして、此方法は隆起面を傷くることなく、強靱なる革を得るを以て靴其他耐久力を要するも紐等に用ゐらる。

季製革等は夏季炎熱の間及び冬季嚴寒中休業す。蓋し夏季は皮革腐敗し、冬是等毛皮は多く衣服の裏又は帽子、敷物等に用ゐらるゝは人の能く知る處なり。

### 東部蒙古生皮輸出年額

| | |
|---|---|
| 羊皮 | 百萬枚乃至二百萬枚 |
| 牛皮 | 七萬枚乃至十萬枚 |
| 馬皮 | 五萬枚乃至七萬枚 |
| 駱駝皮 | 三四百枚 |
| 騾驢皮 | 二三百枚 |
| 野獸皮 | 不詳 |

### 五、穀物

漢人の北漸と共に蒙古人は北方に驅逐せられ、今日にては赤峯州に至る迄の間は其住民の大部は漢人或は滿人なり而して是等漢人は蒙古の牧野を開拓して農耕の良地となし高粱は至る處に繁茂し、之に亞ぐものは小米(粟)小麥、豆、蕎麥、葉煙草等なり。其產額に至りては倒底之を詳にする能はざれども、凡そ東部蒙古の地より口裏長城以南へ輸送する額高粱六百萬石、小米、小麥四百五十萬石以上に及ぶべし。其輸出先は山東河南直隸及南滿各地なり。

### 六、高粱酒

蒙古より產出する穀物中最も多きは高粱なり。其儘之を外省へ輸出すること大なれども、燒鍋卽ち高粱釀造所に於て燒酒となし、他省へ輸出するもの年々八十萬圓內外に上るべく此外東部蒙古に於て消費せらるゝもの四五十萬圓ありとのことなり。

## 二、重要輸入品

蒙古へ輸入する貨物の供給は外國よりするものと南支那よりするものと二あり、其割合を見るに支那品四、日本品三、英米露獨品各一位なり。外國品の主要なるものは綿布其他の織物、燐寸、砂糖、石油、棉花、紙類其他の日用雜貨に

して、是等は主として日本品多く、其他の外國よりは小麥粉、煙草、綿絹布、靴及雜貨を輸入し、其間には勿論判然たる區劃あるに非ず、中には外國品と稱し乍ら南支那より製造輸入せらるゝもの少からず。

一、輸入外國品

イ、棉　花

棉花は多く印度より輸入せらるゝと雖も日本棉花亦少しとせず。然れども劣等なる印度棉花は却て是等地方人の生活程度に適する如し。東部蒙古輸入棉花の數は明ならざるも大約十萬兩以上に及ぶ。

ロ、綿　布

綿布は輸入品中主要なるものにして殆んど全部日本品なり。蒙古人の最も愛用するは淺黃又は薄色紺にして、白綿布も亦若干輸入せらる。白綿布は多く喇嘛の需要する所にして黃色若くは紫色に染出して之を着用す。

二三年前哈達に於ける綿布の相場は

| | | |
|---|---|---|
| 大小英大進(英國品) | 二十吊七百文(十圓三十五錢) | |
| 双鵝大連(日本品) | 十七吊六百文(八圓八十錢) | |
| 象大連(同) | 十三吊五百文(六圓七十錢) | |
| 駟馬大線(同) | 二十吊六百文(十圓三十錢) | |
| 草牛大線(同) | 十九吊六百文(九圓八十錢) | |
| 野牛大線(同) | 十八吊八百文(九圓四十錢) | |
| 飛鷲大線(同) | 十七吊四百文(八圓七十錢) | |
| 頂光大布(同) | 十五吊九百文(七圓九十錢) | |
| 平水綿布(同) | 十吊六百文(五圓三十錢) | |

ハ、燐　寸

全部吾國よりの供給に係ると云ふも過言に非ず。其種類は黃燐のものにして安全燐寸に非ず。一箇五厘より一錢位の相場にして內蒙古烏珠穆沁の如き一箇五錢の處もあり。

ニ、砂　糖

白砂糖は上流社會に用ゐらるれども一般には劣等の赤又は黑砂糖用ゐられ、多く南支那及我國よりの輸入品なり。其價は邊地にありては一斤四五十錢普通は二十錢內外なり。

ホ、石　油

殆ど全部米油なり。東蒙西部及南部は北京天津より之が供給を仰ぎ、東部は營口より錦州を經て輸入せらる。相場は十三吊卽ち六圓五六十錢也。

ヘ、紙　類

包紙としては印度製の竹紙多く、一般の紙は支那製及各國製のものあり、多くは錦州を經て輸入せらる。

| | |
|---|---|
| 京海紙 | 七吊五(三圓七十錢) |
| 花章紙 | 十六吊五(八圓二十錢) |
| 月上大 | 十七吊五(八圓七十錢) |
| 大用紙 | 十一吊五(五圓七十錢) |
| 丸用紙 | 十吊五(五圓二十錢) |
| 表章紙 | 十七吊(八圓五十錢) |

ト、其他の雜貨

其他の雜貨としては小鏡、玩具、櫛、耳飾、眼鏡等一般日用の雜貨にして、其輸入額最も大なるものは日本品なり。

二、支那製品の輸入

イ、茶

茶は蒙古輸入品中主要なるものにして、興安嶺以東は多く葉茶を用ゐ、以西は磚茶を用ゆ。口外蒙古地方にては磚茶を見ず全く葉茶に限るが如し。上等一斤一圓五六十錢より二圓位、葉茶磚茶共漢口より輸入せらる。

ロ、綿絹布

多く北京天津地方より輸入せられ、綢緞は江蘇産のもの北京を經て口外蒙古に送られ、其一年の輸入額四十萬圓以上に上ると云ふ。

ハ、煙草

卷煙草は多く北京及營口等より輸入せられ、最も多きはピーユックなり。赤峯地方にては十本入一個八錢位の小量なり。

葉煙草は吉林理のもの多く興安嶺以西に及ぶ。

嗅煙は北京、張家口、多倫諸品、赤峯等より輸入せらる。

## 三、貿易路

東部蒙古地方にありては河ありと雖も舟行の便なし。灤河及老哈河小遼河は稍舟運の便あるも、小遼河は前年朝陽知府奉天巡撫の許可を得て舟を錦洲に下したるに、錦洲知府は禁令を破るものなりとて其舟を沒收せしかば其後全く舟楫の便を欠くことゝなれり。

灤河の舟行も只だ平泉河以下にして、其以上は舟を通せず。然れども假令平泉迄なりとは云へ其の舟運は蒙古貿易に多大の便宜を與ふるものにして、赤峯地方の貨物は皆平泉に出で、此河を下りて灤洲に出で更に北京天津地方に運ばるゝなり。

東部蒙古と取引關係の尤も密接なるは東に於ける營口錦州山海關と南に於ける北京天津なり。東北に於ては奉天新民府あり。就中天津は多倫諾爾、赤峯、平泉等の市場を其勢力範圍とし、興安嶺以西の地を掩有す。營口を中心とするものには小庫倫、鄭家屯、洮南府、朝陽、建昌等の各市場を主とし、興安嶺以東を其勢力範圍とす。此外奏王島より入るものは現今僅かに附近の小區域を其範圍とするに過ぎず、露領よりするものも亦僅少なり。

甲、蒙古への輸入路

天津よりするもの

イ、直隸蒙古に至るもの

一、錦州を經て朝陽に至るもの

二、古北口より長城を越え、熱河を經て赤峯に至るもの

三、熱河より更に分れて平泉、建昌等に至る

ロ、興安嶺以東に至るものは通路より乾陽、多倫諾原赤峯を經て前進す。

營口よりするもの

一、遼河の水運を溯り沿線各地に至る

二、關內外鐵道により錦州新民府を經て東部蒙古に入る

一、赤峯より熱河を經古北口を出で北京天津に至る
二、赤峯より平泉に至り灣河を下りて灣行に至り更に天津
　地方に至る
三、赤峯より朝陽を經て錦州に出で關内外鐵道便によるも
の
四、建昌より平泉に至り灣河を下る
五、小庫倫より義州を經て錦州營口に至る
　以上の五大通路あり、陸運の機關としてほ大車、轎車及
び駄獸あり。東部蒙古の駄獸には驢、騾馬の三種にして、西
部にては此外駱駝あり。大車は頭大車、二大車の二種あり
平泉地に多く用ゐらるゝものにして、輓馬は大抵四五頭よ
り九頭十頭に及び、積載量は頭大車夏二千斤より二千五百
斤にして冬は三千斤より四千斤に達し、二大車は夏は一千
乃至一千三百斤冬は一千五百斤より二千斤位とす。
　駄獸は駱駄は二頭三百八十斤、騾は三百斤、馬は二百七
八十斤、大驢は二百斤、小驢は百五十斤位なり。
　轎車は又小車とも云ひ多く一頭引にして山地なれば二頭
或は三頭を以てし、多く旅客用にして積載量五百斤位なり。

**各地運賃**

（表中の運賃は赤峯錢による）

赤峯（哈達）より平泉に至る四百二十清里

甲、七套車（馬騾混用七頭引）

イ、到達日數　四日
ロ、運賃　夏五十吊文（二十五圓）
　　冬六十吊文（約三十圓）

乙、五套車

イ、日數　四日
ロ、運賃　四十吊文（二十圓）

丙、駄　運

イ、日數　四日
ロ、運賃　百斤に付五吊文（二圓五十錢）

丁、轎車（小車）

イ、日數　四五日
ロ、運賃　旅客二人　二十吊文

平泉より唐山に至る　四百二十清里　日數四日

甲、七套車　七十吊文（三十五圓）
乙、五套車　五十吊文
丙、駄　運　百斤に付五吊文

哈達より錦州に至る　七百五十清里

甲、大　車（五、七頭引）（道路險惡なる爲め大車は殆ど通行せず）

イ、日數　九日
ロ、運賃　九十吊文（四十圓）

乙、二大車

イ、日數　八日
ロ、運賃　四十吊文

丙、駄　運

イ、日數　八日

ロ、運賃　百斤に付十一吊文(五圓)

哈達より北京に到る　九百三十海里

此間も道路險惡なる爲め七套車五套車等の大車は使用するを得ず、二套車の運賃は數年前迄は十兩內外なりしも現今は二十兩內外となり、夏季雨期に際しては二十五兩以上にも騰ることあり。又駄運は大凡十日間を要し其賃錢十二三吊文(五六圓)なり。

哈達より多倫諾縣に到る　四百八海里　日數四日

甲、七套車　五十吊文內外

乙、五套車　四十吊文

丙、二套車　二十吊文

丁、駄　運　百斤に付五吊文

熱河より多倫諾縣に至る　七百五十海里

甲、大車　八九十吊文(四十五圓內外)

乙、小車　十八九兩

丙、駄運　百斤に付七八吊文

## 四、東部蒙古貿易に就て

(十二月二十五日滿洲日報所載)

蒙古問題は大に中華民國官民の注意を喚起し、外蒙古の獨立、露國の承認に戒めて、內蒙古殊に東部蒙古の守備を嚴にせんと試みつつあり、昨電によれば、民國政府は熊希齡を熱河都督に、段芝貴を察哈爾都督に、溥倫貝子の饒黃騎滿洲都督に任命したりと云へり、其の用意の尋常ならざるを見るべし。言ふ迄もなく內蒙古は戈壁の大沙漠を以て支那本部と遠く隔絕せる外蒙古と異なり、本部及び東三省に接續せるを以て、其の利害關係頗ぶる痛切なるものあり、藩部と云ふも事實上、本部と異なることなし、民國が深く邊防に努むる當然怪しむに足らず。

東部蒙古は其の位置上我帝國と密邇の關係あり、鐵嶺より法庫門、法庫門より鄭家店、其の距離數日程に過ぎず、鐵嶺以外、滿鐵沿線の諸驛より遠距離ならずして蒙古の主部に至るを得べし、我帝國は蒙古に何等政治上の野心あるものにあらず、道路傳ふるが如き諸說は皆な流言蜚語に過ぎざるなり、唯吾人の希望する所は、東部蒙古の開發、遺利の收拾にありて、是れが爲め自他相利し、有無相資せんとするのみ、民國の蒙古拓開と相共に蒙人の福利を增進せんとするに在るのみ、此の平和的事業は、民國の邊防と何等扞格する所なきのみならず、各國の利益と何等衝突する所なきなり。

蒙古貿易に至大の關係を有するは露獨にして、外蒙古に於ける露國の政治的經濟的勢力は言ふ迄もなく、獨逸の通商的勢力も亦侮るべからず、獨逸商品の外蒙古に入るもの年々其額を增加するは事實にして、內蒙古に於ても着々勢力を占めつゝあり、小庫倫の稱ある朝陽の如きは、蒙古貿易を目的とせる獨逸商人の居住する者あり、喀喇沁に入り込み貿易せる者あり、而して獨逸商人の輸入品中、日本品少なからず。之に反して我滿洲實業家の眼腔極めて小、進んで蒙古貿易に從事する者の如きは殆んど見ること能はず鐵嶺商品陳列館が鄭家店に出張所を設けたることあり、又

同館にて滿蒙商工彙報を月刊し居り。同地の神組も亦蒙古貿易に手を染めたるが、是が爲め別段の進捗したるを聞かず、一昨年安生順一氏蒙古牛二百頭を內地に輸出したる事あり高柳昇氏も蒙古貿易を計畫したるも繼續せず、神戶に本據を有する船津織物會社は多少の駱駝毛を輸出しつゝあるも是れ亦小額のみ、鳥居龍藏氏は人類學上より松本君平氏は政治上より、蒙古を研究したるが、蒙古の經濟的開發には沒交涉なり。要するに我國人にして蒙古研究殊に內蒙古經濟的調査を等閑に附するは吾人の深く遺憾とする所なり。

東部蒙古貿易の將來有望なるは、多言を要せずして、蒙古の產出物大宗は毛皮なるが、其の種類多く品質良なるは世の知る所、牛、狼、鹿、獺、旱獺、貂、黑貂、狐等指屈するに堪へず、牛馬の如き家畜類も、其の低廉なること驚くべし而して我よりの輸入品は棉布、赤毛布、絣金巾、麥粉、砂糖、煙草、燐寸、寶藥等にて、皆一廉の取引商品たるべし、其の危險多數、交道不便、言語不通を難んずる者あれども、是れ所謂食はず嫌ひの類にして、危險の如きは蒙古入口の邊隅のみ、一たび蒙古部落に入れば、何等恐懼するの必要なく却つて蒙古人の撲實親しむべきを見るべし、交通の不便はこれあるも、何ぞ獨り蒙古に限らん未開地皆な然るなり、言語の如きも案外容易にして、蒙古に入る迄の旅行中に日常語を話し得べしと云へり。斯くの如き次第なるを以て、資本家あり、行商隊の方法にて、前方後方の連絡を密にし、蒙古貿易を開かば、前途有望の事業と謂ふべし、吾人は滿洲方面の當業者が、眼前の利益若くは都市籠城主義を打破して、東部蒙古の經濟的發展に努力せんことを望む。

# 北支那の寶庫山西北部の亞麻仁

## Linseeds or Manchurian flagseeds

十二月二十五日　天津通信

### 一、鐵道開通と穀物市場

京張鐵道の終點張家口を起點とし、西の方山西北部を橫斷して該省口外歸化城(又は綏遠城)に達する張綏鐵道が、其一部張家口陽高間百淸里の竣工を告げ、客貨兩車の運轉を開始せるは實に明治四十四年秋武昌革命亂爆發の後なりき。而も此短距離にして且部分的なる鐵道の開通は果して好影響をか該沿線各地に及したる。又該地方並に遠く口外

の穀物市場をして如何に活況を呈せしめたるか。

本年二月平和裡に克復してより夏八月に至る數月間、該鐵道沿線に於ける各驛、殊に壞安、柴溝堡、陽高、さては遠隔口外の豐鎭が、其從來の寒烟寞々たりしに似ず、忽ち變じて熱鬧なる穀物の一大市場と化せるに非ずや。兵餉として北京地方に輸送せらるゝの燕麥、大小麥、粟、高粱、天津を經て海外に輸出せらるべきの菜種子、亞麻仁等壘々として驛前山を築き、十數家の支那運送店各其出張所を此間に暫設して、棧旗翩々風に飄るの好況を現出したり。就中其數量最多額に、其市況最活躍せるは實に山西最新の輸出品亞麻仁の市場即是也。而して亞麻仁には、主としてペイント防水布、擬革紙及布、醫藥等に使用せらるゝ亞麻仁油の原料として、內外市場の需要は非常なる勢を以て年一年增加の趨向を現はせり。請ふ暫く山西亞麻仁の詳情に就て陳述せしめよ。

## 二、產地と產額

山西省北部及同省口外地方は、古來穀類の多產を以て知らる。悠麥（燕麥）、大小麥、小米（粟）、高粱、豆類（黃豆、黑豆、綠豆等の）等を初とし、菜籽子（菜種子）、胡蘇籽子（亞麻仁）、大麻籽子（大麻の實）等に至るまで、何れも該地方の需要を滿たして餘あり。或は原形の儘、或は油に製して、古來張家口、北京、天津其他の市場に販運供給せられたる亞麻仁は實に菜蓆子と共に製油原料として其最顯著なるものゝ一なり。該亞麻仁には山西省北部より同省口外に亘り何處として之が栽培に適せざるなく、就中口外豐鎭附近最多く、陽高附近之に次ぎ、其總產額約百萬石に達すべしと稱せられ、內豐鎭附近に於て五十萬石、陽高附近に於て三十萬石、其他各處に於て二十萬石の產出なるべしとせらるゝ而して現今亞麻仁の最大集散市場は以上の如く豐鎭、陽高の二箇所にして、柴溝堡、懷安等之に次ぎ大同府は未だ與らず。

## 三、種類品質及用途

亞麻の支那名は胡蘇にして、亞麻仁は胡蘇籽子或は略して單に胡蘇と稱す。紅白二種あり、白胡蘇は紅胡蘇に比して出油量多しと稱せらるゝも其產額極めて少く、其價格は彼此殆んど同一なり。胡蘇其物として品質は勿論紅は紅、白は白、光澤清美にして肉厚く、形大なるを以て其最上となすべしと雖、商品としての胡蘇の品質は、其他物（殆んど悉皆菜籽子にして、極めて僅少の蘇籽、芥子等を含有す）を混淆する多寡によりて種々に區別せられ、淨貨、一九貨、二八貨、三七貨、四六貨、對成貨、倒四六貨、倒三七貨、倒二八貨、倒一九貨等の呼稱あり。淨貨とは卽ち全く純粹なるか或は殆んど混合物を有せざるかの最良品にして、一九貨とは一割の菜籽子其他を含有するもの、二八貨とは二割の菜籽子其他を含有するもの、三七貨四六貨等順次之に准じ、對成貨に至りては蘇菜半々の割合なるものを云ひ、倒四六貨以下は胡蘇より却つて菜籽子其他の分量多きものを云ふ。而して其胡蘇としての價格は、淨貨最貴く、一九

貨以下順次低廉なりと雖、倒二八貨以下に至りては、之を胡蘇として販賣せんより、菜籽子として賣却する方却つて有利なる場合多く、之を菜籽子の一九貨二八貨等として賣却す。

然らば斯の如き品質の區別は果して何により生ぜるか、是れ一見甚奇なるが如きも、胡蘇或は菜籽子を各其原料として搾取せる胡蘇油或は菜油は、共に同じく點燈用食用等として使用せられ、其混淆は彼等需要者の敢て介意する所に非ざるを以て、之が生產者は便宜上右兩者を混植混收して敢て區分することなきに因るなり。されば斯の如き品質上の區別も、從來さまで嚴格に存在せるものに非ず、一昨々秋以來外商が該淨貨を標準として買付に從事したるより、取引の必要上茲に至れるものなり。從つて現今に於て其市場に現はるゝものは、いまだ淨貨一九貨等の上等品比較的少量にして、二八貨以下の中下等品最多量なるを見る、然れども今後生產者に於て最有利なる淨貨の多量收獲に力むるや自ら明なるを以て、遠からず淨貨却つて一九貨以下を驅逐するに至らん。

胡麻の用途としては、既述製油の原料たる外、胡蘇稭子(亞麻稈)は、之を秣料燃料等として使用すれども、我北海道製麻會社の如く、其纖維を利用するものなし。從つて其價格の如き一斤我二厘にも達せざる程なり。山西最多の胡麻稭之を利用するの道既に之あり、率先之が買付輸出に從事せば、必ずや有利なる商品たり得べしと信ぜらる。茲には只斯業者の注意を喚起し置くに止めん。

## 四、發見と買付

山西亞麻仁を海外輸出品として初めて發見したるは天津三井洋行支店及張家口義成洋行の本邦商なりとす。明治四十四年秋革亂勃發前、張綏鐵道の一部たる張家口柴溝堡間鐵道開通するや、兩洋行は直ちに其店員を該產地に派遣し、急遽之が買付に從事せしめたり。當時外商中兩洋行以外未だ山西亞麻仁を知るものなく、兩洋行は全く該市場を獨占し、何等競爭も故障もなく、最良品を最低廉且多量に買付くるを得たり。惜哉、革亂の影響忽ち此に及び、汽車不通となり、金融杜絕するに至り、兩洋行折角の買付も遂に壹餅に歸し、其代金未拂の分は無償或は有償の退貨(貨物を返還すること)となり、代金支拂濟の分にして退貨不承諾のものは、其儘各地に積存して手を引くの餘儀なきに遭遇し、三井の如き爲に多大の損失を蒙れりと云ふ。越えて翌春、平和漸く克復し、民國樹立と共に、大同、綏遠、豐鎭各地の警耗亦漸く絕熄するに及び、早くも山西胡蘇の多產且有利なるを看取せる天津英獨米各外商は、同地本邦商が地方の危險を恐れて躊躇決せざるの時、既に其店員を張家口に、其販子(買付請負の支那商)或は買辨を該產地に急派し、盛に之が買付を開始せしめたり。斯くて三月に入り、該地方の危險殆んど全く去り、本邦商亦其店員を出して同じく之が買付に從事せしむるに至り、茲に激烈なる買付競爭は演出せられ、市場常に荷薄を感ずると共に、胡蘇の市價日一日昂騰し、時に相場の甚しき亂調を呈しつゝ、遂に

五月に入りては、市價前秋の二倍半に達し、纔に搬出を見るに至れり。卽ち前秋豐鎭に於て、最上淨貨和百斤の價豐平銀一兩二錢なりしもの、當時二兩八錢の高價を唱ふるに至れるなり。

## 五、取引慣習

### 買付方法

山西胡蘇買付の方法は、本邦商にありては。重に其店員を該產地に派遣して直接其衝に當らしめ、外商にありては販子或は買辦をして買付に從事せしむ。而して此等店員、販子、買辦が、各胡蘇產地に入込み、之が買付に着手するに當りては、自ら其生產者卽農家につきて買集むるものと、粟店(又は糧店と稱す、穀物問屋也)の手を經て之を行ふものとの二法あり。然れども現今前者に依るもの甚少く、多くは後者に依りて之を行へり。卽ち該粟店にありては彼等各商をして其店內に宿泊せしめ、日々在庫品の見本並に一般穀類の相場表を持廻りて其購買を促すを以て、客商にして若し購買の意思ある時は隨時店主につきて該見本と在庫品とを見比べ、然る後價格を商議し、多くは當日の相場表より甚割安に買入るゝものにして、商議決定の上は店主は直ちに發票と稱する賣渡約定書を作製し、買主に交付するものとす。而して該約定書には、普通品種、數量、價格、問屋口錢、支拂日、賣買兩主の各屋號及約定日の日附を記入するを常とす。

### 代金支拂方法及現銀の輸送

代金支拂は、すべて現銀を以てし、期限を附するものは賣買約定後十日を以て最長期間となし、節季拂となすこと全く皆無なり。又撥兌銀卽ち錢莊或は票莊に於ける帳簿上の書換勘定に依ることも亦甚稀に、たま〳〵之に依るものあるも之を現金取引に比すれば、貨物の買値割合高貴にして、却つて不利なるを免れず、是れ全く革亂前後に於ける地方の不安と金融の不通なりしとに起因するものなりと雖、事實既に取引上の一慣習と成り、革亂鎭定して地方靜寧に歸せる今日に於て、該地方には最深き根底と信用とを有する義成、三井兩店の如きすら、尙は節季拂の便宜を贏ち得るに至らざるなり。是れ一面に於ては、支那商人が慣例を重んずる最堅きを證するものにして、其第一回の取引方法は、遂に彼此取引上の一慣習を構成するに至る事、猶彼の該地方牛油の取引が平素と雖全く現銀に依りて行はれつゝあるが如し。蓋し對支商業家の最注意すべき點なるべし。

既に現銀取引なるを以て、現銀送附の必要あり。今天津より豐鎭に向て送金せんとするには、爲替を取組むか、人をして現銀を護送せしむるか、何れにか依らざるべからず、當時天津に於ける地方向爲替は、頗る困難なるものあり、爲に其爲替料は平生の約三倍に達し、天津行平銀千兩に付豐鎭向四十兩の高率を唱へ居れり、而して爲替を先方の錢莊或は票莊に於て、現銀として引出すに際しては、其手數料として百兩に付二兩を差引かるゝものにして、所謂該地に於ける貼水なるもの是なり、而も當時陽高向爲替は全然

不通に歸せるを以て、買付商皆人を派して、現銀を其所要地に護送せしめたり、現銀護送は天津、陽高間は汽車便により、陽高、豐鎭間は支那馬車（轎車）の便に依るものなるが、轎車にありては之が爲別に運賃の增減なしと雖、汽車にありては一千弗（墨銀）に付約八弗の運賃を課せらるゝものとす。外商中張家口に支店、代理店或は取引店を有するものにありては、先づ該地まで爲替に依り、該地より汽車（陽高までの汽車運賃約三弗）及轎車に依ることゝし、又然らざるものにありては或は右の方法に依り、或は張家口まで所要の現銀を護送し置き、隨時其買付額に對し當該所要地に送金せるものもありしが、以上何れにしても、其不便と危險とは實に意想の外に出でたり。

**相場の建方及秤斗**

胡蘇の相場建は、すべき銀兩を以てし、一斗に付銀何錢何分と唱へ、淨貨一斗に對する市價を以て、其標準相場となし、一九貨以下各其品種に對する相場を建つるものとせり。明治四十五年五月中に於ける陽高胡蘇の相場略如左

| | | | |
|---|---|---|---|
| 淨　貨 | 一斗に付 | 高平銀 | 八錢五分內外 |
| 一九貨 | 同 | 同 | 八錢內外 |
| 二八貨 | 同 | 同 | 七錢五分內外 |
| 三七貨 | 同 | 同 | 七錢內外 |

銀兩秤は豐鎭陽高共に相等しく、豐鎭秤は豐平と稱し、陽高秤は高平と稱す。今此等を天津行平に比較する時は、天津行平一千兩は豐高兩平の各一千〇二十九兩九錢に相當し、此端數二十九兩九錢は卽ち前者に對する後者の昇水と稱せらるゝものなり。

次に斗は豐鎭に於ては豐斗と稱し、其胡蘇一斗は凡我二十五斤に相當し、又陽高に於ける高斗は胡蘇一斗凡我三十斤に相當せり、而して其形狀豐斗は口廣く底狹き正方梯形にして、高斗は圓柱狀なり。

## 六、荷造及び運送の方法

粟店に於て買付けたる在庫品の庫出は代金支拂と同時なるも、或は之と先後するも、粟店より庫敷料或は保管料等を徵せらるゝ事なしと雖、只其庫出に際しては其桝目を計量するの必要あり、爲に斗用卽ち斗量手數料として一斗に付約銀一分を支拂はざるべからず。又陽高に於ては斗捐局と稱する斗稅徵收官ありて、一斗に付約銀二厘を買手より徵收す。買付又は庫出したる胡蘇は豐鎭に於ては五斗入一俵、陽高に於ては四斗入一俵として麻袋に收納し、麻糸を以て口縫をなし、之に屋號、斤量及番號を記載せる布片を結付け、以て一見他店のものと區別し易からしめ、又同時に汽車積に便するものとす。斤量は之を磅秤（又は磅稱と云ふ。和斤と殆んど相等し）を以て計量し、汽車積に際し貨車噸數に符合し易からしむ。此等麻袋、麻糸、口縫針、布片及磅秤等は、買主に於て豫め天津に於て準備し携帶するを要し、而して包裝賃は一俵に付約銀五厘なりとす。但だ淨貨は其儘麻袋詰となすも、一九貨以下の中下等品にありては買付地に於て之を胡蘇篩にかけ、菜籽子其他の混淆物を篩落して淨貨となしたる後、之を麻袋詰となすこと最

便利なり。此場合に於ける胡蘇篩は、買主に於て豫め天津に於て買求め携帶し置くを要す。而して其篩量は、篩一個に付一日一九貨は約二十石、二八貨三七貨は約十五石、四六貨は約十石にして、篩一個に人夫二名、一人一日の勞銀約銀一錢五分なり。

運送方法は、豐鎭陽高間百二十淸里は荷馬車或は牛車により、馬車ならば一輛十二俵積にして普通二日にて達し、牛車ならば一輛二俵積にして、普通四日を要す。而して其運賃は馬車と牛車とに論なく、一律一斗七分乃至一錢（豐平銀）なり。此等馬牛車は平素多くは農耕に使用せらるゝものなるを以て、農家の閑散期に於ては其供給甚多く、從つて運賃低廉なるも、其繁忙期に於ては之に反し運賃昂貴なるを常とし、又道路頗る險惡なるを以て、雨期に入れば運賃暴騰し、且其供給俄に減少するを常とす。但だ此間に於て不時の障碍とも稱すべきは、時々兵餉輸送の爲、多數牛馬車の徵發せらるゝ事是なりとす。牛馬車の雇入はすべて馬店卽ち牛店馬車問屋の手を經るものにして、運送途上に於ける目減雨濕等に對する危險の負擔は全く該馬店に歸すべきものとせり。而して其契約期間は馬車三日、牛車五日にして、晴雨に拘はらざるものとす。陽高に於ては城內より該火車站に至る約三町、十噸の運賃約高平銀三兩五錢なり。

右の如くして貨物陽高停車場着後は、之を貨車積となす迄の間該停車場前廣場に、露天のまゝ積置かざるべからず。此際貨物の保管は、之を支那運送店に托するか又は自ら之に任ずるかの二途なれども、茲に最注意すべきは以上何れの場合たるを問はず、降雨に備ふる爲高粱蓆子又は天幕等を以て十分之が上覆をなし、又は其下敷としては木材或は石塊等を施し、雨水の滲透を豫防せざるべからざること是なり。何となれば胡麻は其性質最濕氣に弱く、一度濕ひば粒粒相粘着して塊狀となり、品質を損ずること最甚しきを以て也。又貨車運送も運送店に托すると自ら之を行ふとの二法あれども、前者に依るときは陽高天津運賃手數料共和百斤に付約高平銀八分にして、後者依るときは同七分なり。但後者にありては貨物監視人として一名の上乘人夫を要す、貨車積後と雖無蓋車にありては之が十分なる上覆を要するは勿論なり。

又貨物輸送に際し三聯單を携帶するの便宜なるは他處と同樣にして、其豐鎭よりするものは豐鎭三聯單を、其陽高よりするものは陽高三聯單を各豫め天津海關より受領し置き、輸送途中各厘金局に提示し以て其賦課を免るゝものとし、若し然らざれば胡蘇十噸五弗の厘金を徵せらるべし。

通信に關して注意すべきは、豐鎭陽高共に未だ電信局の設置なきを以て、陽高に於ては鐵道電信により、豐鎭に於ては百淸里（轎車一日程）を隔てたる大同府の電信局により、天津其他に打電せざるべからざる不便あること是なり。卽ち前者にありては支那內地普通電報料より多少高價にして、宛名本文共英文一語墨銀二十五仙、漢文一語同十五仙、配達料として一通每に酒手代十仙を徵せられ、後者にありては支那內地普通電報料の外、豐大兩地間電報配達による

時は該料金墨銀四十仙と多少の酒手代を要し、自ら轎車により往復打電する時は轎車賃墨銀四弗（但宿泊料及食料を含む）を要す。

## 七、豐鎭亞麻仁の天津着相場

豐鎭亞麻仁和百斤の天津着見積値段は左の如く計算せらるべし。

一淨貨百斤の豐鎭相場（一斗に付豐平銀七錢替）　豐平銀二兩八錢
一運賃及諸掛
一豐鎭陽高間馬車運賃（一斗に付豐平銀八分）　豐平銀三錢二分
一陽高天津間鐵道運賃（磅秤百斤に付）　豐平銀七分
一店用（買値の二分）　同　上五分六厘
一斗用（一斗に付豐平銀一分）　豐平銀四分
一包裝費用（麻糸及布片代を含み一俵に付）　豐平銀一分
一電信及郵券　同　上二分
一其他雜費　同　上三分
一現銀引出料（百兩に付二兩）　豐平銀六分七厘
合計豐平銀三兩四錢一分三厘

天津より豐鎭向爲替料行平銀千兩に付四十兩として換算すれば如左

一豐銀亞麻仁和百斤天津着値段　天津行平銀三兩三錢八分

# 山東省と日本品

## 芝罘通信

山東には二つの商業的勢力圏がある。昔から流行廢りなくやつて來てる芝罘と、獨逸の足溜りとなつて新しく頭角をもたげて來た青島の二つで、芝罘青島比較論——それは後日のこととし、現在此二勢力の趨向を見ると、萊陽府と海陽縣とを線を以て結び付けた邊りが、丁度鉢合せをやつてる場所で、商品の大勢から云へば、青島に於ける日本品と、芝罘に於ける日本品とは、殆んど大差なしと云てよい。普通我々が重要品と呼ぶものを除き、雜貨的商品に付て研究して見るのに、裝飾品や化粧品を除き、其他の雜貨に於ては芝罘方面の如きは全然日本品の勢力範圍と認めてよい。

### 一、貴行季節

獨り雜貨に限らず、大抵の商品は二大季節がある。春と秋で、二、三、四、五の四ヶ月と、九、十、十一の三ヶ月

合計六七ヶ月は最もよく賣れる。他の季節は全く閑散無爲に苦まざるを得ない。

## 二、販　路

芝罘には二つの商業系統がある。一は山東本土の得意先を相手とするもので、他は對岸の錦州方面及び安東縣の客を相手とする。最近に至つて芝罘の旗色が頗る振はないのは、青島の勃興より以上に、この後者の得意先を奪はれつゝあるからである。

## 三、支那商と其系統

輸入日本品は、十中の八九迄は支那商の手に依りて取扱はれ、邦人の手によるものは僅かに其一二に過ぎない。是は誠に遺憾な次第で、其原因を尋ねて見るに、青島大連が今日の發達を來さなかつた昔、芝罘が北支那に於ける重要なる貿易港として覇を唱へて居た時分に、此地方の支那商は自ら大阪に支店を出し、又は取引店を開くなぞ、日本と密接なる關係を結んで仕舞つた。此關係は今日に至りても尚ほ續いて居て、牢として殆ど拔く可らざるものがある。日本人が彼等と競爭場裡に立つとも、稍もすれば彼等に一籌を輸し、常に遜色あるを免れない。現在芝罘の支那商で大阪に支店を有するものには

雙盛泰、聚興長、同泰和

出張員を有するものは

中和盛、中盛義、恒祥和

等があるが、取引關係を有するものは此外殆ど二十餘りもある。

是等大阪と取引關係を有してる支那商を假りに大阪幇と名ければ、之れに對して最近大連幇なるものが起つてきた。是れは大連の發展に連れて、日本雜貨を大連から仕入れるもので、其重なる商人には

順成恒棧、文盛興、同昇德、同成號

等がある。彼等の勢力も亦中々優勢で、此の二つの系統には各々特色がある。

大阪幇に屬するものは、年來久しき營業基礎を有し、商業振りも至つて老實で、新らしい商品が出來ても中々手を出さない。極めて手堅い處があるが、後者の方は何れも新進の徒で、薄利多賣の方針で、苟くも利益のある處必ず之に向ふと云ふ遣口で、營業振りは多少浮氣な點もある、又前者には大資本のもの多く、後者には小資本のものが多い。

## 四、賣込の方法

無論各商品に依りて違つて居るが、玆には一々商品を列擧して其賣込方法を研究することを避けて、大體に付て述ぶれば、燐寸、紙、海產物等の如く、一口で相當に纏つて居てしかも古くから販路を有して居る商品ならば、前陳の大阪系の支那商人と競爭を覺悟して掛らなければならぬ。飽く迄も彼等を壓倒するか、さもなくは彼等の或る一口を買收するが得策である。一口で餘り纏つて居ないで新らしく販路を求めんとする商品、例へば腿帶子、帽子のやうなものなら、大連系統の商人を目標に置いて策戰するが捷徑である。當地にも色々商業慣習があるが、是れは實地に當

れは直ぐ分ることで、只だ如何なる商人に向つて手を下すかゝ最も考を要すべきことだと思ふ。

**五、支那商人は委托主義**

棉糸棉布のやうに金高に上るもので、しかも相場に鋭敏激烈なる變動のあるものは格別だが、大抵の商品は支那人間にあつては委托主義を以て取引されてる。例へば山東の豆糟、南京豆、豆素麺等を南支那に賣る引合や、又た南支那から麥粉、砂糖などを賣込むのにも凡て委托主義で行はれてる。手紙又は電信で引合つた結果、値段が出合はなければ荷物は積み出さぬと云ふ筆鋒で此の方面に侵入を試みんとするのは、先づ不可能と云つてよい。たとひ相場は一時出合はなくとも、何時か出合ふ時もあらう、被委托者は最良の相場で賣つて呉れるに相違ないと云ふやうな堅い自信の下に、全然道德的信用主義を以て平氣で荷物を動かしてる。處が我々にはそれが出來ない。此點に於て支那商人は吾々よりは遙かに進んだ組織を持つて居る。けれども之は信用を基礎とした話で、如何なる商品にも適用されるか否かは大なる疑問で、商品に依りては隨分愼重なる研究を要すると思ふ。吾々は日本商品の販路を擴張し、或は新に商路を開拓せんとするに際しては、此委托主義なるものを最も注意を以て研究する必要があると思ふ。

# 模範紡績工場設立の計畫

今回上海に於ける支那人有力者等は方今支那に於ける綿絲棉布の需用莫大にして、其の輸入額も輸入商品中主位を占め、加之日本及上海に於ける外國人經營諸紡績會社の成績良好にして其の利益配當の少額ならざると、近時印度紡績工場の增錘等に鑑み利益外流を防壓するを目的とし、我豈に垂死の印度人の後に瞠著たらんやの意氣を以て、張謇朱葆三、周金箴、樊時勛、王一亭、嚴漁三、孟雲台外數氏發起となり、資本金二百萬兩を以て最新式電動機を使用し、外國品に劣らざる精良品を製出し得るの模範紡績工場を上海に設立せんとする計劃をなし、既に其の株式の募集に着手したり。而して其の株式の四分の一は發起人に於て引き受け、公衆募集は晩くも舊曆十二月末迄に滿株ならしむる豫定なり。其の成立を急ぐ理由は目下銀價騰貴し外國よりの機械購入に對し頗る有利なるを以てなり。今其の內容を聞くに左の如し。

當會社は模範棉工廠と稱し、有限株式組織の會社にして其組織權義は法律の制定する所に遵ひ

(一) 本廠を上海に設立す。

(二) 各國の長所を集め最新式電動機を使用し、鋼球式を採用し建築及機械類は利便と衞生と堅牢とを主と

し、製品最精にして工料最省、以て模範工廠たるに負かざらんを期し。

(三) 資本は二百萬兩二萬株となし、一株百兩十二月末迄に募集し應募定額に達するを俟て會社成立の準備に着手す。

(四) 募集締切後株主會を開き、董事監査員等を選擧し創立の事務に從はしむ。

(五) 株式應募者は先づ銀十兩を納め、董事會成立後其の議定せる期日迄に殘額を拂ひ込むべく、期限に後るるものは前納金を沒收すべし。

(六)(七)(八) 株式應募者は必ず實姓名を報告すべし。株式には正息として年八分の官利を附す。百株以上の株式勸誘者には報酬として紅股五株を贈呈す。但し紅股には官利を附せず。

(九) 當工廠の營業所得は正息たる官利を除き其の餘を十三分し、十分を以て株主の配當、積立、償却金等に充て、三分を以て發起人及董事監査員支配人事務員等の勤勞賞與となす。

而して其の收支豫算なるものを見るに、若し最新式電動機を用ゐる時は第一に從來の工場の如く烟筒石炭格納倉灰棄場貯水池其の他の設備及之に要する土地を甚しく節約するを得べく、從て又從來の工場より生ぜし塵埃等の飛散を防ぎ衞生上甚だ有利なるのみならず、毎一萬錘に對し三萬の費を省く事を得べしと云ふ。而して其の利益計算の目安は目下上海に在りて最新式電氣機械を使用し最も良好なる成績を擧げつゝありと噂せらるゝ內外棉花會社第三工場の成績を參照せり。卽ち原棉百斤二十六兩一梱三百四十斤として原棉計八十八兩四錢、毎一梱工費九兩落綿一兩五錢を除き原綿工費共總計九十五兩九錢、然るに現時其の製品たる水月印は一梱百〇八兩なるを以て差引一梱に付十二兩一錢の利益にして該工場目下の狀況は錘數二萬、其の機械家屋其の他資本六十萬兩にして一年の就業日數三百日、製造高一萬五千梱卽ち利益十八萬餘兩を得、百兩に對し三十兩の利益を擧げたり。而して新工廠製品は該工場と同等以上の良品を出す計畫なれば、猶該工場製品以上の價格を保つを得べく、機械工業なるものは規模大なれば大なる程費用を減少し得らる原則なるを以て、當廠は該廠に比し有利なるは疑ひなしと、其の建設費及び利益豫算は左の如し。

| | |
|---|---|
| 工場敷地買收費(約一萬二千坪) | 六萬兩 |
| 工場事務所住宅其他建築費 | 三十六萬兩 |
| 錘購入費(五萬) | 五十萬兩 |
| 紡績機械附屬品乾燥器吸塵器其他電動機等 | 十七萬兩 |
| 織布機二千臺及其附屬機械電動機其他 | 三十二萬兩 |
| 棉打機其他電氣及附屬品 | 二萬兩 |
| 据付費 | 三萬兩 |
| 合計 | 百四十六萬兩 |

其餘五十四萬兩を以て原棉購入工費其の他の流動資金に充當す

而して其の收入は

毎梱利益(前揭計算に依る)十二兩一錢にして一年間の製出高三萬七千五百梱卽ち四十五萬三千七百五十兩

綿布、一日製出高二千疋（一疋綿絲十四磅を用ひ一磅を二錢六分七厘として原糸三兩七錢四分工費四錢計四兩一錢四分）之を目下恒豐工場より製出する喂馬印の市價四兩五錢五分四厘と同價格に賣却するとして毎一疋利益四錢一分四厘一年間の製出高六十萬疋此の利益二十四萬八千四百兩

打綿廠に於ける出棉毎日四百擔利益三錢として一日二十兩、一年間三萬六千兩

合計　七十三萬八千百五十兩

而して屑棉油棉等は之の計算に加入せず、若し精細に是等を計算する時は猶幾何の利益を增すべし。而して之の豫算により一株當りの利益を計算するに實に一株（百圓）に對し三十六兩九錢餘卽ち三割六分九厘强に當り、官利八分を除くも猶一株に對する配當額二十八兩九錢餘卽ち約二割九分弱に當る。之を以て日本の鐘淵紡績會社の時に年四五割當地三井洋行の上海三泰兩紡績工廠の年三割九分等に比する能はずと雖も又以て紡績事業の利益の莫大なるを觀るに足るべしと。

然ども吾人を以て之を見れば從來支那人のみにして經營せる會社組織のものが其の設立當時の理想に反し、各從業者が己れを利するに急に幾何ならずして情弊百出遂に頭初の利益を納むる能はざるのみならず、往々にして缺損に終る事殆んど皆然らざるなきの狀勢に鑑み、果して新工廠が彼等の聲言する如き好結果を收め得るや否や頗る疑なき能はずと雖も、該廠出現に對しては我當業者亦注意を怠らざるの必要あるべし。

# 滿洲だより

十二月三十日　大連　朔北生

○滿洲へ輸入せらるゝ日本小巾綿布は竪糸十六手横糸十二手位の糸を使用致し其巾は尺貳寸長さ五丈五寸を以て一匹と致し居申候其重量は種々有之申候へど大抵は五百匁より五百五十匁迄有之三井洋行發賣の品は目方重く候何を申すも從來の土布に比しては組織緻密にして外觀美麗に有之其上にも價格も低廉にて白布は一匹洋錢貳圓三四十錢に過ぎざれば其賣行は中々と良好にて漸次土布の販路を奪ひ申候其初めて滿洲へ輸入されたるは去る明治三十八年の秋と記憶致し居申候爾來一進一退致し申候へど貿易額は次第に增加を示し申候誠に邦家の爲め賀すべきの次第に御座候

「シーチング」は支那人は普通花旗布と申居候一般に地質厚く價格低廉の爲め大に歡迎され申候當滿洲市場に集散するものは日、英、米及上海粗布に有之申候日本品は品質に於ては米國品に劣り光澤に乏しく織方も粗雜なれど價格の低廉なる爲め大に滿洲の民度に適し需要旺盛にて聯合紡績の努力と相待てよく市場に雄飛し僅々十年以內に米國品と其地位を顚倒せるは實に痛快なる次第に御座候

○滿洲にて需要する石油は一年約百萬箱以上に及ぶとの事に御座候輸入は從來は主として營口より致居候處近年に至りては大連の石油タンク危險棧橋の設備完成と共に大連經由のもの多數と相成申候爾來滿洲に於ける石油は米國の美

孛油の獨占なりしに去る明治四十二年頃より亞細亞石油輸入せられ更に露國油の輸入あり市場は三油の混戰に有之申候美孛油は品質優良にして其根據も固く尤も優越せる地位を占め居申候露國油は品質は美孛油に及ばず候へ共一罐の分量他の二者よりも多く候間實利主義の支那人間に相應の賣行有之申候亞細亞油は兎角に油煙多く光明も乏しく候へど非常に安價なるにより田舍向として其賣行中々と活潑に有之申候

○滿洲殊に奉天省に於ける貨幣制度は大分複雜致し居候從來の小銀貨に對して發行せられたる紙幣は奉天にては奉天官銀號、大清銀行、交通銀行、黑龍江官銀分號等よりして一時は携帶に便なる爲め寧ろ正貨よりも歡迎致され申候其後革命亂と共に銀行の信用程度曝露して著しく流通力を減殺され兌換の請求に對しても種々の制限を加ふるに至り申候支那銀行界の革命貨幣制度の改革は早晩免れ難き所と被存申候

○大連に設立せられたる重要物產官營取引所は信託會社開設の前途混沌として測知する能はざる爲め未だ開所の運に至らず候、兎に角世界に類例なき官營取引所のことゝて種々の疑問續出の狀態に有之信託會社の難產と共に遂には同取引所を民營とするの可なるを說くものも有之申候、然れ共都督府は飽く迄官營を主張致し居申候間是とても實行覺束なく信託會社の運命も今日の所未定に有之申候間同取引所の權能を發揮するの時期は今日の所豫測し能はざるの狀態に有之申候

○大連に於ける小銀貨相場は最近に於て正金銀票に對して百十五圓金紙幣に對して百十一圓を示し申候實に例年に比しては約五割方の騰貴に有之申候銀塊相場の昂騰は大原因なるや明なるも又支那銀行紙幣の濫發と兌換の基礎薄弱にして銀行の信用なきより硬貨の暴騰を見たること、存申候小銀貨の騰貴の爲め有利なる地位に立つは綿絲布を主とし諸雜貨の輸入業者にて輸出業者は一般に少なからざる苦痛を嘗め居り申候

○大連に於ける川崎造船所船渠は昨今非常に多忙を極め居り申候大豆輸出のシーズンと相成り來航船多數來集致し其修繕を要するもの多く又一方船舶輸入稅を免る、爲め大連に船籍を置く船舶の增加となり檢查を受くる爲め入渠するも多く從て此活況を呈し申候現に河本氏所有船和田丸（三、二〇〇噸）辰馬組の所有船千壽丸（四、六〇〇噸）も入渠致し居り申候

○吉林省にては吉林時報及支那新聞吉長日報新吉林報の三社主唱となり明春一月吉林にて東三省日支記者大會の開催を計畫し吉林都督及本邦領事の贊助を得て愈々一月十八日より三日間吉林にて開催の事に決定致し申候從來日支兩國の新聞紙が相方の誤解より互に詆刺して國交上に阻害を及ぼす事ありたるは一般の憂とせる所なりしに今此會合により相互の意志を疎通し交誼する事を得ば誠に至幸に御座候

○大連を基點として沿岸航路に從事し居たる北淸輪船公司は今回組織を變更して大連汽船合名會社と改稱して河邊田

中兩氏の出資金十萬圓にて從來通り營業する事と相成申候

○過般來暴落に亞ぐに暴落を以てし遂に銀に對して八吊八百文に相成申候吉林官帖も年末需要時季に入れると銀票を擔保として官帖を借入るゝものある爲め少しく活氣を呈し昨今にては金に對して五吊七百文正金銀票に對して五吊八百五十文羌帖に對して五吊八百文小洋錢に對して五吊百文銀に對し八吊五百文と相成更に上向の傾向を示し居り申候

○北淸諸港及安東の結氷と共に大連へ集る船舶多く去る二十五日には在港船二十五隻總噸數五萬六千噸に及び申候從て海運界は中々の好況にてチャター界は忙殺せらるゝの有樣に有之噸三圓より三圓二十錢にて契約締結せらるゝの有樣に有之申候

○本年歐洲に於ける綿實、阿麻仁の安値は格別にて大豆豆油の輸出は全然不引合にて市況沈滯致し居り申候殊に巴爾幹問題の爲めに運賃の昂騰を見たる爲め益々輸出を不振ならしめ申候昨今歐航運賃稍々下落を來し候へど歐洲の相場は到底元高の末安にて二十四日佛汽船アンナン號(六、〇〇〇噸)に二千噸の大豆をポートサイド、アントワープ宛にて積込申候へど之は種子としての需要にて本年は歐洲輸出の盛況は見込なきもの丶如くに御座候

○本年大豆作は頗る順潮なりしも收穫前甚しき降霜ありたると出廻期に際して降雪あり道路泥濘となり出廻り遲れ居たりしに昨今に至りては大連埠頭への到着は著しく增加して毎日二百車を超え遂に埠頭滯貨十萬噸を見るに至り申候

○關東州に於ける水田稻作は目下未だ試作中に有之候に付是を以て滿洲米作の前途を卜する事は出來ざるも今試作の結果を聞くに大連管內にては一反步米一石乃至一石四斗の收穫有之耕作法の改良稻種の選擇播種法は注意せば一反步六七俵迄の增收は充分見込ありとの事に有之申候旅順管內にては一反步より米一石六斗五升の收穫有之金州管內にては米二石四斗餘の收穫有之前途中々有望なりとのことに御座候

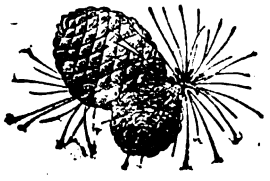

# 中華民國元年十二月中 時報

## 政治、外交、軍事、教育

### 大官の移動

十二月一日

任廣西民政司長　陳樹勳
任廣西財政司長　嚴寵
任廣西司法司長　張仁普
任廣西教育司長　唐鐘元
任津海關監督　徐沅
海軍第一艦隊司令官に充つ　藍建樞
海軍第二艦隊司令官に充つ　徐振鵬

同　二日

任直隸陸軍測量局々長　梁心田
任河南軍政司長　王丕煥
陸軍工兵上校を授け並に陸軍小將銜を加ふ　唐伸寅
　　肅佐漢
　　呂丹書
　　朱樹章
　　劉家栓
陸軍砲兵上校を授け並に陸軍小將銜を加ふ　張正基
陸軍輜重兵上校を授け並に陸軍小將銜を加ふ　肅慕何

同　三日

任福建鹽運使　吳徵鑑
任兩廣鹽運使　林炳章
任兩浙鹽運使　張栩
任廣東護軍使　陳炯明
任廣東護軍副使　龍濟光

頭等台吉を給與す　布彥圖古楞

郭爾羅斯後旗三等台吉　望楚克

管旗章京銜台吉を給與す　梅楞章京　克里克色木帙

二等台吉を給與す

同　勒丹賛呢

同　瑪那遜烏勒

同　吉呢克莫特

三等台吉を給與す　孟柯德勒

同　格爾巴圖爾

同　托克達瑪克

浦口商埠事宜督辦を任ず　莊蘊寛

任山東濟南府知事　丁惟魯

任山東東昌府知事　宋紹唐

任山東沂洲府知事　王鴻陸

任山東曹洲府知事　丁鎧

同　五日

鎮國公に進封す　阿拉善旗親王塔旺布魯克扎勒の次子

頭等台吉　達里旺喜

郡王に進封す　額濟納旗貝勒　達什

輔國公に進封す　額濟納旗貝勒達什の長子

頭等台吉　圖布行巴雅爾

頭等台吉に進封す

二等台吉　精米子珊格

二等台吉に進封す

三等台吉　薩本

任陸軍第三師參謀長　蕭耀南

任陸軍第四師參謀長　唐國謨

依願免本官　財政部僉事　黃序鵷

同　七日

授陸軍中將　黃鉞

任黑龍江提學使　涂鳳書

楊玉如　高一某

彭琦昌　雷鏡山

易楫公　郭鳳期

張民達　徐期

熊克武　鄭鍔

張大義　劉嶸

景定成　柳谷

俞焜中　蔣式凡

趙鴻行　鄭烈

郭健公　楊應錕

李錦公

兼任臨時稽勳局調查員

任陸軍部科長　熊一弼

鄧胡華

陸軍部科長　朱兆熊

依願免本官

同　八日

授海軍上將　薩鎮冰

授海軍中將　沈壽堃

同　十一日

親王を追贈す　科爾沁扎薩克和碩親王阿穆爾靈圭の父

故貝勒那爾蘇　福晉を追封す
同親王の故嫡母愛親覺羅氏　福晉に進封す
同親王の現存生母王氏　任國史館々長
王闓運　任山東軍政司長
蔣廷梓　海軍總司令に任じ並に海軍中將を授く
李鼎新　任山東登州府知事
孫熙澤

同　十二日

陳恩厚　任外交部司長
張毅　授陸軍中將
毛繼戊　任陸軍部參事
師蹕章　任河南陸軍測量局々長
張承禮　任軍官學校教育長
韓國鈞　依願免本官、上京を命ず
徐鼎康　吉林民政司任吉林民政使
黃鶴年　本職を褫奪し歸籍せしむ

同　十三日

馬龍標　山東鹽運使
授陸軍中將

同　十四日

陳景華　任廣東警察署長
鄭有叙　新疆吐魯蕃廳同知に任ず

同　十五日

陸建章　陸軍上將を授く
江朝宗　陸軍中將を授く
倪嗣冲　各通
雷震春
陸錦　廣東軍政司長に任ず
劉承恩　晉北中路司令官に任ず
洪承點　江南寧鎮澄淞四路要塞總司令に任ず
鄧鏗　第十四師々長に任ず
朱泮藻　第二十七旅々長に任ず
杜持　第二十八旅々長に任ず
蔣國斌　軍官學校々長に任ず
孫葆銘　陸軍步兵上校に補す
蔣方震　依願本官を免ず
陳寬沅　軍官學校々長
趙理泰　商務視察の爲め南洋へ出張を命ず並に僑商と聯合して內地開港事宜を籌辦せしむ
張振勳

同　十六日

汪瑞閔　江西民政長に任ず
尹昌齡　四川內務司長に任ず
董修武　同財政司長に任ず
裴鋼　同司法司長に任ず
王章祐　同教育司長に任ず
王國輔　同實業司長に任ず
黃德潤　雲南司法司長に任ず
劉長炳　新疆司法司長代理に任ず
孫志曾　雲南高等審判廳長に任ず

●蔭●姜●桂●題●昌●馮●卒●國

同高等檢察廳檢察長に任ず　謝光宗

鎭江關監督に任ず　袁思永

金陵關監督に任ず　黃瑞麒

蘇州關監督に任ず　陳昌穀

蕪湖關監督に任ず　楊士晟

杭州關監督に任ず　胡翔林

浙海關監督に任ず　孫寶瑄

甌海關監督に任ず　胃廣生

粵海關監督に任ず　胡銘槃

潮海關監督に任ず　朱孝威

山海關監督に任ず　夏偕復

財政部僉事に任ず　屠文溥

各通　吳介璋　彭程　萬王天培

陸軍少將を授け並に中將銜を賜ふ　金紹曾

吳昭麟

毛繼成　林翁之

沈郁文　麟

魏宗瀚　徐樹錚

各通　商震　萬廷獻

陳蔚　羅澤暘

黃治坤　劉懋政

方聲濤　周家樹

陸軍少將を授く　長青

禁衛軍參謀長に任ず　丁效蘭

陸軍第六師參謀長に任ず　羅開榜　葉樂民

陸軍々需監を授く　方聲

陸軍々醫監を授く　阿巴哈那爾札薩克郡王銜貝子　車凌多爾濟

郡王に進封す

同　十七日

烏珠穆沁札薩克貝勒　棍布蘇隆

郡王に進封し並に親王銜を加ふ

章隆阿里雅班第達堪布呼圖克圖

黃纓綠圍軍に坐乘を許し並に車臣堪布の名號を給す

同　十八日

稅務處督辦に任ず　周學熙

同會辦に任ず　孫寶琦

陸軍中將を授く　張其鍠

海軍部參事に任ず　劉傳綬

同視察に任ず　陳復

同科長に任ず　陳作舟

交通部秘書に任ず　陳毅　袁長坤

奉天鹽運使に任ず　鄧邦述

四川巡警總監代理に任ず　戴鴻疇

江蘇民政司秘書に任ず　沈恩孚

北吐爾扈特盟々長札薩克和碩布彥圖親王

鄂羅勒莫扎普

進むべき爵なきを以て男子出生の際該子を頭等台吉より

輔國公に進封すべし

同　十九日

各通　同右翼副盟長札薩克頭等臺吉　棍・布札晉
同左翼札薩克頭等臺吉　普恩楚克車林
輔國公に進封す
副都統を以て名記せしむ

察哈爾游牧總管　車林
總管を以て記名せしむ　左翼副總管　哈岱
同　左翼副總管　車登
七等嘉禾章を給與す

賽布拉特游牧千戶長　唐古特
同　曼畢特游牧千戶長　加勒巴海
同　吐爾吐勒游牧千戶長　庫克色根
同　克勒依游牧千戶長　吐爾蘇伯
貝勒に進封す

青海左翼正盟長固山貝子　那木登吹
鎭國公に進封す　同副盟長輔國公　素那木達什
青海右翼正盟長貝勒銜固山貝子　吹木丕勒諾爾布
貝勒に進封し並に郡王銜を加ふ
貝勒に進封す　同　副盟長貝子　薩什那木濟勒
西烏珠穆沁親王　索諾木喇布坦
一時錫林果勒盟々長印務代理に任ず
阿巴哈那爾札薩克郡王銜貝子　車凌多爾濟
一時錫林果勒盟副盟長印務代理に任ず
江蘇內務司長に任ず　馬士杰
同財政司長に任ず　龔傑
同教育司長に任ず　黃炎培
同實業司長に任ず　黃以霖
彭世安　楊■漢光　彭丕昕　鄭人康
葛崑
臨時稽勳局調查員を兼任せしむ

同　二十日
四子王旗協理臺吉に任ず　鄂勒哲依
廣東外交司長に任ず　羅泮輝
同民政司長に任ず　錢樹芬
同財政司長に任ず　廖仲愷
同教育司長に任ず　鐘榮光
同實業司長に任ず　關景淼
陸軍少將を授く　易甲鵬
參謀部課長に任ず　范騰霄
土觀呼圖克圖
圓覺妙智の名號を加封し黃幃車に賞坐せしむ並に銀五千圓を賞す

向　二十一日
綽爾濟の名號を給與す　沙畢常斯達巴
同　菲色木布
同　得欽扎布
察罕殿齊呼圖克圖
普應眞如の名號を加封し黃幃車に賞坐せしむ並に銀五千元を賞す

各通　瑞應寺商卓特巴札薩克喇嘛業希桑布
普安寺畢立格圖默爾根堪布の代理

紫綬を賞用せしむ　札薩克喇嘛　業希毫爾羅

同　二十二日

熱河都統に任ず（赴任迄代理貴福）　熊希齡

察哈爾都統に任ず（赴任迄代理何宗蓮）　殷芝貴

廂紅旗滿洲都統に任ず　溥倫

漢粵鐵道事務會辦を命ず　詹天佑

同　二十三日

中國銀行事務管理に任ず　孫多森

依願直隸署布政使を免ず　曹銳

陸軍中將に任ず　向瑞琮

陸軍少將に任じ中將銜を加ふ　連承基

陸軍少將に任ず　蔣方震　張承禮　劉慶恩　楊肇錫　李廷玉　周葆貞　劉麒　商德全　金永炎　尹國志　沈汪　李延達　顧琢塘

安徽軍政司長に任ず　郭延

四川陸軍測量局々長に任ず　陳瑛

東三省陸軍測量局々長に任ず　吳台　沙海昂　陶孫　鐘林

外交部檢事に任ず

交通部技正に任ず

交通部視察に任ず

守護軍防禦に任ず

同　二十四日

依願順天府府尹を免ず　丁乃揚

順天府府尹に任ず　張廣建

大理院推事に任ず　林棨

署黑龍江黑河道に任ず　張壽增

陸軍上將銜を加ふ　倪嗣冲

陸軍上校に任じ少將銜を加ふ　王毓秀

三等文虎章を給予す　馬繼增　周茂冬

同　二十五日

湖南外交司長に任ず　栗堪時

廣東護軍使兼廣東陸軍々長に任ず　陳炯明

蒙古鑲白旗副都統に補す　寶熙

蒙古正紅旗副都統に補す　范一惠

蒙古鑲紅旗副都統に補す　袁乃寬

江防步隊第一旅々長に任ず　蘇謙

軍需學校々長に任ず　張叙忠

軍醫校々長に任ず　李學瀛

陸軍獸醫學校々長に任ず　姜文熙

三等文虎章を給予す　吳俊陞

四等文虎章を給予す　王良臣

二等文虎章を給予す　尹昌衡

四等文虎章を給予す　顧占文

五等文虎章を給予す　李延達

六等文虎章を給予す　劉瑞麟

彭日昇　丁成信　李燊森　舒雲山

七等文虎章を給予す

同　二十六日

安徽財政司長を免す　穆　　儁

安徽財政司長に任す　史推思

山東省泰安府知事に任す　李國均

同知事を免す　馮慶思

陸軍中將を授く　閻鴻飛　蔣國均

陸軍少將を授け中將銜を賜ふ　程潛量　錫　梁

陳強　黃懋鳴

張翼鵬

唐蟒　俞應麓

劉槐森　張益謙

彭世安　覃鎏欽

葉舉　陳自先

王麒　孫葆璐

林之夏　王丕煥

各通　張仁奎　楊瑞文

徐寶珍　申正邦

柯森謙　李玉昆

蘇　王天縱

何克夫　任鶴年

蔣國斌

陸軍少將を授く　周家樹

陸軍中將銜を加ふ　陸軍少將　王占元

湖南民政司長に任す　仇　鼇

同財政司長に任す　陳炳煥

同司法司長に任す　蕭仲祁

同敎育司長に任す　吳景鴻

同實業司長に任す　劉承烈

同　二十七日

北京大學校長署理に任す　何燏時

北京大學校長を免す　章士釗

代理北京大學校長を免す　馬良

農林參事に任す　鄭憲武

吉林臨時府知事に任す　熊冕章

郭原羅斯後旗鎭國公　達普林札普

貝子に進封す

一等に進敘す　國務院祕書長　張國淦

同　二十八日

特に勳二位を授く　將翊武

特に勳三位を授く　鄧玉麟

直隸大名鎭總兵に任す　梁葆森

陸軍步將を授く　李進才

徐占鳳　李長泰

各通　衞興武　馬廷襄

陳永祿　方成五

顧鴻思

陸軍少將を授く　王占元

曹錕

李　純　二等白鷹章並に一等文虎章を授く

盛永祥　何豐林　一等文虎章を授く

王金鋭　周符麟　同　二十九日　駐白耳義國公使に任ず

馬繼增　安徽敎育司長に任ず　同上を免ず

王●江　鄧藝孫　蕭展舒　余定華　唐蟒誠　楊蓋齡　易棠　安徽都督府參謀長に任ず　福逮陸軍第十四師參謀長に任ず

王●廣●折●瞬　陸軍中將銜を加ふ　陸軍少將に任じ中將銜を加ふ

段承獻　陸軍少將に任ず

余南生　劉文錦　雷壽榮　姚任支　覃龍范　黃慕松　邵保　胡龍驤

楊玉　劉一清　張聯芬　史久光　朱和中　應龍翔　范熙績　黃禎祥

王者化　羅佩金　賈德耀　孫烈臣　汲金純　張承治　周維藩　林紹斐　顧希雲　艾忠琦　孫淵　張春隆　顧品珍

周道剛　管雲臣　晉欽保　張海鵬　舒和鈞　陳希義　劉英　朱壽同　曾師舒　蕭展森　趙南軒　林德普　方玉錦　馬儲賓　王世籌　黃篤謹　徐華清　孔繁蕃　景琪

陸軍測量監に任ず　陸軍々醫監に任ず　山西第一師步兵第一旅々長に任ず　寧夏協領に補す

# 戒嚴令

（十二月十五日公布）

第一條　偶々戰爭又は其他の非常の事變ありて全國或は一地方に對して兵備警戒を用ふべき時は大總統は本令により戒嚴を宣告し或は之を宣告せしむる事を得

第二條　戒嚴の地域は分ちて二種とす

一、警備地域

二、接戰地域

第三條　警備地域は戰爭或は其他非常の事變に遇ひたる際警戒すべき地域とす

接戰地域は敵の攻擊或は包圍に依りて攻守すべき地域とす

前二項の地域は時機の必要に應じ區劃して之を布告す

第四條　戰爭の際要塞、海軍港、海軍造船所及其他鎭守府地方が遽に包圍或は攻擊を受けたる時は該地司令官は臨時戒嚴を宣告する事を得

出征司令官が戰略上より臨機處分すべき時も亦同じ

第五條　遇々非常の時變ありて戒嚴すべき時は該地司令官より大總統に申請して之を行ふ若し時機切迫し且通信斷絕して申請するに由なき時は該地司令官は臨時に戒嚴を宣告する事を得

第六條　第四條第五條の規定により臨時に戒嚴を宣告する司令官は軍長、師長、要塞司令官、警備隊司令長官、艦隊司令長官、軍港鎭守長官、或は特命司令官に限る

第七條　第四條、第五條の規定に依り臨時に戒嚴を宣告したる時は戒嚴の情狀及事由を速に大總統及其隷屬する所の長官に呈報すべし

第八條　戒嚴宣告の地域は時機の必要に應じ之を改定する事を得

第四條より第七條に至る規定は戒嚴區域の改定に於て之を準用す

第九條　警備地域內に在る該地方の行政及司法事務は軍事と關係あるものに限り其管轄權を以て該地の司令官に移屬す

前項狀況の地方に於ては行政官及司法官は該地司令官の指揮を受くべし

第十條　接戰地域內にある該地方の行政及司法事務の管轄權は該地の司令官に移屬す

前條第二項の規定は接戰地域に於て之を準用す

第十一條　接戰地域內に於て軍事と關係ある民事及刑事の案件は軍政執法處にて之を審判す

第十二條　接戰地域內に法院なきか或は其管轄法院と交通斷絕したる時は軍事と關係なき民事及刑事の案件と雖も亦軍政執法處にて之を審判す

第十三條　第十一條の審判に對しては控訴及上告する事を得ず

第十四條　戒嚴地域內の司令官は左記各款の事件を執行する權あり其執行によりて生ずる損害は賠償を請求する事

を得ず
一、集會、結社或は新聞、雜誌、圖畫、廣告等にして時機に妨害ありと認めたるものを停止す
二、凡そ民有物品にして軍需の用に供すべき者は或は時機の必要により其輸出を禁止す
三、私有の銃砲、彈藥、兵器、火具及び其他の危險物を檢查し時機の必要により之を押收し或は沒收する事を得
四、郵信、電報を檢閱す
五、出入の船舶及び其他の物品を檢查し或は海陸の交通を停止す
六、交戰によりて止むを得ざる時人民の動產不動產を破壞燒毀する事を得
七、接戰地域內は晝夜を論せず家宅、建造物、船舶中に侵入して之を檢查する事を得
八、接戰地域內に寄宿するものは時機の必要によりて退出せしむる事を得
前項第六款の被害人に對しては酌量して之を撫卹すべし
第十五條　戒嚴の事情終止したる時は直に解嚴の宣告を爲すべし
第十六條　戒嚴は解嚴宣告後に於て其效力を失ふ
第十七條　本法は公布の日より施行す

## 衆議院議員選擧法

參議院議員選擧法は十二月八日より施行せり同日公布せられたる衆議院議員選擧期日令によれば第一期選擧期日は左の如し
第一條に民國二年二月十日各省議會の參議員を選擧す
第二條に蒙古と青海の選擧會の同議員選擧は二年正月二十日を以て擧行す
第三條西藏同選擧亦第二條に準じ二十日を過ぐる能はず
第四條中央學會の參議員選擧も二年二月十日擧行す

## 衆議院議員覆選擧選擧票施行法（十二月十三日公布）

第一條　戶籍法の施行前は衆議院覆選擧の選擧票には法令に依り被選擧人の姓名を記する外被選擧人の族籍を併記すべし
第二條　同一選擧區に於て同姓名同族籍の被選擧人二人以上ある時は衆議院議員初選擧同姓名者被選決定法の規定を準用す
第三條　本法の規定は參議院議員選擧及省議會議員覆選擧票に準用す
第四條　本法は公布の日より施行す

## 衆議院議員初選擧同姓名者被選決定令（十二月十三日公布）

第一條　人戶籍の未公布施行以前は衆議院議員の初選擧に同一選擧區に於て同姓名の被選擧人二人以上ある時は別に方法ありて其當選が何人に屬すべきかを證明し得る外

決選投票方法によりて之を決定す

前項の證明は三日内に十人以上の本投票區選擧人が實ならずと確認する者あれば仍ほ決選を行ふ

第二條　同姓名者の決選投票は若し住居が各々一投票區なる時は各本投票區に就き分別之を行ふ但地方の便宜に依り選擧監督にて臨時に適當なる一投票所を擇び連合して投票せしむる事を得

第三條　同姓名者の決選投票は一日前各該本人の職業及住所を分別記載して投票所に掲示すべし

第四條　同姓名者の決選投票には選擧票に被選擧人の姓名を記する外被選擧人の職業及住所を附記すべし

第五條　同姓名者の決選投票は得票の比較的多數なる者を以て當選とす票數同じければ抽籤にて之を定む

第六條　同姓名者の決選投票には衆議院議員選擧投票紙投票箱管理規則及び開票規則の規定を準用す

第七條　本令の規定は省議會議員の初選擧に之を準用す。

第八條　本令は公布の日より施行す

## 省議會議員第一期選擧期日追加令

（十二月十六日公布）

第一條に左の第四項を加ふ

若し第一次延期の期滿ちて尚ほ各地方が事情止むを得ずして期限の如く擧行する能はざる時は選擧總監督は理由を具して内務部に申請し再び延期する事を得、其期日は内務總長に於て分別査定す、但し本令第二條第三條に定めたる期日より二十六日以上に延る事を得ず。

## 衆議院選擧人及省議會選擧人總數一覽表

| 省別 | 衆議院選擧人總數 | 省議會選擧人總數 | 電報日限 |
|---|---|---|---|
| 直隸 | 六、一九五、七五七名 | 六、一九五、九二〇名 | 十一月二十七日 |
| 奉天 | 八九六、四〇八 | 八九六、四八六 | 十二月五日 |
| 吉林 | 一〇八、八三五 | 一〇八、八三五 | 十一月十一日 |
| 黑龍江 | 二八八、二三四 | 二八八、一九一 | 十一月廿八日 |
| 江蘇 | 一、九三九、三六八 | 一、九三九、三六八 | 十一月三日 |
| 安徽 | 一、四五〇、九〇三 | 一、四五一、〇六三 | 十二月七日 |
| 江西 | 四、九八〇、八八三 | 四、九七二、六九二 | 十一月二十三日 |
| 浙江 | 一、一八四、六二九 | 一、一八五、一一四 | 十一月二十八日 |
| 福建 | 一、二八三、三四八 | 一、二八三、五八五 | 十一月十八日 |
| 湖北 | 五、六七〇、三七二 | 五、六七〇、八一七 | 十二月十七日 |
| 湖南 | 二、二七七、四一四 | 二、二七七、〇六九 | 十二月十七日 |
| 山東 | 一、三六八、一八四 | 一、三六九、六三二 | 十一月二十日 |
| 河南 | 一、六八八、六三二 | 一、六八九、五六三 | 十二月五日 |
| 山西 | 二、五八八、〇六八 | 二、五八八、〇九〇 | 十一月十六日 |
| 陝西 | 一、三九五、六二二 | 一、三九五、一六二 | 十一月十七日 |
| 甘肅 | 一四八、五二六 | 一四八、五八八 | 十一月二十五日 |
| 新疆 | 九、五〇六 | 一六、三一三 | 十二月六日 |
| 四川 | 一、七二九、三六六 | 一、七二九、六四七 | 十一月二十四日 |
| 廣東 | 一、九〇六、五一六 | 一、九〇六、五三四 | 十一月十八日 |
| 廣西 | 二、七三一、七一七 | 二、七三一、七一七 | 十一月二十六日 |
| 雲南 | 二三三、三九八 | 二三三、三九八 | 十一月六日 |
| 貴州 | 七九二、二九〇 | 七九二、二九〇 | 十二月十日 |
| 合計 | 四〇、八六七、九七六 | 四〇、八七〇、〇七四 | |

# 衆議院及省議會議員選舉延期一覽表

| 省別 | 衆議院延期日數 | 省議會延期日數 | 衆議院選舉日期 | 省議會選舉日期 |
|---|---|---|---|---|
| | 初選 | 覆選 | 初選 | 覆選 | 初選 | 覆選 | 初選 | 覆選 |
| 直隸 | 十日 | 十日 | 十日 | 十日 | 元年十二月廿二日 | 二年正月十六日 | 元年十二月十六日 | 二年正月十六日 |
| 江蘇 | 六日 | | 六日 | | 元年十二月十六日 | | 元年十二月十二日 | |
| 安徽 | 十日 | 十日 | 十日 | 十日 | 元年十二月二十日 | 二年正月十六日 | 元年十二月十六日 | 二年正月十六日 |
| 福建 | 五日 | 五日 | 五日 | 五日 | 元年十二月十五日 | 二年正月十五日 | 元年十二月十一日 | 二年正月十一日 |
| 湖北 | 三十日 | 三十日 | 廿六日 | | 二年正月九日 | 十年二月一日 | 二年正月 | |
| 湖南 | 十日 | 十日 | 十日 | 十日 | 元年十二月二十日 | 二年正月二十日 | 元年十二月十六日 | 二年正月十六日 |
| 山東 | 十五日 | | 十五日 | | 元年十二月十五日 | | 元年十二月廿二日 | |
| 新疆 | 五日 | | 三日 | | 元年十二月十五日 | | 元年十二月初九日 | |
| 四川 | 廿一日 | | 二十日 | | 二年正月三十一日 | | 元年十二月十二日 | |
| 廣東南海 | 六日 | | | | | | | |
| 貴州 | 十五日 | 十四日 | 十八日 | 十七日 | 元年十二月廿五日 | 二年正月二十四日 | 元年十二月廿四日 | 二年正月二十三日 |

# 衆議院及省議會員各省覆選監督駐在地一覽表

| 省別 | 覆選監督駐在地 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 直隸 | 第一區 | 第二區 | 第三區 | 第四區 | 第五區 | 第六區 | 第七區 | 第八區 |
| | 大興縣 | 平泉州 | 清苑縣 | 滄州 | 張家口廳 | 正定縣 | 永年縣 | 衡水縣 |
| 奉天 | 奉天府 | 錦州府 | 昌圖府 | 興京府 | — | — | — | — |

| 吉林 | 吉林府 | 長春府 | 賓州府 | 寧安府 | — | — | — | — |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 黑龍江 | 龍江府 | 巴彥州 | 海倫府 | — | — | — | — | — |
| 江蘇 | 江寧縣 | 吳縣 | 丹徒縣 | 清河縣 | — | — | — | — |
| 安徽 | 懷寧縣 | 合肥縣 | 鳳陽縣 | 阜陽縣 | 歙縣 | 宣城縣 | 貴池縣 | 當塗縣 |
| 江西 | 南昌縣 | 贛縣 | 鄱陽縣 | 清江縣 | 臨川縣 | 廬陵縣 | — | — |
| 浙江 | 杭縣 | 鄞縣 | 蘭谿縣 | 永嘉縣 | — | — | — | — |
| 福建 | 閩侯縣 | 霞浦縣 | 南平縣 | 甌寧縣 | 永春州 | 晉江縣 | 長汀縣 | 龍溪縣 |
| 湖北 | 江夏縣 | 黃岡縣 | 安陸縣 | 鍾祥縣 | 江陵縣 | 襄陽縣 | 隕縣 | 恩施縣 |
| 湖南 | 長沙府 | 衡州府 | 桂陽州 | 武陵縣 | 芷江縣 | — | — | — |
| 山東 | 歷城縣 | 滋陽縣 | 聊城縣 | 蒙陰縣 | 黃縣 | 益都縣 | 荷澤縣 | 惠民縣 |
| 河南 | 開封府 | 汲縣 | 洛陽縣 | 信陽州 | — | — | — | — |
| 山西 | 陽曲縣 | 寧武縣 | 大同縣 | 歸綏縣 | 臨汾縣 | 長治縣 | 運城 | — |
| 陝西 | 長安縣 | 潼關廳 | 乾州 | 西鄉縣 | 膚施縣 | 榆林縣 | — | — |
| 甘肅 | 皐蘭縣 | 平涼縣 | 涇州 | 隴西縣 | 秦州 | 寧夏縣 | 武威縣 | 肅州 |
| 新疆 | 迪北縣 | 鎮西廳 | 綏定府 | 焉耆府 | 阿克蘇道 | 疏勒府 | 莎車府 | 和闐州 |
| 四川 | 成都府 | 敘州府 | 重慶府 | 萬縣 | 順慶府 | 江岫縣 | 雅州府 | 康定府 |
| 廣東 | 廣州府 | 惠州府 | 潮州府 | 韶州府 | 肇慶府 | 廉州府 | 瓊州府 | — |
| 廣西 | 南寧府 | 梧州府 | 桂林府 | 柳州府 | 百色府 | 太平府 | — | — |
| 雲南 | 雲南府 | 大理府 | 昭通府 | 曲靖府 | 臨安府 | 晉洱府 | 永昌府 | 麗江府 |
| 貴州 | 貴陽府 | 遵義府 | 大定府 | 興義府 | 黎平府 | 思州府 | 石阡府 | 都勻府 |

## ◉選舉競爭に關する布告

國會議員の選舉期近づき漸次選舉競爭激烈を加ふるに至りしかば大總統は

去十五日左の布告を出して全國民に警告を與へたり。

世界の公權發達せる國民は、其政治運用の能力愈々強きに連れて選擧競爭の熱心も亦愈々盛んなり、蓋し其競爭心の由つて來る所は、則ち公共心の由つて生ずる所、愈進漸進と主義こそ異れ誠に民情を見るに足る、故に一回の選擧を爲すにも、競爭の程度手段の如何に拘らず、要する所は皆國家を以て前提と爲し、法律を以て軌道と爲し、未だ國家の利益を犧牲に供し法律の範圍を犯して、徒らに無意識の競爭を爲す者あらず、斯くて選擧の公平を保ち政治の發達を期すべき也、我中華民國は艱難締造以來將さに一年ならむとし、建設の業や萬端にして一として正式國會の解決を待たざる者なし、本大總統前きに元年八月に於て國會組織法及び參議院、衆議院議員選擧の各法を公布し、屢々内務部をして國會籌備事務局を督令して速に籌備せしめ、並に國會選擧事務に就きては、各法定の順序に依り愼重に執行すべき旨を各省行政長官に通令したり、

今や既に初選期日に達し各省よりの報告に據れば、選擧人總數は每省多き處は寔に五六百萬人に逢し、少き處も亦數十萬人を下らずと、是を以て我國民の公權を尊重する事、已に帝政時代の如く自ら甘んじて放棄せる比に非ざるを知るに足る、惟だ査するに近來各省地方に於て往々選擧競爭の爲め風潮を激發する者あり、或は投票箱を强奪して選擧の進行を妨害し、或は擅まいに投票所を破壞して選擧秩序を擾亂し、甚しきに至りては暴行脅迫種々法紀を壞亂する事ありと、其源因を究むれば概れ黨派意見の不同、地方觀念の異なる處より、互に相攻擊し遂に仇讐の如くなれる也、一人の私圖、少數の私見よりして、起て違法の競爭を爲す者あらんか、利害は僅に一隅に過ざるも、其影響は實に全體に及ぶべし、斯の如き狀況を嚴重に査辦せずんば、我國民が總選擧に藉りて幸福を求めんとせる者、却つて總選擧の爲めに禍を買ふに至らんことを恐る、民國前途の危險を念へば寧ろ凜然たらざらんや。

各省行政長官は身監督の任に膺り、既に選擧處理の責任を負ふ者、尤も秩序を維持するの權あり、今次の布告以後若し名を選擧競爭に藉り敢て國家の法律を犯す者あらば、務めて該管官吏を督飭して即時刑法の選擧妨害の各罪に照らし嚴重に懲治すべく、何人たるに拘らず少しも寬假するを得ず、刑法は國の常憲にして本と國民の周知すべき者なれば、各初選監督にて刑法第八章の選擧妨害に關する罪の各條を摘錄して投票所に揭示し、我國民をして皆科條の在る所を曉然たらしむべく、尚ほ一面に選擧法に依照して投票所、開票所の周圍に、臨時に警兵を增派して秩序を維持すべく、但だ法令に違反する者あらば、輕き者は立ろに制止し、重き者は立ろに處罰して國本を維ぎ公安を保つべし。

之を總するに國會議員は、國會を組織する爲め設けたるものにして、一黨派一地方の私し得る所に非ず、我が國民は既に久しく水火の中に處り辛苦漸く今日に至れる者、然かも尚ほ正式選舉に於て公誠を激發し、夙に政治の常識を具へ地方の利害を知悉する者をして、出でて我新造の國家、多數の人民の爲めに共に幸福を謀らしめずして、徒らに一黨派の勢力、一私人の意見に左右せらるゝ所とならば、我が神聖莊嚴なる中華民國の建設事業は尚ほ何ぞ言ふを得べけんや。

今次の布告以後我國民たる者は初選選擧の時に各務めて法律の範圍内に公權を行使すべく、違法の競爭を事とし政治の進步を阻害す可らず、本大總統も亦國民の一人、區々たる愛國の誠は當さに我五大民族の共に諒とする處ならん、今や國會召集期遠からずとす、勉めて約法の定限に符するに非ずんば遂に責任を完ふせりと謂ふを得んや。是れ本大總統の迭次諄々告誡する苦心なり、尚ほ我國民に望む再三意を致して當日の選擧に注意し將來の艱難を共濟せよ、國利民福の前途の爲め實に深く倚賴す。

## 東三省國有林開放假規則

—(十二月十一日農林部令第二十一號)—

第一條　東三省國有森林は林務局經營に係るものを除き本規則により之を開放す

第二條　開放は林木を以て限と爲す

第三條　森林を承領する者は民國々籍を有する者を以て限りと爲す

第四條　左列各項の森林は開放するを得ず

一、國土保安に關する者

一、公共の必要に供する者

第五條　前條所定の森林は既に開放すと雖も林務局の査明を經て必要なりと認むる時は之を收回す、收回規定は別に之を定む

第六條　森林を承領する者は須らく承領書を林務局に呈出すべし

第七條　承領書には須らく左列各事項を記載すべし

一、承領者の姓名、籍貫、住址

二、承領者の資本

三、承領の地段及び其面積

四、每年の伐木數目、樹種、尺寸大小係定

第八條　承領者が團體に係る時は其承領書は前條三回項を除く外須らく左列各事項を記載すべし

一、代表者の姓名、住址

二、株式募集章程

第九條　承領者は林務局許可の後須らく執照を領取し據と爲すべし

第十條　承領者執照を領する時は須らく伐木數目豫定を按じて保證金を納め材木の出山到埠渡を俟ち數の如く發還すべし

第十一條　承領者は材木の出山到埠の際局の査驗より後須らく市價を按じ百分の八を執照費とし繳納すべし

第十二條　承領者は執照を領するの日より起りて一年尙未だ着手せざる者は其執照を無效とす但し保證金は之を發還せず

第十三條　執照の有效期間は一年を以て限と爲す

第十四條　承領者の所領林木は前條期間內尙未だ伐採せず或は運出を經ざる時は林務局に呈請し新照を核給するを得

第十五條　承領者執照を將つて他人に讓渡或は抵押せんとする時は先林務局の許可を請ふ可し

第十六條　承領者原訂界限を侵越する時は之を處罰するを得、罰則は別に之を定む

第十七條　承領者所領地內にある界堠、古石、標目等は承領者保護の責を負ふべし

第十八條　本規則は公布の日より施行す

第十九條　凡て從前地方各官省局既に發生の木植票照は本規則公布後六箇月以內を限り新照と繳換し期を逾ゆれば無效とす

第二十條　本規則は林務局より情形を斟酌し農林總長に呈明して之を修改するを得

## 參議院の休會

參議院議員の大部分は今回の國會及び省議會議員選擧運動の爲め地方に出張し居りて出席者僅に四十餘名に過ぎず開會する能はざる事屢々あり且つ年末となれるを以て來る二十八日より休會するに決したり。

## 蒙藏事務局

七日訓令第六號を發す曰く蒙藏事務の關係重要なり依つて蒙藏事務局を置けり其權限統一のため蒙旗事宜處は之を廢止す蒙藏統一政治改良會に至りてはもと私立法團とす其會員は法理に明かならず未だ越權の所爲なき能はず殊に不都合なりとす此際該名稱を變へ又規則を改正し更に蒙藏事務局經由許否を請ふべしと如何に英露の對支外交の民國官民に重大視さるゝかを知るべし。

## 袁總統の調査

袁大總統は臨時政府の存立期限既に切迫し整頓するの必要起り中央各部院には既に專員を特派して調査せしめ各省に對しても隨時電報を以て調査せしめ居るも遠隔の地恐らくは眞實を盡さゞるものあるより親任者二名宛を特派し左の五條の重要事項を調査せしむる事としたり而して各特派專員は既に其選定を終り數日內各分任省に向ふべしと聞く。

一、各省已に解散を行ふたる軍隊の數額及び其費用の實額

將に解散豫備中なる軍隊及殘留せらるべき軍隊の數額經費總額

二、各省從前借るところの外債の現存數額其返還の方法及び現在新に起されつゝある外債の成行其用途の種類

三、各省が從來外國と交涉して未だ結了に到らざる案件及び現在交涉中なる對外案件の成行

四、各省歲入歲出の欵項及び過不足に對する辨法

五、各省政治當局者の優劣地方の治亂及び人民に對する態度

**上海會審衙門の臨時辨法**　前淸時代に在りては華洋訴訟案件に對し若し原被兩造に於て其の判決に不服ありし場合には上海道臺に控訴し再審を仰ぐ事となり居りしが革命後領事團に於て未だ民國を承認せざるを以て上訴機關なく案件進行上甚だ不便を免れざりしがば各國領事會議に於て按察司を以て上級機關となし華洋上訴案件を受理し正會審官を以て之れが判決を與へしめんとせしが支那側に於ては如此んば民國に於て外國按察司を以て上級機關となす事となり民國々體の主權に關する事莫大なりとなし之に反對せしも支那通交涉司なるものは之れ亦領事團の承認を經ざるを以て上訴案件を受理する事能はざればとて適當の方法なく屢々商議の結果將來上訴案件に對しては原審中西洋判事を除くの外他國領事官支那會審官一人宛立會の上原判事をして覆審をなさしめ其の判決の權は立會の判官に於てなす事とし原判官は只再審の上原判決の理由を述べ得る事に止め其旨兩者の議決を經て十二月一日より實施する事とせりと云ふ。

**阿片禁止法**　上海申聞報の傳ふる所によれば內務總長は左の如き阿片禁止法を發布し本年正月より實施すべしとのことなり。

一、四十歲以下の者は三週間以內に阿片喫烟の風を自廢すべきこと。若し法に背けば射殺すべし。

二、四十歲以上六十歲以下の者は五週間以內に喫烟の風を自廢すべきこと。若し法に背けば第三種又は第四種の流刑に處すべし。

三、六十歲以上の者は八週間以內に喫烟の風を自廢すべきこと。若し法に背けば苦役を命じ又は三百元以下の罰金を課すべし。

**阿片禁止提議**　上海駐在英國領事は過般南方阿片輸入事件に關し北京に來り同國公使より民國政府外交部に該事件の交涉方を依賴し同公使は外交部に向け抗議を提出し回答を要求したるが其內容は英國の阿片商は目下何れも上海に集來し所有の阿片膏總て價額千萬磅に上れり若し民國政府にて各省に販賣を禁止するに至らば損失巨額なるを以て政府より南方各都督に電命して禁止を解かしむべし否らざれば政府に於て賠償を負擔すべしと云ふに在り外交部は已に該抗告書を國務會議に送り一面その回答の辯法を議したるが大體に於て支那內地の阿片禁止は外人の干涉を受けざるべしとの意を回答すべしとなり。

**日支親情**　曩に北京に於て日支記者俱樂部成るや各地風潮をなし漠口、上海に於ても或は俱樂部を設けんと

し或は提携を劃する處あり、滿洲に於ても此程吉林の日支兩三新聞社主催となり、來る一月十八、十九、二十日の三日間に亘りて同地に在滿日支記者大會を開くべしと。

**排露取付四百萬**　征蒙熱の亢進に伴ひて過般來全支那に流行せし露國紙幣排斥運動の結果各地の露亞銀行を通じて取付けられたる額は調査未了なる東三省を除き四百萬元餘に達せり內譯左の如し

| | | | |
|---|---|---|---|
| 天津 | 三十三萬元 | 芝罘 | 三十五萬元 |
| 上海 | 四十萬元 | 廣東 | 八十餘萬元 |
| 香港 | 一百萬餘元 | 漢口 | 八十餘萬元 |
| 北京 | 四十一萬元 | | |

右に對して十日露國公使より既報の如く支那の持株五百萬元を以て損害に引宛てんとの威喝を試み、尙再三の抗議をなせるのみならず北滿にては飛火を惧れ哈爾賓の露亞銀行支店先づ放資の回收を始めたるに次いで駐哈露總領事は報復的通告を宋黑龍江省都督に發したる程なりしも袁總統が內務部に戒飭して一切の結社を禁ずると共に黎副總統が呼應して北京と相併んで物情騷然たりし武漢の人心を慰撫し努めて秩序の維持を計りたる結果昨今にては次第に冷却して殆ど總ゆる運動は熄みたるもの、如く曩に報道せし露貨の取付合計は四百萬以上多くを超ゆるに至らざるべしといへり。

**排露嚴戒**　袁世凱は各省都督より征蒙案に對し過激なる主義政策を主張し來りたるに對し之が反省を促し愼重審議すべき旨を各省都督に電致したるが、其內容八個條あり左の如し。

一、排露擧動を嚴止する事
二、部下軍隊の實力を觀察する事
三、外蒙を征服するには須く內蒙の保衛を先にすべし
四、軍隊の統一に注意する事
五、軍餉把握の見込ありや否や
六、各國をして中立を嚴守せしめ能ふや否や
七、兵を庫倫に用ゐ內政進行上障害なきや否や
八、庫倫を征服して後の對外政策如何

**古豪防備**　庫倫より最近の消息に據れば活佛政府は外務大臣を露都に派せし後多數の蒙古土人を募集し征蒙軍に對する防備盛んに施され霍爾霍圖山、大花山、合犁山、渾察沁班嶺、烏丹哈喇山、桃園山、楚渾山、額林達班山、博列察山、白雪山、青臺山、阿松希爾山、北大山、肯特山の十四箇所には露國式堅固なる砲臺を築造され露國より購ひたる野砲若干宛を各所に配備され在り尙又露國より應援として來駐する同國軍隊日々增加し庫倫には露國步兵一箇大隊騎兵二箇中隊烏利雅蘇臺には步兵三箇中隊乘馬步兵一箇大隊騎兵二箇中隊砲兵第四聯隊の一箇中隊及機關銃隊等駐屯し內機關銃隊一部と騎兵の一隊は科布圖に向へり尙又騎山砲隊も近々哈克圖方面より同地に派遣すべしと。情形此の如くなるを以て袁世凱は最近段祺瑞察哈爾都統に、又熊希齡を熱河都統に任命せり。

**外蒙の露國兵**　支那陸軍部の調查せる處に據れば、目下蒙古に駐在する露國兵員凡そ左の如し。

庫倫　三大隊　恰克圖　二大隊
烏統　二中隊　爾噶　二中隊
噶什噶爾　四旅團　沃林師加　三旅團
吉多　二旅團　烏里雅蘇臺　二大隊
芝琴罅毘　一旅團　科布多　一大隊

**西藏軍區**　十二月十二日西征總司令官尹昌衡より國務院に宛たる電報に曰く、我軍は既に西藏を克復したれば新に五軍區を劃定して治藏の基礎を定めんとす。其軍區下の如し。

第一軍區　察木多　張熙帶兵二百四十名駐守
第二軍區　乍了　李延達帶兵二百四十名駐守
第三軍區　拉貢　蘇天培帶兵五百駐守
第四軍區　石枚溝　邵從恩帶兵二百四十名駐守
第五軍區　得它坡　朱登五帶五百名駐守

**陸總長排斥**　蒙古問題紛起と共に上海の有志家は盛に對露強硬を絶叫しつゝあり。十二月中旬頃袁世凱及內閣國務院等に急電を致し、外務總長陸徵祥等一派の官吏を以て賣國奴となし、此の國家安危の岐るゝ時に當り、陸等の如き親露的意見を有するものは斷然之を其現位置より放逐し、以て賣國の暴舉を避けさるべからずと數千言を費せり、打電者には支那商工黨あり、支那社會黨あり、自由黨あり、青年政治家の大部分を包含せり。

**內蒙古旅行の護照停止**　中國政府は內蒙古の紛擾未だ熄まず旅行危險にして外國人の同地方に旅行する者に對し充分保護を加ふる能はざるを以て當分護照を下附せざる事に決し此程理由七個條を附し此の趣き各國公使館に通知せり。

## ◉北京附近喇嘛一覽表

| 人名 | 寺名 | 所在地 |
|---|---|---|
| 江贊桑布 | 雍和宮 | 北新橋北 |
| 鄂齊爾圖 | 同前 | 同前 |
| 什郡不勒 | 同前 | 同前 |
| 索那木加木錯 | 同前 | 同前 |
| 却扎木蘇 | 同前 | 同前 |
| 貢布加布 | 同前 | 同前 |
| 林欽扎木素 | 同前 | 同前 |
| 葉希 | 同前 | 同前 |
| 巴土 | 同前 | 同前 |
| 丹巴 | 同前 | 同前 |
| 丹畢扎勒參 | 弘仁寺 | 西安門內庚子被焚現妙仁寺住 |
| 江巴拉錫勒巴 | 同前 | 同前 |
| 章嘉呼圖克圖 | 嵩祝寺 | 地安門內 |
| 那木凱 | 同前 | 同前 |
| 伊敦加巴 | 福佑寺 | 地安門內 |
| 羅布藏貢噶 | 妙應寺 | 阜城門大街 |
| 格勒忠爾 | 同前 | 同前 |
| 根丕諾爾布 | 護國寺 | 西四牌樓北 |
| 索那木綽克丹 | 長泰寺 | 德勝門外 |
| 伊什達瓦 | 慈度寺 | 同前 |

| | | |
|---|---|---|
| 多羅結 | 同前 | 德勝門外 |
| 根敦寧布 | 察漢喇嘛廟 | |
| 伊什呢瑪 | 資福院 | 安定門外 |
| 羅藏諾布 | 同前 | |
| 醋陳見錯 | 同前 | |
| 巴拉丹盆錯克 | 西黃寺 | 安定門外 |
| 孟科 | 東黃寺 | 安定門外 |
| 僧格 | 普度寺 | 東安門內 |
| 巴達瑪巴維爾 | 普勝寺 | 東安門內 |
| 諾爾藏 | 慧照寺 | 四王府欄現撥淨住寺住 |
| 扎木養却拉克 | 隆福寺 | 東四牌樓西 |
| 布云諾們呼 | 淨住寺 | 朝陽門外 |
| 碟烈 | 同前 | |
| 扎什 | 三佛寺 | 朝陽門外 |
| 羅桑 | 永慕寺 | 南苑 |
| 得吉拉呼 | 聖化寺 | 京西八溝 |
| 索那木林欽 | 慈佑寺 | 海淀 |
| 敦柱 | 同前 | |
| 伊什僧格 | 正覺寺 | 西直門外 |
| 謝拉巴● | 同前 | |
| 巴拉根加布 | 禪福寺 | 北海琉璃門內現撥普勝寺住 |
| 巴拉甲 | 同福寺 | 阜城門內 |
| 托克巴 | 寶諦寺 | 香山 |
| 格結 | 同前 | |
| 近覺勒 | 同前 | |

| | | |
|---|---|---|
| 吹佳拉 | 新正覺寺 | 海甸 |
| 丹打拉 | 同前 | |
| 洛網 | 功德寺 | 海甸 |
| 巴吐瑪扎布 | 普仁寺 | 熱河 |
| 呢瑪林沁 | 普善寺 | 同前 |
| 林沁呢瑪 | 廣緣寺 | 同前 |
| 運丹盆錯克 | 普寧寺 | 同前 |
| 多爾濟寧布 | 同前 | |
| 烏爾吉桑 | 同前 | |
| 圖們巴雅爾 | 同前 | |
| 那遜得勒格 | 同前 | |
| 希拉沁扎布 | 佈達拉廟 | 熱河 |
| 阿穆固隆 | 同前 | |
| 伊和巴雅爾 | 扎什倫佈廟 | 熱河 |
| 丹巴 | 殊像寺 | 熱河 |
| 達瓦寧布 | | 同前 |

## 財政、經濟、交通、社會

### ◉日佛銀行と對支政策

（添田日佛銀行副總裁談）

日佛銀行設立の動機は頗る勤勉にして貯蓄に富みたる佛國人が自國内にて消費せる剩餘の蓄財と從來歐米各國に放

庫倫　三大隊　恰克圖　二大隊
烏統　二中隊　爾噶　二中隊
噶什噶爾　四旅團　沃林師加　三旅團
吉多　二旅團　烏里雅蘇臺　二大隊
芝琴縛毘　一旅團　科布多　一大隊

**西藏軍區**　十二月十二日西征總司令官尹昌衡より國務院に宛たる電報に曰く、我軍は既に西藏を克復したれば新に五軍區を劃定して治藏の基礎を定めんとす。其軍區下の如し。

第一軍區　察木多　張凞滇兵二百四十名駐守
第二軍區　乍了　李延達滇兵二百四十名駐守
第三軍區　拉貢　蘇天培滇兵五百駐守
第四軍區　石枚溝　邵從恩滇兵二百四十名駐守
第五軍區　得它坡　朱登五滇五百名駐守

**陸總長排斥**　蒙古問題紛起と共に上海の有志家は盛に對露強硬を絶叫しつゝあり。十二月中旬頃袁世凱及內閣國務院等に急電を致し、外務總長陸徵祥等一派の官吏を以て賣國奴となし、此の國家安危の岐るゝ時に當り、陸等の如き親露的意見を有するものは斷然之を其現位置より放逐し、以て賣國の暴舉を避けさるべからずと數千言を費せり、打電者には支那商工黨あり、支那社會黨あり、自由黨あり、青年政治家の大部分を包含せり。

**內蒙古旅行の護照停止**　中國政府は內蒙古の紛擾未だ熄まず旅行危險にして外國人の同地方に旅行する者に對し充分保護を加ふる能はざるを以て當分護照を下附せざる事に決し此程理由七個條を附し此の趣き各國公使館に通知せり。

## ◉北京附近喇嘛一覽表

| 人名 | 寺名 | 所在地 |
|---|---|---|
| 江贊桑布 | 雍和宮 | 北新橋北 |
| 鄂齊爾圖 | 同前 | 同前 |
| 什郡不勒 | 同前 | 同前 |
| 索那木加木錯 | 同前 | 同前 |
| 却扎木蘇 | 同前 | 同前 |
| 貢布加布 | 同前 | 同前 |
| 林欽扎木素 | 同前 | 同前 |
| 葉希 | 同前 | 同前 |
| 巴士 | 同前 | 同前 |
| 丹巴 | 同前 | 同前 |
| 丹畢扎勒參 | 弘仁寺 | 西安門內庚子被焚現妙仁寺住 |
| 江巴拉錫勒巴 | 同前 | 同前 |
| 章嘉呼圖克圖 | 嵩祝寺 | 地安門內 |
| 那木凱 | 同前 | 同前 |
| 伊敦加巴 | 福佑寺 | 地安門內 |
| 羅布藏貢噶 | 妙應寺 | 阜城門大街 |
| 格勒忠爾 | 同前 | 同前 |
| 根丕諾爾布 | 護國寺 | 西四牌樓北 |
| 索那木綽克丹 | 長泰寺 | 德勝門外 |
| 伊什達瓦 | 慈度寺 | 同前 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 多羅結 | 同前 | | |
| 根敦寧布 | 察漢喇嘛廟 | 德勝門外 | |
| 伊什呢瑪 | 賚福院 | 安定門外 | |
| 羅藏諾布 | 同前 | | |
| 醋陳見錯 | 同前 | | |
| 巴拉丹盆錯克 | 西黃寺 | 安定門外 | |
| 孟科 | 東黃寺 | 安定門外 | |
| 僧格 | 普度寺 | 東安門內 | |
| 巴達瑪巴維爾 | 普勝寺 | 東安門內 | 四王楊欄現掛淨住寺住 |
| 諾爾藏 | 慧照寺 | | |
| 扎木養却拉克 | 隆福寺 | 東四牌樓西 | |
| 布云諾們呼 | 淨住寺 | 朝陽門外 | |
| 碟烈 | 同前 | | |
| 扎什 | 三佛寺 | 朝陽門外 | |
| 羅桑 | 永慕寺 | 南苑 | |
| 得吉拉呼 | 聖化寺 | 京西八溝 | |
| 索那木林欽 | 慈佑寺 | 海淀 | |
| 敦柱 | 同前 | | |
| 伊什僧格 | 正覺寺 | 西直門外 | |
| 謝拉巴● | 同前 | | |
| 巴拉根加布 | 禪福寺 | 北海琉璃門內現掛普勝寺住 | |
| 巴拉甲 | 同福寺 | 阜城門內 | |
| 托克巴 | 寶諦寺 | 香山 | |
| 格結 | 同前 | | |
| 近覺勒 | 同前 | | |
| 吹佳拉 | 新正覺寺海甸 | | |
| 丹打拉 | 同前 | | |
| 洛網 | 功德寺 | 海甸 | |
| 巴吐瑪扎布 | 普仁寺 | 熱河 | |
| 呢瑪林沁 | 普善寺 | 同前 | |
| 林沁呢瑪 | 廣緣寺 | 同前 | |
| 運丹盆錯克 | 普寧寺 | 同前 | |
| 多爾濟寧布 | 同前 | | |
| 烏爾吉桑 | 同前 | | |
| 圖們巴雅爾 | 同前 | | |
| 那遜得勒格 | 同前 | | |
| 希拉沁扎布 | 佈達拉廟 | 熱河 | |
| 阿穆固隆 | 同前 | | |
| 伊和巴雅爾 | 扎什倫佈廟 | 熱河 | |
| 丹巴 | 殊像寺 | 熱河 | |
| 達瓦寧布 | | 同前 | |



# 財政、經濟、交通、社會

## ◉日佛銀行と對支政策

（添田日佛銀行副總裁談）

日佛銀行設立の動機は頗る勤勉にして貯蓄に富みたる佛國人が自國内にて消費せる剩餘の蓄財と從來歐米各國に放

資し來れるを今回更に進んで日本及び支那にも放資せんと企て特に支那に對しては同國の事情に精通せる日本の手を經て放資するが最も安全なる對支放資手段たるを自覺せると同時に日本側にありても資本の不足を感ずるに加へ六國借款團に於て優越なる發言權を掌握するに拘らず財的實力の不備を遺憾とせる折柄とて兩國資本家は茲に相携へて日佛銀行を設立するに至れり、而して日本の對支政策は如何といふに改めて述ぶる迄もなく何處までも支那を善導して其文化の開發に努め以て兩國の經濟的關係を圓滿に發達せしめ兩國の國利民福を增進せしむるにあり我が日佛銀行は卽ち此政策と並行し六國借款團が支那の債權を壟斷して支那に不利なる條件の下に借款を成立せしめんと欲し又は支那に向つて不必要なる借款を强ふる場合には優越なる發言權を利用して之に調停を試み又は抗議を試みざる可からず君し又六國借款團が解散の場合には資金に飢たる支那は食を選ばず條件も必要金額も顧慮せずして四方八方より無暗矢鱈に借金し遂に自滅するの悲境に陷るやも測られず就ては其際五十四億法の資本を有する我株主を控へたる日佛銀行は我と同趣旨を抱く者あらば國の如何を問はず之と提携して支那借款の統一を計り以て支那の善導に努力せざる可らず云々。

**周總長の財政意見**　周財政總長は臨時政府成立以來已に半歲を逾ゆるも中央の財政未だ統一せず、內は卽ち外債の償還軍隊の裁遣及び銀行、幣制、稅法、鹽務着手等に關する整理の資無く外は則ち英使より開單して債を索め前に於ては露蒙協約宣布後に於ては列强耽々として砧肉に群涎し事機萬變し險象環生す日前國務會議は仍ほ六國銀行團に就き續いて借款を商するを決定し嗣で又大總統の命令を奉ずるに財政總長に一手整理を責成せられ誠とに以て內紛絲を理め外隱患を消すに急なりとて左の如き財政意見書を國務院に提出せり。

一、鹽稅は全く中央の直接管理に歸し各省再び干涉せず先づ均價より入手し所有る進款の全數は外債の抵當に備へ絲毫も挪移するを得ず

二、迅速の國家稅を畫分し國稅廳を設けて直接徵收す（各省官吏事に遇へば贊助し阻撓破壞するを得ず）

三、各省會議に同じく籌款の義務を負ふの期は二年正月より起り六ケ月に於て先づ舊額を恢復し六ケ月以後最出爲入主義を實行す

四、中央銀行を定めて獨立と爲し外國人を雇用して集中主義を實行し法定紙幣を發行し及び國庫出納の權を代理せしむ（各省紙幣及び官庫官號銀號は概ね停止を行ふ）

五、外國の財政大家を聘用し國家社會主義を採用し實業に銳意し大に利源を開く

而して以上の五條は何れも大借款告成を爲したる後において急に之れが政策を進行すべし云ふに在りと。

**實業銀行の計畫**　上海の實業信成の兩銀行の主催にて此頃來英士、李平書、銀行發起者等を招待して筵を愚園に開きた

り席定まるや沈縵雲氏は實業銀行進行の相談を持出したるが陸華僑は曰く海外の華僑は前清時代に在つては常に鉅資を投じて各種事業を幇助することを承知せざりしものは其原因する所あり必竟政府が保護に努めざるの致す所なるが今は舊政府たる清朝推倒され民國共和の新政府となりたれば商界は須らく誠意を盡し信用を回復すべし又國民は保護の責に任じ放資者をして損失の慮なからしめば各埠の僑商は自ら進んで鉅大の資金を投ずるならん余も亦華僑の一分子なり此の機會あらば實業の前途に盡すべしと言明せしは頗る人意を強からしめたり次て實業銀行の首領孫逸仙氏は謂らく吾國政府は六國銀行團と借款を磋商するに當り種々なる挾制を受け且つ非分の權利を要求さるゝは要するに國に大銀行の借款を擔任するの能力なきが爲めなり六國銀行團中の出資を調査するに佛國最も巨額にして殆ど十の七八を占む左れば更に多數銀行を聯合し佛國資本家と合資し一大銀行を創設せんとす倘し中外合して一家となり國中數銀行聯合して一大銀行を起し債票を發行し外資の輸入に任じ全國の金融機關を司り政府の借款亦擔任せば不法の要挾を受くるを致さず而して又利益を外人の手に致さず今次實業銀行創立の議あるや余の紹介に依りて已に南洋各島に於ては滿株の盛況を得たり將來礦產、鐵路、機廠の大事業は次第に起りて吾國の富强は米國と相抗衡するに至るべしと依之觀之何等かの形を爲して現はれ來るは遠き將來を待たづして之を見るを得んか。

**上海の公益稅**

今回新に制定せし上海市地方公益稅辨法の概要左の如し。

第一條　毎月徵收すべき地方公益稅は市區行政經費に充つ。

第二條　地方公益稅は清道路燈稅を包括す

第三條　居住稅は家賃の五厘を徵收す

第四條　店舖及倉庫稅は家賃の七厘を徵收す

第五條　繁華の場所は家賃の一割二厘を徵收す

第六條　凡そ住宅店舖倉庫家屋の自己所有者は賃貸評價に照らし五厘七厘一割二厘を徵收す

第七條　納稅欵は何れも現住の戶に向つて徵收す

第八條　納稅金は手數料を加へず

第九條　貧戶は納稅の義務を免す

**茶酒稅の徵收**

上海董事會の決議に依り上海市政廳の認可せし上海市茶酒稅徵收方に就て謂へり曰く市政廳は査するに租界の各茶館及酒店より徵收する稅金は均しく公費に充つ南市は廟園茶館月稅の學務經費に充つるを除き其他の茶、酒店は未だ課稅するに至らず是に於て一般に茶、酒稅を徵收すべく市區域内の茶、酒店を調査せんとす其茶稅は桌數に依り課稅す一茶桌の月稅を一角と定め酒店は二等に分ち一等月稅二元二等同一元と定む。

**稅率輕減**

豆粕は牛莊產あり海州產あり其價同じからずして課稅同一にすべからざるものあり然るに稅率載する所によれば牛莊大小豆粕の二種及普通豆粕の一種にして其定率は大豆粕百斤の稅銀八分小豆粕百斤の稅銀五分普

通豆粕は一擔の稅銀三分たり而して海州產は其重量に於て牛莊豆粕より輕く時價百斤二元六七角にして牛莊と同一の稅金にしては商人の損失甚しく爲に常に苦情起り徵稅極めて困難なるを以て稅率を改訂し嗣後海州產豆粕は每百斤に付き五分を徵收するとになりたり。

**上海の現金取引**　上海に於ける金融界は昨年の革命事件勃發以來錢莊の支拂停止をなす者頻々として現はれ、支那銀行は其二三を除く外全部破綻を見るに至りたる爲め一時混沌たる狀態に陷りたるが、其後革命事件終了と共に漸次金融機關は回復の途に就き既に錢莊の開業をなすに至りたるもの二十四行の多數に達するに至りたり去れど何分錢莊は其資本金二三千兩を普通とし多くとも數萬兩を出づるもの少なき狀態なるため信用の基礎薄弱なるのみならず破綻以來世人の信用全く地に陷ちたる事とて其經營を他に托せんとするもの多く殊に支那爲替機關たる票莊に至りては一層甚しく上海より漢口までの送金の如きさへ大部分外國銀行の手に依る狀態なるため金融機關としては現時外國銀行のみ獨り勢力を振ひ居れるが、茲に我對支那貿易上注目すべきは斯く信用機關稍々恢復の途に就きたりと雖も未だ整備の域に達せず信用取引としては僅かに三日期限の手形あるのみ其他は全部現金取引のみ行はるゝに至りたる事にして從來信用取引に依賴したる支那商人が現金取引に一變したる結果は何れも其資力に應じて取引をなし思惑的賣買を愼むの傾向を生じ來りたるを以て近時本邦よりの輸出貨物の如き上海市場に停滯するが如き事は著るしく減少し取引上頗る好傾向を呈するに至れり殊に本年我對支那貿易は春以來の好況を示し綿糸を初めその他雜貨品の輸出激增を來し唯だ雜貨品のみは近來輸出旺盛の反動として同地に稍々多少の停滯品を生せるものゝ如く輸出は不活潑となるに至りたるも是等の貨物は右の如く現金取引にして必需的買注文品大部分を占めたる事とて旬日ならずして同地に於ける停滯雜貨は必らず一掃され再び輸出の活況を呈すべきは明白の事と云ふべく、旁々現時の現金取引慣例は我對支貿易上頗る良好なる風習なるを以て今後上海を初め支那各地の金融機關完備し信用制度の恢復を見ることありとするも支那革命の賜物たる右現金取引制度のみは永久に存續するやう勉むること頗ぶる緊要なるべしと云ふものあり。

## 一九一二年第三季貿易表

第三季の支那貿易は概して好況を呈し海關稅總額は千五十萬五百四十三兩餘（海關兩）にして昨年の同季に比し百六十三萬五千六百四兩餘の增收なり各港の同季間に於ける海關稅收入額を揭げ其盛衰の狀態を示さん。

| 港名 | 本年 | 昨年 |
|---|---|---|
| 愛崑 | 二六、〇〇四、九二八兩 | 九、七五八、九三六 |
| 三姓 | 五、一二一、八一九 | 九、三〇八、八〇五 |
| 滿洲里 | 六二、一二八、四〇八 | 四九、七一〇、四七一 |
| 哈爾賓 | 九七、五九六、三九 | 二一、一七、五〇二 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 綏芬河 | 四、二一〇、四八〇 | 五一、七三三、五四三 | 溫州 | 一二、三一四、三二八 | 一五、一八三、八四〇 |
| 琿春 | 九、二〇六、四四三 | 五、六六二、三三一 | 三都澳 | 三九、八六八、六七二 | 四一、三八一、九〇六 |
| 龍井村 | 六、〇七一、三一〇 | 八九四、七七五 | 福州 | 二四七、七五八、五二一 | 二五六、三一四、〇二八 |
| 安東 | 七二、六四八、七四四 | 六三、六五九、八六五 | 厦門 | 二六二、一九八、四三八 | 二一九、五六六、六三五 |
| 大同口 | 一、〇四一、五七六 | 七六三、三一〇 | 汕頭 | 五一八、一二七、四四〇 | 三七四、〇四九、五八三 |
| 大連 | 二三五、四八六、六〇四 | 一八〇、二三四、三七五 | 廣東 | 八二七、七一五、四〇六 | 七六四、五三三、〇九七 |
| 牛莊 | 二、九三、五二、九一七六 | 三三、〇九二、三九一 | 九龍 | 六、四五四、八一八 | …… |
| 秦皇島 | 五〇、五五四、六〇五 | 四三、九五九、二六七 | 江門 | 一〇四、二八九、四〇三 | 七二、四五五、〇七二 |
| 天津 | 九〇〇、五八三、一三四 | 八八三、四六七、四一〇 | 三水 | 九五、八五〇、一〇八 | 八二、〇〇六、四三一 |
| 芝罘 | 一八八、四九八、三四〇 | 一七五、八三六、六二九 | 梧州 | 二〇八、九四一、二五四 | 一六三、四三五、一八九 |
| 膠州 | 三六六、四六五、二〇八 | 二七八、三九三、八九七 | 南寧 | 二七、〇四〇、四一〇 | 二五、七八二、九二〇 |
| 重慶 | 一一〇、六九一、一七一 | 一〇九、〇七一、一七八 | 瓊州 | 七九、二六四、八九二 | 四九、二三七、五二九 |
| 宜昌 | 九、二〇四、三九〇 | 一〇、九二二、九二四 | 北海 | 二七、七四四、四四〇 | 四〇、五一、四二三 |
| 沙市 | 四四四、一八、二三八 | 二一、〇二四、三五八 | | | |
| 長沙 | 一五四、一九四、三一六 | 五八、〇九一、一四九 | | | |
| 岳州 | 一〇、二六七、八二四 | 八、三〇五、五一五 | | | |
| 漢口 | 一、〇八五、七〇一、一九六 | 九二一、五〇八、五九五 | | | |
| 九江 | 二一〇、五四四、九七〇 | 二三八、五〇三、四六六 | | | |
| 蕪湖 | 二九九、九〇八、九八七 | 六三、四一一、〇九七 | | | |
| 南京 | 四〇、三五五、三四七 | 四〇、五〇三、五三八 | | | |
| 鎮江 | 二七〇、八八三、九七三 | 一八〇、〇六一、六〇六 | | | |
| 上海 | 二、九〇九、五六九、四一八 | 二、四七〇、四〇二、七六六 | | | |
| 蘇州 | 八四、六五一、一六九三 | 六一、九一三、〇八三 | | | |
| 杭州 | 二七五、三九六、六九七 | 二四二、一九五、〇四一 | | | |
| 寧波 | 一八八、一三八、三七七 | 一七六、八六八、二三九 | | | |

**滿洲大豆**　大豆輸出は頗る不振なるにも拘はらず、奥地よりの搬出は極めて多く、日々二百車を越え、堆貨實に十萬噸、大豆及豆粕は其半以上に達す。本期に於ける大豆及び大豆油の歐洲仕向は不振にして輸出商も力を致さざる見込の由なるが大豆の歐洲に於て需用せらるゝは何分主要品としてにあらず代用なるがため本年の如く阿麻仁、棉實の安値なるに於ては到底其値を保ち難く歐洲市場の在荷は暴落し加ふるに海運界の好況と巴爾幹戰亂の影響は運賃を高めて更に輸出を難くしたり、其後大豆は三圓三十錢臺となり豆油また十圓を辷り、運賃に於ては稍緩みを見て三十六、七シリングとなりたればよりて幾分の需用を喚ぶべきやと觀測せる向もありしが、歐洲に於ける商狀は市場

の殘物を逆輸入してなほ不利ならざる筈なれば原料としての大豆は全然拒まれたりといふべく二十四日佛國郵船アンナン（六、〇一一噸ラーシン扱）にて二千噸の大豆をボートサイド、アントワープ等の仕向たりと雖も種子として扱はれたる有樣なれば向後各商人の持荷更に增大して此上の安價を見るとも多額の仕向は殆んど不可能なるが如し。

（十二月二十五日）

**大連汽船會社**　北清輪船會司が其組織を變更すべしとは兼て噂せられし處なるが愈々本年元旦より大連汽船合名會社と改名し、資本額を田中河邊兩氏の出資金十萬圓とし、從來田中商會にて取扱へる事務を東鄉町の本社にて取扱ふべしと。

**大連の戎克貿易**　大連港の設備が世界的港灣として稍〻其形を具へたるに拘はらず戎克貿易に對する施設は更に見るべきものなく識者は露西亞町其他を改築して大に戎克貿易を發達せしめざるべからずと唱導し居れるが大連の汽船貿易逐年破格の發展をなすに拘はらず戎克貿易額は却て減少の傾向あり卽ち左表の如し。

| 年別 | 輸出入額 |
|---|---|
| 四十二年 | 三、九八八、〇七六兩 |
| 四十三年 | 三、二六〇、五六七兩 |
| 四十四年 | 二、八四七、四五〇兩 |

斯く大連の戎克貿易が年次衰退するは大連港の自然的地位營口、芝罘等に及ばず其航行範圍も遼東半島南海岸及屬島、安東縣、大東溝、朝鮮、山東等を主として營口、石島、上海より遠く寧波、廣東に及ぶことあるも是等は頗る稀にして主として上半列記の地方なるが其範圍の餘り狹隘ならざるに反し其貿易額の減少を來すは全く汽船貿易發達の影響を受けたる結果にして戎克貿易額としては昨年の割合は營口の六分の一芝罘の四分の一膠州灣の二分の一に過ぎずと。

**天津獸毛の輸出**　本年天津港の輸出貿易は新商品の續出に依り非常なる發展を來せるが在來の重要輸出品たる獸毛類の趨勢を觀るに豚毛は歐洲向の需要增進せざる爲昨年より稍々遜色の氣味あれ共其他は孰れも昨年より好況を呈し殊に羊毛及び山羊毛は紐育向け出貨多かりし爲昨年より遙かの輸出增加を來せり卽ち各獸毛の本年及び昨年一月一日より去る十二月二十四日に至る當港輸出高を揭ぐれば左の如し。

| | 本年 | 昨年 |
|---|---|---|
| 豚毛 | 一九、五六四担 | 二〇、三五一担 |
| 駱駝毛 | 二六、三九五担 | 二六、三〇九担 |
| 山羊毛 | 一五、六四一担 | 九、八六五担 |
| 羊毛 | 二五四、〇六五担 | 二三九、四三一担 |

**科布多支那人**　科布多在住の支那官商等は同地を露國より逐放せられしが其數は七百三十六名にて何れも生命のみ助かり財產は全部該地に放擲せざるべからざる運命に遭へり其多くは主に羊皮買出人にて山西人第一位に居り奉天直隸人之に次げるが清統領より露國官憲に請ひて漸く滿洲里に出で去る十八日同地より汽車にて長春に到着し支

那官憲の保護の下に一夜を明し次で奉天にて汽車を乘り換へ去る二十日を以て北京に到着せり其間途中下車せる者多く北京に來るは何れも山西人のみにて其間の旅費は露國及支那の官廳にて負擔せりと。

**天津市況**　天津に於ける本年終航の商況は結氷後冬季年間の商取引も亦未曾有の大發展を示し輸出入共秦皇島廻りの激增せるを見る殊に其大部分は日津貿易の活躍に據りて起れる現象にして北部支那に於ける我商人の益々發展しつゝあるは疑ふ可らざるの事實たり之を郵船に就て見るに同社船の秦皇島航路臨時船は昨年迄冬期間僅に三隻に止まりしが本年は一躍八隻に增加せるにも拘はらず往復貨物とも尙ほ船腹に不足を感ずる盛況にて八隻の臨時外過般更に新潟丸を差立て載貨殆んど滿載にて來航したるも尙且阪神地方より天津向け貨物夥多にして到底橫濱を起點とせる定期船に積取る能はざるを以て又々臨時船として來る二十八日頃大阪より營口丸を秦皇島向け差立つる事となり同船は明年一月一日頃秦皇島着五日頃出帆の豫定なり斯く多數滊船の來航都度輸入する貨物を見るに多くは綿糸綿布にして其他雜貨類も含み就中未だ天津に輸入せし事なき日本密柑の類も可なり多く當市場に於ける賣行も良好にして前途有望を以て目されつゝあり元來郵船は阪神を起點として來航しつゝありしに橫濱を起點としてより東京橫濱よりの雜貨續々として輸入され且つ名古屋に寄港するに及び三重紡綿絲の輸入盛に且名古屋雜貨も當地方に販路を有するに至りたるより旁々日津貿易に一大發展を與へたるものなり輸出にありては棉花菜種棉實等の輸出增加與つて力あり。

**膠州灣追加豫算**　獨逸帝國議會は膠州灣に關する追加豫算を可決せり副議長バーシェ博士は同租借地が頗る進歩發展せるを個人的に發明し得と述べ帝國議會が支那に大小各種の學校を建設せんとする提案を全部認容すべきを保證せり尙同案討議に際し外務次官ヂンメルマン氏は演說して曰く政府は袁世凱が能く支那の秩序を維持し斯くして門戸開放主義を持續し得べきを信ずと。

**長江沿岸測量**　武昌の副大統領黎元洪は長江上下の防備に關して大ひに注意する所のものあり已に測量局をして其精密なる地圖を調製せしめんと欲し測量班三十名を組織して以て武昌の上游なる京口より以上の沿岸を測量製圖せしめつゝありしが此程已に測量を終りたるを以て尙ほ又靑山以下の沿岸を測量せしむることゝなし局長朱次璋に命じて再たび測量班編成して之れに着手せしむる筈なりと。

**特別電信架設**　北京の袁世凱は武昌の黎元洪と機密の商議を爲すに普通の電報にては機密の漏洩する恐れあるのみならず且つ緩漫にして至急の用とならざる恐れあるより今回交通部に命じて北京の總統府と武昌の副總統府の間に特別の電線を架設することゝなせり而して右は專ら軍事上外交上の機密に屬する電報を取扱はしむる筈にて之が局員は北京より派遣し武昌にては當に副總統府內に居住せしめて他の電報局と關係なからしむることゝなす筈な

りと尙ほ蒙古問題其他にて機密事件の頗る多きため成るべく速かに同電線を架設すべく急がしめつゝありと。

**津浦鐵道時間及賃銀**　津浦鐵道は本月三日より直通列車を開始せるが更に昨二十一日より發着時間及賃銀左の通り改正實施しつゝあり。

第一次毎週二回水土兩曜日發車

天津東停車場發　午後一時

浦口停車場着　翌日午後三時十五分

第三次毎日發車

天津東停車場發　午前九時三十五分

浦口停車場着　翌々日午後四時三十一分

第五次毎日發車

天津總停車場發　午前七時四十五分

浦口停車場着　翌々日午後十二時三十五分

第二次毎週二回月金兩曜日發車

浦口停車場發　午前九時

天津東停車場着　翌日午後十一時七分

第十三次毎日發車

浦口停車場發　午前七時四十分

天津東停車場發　翌々日午後四時五分

第十六次毎日發車

浦口停車場發　午後二時五分

天津總停車場着　翌々日午前十時四十八分

尙ほ之と同時に各枝線の時間も多少の改正を爲せり其他は從前の通り乘車賃は

天津浦口間直通

一等　四十二元一角

二等　二十八元五分

三等　十四元五分

天津濟南間

一等　十三元一角

二等　八元七角

三等　四元三角五分

濟南徐州府間

一等　十二元八角五分

二等　八元五角五分

三等　四元三角

徐州府浦口間

一等　十二元六角五分

二等　八元四角五分

三等　四元二角

なり而して寢臺車に乘らんとする者は發車時間より十二時間以前に一等切符に申込書及增銀五弗を添へ乘車驛に申込むべし然らざれば乘車するを得ず尙一旦申込たる後其汽車に乘らざる如き場合あるも乘車賃銀は返却せずと。

**支那商船の外國旗揭揚禁止**　從來支那商船にして少しの緣因を求め塙に外國旗を揭揚して以て便宜を得んとするもの少からざりし今回交通部に於ては其の弊害を認め此如は交涉上種々の碍害あるのみならず航務商情均しく影響を受け又利權を傷くるものなりとなし之を上海初め各省

商務總會商船公會等に通令し各船に諭告せしむると同時に各厘金局稅關等に其の禁止勵行を諭達せり

**山東省の露國紙幣**　近來山東省黃縣を中心とし附近の都邑に露國留紙幣流通し概算約四百萬留と打算せらるるの奇現象を呈せるが右は山東苦力の露領より歸鄉するもの年々五萬人一人平均二百留を携へ歸るとして計一千萬留に達すべし而して此等の苦力は其金額を全部を銀貨に替ゆるの便宜を得ざる事あり其際は留紙幣を持ち歸る外なきを以て年々留紙幣が山東內地に蓄積さるゝ姿となりたるに當り今回の露蒙問題より露亞銀行の取付となり露國に對する信用大に毀損されたる以て之れを傳へ聞きたる留紙幣所持者は該紙幣が一片の紙切れとなるを惧れ今まで蓄積したるものを一時に放出したるものと觀察せられたるが孰れにしろ留紙幣が山東に於て流通せらるゝに當り山東と最も密接の關係ある大連の流通紙幣たる日本金札が僅々二十萬圓の流通に止まり正金銀票に至つては殆んど皆無なりといふに至つては山東に對する大連官民の努力甚だ足らざるを知るべしと。

**芝罘の柞蠶繭**　芝罘の柞蠶繭は其相場毎千個一兩四錢位のところ年末の頃は急に九錢方暴落を來し而かも尙ほ買手出でず此の理由は敢て製糸の相場引立たざるが爲にあらず昨今上海の糸價好景氣を呈し來れる際とて製糸工場は盛んに作業し居れるも原料の持合はせ多きと又年來の不況に耐へ難く廢業したる工場多き爲め繭の需要は頓に減少し自然供給過多となり竟に暴落を來たしたるものなり今秋季に於ける繭の輸入高は五萬籠內外にして例年と大差なし

**中華民國紀念切手**　支那にては今回民國紀念新切手を發行したる由にて其種類二あり一は光復紀念郵票と云ひ印紙面に孫逸仙の肖像あり、他は共和紀念郵票と云ひ袁世凱の肖像を掲げたるものにて、一分、二分、三分、五分八分、一角、一角六分、二角、五角、一圓、二圓、五圓等の十二に分ち、本年七月三十一日迄之を發賣すべしとのことなり。

**南洋の新日本**　去る明治三十年頃大阪市內に小さやかなる醫院を開き居たる福岡縣人西村竹四郎氏は其後何處に行きしや知る人無かりしが氏は志を抱て日本を去り新嘉坡に赴き日本醫院の看板を掲げて醫業を開始したり然るに日月を經るに從ひ氏の門を叩いて診を乞ふ者多くなり行き遂には二頭立の馬車にて往診すると云ふ素晴しき盛況を呈し居たるが本年夏同地の大富豪にて藍金昇と云へる紳士偶々病に罹り氏の來診を求め投藥を求めたるに藥功あり病倏ちにして癒へたるにぞ藍氏喜び一方ならず一萬金の報酬をなし爾來同地一帶より厚く信用されたり然るに此處に氏の診斷を受居たる馬來人某氏の靈腕を稱揚するの餘り新嘉坡群島との中間にあるロバーム（周圍七里）アナローバーム（周圍四里）の二島を讓與したれば氏は終に二島の王となり地味肥沃にして前途有望にて現在戶數三十八口八十計なるカンボンドルゼに住宅を構へ日々四十餘人の土民をして專ら山野開拓に努力し今日にては四百エーカー以上開墾し將來は人造バタ石鹼原料椰子樹等の製作に從事すべしと因に

此島は百五十年以前迄は和蘭政府の所轄なりしかど島人は其屬島たることを屑しとせず同政府に抗して獨立するに至りしものと云ふ、成功の成功と云ふべし。

## 內地消息

### 東亞同文會秋季大會記事

大正元年十二月十八日午後三時より華族會館に秋季大會を開催せり是より先き同二時半より評議員會を開き明治四十三年度決算を可決し直に同三時より大會に移り副會長清浦子開會の辭を述べ續いて根津幹事長本年春季大會以後に於ける日支兩方面に於ける各部事業報告及現在支那の大勢に就きて演說する所あり了りて議事に入り副會長川島浪速田鍋安之助兩氏の評議員推薦承諾の報告をなして閉會したるが更に五時半より支那代表者汪大燮氏並に來朝中の胡瑛氏一行十餘名を招待して晩餐會を開けり席上清浦副會長及汪、胡兩氏は別項第廿頁に揭載したるが如き意見の交換を行ひ主客一同歡談の裡に同九時散會せり。

事業報告は第廿頁にあり當日の出席者及來賓左の如し。

來賓(順序不同略敬語)

汪大燮　劉崇傑　郭左淇
揚彥潔　胡瑛　魏宗瀠
李震華　卜擇王守忠
吉田親一　夏時　李作棟
鄧澤

出席會員(須序不同略敬語)

伯爵　正親町實正　伯爵　松浦厚　子爵　清浦奎吾
男爵　松平正直　男爵　野田豁通　男爵　近藤廉平
津輕英麿　根津一
野田卯太郎　添田飛雄太郎　山座圓次郎
福本誠　望月龍太郎　中西正樹
野間五造　坂田重次郎　菅原傳
副島靖臣　田代亮介　宮崎寅造
上野岩太郎　井上雅二　小澤德平
宮島大八　成田錬之助　足立忠八郎
高橋正熊　中西淳亮　西村虎太郎
木村成允　河原橘彌　木村丑德
五百木良三　中井喜太郎　藤田謙一
大原武慶　山內嵓　白岩龍平
角谷八平次　大西齋　山本市太郎
熊谷直幹　山口昇　吉田國幹
松岡千壽　松本忠雄

尙同日田鍋安之助氏及川島浪速氏を同文會評議員に推薦せり。

### 再興したる中華民國留學生總會館

曾つて駿河臺より牛込西五軒町に移轉したる支那留學生總會館は昨秋の革命により一時閉鎖し居たるが今度中華民國政府及び在日本同國公使館の援助により、舊臘二十五日神田今川小路二丁目十二番地に再興し新年元旦をトし日華

兩國の名士を招待して、其開館式を神樂坂演藝館に於て開催したるが、尙同館理事長劉以仁に就て其模樣を聞くに『本館は以前と其組織を異にし、千八百餘の在京留學生の監督機關として設置したるが、其組織は先づ大體理事部評議部の二部を置き、前者は主に留學生の行政を司り後者は其監督をなすものにして、若し留學生にして體面を汚瀆したる行爲ある時は兩部の委員會議して之を處罰する事とせり而して其機關として政治、財政、軍事、外交其他支那一般に關する雜誌を發刊し、又館內に俱樂部を置きて新聞雜誌を縱覽せしむることゝせり、本國政府が共和制たるが如く本館も亦共和制を採れるが、名譽會長として汪公使を戴き其下に諸般の事務を執れる前記役員を置けり素より再興日尙淺きを以て別に云ふべき事なし』云々と語れるが、館內の設備は先づ相當に整頓し居れり。

## 一九一二年支那關稅收入

昨年度支那關稅收入は三千九百九十七萬兩にして、前年度より三百八十萬兩の增收あり。主なる地方の收入凡そ次の如し。

| | | |
|---|---|---|
| 滿洲諸港及上海等 | 一一、五〇〇、〇〇〇兩 | （減收約二十七萬兩） |
| 天津及秦皇島 | 三、七七六、〇〇〇 | （增收十五萬六千兩） |
| 漢口 | 三、六八八、〇〇〇 | （增收七十七萬一千兩） |
| 長江諸港（漢口を除く） | 一、〇七七、〇〇〇 | |
| 青島 | 四一九、〇〇〇 | |
| 汕頭 | 四四四、〇〇〇 | |
| 廣東 | 二九〇、〇〇〇 | |
| 西江諸港（廣東を除く） | 四〇八、〇〇〇 | |

## 關稅と擔保

關稅擔保の公債賠償金の元利支拂滯額左の如し。

| 借款及賠款名 | 抵當 | 元利支拂滯 |
|---|---|---|
| 瑞記第一次洋款（獨） | 崇文門稅 | 九、〇〇〇、磅 |
| 同 第二次洋款（獨） | 同 | 一三、五〇〇、磅 |
| 滙豐銀款（英） | 通商各關稅 | 一、一六六、三〇〇兩 |
| 同 金款（英） | 同 | 二一八、〇〇〇、磅 |
| 克薩洋款（英） | 同 | 一四、三七五、磅 |
| 英德洋款（英獨） | 同 | 二四一、七三八磅 |
| 俄法洋款（露佛） | 同 | …… |
| 續借英德洋款（英獨） | 同 | 二〇八、八〇八、磅 |
| 庚子賠款（臺匪此件） | 同 | 二四、八七四、一二五兩 |
| 小計 | | 四四七五〇、八四二圓 |

# 編輯たより

世は諒闇の新年とて何となく打湿りて屠蘇の香も高からず、市中も沈み勝なる間に政界の雲行のみは何となく怪しく、從て種々の巷説の流布を耳に致し居候。其中に桂内閣の成立と共に對支那外交の刷新等も取沙汰せられ、愈々吾人の舞臺と相成候感有之、諸君と共に益々奮勵を要する次第と奉存候。

支那問題は實に現下の大問題にして大正第壹春の急務は實に之が解決にあるを以て、其必ずや民國承認、日支親善の形に於て近く目前に迫れる大統領の選擧と共に現實となるを豫期致し居候處、意外にも突如として滿蒙獨立云々の狂報に接して、吾人は事の餘りに突飛にして又餘りに吾人の主義主張に遠かり、其豫期に反せるに吃驚仕候。殊に我同文會を以て問題の根源とせる如き記事に對しては吾人は風説の亂暴に驚くの外無之候。申す迄もなく我東亞同文會は十年一日の如く日支兩國の親善を計り、支那保全の大主義の下に立てるものにて、清國中華民國となれる後と雖も、此主義方針の上に於ては毫も異る所無之候。實に我同文會は終始一貫支那の爲め忠實なる友人に御座候。而も此巷説の爲め折角の日支親善を阻害せらるゝ如き事ありては實に痛恨に耐えざる次第に有之申候。既に同文會にては支那保全主義を宣明し、更に大統領の選擧決定と共に民國承認を當路に進言する事に決し申候由に付、此誤解も自ら氷解致し申すべくと存候へども、同文會の古き歴史と從來の努力に對しても、其主義精神の存する所は、讀者及民國官民諸氏のよく諒とせられん事を祈るものに御座候。

本號に於ては讀者各位の御便利を計りて支那問題に對する最近の新聞雜誌の輿論を卷末に六號にて御紹介仕候。今後共追々諸方面の輿論の紹介は怠らざる心組に有之申候。

本號よりは表紙も清新なる意匠にて各位に見みえ申すべく準備全く整ひ居申候へ共印刷の都合にて次號よりと相成申候

豫て時々有益なる單行本を出版可仕御約束申上置候處、愈々近々の中之が實現を見るべく候。其一は中華國民成立以來、發布せられたる法律命令を集めたる、民國法令集とも申すべきものに御座候。支那に關係を有せらるゝ各位には、極めて必要にして御便利と存申候。其二は支那人名辭書とも申すべきものにて、現今支那官民を通じて凡てに亘り、詳細を研めたるものに有之候。日常新聞に雜誌に其他種々の機會に於て、支那人名辭書の必要を感ずるは、何人も同感の次第と存申候間、吾人は此必要に應じ度存居申候。其三は蒙古要覽とも可申ものに御座候。

# 支那問題の研究

本誌は東亞同文會が隣邦支那に對して有する特別優越なる地位を利用し、現に支那に於て活動せらるゝ會員諸君の實地調査に係る精密なる諸報告を發表するを以て第一の任務とし、併せて其時事を報告し、又た穩健にして而かも卓拔なる意見を紹介せんとするものなり。

然れども今や支那問題は沸騰其極に達し、朝野の有志は或は熱心之を研究し、或は絶叫以て緊切を唱ふる等近時の新聞雜誌は一として又た日として之が論難を見ざることなし。吾人は之が先驅となり、兼て專問的に支那を研究せる關係上、須らく國論の趨向を明察して益々奮勵努力せざるべからず、卽ち新に「支那問題の研究」なる一欄を新設して世論及其思潮中見るべき點ありと認むるものを收集し、以て聊か參考の資となさんとするものなり。

# 支那の將來

法學博士　浮田和民

（一）

現今土耳其問題は歐羅巴の大問題にして支那問題は東洋の大問題である。前者は百年以前よりの宿題であつたが後者は今より百年以後の宿題となるであらう。土耳其問題は將さに開かれんとするロンドン列國會議で最後の解決を見ること出來なからう。然れども土國の領地は益々縮少し終りには歐羅巴に於て僅かにコンスタンチノプルのみとなり、而して今後世界の大問題は極東に移り所謂支那問題が世界列國の注意を惹く事となるであらう。既に一昨年の革命によりて世界の視聽を聳かしたのであるが今後は屢々かくの如き事が繰り返さるであらう。

支那問題は或る意味に於て土耳其問題よりも偉大なる問題である。土耳其は地理上の關係により專ら歐羅巴の治亂に至大の影響を及ぼすけれども其の影響は概ね歐羅巴に止まり全世界の上に及ぶものではない。之に反して支那問題は世界的であり又た人類的である。其の人口は少なくとも三億以上ある。而して其の領土は全歐羅巴大陸にまさり、天然の資源に富んで居る。列國が支那保全、門戸開放を主張する所以は世界の市場として是くの如く有望なる土地はないからである。遠き將來に於ては南米も亦た經濟上列國の競爭地となるであらうが其の氣候と言ひ風土と言ひ且つは人口の稠密なること、言ひ世界の市場としては當分支那と同日の論でない。然るに支那の保全といふことが現下の大問題である。支那保全が出來れば門戸開放も行はるゝ、若し保全が不可能とすれば門戸開放も同時に不可能である。併し乍ら保全にしても分割にしても實は程度問題である。支那全土の保全は困難としても支那全部の分割も亦た困難である。故に支那保全といふこと、支那分割といふことは異名同義の問題と看做す可きである。卽ち支那が保全さるゝならば如何なる程度まで保全さるゝか、若し又た分割さるゝならば如何なる程度まで分割さるゝかといふことが問題である。

（二）

一昨年十月武昌に革命起り、南京に於て孫逸仙が臨時大統領に黎元洪が副大統領に擧げられ昨年一月一日其の就任式を行ふたまで革命軍の勢は旭日の天に昇るが如くであつた。是より先き北京朝廷は慌てゝ前代未聞の憲法を發布し袁世凱を起て時局を救ふの任に當らしめたが憲法には萬世不易の皇統たる可き事と規定したる甲斐もなく滿洲朝廷は革命軍と和を講じ一月十二日退位の上諭を發し將來支那を共和立憲政體となすことに決定した。斯くて滿洲朝廷の滅亡と共に立脚の地を失ひ勢力頓滅す可しと思はれた袁世凱に雖なく臨時大統領に擧げられ臨時共和政府を組織し實際清國皇帝に代つたのである。而して革命の巨魁たる孫逸仙黎元洪等は其の地位を讓りて盡く之を袁世凱に一任した。滿洲朝廷の滅亡は固より疑ふ餘地もないが所謂前代未聞の支那革命は成功したのか失敗したのか何とも名狀す可からざる事態に陷つた。されば袁世凱だけは獨り全局の成功者であるかといふに是れ亦た一個の疑問である。今日の支那人中彼れが一頭地を拔いて居ることは疑ふ可からざる事實である。併し乍ら彼れに依つて支那十八省を統治し且つ十八省以外の屬領を保全することは兎ても不可能の事であらう。現に蒙古は獨立を宣言し且つ露國の後援がある。支那は如何にして之を征服せんとするか、本部の政治さへ未だ成り立たずに財政困難して居る所に如何でか蒙古の遠征を企つることが出來よう。チベットに對しても英國の抗議にあうて其の內政に干涉することは斷念し空しく宗主國の虛名を存するのみとなつて居る。滿洲とても實は支那人の力で是迄支那に屬して居るのではない、全く外部の勢力に依るものである。

（三）

今日支那に立憲共和國を建設せんことは不可能である。支那には未だ立憲政治を行ふに足る要素がない。元來立憲政治は國民中に有力なる中等社會ありて資產と公共心とを有するものあるか然らざれば國民の多數が政治的趣味及び素養を有するに非ざれば成り立つものでない。支那には貧富の二階級あるのみで中等社會がない。世襲的貴族なく黃金萬能力なる所は米合衆國に似て居るけれども支那の富豪といふは先づ官吏である。彼等は學問によりて官

吏資格を得、而して官權により人民から掠め取つたのが、卽ち彼等の富となつて居る。米國人が祖先の恩惠や政府の威勢を恃まず、獨立獨行、天然の資源を開拓して得たる富とは其の性質が遙ふ。我國には中等社會があつて多少政治思想が有つたけれども國民の多數が未だ政治的趣味を解せざる爲めに立憲政治は全く形式に過ぎないのである。形式だけでも有るは無きにまさると爲々であるが夫れさへ支那に成り立つかは未だ問題にならぬ。先づ差り當り支那の問題は政府が成り立つか立たぬかといふことである。今は旣に滿洲政府を廢して中華民國又は共和國と稱して居るけれども如何に看板を取り更へても支那は支那である。袁世凱は實際支那の獨裁君主である。皇帝と言つても大統領と言つても內實は同じ事である。彼れは法理上無制限の權力を握つて居る。唯だ實際その權力を振ふ能はざるは彼れに資力がないからである。袁世凱にして資力を有したらば兵力を以て支那本部を强制することが出來よう。彼れは確かに今日支那に於ける唯一の勢力である。中外に對する支那の威信は全く彼れ一人の雙肩に懸つて居る。將來支那問題の大波瀾は彼れの成敗如何によつて生ずるであらう、而して彼れの成功は彼れの生死と同じく甚だ不確實なる要件である。

（四）

支那に於て國家組織の要素ともなる人民は左の三種に外ならぬ。

（一）大地主　支那は貧富懸隔の甚だしき國柄で其の富豪中には宛然王侯の如く一地方の土地家屋殆んど其有に歸し日常の生活豪奢を極め數百の眷族を從へて封建時代の君主に均しき大地主もある。然かも彼等は比較的少數である。一村落にして同姓の族を以て充たさるゝ例もあるが東洋一流の家族主義により相扶け相救ふの美風あると同時に共喰ひ共倒れの弊に陷り或は一家のみ富豪たることを得ざる事情がある。且つ支那の政治は歷朝立國の主義として富の一方に集注するを褒遇する政策を施した爲めに比較的大資本家起らず、多數の富豪や大企業家を發生せしむることが出來なかつた。世襲の貴族なく一大平民國たる點に於ては米合衆國に劣らぬ觀あり乍ら米國と全く社會の事情を異にして居るのは之が爲めである。

（二）官吏　大地主に次ぎて支那の富豪となるものは官吏である。支那に於ける資本家の大部分は此の官吏出身であつて所謂鄉紳と稱するもの悉く是れである。全國を通じて幾千萬を以て算せらるゝ讀書階級も一生の大目的は官吏とならん爲めである。我國現今の敎育が就職を以て終局の目的となし居ることは全然支那從來の敎育と同一である。唯だ我に在つては職業が官吏のみに限らぬけれども彼れに在つては就職の道一に官吏となることで、又た人生富を爲すの捷徑は官吏となるの外ないのである。彼等は經學歷史を暗記して文字と口上には仁義道德を表はすこと甚だ巧であるが實際官吏としては唯だ人民の膏血を絞り私腹を肥やすの外能なき者である。是れ人民の官吏を信ずること支那の如く薄弱なるは稀なる所以である。

（三）商人　支那の社會に於て若し常識に富み進取の氣力を有する者を求むれば商人の階級を以て答ふるの外はない。唯だ歷代の政策として農本主義により商人を壓迫し之を蔑視した結果大商人は比較的少數にして且つ商人一般國家的觀念に乏しく公共的事業に對して冷淡無頓着である。而かも獨立自營の階級として支那の中堅たるものは恐らく此の階級の外なからうといふ事である。

（五）

支那は古來人民を士農工商に分ち官吏の次ぎには最も農を貴び商を賤しみたるに拘はらず農工者は細民であつて共に國家の要素たる資格を有たぬ。政府は唐虞三代の古より農を重んじて農民救助に力を致したが後世は農民保護を名として一に此の階級より租稅を徵收して兵役に服せしむる策であつた。政府は自から商業を營み鑛山の私掘を禁じ、茶、鹽、麵等を政府の專賣となし文明世界に卓先して官業早く發展した、而して商人は最も下劣なる階級として全然之を放任された結果遂に農民の如き負擔をも免がるゝに至つた。租稅の徵收は不公平にして農民に重く商人に輕く、國民の大多數を占むる農民は富力の最も低き階級となり、其の收入の大部分は大地主又は官吏の手に歸し農民は國家の要素として殆んど何等の勢力をも有せざる者となつた。

以上は久しく支那貿易に從事し支那の事情に精通せし山本唯三郎氏の近著「支那の將來」によつて吾人の立論した所である。我輩は之に由つて我が日本現時の政治は其の形式こそ西洋式であるが其の精神は未だ支那流たるを免が

れないことを發見するのである。日本の官僚は全く支那の官僚と同一であつて唯だ政府の收入を增加する爲めである、決して一般人民の爲めにするのではない。斯くの如く官僚を以て民衆を壓し、敎育制度も劃一主義で且つ政府に盲從し唯だ就職の路を求むる者の爲めである。現今我國は實際支那流の政治を爲して居るのである。支那が今日の如く衰頽した事を見ては我が政治の結果も亦た同樣の結果を來たす傾向あることを記憶せねばならぬ。唯だ我國には此の傾向に反抗して常に之が匡正を爲す所の勢力ある爲めに全然支那の如くならぬのは當然の事である。

偖て支那の人民は三億ありとしても其の要素は以上の如き者である。之に由つて立憲政治を爲すことは實際不可能である。大地主は如何に富んで居ても少數である。而して多數の資本家は官吏出身とすれば共和政治と言つても彼等は矢張り官吏として富を作ることを職業となすであらう。政體は變つても支那の政治の改革す可からざるは此の階級ある爲めである。而かも此の階級なしには又た政府を組織することも不可能である。商人の階級は氣力に富んで居るが古來蔑視されて政治的公共心がないから容易に彼等によつて政治を爲すことは出來ぬ、而して農民は多數であるが政治上の勢力としては殆んど數ふるに足らぬものである。

（六）

要するに支那に於て立憲政治の可否は未だ問題にならぬ。支那本部丈に於て政府の成り立つか否かゝ問題である。滿洲朝廷滅亡しても十八省比較的に靜謐に維持されて居るのは共和政府の成功の樣であるが實は從來支那內地の平和は毫も北京政府のお陰によつて保たれて居なかつたからである。愛國心や公共心に乏しき支那人民が如何にして各地其の平和秩序を保ち居るかといふことは中央及び地方に儼然たる政府を戴く歐米人や日本人の想像し得る所でない。先頃文明協會から發刊した「歐米人の極東研究」に左の一節がある。

支那社會の特性は西洋人の解し難き責任てふ事なり。西洋にては個人は單位にして國民とは擧竟斯る個人の團體に過ぎざれども支那にては然らず、社會の單位は個人に非ずして家族なり、親族なり、隣里鄕黨なり。されば支那の村里の大多數は同一姓、同一祖先を有するの人を以て組織せられ、彼等は何百年の間同一地に定住し、年少にして結婚し老年に及ぶも倚何周となく結婚し又繼えず養子を貰ひ受くるを以て此處には珍奇なる現象行はれつゝあり。大家族制に就いては吾人は前に既に叙述する所ありたり。支那流の責任は實に此錯綜せる關係よりして起るなり（三三頁）。

是くの如く支那人は家族制度によつて各地團結し其の生命財產を安全に享有するのである。父は子に關聯して責任を有し子は又た父の負債に對して責任を帶び兄は弟に對して責任あり家長は全家族に對して責任を負ひ、又た同家族の各員相互の責任外に各村里は其の隣村に向つても亦た責任を負ふのである。されば支那全部の平和は政府のある爲めに支持されて居るのではない。支那こそ全然家族主義の國であり又た家族主義によつて今日まで持續した人民である。近頃我國に於て家族主義を唱ふる人がある。彼等の說によれば日本が西洋と異なる所こゝに在る。而してこれが日本の西洋にまさる所であるといふが我輩は支那及び我國の現狀を比較して此說に贊同する能はざる者である。實際我國の現狀は西洋と異なる所幾何もないのである。支那こそ全く家族制度で社會が成り立つて居る、而かも此の家族制度の存續する限り支那の開發は望まれぬ。併し此の家族制度を改革する前に先づ新なる國家が成立せねばならぬ。今の家族制度に代り得べき鞏固な政府がなくして今迄の如き政府であるならば。人民は其の生存を保つことが出來ぬ是れ支那改革の容易に行はれ難き所以である。

（七）

支那には古來鞏固な政府が成り立たず、而して現今に於けるが如き無比の家族制度を生じたのは兩つ乍ら同一の原因より發した結果である。卽ち支那の領土餘りに廣くして而して人口餘りに多過ぎる結果である。海面は僅かに東方のみにある所より各地全く獨立すること出來ず尨大なる國家をなして今日の狀態に陷つたのである。支那人とて歐米人や日本人と天性人情何も異る所はない。歐米人でも日本人でも支那人に在つては支那人の如くせねば生活の出來るものではない。少なくとも人類が單に過去の歷史と周圍の境遇によつて生活する間は然うである。故に支那を改革する第一の要件は先づ其領土を削り其の人口を少なくする事である。支那本部だけにても一國として能く

統治することは困難である。況して本部以外の領土は本部の面積百五十萬方哩に對し二百七十萬方哩ある。唯だ本部の人口は三億八千萬に對し外領の人口は僅かに二千萬であるから支那は殖民の爲め之を所有するの理由がある。然れども支那の人口は今ですら既に多過ぎるから此上膨脹することは何時までも支那人が劣等民族として生存し、文化國民として世界に尊敬せられざる所以に外ならぬ。

先年支那を視察した米國の社會學者ロッス氏も支那改革を妨ぐる大原因に支那人口の過多なる事を擧げて居る。目下の支那出産率は千に就五十乃至六十の間に在りて米國出産率の三倍に當り露國の一地方及び元佛領加奈陀の一區域を除きては世界白人國中之に對抗すべき國なく此の出産率を減ずるの道は祖先崇拜、早婚、大家族制、妻の地位低き事等の弊害を一掃することである。而かも之を爲すには恐らく二十世紀の全部を要するであらうとは彼れの意見である（山本氏著、支那の將來四六八頁參照）。

故に支那改革の第一義は其の領土を減削し一國として行政及び教育の行き屆く範圍に縮少することである。本部以外の領土は寧ろ自から進んで其の自治若しくは獨立を許し事起りて後外國の干渉により已むを得ず之を抛棄するが如きは我輩が支那の爲めに取らざる所である。寧ろチベットの自治、蒙古の獨立を承認し其の代りに英國及び露國をして支那共和國の成立を公認せしめた方が得策である。而して支那改革の第二義は國債を起し內地に鐵道を布設し教育を普及し、生活の標準を高め、文化國民として海外にも移住の出來る樣な人民を造ることである。之を爲すには先づ其の早婚を廢し、養ひ得べからざる過度の人口を產出せざる樣にせねばならぬ。而して教育普及すれば自然に此の傾向を生ずるものであるから何より教育を施し人民生活の標準を高くすることが目下の急務である。

（八）

是くの如く支那の將來は如何になるか測り難き事であるが所謂支那の分割とは外領を失ふことであつて支那本部の分割は不可能である。支那內部の事情よりして揚子江を限り南北分立は行はる可き事でない。山嶽ならば兩國分立の境界になるが揚子江の如き大河流は南北合同の原因とこそなれ分立の境界とはならぬ。支那東部と西部との分離は尙更不可能である。海上に面する東部と分離して西部はとても經濟上の生存を保つことが出來ぬ。支那本部は內部に種々の軋轢があつても到底分離することは不可能である。

然らば列國が外部より分割することは如何といふに是れ亦た列國に對して全然無意義の事に外ならぬ。列強が支那を分割することは今日列強の利害相異なる所より出來ることでない。列國の利害が分割によつて平均さるゝとしても列國は何の爲めにするか其理由を發見することが出來ぬ。先づ經濟上の利益を開發する外ならう。それならば支那保全、門戶開放によつて其の目的を遂することが出來る。政治上支那を分割した強國は單に經濟上の利益を吸收する丈にては濟まぬ。必ず支那人民に對する行政改革、教育普及あらゆる社會政策の責任を負はねばならぬ。經濟上の利益と政治上の責任とを差引き勘定すれば支那を分割するは分割した列國の損失となるかも知れぬ。支那に於ける列國の利害は異なるから協同して分割は固より出來ぬ、又た假令ひ出來ても列強國の損失となることを免かれぬ。況して支那人は民族としては古今無比の強壯なる民族である。支那の國家は滅亡しても支那の人民は決して滅亡するものでない。而して其の數多しいから治者も遂には被治者に同化さるのが事實である。支那を押領する外國は唯だ其の責任を負ふのみにて何等本國に利益する所はあるまい。日露戰爭後の今日固より一強國で支那を押領する樣な事は夢想だに出來ぬ事柄である。果して然らば支那本部の保全といふことは現時袁世凱によつて鞏固されつゝある共和政治の成敗如何に拘らず確實であると斷言して不可なからう。若し袁世凱失敗して支那人自から政府を建設すること能はずんば列強國協同して之を保全するの外なからう。之を分割するは列國に利する所少なく且つ利害の衝突より東洋の平和を破り世界の大亂を釀す恐れがある。我輩は切に袁世凱の成功を希望し且つ革命の首領たる孫逸仙其他が彼れに同心協力して鞏固なる政府を成立せしめ列國の承認を得るに至らんことを祈る者である。

（九）

日本の支那に對する外交關係は此際最も愼重でなければならぬ。革命の當時日本政府は滿洲政府に同情して革命黨の怨を買ひ。又た民間の有志家等は

革命黨に同情して頻りに袁世凱を非難し、今日袁世凱の成功となつて始めて官民共に支那に對する方針を誤まつたとを覺つた。併し乍ら最後に於て日本政府が取り來つた外交方針は支那人の滿足を得なかつたけれども先づ大體に於て失策といふことは出來ぬ。此際日本は飽くまで列國と歩調を合せ袁世凱及び革命黨の成功如何を見ることが得策であらう。唯だ我が國民は支那に對する根本的政策を決定することが肝要である。日清日露の二大役は其の目的既に明瞭であるから今更之を詳述するに及ばぬ卽ち彼の二大戰役は朝鮮の獨立を以て日本の生存に必要なりとして起つたものである。換言すれば朝鮮が自から獨立を保全する能はざる場合には日本が之を併合するの權利あることを主張したのである。而して今や支那の形勢は動ともすれば大陸に變を生じ我國の利害に影響を及ぼさんとしつゝあるけれども日本は今日朝鮮防衛の爲めに滿洲を併合するの必要はない、唯だ滿洲が支那以外の所領となることなく若しくは滿洲の利權は他の一國に與へて實際此の領土を第三國に割讓したと同じ樣な事に至らしめざる擔保を要するのみである。我國が支那共和國を公認する前に此の條件を提出するのは當然の事であらう。而して其の條件の一は支那が永久日本と協議せずして滿洲を他國に割讓せざる事及び其の擔保として關東州の租借を繼續する事である。我輩は日本が此の二條件以上支那に對して要求するは侵略的政策にして且つ何等日本に利する所はないと思ふ。滿洲を支那より割讓せしめても此地に今よりも多く日本人を移住せしむる譯には行かぬ。唯だ行政費を投じてこゝに日本の富を消費するまでの事である。關東州は永久租借地とすれば割讓したのと同樣で然かも幾分か支那人民の好意を繋ぎ支那全土に對する日本の經濟的發展を奬勵するの利益が少ない。支那人より視れば關東州を永久租借地となすは其好まざる所であらう。併し乍ら今日の有樣にては他の侵略を防ぐ軍備がないから寧ろ永久租借地とする方が割讓するよりは勝である。又た日本人より見て租借といふは少しく物足らぬ樣である。けれども支那が今日の如く弱國である間は租借も割讓も同じ事である。若し又た支那が將來强國となつた日には割讓地としても勢ひ支那の領土に屬す可きものは之を支那に返還するの已むを得ざる場合に立到るであらう。唯だ支那が何時强國となるかは百年の問題である。現今の如く領土放



大、人口夥多である間は其事の實現は望まれぬ。（太陽新年號所載）

# 支那人に代りて日本を嘲る文

永井柳太郎

後趙の石勒一日大に群臣を饗し、問ふて曰く『朕、古への何れの主に比すべきぞ』と。人あり答ふらく『陛下は之れ漢の高祖に過ぐ』と。石勒笑つて曰く『人豈自ら知らざらんや、卿の言甚だ過ぎたり。朕若し高帝に遭はゞ當に北面して之れに仕ふべし、宜しく韓彭と比せんのみ、又若し光武に會はゞ當に中原に駢馳すべく、庶ま〻だ何人の手に落つるかを知らざる也』と。嗚呼石勒よく自己を知るの大丈夫と謂ふべく、彼れが此知己知敵の精神こそ實に彼れをして列强を平定し、天王を稱するを得せしめたる也。然るに現時の日本人は僅かに二三回の戰爭に勝ちたりとて、忽ちに世界の大國民を以て自負し、自己を省みるを知らず、また敵を學ぶを知らず、支那革命の如きもこれを目して支那人の自力を辨別せざる冒瀆なるが如くに冷笑せり。されど支那人は果して日本人の思惟せるが如く革命を完成するの能力を缺けるや。請ふ彼の中米のメキシコ共和國を見よ、彼れや人口約一千五百萬、而も其中純粹の白人と稱すべきは僅かに一割九分、他は悉く有色人種にして、殊に亞米利加印度人其の三割八分を占む。メキシコより更に南方なるガテマラ、ハイチ、ホンドラス諸共和國の如き、何れも其住民の大部分は亞米利加印度人なり。若し夫れ阿弗利加西海岸に於けるライベリア共和國の如きに至りては、純然たる黑人のみを以て之を組織し、黑人に非ざれば選擧權を有するを得ずとせり。而も之等の共和國は何れも既に中世紀前後の歷史を有し、今日に於ては其發達に於て、將た其進歩に於て多く他の諸君主國に遜る所あるを見ざるに非ずや。知らず、日本人は、支那人を以て之等の亞米利加印度人若くは阿弗利加黑人に及ばざる人種なりとなすか。何ぞ其妄斷の甚しきや。彼等は支那の歷史を知らざる也。支那の文明たる其淵源頗る遠く、寔に世界の進歩と離るべからざる關係を有す。彼の儒敎の如きは其哲學的思想に於ても、また道德的觀念に於ても、四洋諸國の道學に比して毫も

遷色なきのみならず、現に日本人自ら千有餘年の間之に依りて其思想を練磨し、其道德を涵養し來れるに非ずや。且つ曾に此の如き思想上の進歩のみならず、また物質上に於ても著しき發達を遂げたり彼の火藥の發明の如き、羅針盤の發明の如き、印刷物の發明の如き、陶器の發明の如き、何れか支那人の事業にあらざる。

二

支那は以上述べたる如く世界の文明史上に於て偉大なる事蹟と勢力とを有するのみならず、其政治思想に於ても遙かに他の東洋諸國よりも民主的發達をなせり。蓋し支那の革命には三種の形式ありき。第一は之を禪讓と稱し、其源を堯舜に發す。則ち凡そ君主たることは私事に非ず。天命に從て其臣民を安んずべき公事なるが故、最も聰明にして能く萬民を信服せしめ得べき者が主權者たるべきなりとの思想に基く。茲を以て堯は其の子不肖にして位を繼ぐべき器に非ざるを察し聖人舜を得て之れに位を讓り、舜亦其子の不肖を捨てゝ禹に讓れり。是れ革命の第一種なりき、第二は則ち放伐なり、君主にして若し其德萬民を率ゆるに足らざるとき、之を放ち更に賢者を擧げて民を治めしむるもの則ち是なり。殷の湯王、桀を放ふて自ら王となり湯王の子孫暴政を逞ふするに至りて周の武王之を伐ち、代りて其位に卽きたり。而も其之れを爲す、彼等は之を當然として毫も怪まず、孟子の如きも亦左の如く極言したり。人あり孟子に問ふて曰く、『湯、桀を放ち、武王紂を伐つ、是ありや』子曰く『有り、傳に於て是あり』と。更に問ふて曰く、『凡そ臣にして君を弑す、可ならんや』と、答へて曰く、『仁を賊ふ者之れを賊と謂ひ、義を賊ふ者之れを殘と謂ふ、殘賊の人之れを一夫と謂ふ、一夫紂を誅するを聞く、未だ君を弑するを聞かざる也』と、以て其精神の存する所を窺知するに足る。若し夫れ、第三の方法に至りては、暴亂とも稱すべきものにして、唯野心ある者起ちて禪讓に依るに非ず、又放伐に依るに非ず、其の武力に依りて王位を簒奪する也。第三の方法は例外に屬すと雖も、其他の場合にありては彼等王者の天命を以て萬民の撫育に在りとなし、此天命を完ふせざる君主は之を逐ふに躊躇せざりしは誤なき事實にして、其政治思想の他の東洋諸國に比し遙かに民主的なりしは疑ふべからざる也。依是觀之、支那人は其思想に於て或る程度まで共和政治に對する訓練を受けたる者といふも可也。故に若し彼の亞米利加印度人、又は阿弗利加の黑人にして共和政治を建設し、之れを維持するの能力を有すとせば、支那人豈爲んぞ之れを能くせざるの理あらんや。日本人が支那の革命を見て其完成を危む如きは、是れ偶々日本人自らの支那文明史に關する無知と世界の政治狀態に對する識見の缺乏とを表白するものに外ならざる也。

三

如斯き有樣なるが故、昔より支那の官吏間には英米の如き民主思想の發達せる國の官吏等と等しく、己れを處するにパブリック、サーヴアント則ち『公僕』なる觀念を以てするの思想大に發達せり、彼の孫逸仙が昨年二月十四日袁世凱を南京に招き、從來の臨時政府を中心として、民國の統一政府を組織するの急務なるを觀破するや、彼は參議院に對して自ら臨時政府の民國大總統たることを辭するの意を通じ、且つ曰く、『孫民國建設の初に方り、選ばれて公僕となり、宣言宣誓を卒し、專制政府既に倒れ、列國の民國承認するに於て本總統は卽ち辭職を行ふべきことを誓へり。現在民國の各國の爲め承認せらるゝこと將に旦夕を期すべし。本總統正に誓言を踏んで辭職し引退すべき也。茲に貴院に謹り告ぐ』と。何んぞ其言の堂々たるや。治者が自己を國家の公僕なりとする思想は。實に支那の歷史に一貫せる思想にして、吾人は支那官吏の文書を繙く毎に隨處に之れに似たる詞句を發見することを得。既に此の如き崇高なる殉公の精神あり、故に彼の禪讓の如き美風の起る亦宜ならずや。豐臣秀吉は日本の英雄也。而も彼れの天下に對する態度や如何。其疾を得て將に死せんとするや、秀賴歲甫めて七歲、以て群雄を率ゆるに足らず、天下に鴟含するの感なきを憂ひ、關々の情禁ずる能はず、後事を家康、利家、景勝、秀家、輝元等に托すると共に、特に幼沖の秀賴に背くなからしめんとして彼等の血判を徵し、而も尙ほ安んずる能はずして苦悶の裡に絕命せり。其終焉の醜なる、寧ろ憫むに堪へたらずや。反之、彼の劉備を見よ、彼れ亦秀吉と同じく身を草莽より起し、百戰苦鬪、萬死を出でゝ纔かに天下を得たり。然るに彼れの命將に盡きんとして其子劉禪尙未だ齡十七、天下に主たるの材に非ざるを思ひ、『嗣子助くべくん

ば之れを助けよ、若し夫れ不可ならば請ふ卿自ら之れを取れ』と。大丈夫當に此の氣魄なかるべからず。彼れが天下を以て天下となし、身も自己の天下となすの意なかりしや明也。茲に於てか孔朋も亦大に其意に感激し、『臣豈敢て腹腸の力を盡し、忠良の節を效し、之れに次ぐに死を以てせざらん』と誓へり。吾人國より現時の支那官吏が總て如斯き高尚なる精神を以て政治に當れりと謂ふに非ず、彼等の間に賄賂公行せられ、黄金の爲めに公權を濫用するもの多きも之れを諱めざるに非ず。されど其主腦たる人士が此の如き高尚なる政治思想を懐けるの一事、以て彼等の國家社會に對する觀念の甚だ高遠なるを證して餘あるを覺ゆ。まるにても彼の官尊民卑の弊風一代を靡ひ、官吏に非ずんば人に非ず、田夫野人を見ること恰も牛馬の如き日本官吏に對しては好箇偉山の石たらずとせんや。日本人稱もすれば則ち支那人の收賄を難ず。曾や甚だ可也。されど日本の現狀は如何。一國々民の選擧と稱せらるる國會議員にして、收賄の罪に坐して縲紲の辱を受けたる者甚數十なるを知らず、彼等の選擧に際しても亦、曾て投票買收の行はれざる地方ありや。投票する者も、また投票せらるゝ者も、共に相率ゐて賄賂の爲めに公權を濫用し、恬として憚づる所を知らざる也。甚しきに至りては一代の道徳を指導し、身を以て新國民を率ゆべき教育家輩。常に其口に正義公道を唱ふるに拘らず、收賄の爲めに職に授せらるる。それ社會を指導し、警醒すべき政治家、教育家にして然り、況んや實業家、銀行家、軍人、新聞記者等の如きをや。英國に於ても彼のWalpole時代に於て賄賂公行せられ、爲めに議院の内外甚しく腐敗せりと稱せられたることあり、而も甚腐敗たる之れを日本現時の腐敗に比較せば、尚ほ遙かに及ばざりき。當時英國議會にはピットの如き偉人あり、少數の同志と共に力を極めて此賄賂政策を攻撃し、之れを撲滅せんと企圖せり、然るに日本に在りては曾てかゝる有力なる反對運動の起りしを聞かざるのみならず、一度日露事件に坐して若役に從事したる者も、其獄を出づるや酒然として政黨本部に出入し、議員の候補者たるを公認せらるゝが如きを以て見れば、吾人は日本人の良心の存在を疑はざるを得ざる也。夫れ然り、而して此の如き自ら醜陋の極に沈せる日本人が却て支那人の收賄を云々するが如きは、これ寧ろ百歩を以て五十歩を笑ふもの也。自らを知らざるも亦た甚しと　ふ可し。

## 四

吾人の之れを拜讀する毎に未だ曾て感激措く能はざるものは、彼の　先帝陛下が明治元年三月五ヶ條の御誓文と共に下し賜ひたる御宸翰也。曰く『私かに考ふるに中葉朝政衰へてより武臣權を專らにし、表はには朝廷を推尊せるも實は敬して之れを遠ざけ億兆の父母として絶えて赤子の情を知ること能はざらしめたり』と。實に吾が皇室は臣民を見ること赤子の如く、天下に君臨し賜ふに父母の情を以てせらる。是れ寔に日本國民の等しく、感佩し奉る所也。然るに此間に立ちて國政を掌るべき有司の輩『公僕』の觀念に乏しく、稍もすれば人民の自由を束縛し、ために日本人は時として支那人よりも壓勢の壓迫を感ずる也。日本人は常に支那人を目して時代後れと嗤笑す。而も彼の社會運動の如きは日本に於けるよりも、寧ろ支那に於て甚の活動の盛んなるを見る。日本に在りては國民は總て均しく、陛下の赤子なるにも係らず其社會の下層に位せる者は其利益を代表し、其幸福を增進すべき唯一の機關たる政黨を有せず、また新聞紙を有せず、ために彼等は其訴へんと欲する所の機會だになき也。偶々彼等に同情する者其救濟方法を研究せんとするあらば、政府は直ちに之れを目して反賊と爲し、一時は社會なる言語を使用することをすら絶對に禁じたりき。之れに比すれば支那人の如きは日本人よりも遙かに言論の自由と活動の自由とを有するものと稱するを得べし。支那に在りては今日既に中國社會黨なるもの公然設立せらる。素よりこれが實員と稱するものの中には眞に克く社會主義を解するに非ず、唯奇を喜ぶの餘り、他の說に雷同して其運動に加はれるが如き者なしとせず、而も既に約五十の支部を有し、三萬の黨員を擁機關新聞を發行する等々として其歩を進めつゝあり。此他尚ほ自由黨及び同盟會と稱するものあり、等しく社會主義を奉じ其實施の爲めに相共に力を致しつゝあり。就中其中國社會黨と稱する一派に至ては滿十六歳以上にして精神に異狀なき限り、男女を問はず、總て之れが實員たるを許し、且つ黨中に在りては男女平等の權利義務を有することゝせり。如斯きは今日に於て、洵に想像だもなし難き所なり。頃日かのエリオット博士が日本の女子教育に對する保守的意見なるもの發表せられたるに對して

へ甲論乙駁、一波動いて萬波靜まらざるが如き觀あり。吾人は其所謂教育意見なるものが果してエ博士自からの所論なりや否やに關して先づ疑なき能はざるものなりと雖も、假りにエ博士が彼れが如き意見を發表したりとするも之れに乘じて直ちに日本の女子に高等教育を施すことを有害なるが如くに嘆噪する、眼孔豆よりも小なる日本人の診からざるを見て轉た支那人の思想の遖かに遠大にして進歩的なるに感ぜざる能はず。且つ之等の支那人の中には此主義を信ずるもの、常として時として激越なる態度に出づる者も亦之れ無きに非ざるに係らず、而も支那政府が此の如き黨派の存在を公認し、其運動を默許しつゝある宏量に至りては吾人の更に敬服を禁ずる能はざる所也。

## 五

抑も日本人にして眞に能く今回の支那革命の眞意を解せる者果して幾何かある。日本人の多數は今回の革命を以て宛も三國誌中の事變と同一視し、或は其主腦者の評論を事とし、或は交戰の經過を云爲するに止まり、能く活眼を開いて革命の眞に因て來る所、其勢の趨く所を洞察する者なく、徒に群盲象を評するが如き蟲を敢てしつゝあり。之れ寧ろ憫笑に値せざらんや。蓋し日本人の如きは桃源島裡に跼蹐すること年久しく、世界の大勢に無頓着なるが故、未だ之れを看取し得ざるならんも。各國民の自覺的運動が晩近極東及び東に發現し來れること著しきは明なる事實にして、彼の一千九百七八年代よりして勃發せる各地の叛亂、革命の如きは卽ち其結果に外ならず。印度に於ては內外到る處爆烈彈驚ろを生じ、サー、カーゾン、ワイリーは遂に爲めに其毒手に斃れ、ロート、ミントー亦其狙撃を蒙るあり、一時國內の紛亂其極に達したりき。之れに續きて埃及に於ても亦同樣の運動起り、英國政府がスエズ運河の特權延期を提議するや、埃及人は一齊に起ちて猛烈に之れに反對せり、就中國民黨首領モハメッド、ファリッドの如きは其同胞に與へたる宣言書に特記して吾等の主張は排英と立憲とに在りと公言して憚らざりしのみならず、親英派を以て目せられたる總理大臣ブートロス、パシャは遂に非命に死するに至りき。其他波斯に於ても土耳古に於ても、亦等しく革命的動亂に遭逢せり。卽ち波斯にては前王モハメッドアリ妥りに兵力を以て議會を壓迫せんとしたる結果、國民の大々的反抗を受け、遂に自ら敗れて國外に放逐せられ、土耳古に在りてもアブドゥール、ハミッド帝の專橫を憤りて起ちし革命派は軍隊と事を共にするに至りて、帝之れを制するを得ず國政の改革は彼斯に於けるよりも尙ほ容易に行はれたりき。此等の騷亂は其形式一ならずと雖も而も其因總て國民の自主的精神の發達に歸すべく、一言以て之れを蔽へば國家を以て國民の國家なりとせんとする運動に外ならず。彼の支那の革命の如きも亦此の世界的思想の大潮流に勃發せるものなるを以て之れに比するに過去の支那に於ける所謂代朝なるものを以てせんとするが如きは、是れ根本的謬想にして決して其眞相を得たる所以に非ざる也。蓋し支那の過去に於ける革命は其譬讓に依るものも、其放伐より來るものも、將た又其騷亂に發したるものも、總て其目的とする所單に主權者の變更に止まり、政治制度は依然面目を改むるなく、茫々數千載を通して同一の專制々度を繰返せるに過ぎざりし也。然るに今回の革命たやる其主眼とする所決して王朝の變更の如き小事に非ず、其政治制度を根本より改革して、彼の彼斯、土耳古等に於ける革命と同じく、支那を以て支那人の支那と爲さんとする運動也。少くとも國民的自覺より來れる思想上の一大産物也。嗚呼此世界的思潮、自主的精神、此高大なる思想を眞に了解し得たるもの日本人中果して幾人かある。請ふ之れを日本の現狀に見よ　先帝が王政維新の大業を遂げ以て日本を統一せられたるのみならず、明治廿二年には曠古の大典憲法を賜ひ、日本をして日本人の日本たらしむとの御詞をさへ下し賜ひしにも係らず、其憲法實施後既に廿三年の星霜を經たる今日に至りても、尙ほ且つ政權は依然所謂藩閥なる一種の階級に壟斷せられ、國會は有れども無きが如く、毫も其本來の任務たる國民の利害を代表して政府を監督する如き意氣の現はるゝなく、却て藩閥者流に盲從して私利を圖り、偃安を事とし、誠意なく、熱血なく、羞恥なく活氣なし。此故に國民の權利毫も保護せらるゝに由なく、秕政毫も革むるに由なく、租稅愈よ重く物價益々騰貴し、生活の困難日に劇甚を加へ、飢えて食なく、病んで藥なく、路頭に彷徨せる可憐なる同胞の數幾十萬なるを知らざるに至れり。然るに政府は之れに對して何等救濟の策を講ぜんとせざるのみならず、彼の穀物輸入稅の如き明白なる暴稅の撤廢さへ斷行するの勇氣を缺げり。日本は今尙ほ藩閥の日本なり。何處にか日本人の日本あらんや。此の

くにして日本人は尙ほ能く厚顔にも他國の文明を嗤ふ事を爲すが嗚呼是れをしも尙ほ自覺ある國民なりと謂ふを得べくんば天下何處にか自覺せざる國民あらん。支那の革命に際しては日本の志士倉皇として彼地に赴き、以て之れが應援を爲すべく奔騖せりと聞く。吾人はかゝる人士が支那の國民的運動を助くる以前、先づ其母國たる日本の國民的運動を喚起し、先帝の命じ賜へる如く日本を以て日本人の日本とすることに努力し、かの日本を以て閥族の手に獨占せんとせる盟を放逐せんことを希はざるを得ず。自己の家屋に泥水の浸入せるを知らずして隣家の急に赴く。これ或は日本人の所謂義俠ならんも、支那人は之れを宋襄の仁と嘆笑す。

六

日本に於ても王政維新の大業を遂げ、廢藩置縣の斷行を爲したる當時に在りては、進取の氣象國内に漲り、國民的自覺亦漸く發揚たるものありしが如しと雖も、爾來未だ半世紀を出でざるに早く既に國民の元氣は消磨し、また當年の面影だになし。維新の當初　先帝の下し賜へる五ヶ條の御誓文の如きは革新の意氣正に天を衝くの慨あり、進取の氣象言外に躍動し、今尙ほ之れを讀む者をして覺えず肉動き血湧くの感あらしむ。隨て當時に於ける志士の如きは卓犖倜儻私事を捨てゝ公事に鴈す底の青年に富みき。然るに今や卽ち然らず、青年はあれども無きが如く、國家の大事の如きさへ、稍もすれば元老の一言に依りて定まるが如き慨むべき狀態に在り。さるにても今日の日本人、殊に活氣正に橫溢するなるべき青年の意氣何ぞ甚だ振はざる。之れに比すれば支那の青年の思慮の遠大なる、意氣の壯烈なる、寧ろ欣仰すべからずや。今次の革命の如きは、正に黃興の如き、黎元洪の如き、近く來朝したる胡瑛の如き、其他數多の新教育を受けたる新進氣銳の青年の手に依りて爲されたる事業に非ずや。夫れ支那は古來非軍國を主義とし兵士の如きは賤んど乞丐の徒と選ぶ所なきまでに卑められたり、諺あり曰く、「好鐵不打釘、好漢不當兵」と、以て如何に兵士の社會に容れられざりしかを窺ふに足る、隨て兵士の多くは、傭兵也、嗚呼此の如き劣弱なる兵士を率いて餘威尙ほ衰へず、餘勢尙ほ未だ熾なる滿洲朝廷に向つて革命の軍を起す。誠に是れ生命を賭するに非ずんば能はざる藝當也、讀者はかの近頃に至るまで須磨浦に亡命しつゝありし淸末の快男兒康有爲が淸廷の宮中に演じたる一齣の悲劇を記憶せりや。彼は實に光緒皇帝と肝膽相照して世に所謂變法自强の策を行はんとせり。而も不幸にして西太后等保守派の妨ぐる所となりて果さず。茲に於て彼は皇帝を說得し、乞ふて天津に行幸せしめ新進陸軍の觀兵式を擧行し、其終るを俟ちて直ちに全軍を率いて北京に殺到し、以て西太后等を擊たしめんと謀れるも也。然るに事竟世凱の翻心に依りて洩れ遂に成らず爲めに皇帝は瀛臺に幽閉の身となり、康亦身を以て纔に日本に亡命し來れり。此の如く彼等支那改革家の間には眞に死を以て國運を挽回せんとする意氣の充實せるを見る也。

日本人稍もすれば曰く、「孫逸仙、袁世凱に賣らる、」と。又曰く、「黎元洪は革命軍に裏切りせり」と。何ぞ其觀察の淺薄なる。此の如きは纔てこれ小人の心事を以て君子の意中を忖度するもの也。孫の如き、康の如き、黃の如き、將た黎の如き、皆これ淸朝數十年、滿朝の權力に媚びず、王軍の誘惑に陷らず、偏に祖國の進運を挽回し萬民を安んぜんが爲めに生命を捧げて奮鬪したる尊むべき勇將にして、其意氣寔に敬服に堪えず。何んぞ今俄かに黃金、權勢のために其節を賣らんや。これを彼の身自ら大政黨の首領として議會の大多數を擁し、內閣の首班として大政を掌れるに拘らず、常に元老の鼻息を窺ふにあらずんば國政を決し能はざりし四圍寺侯や、身自ら國政を、補佐すべき重任を帶びながら、奸商と結托して私利を圖るに汲々たる日本の所謂政治家に對照し來れば、實に霄壤の差のみに非ざるを覺ゆる也。今や孫は鐵路の經營に、黃は鑛山の採堀に共に其全身を委れて其發達に貢獻し、支那の商工業を盛ならしめんと期しつゝありといふ。夫れ國家の大勢を察して其革命を必要とするあらば直ちに劍を拔いて起ち、一度び革命了らば武裝を解いて一個普通の公民と化して殖產興業に努むる彼等が落々たる風儀眞に景仰に値するものあり。宛も是れ北米の偉人ジョージ、ワシントンが出でゝ獨立の爲めに戰ひ、入つては田園に耒耜を執りたるに似たらずや。官爵たる事を以て無上の名譽となし、政權のために政權を奪ふに汲々たる日本の社會に在りては、此の如きはこれ或は敗北なるが如くに思惟せらるゝなきを保せざるも、而も後世活眼を以て史を編する者必ずや彼等の誠意を諒とせん。若し夫れ日本の新聞紙が孫が將來支那に六十億の借款を起して二十萬里の鐵道を

布設せんと謂へるを以て空想なりとしこれを冷笑したる如きは、これ曾々日本人の抱負の如何に微少なるかを暴露せるものと云ふべし。由來支那人は日本人等の想像も及ばざる大事業を企つるを常とす。秦の始皇帝は匈奴を防がんとして兵三十萬を徴して臨洮より遼東に至る所謂萬里の長城を築き、隋の煬帝は長安より淮に通ずる一大運河を築き、長安より江東に至る間驛舍を置くこと四十四ヶ所、龍鳳舟の船を造べて遊行に備へたりき。依之觀之、山岳重疊せる彼の巴蜀島の運河網に開通せんとし、歐洲に於てもパルナック灣より黒海に通ぜんとする大運河の計畫せらるゝあり、浦鹽斯徳より莫斯科に至るに僅かに二週間を要せざる今日の如き文明時代に於て、二十萬里の鐵道を布設せんとする如きは決して空想の臆説に非ず。吾人は孫の此言を聞いて事ある視れば抱負の遠大なるを嘆賞すると時に、顧みて日本國民が横濱、神戸の如き國家救富の要訣たる商港の築港にさへ幾十年を費して尚ほ未だ完成する能はず僅に十里二十里に過ぎざる運河の開鑿をすら尚且つ逡巡せる、その規模の極めて狹少なるを感まざるを得ざる也。

## 七

日本人は革命後支那の國内到る處に尚ほ未だ騒亂の迹を絶たず、露國の手深く蒙古に入り、英國四藏を窺ひ、滿洲の運命亦日本人の爲めに危からんとするを見て、革命は失敗を意味するが如くに論じつゝあり。然れどもこれ革命の過に非ずして、時代の罪也。日本人は稍もすれば維新當時の事情を引いて、當時日本の國歩甚だ困難なりしにも係らず、能く列國との交渉を全ふし以て今日の獨立を保證し得たるを謂ひ、今日支那の邊境に於て問題續出し、將に裏、蕭を失はんとせるを冷笑すと雖も、是れ亦曾々日本人が時代の精神を解するに無智なるを表明するに過ぎず。何となれば日本が開國當時の國難を切抜け得たるは日本人の力量に依るにあらず、寧ろ國外に於ける種々の事情が相牽制して幸に日本の獨立を保證したるに過ぎざれば也。嘉永六年六月米國使節ペルリ初めて浦賀に來りて通商を求め、日本人をして長夜の眠より驚醒したるは寔も是れ四層一八三五年にして、當時歐洲に在りては露土戰爭將に其端を開かんとし、列強の視線悉く此問題に集中せり、越て七月佛國遂に破火相交ゆるに至り、轉じてクリミヤ戰爭となるや英佛二國亦相兵に之れに加はれり。次で露何ならず一八五七年に至りては英佛の聯合軍支那と干戈を交ゆるあり、遂て二年、卽ち一八五九年にはサーヂニヤ王エンマヌエル大王佛國と相應じて墺地利と開戰し、獨逸に在りても人民の憲法を要求することを切にして爲めに內亂の危險切迫せるあり。更に米國に於ては一八六一年より四ヶ年に亙りて南北戰爭の起れるを始めとし、歐洲に於ても一八六五年よりシュレズウヰヒ、ホルスタイル事件に關連して普墺聯合軍の丁抹に從戎として大戰を爲すあり、幾で一八七〇年普佛戰爭の起る等當時歐洲の天地は紛亂騒擾、正に幾の沸くが如くなりき。是を以て列國共に日本の如き極東の一小國に對し、兵力を以て種々の要求を試むる如き餘裕なかりしのみならず、此時に當りて歐米を通じ實商主義を基礎とする殖民政策の失敗に懲りて自由主義の政治思想者となり、自ら殖民地に對する諸種の領土的野心の如きは各國とも殆んど消滅し去れる也。卽ち英國に於ける帝國主義の先驅者を以て目せらるゝデスライレー氏の如きさへ尚ほ當時殖民地を以て無用の長物と做し、之れを所有するはこれ寃も挽回を首に掛けたる如しとまで嘲叫したりき。從て當時の列國は唯通商貿易を盛んならしむるの他に何等の野心を包藏せざりし也。かゝる時代に當りて日本が初めて國を開いて外國の文明に接觸したるは實にこれ天祐と謂ふべく、日本の爲めには固より祝すべしと雖も、而もかゝる時に在りて能く其獨立を保ち得たるの後を以て直ちに日本人は支那人に優れりと斷ずる能はざる也。之れに反して十九世紀末よりは帝國主義の思想大に勃興し、世は再び弱肉強食の修羅場と化し、海陸爭や虎逐の地をも爭ひ、天下津々の平和なる珊瑚島に至るまで之れを爭奪しつゝあり。顧に對し日本にして、此秋に當り初めて國を開きしならば、其運命や遽かに判斷し難かりし也。然るに支那は不幸にも此時代に至りて初めて其眠より覺醒したり。是れ今日支那が危險に瀕せる所以にして寃寇に止むを得ざる也。支那獨り自衞の力乏しきに非ず。若し支那と同一の境遇に遭ばゝ其日本人たると、英人たると、將た獨人たるとを問はず、皆同一の運命に陷るなきを得んや。先哲曰く『全身を火に投ぜらるゝよりも、其手足を失ふものは辛なり』と。支那にして若し不幸にして其邊境を失ふことありとするも、今次の革命に依りて支那人の國民的自覺が十分に發達し、支那本部のみにても善く之れを統一し

集團政府の基礎を鞏固ならしむるを得ば、異日國力充實し、國運振張し、堂々土宇來、覇を天下に稱することを決して至難の業に非ず。それに反して日本の如き動もば戰爭に克ち、如何に領土を擴張したりと雖も、內には財政の困難愈々切なるものあり、公債を以てするに非されば公債の利息を仕拂ふこと能はず、兌換券徒らに膨脹して物價の騰貴底止する所を知らず、生活益々窮迫して國民の健康日に劣悪に赴き、小學兒童其營養の不足よりして運動場に斃るが如き狀態にては、名のみ一等國なりと稱ふと雖も決して我國に足らず。日本人たるもの徒らに皮相の見解にのみ耽りて隣邦人の言動を嘲笑するに忙しく、省みて自己の短所缺點を改むるに努むるなくんば、他日膺を嚙むも尙及ばざるの悔あらん。他を攻ふよりも、先づ己れを救ふに意を用ゐざる可からざるなり。（中央公論新年號所載）

# 支那時局私論

法學博士　志田鉀太郎

昨年十月、武昌に革命亂の起りてより半歲ならざるに、愛親覺羅氏の天下は一變して中華民國の世と化し、東洋史に一新時期を劃することゝ爲れり。而して吾人隣邦の民族は單に此一大事變の顚末を歷史上の問題として研究するを以て足れりとせず、之に因りて吾人の頭上に降下し來るべき甚大なる影響を考察して、攻め備ふる所ながるべからず、況んや名は中華民國と稱するも之を對外的に觀察すれば、未だ列國の承認ずる所と爲らざるのみならず、朝に四海を失ひ、夕に掌古を看はれんとするの危險に瀕するあり、之を對內的に觀察すれば、統一ぜる民論を以て政治を運用するの形式と實質とを缺くのみならず、諸革新の動力たるべき武力殆んど窮乏の極に到ぜるあり。冷靜なる識者は中華民國の前途に向て悲觀的斷定を下すことを躊躇せざるのみならず、支那民族が永く獨立的政治國體として存續すべきやを疑ふに至る。

吾人は此一大危機の支那に實現するに依りて蒙むるべき波動を憂慮し、若し其波動にして、吾人の福利に歸着すべきものとすれば、更に進んで其危機が支那民族の福利に歸着すべきや否やを考察し、果して其福利に歸着すべきものと確認し得らるゝに於ては、始めて其危機の嚴密なる運行を傍觀すべし。之に反して其波動にして吾人の禍害に歸着すべきものとすれば、更に進て支那民族の福利害何れに歸着すべきやを考察するの要なく、直ちに其危機の進行を阻隔すべきのみならず猛進して其危機を一掃するに努力せざるべからざるは事理の當然なり。

今吾人をして冷靜なる識者の斷定、及び推測を歸着に結合せしめよ、曰く中華民國は滅亡し、支那は列強の間に分割せらるの運命に遭遇すと。吾輩は言斷す、吾人日本人民は之が爲め福利を享受し得られざるのみならず、禍害頻到遂に我國崇なる帝國なりて、列強の伍より墜落するの不幸を見るに至るべしと。乞ふ幸に少しく其所以を開陳せん。

抑も我帝國が、明治維新より日淸、日露の兩戰役を經て、列強の伍班に入りたるは吾人民族の忠君報國の堅志其一大原因を爲したること、疑を容れずと雖も、我帝國の列強に對する地理的關係も亦其一原因たるを失はず。然るに一衣帶水の支那が列強の割取する所と爲りたりとすれば、此等列強の地理的優勢は根本的打擊を蒙むること當然なり是れ其第一の理由なりとす。

古來異人種間の爭闘は、頗る激烈を極めたること史乘の證明する所にして、近世文明の大勢も此爭闘を變形せしめたるに過ぎず。而して白色人種は世界到るところに優勢を占め、黃褐色等の諸人種を壓得すること言語に絕へ、少しく氣力を具へて抵抗を試むる異人種に對しては、文明の利器を遣用するに躊躇せず。現に我帝國の勃興するに當ては、黃禍を提唱して白色人種の清强國と連衡し之が抑壓を試みんとせり。蓋白色人種が往々にして此黃禍を云々するは、黃色人種が嘗て白色人種に匹儔するの勢力を具備したりし過去の事實と領土人衆の點より比較して今日黃色人種が白種人種の次位を占むるの現在の事實とに基かずんばあらず。然るに黃色人種の頑强の一たる支那民族が國家として滅亡し其領土を列強の間に分割せらるゝとせば、白色人種に對抗すべきは唯我帝國の民衆あるのみ。某隣白色人種が俄然從來の傍見を一掃し、皮膚の白色たると黃色たるとを問はず一視同仁の雅度に出づべきこと決して期待す可らず、從て我帝國の前途は實に暗澹たるものあるべし是其第二の理由なりとす。

或論者は曰く、列强が支那を分割すれば一方に於て我帝國も亦其一部を獲得し從て、之が經濟的關係の爲め多大の福利を享受すべく、他方に於て列强の經濟的關係に依り一蓮帶水の地に莫大なる購買力ある幾多の社會を現出し從て我帝國の貿易を隆盛ならしむべしと支那分割の結果として其一部を獲得したりとせば、其經濟的關係の爲め多大の福利を享受すべきは勿論なれども、他の列强は之れに比して更に數倍の福利を享受することなきを保せず。況んや莫大なる購買力ある幾多の社會を現出したりとするも、我帝國の貿易が他に超越して隆盛を來すものと速斷し得べからず、要するに極東の天地に激烈なる經濟的實力の競爭を惹起し、資本と技能とに於て劣れる我帝國は支那の天然無盡の產物を開闢利用するの劣者たらずんば僥倖と謂はざるべからず。是れ其第三の理由なりとす。

以上三個の理由の外に中華民國の滅亡と支那の分割とか、吾人に及ぼすべき惡影響の多々あるべきこと、及び中華民國の保全と支那の不分割とか我帝國の永久の運命に缺くべからざることを想起すれば、吾人日本人民は蹶起して列强の支那分割を阻止し、中華民國の滅亡を救護すべき所以一點の疑を挾むべきものなからん況や古來善隣の好誼あり孔孟垂訓の師恩あり同種同文の因緣あるに於てをや吾人日本人民は現局に對しは支那人民の爲めに一臂の力を借さゝるべからざる也。（維新新年號）

## 對支那外交眞相

某外交家談として一月六日の萬朝紙上に揭げられたる處左の如し。

支那に於ける各般の狀態は日一日危殆に瀕し、列國は期せずして或は支那の處分を引受けざる可からざるに至らんかと信ずる者增加し來れり

▲支那分割論　殊に英露が西藏蒙古に活躍するや、支那分割の大勢既に成れりと解する者多く、昨秋十、十一月頃に於ては我要部にありても亦相當の考慮を費したる者の如く、特に陸軍部內に於ては最も熱心に計畫する所あり、更に桂內閣成立するや、世人は桂公平生の持論よりしても必ずや積極的の荒療治を施すべしと想像したり

▲日支提携論　然るに一面に於ては此積極論に對抗して日支提携論漸く行はれ來り、最近に至り氣燄頗る昂り分割論に對して却て優勢を示すに至れり是提携論は支那保全論に一步を進めたる者にして、犬養氏一派の議論其根源をなしたる者に屬し、我實業家政治家が昨秋屢々支那を訪問したる結果、此議一層有力となり、之と前後して亞細亞協會及び日支實業家間の懇親を圖らんとする特殊機關さへ設立せられ、爲に議論は一大後援を得たるの觀あり殊に昨年十月袁世凱が我伊集院公使に對し從來の對日政策が多くの點に於て誤れるを告白し、痛切に親日主義を聲明せるの一事は我政府の感情を融和するに多大の效果ありしものの如し

▲山座氏意見　然れども此等は我政府部內に於ては未だ纏りたる意見と成らざりしが昨秋山座參事官が支那視察を了へて歸るや、從來の對支政策の誤れるを指摘して日支提携論を熱心に唱道したる結果、政府の意嚮大に動けるものあり、更に從來袁世凱と昵懇りし伊集院公使亦た其間に處して山座氏の意見を援けたるに由り、兎に角從來の對支方策に多大の手心を用ふるに至れるは疑ふべからず、卽ち西園寺內閣瓦解前內田外相は對支交涉の幾分政策に關係ある案件に關しては、何等の決裁を與ふることなく、未決の儘總て之を後繼內閣の爲めに殘せるを見るも、其の一般を推知し得べし故に若し昨秋孫逸仙にして來朝せしならんには、日支提携論は或は意外の發展を見るに至りしを疑はず

▲露との關係　されど一面に於て我邦が對支關係を決定するに就ては決して度外視すべからざる日露協約在るを忘る可からず、同協約は極東に於ける相互の利權を尊重し且つ維持するに在るを以て、支那問題は固より其重要なる內容を占むる者と云はざる可からず、殊に第二次日露協約の結果として昨夏に於ては勢力圈の決定を終り、一種の攻守同盟を結べる關係に在れば、露國を措いて直ちに日支新關係を結ぶの形式を採る事能はざるは明白なり、是れ露國の恐支病は殆んど邦人の想像以上にして若し日支提携成り政治的にしろ、經濟的にしろ有くも極東に協同政策を採る事とならば、露國は到底現在保有する極東の利權地位を確保する事能はざる程、日本の行動は露國に影響する所多きを以つて也、現に滿鐵市長にして滿洲州選出代議士マッカーフ

氏は、若し日支聯合せば露國は滿洲を失ふべく、從て露國は東亞に於て孤立せざるに至る、故に日本にして露國と結ばずんば露國は須らく支那と提携するを得策となすと論じたり、卽ち日支關係の解決如何は日露關係に直接影響するを以て、是等の解決は頗る難事とせざる可からず

**▲滿問題解決**　我政府が是等の問題に對して熱心研究しつゝあるは勿論なるが一部に於ては

(一)日本が滿洲を領有するは究極亞細亞全體の爲めに有利なりや

(二)支那の滿洲維持は亞細亞の爲めに缺く可からざる者なりや

の二問を擧げ、結局支那は支那及ひ亞細亞の爲めに公平に考慮して利害を打算し以て滿洲を日本の爲めに放棄すべし、其形式若し民心を激するあらば宜しく緩和せられたる形式を以て其の實を譲與すべし、斯くて日支提携成らば極東の政局は極て鮮明となり、歐米人の野心は期せずして中止せらるべきのみと說く者あり

**▲解決の最先**　之を要するに對支那關係に於ける此問題は桂內閣か勞頭第一に解決を要すべきものにして、今後の外交は一に此解決如何によつて展伸すべく、是等の解決は桂首相と新外相たるべき加藤男との間に充分なる熱議を經て決定せらるべき者なるか、四五月頃支那公使たるべく內定せる山座參事官も亦た本問題の決定には自ら參加すべく豫想せらる

# 支那問題と日本帝國の國是

犬養毅

**▼支那革命の眞相▲**

試みに支那の盛衰興亡を案するに堯舜以來其主權者の南蠻北狄の何を問はず唯仁政を施せば誰にも服從するを厭はざる也左れば開闢以來數千年の歷史を有する支那が、一たび豪傑の興り國民に向つて充分なる愛國心と忠義心を吹込めば、四億萬の人民は直ちに恐るべき國民たり

**▼支那分割は不可▲**

今日　支那の運命は實に風前の燈火の如し、列國は尙承認を與へざる也余輩は我政府か此際卒先して中華民國を承認し其獨立保全に力むるは獨り支那其者の利益なるのみならず東洋永遠平和の模子也と信ず、借問す、我外務當局は對支那政策に對し如何なる方針を有するや苟も唇齒輔車の關係ある支那に對し夙か外交政策の無爲無能なるに至りては斷じて默過す可からず、有名なる千八百八十九年のネルチンスク條約は支那の明王康熙帝と露西亞の彼得大帝に依りて締結せられ而も該條約は露西亞に取りて非常に不名譽なる條約なりき卽ち露西亞は其以前より已に黑龍江までも支那に譲與したるが然も僅かの間に赫々たる康熙乾隆の威勢は消えて露西亞はイゲナチーフの外交手腕に依りて黑龍江沿岸及聽額海に到る二千里の地は全く露西亞の領有となれり道はネルチンスク條約を去る僅に二百年也近來我政治家の一部には支那分割論を主張する者あるも道は時勢に迂遠なる議論にして又到底實行せらる可きに非らず、只徒らに支那との國交を害するのみ、甚だ遺憾ならずや、予輩は飽迄支那を保全して日本の勢力圈を扶殖し支那をして將來世界の市場たらしめんと欲する也

**▼誤れる國防方針▲**

我邦が支那の保全を全ふするには先づ列強協同動作を取る可きは勿論なり日英同盟及日佛協約も成立したれば更に日露と協約して支那の獨立を保證せざる可からず、道は日本が當然盡すべき使命なりと謂ふ可し、隨つて四圍寺內閣は內部の不統一の結果遂に崩壞せるが、由來我外交の不振は內部に於ける各省の不統一より來るもの也、陸軍增師問題の如き陸軍當局は國防上北方の危險狀態を云々するが然も外務當局は日露は益々親善なりと公言せり其眞偽果して何れにあるやは暫く措き內部の不統一なることは覆ふ可からず余輩は絕體の軍備非擴張論者には非らざるも、今日陸軍擴張の果して必要なるや否や甚だ疑はざるを得ず、余輩は先づ北方の經營より南方の經營が急務なりと信ず、而して將來安南、暹羅、關領以東の制海權獲得は日本の立場として必ずしも無用に非らざるなり、要するに我邦は國防の統一を圖り、國家の一大發展を期さる可からず。(一月一日中外商業所載)

# 民國承認の時機

南北統一後の革命政府は、臨時大總統袁世凱氏の下に、兎も角も統治權を行使し來り、各地に蜂出散見せし軍隊の叛亂、掠奪等も漸次平靜に歸し、一時頽勢の觀を示し居たる、孫、黃兩氏は何時しか袁大總統籠中のものとなり滿洲地方に蠢動せる宗社黨も亦大勢如何ともする能はざる境遇に在れば、革命政府は歯みなりにもせよ、今日の所支那唯一の統治機關として、比較的安全なる狀態の下に在り。政府も、大總統も、約法も、悉く臨時の二字を冠し居れど、這は正式に國會を召集するまでの假手續に過ぎず、臨時約法第五十三條にも、臨時約法施行後十箇月以内を限り、國會を召集することと規定しあり、昨年八月大總統の發布せる參議院議員、及び衆議院議員選擧法に基き各會共十二月中旬を以て初選擧を終了し、復選擧は參議院議員一月十日、衆議院議員同二十日に終了す可き筈なれば、一月中には國會の成立を見るに至る可く、憲法制定、大統領選擧も引續き行はる可く、遲くも本年三四月頃迄には、支那共和民國の新政府完全に組織せらるるこゝなる可し。

次に起る問題は、列國か正當の手續を經みて成立せる共和民國に對し、直に之か承認を與へ、前清時代と同一の國際關係を復活す可きや否に在り。現在の臨時政府と雖も、獨立政府として、既に十分なる資格と體面とを具備せること關ふ迄も無く、現在のまゝにて承認を與ふるとも毫も遜拂と稱す可きには非ず、たゞ共和民國其れ自身臨時政府を以て之を呼び、十箇月以内に正式國會を召集し、正式政府を組織す可きことを諒言し居たるを以て、列國政府も亦敢らに急ぎて承認を與ふるの意無く、形勢の推移を傍觀し居たるなりき。愈正式の共和民國政府成立し、正當の形式を備へて列國の承認を求め來れる時、列國は直に之を承認す可きが當然なれど、事實果して如何ある可きや。米國上院外交委員たるベーコン氏の如きは、米政府が亟急に中華民國を承認す可き建議案を提出せりとあり。（二日發桑港特電參照）米國の對支那關係よりいはば、獨りベーコン氏のみならず。米人中には遙くベ氏と同一見解を懷けるもの多かる可く、中華民國に向つて第一に承認を與ふるもの、北米合衆國たる可きは、疑ふ可くもあらず。之に反し英國の如きは、西藏問題解決を以て、民國承認の第一條件と爲し居るもの、如し。（十二月二十八日發北京特電參照）共和民國承認に當り、各國共に何等の交換條件をも持出さず同時に承認を與ふることとならんには、共和民國の慶幸此上も無きことなれど、萬一列强中民國承認の交換條件として、此際何等かの利權獲得を企つるものあらんか、民國承認問題は容易に決定を見る能はざる可し。此間に立ちて我が日本が何如なる態度に出づ可きやは、啻に我が邦の利害關係のみならず、延いては列强の對支那政策にも、甚大なる影響を與ふること無しと謂ふ可からず。吾人は承認問題に關し、爰處に明白に我か邦の執る可き態度を、論斷するの時機に非ざるを信ず。去れど眞正なる民國政府の成立と同時に、承認問題を決定す可きは當然のことにして、同時に出來得る丈の好意を以て民國の交渉に應じ、場合によりては列國と民國との間に立ちて、民國承認の爲に一臂の力を貸さんことは、同文同種たる支那民國に對する隣誼に非ずといふ可からず。

ただ中華民國といへる國號は、支那從來の用語例に依るも、華夷の見を立つるに似て、國際上列國に對し敬意を失するの嫌あれば、別に適當なる國號を改稱せしむるが穩當なる可し。（一月六日大阪朝日所載）

# 大正の外交方針

佐藤天風

大正二年の極東外交の中心が帝國の行動如何にある可きは敢て喋々するを要せざる處なるが、少なくとも、新内閣に對する要求の一として、支那問題に處す可き一大方針の確立を數ふるは民國の異議無き處なりとせざる可からず。過去に於ける西園寺内閣の失政中、吾人は此問題に關する無方針、無政綱を以て最も苦痛と感じ、帝國政府に果して外交なるもの存するや、否やとまで叱咤したるが、而かも、内閣瓦解に瀕するまで、依然として何等外交と稱す可きものを發見するを得ざりしは、畧寛するに、彼等が帝國の立場に就て何等實際的の知識を有せざりしが爲めなりとせざる可からず。第二次日露協約を漸進せしめて、兩國政府が一種の默約的諒合を有するまで喧傳せられ、列

國又徑路の當然此に至る可きを認めたるに拘はらず、露國の蒙古獨立計畫と露蒙條約との成功を傍觀して、而かも猶ほ滿州及び內蒙古に於ける勢力均衡の依然として我に非なるを甘じたりし我政策は、或は當局者の胸中深く遠大の計畫存したりしやも測られずと雖ども、機會を逸して、却て將來、露支の共同して、我勢力扶殖に妨害を加ふ可き素地を造らんとするの憂ありとせざる可からざる也。何となれば露國が蒙古を經畧するに當りてや、支那の參謀院は忽然として排日論を撤同し、日支同盟を以て對露政策を敢行せんとまで密議し我の正直なる敢て此思想と實行とを利用せざりしも、若し我と露と其地位を轉ぜんか、斯くの如くに容易に結末を付くるを得ざるものと覺悟せざる可からず。此に於てか、吾人は新內閣が、先づ其施政の第一として宜しく對支那方針を確立して、速かに機會を捉らへて帝國の地位を安全ならしむ可きを勸告せざるを得ざる也。若し滿洲を放棄して、將來直隸一帶の地を露國の勢力圈內に入るゝことを以て是なりとすれば、宜しく退嬰政策を取りて、或は滿鐵を賣却し、滿洲を中立地帶となすも可なるべきも、苟も現在の帝國勢力を縮小するを不可なりとせんか、今後僅かに十一年を以て租借期限滿了すべき舊條約は、東洋平和の上より先づ其期限を延長して、更に內蒙古の不割讓及ひ優先權を支那政府に承諾せしめざる可からざる也。惟ふに北支那に於ける我地位は極めて薄弱にして、租借期限の餘りに短きが爲め、時に支那政府及び東三省の官吏等の輕擧を惹起する事屢に、或は南滿洲の利權を擔保として第三國より借款せんとするが如き陋劣の小策となり。或は廣大なる土地を賣却して將來、我と第三國との葛藤の原因を醸かんとする猶策となり、小擾大騷突到りて、爲めに北支那の平和と發達とは、其秩序を失はんとするの危機を招致し易し。是れ眞に我外交政策の不確定より來たるの弊にして、支那國民をして我眞意の存する處を知らざらしむるの譏に座するのみ。故に若し極東の大局を定むるに進取的政策を取らんとすれば、我勢力圈を以て、露國の直隸奉天策を遮斷し、以て支那本部保全の大義を樹立し、苟も列國をして支那瓜分の擧に出づる能はざらしめざる可からざる也。而して支那國民が我の眞意の支那保全及び獨立的存在を鞏固ならしむるにあるを知るに到らば、極東は初めて永遠に平和なる可き也。オットマン帝國が殆んど歐洲より擊攘せられて、其獨立すらも危きに及びたるは、正に亞細亞民族を警醒せしめて、日支兩國民の提携を要求するものと見るを可とすべく、我外交方針の偶々大陸策に傾けるが如きも、是れ唯だ一意、支那保全主義を保證するものなるを知らば、前途は卽ち坦々たるのみ。吾人は新內閣に對する第一の要求として之れを提議す。（報知所載）

# 日支同盟論

同文同種の種族的關係と脣齒輔車の地理的形勢を以て東亞に比隣する日本と支那との間に同盟の結合を見る能はざりしは過去數十年間に於ける幾多悲歷史に胚胎し來りたる猜疑なき猜疑恐怖に基く兩者の誤解たるは云ふを待たず天下具眼の士が夙に此迷夢を覺醒し東亞の主人公たる兩國が鞏固なる同盟を結び滔々たる二十世紀の新傾向たる四力の東漸卽ち白人禍を防止せんことを絕叫したる所以なるが最近支那人中にて世界の大勢に通じ自國の位置如何に心注けるものは所謂亞細亞主義——北米に於けるモンロー主義に比し亞細亞の問題は亞細亞人に依りて解決すべしとの主張——を提唱し耐心猛勵徒らに他人の國士を鯨食せんとする歐洲列強の野望に對峙せんとする議論有力に赴きつゝあるは民國のため賀すべき新傾向と云はざるべからず、斯の如きの新主張は曾し前淸時代に於ても二三達識者間に唱道せられたることなきにしもあらざれども常に頑冥なる百僚の阻止反對を蒙れ敢て之を敢行せんとする政治家なく日本側志士の勸誘も暗黑に葬られたる次第なりしが今や朝野とも蒼人多く凋落して昔日の頑固黨漸く失勢し之に代りて勢力を把握せる新人物は多く海外留學の新智識にして就中日本留學生最多數を占め居る狀態なれば此際有力家にして日支同盟論を唱ふるあれば多數の贊成を得ること必ずしも難きに非ず其前淸時代と同一視する能はざる形勢の推移に就ては世人決して閑却輕視すべからざるなり、並に譯出せんとする日支同盟論は北京新聞紙中新勢力圈の代表新聞にして殊に外交問題に接觸するの論說に富むを以て名ある國權報に現れたる論說なり、論中稍日本の政界觀察に杜撰誤謬の點なきにしも非ざれども近來此種の論が屢々支那新聞に現はるゝ見本（ユキザンプル）として揭載せしもの全篇にして悉く記者と同意見なりといふにあらず。

東亞大陸、幅員遼濶にして民族磅礴、其文物歷史は早く全球に傳播したりと雖も近代に至り印度、緬甸、安南、南洋諸島先づ歐洲列强の分割する所となり四伯利亞亦露國に奪はれてより波斯、暹羅の國勢振はず漸く東亞の主人翁として厳存するものは僅に支那日本の二國に過ぎず、而して兩國は同種同文にして能く水陸の要衝を占め天然の形勢に依れば民國大陸の障屏として存するが爲めに日本海岸の防壁として存するが爲めに民國東顧の憂なし、唯最日前清專制時代にありては中國政府外交上の聯絡に慣れず以て屢々東隣と釁を啓き此貴助を失ひたるが爲め露人間に乘じて我邊土を竊み我邊民を擾し卒に今日庫倫私約を釀成し排解し難き輕蔑を招致せり、今日に於て縱令列强憤憤として平ならず國民悲憤の恨を飲むと雖も亦何の益が之あらんや、若し日支兩國早く同盟を結び大局を顧全せば露人暴と雖も決して此に出ず、是れ即ち既往の失にして前人其因を種するあり後人其果を收むるものなり、然れども一誤再誤復猛省せずんば實に民國の危亡憂ふるに堪へたり、而して又之を日本より見れば支那の屏障既に去らば自ら海中の孤島に獨立を全ふせんとするも豈得べけんや。今や昔日の迷夢破れ日支の感情大に融和の兆あり、客歲武漢倡義の後日本留學の學士紳を聯れて歸國し左右提携して翊贊扶助せるの一事を以てするも共和の成功は實に東隣の賜多しとせざるべからず、今や民國々基未だ大に鞏固ならず五大族未だ大に融合せずと雖も人心一致進行を謀り民國の大勢は動かすべからず、故に日本在野黨久しく已に密に相聯結して班荊道故舊好を尋ねんと欲す縱令在野黨一二野心家輿論に逆ひ衆怒を犯し增師案を以て內閣を解散し目今桂公爵後繼內閣を組織するとも反對黨は猶相持し下らざるべし、桂公は元來聰明なる政治家なれば決して再び中國と開釁せざるべく布置稍定り百事緒につかば博く輿情を採用し務めに下詢日支聯盟の議は自ら當に提起せらるべし、或は桂公は南滿增師問題、遷都問題（京城奠都說）韓人處置問題（謀叛疑獄問題）及び國內種々改革問題にして國民の反對する政策を提げて起つべしと傳ふるものあるも縱令大正新皇倚重の信寵あるも現代民氣の伸張、黨派の紛岐に際し桂公一人全國民と反對位置に立つが如きは如何に政治上の野心あればとて必ず其爲さゞる所なり若し桂公にして其時代の支那侵略主義を一變し支那親交主義を執らば日支同盟の事必ず日を指して之を實現するの時あるべし、近來露人日人に對する態度甚だ暴慢にして日人を待遇する事殆んど中國人を蔑視するに甚く其最新の一例を擧ぐれば中俄（露支）邊地に在りて日本在留民は支那在留民と一律驅逐せられたり中國人は猶能く含忍すと雖も彼大和魂の民族何ぞ黽々として久しく之が下たる能はんや若し此時機に乘じ心を齊くし協力一致露國に對すれば必ずしも優勝の位地を占めずと雖も決して敗れざるの地に立つは敢て斷言する所なり、若し日支邦交親睦ならずんば露人現有北滿洲の勢力を以て睥睨として南を圖り朝鮮亦其掌中の物たるや知るべからず、日本は今や財政困難して人民亦生活難に苦しむ、即ち努力自ら奮つて再び前次日露戰役の如く大勝を得んとするも談豈容易ならんや（露の復讐戰を云へるなり）故に日支聯盟の議は寧ろ日本の利益にして獨り民國のみの利益にあらざるなり、唯此際最も慮るべきものは桂公執迷悟らず舊日の主義を抱きて南滿併合の目的を達せんとし其昔日軍事上の經驗と日本今帝の寵任を負ひ衆議に違反しても獨斷政治をなし人情に逆つても專斷政治を行はんとせば內訌の禍種を蒔さずして至り今日國力旺盛の日本も或は一蹉千級の勢に至るや未だ知るべからず唯之れ桂公爵の危險は猶些事に屬するも日本或ひは之を以て破產の慘局を招かば東亞の爲め大に關係あり、之を綜合するに日支は和するに利なりや和せざるに利ありや、同盟か、非同盟か世界具眼者は敢て記者の贅語を煩すの要なけん。以上は國權報論說の一部なるが其論調自國の利害問題を隱蔽して恰も日本の利害に大關係あるが如く舞文せる所甚だ苦心の痕跡あり、其は兎に角桂公爵が露國に旅行し日露協約の張本人の如く言觸らされし時代と今日とは輿論の調子一變せるは明瞭なる事實とす、而して最近露國の一代議士が發表せる日露同盟論は大に支那側の人心を衝動せしめ日支聯合論を激成したる觀あり、又之より最近に貴族院は屢々親日の必要を言明し秘密長梁士詒をして中日記者俱樂部を設立せしめ日支融和論の鼓吹に努めし事實もありて今や朝野を通じて一部に日支同盟論の擡頭せる暗流を洞見するに足る、此時此際日本の當局者は如何なる方針の下に活動せんとするや又民間の有志は之を如何に善導利用せんとするや、吾人が大正二年劈頭の紙上に於て日支同盟論を紹介するは豈操舌の意なしとせんや。（一月一日滿洲日々所載）

# 日滿貿易の發展に伴ふ金融機關增設の急務

（大連實業雜誌）

## 一　滿洲經濟界の缺陷

滿洲一帶の地が世界的商業舞臺として弘く世人に認識せられしは、今を距る僅かに數年前の事に屬すと雖も、其特産物輸出の端を開きしは明治三十年の交大豆、豆粕の日本向け輸出を見しに始まり、爾後年を經るに隨ひ輸出入貿易の進勢躍如たるものありしが、三十七年の初頭日露の國交斷絶し兩軍魂火を滿洲の野に交えしより、此地經濟界は甚大なる打撃を受けて一時國際商業杜絶の有樣に陷りしも、平和克復に於ける南滿經濟狀態は忽ち以前の不況を挽回し、對外貿易も亦た茲に一新紀元を劃して唯一の海港たりし營口以外新たに世界的港灣設備を完成せる大連港貿易額の增進顯る顯著なるものあり滿洲の經濟發展は唯に國際貿易の進暢のみに止まらず、富源の開發に伴ふ各種産業の勃興年と共に隆盛を極め遂に現今の繁榮を見るに至れり、國際貿易の發展特種工業の振興斯く旺盛なるものありと雖も、刻下の南滿經濟界にありては一般より見て未だ商貿の活用に適すべき完全なる金融機關の缺如せる憾みなしとせず、經濟社界に金融の利便を有せざるは猶ほ車輪の油の盡きたるが如く、一瞬百里を飛ぶ快走車と雖も、中途にして前進を停止するの餘儀なきに至るべく、南滿洲の運命も現狀の儘にして推移し行かんには、無限に發展し得べき經濟餘力を遂に何物にか抑壓さる事なきを保せず本稿吾人の聚說する所亦た此杞憂を未然に防がんとする誠意に外ならざる也。

## 二　日滿貿易の促進

國際貿易の增進は一面に於て交通機關の發達と其歩調を共にす、南滿の地北方長春より南營口大連に至り、東方鴨綠江岸の安東縣より奉天を經て北京に達する鐵路の縱橫に交叉され、加ふるに遼河の舟筏區域百數十里に亘る水運の利便は大連、營口の二大呑吐港をして遂に今日の地位に進ましめたるなり、其實例を引證すべく關東都督府調査の統計表を繙き見るに、明治四十年度の大連港輸出入總金額四千二百四十六萬餘圓は翌四十一年に六千六百〇八萬餘圓となり、四十二年の六千七百三十六萬圓は更に四十三年度に至りては六千七百五十三萬圓に增加し、在滿邦商の活動愈々劃基となれる四十四年に及びて大連總貿易額は九千三百二十六萬餘圓に躍進せること左の如し

●四十四年の大連貿易と通商國別

| | 輸出額 | 輸入額 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 日本內地 | 三七、一五五、四九五 | 三五、三三、三四 | 五二、四八八、八一七 |
| 朝鮮 | 四八七、〇八八 | 二、一四九、二四四 | 二、六五六、二三二 |
| 支那 | 一四、六八、三〇九 | 四、六三、二六七 | 一九、〇一〇、五七六 |
| 印度、南洋 | 一八一、三九五 | 一、四九〇、四五三 | 一、六七一、八四八 |
| 歐米各國 | 五、八二三、〇八八 | 二、六四〇、四一三 | 一七、四五三、五〇三 |
| 計 | 四八、二九五、三四三 | 四四、九七五、六二一 | 九三、二六〇、九四四 |

右に揭ぐる統計數字に就き大連港との關係通商國別を查するに、日本內地仕向け額は全輸出高の六割強を占め、又た內地よりの輸入は全額の五割六分強を占め居るが如く、大連輸出入貨の過半は例年日滿貿易の獨占する所たり事の茲に到れる原因を究むるに先年滿洲大豆の歐米向け輸出一度開始せらるゝや、搾油原料として需用地に於ける好評頗る高く、從來日本へのみ輸出せられし大豆が一擧にして世界的商品の班に列せし爲め、南滿の豆價俄かに昂騰を告げ、土民の購買力著るしく膨脹すると共に此機會に乘じて日本商品の賣込みに努力せし邦商が此進歩に貢獻せし所少なしとせず、大連港が斯く日滿貿易に關係上對上海貿易に於て（此は大勢上より觀察せしものにして營口對日本貿易も年次增進しつゝあり）比年其貿易額を增加し他に安東縣の日滿貿易も逐年繁榮に赴きつゝあり

## 三　不備なる取引狀態

貿易の促進に對する在滿商賈の取引狀態に眼を轉ぜんか、何人と雖も其商習慣の餘りに偏頗なるに驚歎を禁ずる能はざるべし、之れを一言にして盡さんか、現今滿洲の商取引は買ふ物の凡てが現金若くは先渡金なるに反し、賣

る物の多くは懸け金となる事之れなり、更に詳言すれば滿洲に於ける商業狀態は顧客の一般が富力乏しき農民本位たるが故、未だ多くの購買餘力を有せざる彼等は勢ひ小賣雜貨商より長期の掛勘定にて商品の買入れをなすに由り小賣商人は更に卸商若くは輸入商に對する代金支拂を延期するを以て、現時の日本輸入品は大阪積込みより海上運送期日、陸揚及び在庫日數、鐵道輸送代金取立期間等に五六十日の日子を費すこと稀れならず、今當業者に就て聞き得たる所を述べんに麥粉、砂糖の代金取立期日は普通二十日乃至三十日間、綿糸布の三十日乃至四十日、雜貨四五十日內外を常とすと云ふ、卽ち邦商の支那商賈に對する取引は薄利の商品となるに從ひ代金取立期間を短縮するを原則とす

然らば在滿邦商にして特產物の大宗たる大豆、豆粕を支那商人より買取る場合如何、營口在住の一貿易商は語りて曰く吾人は輸入品賣渡しの場合に於て一、二箇月の延取引を成さざる可からざるに反し輸出農產物の先物契約を結ばんと欲する時は先づ何より先きに商品全部の金額を手渡さゞれば契約を締結するを得ず、況んや現物取引の場合に於てをや卽座に現金支拂をなすの苦痛を有すと、此商慣習は獨り營口のみに限らず大連に於て又た安東縣に於て均しく其規を一にす、之れ畢竟富力に貧弱なる農民生活狀態の然らしむる所以にして換言せば滿洲に輸入さる外國製品は懸け賣りならざれば其販路を得る能はざるものと云ふべし

## 四　過渡時代の金融制度

顧客の支拂能力にして斯くの如しとせば、其處に輸入品に對する何等か適當なる金融制度の出現なかるべからず、玆に於てか南滿最古の互市場たる營口には夙に過爐銀制の設けありて輸入商の奥地問屋に對する取引を三箇月目に至りて始めて決濟さるべき便法を案出せり（詳細は本誌前々號參照）此方法は滿洲特有の經濟組織に最も能く適合せる事とて既往四十年間の久しきに亘り比較的堅實の發展を遂げ來れりと雖も、過爐銀取引上に於ける唯一の缺點は其發行元たる銀爐に現銀準備の乏しきより、一朝市場に恐慌の惹起せんか、過爐銀の信用忽ち地に墜ちて相場暴落し一般商業は勢ひ不振に陷るを免かれず、最近曝發せる支那革命亂の影響は過爐銀の缺點を最も能く曝露せより、多年同制度を過信せし支那商人も漸く之れに危惧の念を生じ、相場變動の差遙より生ずる損失を免かるべく、過爐銀を直ちに銀票と交換して危險の豫防に備ふるもの多き結果、近時金票、銀票の取引漸增の傾向を示せり、隨つて大連に之れを見るに昨年迄は多くの小洋錢が輸入貨取引に使用され居りしもの、昨春以來大に其面目を一新して輸入品の大宗たる綿糸布の如き、營口は勿論奥地との取引に日本金票を用ゆるもの益々多からんとするに至れり、更に詳しく述ぶれば大連市場の奥地向け輸入品取引は其以前洋錢銀票八割、金票二割見當にありしもの昨今の狀態は相互の地位を顚倒して全取引額の約九割が金票、殘餘の小部分が洋錢及び銀票と變じたり、而して此輸入品取引上に於ける新傾向は實掛代金の回收を稍や迅速ならしむるの好結果を生せり、之れ洋錢取引時代には商品代金の受拂ひが等しく同一貨幣なるを以て相場の開き大ならざるより自然支拂期日長引くを免かれざりしが、近來の如く金票取引の盛んなるに及びては買手方が却つて金相場の下落（金銀の換算率に於ける）を懸念して支拂を急ぐの傾向あるに基因すべきか、蓋し過渡時代に於ける金融界の變遷や商取引上の利害に多大の影響を及ぼすものと云ふべし。

## 五　金融機關增設の必要

現下上海には日、英、米、露、獨其他各國銀行の店舖を構ゆるあれども、此等は概れ自己の爲營業務以外、確實なる支那銀行へ資金融通の便を與へ銀行は更に市中商賈へ巨頭の貸出しをなせるより、大問屋は常に多大の貨物を倉庫內に堆積し置き、機に應じて全國到る所へ貨物を發送すれども、其代金取立期間甚だ短がく宛然現金取引と同一の觀あり、卽ち大連よりする上海商品買付けの如きは契約成立の日より五日以內に先方宛て爲替の振込みをなさゞる可からざる慣習となれり、之れ上海商人に資金融通の利便あるが爲めにして、該地商賈に斯かる取引上の自由を有するは全く金融機關の具備せるものあるに基因せずんばあらず。

滿洲に於ける商品取引の慣習は既に項を遂ふて其梗概を敍述し來れるが如く、輸入品を賣込まんとせば必ず掛金となり若し現金賣買を望まんか其取引に應ずるものなき狀態にあれり、之れ畢竟南滿の地に未だ上海如き金融機關

の完備を見ざる所以にして、現時營口過爐銀に對抗して各地正金銀行支店又は出張所の取扱へる長期低利の特別爲替（日本内地より滿洲へ輸入する貨物に對し一年四分五厘）が日滿貿易の增進に資する所鮮少ならざりしとは云へ未だ一般の恩澤に浴する能はざる憾みあり殊に當今營口過爐銀の衰頽年次甚だしきものあるの秋、邦人が率先滿洲に大資本を放下して各所に適當なる金融機關を創設し、日支人商賈の活用し得べき爲替の便法を開くと共に邦人は勿論支那商賈に對しても其得意先きの選擇竝に各人信用程度を精密に調査せし上成可く短期の貸出しを擴張せしむるあらば、啻に滿洲地方市場の啓發に與つて力あるのみならず、實質頗る不均衡なる現在の商習慣を近き將來に於て略ほ現金制度同樣に改め得べきか、斯くして萎靡せる滿洲の金融界に興奮劑を與へ一面各地產業の振興に意を用ゆるあらば、日滿貿易の更に一段の活勢を示さんこと今より之れを想像するに難からず、畢竟南滿の富源を如何に開發し其富力を如何にして增進せしむべきやに就ては政府當局の積極的庇護竝に邦人資本家の奮迅的活動に俟つに非されば到底其實行を期待する能はざるべく、本論吾人の覩く所大方諸賢の一警を賜らば幸甚なり（新年號所載）

# 滿洲に於ける保護政策の必要

安川雄之助

由來保護政策なるものは、永遠に其發展を計る所以にあらずと雖も、滿洲の如き殖民地に在りては、一定の基礎を確立するに至る迄は、尙保護政策を實行して、以て移民を誘導し、新なる計畫を誘致するの必要ありと信ず、是れ獨り實業方面と謂はず、敎育と言はず、或は又宗敎方面と限らず、總て邦人在住に必要なる要素に關しては、此政策に出づるを以て尤も適當なる方針にして、又大なる成功の秘訣なりと云ふも、敢て過言にあらざるなり、然るに滿洲に於ける今日の狀態を見れば、保護の緩急を以て國家的施設の繼續せられつゝある事業甚だ尠なく、往々之れありとすれば、保護の程度薄弱にして、未だ以て殖民政策の實行に遺憾なしといふこと能はざるなり、是れ素より母國今日の經濟狀態が、他を顧みるの遑なき場合とはいへ、苟も政府の方針にして保護政策實行の所存ありとすれば、一方の剩餘を以て他方の足らざるを補ひ兩々相輔け相償ふに於ては、必しも此政策を實施し得ざるにあらざるなり、卽ち滿洲の如き殖民地に於ては、此保護政策の趣旨の下に母國の同種營業よりも、更に純利の程度をして、幾分たりとも高率ならしむる必要あり更に進んで之を具體的ならしむれば、各種の公納金及び租稅に屬するが如き負擔を全廢するのみならず、直接間接其營業を發展せしむるが爲めに、所有方法を講じて、便宜を與ふるを適當とす、是等は一時的、若くは一個人の援助にては到底奏效せざるが故に、國家的施設として之を保護助長すること必要なり、現に東洋に於ける獨乙の勢力が、如何に短時日の間に扶殖せられたるかを見よ、獨乙が東洋に勢力を得て英國と對抗し得るに至りたるは、全く獨乙政府が、極端なる保護政策を實行したる爲めと、民間側が之に應じて、互に其決心を以て各國競爭場裏に立ち、銳意奮勵の結果ならざるはなし。

要するに歐米の如く、貿本豐富にして、放資の方法に苦むが如き國はいざ知らず實力に乏しき邦人の如きが、海外に事業を起し、或は之が仲間入をせんとするには、政府の力を以て指導誘引するに非されば、到底實効を擧ぐること能はざるや明なり。然るに其實際を見れば、滿洲に於ける日本人が殖民者として負擔は寧ろ過重に過ぎ、之を發展せしめんとする策としては、決して策の得たるものにあらざるものにあらざるなり。斯の如く保護政策なるものは、幼稚なる邦人の海外發展上、最も必要なるものなるも、永遠に繼續すべきものにあらざるのみならず、或る一局面のみにも勵行すべきものにあらず、唯一定の基礎を樹立するにありて、恰も幼兒が青年に達する迄は、尙父母の養育を必要とするが如く、又之を實例に徵すれば、滿洲輸入綿布の如く從來其大部分は米國綿布にして、日本綿布は到底其敵にあらざりしが、我が紡績業者が綿布輸出組合なるものを組織して、協心努力販路の開拓を計り、多大の損失あるをも厭はず、三四年間極めて困難なる狀態の下に繼續せし結果、今日に在りては殆ど滿洲內地に於て、到る所日本製綿布の販賣の順序と基礎を樹立して、其輸入額は一年に一千五百萬圓に達し、之に反して米綿は漸次市場より驅逐され、最早昔日の偉を認むること能はず、從て今日に於て組合が三四年前の開拓的努力を繼續する必要なし、是れ卽ち勢力扶殖の基礎

充分成り、最早保護するの必要なきが爲めなり。

斯の如く日本綿布の勢力を得しは、畢竟民間有志の協同政策に依りて得たる一例なりと雖も、之を大連に於ける油房業に適用せんか、一切の公納賦課金を廢し、又此事業に伴ひ、直接間接の負擔を輕減さるれば、大連の油房業なるものは著しき發達をなすこと必ずしも不可能事ならざる可し。其他關東州内に於ける水田經營の如き、又此一例に漏れざるなり。斯くするに於ては一見事業なき滿洲と雖も、隨分有利有望の事業を起し、又發見するを得べし是等の點に關し敢て識者の反省を請はんと欲す。（一月一日滿洲日々新聞）

# 南支那と日本

益子生

○思ふに帝國の對支那策が其保全を完うして經濟的發展に全力を用ふべきは必ずしも縷説を要せず、而して苟も南支那に遊ぶもの、誰か邦人の商業的地位が列強の間獨歩の觀あるに想到せざるものあらん。其數に於て其勢力に於て邦人の事業未だ大に見るべきものなしと雖も、將來大に發展すべきの可能性に至りては、何人も之を認めずんば非ず。見よ外商の南支那に在る二百年、其の商業取引は依然として買辨に依るに拘はらず、邦人の之を用うるもの幾何かある實際商の小商人なるを嘆ふ勿れ、雜貨商の實力鮮きを卑しむ勿れ、深く内地に入りて直接需要者に接し、其の内地人情に熟通すると、所謂支那向商品に對する多年の研究とは、之を利用して邦人の商業發展に資する幾何なるかを知らざる也。

○然りと雖も南支那に於ける邦人商人の大敵は外商に非すして支那商なり。彼等が香港に於ける九八行、南北帶の各仲買商を介して本邦内地に於ける支那商と連絡し、比較的小資力を以て極めて安價に商品を仕入れつゝあるは皆人の知る所、聊賞にして何等後援を有せざる本邦商人が、此間有利の地位にある能はざるは明らなり。蓋し彼等に對する資金供給の途を更に一層容易ならしむるは今日に於て急務中の急務と云はずんば非ず。若し夫れ本邦對南支那貿易に於ける台灣の位地に至りては永く現狀に留むべきに非ず、厦門に於ける本邦輸入品は概ね香港より轉送せられ、其の運賃は大阪出荷一噸八圓五十錢内外にあり。更に爪哇支那航路直通を以てすれば四圓五十錢内外にあるも、之を台灣經由となすに於ては九圓五十錢となり、曾に前者に比して一圓後者に比して五圓を增加するのみならず、基隆淡水の二點に於て積替の必要あり、貨物損傷の危險亦尠からざるなり。職て福州に見るに台灣經由の運賃必ずしも厦門と同一にあらざるべしと雖も、其實福州間の連絡は僅かに北清航路月二回を存するのみ、其の香港遂發の頻繁なるに如かざるは勿論なり蓋し臺灣の對岸航路を修正すると共に運賃輕減の策を講じ、南支那市場本邦商人の後援をなすも亦必要の事ならずんば非ず。

○南支那市場戰戰に在りて支那商の戰戰も亦邦人の最も注目を要する所也。汕頭に於ける高橋某の滯庫物輸入に失敗したるは、實に彼等の術中に陷りたるものと聞く。第一第二の仕入品に非常の好況を見たるに、第三回仕入に當りては比較的多く註文したるに拘はらず、需要は突如として皆無に歸し、持荷の全部如何ともする能はず、曾に多大の損失を蒙りて前二回の收益を失ひしのみならず、遂に閉店の止なきに至りたり。而して之れ實に同地に於ける支那商の一致共力して策畫せる當初の目論見なりしと云ふに至りては、眞に恐るべき也。南支那に商業を營まんとするもの彼等支那商に對し、徹に入り細を穿つの注意なくして可ならんや。（十二月二十二日臺灣日日所載）

# 支那

第四卷第三號

要目

**中華民國承認に就て**
大種族團體的競爭與日支同盟
活佛活史
**支那地方官制大改革**
滿洲馬賊三十六頭目
陶什陶
**現代活佛と蒙古獨立**
對支那貿易の部分的觀察
革命後激增せる上海の邦人
**日支銀行設立案**
新年の北京
阿片紛議
**滿洲企業の現狀及其將來**
對支那貿易上に於ける神戶港の地位
巡查の滿洲
**支那問題の研究**

東亞同文會調查編纂部

本店臺北

支店及出張所

臺灣 基隆 淡水 新竹 臺中 嘉義 臺南 打狗 宜蘭 阿緱 花蓮港 澎湖島

支那南洋及內地 上海 廣東 九江 福州 新嘉坡 厦門 汕頭 香港 神戸 大阪 東京

株式會社

# 臺灣銀行

支那南洋並臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立

其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京市日本橋區吳服町一番地

東京出張所

支配人 山成喬六

## 營業種目

絹糸、綿糸
加工綿糸、綿織物
毛織物、メリヤス類
カタン糸、レース糸
帽子其他各種雜貨

東京市淺草區黑船町
**町田洋行本店**
電話下谷 二、九六六

支那上海洋涇濱
**町田洋行上海支店**
德律風 三二四一

# 目

大正二一年二月一日發行「支那」第四卷第三號


口繪　亞細亞の人種（その一　安南の漁夫　その二　安南婦人の阿片喫烟

頁數

（一）吾人の主張……一

（二）大種族團体的競爭與中日同盟……西島函南……二―三

（三）日支銀行設立案……X、Y、生……四―一一

（四）中華民國承認に就て……亞南……一二―一五

（五）支那地方官制大改革……一六―二五

◎各省官制　◎順天府官制　◎道官制　◎縣官制　◎中央直轄特別官廳　◎地方警察制度　◎北京警察制度　◎都督府官制

（六）滿蒙藏……山口秋霜……二六―三二

▲馬賊三十六頭目　▲陶什陶　▲活佛活史　▲現代活佛と寧古の獨立　▲笑か驚か

（七）支那の對外貿易上に於ける地方的分配狀況を觀察するの必要並に支那各地方に對する本邦貿易の消長（一）……M、S、生……三四―三七

（八）滿洲に於ける企業の現狀及南滿將來の企業……三八―四五

（九）對支那貿易上に於ける神戶港の地位……四六―四七

（一〇）捻虱談虎……四八

（一一）內蒙古に於ける支那軍隊數……四九―五一

# 次


(一三) 一九一二年香港海運界の趨勢……五一—五二
(一三) 革命後激増せる日本人……上海通信…五二—五四
(一四) 新年の北京……上海通信…五四—五五
(一五) 巡査の滿洲……五五—五七
(一六) 中華民國一月上半期 時報……五八—七四

政治 外交 軍事 教育 財政 經濟 交通 社會

◎大官移動◎陸軍衞生材料本廠條例◎推事檢察官律師書記官服制令◎軍人訓令◎軍人訓條
◎六國借款內容◎支那外交官の俸給◎支那海軍表◎露國の日本研究◎招商局の問題
◎黎元洪意見書◎四藏優待◎庫倫現狀◎庫倫政府の對支那政策
◎一九一三年度支那各省及開港場の人口◎西伯利の露國移民◎選舉餘聞◎政團聯合會◎支佛聯合會◎英國議員と支那◎支那と米國
◎漢陽兵工廠◎福建民報◎留東學生演說團◎征蒙熱奎熾也◎烏泰王近聞◎北滿不種馬賊討伐決議◎北滿防疫令
◎滿鐵與業課算◎芝罘暴動◎長江汽船◎新年の對支那貿易◎東洋オリンピクと支那青年

(一七) 人事消息……七四
(一八) 支那問題の研究……七五—九〇

●支那幣制改革の實行如何
●中華民國の政黨並に其將來
●支那に於ける列國の勢力
●支那文明觀
●支那社會統一の理想に就て
●支那の革命と思想界の變化

東京市麹町區錢瓶町(常盤橋內)

# 日本興業銀行

資本金一千七百五十萬圓

## 營業科目

一、擔保附社債に關する信託業務
一、有價證券其他貴重品等の保護預
一、有價證券及地金銀の賣買元利金の支拂及び取立
一、地方債、社債、株式等の發行募集業務
一、各種の信託業務
一、國債證券、地方債證券、社債券、株券を擔保とする貸付
一、諸般の手形割引
一、國債證券、地方債證券、社債券の應募又は引受
一、法律の規定に依り設立したる財團を抵當とする貸付
一、工場に關する敷地、建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、市制施行地及勅令を以て指定せられたる市街地存在の宅地建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、定期預金、當座預金、特別當座預金

安南の漁夫(其の一)

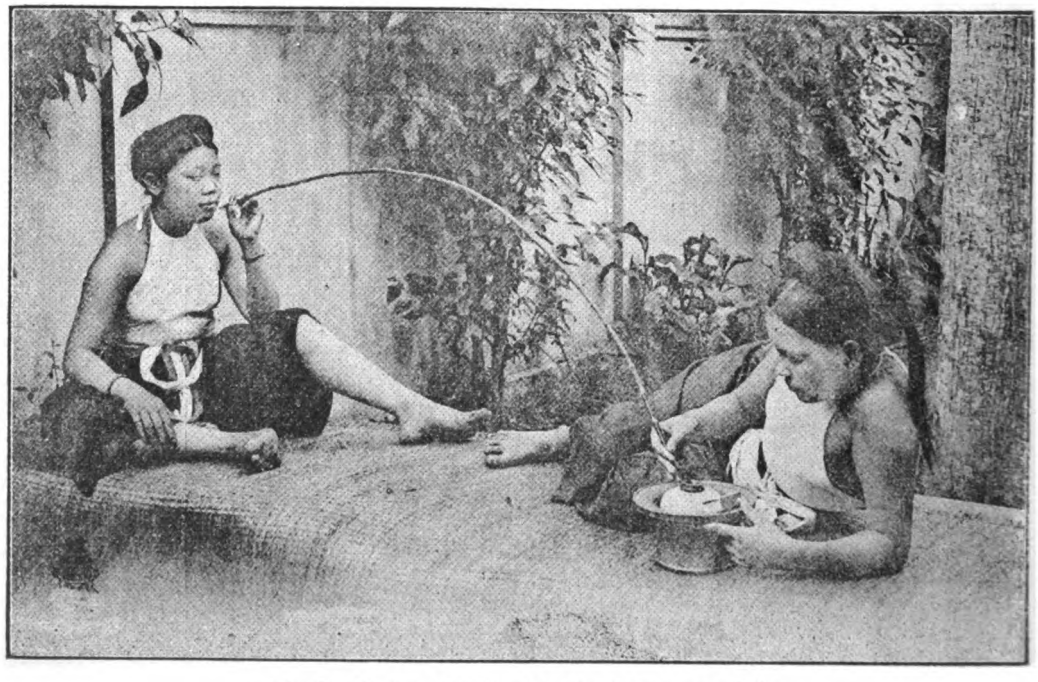

安南婦人の阿片喫烟(其の二)

大正二年二月一日

# 第四卷第三號

## 吾人の主張

最近の支那電報は曰く、大借款成立、曰く總選擧終了、曰く三月十日正式國會召集、曰く四月中正式政府出現の見込、曰く各國の態度も亦此時機に於て新政府の承認を行はんとすと。蒙藏の問題、阿片の紛議、幣制の改革、其他内治外交上未決の難問題は到る處に横はると雖も、吾人は民國の前途が著しく悲觀の度を減じたるを悦ぶに躊躇せず、革命青年の能く難關に耐ゆるを嘉賞せざるを得ず、同時に民國人が飽く迄擊なる態度を以て熱誠事に當り、倨傲尊大の風乃至は列國組みし易しと云ふが如き輕浮なる念慮の崩しつゝあるを深く愼まざるべからずと切言す。然り而して我國人の民國人に對する態度は益々親善和協を旨とするに傾きつゝあるは是れ亦吾人の欣慰措く能はざる處なり、而かも尚一部の邦人中には支那革命青年の餘りに弱年にして、餘りに改化の急なるを見て、或は輕侮の念を抱き、或は之を憂慮するもの少からず、吾人を以て見れば其改化は今の處稍々形式に流れ實質之に伴はざるの嫌あれど、青年の手によりて料理せらるゝ場合、先進者又は比較的老人輩よりせば甚だ險呑なる行爲の如く見ゆるものも、血氣に滿ち、活力溢る青年より見ればより以上の過激急進も何等危惧の念なくして之を遂行すること多し。支那の事に關して常に悲觀的口氣を漏すの士は、徒らに悲觀の種を蒔ぶるを止め、たとひ支那が如何なる難局に立つことありとも、我れ卽ち善隣の誼を以て同心協力せん、支那青年は猛進せよ、手ぬかりや失敗は我に於て引き受くべし、決して顧慮する勿れとの血性的男子的態度を發揮しては如何と問ふものなり。支那の貧弱な憐み、白人と共に之を苛めんとするが如きは最も非なり。更に亦支那青年の弱年なるを見て之を輕蔑視するが如きは許す可らざる淺慮短見なりと云はざる可らず、日本人は支那人に比してえらきこと幾何なりや、又た日本人は支那人に對して上長先進者の地位にありとせば、後進なる支那人を誘導激勵するの責こそあれ、之を輕侮嘲弄する理由何處にありや。新しき支那は新しき青年の手によりて改造せん、日本が若し大人を氣取るが如きことあらんか新らしき支那青年は却て其の古き思想を嘲笑せん。

# 大種族團體的競爭與中日同盟

西島函南識

世人動輒曰。中日兩國。同文同種。脣齒輔車。以余觀之。同文同種之人。却爲彼所疑視。異文異種之人。却爲彼尊崇。終招脣亡齒寒。同類相食之禍。孰謂不危殆乎。是余所以不肯揣譾劣而本論也。卽希遠近同感君子。幸賜敎正。是爲至禱。

謹惟。我明治中興。百度維新。德川將軍納旌鉞。天子躬親政。煥發五條誓文。退德川幕府之權臣。進各藩之志士。舉賢任能。不敢問其閥閱奈何。幕府武臣。初抗王師者。苟有材能。卽免其罪。拔擢以充要路。既而發布憲法。開設國會。上意下達。下情上通。內亂不復起。每有外患至。天子爲大元帥。皇族大臣。皆爲水陸將帥。而舉國民皆爲兵丁。未嘗爲敵國所敗。視之甲午庚子甲辰三役。何須余輩喋々呶々。而至於國體之純潔。與人民之和合。宇內爲稀其匹。自交通列國以來。不過纔五十年。此間文明風物。盡倣歐美各國。取長補短。以固邦基。當是之時。彼國人士。實爲我師表。夫猶我中古。文物典章。取諸隋唐乎。師表不足以誇之。弟子亦不足以憂之。而今日忽致出藍之譽者。無他。一信其人。不互相疑。一諸其敎。欲躬行之。先達後進。各有當仁不讓師之概。智識漸新。意思益堅。而後文明之風遍焉。立憲之政行焉。今也由科學以及武力。比較歐美各國。有優無劣。遂至屹然對峙寰球列國間。毅然爲太平洋面之重鎭。今夫徒取其形式。而不行其實質。譬猶畫龍不點其眼睛。摸虎不寫其爪牙也。人雖多也。國雖大也。其心小則疑。疑則暗鬼生。暗鬼生則耳目所觸。神心所感。細草變而爲喬木。蚯蚓化而爲龍蛇。蓋中國之現狀。大無類于此乎。或曰支那國體。相異我國。未能如我邦也。惡是何言。朝嬴暮劉。昨元今明之時。海外各國未締盟交通也。今則不然。某國曰宜分割之。某國曰宜全之。彼欲取之。我乃拒之。拒者與被拒者。彼此信賴。推誠致力。先去疑心。肝膽相照。自新自强。各盡其職。長白山雲可以蔽萬里外。鴨綠江風可以度千歲後。國家利權亦當回收。東亞保全定必悠久。抑又支那民國前程。卽當億萬斯。豈止周祚八百年哉。

方今歐美列强之勢力。漸集注東洋。二十世紀世史。實以東亞爲禍機伏在之中心也。如無我日本之新勢力乎。黃色人種之命運亦未可知也。雖有中國四萬民衆。清朝數百年之秕政。徒使驅民心者私利失奉公之念。近時革命漸成。共和新政府建設。而民心尙未統一。國運萎靡不振。却啓致吞噬之機會于列國。所謂見一手動而一州被削。一足投而一郡被奪之形勢而已。雖然列强間。亦有權力平衡之緊制。未遽至爆發其慾望。一面又有我日本介在其中間。爲飛耳張目以監視之。又縱令列强諸國。欲獲得一殖民地于東亞。非得我日本之同意。雖尺寸之壤土。不能收其手中也。卽東亞之和平。權力之平衡。一繫在我日本之双肩也。而列强諸國乘中華民國基礎未鞏固。以欲逞鷸蚌之欲。虎視耽々。各磨爪牙于天一方。可謂日本之責務加重且大

也。

然。中國人士。往々有稱異說云。日本與中國。雖有密接關係。原是爲別個之國家。雖稱同文種。均是爲外國。日本何苦欲容喙中國之將來乎。或莫非欲籍口隣友之誼以干涉民國之內政乎。嗚呼此語可謂眞不解事理之甚者也。日本未曾有干涉中國內政也。又未曾有阻害中國宗主權也。却盡力保護中國主權。保全中國領土。既爲中外所熟悉也。惟世界之大勢。刻々進轉。無所窮極。今日世界各國之競爭。全化大種族團體的競爭時代也。提百勉之靑龍刀。立陣頭以叱咤摺伏全軍之時代。已屬數百年之過去。使千古英傑關雲長生存今日。必也不能敵弱卒一分隊之一齊射擊也。雖有百隻之砲艦又當不如一鋼鐵戰鬪艦也。而種族團體的競爭。漸將入白色人種對黃色人種之接戰。方是之時。中華民族。宜當團結之民族。求之何處乎。將又日本民族。宜當提携之民族。求之何處乎。東亞天地廣矣。東洋地域大矣。雖然除中華民族與我大和民族之外。他無可信賴之民族也。果然。日支兩國。連絡一軌。互相戒飭。彼此扶助。不可以不圖東亞之保全。於其政治組織。兩國原應爲外國。中國如不喜被犯其主權。日本亦非喜之者也。兩國各爲優劣之競爭則可。然至於與歐美各國之競爭。則不可忘爲生命問題種族問題。優劣之競爭與生命之問題。其輕重蓋非同日之論也。

世界之大勢概如此。列强之銳鋒。一集注東亞之天地。際此之時。日支兩國。徒爲鬩牆之爭。其結果只有自滅而已。欲預防其危機。以圖東洋永遠之平和者。莫如彼此輯協互相融和。向區々問題。兄弟爭內。蓋非長久之計也。由此觀之中日兩國。同盟結合。誠爲刻下之急務而不容一日猶豫也。機運已熟矣。倘若頑迷固執。猜嫌懈解。其累延至危民族之生存。殆黃色人種之將來也。如此實不可言民族之公敵。要之中日兩國爲不可乖離之民族也。分離招破滅。結合生勝利。吾曹切望中日兩國人士。彼此信賴。推誠致力。先去疑心暗鬼。肝膽相照。以莫招唇亡齒寒同類相食之禍。易云知機其神乎。若夫中國人士。而有眞研究我國情僞者。余亦執鞭從之。識者以爲如何。

# 日支銀行の設立を提唱す

X、Y、生

今や支那問題の紛糾は正に其極點に達し、世論沸騰して甲論乙駁實に空前の壯觀を呈す。而も其一般の趨勢を見るに、從前に比して著しく論調の穩健を加へ、論旨とする所は主に財政問題に非れば經濟問題にして、又領土主義侵略主義の激越なる論調を見ざるに至りしは、吾人の大に意を强くする所なり。中華民國成立以來一年有餘、種々の迂餘曲折を見たりと雖も、其大體を通じて借款問題に終始したるは何人も否定する能はざる所なり。今や正に六國借款の成立も殆んど確定の事實となり、近く調印を見るに至らんとせしは吾人の大に民國の爲め慶賀して止まざる次第なり。一昨年革命亂勃發以來南北支那を通じて其打擊の尤も甚大なりしは經濟界なりき。從來支那の商取引は殆んど信用を基礎として立ち、支那銀行、票號、を初めとし各種の商人は其優越せる信用を利用して、資力以上に手を擴げ居たりしに、革命亂の發生と共に信用の基礎を全然破壞せられ、唯取引の大部分は現金又は現金同樣とも見るべき短期取引となりて、支那商業界に一大革命を惹起し、從て商取引の補助機關たる金融機關にも一大變動を來したり。吾人は此機會に際して、日支人合同の下に一大日支銀行の設立を提唱せんとするものなり。以下先づ既往及現在に於ける支那金融界の形勢を概述して本論に至らん。

**日清銀行**　今日日支銀行の設立を提唱するに方りて、想ひ起すは去る明治四十三年の交滿洲經營策として在滿邦人は原より、朝野の識者に依りて唱導せられたる日清銀行設立案なりとす。當時戰後經營策として、是非共日清銀行を設立して滿洲の金融機關とし日清貿易の促進に資せしめ、正金銀行の不備を補はしめんとの意見は頗る時宜に適したるものにて、吾人は切に其成立を祈りて止まざりき。然るに生產調查會の調查を經議會の協贊迄得たるも時機尚早きの故を以て遂に其成立を見るに到らず、僅に滿洲に於ける特種貸付規定の發布せられたるに止まれり。

是より以前千八百九十六年頃、卽日清戰爭後上海に日清銀行（The Bank of Japan and China）設立せられたり。同銀行は日清合同の一株式會社にして、當初清國にありて企業に投資せんとする、資本家相集りて設立せるも、其の營業意の如くならず、旦資本少額にして他の外國銀行と競爭する能はず。支那人側に於ては利己主義より銀行の隆盛を圖らず、私利に汲々たるあり。日本との貿易に於ては、正金銀行の存するありて利潤意の如くならず、遂に收支償はずして千九百一年に至りて閉店の止むなきに至れり。

## 滿洲特種貸付法規定

日清銀行設立案に代りて發布せられたるは特種貸付法なり。其金額三百萬圓を限り、左の規定に依りて貸出されつゝあり。僅々三百萬圓の資金にて、其貸出濟の分百七八十萬圓に過ぎざれど、其滿洲金融界へ及ぼせる効果は、蓋し偉なるものあり。

第一條　滿洲に於ける特別貸付金に關する事務は、大連支店に於て之を統轄し。都て同支店に於て之を取扱ひ、各支店、出張所は該統轄店の指揮を受くべきものとす。

第二條　滿洲に於ける各支店出張所に於て、借入金の申込を受けたる時は其申込人の信用、金員の使用途、抵當の如何及返濟の見込等に付て、詳細の意見を具し之を統轄店に申告すべし。統轄店に於ては左記五項に付き審査の上其の取扱條件等を決定すべし。

a、申込人の履歷
b、申込人の信用程度
c、金員の用途如何
d、抵當物件の評價
e、返濟の見込如何

第三條　不動產を抵當とする場合には、總て第一抵當とす。

但本行に於て本文以外の取扱を必要とする場合は其限に非ず。

第四條　家屋及他の建築物を抵當として提供せしむる時は、其家屋、建築物は本行の滿足する火災保險會社に附したるものに限る。

第五條　不動產を抵當とし、特別貸付をなす金額は、普通統轄店に於て鑑定したる評價の七割以內たるべきこと

但貸付期間內に於て、抵當物の下落せるものと認る時は、增抵當を提供せしむる事を要す。若し增抵當を提供し能はざる時は、期間內と雖も貸金の全部或は一部を返濟せしむるものとす。

第六條　特別貸金を爲すには、抵當物件又は保證人を要するものとす。

但信用充分にして、約束履行充分と認むる時は、相當の條件を定め、之を要せずして是が貸付を爲すことを得。

第七條　滿洲統轄店は特に調查部を置き特別貸付金取扱に關する諸般の調查を爲さしむ。調查部員は大連正副支配人及指命せる若干名並に顧問技師若干名を以て組織す。

第八條　大連以外の地に於て、不動產の調查價格鑑定をなす場合に於ては、其不動產所在地の支店正副支配人或は出張所正副主任は、調查部員として其事務を司るものとす。

第九條　滿洲統轄店は每月末日に於ける貸付金表を製し本店を經由し大藏省へ呈出するものとす。

第十條　本規定は大藏大臣の認可を經て、明治四十三年七月一日より之を實行し、將來本規定を改正增補する時は、大藏大臣の認可を受くべし。

## 對支那貿易の趨勢

革命亂の勃發の貿易に及ぼす影響の多大なるべきは、一般に豫期せられ又杞憂せられたる

ところなりしも、事實は幸にして之に反して時局發生當時に於ては、多少の減額を見たるも、爾後は却て增加の好況を呈するに至りしは、中外の共に慶賀するところなり。今一九一一年に於ける支那貿易の大勢を見るに、輸出入總額八億四千八百八十四萬二千一百〇九兩の巨額に達し、其輸入に於て四億七千百五十萬三千九百四十三兩輸出に於て三億七千七百三十三萬八千百六十六兩を示せり。此貿易額にある如く、支那は有名なる輸入國にて、同年度に於ける輸入に於ても、綿布八千八百二十萬兩、綿糸四千九百七十三萬兩、綿製品、五百九十萬兩、總計一億四千三百八十三萬兩にて全輸入額の三割を占めつゝあり。輸出に於ては絹糸絹布の九千二百六十七萬兩を主とす。然らば此貿易額の中我國の有する地位は如何と云ふに、同年度に於て支那の日本よりの輸入額を見るに、七千九百五十萬六千兩、日本への輸出額は六千二百四萬八千兩、合計一億四千百五十五萬四千兩にして、列國の貿易額の第一位を示めしつゝあり。之を從來支那貿易上に於て最も優越せる地位を占めたる、英國の一億七百二十九萬一千兩に比して、更に三千四百萬兩を超過せり。之を十年前の我國の對支那貿易の總額四千九百四十四萬三千兩に比しては約二十八割の增加にして、其貿易の發展實に目覺しきものあり。從て十年前と今日とを對比すれば、財界の變動、貿易關係の變遷、彼我國情の變化、產業の發達、金融事情等殆んど同一の論にあらず。我國輸出貿易の大半を占むる此對支那貿易の金融機關として、日支銀行の設立を提唱するは豈偶然ならんや。

## 支那に於ける外國銀行

現今支那に本支店を有する、主なる外國銀行を見るに、大凡左の如し。

滙豐銀行　Hongkong & Shanghai Banking Corporation

麥加利銀行　The Chartered Bank of India, Australia & China.

花旗銀行　International Banking Corporation

德華銀行　Dutsch-Asiatische Bank

橫濱正金銀行　The Yokohama Specie Bank Ltd.

東方滙理銀行　Banque de la Inde China.

有利銀行　Mercantile Bank of Indéa Ltd.

和蘭銀行　Nederlandsche Idandle Mastschappiz.

華比銀行　Sino Belgiam Bank.

義品澄欵銀行　Credit Foncier & Extreme-Orient.

臺灣銀行　The Bank of Taiwan Ltd.

露亞銀行　Russo Asiatic Bank. Cathay Truest Company Ltd.

以上十三行の中滙豐銀行は其歷史古くして支那人間に信用ある事第一位にあり。我正金銀行の地位も頗る優越せるものありて、支那人間に相應の信用を博しつゝあり。以上各銀行は其性質種々にして、純粹の爲替銀行あり、普通銀行あり、殖民銀行あり、露亞銀行の如く政治的動機により設立せられたるものあり、同日に論ずべからず之が研究は後日に讓るとして、以上各銀行は殆んど全部紙幣の發行を爲し、其紙幣は支那人間に盛に流通せられ、殊に滙豐銀行

發行の紙幣の如きは、時としては其信用硬貨に勝るの現象を呈しつゝあり。然れども以上の各銀行は、主に上海及中部支那に全力を盡しつゝありて、北支那及滿洲に於ては我正金銀行及露亞銀行の外數行に過ぎず、されば將來日支銀行の活動すべき舞臺は、主として北支那及滿洲にあり。

**上海に於ける外國銀行の業務**　上海は支那第一の貿易港にして、凡ての商業は上海を中心として行はれ從て金融市場の中心は又上海にあり。故に外國銀行の業務の狀況を明にするには、上海に於ける外國銀行の營業振を見れば自ら其狀態の一班を明にする事を得るを以て、上海に於ける外國銀行の營業の概略を述ん。其主なるものは爲替賣買の外、普通銀行と同樣貸付、割引及預金等なり。上海の爲替相場は每朝前日倫敦に於ける。銀塊相場を基礎として、滙豐銀行によりて公表す。是中部支那は勿論北支那及滿洲の一帶の爲替相場の標準となる。他の銀行も大凡之に依るものとす。

貸付は上海特有の Chop lorn と稱するものにして外國銀行が其遊金を、支那銀行商人に對して請求拂の約束にて貸付くるものにして、支那銀行は此資金によりて實力以上に手廣く取引する事を得たりしが、革命以來信用の基礎破壞して、外國銀行は此 Chop loan の貸出を停止せる爲め、支那銀行は續々破綻を曝露するに至りしなり。此 Chop loan に對しては、他日機を見て評論する事とすべし。手形割引は支那銀行の發行せる約束手形、卽ち莊票 Native Order に對して割引をなす、通常期限は十日以內に限りつゝあり。預金は日本と大差なく、定期は年四分より、五分當座は年二分を普通とす。

**橫濱正金銀行**　然らば我正金銀行は如何と云ふに、去る一千八百九十年、時の藏相大隈伯によりて設立せられ、海外輸出貿易の補助機關として、外債の媒介者たる任務の爲めに、政府の特別保護の下に立てるものにして、爾來今日に至る迄、銀貨相場の激變、貿易の消長、外國銀行の競爭ありたるにも拘らず、よく其本來の任務に從ひ、今日の爲替銀行として國の內外に重きを置くに至りしは、大に多とすべきなり。日露戰後滿洲の利權の我手に歸するや、同行は政府の特別命令の下に、滿洲各地の金融機關として、主要都市に支店出張所を開設して、滿洲經營策の急先鋒たりき。然るに政府の特別保護の下にある同行は、政府の保護監督の下にある丈に、自然的官臭を帶び官廳式の傾向を來したるより、在滿邦人及在支那居留民の間に、往々にして正金銀行の不親切云々の聲を聞くに至れり。吾人は元より只一場の風說に止るものとして、之に耳を借すものに非ざれど、去る四十三年に日淸銀行設立案の唱導されたる動機の中には、此正金銀行に對する感情問題の存在せしことを否定する能はざるところなり。當時政府及生產調査會は正金銀行既得の權利を尊重して前項に述べたる如く、特種貸付法の發布をせしむるに止めたり。其後上海には臺灣銀行の支店を開設せるあり、營口に本店を有したる正隆銀行は、安田派の資本を得て、內部を改造して本店を大連に移して、奉天、營口、長春に支店を設置して活動を開始せ

るあれど、正金銀行の地位は依然優越なるものにして、支那に於ける日本の代表的銀行として、金融界の牛耳を執り、其一顰一笑は我對支貿易家をして心膽を寒からしめつゝあり。

**支那銀行と爲替**　一昨年時局の發生以來、前項にも述たる如く外國銀行は、支那銀行に對する貸出を中止し既に貸出濟の分は、百方之が取立に努力せし結果として、從來外國銀行の融通によりて、力以上の遣繰りをなし來りたる支那銀行及票號は、一時に資金の涸乾を來し破綻續出の狀態となりて、信用は全く地を拂ひ、發行紙幣の不渡爲替關係の杜絶を現出せり。爾來幾分か時局の發展と共に、市場の沈靜を來して、今日にては紙幣の流通力も幾分か回復するに至りしも、其信用到底外國銀行發行の紙幣に及ぶべくも非ず、昨年度に於ける滿洲に於ける、正金銀行發行の紙幣正金票の需要激增は、銀塊相場の昂騰の然らしめたる點もあれど、其市價の異常の暴騰を來したるに依るも明なり。爲替關係も其後開通するに至りたれど、爲替料の騰貴異常にして、遂に上海四川間の爲替の如きは、平素に比して約六十兩の暴騰を示し。上海湖南の爲替に於ても又四五十兩の騰貴を示したり。其他各地への爲替も著しく騰貴して、何れも正貨輸送點に到達しつゝあり。

如斯の際に於て、日支銀行の設立され、强固なる基礎の下に優秀なる信用を利用して、紙幣の發行、支那內地爲替業をも兼業するに至らば、日支貿易上に及す力や、實に多大なるものあるべきなり。以下日支銀行の組織に就て概論する所あるべし。

**日滿銀行の組織**　吾人は原より銀行家に非す。從て銀行の組織に就ては、何等專門的智識を有せざるを以て、充分なる具體的の案を提出する能はざるも、只一箇の私見として、日支銀行の組織に就て左の條件を具備する事を希望するものなり。

一、資本金は壹千萬圓とすること。
二、株主は日支兩國人に限ること。
三、一株の金額は百圓とすること。
四、本店を大連に置き、支店、出張所を支那重要開港場に置くこと。
五、銀行の業務は爲替、貸付、割引、預金及紙幣の發行とす。
六、勸業銀行と同じく、割增金付債券の發行をなすこと。
七、銀行重役は日支兩國人を以て之に宛て、日本人を取締役とし、支那人を以て監査役とすること。
八、銀行の營業範圍は、北支那及滿洲を主とし、漸次支那全土に及ぶこと。
九、山西票莊と和衷協同して、爲替關係の圓滑を保つこと。
十、金貨本位制成る迄は、金銀兩本位制を執ること。
十一、政府は銀行に對して年五分の利子を補給すること。

以下右各項に就て說明する所あらんとす。

**資本金額**　資本金の一千萬圓は過大なるが如きも、今日

の如く經濟組織の膨大の迅速なる時に於ては、數百萬圓の少資本にては到底目覺しき企業は經營し能はず少くも一千萬圓の資本なくば、縱橫の策期する能はざるなり。只今日一千萬圓の巨資は、之を募集するに幾分の困難あるも滿鐵會社設立當時の狀況に見るも、却て意料の外の結果を見るべく、深く杞憂するに足らざるなり。

**株主と株金**　株主は日支兩國人に限り、記名式に依るべきことは、日支銀行の性質上勿論のことにして、株金を一株百圓とせしは、株主の數過大となりて、銀行の業務執行上に差支なからしめんが爲めなり。

**本店と支店の位置**　銀行の本店を大連に置くは、銀行の性質上後段にも說く如く、滿洲及北支那を營業の主要範圍とするより、交通の便と我租借地たるの關係上より、東京には支店を置きて、本國との一切の事務を辨せしむるは、滿鐵會社と同一にすべく、支那內地重要開港場へ支店出張所の設置は、支那內地爲替業の上より尤も必要なる事項なるも、到底一朝一夕には設置する能はざるにより、初に於ては滿洲及北部支那の主要地に支店出張所を設置し、其他は外國銀行支店、正金銀行支店及山西票號を利用し、其完成は後年を期すべし。

**銀行の業務**　之最も本銀行の主腦なり、爲替の賣買は原より正金銀行の主要營業なれば、之に牴觸する能はざるも、今日支那に於ける日本の貿易は、前段述るが如く駸々として進步し停止する所を知らず、僅々十年間に於て二十八割の激增を示しつゝありて、從て既に正金銀行の存ずるありと雖も、更に一個の爲替銀行の出現を見るも、決して正金銀行の既得の權利を侵害するには至らざるべし。恰も上海へ臺灣銀行の支店の設置後も、正金銀行の營業に何等惡影響なきが如し。況んや日支銀行の爲替業は支那內地爲替を主として海外爲替は其副業たるに於てをや。

**貸付と割引**　貸付に就ても、正金銀行の顧客としては主として第一流の商事會社、商人等にして、中流以下に對しては容易に貸出をなさず、又事實に於て正金銀行は其性質上在留邦人及支那小商人の信用程度を調査するの煩に耐えざるを以て、前號枳穀生君が上海に小銀行の設立を絕叫せられたる如く、中流以下の商人は金融の手段に窮し、在滿邦人の如きは月利七八分の高利の金をも借らざる可らざるに至り、上海同樣不完全なる賴母子講、無盡の方法によりて、僅に金融の道を講じつゝある事上海よりも甚しき狀態にあり。正隆銀行の改造と共に安田派の手に歸して、其安田式態度を以て廣く中流以下に對して門戶を開放せる結果、如何に中流以下が之を歡迎したりしかは、何人も意外とせる所なりき。而も一方資金潤澤なる大會社大商人は、日步一錢八九厘より二錢三四厘にて、自由に金融の便を得つゝあり。故に本銀行は主として、支那人及中流以下の在留邦人に低利にして而も簡便に、金融の便を計るを以て營業の方針とするを以て、決して正金銀行と相牴觸する事なし。彼の特種貸付は低利にて、廣く一般に資金を供給するの規定なるも、其手續の煩雜なると、評價の困難

よりして、同法發布以來、二年有餘にして、未だ百七八十萬圓の貸出を見たるのみにして、市場は依然として、資金の缺乏を叫ちつゝあるが如き、如何に簡便にして低利の資金の供給の必要なるかを知るに足らん。

滿洲に於ける日支大豆商人の需要する資金は、實に莫大の高に上りつゝあり。而も之に對して資金の供給をなし、手形の割引を爲すは、最も大切なる金融機關としての任務なり。之に對しては正金銀行は云ふ迄もなく、充分の努力と便宜を計りつゝあるも、其營業組織、營業時間の制限及營業方針は時としては日支商人をして不便を感せしむることなしとも限らざるを以て、日支銀行はよく之が補助機關となりて商業銀行的態度を以て取引を助け、進んでは囤圍の大豆に對しても、貸出を計る策に出づべきなり。

**預金と紙幣發行**　預金に對しては普通銀行と同一なるも、外に支那小銀貨の預金を開始して、一般の便利を計るべし。本邦商人は勿論支那商人と雖も其最も苦しむ所は支那銀貨にして、重量と容積とには何人と雖も、其處置に窮するは明にして、或は倉庫を建築して之に收容し、番人を附するあり。或は之を守備隊に寄托する等、種々の手段により多大の危險と經費とを要しつゝあり。故に日支銀行は之を預り、低率ながらも利子を附する事とせば、其利便や計る可らざるものあり。而して此小銀貨は一方之を貸出の途を求め、更に進んでは之が紙幣の發行をもなすに至らば、一般金融界の利便たるや實に多大なるものあるべし。奉天其他各地發行の小銀貨紙幣は、信用なき銀行より發行され、兌換の基礎頗る薄弱なるにも拘らず、其便利なるより盛に市場に流通し、革亂當時に於て一時其流通力を阻害されたるも、今や正に其能力を回復しつゝあり。之に依て見るも日支銀行發行の紙幣の市場に流通し得べきは明なる事實なり。銀圓紙幣の發行も同樣の理由の下に流通すべく、之が爲めに累を正金銀行に及すが如き事はなかるべし。昨年春季に於て正金銀行の貸出停止銀圓紙幣の回收が、市場及豆界に及したる惡影響は、今尙ほ吾人の耳目に明なる事實にして、滿洲に於ける銀紙幣の不足を告るものに非ずして何ぞや。

**割增金附債券の發行**　論はありながら、其毎回の賣出に於て常に應募超過の盛況を呈しつゝあるは、明に人心の歸趨を見る事を得べし。況んや支那は賭博の殆んど公認せられつゝある國なり。彩票の賣買の盛んに行はつゝある國なり。割增金付債券の發行の好結果を來し、よく零碎の資金を吸收し得るや、又多辯を要せざる所なり。

**銀行の重役**　組織の可否によるも、其大部分は經營者の如何にあり。日支銀行は其規模の大なると、任務の重大なるより、之が經營者は必ず技倆人格兩つながら卓越せるの人物ならざる可らず、此點よりして日支銀行の取締役には日本人中の有爲の人物を以て之に宛てざる可らず、支那人と雖も今日に於ては、相應に識見力量あるの人物に乏しからずして、又往年日淸銀行の上海に設立せられたる當時の如

きことなきは明なるも、大會社銀行等の經營の才に至りては、未だ日本人の優秀には一籌を輸せざる可らざるに依り取締役は之を日本人に委ねて、其自由手腕に任せ、其代り監査役の任に立ちて、會計の監督に方り、株主に代て銀行を監視して、兎角生し易き計算上の疑の發生を防ぎ、支那側株主の調和を計るは蓋し肝要なる任務なりと云ふべし。

**銀行の營業範圍**　先にも論述したる如く、現今中部支那及南支那方面に於ては、外國銀行の數も多く、且在留人の數も少く、其商業的關係も比較的薄く、金融上の要求も、北支那及滿洲に於けるが如く急ならざるを以て、當分の中は之を正金銀行及臺灣銀行に托して、目下急を叫びつゝある滿洲及北支那の需要に應ずるの策を定め、其基礎の定り餘力あるに至りて、始めて漸次南下の策を執るは、此際止むを得ざるに出するものなり。

**山西票號との提携**　從來支那に於て、內地爲替上絶對の權力を有したるものは山西票號なり。然るに今回の革亂と共に、票號は遺憾なく其實力を曝露して、爲替能力を失ひたるは前述せる如し。由來支那內地の爲替料の高價にして不便なりしは、票號の獨占と交通の不便の然らしめたる所なり。然るに今回は票號の實力曝露と共に、彼等も外國銀行の助力なくして到底立つ能はざるを明にしたるを以て、此好機會に乘じて、日支銀行は彼等と提携して彼等に債券によりて得たる資金を供給して、彼等の從來有せる有力なる取引關係を利用して、支那內地爲替業に從事せば、貿易の促進に力あると共に、又好個の企業たるべし。

**金銀兩本位**　支那の幣制改革は前清時代よりの問題にして、早晩金貨本位となるべく、又ならざる可らざるの勢にあり。されど此幣制改革には、幾多の準備と歲月とを要し、紛々たる迂餘曲折を經ざる可らず。日支銀行は其性質上、金銀兩本位に依らざる可らざるは當然にして、正金銀行の支那支店と同一なり。

**政府の保護**　以上述べ來りし如く、日支銀行の設立は日支兩國の爲め、刻下の急務なるも、之が成立には多大の努力と危險とを伴ふものなれば、政府は日支銀行の設立に對して充分の盡力を與ふると同時に、其營業の獨立し得る迄は、其拂込額に對して年五分の補給利子を下附すべし。之一見甚だ恩遇に過るが如きも、正金銀行に對して低利の爲替資金を供給し、滿鐵會社に對して特殊の保護を與ふるの政府としては、決して不當の要求にも非るべく、而も日支銀行の收支は開業後三四年にして、優に相償ひ得べきなり。

**餘論**　要するに吾人の論ずる所は、日支銀行の設立は今日を以て最も最好時機となす。支那に於ける邦人の發展民國設立以來の經濟組織の變遷は、實に觀過すべからざるの最好時機なり。日支銀行の設立は時代の要求なり。吾人の絶叫を痴人の夢と笑ふ者は笑へ、天下又不可能事あるなし、日支銀行の設立には幾多の困難なる外交問題も起るべく、又强硬なる反對も生ずべし、されど時代の要求たる日支銀行の設立は、日支兩國の親善なる關係より、兩國の利益なる點より、日支合同企業たる點より、必ずや彼我の間

に意志の疏通して誠意の認められ、設立の機運の熟すべきを吾人は信じて疑はざるものなり。

# 中華民國承認に就て

亞南

（一）

我東亞同文會の宣言書（正月十一日）に曰く、

（前略）今や中華民國承認及び滿蒙問題世論漸く囂しからんとするの時、本會は此二大問題に對しても齊しく支那保全の根則に基き、彼我共益の要義に遵ひ、終始其方針に依て進まん事を期す云々。

又其決議の一條に曰く

日本は支那國會成立、憲法宣布、大總統選定完了を機とし、速に中華民國の成立を承認するを要す

大陸保全の鮮明なる旗幟の下に、民國新政府の形式的に成立するを機とし、我が邦が正當なる手續を履みて之を承認し、前清時代と同一の外交關係を復活するの一事は吾人の大に贊し、且つ熱心に主張する所なり。大體に於て英米獨露佛等の列國に於ても此時機に於て民國承認を決行せん模樣なれば、或は列國一致協同して之を承認するが如き段取りとなるやも知るべからず、只だ彼の米國の如きは國人中米國が率先して民國政府を承認すべしと唱ふるものあり、我國に於ても帝國の東亞に於ける地位に鑑みて列國に先立ちて之を承認せよと云ふもの少からず、支那人も亦或強國が先んじて之を承認することを切望しつゝあるが如し。一國が新政府の成立を承認すべきや否やは固より自由に裁斷するを得べし、又其承認の先後は將來の國交及貿易上至大の關係あり、此點に於て吾人は帝國政府が率先して民國を承認することを双手を擧げて贊助すべしと雖も、民國承認の時機既に大體上定りたる今日、先を爭ふて之を承認せんと焦慮するよりは、寧ろ左の如き考量を廻らすの遙に賢なるを思ふべきなり。

承認問題と我が國の取るべき態度

一、列國と民國との間に立ちて斡旋者となり、列國の一致共同して承認することを計ること。

二、列國の民國承認に際しては出來得る限り交換條件を提出せしめざるやう盡力すること。

三、新たに列國に協約を締結して所謂勢力範圍を撤廢し、倘く迄も支那保全の根則を確保するの道を計ること。

口に支那保全を唱へ、日支提携を稱し乍ら、事實日支同盟を結ぶの勇なく、民國承認に對しても何等斡旋する處なしとせば、我は隣邦兄弟國として果して友誼を盡すものと

云ふべきか如何。更に我國は率先して民國を承認するは大に望ましきことなれども、現在の我が外交關係は日英同盟、日露協約、日佛協商等を以て其基礎とし、亞細亞大陸に向ては所謂機會均等主義を以て主たる精神とし、權力平衡の原則も亦東亞關係を支配する以上、徒らに利益上の打算により先んじて民國を承認し、之が爲めに列國の感情を害し、引いて東亞の平和を害するが如き惡影響を釀すことあらんか、我が國策の命ずる所に背き、黃色人種の偏狹を示すに過ぎざるべし。

今や民國承認の時機を云々するは既に遲し、要は我が國が日支提携の第一歩として主動的に承認問題を奔走し、列國の意思を統一し、我は東亞の主人として之を民國に紹介せば、其間に猜疑排擠の暗雲を拂ふを得て、平和の基礎をして一層確立せしむるを得べし。

傳へらるゝが如くんば英國は其提出したる西藏に於ける權利の要求を支那が認めざる以上民國の共和政府を承認せざるべしとのことなり。勢を以て見れば露國も亦蒙古の獨立を條件として支那を承認せんとするが如き下心あるが如し。甚しきに至ては吾國人士中にも承認の條件として滿洲を略守せよ、支那內地に於ける鐵道布設權を獲得せよ等の惡論を吐くもの少からず。吾人は斷じて條件付承認を排せんとするものなり。

國際法上の慣例には一八三〇年白耳義國獨立の場合に列國は其永世中立たるべきことを條件?として承認したることあり。

又一八七七年伯林條約第四十三條に於て歐洲諸國は二條件を附してルーマニヤ國の獨立を承認せり。卽ち

一、宗教の差異に因り人民の民事上及政治上の權利を奪はるゝことなきこと。

二、一八五六年の巴里條約に依り露國より同國に割與せられたる領土なるベサラビヤ州を露國に返還すべきこと

又セルビヤ國の獨立を承認するに際しても同じく伯林條約第三十五條に於て信教の自由を條件とし、第二十六條及第二十七條に於て同じく信教の自由を條件としてモンテネグロ國の獨立を承認せり。

國際法上は右の如く新國家の成立の場合に種々なる制限を附帶して之を承認したる例あり。一般國際法學者の通說によれば、國家の承認は元來無條件なるを必要とし（新政府承認の場合に於ても法理は同じ）既存國家より承認を與ふるは其國家の獨立なること又は新政府の成立せる事實を認識するに在り、被承認國は完全なる獨立の國家たるべき資格を有するか又は新政府が成立せるものなる故に承認に條件を附するは固より承認の性質と相反するものと云はざるべからず。西藏に關する英支交涉に於て支那は英國の抗議書につき辨明して曰く

支那政府を承認すべきや否やは全く支那政府の確立せりや否やによりて決すべきものにして、西藏問題とは何等關係なし、何ぞ西藏問題を支那が承認せざれば英國は支那政府を承認せずと云ふの理あらんや

と。是れ實に義理の正當なる駁撃と云はざるべからず。民國新共和政府の承認は宜しく撤底せる法理によりて之を承認すべきのみ。

條件付承認なるものが法理上有るべき筈なきことは暫く別問題として、近世の學者は右の如き條件は結局停止條件にも非ず、又た解除條件にも非ず、單に其獨立を保障し內國の紛擾を避けしむるの擔保なりとなすか、又は之を以て被承認國に負はしむる一種の政治上の義務なりと云ふもの多し。而かも吾人は其所謂特別なる義務と雖も之を支那に課するを好まざるものなり。出來得る限り支那は支那人の支那なりと云へる國家的精神を存立せしめ、列國の干涉を避けしむるの可なるを思ふものなり。

然れども吾人は列國に對して飽く迄支那の保全を提唱せざるべからず、故に民國新政府の承認を機とし、絕體に大陸保全の協約を新に締結せんことを希望するものなり。而して大陸保全の必要及其利益の如きは吾人屢々之を云へり。茲に再び之を餐するの要なし。

（二）

以上吾人は滿腹の好意を以て對支那承認案を論述せり。吾人は之を以て我國人に要求する所あるのみならず、尙ほ民國人に對しても一言望む所ありて存す。

一言にして之を盡せば曰く、吾人は誠意を以て民國に對するものなり、否對せざるべからず、而して民國人も亦誠意を以て我國を迎ふべしと要求するものなり。

學よりも德なり、智よりも誠なり、個人の關係に於ても將又國家間の關係に於ても、誠は實に最大の力なり。從來の外交史は歐洲に於ても又極東に於ても著しく誠を缺けるを敎ゆ。古に於ては相敵視し、稍下りては賦外の色絕えず、近古に於ても利益相互の主義を含み、最近世に於て漸く平等主義となり、國人は憲法により、又人道の大本に基き、均しく自由平等の權利を有すると共に、國家も亦國際法上は互に自由平等なり。然れども尙ほ實力に於て差異あり、誠意に於て缺くる所あるが爲め、列國の對峙する有樣は恰かも群雄互に爪を研き牙を鳴すと異らず、一人一國として安心立命せるものなし。

殊に日支兩國の如き歷史的地理的に親善なる國家間に於ても尙ほ誠意の撤底せざるが如き感あるは吾人の大に遺憾とする所なり。吾人は此際新人として舊來の陋風を去り、超然として透明せる空氣の間に互に自强發展を計り、相共に提携して亞東の大局を維持するの覺悟なかるべからず、小事の如くなるも左の愚案の如き、或は日支兩國意思の疎通となり、誠意を諒するの階段たるべきか。

一、日支兩國名士の往來を盛にすること。
二、觀光團の交換
三、日支兩國人より成る各種團體及社交機關を增設すること。
四、日支兩國新聞雜誌記者の提携
五、日支銀行の設立
六、日支博覽會の開設
七、條約の改正及所謂工業權其他商標意匠版權等に關し

て紛議を起す餘地無からしむるやう至急條約をすること

八、日支合辨事業を起すこと

九、日支兩國に於て互に其國語の研究を益にすること

十、滿洲問題を解決すること

進んで日支同盟を策し、軍事協約を結び、或は亞細亞主義を宣言するが如きは悉く之を考量中に存し、機會を見て之を實現するの要あるべし。吾人も亦之を論ずるの時あるべし。

要するに支那の內治に干渉するは非なり、たゞ我は誠意を以て支那と協力せん、支那も亦發奮激勵誠意を以て東亞の改造に向て猛進せられんことを望む。

## 新刊紹介

◉最近國際關係地圖　外交時報社編　定價六十錢

外交問題研究に資せんが爲に或特種の地圖を纂輯したるもの、よく普通の地圖に見難きものを集めたり、只稍鮮明を缺くを憾と爲すのみ

# 支那地方官制大改革

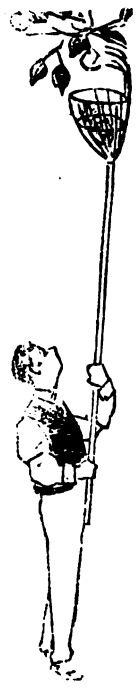

一月八日、袁世凱は十個の敎令を發し、年頭先づ地方官制の大改革を行ひて民氣を刷新せり。先づ其發布せる敎令を檢するに凡て左の如し。

一、敎令第二號　各省官制
二、同　第三號　順天府官制
三、同　第四號　道官制
四、同　第五號　縣官制
五、同　第六號　中央直轄特別行政官廳
六、同　第七號　北京警察官制
七、同　第八號　地方警察官制
八、同　第九號　都督府官制
九、同　第十號　文官任用令（次號譯載）
十、同　第十一號　官吏服務規定（同）

其內容を見るに解決最も困難なりし軍政と民政とを截然分劃し、極めて不可解なりし直隸州、直隸廳の如きを全廢し、法文の適用には地方の情形によりて便宜の解釋をなすを得せしむる爲め頗る簡單明瞭を旨とし、大體に於て整齊劃一に向て一步を進めたるは疑ふべからずと雖も、文中曖昧の點多きのみならず。之を發布したる形式は果して正當なりや否や。

元來支那は其約法第十九條に於て一切の法律は參議院の議決を經ることを要すと規定し、第三十三條に於ては大總統は官制官規を制定するの權あれども須らく參議院に提交して議決すべしとあり。我憲法に於ける命令權の範圍と支那に於けるそれとは文字の如何を問はず、憲法の精神及其解釋と大に異るものあり、卽ち支那に於ては其第十九條に示すが如く一切の法律は參議院の議決を要し、命令事項の範圍は我とは全く異り、官規官制の如きは之を命令を以て發布するも尙ほ參議院の議決を經るを要す、然らずんば將來に向て其效力を持續する能はざるものなり。尤も約法第三十三條に關しては解釋一定せず、或は大總統は有效に官規官制を定むるの敎令を發するを得るも、參議院にて否決されんか、恰かも我國の緊急勅令の如く將來に向て其效力を失ふものなりと解し、或は官規官制は重大なる事項な

れば普通の法律と同じく必ず參議院の議決を經て之を發布せざるべからずと云ふものあり。

吾人は後者の解釋に從ひ、官制の如きは之を參議院に交付して其議決を經されば効力を生せざることは第三十三條の須の一字に見ても明かに、且つ又大總統の命令權の範圍如何と見るに、僅に第三十一條に於て執行命令及委任命令の權限あるのみ、又臨時政府組織法に於ても第二十五條に緊急命令を認むるのみ。我國に於ける獨立命令の如き絶えてなし。

袁世凱は民國第二年の最初に於て非立憲的行爲を敢てせり、參議院議員を初め、各方面の輿論は紛々として決せざりしにも拘らず、軍民分法、省民政長官、管任とせり、實に大斷行なり、約法蹂躙なり。外省官制の如きは軍民分治すべきか、自治にすべきか、米國流か、佛國流か、是れ等は民國政治の根本に橫はれる大問題なり、民意を顧みず、國民の同意を得ず、彼れは該敎令を發するに當りて前文記して曰く。

國利民福の基は政治の改良にあり、而して政治を改良する其根本は法律の良否と官制の得失に繫かる。統一政府成りてより以來中央官制は已に公布施行されたりと雖も、地方官廳に至りては今尙ほ決せず、蓋し共和宣布當時の政府は只だ軍事外交財政の大體に注目し、各省地方に對しては單に秩序囘復を以て急とせり。故に官廳の如何に組織すべきかは一々探究するの暇あらざりき。是れ實に整齊劃一の道に非ず、目前の現象に就て論ずれば各省同じく此れ一司にして而して南北の名稱互に異り、同じく一長にてありながら其權限彼と此と異る所あり、道府並び存し、府縣相管するに至つては則ち尤も前淸の弊政を套襲し、全く改革の初心に戻れり。此外特別官廳たる警察官署の系統も甚だ不分明にして、編制亦錯雜し、紀綱振はず、政令行はれず、官治擧らず、民生愈苦めり。本總統之を思へば疚心已む時無し、國務會議に於ても地方制度の制定を以て民國百年の遠謀となせり。而して現行の機關は宜しく之を劃一せざるべからず。本總統は是に依りて大體の方針を決定し、現行の地方官廳に就て先づ其組織を劃一するを以て最初の第一步となし、現在の各省各道各縣及特別行政並に警察行政官廳は各其本官制發布せらるゝ迄は暫く本令に依りて辨理すべく、此に之を通令するものなり。京外各官廳にして若し本令と牴觸するものあらば凡て之を改定し、一面現制を整齊し、一面新制施行の準備たらしむべし。

夫れ地方制度は國家の强弱國民の休戚と大なる關係を有するを以て深く主義學說を研究するを要す、政府は既に再三提案する所あり、長を採り短を補ひ、修正厭ふことなく詳密を求めたり、而して一に參議院の決議を俟つて再び之を公布施行すべし。今我が國體俄かに變更し、物力疲弊の境にあり、行政費の如きは皆之れ國民の脂膏に出づ、各官長は能くそれ之を念ひ、百般の組織をして一日も早く緖に就かしめよ、地方も國家も共に〳〵其負擔を輕くするを得べし。

以下各令の公布後は務めて其難關に力任し、政府の計劃に從て來る三月中迄に一律處理整齊し、國民をして偶々望治の心を慰むる所なかるべからず、共和建設以來日漸く長く、正に今日改歲せり、勗めん哉、勗めん哉。

讀み去り讀み來る、實に前淸時代の上諭と何の選ぶ處かある。民意に汲んで、之を制定せりとの言何處にありや。之を參議院に交付して其協贊を經べしとの一事に至りては一言半句の認むべきなし。曾に參議院の議を重んせざるのみならず、參議院が議決すべき本官制あるを豫想し、其本官制は他日再び之を公布施行すべく、未だ公布せざる間は暫く本令によりて大改革を行ふべしと言明せり。吾人を以て袁總統の心事を慮れば、臨時政府の今日にありては參議院の議決は其有無別に價値あるに非ず、參議院は參議院、政府は政府、大統領は大統領にて各勝手に法令を發布するを得べしとの解釋を取れるが如し。果して然らば袁氏は天晴四百餘州中原の覇權を握れる一大專制君主の得意滿面たる形なり。

彼は專制的命令の下に地方官制の根本に立ち入り、軍政と民政とを分ち、都督は大總統に直轄して兵馬の權を掌握し、民政は單に現今の民政長官を以て之に充當し、中央政府より簡任することゝせり。勢力薄弱なる民政官は政府に統一せられ、實力大なる都督は大統領に左右せらる。彼が中央集權を計り、併せて兵權を一身に集めんとする這般の改革は抑々何の兆ぞ。吾人は國民人士が如何に之に反對し、本令が如何に成行くかは至大の興味を以て觀察せんとするものなり。

## ◉劃一現行各省地方行政官廳組織令（一月八日發布敎令第二號）

第一條　地方行政編制法及地方各項官制公布以前は民國の國家行政區域及內蒙古西藏靑海地方の別に規定を有する處を除くの外其各省地方劃一現行行政長官の名稱左の如し

一、民政長を已設せる省は民政長を以て該省行政長官と爲す

二、民政長を未設の省は都督を以て民政長を兼任せしめ該省の行政長官と爲す

第二條　各省行政長官の職務權限は現行法規の例に依り之を行ふ其規行中央各部官制により所定の各部總長主管に屬する事件は臨時各省行政長官に委任し辨理するを得

第三條　各省行政長官は現行法規の例に依り該省に一行政公署を設くべし

第四條　各省行政公署に各一總務處を設くる外劃一現行分司の名稱左の如し

一、內務司　二、財政司　三、敎育司　四、實業司

第五條　各省行政公署總務處に劃一現行設官の名稱左の如し

一、秘書　二、科長　三、科員

第六條　各省行政公署各司に劃一現行設官の名稱左の如し

一、司長　二、科長　三、科員

前項規定の外各省各署は現行官制の例を參照して技正技士を酌設し技術事務を辨理するを得

第七條　各行政公署の總務及各司は文件を繕寫し庶務を辨理する爲め現行官制の例に參照して雇員を酌用するを得

第八條　各省行政長官を大總統より任命するを除く外司長以下各官は現行法規の例に依り司長は該省行政長官より國務總理に呈由して呈請簡任し秘書科長技正は國務總理に呈由して薦請任命し科員及技士は該省行政長官より委任す

第九條　各省行政公署の秘書科長科員技正技士人員數は該省行政長官より現行相當人數を擬具し國務總理に呈由して大總統に呈請し之を核定す

第十條　本令は公布の日より施行す

▲附　則

第十一條　本令施行後凡そ從前各省所設の官廳にして其署名官名に本令の劃一辨法と牴觸する者あれば卽ち裁撤し或は之を改むべし

第十二條　本令施行後各省地方は特別の事件有り直轄局所を設け辨理すべきに遇へば未だ設けられざる以前に理由を聲叙し國務總理及該官總長に呈報し核准施行すべし

## ◉劃一現行順天府屬地方行政官廳組織令（一月九日發布敎令第三號）

第一條　順天府は現行法規の例に依り府尹一人を設け該府の行政長官と爲し內務總長より國務總理を經由し呈請簡任す

第二條　順天府には現行法規の例に依り府尹公署を設け秘書一人を設くるを除く外劃一現行分科の名稱左の如し

一、內務科　二、財政科　三、敎育科　四、實業科

第三條　順天府々尹公署の各科に劃一現行設官の名稱左の如し

一、科長　二、科員

前項規定の外に該府公署は現行官制の例を參照し技正技士を酌設し技術事務を辨理するを得

第四條　順天府々尹公署の秘書科長技正は現行の例に依り府尹より內務總長を呈由し國務總理を經由して薦請任命し其科員技士は府尹より之を委任す但し內務總長或は主管總長に呈報すべし

第五條　順天府々尹公署科員等の官の員數は府尹より現行相當人數を擬具し國務總理に呈由して之を核定す該府公署は文件を繕寫し庶務を辨理する爲め現行官制の例を參照して雇員を酌用するを得

第六條　順天府所屬の各州縣は劃一現行各縣地方行政官廳組織令の規定を準用す

第七條　本令は公布の日より施行す

附　則

第八條　本令の施行後凡そ從前該府所設の官名にして本令の劃一辨法と牴觸する者有らは卽ち裁撤或は之を改正すべし

其特別事件ありて直轄局所を設けて辨理すべき者は未設

以前に理由を聲叙し國務總理及內務總長に呈報し核准施行すべし。

## ◉劃一現行各道地方行政官廳組織令（一月八日發布敎令第四號）

第一條　現設の巡道は各省の該道官名と均しく改めて觀察使と爲し該省行政長官より國務總理に呈由し呈請簡任す

第二條　各道觀察使の管轄區域は仍ほ該道原管の區域を以て準と爲す

前項原管區域は該省行政長官が認めて改正の必要有りと爲す時は內務總長國務總理を呈由し大總統に呈請して之を核定するを得

第三條　各道觀察使は現行法規例に依り該道の行政事務及該省行政長官委任事務を辨理し仍ほ該省の行政長官の監督を受く

第四條　各道觀察使は現行法規例により觀察使公署を設け秘書一人を設くるを除く外劃一現行分科の名稱左の如し

一、內務科　二、財政科　三、敎育科　四、實業科

第五條　各道觀察使公署各科の劃一現行分科の名稱左の如し

一、科長　二、科員

前項規定外各道公署の現行官制の例を參照し技正技士を酌設し技術事務を辨理するを得

第六條　各道觀察使公署の秘書科長技正は現行例に依り該道觀察使より該省行政長官に報由し內務總長に呈由し國務總理を經由して薦請任命し其科員技士は該道觀察使より該省行政長官に呈請し之を委任す但し內務總長に呈報すべし

第七條　各道觀察使公署の科員等の官は該道觀察使より現行相當人數を擬具し該省行政長官に報由し國務總理に呈由して之を核定す各道公署にて文件を繕寫し庶務を辨理する爲め現行官制の例に參照して雇員を酌用するを得

第八條　已に巡道を裁せる省にて該省行政長官が認めて地方の情形に必要ありと爲す如きは該省原設の巡道地方に就て以上各條の例に依り觀察使を酌設するを得

前項酌設の觀察使は該省行政長官より先づ將に酌設必需の理由を內務總長國務總理に報由し大總統に呈請して之を核定すべし

第九條　本令は公布の日より施行す

▲附　則

第十條　本令の施行後凡そ各道に所屬する各府の直轄無き地方の者は卽ち裁撤し其各道現設の官名が本令の劃一辨法と牴觸有る者には之を改正すべし

## ◉劃一現行各縣地方行政官廳組織令（一月八日發布敎令第五號）

第一條　各縣地方行政官は現行の例に依り知事を以て之に任じ、劃一現設の各縣の名稱左の如し

一、現在の府及直隸廳州等は之を縣と改む

二、現在の廳府等は之を縣と改む

第二條　各縣知事は現行法規の例に依り、各其行政事務及該省行政長官委任の事務を辨理す。但し各縣互に關係ある事件は法律上の協助をなすべきこと其現に巡道を設くる省にありては、知事は當該省行政長官の監督及之等道長官の監督を受くるものとす

第三條　現設の縣の外直轄の府、直隷廳等の縣に改めたるものは其原管地方を以て管轄區域と定む

第四條　各縣知事公署には現行の例に依り佐治員を置き、劃一現行設官名稱左の如し

一、科長　二、科員

前項規定の外各縣公署に於ては現行官制の例に依り技士を酌設して技術に關する事務を辨理せしむることを得

第五條　各縣知事公署の分科は事務の繁簡により二科乃至四科を設け、第一科第二科等と稱し、其科數は該省行政長官之を査定す。但し必ず國務總理及內務總長に報告するを要す

前項科數は現に巡道を設くる省にありては該道長官より呈請して之を檢定す

每科科員一人乃至四人、技師は三人以下とす

第六條　記錄及庶務員として現行官制の例に依り雇員を置くことを得

第七條　各縣知事は該省行政長官より國務總理及內務總長に推薦して任命す。科長科員技士は該省行政長官より之を委任す

第八條　本令は公布の日より之を施行す

附　則

第九條　本令施行後に於て從前各府州廳縣等の署名官名にして本令と牴觸するものは或は裁撤し或は之を改正す

第十條　本令施行後に於て各縣地方中未だ審判廳を設置せざるものは現行法規により辨理するの外暫辨員一人乃至三人管獄員一人を酌設することを得。但當該知事は該省司法籌備處長に呈して之を委任し司法總長に報告す

## ◉劃一現行中央直轄特別行政官廳組織令（一月八日發布教令第六號）

第一條　各省現設の外交、外務、交涉等の司使は均しく改めて外交部特派交涉員と爲し、其設置地方は通商巨埠を以て限りとす

第二條　各省現設の司法擔法等の司は均しく改めて司法籌備處となし、其司長司使等は均しく處長と改稱す

第三條　各關監督各省鹽運使は暫く現行の例に準じて之を辨理す

第四條　前條規定以外各省現設の租稅徵收局所は均しく改めて其項徵收局となし、其稅捐等の名を之に冠し現行の例に依り局長を改設す

第五條　外交部特派交涉員署各關監督各鹽運使署各項稅捐徵收局は該署局長官を除く外劃一現行設官の名稱左の如し

一、科長　二、科員

第六條　司法籌備處は處長を除くの外均しく現行の例により委員を酌設し、科長或は科員に分別派充す

第七條　前各條の科長科員及技士員の數は該管長より相當數を報じて主管總長之を檢定す

第八條　特派交涉員司法籌備處長の職務權限は現行官制により該管總長より委任する所を以て限りとなし、司法籌備處長は司法總長より地方情形を酌量して、該省行政長官に委任して之を監督す

第九條　各國監督各省鹽運使各種稅捐徵收局長の職權は現行法規及主管長官の委任する所に限る

第十條　特派交涉員、司法籌備處長、各關監督、各省鹽運使は現行の例により、主管總長より國務總理を以て簡任す。各種稅捐徵收局長は主管總長より國務總理を經て薦任す

第十一條　各署局科長科員、技士等は現行の例により該署局長より之を委任す。但し主管總長に呈報するを要す

第十二條　各署局は記錄文書庶務辦理の爲め雇員を任用することを得

第十三條　本令は公布の日より之を施行す

附　則

第十四條　本令施行後に於ては從前各省設置の特別行政官廳は本令に牴觸する署名官名は之を裁撤す



## ◉劃一現行京師警察官廳組織令（一月八日發布教令第七號）

第一條　京師には現行巡警官制の例により改めて警察廳を設け、內務總長に直隸し、京師城郊地方警察行政事務を辦理す

第二條　京師警察廳は現行巡警官制により左の四處を設く

一、總務處　二、行政處　三、司法處　四、衞生處

前項の各處の職掌範圍は現行巡警官制度現行警察法令によりて之を辦理す

第三條　京師警察廳は城郊地方を分つて二十八區となし各區警察署の職掌範圍は現行巡警官制により辦理す

第四條　京師警察廳に統監一人を設く。統監は現行官制により內務總長より呈請簡任す

第五條　京師警察廳は現行巡警官制を參照して左の劃一的諸長を設く

| | |
|---|---|
| 勤務督察長 | 四人乃至六人 |
| 各處處長 | 每處一人 |
| 消防督察長 | 一　人 |
| 警察隊長 | 四人乃至六人 |
| 秘　書 | 二　人 |
| 警　正 | 每處三人 |
| 各區警察庶長 | 每署一人 |

警佐　毎處八人乃至十二人
警察分隊長　毎隊一人
譯員　四人
警察醫員　四人
技士　四人

第六條　勤務督察長、各處々長、消防督察長、警察隊長、秘書警正、各區警察署長は現行巡警官制僉事の例により總監より內務總長に呈請任命し、警察分隊長、譯員、警察正員、技士は現行委任警察官の例により總監より之を委任す

第七條　京師警察廳職員は第五條に規定せるもの丶外其員數は總監より相當人數を定め（現行の制度を參照し）內務總長に請ふて之を檢定す

第八條　京師警察廳及各區警察署は記錄及庶務を辨理する爲め若干の雇員を任用することを得

第九條　勤務督察長は外勤々務を監督し、勤務消防督察長は消防事宜を監督し、警察隊長は各警察隊を監督し、秘書は機要事務を處理するを除き其處長職權は現行巡警察官制の各處僉事の例により、各區警察署長の職權は現行の區長、警正は各科科長警佐、警察分隊長、譯員、醫員技士は科員區員等の例による

第十條　京師警察廳は消防隊が別に現制を參酌して守望巡邏各項の勤務を組織制定するの外各種警察隊は隊長之を督率し編制方法は別に總監より內務總長に請ふて核定す

第十一條　本令は公布の日より之を施行す

附則

第十二條　本令施行後に於ては現行警察法令は本令と牴觸せざるものに限り之を適用す

## ◉劃一現行地方警察官廳組織令

（一月八日發布敕令第八號）

第一條　各省省城及商埠地方は現行巡警官制に則り均しく改めて警察廳を設け、內務總長及該省或は該道行政長官の命を承け該省城或は該商埠の警察行政事務を辨理す

第二條　省城及商埠の警察廳の職掌範圍は現行警察法令によりて辨理す

第三條　其管轄區域內に若し警察行政事務と其他の行政事務と關係あるものは互に相協助するを要す

第四條　右警察廳には左の四科を設く
一、總務科　二、行政科　三、司法科　四、衞生科

第五條　警察廳は其管轄區域を若干區に分ち、每區に一警察署を設け、該區の警察事務を辨理し、其區の數は該省行政長官より內務總長に呈報して檢定す

第六條　警察廳各科各區署事務權限は京師警察廳各處各區署事務規則による

第七條　警察廳には現行法に則り廳長一人を置き、該省行政官より內務總長に呈報し、國務總長薦請任命す

第八條　廳長の下に左の諸官を設く
一、秘書　二、勤務督察長　三、科長　四、消防督察長

五、警察署長　六、科員　七、警察署員　八、譯員　九　警察醫員　十、技士

第九條　秘書は二人以下、科長署長は每科每署各一人、消防督察長一人と定むるの外其他各員に至りては當該警察廳長より相當員數を呈請し、該省行政長官之を檢定し、內務總長に報告す

前項規定の外記錄及庶務を處理する爲め若干の雇員を任用するを得

第十條　秘書、科長、署長、勤務督察長、消防督察長は該廳長より該省行政長官を經て內務總長に呈請して薦請任命す、科員以下は廳長より該省行政長官に呈請して之を委任す

第十一條　前各條規定の警察官以外に巡邏守望を執行する爲め現行法に則り巡長巡警の等級により應分の巡警人員を任用編制す

第十二條　各警察廳は各項警察隊を編制し、隊長之を督率す、其編制方法は該省行政長官に呈請して之を檢定し、內務總長に報告す

第十三條　本令は公布の日より之を施行す

附　則

第十四條　本令施行後は從前各省設くる時の警視總監、巡警總監及其他署名官名等凡て本令と牴觸するものは之を改正す

## ◉現行都督府組織令

（一月八日發布敎令第九號）

第一條　民國領域を若干師區に分ち、其情形によりて必要に應じ二師區或は數師區を合せて都督一人を設け、各該區內各軍隊を統轄す。但し師區劃定以前は暫く各省に都督一人を置き該省各軍隊を統轄す

第二條　都督の設置廢止或は地方行政長官を兼任する等のことは國務會議によりて之を定む

第三條　都督は大總統に直隷し、軍令軍宜に關しては參謀部の指揮を受け、軍政事宜に關しては陸軍部の處分を受く

第四條　都督は地方治安の關係上地方長官或は其他の地方官衙より兵力を請求し來れる場合、情形を酌量して派兵協助することを得。但し緊急事故に遇へば逕行處置することを得。惟だ須らく同時に大總統に呈報し並に參謀陸軍兩部に通報するを要す

第五條　都督は當該管區內に於て職務を執行する場合若し地方と關係ある時は地方官と協議して之を行ひ、特別の事故ある時は中央の戒嚴令ある場合に限り戒嚴令により之を行ふべし。

第六條　都督府の組織は左の如し

一、都督　二、參謀長　三、參謀　四、副官長　五、副官　六、書記　七、課長　八、課員

地方行政長官を兼任せる都督は劃一外省各官廳組織令を適用することを得

第七條　參謀長は一人とし、都督を輔佐し一切の事務に參

贊す

第八條　參謀は五人或は六人とし、參謀長を輔佐し、各種計劃及教育事務を分任す

第九條　副官長は一人とし、都督の命令或は參謀長の指導を受け事務を執行す

第十條　副官は四人乃至六人とし、副官長を輔佐し人事及其他の事務を分任す

第十一條　書記は二人とし、上官の命を承け文書のことを司る

第十二條　都督府に左の各科を設く

軍務課　軍需課　軍醫課　軍法課

第十三條　各課々長は一人とし、都督の命或は參謀長の指導を受け課務を總理す

第十四條　各課々員は二人乃至四人とし、上官の命を受けて課務を分任す

第十五條　都督府は記錄文書其他特別事項を處理する爲め若干の雇員を任用することを得

第十六條　本令は公布の日より之を施行す

附　表

都督府職員表

| | | |
|---|---|---|
| 都督 | | |
| 參謀長 | | |
| | 參謀 | （上中少校上尉） |
| | 副官長（上中校）副官（中少校上中尉一二等軍需） | |
| | 軍務課課長（上中校）課員（中少校上中尉） | |

| | | |
|---|---|---|
| （上中將） | | |
| （少將） | | |
| | 軍需課課長（一二等軍需正）課員（二三等軍需正及一二等軍需） | |
| | 軍醫課課長（一二等軍醫正）課員（二三等軍醫正及一二等軍醫） | |
| | 軍法課課長（上中校相當文官）課員（中少校上中尉相當文官） | |
| 附記 | 一、書記二人は文官とす | |

# 滿蒙藏

## 滿洲

山口秋霜

### ▲馬賊三十六頭目

| 頭目名 | 別名 | 年齡 | 部下 | 出沒地方 |
|---|---|---|---|---|
| 延度 | 振東(號名) | 一歲 | 約四〇人 | 奉天西南約八十清里なる邵爾臺附近に窟宅す |
| 萬老 | 萬老疙疸 | 三二 | 同三〇 | 通江口の南方雄子附近 |
| 馬老疙 | 馬老疙々疸 | 一 | 同三〇 | 本據は清河溝附近にありしも此の頃盡石縣に移れりと |
| 溫振邦 | 一 | 一 | 同四〇 | 長春附近 |
| 干德海 | 一 | 一 | 同四〇 | 哈爾賓附近 |
| 徐德勝(山東人) | 一 | 四二 | 同五〇 | 海參威の北哈蓋糖附近 |
| 李廷山(同上) | 一 | 三二 | 同三〇 | 一面坡附近 |
| 徐祥山(同上) | 一 | 三七 | 同六〇 | 哈爾賓西部地方 |
| 王銀年 | 一 | 二八 | 同二〇 | 農安街、煙台山地方 |
| 東好 | 一 | 一 | 同二〇 | 吉林の北方なる老邊一帶の山中に居る |
| 喬老 | 一 | 二六 | 同二〇 | 弟の喬點と共に江東地方に出沒す |
| 劉輩子兒 | 永和(本名) | 六四 | 同八五 | 呼蘭府北方の山中に蟠居す |
| 王六辮子 | 一 | 一 | 同二〇 | 先年長春の北、腰科樹地方に現はれて官兵を苦めたるが、其後杳として消息なし |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 王金年 | | 三九 | |
| 王蓮云 | | 二八 | |
| 王明海 | | 三九 | |
| 金晚天 | | 四二 | |
| 大禿子 | 姓、李、（保定人） | 三七 | |
| 勝唐手 | （天津人） | 三七 | |
| 天榮 | 李國廷（本姓） | | |
| 許德勝 | | | |
| 主老疙疸 | | | |
| 還陽 | 馬福（本名） | 二七 | |
| 楊德勝 | | | |
| 李老 | （山東人） | 四四 | |
| 段海廷 | （奉天人） | | |
| 干九江 | （奉天山座塔人） | 三四 | |
| 趙光合 | | | |
| 双老四 | | | |
| 楊十閻王 | （山東人本名） | 四八 | |
| 粳米客 | 李年德（山東人） | | |
| 丁德祿 | | | |
| 強國固 | 四閻王 | 二九 | |
| 王海亭 | 心順 | 三九 | |
| 陳爾新 | 二吉別子 | | |
| 牛清山 | | 二九 | |

| | | |
|---|---|---|
| | | 伯都訥附近 |
| | | 檢樹廳附近 |
| 同一六 | | 南山々中に住す |
| 同七〇 | | 哈爾賓の北約五百清里の祥泉縣地方に在り、兇猛猖獗を極む |
| 同六〇 | | 通肯縣西方一帶 |
| 同六〇 | | 鄭家屯附近 |
| | | 北圍林子（先年巡防隊に捕へられたりとの報ありしも然らず） |
| | | 吉林五常廳附近を横行す |
| | | 塔子城附近に蟠居し、陶什陶と共に相呼應して猖獗を極む |
| 同五〇 | | 法庫門附近 |
| 同二八 | | 河什河附近 |
| | | 吉林 |
| 同四〇 | | 先年中は四平街附近に出沒したるも近來は陶賽昭附近にあり |
| 同六〇 | | 先に三姓にありしも現今は密山附近 |
| 同二五 | | 大房身地方 |
| 同九四 | | 所謂小劉單子兒と稱し、北山廟附近一帶に出沒す |
| 同四〇 | | 李台合等と一隊を成し、通肯城附近を行掠す |
| 同三〇 | | 海倫附近 |
| | | 東山裡附近 |
| 同六〇 | | 長春附近 |
| 同六〇 | | 奉化縣及農安縣地方に出沒す |
| | | 新民府附近 |
| | | 鎭安縣の南馬一帶 |

以上は東洋時報第百七十號所載の馬賊記に據れるものにして、……を附したるは其最も兇猛なるものにして、——印は不詳の點なり。

之等は三十六頭目を威服せしめ、自ら馬賊總大將として蒙古光復軍司令官となりたるは陶什陶なり。

## 陶什陶

豪傑陶什陶（タシト）は今年五十三歲、將に人生の最も活動すべき間にあり。傳へ云ふ彼は土謝圖（トシエト）汗王族の一人にして一世の英雄成吉斯汗の後裔なりと。吾人俄かに之を確信する能はずと雖も、彼の本名は圖魯札布（クルチャプ）と云ひ、彼が外蒙に生れ、陶什陶の名が蒙古語にて堪忍大度を意味する事は之を聞けり。固より彼は學識あるに非ず、されど彼は頗る交際術に長じ、支那語も之を談じ、露語にも通せる由なり。而して彼が日露戰爭後漂然として滿洲に現はれ、次で馬賊の頭目として四隣を風靡するに至りし徑路を細視するに、解す可らざるの奇現象少からず。

或は曰く、日露戰爭後滿洲の問題喧しかりし爲め、彼は自然眼を此方面に注ぐに至り、戰爭後間も無く其故郷なる外蒙を去り、極めて眞面目なる荒蕪地開拓を企てたりと。

色眼鏡的觀察たるやも計らざれど、今日彼か露國の傀儡となり。活佛の目付役となり、活佛が北に於て宣言する時、彼が滿蒙の邊土に光復軍司令官たるを思へば、彼をして交際家たらしめ、露語に通せしめ、而して彼を一個の農夫として滿蒙の界地に現はしたる脚本の眞意のある所は豈識者を待て知るべきの事ならんや。



彼は先づ第一著手として東蒙古の郭爾羅斯鎭國公を說き、其領地たる嫩河と松花江との合流點より西方に連れる沃野を凡そ六淸里四方丈け借り受くるの契結を結び、轉じて哈爾賓に出で、之が爲めに要する諸種の資金の調達と農具の買入等に日も尙ほ足らざるの有樣を裝へり。

當時黑龍江省巡撫は周樹模なりしが、陶什陶と露國との關係を嗅ぎ附けたるか否か、陶什陶の開墾を肯せず、種々なる口實を設けて彼を排除し、彼の計劃を打破したり。

而かも彼は遂に平然たりき。否な彼は事の破るゝを見るや又開墾の如きには眼を呉れず、悠々哈爾賓の靑樓に流連幾月、紅燈綠酒の中に日を送れり。色白くして身には靑き服着たる劒の人は亂に彼と交歡し、野を馳けりて五體疲れたる馬賊の頭目は幾人か彼の下に走り來れり。

斯くて彼の名は漸く馬賊の間に喧傳され、支那政府が警戒の繩を張りし頃には既に彼は滿蒙過半の馬賊を買收し、籠絡し、不統一極まれる各馬賊團を操縱するの地位に躍進し、不意に其姿を隱せり。或人は彼を庫倫に見たりと云ふ。

明治四十一年春尙ほ寒き頃、東部蒙古及滿洲北邊の地に於て馬賊の跳梁甚しく、年末に及んで橫行言語に絕し、遂に黑龍江巡撫の農場を襲擊して大損害を加へ、誰れ云ふとなく口より口に、陶什陶の名は滿洲全土又た知らざるの人なきに至れり。

當時彼は廣言して曰く、我が志は馬賊的跳梁に在るに非

す、其の目的とする所は實に滿族を倒し、漢族を屠り、蒙古大王を以て任せんと欲するに在りと。而して彼の行動は頗る大仕掛にして、曾ては黑龍江大實廳より來れる瑞統領の官兵五百を一戰の下に擊退し、趙總督をして其心膽を寒からしめ、切りに邊防の急、對蒙の要を說くに至らしめ、有名なる張作霖、馮麟閣の出現となり、最近には吳統領の征蒙となり、風雲は愈々急となり、果然庫倫活佛の問題起り、露蒙協約は一世を驚倒し、而して陶什陶は或は死せりと傳へらるゝも其實蒙古の軍權を掌握し、爲すなき活佛を推し立てゝ、親露黨の巨魁として縱橫に働きつゝあり。玆に於てか問題は蒙古に入る。

# 蒙古

## ▲活佛活史

### 初代活佛

傳敎由來　一五八〇年代に車臣汗の阿巴岱なるもの西藏に行き初めて喇嘛敎を蒙古に傳ふ。

一六三五年九月二十五日、土謝圖汗の息として蒙古に生る(所謂轉生化身)

一六三六年春初めて車臣汗より格根(グゲン)(活佛)の號を送る

一六三七年初めて言を發す。曰く、アヤ　ラマ　ヅイ　スム　サン　ジーヂョイジーコルローバ　ルヅラー　ラ　ナ　メド　是れ則ち喇嘛の最も屢々誦する處の經文の中にある西藏語なり。

一六三八年喇嘛の戒を受け僧名を得たり。

一六三九年察罕諾爾の一寺の住職となり。

大智釋迦族を持すと云へる尊號を受く。

一六四七年有名なるバルンフレー(寺)を創建す。

一六四九年西藏に向ふ。順治帝六年なり。

一六五〇年班禪、達賴兩喇嘛の敎を受け、呼畢勒罕(フビルガン)即ち喇嘛の化身なりと宣告され、授くるに哲布尊丹巴呼圖克圖(チエブツンタンバフトクト)の尊號を以せらる。

一六五一年西藏の喇嘛六百名と各種の畫工匠工を從へて喀爾喀(ハルハ)に歸る。

一六五五年初めて使を清朝に送り、佛像を献ず。

同年再び西藏に向ふ。

一六五六年西藏より蒙古に歸る。

一六五九年此頃より蒙古全土に對して賞罰を行ふ政治的權力を得たり。

一六七一年西藏より經百卷を購入す。

一六八三年再ひ使を清朝に送りて佛像を献ず。

一六八六年喀爾喀諸王の會盟あり、活佛卽ち清帝の優詔によりて諸王の間を斡旋す。

一六八八年國論親露親清の二派に分れたるが活佛清朝に賴る。

一六九一年初めて臣下として康熙帝に謁す。

一六九二年夏、康熙帝と共に熱河に遊ぶ。爾來活佛は冬は北京に、夏は長城外に至り、庫倫に

歸ること稀なり。

一六九九年漸く庫倫に歸る。

一七〇〇年康熙帝の優詔に曰く「朕は哲布尊丹巴呼圖克圖の右に出づる高僧を見たることなし」と。

一七二二年康熙帝崩じ、活佛之を弔はんが爲め北京に向ふ。

一七二三年病みて北京に入寂。八十八歲。

## 第二代活佛

一七二四年九月一日達爾漢親王悖多布多爾濟（ダルハン　ドンドブドルヂー）の子として轉生す。

一七二九年呼圖克圖（フトクト）として法座に就く。

自一七三二準噶爾（ジュンガル）至一七三七準噶爾の侵入に遇ひ逃れて多倫諾爾（ドルンノール）に居る。

一七三六年乾隆帝に謁見す。

一七三八年帝より哲布尊丹巴呼圖克圖たることを認めらる。

一七三九年經典學堂（ツァニト）を庫倫に建つ。

一七五〇年從僧三萬人に達す。

一七五四年清帝活佛の權力漸く大なるを憂ひ、額爾德尼商卓特巴（エルデニシャンツオトバ）なる官を設けて從僧（シャビナル）のことを司らしむ。

一七五五年外蒙一帶の諸王獨立を欲するもの多し、清帝活佛をして之を鎭撫せしむ。

## 第三代活佛

一七五七年十二月二十七日天然痘にて入寂す。三十三歲。

一七五八年十月一日西藏裏塘（リータン）の領主丹津袞布（タンヂンコンプ）の子として轉生す。

活佛の轉生に關して車臣汗と土謝圖汗と爭あり清帝遂に第三代活佛は西藏に轉生すると信せしめて之を鎭めたり。

一七六三年西藏より蒙古に入る。喀爾喀（ハルハ）人之を歡迎せす。

一七七三年秋齡十五にして入寂。

## 第四代活佛

一七七四年西藏人索諾木達什（スオノムダシ）の子として轉生す。第七代達賴喇嘛の從兄弟に當る。

一七七八年布達拉（プタラ）にて達賴より格根（グゲン）の戒を受く。

一七八一年庫倫に移さる。

一七九〇年長するに從て頗る嚴格なり。庫倫に醫學界星學界其他の學會を起す。

一七九一年

一七九五年　清帝に謁見

一八〇三年西藏に遊び、五年歸蒙

一八九〇年熱河に赴きて清帝に謁見す。從僧（シャビナル）實に五萬の多きを數ふ。

一八一二年五台山よりの歸途病氣入寂。三十八歲。

**第五代活佛**

一八一五年西藏の素封家袞布悖多布（コンブ・ドンドブ）の家に生る。
一八一九年西藏に在りて格根（ゲゲン）の僧位に叙せらる。
一八二〇年に庫倫に入る。
一八二四年清帝に謁見を求めて許されず。
一八三五年西藏に行きてゲルンの戒を受け、翌年歸る。
一八三九年北京に至りて謁見す。
一八四二年梅毒の爲庫倫のガンタンにて病死す。

**第六代活佛**

一八四二年西藏一牧人の子に生る。
一八五八年幾多の災難に遇ひたる後庫倫に入り、僅に五十六日を過したる後、享年六歳にて死せり。

**第七代活佛**

一八五〇年西藏の俗人ミグマルと云へるものの子として拉薩附近に上る。
一八五一年呼畢勤罕として宣言せらる。
一八五四年格根（ゲゲン）の戒を受く。
一八五五年庫倫に入る。
一八六三年以後は放免遊蕩を極む。
一八六八年十二月入寂。

**第八代活佛（現代の活佛）**

一八七〇年達賴喇嘛の會計官吏の子として轉生す。
一八七三年十月庫倫に入る。其父母兄弟も行を共にす。
一八八二年父死す。此時より母と別居す。
一八八七年貞淑聰明なる母を失ふ。是れより漸く墮落せり。
本年正に三十三歳なり。

## ▲現代活佛と蒙古の獨立

客歳春三月活佛は外蒙古を率ゐて獨立を宣し、

總理大臣　三音諾音汗
內務大臣　松彥光汗
外務大臣　抗達親王
軍務總監　陶什陶

なる庫倫內閣を組織し、檄を內外蒙古諸王に送り、民國革命政府の所謂五族共和主義は只だ名のみにして、早晩彼等漢人は前清皇帝が蒙古に與へし特權を剝奪し、蒙古諸王は遂に財なき位無き一個の牧民に下り、蒙古の政權は忽ち漢族の手中に歸すべきを以て此際は必ず支那に對して獨立を保たさるべからずと切言し、盛に對支那叛亂を煽動せり。爲めに八月には內蒙古の風雲頗る急に、扎薩克圖郡王及札魯特貝勒領域の動亂相次で起り、十一月初長春にて蒙古王公會議の開かるゝ頃、庫倫にては同月三日露蒙協約の調印

成れり。

抑々活佛大志ありて此活劇を演ずるものなるか否か。固より露國の關係せるは明白なる事實として、活佛は尙ほ蒙古の爲めに且つは、祖先の靈を恥かしめざらん爲め露國の力を借りて奮起せるものなるや如何。活佛が露國と握手して堂々策を廻らすものなりや將た又た全く露國が自ら萬事を畫策するものなるか、其眞相果して如何。

不幸にして吾人は多大の期待を以て活佛に臨むを得ず。前にも云へるが如く賢明なる其母の在世中は彼は嚴格なる敎法を守り、歷代漸く頽落し來りたる活佛一族の中興の明星たらんとするが如き希望無きにしも非れども、一八八七年彼の母が上天するや、爾來彼は次第に放縱となり、酒色を好むに至り、露國が送れるブリヤド美人に無上の喜色あり、遂に遂に酒池肉林以外宗敎上と云はず、政治上と云はず、腦裏只だ快樂を思ふあるのみにて何等の抱懷なく、身は梅毒の犯す處となつて兩眼爲に明を失せんとするの有樣なり。一言にして蔽へば無能無爲なる偶像のみ。活殺の權は既に遠き以前より露國の手にありと云ふべく、露國は之を斷りて事を淸朝と構ふるを欲せず、耐忍持久、日夕其籠絡に腐心し、獨り活佛一人に止らず、其部下の從僧（シャビナン）數千人をも之を自家藥籠中のものとし、陶什陶をして其間に活動せしめ、革命の爆發と共に之を機として蒙古の獨立を宣言せしめたるなり。活佛固より共和政治の何たるを知らず却て歷史を曾び、皇帝の尊稱に渴仰するを以て依々諾々として獨立宣言の擧に出でたるなり。

露國がマキャベリズムを弄したることは之を想像するに難からず、然れども此外に露國の爲したること二あり、否三あり、又四あり。如何なる手段、如何なる術策を以て之を行ひたるか、又何を爲したるか、吾人は今玆に之を明言するを得ず、一例を擧ぐれば露國は外蒙古諸王の壯丁に對して其所要の兵器彈藥を輸送供給し、以て彼等をして自ら蒙古兵として起たしめ、科布多を初め各地に於ける支那官民を放逐せしめたるが、露國は之等追放されたる支那官民の保護に任じ、之を憐んで悉く汽車に搭じて安全に滿洲方面に還送せり、驚きと恐れに滿ちたる支那官民は露國の此の公明正大にして而かも仁義的なる行爲を痛く賞贊し、未だ一人の惡感嘲罵を唱ふるものなし。巧妙なる此支那人排斥運動は外蒙獨立宣言と同時に開始され、支那官吏は勿論支那兵及巡警は一人の臚留するものなく、支那民人も亦殆ど放逐排除せられし頃、突如支那政府に對して支那移民蒙古移住を中興すべきことを要求し來れり。

吾人は今日に於ては只だ露國の政策及行動が概ね此の如しと首肯するの外は、諸君と共に驚嘆の眼を以て之を眺めつゝあるものなり。

翻つて內蒙古の形勢如何と云ふに、露國の壓迫は日々に急にして、之に抵抗せんとする民國の勢力とは、絕えず暗雲諸言を流布せしめつゝあるのみならず、內蒙古各地に於ける其殺伐慘憺なる光景は常に人心をして驚濤駭浪中に戰慄せしめつゝあり。蒙人の部落は常に支那兵の爲に燒掠或は殘殺の慘害に哭泣しつゝあり。彼等支那兵の通過する所

は、古の蒙古兵が歐亞の山川を蹂躙したる時と同じく、あらゆる豚牛羊等の畜類は無償にて屠殺せられ、貪婪飽くなき支那兵の腹を滿し、馬驢駱駝の類は亦同じく強奪され、人と雖も苦役に迫はれ鞭韃の下に立ち、頑強なれば殺戮せられ、婦人なれば辱められ、馬賊の猖獗も尚ほ及ばざるが如き慘を呈せりとの事なり。

# 西藏

## ▲英か露か

支那人自身に於ても蒙藏の事情に通ずるもの少きが如く日本にありても其智識頗る貧弱なり。西藏の如き其地理人情も明かならざるは勿論政治外交上の情勢、乃至は達賴喇嘛と英露兩國との關係の如きも殆ど探知すべからざるものあり。吾人は英露協商の嚴として存ずる以上露國が西藏に迄手を下さんとするが如き野心を有するとは毛頭之を信せざれど、蒙古と西藏とは宗教上より云へば甚だ密接なる關係あり、殊に英露協商の成立以前にありては露國の西藏に對する野心は頗る大に、其の喇嘛を弄絡するの巧妙なることは英國をして深く憂懼の念を驅らしめたり。近頃西藏の達賴が或は獨立を宣言したり、或は二月一日を期して宣言すべしなど傳ふる折柄動もすれば彼れ達賴が獨り英國を力とするのみならず、暗に露國にも秋波を送るが如き言動あるの飛電紛々たるは聊か怪訝に堪えず、例へば十二月三十一日露都發電報に曰くノウエウレミヤ庫倫通信員の電報に據れば、プレート ジョージエフ 拉薩(ラッサ)より庫倫に着し、西藏が獨立を宣言せりと言明し、且つ曰く余は蒙藏間に條約を締結するの權利を有し、又は西藏は英露兩國の保護を受けんとするものにしは、露國とも此目的によりて締約を要す云々と。更に亦一月三日發北京電報に曰く、達賴喇嘛は目下其黒幕に潜める一露國人を聖彼得堡へ特派し、露國政府に向て西藏の獨立を承認し、達賴を其君主に擧ぐると同時に露國が西藏及蒙古に對して蒙藏互保條約を締結し、西藏をして全然民國支那との關係を絶たしめ、支那人の移住を禁じ、英露兩國の共同保護の下に立たんことを運動中なり云々と。

由來西藏は半獨立の國なり。支那との關係は所謂宗主權を以て論ずべく、主權を以てしては理論上事實上も說明甚だ困難なり、此點に關しては先頃上海ノースチャイナ、デーリー、ニュース紙上に論者（支那趙某）と記者との間に激論なり、主として理論上より云へば吾人は不幸にして支那人の滿足するが如き決論を下す能はず、さりとて事實上は不明なる點のみ多きを以て玆に之を斷言するを得ず、昨今支那は英國の提議に對して甚だ強硬なる態度を以て辯駁したる由なるが、駐藏大臣鐘穎は只だ一人拉藏に人形然として殘存し、尹昌の卒ゆる征藏軍は打箭爐附近よりは進む能ずして西藏の內地は全然支那の實力及ばざる今日、果して其抗議が談判の基礎となるを得るや否や甚だ疑問なり。

要するに余は西藏の實情が不明なることを告明すると共に其支那との關係の如きは第二とし、第一に西藏に於ける英國の實勢力、喇嘛の近狀、喇嘛と露人との關係、英露協商の價値と其裏面に横はる事實を研究するの支那人及吾人に取りて急務なるを提唱し、諸君と共に蒙藏事情の探究を企てんとするものにして、今回は西藏に關しては何等の新報道を贏らさずと雖も、滿、蒙、藏の題目は毎號の紙上に存在せしめ、所有ニユースを此一欄に於て解剖するを以て任となさん。

# 支那の對外貿易上に於ける地方的分配狀況を觀察するの必要並に支那各地方に對する本邦貿易の消長

M、S、生

## 緒言

政治上に於て南北兩立を許さずと爲すの論は正當と云はざるべからざるも、經濟上より見たる支那は寧ろ之を南北中の三地方に分つの便益多きに如かざるなり。政治團體としては其領土が如何に廣莫たるものありとも、主權は恰も太陽の光りの如く全土全人民に及ばざる事なく、苟も國家たる以上は二三の異例を除いては一國は統一せられざる可らざるや論なし。されど之を經濟上より論ぜんか、如何に國民的經濟の時代なりとは云へ、國家間に比較生產費を論ずる要ある如く一國內に於ても各地方間に特種の經濟的色彩あり。殊に支那の如く氣候上に於ても南北寒熱の嚴なる區別あり、地味上に於ても東西肥沃の甚だしき差異あり之に加ふるに經濟的統一を全ふするに足るの交通機關備はらず、僅に海洋による一方面の連絡を除いては徒に大陸の茫々として展開するあるのみ。經濟的に統一せられざるは理の當然にして、古來政治上に於て比較的統一の實を擧げたる周、唐の時代に於て又た近代の明清兩朝の治世にありても、尙は經濟上に於ては南北中の三地方に從ひて分裂し居るるやの觀あり。例へば南北中によりて其民業を異にし其貧富に差あり、風俗異り、習慣亦同じからず、殊に言語に至りては支離滅裂なりしことは昔も今も違ふ所なかりし

が如し。而して其最も明白に經濟的分裂を證明するものは貿易の趨向なり。支那貿易年報は實に之を說明し餘りあるものと云ふべきなり。

今回の革命動亂に際しても、幾多の奇現象が續出せる其中に此種經濟的分裂の狀況を證せる者少しとせず。就中其最も奇異を感じたるは動亂地帶に於ける貿易港の多くが之によりて大なる打擊影響を被れるにも拘らず、平和狀態にありし他の諸港は貿易上何等革命動亂と交涉なく、部分的波瀾は毫も他部分に及ぶ事なかりし一事にして、又以て經濟上毫も統一有機的の團體に非ることを察するに難らず。

勿論是等經濟的分裂の狀態は南北交通の發達に伴ひ、人爲的に又自然的に漸次緩和せらるゝこと甚だ速かなるものあり、現に鐵道の布設に依り各地貿易勢力上に一大變化を及ぼしつゝあることは彼の京漢鐵道、津浦鐵道の如き南北を縱貫する大鐵道布設後の實例に徵しても明らかなり。然れども此種鐵道のネットを造るは前途尙ほ遼遠と云ふの外なく、更に又た貿易上の實際に就て見るも、第十六七世紀の頃に於て歐洲各國に存したる內地關稅制度（厘金稅、鈔關の如き）が依然として存續せる今日に於ては、前述せる氣候、地勢、地味等の自然的原因と相纏綿して支那が經濟上の一國として統一的に發達を遂ぐることは、彼の政治上の發達に於けるが如く容易なるものに非る可し。

夫れ斯の如し、されば吾人の對支那貿易を研究するに當りても須らく先づ此點に留意す可きものなるに拘らず、世人概ね唯だ大體に亘りて總括的に支那貿易を論ずるのみにして、何人も之を區分的地方的に研究せんとするものなし之を官府の報告、商民の私信に見るも、一般に支那貿易と總稱して此間南北中の分別を設けざる爲め、特に大なる誤謬を惹起せること少しとせず。例へば某々官吏歸朝して其視察地域の不景氣を述ぶれば世人多く輕信して支那の全土を擧げて不景氣なりとなし、又時に新聞紙上支那に於ては風俗變化の結果某々商品は全然使用せられざるに至れりと報道せんか、僅に一地域に於て起りたる現象なるにも拘らず、當業者が此の言を過信して其商取引を悲觀するが如き例は蓋し枚擧に遑あらさるべし。

本邦の對支那貿易將來の發展を計り、何等か施設の道を研究せんとするものに對しては此一事は特に注意を拂ふの價値あるべし、蓋し本邦と支那との貿易は之を概觀する時は頗る異常の發達を示すと雖も、之を支那の地方別にして考察する時は或は歷史的に或は地理的に厚薄盛衰著しく眞に貿易の趨勢を洞察せんと欲するものは、必ずや之を其沿革に鑑み、又た之を其利害に考へ而して後初めて的確なる判斷と實策とを下すを得べければなり。

近時支那貿易に對する觀察研究漸く盛んならとする傾きあるにより、些か此點に就て世人の留意を促さん爲め、支那貿易上に於ける地方的分配の狀況及び其本邦との貿易關係を略說せんとする所以也。

## 本論の上

本論には一九一〇年の統計表を揭ぐる場合頗る多し、勿

論支那貿易の統計は一九一一年の詳報が發行せられしのみならず、一九一二年の總報も亦近く發行せられんとする今日一九一〇年の報告を參照するは古きに失する嫌あれど、革命戰爭の行はれし一九一一年一九一二年の貿易年報は戰爭の影響により平常以外の變動少からざるを以て秩序ある研究に於ては考證となすは聊か不備の點あるを免れず、止むなく一九一〇年の統計を採りて最近となせり、看者之を諒せよ。

## 支那の對外貿易上に於ける地方的分配狀況

支那の對外貿易は其經濟上の關係より南北中の三部に區分して觀察するの必要は前論述ぶる所の如し。

北支那の貿易

北支那の貿易とは卽ち滿洲及び天津を中心とする直隸山東の沿岸貿易港に於て行はるゝものを云ひ、支那稅關報告に於て滿洲及び北部支那の兩冊に揭載せらるゝもの及大連を加へて左の十五港を含む。

愛琿　三姓　滿洲里　哈爾賓　綏芬河　琿春　龍井村
安東　大東溝　牛莊　秦皇島　天津　芝罘　膠州　大連

中支那の貿易

主として楊子江岸の諸港及び之を中心とする左の十五港にして、支那稅關報告に於て楊子江及び中央支那の二冊內に統計報告せらるゝ所なり。

上海　鎭江　南京　蕪湖　九江　漢口　沙市　宜昌　重慶（以上長江本流）
岳州（洞庭湖）　長沙（湘江）
蘇州　杭州　寧波　溫州

南支那の貿易

南支那の貿易中には獨り福建及兩廣地方に限らず、外國の所謂西部支那をも含むものにして左の十八港を含む。

（福建省）福州　厦門　三都澳
（廣東省）汕頭　廣東　九龍　瓊州　拱北　江門　三水　北海
（廣西省）梧州　南寧　龍州
（雲南省）蒙自　思茅　騰越
（西藏）西東

而して支那稅關報告には邊境及南部支那の兩冊に揭上せらるゝ所のものなり。

先づ其大體に就いて上記三地方が外國と營む貿易を見るに、中央楊子江筋は廣袤實に七十五萬方哩、人口無慮一億六千萬人、文化高く、財力多きを以て其外國との貿易も亦最も盛大を極むるは勿論にして、最近一九一〇年の支那稅關報告によれば

輸出　一九三、〇〇〇、〇〇〇兩
輸入　二二八、〇〇〇、〇〇〇
合計　四二一、〇〇〇、〇〇〇

正に支那總貿易額の五割を占め、其咽喉たる上海は形勢實に支那外國貿易の總鎭に當ると云ふを得べし。

北支那及南支那は其面積に於ては略ぼ中部に匹敵すと雖

も、北支那は其地域概ね寒瘠なるのみならず、交通不便、風俗未開の地域少からず、故に其貿易額も

輸出　七六、八六〇、〇〇〇兩
輸入　九九、二五〇、〇〇〇
合計　一七六、一一〇、〇〇〇

にして全支那貿易額の二割を占むるに過ぎず。

之に反して南支那を見るに其位置温熱肥沃の地に跨り、靈、甌、閩、鷺、韓、粤の諸江あり、水楫至便、加ふるに多くは海に面し、外國との交通は最も早く、貿易も亦常に北支那の上にありて支那貿易の三割を占むること次の如し。

輸出　一一〇、七一〇、〇〇〇兩
輸入　一四九、四六〇、〇〇〇
合計　二六〇、一七〇、〇〇〇

尙ほ其詳細は次の如し。

一九一〇年に於ける支那各港對外貿易表（單位兩）

| 港名 | 輸入額 | 輸出額 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 愛琿 | 一八、四七二 | 九六六、六二八 | 九八五、一〇一 |
| 三姓 | 二四、八九五 | 二、〇三、四三 | 二、〇四八、三二八 |
| 滿州里 | 八、八三八、六二九 | 二、〇三五、七九〇 | 一〇、八六四、四一九 |
| 哈爾賓 | 一八九、三八五 | 五、四四三、九八五 | 五、六三三、三七〇 |
| 綏芬河 | 五、七四四、二八〇 | 一四、四九一、七七〇 | 二〇、一九六、〇五〇 |
| 琿春 | 二〇、九一〇 | 一四六、八九八 | 二五七、八〇八 |
| 龍井村 | 二三、五六九 | 九、八三四 | 一三、四〇三 |
| 安東 | 四、二七三、三三五 | 六三、〇三九 | 四、八九五、三七四 |
| 大東溝 | 二〇七 | 二〇二、六〇六 | 二〇二、八一三 |
| 大連 | 一八、六七一、五一五 | 三八、八五四 | 八〇五 |
| 牛莊 | 八、七七一、九五八 | 二〇、一八三、二九〇 | 二〇、七四九、二六八 |
| 秦皇島 | 二、五四七、六一三 | 二、九七、〇八二 | 三、三三五、六九四 |
| 天津 | 三三、六七八、〇八七 | 五、八五二、一五〇 | 三八、五三〇、三三七 |
| 芝罘 | 五、二八二、九六三 | 四、四〇六、三八三 | 九、六八九、三四六 |
| 膠州 | 二三、〇三二、二〇五 | 八、〇三九、五三六 | 二〇、〇七一、七四一 |
| 以上北部支那各港 | | | |
| 重慶 | 四一七、〇〇一 | 四三六、一五六 | 四三六、一五八 |
| 宜昌 | 三二八、四三四 | 三二八、四三四 | 三二八、四三四 |
| 沙市 | 一四、五七八 | 一四、七八一 | 一四、七八一 |
| 長沙 | 二九一、九五七 | 八四八 | 二九二、八〇五 |
| 岳州 | 三、〇八三 | 五九八 | 三、六八一 |
| 漢口 | 一八、八三六、四七一 | 一七、八九四、七五九 | 三六、七三一、二三〇 |
| 九江 | 五六四、三八一 | 九一、三〇〇 | 六五五、六八一 |
| 蕪湖 | 四二四、〇八八 | 二、四三三 | 四二六、五二〇 |
| 南京 | 二、〇八七、五〇四 | — | 二、〇八七、五〇四 |
| 鎭江 | 四、一四七、一三八 | 五五一、五四六 | 四、六九八、六八四 |
| 上海 | 一九八、二八五、八〇四 | 一七五、六七一、三七八 | 三七三、九五八、一八二 |
| 蘇州 | 一九、六四〇 | — | 一九、六四〇 |
| 杭州 | 一九〇、四四一 | 九一 | 一九〇、五三二 |
| 寧波 | 二、一三三、六四二 | 五、六八八 | 二、一三九、三三〇 |
| 溫州 | 一〇六、三〇〇 | — | 一三〇、〇七一 |
| 以上中部支那諸港 | | | |
| 三都澳 | 一五、八九五 | | 一五、八九五 |

支那の對外貿易上に於ける地方的分配狀況を觀察するの必要並に支那各地方に對する本邦貿易の消長

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 福州 | 六、七三五、一八七 | 六、三三〇、八九六 | 一三、〇五八、〇八三 | 蒙自 | 五、〇七七、三二〇 | 六、三八七、六〇九 | 一一、四六四、九二九 |
| 厦門 | 一三、五〇七、一三三 | 二、八〇九、一一五 | 一六、三一六、二四八 | 思茅 | 一六〇、五七三 | 三九、一九九 | 一九九、七七二 |
| 汕頭 | 一九、一三九、四二八 | 八、三五一、〇一二 | 二七、四九〇、四四〇 | 騰越 | 一、四四六、四〇六 | 五五六、八八〇 | 二、〇〇三、二八六 |
| 廣東 | 三二、五六〇、六九一 | 五四、〇二五、四七八 | 八六、五八六、一六九 | 計 | 四七六、五五三、四〇二 | 三八〇、八三三、三二八 | 八五七、三八六、七二〇 |
| 九龍 | 三二、七七〇、二六六 | 一四、九八六、三九六 | 四七、七五六、六六二 | 以上南部支那諸港 | | | |
| 拱北 | 一三、九五四、一四九 | 四、九四六、四四〇 | 一八、九〇〇、八五九 | | | | |
| 江門 | 四、七三七、八一五 | 一、〇九〇、六五一 | 五、八二八、四六六 | | | | |
| 梧州 | 八、八五四、六八二 | 五、五〇八、六五四 | 一四、三六三、三三六 | | | | |
| 南寧 | — | — | — | | | | |
| 瓊州 | 三、八四二、四三三 | 二、一二一、一二三 | 五、九五三、五四四 | | | | |
| 北海 | 一、六六八、一〇〇 | 九二三、一五四 | 二、五八七、二五四 | | | | |
| 龍州 | 二七四、四三五 | | 八八〇、二五八 | | | | |

一九一〇年に於ける支那各地方對外貿易分配割表

| 地方別 | 輸入額 | 支那ノ輸入ニ對スル割合 | 輸出額 | 支那輸出ニ對スル割合 | 合計 | 合計支那關係貿易ニ對スル割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北支那 | 九、二六六、〇三三 | 〇、二二一 | 七、二九、八四四 | 〇、一〇〇 | 一九、四九、八七七 | 〇、二〇五 |
| 中支那 | 三七、八四〇、四六二 | 〇、四七七 | 一九四、二六二、七二一 | 〇、五二〇 | 二二七、一〇二、五九三 | 〇、四九二 |
| 南支那 | 一四九、四四六、九二七 | 〇、三二三 | 一〇九、四〇〇、七三 | 〇、二九〇 | 二五九、八三三、三二八 | 〇、三〇三 |
| 合計 | 四七六、五五三、四〇二 | 一、〇〇〇 | 三八〇、八三三、三二八 | 一、〇〇〇 | 八五七、三八六、七二〇 | 一、〇〇〇 |

# 滿洲に於ける企業の現狀及南滿將來の企業

本篇は農商務省報告及關東都督府報告を基礎として記述せるものなり。

## 一、重なる企業の現狀

（一）日清燐寸株式會社

一、創　立　日支合辦

二、創立者　日本人之が全權を握り成績極めて良好なり。

三、所在地　長春

四、資　本　三十萬圓。其出資は日本人九、支那人一の割合なり。

五、目　的　燐寸製造

六、組　織

七、經　營

八、生産高　一日百五十箱（夜間は作業せず）

九、分　配　生産高の十分の四は長春に於て消費せられ、其他は悉く農安吉林其他の地方に供給す。

十、配　當　毎年一割五分

（二）信泰公司

一、創　立　明治四十三年秋

二、資本　公稱、五十萬圓
拂込、十二萬五千圓
三、所在地　長春
四、目的　豆粕製造
五、組織　日清燐寸會社の姉妹會社なり
六、機械　七十馬力の蒸汽機關一臺とボイラー二個
七、生產高　一日豆粕二千五百枚（晝夜共）
八、經營　外に穀物問屋を設け、穀類出廻時期には盛に大豆の賣買を行ひ、成績は良好なり。

（三）ヒーリング製粉會社

一、創立　露國人の創營に係り現今は英商伊陵洋行の經營する所なり。
二、經營　麥粉需要增進の今日殊に原料小麥集散の大市場にあるを以て將來共有望なるべし

（四）鐵嶺製粉株式會社

一、創立　明治三十九年十二月
二、資本　公稱、百萬圓
拂込、五十萬圓
三、所在地　鐵嶺
四、目的　製粉
五、機械　二百二十馬力四百石挽
六、生產　最大製粉力一晝夜一千六百袋
七、經營　滿洲支那人の常食たる高粱の相場暴騰し麥粉を食用に供するもの多きを以て會社の事業は好望なり。且つ一昨年北滿小麥の不作は哈爾賓製粉會社（露國）をして原料高に苦ましめ、本會社をして自然活動の好機を得せしめ、遂に未拂株の拂込をなさしめ、次の如き長春分工場を設置することゝせり。

（五）同長春分工場

一、創立　目下建築工事中
二、規模　本工場より規模宏大にして敷地八千坪、動力は長春滿鐵發電所の電力を使用し、二百五十馬力六百石挽なり。
三、開辦　今春中に開業の筈

（六）廣業公司

一、創立　明治四十四年三月
二、所在地　奉天
三、資本　銀三百元
四、目的　シーチング織布
五、組織　趙海樹外三人の合資
六、機械　名古屋豐田式（三十臺、原動力は石油發動機
七、職工　四十五人、給料は七元乃至二十元
八、生產高　一日三十疋（一疋四十ヤール）
九、原糸　三井物產の供給に係る
十、經營　現今原糸高の爲め稍々困難を感すれども原糸の仕入時期に充分の注意を拂へば相當の利潤を獲得するを得べし。

（七）英米トラスト製煙所

一、創立　明治四十一年春
二、所在地　奉天小西邊門外
三、資本　工費十二萬圓
四、職工　支那人約三百人
五、事業　滿洲產葉煙草を買入れ之を壓搾して漢口及上海の製煙所に輸送し傍ら同社製煙草を販賣す
六、經營　成績思はしからず、但し漢口及上海の同社製卷煙草は當地消費高の約六分を占む

（八）三林公司

一、創立　明治三十九年
二、所在地　奉　天
三、資本　銀二萬元
四、機械　石油發動機
五、目的　支那人向卷煙草の製造
六、原料　日本支那各地より之を仰ぐ
七、機械　石油發動機
八、職工　五十餘名
九、生產　年額八萬元
十、經營　岩谷氏の經營に係り、支那人は葉煙草より漸次に卷煙草を需要する傾きあり、目下供給は需要を滿す能はざる盛況にして近々規模擴張の準備中なる由

（九）瀋陽馬車鐵道公司

一、創立
二、所在地　奉　天
三、資本　十九萬元內大倉組四支那人六
四、目的　奉天驛より奉天城小西門に至る三哩間の馬車鐵道經營
五、經營　一ヶ年一萬五六千の純益あり

（十）穗積玻璃工廠

一、創立　明治三十九年六月
二、所在地　奉　天
三、資本　金二萬五千圓
四、目的　支那人向硝子器製造
五、職工　日本人十二人、支那人三十二人
六、生產　年額三萬五千元
七、經營　創立以來好況進速に向ひつゝあり、殊に革命動亂後は思想界の變遷と生活程度の向上に伴ひ需要激增、前途大に囑目せらる

（十一）官立男工習藝所（前の八旗工藝廠改稱）

一、創立　明治四十二年八月
二、所在地　奉　天
三、資金　建築費三萬兩機械及材料等二萬兩又た每年經費二萬兩を計上す
四、主旨　子弟に工藝を習得せしむる一の徒弟學校なり
五、科目　布科、木科、染科、漆科、鐵科、毯科、

科、絲科、皮科
六、定員　官費生三百人私費生二百人
七、狀況　最初の意氣込に反比例にして定員に充たさるは勿論なり

（一二）大業昌公司
一、創立　明治四十三年
二、所在地　遼陽
三、資本　銀二萬元
四、目的　織布
五、機械　石油發動機を用ゐ製織機は大幅物十六台
六、職工　男工四十餘名
七、配當　四十四年度の如きは二割に及べり
八、經營　奉天廣昌公司と異名同體なり、成績亦不良ならず

（一三）三泰油房
一、創立　明治四十年五月
二、所在地　本社は營口　支店工場は大連
三、資本　金五十萬圓
四、組織　日支合辦
五、目的　豆粕及豆油の製造販賣其他雜穀の仲買販賣
六、經營　每年營業の成績頗る良好にして前途有望なり

（一四）小寺油房
一、創立　明治三十八年
二、資本　金一百萬圓
三、目的　豆粕及豆油製造
四、大連工場　四十三年開設專ら歐洲向豆油の輸出を業とす

（一五）營口水道電氣株式會社
一、創立　明治三十九年十一月
二、所在地　營口
三、資本　金二百萬圓
四、目的　營口に於て水道、電氣及運輸事業の經營
五、組織　日支合辦
六、經營　創立以來固定資本多く、支那人は水道なぞは需要するもの少く、電氣事業は幾分の利益を見つゝあるも未だ利益配當に至らず、支那人側株主に不平者多く、今回遂に滿鐵に於て其經營を繼承せり

（一六）東亞煙草株式會社
一、創立　明治三十九年十一月
二、所在　營口
三、資本　金百萬圓
四、目的　煙草の製造販賣
五、職工　日支合計八百名
六、經營　漸次に英米トラスト會社製の販路を蠶食しつゝありと

（一七）日清豆粕製造株式會社
一、創立　明治四十年四月

二、所在地　大
三、資　本　金三百萬圓

（一八）小野田セメント製造株式會社

一、創　立　明治四十二年四月
二、所在地　大　連
三、資　本　金百二十萬圓
四、經　營　滿鐵諸建築の勃興と各地の支那人に於てもセメントを需要するもの多く、前途頗る好望なり

（一九）兒島製氷所

一、創　立　明治四十一年天然冷藏庫を創設し、同四十四年製氷業を經營することとせり
二、經　營　小資本家の常として賣急ぎをなし、延て企業者間の競爭となり、賣行極めて不振にして生產費は內地よりも五割方割高にて滿洲に於ては當分利益を擧げ難かるべしと

（二〇）醬油釀造合名會社

一、創　立　明治四十二年六月
二、所在地　旅　順
三、資　本　金二萬五千圓
四、生　產　四十四年中は二千石價格四萬圓
五、販　路　關東洲外六割五分州內三割五分
六、經　營　漸次邦人の愛用するもの多く、支那人の料理屋等にても之を使用する傾向ありと

（二一）日興油房

一、創　立　明治四十三年四月
二、所在地　安　東
三、資　本　金八萬圓
四、目　的　豆粕製造
五、生　產　四十四年中豆粕三十六萬枚豆油百八十萬斤
六、經　營　頗る好調にあり

（二二）安東油房株式會社

安東縣邦人有志の發起に係り、資本金五萬圓、豆粕製造業を營まんとするものにして、既に株金の募集を終り、近く家屋の新築に着手すべしと。

（二三）鴨綠江製材會社

一、邦人の創業に係り目下建築工事中
二、工場設備　原動力は蒸汽機關、器械は手管式、馬力百八十
機器は百五十馬力を有する橫置連成冷汽機
英國ランサム會社製最新式器械の帶鋸一臺、竪鋸二臺、丸鋸四臺
自家電燈の設備あり、又製函機械をも据付くる筈なり
三、工　費　總計六萬圓
四、竣　工　來る八月頃

（二四）製鹽業（省之）

（二五）鑛　業（省之）
（二六）農業的企業（省之）

## 二、南滿洲に起るべき企業に就て

### 一、工業的方面

▲豆粕油製造業　現今の豆粕、油製造業は僅に舊來の支那式に一歩を加へたるに過ずして油の壓搾は依然百分の九を超ゆる能はず、英國の百分の十二以上を搾出するに比すれば尚頗る幼稚の域にあり今滿洲輸出大豆油の九十六萬擔を英國同樣の壓搾器に製造するものとせば、其油量約三十九萬擔を增し之に依り更に四五十萬圓の巨利を見ると共に豆粕は一層精製のものとなりて其聲價を高むるに至るべし故に豆粕製造は將に新機の改良に依り事業の發展を計らざるべからず。

▲豆油精製業　豆油は粗製の儘輸出せられ來りしも將來は精製の時代に進まざるべからず。

▲製麵業　綠豆粉候子は豆類の澱粉にて製したる素麵にして、支那人一般の常食に供せられ尚海外に對し二百萬圓の輸出あり、然るに其製造は原料の產出地たる滿洲にあらずして山東に於てせられ滿洲は逆に其供給を仰けり、將來原產地に製麵の企業を見るは自然の順序なり。

▲石鹼業　歐米に於ける豆油の用途は主として石鹼の原料と爲すにあり豆油は他の油類に比し廉價なるを以て半ば他の油を混用するとするも尚大なる利益なりとす支那に於ける石鹼の輸入二百萬圓以上にして滿洲のみの輸入尚三十萬圓に達す然るに滿洲の製造高僅に四萬圓にして然も其聲價甚だ擧らず大に斯業の興起を圖らざるべからず。

▲護謨代用品製造業　獨逸にて大豆油を以て堅護謨製造の發明あり研究を要するの事業なるべし。

▲醬油釀造業　滿洲醬油の需用は三十萬圓にして地方に於ける釀造力は其三分の一に滿たず而して支那人亦漸く日本醬油を嗜好するの傾を生じ大に需用額を增加せんとす尚釀造家の新來を迎ふるの餘地あり但し醬油の原料たる大豆、鹽は著しく廉にして稅金亦殆ど無きに齊しく原料及稅金の費用之を內地に比すれば一石の醬油に就き約五圓の差あり

▲曹達製造業　東洋に於て工業の振はざる曹達業の起らざるに因するもの多し而して其曹達業の起らざるには食鹽の不廉なるにあり然るに關東州鹽は天日製にして其製產費二十錢を出でず然かも其產額は無限なり此の至廉なる天日鹽を以て苛性曹達、曹達灰、重曹達等を作るは有利の事業にして又東洋化學工業の基礎を樹つる上に於て奬勵を要す關東都督府にては目下電氣分解法の經濟試驗中にして滿鐵會社又アンモニヤ法の試驗を爲しつゝあり因に我國曹達の輸入は約三百萬圓にして支那國の輸入は百萬圓以上なり尚曹達に依り製造せられたるものゝ輸入は兩國にて一億萬圓にも達すべし。尚電氣分解法の副產となる漂白粉用の生石灰は關東州に無限の供給あり。

▲臭素製造業　臭素は色素製造用、醫藥用、化學實驗用、冶金工業用等に必要にして亦關東州鹽に依りて起業せらる

べき事業の一なり。

▲製紙業　滿洲農家の最も多く耕作せらるゝ高粱及玉蜀黍の稈維は紙の原料に適し鴨綠江の森林亦パルプを製すべしと而して支那國用紙の輸入は五百萬圓にして滿洲のみにても百五十萬圓を踰へ其需用日を逐て大ならんとす製紙は早晩に喚起せられざる可からざる事業なり。

▲硝子製造業　滿洲は硅岩に富む而して支那國の硝子類輸入は二百五十萬圓以上にして大連輸入のみにては尙二十萬圓に達し支那國民の生活狀態の進化に伴ひ益々需用增加せんとす都督府は其起業を奬勵しつゝあり。

▲柞蠶製絲業　柞蠶は滿洲の特產にして繭の產額約一千萬圓之を生絲に製し一千六百萬圓以上となるべし然るに滿洲の製絲は幼稚にして聲價なく繭の半は之を芝罘に輸出して其の製絲工場を經ざるべからず是れ生產地の甚不利とする處なるを以て大連若くは其附近に於て製絲工場の發達を期せざるべからず。

▲絹織業　柞蠶絲は支那に於ては絹紬の特產となり外國に輸出せられては種々の織物又裝飾品に製せらる製絲業の起ると共に絹織業の開始せらるべきは當然の結果にして大連の將來必ず柞蠶絲織の名產地たらざる可からず。

▲製絨業　毛類の天津、牛莊、大連等を經て輸出するもの五百萬圓なり而して支那人の毛織物類を外國に仰ぐもの約三百萬圓にして今後の需用は更に著しきものあるべし毛織事業の早晩興らざる可からざるは論を俟たず。

▲製革業　皮革の天津、牛莊等へ輸出するもの二百五十萬圓に達するも製革法甚だ拙劣にして品質を損するもの多しクローム鞣又はタンニー鞣を以て製革を計畫せざる可からず但しタンニーは柞蠶飼養に供する櫟樹の輪伐を使用するの便あるべし。

▲獸骨又は毛を原料とする製造業　獸骨又は豚毛等を原料と爲す諸器物の製造は漸次起業を見るに至るべし。

▲製帽業　支那國革命以來洋帽の需用熾なり製帽業の如き亦速に計畫を要する事業なる可し。

▲高粱酒釀造業　高粱酒は支那人一般の飮料なり大連にては一の釀造者あるも將來は尙數個の工場を要すべし但し支那人の釀造は多少改良の餘地あるが如し滿鐵中央試驗所に於て研究中なり。

▲造船業　旅順の良港を利し北淸唯一の造船業を起す亦必要の事業なるべし。

▲製鐵業　滿州鐵鑛に富み本溪湖日淸煤鐵公司の如き採鐵に從事し其鑛質良好にして豐富なれば製鐵の事業亦共に創始せらるゝに至るべし。

▲柳行李製造業　滿州杞柳の栽培に適して其の栽培奬勵中なるを以て柳行李製造業は之に伴ふて計畫を爲すの要あり

▲製炭業　滿洲薪炭に乏しく移住者の需用する木炭の如きは大半之を內地に仰ぎ其の金額二十餘萬圓なりとす石炭を以て木炭に代る可きものを煉製し廣く之を日支人に供給するを必要とす。

▲ハム製造業　滿洲の地到る處養豚を見ざるなし之れ支那日常の食用に充つるが爲めなりと雖も而も豐富なる豚肉を

利用してハムの製造を爲すも亦有利の事業たるべし。

二、農業的方面

▲園藝　關東州は林檎、梨、葡萄、櫻桃、桃等の果樹及蔬菜に適するも其の栽培者少く大連、旅順及鐵道沿線の各地は其需用を山東又は日本の輸入に仰ぎ大連、旅順の輸入四十萬圓に達す關東州內又た鐵道沿線に於ける園藝は最も有利の農業なりとす。

▲杞柳　最も滿洲の風土氣候に適するを實驗したるを以て目下栽培中なり（二年苗に平均長く四尺八寸一反歩皮柳收量百九貫五百目なり）

▲水田　滿洲人は水田の耕作法に通せず故に未だ水田の開かるものゝなきも其風土氣候は慥に水稻の栽培に適す實驗に依れば一反歩の收穫玄米二石乃至三石にして之が耕作費は一切を擧げて十五圓なりとす灌漑は揚水裝置を以て河水又は地下水を吸收するを得べく將來は大に水田の開發を見るの時に接すべし。

▲鑛業　關東州に於ける鑛物は金、砂金、鐵、石炭等の鑛物及び石綿、雲母等の石材あり採掘を免許せるもの數十件ありと雖も未だ大規模の經營を爲すに足るものを見ず石灰セメントの原料及建築用と爲すべき石鑛は到る處豐富にして小野田セメント會社大連工場の如き一ケ年のセメント製產額六十萬圓內外なり、州外に於て邦人の關係するは滿鐵の撫順煙臺の炭坑及び日淸人合辨に屬する本溪湖の炭鑛銅山なりとす而して本溪湖石炭は無煙炭にして最も製鐵及びコークスを製するに適し既に採掘せるも更に資本金二百萬元に增加して其の計畫を進め尙附近一帶鑛物に富むを以て製鐵事業開始の利あり。

三、起業者の受くる特典と勞銀

▲都督府の工業に對する奬勵　都督府は起業者の爲め關東州內の官地を特別の地代にて貸付し（一坪一ケ年一錢內外に貸付くるの例あり）又特に奬勵を要する事業に對しては其稅金を格別に低減し（收入金の一千分の二）又は補助金下付の特典を與ふる場合あり大連、旅順及其の附近の地は大半官地にして起業は其貸付を受くるの便利あるを以つて民地を買收する等の累ひなく多額の固定資本を要せず

▲金融　正金銀行は特に事業者の爲め特種貸付の途を開き建物機械等を擔保となし年七朱の利息を以て年賦（七年以內）償還の便法を與ふ。

▲賃銀　支那人普通勞銀男子は三十錢、女子は二十錢內外とす。支那人は氣轉の乏しきも力强く又能く命令に服するを以て一定の仕事に就きては却て邦人に優る働きを爲すことあり其の熟練せるものは高等の職工たる技量を有する者少からず女子の如き亦能く手巧的作業に熟達せしむることを得。

# 對支那貿易上に於ける神戸港の地位

神戸市の調査に據るに同港の對支那貿易上に於ける地位は、關東州を除き、明治四十四年度に於ける

我對支貿易總額　約一億五千萬圓

神戸港の對支那貿易額　約六千萬圓

なり。故に全日本の支那貿易中其四割を占むる譯なり。試みに過去十年間に於ける同港の對支那貿易額を表示せんか凡そ左の如し。

神戸港對支那輸出入貿易累年表

| 年度 | 輸出額 | 輸入額 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 三十五年 | 二五、一九二、〇四〇円 | 二四、四九九、五二六円 | 四九、六九一、五六六円 |
| 三十六年 | 三五、七六四、六二一 | 二五、二三四、一四一 | 六〇、九九八、七六二 |
| 三十七年 | 三二、四三八、〇六八 | 二四、〇一四、一四一 | 六六、四五二、二〇九 |
| 三十八年 | 三六、〇七五、八〇四 | 二五、一七〇、〇四八 | 六一、二四五、八五二 |
| 三十九年 | 三七、七七八、九九三 | 二六、〇一三、七五八 | 六三、七九二、七五一 |
| 四十年 | 三〇、一六五、三四七 | 二六、五九四、八七〇 | 五六、七〇六、二一七 |
| 四十一年 | 一九、〇八八、二六九 | 二一、三〇二、八五五 | 四〇、三九一、一二四 |
| 四十二年 | 二三、八三五、四一五 | 一八、八〇九、七一四 | 四二、六四五、一二九 |
| 四十三年 | 三二、七五三、三九七 | 三三、七八、一六四 | 六六、四八一、五四三 |
| 四十四年 | 三三、三三四、一九〇 | 二七、五七八、三三 | 五九、九一二、五一二 |

次に神戸港の諸外國に對する貿易上の地位如何と云ふに凡そ次表の如くにして、列國と支那とを比較すれば、貿易總に於ては支那は列國中第三位に位し、又支那より輸入する額は列國に比して第五位にありと雖も、其輸出先としては支那は遙に他國に優り、實に第一位にあり、

神戸港輸出入貿易國別表（四十四年）

| 國名 | 輸出額 | 輸入額 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 英領印度 | 九、九六四、八三八円 | 七一、三五四、〇六二円 | 八一、三一八、九〇〇円 |
| 英吉利 | 九、〇〇九、九二一 | 五六、四〇一、八八九 | 六五、四一一、八八九 |
| 支那 | 三三、三三四、一九〇 | 二七、五七八、三三 | 五九、九一二、五一二 |
| 北米合衆國 | 一八、五七七、三九八 | 三五、四九五、八九一 | 五四、〇七三、二八九 |
| 獨逸 | 六、九七三、〇一三 | 二七、六四四、四五二 | 三四、六一七、四六五 |
| 香港 | 一四、五三八、八八三 | 二五六、六二〇 | 一四、七九五、五〇三 |
| 關東州 | 四、三四七、四四二 | 五、八八四、七五七 | 一〇、二三二、一九九 |

更に四十四年度に於て神戸港より支那に輸出せる商品中年額五萬圓以上のものを擧ぐれば次の如し、

| 名稱 | 單位 | 數量 | 價額 |
|---|---|---|---|
| 綿織絲 | 斤 | 四一、四二七、九三九 | 二〇、三〇三、五二六円 |
| 燐寸 | 哥 | 八、七四五、九三四 | 二、二四八、七九七 |
| 生金布及シーチング | 碼 | 二二、八八九、八〇〇 | 一、五〇六、五七七 |
| 精糖 | 斤 | 一六、一七〇、一〇六 | 一、一四三、四四三 |
| 銅塊及錠 | 同 | 一、八六六、一二四 | 七〇七、五八三 |
| 昆布 | 同 | 一三、二六六、九八六 | 四二七、三七〇 |
| 綾木棉 | 碼 | 三、六九二、六九〇 | 四一六、三四三 |
| 浴巾 | 打 | 三四五、二七七 | 二六九、二一六 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 毛布 | | — | 二二三、九六二 | |
| 寒天 | 斤 | 二五〇、五九九 | 二一〇、〇一九 | |
| 洋傘 | 個 | 三五七、六七九 | 二〇一、六九八 | |
| 清酒 | 升 | 二七五、八二七 | 一五四、一四三 | |
| 乾魚及鹽魚 | 斤 | 二、四八三、〇〇〇 | 一三九、一一一 | |
| 洋木材及板 | | — | 一三五、〇四一 | |
| 帽子 | 打 | 二一、二三四 | 一三三、九三二 | |
| 燐寸軸木 | 斤 | 五、五九九、七七二 | 一二三、一七九 | |
| 繰綿擔 | | 三、三四五 | 一一五、二五六 | |
| 機械及部分品 | | — | 一〇九、六一四 | |
| 玻璃製品 | | — | 一〇〇、九五〇 | |
| 葉煙草 | 斤 | 四五八、九七一 | 九九、二五〇 | |
| 白木綿 | 反 | 一三四、九一八 | 九六、四〇七 | |
| 靴足袋 | 打 | 一〇六、九四三 | 九五、三八六 | |
| 絹綿繻子 | 碼 | 一七一、五六五 | 九一、九五一 | |
| 印刷用紙 | 斤 | 七五二、三五九 | 八六、三一三 | |
| 鍛 | 同 | 二八七、〇一五 | 七七、四〇五 | |
| 掛置時計 | 箇 | 三五、七六一 | 七三、七五五 | |
| 磁器及陶器 | | — | 七一、九一三 | |
| 椎茸 | 斤 | 九一、六六二 | 七〇、〇八三 | |
| 燐寸硫素地 | 同 | 一、三四九、二七四 | 六五、五四三 | |
| 海參 | 同 | 一四六、六〇五 | 六二、三二三 | |

更に之を昨年度に比較するに、昨年増加の著しかりしは綿織絲、生金巾及シーチング、銅塊及錠、燐寸等の最重要品にして、昆布、椎茸、清酒、模造洋紙、連史紙、掛置時計、燐寸軸木、木材及板、洋燈、洋傘等も亦前年に比して増加を示し、減少せるは僅に乾鰯、乾鍛、海參、寒天、精糖、機械及部分品のみ。（比較表は之を略す）

## 捻亂談虎

△福建省に嘉登と云ふ所がある、人口數萬、選擧權者二千二百名と註されてる。今度の省議會選擧には此の二千二百人が誰も彼も議員の候補者たらんとして、各自に自分を投票したから全部落選となつた、鄉民曰く、こんなことはまだ世界にあるまい云々△支那には邦字新聞が五六ある、滿洲日日、遼東新報、安東新報、間島時報、天津日報、上海日報、漢口日報等であるが、手近にある天津、漢口、上海の日報の廣告欄を見ると頗る振つてる、見渡す限りと云ふと語弊があるが兎に角飮食店料理店の廣告で埋まつてる。しるこ屋、そばや、すきやき屋(牛肉屋)などが堂々と出てるかと思ふと、豆腐、かずの子ようかん、きんとん、煮豆まで大きな廣告が出てる。△邦文雜誌で近頃生れたのが北京の新支那と上海の滬上評論だが一番大きな廣告は矢張り料理屋と藝妓△上海の物好きが調べた處になると同地一年(一九一二年度)の藝妓輸入總額百十二名内廢業二十三名とかそうして上海の入港日本人は五六百乃至八百位で、それを更に男女に分けて、それから藝妓と比較したら陰陽の天秤が少く怪しいとか云ふ話だ△前清時代に永豊號と云ふ砲艦を長崎の三菱造船所へ注文したが、進水式が濟んでからも一向支那へ向はないで飽の浦に繫留されて居たが、建造費百八十萬圓中清朝が支拂つたは百萬圓で、殘る勘定が濟まないとか云ふ話で、一方三菱では厄介物を一日でも繫いで置けば一日丈け損になるので、今度長崎稅關へ船價八十六萬圓として輸出手續を求めたとか云ふ話で、長崎から軍艦を輸出するのは是れが初めてだそうだ△一日の漢口日報にこんな事が書いてある、山根立庵君と云へば、支那通の志士、能く飮み能く談じ、詩文の如きは、殆んど比肩する者もないのは、讀者先刻お承知の筈、處が先生醉ふと鼻持のならない程の亂暴、嘗て天津は神戸館と云ふ料理店で、充分きこしめした末が、座敷へ小便をするは、唾をはく、止め手が癪に觸るとて、先祖傳來の名刀で朱檀の柱を一本、メチャ〳〵に切りきざみ、愉快ぢや〳〵と、例の調子で、怒鳴つた揚句家へ歸つていゝ氣持で寢てると翌朝になつて神戸館の主人が恐る〳〵前夜の活劇を陳述に及んだ、先生直ちに稿の財布か机の抽出しか知らないが一束の紙幣を投り出して曰く「又た行つて切るぞ」主人曰「何卒度々」△清朝皇族其他の所在は左の通り。

北京
- 醇親王　澤公
- 鎭國公　溥倫
- 貝勒　毓朗
- 貝子　溥倫

天津外國租界
- 慶親王　奕劻
- 貝勒　載振
- 那桐
- 貝勒　載洵
- 張彪
- 那桐

青島
- 恭親王　溥偉
- 鎭國公　載振
- 貝勒　毓朗
- 貝子　溥倫
- 那桐
- 張彪

旅順口
- 肅親王　善耆
- 恭親王　溥偉
- 鎭國公　載振
- 貝勒　毓朗
- 貝子　溥倫
- 那桐
- 張彪

| | | |

# 內蒙古に於ける支那軍隊數

北京新支那社の調査によれば刻下民國最大問題の一たる蒙古の沙漠以南に於ける支那の兵力凡そ左の如し。

甲、開魯縣より赤峰、豐寧、古北口、喜峰口、朝陽に至る附近

開魯縣
- 步兵四營
- 馬隊一營半
- 砲十四門
- 毅軍第十一營
- 同第十二營
- 同第十三營
- 同第十四營

同縣東北の方面
- 馬隊一營
- 砲隊一營
- 奉天後路巡防隊第二營

阜新縣
- 騎兵第四標第一、二營
- 第四鎭步兵第十四標

朝陽赤峰線以北
- 馬隊一營
- 熱河巡防前路四營

赤峰州
- 砲六門
- 地方軍二百
- 熱河新軍兵隊一營

老虎山
- 同第四營
- 同第五營
- 馬隊第二營
- 同第三營
- 熱河新軍步隊第三營

朝陽府
- 馬隊三營
- 熱河新練軍步隊五營

建昌縣
- 同左營一營
- 熱河巡防後路前營一營

榛牛營子　熱河巡防後路後營

乾溝鎭　同右營

平泉州　熱河巡防中路前營

喜峰口　第一鎭步兵第四標第二營

六溝　熱河巡防中路左營

三溝　同後營

承德府
- 同馬隊一營
- 砲六門
- 工兵二中隊
- 偵察隊二中隊
- 機關砲十二門
- 第二十八鎭步兵第五十六協全部六營
- 熱河新軍步隊第一營

灤平縣　熱河巡防中路右營

豐寧縣　同馬隊一營

豐寧古北口間　熱河巡防後路馬隊一營

古北口　古北口巡防隊二營

乙、烏珠穆沁（ウチュムチン）、多倫諾爾（ドルノール）、打馬諾爾附近

烏珠穆沁　毅軍一營

達里泊附近
- 同騎兵一營
- 第三鎭步兵一營
- 同騎兵一營
- 宣化府巡防馬隊前路察哈爾馬隊二營三〇〇（蒙古）
- 第一鎭步兵一營

多倫諾爾
- 禁衛軍歩兵二中隊
- 騎兵第一營一哨
- 機關銃六門
- 淮軍馬隊第一營
- 同第二營
- 同第三營
- 同第五營

打馬諾爾附近
- 第一鎭歩兵第一營
- 騎兵二營半
- 砲六門
- 機關銃二門
- 宣化府巡防馬隊一營

丙、張家口、大同、豐鎭附近

巴圖營子　第一鎭騎兵第一標第三中隊

陶賴廟　同歩兵第二標第三營の一中隊

張家口
- 第一鎭歩兵第二標第三營の二中隊
- 第一鎭歩兵五〇〇名（十二月二十八日派遣）
- 騎兵第一標第二營の二中隊
- 砲兵第一標第二營（四中隊）
- 工兵第一營（四中隊）
- 機關銃十四門
- 輜重兵第一營（四中隊）
- 張家口巡防隊三營
- 馬隊二營
- 保衛隊六〇
- 綠營七〇
- 巡警四八〇

宣化府
- 宣化府新練巡防左路歩隊一營
- 馬隊三營
- 保衛隊六〇
- 道臺附屬の巡防六〇
- 巡警二〇〇

頂家店
- 第一鎭歩兵第二標第三營の一中隊
- 第三標第三營の二中隊
- 騎兵第一標第三隊の一小隊

天鎭
- 第一鎭歩兵第二標第一營の二中隊
- 機關銃二門
- 山西巡防中路の一營及一哨

陽高縣　山西巡防中路二哨

大同府
- 淮軍歩隊五營
- 山西巡防歩隊三營
- 馬隊一營
- 保衛隊二哨
- 綠營二五〇
- 民兵一〇〇〇
- 巡警一〇〇〇

豐鎭
- 山西巡防隊二營
- 馬隊一營

丁、歸化城、寧遠、包頭鎭附近

寧遠　山西巡防後路第二營

陶林　同第二營

歸化城
- 第一鎭歩兵第一標第一營
- 第二標第一營の一中隊
- 騎兵第一標第一營の二中隊
- 砲兵第一標第二營の四門
- 機關銃四門
- 山西巡防後路歩隊一營
- 巡警二五〇
- 綠營五〇
- 禁衛軍歩兵第一、四標の二中隊
- 騎兵第二營の一分隊
- 砲四門
- 綏遠城陸軍二營
- 馬隊二營
- 砲六門

包頭鎮 山西巡防後路步隊第四營
馬隊三營
ロンミンチヤ 山西巡防步隊一營
特木兒 山西巡防後路第五營
土城子 第一鎮步兵第一標第一營の一中隊
山西巡防後路步隊第二營
可々力以便 山西巡防後路步隊第一營
ウーランホマ 同第三營
同地の西北方 第一鎮騎兵一中隊
以上甲、乙、丙、丁四區に於ける各種兵數を合算すれば左の如し

| | | |
|---|---|---|
| 甲區域 | 瀔河新軍 | 四、〇〇〇 |
| | 第一鎮兵 | 五〇〇〇 |
| | 第四鎮兵 | 一、九〇〇〇 |
| | 第二十八鎮兵 | 三、〇〇〇〇 |
| | 熱河巡防隊 | 二、五〇〇〇 |
| | 直隸巡防隊 | 五、五〇〇〇 |
| | 奉天巡防隊 | 八〇〇〇 |
| | 古北口巡防隊 | 二、〇〇〇 |
| | 毅軍 | 二〇〇〇 |
| | 民兵 | 二〇〇〇 |
| | 小計 | 二一、四〇〇 |
| 乙區域 | 禁衛軍 | 四五〇〇 |
| | 第一鎮兵 | 四五〇〇 |
| | 第三鎮兵 | 七〇〇〇 |
| | 宣化府巡防隊 | 四〇〇〇 |
| | 淮軍 | 五〇〇〇 |
| | 毅軍 | 二〇〇〇 |
| | 察哈爾馬隊 | 三〇〇〇 |
| | 小計 | 四、〇〇〇 |
| 丙區域 | 第一鎮兵 | 三、五〇〇〇 |
| | 山西巡防隊 | 八五〇〇 |
| | 宣化府巡防隊 | 一、一〇〇〇 |
| | 張家口巡防隊 | 一、一〇〇〇 |
| | 淮軍 | 一、二〇〇〇 |
| | 保衛軍 | 四〇〇〇 |
| | 巡警綠營及民兵 | 九五〇〇 |
| | 小計 | 九、一〇〇 |
| 丁區域 | 禁衛軍 | 四二五 |
| | 第一鎮兵 | 一、一〇〇〇 |
| | 綏遠城陸軍 | 一、六〇〇〇 |
| | 山西巡防 | 一、五〇〇〇 |
| | 各種兵綠營 | 四八〇〇 |
| | 小計 | 三〇〇〇 |
| 總計 | 兵數 | 五、四〇五 |
| | 大砲 | 三九、九〇五 |
| | 機關銃 | 五十四門 |
| | | 四十八門 |

# 一九一二年香港海運界の趨勢

一九一二年に於ける香港海運界は、英本國に於ける大罷工騷ぎありたると、支那本土に起れる各種の政治的騷擾の憂慮すべきもの多かりしにも不拘、意外の好況を呈して少なからざる活氣を見たり。

今同年九月迄の統計に依りて之を前年度に比較して研究すれば、英國遠洋航路船の到着は三十一隻一萬七千七百六十六噸を增し、外國船舶に於て四十七隻三十八萬二千六百

八十四噸の增加を示せり。更に河流汽船の到着に於ては、英國船百四十四隻七萬八千九百〇六噸、外國船二百三十一隻十萬八千六百十四噸の增加を見たり。戎克貿易に於ては又異常の增進をなし、外國貿易に從ふ戎克のみにて、九ヶ月間に一千百二十一隻十五萬五千七百八十四噸の激增を見たり。

之に依て見れば九ヶ月間に於て、合計一千五百七十四隻七十四萬三千八百三十四噸の增加を示しつゝあり。香港は漸次其經濟的地位を失ひつゝありとの悲觀論者に對しては、實に好個の反證にして、香港の地位は依然優秀たるなり。輸出入貨物噸數の上より見るも、英國船によりての輸入は三萬二千噸の增加に止るも、通過貿易の上には異常の激增にして十五萬五千〇十八噸を增したり。又輸出に於ては三萬六百三十噸を增加したり。遠洋航路乘客に於ては、移民を除きて到着に於て一萬六千七百二十三人、出發に於て八千〇二十七人を增加せり。外國船に於ては英國船の如く好況なる能はずして、輸入に於て九千三百三十六噸を減少したり。是主として外國船によりて輸入せらるゝ砂糖の貿易不況なりしに原因するものなり。なれど其輸出に於ては二萬噸、通過貿易に於ては六萬噸の增加を示したり、乘客に於ては極めて僅少の減退を見たり、卽ち到着に於て十六人、出發に於て千四百人に過ぎず。

河流貿易に於ても中々の活氣を呈して、鐵道の競爭あるにも不拘好況にして、數隻の新造船の此航路に從事するもの加はるに至れり。卽ち輸入に於て二萬噸輸出に於て一萬噸を增加し、乘客に於ては約百萬人の增加を見たり。一九一一年の同期間の乘客は、百五十二萬九千九百〇八人に對して、本年は二百五十三萬五千五百六十八人の多數に及べり。外國貿易に從事する戎克に就て見るも、其輸入に於て四萬噸輸出に於て二萬噸の激增を示し、乘客に於ては前年同期間の三萬八千人に對して、四萬六千人に及び八千人の增加を見たり。

之れに依りて見る時は、香港の海運上に占むる優秀なる地位は當分動すべからざる確固たるものあるや明なり。

# 革命後激增せる日本人

一月十日　上海通信

前週の通信に於て吾人は當地に於ける新日本人の增加及びそれにつけても金融機關が甚だ不備の狀態にあり、宜しく速かに邦人の手にて小銀行を設置するの急務なることを論じたるが、事實當地に於ける邦人の新發展は目覺しきものあり、文路の如きは全然日本町となり、吳淞路、乍浦路北四川路、其他所謂虹口方面は一般に日本人の勢力激增しつゝありて、昨年中領事館に屆出でたる邦人の新開營業を類別すれば左の如く百餘種四百餘人に達せり。（左表出願者は許可せられしものゝみ）

| 營業種目 | 出願者數 | 營業種目 | 出願者數 |
|---|---|---|---|
| 貿易商 | 四 | 西洋料理 | 一 |
| 理髮店 | 二六 | 艀船業 | 一 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 艀船內賣込 | 二二 | 保險經理 | 一 | 雜貨及毛織物 | 一 | 荷造業 | 一 |
| 產　婆 | 八 | 委托賣買 | 二 | 印刷製本 | 二 | 藥劑師 | 二 |
| 建築請負 | 二 | 醫　士 | 一〇 | すししるこ | 一 | 雜貨原料輸出入 | 一 |
| 雜貨店 | 四〇 | 女髮結 | 九 | 酒製造 | 一 | 菓子行商 | 一 |
| 菓子店 | 一六 | 雜貨輸出入 | 一一 | 陶磁器 | 二 | 兩替店 | 一 |
| しるこ屋 | 四 | 料理店 | 二 | 石炭セメント煉瓦 | 一 | 金銀細工 | 二 |
| 雜貨行商 | 一一 | 輸出入業代理者 | 一 | 食糧品商 | 六 | 鍛冶屋 | 一 |
| 古物商 | 九 | 硝子又は硝子器製造 | 四 | 染物業 | 二 | 接骨業 | 二 |
| 筆販賣 | 四 | 下宿屋 | 一 | 製　綿 | 一 | 木炭商 | 二 |
| 雜卵商 | 一 | ソップ製造 | 一 | 電氣機販賣 | 一 | 冷水店 | 一 |
| 砂糖商 | 一 | 乾物業 | 一 | 洋服店 | 七 | 賣藥商 | 一四 |
| 理髮用品 | 一 | 飲食物行商 | 二 | 雜貨卸 | 二 | 飲食店 | 七 |
| 額緣製造 | 一 | 針灸 | 二 | 茶　商 | 一 | 遊藝師 | 二 |
| 棉花仲買 | 三 | 旅人宿 | 一 | 廣告請負 | 一 | 時　計 | 一 |
| 疊　屋 | 一 | ハムベーコン | 一 | 賣藥行商 | 七 | 呉服商 | 八 |
| 金物商 | 一 | 棉　屋 | 一 | 帽子附屬品 | 一 | 出廻理髮業 | 六 |
| 質　屋 | 二 | 船舶運送仲立 | 一 | 製靴業 | 五 | 紹介業 | 二 |
| 獸　醫 | 一 | 紡績落綿屑商 | 一 | 酒　類 | 六 | ゴム輪販賣 | 一 |
| 硝子器類 | 一 | ペンキ塗 | 一 | 製革製靴 | 一 | 按　摩 | 五 |
| 特許品販賣 | 三 | 靴　屋 | 二 | 帽子製造 | 九 | 衛生材料 | 一 |
| 皮棒製造 | 一 | 水先案內 | 一 | 海產物輸入 | 一 | 人力車貸賃 | 一 |
| 仲買貸付 | 一 | 活花敎授 | 一 | 古綿油綿 | 一 | 味噌醬油 | 一 |
| 皮革商 | 二 | 洗濯業 | 二 | 人造石 | 一 | 寫眞業 | 一 |
| 肥料商 | 三 | すし | 二 | すし辨當仕出し | 三 | 海產物行商 | 四 |
| 印刷用インキ | 一 | 呉服行商 | 一 | 化粧品行商 | 二 | 競賣業 | 三 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 琵琶師 | 二 | 魚類販賣 | 五 |
| 通關 | 三 | 義齒細工 | 一 |
| かまぼこ屋 | 二 | 薪炭商 | 二 |
| 木材種苗 | 一 | 藥局 | 二 |
| 書籍雜貨 | 一 | 綿菓子製造 | 一 |
| 海產農產物 | 一 | 有價證券賣買 | 一 |
| 石炭商 | 一 | 仲買業 | 二 |
| 皮革製造 | 一 | 義太夫師 | 一 |
| 三味線屋 | 一 | アスファルト請負 | 一 |
| 雜誌業 | 一 | 一般取次業 | 一 |

以上は無論完全なる類別に非ず、或は呉服と雜貨との如き、製靴と靴屋の如き、貿易商と雜貨出入業者の如き、其他兼業分業等區々たりと雖も大體に於てあらゆる職業が出現しつゝあるは一見明瞭なるべく、右の中婦人の數を再示すれば左の如し。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 產婆 | 八 | 女髮結 | 一〇 |
| （產婆及看護婦と云ふが一あり） | | | |
| しるこ屋 | 四 | 雜貨商 | 二 |
| 化粧品商 | 一 | 雜貨行商 | 一 |
| 旅館 | 一 | 琵琶師 | 一 |
| 質屋 | 一 | 呉服屋 | 二 |
| 菓子屋 | 五 | 遊藝師 | 二 |
| 按摩 | 二 | 義齒細工 | 一 |



# 新年の北京

一月六日　北京通信

借欵も外交も內訌も紛議も一切打ち忘れたらんが如き初春の總統府、元旦午前八時と云ふに各部院は總長以下各官員に至るまで（簡任以上凡そ四百人）總統府禮堂に集り、大總統と祝詞を交換せり。

一、趙國務總理は內閣各部を代表して

中華民國第二年の元旦は南京政府成立一周歲に當れり。歲陽和にして海宇安寧五族一家となり、衢歌巷舞、趙卽ち政界に承乏し、幸に昌運に會するを得て、自ら補裨の長なくして休明の盛に遇ふを恥づるのみ。謹んで各部を代表して、拜手し、併せて颺言して曰く、中華民國萬歲中華民國大總統萬歲。

二、袁大總統の答詞

中華民國幸に能く成功せるは實に皆諸君子贊助の力に依る、鄙人實に深く欣慰する所なり。今の二年元旦、天氣晴朗、氣象を以て之を見るに民國の前途福利の降らんとするに似たり。唯だ夫れ古の明訓あり、或は憂患生せん諸君子幸に懈怠することなく、必ず萬年に向て鞏固ならんことを期せよ、而して後初めて快となさん、本大總統亦實に共に榮幸有りと云ふべし。

三、段總長は陸海軍を代表して

今日元旦、共和成立してより茲に一年、列強環視、內國

猜疑、經濟艱窘、國本動もすれば搖ぎ、唯だ大總統精神毅力によりて鎭靜して常の如きのみ。宵旦焦勞一意我が國基を鞏固にし、我公民の利樂を計られ、爲めに今日此の如きを致せるのみ。我陸海軍人は應さに全力を盡して大總統の算計に輔佐し、我海軍をして婉美英國を凌ぎ、我陸軍をして獨逸に優る所あらしめ、我五色旗をして環球上に振耀せしめ、庶くは我大總統兢々業々の苦心及我軍人等の天職に負く無からんことを期せん。某謹んで全陸海軍を代表し、鞠躬獻頌、中華民國萬歲、中華民國萬歲。

四、大總統答詞

今日元旦實に民國二年の元旦たり、南京政府成立してより正に一年、南北政府統一してより亦八閱月、此八閱月間一は以て秩序未だ定らず、一は以て法規全からず、故に爲すべきの急務は秩序の恢復にあり、然らずんば一事の以て新に緒に就く無し、卽ち秩序恢復の事は亦絕えて我一手一足の烈に非ず、仍ち我が軍人諸君の之が籌謀を補佐するに非れば不可なり、群策群力、共に相補救し、共に相維持し、乃ち克く此現象を見て、今日より起り、我等當さに精神を刷振し、新事業に從ひ、我民國をして其第二年より萬足無窮の年に至らしむる之れ實に吾が奢望なり。

二日は各國公使總統府に至りて新年を賀し、四日には各部政治始め、六日參議院開院式出席議員四十二人)又た同日三巷胡同の日本人小學校は開校し、諸人士は三月十日頃正式國會開かれ、四月には正式政府成立すべしと確信して先づ〳〵芽出度新年と謂つべきか。

# 巡査の滿洲

支那巡警の暴行とか、支那巡警と日本兵又は巡査との衝突とか、何時も〳〵問題が絕えないのは滿洲の警察權に關することだが、我々はまだ實際行て見たことが無いので、事の眞相は能く分らない、新聞電報や滿洲歸客談によるとどうも日本側は絕體に正當で、罪は全然支那側にあるやうに思へるが、支那人最負の我々は實驗しない中はそれを確信納得することが出來ない。けれども等しく地方の治安に任ずる巡警及兵士等の小紛爭が中々に八釜しい國際問題となるのを見ると、それが何れ位國交上に惡影響を及ぼすかを考へ何時かは日支兩國の巡査警吏の眞相を調べて何等か根本策を提案する必要があると思ふて居る。處が最近滿日紙上に揭げられたる佐藤警視總長の滿洲の邦人巡査談は頗る有益なる材料となるので、左に之を轉載して、讀者と共に日支兩國の親善を計る爲め、斯樣な問題に付ても深き注意を拂はふと思ふ。

▲內地巡査よりも優秀　內地では巡査希望者が非常に少なく、缺員の補充に頗る困難して居る、從つて所要の善良な巡査を得ることが六ケ敷いが、滿洲では之と反對に、人物も學術も體格も優秀の巡査を得ることが容易で、每年度の募集に志願者の多いに苦しむ位である、義務年限(滿洲は三年、內地は五年)が滿期となつたり病氣又は事故で缺員が

一箇月に十二人乃至十五人、一年に百五十人乃至百八十人出來るから補充の爲め巡査募集をすると募集人員の四五倍も希望者がある、從つて人物學術とも優良の者を勝手に選擇採用する事が出來る。

▲助役と收入役の巡査　滿洲と內地とで從來半分宛巡査を募集したが、滿洲の方はどうも內地の食詰者や、所謂支那浪人抔の類が多くて成績が惡るいから、昨年からは斷然內地で計り募集する事にしたが、其の志願者中には內地の巡査募集には到底見られない現象がある、先年廣島縣下の志願者中に某々村の助役と收入役とがあつた、其の身許を調べて見ると助役の方は五千圓內外の財產があり（嘗つて下士であつた）、收入役は一萬圓の財產があつて（嘗つて上等兵）其の品性も立派な人物であつた、又志願者中舊軍人最も多く尋常中學卒業生若くは私立大學卒業生が大抵一割を占め小學校本科正敎員抔も居る。

▲巡査に歩兵少尉四人　關東都督府の巡査平時定員は七百三十三人だが、支那時局の爲め二百人を增員し、猶ほ安奉線に百人を配置してあるから、現在は一千三十三人である（此外巡補は州內二百四十名、州外百名）此內軍人出身最も多いが昨明治四十五年四月一日の巡査軍籍調によると。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ▲陸軍 | | ▲海軍 | | |
| 士官 | 四 | 士官 | | |
| 准士官 | 八 | 准士官 | | |
| 下士 | 一八九 | 下士 | | |
| ▲二二 | | | 八 | |
| 卒 | 三五七 | 卒 | ▲一六 | |
| 計 | 五九八 | 計 | 一五 | |

（備考）▲印は特科士官四人は一年志願の歩兵少尉であるが特務曹長中には功七級恩給等三百圓のもある、千餘名の巡査中に將校が四人、准士官が八名もある抔は內地では見られぬ現象で、單に此の一事を見ても滿洲巡査が內地のより人物學術に於て優良であることが一目明瞭である。

▲何故軍人を採用するか　前の通り滿洲の巡査は軍人出身が多い或る警察署抔は軍人出身者が半數を占め少ない處でも三分の一は軍人出身者である、何故軍人を採用するかと云ふに、內地と異なり滿洲は未だ全く平和秩序ある土地ではない馬賊もある匪徒もある、支那や露國の警察とも觸接して居る、從つて此等に關係の事件が多いから、軍事敎育を受けた軍人上りが最も適當して居る、それに滿洲は列國環視の場所柄て、支那露國警察とも接觸して居るから、內地に比し警察官たる者は一層風紀、規律を嚴守するの必要があり、それには嚴重な帝國軍紀の下に敎練された軍人出身者が適當であるから都督府で軍人を重に採用するのである。

▲優良の志願者ある理由　何故に滿洲の巡査志願者が、內地に比し優良の人物なりやと云ふに、其の理由は種々あらうと思ふ（第一）待遇が善い、俸給は內地と同じく初任十二圓でそれから二十五圓迄あり平均十五圓であるが、外に州

内十五圓州外十八圓の在勤手當あり、給與品代月額一圓五十錢、旅費月額八圓で、先づ初任者で三十五六圓の官舍住居であるから内地に比し待遇が頗る善い（第二）恩給年限が短かい、内地では十年であるが、滿洲では一年を一年半に計算するから、六年八箇月位で恩給に掛る、勿論其の金額は微々たるものだが米代には一生困らない（第三）義務年限が、短かい、内地では五年であるが、滿洲では三年である、此の短かい點も滿洲の巡査志願者多い理由である（第四）其他の事情に就いて一端を言はゝ、内地では巡査の天職をそう重く見て居ないから、巡査となると恥づる風がある、鄉里や知友に知られるのが面白くない、母國を離れた滿洲ならばと云ふ事情もあらうが、外に特殊の事情がある。

▲趣味多き滿洲巡査　大連旅順等の巡査勤務は内地と別段變らないが、その以外の駐在所、派出所等に勤務する巡査は、内地では出來ない面白い事がある、此等の巡査は村内の安序秩序を維持するのみか、其の地方の會長（内地の村長）や村長（會長の下にあり）抔を監督指導して、農園、植林等の殖產事業や小學堂等の敎育事業等にも世話する、巡査はつまり其村の統治者殿樣とも云ふべき地位立場で、其の人物如何によりては、村治の改良、產業の發達、着々として効能が見えるから頗る趣味がある、此の特殊な趣味が在滿巡査の書面抔で内地に紹介され、内地で詰らなく暮らすよりはと財產あり學問ある者までが志願するものと思ふ。

▲滿洲巡査の職責　以上の次第で、滿洲の巡査は内地より優秀の人物が多い、志願者が多いから、試驗の程度を高くして品性學術體格等共に上等の人物を採用し得るのである、（體格は内地にて身長五尺なるも滿洲にては五尺二寸と制限し現在の身長平均は五尺三寸である）が滿洲巡査の勤務は、鐵道沿線、領事館衞務馬賊討伐等中々複雜困難である、殊に國際的の關係があるから、内地よりも一層精神の修養と實務の訓練に力め、風紀を振肅し賞罰を嚴明にして居るが、内地よりも品性學術共に優良の巡査が多い結果今日まで警察事務の割合に好成績なるは滿洲の爲め幸福の事である。

# 中華民國元年正月上半期 時報

## 大官移動

十二月三十一日

動二位を授く　張謇　汪兆銘

依願免本官　山西民政長　谷如墉

山西民政長に任ず　張瑞璣

同司法司長に任ず　徐元誥

廣東司法長に任ず　陳融

奉天軍務司長に任ず　張鈺　黃濮湘

陸軍中將に任ず　馬安良　張行志

陸軍上將銜を賜ふ　馬福祥　柴洪山

陸軍少將に任じ中將銜を賜ふ　馬麒　陳正魁

馬福平　安

陸軍少將銜を賜ふ　陸洪濤　周務學　崔正午　吳炳鑫

陸軍中將銜を賜ふ　姚炳義、董恭　王文錦　吳醒漢　張錫元　王鉦錦　王毓秀　陳其采　劉鴻恩　張春霆　蕭奇斌　華彥雲　吳祐貞　劉祺訓　姚金鏞　陳廷訓　陶雲鶴

陸軍少將に任ず　丁士偉　馬麟孝　馬忠恭　王達長　徐連昌　張鈺　顧琢塘　張瑞瑞　許仲墉　林振黃　饒景華　朱兆熊

楊　　丙　羅　度　鎮國公に封ず
沈同午　譚學夔　二等に叙す
楊言昌　劉祖武　蒙藏事務商總裁　貢桑諾爾布
張支貞　　同　副總裁代理　榮勳
雲南軍第一師第一旅長に任ず陸軍少將　劉祖武　臨時稽勳局々長　馮自由
同　第二旅長に任ず同　張文貞　銓叙局々長　許寶蘅
河南第一師師長に任ず　陸軍中將　張錫元　印鑄局々長　俞文鼎
同　第一旅長に任ず　陸軍少將　王鈺錦　各通
同　第二旅長に任ず　陸軍少將　王毓秀
陸軍第八師第十五旅長に任ず　黃凱元
同　第十六旅長に任ず　王孝縝
皖軍（安徽）步兵第一旅長に任ず　胡義泰
同　第二旅長　龍振鵬
陸軍々需監に任ず　蘇錫
憲兵學校長に任ず　段學濱
上海製造局督理に任ず　陳梱
德州兵工廠督理に任ず　王享鑒
海軍少將に任ず　林葆懌
海軍輪機少將に任ず　劉冠南
海運造艦主監に任ず　陳兆鏘
依願免本官　吳德章
同　航政司司長　曾汝英
貝子に封す　電政司司長　榮永青
同　烏拉特前旗札薩克鎮國公
克德勒格爾後旗札薩克鎮國公
拉什那木吉勒多爾濟

中旗札薩克輔國公巴賚多爾濟
法制局々長　施愚
蒙藏事務商總裁　貢桑諾爾布
同　副總裁代理　榮勳
臨時稽勳局々長　馮自由
銓叙局々長　許寶蘅
印鑄局々長　俞文鼎

民國第二年一月一日

蒙藏事務局秘書に任ず　文斌
福建教育司長に任ず　魏懷
郡王に叙す　敖汗貝勒德色賚都布
貝勒に叙す　科爾泌貝子博迪蘇
貝子に叙す　同　補國公　達賚
同　喀爾喀輔國公崇誠武祺克坦
輔國公に封ず　喀喇沁頭等塔布囊都凌阿卓吉阿拉坦巴圖爾
同　同　頭等臺吉都多臺
鎮國公に封ず　敖汗輔國公色丹巴勒珠爾
陸軍上將銜及二等嘉禾章を賜ふ　舊圖爾扈特札薩克親王阿爾泰辦事長官伯　勒　塔
其功に對して爵の叙すべきなきを以て伊子頭等臺吉祺克慎及多隆武を輔國公に封ず
喀爾喀札薩克親王　那　彥　圖
同上の理由にて一等嘉禾章及親王双俸を給す
喀爾喀親王　貢桑諾爾布

（以上蒙古王公は凡て共和に贊し、民國に歸順するの功を嘉してなり）

正月四日

長沙關監督に任ず　顏錫慶

厦門關監督に任ず　陳恩壽

宜昌關監督兼沙市關及荊州通仁關監督に任ず　劉道仁

陸軍少將に任ず　王孝縝　姚以价　黃愷元

李輔黃　田宗貞　朱祁昌

正月五日

二等嘉禾章を授く　蔡元培　王寵惠　胡瑛　陳錦濤

王正廷　湯漪　夏之時

溫宗堯　莊蘊寬　孫毓筠

正月七日

鄖陽檢查使に任ず　陶鳳集

吉林堤學使に任ず　郭宗熙

陝西內務司長に任ず　楊開甲

同財政司長に任ず　張用謙

同敎育司長に任ず　李元鼎

同實業司長に任ず　張光奎

浙江敎育司長に任ず　沈鈞業

新疆財政司長に任ず（許國楨代理中）　黃章

廣東高等審判廳長に任ず　伍耀盤

同高等裁檢察廳檢察長に任ず　黃兆珪

免本官　河南河北鎭總兵　郭殿邦

河北鎭總兵に任ず　柴得貴

陸軍中將に任ず　杜持段

陸軍中將銜を授く　周符麟

陸軍少將に任ず　劉鎭華　李鐘岳

康宗仁　馬增福

多倫諾爾騎兵第一團團長に任ず　沈廣治

僉事に任ず　楊廣元

正月九日

陝西高等審判廳長に任ず　任秉璋

陝西高等檢察廳檢察長に任ず　張爌

署京師地方審判廳推事に任ず　朱養廉

陳寬香　倪寶森

福建都督參謀長に任ず　林仲墉

貝勒に封じ郡王銜を賜ふ　伊克昭盟達拉特旗札薩克固山貝子遜博爾巴圖

# 法令

## 陸軍衛生材料本廠條例（一月六日發布）

第一條　本廠は北京に設け、陸軍部に隷屬し、平時戰時に於ける陸軍の人馬衛生材料の製造整頓及品質檢查のことを司る

第二條　本廠は支廠を設くることを得。支廠の數及位置は陸軍部令を以て之を定む

第三條　本廠は左の四科に分つ

總務課　製造課　審查課　保管課

第四條　本廠職員左の如し

廠長　副官　課長　課員

以上各職員の官階は附表に之を定む

第五條　廠長は一人とし、廠務を總理し、支廠を監督す

第六條　副官は一人とし、廠長の命に從て事務を整理補助す

第七條　課長は四人とし、廠長の命に從て一課の事務を掌理す

第八條　課員は十二人乃至十六人とし、上官の命を承けて各課の事務を分理す

第九條　支廠には支廠長一人を置き、廠長の命を承けて該支廠の事務を主管す

第十條　各支廠の分課は第三條に準し、時宜によりて其の全部を設けざることを得

第十一條　各支廠職員の數は本廠職員の數の三分二以上に上るを得ず

第十二條　本支廠は技術上の必要ある場合には別に聘員を添置することを得

第十三條　記錄に庶務員として雇員及衛生軍士を雇用することを得

第十四條　聘員、軍士及傭員の定數は陸軍部令を以て之を定む

第十五條　本令は公布の日より之を施行す

附表

陸軍衛生材料本廠職員表

| 職名 | 官名 |
|---|---|
| 廠長 | 一等司葯正 |
| 副官 | 一、二等司葯或相當文官 |
| 總務課長 | 二、三等軍需正 |
| 製造課長 | 二、三等司葯正或相當技術官 |
| 審查課長 | 二、三等葯正 |
| 保管課長 | 二、三等軍醫正或司葯正 |
| 課員 | 三等軍醫正司葯正軍需正獸醫正一二等軍醫司葯軍需獸醫及相當技術官 |

附記

各支廠職員の官階は本表より順次に五級を遞下せるものを以てす

# 推事檢察官律師書記官服制令

（一月六日發布）

第一條　推事檢察官律師制服の式は、第一圖第二圖の如く色は黑を用ひ領袖及對襟は均しく鑲邊たるべし

第二條　制服の鑲邊は各色彩を以て之を區分す

一、推事　織金　二、檢察官　紫絨　三、律師　黑絨

第三條　書記官制服の式は第三圖第四圖の如く色は黑を用ふ

第四條　推事檢察官律師書記官制帽の式は第五圖第六圖の如く帽沿に絨を用ひ色は黑を用ふ側面及上端は緣邊に均しく各制服鑲邊の色の如し

第五條　凡そ制服制帽各科は均しく本國糸織品或は毛織品を用ふ

第六條　本制公布後一ケ月內に施行す

## 軍人訓令

教令第二十號を以て十二月發布されたる誥誡軍人訓令凡そ左の如し。

我中華民國は亞細亞洲の中部に位し、文化の興隆極めて古く、遠く黃帝の昔にありて既に其基を開いてより今日共和成立に至る迄四千六百有餘年、其間國勢推移、兵制屢々變じたるが、三代盛時に在りては司馬總戎を置き、田賦の代りに卒を出し、兵を農に寓せり。其法良くして意亦美なりと雖も、其の弊は封疆侯統一を欠くにあり。秦之を郡縣に改め井田を廢し、茲に初めて兵農分れ、徵兵は變じて募兵となれり。漢唐亦之に倣ひ、近古宋明の時代に至りて漸く文弱となり、兵事頗る疎せられ、武人亦多く文字を知らず、世を擧げて重文輕武、兵學日に衰ふの有樣なりしと雖も、當時用兵の範圍は東亞を越えず、たゞ中原に逐鹿するのみにして、內備稍々弛むと雖も未だ以て虞となすに足らざりき。然れども四方東漸してよりは形勢一變し、我が脆弱を以て人の俎俵に當り、尊嚴防衛の道なきに至れり。我れ今振脉奮興の氣あり、割地賠款は國の大辱たり、是に於て新軍を教練し、興學講武、愛國の志士は發憤して勇卒となり、義軍を起して專制を打破し、數月ならずして漢滿蒙回藏を合して一民國と成し、歷史に光彩を與ふること大に、亞洲の奇局を開けり、而かも是れ皆軍人の力に賴ふ所なり本大總率は陸海軍統卒の責を有す、即ち軍國民制度を取り、又文弱の舊弊を除き、强盛の域に至らんことを期す、我軍人正に創始時代の艱難を思ひ同心協力、以て我國權を復し、我國尊を擧げよ。本大總統五族付託の重任を承け、軍人は本大總統に對して服從の義務を有す、休戚相關し、榮辱共に共にす、我錦綉の山河、莊嚴の境土を防禦するの責に任じ、國民鐵血の鑄鍊せる中に坐し、戈を枕にし、發揚奮勵、以て我民國の丕基を鞏め、遠く我黃帝の武略を繼ぎ、名譽の美永く無窮に垂れん。本大總統任に在るの間に其職に遇ひ、任を離るゝの時亦其成るを享樂せん。我が軍人夫れ深く此意を體し、左の訓條を恭々服膺せよ。

一、軍人は宜しく國家を愛すべし。

中華民國は鐵血を以て之を成し、鐵血を以て之を保つ、軍人は身を以て國に許し、死を視ること歸するが如く、國體を尊重し、國權を保衛し、浮言に惑ばず、政治に心を動かされず、黨派事に從ひ命を捨てゝ逸らす、位を越て權を僭すことなく、分を忘れて職を曠ふすることなく、忿怒を逞ふして生を輕ずることなく、生を欲して死を惜むことなかれ。

二、軍人は宜しく禮儀を重すべし。

禮は以て敬を致し、儀は以て之を成す、以て別あり、以て親を表す。階級不同、若し別なければ則ち亂れ、出入伍を爲す以上親ならざれば則ち離る服務の時加ふるに威嚴を以てし、公餘の暇を割むを爲さす。聊ぬるに情意を以てし、私を爲さず、禮儀正しがらざれば離れ、情疎なれば技能ありと雖も烏合の軍と同じ。

三、軍人は宜しく武勇を尙ぶべし。

雄蓋の力無ければ武を言ふに足らず、充足の氣なければ勇を稱するに足らず、沈毅剛果、誤謬を遁けず、精神を喚發して進む處敵無く、私鬪に怯にして公戰に奮ひ、血莽以て事を憤るなく、粗暴以て爭を起すことなかれ。拔山の力を以て匹夫に等しきことを爲す勿れ。蓋世の氣を以て豎子に等しきことあるべからず、汝軍人等其れ之を思へよ。

四、軍人は宜しく信義を重すべし。

語に曰く人にして信無ければ其可なるを知らず、又曰く、義以て質を爲せば信以て之を成すと。是れ實に軍人の擧止動作に於て引いて則となすべく以て成敗に關す、一時信を失へば則ち時に疑ふ可く、一事義ならざれば則ち事に倚り難し、人を欺いて以て自ら欺く勿れ、人の足らざるは愚宥せよ詐るよりは迂なれ、又た放恣を儆めよ。

五、軍人は宜しく質撲なるべし。

務めて外見を尊ぶものは中必ず其實なし、悅を人に得んとするもの已れ自らを輕んずるものなり、浮華は貪汚の媒介となり、奢侈は文弱の基たり錢費億萬、以て驕子を養成する所以のものは實に一旦緩急ある場合に國家が之に安寢せん爲めなり。身はもと田間に出で又遂に鄉里に歸るものなり事に華美を競ふことあらば何ぞ以て自ら給するを得ん。夫れ節儉は美德なり、誠は天道なり、汝軍人之を力行せよ。

六、軍人は宜しく廉恥淡泊を愛すべし。

惟ふに廉は乃ち愚未だ絕えざるを恥づるを云ひ、分外の權利は絲毫も之を苟もせず、正に壺すべきの義務を取り、纖介苟も違さず、私慝を輕し、公憤を重じ、砥廉 隅、明恥敎戰、高尙の性を養ひ、愧奮の精神を鼓せよ。

**軍人訓條**　昨年末大統領袁世凱の下したる軍人訓條は凡て十條にして、前後には或は軍人の功、軍人の力の大なる所以を述べ、或は軍人の精神、軍人の服從に付て記載しあり。(敎令第三十一號)

第一條　忠誠を本とし、信義を守り、虛僞矯詐の行爲あるを許さず。

第二條　禮儀を正し、威信を重んじ、傲慢放蕩の行爲あるを許さず。

第三條　道德を脩め、質樸を旨とし、紛飾奢靡の行爲あるべからず。

第四條　長官を敬ひ、同僚に親しくし、倨傲粗暴の行爲あるべからず。

第五條　服從を重んじ、謙讓を尊び、抵抗詰責の行爲あるべからず。

第六條　名譽を愛し、廉恥を勵み、汚辱貪鄙の行爲あるべからず。

第七條　勞苦に耐え、職務を盡し、推諉敷衍の行爲あるべからず。

第八條　勇敢進取を競ひ、委靡柔懦を許さず。

第九條　公益を計り、志を高くし、私を圖り又は黨を結ふことを禁ず。

第十條　人道を尊び、公德を重んじ、殘忍損害の行爲あるべからず。

## 六國借欵內容

一、借欵額　二千七百萬磅

二、利　率　年五分五厘

三、手　取　八十八

四、前渡金　一兩月中に約三百萬磅及三月に三百萬磅

五、償還期限　第八年目より四十八ヶ年賦

六、擔　保　鹽稅收入及鹽稅整理迄は確實なる他の稅捐

七、顧　問　審計院內に國債局を設置し外人顧問を入るゝこと

八、借欵使途

一、革命の爲めの外人賠償金　二百萬磅

二、其他左の如し

イ、未拂賠償金及外債

ロ、各省債欵

ハ、軍隊解散費

ニ、革命戰費及各省發行紙幣の收回

ホ、行政改革費

へ、鹽稅整理費

附　前

一、支那政府の鹽政整理が充分に行はれ、訂約後一年の後鹽稅を以て償還するの見込立ちたる時は各省提供の諸擔保を取消すべく、又三年後に至るも鹽政の整理充分ならざる時は鹽政は今日の海關同樣の組織とし以て償還に充つべし。

二、鹽稅及各省擔保の收入は悉く六國團の規定する銀行に預金とし以て借款清還の證とすべし。

因に昨年十一月支那財政部の發表せる處によれば昨年末迄に支拂を要する金額は海關稅を除き

一、陸海軍費　二〇、〇〇〇、〇〇〇元
二、滿期外債　一〇、〇〇〇、〇〇〇
三、行政費　三、〇〇〇、〇〇〇
四、皇室費　三、二〇〇、〇〇〇

其他合計五千萬元あり、又た從來の前渡金一億二千萬圓を新借款の內より引き去るとせば實際の手入は甚だ少かるべく、支那は尙幣制鐵道等經濟借款を起すの要甚だ緊切せりと云ふべし。

## 支那外交官の俸給

一月六日の外交部令によれば左の如し。

| | | |
|---|---|---|
| 公使（前二等駐使） | 月額 | 一、八〇〇元 |
| 公使館一等秘書（前頭等參贊）同 | | 七五〇 |
| 同二等秘書（前二等參贊） | 同 | 六〇〇 |
| 同三等秘書（前三等參贊） | 同 | 四五〇 |
| 使館隨員（前二等書記官） | 同 | 三六〇 |
| 總領事 | 同 | 七五〇 |
| 領事 | 同 | 六〇〇 |
| 副領事 | 同 | 四五〇 |
| 隨習領事 | 同 | 三六〇 |
| 使領館主事 | 同 | 一五〇 |



## 支那海軍表

海軍部にては左の如く各艦の配置所屬を定むべしと。

北洋所屬
- 巡洋艦
  - 海容　四、三〇〇噸
  - 海籌　二、九五〇
  - 海琛　二、九五〇
  - 通濟　一、八〇〇
- 砲艦
  - 泰安
  - 鎭海
- 水雷艇　飛鷹　八五〇
- 小砲艦　飛雲

巡洋艦
- 鏡清　二、一〇〇噸
- 南琛　一、九〇五
- 保民　一、四七七

砲艦
- 登瀛洲　一、二八五
- 楚材

水雷砲艦
- 建威　八七一
- 建安　八七一

南洋所屬

砲艦
- 測海
- 遠靖
- 策電
- 鈞和
- 飛虎
- 金歐
- 並徵

河用砲艦
- 楚觀
- 楚有
- 楚同
- 楚謙
- 江泰
- 元

水雷艇安放
- 一號（別名辰）
- 二號（同宿）
- 三號（同列）
- 四號（同張）

航海水雷艇
- 湖鵬
- 測軍
- 鷁湖
- 燕湖

二等水雷艇

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 四〇〇 | 五二五 | 七五〇 | 七五〇 | 七五〇 | 七五〇 | 七五〇 |

福建所屬

運送船並報知艦
- 琛航
- 元凱
- 超武

砲艦
- 靖海

運送船並報知艦
- 伏波

砲艦
- 蓬州
- 海廣干
- 廣金

運送船執中
- 海鏡清
- 鏡鑛廣
- 瀾鑛廣東雄
- 綏江海長清
- 江江江元靖
- 江利亨
- 鏡

廣東所屬

砲艦

水雷艇
- （艦名不詳）
- （同）
- （同）

二等水雷
- 雷天
- 雷坎
- 雷兌
- 離

# 露國の日本研究

西伯利亞鐵道の複線工事及び黑龍鐵道の急成、蒙古獨立助成の成効等は既に變ゆるべからざる露國東洋政策の大發展とす此發展と共に露國の我國を研究しつゝあるは如何なる田舍新紙と雖も日々日本の記事を見受けざるはなき程にて其注意の到れる驚くに足るべし、殊に滿洲に於ける或邦の行動に對しては詳密を極め常に自國の夫れに比較して之を公示し、國民の競爭心を衝動せしめつゝあるなり、左に記載する滿洲に於ける日露商品に關する、調査も亦其一例にして東清鐵道機關新紙之を記載すれば沿黑龍總督管下の官報は勿論歐露に於ける諸新聞雜誌悉く轉載して鼓舞的言辭を附加せり、回顧すれば我邦果して露國の眞狀を研究し居るものありや、曰はく吾は露國との握手を以て其眞意より出でたるものとして其意の儘に從ひ居るものなりと

日本は中央工業市場に近き點より製品到着の急速なる運賃の低廉なる等を

利し滿洲市場全部に自國品を供給し、他外國品を擊退することに勉め、橫濱正金銀行をして之が金融を計らしめ活動頗る盛なるを見る今千九百十一年度に於ける清國稅關調査に係る滿洲に於ける日露の商品を比較せば（單位千兩）

| 品名 | 日本 | 露西亞 | 名品 | 日本 | 露西亞 |
|---|---|---|---|---|---|
| 織物類 | 七、一三 | 二、〇五一 | 仕立上服類 | 四三九 | 一、二六八 |
| 履物 | 二九 | 四八七 | 石油 | 〇 | 五四〇 |
| 砂糖 | 七九六 | 三三七 | 木材 | 七九 | 〇 |
| 石炭 | 三三五（撫順炭を除く） | 〇 | 卷煙草 | 六五五 | 七六〇 |
| 煙草 | 五九 | 五九一 | 魚類 | 一三三 | 三四二 |
| パタ | 〇 | 一六四 | 金屬製品 | 一、六八四 | 七四 |
| 毛皮 | 一七 | 六七 | マッチ | 二七〇 | 一〇 |
| 機械類 | 五四八 | 三九五 | ゴム製品 | 三三 | 九二 |
| 香水類 | 四五 | 一五一 | 革皮製品 | 一七四 | 二九 |
| 敷物類 | 三一 | 八八 | 菓子類 | 三六 | 九六 |
| 海草類 | 三四 | 七七 | 粉類 | 〇 | 一四〇 |
| 食料品 | 一〇八 | 四八五 | 石鹼 | 一六三 | 一三七 |
| 雜貨 | 三八 | 一八六 | | | |

其他にして或は露國品の優るあり、或は日本品の優るあり、或は一方の品のみ存するあるも總計日本は遙に露國品を凌駕し之加ふるに日本の輸出品は尤も需用多き大連地方の租借地に於ける分を除き露國のは其需要の大部分を占むる哈爾賓は勿論東淸沿線全部を含有するものなれば結局當表の日本品は殆んど滿洲人用として可なるも露國品は之に反し全部自國人用と見て差支へなかるべし、露國は中央工業市場の遠しとは謂へ日本と同じく隣境にあるのみならず、同一の利害關係を有する地方に同一の事業をなし居るにあらずや豈に槃薄一番せざる可けんや云々

以上の調査は不審すべき點少からざるも國民を奬勵するの意は眞に盡せりと曰ふべし商業上滿洲に於ける日本は總ての點より露國に比し優越の地位にありと雖も油斷す可らざることにて吾人若し永久的握手に由り東洋平和を保たんとならば稍に露國の眞狀を伺ひ時に口涎を飛ばして善意の喧嘩をなすも可ならん（滿洲日日所載）

**招商局の問題**　招商局の賣買が近頃支那に於ける一問題となれることは上海特電の屢々報道せる所なるが今回同局を買受けんとせる支那シンヂケートの頭目とも目す可きものは曹錫珪、程定夷、波瑜慶等にして其價格は八百萬兩なる可しと云ふ然し是等シンジケートの頭目と目さるゝ人々は從來餘り世間に知られざりし人々にして此人々の率ゆるシンジケートが今日八百萬兩の耳を揃へて提供せんとするは頗る不可思議なり蓋し是が背後には太古洋行及び香港上海銀行の在るありて是等支那人の名義にて有利に賣買契約を締結することを得たる曉には其買入資金を竊に提供せんとせるものなる可し尤も支那政府にては舊臘中旬特に各國の北京駐劄公使に對して中華民國政府は招商局に外資を入るゝことを特に禁ぜるを以て若し此際支那人名義等にて外國人が資本を投入することあるも民國政府は一切是認することを能はず又是れに對して一切責任を負はざるのみならず若し明かに外資の投入せられたることを確めたるときは政府は是れを沒收す可き筈なれば此旨豫め當局より資本家に通達せられたしとの通牒を發したることあり左れば太古或は香港上海銀行が之に投資せんとするも其投資に對しては沒收其他の危險を自ら負擔せざる可らざれば極めて秘密に畫策せることならんそれは兎に角にシンジケートの賣渡契約は一月中には締結せらるゝ筈にして調印と同時に其內部の組織を全然改良し從來の如く重役事務員より下級使

用人に至る迄悉く親族關係の引張り合と爲り居りて冗費徒に多額に上り殊に利益金の大部分は事務員其他の着服し來れるが如き舊式の經營を改めて西洋流の經營方法となし事業も大に擴張し米國へも航路を延長する筈にしてシンジケート側に於ては既に帳簿を作製し居れりと云ふ

**黎元洪**　武昌の副總統黎元洪は新年第一回の政見として**意見書**　長文の電報を北京の大總統袁世凱に致せり而して其要項は左の如し

一、露蒙問題に關する交涉は如何に困難なる問題の發するにも拘はらず總べて强硬の手段を取るべし將來若し交涉の餘地なきに至ると雖ども支那側よりして釁を開くが如きことなからしむべく露國をして決裂の罪を負はしむべし

二、臨時政府は最初の宣言通りに之れを取消し速かに正式の政府を組織し以て民信を維持すべし敢へて延期して前言を二三にすべからず

三、阿片禁止は斷然決行すべし一時外交上の問題を惹起するが如きことあるも斷じて其禁を弛ぶるが如きことあるべからず

尙ほ此外にも種々の問題に對する意見を述べ以て袁世凱の參考に供したり

**西藏**　袁總統は外蒙古の轍に鑑み西藏待遇法を此際一定**優待**　し置くを必要とし第一、藩屬を以て待遇せず第二、現所有同地統轄地理權は舊の通り第三、保護は舊に依り與ふること第四、各喇嘛の俸給は舊に依り支給す第五、支那官吏を割いて行政機關を置き西藏人を以てす第六、西藏鑛山は西藏人の採掘と爲す第七、西藏人の漢文に通ずるものは民國の官吏に任ずることを得との七ヶ條を決議せりと

**庫倫**　北京政府より派遣したる秘密探偵の報告なりと**現狀**　云ふを聞くに庫倫の現狀凡そ左の如し

一、逆佛(活佛のこと)は軍餉缺乏、財政困難の爲め個人の名義にて庫倫露亞銀行に向て二百萬留の借款を求め、正月三日調印を了し、某鑛山を擔保とせり。

二、各王公台吉中尙ほ露蒙協約に反對するものあるを以て活佛は有名なる露國暗殺黨四名を召聘し、協約に反抗し、共和を唱ふるものを刺殺せんと企畫中。

三、近頃又々恰克圖より露兵五百、砲二門到來し、之にて露國領事館附近のみにて露兵合計一千六百人、砲八門、機關銃四門となれり。

四、逆佛は前記の借款金額を以て城を修築し、土木を起し、工事既に畢りて各處に軍隊を配置し、露人を聘して管帶とならしめたり。

五、陶什陶は軍隊の總官なるも全軍無規律にして常に近傍の居民を搶掠し、慘狀目も當てられず。

六、庫倫內閣は內訌烈しく到底解散を免れず、活佛は無權無能眞に木偶人の如し。

**庫倫政府の對支那政策**　一、現在の練軍二十營を分て四大隊と し、海拉爾、洮南府一帶に駐屯せしむ。

二、右の外步兵及騎兵各十營を募集すること。

三、各盟の駄馬を徵發し以て戰時に備ふること。

四、露國に請ふて速に軍器の補助を仰ぐこと。
五、出征の時俄蒙軍隊若し意見を異にする場合には之を嚴辦すること。
六、員を派して蒙古各旗を宣慰すること。
七、某獨逸人を召聘して顧問となすこと

# 一九一二年度支那各省及開港場の人口

支那稅關報告によれば左の如し。

| | |
|---|---|
| 東三省 | 一七、〇〇〇、〇〇〇人 |
| 直隸省 | 二九、四〇〇、〇〇〇 |
| 山東省 | 三八、〇〇〇、〇〇〇 |
| 四川省 | 七八、七一一、〇〇〇 |
| 湖南省 | 二二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 湖北省 | 三四、〇〇〇、〇〇〇 |
| 江西省 | 二四、五三四、〇〇〇 |
| 安徽省 | 三六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 江蘇省 | 二三、九八〇、〇〇〇 |
| 浙江省 | 一一、八〇〇、〇〇〇 |
| 福建省 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 廣東省 | 三二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 廣西省 | 八、〇〇〇、〇〇〇 |
| 雲南省 | 七、五七一、〇〇〇 |
| 山西、陝西、甘肅、河南 | 五五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 貴州 | 四三七、九九六、〇〇〇 |
| 合計 | 二、〇〇〇 |
| 愛琿 | 一三、〇〇〇 |
| 三姓 | 五、〇〇〇 |
| 滿洲里 | 三五、〇〇〇 |
| 哈爾賓 | 一、二〇〇 |
| 綏芬河 | 四、五〇〇 |
| 琿春 | 五〇〇 |
| 龍井村 | 一六一、〇〇〇 |
| 安東縣 | 三、〇〇〇 |
| 大東溝 | 二〇、〇〇〇 |
| 大連 | 六一、〇〇〇 |
| 牛莊 | 五、〇〇〇 |
| 秦皇島 | 八〇〇、〇〇〇 |
| 天津 | 五四、〇〇〇 |
| 芝罘 | 三四、〇〇〇 |
| 青島 | 五九八、〇〇〇 |
| 重慶 | 二五〇、〇〇〇 |
| 長沙 | 二〇、〇〇〇 |
| 岳州 | 四五、〇〇〇 |
| 宜昌 | 九〇、〇〇〇 |
| 沙市 | 八二六、〇〇〇 |
| 漢口 | |

| | |
|---|---|
| 九江 | 三六、〇〇〇 |
| 燕湖 | 一二二、〇〇〇 |
| 南京 | 二六七、〇〇〇 |
| 鎭江 | 一八四、〇〇〇 |
| 上海 | 六五一、〇〇〇 |
| 蘇州 | 五〇〇、〇〇〇 |
| 杭州 | 三五〇、〇〇〇 |
| 寧波 | 三五〇、〇〇〇 |
| 溫州 | 一〇〇、〇〇〇 |
| 三都澳 | 八、〇〇〇 |
| 福州 | 六二四、〇〇〇 |
| 厦門 | 一一四、〇〇〇 |
| 汕頭 | 六六、〇〇〇 |
| 廣東 | 九〇〇、〇〇〇 |
| 江門 | 六二、〇〇〇 |
| 三水 | 六、〇〇〇 |
| 瓊州 | 四三、〇〇〇 |
| 北海 | 二〇、〇〇〇 |
| 梧州 | 五九、〇〇〇 |
| 南寧 | 三七、〇〇〇 |
| 龍州 | 一三、〇〇〇 |
| 蒙自 | 一一、〇〇〇 |
| 思矛 | 一五、〇〇〇 |
| 騰越 | 一〇、〇〇〇 |

又支那居留外國人の概算人口は左の如し

| | |
|---|---|
| 日本 | 七八、三〇六人 |
| 露西亞 | 五一、二二一 |
| 英國 | 一〇、二五六 |
| 米國 | 三、四七〇 |
| 葡萄牙 | 三、二二四 |
| 獨逸 | 二、七五八 |
| 佛蘭西 | 一、九二五 |
| 其他各國 | 二、三六二 |
| 合計 | 一五三、五二二 |

## 西伯利の露國移民

上海時報によれば左の如し

一、殖民を初めてより（一八六一年に至る）第一期　殖民數　約三〇〇、〇〇〇人

二、自一八六二年（至一九〇五年）第二期　同　一、五二〇、〇〇〇

三、自一九〇六年（至一九一一年）第三期　同　二、一五〇、〇〇〇

一、第一期歸國者　約八〇、〇〇〇

二、第二期同　一八〇、〇〇〇

三、第三期同　二六〇、〇〇〇

## 選擧

支那に於ても衆議院及省議員の選擧運動中々烈しく、日期迫るに從ひ買收等の醜聞絕えず運動の最も盛なるは直隸、山東、河南、廣東等にして、就中山東及廣東は尤も甚しく、一票一二元よ

## 餘聞

も四五元にて之を買收するもの多く、中には十元、二十元を以てするものあり、今の處にては代議士の運動費は少きは三百元なるものもあれど、多きは四五萬元に上るもの少からず、現に天津の如きは一票平均四五元にして、以上は初選擧に就てのみにして、覆選擧とも成らば一層の暴騰を來すべく、殊に支那は人口多ければ代議士の候補となるは少く考物なるべし。

## 政團聯合會

同會に於ける四黨代表者姓名左の如し

（統一黨）

王　賡　王印川　朱清華
陶　成　劉朝望　周維藩
鄭　沅　管雲臨　趙　端
王傳炯　趙菅侯　賀昇平
賈其桃　張善興　許學源
曹　倜　黃盛元　李夢麟
董其成　康士鐸

（共和黨）

劉瑩澤　何　雯　胡慶培
郭　同　龔炳辰　葉鴻績
沈彭年　時功玖　張伯烈
張　棡　李國珍　丁世鐸
口大可　陳紹君　藍公武
汪榮寶　陳宗藩　林志鈞
長　福　黃爲基
（國民黨）
丁汝彪　仇　亮
田　桐　恒　鈞　劉　彥
白逾桓　吳　崑　谷鍾秀
李肇甫　魏宸組　景大昭
張耀曾　殷汝驪　譚炳章
胡忠亮　楊光湛　王恒時
羅佩全　龔廷棟
（民主黨）
林長民　夏清貽　文　耀
張嘉森　陳登山　楊頌臣
張　口　梁善濟　黃大暹
連貫基　朱　瑛　春　租
朱　瑛　陳九達　洪百勻
胡賡耀　諸　翔　鄧鏑源
顧　鼇

## 北京華法（支佛）

竊かに思ふに輓近政治は平民主義を重しとし、大勢の趨く處、愈演じて愈進む。故に世界に一共和國を增せば環球上一優美を增せる所以にして、治道五洲を聯れて一體となし、小康に進んで大同す。二十世紀後は益々此傾向盛ならんとす。蘧て我が中夏に於ても此頃革命成功し、東大陸の一角に此が發現を見るに至り、莊嚴崔傑の民主國成れり。而して光を歐米の文明國と爭ふに至れり。思ふに中國專制より脫して一躍共和に入る、一切の內治外交、文化治術、之を先進國に比すれば凡て一轉を遜す、若し愈に起ち直に追ふに非ずんば何を以てか競存爭立するを得ん、今年春（一九一二年）佛國留

## 聯進會の通告

學の中國同人韓汝甲等佛國の民黨班樂感等と聯合し、華法聯進會を巴里に組織せり、歐亞の大政治家大哲學家、大法律家は悉く歡迎の意を表し、同聲呼應、開會の日佛聽者數千を超ゆるの盛況を來せり。

本會の設立は蓋し先づ第一に中國と佛國とを聯結し、次で之を米國と聯れ更に瑞、葡、南米諸國に及ぼし、茲に萬國共和大會を開かんとするものにて、眼光を恢宏し、遠大なる規模の下に獨り感情の融和、利益の交換を計らんとするのみならず進で世界の平和及國民の福利を增進せんことを期するものなり。次で上海支部生じ、巴里總會よりは幹事を派して北京に至り、分會を設立せしめ、通信處櫻桃斜街貴州中館に設け、都人士の入會を報名せるが、來りて入會するもの陸續絶えず。今や外患頻りに至り、已に極處に達す、大局危殆、正に國交を重すべきの秋にして、露蒙協約發表以來、米國大統領は佛國公使を指嗾して極力調停に盡さしむ、今日本會の成否は內的公益に關係すること或は小なりとも其國際關係に及ぼす影響や至大なり、務めて望む諸君極端贊成あらんことを云々。

**英國議員と**　英國下院議員若干名は去る七日夜支那問題に關する團體を組織し文學者及科學者其他知名の人士を入會せしむることを決議したり。而して同團體の主旨は凡そ左の如し。

一、各處にある同團體と性質を同ふする團體及び支那國會の有識者と聯絡す。

二、支那を協助することに盡力し、或は國會に於て之を措施し或は輿論を感化して新聞の誤解を訂正す。

三、新支那をして最良の機會を得せしめ、自由獨立の程度により支那各般の發達に盡力す。

**支那と米國**　支那及米國間友情の聯鎖を密結せしめんとする舊夢を復活せしむべき運動は所謂中米同盟協會なるものゝ組織に依り發源せられたり該協會は多くの參議院議員若干の米國人及主要なる宣敎師より成立す協會の名目中同盟なる文字は會員が敢へて兩國間の同盟を得んことを期望するを意味するにあらず而して該語は支那文字の直譯にして野心氣なく寧ろ親情的性質の物なり會合は昨夜開かれ約五十名の議員四十名の米國人及若干の支那婦人を見たり出席人員總數は二千人を算せり多くの人は該協會の努力を輕視せんとする傾きあるも加盟せる多くの會員の名を見るに熱心にして該會の目的強力なるを證するに餘りあり尙該會の發足は些少なるも聽がて有力なる人物の統御の下に巨大なる發展を見るに到るべしと測推さる。

**漢陽兵工廠**　北京の陸軍部總長段祺瑞は今回蒙古問題の愈々急を告げ來り場合によりては兵火を見るに至るべきやも亦未だ知るべからざるを以て是れが準備として漢陽の兵工廠を陸軍部に借用し同廠にて兵器彈藥を製造して以て征蒙軍に供給することゝなさんとて之れを武昌の黎元洪に交涉する所ありたり而して是れが爲めに北京より張某を派遣し直接黎副總統に協議する所ありしと而して其租借に關する要領左の如し。

一、兵工廠內の現有品全部を調查し一切の價格を見積り帳簿を編纂して之れを双方に保存し他日還付の時の証となすこと。

二、廠內の一切物件は一々租金を定めて之れを借入るゝこと。

三、租借期は蒙古問題の結了迄とし同問題解決の日は直

に還付すること。

但し此事件に對しては黎元洪は反對の意見を有し若しも征蒙軍の必要を見るに至らんか湖北自から兵器其他の準備の爲めに兵工廠の必要を認むるのみならず南方の各省は皆漢陽兵工廠を恃みつゝあるの今日なれば之れを中央政府の專有として提供する能はずと云ふにあるが如し。

**福建民報**　同盟會と各黨と合併して國民黨と改稱してより、正月四日より福州に於て其機關新聞として福建民報を發刊せり。

**留東學生演說團**　日本留學支那學生の組織せる留東學生總會は民國成立以來已に一年を經たるも內憂外患交來り前途茫々として頗る危險に、政治の腐敗、人心の漁散此の如きは實に憂慮に堪えず、時弊を救ふは出版物に優るものなきも然も支那には文字を識るの尠少なるを以て演說の遙に有效なるに如かずとなし長江一帶に演說團を組織する爲め、今回同會副會長馬幼伯は書記鐘琦等と共に上海に來りたるが其主旨凡そ左の如し。

第一條　本團は民智を開通し國民の愛國思想を發展せしむるを以て宗旨と爲す。

第二條　本團は黨派を論せず先づ各省會より組織し然して後各府縣及び市鄉村鎭に分配す。

第三條　本團の機關は各地の各黨に於て共同組織す。

第四條　本團の細章は各地に於て自定す。

第五條　本團は全く義務に係る凡て熱心の君士は均しく其地方に自ら提唱すべし。

**征蒙熱**　大總統袁世凱は蒙古事件日一日と迫り何時か**釜底抽薪**　開戰を見るや測る可らざるを以て今回湖北、江蘇、安徽、浙江、湖南、福建、江西、奉天の八省都督に對し其省の米穀を調查し其情狀に因り防穀令を斷行して他に運米するを禁じ又軍米を準備し八省にて二十萬石を何時にても徵發し得べき樣に致すべく懈る可らずと嚴命せり。

**烏泰王**　元札薩克圖王烏泰は蒙匪三千を率ゐハラル**近聞**　より東蒙古に入り舊領地を回復せんとすとの飛報あり陳吉林都督は防禦の爲十二日步兵三營を急派せり。

**北滿不穩**　黑龍江省ベーリンズの支那兵內亂を起し附近の馬賊之に乘じて襲擊せし爲め取引絕無となり人心惘惘たり東淸鐵道より露兵を派し之が討伐を行はざれば鎭定の見込立たず。

**馬賊討伐決議**　馬賊の害を除くの目的を以て左記三箇條の決議をなせり。

一、馬賊の討伐防禦に關しては適當の處置を取る事。

二、各國領事に知照する事。

三、防禦討伐に關し露都及北京に申請する事。

**北滿防穀令**　鴨綠江上流奉天、吉林兩省に亘り二十五日より大麥、小麥、米、麥粉、粟、高粱、黍、玉蜀黍の輸出を禁ずる旨本日支那官憲より總領事館に通告し來

りたるにつき目下之が調査中なり。

**滿鐵興業費**　滿鐵が明年度に於て施設すべき重なる事業は第三埠頭建築費、大連の造船所船渠口擴大費（滿鐵にて川崎造船所に經營を依託しあるもの）大連醫院建築初年度基礎工事費、中央試驗所移轉擴張費（燒失の爲め新設等）公主嶺農事試驗所設置費（公主嶺は長春方面にて此處に農業施大學橋本教授に準備調査依託設の試驗所を置くべく目下東北農科中にて橋本教授は大連にあり）海陸諸設備費營口倉庫建築費、本線並安奉線々路改良費、客貨車建造費等なるべきも豫算關係あり未だ確定には至らずと、而して滿鐵會社明年度興業費豫算に對し本年度よりの繰越を併せ明年度の豫算は約千四百萬圓見當たるべしとの説あるも目下會社重役にて內議中に屬し其費額は確定せずと、併し久保田理事は大連より豫算關係書類を携へ十六日着京せしを以て近く豫算を確定の上之を政府に提出し承認を經るに至るべしと。

**芝罘**　芝罘にては八日午後二時過ぎ魯軍の司令連承**暴動**　基兵百を率ゐて突然軍隊解散の命を帶びて派遣されたる曲同豐の宅を襲ひ空砲を發して脅迫し今次關外軍の變亂を起せしは全く汝の責任に歸すべきものなりと詰りしが曲同豐は更に之れに抵抗せざりしより其儘司令部殘務取扱所に赴き同じく空砲を放ち脅迫したる後司令商震に告ぐるに今回の變亂は全く汝が起せるものなるを以て汝を捕縛すべしとの電訓を本日北京より受領せりとて之を捕縛して連れ歸り同所にありたる關外軍は僅かに身を以て免れ其一部はビーチホテルに避難し得たるも殘餘は何れにか遁走す然れども魯軍は關外軍の兵と見れば白晝公衆の面前に於て之れを逐廻し其金品を掠奪する等見る目も憐れなる有樣なり關外軍司令商震は既に捕縛され其次席陌子峰は辛く其場を遁れ八日夜大連に向ふべき船中にあり營長たりし尹德山は今支那宣敎師の宅に潛匿し居れり如上魯軍の暴擧は意趣返しなりと云ふものあり最も今後の形勢は計り難きも現下は魯軍の獨り天下にて他に競爭なければ左程の大事を惹起する事なかるべく觀測さる。

**長江**　最近交通部の調査によれば長江一帶の航路に**汽船**　內外共三十七隻の商船往來し、上海漢口は間は二十六艘、漢口宜昌間六艘、漢口湘潭間は五艘にして、之を會社別にすれば。

| | 上海漢口間 | 漢口宜昌間 | 漢口湘潭間 |
|---|---|---|---|
| | 日清汽船 六隻 | 二隻 | 二隻 |
| | 招商局 五 | 二 | — |
| | 鴻安公司 二 | — | — |
| | 怡和 四 | 一 | 一 |
| | 太古 四 | 一 | 三 |
| | 美最時 三 | — | — |
| | 東方 二 | — | — |

**新年の對支那貿易**　新春一月上旬の對支那貿易は輸出輸入共前年同期に比し增進を示したるが其輸入に於て滿洲中支那の稍減少し南北支那の聊か增嵩して差引前年の百十一萬餘圓に比し百四十二萬餘圓と增大せるに對し輸出貿易は中支那の二百萬圓近き激增を始め北支那滿洲南支那の各方面悉く增進を告げたるより結局昨年の六十五萬圓の

少額に對し一躍二百六十七萬餘圓の大數に上り旁百廿餘萬圓の出超を示せり。

**誓口**　市場は金融逼迫し商取引の圓滑を缺き商業恐慌を停止する事既に二十餘日に及び交通銀行の債券要求最も強硬なり商務總會側と談判破裂し市場大混亂となり道臺も如何ともする能はず遂に奉天都督は鄧運甕使を仲裁の爲め派遣せり

**東洋オリンピクと支那青年**　比律賓總督フォーブス將軍が同島基督教青年會の運動教師ブラオン氏を我國及支那に派遣して來二月三日より向ふ七日間馬尼剌に於て行はるべき東洋オリンピック競技會に加入を乞ひたる事は既報せるが▲其後嘉納會長不在の爲め囘答を爲す事能はず、早大の安部磯雄氏萬事の責任を負うて明大野球選手及び大阪毎日新聞より送らるゝ田舍片、井上二氏の加入を許可したるのみなるが▲之に反して隣邦支那にては大なる狂熱を以て此擧を贊し五十餘人の代表選手を擧げて必死の練習を爲さしめ本月二十三日金華號に乘じて押出す由傳へらる▲選手は悉く學生間より選ばれたり、先づ北部の各大學よりは約十五人、漢口、上海間に横はる楊都の豁谷よりは約十二人▲南方の壯丁は約二十一名と算せられたるが、其中聖ジョンス大學より四人、京華大學より五人、支那青年會、南陽大學よりは三人、ブーン南京の二大學及び天津の二校より約十人、其他廣東、香港の各地よりは水泳、自轉車、蹴球、テニスの諸選手も參加すべし▲これ等の壯丁は百ヤード短距離競走を初めとしてあらゆる種類の競技に加はり五哩マラソンの如き長競走に至る迄一等の成績を擧げんものと意氣昇天の勢を以て悉く上海に集り、斯道の大家スロン、シューメーカー二氏の熱心なる教訓を受け雪中を厭はずして身體を鍛へ上げ居たり▲馬尼剌に於ける競技は約三個に分たるべし、其中の二はオリンピック會主催に係る、第一は日本、支那、比律賓、邏羅の壯丁のみを擧げて眞の國民的競技を爲さしめ、第二は以上の四ヶ國に住する外國人の競爭第三はオリンピック競技閉會後行はるべき謝肉祭の主催にて、これには前二競技に勝利を得たる各選手が再び出場するを以て總て世界的の競爭を演出するに至るべし▲五十餘名の壯丁が要する費用は頗る多額に上るべきもこは悉く地方々々の支那富豪により供給せられたりと云ふ▲一等國の日本が僅かに二人の選手と謝肉祭の招待を主としたる野球選手を送りたるのみなるに、鈍大視せらるゝ支那の壯丁が此の如き活動を爲さんとするを見て吾人は大なる感奮を感ぜざるを得ず。

## 消息

△森井國雄氏　張錫鑾と舊知の間柄にて此度（十二月下旬）東文譯述員（日本語繙譯官）に任ぜられたりと。

△達賴喇嘛　北京來電によれば同地の喇嘛は庫倫の活佛政府に通告して曰く、二月一日獨立を宣言すべし云々。

△姚錫光氏　六日北京來電によれば個人の名義を以て露亞銀行より百萬留を借款せりと。

△佛國支那漫遊團　中佛聯合會々長の組織せる同觀光團は一月末佛本國を出發支那に來遊すべしと。

△淺野貞一氏（上海日本義勇隊長）古河公司在任の氏は今囘東京本店詰となり二月中旬歸京すべしと。

△石渡邦之亟氏（日清汽船會社長）正月四日上海着

△清藤幸七郎氏　同上

△元田作之進氏（立教大學校長）一月八日漢口着、同九、十、十一日漢口青年會にて講話をなす。

△ヂヨリフ氏（加拿太教會宣教師）七日發重慶來電によれば同氏は風山附近にて匪徒に襲はれ、子息は遂に銃殺せられたりと。

△李瑞清氏　江四人、六朝體の書風に於ては江南の稱あり、支那士大夫の典型なりと。

△范源濂氏（教育部總長）目下天津に養痾中

△胡瑛氏　十一日築地精養軒にて春秋會諸氏を招待し、說いて曰く日本の利益を圖ることは支那の利益となり、支那の利益を計ることは日本の利益となる云々。尙二十日には商業會議所にて胡氏一行を招待すべしと。

△大久保新大阪知事　對支那貿易の爲めに一層努力せらるべしと。

△謝良牧氏（南洋大富豪）全財産四億と註せられ、目下上海北京漫遊中

△根津一氏（同文會幹事長）目下桃山に滯在中

# 支那問題の研究

本誌は東亞同文會が隣邦支那に對して有する特別優越なる地位を利用し、現に支那に於て活動せらるゝ會員諸君の實地調査に係る精密なる諸報告を發表するを以て第一の任務とし、併せて其時事を報告し、又た穩健にして而かも卓拔なる意見を紹介せんとするものなり。

然れども今や支那問題は沸騰其極に達し、朝野の有志は或は熱心之を研究し、或は絶叫以て緊切を唱ふる等近時の新聞雜誌は一として又た日として之が論難を見ざることなし。吾人は之が先驅となり、兼て專門的に支那を研究せる關係上、須らく國論の趨向を明察して益々奮勵努力せざるべからず、卽ち新に「支那問題の研究」なる一欄を新設して世論及其思潮中見るべき點ありと認むるものを收集し、以て聊か參考の資となさんとするものなり。

# 支那幣制改革の實行如何

臺灣銀行上海支店長
法學士　江崎眞澄

支那政府が對支貿易に最も深き利害を有する日英米政府に幣制改革を誓約して以來茲に拾年、其間幣制調査委員等の任命を見たるも甲論乙駁數年何等決せざりしが、光緒三十四年銀兩本位論者勝利を得、重量庫平一兩銀色九八成の一兩銀貨を以て其主幣となし、直に實行すべき旨發表したりと雖も國喪其他政變によりて實行するに到らず、次で銀圓本位論者勢を得、遂に宣統二年四月十六日貨幣制度制定に關する上諭を以て庫平七錢二分の壹圓銀貨を以て本位貨幣と爲すに決し、幣制問題に對する議論は茲に一段落を告げたり。其新制度の適、不適は暫く措き兎に角數年間問題たりし支那幣制改革の基礎確定したるは中外の士均しく欣喜するところなり。

新幣制度確立され愈實施せらるゝに到らば其利益を享有するものは支那官民諸氏に非らず、之れと貿易を爲す列國の商民たるや言を俟たず、然れども上述の如く徒らに議論のみを是事とし何等決するなく一度貨幣法發布せられて間もなく改正せられ遂に實施に到らず、宣統元年幣制改革實行の豫備として新幣發行假章程を發布し或は之れが制限を爲し或は之れが管理を命するところありたるも何等の實行を見ず。之等の前例を以てせば新幣制度の實施に付ては益し疑無き能はざる所なり。

前清時代度支部が採りたる幣制實行準備としては、先づ舊貨幣處分に關し暫進主義を採り、次で造幣權統一を圖し從前各地の造幣廠を天津總造幣廠の管理の下に置き、同一の銀貨を鑄造せしめんとし、最後に兌換紙幣發行權を大清銀行に賦與し、以て全國紙幣發行權の統一を謀らんとし、着々法文は發布せらるゝと雖も舊貨の整理着手せられず、又舊紙幣の處分に關し何等の制限あるを聞かず、唯だ新貨鑄造せられたるもの僅かに七八百萬元に過ぎず、此等の狀況より察するに果して何れの日より新幣制實行せらるべき乎。

新幣制度によれば上述の如く、舊貨は悉く之れを回收し其鑄造を廢棄することとし、且又兌換紙幣發行の特權を大清銀行に附與し他の官商銀行又は銀號が發行せる紙幣一切撤廢することとなれり。然れども各省流通貨幣の現狀を見るに幣制の紊亂其極に達し繁雜尠り無し、而して其各幣流通高を查するに統計の信ずべきもの無きも、前清時代各省督撫の報告に依れば、各省造幣局開始以來今日に到る迄、圓銀は約四千萬元、小銀は約二億一千萬元、銅元は一億元以上に逸したるもの、如し、加之米國造幣局長の統計によれば支那への外國銀貨輸入高は約七億五千萬元となり又北京日報の報するところによれば各商民が私鑄せし銅元並に外人が私鑄輸入したる銅元は實に二億元を越ゆるが故に支那に於ける貨幣は總計十三億萬元と計算し得べし、此の外紋銀並に馬蹄銀等の數見出し能はざるは遺憾とするところなるも之等銀塊の取引きが多きが故に決して些少に非らざるなし。

如斯巨額の各幣を例令へ漸次回收改鑄するとするも非常なる困難を感ずると共に其改鑄費少なくとも一億元の資金を要すべし、而も其回收の困難は敍腕の士により打勝つことを得べし、唯其改鑄資金は如何にして得べきか

次に今各省に於ける紙幣流通の模樣を見るに、一昨秋革命亂の當時之等發行紙幣は一時に取付けられ不換紙幣となりたるは勿論、革命政府の財政窮乏は益々不換紙幣を濫發し流通を強制するあり、前財政總長熊希齡氏の語る所によれば各省の發行額は東三省五千萬元湖北省三千萬元湖南省二千萬元廣東省二千萬元四川省八百萬元其他各省平均約一百萬元合計一億四千二百萬元なりと、然れども此の發行額過少に非らざる無きやを疑ふ、嘗し去月九日北京參議院に於て六分利附公債條例案附議せらるゝや、政府委員其用途の內一億二千萬元は各省の紙幣を整理するにありと說明せるより見、且つ半額準備の原則より推せば約二億元乃至二億四千萬元の紙幣流通しあるものと斷定するも大差なかるべきを信ず、今一旦其回收を迫らば、準備金無くして發行せるもの如何にして其兌換に應じ得るとするも、之れが爲め財界の紊亂商民の窘窮之より大なるは無かるべし、現に其現象は廣東省に於て經驗しあるところなり新幣制確立の結果、前清時代に於ては大清銀行獨り紙幣發行の特權を賦與せられたり、然るに大清銀行は先きに內部の腐敗暴露され、次で革命亂の際支拂停止の已むなきに到り、今や未だ整理の內にあり、近時熊希齡氏黃興氏等中央銀行設立を其筋に建議したりと聞く之大清銀行に代り幣制改革並に

紙幣整理を以て任務となし得べき運命を有すると雖も、該銀行が世上の信用を得且つ資金の充實を謀り其責任を盡し得るは何れの日なるや、假りに其資金を充實し得るとし各省の紙幣整理には幾何の資金を要すべきか、現に流通せる紙幣總額は前述の如く約二億元乃至二億四千萬元なりと推定し得べき理由あるにより、此の舊紙幣を廢止し之に換ふる新兌換券を發行するには少くとも半額の正貨則ち一億二千萬元の準備金を要すべし。

　茲に余は新幣制度を實施する爲め先つ貨幣整理基金として約一億元の資金を要することを述べ、今又一億二千萬元の紙幣整理準備金を要すべしと說けり則ち合計約二億二千萬元は新幣制度實行に付差當り必要欠くべからざるの資金と稱し得べし。

　千九百十年所謂四國借款成立するや、內七千萬元を割き以て新制改革資金に供したりと言明したるに拘はらず。今日何等見るべき效果無きより察すれば、現銀受授盛に行はるゝ支那に於ては此小額の資金を以て幣制改革は勿論舊貨幣の回收すら充分爲し能はざりしを證するに足るべし、若し如斯幣制改革資金不足の爲め舊貨すら回收し得ずとせば、舊貨混亂の狀態に更らに一個の新貨幣を添加し、貨幣制度改革は却て貨幣制度紊亂を來すに到り、良貨たる新貨幣は惡貨たる舊貨幣の爲めに驅逐せられ、遂に新貨幣制度法は所謂空文に終らんことを維慮るゝなり、要之幣制實行如何は先づ之が實施に要すべき資金問題如何に歸着す。

　昨年以來幾度か成立せんとして破裂したる所謂大借款交涉は、支那政府の讓步と六國財團北京委員の周旋とに依り倫敦に於ける財團本部も略同意し二千五百萬磅の借款資金交付は近きにありと想像せしめたるに拘はらず巴爾幹の危機は歐洲市場大警戒となり六國財團は正式の調印は勿論幾分の前貸すら爲し能はざるの狀況にあり、而も支那政府の窮迫は、例へ義和團賠償金支拂を一個年延期するとするも本年二月迄には約一千萬磅を要するに依り、例令へ一陽來復大借款成立するとするも、借款資金の內より比較的不急の幣制改革資金を支出するの餘裕あるや否や頗る疑問に屬する所なり。

　右に付新幣制度實行の一大障壁として資金問題を論ぜり、今假りに此障壁を越え得るものとせば、新幣制度實行は容易なりと樂觀し得べきか、次に少しく考察することゝせん。

　抑も幣制改革たる一國の內政に關するものにして、列強が之を強ゆべからざるは勿論なれども、既に支那政府に對し日英米の列強が幣制統一に付着手約せしめたる關係上其實行を迫り得るは蓋し疑なきところなり、然れども幣制改革の結果自國民が從來享有し得たる既得權を幣制改革實行の爲め犧牲に供すべきものなりや否や。

　宣統二年支那政府は外國銀行發行銀行券は兌換紙幣條例發布以後五ヶ年を限りて其發行を停止し併せて支那人の使用をも禁ぜんことを通告せり、之れ利權回收の方針より見るも又幣制改革の上よりするも正に當然採るべきの手段たるに相違無きも諸外國銀行が果して唯々諾々支那政府の發表したる兌換紙幣條例に羈束さるべきものなるや、蓋し疑問無き能はず。

　銀行券の發行は單に銀行一個の利益なるに止らず實に其國の經濟的發展上獲得したる一個の利權たるを失はず、故に其國銀行の利益を擁護し其國自身の利權を維持するが爲めに各國公使は自國銀行券發行禁止に反對すべき筈なるも、從來幣制統一を勸告したる關係より必らず條件付の同意を與ふべきを信ずるなり、換言すれば列國公使は支那政府が發行銀行に對し銀行券發行より生ずる利益を一時に賠償するに於ては決して反對せざるべしと思惟す、最近の例によれば暹羅國幣制改革の際外國銀行は各自銀行が數年間享有し得べき利益を計出し暹羅政府より賠償金を支拂はれ茲に發行權を放棄したることあり、以て支那幣制改革に際し之に則り得べく、又各外國銀行も賠償金如何によりては鉋迄も發行權保有の愚を學ばざるべしと察せらる。

　幣制改革の對外關係以上の如く比較的容易なるに對し對內關係如何、則ち一般支那官民は幣制改革の實施を喜ぶべきものなりや或は之に對し不平を起すものなりや、余の察する處によれば、一般官民は後者に屬し左の如く各階級に測り不平を起すものと推して可なり。

（一）幣制改革の爲め支那中央政府が利益を享有するは勿論なれども上は各部大臣各省都督より下は收稅官吏及其下僚に到る迄個人としては內心喜ばざるべし、蓋し其理由とするところは諸君の御賢察に任せん、殊に各省都督の如き右幣制實施の準備として貨幣の鑄造權を奪はれ又各省官銀行紙幣發行權を

剝がれたるを以て之等より生ずべき利益を犧牲とするの已むなきに於ておや而して現今の狀勢を見るに幣制改革に(二)有力なる銀號及錢莊は現時の如く幣制紊亂に乘じ準備も無く紙幣を濫發し營業上の巨利を博し居りたるも新幣制度は之等銀號錢莊の既得權たる紙幣發行業止に對し何等の補償を爲さず種々營業上の利益を奪ふが故に彼等が幣制統一と兌換紙幣發行に反對するも又偶然に非らず。

(三)支那に於ける外國銀行及商館の買辦又は出納係は從來の如く複雜なる幣制に於ては自己の特權又は利益として有したる金銀出納上の利益は全然失ふに到るべきにより新幣制度實施に反對すべし蓋し新幣制度は餘りに簡明にして誤寃化すの餘地なければなり。

(四)幣制統一の爲め最も利益を得べき一般商民も又却つて商戰上貨幣の複雜なるを喜び投機的利益を僥倖せんとし新幣制度に反對する者少からざるべし則ち支那商民は由來投機的商買を好むが故に彼等は貨物賣上げの手數料利益よりも寧ろ物價の變動並に爲替上の利益を喜ぶの風あり換言すれば貨物其もの、賣買に付き損失を來すとするも物價又は爲替上の變動により巨利を博せんことを希圖するを常とす從つて幣制統一さるゝや物價の變動も少く爲替上の變動殆んどなきに於ては彼等が歡迎せざる固より其所とす。

殊に歐米人が以て不可解とする幣制混亂せるに　じ彼等は巧に商機を察し商略上の訓練を誤らず凱歌を奏することあるは間々見るところとす。此點は吾邦商人が以て倣ふべきところなりと信ず、蓋し吾邦商人が巨資を擁する歐米商人と對峙し支那商人と商戰上奮鬪を爲し常に其勝を制するは機敏の賞すべき點なきに非ずと雖も又歐米人が不可解とする紊亂せる幣制を容易に了解し以て巧に應用すればなり此點よりすれば吾人は幣制改革の實行は寧ろ希望するところに非ざるなり。

以上各項に列記したるが如く新幣制度に對し各階級が不平を起せるのみならず却つて反對の氣勢を示したることは事實に近し、形勢如斯とすれば幣制改革を實施するには之等反對者を抑へ之が强行を斷ずべき中央政府の威信あるを要す、而して現時南北融合の端を啓けるも外大借款成立せず內公債の募集覺束なく徒らに明黨比周を事とせる今日之等を强行し得べき政府の威信何處にあるや、之又疑問とする處なり。

以上數段に於て支那幣制改革に要すべき資金と內外に對し之を斷行するに欠くべからざる政府の威信とを述べたり最も必要なる整理資金も調達されず又幣制整齊の重任ある中央銀行の設備も未た完からず却つて外國銀行の跋扈甚だしく其銀行券發行禁止に關する交涉も未だ開始せられず各省の造幣局銀元局銅元局は爲貨幣を增鑄し各省官銀行並に銀莊は自由に不換紙幣を濫發し居るが如き從來の經驗上或は意外なる障害百出し到底幣制改革の實施を遂げ得られざる無きや、徒らに法制立派に存すと雖も之を實施するに足る資金と之を運用するに敏腕なる財政家と反對者を抑へ斷行するに足る政府の威信とを得すんば空文に終るを恐る、要は只實行にある而已、曩に前大淸銀行張允言氏の如き十年を出ずして新制度を確實に施行し得べしと公言し居り近時盛宣懷氏と面會の際談又幣制改革に及びたるに氏は期年ならずして實施を見んと斷ぜらる、果して然りや之を後日の實行如何に徵せんとす。(完)

(上海日報一月一日)

# 中華民國の政黨並に其將來

養稼生

回顧すれば一昨秋武漢事變の勃發に端を發したる支那革命の大動亂は急激なる發展を來し去年の今日臨時共和政府の南京に設立せられ中華民國の現出となり次て淸帝の退位と共に北京政府の建設となる而して今や多事なりし中華民國の第一年を經過して茲に新春を迎へ近き將來に民國第一期の國會開かれんとす民國の新國會は參議院衆議院の二院制なり而して此國會に如何なる政黨が如何なる態度を以て顯出すべきかを研究するは苟くも支那に關係を有する人士の最も趣味あり且つ必要の問題なるべし況んや此等の政黨が何れも此上海を根據乃至樂屋として成立したるものに鑑みば吾人滬上の一客として上海日報社の懇請を辭する能はず茲に「中華民國の政黨並に其將來」と題し聊か短評を試みんとす。

革命事變以來共和を主義とせる各種政黨結社の勃興宛然雨後の筍の如く其

上海を根據とせるもの、みを算するも革命の根源たりし同盟會章炳麟一派及舊官吏地方紳士より成る統一黨舊諮議局員を中心とする共和建設討論會其他各種の大小黨會は其數實に百餘の多數に上り北京漢口南京其他の各省にも上記各支部の外各種の黨會無數に起れり蓋し斯の如き政黨結社の物興は皮相假面の政治思想が政體の改變に激發せられて起りたる現象にして其實質に至りては混沌雜駁を極め各黨會の主義政綱の如き何れも好文字を羅列するも多くは確定せる主義政見なく其離合集散の決する所皆各自の利害より打算せらるゝが故に朝に甲黨に屬し夕に乙黨に通じ甚だしきは一人にして數黨に出名する者あり又名黨籍に列するも本人自身は知らざるあり或は知るも衷心に於ては關係するを欲せざるが如き滑稽の例乏しからずして多くは政黨と稱するに足らざるの觀あり且つ當國の情勢は如斯多數政黨團體の峙立に堪へずして早晩小黨は大黨に合併するか或は同主義の小黨合同して一政黨を組織するの氣運到來すべしと思惟せしに昨年五月に入り統一黨、民社、民國協進會、民國公會、國民黨の五政團は合同して共和黨を組織し本部を上海より北京に移すを始めとし昨年六七月以來同盟會が上海及北京に於て統一共和黨、國民公黨共和實進會、國民共進會、全國聯合會、五政團合併の運動を開始し八月末に國民黨成立大會を北京に擧行するあり次で昨年七八月頃より共和建設討論會中心となり國民協會、共和統一黨、共和俱進會、共和促進會、國民新政社の五政團の合併商議を開始して十月末、上海に於て民主黨組織大會を擧行し茲に漸く政黨と稱するに足る實質を有せる國民共和、民主の三黨並に一時共和黨に合併の後分離獨立したる統一黨を加へ四種政黨の顯出となり今春開かるべき國會議員の總選擧を爭ふに至れり尚多數の小黨團體は各省各地に林立せるも今後の大勢は此三黨乃至四黨何れにか附隨すべきものと察せらる。

(一)國民黨は廣東湖南を根據とし孫文黃興其樞軸を握り袁大總統と妥協の態度を有し、自由黨、中國社會黨以下在野約三十餘個の團體と聯絡して急進主義を持す。

(二)共和黨は湖北江蘇に優勢を占め黎元洪を主宰とし張謇、熊希齡等を主要人物として常に袁大總統擁護黨として比較的舊官吏及び地方紳士の分子を多く含み軍界統一會以下の各團體に關係を有して漸進主義を持す

(三)民主黨は福建四川に比較的優勢を占め湯化龍を主幹とし前諮議局議員中堅となり梁啓超を將來の首領に仰がんとして國民共和兩黨の間に介在し第三者の地位を保ち民黨を標榜し漸進に近き主義を持す。

(四)統一黨は河南に優勢を占め王賓、王印川等を主要人物として章炳麟一派との關係を有し獨立黨を標榜し急進漸進兩主義の中間主義を持す。

現時の黨勢は國民、共和民主三黨の順序にして統一黨は第四位にあり而して民主黨は組織國民共和兩黨より遲れし爲め第一期國會の勢力は國民共和兩黨に及ばざるべしと推測せらるゝも同黨は第二期國會に優勢を占めんとの抱負を有するもの、如く又今後の成行如何によりては四黨分手內に多少の變更を來すべく或は此次總選擧の結果如何によりては共和、民主の合併乃至は聯合によりて國民黨に對するに至るやも計り難き傾向なきにあらざるも現時に於ては四黨何れも獨立の態度を有す左に現時各省に於ける四黨勢力概要を示し以て其黨勢の一班を窺知するの參考に資せんとす。

| 省名 | 都督 | 政黨との關係 | 黨勢 |
|---|---|---|---|
| 直隸 | 馮國璋 | 無黨袁派にして共和黨に近し | 國民十分の四　共和十分の四　民主十分の一 |
| 山東 | 周自齊 | 袁派、共和黨 | 國民十分の三　共和十分の五　統一十分の二 |
| 河南 | 張鎭芳 | 袁派、共和黨 | 國民十分の三　共和十分の二　統一十分の五 |
| 山西 | 閻錫山 | 國民黨 | 國民十分の五　共和十分の三　民主十分の一　統一十分の一 |
| 陝西 | 張鳳翙 | 國民黨 | 國民十分の五　共和十分の三　民主十分の二 |
| 甘肅 | 趙惟熙 | 袁派、共和黨 | 國民十分の一　共和十分の六　統一十分の三 |
| 新疆 | 楊增新 | 共和黨 | 國民十分の二　共和十分の八 |

| 省名 | 都督 | 政黨との關係 | 黨勢 |
|---|---|---|---|
| 江蘇 | 程德全 | 無黨 | 國民十分の三　共和十分の五　民主十分の二 |
| 浙江 | 朱瑞 | 無黨共和黨派に密接 | 國民十分の四　共和十分の四　民主十分三以內 |
| 江西 | 李烈鈞 | 國民黨 | 國民十分の六　共和十分の二　民主十分の一　統一十分の一 |
| 安徽 | 柏文蔚 | 國民黨 | 國民十分の五　共和十分の三　民主十分の一　統一十分の一 |
| 湖北 | 黎元洪 | 共和黨 | 國民十分の二　共和十分の六　民主十分の一　統一十分の一 |
| 湖南 | 譚延闓 | 國民黨 | 國民十分の八　共和十分の一　民主十分の一 |

| | | |
|---|---|---|
| 四川 | 尹昌衡 | 國民黨 |
| 福建 | 孫道仁 | 國民黨 |
| 廣東 | 胡漢民 | 國民黨 |
| 廣西 | 陸榮廷 | 國民黨 |
| 雲南 | 蔡 諤 | 無 黨 |
| 貴州 | 唐繼堯 | 共和黨 |
| 奉天 | 張錫鑾 | 袁派、前共和黨にも最近國民黨にも多少關係を有するが如し |
| 吉林 | 陳昭常 | 共和民主兩黨に籍を有す |
| 黑龍江 | 宋小濂 | 無 黨 |

| | |
|---|---|
| 國民十分の三<br>共和十分の三<br>民主十分の四 | |
| 國民十分の三<br>共和十分の三<br>民主十分の四 | |
| 國民十分の八<br>統一十分の二 | |
| 國民十分の七<br>共和十分の四<br>民主十分の三 | |
| 國民十分の六<br>共和十分の二<br>民主十分の一 | |
| 國民十分の一<br>共和十分の六<br>統一十分の三 | |
| 國民十分の三<br>共和十分の四<br>民主十分の三 | |
| 國民十分の二<br>共和十分の三<br>統一十分の四 | |
| 國民十分の四<br>共和十分の四<br>民主十分の二 | |

右表は現時の形勢により上海に於ける各政黨關係の主要人物の所言を參酌して推算したるものなれども選擧競爭漸次激烈の傾向あるに付總選擧の結果は固より多少の變更を來すべく或は多少の無所屬議員も有之べく且當選後自己の利害により變黨者の出すべきは免るべからずと豫期せらるゝも大勢には大なる影響を來さゞるべしと認めらる。

之を要するに支那將來の政界は卽に對內關係に基きて其前途を觀測せんか或る時機迄は急進主義なる國民黨と漸進主義たる共和民主兩黨が一致の行動を取るか或は民主黨が國民共和兩黨の間に介在する一大政黨として兹に三大政黨の鼎立を見るに至り統一黨は或る時機に於て主義及利害を共にする大政黨に合併するか或は政界の一部に存在するの外なかるべし斯くして大總統たるものは適當なる政黨操縱を行ひて共和政府の發展に努力するものと觀測せらる若し夫れ支那の國際的地位より前途を觀測せんか各國の壓迫財政の窮迫乃至は共和後の紛擾に鑑み樂觀悲觀相半すと雖も吾人は敢て同文同種の好き奎語を唱へず我國と利害を共にする東洋保全大局の爲めに今後支那國民の自覺により國民の心理を根底より一變し此の新思想により支那國家の維持發展に努力せんことを切望す。(完)(同上)

# 支那に於ける列國の勢力

關東都督府參事官　大內北之助氏談

巴爾幹戰爭は列強の極東經營の手を緩めしめて居るが、媾和成立と共に極東經略は再び列強政治家の頭腦を支配すること歷然である、否な平和的戰爭は此の巴爾幹戰爭の間にも支那の商戰場に行はれて居る、最近創立された英國工業技術協會の如き其の一例で、支那に重大の關係ある我國は決して等閑視することが出來ないのである。

蒙藏の獨立問題からして、往々支那分割抔を論議して居る者もあるが、それは大なる誤謬で、支那の領土は飽くまで保全し、其の平和的福利を增進せねばならぬそこで我帝國の支那に對する政策如何は刻下の大問題であるが、列強の對支那政策が一步は一步と堅實鞏固を來しつゝある今日、最早や從來の如き空漠な政策を許さない。それに付いて最も必要なことには支那に於ける列國の勢力消長を知る事である、近來我國にも眞摯忠實な支那研究者が出來て、支那に關する有益の著書も出るが此の列強勢力の分布狀態を詳述した物がない、是れは頗る遺憾な事で、余は公暇に此等に關する材料を蒐集して居る、調査の簡單に出來るものもあるが、中には頗る困難のものもある、余の調査標準は、

一、政治上　租借地、軍艦、軍隊、傭聘人員(各部各省の顧問、教習、稅關吏等)領事館、郵便電信、無線電信、居住人民數、專管居留地、新聞雜誌刊行物

一、經濟上　鐵道、航海(碼頭)、航路補助、銀行、鑛業、商業、船渠、水道、電車等各事業、借款、外國放資、合同事業

一、教化上　學校、醫院、慈善事業、學會、協學會、外國留學生

一、宗教上　傳道數、教會數、傳道の狀況傳道會社保護、教會事業、支那に對する勢力

で、之を分類すれば猶ほ幾多に細別する事が出來る、此等に就き充分に其の眞相と內容とを調査研究したならば、獨り我國對支那政策の參考となるのみ

ならず、意外な事實を發見するであらうと思ふ。言ふ迄もなく、支那に對する列強の政策態度は時代によつて變遷推移しつゝあるに從つて、列強勢力の消長も始終變動を免かれないが、前記の事項を調査研究すれば列強が支那に對して如何なる政策を取りつゝあるかゞ一目明瞭となり、我帝國も如何なる政策を取るべきか取られねばならぬかを解決するに稗益少なからずであると考へる、我國の對支那策は、余の私見を以てすれば、列強と協商し支那の全土を永久保全すると共に、商工業の機會均等を計り、世界の平和を維持し、以て文明の恩澤に浴せしむべきもので、是れは東洋平和の維持者たる我帝國の主として自任すべき事であらうと思ふ。兎に角、敵を知り己を知るは策の上なるもので、支那に於ける列國の勢力如何を知るは目下の緊急問題である。

（滿洲日日所載）

# 支那の文明觀

落木猿

▲非統一的文明

富有な支那は實に宇内の舊邦である。其文明は淵源遠く、世界最古の文明と言ふ點に於ては埃及、印度、波斯、アッシリヤ等に比して到底劣る樣な事はないと思ふ。けれど其文明は一度或程度まで發達してから長い間進歩の跡を絶ち其文明の形式畸形的で非統一的となつたのである。實に支那文明は數千年來少しも變動せない基礎の上に立つて居る、其古今を一貫する國勢の表象とも見るべきものは、彼の黴黑光なき城壁と壞頽苔蒸したる寶塔とに外ならぬのである。

漢唐の昔、潮打空城寂寞回と歌はれ、陳迹惟高塞、寂寞向秋草と詠ぜられてゐるが、今も尚感慨これと同じきものがある、支那の文明は如何にも陰暗である、如何にも幽玄である、其風景に接すれば常に天日の曇るかと疑はれる其村落都邑に入れば暗雲常に街頭を閉すを覺ゆる。また其人民に對すれば憂色常に其面を覆ふを見る。

支那の山河は天曠地濶である。けれどたゞ滿目荒涼である、其間に雄渾偉大の威力の籠れるを見る事は少い、支那の人物には儀容端嚴たる者又無しとはせざれど、虚飾虚禮に飽いた彼等には靈活なる生氣の寓するを認むる事は極めて稀である。誠に今文明の色別をしたなら、歐米文明は白褐色、支那文明は暗褐とも言ふべきであらう。

陰は悉く此處に凝滯してゐる。支那の文物が歷史的に古色の掬す可き物あるは之が爲に外ならずして、此古色こそ卽ち其文明の活力なき反面である。支那の殿堂寺觀、市街道路、生活狀態を一見したものは直ちにこの民族が整齊の美統一の美を全く忘却してゐる事を容易く知るであらう。更に一步進んで其政治道德、工業技術の一斑を窺つたものは更に秩序の美を求め、整頓の美を欲し、禮節の美を思ふ思想が絶えてこの民族に無い事を考へ得べきである。

文章の如きは古代の單純な狀態を其儘繼承して今に及び、其文字の連絡を明にする事、意義を明確にする事、組織の統一を計る事などは遂に考究せられた事がない。

道德に於ても然りである、其儒教は孝を百行の基とし、仁義を說き禮を制し分を正し君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の間には萬古不變の彝倫の教へ、實に懇切を極めてゐるけれど孔子さへも既に當時に容れられなかつた有樣、到底支那民族は儒教を遵守し得る民族でない、たゞ之を實踐躬行して齟らず悖らざるは一人吾大和民族あるのみである。漢以來儒教は國教として、重んぜらるゝ樣になり、其學系は綿々として續いてゐる、且又歷世隨分有名な儒者も出たけれど、如何にせん是れ又繁文縟禮の間に僅に其教を止めてゐるのみである。

世には支那人が假令國家といふ統一思想は有せざるも家族主義に於ては孝悌の道の捨つ可らざるを知れりと言ふ者があるけれど、九族の和親も利己の意義を取り去つた場合には何物をも認め得ぬのである。支那民族が二千年來其道德に於ても一つも變化がなかつたと同時に、既に統一的國家なる思想が極めて少く社會の迷亂、實に慴る可きものがあるではないか。政事に於ても亦同樣である。歷史上全國統一の名は傳へてゐる。卽ち秦、漢、晉、唐、宋、元、明など皆其一代に於て、所謂郁々たる全盛時代を現してゐる。而して其

統一は實際でない、その文明は裝飾に過なかつた、統一時代と言ふけれど、貢賦の制を脫し得た時代はない。その王畿の面積は陝西、河南の間或は直隸江蘇の間の幾方哩に限られてゐた。そして之に數十倍する版圖は其名こそ皇帝直隸の地であつたけれども、其實は貢賦を以て服屬關係を表示してゐるに過ぎなかつたのである。禹が九州の賦を定めてから四千年、秦以來は郡縣制も屢々行はれたと云ふものゝ、郡縣も亦貢賦地方に過ぎなかつた。

郡縣は自然の勢だと言はれるけれど實際封建に異ることは幾何もない。郡縣制の最も發達した今日でさへも、地方官廳は規定の年賦を中央に納むれば事足るのである。中央政府は王畿の政府で決して支那全國の政府でない。而も地方の貢賦が王畿の財政に充てられその收入がよく支出に相當する間は所謂統一の時代であつて、其收入が稍餘裕ある時が所謂全盛の時代である。

歷史上盛時と呼ばれた時代には、京師を中心とせる間に於ては多少の文明をなし、所謂王政を見てゐるけれど、支那全國より見た時は天下の太平は地方に何等の利益も與へてゐない。たゞ京師に於て官府の組織、法令の宣布、宮殿寺觀の營造、藩屬酋長の來貢、圖書の編纂、官吏の奢侈等を以て、其盛を謳歌したに止まつてゐる。地方は依然として地方である。

明、清が地方長官を皇帝直屬とし、六部尙書と位を同じくし敢て六部の命令を受けしむる必要なからしめしは全く支那文明の非統一的に基因するのである。漢唐の時府庫充實財力豐なりと稱し、康熙乾隆の時王畿富有、百度備はると言ふたのも、これ地方の貢賦を以て幾千の京官、京兵の俸餉を支出して尙足れりとの意味に外ならないのだ。

支那の民族が一簞の食一瓢の飮、陋巷に在つて其樂を改めずと言ふが樣な其衣食住を一見した時は、誰も其地方の財力の乏しきに驚かされるに遑ひない。中流社會の人は少なく、上流に位する者は全國戶數六千萬の中恐らくは四五十萬に過ぎないと聞いて、更に驚を增すの外はない。その四億の人口中大部分の者は其衣食住粗惡にして身を養ふ事が出來ず、生を保つに足らぬのは、其能力が劣つてゐる大因である。支那人の能力は有限である、この有限が其文明の統一を缺き、棄亂を惱むるに至らしめた一原因である。凡そ單から複に入り、進んで統一に達するのが事物進步の原則である。それに支那の文明は單から複に入り、複更に複に入り、個々の發達も亦茲に有限となり、社會の事物は悉く壞腐に歸してしまつたのだ。

▲非統一的地勢

上述の如く支那文明が非統一的であるのは、其地勢と大なる關係を有してゐる。陝西、河南、山西の間に起つた夏、殷、周の文明は其後數百年を經て始めて九州に普及した。けれど一度散じた文明は容易に收拾する事が出來なくなつた。秦の始皇、一世の雄を以て之を統一せんと企てた。けれど咸陽の一炬覇圖また見る事が出來なくなつた。其十八省の平原地帶は黃楊事の流下した沖積層を以て成り、地勢は非統一的で、而も純乎たる分立の地勢でもない各省の境界は河流や山系に依てゐる。而かも其山とても越ゆ可らずと言ふ樣な高峻なものは少ない、陝西、四川、雲南、貴州が三大流域の上區に位して稍々獨立地勢を有してゐる、けれど其他は大抵分立割據の地勢を備へてゐない。長江一千哩の水は天の南北を限る所以かと嘆ぜしめたけれど（三國の魏の文帝南下して南京を攻めんとした時の言）常に南北合一の王者が相次いで居る。そして廣東、直隸相距る一千四百哩土地が餘りに廣い爲め、全國合同の計は常に完全に出來なかつた、歷世統一の名を以てその實統一する事の出來なかつたのは全く地勢に依るのである。

戰國の七雄分立、三國、南北朝五代の列國が各々其智を盡し其力を研いた爲め、其文物の發達を助けたと言ふ事は疑もない事實である。けれど割據競爭の時代は大抵短くて、散漫な合併の王朝が常に長く、支那文明は全く地方相競ふの大利を失つたでのゐる。

若し海岸の屈折、山東の半島のみに止まらずして楊子江流域に一大灣をなして南北に分ち、長く合一する事の出來ない地勢であつたなら、支那の文明の發達の形式、實に想見す可きものがあつたに遑ひない。歐洲の海岸線が比較的長くて半島も多く自ら列國を分立せしめたのは、其文明の進步に大なる利益を與へてゐる。亞細亞が大陸的であると歐洲が海洋的であるとは、其文明に影響した所甚だ大なりと謂ふべきである。

支那の地勢が純然分立的でなく、それかとて純然たる統一的でないのは各方面の事物に影響してゐる、其文字の上にも其文章の上にも其政治の上に

も、アリ〳〵と認められる。即ち各地多少の習慣を異にする爲め、一地方に範となるべき文字、文章、政治がない。此等は皆大同小異に基き、大同小異は其地勢に依る事多いものである。

凡そ大に異られば勝れて發達する事がない。歐洲の列國が各々特種の長所を有するものは、大に地理と關係あるを見るべきである。支那が驚く可き個人的であるのは、其經濟的狀態が非常に低く、生存競爭の激甚なる爲めである。且つ其生存困難なる理由は、地方獨立の實を擧ぐる事六ケ敷い爲である。物産に富み衣食充分な地方は常に貧窮の外民の流入を防ぐ事が出來ず、北方不毛の民は常に黃河に下り、黃河一帶の物産少なき地方人民は常に揚子江に下り、民族の移動極めて激しくして、而かも自然的人爲的に之を防ぐ物なく爲めに富地も富地たること能はず、一人富地を保有して完全なる政治を布くと云ふが如き邊は遂に無いのである。又之と共に北方の民は刻苦經營して天然の恩惠足らぬ所を補ふ方法などは考へない。會々一區域に於て稍々發達の跡を現はす樣な事があれば、直ちに所謂王者の攻伐を蒙る。爲めに地方人民の恒産、地を拂うて空しと言ふも過言でない。

斯くの如くにして其社界人情は成立してゐる。凡そ生存競爭の激甚なる事が國民を個人的にすると言ふ事は支那ばかりではない、歐洲各國も亦既に是れと類してゐる。けれど彼に於ては天然の利益少い地方は日夜この不利を補ふの方法計畫を怠らない、且又列國は各土地に據つて其力を養ひ外人を容りに入る事を許さない。斯くして近世國家を組織し得たのは全然支那と傾向を異にしてゐるものである。

今支那の狀態を吾德川氏三百年諸侯領土の治態に比したらどうか。吾維新後の國基を樹立する爲めには、武を練り學を講じ農を勸め工を勵まし、彼是各藩孜々として勉めてゐるではないか。

之を以て見れば支那の革新は言ふ可くして行ふ　らざるは之を明にすべきである。

吾德川氏各藩の間よく保護發達せしめた各種の技術や學術の一端を以て、清國現時の狀態に比較したなら、其優劣は最も明かで、從て吾德川時代の國民の膂力と支那現時の人民の膂力と甚だしき差異ある事を考へ得るのである

▲南北文明

支那文明は黃河流域に産する粱粟と楊子流域に産する稻麥とを以て說明する事が出來る。或は又北方の高粱酒と南方の老酒とを以て說明する事が出來る。黃河の流域凡五十萬方哩は黃土を積んで成つた平原が扁條と續いて、草木少く黃沙が常に天に漲つてゐる。たゞ溝洫を開いて粱粟を植えて其主食物としてゐる。之に反して楊子流域八十萬方哩は沃野千里に連つて粱麥五穀に富んでゐる。青山綠水の美は稱であるけれど、北方に比して數等優てゐる事は誰も知つてゐる事である。

此天然の差が遂に二種の文明を形造くつた。黃土一帶の地に生じた北方文明は純然たる古典的のものであつた、沃野一帶の地に生じた南方文明は種々色彩を帶びてゐる、「寬柔以て無道に報ぜざる南方の強なり、金革を衽にし死して厭はざる北方の強なり」と言ふ孔子の言は又以て南方の異れるを明にしてゐる。

支那の社會組織や政治、道德は皆北方の文明に基ゐて作られてゐる。北方の古典は今も猶繼承せられてゐる、實に南方は常に北人に制せられ、特種の學術思想を立つる事は極めて稀で、たゞ北人の敎ふる所を遵守したと言ふに過ぬ、之は全く漢人種が漸次に南下して其所謂北方の强を以て葬りに南方の弱を壓して、其粱粟の不足を補ふに米麥の豐美を以てした結果に外ならぬのである。

夏、殷、周、秦、漢、唐、宋は皆北人の代表者で、黃河流域に帝王を稱したものである。南では戰國の楚、三國の吳、南朝などに於て僅に其代表者を見たばかりである。楚の壯王北上して天津橋上吐譎の聲を聞き「地氣南より至る」と言つたけれど、南人が何事も爲す事が出來なかつた。南宋粵海に覆沒して又還らず、遼、金、元相次ぎて南下し楊子流域は胡塵に充ちた。明も二世三十餘年にして金陵を棄てゝ北京に都を移した。南の豐富なる五穀文彩ある絹布は、王域に群集せる幾多の官吏の衣食を美にしたに過ぎぬのである。隋、唐、宋が河南、安徽、江蘇の米野運河に力を盡し又元、明、淸が直隸、山東、江蘇の運河に最も勞苦したのは、一に其美味な米を南より徵集し、之を北人の卓上に備へて盛方貢獻の盛なるを喜ばんが爲めであつた。

其武力の點に於て南人は到底北人の敵でない。其文明に於ても南人は又北人の典型に則るのみで、北方爲政者の思想は古典を範とし保守を主義とし民を愚にする事を勤めて、民の生計を豐にし利福を進むる事なぞは考へない。其古典の說く所は千載不朽の繩準ありと言ふも、其保守主義は古典の精神を放棄して省みず、たゞ徒に形式に倣ふたばかりである。

歷世の王者には英傑の士もあた、王佐の宰相にも人物があたけれど、春秋戰國の間に一度大版圖に普及し一散又集收する事の出來なかつたのは、政治の不統一を如何ともする能はなかつた爲めであらう。支那歷世の政治家中、眞に支那の發達を計畫した者とては實に無かつたと言ふてもよい位である。其行政は所謂六部を不變の典としてゐる而かも吏、兵部は文武官の任免を、戶部は貢賦收支を、禮部は宮中の典禮を、刑部は刑名の覆核を、工部は北京の營繕を司るに過ぎない、人民の利弊に關する事や、安危に關する事や殖產經濟の緊かる所なぞは一つも其方法を講じられてゐない。地方の政治は長官に全權を委任してゐるが、地方の長官は又中央の樣に爲す所は更にない。たゞ其權職は殆ど徵稅と裁判とに限れるの觀がある。今に至る幾百年勸農だの開墾だの、水利などの行政の名は在つても遂に行つた事がない。

實に北方の爲政者が常に相變り其爲す所は常に相同じく、南は永久かくの如き政治に從ふのみである、實に南人が豐富なる物產を以て廣大なる土地を以て其文明を一改し能はなかつたのは天物を曝殄して、敢て文明に利益する事がなかつたのは更に憾むべきである。然りと雖も時勢は既に推變した、北人の雄を恃む所幾何もなく南人の富も恃む所また幾何もない。南人亂に百年の公憤を發し、三千年來の古典文明を一變せんとするも時期は既に遲い其秩序なき衰殘の民力を以て如何なる政治を布き如何なる文明をか作り得るであらうぞ。要するに世界は支那の南北分爭の如きを問題とせない。その共和か立憲かを問題とせない。問題はたゞ支那民族を如何にすべきかと言ふ事に存してゐるのである。（臺灣日日）

# 支那社會統一の理想に就て

江部淳夫

（一）

オーギユスト、コムト其實理政學に於て、實理哲學の所說を補はんが爲に新に人道敎を說き、且つ個人の進步と社會の秩序との實際的調和者として宗敎を指摘したるは、恰も王侯將種無きを喝へ、民主思想の徹底を要求しつゝも、猶且君主を認め、君位の天命に依るを認めたる支那人の思想を說明し規定せんとしたるものなるかの觀ありとも云ふべし。宣統三年の秋、武漢の軍、戈を倒にして以來、年を越えて中華民國政府を建設し、大總統を擧げ、爛熟せる支那の國政に向つて、坤軸の面目を與へんとしたる、事は則ち壯なりと雖も、果して此事を以て此勢の遂げらるべきか否かは俄に斷じ難からん若し新政府の創設と共に、社會統一上の新理想創建せられざらんか、遂に生命なく精神無き國家を描き出すに過ぎざらん。翻つて之を思ふに、形式の變化を欲して止まざる支那人は、古精神の破棄を厭ふ支那人なり。乃ち支那社會を統一し來りたる根本的思想を闡明して、彼等に臨ふるは、單に學徒の任のみならざるべし。斯一篇ある所以なり。

（二）

惟ふに宗敎は感應を以て其眞諦とす、如何なる放伐、如何なる壓迫の餘に成りたるかを問はず、その成るや則ち一定の秩序を保ち得たる支那の社會は、要するに天人の交感を以て其心としたるに因らずんば非ざるなり。かの神に仕ふる者の聖者たるか、人に仕ふる者の聖者たるかは暫く之を問はずとするも、支那の上代にありて、所謂一君が、夙に天命を奉じて人民に仕へるの著しく、人民に仕へて猶且つ至上の尊敬をうけたるの狀を察せば、畧ぼ思半に過ぐるものあらん。學者或は國家の由來を論ずるに、神權說、契約說、强力說を擧げんとす、今試みに別名を彼等に與へんか、天命說、民主說、覇道說とも言ふべきか。而して支那の天命說は同時にまた民主說なること云ふまでも無し、而して又斯說の基本たる天神、人鬼、地祇の三觀念が如何に支那の人

心を支配したりしかをも察し難からざるべし。

今茲に企つる一小論は此三觀念が卽ち支那統一の思想なるべきを明にし、因みに支那社會の原理が祭禮の一大綱に攝めらるべしと考へつゝある卑見の一端にも觸せんとするものなり。

（三）

未だ生を知らず、焉ぞ死を知らんといひ、未だ人に事ふる能はず、何ぞ鬼に仕へんといへるが、儒教果して宗教なりや否やを決定すべき一標準語なりとは古來相傳ふる所なり。蓋孔子一代の教說のよく時代人心を指導したるは掩ふべからざる事實なりと雖も、これと共に漢人國ありて以來、一貫して渝らざる思潮の脈々として彼等の血管を流れ來れるものあるは、一度び、支那社會の眞相を目睹したる者の成な首肯する所にして、儒教以外の文獻、習俗の之を立證するあるを遑るべからず。乃ち孔子の天命觀以外猶ほ一個の天命觀あるを疑ふを得ざるなり、天神、人鬼、地祇の開却せらるべからざる所以なりとす。

孔子は靈魂について曾て確說を做さゞれども、墨子に靈魂不滅論あり、列子に靈魂論あり、莊子に靈魂不滅論あり、王充に靈魂滅盡論あり、遙遠に神不滅論あり、鄧道子に神滅論あり、范鎭に神滅論幷に其反對論あり（高瀨博士支那哲學史）

底論必ずしも一に歸せずと雖も、形卽神なりや、精神の所在如何、若し神滅すとせば祭禮を如何等が上代思想家の問題なりしは疑無し、殊に范鎭の如きは、幽靈を信ぜざれども、鬼神を信じたりとさへ傳ふ、要するに神、鬼祇の論は、單に學徒の文獻のみならざりしは明なり。

請ふ先づ天神の意義を攷察せん。天を擬人化して之に宗教的意義を賦加し以て我が運命と生命とを歸託したるは長く東西國民の通義たりしが如し、支那に天神の熟語ある亦實は之に外ならず。古來支那人が天に宗教的意義を與へたるは、勿論文獻未有の際なりしなるべきも、孝經記する所の左の一文の如きは先づ天と上帝との關係を說きたるものゝ一なりといふべし。

昔者周公郊祀后稷、以配天、宗祀文王於明堂、以配上帝。

后稷を郊祀するに天を祭げ、文王を宗祀するに上帝をあげたる周公の意の那邊にありとなしたりやの著者の見解明ならずといへども、天を上帝との二目が必ずしも文飾にはあらずして后稷文王を祀るに當りて、古來の思想たる此二目をあげて兩者の尊を加へんとしたるものなるべし。然らば則ち支那人の宗教的思想の根底が天にありし所以も亦併せ彷彿すべきなり。更に上帝の名義について考ふるに、こは單に天といふに比して、稍精確に支那人の思想を窺ふを得べきが如きも、遡んで之を神化するに遑んで、明かに社會上下の調和者としての天の力を擬人化したる天命の觀念を理解するをうべし。左傳莊公三十二年の下に、秋七月有神降于莘といへるを釋し、併せて惠王に答へたるに曰く、對曰、國之將興、明神降之、其德也、將亡、神又降之、觀其惡也、故有得神以興、亦有以亡、虞夏商周皆有之此。又我が古俗弓矢八幡……天地神明も照覽あれ、八百萬神の前に誓うて云々といふが如きも亦此意なるべく、彼我社會の相似たるを見るべきと共に、支那社會の調和力の在る所察すべきなり。

猶ほ此ここに一言すべきことあり、易の天之神道の說是れなり、易觀は曰く觀盥而不薦有孚顒若、彖曰大觀在上、順而巽中正以觀天下、觀盥而不薦孚顒若、下觀而化也、天之神道而時不忒、聖人以神道、設敎而天下服矣と。天之神道は如何の實意ありしものなるかは、俄かに斷じ難しとするも、天に諸道あるべからず、天道卽神道なりと觀たるものなりとすべし、然らば則ち天の人に於ける甚だ親密にして、人道天理を繹りて開展し來るもの卽ち天道の顯現なりといふをうべからんか、天佑といふの意義の如き或は道程に入りて求むべく、近世哲學の世界意力說、意志創造說はた東洋に於て夙に之を觀たりといふべからん。易大有に、大有元亨。彖曰、大有柔得尊位大中而上下應之曰大有、其德剛健而文明應乎天而時行是以元亨○彖曰、厥孚交如信以發志也威如之吉易而无備也、上九自天祐之吉无不利○又曰大有上吉自天祐也とあるは革卦の湯武革命云々の跡と相應じて知命、安命の外、信命の一目を加へて、國民道德、社會道德の源流を稽ふべしとする我が說の一證據ともいふべく天神の人に於ける能力を語れるものとも言ふべし。

星野博士が三皇五帝考（史學雜誌二〇ノ五）の中に天、帝、神の觀念を說かれいるは其志もとより三皇五帝の說を立てんが爲なるべきも、又天の神格化を

論じたるものとしても之を窺ふをうべし、敢て讀者の參看を待つ。

（國）

古來支那人の根本思想の一たる天神に關する考察は、遂に人をして支那の社會の運勢をも卜せずしては止まざらしめんとす、實に天神は惹國史上の神話的假作に非ずして、滾々として盡きざる支那人の思想の根底なれば、人若し之を逸せんか、到底完全に支那人を解するを得ず、支那文化の由來を知るを得ず、はた支那人の化力の熾なる所以を辨ずるを得ざるべし。少しく外人の所觀を附記せんか、多くの著者の中ケーラスの「支那思想」の如き一個の時色を有すれども、流石に要を得ざるもの多きに似たるが、同じく之を論じたるが中にも、ド、グロトが「支那人の宗教」に於て、開卷第一に「支那の宗教は果して世界的宗教なりや、且つ然りとして研究するの價値ありや」と提議し、要するに、支那の宗教は、支那の土地に於て自發せるものなり」と斷じ、さて、Unigersalistic Animism Polydaemonism. Ancestralworship. Confucianism. Taoism. Buddhism.等を論じたるもの、間々人をして首肯せしむるものあり。今試みに吾人の主張と近似せる一二の言論を摘出せんか、氏は先づ古來支那人が戰ひたる鬼神の面目を剔出して、之を陰陽二氣に配し、非物質的、雰圍氣的なるものについて、其知並びに德の一部を形づくるものを神と名くとし、凡そ地上なる所有惡德情性を代表するものを鬼と名くとし、進んで死生觀に入りて、生は卽ち是等の靈の團聚せる所、死はその消散せる所にして、神を以て天或は陽に鬼を以て、陰或は地に配すべしとし、而して人は夫等を包含する大宇宙より自發せる小宇宙なりと觀じて、所謂天地人てふ宇宙觀を作り出せりと斷じ(31—4)、且つ剛儀生ずる所の道は卽ち人の道なりとし(16)、道は卽ち秩序なりとし(20)此陰陽の表現たる鬼神に仕ふるを以て支那のユニヴーサリスチック、レサジオスの正儀なりとし、進んで支那人各自の靈界との關係の研究は、靈界自體の研究にして、卽又彼等の宗教の研究なり、換言すれば人類の大多數間に存するアニミズム、マソツク、アイドレートリーの研究なり、同時にまた習俗、信仰、及儀禮の研究なりと論じ去りたり。是れ蓋し支那の文獻を會得したる者の言なりといふべし、惟だ氏が Course of nature（道）との調和によりてのみ人の行動は意義あるべしといひ(52)遂に道教こそ支那人の宗教なり(55)と喝破せるは、論序は則ち可なれども、一部を以て全體を斷じたるの恨なしといふを得ず。換言すれば、道教的思想が支那社會組織上の要因たり原理たるは、吾人も之を認むれども道教の一を以て支那社會統一の原理となさんは聊か誰かるべし。若しそれ氏が鬼と戰うて勝たんが爲に、神に祈るの精神より儀式の起れるを論じ、此儀式の司宰を家長に歸し、遂に祖先崇拜を以て國定宗教となすに至れりと論じて(62、79)天子てふ名目に關する支那人固有の儀解を認定したるは、(118)鬼に對する觀察は暫く之を別として動もすれば粗枝大葉に止まらんとする外人支那學者中の錚々たる名を辱しめざるの論なりといふべし。遽爾吾人の本論文は此種嘖嘖疏影論、以上捺腮而看の境地に入らでは止む能はざるなり。

（五）

天を人格化して之に神の名を與へ、作せて之を社會構造の原理とせるは支那社會の一特徵なる事略ぼ之を述べたり猶少しく祭祀する所あらん。禮記檀弓上に曰く、其曰明器神明之也、注云、言神明死者也神明者非人所知故其器如此、と、又曰く、夫明器鬼器也、祭器人器也、と、神人の別を明にしつゝ、猶ほ其一致を觀んとするの狀頗る趣味ありといふべきならずや。暫く天、神鬼と人との關係について考察せんに、易乾傳に、夫大人者與天地合其德、與日月合其明、與四時合其序、與鬼神合其吉凶、先天而天弗違、後天而奉天時天且弗違、而況於人乎、況於鬼神乎。といへるは、よく天人の調和を得て、社會の發達を促成する所以の準備を觀るべきなり。而して神を單に神と觀たるも鬼神と觀たるとの差異が果して那邊にありしやの點と、それ等が人に對し有效なりし度合との觀察は左の文よく之を語る、易繫辭上云く、唯神也、故不疾而速、不行而至云々、是故聖人以通天下之志、以定天下之業、以斷天下之疑、是故蓍之德圓而神、卦之德方以知、是以明於天之道、而察於民之故是興神物以前民用、制而用之、謂之法、利用出入民咸用之、謂之神、是故天生神物、聖人則之、天地變化、聖人效之、天垂象見吉凶、聖人象之河出圖、洛出書、聖人則之。又曰く、精氣爲物游魂爲變、是故知鬼神之情狀與天地相似、故不違、知周乎萬物而道濟天下故不過、樂天知命、故不憂、故神无方而易无體。又曰、顯道神德行、是故可與酬酢可與祐神矣、子曰、知變化之道

者、其知神之所爲乎と。是れ實に神德を明頌し、人格神の活動を敍して至れるものといふべく、隨うてまた古來民族が各皆有したる天の觀念を神格化して）之に活力的意義を賦與し更、に之を人格化して、之に現世の秩序を託し之を祭の上に發揮し來れるもの眞に是れ支那社會の命脈の一なるを知るべし。次に人鬼の意義を詮索せん。

（八）

支那の家族制が、古今東西に亘りて果して完全第一のものなりや否やの俄に斷定し難しとするも、その祖先崇拜が支那人が未だ有史的發達を遂げざるに先だち、夙に彼等に特有なる宗教的思想に胚胎して、家族制の根柢を做したるものなるは、上述天神の說明か之を明かにしたるべきを信ず、何となれば、天神已でにありとせば、人死して此先天神の懷に入り、彼の恩寵の下にありて、よく其子孫を監保するものたる後天神の觀念の起り來るは、必ずしも思想上の錯覺など言ふべきには非ざる理由あればなり。且つ、自然存在的神に目的々存在性を賦與して、人界の幸福を增進せんとするの必ずしも古代事相に限局すべきの理無く近世或は宇宙意志論に加ふるに、意志目的論を以てして、宇宙觀を樹立せんとする趨勢すら是れあり、殊に、古く陰陽五行觀、易觀を發達せしめたる國民にとりて、かゝる企てのありたるは極めて自然なるといふに、彼等が之を以て社會組織の根柢としたるは、巧妙に過ぐるの觀こそあれ、毫も怪むには足らざるなり。茲に天神觀についで、人鬼說を提撕せんとするは、創造にあらずして說明なり、臆見に非ずして定說なりとも謂ふべからんか。

もとより支那人の思想といへども、必ずしも一律なりといふを得ず、之を大にしては南北孔老の別あり、之を小にしては諸子百家各其見る所を異にするあり、已でに左傳の如きも鬼神非人實親惟德是依といひ、禮記また鬼神之德不雲昧といふ、殊に一層皮肉なるは論語に非其鬼而祭之諂也といへるが如く、鬼神を以て德の名とせる亦自ら一見識なりといへども、兎も角も鬼神觀が社會原理たりしは奪ふべからざるの事に屬すといふべし。人鬼否定論者少からざるが中に後漢の王充は先づ鬼と神との別物なるを論じて、或說鬼神陰陽之名也、陰氣逆物而歸故謂之鬼、陽氣導物而生故謂之神、神者伸也（論死篇）といひ、又鬼は我が精神の病的幻影なりとして、凡天地之間有鬼、非人死精神爲之也、皆人思念存想之所致也、致之何由、由於疾病、人病則憂懼憂懼見鬼出云々（訂鬼篇）といひ、猶又、鬼を釋して、一曰鬼者人所見得病之氣也、一曰鬼者物之精也、一曰鬼者本生於人時不成人變化而去、天地之之性本有此化、非道術之家所能、一曰鬼者又甲乙者天地之別一本作剖也、一曰人且吉凶妖祥先見、人且死見百怪鬼（同上）といひ、又薄葬篇に於ては、墨子流に鬼は無知なるが故に厚葬するに及ばずとも葬祭は禮なり、鬼の知不知によりて禮に輕重あるべからずともいひて、縱論橫議盛に人鬼の妄を排じ、以て祭禮を拒斥せんとせるが如きも、是れ畢竟一種の反對たるのみ、彼の根本思想の吾人が已でに述べたる支那思想を出でざるものたるは、此引文にても察し得べきなり。桂湖村等が論衡を論じて、一、事物の輕重を論じ、二、世を憤り俗を嫉むの餘に成る、三、天命の一定不可易をのべ、老子の天道自然說を述ぶ、四、國詐の長短は政事の得失に擬らざるを論じたり云々（漢籍解題）といへるは、吾人の所見と全く揆を一にす。一見鬼神論に極力反對せるが如き王充の見解にして猶且然り、吾人が天神論についで、人鬼論をなす、決して事を好む者にあらざるは明かなりといふべし。

二十世紀の思想界を風靡するが如き所謂科學的人生觀は、かの靈魂論の如きを以て十九世紀式宗教哲學者等の玩具と見做さんとすと雖も、人はもと理知のみにて活くるものに非ず、就中感情に關する事項は時に或は一般文明相と異りたる色彩を示さんとす、吾人が曾て靈魂に關する考察に立脚して、社會組織を論ぜんとしたる事あり、今又人鬼の說を提げて支那社會の裡面を窺はんとするある所以なり。

（七）

禮は生を養ひ、死を送り、鬼神に仕ふる所以なりといひ、明にしては禮樂あり、幽にしては鬼神ありといへる禮記の記者の意の那邊にありたりしやは想像し易からずとするも蓋支那社會の基礎原理を求めて祭禮の事に及べる者と志を同じうするものならんか。惟だ茲に人鬼を論ずるに當りて一個の問題たるは、如何にして人鬼と天神との交涉を論立すべきか是れなり。然り道般の事恐らくは庶論百出なるべしと雖も、吾人は之を以て、民族の信念に歸せ

んとす。案ずるに、易繫辭下に、古者庖犧氏之王天下也……近取諸身遠取諸物、於是始作八卦、以通神明之德、以類萬物之情云々といひ、路史また、大昊伏羲氏爰興神鼎、制郊禪、卽命臣老龐登覽使鬼物以致群祠而什禹之○炎帝神農氏謹時祀盡敬云々○黃帝有熊氏始有天地、神民時物之官各司其序云々といひ、史記五帝本記また、帝顓頊高陽者依鬼神以制義繫誡以祭祀云々、帝嚳高辛者、層日月而迎送之、明鬼神而敬事之云々といひ、路史また重れて帝堯陶唐氏制咸地之舞以享上帝、作七廟立五社、以享先祖云々といへるは、一方より之を觀れば皆夫々に支那發生觀なりといふべし。

假令諸帝の事蹟が假構なりとするも、神話は遂に社會創生の狀を語り、且つ國民信仰の唯一根基たるものなるより以上、支那に於ける祭禮の精神略ぼ察しうべし。殊に、作卦通神の一句明かに天神と、天神の恩寵を荷ひつゝある人鬼との關係に對する信念を語りたるものなるを思へば、獨り人鬼の思想を觀るべきのみならず、かの天命主義、拜天思想、家族觀念の濫觴亦甚だ遠きを思ふに足るべし。吾人豈好んで鬼辯を弄するものならんや。若しそれ神者天之徒、鬼者物之徒といへるが如きは、自ら又別個の問題として之を取扱ふべきなり。

（八）

四曆一九一二年中清に起りたる革命を以て、或は人種感情よりすとなすあり、或は思想上の革命なりとなすあり、何れも一理ありといふべし。吾人は嘗て曾國藩、左宗棠等が誤つて清朝の忠臣となれるは、實は太平黨が支那古來の習慣を破壞し、宗廟を無視し、孔孟を疎外したるを憤りて、同人種たる洪秀全の徒を夷げたるものなりとする見解の當れるを思ふとゝもに、今次革命の徒たる黎、黃、宋、章等の心事が果して那邊に在り、かの行動が果して那底に到らんかを知らず、且つその結果の社會上の革命としては何程の事功を遂ぐべきかを知らずと雖も、恐らくは吾人が本文に陳べたる主旨を一貫せでは、漢人社會の統一の如き遂に期し難かるべし。換言すれば、人鬼の觀念は、決して單にかの厚葬薄葬論などの樣的に止るべきものに非ず、是等は寧ろ流弊に堪へずして起したるの論なるべく、墨子たり、王充たる者、何ぞ此支那一統の精神を看取せざるの理あらんや（墨子明鬼篇、王充「祀義」「祭意」等參照）。

（九）

吾人とても人死して二氣となる、陽魂は天に登りて神となり、陰魄地に入りて祇となる、鬼は歸なりとするが如き一種の形而上論に脅かさるゝものに非ず、只此信念を尊しとするのみ。然り此國民的信念たるや、支那人をしてかの七丘の傳說を有するローマ人の沒落したる後、猶ほ依然として世界の一勢力たる社會を有せしむる唯一の根柢なりとすべき理由あるを以てなり。我國の眞精神たる「位ヲ皇祖皇宗ニ承ク」といふ思想は、勿論神話を以て呼ぶべきに非ざるべきも、しかも亦誰かこれを以て人鬼の觀念を有せずと斷ずるを得んや、天命といふ觀念にはあらざれども、「祖宗ノ威烈云々」の語中に藏する妙味を味ふ者にして、始めて社會的國民的信仰の强力をも味ふを得べきなり。

書舜典に、帝曰咨四岳云々、蔡注曰、三禮祀天神享人鬼祭地之禮也といひ史記夏本紀に禹薄衣食、致孝於神鬼といひ、周官また宗伯掌邦禮治神人和上下、蔡注曰、治天神地祇人鬼之事、和上下尊卑等列云々といふ、二十四史歷代皆此事あるを見るべし。猶ほ終りに、孔子が三代の弊を論じたるものとして傳ふる表記の一節を見るに、子曰夏道尊命、事鬼敬神而遠之、近人而忠焉、先祿而後威、先賞而後罰、親而不尊、其民之弊、蕩而不静、勝而無耻。周人尊禮、尙施事鬼敬神而遠之、近人而忠焉、其賞罰用爵列親而不尊、其民之弊、利而巧、文而不慙、賊而蔽。子曰夏道未瀆辭、不求備、不大望於民、民未歷其親、殷人未瀆禮、而求備於民、周人强民、未瀆神而賞罰利罰窮矣云々といへり。是れはた簡語得要の辭か、夏は命を、殷は神を、而て周は禮を尊べりといへるは、本より必しも武斷而得を以て容すべからずとするも、その要を掲げたるは同感に値す。殊に子が當時のコンエンシヨナルモラリテを紛議したる意氣の甚だ昂れるは、會々以て當時の時代精神を察するの好資料となすべく、我國に於て、迷信打破の功を樹てたる僧親鸞が「かなしきかなや道俗の、夏時吉日えらばしめ、天神地祇をあがめつゝト占祭祀をつとめとす」と憤慨せるものと同巧なりといふべし。かくて弊を

弊として其精神を觀取すべし。

（一〇）

天神を論じ、人鬼を論じ來れる筆は、終に地祇に關して亦一言無くして止む能はざるなり。已でに述べたる如く、吾人は魂の地に歸して祇となれりや否やの詮議に臆測を逞うせんと欲するものに非すして、地祇提出萬物者也といへる說文の意に從はんとするものなり。それ三才の觀念たる古民族皆概れ之を有す、「天神引出萬物」を考へたる支那人の之に想ひ到りたるや極めて通常の事となすべし。且つ地が能く萬物を生じ、能く養生を培育するの狀を見て、之に謝し、之を拜したるは、眞に厚はしき信念の表白なりといふべし。周制に掌建天神地祇人鬼の禮云々といへる、是れはた單に制度上の用語たるのみには非ざるべく、社、土主、城隍の尊ぶべきを考へたるは、實に支那人の土地國家、土地社會觀念の强固なりしを察すべく、以て地祇亦支那社會統一の理想たりとすべき理由を觀るべしとす。

要之、天神、人鬼地祇は支那人の原始社會組織に際して、已でに重要なる觀念たりし事、そが國民的信仰、社會的信仰として、發歷史を閱するも、遂に渝らざる一個の面目を有する支那社會の基礎原理にして、併せて社會化力なりしを斷じ、今後の支那社會も亦此原理に立脚して統一せらるべしといふもの、此一篇の主旨なり。誰らざる處、誤れる所定めて多からん、切に博雅の高敎を乞ふ。

附記　吾人支那社會基礎原理の研究に志して以來玆に日あり、頃日漸く祭義。祀義。祭の宗敎的意義。祭天と天命論。祖先崇拜論及其思想の發達トーラミズム、フエテシズム、ルヤマニズム、拜火敎等と祭。社會結構力としての制度の淵源。祭の種類。の各編を一括したる祭の一章を脫し了る偶々東亞の光編者のそのうめ草を要求せらるゝに會す、乃ち右數節と共に祭章を成せる「天神、人鬼、地祇」の攻究の一端を擧げ、之を「支那社會統一の理想に就て」と題し寄する事とはなせるなり。曾て本誌に載せたる「今後の支那社會」は、祭禮論を終りて後に來るべきの論中の一節たるは。已でにかの硏之を告白し置きたり。（東亞に光理想號所載）

# 支那の革命と思想界の變化

文學博士　服部宇之吉



余は最初から支那の革命に就て憂慮して居た。それは他無し支那の道德の根本に大變動を來しはせぬかと云ふ事である。支那人が暗に眞似て居る佛國四の革命を見るに、其革命前よりして在來の道德思想が根本より破壞さるゝ傾向があつた。然るに支那の革命に依て道德を根本から改革して行かうと云ふので稍々趣を異にする。元來支那人は極端に傾き易き性質を有し居れば其道德を根本から破壞する事に就ても隨分極端に走りはせぬかと思ひ、之と同時に、支那人自身もその影響する所を大に考へればなるまいと思つて居た然るに果せる哉大分其傾向が見えて來た。卽ち革命中に奸賊として曾國藩を擯斥せるが如き、强ち理由のない事ではないが、然し兎に角學問文章共に近代の巨擘として崇敬を拂つて居た人物に對ひ、俄かに其廟を毀ちて之を侮蔑するが如きは是れ確かに人心の激變し來れる一現象と認められる。

支那の思想界に果して斯る傾向ありとせんか、之が浸漸するときは、遂には忠孝の觀念なるものが、支那の國家は勿論、國家の基本たる家庭より排斥せられ、果は忠は共和政府に必要が無いと考へて來るかも知れない、抑々此忠なるものは、獨り君主に對するのみの道德ではなく、その範圍廣汎にして就中支那に於て從來唱道せられて來た所の忠たるや、極めて廣義の意味を有して居る、彼の曾國藩の行動の如きは全く忠の觀念の發動に外ならぬのである。然るに斯る人物を目して今遽かに奸人視するならば、それこそ支那人の思想界に大變動を及すもので、絕對に在來の忠の觀念を破壞するものと謂つて差支ない。

之と同時に又孝の思想を破壞する徵候も見える樣だ。卽ち親子も夫婦も、絕對に自由平等なるべきものである。共和民主は卽ち平等主義なれば、各自の家庭にも之を應用して平等主義を唱へないと、國家の共和主義と一致しないと云ふ樣に考へてゐらしいが、此事に就ては、支那の識者も多少憂へて居る樣だ。家庭に平等主義を移し來らんか、勢ひ如何しても孝てふ觀念が破壞

される。現にさう云ふ傾向が見えて居る。而して事此に至らば、更にかう云ふ問題が起る。古來忠孝の教を立て、三千年間支那人に感化を與へて來た孔子に對しては、果して如何なる態度を取るべきかと云ふ問題が起る。否、既に此問題が發生して居る。卽ち或は孔子の廟を毀つとか、或は從來學堂に於て執行せる孔子の祭典を廢止するとか云ふ問題が起つて居る。

現に北京教育部の教育會議に於ても此問題が提出されて居るが、右は支那に取つては實に道德上、教育上の重大問題である。此事に就ては、教育會議に於ても種々議論が起り、未だ何れとも確定しない。其結果中央政府より各省に電訓して、孔子の問題は、國會に於て議決するまで宿題として保留すべく只單にその誕生日に紀念會を行へと言ふ命令を發するに止つた。本問題は國會に於て如何に決議さるゝか解らぬが抑も孔子に對する解釋法は二種より無い、其一は孔子は共和主義に反對であると、解釋するのと、又一は共和主義者であると解釋するのである。若し孔子が非共和主義者であると言ふ議論が勝てば、當然の結果として孔子の祭典が廢止され、其廟も毀たれる譯になる。果してさう言ふ事とならば、支那の社會の各方面に於て、從來孔子に關係を有せる者と物とは悉く採用せられず、且其經典も共和主義者から擯斥されて彼の論語の如きも閲讀を禁止さるゝ事となるであらう。之に反して孔子は共和主義者であると、孔子の說と共和主義とは何等牴觸を見ないと云ふ事となると、其祭典の如きも依然存續せられ、論語其他の經書も從來の通り愛讀さるゝ譯である。

今此問題に付我輩の見る所を一言せんに、どうも非常な曲解を爲さゝる以上孔子は共和主義者であると云ふ解釋を下し難からうと思ふ。獨り孔子のみに限らず、從來の支那の學者は、曾國藩の如き忠君主義を說かないまでも、皆多少忠孝の道を說いて居る。故に若し嚴重に共和主義を適用する事となると此等の學者に對しても、曾國藩に對し孔子に對すると同一筆法を用ひなければならぬ事となる。宋學は忠君を說くのが特色である。故に之に對しても無理に共和主義と牴觸しない樣に曲解して維持するか、さなくば之も廢止しなければならぬ事となる。按ずるに目下變動しつゝある支那人の思想は、今後那邊まで進み行くか臆測する能はざるも、然しどう見ても現代の支那人の思想は從來の思想と絕緣になり、全然新方面に向つて進むことであらうと思はれる。

論じて爰に至れば、次に起る問題は、支那に於ける人心の統一は、果して如何なる方法、如何なる政策を以て企圖すべきかと云ふ案件で、右は現に發起しつゝある事實である。若し不幸にして人心の統一が出來ぬとすれば、國家の統一は如何にして之を行ふべきか、道は實に容易ならぬ問題である。古來如何なる時代に於ても、現に角人心の統一は孔子の精神を基として行はれて居つた。然るに今後若し孔子の勢力が地に墜つるとすれば、之を以て人心の統一を期し、國家の統一を圖ることが難しい、又强ひて孔子の主義を共和主義に結び附け樣としても、それには餘程無理な事をしなければならず、自然的に之を結合させることは難事である又人爲的に無理に行つても決して永續するものでたい、同時に道德の點から考へても、前述の如き思想の變化は支那國民の前途の爲め眞個寒心すべき事ではあるまいかと思ふ。

何れにしても現今の勢ひを以て進まんか、支那人の思想と日本人の思想とは其間に間隔を生ずるを免れない。右は日本も大に考慮しなければならぬ問題である。胡瑛などは此等の點に就て深く憂ひ、袁世凱に長文の電報を送り袁世凱は之に依て新に訓令を發し、從來の忠孝道德は維持しなければならぬと云ふ事を命じたが然し一片の訓令位で之を維持することは所詮出來まいと思ふ、今や支那では國內に於ける行政も外國に對する外交も混沌として定まらず人心の動搖さへも制止する力無いのであるが、本問題の解決上、當局者は果して什麼の意見を抱き、何等の方策を講じ居るか、今日の處では、未だ毫も解決が附いて居らぬ樣だ。外交も大問題であり、財政も大問題ではあるが兎に角叙上の問題は、將來支那の道德上、教育上に關する重大案件であると思ふ。換言すれば、革命を起して共和主義を完全に遂行する上に就き考慮を要する一大急務であらう。

今回革命を企てたる人、現在政局に立てる人並に夫等に關係して居る人々は中々立派な人物である。乍然一步進んで新人ならばと思ふ人物を求めると一人も見當らない。それ故余は苦慮して居る譯である。政治上の事は姑く措き、支那全體に就て余が憂へて居るのは、誠意國に盡す人物がない事で、之

が同國の前途に取ての大恨事である。革命を唱へ、革命を起し、而して目下政權を握つて居る人々は立派な人物ではあるが、然し日本の維新當時上下の人物が衷心國家の重きを以て任じたる如き精神が果して彼等の腦裡に存在すろであらうか。眞に國家の前途を憂へて、獨立自彊の道を求め、支那を列強の間に特立せしむる迄努力する程の誠意あるか否かは疑問に屬する。

現時の支那は其內政さへも未だ完全に行はれず、政府當局に於ても不少苦心して居る樣だが、爲等は擧竟するに當局者に誠意なき結果たるべく、若し眞に誠意があつたならば、彼が如き紛糾混亂が起ろまいと思ふ。表面は如何にも殊勝らしく見えるけれど、一度其裏面を窺はんか、孰れも皆私心を挾んで居る結果、纏まる事も中々纏らない。其他總ての行動を見ても、眞に國家の重きに任ずる誠意があるかも知れないが、我輩にはどうも認められない。從つて外交の事も矢張進捗しない。近來は北京に於ても、日本親近者が種々の方面に現はれて來たが、然しそれも果して誠心誠意から出たものか如何かは疑問である。顧ふに彼等にして眞に誠意を以て事に當らんか、外交上の問題の如きも容易に解決が得られ樣けれど、何分にも私心詭計多き爲め、內政外交共に現在の如き錯亂紛擾を來し、中々整理し難いのである。故に將來支那の人心を統一し、國家を統一し、內政外交共に圓滿に進行せしめんと欲せば、先づ第一に丹心國事の爲めに盡す大人物の出現を要する。然らざれば目的を達し難い。而して余の意見では、如何しても先づ一度は統一を謀らなければ効が無いと考へる。

此種の大人物が果して什麼の方針政策を執るかは別問題として、兎に角現今の紛亂窘迫せる支那を統治するには、其人物が中心となつて國民を率ゐて行かなければ成功し難い。目今の情態では支那の前途は實に暗澹たるを免れまいと余は心窃かに興國の爲めに歎息して居る次第である。要するに舊來の思想が既に破壞せられ、且其統一を缺ける目下の支那思想界を一新して、健全なる精神を有する國民たらしむることは中々容易な業ではない。而して此問題を解決するにも、矢張前陳の大人物の出現を待つより外策があろまいと思ふ、終りに臨み、遠東新報新年號の紙上を假つて聊か所感を披瀝するは余の幸慶とする所である。（遠東新報所載）

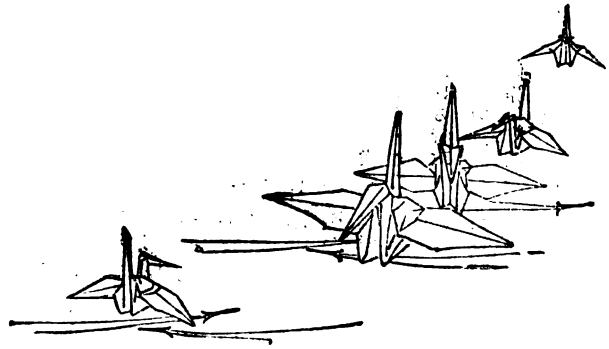

# 支那

第四卷第四號

要目

■對支那貿易の部分的觀察
■喇嘛教事畧
■內外蒙古區劃一覽
■招商局の紛擾
■蒙古の曹達
■佛支聯進會及支米同盟會
■クリスプ借款用途一覽
■孫逸仙氏
■中華民國內債一覽
■山西省及江西省の風雲
■活佛上大總統書
■民國新法令
■民國大官移動
■最近支那時報
■民國總選舉形勢

東亞同文會調查編纂部

# オリオン萬年筆の

## 驚くべき勢力

どこの官廳、學校、銀行、
會社、新聞雜誌社
どの方面にも行つて見よ
勢力ある活動者の
ポッケットには必ず
**オリオン萬年筆あり**

各種萬年筆
目錄は御申
越次第進呈

模造品あり、軸部の
ORION 及
ONOTO, の
名稱に注意せよ

（十四金ペン付）賣價金二圓八十錢
（インキ留裝置）飾付金三圓廿五錢

**理想的オノト萬年筆**

飾無きものは金六圓以上、飾有るものは金七圓以上各種
送料各金十二錢

東京日本橋區通
（振替口座東京第五番）

大阪東區博勞町
（同大阪第七四番）

京都三條通り
（同大阪一三七番）

# 丸善株式會社

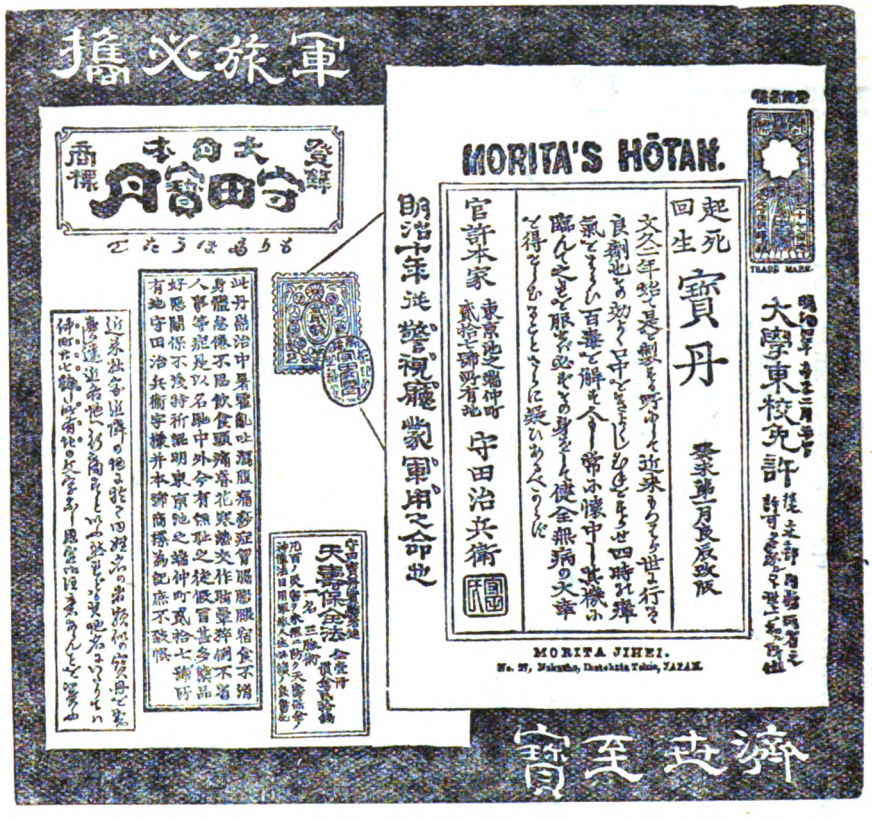


寶丹爲東亞名藥銷路最廣久已海外馳名凡居家旅行舟車宴會一日不可少之良藥也近有賣藥之人或假冒寶丹或用類似丸藥實屬關係非淺賜顧諸君認明東京市池之端仲町二十七號所有地守田治兵衛字樣方不致悞

寶丹功効如下

中暑 霍亂 痧症 痢疾 疝氣
吐瀉 傷食 傷水 食癪 癨氣
眩暈 頭痛 傷酒 心痛 腹痛
蟲咬 暈船 暈車 一切等症立効如神

日本東京下谷區池之端仲町二十七號所有地 **守田治兵衛**

南洋群島
中國各省
朝鮮各埠 **各藥房皆有寄售**

# 目

大正二年二月十五日發行　「支那」第四卷第四號

口繪　亞細亞の人種（その三）　ジョホールのソルタン

（一）孫逸仙氏……山口昇……頁數一—二六

（二）對支那貿易の部分的觀察……M、S、生……二七—三五

（三）滿蒙藏……三六—四二

一、喇嘛敎事略

二、內外蒙古區劃一覽

（四）招商局の紛擾……上海枳穀生……四三—四七

（五）蒙古の曹達……奉天通信……四七—五〇

（六）佛支兩國提携の北京華法聯進會章程……五〇—五一

（七）クリスプ借款用途一覽……五二—五三

（八）中華民國公債一覽……五三—五四

（九）山西省の風雲……五五—五六

（一〇）江西省謀反事件……五六—五七

（一一）活佛上大總統書……五七—五八

（一二）支那新聞の筆鋒……五八—五九

# 次


(一三)捻虱談虎……五九—六〇

(一四)民國新法令(時報欄)……六一—七七

文官試驗法——典試委員會法——文官任用法——同上施行法——秘書官令——文官保證法——文官懲戒法——文官懲戒委員會法——文官甄別法——官吏服務令——外交官領事官服制——參議院議員選舉法施行規則第十三條修正——勳位授與條例——海軍服制——蒙西藏王公等爵章條令

(一五)最近支那時報……七八—一〇一

大官移動

政治 袁總統答活佛——張作霖と吳統領——諸傑召集——渼口鎭守使の權限——奉天觀察使——回教徒觀委旨——南洋支那人の愛國熱

外交 片馬問題の交涉案——英露の蒙藏協約——露蒙商約——支米同盟會規則

軍事 蒙古防禦區分——科布多・烏里雅蘇台支那軍——甘肅の支那軍隊——駐藏英兵——征藏軍況——江蘇都督府軍事豫算——軍器購買法

金融財政 鹽政章程の制定——中國銀行則例案——湖北借款——遠陽銀行株式募集——營口過鑓銀問題——一九一三年支那海關收入豫算——鹽稅擔保の借款——泰天金融組合——大借款分擔額——各省歲入統計——庚子賠款各省負擔額——山西票莊の資本額

貿易 北滿と南滿との貿易——大連出入船舶——天津綿布輸入高——大連貿易——粕油製造高

交通 招商局と英國——招商局決算——津浦鐵道工事——支那鐵道收入統計——東清運賃再減——吉長運賃割引

會社 英支興業會社總會——支那信托公司——明治貿易公司——安東熾寸會社——開原實業會——福公司の窮狀——天日製藝高

教育 江蘇諸學校給費一覽——滿鐵の支那人教育——吉林教育品展覽會

雜報 東三省記者大會——上海人力車夫慘狀——武昌城門改名——上海居留地參事會評議員

(一六)民國總選舉形勢……一〇二—一〇八

# 開業廣告

## 營業項目

船舶用護謨類護謨管其他一式

グラハイト（黒鉛）

アイオン、ソールダー液製造專賣

外に對支那輸出入部を設けて萬般の御取引は充分御便利相計可申候間不拘多少御用命御利用被成下度奉願上候　頓首

大正二年二月一日

神戸市相生町二丁目八十二番地

二葉商會

電話一七四四番

大久保直次郎

亞細亞最南端ジョホール國のサルタン

（亞細亞の人種その三）

大正二年二月十五日

# 第四卷第四號

中華民國
前大總統

# 孫逸仙先生略傳

孫氏名は文、中山又は逸仙を以て號とす。一八六七年（清、穆宗、同治六年、明治卯丁三年）廣東香山縣の一農家に生る。父君早くよりロンドン●ミッショナリー派のキリスト敎を信じ、孫氏は幼より同敎會の一英國婦人に敎を受け、英語の如きも之を口にし、十七歲の時（一八八四年）廣東の博濟醫院（Anglo-American Hospital）に入り、外科醫ケル氏（Dr Kerr）の下に醫業を學び、一八八七年年二十にして香港に出で、同年十月新設せられたる香港醫學校（The College of Medicine）に入學せり。彼の「孫氏と支那の覺醒」（Sun Yat Sen and the awakening of China.—Jarrold & Sons, London）の著者にして且つ孫氏と最も親交あるジェームス、カントリー氏（James Cantlie）と相知るに至りしは實に此時なり。

香港醫學校はアリス紀念病院附屬の如き觀あり、アリス紀念病院（Alice Memorial Hospital）アバーデーン氏（Aberdeen）の妻女の紀念の爲めにアリスと云へる一英國婦人が創立せるものにして、カントリー氏は夙に支那人に對して醫學上の智識を普及せんことを希望し居たるが、此アリス病院の成る頃

Sir Patrick Manson　Dr. Wm. Hartigan　Dr. Jordan
Sir. James Stewart Lockhart (Governor of Wei-Hai-Wei)

Sir. Ho Kai M.D.

等の盡力に依りて遂にアリス病院内に醫學校を開くに至りしなり。トムソン氏(Dr. J.C. Thomson)其他香港在留諸名士の援助によりて爾來益々發展し、遂に今日の香港醫科大學の基とは成りたる紀念多き學校なり。

孫氏は在校中沈着果斷に富み、頗る明晰なる頭腦と親むべく愛すべき人格とを有し、一八九二年遂に五個年の業を畢へて其第一回卒業生として校を出で、直ちに其鄉里と近き關係ある澳門(マカオ)に於て實地の手腕を振ふべく一支那人の病院に入り大に新式の醫術を以て支那人の舊思想を打破したるのみならず、貧民に對して特に施療を行ひ、土人日に益々孫氏を信用するに至り、土地狹隘なる澳門のことなれば他の葡國人の開業醫は爲めに營業上大打撃を被り、其結果澳門政廳に請ふ所あり、遂に歐洲に於ての醫術修業證書を缺くものは澳門に於て開業すること能はずとの法令を發布せしめたり。

孫氏は爲めに澳門に於て醫を營むと能はざるに至れり、然れども孫氏は當時既に人の病を治するよりも國の病の遙かに重く且つ大なるを發見し、憂世の情禁ずる能はず、陰かに同志を募りて以て革命主義を鼓吹せんとし、直ちに醫業を捨てゝ廣東に歸り、光緒十八年(一八九二)陸皓東、楊飛鴻等十八人の志士(孫氏共)と彼の興中會を創立せり。興中會は三合會及び哥老會と多少の連絡を有したり。參考の爲めに其檄文的會則を譯出せんに

中國積弱今ニ至リテ極レリ。上ハ則チ因循苟且、粉飾虛張、下ハ則チ蒙昧無智、能ク遠慮アルモノ鮮シ、堂々タル華國ヲ以テ列邦ニ齒スル能ハズ、濟々タル衣冠ハ異族ノ輕ズル所ト爲ル、有志ノ士豈ニ痛心ニ堪エンヤ。夫レ中國ハ四百兆人民ノ衆アリ、數萬里邦土ノ饒アリ、若シ發奮自强セバ必ズヤ雄ヲ一方ニ稱シ、天下亦敵無キノ理ナリ。而カモ今ヤ政治修マラズ、綱維敗壞シ、朝廷ハ則チ爵ヲ鬻ギ官ヲ賣リ、賄賂公行、官府ハ民ヲ剝ギ地ヲ刮シ、暴虎狼ニ過ギタリ、盜賊ハ橫行シ、饑饉交々至ル、哀鴻野ヲ過ギ、民聊生セズ、嗚呼亦タ慘ナラズヤ。方今强隣環列シ、虎視鷹瞵、久シク中國五金ノ富物產ノ多キニ垂涎シ、蠶食鯨呑、已ニ踵ヲ接シテ到リ、爪分豆剖、寔ニ目前危急ニ迫ル、嗚呼危イ哉。有心ノ人豈大聲疾呼セザルヲ得ンヤ、亟ニ斯民ヲ水火ニ救ヒ、切ニ大廈ノ將ニ傾カントスルヲ支ヘヨ、庶クハ子々孫々夫レ他族ノ奴隸タルヲ免ル、ヲ得ンカ。特ニ志士ト協力シ、賢豪ト謀リテ共ニ濟世興中ノ策ヲ得ントス、願クハ諸同志自ラ勉旃セヨ、謹ンデ章程ヲ訂シ、臚列スルコト左ノ如シ。

一、會名宜シク正ナルベシ。本會ハ名ケテ興中會ト曰ヒ、總會ハ中國内ニ設ケ、支會ハ四方ニ設ク。

二、本旨宜シク明ナルベシ。本會ハ專ラ中外同志華人ト聯絡シ、富强ノ學ヲ講求シ、以テ中華ヲ振興シ、國體ヲ維持センコトヲ目的トス。蓋シ中國ノ今日政治ハ日ニ非ニシテ綱維亦タ日ニ壞ル、强隣我ヲ輕侮スルコト甚シ。其本ヲ尋ヌルニ只ダ衆心一ナラズ、目前ノ私ヲ圖ルニ急ニシテ高遠ナル大局ヲ顧ミズ、一旦中國ニシテ人ノ爲メニ分裂ノ厄ニ遇

ハンカ則チ子々孫々ニ至ル迄世々奴隷トナリ、身家性命モ保ツ能ハザルヲモ思ハザルナリ。急是レヨリ急ナルハナク私是レヨリ私ナルハナシ、而シテ擧國憤々、一人トシテ之ヲ悟ルナク、一人トシテ之ヲ挽回セントスルモノナシ、此禍豈能ク免ル、ヲ得ンヤ、倘シ早キニ及ンデ維持發奮セザランカ、則チ數千年ノ歷史文物ノ國、幾百代ノ衣冠禮儀ノ族ハ、此レヨリシテ滅亡セン、此レヨリシテ淪泯セン、是レ抑々誰ノ咎ゾ、時ヲ識ルノ賢者ハ能ク責ヲ除クヲ得ルカ。故ニ特ニ四方ノ賢才志士ニ聯絡シ、切實ニ當今富國強兵ノ學ヲ講求シ、愚蒙ヲ曉諭シ、務メテ擧國皆能ク通曉スルヲ計リ、智愚ヲ聯ネテ一心トナシ、遐邇一德ト爲シ、群策群力、以テ時難ニ投ズトセバ則チ中國危シト雖モ大勢ノ挽回豈難シトセンヤ、所謂民ハ邦ノ本タリ、本固ケレバ邦從テ安キナリ。

三、志宜シク定マルベシ。本會ノ事業ハ利國益民ヲ目的トスルコトヲ要ス、例ヘバ新聞事業ヲ起シテ風氣ヲ開發セントスルガ如キ、或ハ學校ヲ起シテ人材ヲ育成スルガ如キ、又ハ大利ヲ興シテ民生ヲ厚クシ、積弊ヲ除イテ以テ國脈ヲ培養スル等ノ事ハ皆當サニ力メテ之ヲ計リ、漸ヲ逐フテ實行シ、以テ上ハ國家ノ隆盛富強ヲ期セザルベカラズ、下ハ黎庶ヲ維ギ以テ苛政ヲ絶滅スベシ、然ラバ必ズ中國四億ノ民ヲシテ各其ノ所ヲ得セシメ、方サニ志ヲ滿タサシムベシ、若シ端ヲ藉リテ黨ヲ結ビ私ヲ行ヒ、或ハ畛域互ニ分チ、彼レ此レ歧視スルガ如キ皆本會ノ目的ト反ス、宜シク之ヲ痛絶シテ以テ大公ニ照シ、而シテ始メテ流弊ヲ杜絶スベキナリ。

四、人員ハ宜シク得ベシ。本會ハ毎年一回職員ヲ選擧ス。

一、總　辦　一人　務メテ品學兼備、才能通達ノモノヲ選ブ

二、幹　一人

三、管　庫　一人

四、華文文案　一人

五、洋文文案　一人

六、董　事　十人

以上各職員ハ會中ノ事務ヲ司理シ、問題ハ凡テ全職員董事等合議ノ上之ヲ施行スベシ。

五、交友宜シク選ブベシ。本會會友タルモノハ可成的會友二人ノ推薦ヲ待チ、董事ハ其心地光明ナリヤ否ヤヲ察シ、忠義心アリ、中國ハ卽チ父母ノ邦ニシテ力ヲ之ニ效シ、中國ヲ維持シテ其強盛ヲ計ラントスルノ情確實ナルモノハ之ガ入會ヲ許ス、而シテ必ズ自ラ入會ヲ希望スルモノナルコトヲ要ス、則チ入會ノ後ハ一心一德、信ヲ失ヘバ忠ヲ失フコトヽナリ、共ニ中國ノ危局ヲ挽回セントスル覺悟アルヲ要ス。

會友名簿ニ記入スルニ當リテハ會費銀五元ヲ徵收シ、總會ヨリ受取書ヲ發給シ、是ニ全ク會友トナル。但シ各地支會ハ該處支會ニ於テ假受取書ヲ發シ、支會ヨリ總會ニ報告シ、受取書ヲ送付シ、之ヲ假受取書ト交換ス。

六、支會ハ須ク廣キヲ要ス。四方有志ノ士ハ本章程ニ照シテ隨處ニ自ラ支會ヲ設クベシ、但シ一地ニ於テ兩會分立スルコトヲ得ズ、會友如何ニ多數ニ上ルトモ必ズ合シテ一タルベシ。又タ一處一會ヲ新立スル場合ニハ少クトモ十五人ノ會友アルヲ要ス、其ノ成立ニ際シテハ會費ノ徵收其他一切ノコトハ附近ノ老會ニ托シ、老會ヨリ總會ニ轉達シ、總會ガ適法ト認メテ領收書ヲ發給シタル後初メテ該支會ハ總會ト直接ニ消息ヲ通ズルヲ得ベシ。

七、人材宜シク之ヲ集ムベシ。本會ノ人材ヲ需ムルハ尤モ急トスル處ナリ、會友四方ニ散在スルノ時ハ隨時隨處賢才ヲ物色シ、中外人ヲ問ハズ、若シ蓋世ノ志アリテ中國ノ爲メニ盡サントスルモノアラバ皆之ヲ會中ニ收ムベシ。將來人ヲ要スルニ當リテハ必ズ臂助ノ資トナルベシ。故ニ今日廣ク人物ヲ求ムルハ本支各會ノ義務タリ。

八、款項宜シク籌スベシ。本會所辦ノ各事業ハ事體重大、需款浩繁ナリ、故ニ特ニ銀會銀行ヲ設ケテ銀資ヲ集ムルコトヲ計リ、以テ公家ノ急ニ充當シ、兼ネテ株主致富ノ捷徑トナサバ是レ一擧兩得ノ策ナリ。各會友ハ義ヲ好ミ公ニ急ナリ、自ラ力ノ及ブ限リ腋ヲ集メテ裘ヲ成シ、以テ一臂ノ助トナセヨ。株金ハ每株銀十圓トシ、凡ソ一萬株ヲ募リ、株金ハ各處總辦ヨリ會計(管庫)ニ收納シテ受取書ト交換シ、且ツ銀會股票ヲ發給ス、株金ハ後ニ本利百圓トシテ返還スベシ、然ラバ是ニヨリテ公私共ニ利益ヲ受クルコト大ニ、各會友ハ愛國ノ熱誠ヲ以テ當サニ踴躍シテ事ニ從ヒ、之ヲ租稅ト思ヒテ劒股ヲ買フトセバ去ル有リテ掃ナシ、誠ニ天壤ヲ隔テン、機失フ可ラザルナリ。

九、公所宜シク設クベキナリ。各所支會ハ必ズ一公所ヲ設ケ、以テ其ノ事務ヲ辦ズルノ所トナシ、會友時ニ其處ニ至リ或ハ談論敘懷シ、興中ノ良法ヲ講ジ、或ハ當今ノ時事ヲ討論シ、各國ノ政治ヲ考究シ、各其意見ヲ吐露スベシ。互ニ進益ヲ勉メ、博奕遊戲ニ耽ルヲ得ズ、又無益ノコトハ一切ナスヲ得ズ、公所ノ經費ハ會友ヨリ之ヲ寄附スベキモノトス。

十、宜シク變通ナルベシ。以上各款ハ本會開辦ノ大綱タリ、各處支會ハ之ニ準ジテ辦理スルヲ要ス、尙ホ詳細ノ節目ニ至リテハ各々便宜ニ從テ宜シク別ニ規定ヲ設クベシ。

興中會は此の如くにして生れ、大に會友を四方に求めんとしたれども當時交通未だ甚だしく不便なるのみならず、各地諸種の秘密結社あり、現に廣東の如きも三合會及び哥老會あり、興中會は其間に立ちて廣東の省城及香港を中心として其勢力範圍としたるなり。

三合會はもと天地會と稱せる秘密結社にして一に三點會とも稱す、當時主として南清及南洋に活動し、廣東省の如きは

鉢子會
告化會
小紅旗會
小刀會
劒仔會

等其の支流頗る多く、南洋殊に安南及暹羅在留の支那人間に異常の勢力あり、暹羅に於ては暗殺請負會社とも云ふべきものありて強盜強迫其他奸惡到らざるなき程なり。又た彼の清水會、匕首會、紅頭賊、双刀會の如きは何れも三合會の別派なり、一時數萬の會員を有したるが其會員は三合會の主義及目的に贊すると云ふよりも寧ろ恐怖と保護を求むる爲め之に加入したるものなり。

三合會の發生は種々なる傳說あるも史に現はれたるは康熙十年代なり、極めて宗敎的臭味を有する秘密結社にして其初めは復明倒滿を標榜し、後に倒滿興漢を稱ふるに至りしものにして、厦門に於ける匕首會の叛亂を初めとして其武力的活動は道光年間に於て最も激しく、大平天國の亂と相俟て南淸一帶をして一時暗雲に閉さしめたることあり。

三合會には首領(大總理、元帥、大哥と稱す)以下第二頭目(香主又は二哥)第三頭目(白扇、先主、三哥)第四頭目(先鋒)第五頭目(紅棍)等其幹部を形成し、普通會員は草鞋と云ひ、入會式は作戲又は放馬と稱し、入會式に香主(第二頭目)が膝行香を焚いて朗讀する文意凡そ左の如し。

天地萬有ハ大明ノ回復ヲ扶ケ、胡虜ノ絕滅ヲ早カラシム、吾人ノ祖先ハ種々ナル秘法ヲ後世ニ傳ヘ、吾人ハ同生同死ヲ上帝ニ誓ヒ、數人ノ新入會者ヲ天地會ニ紹介シ、昔日桃園ノ義ニ倣ヒ、結ンデ兄弟トナリ、姓ハ洪、名ハ金蘭、其ニ一家トナルベシ。洪門ニ入リテヨリ後ハ一心同體、相互ニ扶助シ、彼我ノ別アルヲ許サズ。今宵天ヲ父トシ、地ヲ母トシ日ヲ兄弟トシ、月ヲ姉妹トシテ拜シ、洪家ノ全神靈ヲ拜ス。吾人ハ香前ニ拜跪シ、吾人ノ心神ヲ淸メ、吾人ノ指ヲ噛ミ吾人ノ血ヲ混ジ、之ヲ啜リテ同生同死ノ誓ヲナス。

吾人ハ甲寅ノ年七月二十五日丑ノ刻ヲ以テ生誕ノ時トス、昔ハ二京十三省一心同體ニシテ、分勞其樂、人々疎隔アルコト無カリキ。今ヤ朝廷ニ於テハ王侯其王侯ニ非ズ、將相其將相ニ非ズ、人心動搖シテ明朝ノ回復ト胡虜勦滅ノ天瑞アリ、故ニ吾人ハ我祖先ノ命ヲ行ハントシ、亭ヲ建テ、橋ヲ造リ、天下太平市ヲ開キテ作戲ヲ執行ス、而シテ五湖四海ヲ越エテ英雄豪傑ヲ求メ、之ヲ木陽城ニ導キテ手ヲ握ランガ爲メ、香ヲ焚キテ山河ノ長キガ如ク誓ハントスルモノナリ。

天ニ從フモノハ存シ、天ニ逆フモノハ亡ブ、明朝ヲ回復シ、而シテ其ノ仇ヲ討滅セヨ、天下太平市ノ建設ヲ扶助スルモ

（會員證）

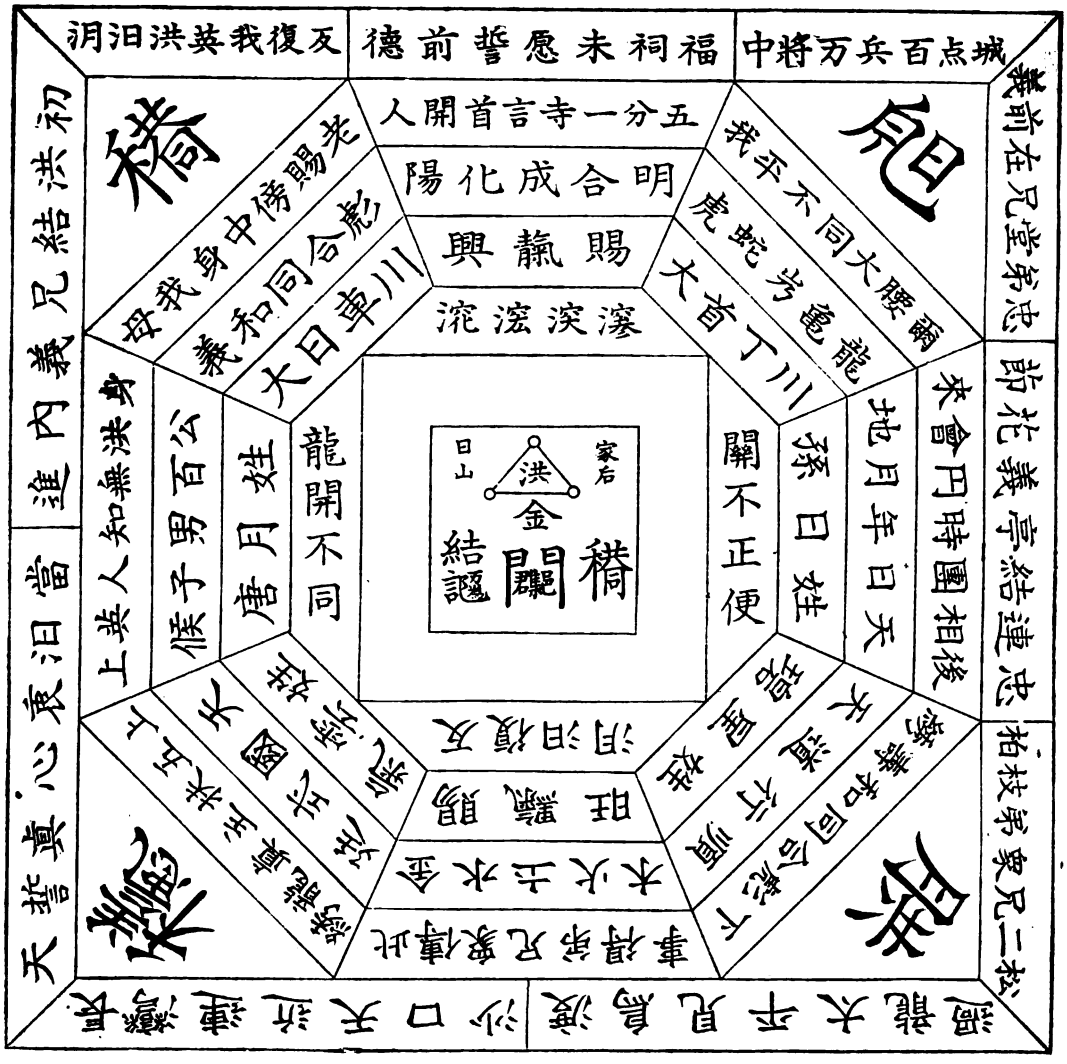


ノハ明朝回復セラレシトキ王侯ニ封ゼラレ、其子孫ハ永ク繁昌スベシ。之ニ反シテ反逆者ハ剣ノ下ニ亡ビ、其種ハ絶滅セン

吾人ハ生ヲ天地ニ受ケ、吾人ヲ照ス日月ノ偉大ヲ感ズ、吾人ハ桃園ノ結義ニ倣ヒテ血ヲ啜リテ誓ヲナス、虔ンデ吾人ノ上ニ降鑒スル神明ヲ拝シテ其加護ヲ祈ル。

●●●入會式は頗る神秘複雑なるものあり、又會中には種々なる暗語略稱造字あり、殊に會員證の如きは甚だ有趣味にして、一例を擧げんか

(1) ▲は洪姓卽ち洪家（三合會）

全體を云ふ

家后日山は一の傳説より起りし言葉なり

金闕は金蘭群

稽は共同和合

結證は結萬爲記（一萬の人士同盟したる意）

(2) 滲滾滾滾は參太宕化の意（不明）

(3)龍開不同（不明）
(5)關不正便（不明）
(7)川車日大　順轉明天の略字、天に順ひ明に轉ずるの意

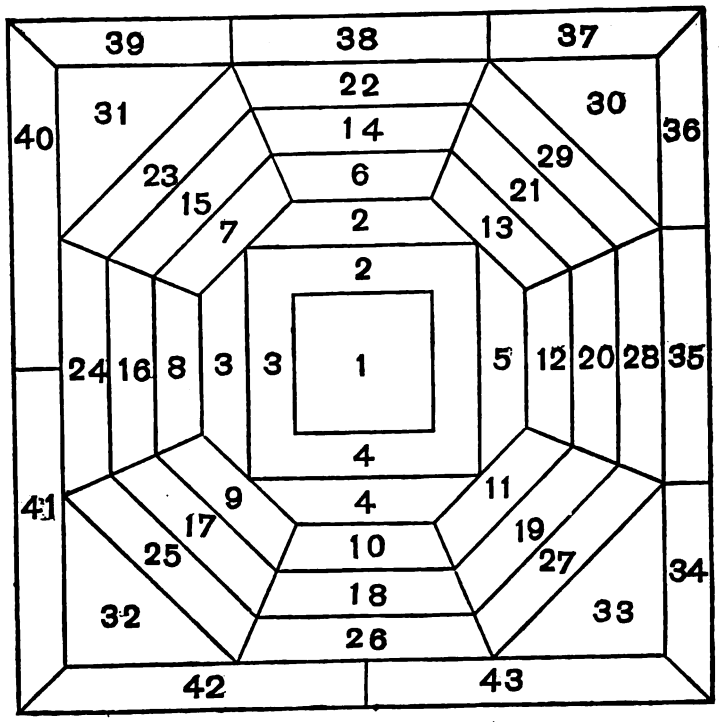


(4)反復汨沔　反清復明卽ち清朝に反して明朝を復興するの意
(6)賜毓興（不明）
(8)姓日唐（不明）

(9)姓雲氣（同）
(10)賜毓旺（同）
(11)姓星碧（同）
(12)姓日孫（同）
(13)川丁首大　順天行道の意
(14)陰合成化陽　陰陽合化成
(15)彪合同和壽　彪壽合和同
(16)公百男子侯　公侯伯子男
(17)天國式庭　天庭國式
(18)金水土火木　木火土金水
(19)順行道天　順天行道
(20)天日年月地　天地日月年
(21)龍龜岦蛇虎　龍虎龜蛇岦
(22)五分一詩首開人「五人分開一首詩
(23)身洪無知人英上　身上洪英無人知
(24)此傳衆弟兄得事　此事傳得衆兄弟
(25)後相開時圓會來　後來相會開圓時」
(26)爾腰大同不平我「爾我腰平大不同（腰平は會員證のこと）

(27)老賜傍中身我母　老母賜我傍身中
(28)上五扶王眞龍綉　上綉五龍扶眞王
(29)下彪合同和壽綉　下綉彪壽合和同」
(30)鯤　日
(31)鵬　共同和合

(32)(34)(36)(38)(40)(42)
忠心義氣
松二兄衆弟枝柏
忠弟堂兄在前義
福祠來愿誓前德
初洪結兄義門進
長灣連近天口沙

(33)(35)(37)(39)(41)(43)
洪
忠連結亭義花節
城點百兵萬將中
反復我英洪汨汭
當汨表心眞誓天
渡烏見平太龍過

月
忠節連花結義亭
城中點將百萬兵
反清復明我洪英」
當天明誓表眞心
渡過烏龍見太平」

「松柏二枝兄弟衆
忠弟堂兄在前義
福祠來愿誓前德
「初進洪門結義兄
長沙灣口連天近

以上は多く傳說迷信によりて詩句を成すものにして一見不可解なるも彼等の仲間にありては頗る意味深き語のみなり。

次に亦會規としては三十六誓、二十一則、十禁、十刑等あり、今彼等の最も尊重せる三十六誓のみを示さんに

## 三合會三十六誓

第一、洪門ニ入リテヨリ後ハ汝ノ父母ハ卽チ是レ我父母ナリ、汝ノ兄弟姉妹ハ卽チ是レ我嫂ナリ、汝ノ子姪ハ卽チ是レ我ガ子姪ナリ、若シ此例ニ違ハズ、此情ヲ思ハズ、以テ背誓ヲ爲スモノアラバ五雷誅滅スベシ。

第二、若シ兄弟父母百年壽ニ歸シ、銀ノ埋葬スル無ク、白燐飛ビ來テ兄弟ノ相助クルヲ求メシトキハ必ズ各兄弟ニ通知スルヲ要ス、多クアラバ多クヲ扶ケ、銀ナキモノハ力ヲ出シテ以テ其義務ヲ全フスベシ、若シ訴テ之ヲ知ラズトナセバ五雷誅滅スベシ。

第三、各省外洋ニ於ケル洪家ノ兄弟ハ士農工商ヲ論ゼス、江湖ノ客アラバ必ズ收留シテ一宿兩餐スルヲ要ス、若シ親情ヲ思ハズ、詐テ知ラズトナシ、外人ヲ以テ相看ルモノアラバ死萬刀ノ下ニアルベシ。

第四、洪家ノ兄弟ニシテ未ダ相識ラザルモノハ、牌號ヲ掛ケ、頭機ヲ說起セバ必ズ相認ムルヲ要ス、若シ認メザルモノアレバ死萬刀ノ下ニアルベシ。

第五、洪家ノ內事ハ父ハ子ニ傳フルコト能ハズ、子ハ父ニ傳フルコト能ハズ、兄ハ弟ニ、弟ハ兄ニ、同上以テ六親眷屬ニ及ビ、一概ニ傳フルコトヲ得ズ、講ジテ以テ私傳ニ及ビ、爺仔腰平以テ本底ヲ敎ヘ、私ニ敎ヘ私ニ受ケ、人ノ錢財ヲ貪ルモノハ死萬刀ノ下ニアルベシ。

第六、凡ソ洪家ノ兄弟線ヲ做シテ洪門ノ兄弟ヲ提拿スルコトヲ得ズ、倘シ舊仇宿恨アラバ必ズ齊シク衆兄弟ニ傳ヘ、其是非曲直ヲ判ズル要ヲス、衆ノ決斷ニ當リ恨ヲ記シテ心ニ在ルコトヲ得ズ、倘シ知ラズシテ錯テ兄弟ヲ捉フル者アラバ

須ラク彼ヲ放テ途走セシムルヲ要ス、倘シ例ニ遵ハザルモノアラバ五雷代テ誅滅スベシ。

第七、兄弟患難ノトキ銀ノ路ニ走ル無キハ必ズ相幇クルヲ要ス、錢銀水脚多少ヲ論ズルコトナシ、如シ親情ヲ念ハザル者アラバ五雷誅滅スベシ。

第八、兄弟逆倫アルヲ揑造シ、以テ香主ヲ害シ、兄弟ヲ刺殺センコトヲ謀ルニ及ベバ死萬刀ノ下ニアルベシ。

第九、兄弟ノ妻女及兄弟ノ姉妹ヲ姦淫スルコトヲ得ズ、若シ犯スルモノハ五雷誅滅スベシ。

第十、兄弟錢銀ヲ寄托シテ什物ニ及ベバ必ズ心ヲ盡シテ交妥スルヲ要ス、期ニ到ルニ及ンデモシ私騙スルモノアラバ死萬刀ノ下ニアラン。

第十一、兄弟妻ヲ寄セ子ヲ托シ、或ハ要事ヲ托スル者アルトキ、若シ應ゼザル者アラバ五雷誅滅セン。

第十二、今晩洪門ニ入ル、年庚八字須ラク眞姓年月日ヲ報ズルヲ要ス、如シ假報シテ五祖ヲ瞞騙スルモノアラバ五雷誅滅セン。

第十三、今晩洪門ニ入ルノ後歎息シテ自ラ入會セル錯ヲ怨ミ、天ニ當リ愿ヲ解クコトヲ得ズ、如シ此ノ心アルモノハ五雷誅滅セン。

第十四、暗ニ外人ヲ幇ケテ兄弟ノ財物ヲ槍奪スルモノハ五雷誅滅スベシ。

第十五、兄弟ノ貨物ヲ强買、騙買、爭買ニ及ブコトヲ得ズ、若シ强ヲ恃ミ弱ヲ欺クモノアラバ死萬刀ノ下ニアルベシ。

第十六、借ル所ノ兄弟ノ錢財物件ハ借アレバ還アリ、如シ欺心還サズ、此ノ情ヲ念ハザルモノアレバ五雷誅滅スベシ。

第十七、或ハ槍劫シテ兄弟ノ財物ヲ取リ、又ハ錯リテ兄弟ノ物ヲ取ルモノアラバ卽チ速ニ兄弟ニ送回スベシ、若シ欺心送回セザル者アラバ死萬刀ノ下ニアルベシ。

第十八、倘シ或ハ官兵ニ提獲セラルレバ此レ乃チ天ノ橫禍ヲ自己ノ身ニ降スモノ、當ニ洪門ノ兄弟ヲ供開スルヿヲ得ズ、亦舊恨ヲ記念シ兄弟ヲ亂供スルコトヲ得ザルベシ、如シ兄弟ヲ亂供シ、洪門結義ノ情ヲ念ハザル者ハ五雷誅滅スベシ。

第十九、兄弟捕縛セラレ、或ハ外ニ出デ、日久シク家ニ回ルコトヲ得ズ、妻子ヲ留下シ、人ノ倚靠スルナキハ必ズ留心幇助シテ長大成人スルヲ得セシムベシ、如シ詐テ知ラズトナスモノアラバ五雷誅滅セン。

第二十、兄弟人ニ打罵セラルヽニアハヾ必ズ向前シ、理アレバ相幇ケ、理ナケレバ相勸ムルヲ要ス、若シ屢々彼ノ人ノ他ヲ欺クモノニ係ラバ卽チ衆兄弟ニ傳知シテ商議スベシ、若シ其家貧ナラバ必ズ錢財ヲ以テ他ノ爭氣ニ幇助スルヲ要ス、如シ錢ナキ者ハ力ヲ出シ、詐テ知ラズトナスコトヲ得ズ、モシ此ノ例ヲ犯スモノアラバ五雷誅滅スベシ。

第廿一、各省ト外洋トハ文書ヲ以テ兄弟相連結シ、官府ノ追提ニ及ベバ、卽時他ニ通知シテ逃走セシムルヲ上トナス、若

シ通知セザル者アラバ死萬刀ノ下ニアラン。

第廿二、或ハ賭博場中假テ兄弟ノ錢財ヲ呑騙シ、以テ外人ノ騙賭ニ串同シ、利己ヲ貪圖シ、以テ兄弟ヲ傷ケシムルコトヲ得ズ、此ノ欺心アルモノハ死萬刀ノ下ニアルベシ。

第廿三、是非ヲ半造スルコトヲ得ズ、言ヲ加ヘ語ヲ欠キ兄弟ヲ奸離スルモノハ死萬刀ノ下ニアルベシ。

第廿四、私ニ香主トナルヲ得ズ、洪門ニ入リテヨリ後三年以上ヲ服滿トナス、果シテ忠心義氣ニ係リ、香主文章ヲ傳授スルカ、或ハ前ニ傳ヘ後ニ授ケ、或ハ三度及第ノ保擧アリテ方ニナシ得ベシ。若シ私ニ香主ヲナスモノアラバ五雷誅滅スベシ。

第廿五、洪門ニ入テヨリ後或ハ前仇舊恨アルモ之ヲ心ニ記スルコトヲ得ズ、若シ私ニ恨ヲ懷クモノアラバ五雷誅滅スベシ。

第廿六、洪家ノ兄弟ハ相打チ、或ハ相爭ヒ、又ハ訴訟ヲ起ス等ノコトアラバ必ズ相勸ムルヲ要ス、若シ此ノ例ニ遵ハザルモノアラバ五雷誅滅スベシ。

第廿七、兄弟看守ノ地方各艾業アルヲ犯スコトヲ得ズ、若シ詐テ知ラズトナシ、モト兄弟守ル處ノ地方ヲ犯シ、累ヲ兄弟ニ連ネテ苦ヲ受ケシムルモノハ五雷誅滅スベシ。

第廿八、兄弟槍劫偷枴或ハ騙取ノ財アリ、兄弟ノ財帛ニ眼紅シ、以テ物件ニ及ブコトヲ得ズ、如シ心ニ恨ヲ兄弟ニ抱ク者ハ五雷誅滅スベシ。

第廿九、兄弟發財アリ、機關ヲ洩漏スルコトヲ得ズ、如シ此ノ例ニ遵ハザルモノハ死萬刀ノ下ニアルベシ。

第三十、外人ヲ以テ貨物ヲ包押シ、東西包ヲ指スコトヲ得ズ、外人ノ洪家ノ兄弟ヲ騙呑スルモノヲ庇フ者ハ死萬刀ノ下ニアルベシ。

第卅一、我洪家ノ人多キヲ恃ミ、勢ニヨリ外人ヲ欺キテ怕レシムル勿レ、橫行シテ弱キヲ欺キ凶ヲ行フコトヲ得ズ、分ニ安ジ己ヲ守リ、各艾業ヲ守レ、若シ衆ヲ恃ミ、人ヲ怕レシムルモノハ天地容レ難シ、死萬刀ノ下ニアラン。

第卅二、借ノ遂ゲザルニ依テ寃ヲ生ジ、以テ怪飲怪食ニ及ブコトヲ得ズ、如シ心ニ恨ヲ懷キ寃ヲ含ムモノアラバ是レ卽チ小人ノ見ナリ、立ロニ五雷誅滅スベシ。

第卅三、我洪家兄弟ノ幼童少子女ニ姦ヲ弄スルコトヲ得ズ、此ノ例ヲ犯スモノアラバ五雷誅滅セン。

第卅四、洪家兄弟ノ妻妾ヲ買フテ妻トナスコトヲ得ズ、亦兄弟ノ妻妾ト姦ヲ通ズルコトヲ得ズ、此ノ例ヲ犯ス者アラバ死萬刀ノ下ニアラン。

第卅五、外人ノ爲メニ書句ヲ講ズルコトヲ得ズ、開口謹愼ヲ以テセヨ、腰平衫仔外人ニ看ラル、コトヲ得ズ、務メテ宜シ

ク小心ナルベシ、機關ヲ失漏スルコトヲ得ズ、此ノ例ヲ犯スモノハ死萬刀ノ下ニアルベシ。

第卅六、士農工商各一藝ヲ取レ、洪門ニ入テヨリ必ズ忠心義氣先トナスヲ要ス、皆同一體手足ノ情ヲ以テ各省洪家ノ兄弟ヲ交結シ、彼是ヲ分ツコトヲ得ズ、或ハ自後義ヲ起サバ務メテ宜シク軍火糧食ヲ支辨シ、一同力ヲ協セ清朝ヲ殺滅シ、明ヲ保チテ之ヲ回復シ、以テ五祖火燒ノ仇ヲ報ジ、以テ今日結義聯盟ノ情ヲ表スベシ、如シ二心アルモノ力ヲ盡サヾルモノハ死萬刀ノ下ニアルベシ。

其他三合會に就ては記すべきこと多きも孫氏の傳とは交渉なし、茲に記さず、たゞ孫氏は興中會の軍用金は之を三合會に得んとし、私かに同會中に運動する處ありしのみならず、後に常に三合會と相提携したるを以て茲に三合會のことを記したるのみ。

孫黃兩氏一派の純革命黨は別とし、支那に於ける數多の秘密結社中其勢力を海外に及ぼしたるはたゞ三合會あるのみ、現今と雖も安南及び暹羅には尙三合會又は天地會なるものあり、安南の天地會の如きは安南革命黨をも包含し、彼の有名なる安世（アンテ）（此の豪傑は數年前佛國官憲の爲めに捕へられて首を中分斬られたるも蘇生して逃れたりと云ふ程頑強漢なり）の如きも曾て天地會と氣脈を通じたることさへあり。

興中會の起りし頃支那に於て最有力なる秘密結社は哥老會なり、哥老會は其起原乾隆年間にありと雖も急に强盛を加へたるは同治年間髮賊亂後曾國藩の率ゐたる湘軍の營を撤するに及び、湘軍の子弟忽ち衣食に窮し、相率ひて會中に投じたるより急に其名現はれたり。從て哥老會は湖南及長江一帶に最も勢力あり、漸次に廣東、廣西四川雲南に及び、後には支那全國到る處殆んど其會員を見ざるなきに至れり。

所謂邦人の志士卽ち日本の最初の支那黨が關係したるも多く哥老會なり、或は南清獨立を企て、或は頭目の小膽に憤慨し或は會員の無能に落膽し、遂に一事の成功を見ずして終れるは世人の熟知する所なり。

然れども邦人の志士が血性的努力と男性的態度とを以て熱心其間に奔走し、遂に三合會、哥老會、興中會が互に接近し孫氏等の事業が幾回の蹉跌ありしにも拘らず、相應の勢力と發展とを世に示したるは三會の合同以後のことなり。

三會連絡の機運が如何に發達したるかを述ぶるに先立ち、先づ哥老會に就て大體の事情を說明せん。

哥老會の起原に就ても奇怪なる迷信的傳說あり、從て會の團結力は一に宗教（佛敎及道敎）によるものにして、其宗敎的臭味は入會式、其他事の發動する場合に必ず之を伺ふを得べし。

哥老會も亦別派支流頗る多く、各團體は一團體毎に某々山某々堂と稱し、當時支那全國を通じて左の十五山は其名最も現はれたり。

| 山名 | 所在地 | 正龍頭（頭目）名 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 金龍山 | 湖南 | 楊鴻均 |
| 虎形山 | 甘肅 | 同人 |
| 泰華山 | 湖南 | 蕭松山 |
| 寶華山 | 山海關 | 同人 |
| 錦華山 | 湖南 | 劉傳福 |
| 楚寶山 | 同 | 陳堯 |
| 金鳳山 | 同 | 胡佐任 |
| 天台山 | 同 | 胡雲 |
| 西凉山 | 甘肅 | 賀桂林 |
| 娥眉山 | 四川 | 顏扇章 |
| 天寶山 | 廣東 | 蕭朝擧 |
| 東梁山 | 江蘇 | 李雲龍 |
| 終南山 | 浙江 | 何少鴻 |
| 飛虎山 | 同 | 劉來福 |
| 萬雲山 | 同 | 王金寶 |

會員には會員證として山を交付す。一例を擧ぐれば

錦花山上一把香

內口號　義重桃園

四海水

## 錦華山仁義堂

萬福香

外口號　英雄克立

五祖名兒到處揚

天下英雄齊結義

三山五岳定邦家

哥老會の組織は三合會に比して遙に整備せり、頭目以下各會員の階級は左の如く區別せらる。

正龍頭　一山一堂の首領にして正龍頭大爺と云ふ
副龍頭　副龍頭大爺と云ふ
坐堂　坐堂左相大爺と云ふ
盟證　盟證中堂大爺といふ
陪堂　陪堂右相大爺と云ふ
理堂　理堂東閣大爺といふ
刑堂　刑堂西閣大爺と云ふ
執堂　執堂尚青大爺といふ
香長
以上の職員は尚ほ一國に於ける大臣に相當すべく、地方によりては八位に分ちて內八堂と云ふ。
心復　京內軍師　俗稱老一
聖賢　京外軍師　同　老二
當家　糧餉營務　同　老三
紅旗　庶務を司る　同　老五
　老四は曾て反敎者を出したる爲め之を置かず
巡風　巡營查哨　同　老六

大九
小九
總公滿
大公　會員の階級
小公
大滿
小滿

地方によりては心腹大爺、聖賢二爺、當家三爺、管事五爺、尖口六爺、巡風八爺、大滿八爺、公滿十爺の八位に分ちて之を外八堂と云ふ處あり。

一山を新立する時は深山幽谷の古廟を選び、黃道吉日を選んで開山式を行ふべし、開山式は頗る神秘壯嚴にして、天地に照告する「進山東」及び天下の各山主に通告する檄文(出山東)を朗讀す。其他會員の宣誓式(抖海式と云ふ)を行ふべし。

左に參考の爲め江蘇東梁山(鎭江)の開山に用ゐたる出山東(檄文)を譯出せん。

竊カニ思フニ世衰ヘ、道微カニ、正ニ英雄業ヲ建ツルノ秋、水秀デ山靑ク、モト豪傑功ヲ立ツルノ地、古帝王烏牛白馬義ヲ桃園ニ起シ、賊黃巾ヲ破テ鼎ヲ三分ノ國ニ定ム、繼イデ起ルモノ或ハ瓦崗ニ在ヅ而シテ寨ヲ立テ、或ハ梁山ニ鎭シテ以テ雄ヲ稱ス、賢豪ノ輩起スル一ニシテ足ラズ、康熙ノ間ニ迫ンデ我祖英雄ヲ招募シテ平西ニ力ヲ出シ、功アリテ賞セラレズ、勞アリテ爵セラレズ、我ガ祖獨リ山東ニ覇タルニ到テ旂ヲ扯テ、師ヲ掛ケ、將ヲ拜シテ登龍シ、龍兄虎弟ヲ興起シ、仁義ノ英傑ヲ栽成ス、當時ノ俊傑トナシ、我輩ノ淵源トナス、本繼イデ而シテ之ヲ行ヒ、未ダ敢テ前章ヲ改選シ未議ヲ參ヘズ、雲龍少フシテ詩書ヲ讀ミ、粗ボ禮義ヲ知リ、山岳ニ飄零シ、跡ヲ江湖ニ寄ス、少シク仁兄ノ指敎ヲ領シ、多ク前輩ノ栽培ヲ受ク、此ノ世變時難ヲ覩テ焉ゾ敢テ念ヲ動カサンヤ、然リ而シテ時務ヲ知ルモノハ卽チ俊傑トナシ、世道ヲ知ルモノハ英雄ニ恥ヂズ、雲龍敢テ居ラズト雖モ然レドモ冒昧自ラ龍頭ニ點ス、又聊以テ前賢ヲ仰慕シテ驥足ニ隨ハンコトヲ願フノミ。

爰ニ東山ノ盛ヲ見「懷ヲ西水ノ淸キニ興ス、故ニ其ノ山ヲ取テ東梁山ト云フ、山ノ挺峙スル卓爾トシテ不群ナルニ因ルナリ、故ニ其ノ水ヲ名ケテ西江水ト云フ、水ノ活潑ナル淸クシテ且ツ漉キニ因ルナリ、山ノ厚キヲ得、水ノ深キアリ、兼ネテ人文ノ蔚起スルアリ、故ニ其堂ニ名ケテ北漢堂ト云フ、且ツ我

祖ノ威靈馨香永遠ニシテ、五岳ノ祀千秋替ラザルガ如シ、故ニ其香ヲ名ケテ南岳香ト云フ、又南方火德ノ盛ナルニ取ルナリ、茲ニ天朗ニ氣淸ク、惠風和暢ナルニ値フ、輒チ吉日ヲ選ビ、謹ンデ良辰ヲトシ、五祖ノ主靈ヲ設ケ、虔デ祭奠ヲ伸ベ、三光ノ照耀スルニ當リ、共ニ至誠ヲ以テス、伏シテ願クハ

當道ノ俊彥執事仁兄、踴躍公ニ急ニ、美擧ヲ指揮セラレンコトヲ、方ニ知ル、豪傑心ヲ同フシテ雷雨經綸ノ盛ニ擬シ、英雄志ヲ同クシテ光輝璧玉ノ圓ナルガ如シ、爰ニ蕪詞ヲ誌シテ用テ小引ヲ申フ。

戊戌年十月十五日鎭江府西城外ノ鶴林寺ニアリテ北ニ坐シ南ニ朝シテ設立ス。

關聖帝五祖ノ殿前ニ齊集シ、踴躍シテ進山ス、英雄聚會、豪傑同心、義聲河岳ニ震フ、古ノ七十二庵一百八殿アリ、前ニ張王廟アリ、後ニ竹松林アリ、左ニ朱夫子アリ、右ニ放生地アリ、寺內ニ一佛兩菩薩アリ、十五日酉時進香、十七日卯時圓香。

光緒二十四年十月十五日申時進山十七日辰時出山告

開　立

點得雞豺百萬兵　　掃平胡兒鎮乾坤

南岳香　內口號　外夷悅服　　胸貫文韜武略
東梁山　北漢堂　　同心興邦立業　　上得英雄豪傑
西江水　外口號　華夏心歸　　義得八面威風　　和益正直秉公　爲人四方志氣

英雄本是天生子　　風虎雲龍統兄弟

正龍頭　李雲龍
副龍頭　某
坐堂　某
盟證　某
陪堂　某
理堂　某
刑堂　某
執堂　某
香長　某

其他會員の入會式は三合會と略ぼ同樣なり、又た陰語、略語、造字、茶碗陣、其他大抵支那秘密結社に通有の各種雜事一として備へざるなきも茲に之を省く。

湖南哥老會の頭目たりし李雲彪、楊鴻均、張堯卿、李堃山等と孫逸仙氏と相知るに至りしは光緒二十三年（一八九七年）の頃にして、全く邦人志士の斡旋に依りたるなり。

是より先き光緒二十年（一八九四）同二十一年（一八九五）には日清戰爭あり、孫氏は時に年未だ三十に達せず、香港廣東の間に往來して切りに三合會と聯絡を求め、資金を其中に募り、密に武器及彈藥を購入し、清の北方に事ありて南を顧るの遑なきに乘じ、兵を廣東、香港、汕頭の三地方に募り、一擧廣東省城を衝かんとせるに忽ち馬關條約となりて戰雲晴

れ、五百の兵は香港に於て又た廣東に突入するの機會なきに至れり。而かも年少氣鋭の士多き革命軍は騎虎の勢に乘じて事を廣東に擧げんとして却て官憲の知る處となり、陸皓東以下志士の多くは捕へられ、懸賞購匪の高札は舊曆十月廿一日廣東の各地に掲示されたり。前文は之を略し、懸賞の人員を擧ぐれば實に左の十六人なり。

（光緒二十一年十月廿一日張按察使布告）

（略　文）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 孫文（逸仙） | 香山縣東鄉翠微人、額角不寬、年約廿九 | 四十 | 懸賞金 | 一、〇〇〇元 |
| 夏亞伯 | 新會縣人 | 五十三 | | 一〇〇 |
| 李亞擧 | 香山縣人 | 三四十 | | 二〇〇 |
| 李芝南 | 南海縣仙山人 | 三十九 | | 二〇〇 |
| 揚衢雲 | 香山縣人 | 三十 | | 一、〇〇〇 |
| 劉秉祥 | 清遠縣人 | 二十七八 | | 二〇〇 |
| 朱浩清 | 同 | 同 | | 一〇〇 |
| 陳少白（夔石） | 新海縣人 | 三十七八 | | 二〇〇 |
| 王質甫 | 江西人 | 四十 | | 三〇〇 |
| 湯亞才 | 花縣人 | 同 | | 二〇〇 |
| 吳子 | 潮州人 | 二十五六 | | 一〇〇 |
| 莫亨順 | 順德人 | 三十二三 | | 二〇〇 |
| 陳煥州 | 南海縣人 | 五十 | | 二〇〇 |
| 候艾泉 | 香山縣人 | 三十七八 | | 二〇〇 |
| 魏友琴 | 歸善縣人 | 二十四五（マカオ） | | 一〇〇 |
| 黃麗彬 | 清遠縣人 | | | |

孫氏は其頭目と看做されたるが、危く虎口を脫して澳門に逃れたるも此處も危險と感じ、去りて香港に到り例のカントリー氏を訪へり。カントリー氏は之をデニス氏（Mr. Dennis）に計り、デニス氏は快く孫氏を其自宅に隱匿し、其後は流石のカントリー氏さへ孫氏の行衞を知らずしてありしが、孫氏は先づ横濱に來り、此處にて遂に斷髮し、次で布哇に赴きしなり。

一八九六年カントリー氏は米國を經てロンドンに歸らんとし、妻子及日本人の乳母を連れて途中布哇に立ち寄りたるに、ホノルゝ市街のとある町角にて一の日本人に會したるが、該日本人は首を傾けてカントリー氏を凝視する樣の餘りに不可思議なれば、カントリー氏の乳母は日本語にて件の日本人に其何人なるやを問ひたるに、該日本人は首を振り乍ら手を伸してカントリー氏に握手を求め、足下はカントリー氏に非るかと英語もて問ひ來り、カントリー氏も初めて其日本人と思ひしは孫逸仙氏なりしを知れりとは今に殘れる笑話なり。

孫氏はホノルゝにて偶然にも其舊師に遇ひ、遂にカントリー氏と計りて倫敦に赴かんことを約したるが、孫氏は布哇及び米國各地にて熱心に革命思想を鼓吹したる結果、時の支那領事及公使の警戒する處となり、一八九六年孫氏が紐育を去りて英國に至るに際しては人相書は電報にて倫敦の支那公使館に送られたるなり。

孫氏が倫敦に着して未だ幾何も經ざる十月十七日、倫敦の市街を散歩してありしに一支那人來り「足下は支那人に非ずや」と問ふを以て、孫氏は何心なく「然り余は廣東人なり」と答へたるに、其の人曰く「余も亦廣東人なり、願くは一度我寓居に訪はれたし」と。異鄉萬里の外に於て同國同鄉の人に會す、人情として互に相許すは當然なり、孫氏は卽ち欣然として其人と共に其寓居なりと云ふ一大公館に入れり、果然其大廈こそは清の公使館にして、其人は支那公使館の館員たりしなり、孫氏は斯くして憐むべき籠の鳥となり、白晝世界の倫敦に於て難なく捕へられたるなり。而して孫氏は約十日の後虎口を脫するや直ちにロンドンのアロウスミス(Arrowsmith)なる書肆より『Sun Yat Sen, Kidnapped in London.』と題せる英文の一書を公刊したるが、是れぞ孫氏の名が歐洲に喧傳せらるゝに至りし基なり、時は一八九六年十月なり。

天は尙ほ孫氏を捨てず、孫氏の拘禁は何人も知らずと思ひきや支那公使館に雇はれたる某英國人の妻は遂に之を探知し、惻隱の情禁ずる能はず、如何にもして此憐むべき青年支那人を救ひ出さんとする人道的觀念を以て竊かに之をカントリー氏に通報せり、其手紙を見るに法律上不法監禁なるや否や等は少しも問はず、たゞ基督敎的慈愛心と同情心とを以て至急孫氏を救ひ出すの道なきやを問ひ來れるのみ。

十月二十七日夜半、該郵便はカントリー氏の寢室に投下せられ、カントリー氏は驚きて午前一時頃 Marylebone 及び Scotland Yard の警察署に訴へ出でたるも警察官は眠き眼を擦り乍ら直ちに動かんとはせず、否却て其事實に非るべきを主張して止まず、カントリー氏は止むなく終夜各處を奔走し、二十八日午前十一時頃に至り漸く外務省にて要領を得、次で外交上の大問題となり、ロード ソースベリーの强硬なる抗議となり、孫氏は遂に箱詰にて東洋に送らるゝを免れたり。

孫氏が危地に陷りたることは此外一再にして止らず、彼の海南島に於て注意されし時の如きは六ケ月間も室內に潛みて一步も外出せざりしことあり、又曾て廣東にて船中にありし時二人の支那官吏と十餘人の兵士とは突然船內に入り來りて

孫氏を縛せんとせり、而かも孫氏は聖書を朗讀しつゝありて毫も驚かず、却て徐々として捕吏を說き、遂に捕吏をして孫氏に心服するに至らしめしことあり。

孫氏はロンドンの虎口を逃れ、支那革命の首領なる名聲喧々囂々たる時姿を韜まして極東に向ひ、飄然として其姿を橫濱に現はせり。

犬養毅氏、平岡浩太郎氏等の庇護に依り、孫氏が平山氏と共に麹町に僑居せるは此頃なり。光緒二十五年（一八九九年明治三十二年）畢永年は哥老會の頭目七人を携へて香港に至り、孫逸仙氏及三合會の頭目と會す、卽ち新に興漢會を組織し、孫氏を推して首領となし、茲に於て初めて舊來の秘密結社と近世的革命黨とは相連絡せり、然れども事實上の統一は頗る困難にして、淸國官憲の警戒も亦益々嚴重となり、同志の行動不自由を極め首領及幹部中に意見合せざるものあり、全國一致して大旆を擧ぐるが如きは到底豫想し難き所なるも、機運だに向はゞ或は意外の發展あるべしと思はれたり。是より先き東洋の風雲は轉た暗澹を極めたり。北京に於ては康有爲一派の劃策せる所謂戊戌の政變なり、光緒皇帝は幽閉せられ、西太后の御簾政治となり、袁世凱が廟堂の巨人となりたるは實に此時にして、光緒二十四年我が明治三十一年なり。哥老會の一揆が沙市に於てが我領事館を燒き拂ひたるも此年なり。膠州灣の獨逸に歸せしも此年なり。此年又た米西戰爭の餘波として米國は菲律賓のアギナルドを煽動し、遂に獨立を宣して菲島の大統領たらしめたり。然るに翌年米國は西班牙より菲島の割讓を受け、オーチス將軍を新に菲島總督に任じ、之をして菲島の米領なることを宣言せしめたり。アギナルドは大に怒りて起て米の主權を拒絕し、一面マリアノ●ポンセ氏を日本に特派して武器彈藥の供給を計ると共に他面米國に向て宣戰せり。

孫氏は素とポンセ氏と相識れり、卽ちポンセ氏は孫氏を通じて我國の支那黨と交りを結び、犬養氏以下朝野の有志は翕然として同情をアギナルドに寄せ、遂に中村彌六氏の布引丸事件となり、志士の菲島に歸るもの頗る多し、孫氏も亦此の間にありて大に斡旋したるが、時利あらず、雖逝かず、事は遂に成功を見ずして止みたり、同時に廣東方面の風雲急に、三會連合の筋書となり、邦人志士は更に一步を進めて當時支那の三大先覺者と歌はれたる康有爲、梁啓超、孫逸仙三氏を握手せしめんとせり、然れども此頃革命の志士甚だ多く、黃興、唐才常、林述唐、陳白、畢永年、鄭弼臣、容閎、楊鴻均、李雲彪、張堯卿、李堅山等は其鏘々たるものなり、平山周氏、宮崎寅藏氏、末永純太郎氏、柴田麟太郎氏、淸藤幸太郎氏、平岡浩太郎氏、末永節氏、楠引武四郎氏、內田良平氏、鳥田經氏、福本誠氏、尾崎行昌氏、伊東正基氏、野田兵太郎氏、原口聞氏、井上雅二氏、山田良政氏其他邦人志士亦少からず、上海に東文社の起りたるも此頃なり、此等慷慨悲憤の熱血兒も種々なる事情ありて大に其一致を缺き、殊に其根本に於て孫康兩氏の融和成らず、從て大勢は二派又三派に分る

るの止むなきことゝなれり。一時孫、康、梁の三氏の東京にあるの時之を會合せしめんとしたるも得ず、次で新嘉坡に於ては康氏と孫氏との會見を劃策して却て政廳の爲めに康有爲の刺客なりと疑はれ、宮崎及清藤の二氏は五年の放逐を宣告され、愈々以て兩派の分岐を來したるが、是より先き漢口事件なるものあり、康有爲最後の活劇にして爾來同派は殆んど團體的勢力を失ふに至れり。而かも該事件たるや獨り康有爲の關係せるのみならず、中清一帶殆ど之に應じ、革命的機雲の第一先鋒とも見るを得べく、唐才常及馬福益を失ひたるは孫氏一派の革命黨に對して最大の打擊を與へたるものにして、哥老會の如きも遂に起つ能はざる致命傷を被りたるなり。

戊戌政變後康有爲は政權回復の機會を得んと日夜焦慮する處あり、遂に意を唐才常に含ましめて資金を與へ、自らは梁啓超と共に海外にありて運動することゝし、唐才常をして上海に東文社を起さしめ、次で支那獨立協會を起し、

容　閎　外交主任
沈克誠　內政主任
狄　平　財務主任
林述塘　漢口支部主任

の顧觸れを以て事務を統一し、哥老會の李和尙、又は黃興等とも連絡し、一方には又た鎭江靑幇の徐老虎と連絡し、別に香港より來會せる李雲彪、楊鴻均等をして長江一帶に號令せしむることゝし、盛に富有票なる不換紙幣を發行し、機運漸く迫るを覺えたり。

適々光緒二十六年（一九〇〇年　明治三十三年）に義和團事件あり、列國の聯合軍は北京に進み、天下騷然として亂るゝに際し、哥老會の大頭目にして同仇會の首領たる馬福益は唐才常と約する所あり、湖南に於て兵を擧げんと日夜準備を急ぐ處あり。然るに上海方面に於ては部內漸く內訌あり、康梁二氏は聲名大なる割合に實質之に伴はず、その部下は資金を出すことを肯せず、狄も亦十六萬元を擁して發給せず、同志間不平の聲あるは當然にして、李、楊二人先づ去り、辜鴻恩は貴爲票を發し、李和尙は回天票を發し、各別に運動を起したるより機謀忽ち張之洞の知る處となり、唐才常、林述唐二氏は爲めに捕へられて斷頭臺上露と消ゆるに至り、革命的機運は大頓挫を來したるが、更に馬福益の總參謀劉佐揖の如きも事既に破れ、禍の身に及ばんことを恐れ、功を以て罪を償はんとし、同盟者の姓名を張之洞に密告するに至れり、幸に馬福益は逃れて其行衞を晦したるも湖南哥老會は殆ど潰裂せり。

光緒二十八年（一九〇二年　明治三十五年）馬福益は南清獨立國を建設せんとし、之を黃興等と計り、一方人を廣西省に派して各處の首領と連絡し、一個の總會を起して華興會と名け、入會者をして每年會費一元を納めしめ、積んで一百萬元に到らば武器を

購入して兵を起すの議を出せり。未だ久しからずして陸亞發なるもの兵を廣西に起し、攻めて柳州城を破り、洋銃五千挺を奪へり、兩廣總督大兵を起して之を討つに及び、陸は急を馬福益に告げて亂を湖南に起さんことを請ふ。馬以爲へらく華興會新に成りて諸般の準備未だ成らず、事を擧ぐるも成功覺束なかるべしと。而かも又た私かに思ふに是れ實に天の與へたる好機なりと。恰もよし八月瀏陽に普濟大會あり、四方の豪傑來て此處に集まらんとす、馬卽ち三十六人の正龍頭及び七十二人の副龍頭を招集し、中路及東南西の五路を湖南に設け、十月十日を以て一時に各地に事を擧げんとせり。然るに事何時しか官憲の知る處となり、九月五日南路正統領蕭桂生及西路副統領遊得勝等は捕へられて死し、馬福益も亦た遂に捕へられて瀏陽門外に悲壯なる最後を遂げ、廣西の陸亞發も亦敗れて擒となり終んぬ。

後光緒三十二年（一九〇六年　明治三十九年）萍鄉坑夫の暴動は是れ實に哥老會最後の活動なり、官軍と戰ふこと二十數回、宣布して曰く

特ニ祖宗ノ爲メニ恥ヲ雪ギ、總テ同德同志ヲ期ス、今ヤ天心屬スルアリ、之ヲ體シ、罪ヲ伐チ、以テ民ヲ弔フ、大地灣旗正ニ雍々タリ、同胞必ズシモ震駭セザレ、江山一統漢ニ歸シ、共ニ黃帝ノ子孫タルヲ保タン

而かも力足らず、天秤山上全滅せり。

酬て孫氏其後の動靜如何と云ふに、菲島事件の爲めに志士多く南往し、三合會、哥老會及び興中會の提携は端なくも香港に於て劃策せられ、孫氏推されて首領となるや、時の兩廣總督李鴻章は孫氏を招いて大に之を登用せんとし、種々なる法を設けて之を招致したるも遂に成功せず、次で康等と連絡せん爲め孫氏は新嘉坡に至りしも議熟せず、去て香港に歸れば香港政廳は治安に害ありとして上陸を許さず、而かも南方機運漸く熟せんとするを見ては無爲にして去るに忍びず、船上議して惠州に事を擧げんと謀れり。時に邦人志士の議に參するもの頗る多し、而して運動の統一を計らん爲め

總　理　孫逸仙
軍司令官　鄭弼臣
參謀總長　某日本人
財務長官　楊鴻均
民政長官　畢永年
外務長官　某日本人

別に某日本人を香港に於て軍資募集に任せしめ、又孫氏及び某々等の日本人は日本に向ふことゝなれり。時に長江一帶の風雲急にして遂に漢口事件爆發せり、後孫氏は臺灣に渡り、次で三十三年の惠州事件となり、孫氏は香港に來りしも事

成らずして山田良政氏は虎頭山下に戰死し、翌三十四年三合會の老頭目にして惠州事件を爆發せしめたる鄭弼臣は病死し、陳南氏も病死し、畢永年は羅浮山に入りし以來遂に生死不明となり、楊飛鴻は香港にて刺客の爲めに斃れ、草命黨中舊秘密結社(哥老會)系統の人物は漸く其數を失ふに至れり。孫氏は遂に歐洲巡遊の途に上れり。

黃興は年二十五歲の時唐才常の旗下に參して初めて革命の實際的運動を行ひたるも破れて日本に走り、暫く學窓の人となり、此間に民族的革命主義を留日支那學生に注入せり。當時新學勃興の思想は翻然として支那に起り、日本に留學するもの引きも切らず、黃氏は孫氏等とも連絡し、湖南人秦力山と共に支那亡國紀念會を開かんと計り、檄を飛ばして曰く

(明治三十四年 光緒二十七年)

## 支那亡國二百四十二年紀念會

處今世而懼亡國。非狂則癡哉。自永歷建元。窮於辛丑。明祚既移。而炎黃姬漢之邦族。亦因以澌滅。廻望皋濱。雲物如故。惟茲元首。不知誰氏。支那之亡。既二百四十二年矣。民今方殆。寐而占夢。非我族類而憂其不祀。覺寤思之。寧俟歐美分割。始云郊丘乏主也歟。自頃品庶彫瘵。邦人諸友。怒然自謀。作書告哀。特有故。有言立憲君主者矣。有言布府分治者矣。有言專制警保者矣。有言法治持護者矣。豈不以許謨定命。國有與立。抑其秩序。無乃陵躐。衡陽王而農有言。民之初生。統建維君。義以自制其倫。仁以自愛其類。疆幹善輔。所以欵黃中之細縕也。今族類之不能自固而何他仁義之云々。悲夫。言固可以若是。故知一干化者。亦無往而不化也。貞夫觀者。非貞則無以觀也。且曼殊八部。不當數省之衆雕弓服矢。未苦鉛彈之烈。而薊丘大同。鞠爲茂草。江都番禺。屠割幾盡。端冕淪爲辮髮。坐論易以長跽。葺茲犬羊。安宅是處。哀我漢民。宣臺宣隸。鞭箠之不免。而欲參與政權。小醜之不制。而期奸禦晢族。不其忸乎。夫力不制則役我者衆矣。莫之與則傷之者至矣。豈無駿雄。憤發其所而視聽素移。民無同力。恬爲胡豢。相隨倒戈。故會朝清明者鮮覩。而乘馬班如者多有也。吾屬子遺。越在東海。念延平之所生長。瞻黎洲之所乞師。顯然不怡。永懷疇昔。蓋望神叢喬木者。則與懷士之情。覩狐裘黃笠者。亦隆思古之痛。於是無所發舒。則春秋思王久之義息矣。昔希臘隕宗。卒用光復。波蘭分裂。民會未弛。以吾支那方幅之廣。生齒之繁。文敎之盛。曾不逮是偏國寄民乎。乃召噲侶。集會紀念。以志亡國。凡百君子。蟬嫣相屬。同茲惻瘵。願吾蜀人。無忘李定國。願吾閩人。無忘鄭成功。願吾越人。無忘張煌言。願吾吳人。無忘瞿式耜。願吾楚人。無忘李成棟。明天演以箴大同。察種源以別蒙古。齊民德以衰同胤。皦芳風以扇游塵。庶幾陸沈之禍。不逢而復。王治清夷。威及無外。然則休戚之藪。悲欣之府。其在是矣。莊生云。舊國舊都。望之暢然。雖丘陸草木之緡。入立者十九猶之暢然。況見聞聞者耶。嗟乎。我生以來。華鬢未艾。以念陽九之運。去茲亡遠。復邈數稔。逝者日往。

焚巢餘痛。誰能撫摩。每念及此。彌以腐心流涕者也。君子。

此運動は蔡鈞公使の爲めに警視廳より中止を命せられたり。然れども此時より東京留學の支那學生間に著しき革命思想の發生を見たり。

當時上海にては章炳麟日本より歸りて愛國學社を起し、趨容と共に盛に革命思想の鼓吹に力め、爲めに二人共捕へられて獄に投せられ、趨容は間も無く牢死せり。遺著「革命先鋒」は一時留學生間に盛に愛讀せられたり。而して留東學生の牛耳を取れるものは實に黃興なり。表面は直隸の張繼なるも裏面に於て萬般の事務を總覽せるは實に年二十五歲の黃興なりき。駿河臺に拒俄團の設立を見たるも此頃なり。

機運此の如き時に當り、明治三十四年孫氏は歐米の巡遊を終りて日本に來れり、歡迎の宴は富士見軒に開かれ、民族、民主、民權の演說は錦輝館內に集れる數千の支那學生を醉はしめたり。茲に於て中國同盟會は生れ、左の六大綱領は宣布せられぬ。

一、顚覆現今之惡劣政府
二、建設共和政體
三、維持世界眞正之平和
四、土地國有
五、主張中國日本兩國之民的連合
六、要求世界列國贊成中國之革新事業

爾來孫氏は南船北馬、世界を歷遊して席暖まるの暇なく、三十七年十月には黃興等をして欽州廉州に事を擧げしめ、四十年には廣西雲南の邊境に自ら陣頭に起て軍を指揮し、其後は新嘉坡を中心として一意事業の劃策に耽り、ロンドンに捕へられてより正に十五年、革命の機運は爆發して遂に選ばれて南京臨時政府大總統となれる迄は最近の支那事情に注意するもの丶等しく之を熟知する處なり。此氣運を煥發したるものは大部分孫氏の力に依るものなり、然れども亦一方に於て革命又は革新を鼓吹せる新聞雜誌の力も亦侮る可らざるものあり、明治四十三年正月三十日胡漢民氏の新嘉坡中興日報に揭げたる「近年中國革命報之發達」と題せる一文は甚だ詳細を極む、左に其大略を譯出せん。

支那人の新聞は其濫觴を香港澳門の地に發し、上海之に次ぎ、それより內地に流行せり。現存の支那新聞中最古のものは香港の循環報、及び上海の中報なり。初めは只だ外國の新聞的事項を傳へたるのみにて世人は新聞に對して多大の注意を拂はず、次で內地に新聞の發生するや其主筆は多く詞章八股の士なり、故に四六體の華麗なる文章、風月露花の詩

歌のみ洋々として紙上に盈ち、記者も讀者も俱に茫然として新聞の眞價値を解せざりしなり、蓋し時代の趨勢なれば怪しむに足らず。

林樂知、李提摩太(外國人?)等の諸氏は初めて月刊雜誌を起し、名けて萬國公報と云ひ、專ら基督敎の傳播を目的としたるものなれども銳意民智の開導に務め、文人の結習を破除し、報界の面目を一新せり。

明治二十七年以後時務報、湘學報等發刊せらる。今日こそ當時の記者たりし者は皆保皇黨に屬すれども、當時は黨派的觀念なく、攘臂發抒舊俗を憎んでたゝ維新をのみ求めたり、甚しきは君主政體を變じて民主となすべしなどの論も往々流露せり。

梁啓超氏の日本に逃るゝや淸議報を起して其餘憤を洩し、專ら西太后及榮祿剛毅等の攻擊を事とし、次ぎは淸帝載湉の聖明を頌揚せり、而して其復辟召用を望めり。

殆んど時を同ふして革命黨人は香港に中國日報を創建せり、無論革命の大義たる民族主義を提唱し、滿淸政府を杵擊し、其奸謀を喝破し、殆んど餘力を遺さず。中國日報と步武を同ふして香港に起れるは廣東報、有所謂報、少年報等あり、何れも革命派の新聞にして、殊に所謂報は滑稽趣味を滿載せる新聞にして、嘻笑の間に滿淸を熱罵せり。次で公益報起り、中國日報の如く過激ならず、議論正大穩見、讀者の數は中國日報に次げり。

上海の各新聞に至りては全く旗幟不明なり、蘇報が其主筆にして章炳麟及び吳敬恒を召聘してより大に紙面を刷新し、旬日に發行部數數千を增したり。然るに淸廷は死力を以て之に干涉し、遂に蘇報事件となり、章炳麟及び趨容氏は獄に下り、蘇報は其發行を停止せられたり。

其後上海に於ける革命派の新聞としては國民日報、警鐘日報相繼で現はれたるも何れも支那官憲の爲めに其發達を見るに至らず、上海にして既に然り、內地各地は悉く言論の自由なく、寓言曲筆、毫も主義主張なし。東京は支那留學生最盛之地なり、明治三十四年の頃初めて革命派の國民報生る。大に民族主義を發揚し、民權主戰、學生は以て之を壞賣とせり、次で浙江潮、江蘇、湖北等の學生雜誌續出し、何れも時勢を憤慨し、國民報と共に言論相上下せり。然るに國民報は保皇黨某氏の爲に買收され、遂に中止するの止むなきに至り、其他の各省雜誌も亦多くは收支償はず、何れも一時之を停刊せり。當時梁啓超は少しく保皇の非なるを察し、淸議報を廢して新民叢報と改め、隱然國民報の宗旨に附和するに至れり。卽ち頗る民族主義に傾き、大に破壞を主張し、斷然として復た淸皇の善惡を論せざるに至れり。然るに康有爲は書を以て之を責め、書中「將さに老夫を何地に置かんとするか」等の語あり、梁氏諧虐一番、曰く「我れ米國に遊

んでより露國を夢むと」又曰く「共和なる哉共和なる哉、我れ汝と永別せん」人の之を識るものあれば平然として論じて曰く「吾れ流質に富む、吾は前日の吾と今日の吾と相挑戰するを惜まず」と。乙未の年（明治三十八年）に至りて在東京の革命黨は有名なる民報を創刊せり。六大主義を標榜し、民族革命、民權革命、民生革命を發揮し、其思想の偉大、議論の精密、曾に同志の推す所たるのみならず、反對者も亦た之を稱揚せり。實に支那空前未曾有の良誌にして又革命黨の最高の意思發表機關たりしなり、然るに載澤、端方等は日本に來りて再三日本政府に交涉し、民報の言論に妨害を加へんことを請へり、而かも當時西園寺内閣廟堂にあり、正論を持して遂に何等の掣肘を加へずして止めり、四十一年唐紹儀は米清同盟の說を以て日本を恫喝し、又た間島及撫順炭鑛等の利を以て日本閥族の徒を誘ひ、遂に其發行を停止せり。斯くて民報の同志は全部米國に引き上げ、桑港に於て之を發行せり。

桑港の金山大同日報は致公堂の出資する所にして、其始め保皇黨の歐矩の經營する所なりしも所論到底文興日報に及ばず、次で新廣東と改題して大に革命を唱へたるも康有爲の一喝に遇ひ、再び保皇的論鋒を以て進みしも遂に米國留學の支那學生の攻擊に遇ひ、次で學生の執筆する所となり、本來の革命主義となれり。

シャトルに於て民生日報あり、盛に革命思想を鼓吹したるに四十一年支那領事の詭謀に遇ひ、一時部内に小衝突あり、一部の人は去りて新に自由新報を起し、一層其主義を堅くせり。

晚香坡は保皇黨の巢窟なり、而かも其華美日報は革命黨の經營する所にして、殊に康梁の奸惡を摘出するに勉めつゝあり。

英領緬甸の蘭貢は保皇黨の一根據地なり、然るに光華日報は革命主義を大唱しつゝあり。

暹羅國盤谷府に於ては近時華暹新報起り、保皇黨の啓南新報と相對して論難攻擊しつゝあり。

巴里には新世紀あり。最も進步的の新報なり。

新嘉坡には初め革命派の圖南報ありしも一年計りにして廢刊し、近時は又たローマ字及馬來語を併用する陽明報あり、一雜誌なり。中興日報は保皇黨の南洋總滙新報と相對して活動しつゝあり。（以上）

當時余の調查によれば革命黨及び保皇黨の各地に於ける機關新聞等は凡そ左の如くにして、保皇黨の方却て優勢なるが如き觀あり（四十二年新嘉坡にて某支那人より聞きしまゝを）

| 地名 | | |
|---|---|---|
| 廣東 | 保皇黨機關 | 革命黨機關 |
| 同 | 羊城日報 | ―― |
| 同 | 七十二行商報 | ―― |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 同 | | 國事報 | |
| 香港 | | 香港商報 | |
| 上海 | | 時報 | 中國報 |
| 天津 | | 天津日日新報 | 神州報 |
| 北京 | | 北京時報 | 大公報 |
| 同 | | 京都時報 | 全京日報 |
| 新嘉坡 | | 南洋總滙新報 | 中華日報 |
| 同 | | ―― | 中興日報 |
| シトニー | | 時報 | 陽明報 |
| パタビヤ | | 和廣新報 | ―― |
| 布哇 | | 烏島新報 | ―― |
| 桑港 | | 金港新報 | 大同日報 |
| メキシコ | | メキシコ朝報(英文) | ―― |
| 紐育 | | 紐育新報(半英半漢) | ―― |
| 東京 | | 新民叢報 | 民報及各省雜誌 |
| 遲羅 | | 啓南報 | 華遲新報 |
| 蘭貢 | | ―― | 光興日報 |
| 晚香坡 | | ―― | 華英日報 |

曾て余は孫氏を新嘉坡に訪ひたるに、氏は萬巻の書中にありて快談せられ、話頭轉じて雲南革命軍の一節に及ぶや、大理石の案を叩いて自ら馬上に義軍を指揮したる旨を語り、意氣の壯んなる知らずして革命の男子的事業なるを想はしめたり、而かも余の特に孫氏の溫容を忘るゝ能はざる所以のものは其極めて平民的にして而かも崇高なる人格を有し、確固たる意思の力は其眉間に溢れ、且つ何處となく人を引き附くる力あり、信服畏敬の念を起さしめたるにあり。當時余の日記の一節に曰く

新嘉坡のヲーチャードロードの將に盡きんとする處、右手に普通人の住宅と異らざる一軒の洋館あり、そこに孫氏は髮は梳らず、シャツとヅボン下のみにて日を送るなり、年は四十を一つ二つ越えたりとのこと、色は淺黑く、髮及髯は薄き

方なり。總體やせ形にして朝は七時より九時の間に起床する由、蓋し夜は十二時一時迄書見に費すが故なり。

余は階上の一室に通されたるが、そこは書齋には非る由、而かも四周には政治學、哲學、法律書、地理書、兵學、社會學等の書物充滿し、悉く歐文の書なるには一驚を來せり。

孫氏は驚くべき學者なり、幼にして醫を學びたる結果今日と雖も醫學の智識は甚だ深く、進んで心理學法醫學等も研究せられ、史傳を愛し（殊に那翁に關する書物を愛す）政治經濟の國學に精通し、各國憲法及刑法の比較研究を行ひ、國際法及外交史は知らざるなく、殊に昨今は社會學を研究中の由、又た天文學及地理學等に關しても專門の學者をして舌を巻かしむることありと。

最初余は孫氏の風貌に接したる時此人が革命偉人ならんとは毛頭信ずる能はざりき、而かも辭して歸らんとする時、其の固き握手をなしたる瞬間に於て余は終生忘るゝ能はざる微妙なる人格の光りに浴し、幾度か椰子の葉影にかくれゆく其家を顧みては去れり。云々。

又以て孫氏の個人的性格の一斑を知るに足らん。今や我國政海の現狀は陰雲低く垂れて、颯々たる風は一陣又二陣、颯又暗澹、藉藉として押し寄する狂瀾怒濤、岸に激しては雪を噴き、岩に當りては花と散る、眞に維新以來の大風潮なり。民國と雖も內治外交頗る多端に、殊には總選擧及び正式政府成立の時期に會す、孫氏がかゝる時に於て特に來遊せられんとするは、吾人を以て曰はしむれば亞東の平和は今や日本は日本、支那は支那と云へるが如き筆鋒を以てする能はざるものあればなり、支那保全、日支提携等議論は既に餘力を剩すなく、兩國の親善提携、進んでは其民族的聯合同盟は今や實行如何の問題となれるなり、此點に於て孫氏の來朝は來遊夫れ自身が大なる價値あるものなり。特に承認問題に觸れずとするも、又た特に同盟問題を出さずとも、孫氏の來遊夫れ自身が日支兩國の國民的外交の發展となり、兩國提携の實證となり、此根本的信念にして確立せんか、兩國の國是は茲に定り、東洋の平和は眞正なる方向に向て開展し、東西文化の融合より生ずる世界新文明も此より極東に於て實現すべきなり。（完）

# 對支那貿易の部分的觀察

（續前號）

M、S、生

## 本論の中

### 本邦の支那各地方に對する貿易の大勢

支那各地方の對外貿易及び各港の對外輸出入額に就ては略ぼ前述の如しと雖も、之れに對する本邦と此等地方との貿易の狀態は或は其地理的關係により又は其歷史的關係あるにより、必らずしも前段論ずる所の大勢と一致するものにあらず。

之れを本邦の貿易年報に徵するに、中央支那に對する貿易に於ては略支那對外貿易の大勢に對應し、其貿易額は常に本邦對支那貿易額の半ば以上を占め、其最近の統計に徵するに明治四十三年度には其輸出入合計一億〇四十萬圓にして、本邦對支那總貿易額の六割五分に當るが（明治四十四年度に於ける輸出入合計は八千四百八十萬圓にして本邦對支那貿易總額の五割六分五厘に相當す、以下時に括弧内に數字及び割合を擧ぐるは四十四年度分にして革命によりて蒙りし貿易上の影響を見る上に聊か參考に供し得べしと信じ之を掲げたり）中央を除く南北支那の二地方に對する本邦の貿易は大ひに前記大勢と趣を異にし、支那の對外貿易上に於ては南部に殷盛にして北部に消沈なるに拘らず、本邦の之れに對する貿易は北部に頗る厚くして南部に極めて薄し、蓋し北部支那は我國と其距離近く、加ふるに日淸日露等の戰爭により、我國の聲威を宣揚したるの結果、此間の交通貿易至便なるを以て例年本邦對支那貿易の三四割は此方面に對して行はれ、四十三年度には其額四千九百十萬圓其總貿易に對する率三割三分四厘（明治四十四年度―五千九百十萬圓―三割九分四厘）なるに對し、南部は我國より遠隔なるにより、未だ該方面に於ける本邦商人の發展著しからず、加ふるに連年排日貨運動の打擊を蒙るにより、本邦との直接貿易は殆んど何等見る可きものなく、其貿易額は寧ろ年々減少の傾向あり、四十三年度に於ては其額僅かに三百五十萬圓、本邦對支那貿易額

に對し約二分二厘（明治四十四年度—三百九十萬圓—二分五厘）を占めたるのみなりき。

猶此の如き叙述をなさんよりは寧ろ統計的對照により、其間の盛衰消長を窺ひ知るを便となすを以て、茲に最近五ヶ年間に於ける此等各地方に對する數種統計を示して參考に供せん。

## 最近五ヶ年本邦對支那各地方貿易表の一

各地方に對する貿易額及び其總貿易額に對する比例

| 地方別 | 明治廿九年 | | 明治四十年 | | 明治四十一年 | | 明治四十二年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貿易額 | 比例 | 貿易額 | 比例 | 貿易額 | 比例 | 貿易額 | 比例 |
| 滿州 | 三七、一九八、六五四 | 〇、二六 | 一四、三二七、一九三 | 〇、一〇〇 | 一八、〇六〇、〇四六 | 〇、一三〇 | 一五、四三〇、一六四 | 〇、一三〇 |
| 北支那 | 三九、八七二、三六二 | 〇、二三一 | 二九、〇五九、六六五 | 〇、二〇三 | 三二、三六四、五七四 | 〇、二〇三 | 二五、七五九、五七〇 | 〇、二一七 |
| 中支那 | 八七、四二九、九四七 | 〇、三〇七 | 九四、一九九、一六三 | 〇、六六〇 | 六四、六二四、〇八九 | 〇、五八七 | （七二、〇〇一、七〇一） | 〇、六〇五 |
| 南支那 | 七、七八〇、五一六 | 〇、〇四五 | 五、〇九八、六二六 | 〇、〇三五 | 四、四一八、二二一 | 〇、〇四〇 | 四、八五六、三六二 | 〇、〇四〇 |
| 合計 | 一七二、三八七、七五二 | 一、〇〇〇 | 一四二、〇八九、八〇二 | 一、〇〇〇 | 一一〇、六一四、六九〇 | 一、〇〇〇 | 一一八、九〇七、八七四 | 一、〇〇〇 |

## 最近五ヶ年本邦對支那各地方貿易表の二

明治四十三年度對支那各地方輸出入額及び其總貿易額に對する比例

| 地方別 | 輸出額 | 比例 | 輸入額 | 比例 | 輸出入合計額 | 比例 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 滿州 | 九、一八八、八五九四 | 〇、一〇三 | 九、九九一、二四七 | 〇、一四六 | 一九、一七九、八四一 | 〇、一二一 |
| 北支那 | 三一、〇二四、六〇七 | 〇、二四六 | 七、九三八、一〇八 | 〇、一一六 | 二九、九六二、七一五 | 〇、一九〇 |
| 中支那 | 五五、三六七、五四七 | 〇、六一〇 | 四七、八七七、五〇八 | 〇、七〇〇 | 一〇三、二四五、〇五五 | 〇、六五四 |
| 南支那 | 一、〇七一、三三七 | 〇、〇一二 | 二、四二六、七九八 | 〇、〇三五 | 三、四九八、一三五 | 〇、〇二二 |
| 合計 | 八九、三四〇、一四二 | 一、〇〇〇 | 六八、三五五、七七三 | 一、〇〇〇 | 一五七、七〇五、八七五 | 一、〇〇〇 |

明治四十四年度對支那各地方輸出入額及び其の總貿易額に對する比例

| 地方別 | 輸出額 | 比例 | 輸入額 | 比例 | 輸出入合計額 | 比例 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 滿州 | 八、八〇、八二 | 〇、一〇〇 | 一四、三五六、二六 | 〇、三九 | 二三、二三七、一二 | 〇、一三四 |
| 北支那 | 三四、二三八、六四 | 〇、二七四 | 二、八六四、二六〇 | 〇、一九二 | 三六、〇〇一、八八四 | 〇、二四〇 |
| 中支那 | 五一、六三八、七二 | 〇、五八六 | 三一、三七、〇八五 | 〇、五三五 | 八四、八四五、四六 | 〇、五六五 |
| 南支那 | 一、三四一、三四 | 〇、〇一六 | 三、五三〇、二四一 | 〇、〇四〇 | 三、九〇五、〇四六 | 〇、〇二六 |
| 合計 | 八八、一五三、七九二 | 一、〇〇〇 | 六一、九九九、七一〇 | 一、〇〇〇 | 一五〇、一五二、五〇二 | 一、〇〇〇 |

備考　以上諸統計の合計符合せざるは若干の輸出入先不詳の分を含むを以て也

右表により略支那各地方に於ける本邦貿易の大勢を知るを得るにより、次に項を改めて此等各地方と本邦との貿易品に就て概論し、其消長の因つて生ずる所以を査せんとす。

## 本論の下

### 支那各地方と本邦との貿易品に就て

第一、中央支那と本邦との貿易品に就て

前述せる如く中央支那は其地域廣大物産豐饒にして棉花、麻、苣、漆、鷄卵、繭、鐵鑛、菜子、油脂等特産品の本邦へ輸入せらるゝもの甚だ多く、人口饒多、民力富裕にして本邦品の需用が極めて大なるものあるを以て、其本邦との輸出入額が他地方に比して最も多頭を占むるは勿論其發達頗る顯著にして、四十一年には其輸出入合計六千四百萬圓本邦對支那總貿易額の五割八分七厘に當りしもの、四十二年には七千二百萬圓に上り、本邦對支那總貿易額の六割〇五厘を占むるに至り、更らに四十三年に至りては其額實に一億を超ゆる事三百七十五萬圓同年本邦對支那總貿易頗の六割五分四厘の大を行ふに至りたり（四十四年度に年末に近く該地域に革命戰爭の開始せられたるが爲め一時貿易の杜絶を來し、其貿易額再び一億圓內に下り八千四百八十四萬圓を算し、其本邦對支那總貿易額に對する比は遙かに下りて五割六分五厘となり、其本邦對支那貿易上に占むる割合、四十一年に比して猶其下位にあり、是れ特に當方面の戰爭の影響を蒙りたるに因るものなり。而して其中本邦より當方面へ輸出する額五千六百萬圓（四十四年度五千一百六十萬圓）當方面より本邦へ輸入する額四千八百萬圓（四十四年度三千三百萬圓）にして、輸出に於ては本邦對支那總輸出額の六割一分強（四十四年度五割八分六厘）輸入に

於ては本邦對支那輸入額の七割（四十四年五割三分五厘）に相當し、本邦と當方面との輸出入額は略當方面對外總貿易額の二割内外に任ず可き推算なり。

以下少しく其輸出入商品の重なるものに就て貿易の大略を記述せん。

## 甲　本邦より中央支那へ輸出する物品

**1、棉系**　本邦より本地方へ輸出する商品の最大なるものは本品にして、四十三年度に於ては其價額三千六十萬圓本邦對支那本品總輸出額の七割六分に當りたり（四十四年度に於ては二千四百三十四萬圓にして、四十三年度に比して一千二百萬圓の減少なり。四十四年度に於ける本邦對中央支那貿易が前年度に比して減少せる約六割七分は實に本品の減少による）。

**2、砂糖**　本邦糖の當地方に輸出せらるゝもの著しく增加し、四十三年度に於ては其額四百三十萬圓に達し、漸次南洋糖の勢力を驅逐しつゝあり（四十四年度に於ては各商品は大概減少を示せるに拘らず獨り本品は甚だしき增加をなし五百五十五萬圓と計せらる）

**3、昆布及び其他の海產物**　當地方に對する本品類の輸出は殆んど一定して何等の進退なきものゝ猶四十三年度には前者百二十三萬圓後者百四十六萬圓に達し、本邦對支那本品類總輸出に對し前者は七割を後者は九割二分の多額を占めたり。特に最近に於ては鹽魚及び干魚の新輸出開け、本品類の輸出上一新紀元を劃せんとするの際革命戰爭起り本品類の貿易に著しき打擊を與へたり（四十四年には昆布類は七十四萬圓に減じて殆んど例年の六割に上らず、海產物類は鹽魚の新輸出により辛ふじて百五十二萬圓に達し舊地位を維持したり。

**4、石炭**　本邦石炭の當地方に對する輸出は湖南萍鄉炭の隆盛に赴くと滿州の撫順炭北洋の開平炭の移入とにより、年々著しく減少を示し、三十九年頃七百二十四萬圓内外なりしもの四十三年度には四百八十六萬圓にして、三十九年度に比して三割以上の減少をなしたり（四十四年度には五百十六萬圓に增加せり、之れ蓋し長江筋暴亂の結果萍鄉炭の開掘を休止せるにより、之れを補ふ本邦品の需用を喚起せるものにして寧ろ一時的增加と見る可き也）。

**5、棉布及棉絨物**　本邦棉布類の當地方に輸出せらるゝもの其種類多く其額大なり、就中主なるものは生金巾及びシーチングの四十六萬圓（四十四年度には五十五萬圓）天竺布三十萬圓（四十四年度十五萬圓）フランネルの三萬圓（四十四年度五萬圓）棉ブランケット五千圓（四十四年度五千圓）其他百五十萬圓餘（四十四年度百四十萬圓）合計二百萬圓以上に達すと雖も、而も之れを中央支那が年々歐米諸外國より輸入する棉布類の總額に比する時は寔に九手の一毫にも達せず、又之れを本邦より滿洲及び北支那方面へ輸出する該品類總額九百萬圓内外と比すれば僅かに其四分の一に及ばず、本品類の當地方に對する輸出は今後益々其發展を期せざる可からざるものあり、然るに同じく棉製製品

なれども絹綿交織布四十四萬圓（四十四年度には三十五萬圓）タオル三十五萬圓（四十四年度二十九萬圓）メリヤス類十五萬圓（四十四年度四十二萬圓）の如きは其需用年々增加し、正さに本邦品を以て當方面の需用を充足せんとする概あり、又棉製手巾の如きも一時年々減少の傾向ありしが、近時當業者の研究漸く熟し、漸次昔勢を挽回せんとする勢あり（四十四年度には二萬圓に上り從來本品當方面輸出額の新記錄をなしたり）。

**6、紙類**　前述綿製品に次で本邦品の將來大ひに此方面に發展せざる可からざるものは紙類にして、印刷料紙東洋紙の如きは稍其額を增加したれども、本地方に於て需用最も多き下等紙に至りては猶獨逸品に壓せられて北支那方面に於ける本邦紙の如き大なる發展を遂げざるは遺憾にして、四十三年度に於ては當方面に對する本邦各種紙類輸出額合計四十六萬六千圓（四十四年には三拾六萬八千圓）なりき、猶參考の爲めに四十三年四十四年兩年度に於ける主なる各種類の價額を分類比較すれば左の如し。

| 種類 | 四十三年度 | 四十四年度 |
|---|---|---|
| 印刷料紙 | 一六一、七八五圓 | 一三四、九二三圓 |
| 鳥ノ子紙 | 三八、八〇七 | 三三、八七五 |
| 連史紙 | 八六、八〇七 | 三、八九五 |
| 東洋紙 | 一〇五、四六三 | 一〇三、六八六 |

**7、マツチ及びマツチ材料**　本地方に於て需用するマツチは從來殆んど本邦品の供給に係るものなりしが、最近當方面に於けるマツチ製造業の發達に從ひ漸次之れにより侵食せらるゝ傾あり、特に漢口以西の方面に對しては彼の有名なる漢口の燮昌公司の成績着々良好を擧ぐるのみならず、四川省に於ては該製造のトラストを組織して官賣するが爲め、本邦品の輸入は全然其跡を絕ちたりと云ふも不可なき也。四十三年度には百七十二萬圓（四十四年百五十五萬圓）を計上せられたり、之れに反しマツチ製造材料たる軸木箱用經木等は亦主として本邦品の供給に依るを以て其額年々增加の勢あり、四十三年度には十七萬四千圓に上りたり（四十四年度には一時漢口工場の製造を休止したるに拘らず其額猶十七萬圓に上りたり）。

**8、飲食料品**

寒天は海產物と同じく其輸出額例年大差なく本邦對支那該品輸出額の約七割を占め、四十三年度には三十萬圓（四十四年度には二十萬圓に減じたり其理由海產物に就て述べしと同じ）なりき。

椎茸亦年々減少の傾向あり四十三年度には二十五萬圓を計せしが、而も之れ本邦對支那本品總輸出額の九割內外に相當せり（四十四年には十七萬四千圓に減ず理由同前）

ビールは未だ支那人の嗜好として普きに及ばざれど追々之れが飲用をなすものを生じ、特に在留外人間に本邦品を愛用するものを加へたるにより、其輸出額年々增加し、四十三年には十六萬圓に上りたり（四十四年には十七萬圓に增加せり）。

**9、藥品及び藥料**

賣藥は兎角の非難を受けたる事もありたれども近時大ひ

に精選し來り、且つ仁丹、清快丸、中將湯等の廣告盛行するにより、其輸出年々增加の盛況にあり、四十三年度に於ては其輸出十三萬六千圓となり、四十一年に比し二萬圓の增加を示したり（四十四年度には二十萬圓に上りたり）

人參は年々增減大ならず、四十三年度には十七萬圓（四十四年度には十九萬圓）なりき。

其他藥料及び藥料製品の輸出總額を擧ぐれば左の如し。

| 種類 | 四十三年度 | 四十四年度 |
|---|---|---|
| 化粧用香水齒粉等 | 一四四、九九六圓 | 一五一、〇八八圓 |
| 硫黃 | 四九、三九八 | 二〇、八四三 |
| 硫酸 | 七七、一〇二 | 二七、七〇八 |
| 石鹼 | 九一、八九一 | 七七、八四一 |

**10、玻璃器及び陶磁器**　は共に本邦工業技術上に於て大なる進步を遂げざるが爲め期待する程の成績を擧ぐるを得ざれども、需用の增加あるにより次第に增加を示す、特に陶磁器に於ては近時本邦當業者中專ら支那向の趣好を研究し新氣運に投せんと試みるものあり、直接上海に於て店舖を開くものを見るが如く、大ひに從前に比し局面を轉換せり、今各種に就ての最近輸出額を擧ぐれば左の如し。

| 種類 | 四十三年度 | 四十四年度 |
|---|---|---|
| 陶磁器 | 五四、七七七圓 | 九七、三〇八圓 |
| ランプ及同部分 | 二三二、六四五 | 二五八、二七八 |
| 玻璃鏡 | 一〇八、八四一 | 一一三、二六四 |
| 其他の玻璃製品 | 一五五、六九二 | 一五五、九三三 |
| 合計 | 五五一、九五五 | 六二四、七八三 |

**11、小器械類及び學術用品**　本邦よりは未だ各種大器械或は精巧なる學術器等の輸出をなし得ざれども、繰綿器械印刷器械、及び石盤石等コンパス等の簡單なる器械及び器具の輸出引續き行はれり、但し近時其需要一時充足を見たると且つは上海に於て此等小器械器具の製造をなし得るに至りし爲め、本邦よりの輸出は年々減少しつゝあり卽ち最近の輸出を對照するに

| 種類 | 四十一年度 | 四十三年度 | 四十四年度 |
|---|---|---|---|
| 印刷器械 | 五六、四五四円 | 三三、三八七円 | 三三、〇〇四円 |
| 綿繰器及部分 | 二六、四一三 | 五八、七一三 | 四九、九五五 |
| 學術用品 | 一八、六九七 | 一六、〇二一 | 一〇六、九二一 |

**12、其他日用雜品**　は概ね粗製濫造の譏あり一時減少の悲運にありしが最近に至りては本邦工業家が漸やく此點に注意を加へ來り、貿易業者亦敢て一時的利益を專らにするもの減少せるにより、漸次其聲價を回復し、特に雜貨として主として支那商人に取扱はれ、當方面に輸出せられたるものも支那商人の勢力失墜し、代ふるに本邦當業者の直接輸出を誘導し、取引は從前に比し大ひに趣を異にするに至りたり。今此等商品中の重なるものを擧ぐれば左の如し。

| 種類 | 四十三年度 | 四十四年度 |
|---|---|---|
| 洋傘 | 八二七、七六八円 | 八三三、一二五円 |
| 扇子及團扇 | 四四、二〇五 | 五三、二七〇 |
| 掛置時計 | 一九四、三〇五 | 一七六、四五五 |
| 眞鍮釦 | 七七、九二四 | 八八、〇六三 |
| 其他の鈕釦 | 三一、〇九一 | 三九、四三一 |

| | | |
|---|---|---|
| 玩具 | 六九、六五〇 | 七四、六四七 |

猶今次革命戰爭により支那一般風俗の變化を促し、之れによりて從來見る可からざりし新商品の輸出を見るに至りし事は今後の對支那貿易上に一大發展を劃するものなるべし。特に帽子靴洋服及び洋服地の如き熟皮類の如きは著しく需用の增加を加へたり、只、猶、未だ其需用の初期に屬するにより其確たる需用の大數を研究し難し、統計表上亦之れを示すに足るものなし、只一二知り得るものに就て之れを揭ぐれば左の如きものあり。

| 種類 | 四十三年度 | 四十四年度 |
|---|---|---|
| 熟皮 | 五、一二五圓 | 二五、七四二圓 |
| 帽子 | 六一、六二九 | 二六三、四四八 |
| 洋服 | 一八、六〇八 | 三四、〇八八 |
| 靴 | 五二、〇八六 | 八三、六〇三 |

其他靴、裝飾品等枚擧に之れ遑あらざる也。

**13、木炭** 本品は本邦より特に本地方へ輸出せらるゝ特別の商品にして、本邦より支那に輸出する總額に對し九割五分內外は當方面へ供給し、主として上海の消費に歸す。四十三年度には六萬七千圓（四十四年には七萬五千圓）なりき。

**14、鐵道材料、木材、セメント、銅線** 等の如きは其一時に於ける取引額は甚だ大なるものあれども、之れが輸出は單に需供の關係のみに止まらざるが爲め、其年々の輸出額は增減定まりある事なく、一概に之れを評し難ければ單に其近年の輸出額を示すに止めんとす。

| 種類 | 四十三年度 | 四十四年度 |
|---|---|---|
| 眞鍮線 | 六七、〇二三圓 | 五一、五八六圓 |
| 荒銅及熟銅 | 一〇五、四八一 | 一、〇六二、六七三 |
| 銅線 | 三八、三五四 | 四三、九一八 |
| 鐵及鋼製品 | 四五、六七七 | 三七、五七三 |
| セメント | 四二、〇七九 | 七七 |
| 鐵道枕木 | 五一七、二〇四 | 三八四、九六六 |
| 木材 | 五一一、三二〇 | 三三五、三三四 |

## 乙 中央支那より本邦へ輸入する商品

**1、棉花** 我國の輸出品に於て綿糸を大宗とするに對し、輸入品に於ては棉花を筆頭となす事は甚だ喜ぶ可き現象にして、明治四十參年度に於ては其數百十萬担價額三千三百四拾萬圓に達し、支那より本邦に輸出する本品總貿易額の九割に當り、本品の支那對外總貿易額に對し實に八割八分の大部分を占む。從來主として上海附近なる通州產寧波產に係りしが、近時漢口附近就中沙市方面より本品の輸出を加へたり（四十四年度には著しく減少して一千九百萬圓なりき之れ主として相場の關係に因りき）。

**2、油糟類** 本地方は亦豆糟及び菜種糟の產地にして、前者は主として漢口附近に後者は多く上海附近に出づる本邦へ輸入する重要商品にして、明治四十三年度に於ては合計三百拾萬圓に上り、同年度に於て支那より本邦へ輸入せる同品類總額の二割を占めたり。就中菜種糟は其產多く、支

那より輸出する同品は悉く本地方の產に係り、而も其九割九分迄は本邦へ輸入せらるゝものにして、四十三年度に於ける支那稅關の報告によれば其價額約九十九萬兩に達したり（四拾四年度に於ける其額參百〇八萬兩なりき）。

**3、麻**　漢口附近に產し盛んに本邦へ輸入せられ、其額年々增加する傾あり、明治四拾三年には其數量千三百萬斤百七十三萬圓に達し、本品の支那より本邦へ輸入する總額に對し九割を占め、本品の支那總對外輸出額の五割強に相當す（明治四十四年には該地方面に於ける兵亂の打擊により其價額數十萬圓に減少せり）。

**4、鷄卵**　主として上海附近の產に係り、上海に於ては之れが取扱を專業とする數軒の本邦商あり、從つて其輸入額年々增加しつゝありと雖も、近年上海附近に於て蛋白製造所新設せられたるが爲め、自然其價額の騰貴あるを免れず、明治四十參年中當地方より本邦へ輸入せられし鷄卵は其額百五十二萬圓にして、支那より本邦へ輸入する鷄卵の九割九分を占むる割合なり（明治四十四年には百二萬圓に減じたり）。

**5、繭**　長江筋は支那に於て最も盛大なる養蠶地にして、製絲又は絹絲紡績原料として本邦に輸入せらるゝ事最近著しく增加し、四十三年度の如きは其額實に百廿六萬圓の巨額に達し、之れを四五年前に於ける四五十萬圓台に比して殆んど三倍の增加と云ふ可し。

**6、豆類**　卅九年當時當地方より本邦へ向けて輸入せられし豆類は其額百三十萬圓台に上りしが、其後本地方に於て豆餠製造業發達し、且つ近時歐洲に向け輸出する事增加したるとにより、本邦向豆類の輸出は常に減少の傾向ありと雖ども猶且四十參年度に於ては其額八十五萬圓に達したり（然るに四十四年度には著しき減少をなし四十二萬圓に上らざりき）。

**7、棉子**　本品亦卅九年頃九十九萬圓以上に上りしも最近大ひに其額減少せり、明治四拾參年には三拾五萬圓なりき（明治四十四年度に於ては更らに二十六萬圓に減じたり）。

**8、胡麻子**　主として漢口及び鎭江附近に於ける產に係り、是亦從前多量に本邦に向け輸入せられたるものなりしが、近時獨逸國、佛蘭西國、伊太利國等に對する輸出の劇增せるが爲め、本邦に向けらるゝものは著しく減少せり、卅九年度には僅かに十二萬圓に達したるのみなりし（四十四年度には二十三萬圓ありたり）。

**9、其他の穀物及種子等**　前記せる豆、棉子、胡麻以外に屬する穀類及び種子類は各其額に於ては甚だ大なりと稱せざれども其種類多く且つ本邦に於ける各種の需用あるにより年々歲々增加の氣運にあるは勿論にして、明治四十三年度には其合計額六十六萬圓に達したり（四十四年には七十三萬圓）。

**10、漆**　本邦は漆器製造業の盛んなるに拘らず其原料たる漆の生產は年々減少の一方なるに之れが供給の補充をなすは蓋し當方面特に漢口以西產の漆なり、而も漢口漆は從來往々にして奸商の爲めに其品質を惡くし惡評を被りたりしが、最近に於ては本邦當業者中有力なるもの三軒漢口に出

張し、相競走して其品質を吟味するに至りしが爲め、不良品の輸入は全く其跡を絶ち、本邦への輸入は年々其額增加せり、明治四十三年には其價額二十八萬圓に達したり（明治四十四年度に於ては其出場時期に於て產地方面兵亂あり、輸出甚だ困難なりしが該地方に出張せる本邦當業者の苦心により危險を冒して買出しに成功し、其輸入は四十七萬六千圓に上り遙かに從前より其額增加し新記錄を作りたり）。

**11、獸骨**　本地方より本邦へ輸入する獸骨は其大部分は漢口產に係り一時其額五十萬圓以上に上りし事もありしが、其後北支那方面より輸出する同品の增加するに及び、當地方產は年々減少し、四十三年度には四十二萬圓に過ぎざりき（四十四年度四十二萬圓）。

**12、毛皮類**　本地方西邊の地は高原の草野に富み羊毛、山羊皮の產少なしとせず、又中流以東は所謂冲積上の水田沃野にして牛皮、水牛皮の類產少なからず、又本地上流たる四川省に於ける豚毛は其品質優良を以て名あり、何れも歐米各國に輸出せらるゝ甚だ大なるものあるに拘らず、本邦に於ては未だ此種原料を善用す可き工業技術發達せざるが爲め、かゝる良產地を近くに控へ乍ら此等の原料を仰ぐ事大ならざるは遺憾とする所なり、今四十三四十四兩年度に於て本地方より本邦へ輸入せる此種商品の價額を比すれば左の如し。

| 種類 | 明治四十三年度 | 明治四十四年度 |
|---|---|---|
| 毛皮類 | 三九、〇九二圓 | 三九、八二一圓 |
| 生皮類 | 一一〇、七九六 | 一〇八、七八七 |
| 豚毛 | 一〇一、二〇七 | 七八、三七九 |
| 羊毛及山羊毛 | 四九、六七九 | 三四、一〇三 |

**13、油脂類**　漢口以西に於ける植物油卽ち柏油、桐油の如き其產甚だ大なり、又此地域一帶獸油の產多し、而も是亦本邦に對する輸入極めて少なく、植物油にありては柏油、獸脂にありては牛油の一部本邦に向つて輸入せらるゝのみ、此等油類及び桐油の如き、豚油の如きは多く歐米に輸出せらる。今四十三年度及四十四年度に於て本地方より本邦へ輸入せる油脂類の價額を對比すれば左の如し。

| 種類 | 明治四十三年度 | 明治四十四年度 |
|---|---|---|
| 植物油 | 二五、三三三圓 | 四六、五七四圓 |
| 獸脂 | 一〇一、四五九 | 七六、〇三一 |

**14、鑛物**　本地流域は其地積宏大なるを以て幾多埋藏の寶庫存す可しと雖ども、進步未だ之れが開掘の域に進まず、只現今名あるものは大冶の鐵山及び湖南省に於けるアンチモニーなるが、前者は本邦政府との特約により、年々一定の數量を我若松製鐵所に供給し、其餘額亦本邦に向け輸出せらる。アンチモニーは亦近時其會社及び販賣組織を改善し、本邦との取引亦起らんとしつゝあり、今此等兩鑛物の本地方より本邦に輸入せらるゝ額を擧ぐれば左の如し。

| 品名 | 明治四十三年度 | 明治四十四年度 |
|---|---|---|
| 鐵塊 | 七一〇、五六一圓 | 七一六、三五六圓 |
| アンチモニー | 八六、二六二 | 一七一、〇六〇 |

（未完）

# 滿蒙藏

某氏より「喇嘛教事略」と題して左の一文を寄せらる、之を通讀するに特に新論卓說を以て目すべきに非ずと雖も、喇嘛の事略及び其趨勢を伺ふには好個の資料と謂つべし、本號に於ては該喇嘛事略及び附表蒙古區劃一覽を以て本欄を充足することゝせり。

內外蒙古區劃一覽表は曩に本誌第三卷第二十三號に掲げたる蒙古首長一覽表は少しく不完全なる點あり、大に之を訂正すると共に各族各部等の位置慶爵等をも併せ記し、一目して其大勢を知るの便に供せん爲め之を表示するとゝせり、而して其位置等は參謀本部支那地誌に據りたるものなり。

## 喇嘛教事略

抑も喇嘛教は大乘佛教の一派也。其始めて中央亞細亞より西藏に傳來せしは、遠く支那唐朝以前の事に屬し、佛教印度より西藏に入りてより七八百年の後也。西藏は唐代吐蕃の域にして其盛時兵威大に振ひ四方を攻略して版圖次第に擴大せしが、其後國勢漸く衰へ、元朝漠北に起りて中央亞細亞統一の業を建つるや、西藏亦其併合する所となれり。元の世祖の時、發思巴なる者西藏に生れ聰明絶倫年十五にして徧く三藏に通じ佛教の蘊奥を窮めたりと稱せらる。世祖之を尊信し立てゝ國師となし天下の教門を統べしめたるが、此發思巴の建立したる宗派は實に喇嘛教の一派たる紅教にして、卽ち元朝の國教とも稱すべきものたり。而も此紅教たるや純粹なる大乘佛教の教理のみにあらずして、其間或は波羅門教の教理と儀式とを雜ふること少からず、專ら密咒を持し、其流弊遂に火を吐き刀を呑む等の事を以て俗を惑はし、彼の巫師なる者と寸毫異ることなきに至れり。於此乎明朝の初、宗喀巴なる者あり四川省西寧衞に生れ西藏に赴き佛教を究めしが、紅教の流弊甚しきを見て坐視するに忍びず、憤然起つて宗教改革の必要を主唱し、純粹なる佛教の眞理に依り自ら一派を開きて紅教の外に獨立したり。是卽ち黃教の祖にして、紅教が印度傳來の袈裟の儀式に則り紅色の禪衣を着せるに反し、悉く衣冠を黃にしたり。既にして黃教大に振ひ、漸次紅教を壓倒して四方に傳播し、遂に現今見るが如き宗教界に於ける一大偉觀を現出するに至れり。卽ち其勢力は蒙古各種族をして悉く之に歸依せしめ、遠く東方滿洲に及び、又現時露國の屬部たる布哩雅特（ブリヤド）種民の間に入り、中央亞細亞を風靡せり。而も其感化の偉大なる遂に蒙藏殺伐慘酷の氣象を一變し慈悲寬大ならしめたり。古來蒙古種族の猛悍にして殘忍なるは、實に歷史の證明する所也。彼の元朝の始祖成吉思汗が嘗て此種族を率ゐ四方を遠征したる時の如き、鮮血流れて

河を成し白骨積んで山を築き、其凶暴實に名狀すべからざるものありき。然るに此種族一旦喇嘛教の敎化に浴するや、殺伐の風殘忍の性と共に何時しか一變して、溫厚寬大の長者と化せり。昔旅客を見れば其貨を劫し之を殺せる民族も、今や渴者を見ては水を飮ましめ餓者を見ては食を與ふるの人民となり、病者を憫み弱者を扶け老者を勞はり信義を尊び博愛を重んじ忠順を敬ふが如き、殆んど其舊俗を一變するに至れり。是全く喇嘛教の敎化に依るもの也。蓋し喇嘛教僧(卽ち喇嘛)の西藏蒙古に在るや、獨り僧侶として傳導の義務に服するのみならず、技師となり敎師となり勞力者となり、布敎の傍人民を扶掖したり。彼の布哩雅特種民が既に露國に服屬せる後、西藏より十二名の喇嘛教僧を招聘して布敎を請ひたる事ありしが、此招聘に應じたる喇嘛教僧は不具廢疾者を濟度して敎徒となし、之に誦經醫術算筆等を授けしかば、布哩雅特種民大に悅服し露國政府が竊に嫌忌せるにも拘はらず遂に全族を擧げて喇嘛教を信奉するに至れりと云ふ。又以て喇嘛教感化の勢力如何を知るに足らん。加之喇嘛教は該地方諸種族をして一致結合して相互交通の道を開かしめたり。古來蒙藏各種族は只劒戟を執つて戰場に相見ゆるの外、道路開けず貿易盛ならず、殆んど相隔絕して交通の機會なかりしが、喇嘛教一度傳播して彼等の之に歸依するや、彼等は同一の救主を戴き同一の信仰を抱き同一の儀式を奉するの人民となり、曩に馬上長槍を振つて相接したる彼等の祖先も、今や其地下より、彼等の子孫が互に親睦の手を握り友愛の接吻を交へつゝあるを見るならん。蒙古種族の中に此精神的感化を吹き込める喇嘛教の勢力も亦偉大なる哉。

翻つて吾人は西藏達賴喇嘛の宗教上及政治上に於ける地位勢力並に其化身轉世なるものに就て一言を費さゞるべからず。

抑も黃教の祖宗喀巴に二大弟子あり、一を達賴喇嘛と稱し他を班禪喇嘛と稱す。達賴は實に西藏國の先王甘普の後裔にして、其家世々王位を繼承せしが、達賴に至り喇嘛教に歸依するの餘王位を捨てゝ出家し、別に第巴と稱する副王を設けて兵制賦稅の事務を分掌せしむるに至れり。然るに其後西藏は支那に內屬し、支那皇帝は爲に駐藏大臣を派遣して其國政を監督するに至れるも、達賴は尙ほ一面に於ては西藏の政治的主權者たるを表し、他面に於ては宗喀巴の衣鉢を傳へて黃教の法王となれり。然れども達賴の西藏に於ける地位と蒙古伊犁等に於ける地位とは大に相異なるものあり。西藏は旣述の如く政敎一致の國なるが故に達賴は喇嘛教の法王たると同時に西藏の國王なりと雖、西藏以外に於ては支那政府の爲政機關ありて政務を處理するが故に達賴は國法上政治に干涉するの權なく、單に喇嘛敎徒に對し喇嘛教の敎長たるに止まれり。而も蒙藏各種族は無上の信仰を持して深くも喇嘛敎に歸依し、彼等は達賴を指して喇嘛の皇帝と尊稱し、天主敎徒の羅馬法王に於けるよりも數百層以上の信仰を有せり。彼の蒙古伊犁新疆青海等遠隔地に於ける善男善女が、春夏の交群を成して地方敎長呼土克圖參詣に向ふの實況と、其西藏達賴參詣に向ふ者の引

きもきらす、甚しきは漠北の風雪裡に三歩に一跪一拜し五歩に三跪三拜しつゝ長年月を費して纔かに目的を達し、或は遠路の行脚に途上死沒し野曝しの屍體鳥獸の啄み食ふに委すと云ふを聞かば、誰か其信念の熾烈驚ふべきなきに驚嘆せざらんや。現今喇嘛敎徒信仰の中心は、西藏に於ては達賴及班禪にして蒙古伊犁等に於ては其地方敎長たる呼土克圖なり。呼土克圖は俗に活佛或は佛爺と稱せられ、喇嘛僧中道行並び高き者達賴の印證に依り地方に駐留して敎化分掌に任ずるもの卽是也。

喇嘛敎傳燈の方法は紅敎と黃敎とにより全く其形式を異にし、紅敎にありては妻を娶りて其子に傳へ、黃敎にありては妻を娶らず只管化身轉世を以て傳燈す。化身轉世とは其資格を有する達賴班禪及呼土克圖が皆死するに臨んで其再生する地方を指示し、果して其徵あるを以て神通自在なりとし弟子迎へ取つて之を立て輪回已まざらしむるの法也。是黃敎の開祖宗喀巴が其二大弟子達賴及班禪に遺囑せる所なるが、今彼が此の如き傳燈法を定めたる意思を推測するに、喇嘛敎徒信仰の中心點たる此等偉人は今後再び之を求め難し、寧ろ化身轉世を以て世々代々喇嘛敎徒の敎化を管掌せしむるに如かずとなせるならん。之を萬世の法章として贊美する能はざるも、能く多數敎徒の歸向心を一定の地位に集中せしめ、其信仰を依然今日に傳へたるの效は決して偉大ならずとせじ。況んや科學的智識を缺ける此等人民の信仰は近き將來に於て變動の憂なきに於てをや。

終りに吾人は前淸朝の對喇嘛政策に就て少しく之が說明を試みん。

淸朝の對宗敎策は古來信敎自由の制を採れるにも非す、天主敎の如きに對しては數次其布敎を嚴禁し其宣敎師を檻禁したる事あり。而も又一定の國敎制を採れるにも非す、古來幾多の宗敎は淸國に流傳し、佛敎、喇嘛敎、道敎、回々敎、天主敎、耶蘇敎等雜然又紛然たり。然らば淸朝が斯る一種の折衷制度を採用するに至りし理由、果して如何。吾人は之を以て左の二點に歸着するものなりとせん。

一、人の善事をなすは之を禁せずとなせし事換言すれば公序良俗を害せざる以上は政府より之を制限するの必要なしとせる事。

二、政略的に宗敎を利用せし事。

卽是也。故に勢力ある種族の信仰する宗敎は政府より優待せられ、之に反するものは信仰は自由なりと雖、宗制上苛酷に檢束せられたり。其喇嘛敎に對する政略の如き懷柔的にして而も苛酷なる檢束、俗に所謂眞綿で首を絞める的最も巧妙なる手段に依つて遂行せられたるが、喇嘛僧優待法は其一なり、法王抽籤法は其二なりとす。

其一は蒙古に於ける喇嘛寺に廣大なる寺田を給し、蒙古人の勢力減殺を目的として一家相續の男子を除き其餘は悉く之を奬勵して出家せしめんことに力め、一度出家して寺に入れば寺田の收入を以て衣食することを得、自己の生活問題には毫も顧慮するの要なからしめたること是也。北京に於ける雍和宮は淸朝第三世雍世帝の前住所にして現今の喇嘛寺なるが、淸朝にありては皇帝の前住所卽ち未だ帝位

に登らざる時の王宮は、卽位後餘人の住居を許さゝる慣例あり、蓋し皇帝は天下を統治する大權力者にして其住居せし邸宅は甚だ尊貴なる所となし、之を龍潛藩邸と稱して尊重せしものなるに、雍和宮を喇嘛僧に寄附したるは其理由固より佛像を宮中に安置して神聖なる精舍となし、龍潛藩邸の神聖を永遠に維持せんとするにあらんも、一面又喇嘛僧優待の意ほの見えざるに非す。此雍和宮は其建築全く支那親王府の結構にして、輪奐莊麗を極め又構内に西藏若くは蒙古式に裝飾せられたる佛寺ありて喇嘛教徒の信奉せる佛像佛畫を藏す。宮內居住喇嘛僧の定員は往年一千名にして、一名每月銀一兩五錢卽我約二圓十五錢と白米三斗を支給し來りしが、光緒二十六年(明治三十三年)拳匪亂後國庫の負擔甚だ重く諸般の經費を節減するや、其定員を五百名に減じ又銀米共に半減せりと雖、淸朝の喇嘛僧を優待する實に厚しと云ふべし。

其二は法王化身轉世の法を廢せしめ之に代ふるに抽籤法を以てせる事是也。前述せるが如く轉世化身の資格を有する者は達賴喇嘛、班禪喇嘛及呼土克圖の三者なり。此等有資者の示寂する時は化身轉世して他に此等の位置に登るべき者あり。之を呼必勒罕と稱し、呼必勒罕を尋ぬる者は屢に達賴嘛嘛所屬の拉穆吹忠なる者の設けし法に依り或一人が神を其體內に降して呼必勒罕の所在及姓名を言はしめ、之を訪求迎歸するの例なりき。卽ち或一人の意思に依り擇ばれたる者が、偶然斯る尊貴の位置を得る事となり居れる也。於此乎乾隆帝は若し此占斷的推擧法が不正不公に流れ、喇嘛教徒をして猜疑の念を生せしめ、此推擧法を輕々視するに至れば、淸國西北の藩屛たる蒙古、西藏、伊犁地方に變亂を釀し、北方の强一度戈を執つて起たば、延ひて淸國の治平を危險ならしむる事に想到し、一大英斷を以て化身轉世の方法を改革し、特に金瓶二個を造りて其一を西藏拉薩の大昭寺に他の一を北京の雍和宮に置き、更に四人の者をして呼必勒罕の所在及姓名を象牙製籤に書せしめ、之を瓶中に納め西藏の達賴及班禪、西寧、青海地方の呼土克圖に當るべき化身者は西藏大昭寺に於て駐藏大臣及達賴喇嘛會同抽籤し、蒙古の呼土克圖に當るべき化身者の抽籤は、北京の雍和宮に送り理藩院の堂官喇嘛僧と會同し、堂官が瓶中より抽出せし第一籤を以て呼土克圖を撰定するの法を定めたり。是大陸に君臨せる主權者の地位として、時宜に適せる聰明果斷の處置なりと云はざるべからず。而して乾隆帝は此大英斷を實行せし理由を表明する爲、乾隆五十七年(寬政四年)冬左の如き喇嘛說を作り、滿漢蒙藏の四體に綴り、一大石碑を雍和宮の前庭に建てゝ之を不朽に垂れ、抽籤の法相傳へて以て現今に至れり。

喇嘛說

佛法始自天竺東流而至西番(卽唐古特部其他日三藏)。其番僧又相傳稱爲喇嘛。喇嘛之字漢書不載。元明史中或訛書爲剌馬(陶宗儀輟耕錄載元時稱帝師爲剌(讀作拉下同)。馬毛奇齡明武宗外紀又作喇嘛。皆後隨意對音。故其字不同)。予細思其義蓋西番語謂上曰喇謂無曰嘛。喇嘛者謂無上卽漢語稱僧爲上人之意耳。喇嘛又稱黃教。蓋

自西番高僧怕克巴（舊作八思巴）始盛於元。沿及於明封帝師者皆有之（元世祖初封怕克巴爲國師。後復封爲大寶法王。並尊之曰帝師。同時又有丹巴者亦封帝師。其封國師者不一而足。明洪武初封國師大國師者不過四五人。至永樂中封法王西天佛子者各二。此外灌頂大國師者九灌頂國師者十有八。及景泰成化間益不可勝紀）。我朝惟康熙年間祇封一章嘉國師。相襲至今（我朝雖興黃教而並無加崇帝師封號者。惟康熙四十五年勒封章嘉呼土克圖爲灌頂國師。示寂後雍正十二年仍照襲號爲國師）。其達賴喇嘛班禪額爾德尼之號不過元明之舊。換其襲勅耳（黃教之興始於明番僧宗喀巴生於永樂十五年丁酉。至成化十四年戊戌示寂。其二大弟子曰達賴喇嘛曰班禪喇嘛。達賴喇嘛位居首位。其名曰羅倫嘉穆錯世以化身掌黃教。一世曰根敦珠巴。二世曰根敦嘉穆錯。三世曰索諾木嘉穆錯卽明時所稱活佛鎭南堅錯也。四世曰雲丹嘉穆錯。五世曰阿旺羅卜藏嘉穆錯。我朝崇德七年達賴喇嘛班禪喇嘛遣貢方物。八年賜書達賴喇嘛及班禪呼土克圖。蓋仍沿元明舊號定鼎後始頒給勒印命統領中外黃教焉）蓋中外黃教總司以此二人。各部蒙古一心歸之。與黃教卽所以安衆。蒙古所繫非小故不可不保護之。而非若元朝之曲庇詔敬番僧也（元朝尊重喇嘛有妨政事之弊至不可問。如帝師之命與詔敕並行。正衙朝會百官班列而帝師亦專席於座隅。其弟子之號司空司徒國公佩金玉印章者前後相望怙勢恣睢氣燄薰灼爲害四方不可勝言。甚至強市民物捽捶留守王妃爭道拉毀墮車皆釋不問。並有民毆西僧者截手詈之者斷舌之律。若我朝之興黃教則大不然。蓋以蒙古奉佛最信喇嘛。不可不保護之以爲懷柔之道而已）。其呼土克圖之相襲乃以僧家無子授之。徒與子何異故必覓一聰慧有福相者俾爲呼必勒罕（卽漢語轉世化生人之義）。幼而習之長成乃稱呼土克圖。此亦無可如何中之權巧方便耳。其來已久不可殫述。孰意近世其風日下所生之呼必勒罕率出一族。斯則與世襲爵祿何異。予意以爲大不然。蓋佛本無生豈有轉世。但使今無轉世之呼土克圖則數萬番僧無所皈依不得不如此耳（從前達賴喇嘛示寂後轉世爲呼必勒罕。一世在後藏之沙卜多特地方。二世在後藏大那特多爾濟丹地方。三世在前藏對噩地方。四世在蒙古阿勒坦汗家。五世在前藏崇寨地方。六世在裏塘地方。現在之七世達賴喇嘛在後藏托卜札勒拉里岡地方。其出世且非一地何況一族乎。自前輩班禪額爾德尼示寂後。現在之達賴喇嘛與班禪額爾德尼之呼必勒罕及喀爾喀四部落供奉之哲布尊呼土克圖皆以兄弟叔姪姻婭相傳襲似此掌致之大喇嘛呼必勒罕皆出一家親族。幾與封爵世襲無異。卽蒙古內外各札薩克供奉之大呼必勒罕近亦有各就王公家子弟內轉世化生者卽如錫呼圖土克圖卽係喀爾喀親王固倫額駙拉旺多爾濟之叔達克巴土克圖卽係阿拉善親王羅卜藏多爾濟之子。諾尹綽爾濟呼土克圖卽係四子部落郡王拉什燕不勒之子　堪卜諾們汗　札木巴勒多爾之呼必勒罕卽係圖舍圖汗車澄多爾之子似此者難以枚舉。又從前哲布尊丹巴呼土克圖圓寂後。因圖舍圖汗之福晉有妊。乘卽指以爲哲布尊丹巴呼土克圖之呼必勒罕。及彌月竟生一女更屬可笑。蒙古資爲談柄以致物議沸騰。不能誠心歸信。

甚至紅帽喇嘛沙碼爾巴垂涎札什倫布財產自謂前輩班禪額爾德尼及仲巴呼土克圖同係弟兄皆屬有分唆使廓爾喀滋擾邊界搶掠後藏今雖大振兵威廓爾喀畏懼降順匍匐請命。若不爲之剔除積弊。將來私相授受必致黃敎不能振興。蒙古番衆猜疑輕視或致生事。是以降旨藏中如有大喇嘛呼必勒罕之事。仍隨其俗令拉穆吹忠四人降神誦經。將各行指出呼必勒罕之名書籤。貯於由京發去之金奔巴瓶內。對佛念經令達賴喇嘛或班禪額爾德尼同駐紮大臣公共籤掣一人定爲呼必勒罕。雖不能盡除其弊而較之從前各任私意指定者大有間矣。又各蒙古之大呼必勒罕亦令理藩院行文如新定藏中之例。將所報呼必勒罕之名貯於雍和宮佛前安供之金奔巴瓶內。理藩院堂官會同掌印之札薩克達賴喇嘛等公同籤掣。或得眞傳以息紛競）。去歲廓爾喀之聰沙碼爾巴之語劫掠藏地已其明驗雖與兵進剿彼卽畏罪請降藏地以安然轉生之呼必勒罕出於一族。是乃爲私佛豈有私故不可不禁。茲予製一金瓶送往西藏。於凡轉世之呼必勒罕衆所舉數人各書其名置瓶中掣籤以定。雖不能盡去其弊較之從前一人之授意者或略公矣。夫定其事之是非者必習其事而又明其理然後可。予若不習番經不能爲此言。始習之時或有議爲過與黃敎者使予徒泥沙汰之虛舉則今之新舊蒙古畏威懷德太平數十年可得乎。且後藏煽亂之喇嘛卽正以法（上年廓爾喀侵掠後藏時。仲巴土克圖既先期逃避而大喇嘛齊仲札蒼等遂占託詞爲不可守以致衆喇嘛紛々逃散。於是賊匪始敢肆行搶掠。因卽令將爲首之濟仲拏至前藏對衆剝黃正法。其餘札蒼及仲巴呼土克圖等俱拿解至京治罪。安插元朝之於喇嘛方且崇奉之不暇使々妨害國政況敢執之以法乎。若我朝雖護衞黃敎正合於王制。所謂修其敎不易其俗。齊其政不移其宜。而惑衆亂法者仍以王法治之與內地齊民無異。試問帕克巴創敎以來歷元明至今五百年。幾見有將大喇嘛剝黃正法及治罪者。天下後世豈能以予過與黃敎爲譏議乎）。元朝曾有是乎。蓋舉大事者必有其時與其會。而更在乎公與　明。時會至而無公與明以斷之不能也。有公明之斷而非其時與會亦望洋而不能成。茲之降廓爾喀定呼必勒罕適逢時會不動聲色以成之。去轉生一族之私合內外蒙古之願當亳近歸政之年復成此事安藏輯藩定國家清平之基於永久。予幸在茲予敬益在茲矣

乾隆五十有七年歲次壬子孟冬月之上澣　御筆

是實に乾隆帝御製の喇嘛說にして、喇嘛敎の沿革を略叙して親ら籤法を勅定せられたるに終る。今其內容を節譯すれば左の如し。

佛法は初め天竺より西藏に入り、西藏人相傳へて喇嘛敎を興すと說き、喇嘛の意義を無上卽ち漢語の僧又は上人なりと解釋し、紅敎に言及せずして直ちに喇嘛敎は黃敎なりと說いて喇嘛の沿革を略述し、次に喇嘛敎と當時の政府との關係を說いて曰く。元明の二朝は達賴喇嘛に國師又は西天佛子の尊號を封し、帝師の命は詔勅と並び行はる、是れ啻に國政に害あるのみならず、實は喇嘛敎を詔敬するものなりと道破し、二朝の喇嘛敎に對する失當を擧げ、淸朝の喇嘛敎に對する意思を表明して曰く。我朝は康熙年間一の章嘉國師を封じ、爾來達賴班禪の尊號を與ふるは元

明の舊例を踏襲せしに過ぎず、蓋し中外の黃敎は總て此二人の管轄に屬し、各部蒙古一心に黃敎に歸依す。蒙人の向背は其關係小事にあらざるが故に黃敎を保護せざるべからざるも、元朝の如く喇嘛敎に諂敬するものに非ずと。更に轉じて喇嘛僧の管理者たる達賴喇嘛及呼土克圖の選擧法を難じて曰く。黃敎の主管者たる達賴喇嘛及呼土克圖は世々轉生して黃敎を支配する者なりとし、初めは地方血族等を問はざりしも、近年弊を生じて多くは王公の子弟又は兄弟叔姪世々相傳へ、達賴喇嘛及呼土克圖の地位は世襲の封爵と何等異ることなきに至り、蒙人之を猜疑輕視し物議漸く沸騰して誠心歸依する者なきに至れば、遂に事端を惹起し公安を害するに至るやも亦未だ知るべからず、されば大喇嘛選擧の良法を案出し以て危險を未然に防ぐを以て目下の急務なりとし、金瓶を製して雍和宮内に備へ從來一人にて轉生者を指出せしものを四人に改め、各轉世呼必勒罕の住所姓名を籤に記せしめ、之を北京の雍和宮に封送して瓶中に納め、理藩院の堂官會同して瓶中より抽籤し、第一籤の人を以て呼必勒罕を定むる事とせり。而も是未だ盡く其弊を去る能はざるも、之を從來一人の任意を指出せしものに比較すれば、略ほ公平を得んと說き、後藏に於ける不逞の喇嘛僧を捕へ前藏に送りて法に正し、或は北京に送りて罪を治するもの、之を元明二朝が崇拜是事とせしに比すれば、後世豈に朕を以て喇嘛を諂敬せし者と嘲らんやと喝破し、終りに凡そ大事をなさんとする者は機會を利用せざるべからず、朕今や後藏鎭定の機會を利用して聲色を動かさずして呼必勒罕指出の方法を改革したるは、國家清平の基礎を永遠に定むる所以にして、朕が老後の事業として實に光榮とする所也と云ふに在り。

之を要するに喇嘛敎は中亞に於ける一大宗敎にして、蒙藏伊梨を掩有する數百萬衆徒の之に對する信念は、其熾烈なる殆んど意想の外に在り。衆徒渴仰の中心たる達賴班禪呼土克圖等法王の彼等に對する勢力は、殆んど絕對なりと云ふも不可なく、其一顰一笑は直ちに蒙藏及伊梨の民心を動かし來らんとす。されば支那歷代の朝廷は彼等の懷柔に腐心し、古來該地方に政治的野心を有する國家は汲々として其歡心を得るに力めたり、露國はかくて支那革命亂を好機會とし活佛を籠絡して蒙古を支那より分離獨立せしめ、之に倣はんとする英國は西藏に其野心の刃を磨しつゝあり。英露對蒙藏問題の將來こそは吾人をして己に既定の事實なるが如きを感せしむるものあり。

# 招商局の紛擾

上海　枳　穀　生

招商局は支那に於ける半官半民的性質を有する唯一の大航業會社にして、目下は商辦なりと雖も其營業方法宜しきを得ず、年々多額の缺損を招き、情弊百出、常に其基礎動搖し、早晩大果斷を以て之が根本的の改革を要すべしとは內外識者の等しく唱道する處にして、爲めに或は屢々某々國に買取せられんとする風聞あり、現に英國の如きは今尙ほ盛に運動中なりとのことなり。傾日亦た新にシンジゲート成り、曹錫珪、程定夷、波瑜慶等之が幹部となり、盛に買收運動を行ひつゝあるが其經過の大要は、

**新公司の提出條件**　純粹なる支那人の團體より成る新公司は舊臘三十日招商局董事と會して同局の買收及び新組織に關して協議を爲したるも議遂に纏らず、其提出せる買收條件は、

（一）新會社は支那航海業發展の爲め組織するものにして全部支那人の資本より成る事。若し外國人之に加はるか又は外國商人の爲め社債を募集し、斯くて支那航海權が外人の手に移るが如き事あらんか、新會社の提供せる資本金は全部沒收すべし。契約書類は新會社が業務を執るの日に於て之を交通總長に提出し、登錄を求むべし。將來新會社は如何なる事情あるも會社を外人に引渡さゝるべし。

（二）新會社は額面以上にて舊株を買上ぐべし。舊株所有者は之を新株と引換へ新會社の株主たるを得。

（三）新會社は現在の負債及財產を全部引受け又收入に關し全部責任を負ふべし。

（四）新會社の資本金は信用ある銀行に預け入れ、會社引渡に關する公式契約は法律上の規定に從ひ之を行ふべし。

（五）公式協約書調印後外國資本金の加はれる事實發見せば該契約は無效となし、七百萬兩の資本金は之を沒收し、新會社は再び舊會社經營に戻すべし。

（六）舊株主は新會社の株主となれる以上以前と同樣の權利及特權を有すべし。金利源馬頭倉庫を始め他の諸港に在る舊會社の財產全部は之を賣却し若しくは貸與するを許さず。

（七）會社の財產は約八百萬弗と計上す。

**董事會の條件**　右に對して舊會社董事よりは左の三條件を提出して妥協を求めたるも前記の如く當日は何等契約成立せず。

一、新舊會社相互に妥協成立したる後新公司は四週間內に現金八百萬兩を中國銀行及び交通銀行に預け入るべ

し。舊會社董事會は政府に向て吏員の派遣を請願し、上海に來りて會同査辦したる後、新會社の資本金に外資を含有せざること判明したる時初めて調印すべし。若し政府に於て吏員派遣の議を肯せざる時は楊士琦と理事等と會同して調査を遂げ、眞に外資なきを確めたる後之に調印す。

二、新會社より現銀八百萬兩を前記二銀行に預金したる後該銀行破產する如き事あらば舊會社に於て之を辨償すべし。

三、新會社より現銀八百萬兩を前記二銀行に預金したる後讓與契約に未調印前に意外の事件生じ銀行が同預金を交附する能はざれば舊會社にて負擔し利子は日步計算を以て支拂ふべし。

**新會社再度の提出條件**　民國第一年はかゝる間に早くも過ぎ第二年の新春を迎へたるが、新會社側に於ては元旦早々東西に奔走し翌くる二日には左の九條件を提出せり。

一、新舊兩會社の妥協成立後四週間內に新會社は銀八百萬兩を有力なる支那銀行又は錢莊に預入す。

二、舊會社董事會は相互協定の期間內に新公司の預入せる該金額に就て外資を含有せざるか否かを審議すべし。

三、董事會が右協定期間內に調査の結果其眞に外資なきを認め各條件に就て妥協決定したる時は後に異議を挾むを得ず。

四、各條件に就て協商纏りたる後、新會社が四週間內に八百萬兩を支那銀行又は錢莊に預入する時は其日を以て新舊會社接讓の日とし、互に異議を呈して變更することを許さず、之に違しては別に嚴罰を規定すべし。

五、新舊會社は仍ほ從前新會社の提出せる條件に從て辨理すべし。

六、董事會は招商局元年分の收支を簡明に記述し、之を新會社に交付して其査閱を經べし。

七、招商局を擔保として滙豐銀行より十五年の期限にて借欵せりと聞くも、今之を償還する時は該擔保を解消するを得るや如何。

八、前に漢口商人より要求せる賠償問題に關しては董事會は之を武昌軍政府より賠償することを允許せられたりと言明せり、然るに漢口商人等は其後追償金百二十萬兩を要求し來り、措詞甚だ嚴なり、董事會は結局如何に之を解決せんとするものなるか。

九、董事會は先づ辨事人と商明し、以後再び異議あるを得ず。

**董事會の回答**　以上の九條件に接したる董事會は直ちに會議を開き、逐條討議の結果左の如き回答書を送れり。

一、有力なる銀行又は錢莊とあるは中國通商銀行と改むること。

二、未だ中國通商銀行に預入せざる間は調査に從はざるべし。

三、未だ中國通商銀行に預入を經ざる間は董事會は先に政

府に致したる電報に從ひ、政府より吏員の派遣を請ひ其會同調査を請ふべし。若し政府に於て吏員の派遣を肯せざる時は通商銀行に預入したる後を俟て全體の董事は該行に行きて嚴査して果して其現銀が外資を含まざることを明にしたる後契約を訂立して之に調印すべし。

四、新舊會社は八月三日双方の代表者に依りて協議したる條件によりて辨理すべし(第五に對す)

五、舊會社董事は會計員に命じて照辨すべし(第六に對す)

六、漢口賠償金及滙豐借款の二件は已に議決を經て滙豐銀行に對する利子と漢口賠償金四十萬兩を準備することとせり。其以外は凡て新會社に於て相當に處理せられ度、舊會社は之に干與せず。

七、辨事人は董事會の聘せしものにして、從て董事會の調印後は當に異議なかるべし。(第九に對す)

**新會社の辨明**　右の回答に接したる新會社は更に反覆辨明して前に提出せる各條件を布演して曰く、

第二、三、四條に就て　大總統の命令及び國務院交通部の電に據りて査するに楊董事は確實に激査するの責任を有す、決して派員會同査明の文無し、今貴會議の回答に依れば仍ほ政府派員の調査を請はんと希望す、若し政府が派員を承認せざれば通商銀行に預入したる後に於て外資に非らざるを認めば契約に調印し初めて成立授受を爲すとの申入あり、新公司の備銀八百萬兩は若し現銀に非ざれば豈能く提存するを得んや、外資の點に至りては調査せば判明せん、況や外資あるに於ては新公司は前に貴董事會に對して八百萬の巨罰を規定し、並に何時に於ても外資あるを査出せば契約を取消すの條件を附し、局務は仍ほ新公司の管理に歸すの條件を提出せり、卽ち新公司は始終外資の絕無なるを證するに足るの憑據となすべし。貴董事等は事實に考據せず、僅に浮言に據りて云々するものと謂ふべし。又數月以來に亘りて外資云々を稱するを爲め、新公司は之に因て損失を受くるもの實に尠少ならず、尙此上に誤解され再び損失を受くるに忍びんや、是を以て本月二日新公司の開列したる第二、三、四條は仍ほ董事會第一項の續議條款第一條に遵照して辨理したるものなり。請くは貴董事會よ相互に妥商したる期內に於て先づ預入金が實際外資有るや否やを査明し、以て群疑を釋き、而して讓渡に便にせよ。預入の款未だ査明せざれば尙條件の協商すべきものあり、妥協成立せりとは云ひ難し、左れば新公司に於ても莫然と此款を預入することを得んや、故に一面に於て條件を商訂し、假契約に調印したる後新公司は四週間內に八百萬兩を預入し、其の日を以て新舊公司接讓の日となし、相互に再び變更するを得ず、別に嚴罰章程を定むべし。

第七、八條に就ては　新公司の調査に依れば漢口の賠償金は其筋の允許を得たりと宣言しながら延宕數月なるに又漢口商人は嚴重に賠償金百二十萬兩を追求し、前後の情況同じからず、董事會は相互の取決めたる期間內に於て政府が必竟如何に賠償すべきやを査明すべし、並に漢

口商人の來港を請求し、公同して辨法を査商すべし。滙豐抵當借款は開く所に依れば辨事人の調印に係るものにて、解消の辨法に就きて商定するを得べし。若しも滙豐にて十五年の期限を固執して期限前に解消を允さゞれば相互妥商期内に於て三面交涉妥協し、從來の葛藤を生せしめざるを以て正辨と爲す。

第九條に於ては　新公司は董事會と議訂せし條件は相互に於て妥商し調印したるの後は異議なし。董事會は已に完全なる責任を負ふ、左れば董事會は新公司と辨事人と先づ融和を講じて意思を疏通せしめ以て成立に便にし、而して推諉を免すべし、

**其後の交涉と招商局の前途**　又一月四日董事會は書を買收側に致し、前淸專制時代に在つては何人たるも査辨人たる者は全權を有したるが、今共和の治下にある人々は何れも發言の權を有す、數月來外資云々の風潮起れるを以て董事會は格外愼重せざるを得ず云々と。之に對し買收側は相變らず八百萬兩現銀の籌備なくんば何すれぞ續議するを得ん、外資の決して存在するなきを以て巨款の罰金を訂約す、董事會の速に査驗を要求すと答へたり。次で七日に至り董事會は現金の預入を了したる後先づ澈査を行ひ、外資なきを認めたる上に於て交易を定むることゝせば、董事會は甚だ滿足と爲すと云ひ、買收側は買收の前途に向つて樂觀すべき一道の曙光を認めたるが、董事會は先天的に一度注入したる外資憂は今尙腦裏に潛伏し、半信半疑を以て從ふの姿なるものゝ如くに觀測せらる。

八百萬の出資に就て二派あり、一は則ち既往に於ける堅實ならざる經濟界に在つては資本家は絕對的に放資の危險なるを憂慮し、無意味に庫中に藏して現銀の缺乏狀態を裝ふは時に取て斯くせざればならざるの理由あつての假面にて、經濟界の健全に復し、確實有利の事業なりと認むるに於ては八百萬兩の投資何にかあらんと謂ふ。一は現銀の缺乏せる事實は如何なる辨明を弄するも之を否認する能はず、殊に買收側たる三十餘名の面々は所謂起業家に屬し、巨款を有する資本家と認むるに苦む、八百萬兩の巨款の出資は之等の面々にて豈に辨じ得べけんや、左れば出資の外人たるは謂はずもがなと放言す。

若し夫れ第二者の說の如んば卽ち英國側を擬するに一致す。左るにしても買收條件には外資なるを發見せば買收資金賠償とすべしとの罰則を附するありて、外國の資本家は無限に無名たらざるべからず、假んば無名のものとなし置くも異日事實の證明するものなくして止まんや、芝居仕事は終に暴露して其處に紛糾の生ずるは火を覩るが如し、大局に益なく徒に惡感を買ひ、危道に立ちて是非とも買收せずんば止まずとも思はれざるなり、然らば買收の契約に調印したる後に於て外資を招かんとするの手段なるが、其何れにあるを問はず、出所の恐くは外資ならんとの風說は牢として取消し難し、兎も角も買收は難問題ならん、然れどもたとひ不調に終るとするも前途幾多の曲折を經たる後のことに屬するならん。

最近の消息に依れば買收の出資は均しく支那人側の資本

なりと交通部は聲明し、此事を國務院より董事會に電告し來れりと云ふも未だ遽に信を措かれざるが、假りに然りとするも局運の發展は望むべくもなく、營業成績は依然として走馬燈たるのみ。寧ろ營業成績は當分之れを措いて問はず、結局は國有として經營するの外他に策の得たるものあるを發見せざるなり。

# 蒙古の曹達

奉天通信

蒙古の產物と云へば獸皮獸毛を其大宗として燕麥亞蘇麻菇金鑛等世間に聞えてるものも隨分少くないが、天然曹達の夥しい產出あることは之を知る者甚だ稀である。內外蒙古全圓に亘つて湖水といふ湖水沼澤といふ沼澤は殆んど皆曹達の產地であると云つて差支へない位だ。就中內蒙古は其東部一帶の沼澤地に最も夥しく、彼の鄭家屯附近に於ける曹達湖の如き實に其好適例で、曾て之が採收製造を企畫した者も二三あつた。又滿鐵あたりでも大に食指を動かして居るといふ事であるが、何にしろ現今の狀態では交通の不便設計の困難其他產地に於ける種々なる小障害が一緒になつて、之に垂涎する者もつい斷行の手を出し兼ねて居る始末で、あたら寶庫も地中に埋沒するに委せられてるのは時勢とは云へ亦遺憾千萬ではないか。

で話は一寸脇道へそれるが、原來此曹達は一名炭酸鈉とも云つて、支那では俗に白鹹又は堿、鹹など呼び習はして居る。これに天然曹達と人造曹達との二色あるが、昔は歐米でも人造曹達といふものなく只天然曹達のみを使用して居たものだ。人造曹達の始めて發明されたのは、何でも彼の拿破崙一世が其新製造を懸賞で以て廣く其領土に徵求されてからの事と傳へられて居る。然し其當時の製法は只硫酸製造の殘滓で以て之を製出し名づけて曹達灰と云つて居たのであるが、其後久しからずしてアンモニアと食鹽とで炭酸鈉なるものを製出することが發明された。此製法はまだ本邦には採用されて居ないが、本邦所用の炭酸鈉の一原料は其昔皆之を天然產に仰いで居たものだ。で此天然曹達こそ實に蒙古の夥しい物產であつて、支那では蒙古、伊犂、新疆、青海等の藩部及雲南、貴州、四川、廣西、廣東、福建等南方の各省何れとして之を產出せざるものなしと稱せられてるが、其實多くは炭酸加里に屬して蒙古曹達の如きはそれ程多くないのである。

飜つて支那全體に於ける土產曹達の消費額を計算して見ると以前約二億斤に達して居たものが、近來非常に減少して八千萬斤位になつた。其原因は何であらう。外國製曹達の年一年非常なる勢を以て輸入された事卽是で、其販路は

甚だしきは支那曹達産地をも侵略して居る。最近二年の海關報告は二千五百萬斤と註せられた、今後尙ほ駸々乎として其販路に其輸入額に擴大又增進するの形勢燦として明なるものがある、滿洲に近い東蒙古のあの夥しい天然曹達に、今から何等かの準備を施す必要は、果して無いだらうか。以下吾人は之に關する研究の歩を進めて行く。

其産地――に就ては前にも一寸擧げて置いたが、內外蒙古で最顯はれてるのは內蒙古の正藍旗及正白旗地方であつて、張家口から遠きは約二百里、近きは約百里內外の大小湖澤に産出するのである。此等湖澤の水中には實に多量の天然曹達を含有して居る。就中其一湖蒙古名諾爾の如きは古代より其採掘行はれ今に至つて年月の幾回轉せるを知らないが、無盡藏の寶庫何時渴くべしとも見えない。其他數多の未採取せられざる湖沼にあつては、其豐滿今更言ふまでもないが、全産額の果して幾何に達すべきかは之を知るに由なし、只其驚くべき數量を示すべきは略想像されるであらう。予に一人の知己がある、姓を中島と云つて常に內外蒙古に冒險旅行を試むるを以て一つの道樂の樣にして居るが、此人曾て鄭家屯附近を跋涉し、曹達産の宏大無邊なるに驚嘆し多少の計畫を抱いて若干の見本を齎して歸國し、大阪に於て有志を語らひ同地蒙商間に遊說して蒙古曹達業の大謀漸く達せんとし偶々日露の役あるに會し事頓挫の已むなきに至つた事がある。其後彼の此計畫は果して如何なつたか、甚遺憾な事である。

其用途――は洗濯用として、麵包、饅頭等の醱酵料として、各種化學工業上の用料として世界の要求決して鮮少にあらず、而して文明の進歩と共に今後益々其需用を增大すべきは最見易き結果である。支那に於ては洗濯用及食用兩方面の需要最多額だ。北支那、滿洲、其他邊省各地獸皮毛産出の處に於て毛皮の洗晒に使用せらるゝ量は實に莫大なものであらう。又支那全體が一個の大食麵國であつて見れば其醱麵に要する曹達の需用も亦絕大なものであらう、醱麵には一斤に二三匁を和せば足ると雖も、人々日常必需の麵類にして而も其人口の甚多數なるに觀ば、其消費額の決して僅少ならざるは自ら想像されるであらう。

鹼業家は支那では之を城業又は鹼業とも云つて、北方支那、滿洲其他諸處に澤山あり、皆天然曹達を取扱つて居るが中には外國式に倣つて製鹼工場を有するのもあり又輸入外國製曹達を取扱つて居るものも少くない。今率天に於ける城行に就て少しく說明を試みるならば、同地には十戶の城行がある、均しく戶部から發給した牙帖(特許證)を領有して、專賣既に數十年を閱して居る。然るに近來に至つて洋城卽ち輸入外國曹達が市場に其勢力を振ひ、漸次土鹼卽ち蒙古産曹達を壓倒する樣になつたので、二軒の城行は遂に倒閉の慘禍を見るに至つた。原來支那政府は此鹼に對しても鹽茶等と同樣專賣法を實施して來た。されば其牙帖は鹽に於ける鹽引、茶に於ける茶引と同樣、一種の專賣特許證で、一定の地方に一定の數を限つて政府から發給して專賣に從事せしめたもので、此一定數以外新たに開店しやうとすれば、如何しても其株を讓受けるか又は缺員を生じた

場合改めて政府より牙帖の下附を受くるかどちらかに依らなければならないのだ。で奉天十家の城行は其一定數なので中二軒倒產したのは正に缺員を生じた事になるが、玆に面白い事がある。それは此十軒が取扱つて居た曹達は前に述べたことのある諾爾產品であるが、二軒の城行倒閉するや、殘る八軒の城行は營業蕭索の折柄是ぞ盲龜の仕合せとなし、一面奉天に於て同業者の同盟を鞏固にすると同時に一面諾爾の取引先(蒙古曹達商)と特約して、諾爾產鹼の取引權を全然此八軒の掌中に歸せしめてしまつた。而も此行動は迅雷耳を掩ふに遑あらず底の甚だ敏活なものであつて、他店の其間に乘ずる隙がなかつたと云ふのは、當時奉天新聞の囃し立てた事實であつた。然るに大勢遂に抗す可からず、物價の騰貴、取扱品の無改良とは遠慮なく土鹼の市況を蕭索たらしめて、却つて洋鹼の銷路を擴大ならしめたのである。

其運輸の方法——は城行自ら牛車(俗に牛々車(にうにうしやう)と云ふ甚だ粗造なもので遠行には途中幾回か修繕を加へ、或は破壞して使用に堪へず之を賣却して新車に代ふ)を雇ひ入れ遠く鹼產地に至らしめ、鹼を買入れ之を積載して奉天に運來せしむるもので、往復普通二た月以上の日子を要する、牛車一輛の載重は四百斤乃至六百斤で、奉天諾爾間の運賃は時に高低あるけれども、普通一輛に付六兩餘りといふ事になつて居る。運送途中に於ける目減は土地が蒙古だけに草地平坦車行碍なしとあつて、かゝる遠路にも拘らず、五分乃至八分の間を出でない。で牛々車一日の行程は我四五里に過ぎないが、これには少し理由がある。それは彼等は秣草を携行しないから半日一日で豐草の地に牛に草飼ふ必要もあるし、清泉湧き出る丘畔樹下に荒野を驅ける夢を結ぶこともあるからだ。

最後に善後策——として吾人は左の辨法を主として支那人に次に本邦人に一寸お勸めして置かう。洋鹼に漸く壓倒されて居る土鹼の商勢は或は之に依つて多少挽回が出來やう、而も這裡深大の注意と果斷の實行力とを待つて本邦企業家の一警に値するものなしとしない。

一、張家口に一大製鹼會社を創設する事。會社は株式組織にして、十萬圓もあつたらいゝと思ふ。

二、城行と極力聯絡を取る事。商權擴張の良策として城行を勸說し或は彼等を株主とし或は彼等に會社の輕重の位置を與ふる事而して其取引上聯絡を維持すべきは無論の事である。

三、工商部に願ひ出で工商部財政部會同協議の上從來の牙帖制を撤廢せしむる事。百政維新の際ではあるし殊に蒙古の原料を支那に輸入する障碍を除却するのであるから此出願は割合容易に出來る事かも知れない。要は先づ新紙を藉り輿論を起してから斷行するに在る。

四、每年城價として一定額を政府から蒙古人に支給する事は從來通りとす。

五、出來得る限り多數の產地を網羅する事。

六、製造すべき品種は左の三種とする。

一、炭酸曹達　二、苛性曹達　三、重炭酸曹達

七、會社經營法は細大共に洋式に依る事。

本邦商は直接蒙古人と合辦的に經營するの方法を採るか、左の便法に按照して支那商と合辦する方法に依るか、それとも蒙古の原產地と連絡するか、此三方法は先づ割合容易く出來そして其效果も多少擧がるものと考へられるが、其中一番有利であらうと思はれるのは最後の一法で即ち原產地と連絡し、滿洲に自ら一製造所を設けること、そして其經營方法は株式組織にして都合で支那人を其株主に入れること殊に大資本で實行すれば大に妙であらうと思ふが、小資本でも決して出來難い事ではあるまいと思ふ。

# 佛支兩國提携の北京華法聯進會章程

第一條　本會發起人及び贊助員は在巴里華法聯進會章程第二條に依り、北京に於て一會を組織し、北京華法聯進會と名く。

第二條　本會は佛支兩國人民意思の疏通を計り、兩國の政治實業科學の三大問題を研究し、兩國人民相互の權利を擴張するを以て目的となし、政治に在りては平和を確保し、實業に於ては卽ち利源を開き、科學に於ては卽ち智識の交換をなすを務め、其實行方法は一々玆に列擧するを得ずと雖も凡そ會旨に對して益あるものは一として爲さゝる無く、要するに佛支兩國間に橫はる各種問題を容易に解決し、兩國の國交をして日に益々親睦ならしむるにあり。

第三條　本會會員の一人或は團體の名義を以て紹介され、本會本支部の章程に同情を表するものは本會會員となす。

第四條　聲望高き人士にして本會に贊助し、又は特別に本會を資助するものは推して本會名譽會長、或は名譽會員となす。

第五條　本會會員は入會金として金二角、會費として月額一角を徵收せられ、入會金は入會の時、會費は三季に分納すべし。

第六條　會費未納一年以上に及ぶものは除名を宣告す。

第七條　會員にして不名譽の行爲あるものは職員會の調査を經て其事實明白なる時は除名を宣言す。

第八條　一時に二十元を完納するものは永久に會費を納入するを要せず。

第九條　團體の入會には個人の入會金の二十倍を出す時は會費を納入するを要せず。

第十條　入會金、會費、贈與金其他一切の收入を以て本會經費に充つ。

第十一條　本會に左の役員を設け、佛支各其半數となし、任期を一年とす。

會　長　二人
副會長　二人
總幹事　二人
庶務幹事　二人
書記幹事　二人
交際幹事　二人
會計幹事　二人

第十二條　總幹事は巴里總會に於て任定し、其他の職員は之を選擧す。

第十三條　會長は本會に對して全責任を負ひ、本會を監督代表するの權を有す。

第十四條　副會長は會長を補弼し、會長事故ある時は其職權を代理す。

第十五條　各幹事は其事務を辦理するに當りては必ず總幹事と聯絡し、其同意を經べし。

第十六條　庶務幹事は會中一切の雜事を管理す。

第十七條　書記幹事は會中一切の往復文書及印刷記錄等のことを掌管す。

第十八條　交際幹事は會外一切の交際事件を專管す。

第十九條　會計幹事は會中一切の出納及記帳を管理す。

第二十條　若し重要問題起る時は事務處より專門員を請派して代辦す、但し二會長の認可を經るを要す。

第二十一條　事務所中には一人は必ず常住し、會の利害に關する一切のことを主持す。

第二十二條　各職員は每週二回必ず事務處に至ることを要す。

第二十三條　少くとも每年一回本會全體會員を以て大會を開き、出納會計及各事業報告をなすこと。

第二十四條　事務處に於ては每月第四週日に職員會議を開き各班の事務を處辦す。

第二十五條　本會章程は巴里華法聯進會章程に準據して酌定したるものにして多數の職員より提議するに非れば改正することを得ず。

本會名譽會長左の如し。

中國名譽會長　副總統　黎元洪
同　國務總理　趙秉鈞
同　前任國務總理　陸徵祥
同　前任司法總長　伍廷芳
同　總統府秘書廳長　梁士詒
同　駐白耳義代表　吳宗濂
同　倉場總督　朱家寶
同　前任關外都督　藍天蔚
同　前任煙臺都督　胡瑛
佛國名譽會長　前任內閣總理　莫理司
同　北京佛國公使　康德

# クリスプ借款の用途

財政部は去六日公報にてクリスプ借款中チャータード銀行より第二回に授受せる五十萬磅（洋銀換算四百六十二萬八千三百二元五角八分二厘）の用途を發表したり。

| | |
|---|---|
| 保商銀行借款償還 | 一、八五一、七九三、〇一四元 |
| 同　銀行借款利子 | 四〇、八九三、〇五六 |
| 擔成洋行借款償還 | 四五〇、八八七、〇二三 |
| 北通州旗餉金 | 一三、八八八、八八八 |
| 四陵秋季俸 | 一三、三三五、八九一 |
| 東陵秋季俸 | 二〇、三九一、五九七 |
| 察哈爾俸餉及牛羊群餉 | 八一、〇九四、二七一 |
| 保商銀行返還金 | 五〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 步軍統領衙門薪餉 | 二七、七七七、七七七 |
| 衆議院建築費 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 海軍部水雷模型代 | 七、一六二、一二七 |
| 同　造船廠不足 | 八六、九六四、五〇〇 |
| 上海製造局 | 五〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 廣萬公司利子 | 一四、八四五、二六六 |
| 保商銀行銀元轉運費 | 二、二一〇、一七〇 |
| 拱衛軍衣履服裝費 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 愛國公債印刷費 | 六、二八四、〇〇八 |
| 魂經舞鳳修繕費（海軍部） | 四、二七七、九九四 |
| 察哈爾春季並秋期補足餉 | 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 甘肅省へ協濟金 | 五〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 八旗蒲九月分馬乾 | 九、八八八、六一一 |
| 普寧寺喇嘛口食 | 三、一四四、四四四 |
| 印刷局家屋增築費 | 八、五六四、五七七 |
| 滙豐銀行借款賠償 | 六八〇、三八三 |
| 大清銀行撥還 | 二七七、七七七、七八〇 |
| 武衛前軍餉 | 五五、五五五、五五六 |
| 武衛左軍餉 | 七六、八〇〇、〇〇〇 |
| 同　服裝辦費 | 二二、七五五、五五六 |
| 程都督軍餉（交通銀行立替分償還） | 二〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 步軍各隊皮衣增加費（內務部） | 一六、八〇〇、〇〇〇 |
| 京畿軍政執法所 | 七、三四八、七三〇 |
| 軍衣費及經費 | 七〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 海軍各軍艦餉 | 八、〇〇〇、〇〇〇 |
| 李少將海軍檢閱費 | 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 陸軍部鎭餉 | 五、六四三、二八二 |
| 去年第一軍給與中湖北財政公所軍米不足 | 七五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 通濟公司米代 | 六九、四四四、四四五 |
| 新疆省へ協濟金 | 一六〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 貴州省へ協濟金 | 二四、〇四八、一三三 |
| 印刷局工事費（新族昌公司） | 九四六、六八六 |
| モリソン氏歸任旅費 | 三四〇、二七八 |
| モリソン氏漢文通譯十月分俸給 | 七、〇〇〇、〇〇〇 |
| 江海關監督開辦費 | 一、四〇〇、〇〇〇 |
| 蒙藏事務局開辦費補足 | 六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 吉林林務局開辦費 | 九二、五八九、六四六 |
| 駐外公使經費 | 五四、七六九、六八九 |
| 米國留學生經費 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 清華學堂經費 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 參議院經費 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 司法部經費 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 銓叙局經費 | 五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 蒙藏事務局經費 | 七、〇〇〇、〇〇〇 |
| 印鑄局經費 | |

| | |
|---|---|
| 大理院經費 | 九、〇〇〇・〇〇〇 |
| 陸軍部經費 | 三〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 參謀本部經費 | 五〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 臨時稽勳局經費及運柩費 | 九、〇〇〇・〇〇〇 |
| 財政部核捐處解散の爲め書記へ手當 | 一、七六一・八七〇 |
| 農林部經費 | 四三、〇〇〇・〇〇〇 |
| 審計處開辦費 | 二、〇〇〇・〇〇〇 |
| 工商部經費 | 一〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 教育部經費 | 四八、〇〇〇・〇〇〇 |
| 海軍部經費 | 三七、〇〇〇・〇〇〇 |
| 軍事執法處修繕費 | 六九〇・二〇八 |
| 同　十月分經費 | 二、〇八三・三三四 |
| 湖北造紙廠經費 | 四九七・八七八 |
| 上海通商交涉使經費 | 二、〇〇〇・〇〇〇 |
| 合計 | 四、六五五、三三六・六六九 |
| 差引不足（國庫より支出） | 二七、〇三四・〇八七 |

# 中華民國元年內債一覽表

中華民國元年に於ける支那發行の公債は中央政府よりせる者に軍需、愛國及短期の三種あり、地方各省よりせる者に直隸、安徽、湖北湖南及陝西五省の公債あり、今之を表示すれば凡そ左の如し。

## 甲、中央政府發行の公債

### (一) 軍需公債

定　額　一億元

發行額　一千四百十四萬四百〇五元

實收額　五十四萬六千八百七十元

利　息　年八分

發行期　一九一二年二月

償還期　六年

備　考　本公債の賣出しは多く各省の管理に歸せるより發行額既に達するも實收額僅に五十四萬餘元に過ぎず。

### (二) 愛國公債

定　額　三千萬元

實收額　一千一百二十八萬一千七百七十元

利　息　年六分

發行期　一九一一年舊十一月賣出

償還期　九年

### (三) 短期公債

實收額　銀二十九萬九千九百十四兩

利　息　月一分

發行期　一九一一年舊十月賣出

償還期　六ヶ月

備　考　本公債は最初六ヶ月償還の規定なりしが財政逼迫の爲六ヶ月延期したり

## 乙、各省發行の公債

### (一) 直隸省公債

定　額　銀三百二十萬兩

利　息　第一年七分以後每一年一分を遞加す

### (二) 安徽省公債

實　額　銀　二十萬兩

利　息　第一年七分以後每一年一分を遞加す

償還期　六年

備　考　本公債は實收額及管理狀況未詳也

(三)

湖北省公債

實　額　銀一百四十萬兩

利　息　第一年七分以後每一年一分を遞加す

發行期　一九一〇年

償還期　六年

備　考　本公債は管理狀況未詳

(四)

湖南省公債

定　額　銀一百二十萬兩

利　息　不明

發行期　一九一一年

償還期　六年

(五)

湖南省籌餉公債

原定額　銀元五百萬元

實收額　銀一百四十餘萬兩

利　息　年四分

備　考　本公債の條件等未詳

(六)

陝西省六分利附地方債

定　額　未詳

實收額　銀三十萬三千八百三十三兩餘

備　考　本公債の條件等未詳

(七)

陝西省六分利附地方債

定　額　未詳

實收額　銀四十六萬一千一百九兩二錢

備　考　各公債の條件等未詳

# 山西省の風雲

左記譯文は最近山西省都督閻錫山より大總統其他知名の民國志士及新聞社等に打電したる山西省政界軍界の內訌顚末なり。能く軍隊解散の困難なること及び地方の實情を示すものなれば一地方の小事とせず敢て熟讀を祈る。

## 軍隊の解散問題

山西省民軍義を起して以來各種軍隊其數五師の多きに達し、共和宣布の後財政難と共に之が解散に着手し、先づ之を省議會に諮り、其議決を經て之を一師一旅に縮少せんとし、大總統及陸軍部計畫によるも山西省軍隊は一師一旅と限定せられたり。余は此大方針を以て已に山西軍隊解散の十分の八を終了せり、然るに只だ河東一部に在りては觀察使張士秀及旅長李鳴鳳等財政の實權を把持し、解散を抗拒し、負嵎自ら恃み、竊かに割據の勢を示せり。余は民國の前途を思ひ、山西大局の計の爲めに、必ず統一的目的を達せざるべからず、而して始めて能く國利民福を計るべしとなし、特に之を前民政長、今の巡警道南桂馨に計り、氏を推して河東籌餉局長兼會辦軍政官となし、大總統の允許を經て南桂馨を派して軍制の事

を籌議せしめたり、然るに彼れ桂馨任に赴き月餘を經るも僅に兩營を裁兵せるのみ、早く既に屢次辭職を電請し來れり。

## 紛更密訂

南桂馨の辭職電請に對しては婉詞慰留すると共に一面人を派して密査せるに、河東團營各長一人として解散に贊せざるなく、只だ張士秀及び李鳴鳳二人のみ把持挾制す。余は止むを得ず中史に電請して新に孔繁霨を旅長となし、李鳴鳳は高等參謀となし、可成平和の解決をなさんとして均しく優獎せり。此苦衷は國人の共に照鑒する處なり。詎ぞ知らん彼れ張士季等之を思はずして孔繁霨が第一旅々長となるも軍務の引繼をなさず、却て南桂馨を誣し軍隊を煽動し、擅に拘禁を行ひ、重罪案を捏造し之を中史に電稟せり。

事茲に及ぶも余は尚ほ大局を顧念し、始終隱密に電命し南桂馨を孔繁霨に引渡して省城に來らしめ、以て審判することゝせり。然るに該員等は電稱して曰く孔旅長の所在不明なり、南局長を引渡し難し、一月三日所部を率ゐて來省引渡すべしと。事甚だ駭異に屬す。大總統より中史大員を特派して審判すべきを以て證人を出し省城に引き連れ來るべしとの命を奉ずるに及び、余は直ちに李敏、楊彭黎をして派往提案せしめ、屢々此結果に就て電催せるに、張士季等は一言半句も返電せず、李敏等が陝州よりの電報に據れば南局長を省城に連れ來ることは談判頗る行惱み、堅く取りて之を引渡さず、且つ非理要求多く到底圓滿に事を運ぶを得ず、止むなく一月十六日出發するに決せりと。又た平陽第三團々長張煌の報告に據れば河東は第九團の兵を出して北來し、現に史魚候馬一帶に駐す云々と。

## 土匪無異

查するに張士秀及李鳴鳳は畢竟河東の地が山西の寶庫にして鹽課地丁甚だ多きを知り、遂に野心を起して兵を擁して自ら衞り、中史の命令を視ること胼髦と異らず、動作恣肆、跋扈飛揚、河東一隅を以て根據の地と爲すに至れるなり、毫も山西省の統一を計らんとする心なく、却て軍心勃々、兵を擧げて犯逆を計らんとする形跡あり、其の種々不法の行爲あること土匪と異るなく、若し中史に請ふて之を勦討せざれば全省の同胞將さに寧日なけん。謹んで其罪狀を辨明し、國人と共に之を斬らん。

## 十大罪條

民國新に成り、行政を統一し、令出づれば維れ行ふ、此の如くにして國基茲に固し、今張李等孔旅長の令に從はず、南局長の提案に背く、之れ實に中史を蔑視するの甚しきものにして、若し人皆之に倣はんか、大局何ぞ維持するを得ん、是れ其罪の一也。

世界各國の軍隊は皆服從主義を取る、余は山西全省の軍政を攝す、李鳴鳳等は應さに節制指揮を受くべきなり、然るに張士季等は電稱して曰く孔繁霨到りて若し將校の移動軍隊の解散をなすとせば斷じて之を承認し難しと。軍法を無視すること斯の如く、長官を見ること贅瘤の如し、是れ其の罪の二也。

錢糧鹽課は民國正稅となす、張李等は紊りに各屬各縣に令して徵稅し、大總統五月二十二日の命令に違反して毫も

省に送金せず、財を掠めて雄を稱し、儼然として割據す、是れ其の罪の三也。

浮冒餉項（軍費の頭をはねることなり）は軍律規定あり、李鳴鳳の部下は混成騎兵一旅、馬匹八百八十頭なり、然るに其實數を查するに僅に四百八十三頭のみ、毎月浮冒餉項銀二千餘兩、是れ其の罪の四也。

軍費は國稅より出でゝ最も重く、部視察員を派して來省せしめ、僅に預算を造りて費銷するものなり、南局長は張士季に其支出の張簿を出して事務引繼を計りたるに張等は恨を懷き痛罵を加へ、之を示さず又た張簿に記入せず、全く會計を紊亂す、是れ其の罪の五也。

臨時省制は一道同風、以て劃一を期すべき筈なるに、張李等は河東軍政分府の撤去する時擅に二十四條件を造り、各屬錢糧四十餘萬兩を截留して以て參議廳の通過を計らんとし、參議廳の審查により一々駁論されて周章狼狽したるが如き其罪六也。

軍隊改編のことは上下須らく意思の疏通無かる可らず、南局長は下級軍官と聯絡を計り、圓滿の處置を取らんとせるに張李等は其死黨を嗾し、景團長をして電稱せしめて曰く南局長は兵士の給料を支拂はず、帶兵來省交代すべしと。次で亦た誣妄軍隊を煽惑し、南局長を捕へて非刑を課したる如き其罪餘蘊なし、是れ其の罪の七也。

妄りに諸言を流布し、都督及び大總督を承認せず、地方の人心をして戰々惴々たらしむる其の罪八也。

公欵錢糧は絲毫と雖も含混を許さず、然るに張李等は銀行の二十餘萬を押收して交付せず、鹽課錢糧は之を私し、廻瀾公司及崇義、晉鄂等の商店を開いて暴利を貪り聚斂を事とする其罪九也。

南局長を逮捕せる後は郵局及電報局等を嚴重に監督し、門を閉ぢて出入を檢し、長官を待遇すること仇敵の如し、是れ其の罪の十也。

右の如き事情の下に閻都督は最後の手段として自ら兵を率ひて之を剿討するの外なしと北京に向て遠征を請ひ、一月十九日袁世凱は之に對して張士秀及び李鳴鳳等の罪狀は昭彰たるものありとなし、陸軍部及參謀部は軍隊を酌調して河東卽ち黃河以東の山西の邊隅に至りて逮捕拘禁中の南桂馨を救ひ、張及李にして命に服せざれば之を討滅し、河南、陝西の都督も山西都督と共謀して毘連要隘を扼し、以て杜竄を防ぐべしと嚴命せり。

# 江西謀反事件

山西河東の反逆事件漸く平定せし今日江西都督李烈鈞軍警を使嗾して民政長汪瑞闓の就任を峻拒し上海に於て組織されたる歡迎國會團と聯絡して國會を南京に遷し黃興を大總統に胡漢民を副總統或は參謀長に推擧せんとする企劃を實行せん爲め私に軍械火藥を購入し從來の一箇師團を二師團に增加せんとするより中央政府に於ても之を捨置かれず強硬の手段を執りて之を膺懲せんとするの計劃あるより江西の天地は今や危雲に蓋はれ人心惶々として安からざるの

概あり而して其起因は數種あれども左に揭ぐる如きは其最たるものなるべし。

光復後各省に於ける軍兵撤裁の際陸軍部は江西に二旅團を殘留せんとせしが都督李烈均は大に之に反對し二箇師團を設置すべきを以て陸軍部と數回の交涉を重ねたるも其效なかりしより李都督は斷然中央政府の命令を排して隨意に江西第一第二の兩師團を編制し第一師長には歐陽武を登用し第二師長をも兼務せしめたり之れ中央政府と齟齬を起す第一の原因たりしなり斯の如くして此の二箇師團に附與すべき軍械の必要を充す爲め南京留守府撤裁の際殘留せし軍械の分配を政府に請求せしも許容せられず止むなく私に小銃七千挺大砲六門彈丸八百萬を購入し九江に運來せしを陸軍部の探知する處となり之を截留されたる事亦其一大原因たらずんばあらず而して中央政府は汪瑞闓を江西民政長に任じ以て李烈均の暴擧を抑制せんとせしに水巡總監蔡鍔銳の反抗する處となり若し汪民政長にして強て江西の天地に入らんと欲せば余は兵力を以て抗拒すべし云々と威迫したるより汪之に應付するの策なく逃れて北京に入り目下袁大總統に復任を哀願しつゝあり一面中央政府は此の反逆を知るや李都督に對し蔡鍔銳の不法を詰責し嚴罰に處すべきを命令したれども元より其效あるべき筈なく却て水陸の兵權を以て蔡に委任せしより蔡は茲に愈々江西を以て中央に對抗するの決心を固め自ら四營の兵及水師全軍を以て湖口防禦の任に當り更に吳城建昌にも一隊の兵を派して警固の任に當らしめ都督李烈均は省城を固守し軍隊を城門に排列して警戒せしむるの狂態を演じ極力中央政府に對抗すべき形勢を示し居る爲め人心の不安其極に達し居れりと云ふ

（天津日報）

# 活佛上大總統書

一月十七日蒙古皇帝活佛より左の如き公電到着せり。

中華民國大總統鈞鑒吾兩國は均しく前淸の臣民に係り其政治の不良に因り各時に乘じ國を立て各其民に主たり互に相攘奪する者に非ず君漢族に主たり吾蒙族に主たるは本と極めて公允なり況んや吾國を立つるは君が國を立るの先に在りて仇視するの理由なし惟だ無識なる者は五族共和の一言に由り閣下を懼れ深く信じて疑はず以て自ら洪爐の上に處るを致す共和なる二字の字義を細譯すれば必ず自ら相和合するものに係り方に名稱の其實を能くすべし未だ兵力を以て相迫り而して能く共和を成す者を聞かざる也漢蒙は本と一族に非ず言語文字均しく相同じからず君は前淸の子孫に非ず又其同姓に非ず何ぞ強言せるを得んや理として應さに其原管の領土を承受すべし若し兵力強盛にして卽ち能く人の國を合併すべしと云へば拿破崙の強を以てすら尙且其後を善くする能はざるなり閣下豈未だ熟悉せざらん耶閣下の黎元洪に附和し驟に張振武を殺して以來南省人士の感情は諒として君必らず自ら之を知らん南方尙且此くの如し況んや朔漠の絕域おや鄙人は素慈悲を以て懷と爲す敬んで閣下に深思遠慮を勸む言語相同じきの蒙族を以て吾國に歸し

文字相同じきの漢族を以て貴國に歸し通商を立約し各内政を修め兩國人民をして長く太平の福を享けしめば上策に似たりと爲す獨立を取消し仍ほ中國に屬する如きは此れ腐儒の迂談に係る後は再び言ふ勿れ近く各報紙幷に南省人士の議論を聞するに均しく露蒙協約の關係は中國の滅亡を云ふ言や殊に非なるものに屬す漢明時代を論せず數百年中均しく未だ蒙古に住するを禁じて立國せず卽前清の中國に君臨せる際亦未だ先づ蒙藏各旗の合併を行はず而して今忽ち露蒙協約の關係中國を滅亡するを以て武裝解決を用るに非れば不可等の語は人の聽聞を驚かす此れ越人吳王を欲し齊冀を伐ち其邪謀を遂るの故智に係る情形顯然たり閣下閱歷已に深し諒として早く鑒悉せん倘果して兵戎を以て相見へ生靈の塗炭を釀せば僅に一邊の罰を受くるのみならず而して勝敗利鈍は人の能く逆料する所に非る也請ふ君之を思ひ又之を思へ此に泐し敬んで大安を請ひ覆を俟つ不莊蒙古國皇帝頓首

# 支那新聞の筆鋒

國内輿論の向ふ所に隨はんが爲め幾多の人心を感動せしむる報導の支那新聞紙に現はるゝが中にも殊に面白きは活佛が一隊の空中魔法使を編成して其形勢を窺はしめん爲め支那に之を派遣すべしと云ふ庫倫來電にして又地方官吏が之を捉へて死刑に處すべしと命せりとか征蒙の爲め準備されたる各二十名より成れる獨逸製十四臺の自働車隊が頃日張家口に到着せりとかの記事は想像の最も甚だしきものなり之れに反し蒙古問題を汎く天下に檄せんが爲め著名の一志士が漢口に於て國民慙愧會なるものを組織しつゝありとの記事の如きは聊か傾聽に値するも陸軍總長が征蒙の戰略として蒙人より成れる一軍隊を編制するの議を建てたりとの報道をなすに至りては其の途方もなきに驚くの外なし若その目下露都滯在中の庫倫代表者等は惡辣なる手段を以て煽動されつゝあり彼等は防備の爲め庫倫の周圍に城壁を築くの許可を露國政府に要求すべし『彼等は露國と聯合して支那を討たんが爲め陸軍大臣に動員令を下さしめんことを露國政府に要求すべし』『庫倫政府は露國外務大臣を自國政府外務部顧問として招聘せんことを申込み現に大臣は西伯利亞鐵道に依り赴任の途にあり』『庫倫政府は二萬四千の蒙古人を徵募し庫倫に於て露國將校指揮の下に晝夜兼行教練しつゝあり』『活佛は主として露兵より編制さるゝ步兵三箇師團騎兵四箇聯隊砲兵三箇大隊の兵力を有す』等の如きは如何にも眞實らしく信ぜられつゝあるも『庫倫には支那の密偵入込めるに拘らず蒙兵は殊の外愚鈍且つ臆病なるを以て露國教官は其職を辭せんとしつゝあり』とか『蒙人は露國を一ヶ月以内に十五ヶ所の堡壘築造契約を結びたり』など報じ又此の熱心なる密偵が『露國は庫倫に五萬人の移民を輸送し各々若干宛の土地を賦與したり』と報せりとの記事を掲ぐるが如きに至つては失笑の外なしといふべし。（奉天日日）

# 捻亂談虎

▲前清朝の皇族及遺臣が青島に群居してゐると云ふことは前號の本欄に一寸記して置いたが、聞く處によれば青島の獨逸銀行には支那人の預金千七百餘萬圓に上り、香港、上海、天津、北京等の外國銀行の分は合して漸く數百萬圓に過ないとの御話▲二月二日は日曜で近來の好天氣、貸席公會堂其他到る處に諸種の會合が催された。朝の八時から夜の十一時半迄諸處の會へ首を出したが、最も長時間謹聽したのは文藝講演會に於ける木村鷹太郎氏の演說、題して曰く日本民族の起原▲豫れて同氏は日本太古史に於て奇拔な議論を吐いたと云ふのを聞いてたので窃かに期待してた所に背かず、中々耳慣れない新奇論で、且つ頗る面白いので記憶のまゝを紹介する▲コロボルクとかアイヌとか、乃至は南蠻滿蒙人等の後裔であると云ふのが日本民族の第一頁に現はれるのが御定りで、かの石を掘り貝殼を拾ふて八釜しく論ずる所謂舊派の研究者——今の大學派の學者も——の意見では我々日本人の祖先は世界の最劣等人種であると云ふのである▲我々の祖先は果してコロボルクか、ギリヤークか、アイヌか、南蠻か、日本人の祖先は是等劣等人種であると云はれて心地よきか。我々日本人の胸には何人と雖も一種の崇高な信念がある、我々の祖先は神である、我々は最も崇高なる神の子孫であると云ふのがどんな日本人の心にも横はつてる打ち消すべからざる心炎で、換言すれば我々の祖先は神即ち第一等人種である、此信念は絶えず日本人の胸裏を往來してる、若し日本人と稱し乍ら自ら神の子孫では無く、アイヌとか、コロボルクとか、南洋の土人の子孫であるとか信じてるものがあればそれは日本人では無い、▲之は日本人の大信仰である、此大信仰は今日迄科學的には說明されて居ない、舊派の學者には之が說明を與ふることが出來るだろうか、舊派の日本歷史學者は如何にして之を說明するか、我々が今日此の大信仰を有する以上我々の祖先は何か大活動を爲したに相違ない、とても今の島國の日本では容れることの出來ない大活動をやつたに相違ない、世界歷史に何か貢獻したに相違ない▲然らば何を貢獻したか、文字は支那より傳へ、佛教は印度より傳へ、文明は泰西より傳へた、舊派の學者の說では之れ以上研究したものがない。我々の祖先の歷史は世界歷史に殘つて居ない、神の子孫は何等世界へ貢獻して居ない、是が舊派の學者の結論で、仕方が無いから我々は土人や蠻人の子孫であると云ふに至るのである。けれどもいくら學者が何と云つても、我々の信念は神の子孫であると云ふ以上、歷史——舊派の傳へてる歷史には何か誤りがあるのではあるまいが、我々の此大信仰は何か研究法が無いだろうか、舊派の歷史は何者をも說明することが出來ないとすればそれは破産である、根本に溯つて研究しなければなるまい▲そこで問題は新研究法如何と云ふことになる、明治大帝の御誓文にもある通り、廣く智識を世界に求めなければならぬ、世界的智識を以て進まなければ駄目である、滿洲や蒙古へ行て石や瓦を掘て居たのでは駄目である、宮崎へ行て古墳を掘り出した處でそれが何になる、古い頭で舊式の研究を續けてもそれは範圍が既に捕へられてる、新しい法ではない▲新研究の法はいくらもあるとして、第一着になすべきことは日本文獻の研究である。國典の研究である。日本の國典を世界的智識を以て研究することである、平田篤胤や本居宣長のやうに德川時代の狹き智識で研究したのは何等の價値が無いのである▲日本には古事記あり、日本紀がある、是れは非常に尊い材料で、此の如き材料は世界にない、其記事は希臘よりも印度よりも古い、そうゆふことは今迄の人に分らない、大學でも古事記が讀めるものは無い。古事記でも日本紀でも又た萬葉でも、あれは凡て今の日本のやうな小さな國の歷史では無い大日本人が四方に於ける活動の歷史である。▲新研究の方法は(一)世界各國神話の比較研究(二)同音語の比較研究(三)同古代史の比較研究(四)日本國典に現はれたる地理の新研究と先づ此の四つから初めればよい。

▲一々之を例示する暇は無いが、第一に神話の比較では天照皇大神は希臘のアテネの神、伊弉諾、伊弉冊尊はセロス、ヘロスの神、素盞男尊はヘラクレス、それから大國主命は猶太のローセフラビット、是等の神々の傳記は全く同じで、子女の數迄同じで、日本武尊の歷史はアポロの神と同一で、蛇及御子さんの名も全く同じい、彦火火出見の尊がわだつみの大海原へ行かれた事は希臘のユリウスの漂流談と毫も異らない▲神に捧ぐるのりとには四海統一の大理想が書いてある、八十數のエホバ傳にものりと同一の意味が書いてある、猶太人は日本が埃及にあつた時分に居候をして居た人種である、めかりと云ふ語があるが、舊約のモーセスが紅海を渡る紀行文と全然同一であゝ

▲言語の一二を比較して見るとあをにいなしならの都と云ふ言葉は何のことやら日本の舊派の學者にはさつぱり分て居ない、あをによしとは希臘で「神」と云ふこと又たならとは酒のことである、卽酒の神樣と云ふことで酒に漬けたものはナラ漬である。爛る(アカル)は希臘語でもあるで、あがめる(崇める)も同じ、あす(明日)も同じ、あめ(雨)と云ふ語は小亞細亞でもあめと云ふ、あやし(怪し)は希臘語であやく、いえ(家)はいや又はいえ、ゆふ(夕)はラチン語又た英語でもイーヴ、うぐいす(黃鳥)はラチン語でウンギス、うこん(黃)はウンコイ、うぢ(氏)は希臘語でウス卽ち主人と云ふことで、例へばユリウスと云ふやうなものだ。其他占い、をはり(終)かりや(假家)かたな(刀)つるぎ(劍はスルギ)くに(國)化粧はくしやう雛の鳴聲のコクコツコーはヘコツコー、調べる、スメラミコトはスベラ、草履はラテン語でゾーリ、ちしを(血潮)、とりゐはトーリー、橘はバシ、花はフアナ、姫はヒメン、鹿はマラ又はマロ、男はテドコ、をなごはヨミナ等大同小異である▲地理に至ては殊に甚しく、日本の歷史研究家には地理的觀念が毫も無い、例へば高千穗の地名は何故キリシマ山にあるか、高千穗を何故霧島に變へたか、何時變へたか、如何なる根據があるか、之等は悉く不明である、然るにタカチホの名は希臘の地圖には明白に書いてある、要するに日本の神代最初の三代には希臘からカルダーゴへ移つた時代で、神武天皇に付ては現にガ、ジム(ナニハ)(がは天皇)と云ふ名まで殘つてる、浪波、クサヘサカ、タテツ、カバヤマ、アラサカノ津、カダノウゲチ村、イナサノ山、タカチハリ、其他東征の地名は大和紀伊に一つも無い、然るに日本のことを知らない外國人の作つた地圖に順序正しく書いてある、希臘及びアフリカの北岸にちやんとある、アカルナニヤ歷史地圖には何等日本歷史に關係なく是等の地名が殘つてる▲ドリヤンの歷史は神武天皇の歷史である、殊に內閣圖書館に一つしかない浪波地圖は偶然にもアカルナニヤの地圖のナニハと同一である、越の國、三笠山、吉野山、初瀨其他歷史上の地名に關する古來の記事を研究する時は種々不可解のこと多し、舊來の歷史家の說明では全く不可解のこと計りである▲吾人の解する處では神武天皇は希臘アフリカ伊太利(シラギとも云ふ)等を征討し、且つ亞細亞全體を指して東夷としたので、崇神天皇はアラビヤに都し、垂仁天皇はエジプトに、仁德天皇は希臘にも埃及にも都した、神功皇后のシラギ征伐は無論伊太利を征伐したので、天智天皇は印度のデリーに都し、天武天皇は盤谷に都し、持統天皇の頃に中央亞細亞から東方に遷んだのである、▲要するに木村氏の所論には流石大風呂敷ではヒケを取らない支那漢人も驚か開いた口が暫く閉がらなかつた、木村氏の議論が終ると笹川臨風氏が現はれて日本が實際金銀に富んで居たのを和蘭貿易をやつ爲めに二錢か三錢のギヤマン(玻璃器)と慶長小判とを交換され、一艘の艦砲に何百何千の金を取られると云ふ有樣にとう〳〵今日のやうな貧乏になつたのだと云ふ面白い話があつた。

## 法令

# 文官任免に關する執行令

（一月八日發布敎令第十號）

第一條　左の各草案は其本法公布以前に於て文官の考試任免に關し之を適用す。

一、文官考試法草案
二、典試委員會編制法草案
三、文官任用法草案
四、文官任用法施行法案
五、秘書任用法草案
六、文官保證法草案
七、文官懲戒法草案
八、文官懲戒委員編制法草案
九、文官甄別法草案

第二條　文官保證法草案は已に大總統の任命により甄別同格したる者に之を適用す。

第三條　本令は公布の日より施行す。

# 文官考試法草案

第一章　總則

第一條　文官試驗は別に法律の規定あるものを除くの外之を分つて文官高等試驗及文官普通試驗の二種となし均しく本法に依つて之を行ふ。

第二條　民國の男子にして滿二十一歲以上なる者は文官試驗に應ずることを得。但左の各項の一に當る者は此限にあらず。

一、公權を剝奪せられ未だ復權せざる者。
二、禁治產及準禁治產の宣告を受けて未だ取消の確定裁判あらざる者。
三、破產の宣告を受けて未だ復權の確定裁判あらざる者。
四、其他法律に特別の規定ある者。

第三條　試驗に關する不法行爲に付ては別に法律を以て之を定む。

第二章　文官高等試驗

第四條　文官高等試驗の次第左の如し。

一、甄錄試（豫備試驗の如きもの）
二、初試（我國の所謂第一次試驗）
二、大試（所謂第二次試驗）

第五條　甄錄試は筆記試驗を以て之を行ひ、初試及大試は先づ筆記試驗を以てし次いで口頭試驗を以て之を行ふ。

第六條　甄錄試の科目左の如し。

一、國文　　二、歷史

三、地理　四、筆算

第七條　初試の科目左の如し。

一、國法學　二、刑法

三、民法　四、國際公法

五、行政法　六、經濟學

七、財政學

以上七種を主科となす。

一、商法　二、政治學

三、刑事訴訟法　四、民事訴訟法

五、通商約章

以上五種を附科となす。

主科は必須受驗科目とし、附科は受驗者の任意に其一を擇ぶを許す。

第八條　大試の科目左の如し。

一、現行法令解釋

二、設案の判斷

三、草擬文牘

第九條　凡そ甄錄試落第者は初試に應ずるを得ず。

第十條　中學以上の學校を卒業したる者或は之と同等の資格を有する者にありては甄錄試を受くるを要せず。

第十一條　初試及第者には學習員證書を授け、國務總理より各官署學習に咨送す。

學習規則は院令を以て之を定む。

學習期間は二年を以て滿期とす。

第十二條　學習期滿了の際當該長官を經由して大試を出願すべし。

學習員は大試を出願する際須らく學習中の日記及學習に關する所の著作を提出すべし。

第十三條　長官は學習員の出願を受け其學習合格と認めたる時は須らく學習成績證書及學習員學習中の日記著作を提出し並に考語を具し履歷を添へて國務總理に呈出し大試に咨送すべし。

第十四條　長官は學習員の出願を受け其の學習不合格と認めたる時は、其學習期一年以下を延長し、滿期後更に大試に咨送することを得。

第十五條　大試落第者は文官高等委員會より補習期間を決定し、國務總理を經由して當該長官に通知し、期に照し補習することを命せしめ、滿期後再試し、三試に至るも尙落第したる者は再び考試に與かるを得ず。

第十六條　大試及第者は試補官證書を授け、其成績に照して文官任用法に依り敘補す。

## 第三章　文官普通試驗

第十七條　文官普通試驗の科目左の如し。

一、國文　二、歷史

三、地理　四、筆算

五、法學通論　六、經濟學

前項の科目を除く外各官署は情形を斟酌して該署所管事務より一二科目加入することを得。但須らく試驗期日の一ケ月以前に於て新聞紙に揭載公布すべし。

第十八條　試驗及第者は試補官證書を授け其成績に照して

文官任用法に依り叙補す。

第四章　附　則

第十九條　文官考試法施行細則は院令を以て之を定む。

第二十條　本法は公布の日より施行す。

# 典試委員會編制法草案

第一章　總　則

第一條　典試委員會は分つて左の各會となす。

一、高等典試委員會

二、中央普通典試委員會

三、地方普通典試委員會

第二條　前條各委員會は左の各員を以て之を組織す。

一、委員長　一　人

二、主試委員　無定員

三、監試委員　二人或一人

第三條　典試委員長は委員を監督し一切の事務を管理す。

第四條　主試委員は委員長の監督を受け考試事宜を管理す。

第五條　監試委員は委員長の監督を受け監試事宜を管理す。

第六條　主試委員は受驗者の及第落第並に其の成績を評定し、何人と雖も其評定權に干渉することを得ず。

第七條　本法に依り主試委員の資格を具有する者は遇其親屬の受驗者ある時は先づ聲明回避すべし。

第八條　受驗者の及第落第並に其成績は主試委員の其考試成績に對する意見の過半數を以て之を決定し主試委員の及第落第並に其成績に對する意見相半する時は委員長加入して之を決定す。

第九條　典試委員は皆兼任とし、本官々俸の外に手當を酌給することを得。但每次百圓を過ぐることを得ず。

第十條　典試委員の懲戒は別に法律を以て之を規定す。

第二章　高等典試委員會

第十一條　高等典試委員會は文官高等試驗を擧行する際國務總理より左の各員中より開列して大總統に呈請選任して之を組織す。

一、大學校々長

二、大學校法科大學々長及敎授

三、法制局長

四、銓叙局長

五、法制局參事

六、各部參事

七、大理院推事

八、平政院評事

第十二條　高等典試委員會は國務總理の監督を受け文官高等考試事宜を管理す。

第十三條　高等典試委員長は須らく及第人の姓名及其考試の成績を國務總理に報告すべし。

第十四條　高等典試委員會の準備及輔助事宜に關しては銓叙局に於て辦理す。

第三章　中央普通典試委員會

第十五條　中央普通典試委員會は中央各官署及其直轄の各地方官署に於て需員ある時當該官署長官が該署內の薦任官中より選派して之を組織す。

第十六條　中央普通典試委員會は當該官署長官の監督を受け該署文官普通考試事宜を管理す。

第十七條　中央普通典試委員長は須らく當該官署長官を經由して及第人の姓名を銓叙局に報告すべし。

第四章　地方普通典試委員會

第十八條　地方普通典試委員會は地方各官署に於て需員ある時該省行政長官が所屬の薦任以上の官吏及官立中學以上の學校教員中より選派して之を組織す。

第十九條　地方普通典試委員會は當該省行政長官の監督を受け、該省文官普通考試事宜を管理す。

第二十條　地方普通典試委員長は須らく及第人の姓名を銓叙局に報告すべし。

第五章　附則

第二十一條　本法は文官考試法と同時に施行す。

# 文官任用法草案

第一條　文官任用は分ちて左の四種と爲す。

一、特任　二、簡任

三、薦任　四、委任

第二條　文官任用は特任官及別に法律の規定ある者を除く外均しく本法に依り之を行ふ。

第三條　簡任文官は左の資格あるもの、中より之を任用す。

一、現任三等薦任文官及前任三等薦任文官、但し教官技術官及特別任用法に依り任用せる官吏は此限にあらず。

二、從前簡任文官に滿一年以上勤務せる者。但し教官技術官及特別任用法に依り任用せる官吏は在職の年數を除去して之を計る。

三、從前簡任文官に任じたるものにして本法第四條第一項の資格ある者

第四條　薦任文官は左の資格あるもの、中より之を任用す。

一、文官高等試驗及第者

二、曾て薦任文官に任ずること滿一年以上なる者。但し教官技術官及特別任用法に依り之を任用したる官吏は在職年數を除去して之を計算す。

現任薦任審判官檢察官は滿一年以上又た曾て審判官檢察官に任ずること一年以上なる者は司法部薦任文官に任ずることを得。

現任北京大學校及官立中等以上教育部認可諸學校教官滿一年以上及曾て北京大學校及官立中等以上教育部認可諸學校教官に任ずること滿一年以上なる者は教育部薦任文官に任ずることを得。

陸海軍將校は各其部の薦任文官に任ずることを得。

第五條　委任文官は左の資格あるもの、中より之を任用す。

一、文官普通試驗及第者
二、文官高等試驗初試及第者
三、文官高等試驗及第者
四、曾て委任文官に任ずること滿二年以上なる者
五、曾て各官署雇員に充すること滿三年以上なる者

第六條　本法第四條第二項第三項第四項の規定に依り任用したる各官は文官高等試驗を經るに非ざれば各項指定以外の文官に任することを得ず。

第七條　凡そ官は法律に定めて叅任となすものを除く外均しく叅任することを得ず。

法律所定の叅任の官は單に本官の俸を給す。但し叅官の俸本官の俸より多き時は叅任中其叅官の俸を給し其本官の俸を停す。法律所定の叅任の官は法律に定めて手當あるものを除く外、手當を受くることを得ず。

第八條　文官服務規則は敕令を以て之を定む。

第九條　本法は公布の日より施行す。

## 文官任用法施行法草案

第一條　文官任用法施行の日より起り滿三年內は簡任文官の任用に關しては文官任用法に定むる所の資格を除く外左の資格の一ある者を以て之を任用す。

一、本國或は外國の大學或は專門學校に於て政治法律經濟を修學すること三年以上にして卒業證書を有する者
二、曾て文官に任せる者
三、現任或は前任の四等薦任文官
四、曾て簡任又は薦任文官と相當資格あり並に行政事務に從事すること五年以上にして成績ある者

第二條　文官任用法施行の日より起り滿三年內は薦任文官の任用に關しては文官任用法に定むる所の資格を除く外左の資格の一ある者を以て之を任用す。

一、前條第一第二第四各項の資格ある者
二、曾て薦任文官に任せる者
三、曾て薦任文官と相當の資格あり行政事務に從事すること滿三年以上にして成績ある者
四、本國或は外國の專門以上の學校或は本國法政講習所に於て政治法律經濟を修學すること一年半以上にして證明書を有し並に曾て行政事務を辨すること滿二年以上にして成績ある者
五、文官高等考試初試に及第し學習半年以上にして成績ある者

第三條　文官任用法施行の日より起り滿三年內は委任文官の任用に關しては文官任用法に定むる所の資格を除く外左の資格の一ある者を以て之を任用す。

一、本國或は外國の中學校及中學相當或は以上の學校卒業者
二、前款卒業者と相當の資格ある者
三、曾て薦任文官に任せる者
四、行政事務に從事すること滿一年以上にして成績ある者

五、曾て委任文官に任せる者

第四條　本法は公布の日より施行す。

## 秘書任用法草案

第一條　本法に秘書と總稱するは秘書長を含むものとす。

第二條　秘書は文官任用法に依らずして之を任用することを得

第三條　秘書は各其官署の薦任文官を以て之を兼任す、但し國務院秘書廳秘書長は此限にあらず。

第四條　本法は公布の日より施行す。

## 文官保證法草案

第一條　本法は特任官、公使、秘書及其他法律に特別規定ある者を除く外凡ての文官に皆之を適用す。

第二條　凡そ文官は刑法の宣告、懲戒法の處分を受け及本法に準據するに非ざれば免官することを得ず。

第三條　凡そ文官にして左の各種事項の一に當る者は其官を免ずることを得。

一、身體殘廢精神衰弱或は年老に因り職務に勝へざる者

二、自己の便宜に因り自ら免官を請ふ者

第四條　前條第一款の規定に依り免官する者は簡任薦任官は須らく文官高等懲戒委員會の審査に付すべく、委任官は須らく文官普通懲戒委員會の審査に付すべし。

本條第一項の規定に依り懲戒委員會に付し審査を請求するものは文官懲戒法を準用し、懲戒程序の規定に關しては前條第一款の事情に因り、本條第一項の規定に依り懲戒委員會に付し審査を求請する者は懲戒委員會其請求に據り審査を爲す時須らく審査開始前に於て先づ顧問醫の意見を徵取すへし。

第五條　凡そ文官は其同意を得るに非ざれば同等以下の官に轉任することを得ず。

第六條　凡そ文官にして左の各項の一に當る者は其休職を命ずることを得。

一、懲戒法の規定に依り懲戒委員會の審査に付せる者

二、刑事案件に關し告訴告發せられたる者

三、官制の變更に因り官署に裁廢合併ある者

前項休職の期間は第一款は懲戒委員會の審査完竣を以てし、第二款は法院の判決確定を以てし、第三款は簡任薦任官に在りては二年を以てし委任官は一年を以て滿と爲す

第七條　休職の官は事務を執行せざるを除く外其他は均しく在職官と異ること無し。

前條第一項第三款に依り休職を命ぜられたる者は休職期間内に於て過々相當の缺員あらば卽ち敘補せらるべきものとす。

第八條　第六條第一項第三款の規定に依り休職を命ぜられたる者は休職期滿つるの時當然退官するものとす。

第九條　簡任官にして國務院に屬し或は國務總理に直隸する者は其免官及休職は國務總理より大總統に呈請して之

を行ひ、各部或は各省行政長官に屬し或は各部總長に直隷する者は各部總長或は各省行政長官より國務總理を經由し大總統に呈請して之を行ふ。

薦任官にして國務院に屬し或は國務總理に直隷する者は其免官及休職は各該長官より國務總理に呈し大總統に呈請して之を行ひ、各部或は各省行政長官に屬し或は各部總長に直隷する者は各部總長或は各省行政長官より國務總理を經由し大總統に呈請して之を行ふ。委任官の休職は各該長官より之を行ふ。

第十條　本法は公布の日より施行す。

# 文官懲戒法草案

## 第一章　總則

第一條　凡そ文官は本法に據るに非ざれば懲戒を受けず但し特任官及其他法律に特別規定ある者は此限にあらず。

第二條　凡そ文官にして左の各項の一に當る者は懲戒を受くべきものとす。

一、職責義務に違背せる者

二、官吏の身分を汚せる者

三、官吏の信用を喪失せる者

第三條　懲戒に付すべき事件にして刑事法院繫屬中に在る時は同一事件に對し懲戒委員會を開くことを得ず。

懲戒委員會の議決前に於て懲戒すべき人に對し刑事訴訟を開始せる時は須らく會議を停止し刑事判決終了を待ちて再び續開すべし。

第四條　本法は學習、試補及同等の待遇を受くる文官に之を準用す。

## 第二章　懲戒處分

第五條　懲戒處分左の如し。

一、褫職　二、降等　三、減俸　四、誡飭

第六條　褫職處分を受けたる者は處分を受けたる日より起算し二年を經過するに非ざれば復任することを得ず。

第七條　降等處分を受けたる者は處分を受けたる日より起算し一年を經過するに非ざれば再び敘進することを得ず。

降等處分を受け等の降すべき無き者は其半俸を減ず其期間は一年以上二年以下とす。

第八條　減俸期間は一月以上一年以下とし減俸數目は月俸の十分の一以上三分の一以下とす。

第九條　簡任官にして國務院に屬し或は國務總理に直隷する者は其褫職降等及減俸は懲戒委員會の議決報告を經たる後國務總理より大總統に呈請して之を行ひ、各部に屬し、或は各部總長に直隷する者は懲戒委員會の議決報告を經たる後各部總理より國務總理を經由し大總統に呈請して之を行ふ。

薦任官にして國務院に屬し或は國務總理に直隷する者は其褫職及降等は懲戒委員會の議決報告を經たる後當該長官より國務總理に呈由し大總統に呈請して之を行ひ、薦任官にして各部或は各省各級行政官署に屬し或は各部總長に直隷する者は懲戒委員會の議決報告を經たる後各部總長或は各省行政長官より國務總理を經由し大總統に呈

請して之を行ふ。

薦任官の減俸及委任官の褫職降等及減俸は懲戒委員會の議決報告を經たる後各該長官より之を行ふ。

誡飭は均しく當該長官より之を專行す。

## 第三章　懲戒程序

第十條　簡任官にして國務院に屬し或は國務總理に直隸する者は國務總理が懲戒に付すべき行爲ありと認めたる時は須らく大總統に呈請し懲戒委員會を組織して之を審査すべし。

第十一條　簡任官にして各部に屬し或は各部總長に直隸する者は各部總長が懲戒に付すべき行爲ありと認めたる時は須らく事由を具し國務總理を經て大總統に呈請し懲戒委員會を組織して之を審査すべし。

第十二條　薦任官にして國務院に屬し或は國務總理に直隸する者は各該長官が懲戒に付すべき行爲ありと認めたる時は須らく事由を具し國務總理を經て大總統に呈請し懲戒委員會を組織して之を審査すべし。

第十三條　薦任官にして各部或は各省各級行政官署に　し或は各部總長に直隸する者は各該長官が懲戒に付すべき行爲ありと認めたる時は須らく事由を具し各部總長に呈し國務總理を經て大總統に呈請し懲戒委員會を組織して之を審査すべし。

第十四條　委任官は各該長官が懲戒に付すべき行爲ありと認めたる時は須らく懲戒委員會を組織して之を審査すべし。

第十五條　前五條懲戒に付するを請ふ長官は須らく懲戒を請求する時證據を附添すべし。

第十六條　懲戒委員會が長官所送の證據に對し確かに疑點ありと認めたる時は該長官を經て本官に通知し其提出意見に詳細答復せしめ或は蒞會せしめて詢問を面加することを得。

前項の規定に依り本官は須らく蒞會すべきものとし各該長官は須らく內地旅費規則に照して旅費を發給すべし。

第十七條　懲戒委員長及委員は自己に關し或は親屬に關する事件に於ては與議することを得ず。

## 第四章　附　則

第十八條　本法は公布の日より施行す、

# 文官懲戒委員會編制法、草案

## 第一章　總　則

第一條　文官懲戒委員會は分ちて兩種と爲す。

一、文官高等懲戒委員會

二、文官普通懲戒委員會

第二條　文官高等懲戒委員會は簡任及薦任官の懲戒を議決することを掌り、文官普通懲戒委員會は委任官の懲戒を議決することを掌る。

第三條　文官高等懲戒委員會は中央に於て一所を設け、地方に於て一所を設く。

第四條　文官普通懲戒委員會は中央及地方各官署に設く特別局所は文官普通懲戒委員會を設くるの必要なしと認むる時は文官普通懲戒委員會を設けず其委任懲戒事件は其直轄官署の文官普通懲戒委員會より之を司る。

第二章　文官高等懲戒委員會

第五條　文官高等懲戒委員會は中央に設くるものは委員長一人、委員八人、各省に設くるものは委員長一人、委員六人を以て之を組織す。

第六條　文官高等懲戒委員會は中央に設くるものは中央簡任薦任官及各地簡任官懲戒事件發生したる時國務總理より左の各員中に於て大總統に開列呈請し選派して之を組織す。

一、大總統府顧問　二、平政院々長
三、最高法院々長　四、平政院評事
五、最高法院審判官　六、其他四等以上の薦任文官

第七條　文官高等懲戒委員會は各省に設くるものは各地方に於て薦任官懲戒事件發生したる時省行政長官より左の各員中に於て開列し國務總理を經由し大總統に呈請し選派して之を組織し。

一、高等法院審判官
二、省行政長官所屬薦任以上の文官

第八條　中央高等懲戒委員會は委員長委員を合せて七人以上、地方高等懲戒委員會は委員長委員を合せて五人以上出席するに非ざれば開議することを得ず。

委員會の議事は多數を以て之を決し可否同數なる時は委員長より加入決定す。

# 文官甄別法草案

第一條　本法は未だ文官考試を經ずして任命せられたる官吏に適用す。但し甄別委員の資格ある者は此限にあらず。

第二條　甄別の方法左の如し。

一、卒業證書を檢驗する事
二、履歷を調査する事
三、成績を調査する事
四、學識を調査する事
五、經驗を點檢する事

第三條　成績調査の法左の如し。

一、其服官後歷辨の事務を審査する事
二、其服官後歷辨の事務を質問する事

第四條　學識考査の法左の如し。

一、論文
二、現行法令の解釋

第五條　經驗調査の法左の如し。

一、現辨行政事務の得失を列擧する事
二、其職掌の事務に就て設案の問答を爲す事

第六條　文官任用法施行法第一條第一款第三條第一款の資格ありて任命せられ官吏となりたる者は須らく其卒業證書を檢驗すべし。

第七條　文官任用法施行法第一條第二款第三款第四款第二

條第二款第三款第三條第二款第三款第四款第五款の資格ありて任命せられ官吏となりたる者は須らく其經歷を調査すべし。第二條第五款の資格ある者は須らく其學習の成績を檢査すべし。

第八條　文官任用法施行法第二條第四款の資格ありて任命せられ官吏となりたる者は須らく其卒業證書を檢案し並に其經歷を調査すべし。

第九條　文官任用法施行法第一條第一款第四款第二條第四款第三條第一款の資格ある官吏は甄別委員會の前三條の程序に依る檢覈或は調驗を經て合格後須らく其服官後の成績を再檢査すべし。

文官任用法施行法第二條第三款第五款第三條第二款第四款第五款の資格ある官吏は甄別委員會の前三條の程序に依る檢査或は調査を經て合格後須らく其學識を考檢すべし。

甄別委員會は卒業證書なきか或は其卒業資格を證明すること能はざる者及經歷なきか或は其經歷を證明すること能はざる者に對しては須らく服官後の成績を檢査すべし、若し成績優良なる者と認めたる時は須らく先づ其學識を考驗し次いで其經驗を調査すべし。

第十條　前四條の順序に依り甄別に合格したる者には甄別合格證書を給與す。

第十一條　左の各項情事の一ある簡任及薦任官は高等甄別委員會より大總統に呈請して免官し、委任官は普通甄別委員會より其各該署長に報告して免官す。

一、卒業證書なく及其卒業資格を證明すること能はざるか或は經歷なく及其經歷を證明すること能はざる者にして服官後又成績の取るべきなき者

二、第六條第七條第八條第九條の規定に依り甄別に合格せざりし者

第十二條　甄別は委員會より之を行ふ。

第十三條　甄別委員會は分つて二種となす。

一、高等甄別委員會

二、普通甄別委員會

第十四條　高等甄別委員會は左の各員を以て之を組織す

一、國務總理　四、各廳局長官

二、各部總長　五、各局各部參事

三、各部次長　六、各部司長

第十五條　第十四條第一款第二款各員は大總統より之を任命す。

第十六條　第十四條第三款乃至第六款各員は每次甄別評議會開催の際國務總理より大總統に呈請して之を任命す。但し文官任用法施行法第一條第一款乃至第四款の資格あり成績優良なる者を以て限りとなし、第十四條所列各員を除く外其前項資格の一ある者は大總統より特派して甄別委員となすことを得、前二項委員の員額は每次少くとも須らく二十人なるべし。但し特派の員は多くとも總額の四分の一を逾ゆることを得ず。

第十七條　普通甄別委員會は各官署長官に於て該署內甄別委員有資格者及甄別合格の薦任官中より選派して之を組

織す。

前項委員の員數は每項少くとも須らく十人なるべし。

第十八條　高等甄別委員會は國務總理を以て會長となす普通甄別委員會の會長は各該官署長官より之を指定す

第十九條　甄別は甄別委員會より評議會を開き多數を以て之を決し、可否同數なる時は決を會長に取る。

第二十條　甄別委員會の準備及補助に關する事宜は銓叙局より辦理す。

第二十一條　第十六條の甄別委員には津貼を酌給することを得。

第二十二條　來京して甄別を受くべき官吏には須らく相當の旅費を支給すべし。

第二十三條　本法は文官任用法施行法と同時に施行す。

附則

第二十四條　文官任用法施行法施行前任命せられたる官吏の甄別は本法施行の日より之を行ひ、其文官任用法施行に依り任命せられたる官吏は其服官滿一年後に於て之を行ふ。

甄別の順序及日期は敕令を以て之を定む。

第二十五條　本國或は多國の大學專門學校に於て文理工醫を修學すること三年以上卒業證書を所有する者にして敎育部薦任以上の文官に現任する者、工商を修學すること三年以上卒業證書を所有する者にして工商部或は交通薦任以上の文官に現任する者、農林を修學すること三年以上卒業證書を所有する者にして農林部薦任以上の文官に現任する者は第六條及第九條第一項の規定を準用し之を甄別す。

第二十六條　大學或は專門學校敎授に任ずること三年以上にして敎育部薦任以上の文官に現任する者、工商或は農林事業に從事すること五年以上にして工商部交通部或は農林薦任以上の文官に現任する者は第七條及第九條第二項の規定を準用し之を甄別す。

# 官吏服務令

（一月九日發布敕令第十一號）

第一條　凡そ官吏は忠勤を竭盡し法律命令の定むる所に從ひて職務を行ふべし。

第二條　長官が其監督範圍以內に於て發する所の命令に就ては屬官は之に服從するの義務あり。但し左の各項の情形ある者は此限りにあらず。

一、所發の命令が法令の規定に違反する事

二、命令の形式が不完全なる事

三、屬官の職務上爲すべき事に非ざる事

第三條　兩級長官の同時所發の命令に於ては上級長官の命令を以て準と爲し、主管長官と兼管長官と同時所發の命令に於ては主管長官の命令を以て準と爲す。

第四條　屬官が長官所發の命令に對して若し意見あれば隨時陳述することを得。

其過、長官が第二條所列の各項を以て屬官に其執行を强ふることあらば屬官は法令に依據して之を拒絕すること

を得。

第五條　官吏は官署の機密事件に對し署內たると署外たるとを及本管事件たると否とに論なく均しく漏洩することを得ず退職後亦同じ、

官吏が審勤官官に於て證人鑑定人となりたる時若し職務上の秘密事件に訊及せらるゝことあらば、本管長官の許可を經るに非ざれば之を陳述することを得ず。

第六條　官吏は該管事件に於て未發の文書を以て該事件を關係人に通知することを得ず。

第七條　官署報告文件の未だ發刊せざるものは該管長官の許可を得るに非ざれば私に之を宣示することを得ず。

第八條　官吏は法定時間に到署すべし。但し特別の職務ありて長官の許可を得たる者は此限りにあらず。

各官署辦事時間は國務院令を以て之を定む。

第九條　官吏は左の休暇期を除く外請假することを得ず。

一、年節(年末年始)

二、星期(日曜日)

三、病假(病氣缺勤)

四、其他法令所定の休假日期

五、遇、特別の事故あれば該管長官の批准を經て賜假することあり。

前項休假期內に於て分班輪值すべき者は該官署所定の班次に依り到署し其特別職務ありて前項の休假期を適用すること能はざる者は該官署辦事章程に依り辦理す。

第十條　遇、緊要事件あれば病假を除く外休假中と雖も長官の命令を奉ずれば仍ほ到署すべきものとす。

第十一條　遇、緊要事件あれば辦事時間を逾えて尙ほ完結に至らざるも任意離署することを得ず。

第十二條　凡そ屬官は所管の冊檔文卷器物財產に於て均しく典守の責あり遺失棄毀することを得ず。

第十三條　凡そ官吏は法定以外他官廳の職を兼充することを得ず。

第十四條　官吏は本管長官の許可を經るに非ざれば擅に職務を務ゐることを得ず。

第十五條　官吏の住所は每日能く辦事時間に到署し得るを以て限りと爲すべし。

第十六條　凡そ官吏にして統屬關係ある者は職務に涉及すると否とに論なく財物を饋受することを得ず、其家族或は別項の名義を用ひ及其他の方法に因つて間接に饋受する者亦同じ。

第十七條　長官は屬官に對し該管事件を其親故の爲に關說請託することを得ず。

第十八條　官吏は遇、本身或は其家族に關涉する事件あらば廻避を行ふべし。

一、自ら廻避を請ふ事

一、上級長官より飭令迴避せしむる事

一、該事件に關係ある人より迴避を請求する事

第十九條　他人が官吏の所辦事件に對し饋遺したる場合に於ては其如何なる名稱を用ふるに論なく均しく領受することを得ず。

第二十條　官吏は公私商業執事人員を兼充することを得ず。

第二十一條　凡そ左の各項の人にして官吏所管職務に直接關係ある者は私に相貸借することを得ず。

一、官署の土木建築請負者

二、官署來往の款項を管理する銀行莊號

三、官署御用商人

四、官署の補助費を受くる者

第二十二條　官吏は該管事件に於て職權を濫用することを得ず。

第二十三條　官吏は權力を假用し以て自身或は他人の便利を圖ることを得ず。

第二十四條　凡そ他項の職業にして官吏の所管事件と利害關係あるものに就ては官吏本身及其家族は均しく之を爲すことを得ず、

第二十五條　官吏は慣例許す所を除く外公事を囑託する酬宴あることを得ず。

第二十六條　官吏は官箴を恪守すべし狎妓聚賭及一切非法の擧動あることを得ず。

第二十七條　官吏は新聞維誌社の執事人員を兼務することを得ず。

第二十八條　官吏は外國政府贈與勳章の及其他の贈送物を得ることあらば國務總理を經て大總督の認可を呈請し始めて領受することを得。

第二十九條　凡そ官吏にして以上各條に違反する者あれば該管長官は其情節の輕重に依り分別訓告し或は懲戒に付す。

第三十條　本令は官吏に均しく之を適用す。特別官吏は其他の法令に依り別に規定あるものは各其本令に依る。

第三十一條　本令は公布の日より施行す。

## 外交官領事官服制

（一月十一日發布教令第十三號）

第一章　大禮服

第一款　上衣

上衣の衣面、衣領、套袖は淸吉色羅紗地を以て之を作る。衣繡は金線を用ひ、金葉は帶穫の嘉禾を以て章と爲す。（圖一二三四）

衣鈕は直行にして九顆、鑲金の大鈕を用ひ、鈕章は篆體の中華民國の四字を用ふ。

衣領は方角上扣する兩小鈎を以てし、內襯は白領にして軍服式の如し。

各官の上衣繡章の區別左の如し。

甲、大使公使の服

衣領　領身に帶穗の嘉禾五莖を繡す莖は皆上出し領緣袖に穀粒二行を繡す。

套袖　袖身に帶穗の嘉禾五莖を繡す莖は皆倒垂し袖沿に穀粒二行を繡す。

胸前　胸前の大繡章は帶穗の嘉禾左右五莖ををを用ふる

事。

衣周　衣周は下裁、前後左右亦帶穗の嘉禾各五莖を繡す、脊後開跨の處所繡の禾穗は一金線以て之を約し衣周の沿邊に穀粒二行を繡す。

腰章　腰脊下の大繡章は帶穗の嘉禾五莖を以て瓶戟狀を作り之を排列し身後の大鈕二列は腰章內左右各二穗の間に在り。

乙、參事及總領事の服

衣領　套袖　其文采甲款と同じ

胸前　胸前に繡章あること亦甲款と同じ

衣周　衣周に禾穗なし惟だ沿邊の處に穀粒二行を繡し脊後開跨の處に金線を繡す。

腰章　甲款と同じ

丙、一二等秘書官及領事の服

衣領　套袖　甲款と同じ

胸前　胸前飾なし

衣周　乙款と同じ

腰章　甲款と同じ

丁、三等秘書官隨員及副領事隨習領事の服

衣領　套袖　甲款と同じ

胸前　衣周　均しく飾なし

腰章　甲款と同じ

戊　使館領事館委任官の服

衣領　套袖　甲款と同じ

胸前　衣周　腰際　均しく飾なし

己　名譽領事代理領事の服

名譽領事代理領事は特引の允許によりて戊款所定の服を用ふ。

第二款　褲

褲は深青色羅紗地を用ひて之を作る

繡章は左右各一、金線を用ひて織成し其中心は編蓆紋を以て地と爲し禾穗を以て采と爲し其邊は羅紋を以て地と爲し竹葉を以て采と爲す。

所駐の國習短褲を用ふれば亦白羅紗の短褲、白靴下、短靴を准用す。靴は亮漆にして控なきものを用ふ。

第三款　冠

冠は各國外交官通用の弧三角形冠を用ふ。

冠組は異絨を用ひ冠組上の繡章は穀粒二行とす。

冠章は絹質にして五色、民國々旗の色の如し。

冠羽は鬚曲し帽簷上方の夾縫內に納めて之を縫ふ。

大使公使は白羽を用ひ、參事にして公使銜を加ふる者亦白羽を用ひ、餘は異羽を用ふ。

大使公使の冠上簷に黑絹欄杆（ガン）を加織し欄杆端下端は列齒形に作る。

第四款　劍

劍把　螺鈿を用ひて地と爲し上に鍍金の禾穗を加へて文と爲す。

劍鞘　劍鞘は鍍金、上に禾穗五出を鏤す。

劍鞘　劍鞘の外飾は連續の禾穗五莖と爲す皆鍍金也。

劍緌　大使公使の劍緌は其外部に出露する部分を金線と黑

絹糸とを用ひて互編す

他の人員は全部黒絹糸を用ふ

第五款　腰帶

腰帶は綢質にして上に金線を織り垂るゝに金線の穗を以てす其綢色の區別左の如し

大使は紅色を用ふ

公使は黃色を用ふ

代辦外交事務官は青色を用ふ

第六款　外褂

馬克發蘭外褂を用ひ深青色羅紗地を以て之を作る、褂袖は有無均しく可とし、胸前は大鈕五顆にして上より下に至るまで須らく全く控するを要し、衣裏は黒緞或は素寧綢を用ふ。

脊後腰際に二小鈕を帶用し之を控定す。

撒克司領を用ひ絨を以て之を作り控するに鐵鈎二枚を以てす。

左側開きに直縫し劍緣をして外に出露せしむ。

半截外褂に禦雨兜を帶有するもの亦通用を准し衣裏に黒緞或は素寧綢を用ひしむ。

第七款　手套

白色柔皮の手套を用ふ其式樣は陸軍人員所用のものと同じ。

第二章　夜裝禮服

所駐の國習にして夜裝禮服を用ふれば使領各員は均しく之を准用す其服制左の如し

衣は深青色羅紗地を用ひ、領は絨を用ひ、衣鈕は平面大鈕を用ふ

護胸は同色羅紗地を用ひ或は細白棉布を用ひ、胸前は小鈕を用ひて控す。

褲は同色羅紗地を用ひ長短均しく可なり。

靴下は黒絹地を用ひ、靴は半截式にして亮漆無控なるものを用ふ。

冠は摺疊自在の黒緞高冠を用ふ。

第三章　小禮服

上衣は軍服の都尼克式の如く深青色羅紗地を以て之を作る。胸前は大鈕九顆を用ひ上より下に至るまで一行に控定す。領は直上にして後幅に襞積あり鈕を有す。左側開跨に劍緣をして外露せしむ。衣袖は同色羅紗地を用ひ、衣袖の金繡は活套を用ひて隨意裝撤すべし、繡章文采は官階に依り異る。

劍緣は外露の處を大使公使は金線黒絹糸を用ひて互編し他の人員は全部黒絹糸を用ふ。

褲も亦同色羅紗地を用ひ長褲を用ふ、褲章は大禮服と同じ。

冠は第一章第三款所擧の式と同じ或は扁形を用ふ海軍々官帽の如し。帽周に金繡を加ふ其繡章は官階に依り異る。

第四章　夏季禮服

夏季禮服は熱地各國に適用す。

上衣は細白棉布を用ひて之を作る其長短は便服と同じ、惟だ領は直上にして禮服式の如し、胸前は大鈕五顆、腰後に控なく衣前の左右襟に死袋あり各一袋口は最低鈕と平行線

を成す、左側開跨に劍緌をして外露せしむ、衣袖の式及其繡章は第三章と同じ

冠は上扁形冠と同じく惟だ冠頂は白色棉布を以て之を作る

褌は全白にして繡章なし。

第五章　凶服

凶服は黑紗を以て識と爲す私人の喪に黑紗を左臂に綴り公の場合に黑紗を以て劍把を包み其手套は均しく白色を用ふ。

## 參議院議員選擧施行細則第十三條修正

（一月十日發布敎令第十二號）

第十三條　被選擧人は未だ選せられざる前に正式任命令或は正式委任令を受有せる現任官吏に係る者は當選通知を接到するを俟ちて後曾て該會選擧期日前一日に於て辭職書を具し該管長官の批准を呈經するを以て限りと爲し答覆應選すすることを得

## 勳位授與條例

（一月十三日發布敎令第十四號）

第一條　凡そ勳位を授與するには銓叙局より徽章證書を調辨し勳位令第三條の規定に依りて之を授與すべきものとす

第二條　勳位徽章の式左の如し

銀質に飾は金圓形にして牡丹の花葉紋を鏤し中央圓版に飾は紅色にして珠を嵌し輔くるに圓輪を以てし飾は黃藍黑白色にして各珠を嵌し等差を辨す

大勳位十二珠、勳一位十珠、勳二位八珠、勳三位六珠、勳四位四珠、勳五位二珠、

前項の徽章は均しく胸左に佩し其他の勳章の右に列すべし

第三條　勳位證書は銓叙局より撰文し大總統に呈請して署名盖印す

第四條　勳位親授式の儀節左の如し

國務總理は勳位得受員を偕同し大總統に晉謁し三鞠躬禮を行ひ銓叙局々長は徽章證書を大總統に呈遞し大總統之を該員に授與し該員は承受後三鞠躬禮を行ひ禮畢りて退出す

凡そ軍職人員は陸海軍總長より偕同晉謁す

第五條　勳位得受員外省に在る時は大總統より專員を派遣し勳位證書徽章を勳位得受員に向ひて代授す

第六條　凡そ勳位得受員は徽章證書を承受したる後履歷を開具し銓叙局に送りて註冊すべし

第七條　勳曾受員に勳位を叙進するには原有徽章を銓叙局に繳還すべし但し證書は繳還することを要せず

第八條　若し刑法に依り公權の褫奪或は停止の宣告を受けたるものは勳位徽章を銓叙局に繳還すべし。但し公權を停止せられたる者期滿後は仍ほ銓叙局に向ひ頒給佩帶を呈請することを得

第九條　勳位得受員身故後は其勳位徽章を其子孫或は親族より銓叙局に繳還すべし。

## 海軍服制

（一月十八日發布敕令第十五號）

一、海軍官佐服制は大禮服、禮服、公服、常服、夏服、外套、雨衣等とし其製式及等級の區別は均しく各表に詳にす。

一、海軍官佐服制所用の金線の尺寸は各種金線尺寸表に依る。

一、海軍士兵服制は禮服、常服、夏服、外套、雨衣等とし其製式は士兵服裝表に詳にす。

一、海軍士兵の臂章は等級臂章、專門臂章とし、臂章表に詳にす。

一、海軍學生服裝の製式は學生服裝表に詳にす。

一、海軍服制の着用は海軍服裝規則に依る。

## 蒙回藏王公等爵章條例

（一月十九日發布敕令第十六號）

第一條　本條例所訂は質地及形式の二に分つて之を規定す。

第二條　爵章は景泰藍質を用ふ。

甲、汗親王　黃地

乙、郡王　紅地

丙、具勒　白地

丁、具子　綠地

戊、公　藍地

第三條　爵章の圓徑形式は一等嘉禾章上層所配の如し。

第四條　蒙藏爵章は其宗教上の慣例に依り中に三寶の紋樣を繪くを得、回爵章は亦其宗教上の慣例に依り中に日月合璧五星聯珠の紋樣を繪くを得。

第五條　中間隔道白圈內に分別して漢蒙回藏合璧文字を用ひ漢文は篆體にて親王之章或は郡王之章等の字樣を書す。

第六條　蒙回藏爵章は中心の微點に寶石を嵌し裏面に針を用ひて佩帶に便す。

第七條　爵章は均しく本局より製造頒發して劃一に歸す

第八條　本條例は公布の日より施行す。

# 大官移動

民國二年一月十日

任新疆內務司長（赴任迄は貴宗理を代理とす）　王學曾

任直隸國稅廳籌備處々長　曹葆珣

同　河南　邵羲

同　湖北　劉頌虞

同　湖南　夏同龢

同　江西　陸長佑

同　安徽　張茂炯

同　江蘇　金鼎

同　福建　劉鴻壽

同　浙江　方兆賚

同　廣東　嚴家熾

同　山東　曲卓新

同　山西（赴任迄は哀永慶代理）　陳際康

同　奉天（同上樂守綱）　巢鳳岡

同　吉林　甘鵬雲

同　黑龍江　袁毓麟

同　陝西（同上薛壺道）　劉瞻漢

同　四川　蔡鎮藩

同　雲南　熊范輿

同　廣西（同上汪穰潭）　沈式荀

同　貴州　張協陸

同　甘肅　田駿墅

同　新疆　王雲驥

任重慶關監督　毛玉麟

同　九江關　鈕傳善

任吉林榷運局々長　王家俊

同　黑龍江　柴維桐

依願免本官（工商部秘書）　彭淵恂

一月十一日

任鹽務籌備處々長　齋耀珊

任安東關監督　徐致善

任奉天高等審判廳長　程繼元

同　湖北　易恩候

任湖北高等檢察廳檢察長　王鎮南

任山東歷城縣知事　李蔭蕃

同　清平縣　韓履祥

同　高塘縣　梁純仁

同　鬱化縣　鞏思忠

同　利津縣　臧伯魯

同　邱縣　方家永

同　范縣　曹光楷

同　莒縣　周仁壽

同　郯城縣　祝從恩

同　福山縣　陳聰

同　萊陽縣　安仁

同　高密縣　王達

一月十二日

任濮口鎮守使　杜錫鈞

一月十三日

任兩廣鹽運使　吳徵麓

同　福建　林炳章

任陸軍衛生材料本廠々長　薛宜琪

任陝西司法籌備處長　黨積齡

同　浙江　鄭文易

任籌備浦信鐵路事宜　沈雲沛

敘輔國公　四子部落王長子　頭等臺吉　札黨恭察布翊

綏遠城將軍電稱する處によれば該臺吉夙に共和に贊し深く大義を明にするを以て特に之を輔國公に敘して其忠誠を勵す

封郡王　鄂托克旗札薩克貝勒　噶勒臧噜拉穆旺勒札木蘇

（同上）

封親王　伊克昭盟長貝勒銜札薩克貝子　阿爾賓巴雅爾

封貝子　二等臺吉　阿拉垣鄂濟爾

（同上）

一月十四日

任北京商稅徵收局々長　陸鍾岱

任左右翼牲稅徵收局々長　王善荃

一月十五日

依願免本官　蒙藏事務局秘書　羅迪楚

任福建財政司長　陳朗帆

任同教育司長　張琴

一月十六日

外交部特派湖北交涉員に任す　胡朝宗

任中史觀象臺々長　高魯

任同技正　常福元

任吉林財政司長　饒昌齡

一月十七日

任安徽內務司長　田庚

任武漢黃德觀察使　夏炎甲

任安襄鄖荆觀察使　陶鳳集

一月十八日

任陸軍第三預備學校々長　解朝東

一月十九日

任直隸司法等備處長　周紹昌

同　奉天　王來

同　吉林　慶世經

同　黑龍江　秋桐豫

同　江蘇　張一鵬

同　安徽　李國棟

同　江西　徐元誥

同　福建　高種

同　湖北　趙儼葳

同　湖南　蕭仲祁

同　山東　龔積柄

同　河南　李兆珍

同　山西　劉綿訓

同　甘肅　葉爾衡

同　新疆　劉長炳

同　四川　邵從恩

四　廣東　陳融

同　廣西　張仁普

同　雲南　黃德潤

同　貴州　周沆

任河南內務司長　王祖同

任同財政司長（赴任する迄は王祖同兼任）　張鳳臺

任同教育司長　李時燦

任同實業司長　謝桓武

任同開歸陳許鄭觀察使　沈銘昌

任同彰衛懷觀察使　胡遠燦

任同陝汝觀察使　陳善同

任同汝光浙觀察使　呂調元

封親王　伊克昭盟　鄂原多斯左翼中旗　札薩克　多羅郡王持固斯阿拉攏胡雅克圖

該郡王心を嚮けて內傾し共和に翊贊し深く大義を明にするを以て晉封す云々

一月二十日

任河東鹽運使　楊葆昂

任甘肅寧夏觀察使　陳必淮

任同甘涼觀察使　秦望瀾

任同鞏秦階觀察使　向燊

任總檢察廳檢察官　汪祖澤　朱深

任大理院書記官　祁耀川　褚葉泰

任外交部僉事　劉符誠　王繼曾

一月二十一日

任海軍中將　鄭汝成

任京師警察廳總監　王治馨

依願免本官　農林部檢事　易次乾

任協理臺吉烏拉特後旗　蘇喔伴爾巴圖頭等臺吉に進め並に輔國公銜を加ふ

前辦協理二等台吉　綳蘇克拉珠爾二等臺吉に進む

協理四等臺吉　綽克濟爾噶勒

一月二十二日

任廣東陸軍第一師々長　鍾鼎基

任同第二師長　蘇愼初
任同陸軍第一師步兵
第一旅々長　王肇基
任同陸軍第二師步兵
第三旅々長　葉舉
任同同第四旅々長　羅熾楊
任廣東虎門、長洲各
要塞司令官　饒景華
一月二十三日
勳二位を授く　蔡濟民
勳三位を授く　唐犧之　蔡漢卿
李雨霖　吳兆麟　杜錫鈞
王安瀾
勳四位を授く　王文錦　徐達明
吳醒漢　李依棟
勳五位を授く　楊玉如　劉英
熊炳坤
三等嘉禾章を賜ふ　孫發緒
胡瑞霖　饒漢祥
四等嘉禾章を賜ふ　舒禮鑑
夏維松　劉人祥　蔡文惠
李凌　徐榮庭　姜心田
呂達先　殷友干　胡汝霖
劉子敬　李國鏞　胡石庵
任山西民政長　趙渭

任湖北荊宜施鶴觀察使　饒鳳璜
任陝西陝南觀察使　南兆豐
任陝西陝北觀察使　崔雲松
任福建延建邵觀察使　蔡鳳儀
任汴軍第一師步兵
第一團々長　耀武
同第二團々長　陳廣琛
同第三團々長　張殿興
同馬兵第一團々長　謝允鄉
同砲兵第一團々長　岳憲玉
蒙古王會中民國に忠を效し、共和に
實贊する左の諸王公を各頭記の通り
晉封す
封親王　科爾沁達爾罕親王旗多羅
郡王　那蘭格呼勒
封郡王　同圖什業圖親王旗多羅貝
勒　托特吉
封貝勒　同　達爾親王旗多羅貝子
楊桑巴拉
封鎭國公　輔國公　呢瑪多爾濟
任頭等臺吉　稱爾沁札薩克私碼達
爾罕親王次子
（同親王は爵の進むべきものなきを
以て次子を陞爵す）
一月二十四日

署浙江司法籌備處長に任
す　范賢方
浙江高等審判廳長に任す　廉隅
署浙江高等檢察廳檢審長
に任す　鄭文易
湖北憲兵司令官に任す　王文錦
署山東陸軍測量局々長に
任す　張彥臣
湖北都督府副官長に任す　陳鎭藩
京師警察廳勤務督察長に
任す　治格
楊紹寅　申振林　安吉陞
京師警察廳處長に任す　董玉馨
李升培　高祖佑
京師警察廳消防督察長に
任す　春壽
京師警察廳警察隊長に任す　樂達義
李壽金　汪鴻翰　陳周膽
石英　文華
京師警察廳秘書に任す　潘毓桂
郭則泌
京師警察廳警正に任す　劉景沂
全順　胡宗沂　周桂斌　陳德萍
劉長禮　張炎　張允璞　祥
鄭淑綸　丁永鏞　修佩勛

京師警察廳各區警察署長に任ず

年德澤　穆西辛　鄧宇安　黃振中
黃兆芝　查　裕　鄭際平　陳自珍
劉恩廉　何緒振　吳文炳　黃敦鵬
盛慶琳　陳龍錫　湯　綸　黃承璋
張樹荃　張厚田　惠恩濟　孫秉璋

署交通部參事に任ず

梅光義

工商部僉事に任ず

丁文江

楊子總棧々長に任ず

方爾謙

西壩鹽棧々長に任ず

姚步嬴

江寧食岸權運局々長に任ず

張廣恩

正陽摧運局々長に任ず

吳鐘英

新疆瑪納斯協副將に補す

馬福興

漢軍正藍旗驍騎板に補す

德　潤

烏拉特前旗協理臺吉に任ず

那木凱多爾濟

一月二十五日

任山東內務司長

楊　晟

任同財政司長

王丕煦

任同敎育司長

王朝學

任同實業司長

潘　復

任廣東陸軍第一師步兵第二旅々長

陳元泳（陸軍步兵上校陸軍少將銜）

依願免本官　財政部主事

徐總虹

一月二十六日

任四川鹽運使

江　瀚

任河南高等檢察廳檢察長

魏祖旭

任山東岱北觀察使

夏繼泰

任同岱南同

汪聲玲

任同濟西同

丁惟魯

任同膠東同

吳　永

任貴州內務司長

郭重光

任同財政司長

華之鴻

任同敎育司長

何麟書

任同實業司長

載　勛

任奉天內務司長

榮　厚

任同財政司長

趙臣翼

任同敎育司長

貴　恆

任同實業司長

馮紹唐

一月二十八日

依願敎育總長を免ず

范源濂

敎育總長を特に兼任せしむ

劉冠雄

雲南民政長に任ず

羅佩金

直隸內務司長に任ず

劉若曾

直隸敎育司長に任ず

蔡儒楷

直隸實業司長に任ず

史履晉

直隸財政司長を兼ねしむ

劉若曾

吉林內務司長に任ず

徐鼎康

吉林敎育司長に任ず

郭宗熙

吉林實業司長に任ず

黃悠彙

奉天中路觀察使に任ず

張翼廷

奉天東路觀察使に任ず

朱淑新

奉天西路觀察使に任ず

錢　榮

奉天南路觀察使に任ず

王樹勷

奉天北路觀察使に任ず

王秉鉞

浙江國稅廳籌備處々長に任ず

劉頌虞

山西國稅備處々長に任ず

唐瑞銅

密雲副都統に任ず

趙俊卿

陸軍少將に任ず　馬聯甲

倪毓棻

瀕北第一師々長に任ず

黎本唐

湖北第二師々長に任ず

蔡濮卿

湖北第三師々長に任ず

王安瀾

湖北步隊第七旅々長に任ず

徐鎭坤

湖北步隊第八旅々長に任ず

劉佐龍

河南省城警察廳長に任ず

張鎭芳

福建民政廳秘書ニ任ず

方兆鼇

蕭元亮

封貝子　鄂爾多斯右翼前末旗札薩克　鎭國公衛　沙克爾札布　伊克照盟副盟長　察克都爾樨　免副盟

長　任伊克照副盟長　噶勒臧勒羅瑪旺札勒札木蘇

一月二十五日

依願漢粵川鐵路督辦を免ず　黃興

獨逸駐在全權公使に任ず　顏惠慶

外交次長に任ず　劉式訓

廣東瓊崖鎮守使に任ず　鄭鏗

黑龍江協領に補す　明泉

黑龍江饒騎校に補す　喜常　狄木納　善阿　棟阿

封貝勒　準噶爾旗貝子　三濟密都布　封輔國公　同協理臺吉　那遜達賴

一月三十日

濱江關監督に任ず　邵福瀛

瓊海關監督兼北海關監督に任ず　程福慶

蒙自關監督兼思茅關監督に任ず　呂鉦

▲新聞記者特赦　司法總長許世英は呈稱して湘漢新聞記者劉天猛は政治の改革を謀らんと欲し言論過激適ま匪徒有り劉は三次革命の陰謀を重ねり砲隊營は劉天猛の跡嫌疑に涉るを以て高等檢察廳に拿送し公訴を提起し同級審判廳の判決を經て刑律第百〇三條に按照し二等有期徒刑に處し徒八年に定め並に刑期內は公權を褫奪せり惟だ查するに劉天猛は光復に功有り跡嫌疑に涉ると雖其情尙ほ原諒す可き有り寬に從ひ赦免を予ふるを請ふ云々とあり本大總統は臨時約法第四十條に依り劉天猛を特赦し其執行を免す卽ち該部より轉行遵照辦理すべし。

貝子に封ず　喀喇沁中旗　札薩克羅札布　並に貝勒銜を加ふ。

一月三十一日

任湖北陸軍第一師參謀長　周慶詢

任同　第二師參謀長　賓士禮

任同　第三師參謀長　王國棟

## 政治

**袁總統答活佛**　別項活佛より袁總統に上書したるに對し、袁總統は左の如き回答をなせり曰く、呼蘭の民國より分離すべからざる事は屢々汝（活佛）に說明する所なり何となれば中華民國は淸朝の領土特權及勢力を全部繼承せるを以てなり曾て淸朝は汝の宣言せる呼蘭獨立に反對せり隨て中華民國も其領土の一部なり故に如斯施設を爲す能はず汝は科布多烏利雅蘇臺及其の他の方面に於ける汝の軍隊を以て各地に殺倒し多くの悲劇を演じ又恐るべき慘禍を殘せり中華民國は其人民をして原因なく亂騷せしむる能はず內外蒙古の各旗は僅かに呼蘭附近を除き汝の軍隊に戰慄して民國に結合せん事を希望す各省都督は汝の行動に憤恚し汝に對し軍を進めん事を希望す然れども袁世凱は流血の悲慘事を避けん事を望み暫らく待つて平和的解決の得られ得るや否やを觀ん事を勸誘せり夫故に汝が這般の情勢を愼重以て勘考せんことを希望す民國は汝に厚遇を與へんとす而して佛敎は奬勵發展せしめらるべし而して全蒙古を通じて平和を保持するに足る適當なる方法講ぜらるべし是れ蓋し吾人居常の願望にして一般人道の最良の特權に與據するものなり吾人は今汝が吾人の地位に充分の思慮を拂らひ速

かに回答を與へられん事を望むと。

**張作霖と吳統領**　昨夏大北關に於ける兵變ありて以來第二混成協統領吳慶桐と第二十七師長張作霖との間に確執を生じ、爾來兩所屬の一兵卒に至る迄相反目し、事ある毎に衝突せん狀態にありて奉天市民は少からず危惧し居たるが、今回張都督は兩者の間に居中調停の勞を取り、一月二十二日より三日間相互の將校を一堂に會して交歡の宴を張り、二十二日先づ張作霖より吳慶桐を招待し、二十三日は吳氏より張氏を招き、二十四日各將校の大園遊會を催せり。

**諸傑召來**　袁大總統は頃者密電を各處に連發し革命の主要人物を招致しつゝあり。伍廷芳、溫宗堯、陳其美岑春煊、梁敦彥、李家駒、薩鎭冰、に本月內に北京へ參集すべく命じ海外に在る汪兆銘、藍天蔚にも歸國すべく打電し其外在京の柳大年、王和順、李準等には離京を禁じ又各省の高級軍官二十餘名にも來京を電促したりと其內容の如何は窺ひ難きも蒙藏の軍事密議及正式政府に關する事ならんと云ふ。

**漢口鎭守使の權限**　梨元洪は漢口の如く重要なる中央市場は內治外交共に頗る關切なるものあり、相當の權力あるものを此地に常駐して一切の事端を處理せしむるの要ありとて袁世凱に電商し、參議院の議決を經て同地に鎭守使を置くことゝ成り、杜錫鈞氏は其最初の鎭守使となれるが其權限下の如しと。

一、鎭守使は漢口駐屯の諸軍を指揮す

二、夏口知事及警視廳を監督し、治安保衛の任に當る

三、漢口に於ける一切の外交事務を處理す

四、漢口民政長官之權を糾擧す

五、外交及軍民兩項のこと共に軍民兩府と商同して辦理し、一切他の干涉を受けず

**奉天觀察使**　奉天省官制改正の爲め從來の分巡兵備道を廢し東西南北中五路觀察使を置くこととなりたる結果二十八日附を以て中路觀察使は前鹽運使張翼廷東路に現與鳳道朱淑薪西路に採木公司理事長錢錕南路は度支司科長王樹翰王路に亞洲報總理王秉鉞等任命せられ新任者は近く赴任すべきことゝなれり。而して其の管轄區域は中路は奉天に駐在し奉天、鐵嶺、撫順、本溪、開原、海龍、東平、西南、西豐、柳河、輝南の十一縣を東路は安東縣に駐在し安東、鳳凰、寬甸、興京、通化懷仁、臨江、輯安、長白、安圖、撫松の十一縣を西路は錦州に駐在し、錦縣、新民、法庫、彰武、鎭安、盤山、廣寧、錦西、綏中、寧遠、義縣の十一縣を南路は營口に駐在し、營口、遼陽、遼中、海城、蓋平、寧縣、莊河、岫岩、金縣の九縣を北路は遼源に駐在し遼源、昌圖、奉化、懷德、庫豐、洮南、開通、靖安、安廣、醴泉、鎭東の十一縣を管轄することゝなれり。

**回教徒懷柔策**　今や蒙藏離叛の際支那西北各省多數回教徒の懷柔は實に焦眉の急たり。蒙藏局が去月十五日の會議に於て豫て袁總統より交附しありたる撫回辦法第十二條を討議し之を改修して結局左の八條を實施する事に決定せるは最も機宜を得たりといふべし。

一、回民と漢滿蒙藏四族は之を平等と爲す。
二、回部の礦產は其自由採掘を准す。
三、中央政府は派兵して回部を保衛す。
四、回民の選擧及被選擧權は參議院議決の選擧法に按照して辦理す。
五、回匪は其自ら新改して良善となるを准す。
六、回部從前の私借外債は概ね中央政府より查明籌還す。
七、回部に別に官缺を設け回民中より選任せしむ。
八、回民の舊俗は暫く之を更改せず。

**南洋支那人の愛國熱**　爪哇スマトラ等南洋諸島に於ける支那商人は此程特に一祖國救助團なるものを組織し、團長にスマトラ島支那商會總理麥克欽氏を推戴し、本部をスマトラに支部を其他諸島に設置し、左の便法を設けたり。

一、南洋諸島在留支那商は資本家にありては其財產の二十分の一使用人にありては毎年一ヶ月分の給料を義捐する事。
二、義捐期限を五年とし此期限內に總額八千萬元を醵金する事。
三、義捐金は之を祖國政府に送致し專ら陸海軍擴張及實業振興費に供せしむる事。
四、各島より代表者一名を選出し本國都市に救財團事務所を設け義捐金用途を監督せしむる事。

## 外交

**片馬問題の交涉案**　陸外交總長は英國公使に對し重ねて左の如き片馬交涉案を送りたりといへるが英公使右に就き何等の回答を與へずとなり。

一、片馬案を北京に移して交涉する事を承認し全權委員を特派して會議せしむる事。
二、此案は前清光緒三十四年の議案を以て起點となし續いて有效となす事。
三、中英兩國は從前提出せる片馬の界務交涉の圖書に關する證據等は何れも併案考核すべく其續行提出の件にして兩國が認めて關係ありと爲す者は方に參考物となすを得其は必ず議時の三週間前に之を聲明する事。
四、界務に關しては更に踏查を行ひ双方より委員を特派し證據物を指明し双方より承認して始めて有效たる事。
五、此案の開議中は兩國共に界內に在る駐兵建築等の事業は均しく停止する事。
六、開議する時は先づ終結の程度を豫定する事。

**英露の藏約協**　英露兩國が蒙藏問題に付新に協約せる事は已報せしが今駐英代表劉玉麟より總統府に達せる電報によれば露國政府は外務次官を英國に遣り英國と蒙古及西藏に關する協約を締結せるが內容は秘密に附しあり大要左の如きものなりと云ふ。

一、露國は西藏全部が英國の勢力範圍地たる事を承認す。
二、英國は露國が外蒙古に在りて完全なる自由行動權を有するを承認

す。

三、英國が中國と西藏に關する交涉有る時は露國は暗中援助すべし。

四、露國が外蒙に於て事有る時は英國は相當の兵力を以て助くべし。

五、西藏全境の金鑛及其他の鑛產を英國が採掘する時は卽ち露國より人を派して襄助す。

六、露國は西伯利亞鐵道を延長して庫倫に至り其他の支線を修築する時の經費には英國より極力協助すべし。

七、中國が蒙藏鐵道を修築を欲する時兩國は協力して之に干涉すべし。

八、蒙藏に對し第三國ありて之を侵す時は兩國は合同して反對すべし。

**露蒙商約** 在庫倫支那密偵よりの報告に依れば露國代表と活佛との間に更に六個條より成る商務條約締結されたりと右內容は

一、露國側よりの輸出入に對しては共に無稅とす。

二、露國銀行を設立する事。

三、支那人の取締を爲す事。

四、露國人の貿易は自由とす。

五、露蒙會審裁判所を設置する事。

等なり。

**支米同盟會規則** 一月四日北京に設立せられたる同會に於ては左の職員を選擧せり。

正會長 ルーズベルト

副會長 孫逸仙

丁韙良(米人)

丁義華(同)

吳景濂

金鼎勳

而して其章程草案次の如し。

第一條 本會は中華國民同盟會と稱す

第二條 本會は支米兩國民の親睦を增進し、互に智識利益を交換し、世界平和を維持するを以て目的となす。

第三條 支米兩國民にして本會の主旨に贊成するものは本會員たることを得。

第四條 本會々務に贊助し、又は本會の經費を寄附せらるゝ支米人士は本會名譽會員となす。

一、會長 二人

二、副會長 四人

三、幹事 三人

四、副幹事 三人

本會職員は本會々員中より選擧し、任期一年とす。

第六條 會長は本會を代表し、會務を處理す。副會長は會長と協同して會務を處理す。幹事副幹事は會長の命を承け、記錄文書會計庶務を司る。

第七條 本會に名譽會長若干を設くることを得。

第八條 本會は半年每に大會を開き、每月一回職員會を開く、若し特別事項あれば臨時會を召集する事を得。

第九條 本會總事務所は支那北京及米國華盛頓に設け、地方に支部を設立す、但し支部の設立は本部の認可を經べし。

第十條 本章程は大會議決の日より施行す。

## 軍事

**蒙古防禦區分** 東三省並に新疆蒙邊の防禦區分に關し支那政府は各地

方長官の意見を徵し且つ人を派して精査中なりしが今回愈々陸軍參謀二部協議の上左の通り決定せりと。

一、外蒙古恰克圖より唐努烏梁海を經て阿爾泰に至るを一區と爲す露領西伯利亞薩科喀省西境及伊爾庫斯克省葉尼塞斯克省に接せる地方也。

二、外蒙古の烏里雅蘇臺より科布多及新疆省の塔爾哈臺を經て伊犂に至るを一區と爲す露頭中央亞細亞の斜米帕勒廷省斜米勒精省に接せる地方なり。

三、黑龍江省の呼倫貝爾より布特哈黑爾根齊々哈爾を經て黑龍江に至るを一區と爲す東清鐵道北段の所と露領薩咯勒省阿穆爾省に接せる地方也。

四、黑龍江省の呼蘭城より吉林省の賓州府依蘭府に至るを一區と爲す露領阿爾穆省に接せる地方なり。

五、哈爾賓より東清鐵道に沿ひ寧古塔を經て琿春に至る地方を一區とす露領東海賓省に境を接し浦鹽斯德に近き所なり。

**科、烏方面中國軍隊**　最近調査に因る科布多及烏里雅蘇台方面に於ける中國軍隊の配置は左の如し。

一、沙拉蘇附近

甲、伊犂派遣隊たる騎兵二營步兵一營砲兵一隊合計約一千二百人去年十月中旬該地に來りたるものとす此外苦拉斯河岸及羅齊爾齊朽河岸にも數營あるが之等の軍隊亦何れも伊犂より派遣せられたるものに係り多くは回々人なり馬統領之を引率せり。

乙、新疆の派遣隊には騎兵一百二十名ありしが去年九月十五日又騎兵二百名到着し次いで廿六日更に一百名の騎兵來着是は兵器を携帶せざりし而して同二十九日には都督の護衛騎兵一百名步兵三百名野砲二門七百頭の馬匹よりなる輜重隊一營着し十月四日には步兵三百名に駱駝二頭此外同二十八日には迪化府より瑪拿色を經て該地に向へる回兵二百名あり。

二、庫倫科布多間の大道にある第七台站台幹塘第五台站俄隆布蘭第四台站坪茲苦柯步多等に總計騎兵千三百名乃至千五百名駐在したるが去年七月廿五日古城より科布多に移屯せる步兵三營計七百名と騎兵百二十五名あり八月廿五日同じく古城より步兵二營計五百名と騎兵四百五十名到達し十月初め更に同地より步兵百五十名と騎兵百名來着せり。

三、鐘台の衞兵は百名なりしが去年十月初旬哈密より二百五十名到着し同廿五日には迪化より百名程來れり。

**甘肅蒐の支那軍隊配置**　一蘭州　步隊十六營馬隊二營砲隊二營

一蘭州附近　步隊十一營馬隊三營砲隊二營

一涼州附近　步隊三營馬隊二營

一秦州附近　步隊十二營馬隊五營

一寧夏附近　步隊六營馬隊二營

一固原附近　步隊十四營馬隊四營

計步隊五十三營

馬隊十八營

砲隊四營

以上軍隊一營之數或百人或二百人。

**駐藏英兵**　支那の駐藏辨事長官鍾顯が最近に於て北京に報告せし所のものによれば、英國の駐藏兵は、最近に於て大ひに增加の形蹟あり、而して其現在に於ける英の駐藏兵數を擧ぐれば、大約左の如しと。

一、亞東地方　一千二百餘名
一、加托地方　一千二百三十餘名
一、江孜地方　六百餘名
一、噶大光地方　三百餘名
一、日喀則地方　五百二十餘名
一、聶拉本地方　二百六十餘名
一、拉薩府　七百餘名
一、察本多一帶　三百六十餘名

以上は鐘顯が其部下の支那人をして調査せしめたるものなれば、其數字の如きは甚だ確實を缺ぐものなきにしもあらずと雖ども、然れども、已に五千内外の英兵が西藏の各地に派駐せられつゝあることは、之れを以て知るべきなり殊に其駐兵地帶の、西藏の首府たる拉薩、外七ヶ處たるが如きは、已に誤りなかるべく、而して、其地帶が總べて西藏に於ける重要地帶にして、察本多、江孜の如きは、概ね四川雲南の省境を距ること遠からざるの地帶なるべければ已に以上の八ヶ處に軍隊を駐屯せしめられたる以上は、西藏の死活は、已に英の爲めに制せられたりと云ふも不可なかるべく、而かも支那は西藏の境内に一兵をも駐屯し居らず。

**西藏軍況**　▲征藏軍敗北　鐘城附近に於て、支那軍隊が痛烈なる敗北を遂げたりとの報道、專ら人づてに喧傳せらるゝも、成都新聞紙は申合せたるが如く、詳細を記さず、されど軍界にありては、獰猛なる西藏軍は夜暗に乘じ、支那兵の不意に殺到し、戰死のみを算するも、三百人の多きに達せりと一般に稱せらる、其負傷者逃走者の幾人なりしか分明ならざるも、四五門の大砲を奪取せられし事の確報あり、尹都督は自軍の部分的敗北を承認し居れり、彼れ遂に支那軍の價値を自覺し居るもの、如し、實に此敗北たるや、彼の征藏軍の傲慢なる自負心に對し、鼎の輕重を問はれつゝあるものにして、昨夏征藏軍の擧あるや、支那官吏は惟是易々たる事業と放言し、須臾にして此れを鎭定せんと豪語し居れり、焉ぞ知らん彼等の心膽を寒からしむる一大鐵槌は、彼等の來るを待ちつゝありしなり、西藏蕃軍の蜀境を踰へ破竹の勢ひを以て東下せんとするや四川官憲は漸く數千人を打箭爐に送り、軍資金の窮乏の爲めに荏苒數月、辛ふじて蜀軍の前營は金砂江を渡過するを得たり、茲に於て西藏軍は伴り逃げ遁かに、其本軍を後方に背進せしめしを以て、蜀軍の理塘に到達する迄捗ばかしき衝突を見ざりき。

▲復讐的掠奪　理塘汎には宏大なる喇嘛廟あり、蜀軍の進出するや、千餘の蕃僧は圓顱を叩いて逃走せり、蜀軍は此れを見るや復讐的に掠奪を擅まゝにせり、朱前營司令官理塘に到る征路を清むるや、尹都督は驀がて後營を率ゐて來着せり、茲に於て朱司令官は再び前進を開始し、拉摩耶に進み搜敵行動の爲め方面を轉じ進む事六哩拉兒塘に到れり、此間に於ける詳細は不分明なるも、一說に依れば一時彼れは理塘に退却せりと傳へらる、然れども彼れは行動を續け、南進して鐘城の叛軍に向へり、巴塘及其守備兵は兵粮窮乏を告る外今尙健在せるを知らる、目下成都に住む巴塘籠城中に在りし一人は曰く數ヶ月間「ツアムバ」以外一物の食ふべきものを得ざりしと、此間尹都督亦胃險的に理塘を發し前進せるに、此亦拉摩耶の蕃軍に阻止せられたり、尹都督

の目的は巴塘に到り更らに薩木土に進み、春季迄同地に駐留せんとするにあり、然れども彼れの向ふ所山川草木皆敵ならざるはなく、數千の蕃族は到る處火蓋を切て彼れの進路に邀へ擊たんと待ち構へ居れり、而して尹都督出發未だ數歩ならざるに、鹽城に向ひし宋軍の無慘なる敗報を得たり。

▲尹の立往生　四川官憲の一大期待を負ふて、遠征の途に上りし彼れ尹昌衡に取り此敗報は、由々敷大事件なり、成都將又北京は何と云はん、恐らく斬殺せる故趙爾巽の亡靈に祟られしに非ざるか、彼れは今や北京に知らしめざる爲め、成都新聞に此敗報を一切登載せしめざる樣、決心せり、尙彼れは今雲南に援兵を求めんか將又打箭爐に背進せんか、袁世凱の思惑を如何せん、遂に彼は成都に向け援軍を請求せり、成都官憲は尹都督を見殺にすべからずとて、今や援軍增派の準備中なり、代理都督は其友人たる尹都督を助くる爲め、萬難を冒かさんと努力中なり。（漢口日報）

## 江蘇都督府民國二年軍事費豫算

| | |
|---|---|
| 都督府 | 二三四、三〇〇元 |
| 江北護軍使薪餉 | 一、二〇〇、〇〇〇 |
| 軍政司 | 七六、九〇〇 |
| 軍務司 | 九九、〇〇〇 |
| 南京軍隊 | 三、二二二、一〇〇 |
| 蘇州軍隊 | 七七七、〇〇〇 |
| 滬防各軍 | 五七二、八〇〇 |
| 松軍 | 一六三、〇〇〇 |
| 鎭江浦口各軍 | 一、三八七、〇〇〇 |
| 江防步兵 | 四一四、〇〇〇 |
| 江北各軍 | 一、二二〇、〇〇〇 |
| 各軍服裝機械豫備費 | 五〇〇、〇〇〇 |
| 四路要塞 | 六三一、〇〇〇 |
| 外海兵艦淺水兵艦內河小輪 | 一二〇、〇〇〇 |
| 長江水師薪餉 | 一、六八〇、〇〇〇 |
| 陸軍裁判所及監獄 | 三八、〇〇〇 |
| 製造局 | 二四〇、〇〇〇 |
| 軍械所 | 三九、四〇〇 |
| 探訪局 | 三六、〇〇〇 |
| 陸軍小學 | 六〇、〇〇〇 |
| 陸軍醫院 | 六〇、〇〇〇 |
| 測量局 | 五九、四〇〇 |

## 軍器購買辦法

陸軍部段總長は各省都督が上海の各洋行より軍器を購買する際契約の不完全なるに因りて屢次紛義を生ずる事あるを以て軍器購買辦法二條を定め程江蘇都督を經て駐滬軍械所に之が實行を通知し來りたり卽ち左の如し。

（一）各省に於て銃砲彈藥器具材料の購買を要する時は都督は假契約を陸軍部に送りて許可を得たる後購買本契約を訂結し代償を支拂ふべし一面陸軍部は稅務處に右の軍器類を通關せしめんことを通照し一面各都督は自ら護照を發して右軍器類の運搬に便にすべし。

（二）陸軍部直隸の各軍隊が銃砲彈藥器具材料の補充を要する時は其の種類數目を陸軍部に報告し購買補充を求むべし或は陸軍部は各該軍官に命じて自ら計購を行はしむ其の場合は先づ必らず假契約を陸軍部に送呈して許可を求むべし。

# 金融財政

## 豐政章程の制定

北京政府の公報は一月十五日鹽稅の整理に關する

左の如き章程を發表せり。

(一)全國鹽稅の總數、收入、支出の審査に關する章程制定せらる。各省の鹽稅に關する各局所は此の章程に從ひて辨理すべし。

(二)財政部は鹽政の重要なるに因り本部に鹽稅總稽査處を設立し各產鹽地に稽査分處を設け鹽稅總額、收入、支出を照査せしむ各分處に支那人の經理及び外國人の協理を置く。

(三)鹽稅稽査處に財政部の任命せる總稽査員一人を置き外國人の副稽査一人を聘用し又た稽査員若干を置く其數は十人以內とす。

(四)各省稽査分處に支那人總理一人外國人協理一人を置く其他の處員數は地方の情況に依りて定む此等特別人員數は總稽査處より鹽稅局長を經て財政部に報告すべし。

(五)總稽査處は鹽稅局長の管轄に歸し各省の分處は總稽査處の管轄に歸し並に鹽稅局長の節制に歸す。

(六)總稽處所辨事項は鹽課局長に報告し各省稽査分所辨事項は總稽査處に報告すべし然れども此等の辨公處は均しく財政部の分支とす。

(七)各省の鹽に關する產出、製造、運輸、消費及び其他の行政は總稽査處及び各分處の管轄より分離す然れども收入に關する鹽の鑑札は稽査處の簽印無きものは無效とす。

(八)各稽査分處員は鹽稅收入に對して責任を負ふべし其の收入は國庫に納め並びに各省臨運使及び鹽稅局長に報告すべし凡て支出は總稽査處の證明を得鹽稅局長の簽印を得並びに財政部の批准を得るを要す。

(九)各省稽査分處は每會計年度に於て收支豫算を編し詳細の說明を附し鹽運使より鹽稅局に送交し再び該局より鹽產各處の報告を彙編して財政部に呈し並びに鹽稅實在收入、支出の總額を一併財政部に呈送すべし。

(十)各省稽査分處總理は豫算及び報告を鹽運使及び總稽査處に呈交する外海關の辨法に照らし每期に報告を呈交すべし。

(十一)、(十二)、(十三)、(此三條には豫算及び報告の呈交法を記す)

(十四)此の章程は發布の日より實行す

**中國銀行則例案**　北京政府は參議院に中國銀行則例案を提議したるが其內容は同銀行は有限公司とし資本金六千萬元にて一株百元とし先づ政府より三十萬株を買ひ其餘は一般人に引受けしめ株金募集章程は別に定むることゝしたり則例の要點は左の如し。

一、株券は記名式を用ひ支那人以外への賣買、權利轉讓を禁ず。

二、營業年限は滿三十年とし其の延期は株主會にて議決す。

三、當戶營業七種を除く外不動產を收受せず各種の株式は貸出金の抵當品となすも收買せず本銀行の株券は買入れず或は不動產を收受するも直接間接に各種の工商事業を經營せず。

四、總裁、副總裁を設け任期は五年とす董事九人を簡任し任期は四年とす監事五人任期三年とす均しく株主會より五十以上の者之を選任す。

**湖北の四百萬圓借款**　大冶鐵山の西澤公雄氏と湖北都督府との間に交涉中なりし大冶、武昌、興國の三鐵山を擔保とせる四百萬圓借款成立し既に正式調印をなせりと。

**遼陽銀行株式募集**　今回遼陽にては同地方の石光、西村、松尾、西卷野岡、木下、立井、酒井、岡村、櫻井深尾、榊原の十二名發起人となり、遼陽銀行を設立することに商議一決したるが、該銀行は

一、名稱は株式會社遼陽銀行と云ふ。

二、資本金は五萬圓とし、一株金百五百圓とし、四百株は發起人にて之を引受け、殘り百株丈け一般有志より募集す。

三、申込は證據金五圓とし、一月二十日迄に拂込む事。

四、正隆銀行と特種の關係を結び同銀行の代理店として其事務員一名を常派し預金爲替等一般銀行の事務を取扱ふ事。

五、貸出方法及利息の定率は正隆銀行の例に倣ふ事。

**營口過鐘銀問題成行**　紊亂に紊亂せる營口過鐘銀の問題は過般奉天都督より特派せる張鹽運使に依り左の如く調停し、十二月卯丈けは十六日全く帳簿の對照を了して新爐銀に乘換へ得ることゝなれり。

一、公定相場は六十五元を六十一元と改むること。

二、三月卯も同じく六十一元とすること。

三、債務仕拂は三期とし、今十二月卯は二割を舊歷十二月二十日迄に支拂ひ、殘額は二月一日に三割を、三月一日に五割を支拂ふこと。

右調停相場は無論營口市場のみならず外城債務省に對しても準據せしむるものにして、四元の切下は餘りに大なれば今後の成行如何なるべきかと憂慮するもの多し。

**一九一三年度支那海關收入豫算**

海關收入　三六、〇〇〇、〇〇〇 上海兩
常關收入　二、七五〇、〇〇〇
一八九八年磅借款擔保に供せられたる七處厘金收入　四、五〇〇、〇〇〇
合計　四三、二五〇、〇〇〇

**鹽稅擔保の借款**（タイムス北京通信）（フレーザー氏所說）

| 借款別 | 借款額 | 一九一三年所要償還額 |
|---|---|---|
| 一八八九年英獨借款 | 一六、〇〇〇、〇〇〇 磅 | 五、八二二、〇〇〇 上海兩 |
| 一九〇八年京漢鐵道借款 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 元 | 一、一七五、〇〇〇 |
| 一九〇九年湖北地方借款 | 五〇、〇〇〇 兩 | 七三、〇〇〇 |
| 一九一一年湖廣鐵道借款 | 六、〇〇〇、〇〇〇 磅 | 三、一〇〇、〇〇〇 |
| 一九一一年漢口銀借款 | 二、〇〇〇、〇〇〇 兩 | 一四〇、〇〇〇 |
| 一九一一年兩江銀借款 | 三、〇〇〇、〇〇〇 兩 | 五四〇、〇〇〇 |
| 一九一二年六國團前渡金 | 三、六二〇、五〇〇 磅 | |
| 一九一二年クリスプ借款 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 磅 | 二、六二五、〇〇〇 |
| 一九一二年幣制借款 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 磅 | 二、八〇〇、〇〇〇 |
| 北清事變賠償金 | | 一三、〇〇〇、〇〇〇 |

**奉天金融組合の成立**　一月二十六日奉天の有志は同地金融組合の成立創立總會を開き、出席者の數六十名、組合の出資總額を十萬八千圓とし、出資の口數を一千五百となし、役員には理事としては瀨尾、城野、野田、井上、牧野の五氏當選し、監事には入江、大草、古賀の三氏就任せり。

**大借款分擔額**

| | |
|---|---|
| クリスプ | 五百萬磅 |
| 米國 | 同上 |
| 英國 | 四百萬磅 |
| 佛國 | 同上 |
| 獨國 | 三百萬磅 |
| 日本 | 二百萬磅 |
| 露國 | 同上 |

**各省歲入統計**　今回支那財政部の發表せる處に依れば各省に於ける歲入左の如し。

| | |
|---|---|
| 江蘇 | 一四七、三五八 兩 |
| | 三二四、五二九 元 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 四川 | 二七七、五三〇 | 一九一六、三四〇 | |
| 廣東 | 一〇二一、六九六六 | 一五三一、五四四九 | |
| 浙江 | 八二五、〇三四七 | 一二三、五二〇五 | |
| 湖北 | 八一七、三三九〇 | 一三六、〇〇八五 | |
| 直隸 | 七四一、六三八六 | 一一二、四五七九 | |
| 河南 | 七七三、一九一五 | 一二九、七八七二、五 | |
| 山東 | 七四〇、三〇一六 | 一一〇、四五二、四 | |
| 奉天 | 七〇八、二四一三 | 一〇六二、三六一九、五 | |
| 江西 | 六五三、三八〇四 | 九八〇、〇七〇六 | |
| 湖南 | 六三七、六三五四 | 九五六、四五三一 | |
| 吉林 | 三五〇、九五五四 | 七九六、四三三一 | |
| 山西 | 五八、七八一六 | 七九三、一七一四 | |
| 福建 | 四四二、九一〇三 | 六六四、三六五三 | |
| 陝西 | 四一六、七四二八 | 六二五、一四二 | |
| 安徽 | 四〇六、〇一二 | 六〇九、〇一六八 | |
| 黑龍江 | 二八五、〇〇一一 | 四二七、五〇一六、五 | |
| 廣西 | 二七九、七一六三 | 四一九、五七四四、五 | |
| 雲南 | 二一〇、三一〇七 | 三一五、四六六〇、五 | |
| 甘肅 | 一六五、七九一九 | 二四八、六八七八、五 | |
| 新疆 | 一一三、二七六六 | 一六九、九一四六 | |
| 貴州 | 一一〇、七一一八 | 一二四、六三五九 | |
| 順天 | 八三、〇九〇四 | 一二四、六三五六 | |
| 共計 | 一、三二四五、六六三三 | 一、九六八、四九四九、五 | |

**庚子賠款　各省負擔額**　財政部は此程各省に分電し速送方を督促する所ありたるが、該賠款に對する各省毎年負擔額は左の如し。

| | |
|---|---|
| 東三省 | 三一、二五〇兩 |
| 直隸省 | 一、八四一、〇〇〇 |
| 江蘇省 | 七、九三一、三五〇 |
| 安徽省 | 二、五三一、五〇〇 |
| 山東省 | 一、五〇五、五〇〇 |
| 山西省 | 一、六一八、五〇〇 |
| 河南省 | 一、九九九、六〇〇 |
| 陝西省 | 九九九、〇〇〇 |
| 甘肅省 | 三五〇、〇〇〇 |
| 新疆省 | 四六〇、〇〇〇 |
| 福建省 | 二、二五〇、〇〇〇 |
| 浙江省 | 四、〇四七、〇〇〇 |
| 江西省 | 三、〇四三、〇〇〇 |
| 湖北省 | 四、〇五九、〇〇〇 |
| 湖南省 | 一、四〇七、四〇〇 |
| 四川省 | 三、九二八、〇〇〇 |
| 廣東省 | 七、三一九、〇〇〇 |
| 廣西省 | 六四七、五〇〇 |
| 雲南省 | 四一七、〇〇〇 |
| 貴州省 | 二〇六、〇〇〇 |
| 合　計 | 四六、九五一、五〇〇 |

**山西票莊の資本額**（各地支店は此以外にあり）。

| | |
|---|---|
| 一、票莊 | |
| 日昇昌 | 三〇〇、〇〇〇 |
| 大德通 | 二〇三、五〇〇 |
| 三晉原 | 一六八、〇〇〇 |
| 大德恒 | 一三七、〇〇〇 |
| 大德王 | 一二九、五〇〇 |
| 新泰源 | 一二〇、〇〇〇 |
| 无成亨 | 一一〇、〇〇〇 |
| 百川通 | 一〇五、〇〇〇 |
| 存義公 | 一〇二、五〇〇 |
| 蔚長厚 | 一〇〇、〇〇〇 |
| 蔚豐厚 | 一〇〇、〇〇〇 |
| 協成厚 | 八二、八〇〇 |
| 大德川 | 七五、〇〇〇 |
| 寶豐隆 | 五〇、〇〇〇 |
| 錦生潤 | 三二、〇〇〇 |
| 二、錢店 | |
| 義興永 | 七五、〇〇〇 |
| 用通五 | 七〇、〇〇〇 |
| 祥和玉 | 四〇、〇〇〇 |
| 大德同 | 四〇、〇〇〇 |
| 義隆源 | 三六、〇〇〇 |
| 大德祥 | 三二、〇〇〇 |
| 慶滙川 | 三二、〇〇〇 |

慶泰隆　三〇、〇〇〇
恒隊莊　三〇、〇〇〇

## 貿易

**北滿と南滿との貿易**　北滿洲に於ける南滿經由貨物の增加に關しては千九百十年及び十一年に於ける長春及び寬城子經由貨物が東淸鐵道を經て哈爾賓及其附近に到着したる數量を比較せば其一斑を伺ふに足るべし、而して是等貨物は一は大連經由に依るものと他は南滿洲に生產するものとあり。（單位千布度）

| 貨物名 | 一九一〇年 | 一九一一年 |
|---|---|---|
| 撫順炭 | 二四九二 | 三七四 |
| 麻袋 | 二一四 | 四三 |
| 纖物類 | 二三六 | 六六九 |
| 砂糖 | 一〇四 | 二三四 |
| 紙 | 八一 | 二〇一 |
| 金物 | 五八 | 七八 |
| 金具類 | 二五 | 一三二 |
| 糸屑及糸 | 一三 | 四一 |
| 食料品 | 一七 | 八四、 |
| 食器類及陶器 | 二〇 | 四六 |
| 煙草 | 四 | 五 |
| 藥品及化粧品 | 四一 | 六二 |
| 石鹸類 | 二 | 五六 |
| 硝子 | 二 | 二〇 |

此他の貨物も年次其輸入を增加し居るも未だ以上の度に達せず、今其增加に就き北滿輸入貨物が東淸南滿兩鐵道の爲め如何に利益を享有し居るかを知る爲め千九百九年度よりの總計を比較せば九年には三百九十萬布度に過ぎざりしに十年には六百三十萬布度に昇り十一年度には八百四十萬布度に達して大連及び長春は次第に北滿輸入貨物の爲め仲繼高を增加せり、又之に依て千九百十一年度に於ける貨物の價格を概算すれば內輪に見積るも千八百五十萬留に達す、而して右を支那稅關の調査に係る滿洲里ボグラニチナヤ（紋芬河）哈爾賓埠頭經由の夫れに比較せば滿洲里は千百七十萬留ボグラニチナヤは八百十萬留哈爾賓埠頭は五十萬留とす、乃ち北滿洲供給貨物の全額は三千八百八十萬留に達して其內四十五パーセントは實に長春經由の貨物とす。（露紙哈爾賓日報）

**昨年度大連出入船舶**　昨年中に於ける大連及び旅順港出入船舶國別を前年に比較すれば左の如し。

▲大連入港汽船（單位千噸）

| | 四十五年 隻數 | 噸數 | 四十四年 隻數 | 噸數 |
|---|---|---|---|---|
| 日本 | 一、四四五 | 二、〇三二、一 | 一、三九六 | 一、八五七、七 |
| 英國 | 一九九 | 四八五、七 | 一七四 | 四二二、二 |
| 支那 | 一三 | 二四、〇 | 一〇五 | 五九、三 |
| 諾威 | 三 | 三、〇 | 一七 | 二九、五 |
| 獨乙 | 九七 | 二八七、一 | 一〇九 | 二八四、〇 |
| 佛國 | 一 | 三、七 | 三 | 一八、八 |
| 丁抹 | 一 | 三、八 | 三 | 三、八 |
| 露國 | 一 | 一、六 | 二 | 四、七 |
| 和蘭 | 一 | 三、八 | 一 | 一、八 |
| 計 | 一、八九五 | 二、九三三、三 | 一、八一〇 | 二、七五三、三 |

▲大連入港帆船

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 日本 | 九四 | 四、四 | 七一 | 二、四 |
| 支那 | 二、四八六 | 二九、九 | 二、七〇二 | 三〇、六 |
| 計 | 二、五八〇 | 三四、三 | 二、六六八 | 三三、〇 |

▲大連出港帆汽船

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 日本 | 一、四四三 | 二、〇二三、六 | 一、三九〇 | 一、八八三、一 |
| 英國 | 二〇一 | 四八七、一 | 一七〇 | 四〇六、二 |
| 支那 | 一三 | 六六、二 | 一〇七 | 九三、七 |
| 諾威 | 三 | 三、〇 | 一七 | 二九、五 |
| 獨乙 | 九八 | 二九三、七 | 一〇八 | 二七八、四 |
| 佛國 | 五 | 三一、七 | 三 | 一八、八 |
| 丁抹 | — | — | 三 | 一三、八 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 露國 | 一、六 | 二 | 四、七 | |
| 和蘭 | 一 | 三、六 | 一 | 一、八 |
| 計 | 一、八九三 | 二、九二六、一 | 一、八〇三 | 二、七二九、四 |
| ▲大連出港帆船 | | | | |
| 日本 | 二一〇 | 四、五 | 六三 | 二、三 |
| 支那 | 二、四三九 | 三〇、三 | 二、六二九 | 三三、一〇 |
| 計 | 二、五五九 | 三四、八 | 二、六八二 | 三四、三 |
| ▲旅順入港汽船 | | | | |
| 日本 | 二五七 | 二四九、〇 | 二八六 | 二〇三、九 |
| 英國 | 三 | 五、九 | 一 | 二、三 |
| 支那 | — | — | — | — |
| 諾威 | 二 | 一九、六 | — | — |
| 佛國 | — | — | 一 | 五、〇 |
| 計 | 二七一 | 二七四、五 | 二八九 | 二一一、三 |
| ▲旅順入港帆船 | | | | |
| 日本 | 一四 | 五 | 四三九 | 三、一 |
| 支那 | 三〇一 | 五、九 | — | — |
| 計 | 八二五 | 六、四 | 四三九 | 三、一 |
| ▲旅順出港汽船 | | | | |
| 日本 | 二六八 | 二四九、〇 | 二八四 | 一九九、九 |
| 英國 | 三 | 五、九 | 一 | 二、三 |
| 諾威 | 二 | 一九、六 | — | — |
| 佛國 | — | — | 一 | 五、〇 |
| 支那 | 二七三 | 二七四、六 | 一 | 一、〇 |
| 計 | | | 二八七 | 二〇七、三 |
| ▲旅順出港帆船 | | | | |
| 日本 | 二一四 | 八五 | | |
| 支那 | 七九一 | 五、五 | 四三九 | 三、一 |
| 計 | 八〇三 | 五、九 | 四三九 | 三、六 |

**昨年の天津總綿布輸入高**　昨大正元年に於ける天津輸入貿易は概して不況たるを免れざりしが綿絲は頗る好況を呈し三十萬七千六百七十三担の輸入ありて一昨年より七萬二千九十三担の増加を示し綿布類は日本品を除くの外總べて不結果に終れり其主なる綿絲布の昨年輸入高を掲ぐれば左の如し。

| 品名 | 一昨年 | 昨年 |
|---|---|---|
| 生金巾 | 四四五、六五一反 | 三三〇、六二六反 |
| 晒金巾 | 五〇六、五〇三、 | 四三八、五八八 |
| 綾木綿(英) | 二、四九五 | 二七七 |
| 同　(米) | 一五八、八七二 | 五六、六三七 |
| 同　(蘭) | 六〇〇 | 二四〇 |
| 同　(日) | 三九二、九二〇 | 三九五、七二一 |
| 粗布(英) | 二二一、二〇五 | 一九、二九六 |
| 同　(米) | 六三八、一七九 | 四九七、七九二 |
| 同　(日) | 三四二、三二〇 | 六二八、三二四 |
| 綿絲(英) | 三六三担 | 二六五担 |
| 同　(印) | 一〇一、九七六 | 一二七、二八四 |
| 同　(日) | 一三三、二四一 | 一八〇、二三三 |

**大連貿易**　大連海關の調査に依る昨年中の大連總貿易額は六千三百七十六海關兩にして前年に比し二十四萬海關兩の増加を示し居るも純貿易に在りては寧ろ百五十萬海關兩の減少を來し居れり之れ輸出の不振と通過貿易の盛に成るとにより一時天津方面等より輸入されたるものが再び輸出せられたる爲め増大したる輸入額の再輸出によりて更に減少したるものなり内容左の如し。

△輸入（單位萬海關兩）

| | 昨年 | 四十四年 |
|---|---|---|
| 外國品輸入高 | 三、〇三六 | 二、七二三 |
| 同　再輸出 | 二三九 | 一二六 |
| 内國品輸入高 | 四五一 | 二四六 |
| 同　再輸出 | 八四 | 二〇 |
| 外國直輸入高 | 二、七〇七 | 二、四〇一 |
| 内國直輸入高 | 三二九 | 三三三 |
| 合　計 | 三、〇三六 | 二、七二三 |
| △輸出 | | |
| 外國輸出 | 一、九八〇 | 二、四〇一 |
| 内國輸出 | 九〇九 | 九七二 |
| 合　計 | 二、八八九 | 三、三七二 |
| 總貿易高 | 六、三五六 | 六、三五三 |
| 純貿易高 | 六、〇五三 | 六、〇五六 |

外に戎克貿易として

輸入　一二三　一三九

輸出　一五一　一四五
合計　二六四　二六四

尙戎克貿易により滿洲各地に輸入したる額は左の如し。

外國品　二、〇〇四　一、六四三
內國品　二一九　一五九
合計　二、二三　一、八〇三

**粕油製造高**　大連に於ける昨年中の豆粕及び豆油製造高は豆粕一千五十萬三千六百五枚豆油四千七百廿六萬一千八百廿四斤なるが月別にせば。

| 月次 | 豆粕 | 豆油 |
|---|---|---|
| 一月 | 一六九、二八四 | 七五二、七八 |
| 二月 | 二四七、四四七 | 五六三、五一七 |
| 三月 | 一五八一、〇一六 | 七二四、五七二 |
| 四月 | 一五三五、六四二 | 六九〇、三六九 |
| 五月 | 七五、〇六六 | 三二七、七九三 |
| 六月 | 六四、一九五 | 二六〇八、八五五 |
| 七月 | 四五四、二一六 | 二〇四三、九六七 |
| 八月 | 一二八、七四三 | 五三四、三四二 |
| 九月 | 六〇、九六二 | 二九一、五九六 |
| 十月 | 一二六、三二八 | 五〇一、四二〇 |
| 十一月 | 五八〇、七九六 | 二六三、五七五 |
| 十二月 | 二八〇〇、〇〇〇 | 八一〇〇、〇〇〇 |
| 合計 | 一〇五〇三、六〇五 | 四七六二、八二四 |

## 交通

**招商局と英國**　招商局改造問題に就き一月十六日上海英國總領事は同地英國商人に對し、左の如き告知を發せり。曰く予（英國總領事）は同問題に關して本國政府より左の如き訓令に接したり。

拜啓本大臣は招商局を改造して新會社を設立する件に關し支那外交部より一の通告書を受領致し候が其文によれば近時招商局株主中には招商局の財產を擔保とし外國商店又は外國銀行より資金を借用せんと計畫するものあるも外交部は去る擔保に對して貸付けたる借款を認むる能はず從つて外國商人にして此借款をなせしものありとせば損失を蒙るに至るなきを保し難しとの意を認めあり候、貴領事は貴領事の管轄區域內に居留し而かも招商局借款問題に關係せんとするが如き英國臣民に對しては、相當の警告を與へらるべく、御手配方願上候。

**招商局最近の決算表**

| 借方計算 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|
| | 資本金 | 四、〇〇〇、〇〇〇 |
| | 保險部資本金 | 四五〇、〇〇〇 |
| | 通商銀行借款 | 五〇、〇〇〇 |
| | 滙豐銀行借款 | 一、六〇一、〇七二 |
| | 上年滯款 | 六〇五、二九〇 |
| | 存款 | 一二〇、八一九 |
| | 紅利 | 四〇六、〇七三 |
| | 未付紅利 | 一、〇四七 |
| | 船舶棧房修理費積存款 | 二、六六三 |
| | 保險積存款 | 二、三六九、六六二 |
| | 舊船施船保險積存款 | 一三六、三八四 |
| | 普通積存款 | 二九二、一五二 |
| | 共計 | 九、四九五、一六七兩 |

| 貸方計算 | |
|---|---|
| 支店計算 | 六一、四九三 |
| 花客計算 | 三一二、八八四 |
| 滬軍都督貸款 | 四〇二、三四八 |
| 貨物滙兌手形 | 二、八六九 |
| 貯藏石炭價額 | 七五、四八〇 |
| 漠冶萍公司股票 | 一、〇一九、〇八〇 |
| 招商內河小輪公司股票 | 五〇、〇〇〇 |
| 大德擠油公司股票 | 五、〇〇〇 |

| | |
|---|---|
| 各省鐵路公司股票 | 四、五二一 |
| 建造新船存欵 | 一一二、四〇六 |
| 聯益及聯和船價 | 六六、〇五二 |
| 紅利準備金 | 四〇〇、〇〇〇 |
| 現存規銀 | 一一一、七八九 |
| 計二百六十二萬五千百六十七兩 | |
| 除豐順號外二十八艘船價 | |
| 計二百二十五萬五千兩 | |
| 拖船小艇雜種船等三十二艘 | |
| 計三十三萬兩 | |
| 建築物棧橋土地 | |
| 計四百二十六萬 | |
| 各支店生財及漕米麻袋三〇〇〇〇兩 | |
| 共計九四九五一六七兩 | |

損益表

收入之部

| | |
|---|---|
| 北棧純利 | 五四、二五〇元 |
| 華棧純利 | 九、四一六 |
| 棧費 | 九二、五四七 |
| 各地地基房屋收入 | 一四六、三二三 |
| 各種子息收入 | 四四、九一五 |
| 廢物售賣收入 | 八七二 |
| 天津大沽拖船收入 | 一一、一四六 |
| 各種雜收入 | 七四、八五二 |
| 共計 | 四三〇、三二八 |

支出之部

| | |
|---|---|
| 各船經費 | 二三九、一一二元 |
| 漕運費 | 四七、四七八 |
| 各地租稅費 | 八四、六五六 |
| 各種修理費 | 五一、三六三 |
| 各項經費 | 三〇七、五一七 |
| 共計 | 七一七、二八一 |
| 支出盈餘收入 | 二八二、九五三 |
| 本期紅利一成 | 四〇〇、〇〇〇 |
| 純欠欵 | 八二八、九五三 |

## 津浦鐵道南半部工程概要

津浦鐵道の南半部工事は光緒三十四年七月より着手し昨年十二月に至り全く其竣成を告げたり。南浦口より北利國驛に至る延長二百六十一哩（七百八十三清里）經費二百七十三萬餘磅（一清里に付支那銀元約三萬五千元）鐵路は浦口を起點とし北方に次第に高く毎百五十呎に高さ一呎を累加し遂に最高二千呎に達す。其敷地は毎年夏秋の交水中に浸さるゝ江灘の低地にして埋立工事極めて多し。浦口より十四哩間河底の路高二十呎延長五哩に亘る所あり。十四哩の地點より四十七哩の地點に至る間地勢倏高倏低、三十哩の地點に一支線あり延長三哩、石礦山を聯結す。該鐵路に要せる鋪石は悉く之を此に採れり。四十哩より七十三哩に至る間に大鐵橋數個所あり、又石崗を開鑿せる所多く其總面積二十餘萬方呎に達す。七十三哩より九十三哩に至る間は卽ち淮河の南岸にして最高山坡を走ること三十九哩此山を穿鑿せる深さ計八十呎なり。百十哩より百七十五哩に至る間地勢甚低く、殆んど全部水中に在り水深十呎以上に達する所少からず。百七十哩の地點に第二支線あり青石山に通ず、該山採掘の石塊は悉く之を徐州一段の工事に用ふ。徐州一段延長百餘哩全部老黃河底に屬し、徐州驛は其中心に位す。徐州より北上すれば八哩の平原を走り、十一哩の岩石地を過ぎ、三哩四分の一の開鑿路を經て、浦口より二百十四哩の地點に一大鐵橋あり。山東省境内に屬す。二百六十一哩にして利國驛に達す實に南段全路の終點なり。全路中通水路總計二萬二千九百四十七方呎にして平均一哩九十七方呎なり。架橋工事は淮河橋長さ一千八百七十六呎、濉河橋二千一百十九呎、池河

橋一千二百〇八呎、徽河橋九百二十五呎にして橋材は全部鐵材を用ひ橋臺はセメント及青石を用ひたり。驛舍の建築は浦口より利國に至る三十個所にして就中浦口埠及徐州の三個所は其最大なるものなり。所要材料は江浦城外なる南段機器總廠に於て全部製造する事とし、該廠職員は一名の外國技師を除き餘は悉く支那人なり。客車貨車等十二輛は既に製造せられたるが、其他鐵軌、水塔、水管、釘等所要材料は悉く之を該廠内に於て製造すべしと彼等は大に意氣込み居れり。

**支那鐵道收入統計**　民國政府交通部所屬の官營鐵路昨年度中の總收入額は

| | |
|---|---|
| 京奉鐵路 | 一三、〇〇〇、〇〇〇元 |
| 京漢鐵路 | 一二、四〇〇、〇〇〇 |
| 京張鐵路 | 二、八〇〇、〇〇〇 |
| 津浦鐵路 | 四、〇〇〇、〇〇〇 |
| 滬寧鐵路 | 二、六〇〇、〇〇〇 |
| 汴洛鐵路 | 七〇〇、〇〇〇 |
| 廣九鐵路 | 六〇〇、〇〇〇 |
| 正太鐵路 | 二、四〇〇、〇〇〇 |
| 道清鐵路 | 五〇〇、〇〇〇 |
| 吉長鐵路 | 二〇〇、〇〇〇 |
| 萍朱鐵路 | 二七〇、〇〇〇 |

にして吉長萍朱の兩新設鐵道を除きては最近三年間に少なきも數萬多きは百數十萬元宛其收入を遞增しつゝあり。

**東清運賃再減**　東清鐵道は長春方面に於て滿鐵と競爭せん爲め哈爾賓商業會議所及び輸出業者の激烈なる反對を顧みず東枝線西枝線各驛に至る運賃を引上げ南枝線の大割引を行ひたるが昨冬來歐洲市場に於ける大豆の需用衰へて浦鹽の輸出甚だしき不振の狀態に陷り南枝總沿線の穀類盛んに南下するより今回これを喰留めんが爲に運賃率に對して更に左の如き大變更を加へたり。

一、東西枝線及び南滿枝線双城堡驛以北各驛より浦鹽に至る貨物運賃はフードに付二カペーク上げ。

二、南枝線蔡家溝以南各驛は一フードに付カペーク半低減。

此結果長春より浦鹽までの運賃一布度に十四哥なりしもの更に減じて十二哥半となれる譯なり。

**吉長運賃割引**　吉長鐵路開通したるも荷馬車の往復尚盛んにして彼等は鐵路運賃の高きに乘じ之と競爭せん意氣込にて鐵路の收入日に減ずる許りなるより鐵路局にては夙に運賃引下の議を北京交通部に稟申し以て荷馬車を壓倒せんとの企畫を爲しつゝあるも交通部の回答遲々として捗らざるより取敢へず運賃割引を實行するに決定し二十八日より一等貨物に對し二割五分二等貨物に對し一割五分宛を値下げしたるが之が爲め荷馬車業者等を壓倒するに足るや否やは疑問にして各荷主等は貨車不足の爲め始終鐵路員に向つて多額の賄賂を贈り以て之が配給を受つゝある狀態なれば運賃規定以外非常に高きものとせざるべからず故に値下實行後の結果如何は未だ容易に斷定するを得ず。

## 會社

**英支興業會社總會**　昨年十一月二十一日にロンドンのカノンストリートホテルにて開催せる同會社第十四回總

會にてサー●ダヴィッド●エム●バーボー氏は報告して曰く「本會は北に於ては關內外鐵道中部に於ては滬寧鐵道、津浦鐵道南段、南に於ては最近九廣鐵道等を建設せり、全延長實に八三七哩、該鐵道は何れも歐洲又は亞米利加の鐵道に比して毫も遜色なき程堅實善良に建造せられたりと確信す。而して本會社の營業狀態は此十四年間常に年一割の利益配當をなし、投下資本は拂込資本の二倍に達し、資產負債表は十萬圓の繰越勘定となれり、從て積立金は百萬圓より百十萬圓に上り、損益勘定は

| | 一九二一年度 | 一九二二年度 |
|---|---|---|
| 營業費 | 八〇、九九〇円 | 七八、四〇〇円 |
| 收入 | 三三〇、九二〇 | 二五二、六一〇 |

（收入の減じたるは革命動亂の爲めなり）

差引利益　一七三、七七〇

利益配當一割とす

**支那信托公司設立**　井上角五郎、松本君平外十數氏は曩に支那に於ける信托業の經營を企てつゝありしが、今回遂に其成立を告げ、左記二十四氏を創立委員に擧げ、營業準備の整ふを待ちて松本氏自ら支那に來りて輕營する由なり。尙第一事務所は北京に置き漸次各地に出張所支店を增設する筈なり。

| | |
|---|---|
| 岡端　邦輔 | 井上角五郎 |
| 末延　道成 | 山本悌二郎 |
| 日下　義勇 | 山本條太郎 |
| 藤田　重道 | 竹內　綱 |
| 白岩　龍平 | 星野　錫 |
| 中根　齊 | 山本　久顯 |
| 奧　繁三郎 | 原口　要 |
| 櫻內　幸雄 | 鶴原　定吉 |
| 陳　書紳 | 伊藤　政重 |
| 松本　君平 | 井深彥三郎 |
| 早間　正志 | 高木　陸郎 |
| 林　爾嘉 | 王　賢賓 |

尙ほ專務理事には松本君平氏、監事には山本悌二郎櫻內幸雄の二氏當選し、組合の資本總額五百萬圓、將來事業の擴張と共に株式組織に變更の都合なりと。

**明治貿易公司**　富豪村井吉兵衞氏一族及舊村井商會に關係ありし重なる紳商の投資に係り松原重榮氏を代表社員とせる明治貿易合資會社は東京京橋區本材木町に本店を置きて從來東京大阪其他滿鮮地方に於て葉莨、鐵器、機械類、紙、織物等の輸入と捲烟草製造材料、油類、絹物等の輸出に從事せしが今回上海漢口路に出張所を開設し明治貿易公司又は興華洋行と稱し高岩勘次郎氏主任となりて輸出入一般の業務を取扱ふべしと

**安東燐寸會社設立**　安東縣に燐寸會社を設立す可しとは同地實業家の年來所懷せし處なるが今回元採木公司員小林佐吉氏は同公司を辭職し歸省後東京橫濱に於て同燐寸會社設立に就て運動する處あり過般歸安同地市場通三丁目に居を構て目下斯業の創立準備を急ぎつゝありといふが安東に於ける同業は新義州營林廠採公木材會社等ありて原料たる抽木は木材の端木に得るの便あり愈々成立するに至らば同地繁榮に資するのみならず最も有利なる事業として會社の發展期して待つ可きものあるべしと

**開原實業會の設立**　開原附屬地居住の邦人實業家間に於て相互に意志の疏通を圖り圓滿に將來の發展を期せ

んが爲め一の團體を組織せんとの希望ありしが特產物雜貨藥種質各商等四十二名は去る十五日午後より二葉館に會合し協議の結果新たに開原實業會を創設するに決し役員の選擧を行ひ終りて宴を張れり協議事項及び役員等は左の如し

一、會則の制定は評議員に一任する事

二、會員は開原在住の實業家を以てする事

三、事務所は會長若くは副會長の私宅を以て之に充つる事

四、會費として一ヶ月金參拾錢を徵收する事

實業會長　松尾直次

副會長　野矢市太郎　倉岡　岩

評議員　都築成一　岡村　茂

上郡山九効　岡部直　木下義有

關野芳藏　前川忠吉　津田善松

村田保久　和登佐助　柏谷清吉

白水德藏

**禮公司の窮狀**　北京シンヂケートは最近倫敦に於て社內の窮狀曝露されたり現在同社には一ヶ年四百磅の俸給を貪りつゝある理事者十名もあり其俸給のみにても一ヶ年四千磅を費しつゝあるに營業の成績は一向上らず額面一磅なる株券にして一時二磅迄上騰したるも今は僅に十六志乃至十七志に過ぎざる有樣にて同社の前途頗る悲觀に勝へたり殊に同社炭坑三坑の內二坑迄は昨年十月浸水してより廢坑同樣の現狀にて採掘しつゝあるは僅に一坑に過ぎず經營の方法を研究するの急務に迫りあり

**昨年の天日製鹽高**　官鹽天日製鹽田は明治四十年築造せる朱安に於ける試驗鹽田と第一期天日製鹽官業計畫の廣粱灣及び朱安に於ける鹽田にして明治四十二年より同四十四年迄二箇年間の繼續事業として起工せしが種々なる故障により四十五年に繰越し今回之が工事を完了するに至らず且つ四十五年五月十八日の海嘯により廣粱鹽田の一部破壞せられ目下復舊工中に屬す故に明治四十五年大正元年中の採鹽成績は左表の如くにして未だ豫定の幾分たるに過ぎずと雖も之を老熟したる朱安第一區の採鹽成績によれば鹽田の完成の曉は豫定の生產額を擧ぐるに難からず。

一、廣粱灣

八區面積　九三三町一反八畝十六步

製鹽高　一等　六七七、八八三斤

二等　一〇、二八〇、五七三斤

合計　一〇、九五八、四五六斤

二、朱安

五區面積　九八町一反七畝十三步

製鹽高

一等　八八五、三一五斤

二等　二、九八八、三一六斤

合計　三、八七三、六三一斤

## 教育

### 江蘇諸學校經費一覽

| 名稱 | 所在 | 經常費 | 臨時費（建築器具購入費等） |
|---|---|---|---|
| 第一師範 | 蘇州 | 五萬一千四百十四元 | 二萬八千七百五十元 |
| 第二師範 | 上海 | 四萬三千二百五十六元 | 二萬元 |
| 第三師範 | 無錫 | 二萬七千一百八十四元 | 六萬三千五百元 |
| 第四師範 | 南京 | 三萬六千七百四十六元 | 二萬元 |
| 第五師範 | 揚州 | 二萬一千六百六十八元 | 二萬六千三百十三元 |
| 第六師範 | 清江 | 一萬四千零四十元 | 二萬元 |
| 第七師範 | 徐州 | 二萬零三百元 | 一萬二千元 |
| 第八師範 | 瀘瀝 | 二萬元 | 一萬元 |
| 第九師範 | 南通 | 九千四百八十元 | 五千元 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第一女師範 | 南京 | 二萬三千四百二十八元 | 一萬二千五百元 |
| 第二女師範 | 蘇州 | 二萬二千六百六十元 | 二萬二千元 |
| 中學校 | 全省設 | 共十五萬二千元 | ○○○ |
| | 十一所 | | |
| 第一農校 | 南京 | 二萬四千元 | 一萬元 |
| 第二農校 | 蘇州 | 三萬六千七百零六元 | 二萬元 |
| 第三農校 | 清江 | 一萬六千元 | 一萬元 |
| 水產學校 | 吳淞 | 一萬三千八百十二元 | 二萬四千九百十四元 |
| 女子蠶業講習 | 蘇州 | 一萬五千九百五十六元 | 七千二百元 |
| 第一工校 | 南京 | 二萬一千八百十六元 | 三萬四千七百五十五元 |
| 第二工校 | 蘇州 | 二萬三千八百八十八元 | 三萬二千九百九十三元 |
| 商業學校 | 上海 | 一萬二千元 | 二萬元 |
| 法政專門 | 南京 | 二萬六千八百元 | 二萬八千二百元 |
| 法政專門 | 清江 | 二萬元 | ○○○ |
| 醫學專門 | 蘇州 | 二萬元 | 一萬元 |

**滿鐵の支那人教育**　滿鐵の支那人教育機關には南滿醫學堂長春遼陽蓋平の公學堂及び鐵嶺の日語學堂あり鐵嶺日語學堂は昨年秋季の開設にかゝり高等小學卒業程度の支那人子弟を收容しこれに主として日本語及び普通學科を授くるを目的とし修業年限を一ヶ年と定め同地小學校內にて授業し居れるが其成績意外に好良にして目下就學生徒四十五名の多きに上れり依つて本年は更に同種の學堂を瓦房店營口奉天長春、本溪湖安東縣の六ヶ所に添設する事に決定せり尙滿鐵は支那人教育に從事すべき教員を得んが爲目下男子二名女子一名を奉天に留學せしめ居れるが本年よりは大連に支那人教育從事員養成所を開き邦人及び支那人二十名內外を募集してこれが訓練に努め年を逐ふて支那人教育の規模を擴張する方針なりと。

**吉林教育品展覽會**　吉林にては今回教育奬勵の目的を以て教育品展覽會開催に付出品方當該官憲より在吉林領事に照會あり同領事より更に關東都督府に向つて照會し來りたるが右は隣邦親交上裨益少なからざるべきを以て兎に角贊同することに決したるに付二十八日附を以て大內民政長官代理より大連民政署に對し其趣意を以て出品方勸誘を通牒し來りたる由其開會の期日は未定なるも出品物の吉林到着を二月十日と限りあるより見れば二月中に開會せらるゝものなるべし民政署にては其積を以て至急出品勸誘を試みる筈なりといふ尙同會簡章左の如し。

吉林全省學校成績展覽會簡易章程

一、本會は全省の中小學校成績品を徵集して第一次展覽會を開く

二、成績品は中學小學の兩類に分つ中學、師範、實業、女師範とし其の成績品は概略左の如し。

國文作文習字本　英文練習本　算術練習本　圖畫練習本　博物標本　農場（出產品製造品）男女（各種の手工）木石金各工の類（編物裁縫刺繍造花結線類）

小學は高初等を合すと幼稚院、女小學の成績品は概左の如し。

國文作文習字本　英文練習本　算術練習本　圖畫練習本男女（各種手工）紙細工泥細工編物結線及自作の玩具

三、各校校內外の作業の形式並に教授時間體操旅行唱歌及原品を列入する能はざる者は概ね寫眞或は模型を用

四、出品は固く優美の作を選取すべし尤も其の眞相存すべし教習範木は切に列入すべからず

五、出品は每件上に記載すべきこと左の如し

學校名稱等級　學校所在地

男女學生原籍姓名年齡及在校年等級

寫眞模型を用ゆる者は事實註解を明記すべし

六、成績品は各校より詳細に提學司署に送るべし

七、徵集期限は民國二年二月十日限りとす（此れは到着日を指すものにして發送の日にあらず）

八、開會後は學務公所は各品を收存して次會開會の比較と爲す

## 雜報

**東三省記者大會**　一月十九日より三日間吉林に於て開催せる日支記者大會は左の如く議決宣言せり。

日支兩國民の意思を疏通し以て兩國の國際干係を益々親善ならしむるは東亞の大局を維持する上に於て極めて必要なることを認め將來共に提携して此氣勢を鼓吹せんことを期す

當時出席者の主なるものには

長春日報社長　箱田琢磨
盛京時報　齋藤松三
奉天內外通信社　合田愿
京城日報奉天支局原口聞一
滿洲日報　鈴木謙吉
泰東日報　金子平吉
大阪每日大連特派員　加茂貞次郎
遼東新報　末永純一郎
角田宏顯　平岡與平治
三明諒夫　柏原孝久
大澤重三　末廣榮次
滿洲日々新聞　村田誠治
田原祺次郎　伊藤武一郎
守屋秀也　西村巳之助
皆川秀孝　伊原幸之助
田中作
營口民舌報社長　胡文晉
同記者　鄭爽夷
奉天東三省公報、亞州報代表　陶秉章
奉天民國新聞　金鼎元
長春一聲雷農報主筆江瀛
哈爾賓新東陲報　尹捷卿
上海時報奉天通信員劉式揚
黑龍江省海倫府公言報　任福廉

**上海人力車夫慘狀**　同地外國宣敎師及一部有志慈善家等は一月二十日



記子路のフワーンハム氏宅に集合し人力車夫救濟に就て種々意見を交換せるが、席上マスソン氏の談によれば當地に於ける人力車夫の總數は凡そ三萬人にして人力車は護謨輪車は四千輛普通の人力車六千輛あり平均護謨車に車夫二人、普通車に三人の割にて車の借賃は護謨輪車一日七十五仙乃至八十仙にて二人に借る時は一日一弗二仙の損料となり普通車は一日損料二十仙乃至三十仙にて三人にて借るとせば一日五十錢なり車夫等は其の收入の大部分或は收入の全部を損料として支拂ふが爲め其生活は實に慘憺たるものあり食事は賃錢を手に入れ次第食物を得て空腹を滿たし充分なる賃錢を得ざる日は眠る場所をも得る能はずして終夜街道を步き廻らざるべからず而して彼等を華客とせる宿屋の設けあり一夜三仙を支拂へば寢床を貸與へられ十三文にて寢床無しの轉び寢をなし得らるゝことゝなり居れるがマスソン氏が視察せる宿屋は狹少なる三個の部屋に二百人乃至三百人計り居たり又た車夫の中約四千人は妻帶し居れるが妻帶せる者は租界

外に乞食にも劣れる小屋の内に住居せりと談れり又た人力車夫の短命なるを說く者あり其他車夫の境遇に就きて研究せる所及び救濟意見を述ぶる者ありたるが終に五名の委員を選びて車夫の實數、衞生狀態、生活狀態を調査せしむることゝなれり。

**武昌城門改名**　武昌城の城門は總計十個なるが一昨秋革命事變の際卽ち十月十日の夜砲兵隊が先づ占領したるは中和門にして同門上より總督府を見かけて大砲を速發したるが今日の大革命の第一聲なるより其後同門の名を改めて起義門と稱し來りしが今回更らに各城門をも改名することゝなり近々中に於て其城門の題額を塗り換ゆる筈なりと而して其改名は左の如し。

| 舊名 | 新名 | 舊名 | 新名 |
|---|---|---|---|
| 望山門 | 紀念門 | 文昌門 | 保西門 |
| 平湖門 | 平胡門 | 漢陽門 | 漢揚門 |
| 草湖門 | 保北門 | 小東門 | 保東門 |
| 大東門 | 共和門 | 通湘門 | 舊の如し |
| 中和門 | 起義門 | 保安門 | 保南門 |

**上海居留地參事會評議員**　一月二十三日及二十四日選擧の結果當選者左の如し。

| | |
|---|---|
| ピアス | 五百七十九票 |
| エズラ | 五百三十一票 |
| フヒツグ（獨人） | 五百十六票 |
| ガランド | 五百十四票 |
| メリマン（米人） | 五百六票 |
| ハイド | 四百七十七票 |
| イ・イ・クラーク | 四百三票 |
| ホワイトクーバア | 三百五十一票 |
| オウエン | 三百四十三票 |

# 民國總選舉形勢

左に掲ぐるは各地新聞の切り抜きにして少しく杜撰不備の嫌あれども追て統一完備の表を作成する迄暫く參考の爲め掲載す。

## 一、衆議院議員

### 直隸省之部

(一)、順天府

鄧毓怡(大城共和黨)　恒　鈞(宛平國民黨)
韓增慶(大興共和黨)　李榮晉(武清國民黨)
馬文煥(香河國民黨)　金治厚(大興國民黨)
王吉言(三河國民黨)　(以上當選者)
張世培(通州共和黨)　(以上候補者)

(二)、正定州趙州

谷鍾秀　國民黨
張士才　同
崔懷瀛　同
王葆眞　同
王振堯　共和黨

(三)、天津府河間府

溫世霖　國民黨
馬英俊　共和黨
李家楨　同上
張書元　民主黨
孫洪儀　同上

### 山西省之部

第六區之部

李慶芳　石　璜
劉志若　劉祖堯

### 河南省之部

第一區當選人十名　賀昇平　張錦芳　李載廣　胡汝鱗
王　傑　孫正宇　任耀墀　岳秀夫　强協燦　丁廷鷟
候補當選人三名　陳鴻疇　謝鵬翰　徐繩曾
第四區當選人九名　張嘉謀　金　灊　凌　鉞　陳景南
袁振黃　彭運斌　林英鍾　劉奇瑤　劉奇瑤

### 安徽省之部

第一區

何　雯　張　塤

吳汝澄　賀廷柱
余　梁

## 江蘇省之部

第一區

| 姓名 | 原籍 | 姓名 | 原籍 |
|---|---|---|---|
| 吳榮萃 | 六合 | 陶保晉 | 江寧 |
| 方　潛 | 江都 | 張鶴弟 | 江都 |
| 汪秉忠 | 江都 | 夏寅吉 | 東臺 |
| 董倜需 | 高郵 | 凌文淵 | 泰縣 |

次點者　王運謨　泰縣　成啓運　興化

第二區

| 姓名 | 原籍 | 姓名 | 原籍 |
|---|---|---|---|
| 陳經銘 | 泰興 | 胡兆沂 | 如皋 |
| 劉可均 | 清江 | 孫光圻 | 無錫 |
| 茅祖榘 | 南通 | 張謇 | 南通 |
| 陳　茂 | 丹徒 | 孟森 | 武進 |
| 顧棟臣 | 無錫 | 董繼昌 | 丹陽 |
| 朱溥 | 武進 | 屠寬 | 武進 |

次點者　石銘　漂陽　陳允中　金鹽
施恩溥　海門

第三區

姓名　地名　姓名　地名
沙彥楷　宜興　丁善慶　泰興
祝光越　如皋　沙海元　江陰
楊邦彥　丹徒　朱寶楨　丹陽
沈鐘仁　海門　周延弼　無錫
伍　達　武進　史邦直　漂陽

## 福建福州之部

鄭德元　民主黨
劉崇佑　同上
歐陽鈞　同上
林萬里　共和黨

## 廣東省之部

第一區

伍朝樞　陳恒　劉裁甫　伍漢持　譚瑞霖　葉夏聲
馬小進　黃霄九　蘇祐慈　候補者當選二名　譚文駿
黃新明

第三區

魯與蕭鳳翥　鄭茂修　饒芙裳　鄒魯

第五區

梁仲則　林伯和　梁鎏元　司徒穎　易次乾　黃增耆

## 奉天省之部

第一區

焉泮春　復州　劉恩格　遼陽
姜毓英　蓋平　劉恩裕　本溪
楊大實　開原　張嗣良　鐵嶺
曾有翼　奉天
候補三人
趙中鵠　海城　鹿鳴　奉天
彭錫庚　鐵嶺

## 吉林省之部

張雅南　二十六票
李膺恩　二十五票

## 黑龍江省之部

第二區

孟昭漢　泰廣禮
邵慶麟　楊棻春

## 昌圖選出衆議院議員

計開　正選三名

王蔭棠　得四十七票
劉興甲　得三十四票
李秉恕　得三十五票
候補　三名
蓋彤誥　得三十八票
李倫先　得三十五票
王曰俞　得三十三票

## 雲南省之部

(第一區)李增　王楨　王天駿　曾予書　顧視高
(第二區)張大義　由宗龍　張耀曾　陳光勳
(第三區)蕭瑞麟　李燮陽
(第四區)陳時銓　何秉謙　陳祖基
(第五區)朱朝瑛　張華瀾　張聯芳　口河清
(第六區)　雄
(第七區)李根源　寸品昇
(第八區)趙　潘

## 省議會議員

直隸省

(一)順德府、府平府、大名府(第七區)

| 姓名 | 原籍 | 黨別 |
|---|---|---|
| 胡翼 | 磁州 | 國 |
| 梁珂 | 肥鄉 | 民主 |
| 項名珍 | 開州 | 國 |
| 郭師賢 | 同 | 國 |
| 郝士元 | 邢台 | 共 |
| 劉氾 | 成安 | 共 |
| 徐蓮峯 | 開州 | 國 |

武雲舫
宋楨
史夢熊　大名　國
劉廷弼　曲周　國
武丕舫　鉅鹿　共
馬藍田　邯鄲　國
韓九如　開州　國
楊藩東　威縣　共
郝繼太　內邱　國
宋錫波　清河　國
神慶萍　大名　國
劉沛源　清豐　國堂
谷蕙田　國
揎遇辰　任縣　國
張學文
楊謨

(二)正定州、趙州、定州同上

第六區

馬國昌　正定　國
李治潔　晉州　國
李基莊　無極　國
米運吉　定州　國
陳廷秀　定州　國
王景尊　趙州　國
馬樹田　隆平　國
劉煥文　晉州　國
朱星煥　獲鹿　國
秦九皐　無極　國
姚璧藜　藁城　國
李蔭川　定州　國
李清源　深澤　國
安明　趙州　國
陳鴻灝　臨城　國
（其餘四人未詳）

(三)順天府

國民黨　十五人
共和黨　十二人
民主黨　一人

榮植芹(十四票)　王潤泉(十四票)　朱寶麟(十四票)
李樹人(十四票)　李福廷(十四票)　張銘勳(十三票)
劉壽彭(十三票)　張培紀(十三票)　孫　莊(十三票)
姜桂榮(十三票)　張　坊(十三票)　文　敏(十三票)
白常文(十三票)　袁文溥(十三票)　楊如璋(十二票)
王建中(十二票)　張樹相(十二票)　蕭文祀(十二票)
何繼岳(十二票)　馮孝光(十二票)　曹克祇(十二票)
王夔麟(十一票)　張汝犧(十　票)　寧世昌(十　票)
萬　煦(十　票)　張煥然(十　票)　解光熀(十　票)
王福廷(十　票)　王宗禹　文錫林

## 山東省

第一區

焉泮春　復州　劉恩格　遼陽
姜毓英　盖平　翁恩裕　本溪
楊大實　開原　張嗣良　鐵嶺
曾有翼　奉天　候補三人
趙中鵠　海城　鹿鳴　奉天
彭錫庚　鐵嶺

## 吉林省之部

張雅南　二十六票
李膺恩　二十五票

## 黑龍江省之部

第二區

孟昭漢　泰廣禮
邵慶麟　楊棻春

## 昌圖選出衆議院議員

計開　正選三名

王蔭棠　得四十七票
劉興甲　得三十四票
李秉恕　得三十五票
候補　三名
蓋彤誥　得三十八票
李倫先　得三十五票
王曰俞　得三十三票

## 雲南省之部

（第一區）李　增　王　楨　王天駿　曾予書　顧視高
（第二區）張大義　由宗龍　張耀曾　陳光勳
（第三區）蕭瑞麟　李燮陽
（第四區）陳時銓　何秉謙　陳祖基
（第五區）朱朝瑛　張華瀾　張聯芳　口河清
（第六　區　雄
（第七區）李根源　寸品昇
（第八區）趙　藩

## 省議會議員

直隸省

（一）順德府、府平府、大名府（第七區）

| 姓名 | 原籍 | 黨別 |
|---|---|---|
| 胡翼磁州 | | 國 |
| 梁珂肥鄉 | | 民主 |
| 項名珍開州 | | 國 |
| 郭師賢同 | | 國 |
| 郝士元邢台、 | | 共 |
| 劉氾成安 | | 共 |
| 徐蓬峯開州 | | 國 |

武雲舫　國
宋楨　大名國
史夢熊　大名國
劉廷弼　曲周國
武丕舫　鉅鹿共
馬藍田　邯鄲國
韓九如　開州國
楊藩東　威縣共
郝繼太　內邱國
宋錫波　清河國
神慶萍　大名國
劉沛源　清豐國堂
谷蕙田　國
擅遇辰　任縣國
張學文　國
楊謨　國

(二)正定州、趙州、定州同上

第六區

馬國昌　正定國
李治潔　晉州國
李基莊　無極國
米運吉　定州國
陳廷秀　定州國
王景尊　趙州國
馬樹田　隆平國
劉煥文　晉州國

朱星煥　獲鹿國
秦九皐　無極國
姚璧藻　城國
李蔭川　定州國
李清源　深澤國
安明　趙州國
陳鴻灝　臨城國
（其餘四人未詳）

(三)順天府

國民黨　十五人
共和黨　十二人
民主黨　一人

榮植芹(十四票)　王潤泉(十四票)　朱寶麟(十四票)
李樹人(十四票)　李福廷(十四票)　張銘勳(十三票)
劉壽彭(十三票)　張培紀(十三票)　孫莊(十三票)
姜桂榮(十三票)　張坊(十三票)　文敏(十三票)
白常文(十三票)　袁文溥(十三票)　楊如璋(十二票)
王建中(十二票)　張樹相(十二票)　蕭文昶(十二票)
何繼岳(十二票)　馮孝光(十二票)　曹克祇(十二票)
王夔麟(十一票)　張汝犧(十　票)　寧世昌(十　票)
萬　煦(十　票)　張煥然(十　票)　解光熀(十　票)
王福延(十　票)　王宗禹　文錫林

## 山東省

第一區

侯坤一　王維棠　王與能　張駿烈　王昭慶　羅文窩
王案廷　陳乃佐　侯應中　李瓊書

第七區

彭聯陞　何畏　段學義　鄭永熙　陳鑒明　吳振勳
魯師虞　王相臣　李之浩

第八區

舒良輔　牛承漢　趙鶴齡　趙琳　李端榮　木枝繁

## 山西省

第七區

郭朗清　高瀛來　李如萍　陳捷才　曹學海　馬善潛
王用賓　嚴慎修　任煥　王平政　張效瀚　高際雲
翟用明　師景海　李敬修　景永春　賈克勤　張端
張慶華　張起鳳　王志叙

## 河南省

第七區

李崑玉　孟慶第　丁其詢　田餘三　楚世忠　楊紹中
戴鴻道　侯汝信　賈鴻誼　周麗春　張鎮西　趙廷柱
程子楨　王友仁　張三寶　張善修　張登雲　郭泰崗
張鴻烈　時經詮　吳鳳詔　宋之卿　姚振坤　杜振甲
劉星壁　楊學時　李藏修　李臨午　趙以成　楊德星
劉孝科　李段賢　楊葆初　湯善儁　秦永欽　劉爵德
張雲鵬　劉永年　王藍田　劉非　漠濤

第三區

宗玉霄　楊桂元　楊繼志　周子蓮　韓嘉會　趙永年
楊儀山　李存智　武欽丹　張世法　張祐　郭葆堃
許文田　王驗祥　李鳳翔　任同堂　常成功　桂昌文
魏錫庚　黃自明　任知五　楊逢甲　鮑啓燦　張蘭堂
候補當選人四名　張著明　閻作霖　楚淵博　陳見禮

第四區

曾祖培　楊元升　彭書田　聶名林　全耿光　康世華
劉海芳　楊漢光　周維泰　宋祖湯　魏紹祖　李撫辰
高書範　楊毓璋　魏程典　潘乃宣　張藻　柳永彰
劉萱堂　劉克敏　許恩黃　李鵬程　張唐吉　同鎮
薛宗州　李觀盈　劉雲漢　劉文祥　陳麟仁　馮漢異
馮景華　李成溪　王汝九　楊茂松　董正禮　畢德炳
曾鴻　王賡熙　王一浩

## 安徽省

第一區

李葆誠　儲春圃　林詠韶　馬其昶　劉風南　吳南岩
趙繼椿　吳德滋　丁履堂　吳厚卿　方琛　吳爾梅
徐旭　倪文錞　韓興瑞　石韞渠　方荃　陳象南
楊獻臣

（第三區）張伯誠　章光昭　晉恒履　張仲烜　陳冠賢
李宜告　熊仕進　丁銘禮　張寶謹　吳忠廉　柳汝士
管鵬　吳山　凌銳　岳兆蓉　吳克仁　張海潮
王蓋誠　賀士雲　王雄風
（第五區）敘　蘇　徐承祐　余武繩　姚慶元　婺源

郭成沛　趙文元　黃迴休　寗汪瑞章　夥縣
姚宏甲　李學元　祁門　倪望隆　績溪　周成柱
（第六區）汪彭年　旌德　陳光譜　宣城　王多輔
太平
（第七區）貴池　胡子正　張兆鴻　方東　胡仲山
陵銅　章家祉　石埭　桂殿華　青陽　徐木鐸
建德　徐傳友　東流　章子靜
（第八區）許植材　當塗　盧思澤　蕪湖（候補當選）
彭昌福

## 江西省

南昌第一區

郭衛誠　曹和濟　魏調元　陳紹箕　丁懋觀　徐樹霖
燕世經　王自禹　胡廷校　鄭炎　葛第春　胡廷鑾
胡加璧　李凝　楊賡笙　袁盛鑑　傅作霖　陶楨
王秉文　李壽韶　高祖賢　高鉅屏　高祖賢　歐陽深遠

## 江蘇省

第一區（三十四名）

| 姓名 | 地名 | 姓名 | 地名 | 姓名 | 地名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 姜克歧 | 江都 | 任桂森 | 江都 | 張嘉行 | 六合 |
| 王仕良 | 江都 | 趙正樹 | 東台 | 施文熙 | 高淳 |
| 馬駿 | 江寗 | 石鳴鏞 | 興化 | 朱百通 | 寶應 |
| 劉棨精 | 儀徵 | 吳輔勳 | 高郵 | 趙應楡 | 興化 |
| 朱星景 | 東台 | 吳滂 | 高淳 | 沈熙照 | 寶應 |
| 孟欽 | 東台 | 陳康 | 東台 | 楊冰 | 東台 |
| 周嘉詠 | 東臺 | 高燮 | 東臺 | 俞任愈 | 句容 |
| 鄭斗南 | 江都 | 朱甲昌 | 泰縣 | 丁文瑩 | 江都 |
| 周紱順 | 泰縣 | 李國銓 | 江寗 | 朱德恒 | 江都 |
| 徐廷淵 | 江都 | 詹其桂 | 江浦 | 郭定森 | 句容 |
| 屠宜厚 | 句容 | 趙銘傅 | 興化 | 朱嘉楨 | 江都 |
| 沈廷銘 | 江都 | | | | |

次點者

羅毓桐　郭麟珍　于起東　李錦熙　王嘉琦　候支玨
韓汝紳

第二區

| 姓名 | 地名 | 姓名 | 地名 | 姓名 | 地名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 朱寶綬 | 青浦 | 陸家鼎 | 崇明 | 莊以澄 | 川沙 |
| 李維翰 | 華亭 | 錢崇固 | 吳江 | 沈嘉樹 | 金山 |
| 沈朱軾 | 常熟 | 閔斌 | 華亭 | 朱祥祓 | 南滙 |
| 黃申錫 | 上海 | 唐人傑 | 太倉 | 黃如驤 | 青浦 |
| 潘承謀 | 吳縣 | 沈周 | 上海 | 曾樸 | 常熟 |
| 王樹榛 | 寶山 | 顧南庸 | 崇明 | 季通 | 常熟 |
| 陳世垣 | 青浦 | 周鈺 | 華亭 | 袁秋生 | 吳縣 |
| 許蘇民 | 嘉定 | 胡福元 | 太倉 | 仲頤 | 吳江 |
| 顧鏡清 | 上海 | 朱增元 | 太倉 | 沈世楷 | 寶山 |
| 唐昌言 | 吳江 | 蔡璜 | 寶山 | 戴思恭 | 嘉定 |
| 秦錫田 | 上海 | 沈惟賢 | 華亭 | 范鎔 | 奉賢 |
| 鄭慈穀 | 吳江 | 姚天 | 金山 | 周書 | 常熟 |
| 陸渠 | 奉賢 | | | | |

次點者　金天翮　吳江　宋銘勳　吳縣

## 福建省

第一區

黃光弼　許餘慶　劉席珍
林禮輿　董子良　林右衡
王亮澂　鄭作樞　程樹德
魏建祥　鄭祈　陳光熒
陳爲霖　黃震　葉在番
鐘毓英　朱立德

候補三人　郭曾墀　周箕疇　江憲章

第六區

楊瀚　許應崧　陳祖馨
黃達德　葉蘇　黃廷元
謝紹箕　陳宗書　陳鼎元
王升雲　陳延香　楊廷經
張時覺（候補）林邦楨

第八區

陳鶴年　方聖徽　吳緘
朱紹三　謝漢潮　蔡揚
周道南　林晴孫　甘黃濤
廖上清　楊逢春　吳世傑
鄭豐稔　戴景星　楊慕震

（候補）王耀魁　施蔭棠
黃王謨　陳啓荃
（以下印刷の都合により次號とす）

大正二年三月一日發行（每月一回十五日發行）

# 支那

第四卷第五號

要目

■東亞に於ける日支兩國の關係を論ず（孫逸仙）
■孫氏來朝と邦紙の歡迎
■孫氏來遊と英紙の言
■獨乙人の見たる蒙古問題
■支那に於ける獨逸の經營
■孫中山先生の鄉土
■革命奇人ホーマー、リー將軍
■滿洲大豆取引矯正策
■滿洲出稼の苦力
■倉庫に對する上海稅關の新制
■商事公斷處章程
■支那最近時報
■民國巨人を迎ふるの記
■支那大官表

東亞同文會調查編纂部

本店 臺北

支店及出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南 打狗 宜蘭 淡水 新竹 阿緱 花蓮港 澎湖島

支那及南洋 上海 九江 福州 廈門 汕頭 香港 廣東 新嘉坡

內地 神戸 大阪 東京

株式會社

# 臺灣銀行

支那南洋並臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立

其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京市日本橋區吳服町一番地

東京出張所 支配人 山成喬六

# 不可不讀

再版

# 蒙古及蒙古人

蒙古土爾扈特王題　露國帝立地理學會藏版
寺內陸軍大臣題　蒙古文學博士　ボズドネエフ著
牧野前文部大臣序　故文學博士　那珂通世校閱
福島參謀次長序　東亞同文會編纂局飜譯

紙數約八百頁
總クロース製
蒙古地圖寫眞版
三十種挿入

定價金貳圓五拾錢　郵送料　內地　十八錢
清韓　三十五錢

本書は蒙古研究の泰斗たる露國蒙古文學博士ボズドネエフ氏が實地調査の結果にして山河道路の形勢より政治、經濟、宗教、社會狀態より人種學考古學に及ぶまで苟くも蒙古百般の事情網羅されざるなし**今や世界の耳目は將に蒙古の天地に集中す**東亞の大勢に注目するもの必ず一讀せざるべからざる良著なり敢て江湖に薦む

發行所

東京市赤坂區溜池二番地

**東亞同文會調査編纂部**

電話新橋二二一七番
振替口座東東九七三〇番

# 目

大正二年三月一日發行「支那」第四卷第五號

口繪　孫逸仙氏の故近衞公爵展墓

頁數

（一）孫氏故近衞公爵の墓に展す……一

（二）**東亞に於ける日支兩國の關係を論ず**　孫逸仙……二―六

（三）孫氏來朝と邦紙の歡迎……七―一二

（四）孫氏來遊と英紙の言……一三―一四

（五）獨乙人の見たる蒙古問題……一五―一七

（六）支那に於ける獨逸の經營……一八―一九

（七）孫中山先生の鄉土……陶々居……二〇―二二

（八）革命奇人　ホーマー、リー將軍……二三―二六

（九）滿洲大豆取引に就て矯正せざる可らざる弊……大連通信……二七―二九

（一〇）滿洲に出稼の支那苦力……X Y 生……二九―三一

（一一）倉庫に對する上海稅關の新制……上海通信……三二―三四

（一二）司法工商部令商事公斷處章程……三五―三七

# 次


(一三) 捻虱談虎……三八—三八

(一四) 支那最近時報……三九—五九

民國新法令　陸軍著作奬勵條例——電政管理局職掌暫行程章——各部委員執務規則——各部委員討論會細則

政治　第二蒙古王公會議——省議會の權限及組織——支那各政黨の成績一班——奉天省議會の質問——蒙古議員の得點數——都督推擧の憲法起草員——湖北秘密結社

外交　蒙古四箇條約——露國總督の要求——蒙古使節露都訪問——西藏特使——露國の對蒙策

軍事　支那五十師團十旅團——湖北四個師團に改變——庫倫軍事——露國の蒙古探檢隊

金融財政　洛潼鐵道借款眞相——白耳義の投資——北京電氣鐵道借款——上海錢莊の純益——紀念紙幣の發行——整政法案——二月初旬漢口金融——同天津金融——吉林官帖の救濟策——蒙古の貨幣及銀行——長春の大恐慌——上海外國銀行現銀在高——廣州灣人頭稅

貿易　大連輸出入の膨脹——大連石炭輸出漸增——小形瓶の輸出好況——遼西の日本煙草——長春大豆出廻り——二月初旬天津市況——山東の綿花——間島貿易

交通　鐵道設計——白河結氷期統計

鑛山　潮北鑛山

會社　本溪湖製鐵業——滇南大同銀行設定

雜報　北京憲法聯進會役員及會員——上海佛國居留地の財政——支那海關の外人——上海阿片額と喫烟者——吉林の邦人——滿鐵沿線の支那商務會——漢口人道會役員——有賀博士顧問應聘——北京の各國病院——北京宮殿の明渡——回教徒離反の傾向——清后の敎恤

(一五) 民國巨人を迎ふるの記……六〇—六四

(一六) 支那大官表……六五—六八

東亞同文會編纂

有賀法學博士校

再增補

第四版

# 東亞關係特種條約彙纂

四六二倍判全壹册
紙數一千六百餘頁
正價金五圓
郵稅金四拾貳錢

大勢の變移は東亞をして世界治亂の機本とならしめ、列强の精力爰に集中せり、賴むところは日本帝國人士が、奮つて政治上實業上に勢力を養成扶植して、東亞を泰山の安きに置くに在るのみ、本書は曩きに東亞同文會が、日本朝鮮支那を中心として列國との協約及び三國相互の條約を蒐め、之に由來及び効力の說明を附せるもの、約文は舊しと雖も其効力は日々に尙新だなり、況んや今再增補を行ひて、明治四十四年末に至るまで四十一種(百五十餘項)の新條約を加へたるに於てをや、之を讀み之を研究するに非ずんば、政治的方面に於ても實業的方面に於ても、東亞の舞臺に馳騁すること恐らく不可能に屬すべし。

東京日本橋通
大阪心齋橋筋
京都三條通

丸善株式會社

孫逸仙氏の故近衞公爵展墓紀念撮影

大正二年三月一日

# 第四卷第五號

## 孫氏故近衛公爵の墓に展す

孫氏着京第三日、風徒らに寒くして空さへも曇り勝ちなる二月十六日の午前十一時と云ふに、身神を清めたる孫氏は靜かに帝國ホテルを出で、隨員一同と共に數臺の自働車を連れて日暮里延命院なる故近衛公爵の墓地に向はる。

公爵家にては此日早朝より清水家扶を遣はして墳塋を清め、故公爵次男秀麿氏(嗣子文麿氏は目下京都帝國大學在學中)及令弟津輕英麿氏(朝鮮李太王殿下事務官長、伯爵)は特に來りて孫氏の展墓を迎へられ、同文會幹事諸氏も亦萬般の準備を整へ、正午近き頃孫氏一行及び同文會關係者十數名は丈餘の大理石に刻まれたる「前樞密顧問官學習院長公爵近衛篤麿之墓」の碑前に整列し、石の花挿に綠り濃き眞榊の香り床しくも捧げられたるを打ち眺めては暫くは故公爵が我が東亞同文會々長として、隣邦保全、日支提携の爲めに盡瘁せられたる不朽の功績、その偉大なる人格を忍びては感慨に耐えざるもの、如く、早く既に兩行の愁涙は孫氏の頰に流るゝを見たり。

かくて日枝神社宮司森屋元吾氏は衣冠束帶の姿正しく、いと嚴かに祓式を行へば朔風枯葉を舞ひて墓前に翻々たるも中々に哀れを添え、並み居る人は古を感じ今を思ひ、唯だ其胸の迫るを覺ゆるのみ。

次で孫氏は白薔薇の匂濃はしき花輪を持し、步を進めて石の階を上らんとすれば、斷傷の念ひしとして嗚呼の情禁ずる能はざるもの、如く、ともすれば佇づみて冥想に耽り、地下の偉傑と相語るに似たり。漸くにして山田純三郎氏の力を借りて花輪を呈し、親しく革命成功の旨を奉告し、衷心より感謝の誠を捧げて三拜九叩し、次で隨行員一同及邦人一同も亦一々森屋宮司より眞榊を受けて之を墓前に供し、終りて一同紀念の撮影を行ひ、それより上野精養軒に至り、公爵家の午餐會に招せられたり。

# 東亞に於ける日支兩國の關係を論ず

孫逸仙氏

本篇は二月十五日於華族會館東亞同文會歡迎會席上孫氏が一時間半に渡りて其胸襟を吐露し、熱誠溢るゝが如き語調を以て演說せられたる筆記の大要なり。

編者識す。

## （一）日支人區別ありや

諸君、今夕此の盛大なる歡迎會に臨みまして卑見を述ぶるの機會を得ましたのは私の最も光榮とする次第で御座います、それと同時に私は感に耐えないことが一つムいます、それは外でもありません、我々は此處に斯うして大勢集まつて居りまするが、若し歐州人なり、米國人なりが此席に見えたとして、其歐米人は我々を見て果して何れが日本人で、何れが支那人であるか、判然と區別が付くでありましやうか。

私は屢々歐米を旅行致しましたが、その旅行中に日本人と間違へられたことは幾度あるか分りません、貴國の人が私を見て日本人では無いかと尋ねるのみならず、支那人迄も私のことを日本人と間違へます、曾て布哇に參りました時に其地の日本人は私を日本人と思ひ、日本語で私に話を仕掛けました、又米國へ參りました時の如きは支那人の商店へ買物に行きました處が、やはり日本人と間違へられてその商店の支那人は英語でもつて私に問ひかけました、私は支那語でそれに答へました處が初めて私が支那人であると云ふことを發見して驚いて居りました。我々は斯樣に深

い人種的關係があるのみならず、私は此二十年來放浪の生活を送つて參りましたが、その間支那に在住したことは甚だ稀で、之を日本に居りました時間に比べまするとと、却て日本に在住して居た時間の方が遙かに長いのであります、從て私から見まするとと日本は眞に第二の故郷でムいます、今晩も此席に諸君と相會して暢談するのは決して形式的應酬的に言辭を弄せんとするものではありません、又深遠なる理論、或は政治上の政策を提案するのでもありません、謂はゞ私は自分の家庭から暫く離れて居りましたが、今度再び其家へ歸つて來て、家族や親戚知己と一家團欒的に打ち解けて歡談するやうな氣が致します、何卒その御積りで一家の内話として御聽取りを願ふ次第でムいます。

## (二) 列強の壓力

東亞の形勢を見まするのに、文明若くは文明に近き國で、世界的に其地位を認められて居るのはたゞ日支兩國が存在して居る計りです、二國は現に東亞に存在はして居りますが、此東亞の平和を維持し得る力を有してるのは唯だ日本のみであります、幸に日本は四十年以前に維新の大改革を行ひ、世界の大勢に鑑みて歐米各國の憲法と言はず、法律と言はず、政治、經濟、實業、科學等所有方面に彼が長を取り、我の短を補ひ、大に其文明を輸入して其進歩を計りましたる結果、遂に今日の强國と成る迄發達して、日本の力で能く東洋の平和を維持することが出來るやうになりました。

四十年前に溯りまして世界の大勢を顧みまするとと、歐米各國の東洋に及ぼす勢力と云ふものは今日の如く急迫して居りませんでした、故に日本は其時機を利用し、遂に彼の樣な維新の大業を完ふすることが出來たのであります、若し日本があの當時覺醒せず、支那と同じやうに今頃になつて夢から醒め、國民が革新運動を起すやうであつたならば、思ふに東洋の天地は早く既に東洋人の有では無かつたのではないでしやうか。今日東洋に於ける列國の勢力と云ふものは頗る强烈なるものがあります、支那は其建國極めて古く、支那人は頑冥保守の風あり、其國勢は近時に至つて腐敗の極に達しました、それが一昨年から昨年に掛けて漸く覺醒して、何千年來の古く且つ腐敗したる空氣を一掃せんことを企て、文物制度百般の改革を行ひ初めたので御座います、併し乍ら東洋に於ける列强の壓迫を思ふ時は、支那の昨今に於ける狀態は決して滿足な狀態に在ると云ふことは出來ませんのみならず、私は却つて甚だ危險な狀態に在ると思ひます。

私は度々歐米を旅行し、各國の人々とも相往來しました其人々の中には或は人道主義を唱へ、又世界的思想に富むものが中に多くありましたが、屢々私に向て支那は革命を要する、けれども其革命は成功が六ヶ敷しい、何となれば歐米列强は支那革命の紛亂に乘じて或は支那に干涉し、或は領土の占有を含て、或は特種の利權を奪取せんとするに相違ない、若し列國が斯の如き態度に出たならば、支那は非常なる危險の地位に陷ることゝなる、支那は其改善を行は

んとならば革命以外に他の方法を案出せねば駄目であると忠告を辱ふしました。

## (三) 土耳古と異る

右のやうな西洋人の所說は至極尤もで、無論一應の傾聽を與ふる理由と根據とはムいます　が、不幸にして私は之に對して耳を傾けることが出來ません、私は自ら信ずる通りに飽く迄も革命を遂行しなければならぬと一層其考を深く致しました。然らば何故革命主義の精神を固くしたか、それは私の心に一の大なる確信が橫はつて居るからであります、亞細亞には支那が革命をなす場合に之を援助する所の大なる力がある、私の革命は必ず此の大なる力があつて援助して呉れるに相違ないと私は心から信じて居りましただから私は革命の爲めに身命を惜しまないで努力したのであります、而して其東亞に於ける大なる力と云ふのは卽ち日本帝國の存在してると云ふ事であります、日本なる大帝國、大强國は實に我々と同人種である、其文字は共通である、そうして二國は深い歷史的關係を有してる國でムいます、私は此大帝國の存在してる以上、此大帝國の力に依りて必ず革命を遂行し、以て東洋の平和を維持することが出來ると深く固い信念がありました、故に私は毫も躊躇することなく、一意專心革命の爲めに働いた次第で御座います。

亞細亞の西方には土耳古と云ふ國が御座います、此國も二三年前に革命を行ひましたが、其革命が成功致しました

にも拘らず、今日は實に悲境の極に達して居ります、然るに支那は最近土耳古と同じく革命を行ひましたが、まさか土耳古の徹は履まないだろうと自分は想像します、其故如何と云ふに亞細亞の東、支那の近隣には日本と云ふ强國がある、同文同種の親密なる與國があるけれども土耳古には日本に對比すべき强隣が存在して居ない、强隣は有りても土耳古の後援となるべき强國は無いのであります、是が支那の革命と土耳古の革命と相異る唯一の點で、此の如く亞細亞人が日本に信賴すると云ふ觀念を持つてることは一大事實で、私の如きは二十年來此思想を有して居りましたが、遂機會を得ません爲めに今日迄之を發表することが出來なかつたのは大に遺憾とする次第で御座います。

## (四) 同文會の設立趣旨

日本は四十年の昔に於て維新の大改革を行ひ、歐米の文明を輸入して國勢日に發達を來しましたが、東亞の形勢に顧みるときは御隣りに支那と云ふ國が在て眠つて居る、此支那が起たない以上日本一國では將來東洋の平和を保つに甚だ心細い、どうしても支那をして五十年の夢迷より眼を醒まさせて、世界的文明、世界的思想を注入し、四百餘洲大陸を保たしめ、日支兩國は脣齒輪車の關係を以て互に親善提携を計らなければならぬと云ふやうな御考が一部の識者間に傳へらるゝやうになりました、私が以前日本に參りました時は丁度故近衞公が同文會を設立せられんとする當時でムいましたが、同文會は全く此主旨に依つて成立し、

支那をして日本と同じやうな文明國として、四億の民をして平和と幸福とに浴せしめんと八方に御遊説なされ、御盡力なされた結果遂に同文會なるものが設立されて、今日に至る迄終始その御考で支那の爲に御盡力なされて下すつたのは、私は初めから其主旨に贊成であるのみなず、深く感謝致す次第でムいます。

## (五) 兄弟の誤解

支那と日本とは丁度二人の兄弟のやうなものでムいます、處が此二人の兄弟は一方は非常に進取の氣象に富み、進歩的思想を有して盛んに文明的事業を計畫して居られます、然るに他の一方は極めて保守主義で、其思想も腐敗してる、凡ての事をなすのに稍々もすれば横道へ計りそれやうとする、進歩の兄から見ると保守の弟が氣の毒でたまらない、どうぞして弟の腐敗した狀態を改善し、出來るなら兩者提携を計り、益々富強を致そうと考へて色々工夫を疑らしまするが、偖て弟の方は一向に舊夢から醒めやうとしない、相變らず腐敗的思想に捕はれて兄の行動に毫も鑑みない、斯様な譯で一方は進ませやうとする、他方は進まないと云ふ狀態が持續されて居る間に兄弟は何となく面白くない感情を起す、そこで誤解を生ずる、誤解は又誤解を生むと云ふことになつて兄弟は段々と離隔し來つて、最近の情勢は甚だ憂慮に耐えないやうな場合に立ち到りました。處が此懶惰なる支那も一昨年當りから漸くに其非を語り初めました、自分等が世界の大勢からどれ程遠ざかつてるかと云ふ事もやつと分りました、そこで初めて兄に倣つて維新的大革命を行ひ、政治に經濟に所有改革を行はなければ駄目だと悟るに至つたのでムいます、けれどもまだ夢から醒めた計りで、革新の曙光は認めたものゝ手や足は中々頭のやうに動かうとしない、身體は床の中でまで悲鳴々々致して居るのでムいます、そう云ふ狀態に在るのでムいまするが、我々は今では等しく日本と云ふ國を何よりも頼もしい與國であると考へて居ります、脆弱なる支那の脚力は日本の援助に依つて初めて起つことが出來る、日本は何故早く手を取つて助けて呉れないのだらう、日本若し支那に對して明白に好意態度を取らんか、歐米列國は之を見て憂慮の結果不平不滿を云ふに至ると日本が心配してるのではあるまいか、又日本は是迄何處となく支那に忠告をした、然るに支那は毫も日本の忠告に耳を傾けなかつた、今度初めて支那は覺醒したと云ふものゝそれは眞實に醒めたのかどうか疑はしいと云ふやうな觀念があるのでは無からうか、支那人は皆斯様に考へて居ります。

處で支那は今度初めて夢から醒めた、けれども前申す通り其脚力は甚だ弱い、中々起つたり歩いたりすることが自由でない、然るにも拘はず、頭の中ではもう馳驅しやうと考へて居ります、是は人情止むを得ないと致しまして、支那は實際身體が衰弱して居るのでありまするが、身體の衰弱してるものは得て神經過敏に陷り易いもので、支那もその例に漏れません、それが爲めに若し或者が中傷離間の策を講ずる場合には一も二もなくそれを眞に受ける、殊に新聞

記事の如きは其著しき例で、色々な憶說や又は誤報等が遠慮なく支那新聞に揭載される、日本の方のやうに事實の識別や、論據の如何を判斷する力は甚だ乏しい、それが爲めに漢字新聞なぞには或は他の中傷的のもの、又は自ら憶測を逞くした議論なぞが發表される、日本人はそれを見て支那人は斯かる思想を有するかと思ひ、それを又日本へ傳へる、卽ち誤解的支那人の考は又々日本人が誤解して仕舞ふと云ふことになるのであります。

## （六）同心協力の時代

畢竟するに亞細亞は亞細亞人の亞細亞である、日支兩國の人は相交る上に猜疑があつてはならぬ、のみならず安りに他邦人の說を輕信して他を誣ゆるが如きは斷じて避けなければならぬのであります、亞細亞の平和は亞細亞人が保たなければならぬ義務があります、殊に日支兩國は相提携して行かなければなりません、支那は目下の處平和を保つ丈けの實力が備はつて居りません、從つて日本の責任は非常に重くなりまするが、出來る丈け支那の保育を計り、支那と提携することを特に希望する次第でムいます、是は獨り私の希望では無く、恐くは全支那人の熱心に希望する處であろうと存じます。

亞細亞は我々の一家でムいます、一家の中で日本と支那は兄弟であります、若し此二人の兄弟が互に仲が惡いやうなことがあるとしますれば、亞細亞なる一家は到底其平和を保つことが出來ないのでムいます、日本は亞細亞に於ける最強の國、支那は又東方最大の國であります、此二國が相提携するやうになりますれば、東洋の平和、從て亦世界の平和は容易に保たれること〳〵信じて疑ひません。

然らば兩國は如何にして親善を計り、提携の機運を進むべきかと申しまするのに、此二人の兄弟は互に其心を知り合ふと云ふことが最も必要なこと〳〵存じます、兄の方が弟の方の心を解し弟の方が兄の心を察する、そして御互に心底を明了にすると云ふ時代が來りますれば、期せずして親密となり、又相提携するやうになるだろうと存じます、今日では日支兩國は御互に意思の疎通が充分で無い、從て兩方とも如何なる政策を以て進むべきかさつぱり分らない、そこでもつて或は他の第三者に耳を傾けると云ふやうになる、誠に遺憾千萬の狀態と云はなければなりません、私は今度貴國に來遊しました處が、沿道に於て私の目に見、耳に聞いた處、凡ての日本人は東洋の平和を切念し、我支那を愛して居らるゝと云ふことが明了になりました、私は歸國の後は必ず此の日本人士の好意を國民に傳へたいと思ふて居ります。

今晚は此盛大なる歡迎會に御招待を蒙り、私が平素から抱懷して居る所の一端を御話することが出來たのは私の最も愉快とする處で御座います、願くば今後共兩國人は可成心で思つてることを披瀝して、互に意思の疎通を計り、亞細亞を以て自分の家であると思ひ、日支兩兄弟は第一に親情を加へ、互に同心協力を旨とし、依て以て東洋の平和を保ちたいものと切に希望致す次第で御座います。（文責在記者）

# 孫氏來朝と邦紙の歡迎

## 孫文氏の渡來

支那の鐵路總辦たる孫文氏は十四日東京に來着したり氏は人も知る如く支那共和政府元勳の隨一にして少壯より滿洲朝廷を顚覆し共和政治を起すの志を立て二十年來世界各國を遍歷して同志を糾合し革命の機運を促進するに勉めたる間に或は滿洲政府の手に捕縛せられ或は刺客の兇刃に斃れんとし流離間關、備さに辛苦を嘗めたる其結果は空しからずして一昨年の革命運動と爲り二十年來の素志を果し得たるは古來の歷史にも多く匹儔を見ざる功業と云はざるを得ず而して支那共和政府の創業に就ては氏と與に其功を頒つ可き人々も少からざれども革命運動に關する閱歷の久しきこと氏に及ぶ者なければ氏は此點よりして支那革命の鼻祖たる名譽を博し得べし又革命の元勳たる人々は夫れ〳〵閱歷長所を異にする中にも二十年前より支那を共和國と爲し得べきことを確信して爾來毫も其所信を枉ぐることなく倦までも一定の徑路を邁進して造次にも顚沛にも共和主義の宣傳を怠らざりしは其自信力の頗る強盛にして充分に改革者たるの資格を具備せるものと云ふ可し或は袁世凱氏をカヴール黃興氏をガリバルザに比するは多少不倫の嫌ひなきに非ざれども孫文氏が正しく支那のマッジニたるは何人も否む能はざる所ならん然もマッジニは其第一目的たる伊太利獨立に成功したれども第二目的たる共和國建設を實行し得ざりしを不平として求めて失意の境遇に陷り徒に刑餘の人として身を終りたるも孫氏は之に反して充分に功業の成果を收め假令ひ假大統領の地位を占め得ざりしも其率ふる所の國民黨は議會開設の曉にも大多數を占むるの望ありて其聲望は殆ど袁世凱氏に讓らず近き將來に於て第一期の大總統たる可き人は袁氏に非ざれば孫氏たる可しとは一般に認めらるゝ所なれば此點のみはマッジニの生涯と大に徑庭あるを知る可し。

孫氏は現に鐵道總辦の如き比較的重要ならざる職務に當れりと雖も實際は袁氏の相手として最高の地位を占め言ふ所殆ど聽れざるはなき有樣なれば之を目して支那に於ける事實上の支配者の一人と爲し得べし我國民は其心得を以つて孫氏を迎接す可きこと勿論にして假令へ氏の來遊には政治的意味を含ますとするも之に對して等閑の待遇を爲す可きに非ず殊に氏は共和政府創立後、第一に親日論を鼓吹したる人にして袁氏を始め彼の政府の有力者が打揃うて日本との親交を云々するに至りたるは氏の勸說與りて大に力ありと云へば此理由よりしてもます〳〵其待遇に注意せざる可からず唯遺憾なるは孫氏の渡來期が恰も我政界の動搖未だ全く終止せざる場合に際會したることにして之が爲め暫くの間は官邊の接待にも意に任せざること多かる可しと

雖も一般國民の親隣國に對する滿腔の好意は自ら氏に對する諸般の接待に現はる可きを疑はざるなり。

（二月十五日時事新報）

## 孫文氏の入京

孫文氏は、昨秋本邦に來遊する筈なりしも、健康の勝れざるものありしため、一旦これを中止したりしが、今回愈その素志を遂ぐることに決し、去る十一日上海を發し長崎、下關、神戸等の各地を經、昨夕を以て入京せり。

去る明治二十七八年舊淸國の我國と干戈を交へて敗衂し、その綱紀の弛廢せること世上に暴露せらるゝや、孫氏は、慨然起つて淸朝の顚覆を唱道し、淸朝を顚覆して革命を行ふにあらずんば、四億の民庶をして塗炭の苦みより拯ふ能はずとなせり。斯て孫氏は、去る明治二十九年初めて興中會なる秘密結社を廣東に設立し、民族民權主義を標榜して陰に同志を糾合し、先づ廣東省城に於いて事を擧げんとせしも、發覺して遂に成らざりき。其後湖南の唐才常氏と通謀し、去る明治三十三年團匪事變の際、各國聯合軍の北京に侵入したる機に乘じ、湖南、廣東相呼應して再び革命の旗を飜せしも、復遂に失敗に終れり。然れども孫氏の堅忍不拔なる意氣は、一再の失敗によりて挫折するものにあらず。氏は爾來ますます革命の必要を叫ぶこと急にして、或は言論により、或は出版物によりて熾に革命思想を鼓吹せり。時恰も支那において、新學勃興の氣運昂まり來り、爲めに各地の風氣頓に一變し、年少氣銳の士は皆競うて新學の研究に從事すると共に、亦國事に奔走するを以て其榮となすの風を生じ、革命主義に趨くもの日に益多きを加ふるに至れり。加之、孫氏は東洋各地は勿論、歐米諸國をも歷遊して同志の糾合に力め、殆ど席温まるの遑なかりしなり。此の如くにして革命思想は全く漢人間に瀰漫し盡し、革命黨をして滿洲政府の一敵國たるに至らしめ、以て遂に革命の大業を成就せしめたり。

中華民國として今日あるに至らしめたるものは、固より孫文氏一人の力にあらずと雖も、而も淸朝の顚覆を第一に唱道したるものは、卽ち孫氏なれば、氏は民國の首勳者たると共に、創設者と稱すべし。此故に南京政府の設立せらるゝや、氏は衆望を負うて直に假大總統に擧げられたり。然るに氏が當時の擧措進退につき、世上兎角の批評を試みたるものありしも此の如きは畢竟當時の事情と、氏の境遇を知らざりしの致すところにして、固より根據ある言說にはあらざりしなり。吾輩また氏の當時の境遇上、その進退の事情已むを得ざるものとして、同情を禁ずる能はざるなり。而して其後孫氏が民國の鐵道政策、幣制幷に軍制改革の『救亡二大政策』なるものを北京政府に建言したるに對し、世上また其建言の餘りに理想的にして、實際的にあらず、民智の程度低く、且對內對外の關係複雜せる中華民國においては、到底行はるゝの意見に非ずとなすものあり。その意見中には、或は實行の容易ならざる點も是れあらん。然れども吾輩は單に之を架空の意見なりとして、一概に排斥し去ることに同意する能はず。乃ち鐵道問題とい

ひ、幣制問題といひ、又軍制問題といひ、共に民國に於て最も急務とする所。固より右三問題の釐革を斷行せんことは至難の業なりと雖も、而も何れも早晩實行せざるべからざるの事に屬す。唯其の言辭の稍壯逸に失せるの嫌ひなしとせざるを以て、往々人をして誇張の言に過ぎざるを想ほしむるも、克く之を咀嚼する時は、一として民國の時弊救治の藥言たらざるはなきなり。

孫文氏今回の來遊を以て、民國承認の運動を試みんがためなりと揣摩するものあれども、コハ單に臆測に過ぎず。孫氏來遊の目的は、舊交を溫むると同時に、我國の產業を視察せんとするに在り。我國は之に對し既に出來得る丈けの便宜を計らんとしつゝあるは勿論、氏が民國の首動者たり、且創設者たるに對しても、亦相當の敬意を表せんとす。然るに民國においては、近來往々各地に排日の聲あるを聞く。是れ固より思慮ある人士によりて唱道せらるゝところにあらざらんも、而も此の如きは日支兩國の關係を良好に導く所以にあらず。吾輩は孫氏が我朝野の士と會して十分意思の疏通を計り、斯る無益にして有害なる誤解を一掃するに努め、以て兩國將來のために資する所あらん事を望む。（二月十五日東京日々新聞）

## 孫逸仙氏來る

### 日支兩國の連鎖

西隣新共和國の先覺者たる孫逸仙氏は、昨夜を以て入京せり。孫氏が我那に來ることは、固より今回を以て始めとせず。從來とても屢々來り、而も久しく滯在し居たる事もあるなり。從て我朝野の間にも知己交友は甚だ衆く、中には刎頸の交を締せる者も少からず。左れど今日以前の來遊は、支那革命の急先鋒として、清朝政府より嚴しく追窮せられつゝある最中とて、風聲にだも心を悸す落人の境涯なれば、固より零丁孤苦、落魄の客たるを免れざりし也。然るを一昨秋武昌に起れる革命の烽火は、遂に四百餘州を燒き盡して、清朝の瓦壞となり、民國の創立となり、夙に支那國民に對して革命的思想の鼓吹に努めたりし孫逸仙氏は、茲に靑天白日の下、新共和國の大先達として迎へられたり。而して遂に今回の來朝となる。左れば孫氏が白晝公然誰れ憚からず我邦に來るは、卽ち今回を以て始めと見るも不可なし。想ふに孫氏が此境遇を以て我邦の山川風物を觀るの時、山川風物依然として舊態を改めざるも、孫氏の心眼に映ずる所のもの、之を曩日に比して霄壤の差あるを認めん。而して深く今昔の感懷に堪へざる可し。今昔の感に堪へざるもの、豈獨り孫氏のみならんや。今孫氏を迎へたる余輩も、亦同じく然らざるを得ざる也。

言ふ迄も無く孫氏は、今日の支那人中に在りて、最も進歩せる智識と思想とを有し、夙に革命の大義を唱へて新共和國建造の種子を蒔きたるの人也。而して身は大總統たるを避けたれども、今日の支那に於ける地位は、一種の後見役とも見る可く、或る意味に於ては大總統以上の大總統なり。而して斯の人夙に支那の改善發達と、東洋の平和維持の爲めには、是非とも日支兩國の提携に待たざる可らざる

を知ると同時に、支那内地の開發は、又必ず實業的開發を以て第一の急務とせざる可らざるを知る。故に今本國に於て自ら鐵道の普及發達を以て其直接の任務と爲し、而して來りて親しく我鐵道並に一般商工業を視察せんとはする也。我邦の鐵道並に一般工業は、未だ以て他國の模範とするに足るものなしと雖も、百事草創の我隣國に取りては、或は採て以て聊か參考に資するものも無きにあらざる可し、余輩は孫氏が其慧眼を以て充分なる視察を遂げ、今回の來遊に依りて幾分にても支那の開發に資するの材料を齎し還らんことを希ふ。此希望の遂げらるゝ事は、取りも直さず日支兩國の實業上に、切る可らざる連鎖を結ぶ所以にして支那の實業的開發に稗益すると共に、亦我邦の實業的發展にも稗益する所大なる可きなり。凡そ國民と國民との提携の楔子は、實業上に於ける利害の一致より輩きは莫し。此基礎の上に建てられたる提携にして、始めて眞に提携の効果を現はす可きなり。故は日支兩國の間に此關係を結ぶ事は、卽ち又謂ゆる日支兩國の提携に依りて、東洋の平和を維持する所以ともなるなり。

故に孫逸仙氏今回の來遊は、之を孰れの方面より見るも、余輩は滿腔の敬意を献げて大に之を歡迎せざる可らざるなり。殊に前述せり事情は、孫氏をして今回の來遊を以て、恰も錦衣を氣て第二の故郷に歸るの思ひあらしむると共に、余輩も亦他國の人の偶々來遊せるに對するとは全然別樣の感情を催ふすなり。而して寧ろ久々にて故人を迎ふの情味を覺ゆるなり。（二月十五日中外商業新報）

# 孫氏來朝と歡迎

清國革命の首唱者として身親しく其實行に任じ、臥薪多年其初心を變せずして遂に中華民國創建の鴻業を大成し得たる現中國鐵路公司總理孫逸仙氏には一路平安、十三日午前を以て長崎に着し、秘書何天炯氏以下五名の隨行員とともに昨十四日午後八時二十五分新橋着の列車にて無事入京したり、氏が往年、白面の一書生を以て、清國革命の意見を唱道し、熱烈敢爲の青年とゝもに、之れが畫策に當たるや、其の行ふ所、動もすれば志す所に違ひて、危害の其の身に及ばむとせしこと、亦一再にして止まらざるものありしが、今や天運幸して旋乾轉坤の大業成り、圖らずも衣錦再來して我日本の土を踏む、氏が今次の來朝に於て果して如何なる心事を以て第二の故山に對せむとするかは吾人之れを知り難きを慨みとするも、諒ふに其心裡必ずや無限の感想に禁へざるものありて存すべく吾人亦氏の來朝を迎ふるに於て情として滿腔の歡喜なしとせざる也。

嘗て一たび孫氏來遊の說傳はるや、我言論界の一角には氏の言行不一致或は親米主義を云爲して擧國歡迎の必要なきを仄すものさへありたるも、吾人は之れを以て取るに足らざる一の誤解なりと信じ、何處迄も國士的待遇を以て氏を迎ふるの誠意あらむことを國民一般に對して要望し置く所ありたるが、其今次の來朝に對する本邦上下の意嚮はと見るに彼の東亞同文會を始め、日華協會、東邦協會、外務省吏員團、東京商業會議所を中心とせる實業團、日本銀行、

三井銀行等は何れも氏の來朝を歡迎して犒勞の盛宴を張らむとし、既に其準備を整へ居れるのみならず大倉組其他の方面に於ても其歡迎會を催すべく準備中なりやに聞く、蓋し氏に對する一部邦人の誤解が釋然として拂ひ去られたるの結果なるべきも而も邦人の心事を解する上に於て最も深き智識を有する氏にして殆ど擧國一致ともいふべき此多方面の歡待を受く必ずや其心中何等の不滿なかるべきを推せざる能はざるなり。

若夫れ氏が今次の來朝に於け主たる要件は鐵道業務の視察に在るが如きも而も今後に於る兩隣友邦の親善が繋つて氏の一身に在る者亦尠少ならざるものある可れば此機會に於て年來の誤解を一掃し兼て日支兩國間の親善に資するの動機を作らむことを切望するの情なき能はざる也。

（二月十五日東洋新報）

## 孫逸仙氏來る

中華民國開祖の首勳。中山孫逸仙氏は愈よ本日を以て長崎に着し、鐵路迢々帝國の首都に其客旌を晉めんとす。意ふに同氏が近く兩三年前まで香海の一老措大を以て、備さに風塵潦倒の辛苦を嘗め、志大にして事常に齟齬し、謀密なれども天未だ其機會を假さず、一世の先覺空しく二三の同志と中夜の牢騷を餘せる時、其れ果して今日の成功あるを期せし乎。轉瞬の間、物移り星換はり、昨は其朝の罪魁にして今は建國の首勳となり、昨は亡命の羈客にして、今は邦禮の大賓となる。孫氏にして一たび當年を追懷して目を客路の風物に放たば、海色山容亦自ら無限の感慨を惹かん。

氏が近く北京政府に建言せし一篇は題して「救亡二大政策」となし、飽迄も革命と終始せる同氏は、其第一策を幣制革命、第二策を軍制革命と名づけつ、第一策の要旨は政府は須らく現在の情勢に鑑み務めて紙幣の濫發を防ぎ、唯だ每年國庫歲入の豫算額に相當するの紙幣のみを發行し、一面舊紙幣を回收して新幣の市價を維持し、或は其通用を圓滑ならしむる爲め、便宜法令を設けて硬貨の通用を禁止するを妨げずといふに在り。是れ洵に時弊を振救するの藥言にして、今日の支那が動亂勃發以來濫發紙幣に原由せる經濟上の混亂は、獨り一識者の隱憂を抱く所なるのみならず、現に各省の都督等が先を爭ふて、中央政府に向つて六國借款を以て第一着に新紙幣の回收に努めん事を電請するの狀態に徵するも、如何に推しなべて其打擊を蒙りつゝあるやを察知するに足る。目下國內に通用せる紙幣の總額は未だ確算されたるものなきも、昨年末財政部の統計には、新紙幣の總額は既に五千四百萬元に及び、之に前清末年現在の不換紙幣約九千萬元を加ふれば、其合計實に一億四千萬元の巨額に達すと開示されたるも、其實數は恐らくは之に倍蓰するものあるべし。宜なり、各省の官憲が雨の如く諭告傳單を發して其價格の維持に努むるも、江河日下の大勢は到底姑息手段の挽回を容さず、殆ど元明末年の鈔一貫の價値僅に現紋二百餘文に過ぎざるの實例に彷彿しつゝあるや、是れ當局の一時も速く之が辦法を講究して根柢より

の解決を勵行せざるべからざる吃緊事にして、殆ど軍民分治憲法制定以上の大問題たらずんば非ず。此義に於て孫氏の建言は最も時弊に適中せる藥言なりとなすべし。

若し夫れ第二策の軍制革命に至りては、幣制改革の實績を擧げたる後、國の全力を傾注して軍旅の振肅に勗め、毎年六ヶ月毎に兵數五十萬を訓練して之を朔北に驅り、首として露國の野心を抑壓して長へに邊患を杜絶せんと欲するに在りき。不幸其詞氣頗る壯逸に失して文字稍誇張に涉れるが爲め、北京政府は辭を敦練士官の缺乏に藉りて一批之を不問に付し去れたれども、審らかに孫氏建言の深意を繹ぬれば、所謂軍制革命の主意は單た以上の兵員を訓練して敵國外患を靖平するのみの謂に非ずして、民國今日の兵制を根本より改革し、一以て十百に當るべきの精兵勁卒を常備せんとの希望に外ならざるべし、故に其例證を太平天國の當時に援き、同一中國の地を以て、同一中國の人を以て、決して今の古に若かざるなきを切論し。能ふべくんば民國今日の兵制を以て、當時の擅場を稱せし曾國藩の湘軍若くは李鴻章の淮軍の如く、彼の團練制を擴充して新たに徵兵制度となし、之を率ゆるに忠銳俊邁なる上官を以てし、上下一致の力を竭して時の多難を救治せんと期するものにて、決して北京政府の批答したるが如き膚淺の見解を許すべきものに非ざるべし。且つ今日の如く民國の兵勇なるものが、四方無賴の徒を召募して援くるに精巧銳利の戎器を以てし、朝に剽盜となり、夕に叛徒と化し、濱の眞砂は盡くるまでも到底一人半個の精兵勁卒を得る能はざる如くんば、多々益々內亂を助長するのみにて、所謂敵國外患に對しては寧ろ百害ありて一利なきものなり、孫氏たるもの何の暇ありてか此の迂濶不通の建議を爲さんや。惜哉。北京政府の三たび思を此に致さずして漫然視て澤潞談兵の亞流と倣せし事や。爾來氏は私かに期するもの有るが如く、唯其專管する鐵道總務の外、又何等の意見を發表せず、春申江上の閑鷗を侶とし、意度蕭爽頗る自適の境地に在りしが、爰に久方振にて思出多き東海縹渺の鄉に來遊せり。吾輩は茲に友邦の首勳を歡迎し、氏が此の明麗の江山に對して、眞摯なる既往の感慨と熱烈なる前途の希望とを暢談せんことを望む。（二月十三日大阪每日新聞）

# 孫氏の東遊と英紙の言

二月十三日の上海ノースチャイナ紙論説欄に於ては「英國工業家と支那」と題して孫氏の日本訪問は其支那鐵道大計畫及實業振興と大關係ありとなし。大に英國商工業者に向て警告する處あり、今其大要を譯出すれば凡そ左の如し。

孫逸仙氏の日本訪問は疑も無く氏の鐵道大計畫と關係あり、從て亦氏の熱心に稱導する實業振興に向て其第一歩を踏み出せしものと解するを得べし。氏の鐵道計畫劃に對しては刻下の支那に於て果して實行し得べきかとの疑問は過古に於て屢々繰り返されたるのみならず、今尚ほ多數は其實行難を感じつゝあるなり。然るに該鐵道計畫は既に參議院に提出せられ、不日議會と通過するの勢を示せり、素より該案が參議院を通過すると否とは實際に於ては重要なる問題に非ず、要は此大計畫は果して行ひ得べきか否かの點にあり、吾人は此の如き大計畫は事實容易に着手し得ざるべしと信ずるものなり。

第一に吾人は孫氏の計畫せるが如き鐵道政策を實行する其資本を如何にして集收すべきかを想起す。鐵道の發達が支那商工業の開發進歩に缺く可らざる條件なることは論を待たざる處なり、此意味に於て本問題は單に支那自身に取りて緊急なる問題たるに止らず、支那と密接なる關係ある實業家等は凡て支那と同樣の感を有すべきなり、更に一歩を進めて言はんに、此際英國商人はその何種たるを問はず、特に一層の努力と發案を企圖するの要あるべし。而して先づ吾人は孫氏の鐵道政策を行ふ上に於て最初に起るべき建設の問題に關し、英國の鐵道技師に向て目下は實に其活躍に最も適當なる時機たることを切言せんとするものなり。

過日上海に於て其大會を開きたる英國工業技師協會の席上に於て、知名の人士が熱心に提唱したる幾多の建言忠告は皆是れ今日の爲めに爲したるの言なり、該協會の設立は僅かに半年の昔のみ、而かも多年英國工業家の爲めに世界各地に於て其發展を計りたるスタフォード、ランソム氏の盡力の下に協會は僅々百人内外の會員に過ぎざるも尚ほ能く三億九千萬圓の資本を誇示するに到れり、若し支那を中心とする經濟界に於ける競爭が刻々激甚の度を加へつゝあるを知れるの人は、該協會の設立及び其積極的活動の必要あるを熱心に唱導せん、總會に於ける講演者は一人として英國の競爭者が日に增し强大となりつゝあるの事實を言はざるものなし、而して其强大となる所以のものは多くは秩序ある努力、統一ある組織の然らしむる所以を痛論せり。サー・ウォルター・ヒラーは過古四十年間に於ける變化の如何に大なるかを指摘し、現今の商業圈の著しく增大せるを

語り、此滔々止まざるの進歩を示す經濟的趨勢は、新理想より流出して新需要に流入し、徒らに保守是れ事とする英國商工業家は今や其販路を見出す能はあらんとするに至れり、某國の如く製造家、銀行、鐵道、海運業者、而して政府を合する一大團結の勢力に對しては、從來取り來れる英國の主義、否其惰性は遂に成功の見込無し、協會の設立は其動機實に此處に在り、各人は一致團結して自己の武器によりて之等競爭者と戰ふべし、戰ふて彼を打ち挫くは卽ち協會の目的なり。勝利に對する金冠は高く掲げられたり。戰の努力は之を得て以て償ふべしと。

更に氏は論鋒を進めて曰く、今や絶好の大機會は到來せり。東亞の天地は工業的建設に向て叫喚しつゝあり、此慾求に向て之を滿足せしめ、亞細亞に於ける工科學生に對して絶體の優勢を保つと共に英國に於ける亞細亞の學生をも包有せんとするは是れ卽ち英國技術協會の目的なり、蓋し協會の力に依りて適當なる工業教育を受くる亞細亞の學生は近き將來に於て實際に其自己の鄉國に於て工業上の企劃を爲すべく、その時に到れば我が英國品は必ずや彼等により て需要せらるべし。

講演者は一面に於て此の如く工業家技術家に向て其技術的改良を促すと共に、他面に於ては其一致團結を唱導し、更に又英國工業家の希望を提出し、政府に向て大に其注意を喚起し、相當の保護を爲すべしと主張せり。當會總會の議長たりしドグラス・ヴィッカー氏は曰く、英國の貿易は最早其舊式の方法にては其利益を見る能はず、英語は今や東洋の通用語と迄なれり、而して之によりて得たる英國の利益は決して鮮少と云ふ可らず、而かも今や舊式貿易を繼續する爲めに其利益をも併せ失はんとしつゝあり、我協會は會員多數なるを要す、會員が多數なれば多數なる程其勢力は以て政府を動かすに足るべく、吾人は英國の政府より是非共保護せられざるべからずと。

サー・チャールス・ドッヂエオン曰く、支那に於ける英國の現狀に對しては其責任は單に英國官憲又は英國商人に歸せしむ可らず、其缺如せるは一に團結的勢力なり、例へば英國領事は機會を捕へて之を英國商人に傳達し、英國商人は双手を擧げて之を實行せんとするも、如何せん其資力其實力は之を許さゞりしもの一再にして止らざるべし、英國工業技術協會は實に此缺乏を滿たさんが爲めに、本部を設けて團體を代表し、縱橫に劃策すると共に政府と連絡を保ち得ん云云。

# 獨逸人の見たる蒙古問題

左に譯出せるは支那研究者として其の名高き「エリツヒ、フォン、ザルツマン」氏が北京に在りて蒙古問題の歸趨決して輕視すべからざるものあるを認め、頃者一書を裁して遠く之を「獨逸日日新聞」に寄せたるものなり。氏は先づ蒙古の側より本問題を觀察して彼等蒙古人が支那人の爲めに侮辱虐待せられをる現狀を敍し、彼等は今や支那新政府の下に不安なる自由を得んよりは寧ろ露國の庇護に賴らんとするの傾向あるを述べ、尙ほ之を沿革に徵して彼等が支那に對して强硬なる態度に出づべきを論じ、更に之を支那の側より觀察して支那人は英國を恐るゝも露國を怖れず、却て之を侮蔑するの風あり、近時偶〻新聞紙の煽動するありて益〻此風を助長し、强烈なる排露運動を見るに至りしが、此の煽動の裏面には何等か特殊の意義潛伏しをるものに非ずやと說き、是れ或ひは南方不滿の漢民族が因て以て私かに現政府轉覆の企圖をなすものに非ずやとなして筆を擱けり、茲に其の梗概を譯載せん。

（一）

想へば未だ僅かに一年以前のことに候當時支那大帝國の彊域内に於いては各地方相互の關係極めて疏にして南北相渉らず東西相關せざる有樣殊に蒙古人の如き西藏人の如き彼等が何を爲したればとて支那本部の民衆は之を聞きて何等の感興を催さざること我獨逸の田舍人が遠く勘察加人の噂を馬耳東風と聞流しにすると撰ぶ所無之候斯くの如く支那人は彼等外範を眼中に置かざるのみならず之を侮蔑すること亦甚しく候人若し玆北京に在りて極端なる愚鈍、時代遲れ、不潔且つ懶惰なる人を言表はさんとならば、あれは蒙古人ではないかなどと申居る次第に候尙又當國の貴族はおのれに侍する數多嬖妾の中若し强情我慢にして意に應せざる者ある時は、そんなら蒙古の犬に呉れてやるからなどと嚇かしゐたるものに候戈壁原頭沙塵漠々日月風に燻するの處是れ彼等蒙古人が初めて地を相して蟠居したるところに候はずや樸訥仁に遷き遊牧の民偶々權謀譎詐腐敗せる僧侶の誘導によりて漸次墮落し來り候ものの彼等は實にまた慓悍歐亞を震撼せしめたる彼成吉汗の後裔なるを想はざるべからず、然るに今や何事に候ぞや生後未だ一回も沐浴を試みたることなく不潔極まれる蒙古人の或ひは馬方として或ひは駱駝追として或ひは又喇嘛教の僧侶として殊に彼等が巨大なる馬乘靴を穿ち極めて不恰好なる容子にて蹣跚の步を移し漂浪として北京街頭に現はるゝや無慘にも兒童走卒嘲笑の的と相成居候又彼等がほとほと困じ果てたる體にて蕃音を張上げ伸屋、小賣商人のみならず往々醜業婦なども掛合をなし忌はしき手段にて金錢を捲上けられをるさま見るからに氣の毒の感じを催し候蒙古人は普通の人間よりは高く支拂はざるべからず其理由如何他なし彼等は鈍なればなり！と來ては驚かざるを得ず候蒙古といへば愚鈍を意味し愚鈍といへば蒙古を意味す傲慢なる支那人は彼此共通の觀念と思ひをり候。

（二）

凡ての罪業は何時かは此の世に於いて報いらるべしと申す諺は今日の蒙古問題卽ち蒙古が支那に對する關係に最も善く適合するものにして之はまた土耳其に對する「アルバニヤ」の關係とも比照することを得べくと存じ候蒙古が支那の配下に歸してより壓制に苦み收斂に泣くこと幾百年露國の國境に近き部分に住する蒙古淳樸の民衆は今や遂に喜んで露國管束の下に服せんとし五色の旌旗翻る支那共和國の下に歸し以て極めて不安なる自由を享受せんとするが如き者更に無之有樣に候。

（三）

千六百八十九年露國が清國と尼布楚（ネルチンスク）條約を締結したる當時に在りては蒙古人は未だ獨立の面目を維持し露に與みすべきや將又清國に趣くべきやは不確定の狀態に在りたるものに候其の頃巴加爾湖東一帶の露領には單に薄弱なる哥薩克兵の屯集するに過ぎざりしを以て當時清國の英主康熙帝は時の活佛を調停者として蒙古の一部を割讓せしめ次いで兵を遣して殘餘の蒙古領を略取したるものに有之候されば當時の狀勢と今日の狀況とを比較いたし候へば恰かも彼此

同樣の芝居をやりをるものと可申昔は支那が蒙古を征略し今は露國之を侵蝕せんとするものに候へば露國と支那と唯々其の役目を取替ひたるまでの話に候然るに今や支那に於いては大總統の命令やら哀願やら扨てはまた諸新聞紙の論說やらでむづかる頑兒を支那おばさんの膝下に呼戻さんと焦慮し傷ましき冗長なる言辭を繰返してをるとはいやはやと申すより外無之此頃蒙古の首長が支那政府に答辯して貴國支那人のなされたと同樣に我々蒙古人も滿洲政府の羈絆から脫したもの故今ぢや當然我々も貴國目下の狀況と同樣獨立の境地に立てをる譯してみると此度貴國政府が我々に對する兎角の要請ちとわかり兼ねまするぞいと皮肉に一本遣りこめた御手ざわ何と見事に候はずや。

（四）

此際支那共和政府の側にては聊か樂觀の體にて今や西藏蒙古何れも其の形勢の險惡なることに於て甲乙なしと雖も所謂自己の「納貢國」が片ッ端より脫離し去るものとは毫も考へをらざる樣子に候英國に就ては稍恐怖の念を有せざるに非るも露國に對しては却て輕侮の念を抱き今日の露國は曾て日本が千九百四五兩年に亘りて之を討伐したるが如く軍隊の力に藉りて之を征服し得るものなりとなし加之露國々內には近く大革命勃發することあるべしとの信念確固たるものあるやう見受けられ候斯る信念あるに際し頃者當地の或矯激なる新聞紙は多くの民衆を煽動して極端なる暴を惹起せしめ爲めに總ての露貨殊に露亞銀行に對して「ボイコット」行はれ候數日來幾多の支那人は群をなして香港、上海、芝罘、天津及北京の銀行に潮來し通用弗券二三十萬枚を一時に銀貨と兌換せんとて騷立て馬鹿々々しき風說は各都市へ流布せられ候平生は沈着であり又素養もある支那人も此度は銀行目がけて押寄せ來り擧措其の度を失し殆ど半狂亂の振舞を敢ていたし候大革命の經驗もあり社會の耳目たる新聞紙も大分發達し來り候へども支那人進歩の幼稚なる千九百年以前と同樣尙依然として大小供たるを免れざるは慨嘆の至りに不堪候。

（五）

此度の煽動一件は他に何等か爲めにするところありたるに相違なしと愚察仕り候卽ち新政府の無能力なることを人民一般に知らしめんが爲め南派の者によりて企畫せられたるもののやう相見え候此頃の南黨一派は漢民族復興の念旺盛にして之れが爲には水火も辭せざるの慨有之候支那近時の狀勢斯くの如くに候まゝ蒙古問題が偶ゝ現政府轉覆の因をなし施いて更に第二の內亂勃發するに至ることなきを保せずとなすもの有之候若し果して然りとせば目下破產に瀕しつゝある支那國にとりて不祥之に過ぐるもの可無之蒙古問題の歸趨是に於いてかまた決して輕視すべきものにあらざるを覺え候。匆々

# 支那に於ける獨逸の經營

○最近獨亞協會に於て、ドクトル、フィリップ、ヴエルトハイメル氏は幻燈を應用しながら「支那に於ける獨逸の經營」と云ふ題下に一場の演說を試みたが、獨逸人の支那觀は讀者と共に吾人の最も聞かんとする處で、幻燈や活動寫眞を用ゐて支那事情を紹介するなぞは頗る機宜を得たもので、ヴエルトハイメル氏の演說は定めし趣味に富む有益なものであつたらふと思ふが、茲には獨逸の一雜誌に揭載されたものに就て其梗概を紹介しやう。

○支那共和國目下の狀態は之を政治上から觀ても、又經濟上から看ても、滿洲朝廷の時代と多異した相違が無いやうに思はれる。政體が變たのに何故社會の狀勢に變化がないかといふに、其の譯は主として現今の支那共和國が尙滿洲政府時代の重鎭袁世凱の掌中に在るといふことと、支那民衆の大半が因襲の久しき服從に狎れて依然政治關係には無頓着であるといふことに關するのである。一昨年の革命によつて支那に於ける北部と南部との軋轢がどれ程迄に薄らいだか、又た中央統一の思想と地方割據の陋執とがどれ程迄調和せられたか、其れはまだ明確に述べるわけにはいかないが、經濟方面から之を觀察すると、どうしても今日の所ではまだまだ殆ど何も改變せられてゐないと言はなければならない。然らば此間に處して支那に於ける獨逸人が政治上執るべき方針と任務とは如何あるべきや、夫は結局支那現狀の改善を期するに在りといふの外は無いが、殊に支那の權勢、官憲に對する外交關係を良好親善ならしむるに充分力を盡すべきである。

○次に經濟上から觀て獨逸人は如何なる方策を執ればいゝか、想ふに我獨逸人は支那の覺醒に連れて發生し來る總ての事業、其の開發に關して必要なるあらゆる企劃に關與せなければならぬ、人造肥料耕耘機具を輸入して農業を改善し、水害を豫防するために森林を維持し、堤防を修築し、又た船車鐵道を增設して國富の開發に便ならしめなければならぬ。

○特に之を工業の上から勘考して見るに、獨逸人は單に其の特權を擴張するのみならず、之と同時に別に共同企業を畫策し資本と勢力とを提供して以て大いに支那人の經營企畫を援助してやらねばならぬ。

○尙又商業の見地から判斷して見るに、獨逸人は之からは同種同類の取引を擴張せんが爲めに、此上商店を增加してゆくことにのみ骨を折ることをせず、更らに新らしい方面を開拓して行くやうにせなければならぬ、目下東洋に於いて獨逸の商人が熱心に要望してをるのは工業銀行の設立である、尤も獨亞銀行なるものが無いではないが、此の銀行

は寧ろ支那官憲の需要に應する金融機關のやうな地位に在るので、之では誰も我慢が出來ぬからである。

○我保護領青島は極東一般の民衆に對して宛然我獨逸の模範を示してをるやうな觀がある、此處では從來極めて卓拔なる種々の經營が行はれたが、將來に於いて經濟上の發展を見るべきこと毫も疑を容れない、青島に於ける鐵器並に鋼器類は我在留民自身から言ても、また極東の民衆全般から言ても、經濟上極めて重要なる價値を有するものになるに相違ないと思はれるのに、獨逸特權區域内に於いて尚未だに鑛物が採掘せられなかつたといふことは慨嘆の至りである、尚一層の努力を以て此の地に於ける各種の事業が經營せられ、且又土木工事の進捗によりて獨逸の居留民が「ヒンターランド」に向つて漸次近邇せんことを希望して已まざる次第である。

○最後に殊更注意すべきは學校制度の改善である。此の方面に於ける獨逸の經營を觀るに、從來の處では未だ僅かに其端緒に着いたといふに過ぎずして遠く英米の夫れに及ばない、上海に在る醫學校とても種々改善の設備が缺けてをるし、失れから實業學校も此際大至急設立しなければなるまい、其他程度の低い學校の設立も決して之を怠てはならない。

○以上は氏講演の概略であるが、氏は尚ほ最後に數多の映畫によりて支那に於ける獨逸の經營を示し、其他著名なる獨逸の工場學校及殊に貿易品の主なるものを映寫して之を說明したそうである。

## 編輯室より

△天下漸く春ならんとして寒未だ去りやらず、大正維新の風雲舞れんとして尚ほ舞れず、比々谷原頭綿雨霏々たるの時、不幸にも病寇は我が編輯室を襲ひ、續々入院輸血の止むなきことゝなり、爲めに議定の計畫も一時打擊を被り、人名辭書、民國法令集等もそのまゝと相成居候樣の次第にて、此頃漸く同人も打ち揃ひ候故今後は倍蓰の努力を以て前進可仕候。

△獨逸人の支那研究は吾人の最も注意すべき處なるが、本號より以下獨逸人の所論及び研究資料は續々掲載可仕、追々は佛國及露國人の方面にも手を出すべく候。

△「支那問題の研究」なる一欄も無論經續せる處にして、決して中絶致したる譯には無之候、二月號の太陽の如きは特に支那問題の根本的研究を試み、各方面の大家の論説を集め居候を以て就て御聽見あり度、右は太陽の特別研究にして大分紙數等も多き故輸載相見合せ候。

△支那大官表は一表となすべき筈なりしが孫氏來朝と共に諸般の事務に忙殺され、之を作成し得ざりしは遺憾の次第にして次號にて多分完結可仕候。

# 孫中山先生の鄉土

陶々居

革命の偉人孫中山先生來る。南海の果に居た僕も亦相前後して帝都の人となつた。共に來り、共に迎へる、今帝都に民國巨人の風姿を望むに際し、僕は其鄉土を語つて偉人の半面を忍ぶ便りとしたいと思ふ。

## 一、孫氏の鄉土

生ける偉人の鄉土を訪はんとせば、先づ香港の兩榮碼頭から曳船に乘るがいゝ、都益と云ふ船は終始貨客を偉人の鄉土、廣東省は香山縣へ送つて居る。香港のピークは曉霧僅かに披いて靜かな海に繪のやうな翠影を映してる午前七時、船はかしましい苦力の聲を後にして岸を離れ、碇を下ろした大船、客民と呼ばるゝ水上生活種族の舢舨女の間を潛り、平蕪を流るゝ珠江を溯れば、文天祥に名も高き伶仃洋、前內閣總理大臣唐紹儀の鄉土唐山環などを打ち過ぎて午後の三時には香山縣の平山と云ふ小埠に着く、此縣は所謂廣東省の西江のデルタ地方で、一望沃野幾百里、亞熱帶に屬するを以て殆ど四季を通じて新綠滴るゝ許りの景色である。

香港から此地へは小蒸汽の曳船の外に普通の民船も通ずる、香山縣の平山から歩して西方十淸里、約一時間半許りで翠坑と云ふ處へ出る、翠坑は廣東省廣州府香山縣下にある一小鄉村である、而して翠坑こそは孫氏が呱々の聲を揚げた鄉土である。

## 二、風光と民俗

香山縣の翠坑、中山先生の生れた處、旅人は好奇の眼で四方を見渡した、北に聳ゆるは雲梯山、松の綠りは愈々濃く、秀色眉端に迫るの思ひがある、其の又西には香山第一の峻峯五桂山が屹立してる、山麓からは五川を出し、車輪のやうに東西南北已が向ふ處に流れて居る、五桂山に登つて四顧する時は、東南の方に南面山あり、西方には金鐘山あり、五桂山と共に三山鼎立して香山の守りを固めて居る菜畝、田壟相連なる桑樹の村、楊貴妃の好んだと云ふ荔枝の實は或は靑く、或は黃に、到る處に枝も折れん許り、橄欖の林、龍眼の大樹、殊に香山密柑と云へば廣東全省に鳴り響いて居る程の名物で、鳳梨、芭蕉の實も少しは出る。鹽と漁業は其最も盛な產業である。

此の地方の住民は古來海外移住を好み、一生に一度は必ず外國に出稼しなくてはならぬやうに心得てる、苟も海外渡航と云ふ場合には其妻子父老をも暫時捨てゝ顧みないと云ふ有樣で、一牧の蓆と一本の煙管、それさへあれば五大洲何處へでも移住する。此出稼人及在外支那人のことは一般に支那語で華僑と云ふのであるが

香山縣翠坑出身華僑成功者

廣東省議會議員(資本家)　陳　庚　如君
資本家　嚴　坤君
香港千施公司支配人　馬　應　彪君
京奉鐵道にて巨利を得たる　孫　錦　芳君

其他枚擧に暇が無い、徒手空拳以て四百餘州の大革命を遂行した孫君逸仙は實に其第一人である。

## 三、香山縣人物誌

前にも云つたやうに香山縣一帶は所謂廣東デルタの南部を占め、西江の南海に注ぐ河口に位する大島であつて、飽く迄豐沃なるデルタである、東海岸から發船すれば廣東香港に到り、西海岸よりすれば三水及び香港に到るのであるが、此地方古來志士的血史を飾るの事蹟少からず、東の方には宋末の孤忠、文天祥に名高き伶仃洋あり、西の方には明末の國士陸秀夫の血に染みたる崖山あり、南の方一角は我れ人共に忘るゝ能はざる亡土澳門(マカオ)である、近くは英國に奪取せられし香港がある、到る處國亡びて山河ありの感に耐えないので、鄉人は常に撫然として國事の日に非なるを慨し、少壯血氣の士は徒らに腕を扼して悲憤の月日を送つて居た。

香山縣一帶が英雄を生むの地たることは、前清の宰相曾夢顏此地に生れ、狀元の進士梁耀騶を產したるに見ても之を證明するに足れる、近くは陵夷外迫瀕に到るの時、此地に孤々の聲を擧げたる民國の志士には

孫逸仙氏　唐紹儀氏
梁如浩氏　程璧光氏

等が現に聲望赫々として上下に成り響いてる。

## 四、孫氏祖父の膝下に豪傑の歷史を聞く

孫氏の家は農を主とする紳士の家で、我が明治三年と云ふに孫氏が生れたのである、孫氏の祖父と云ふのは彼の太平天國長髮賊の一味結黨として、倒滿興漢の大業に參加した豪の者で、老祖父は日となく夜となく愛孫を膝にしては同志の豪勇を語り、過古に於ける慘話を聞かせ、滿朝の倒底仆さゞる可らざる所以を敎へた、此の豪傑の歷史を聞き愛らしき孫氏は幾度か其小さき眉を揚げたであらう、後に孫氏が同盟會を組織するに到りしも、此鄉土、此老祖父の感化が預つて力ありしことは云はずもがなで、孫氏が土地共有を標榜したるも亦、此鄉土の民風と深い因緣を持つてるのである。

太平天國は基督敎より出でたる一種の共和主義で、孫氏の祖父が既に自由とか博愛とか又た平等と云ふ精神に滿ち〳〵て居たので、孫氏の父も自然キリスト敎を信奉した、後に孫氏が博愛を以て深く心とし、民族主義を以て理想とし、自由平權を唱ふるに到りし所以のもの、亦一に此等父

祖の感化である。

## 五、香山縣地方の土地制度

香山縣地方は今尙ほ村有土地制度が現存してる、無論一種の共有財産制度で、或者は神社佛閣の土地所有制度から發達したと云ふけれども、古から村の共有と云ふ制度が殘つて居たのかも知れない。支那では土地共有は各地行はるる習慣だが、殊に香山縣地方は其甚しい例を示してる、此地方の土地共有制度は三代の昔を忍ばせるものがある、例へば香山縣淇澳村の如き共同所有地三萬六千畝と云ふ廣い部分に亘り、全村殆んど共有の有樣である、千畝を一甲とし、三十六甲は同村の舉人、秀才等官歷あるものが四人で管理してる、此管理者の地位資格あるものは通常紳士と呼ばれてる、紳士は此土地を小作人に一ヶ年一畝に付四五圓で貸與する、三十六甲の小作料總計十四五萬圓と云ふものは是れを同村の男子に每年分配する、女子は此分配に預ることが出來ない、同村の人口は男子約三千人、一人宛大約五十元の割合である、處が紳士も管理費用が要するのみならず、自らも幾分着服する、又租稅及び村費も此中から支辨する、それが爲め現時に於ける實際の分配額は約二十元で、男子は老幼に拘らず、又在不在を問はないで配分を受くる權利がある、故に同村の男子は座ながらにして二十圓丈けは收入がある譯で、小作をしないものは此分配金及び漁業、鹽の販賣、其他人に雇はれたりなどして樂に暮して居る、又た實際農業に從ふのは頗る好まない、常に賭博、飮酒を事として、淫風も可なり盛んである。

小作人の日本の樣に慘憺たる生活を送つてるものは一人も無いと云つてよい、小作人の收入を見るのに

一畝の米收獲高　夏　四石
　　　　　　　　冬　六石

一石賣相場二元として年收十石約二十元

此內小作料四五元を紳士に納入するとしても尙ほ十五六元の剩餘がある、肥料種子代は糞代で出ると云ふ話だから十五六元の大部は純益となる譯である。是は支那人の說く處であるが、紳士、小作人、地主等の間に果して圓滿なる分配が行はれてるかどうかは甚だ疑問で、此の如く利益があるなら誰でも小作人に成つて悠々自適する筈だが、多くは海外へ出稼して異常の苦しみを嘗め、又は廣東香港へ行つて商業を行つてる處を見ると、小作人の生活も多少苦しいには相違ないと思はれる。

そは何れとしても香山縣一帶に土地共有制度があること丈けは事實だ、孫氏の民生主義の如きも勿論此處らに胚胎して、孟子の所謂國本在民と云ふ思想を歐米の新思想に調和し、革命共和の主義と相併稱するに至つたのである。

孫氏の家は山陰に白堊洋館まがひで、鄉人は神の如く是れを崇敬してると云ふ話だ、旅人は所用の爲めにすげなくも此處を素通りにしたのは返へす〳〵も口惜しい次第であつた。

# 革命奇人 ホーマー、リー將軍

三十六歳を一期としてロスアンゼロ市に病沒せるホーマー・リー將軍の名は常に好奇の感を以て我等の眼に映じた。倭軀短身、加ふるに傴僂と云ふ不幸な身體を以て生れ、世の常の人であつたならば遠き昔に世外へ葬られて仕舞ふ筈であつたのだが、將軍は其天才と奇績的行動を以て世を送り、死後に於ても尙ほ一種の奇人、不可解の人として噂されてる、昨年初め孫氏が南京に於て臨時大統領となるや間も無く革命軍臨時政府軍事顧問としてリー將軍の姿は此處に現はれた、余は當時南京に居たので將軍の宿泊してる下關のプリッヂ・ホテルへ訪問して、親しく其聲咳に接することが出來たが、次の日には明の皇陵へ自働車で將軍夫妻が參拜に行くのに遑遽し、堅い握手をしたのも夢、その次に僕が訪問した時はもう病褥に横はつて面會を謝絶された、奥さんは一方に將軍を介抱すると共に他方に於ては將軍の事務を取る爲めに忙しく、屢々總統府の自働車で南京の市街を往來し、孫逸仙氏等と政務其他の打合せをして居られた、次で將軍失明の報が傳はつて、世人は皆奇人の末路を憐んだ、その頃余は南京を辭して日本へ歸ることゝなつたが、今帝都に孫氏を迎へて歡迎に忙殺されてると云ふ時に當り、端なくも一年前の記憶を新にする材料を得て、感慨轉た禁じ得ないものがある。民國の巨人を迎へてひたすらに革命の昔を思ふ今日此頃の好話題として、奇人傳の一端を左に紹介しやうと思ふ。

**遺産四千弗**　將軍は一八七六年ロスアンゼルに生れた米國人であるが、平常より頗る奇行に富み、米國新聞の筆鋒を以てすれば「珍絶怪絶、古今無類の絶體的奇人」である、家には熟練なる運轉手を雇ふて自働車を乘り廻はしてる、平生金錢を費すことは湯水の様で、屢々客を呼んで饗應するが、時には一人前百弗宛の御馳走をして一座をアッと云はせることもある、そんな風なので友人を初め近隣の人々は將軍は必ず金滿家であるに相違ないと思ふて居た、處が死後遺産を調査して見たら意外にも四千弗計りなので社會は二度吃驚、そうして其遺産は四分の三丈け未亡人へ、殘額は二人の妹に平分せよと云ふ遺言であつたそうな。

**兵術武略**　將軍は幼い頃から惱むべき不具の躰を抱へ、終生其廢疾と累弱なる肉體の苦痛に束縛されて居たのである、然るに此少壯米人はスタンホード大學を途中で退學し、二十五歳の春を向ふるに先ちて支那革命黨の軍事通と成り濟した、三十歳の時は「兵術武略」なる一書を著はして列國の軍事專門家を驚かした、民國臨時政府の大總統軍事顧問となつたのは昨年の正月、齡三十五歳の將に働き盛りの秋であつた、處が急に惡性の眼疾其他の病に襲はれて

革命軍の爲めに働いたのは極めて短少なる時間に過ぎなかつた、此一事は將軍に取つては實に千秋の痛恨事であつたらうと思ふ。將軍のやうな奇傑は常尺を以てしては倒底測度し難い、將軍に籍すに尙ほ十年の餘命を以てせば、雲蒸龍變、其如何なる大事を遂行したか測り知るべからずである、將軍の大志は無限にして其自信は絕體であつた。

**幼時の特徴**　將軍の幼時に就ては色々と荒唐無稽なる物語りがある、けれども一として信ずるに足るものが無い、例へば將軍の九歳の時に朋輩の少年を集めて一隊を組織し、或る軍戲をなしたと云ふがどうも信ずるに足る根據が無い、グラムマー・スクール在學當時は別に將來軍事上の天才を發揮すると云ふやうな何等の異聞珍話も殘つて居ない、ロスアンゼル高等學校の敎師が記臆してる處に據ると當時將軍は餘り勉强家で無かつたこと丈けは事實で、たゞ智識の發達は著しく、學究學修は嫌であつたが其思考力は遙に同窓の群を拔いて居て、將軍自身もそれに依賴し、其思考力でもつて智識を收得且つ消化して居た。

**拿翁崇拜**　將軍は歷史に就て深い感興を抱いて居られた、その拿翁の傳記を讀むに至つて益々其趣味を深くし遂に拿翁は將軍の生涯を通じて將軍を魅したる唯一の史的人物となつてしまつた、將軍が軍事に手を初めたのも此頃からのことで、十八歳の時にはもう拿翁に關する軍書戰談は逐一讀破して其軍略、陳地、用兵の顚末に到る迄悉く甄味し、其他の軍書をも間斷なく繙いて居た、年を過す兩三年、將軍は成年に達した頃遂に蹴然として奮起して曰く、「大丈夫天下に事を成さんと欲せば唯劒あるのみ」と。

**志を極東に走らす**　高等學校の業を終へた後、將軍は法律研究の爲めにスタンホード大學へ入學した、處が同校在學中に端なくも極東の事に興味を感ずるやうになつた、年少氣銳の將軍の壯志は忽ちにして動いた、適々將軍は桑港に遊んで南京町を散步し、茲に初めて支那人に接觸した此時に將軍の得た印象は極めて深刻なるものがあつたらしく、海外雄飛の情鬱勃として禁ずる能はず、瓢然としてスタンホード大學を辭し、直ちに極東へ向つた。當時恰かも團匪の亂際中で、唐才常の漢口事件や、康有爲の出奔なぞと、四百餘洲の天地は亂れに亂れて居た、孤劍瓢然として支那に向つた將軍は一友人に語りて曰く「風雲の動く處必ず指導者としての運命を開拓し得べき機會がある、支那は實に余の飛躍の爲め、世界唯一の機會を授くるの地で、余は蹴然渡清を企てたのである」と、又以て將軍の意氣を伺ふに足れる、將軍は專決獨斷、何人の勸誘にも依らず、何程の援助をも受けず、單に自己の限りある資力と、牢固として動かす可らざる自信とを提げて米國を後にしたのである。

**康友爲を說く**　冒險大膽なる此米國青年は突然康有爲に會見を求め、犬馬の勞を取らんことを進言した、康有爲は最初の間は戲れに其云ふ處を聽いて居たのが、諄々として說き出づる青年米國人は遂に康有爲の心を動かして、康有爲は其奇謀神策に驚くと共に將軍を同志の人に紹介した。此時一座の支那革命黨等は將軍の短身不具なるを見て頗る

輕侮の色を以て、小僧の如き分在を以て革命の軍を指揮するなどとは片腹痛き次第だと嗤くくものもあつた、將軍は此罵言を耳にして斷乎たる言を以て曰く「去れどリヴオリ戰爭當時の拿翁と予は今正しく同齡なり」と云ふのを前提として將軍一流の快辯を揮て並居る支那將校等を烟に捲いて仕舞つた、それからと云ふものは種々革命黨の爲めに獻策する處があつたが、康有爲は事成らずして亡命の人となり、將軍も支那政府の注意人物となつて遂に支那を離るゝの止むを得ないことゝなつた。

**孫氏と會す**　リー將軍は支那から逃れて香港に潛伏して居た、革命の巨人孫逸仙氏と相識るに至つたのは丁度此頃のことで、當時の面目は孫氏の談に躍如たるものがある孫氏曰く「或る重要事件が起つて諸同志と會議中突然に短身矮軀の一壯漢が現はれた、身長は五呎に足りない、年配は余と同じ位、顏色蒼白、一見虛弱の質なることを悟つた、壯漢は余の側へやつて來て「我輩は足下と運命を共にせんとして來れり、願くば一臂の力を添ゆるを得ば我望足れり、我輩は足下の企圖の必ず成功すべきを信じて疑はず」と云ひ乍ら其手を出して握手を求めたので、余は之を握りて其の意を謝した、勿論其アクセントて米人であると云ふことは分つたが其の果して何人であるかは分らなかつた、宣敎師か、學生か、甚だ怪しいので壯漢の退出して後一同志に其人と成りを尋ねた處が、同志は彼がホーマー・リーと云つて當世の奇傑で、軍事上天才を持つて居る大軍師であると敎へてくれた、そこで余は翌朝答禮の訪問を行ひ、若し予が成功して政權を握る時が來れば足下に最高軍事顧問の地位を與へやうと言つて分れた」云々。

**故山に歸る**　孫氏の事業も亦失敗に終つた、リー將軍は止むなく日本を經て歸國して、暫くはロスアンゼルの鄕里に歸臥して居た、そうして鄕友に向て支那遠征の顚末を物語つたけれども誰も信用するものが無い、そんな事は事實有り得べき事では無いと云つて相手にしない、けれども將軍も亦其反對論には馬耳東風の有樣で、支那の大改革は唯だ時間の問題で之に加ふるに思慮ある準備及び適當の人が指導さへすれば必ず成功すると豪語して居た。

**米國の支那軍**　其後康有爲は米國へ放浪して來た、康はロスアンゼルにリー將軍を尋ね、協議の結果手を携へて歐行の途に登つい、當時支那人の革命熱は甚だ盛んで、シャトル、ポートランド、桑港、オークランド、ベーカーフールド、ロスアンゼル、市俄古、ピッツバーグ、聖路易及紐育當りの支那靑年は何れも豚尾を切り飛ばして仕舞つた、後にリー將軍は之等支那人中有志のものをして潛に銃の操法なぞを習はをて、自らは蔭にて指導して居た、將軍は人に語つて曰く、適當なる指揮者だにあらば支那人は屈强なる兵士たるを得べし云々と。

將軍は此の如く支那兵を訓練する傍ら熱心に軍事問題と軍隊の事項を研究した、殊に日本の軍隊組織には特別の注意を拂つて居た。將軍は日本を目して好戰人種、恐るべき將來の大戰爭は必至の趨向と思つて居た、之に對しては海牙の仲裁々判なぞは痴人の夢同樣で、平和の迷想に耽るよ

りも戰鬪準備を疑すを以て遙に上策だと考て居たらしい。

**愚人の獅子吼**　極東に對して一種の戰爭病に罹れる將軍は米國の爲めに憂慮措く能はず、太平洋より侵入する敵國との交戰に對して、米國の沿岸防備が極めて薄弱で、實戰に對しては全く不準備の狀態にあるのを指摘する書物を著はそうと決心した、是は一の大事業で、殊に米國西海岸の地理——山脈、山道、原野、河流等の綿密なる智識を要するので、將軍は起稿に先立ち、太平洋岸の各地に向て長期の旅行を試み、親しく山河を渉涉して實地踏査を行ひ、必要の材料を得た上で遂に愚人の獅子吼（The Bellow of Ignorance）なる一書を公にした、一度此書の出づるや米國は勿論海外に於ても盛に持囃され、爲に洛陽の紙價を高め、併せて將軍の名を不朽に傳へることゝなつた。

**健康不進**　一九一一年の春頃から將軍の健康には異常を呈して來た、極めて惡疾なる眼疾に罹り、醫師の診斷によると全然靜養することに志なければ失明は劣か結局一命を失ふ虞れがあると云ふやうな重患に陷つた、けれども飽迄勇氣に富む將軍は毫も之を信じない、元來將軍は宿命論者で、而かも事業の成り立つ迄は人間は死ぬものでは無い、我は一個の運命を擔ふて此世に生れたものであると云ふ固い信念があつた、そこで將軍は獨逸の名醫に治療を請へば眼疾位恐るゝに足らずとして、遙々獨逸へ赴いて國手の治療を受けた、當時將軍は其最後の書たる The Day of Saxon を編纂中であつたが、醫士は幾回となく警告したけれども將軍は頑として机を離れない、五ヶ月かゝつて其初篇を脫稿した。

**再び極東に向ふ**　間も無く將軍はロンドンに遊び、ロバーツ元帥を受けた、丁度其頃に支那革命の報が傳はり、倫敦に居た孫逸仙は假政府の樞機を握るべく本國から召電が紛々として飛んで來た、十一月孫は倫敦を出發して、將軍夫妻も同行することゝなつた、將軍は恰も我命數の盡きんとするを覺つたかの如く、極力ゼ・デー・オブ・サキソンの完成を急ぎ、その末項は發病の數日前南京の客窓で書かれたのである、將軍は多年血壓症を患ひ、生死を促進したのは滿朝頽覆の刺激が預つて多なく、血壓の爲めには屢々不隨症に陷り、活動は大に束縛された、けれども將軍は毫も其大志を曲げず、臨終の間際に至るまで我事業を終へされば死なゝいと確信して居た。

以上は又新日報譯載米國某新聞の記事か基礎として書いたのであるが、米國一流の誇張突飛の說も頗る多く、就中將軍の爲めに萬丈の氣燄を吐いてる當り、果して當れりや否や甚だ疑はしきも、將軍の面影を忍ぶには蓋し又捨て難い節も多いと思ふ。

# 滿洲大豆取引に就て矯正せざる可らざる弊

大連通信

近年來一般に米價騰貴の趨勢は、農民の資力の增加となりて從前に比しては著しく肥料の需要を增進したり。然るに元來肥料としては、北海道產の鰊〆粕尤も窒素分を含み好適とせられたるも、近年鰊の漁獲高は漸次逸減して、價格騰貴の一方なりし爲か、人造肥料之に代りて一時市場を席卷したるも、其後漸くにして徒に地中の養分を吸出するのみにして、眞に地質を肥すに非る事明となるや、又以前の如き勢なくして、今日に於ては滿洲豆粕尤も歡迎せらるるに至れり。當初豆粕の我邦に輸入せられたるは、主に營口よりしたるが、日露戰役の開始と同時に、滿洲の商業機關の中止となれるより、一時漢口より河南湖北產の大豆、豆粉を輸入して、內地の需要の急に充てたるが、戰役の終結と共に滿洲の利權の我手に歸して、一般に開放せらるゝや、肥料商等は一時に大連營口に人を派して、競ふて大豆豆粕の買入に從ひ、競爭の結果は目然的に奥地へと浸入して、之が買付をなし種々情弊を生ずるの基を開きて、遂に今日に於ける豆界の弊害を馴致するに至れり。以下少しく之に就て概略を述べ併せて之が矯正を希望する所あるべし。

日露戰爭に際して、從軍せる軍人軍屬にて、歸國除隊と共に再渡滿せるものを初として、夢の如き淡き希望を以て何等確乎たる成算なく、唯好景氣の風聞に浮かされて、渡滿せるもの等にて、一時は滿洲は滿たさるるの狀況にありき。而も產業未だ起らず秩序とても整頓せざりし當時に於ては彼等の多くは職業に窮して大豆、豆粕のブローカーとなるもの頻出するに至れり。而も何等經驗なく、元より信用資本なき徒の事なれば、無鐵砲にも相競ふて奥地深く立入りて、純朴なる農民を欺きて不法の安價にて大豆の買出しを爲して、之を輸出商人に賣却するに至れり。原より右の如き次第にて、中間に立ちて不當の利潤を占め、言を左右に托して相方の甘心を得るの策に出でし事とて、實際受渡に際しては紛議百出の狀態となり、次第に地方純朴なる農民及商人をして狡猾ならしめ、契約期日通りに商品の引渡をせざるのみならず、相場昂騰の場合に於ては、契約履行を拒み、之を履行するとしても故意に多量の土砂を混入し甚しきに至りては大豆に熱湯を注ぎて、之を寒天に晒し、外觀は固きも內部は水を多量に含ましめ、以て升目斤量を僞るに至り、其弊害今日に至るも容易に絕滅する能はざるに至れり。而して彼等ブローカーは多數相互に連絡なし唯相競爭するを以て旨とせるより、一ケ所の大豆の蓄積に對して、四方八方より之が買入を競ふ結果として、益々直

の腰を強からしめ法外の相場を現出するに至る、而して時としては、相當の相場にて賣買の契約成る時は、契約書なる單子又は飛子を得て、之を輸出商に賣付け、相當の口錢を得る事もあれど、多くは彼等ブローカーは自己の名を以て輸出商に賣込み多額の上鞘をはねるを常とするを以て、一朝支那商人にして契約の不履行に至る時は、彼等ブローカーは輸出商に對しては、當面の責任者となるも、薄資徹力の彼等は到底輸出商に對して何等の責を盡す事能はずして、之が爲め輸出商は非常の手違を爲して、少なからざる損害を被るに至る事、頻々にして、彼等ブローカーの世界を革亂する事、實に些少ならずして、斯界を毒する事多大なるものあり。又彼等ブローカーは、到底支那人の協同者なくしては、充分機敏の働を爲す事能はざるを以て、多くは矢張類は友を呼びて、放浪無瀕の支那人經紀を語ひ、事を共にするより、日本人ブローカーのみが支那人の間にも此惡風傳播して、至る所市場に惡結果を及しつゝあり。然るに輸出商側に於ては、品揃の急務に追はれて、不信用なるブローカーたる事を承知しながらも、必要に迫られて比較的土地の事情に精通せる、此等ブローカーを利用するより、彼等は好機逸す可らずとして、不信用なる賣手をさも信用ある如く僞り、斤量其他に就ても充分責任を負ふ如くに粧ひて、賣買の成立を爲さしめ、其中間に立ちて暴利を貪り、一方に於ては相場を奔騰せしめ、後日に至りて種々の紛議を生ずるに至りては、全然其責に任せず、實に其弊や極まれるものあり。而も此傾向は漸次、支那人間に及びて、今日に於ては至る所此種ブローカーの多きに苦しみ、支那問屋すら如何ともする能はざるの現狀となれり。又一方に於ては大豆、豆粒の大量買入の必要と、競爭上とは云へ、三井物產會社の手によりて大豆豆粕の先物買入には、代金全部の前渡の習慣を馴致せり。代金の一部分を手附金として交附する事は、他にも例のある事なれども、代金全部の前渡に至りては、殆んど他に類例なきの奇現象と云ふべし。其結果としては、支那人はブローカーに結托して、思惑を以て先物賣を爲し、之が代金の前渡を受けて、油房なれば之を以て大豆の買入資金に充て、全然白色の資に依らずして、豆粕を製出して之を引渡すを以て、如斯支那油房は、全く三井の出資に依りて營業すると同一の狀況となり。又大豆なれば、受取りたる代金にて、徐々に買入れ之が引渡をなすものあり、甚しきに至りては、全然投機の目的を以て、何等引渡の準備をせずして期に至りて、相場のカスリを取るを目的とするあり。一時の急迫を免れん爲めに、金融の便を利すべく、心にもなき先物賣を爲すもあり從而其弊たるや甚しく、破綻百出の狀態となり、サミユール商會の大豆買占より、豆價空前の高價を示せる際の如きは、到る所契約の不履行、破綻の續出となりて、本邦商人のみならず、支那人も外商も、不少痛手を負ひ、サミエール商會と長春道臺の手に成れる農產公司との間に、大紛擾を生じ遂に國際問題を惹起せるは、今猶ほ人の耳目に明なる所なり。此時以來一般に先物賣買に、全額の代金前渡の風は止みて、大抵半額の前渡を通常とするに至りて、此弊は

幸にして矯正せられたるも、其他の弊害に至りては依然たるものあるなり。

然らば此ブローカーの惡弊を防ぐの策は如何と云ふに、由來之等惡ブローカー及不德支那人に對する、制裁の不備は卽ち今日此弊害の猶ほ其跡を絕たざる所以なるを以て、大連に於ける重要物產同業組合が、よく市場の秩序を保ち不德行爲ある商人に對しては、取引の中止を宣告し、缺斤の豆粉等を市場に出す油房に對しては、市場へ出入を禁じ、缺斤の公告を爲す等の手段によりて、比較的大連の商取引を嚴正にしつゝあるに鑑みて、奥地各地にありても、日本商人は勿論支那問屋と雖も、之等惡ブローカー及不德商人の行爲の弊害には苦みつゝあるを以て各地共組合を組織して、支那人の公議會とも連絡提携して、强固たる基礎を定めて、組合にて認識したるブローカーの外は、一切取引せざる事として、更に之等認識を受けたるブローカーは、一定の身元保證金を組合に提出しで、若し組合員に損失を及したる時の用意とし、更に若し之等のブローカーと雖も、不德行爲ありたる時は、直に其特權を褫奪する事として、又取引は一切賣主買主相方の名の下に契約書を作成してブローカー自身賣買の主體となる事を禁じ、賣買成立と共に一定の手數料をブローカーに支拂ふの制度となせば、次で彼等の橫暴を防ぐ事を得べく、不德商人に對しては、萬一不德行爲ありたる時は、其旨組合は勿論、一般社會に對して其不德行爲を公表して、再び之と取引するものなからしめ、以て之に制裁を加ふる事となすべし、組合の事業として興信所と同樣の調査機關を設立して、常に豆界にある各商人の信用の調査を爲して、之を組合員に警告して、誤なからしむるに努め、先物賣買に對しては、半額の前渡金も過大に失するを以て、一割又は二割を限度として、前渡する事とし、組合員一般之を遵守するに至らば、充分支那商人を制する事を得べく、契約不履行の場合に於ける損失も其幾分を輕減することを得るに至るべし。

右の如き手段方法に出るに於ては、希くば今日の不安なる滿洲大豆取引の安全を期し得らるべく、現今の如き弊害は必らずや其跡を潛むるに至るべきを吾人は確信するものなり。豆界の諸士に對して少しく其雅懷を披瀝して、之が實現を計らん事を希望して止まざるものなり。

# 滿洲に出稼の支那苦力

X Y 生

滿洲！滿洲！と猫も杓子も騷ぎ立てゝ、如何にも金の落ちてゐも居る樣に云はれた、戰後の滿洲も今は早くも夢となつた。平和克復してより爰に九年、正に一昔である。

日露兩國の此狹ひ滿州へ落した幾千萬、幾億萬の軍費は果してどうなつたであらうか。滿鐵會社の戰後經營の大任務と未前の巨資とを抛して立ち、鐵道の布設替に、港灣の經營に、都市の建設に、其他あらゆる文明的設備＝母國に於ても未だ見ざる如き新式の設備迄も＝に投じた恐しい巨額の金は果して何れへ行つたのであらうか。

在滿邦人にして戰後赤手にて富巨萬を贏ち得たものは果

して幾人なるか、實に曉の星の如く殆んど數ふるに足るものはないのである。戰後數年間は混沌として唯創業時代であつた、從て當時に於ける在滿邦人中羽振を利かしたものは請負師であつた、滿鐵會社の諸工事によりて是等請負業者は、一時非常の多忙を極むると同時に、雨後の筍の如く幾多の小請負業者續出して、而も其一般的の風習として、彼等の手に歸した金は殆んど大部分花柳界へと落ちたのである。之今日となりても滿洲に於ては、在滿邦人の數に比して、著しく料理屋の多數な譯で、人をして滿洲とし云へば、直に淫風の盛にして風氣の廢頽を連想せしむる所以である。請負師全盛時代に次で一時非常の隆盛を來しだのは運送業者である。狹軌鐵道時代に於ては、其不完全な諸設備と、足らざる列車牽引力の汽罐車を以てして、運ばれた貨物は廣軌列車の運轉開始と共に、輸送力の增加は豫期以上の貨物出廻の激增となり、大豆豆粕の市場好況と伴ひて、運送業者は空前の繁忙を極めて、眞の黃金時代を現出した。其後滿鐵會社にて運送業の直營を計畫したので、此黃金時代は去つた。今や滿洲に於ける日本人の事業としては、滿鐵本位で一方に特產物の輸出商の存するのみとなつた。

而も此凡てを通じて、實際に金を殘したのは誰であるかと云へば、山東省より每年出稼する苦力である。年々渡り鳥の如く山東省は芝罘、龍口より大連を經て滿洲へ渡來する、彼等苦力の數は數十百萬に及ぶのである。地味磽确なる上に人口稠密なること他に比類なき山東の民は其故鄉にありては到底安全に衣食することの出來ないので皆々相率ひて出稼するのである。彼等苦力の生活の簡單なるは實に驚くの外はないのである、其粒々辛苦して蓄財に汲々たるは、慥に二宮宗の信者と雖も到底模倣の出來ぬ所にてボロ衣服一着のみにて粗食に安んじ、支那正月となつて歸國の際には、低廉なる汽車賃すら惜しみて白雪皚々として寒氣肌を刺す、胡沙吹く滿洲の天地を踏み破りて南下するもの續々として相亞ぎ遠きは長春以北よりするものもあるのは世人のよく見る所である。其大連芝罘間の船賃の如きも、一人支那銀貨の八九十錢のこともあり、如何に彼等の金錢を費消せぬかが解るのである。此の樣にして一人の苦力の歸國の際に携帶する金額は、少なきも二三十元多くは八九十元に至るのである。今假に一人平均五十元としても、十萬人あれば五百萬元に及ぶのである、滿洲の正貨の流出の尤も大なるは、實に此等出稼民の持歸る勞銀である。

此の樣にして蟻の食物を運ぶ如くに、每年彼等苦力は滿洲より多額の金を運び去るのである、冬季大豆豆粕の出盛時季となれば、大連埠頭丈にても七八千人の苦力は貨車卸に積船に働きつゝあるのである、滿洲へ出稼の苦力は以上に云つた樣に、大部分は山東班にて外に少數の天津苦力がある。山東の苦力は大抵は無智無能である代りに、從順で決して內地勞働者に見る樣な、喧嘩爭鬪をする樣な事は更にない。されど天津苦力は、山東苦力に比しては幾分智識も發達して、幾分複雜なる業務勞役に從ふの能力ある丈に、團結力强く時としては他班の苦力と衝突爭鬪を開く事ありて、使用上多少の困難があり、要するに一利一害である。

彼等出稼苦力の業務勞役は、主として日本人の工事其他に使役せられるもの大多數を占めて、支那人の農業の補助に從ふものは極めて少數である。其尤も多數を占むるは、春より夏にかけて滿鐵の諸工事、民間の建築工事の繁忙なる際、之に從事するものと、建築材料たる煉瓦工場に使役せられるものである。冬季に於ては著しく其數を減ずるのは、結氷季中諸工事の中止の止むなきに至る爲めである唯大豆、豆粕の出廻盛季となるので、一般に輸送機關に從事する苦力は頗る繁忙なのである。又夏季を通じて其數に大差なく、勞苦に從ふのは撫順炭坑の苦力である。同炭坑の苦力は、滿鐵會社が直接山東省へ人を派して募集したもので、一時は逃亡頻出して欲んど其補充に苦しんで居たが、漸く此頃となつて使役の手加減も解り、又苦力も仕事に馴れた爲め、餘程好果を呈する樣になつた。原來滿鐵會社使用の苦力の種類は、二種となつて居る。第一は其作業高に對して賃銀を仕拂ふものと、第二は常傭苦力である、大連埠頭に於ける苦力の如きは、大部分前者に屬し、沙河の工場に於ける苦力の如きは、多く後者に屬して居る。滿鐵で尤も多く苦力を使用して居るのは、運輸課の鐵道關係たる各驛の使用の分、工務課の工事用使役する分、築港事務所の苦力、撫順炭坑及埠頭事務所の苦力等は主なるものである。

更に飜て滿鐵以外の分を見るときは、土木建築請負師の使役する苦力は主なるものである。彼の安奉線改築當時には、幾千幾萬の苦力は此等土木請負業者の手に使役せられたのであるが、元來之等請負業者は、直接滿鐵より工事の請負をすると同時に、更に之を各小工區に分劃して之を小なる請負者に下請負をなさしめるのである、更に甚しきは、此下請負者が更に下請負をさせるものがある、從而此薄資微力の下請負者は、幸にして工事が簡易にて順潮に行けば可きも、不幸にして難工事に遭遇して、豫期に反する時は、資力續かず苦力への仕拂不能となつて遂に逃亡するに至る事がある、此場合尤も憐むべきは苦力にて、何等の罪なくして勞銀を踏み倒されて、切角の粒々辛苦を水泡に歸して仕舞のである。安奉線改築の際は勿論、其他如斯例は頻々として目睹する所である。此小請負業者の不信行爲が、一般支那人の腦裏に日本人の不德義と云ふ觀念を與える事は、誠に多大のもので實に慨嘆の次第である。

此外關東都督府民政部の土木課で使用する苦力も相應に數多いのである。之等は多く道路下水工事に使用するので、其中にはバラス割專門の苦力もあり、數年間繼續して勞務に服して、頗る熟練せるものもある、彼等の勞銀は支那銀貨二十七八錢より、四十錢に及ぶも其大多數は三十錢前後である。

大連のみにても煉瓦工場は十餘個ありて其有力なるものは一年の煉瓦製出高四五百萬の多數に及んで、此使用する苦力の數も中々多數なのである、之等苦力の作業は白地煉瓦の製造を主として、大抵は一個出來上りに對して賃銀を定むるの例であるが、又燒上迄に對して賃銀を定めるものあり。又常傭苦力として使役するのも少なくないのである、

云ふ迄もなく白地製造の上よりしても、之は夏季のみの仕事であるから、之に從事の苦力は冬季は歸鄉するか他の勞務に轉ずるのである。

日本人の商店に使用せられ、又はボーイ、コック等として雇傭せらるゝ數も少くない、之等の中商店の賣子として使役せられるものは、多少日本語も解し、小才の利くものにて、豆腐、魚類、飮食物などを怪し氣な口調で賣り歩くのである。又中には番頭として相應の商店に勤務するものもある。ボーイコックとして使役せらるゝものは、大連より奥地に入るに從つて、下女の拂底せる爲め自然的支那人を使用するので彼等の中にはよく日本語を語り、料理法も一通り出來る關法な人間が少くないのである。

以上は滿洲に於ける苦力及出稼支那人の大體であるが、彼等の銀勞は普通の浮浪苦力としては、一日支那銀貨二十七八錢より三十錢、常傭苦力として熟練せるものは三十錢以上四十錢以下の賃銀を得て居る。更に一藝を有する大工左官、石工等に至つては、四五十錢より六十錢迄位の工賃を得て居る、作業高によつて勞働するものは、日によりて一元以上を得る事もあれど、平均すれば矢張三四十錢に過ぎないのである。

彼等苦力は大抵は無智無能殆んど小供と同樣なれば、其仲間の中にて少しく事理を了解し、計度の觀念あるもの小苦力頭となつて少なきは四五人多いのは十五六人より二十人位の苦力を率ひて居り、更に此上に大若力頭あり小苦力頭數名乃至數十名を、統率するのである。之等の大苦力頭は小苦力頭に對して、毎日の食料其他被服に至る迄供給して、之れに對して幾分の利益を得て彼等への貸金として其勞銀と差引勘定するのである。然るに其多くは此勞銀の上前をはねて、更に利益を貪るのである。小苦力頭は前にも云ふ通り、苦力中の幾分能力あるものなれば、自身は矢張苦力同樣に立働きつゝ幾分か部下の勞銀の上前をはねつゝあるのである。

之等の苦力の大部分は、前にも述べた通り山東省よりの出稼人であるから、蓄積した勞銀を持ちて、彼等の尤も一年中の樂しき日たる支那正月を期して、歸鄉して一家團欒の樂を味ひ、更に續々として滿洲へと引返すのである。此の樣にして日露戰役によりて落されたる莫大の軍費も、滿鐵の經營によりて消費されたる巨額の資金も、其大部分は彼等苦力の手により山東省其の他へと運び去られたのである。

# 倉庫に對する上海稅關の新制

上海通信

上海輸入の貨物に對しては、從來稅關で認めたる倉庫に積み入れする場合には何等特定の制限なく、其輸入手續を終了し、已に關稅を拂ひたるものと、又未だ輸入手續を終了せず、從て輸入稅納付未濟の貨物とに論なく、凡て同一倉庫に混積することを許可せられてありしが、此の結果稅關檢査官の檢査に際し各種の誤解を生じ弊害を惹起する事尠なからざるを以て上海稅關に於ては今回此の規定を改正

し輸入手續未濟の貨物は凡て特定の輸入倉庫に收容し荷受主に於て稅金納付濟の上更に四十八時間以內に於て之を普通倉庫に移すべき事を定め支那正月卽ち二月六日より實施するに至れり。

上海稅關が此改正を企てたる動機は實に日本商品の輸入脫稅取締の爲めにして、此改正を見るに至りしは日本人の面目に關すること甚大なり、又改正の結果は單に手續の頗る簡を來せるのみならず、倉庫會社は爲めに輸入倉庫なるものを特設せざるべからず、而かも輸入手續未濟の貨物以外は此倉庫に收むるを得ず、又輸入手續を了したる時は四十八時間以內に他の倉庫に之を移積せざるべからず、之等の不便と移轉料は蓋し又尠からず、上海稅關長は是れ亦止むを得ざることなりとし、昨年九月八日付を以て右の如く改正すべき旨を各汽船會社及倉庫業者に通告せり。

爾來汽船會社及倉庫業者に於ては其營業上及び荷受人に對して大打擊なりとし、再三稅關側と交涉したる結果改正規則は舊正月一日卽二月六日より實施することゝなり、尙特種の貨物に限り、從來の通り各船より直ちに普通倉庫に倉入を許さるゝことゝなり、其除外的優待品は二月五日左の如く發表せられたり、卽ち除外貨物は比較的大口物にして稅關檢查官に於て評價に困難ならざるものを擧げ自餘の貨物特に雜貨類は全然輸入倉庫に收容する事に制限せられたる譯なり。

一、新規定の適用なく普通倉庫に保管し得べき貨物

汽水、海菜、白蠟、獸畜、竹、竹片、竹枝、竹葉帚、竹竿、小竹竿、竹花、樹皮、大麥、荳餠、乳腐、豆腐、荳、牛骨、糠、磚、菜餠、鹹菜、車輛、牛羊等、鐵水泥、炭、栗子紙烟、煤、靈柩、棕、焦炭、棉花、機器棉花、棉絮、子花、棉花子餠、魷魚、墨魚、盤艙木蓆等物、陶器瓦器、蒲扇、爆竹、鹹魚、裝袋麵粉、裝桶麵粉、山芋粉、花籃球、花樹根、水菓、傢具、蒜頭、鮮蠶、窓玻璃、花生餠、花生、石膏、蘇、蘇皮、馬、機器壓搾生皮、靛、鐵條、鐵籠、鐵支、舊鐵、鐵鍋、鐵板、鐵絲、茉莉花樹、棚柵、黃蘇、紙傘、猪油、鉛、鉛塊、煤烟、玉蜀黍、栲皮、坑砂、自來火、自來火盒、自來火煙、蓆、草蓆、糖蜜、塡孔隙用之麻絮、油、花生油、煤油、桐油、荳油、茶油、葱頭、洋藥、土藥、橘子、油漆、梨、八音琴、入音琴箱、波羅、木板、木竿、鬆木竿、馬、山芋、枕木、芋蘇菜子餠、籐、香香、米、紹酒、檀香木、蘇木、秤桿、海蜥、長海帶菜、棉花子、菜子、芝蘇、羊、箱桶板、純鹹、煤烟、裝桶燒酒、草帽便、甘蔗、硫磺、牛油、柏油、瀝水、柚木柱、木料、火絨、引火物、烟梗、烟枝、過船貨、銀錢、薑黃、鹹大頭菜、鮮菜、鹹菜、菜子餠、粉絲、小麥、木、柏樹之木、羊毛、

二、積入るべき倉庫の名を稅關に明示せば普通倉庫に入れて差支なき貨物

猪皮、蠟燭、羽毛、紙、砂糖、茶、茶葉、茶磚、茶葉箱印度綿紗

又最も大口物なる綿糸に於ては、印度綿糸は俵裝一樣にして過誤の憂なきも、日本綿糸は大小兩樣の俵裝ありて檢查

に於て混同の恐ありとて除外例に編入せられざるべき由を内知し、日本郵船會社支店に於ては兩三ケ月以來稅關長に對し强硬に懇請し、是は日本棉糸貨主幷に倉庫に對し甚大なる打撃なるを以て是非共印度綿糸同樣除外例に編入せられたき旨交涉の結果、遂に昨日に至り是は公表の除外例表には載せず、單に口約を以て除外のことに承認すべき旨回答に接したる由なり、從つて日本綿糸は各船より庫入に際しても從來と何等異なる處なく單に積場所を一々稅關に明示するに止まる次第なるも、其他の貨物に在りては右表除外例以外の貨物及一切輸入倉庫に收容し、受荷主に於て稅金納付濟の時より四十八時間内卽二日以内に他倉庫に移轉する事となりし次第にして、若二日以内に荷主に於て引取らざる時は倉庫業者に於て之を他の倉庫に移さゝるべからざる規定となりし爲、各倉庫業者は過日會議を開き其場合に於ける移轉料は受荷主負擔たるべき事に決議し、其移轉料として荷渡に際し從來のランヂングチャージの半額といふ見積を以て、

日本郵船會社倉庫　日清汽船會社倉庫
大阪商船會社倉庫　南滿洲鐵道會社倉庫
上海虹口倉庫會組　張家濱倉庫
招商局碼頭倉庫　支那航業會社倉庫
太古碼頭倉庫　鴻安公司倉庫
開平煤礦公司倉庫　美最時公司倉庫
寗紹公司倉庫　揚子碼頭倉庫

等各倉庫及汽船會社連合の名義を以て上海各新聞に廣告せるが、參考の爲めに郵船會社に規定せる移轉料を示せば凡そ次の如し。（料金は貨物一個に對してなり）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 羅紗類 | 四分 | 繭 | 四分 |
| 時計 | 四分 | 鷄卵 | 三分 |
| ガルナワワ | 三分 | 硝子器 | 四分 |
| 人參 | 三分 | ブック袋類 | 一錢 |
| ブック袋古 | 六分 | 寒天 | 四分 |
| 皮革 | 六分 | 百合花 | 六分 |
| きのこ類 | 四分 | 藥材 | 五分 |
| シャツ類 | 四分 | 胡椒 | 四分 |
| ボンジー絹布 | 四分 | 毛布類 | 四分 |
| ふかのひれ | 四分 | 獸皮類 | 五分 |
| 麥藁帽子 | 七分 | 切昆布 | 三分 |
| シーチング | 四分 | シリンブス | 四分 |
| 石鹸 | 三分 | 絹 | 四分 |
| 煙草葉 | 三錢 | タオル | 四分 |
| 薑黄 | 五分 | 錫板 | 四分 |
| 傘類 | 五分 | 酒類 | 三分 |
| 綿糸（大） | 六分 | 綿糸（小） | 四分 |

# 司法工商部令商事公斷處章程

（一月二十七日發布）

## 第一章　總則

第一條　商事公斷處は各商會に附設す

第二條　公斷處は商人間に於ける商事上の爭議に關し仲裁の地位に立ち訴訟を息め和解せしむるを以て主旨とす

第三條　公斷處の評議場は各商會總理又は協理より事の繁簡を酌量して分別設立す

第四條　公斷處の經費は各商會に於て之を擔任す

第五條　公斷處の辦事細則は各商會より擬訂して當該地方官に報明し、查閱准許を經たる後司法部及工商部に呈報して其會同檢查を經べし

## 第二章　公斷處の組織

第六條　公斷處は左の職員を以て之を組織す

一、公斷處長

二、評議員

三、調查員

四、書記員

第七條　各商會公斷處は處長一人、評議員九人乃至二十人（事務の繁簡に依る）調查員二人乃至六人（同上）書記員二人乃至六人（同上）を置くべし

第八條　處長評議員調查員は凡て名譽職とす、但し三十元以內の報酬を酌給することを得、書記員の報給は公斷處に於て各地方の情形に於て酌給す

## 第三章　職員の選任及任期

第九條　評議員調查員は各商會の現任會員中より之を互選し、得票多數のものを以て當選者とし、得票同數なる時は抽籤に依る、互選は連記投票法に依る

第十條　第九條の職員は互選の場合に會員の三分の一の數を預選すべし

第十一條　書記員任用の規定は評議員と商務總理或は協理と合同して之を酌同す

第十二條　評議員調查員の任期は二年を以て限りとし、再選せらるゝを得るも二次以上を越ゆることを得ず

第十三條　處長事故ありて出席する能はざる場合には筆頭の評議員之を代理す

## 第四章　公斷處の權限

第十四條　公斷處に於て受理すべき商事爭議は左の各款に限る

一、起訴以前にして双方商人が公斷處の仲才を請ふことを同意せる場合

二、起訴の後にして法院より調停を依頼されたる場合

第十五條　起訴の後なる時は其商人より請願し又は法院より依頼されたると其何れを問はず、原被兩告は法院に情願して訴訟を息め、該訴訟を撤回するの權あり

第十六條　評議員は判決上必要の行爲と認め而かも自ら之を行ふ能はざる場合は呈請して之を法院の管轄に歸することを得

第十七條　評議員の判決は双方の同意を經て初めて其効力を發す

第十八條　双方は評議員の判決に對して若し不服なる時は起訴することを得

第十九條　評議員は双方が判決に對して異議なき場合に之を强制執行するに當りては法院の管轄に移して其宣告を請ふべし

第二十條　評議員は理の屈したる者に對しては相當の費用を徵收することを得、双方各理由ある場合には其費用を平分して負擔せしむ、但し係爭物價の百分二を越ゆることを得ず

第二十一條　第二十條の費用の用途は評議員より双方に宣布して其同意を得べし

第二十二條　評議員は證人鑑定人を訊問することを得、但其出場或は具結を强制することを得ず

第二十三條　評議員は判決以前に必ず當事者に訊問し、且つ必要の場合には或は自ら又は調查員に托して爭議の事實及關係を審查するを要す

第二十四條　處長は處內一切の事務を處理するの權あり

## 第五章　判決順序

第二十五條　公斷處は双方の訴書を接受したる場合には三日內に通知書を發して何日に双方出頭すべきかを囑令すべし、其法院より委任せられたる場合亦同じ

第二十六條　公斷の開始は双方場に到れる場合に限り、缺席裁判をなすことを得ず

第二十七條　調查員は委托を受けて調查したる件及其の自ら證據の確實なるを知れる場合には之を報告書に作成して評議員に交付すべし

第二十八條　商事爭議を處理する場合には評議員三人或は五人を以て之を行ふ

前項の評議員は處長より選員抽簽して一人の評議員長を推選す

第二十九條　公斷の判決は投票を以て之を行ひ、多數決に依る、可否同數なる時は評議長之を決定する權あり

第三十條　處長に於て評議員が廻避の理由ありと認むる時は之を廻避せしむることを得

第三十一條　評議員は簽定事件に關して自ら廻避する必要ありと認むる時は其理由を具して廻避することを得

第三十二條　係爭當事者は簽定評議員に對して拒否する理由ある場合には其拒否を陳請することを得

第三十三條　廻避拒否等の場合には處長は別に評議員を選定すべし

第三十四條　評議員は判決の後は公斷書を作成し、年月日を記載し署名捺印の後各當事者に交付すべし、但し已に起訴を經たるものなるは謄本を法院に送るを要す

## 第六章　職員の制裁

第三十五條　公斷處の職員瀆職の事情ある場合には處長或は商會總理より其情節を具して退職を命じ又は其商會々員たることを除名す

第三十六條　退職或は除名されたる職員は係爭當事者に於

て若し其職員の爲めに損害を受けし場合には賠償を要求することを得、損害賠償は必ず處長或は商會總理に向て之を爲すべし

第七章　附　則

第三十七條　本章程施行の後は從前各省所定の公斷章程は之を廢止す

第三十八條　章程の變更廢止は司法部工商部と合同し部令を以て之を定む

## 日華學友會生る

僕は個人として中日兩國の青年を聯結し、將來兩國提攜の關鍵となすことは目下の急務と信じ、久しく都下の學生諸氏が此種の企てあるを望んで居たのみならず、胡漢民君等も大に之を贊成して支那留學生に勸告した。日本學生も亦時運の赴く處を察して遂に十大學校の有志數十人其他のものが發起して二月二十二日に築地精養軒で兩國學生相合して孫逸仙氏の歡迎會を開くことゝなつた。當日僕も熱心なる贊同者の一人として出席して見聞した二三を漏せば、出席者は民國の學生七分、日本學生三分合せて五百餘名、立食の饗應があつて頗ろ盛大な會合であつた。三階では尾崎行雄氏が脫黨の宣告演說をしてる。二階では孫逸仙氏が熱烈に兩國學生に訓話してる。拍手の音、喝采の聲は階上階下に鳴り響いて、副島博士が痛快なる演說を終らんとし、我々が孫氏を歡迎する所以のものは只だ夫れ二十年來氏が正義の爲めに苦節を守られたからである、東洋の政治に非東洋人が手を出すのは不正義であると絕叫した時に尾崎君が入場した。（詳細は次號）

**捻虱談虎**

▲二月十六日孫氏一行は日暮里の近衞公爵家の墓地へ行つて泌み〳〵と故公爵の靈を弔つたが、其の歸りに公爵家では一行を上野精養軒へ招いて午饗を供した、公爵の令弟津輕伯が紀念帖を取り出して出席者の揮毫を求めると孫氏が先づ筆を取つて「博愛」と大書した、何天炯氏は「和氣滿亞洲」袁華選氏は「能不依々」戴天仇氏は「忠恕而已」宮崎滔天氏は「道」の一字を、寺尾博士は「義」の一字を記された。▲會食中段々と話に花が咲いて故公爵の追懷談が暫しは盡きない、同文會幹事大內暢三氏が故公爵と支那へ遊んだ時、公爵の通譯たるべく外の人ではいけない、是非其白岩龍平氏でなければならぬと申入れたので公爵は何も知らず、それはよからふと云ふので白岩君に一任した、處がそれは大內先生の秘計に出でたもので、當時白岩君は新婚した計で暖く結んだ夢はまだ中々醒めやうともしないのであつたのを、大切な用件を帶ぶる通譯だから是非頼むと云つて白岩君を新夫人と別れて湖南三界迄引張り出したのは實に痛快だつたと大笑する、それを又津輕伯が英語でもつて詳細に孫氏へ紹介する、孫先生も謹嚴の相を崩して笑ふと云ふ有樣で、地下の近衞公も定めし苦笑して居られるだろふと一同は更に故公爵を思ふて止まなかつた。▲朝鮮と滿洲との間に例の間島がある、間島は閑島に通じ、又寒島に通ずる、我同胞が同地へ住むやうになつてから今迄に一番寒かつたのが攝氏零度以下三十二度で昨冬は同二十九度、昨今北風がピユー〳〵吹いてるけれども尙二十二三度位、處が同地で發行する間島時報と云ふ邦字新聞にこんなことが書いてある。▲間島の同胞は曰く、同地は住むに從つて年々暖くなるやうです、是れも矢張り日の本の御威光でこう暖くなるのでしやう、拙者なぞも昨年貿に入れた溫袍を本年は受け出さないで濟んでしまつた云々……暖いので出せないのか懷か寒いので出せないのかそれとも溫袍より暖き何かを得たのではあるまいか▲其昔瓢零の孫氏を優遇したと云ふ芝愛宕町の大陽館の主婦に對して孫氏より金六千圓を御禮として贈呈したとか云ふ話だ▲武昌では此程乞丐團といふ秘密結社が組織された。團員は皆革命の元勳で志を現今に得ない浮浪者流であつたが、機會があつたら何か一仕事遣らかさうとたくらんで居た。之を聞き知つた黎元洪大に驚いて盛に金を撒き散らしてとう〳〵之を解散させてしまつたと云ふ事である。

# 支那最近時報

## 民國新法令

### 陸軍著作奬勵條例

（二月二十五日發布教令第十七號）

第一條　左記各款は凡て陸海軍著作と看做し、著作人より陸軍部又は海軍部に呈し、審査の上有益と認むるものは第二條により分別奬勵す。

一、自著或は繙譯の軍用書籍

二、同上軍用圖畫

三、同上軍用表

四、繙譯の機密報告

第二條　書籍奬勵の法左の如し

一、二千部乃至五千部迄は陸軍部又は海軍部に於て印刷發賣するものは著作人と毎部の定價を協定し、販賣價額の若干を以て奬勵金として給與し著作權は著作人に於て保有す。

二、奬勵金の割合は左の如し、但し奬勵金を給與する場合に於ては著作權は部に有るものとす。

自著の分　毎千字

十四元以上二十元以下

譯書の分　同

三元以上十五元以下

以上二種奬勵方法は奬勵を受くるものに於て選擇す。

第三條　圖案表冊機案報告の奬勵金は隨時酌定す

第四條　凡そ陸海軍部に送呈して審査を經んとする著作に對しては、著作者は、其自著に係るものは須らく説明書を具し、著作の緣起並に參考の書籍圖畫表冊を説明し、譯文に係るものは原文と原稿と同時に呈とすべし。

第五條　陸海軍著作は陸海軍部の審査の結果不合格となりたるものに對しては之を原著作者に返付す

第六條　陸海軍著作は其奬勵金を受け著作權の部に歸したるものは該原稿或は類似の原稿等を他處に賣り、又は自ら發刊することを得ず。

第七條　第二條第一種の奬勵を受けたる陸海軍著作は其著作權は原著作者にありと雖も部に於て未だ印行發售せざる以前は自ら印行發售し又は他處に賣ることを得ず、又第二版發行の場合には第一版の場合に準じて毎部の奬勵金を定め、發行部數に應じて之を支給す

第八條　陸海軍著作を部に送呈して領收書を發行したる場合には未だ奬勵せざる又は原稿を返還せざる間は部に於て秘密を得るの責あり、

第九條　陸海軍著作を部に送るの法左の如し

包裝、白布を以て之を包み、密縫して封蠟を施し、著作人の封印を爲すこと

遞送法、包裝上には明に著作物にして陸軍部又は海軍部軍學司宛なることを記載すべし

第十條　本法は公布の日より之を施行す

# 電政管理局職掌暫行程章

（一月三十一日公布）

## 第一章　總綱

第一條　電政管理局は交通部に隷屬し電報、電話及び無線電信に關する事務を掌る

第二條　電政管理局の名稱、管轄區域及び駐紮處は左の如く規定す

| 名稱 | 駐紮地 | 管轄區域 |
|---|---|---|
| 直魯電政管理局 | 天津 | 直隸山東各局 |
| 奉吉黑電政管理局 | 奉天 | 東三省各局 |
| 江蘇電政理局管 | 上海 | 江蘇全省各局 |
| 鄂湘電政管理局 | 漢口 | 湘南湖北各局 |
| 粵杜電政管理局 | 廣東 | 廣東東西各局 |
| 晉豫政電管理局 | 開封 | 山西河南各局 |
| 贛皖電政管理局 | 九江 | 江西安徽各局 |
| 滇黔電政管理局 | 雲南 | 雲南貴州各局 |
| 川藏電政管理局 | 成都 | 四川西藏各局 |
| 新青電政管理局 | 迪化 | 新疆青海各局 |
| 秦隴電政管理局 | 西安 | 陝西甘肅各局 |
| 閩浙電政管理局 | 杭州 | 福建浙江各局 |
| 蒙强電政管理局 | 庫倫 | 內外蒙古各局 |

第三條　電政管理局は各其區域內の電報電話各局を管理す

## 第二章　組織

第四條　電政管理局に職員を置く事左の如し

監督　文牘員　主計員　巡線總管
核算生　書記生

第五條　監督は毎局一人とし交通部の命を承け局務を總理し所屬及び各局の職員を指揮監督す

管理局總監督は電政司々長之を兼任し部令に依る範圍內に訓條批飭を各監督に發する事を得

第六條　文牘員は毎局一人とし監督の命を承け本局文牘事務を處理す

第七條　主計員は毎局一人として監督の命を承け本局會計出納事務を處理す

第八條　巡線總管は毎局二人乃至三人とし監督の命を承け線路工程事務を處理す

第九條　核算生は毎局四人乃至六人とし上官の指揮を受け核算事務に從事す

第十條　書記生は毎局四人乃至八人とし上官の指揮を受け繕校及び庶務に從事す

## 第三章　職掌及び權限

第十一條　電政管理局の職掌は左の如し

一、名局の營業の管理に關する事項
二、各局職員領生の考核に關する事項
三、各局勤務の整頓に關する事項
四、名局會計の核復に關する事項
五、名局線路の巡修に關する事項
六、電務交涉保護と地方行政官との交涉に關する事項
七、其他監督各局に關する事項

第十二條　電政管理管は前條各項の事務を執行する時方法を交通部に報告し查核に備ふべし

第十三條　電政管理局は其職權に依り

部令を執行する範圍内に訓條、批飭通告を所轄區内に各局に發する事を得

第十四條　若し特別の事項ありて交通部の特別委任を經て處理する者の其職權は別に部令を以て之を定む

第十五條　電政管理局は該局轄區域内電政改良及び廣事務に關し交通部に建議し採擇を俟つて施行する事を得

第十六條　監督所轄各局は各々一二三等電報局に擬し部令を以て之を定む

第十七條　監督以下各局員の委任、調派及び手當、公費等は交通部にて之を定む

第十八條　各區管理局の執務章程は別に規定す

## 第四章　附則

第十九條　本章程は准許を得公布したる日より施行す電政管理局及所轄區域内各局處數各局表は前號に揭載したれば略す但し奉吉黑管理局の次に左の一項を脫したるを以て茲に訂正す

江蘇管理局　上海　三　五　三九

# 各部委員執務規則

（一月三十一日國務院令公布）

第一條　委員は各部總長に隨同して國務院に至り主管總長の命を承け事務を處理す

第二條　委員に執るべき事務は左の如し

一中央直轄官廳の組織畫一に關する事項

二預算協商に關する事項

三國務會議の議案及其他諮詢に關する事項

四交涉を要する各部局の事務に關する事項

五其他委任に關する事項

第三條　委員は毎日午前十一時より午後二時迄國務院に到りて執務す但し特別事件及び中止する能はざる事務に遇へば時間を延長する事を得

第四條　委員は執務事務に對し秘密を嚴守する責あり

第五條　委員討論會を開く事を得其細則は別に之を定む

第六條　本則の未だ盡さゝる事宜は隨時增改するを得

第七條　本則は公布の日より施行す

# 各部委員討論會細則

（一月三十一日國務院令公布）

第一條　委員は執務規則第二條第三條に證する所の事項に依り討論會を開く事を得

前項討論會には國務院秘書、法制局參事、蒙藏事務局參事之に加入する事を得

第二條　地方行政に關する事項にして必要なる事情ある時は國務院より經驗學識に富める各員を招請して來會せしめ討論せしむる事を得

第三條　凡て各部に關係する事件にして必ず該部主管員の說明を要する時は隨時該主管員を邀同して來會し說明せしむる事を得

第四條　火曜、木曜、土曜日は十二時より二時迄を討論時期とし中止する能はざる者あれば之を延長する事を得特別の事項あれば臨時討論會を開く事を得

第五條　委員の來會十人以上に至り始

めて討論すべし

第六條　討論の時は主席一人を設くべく法定の各部次序に依り週毎に之に輪班す

第七條　討論すべき事項は主席より一日前に各委員に分送す緊急事項は臨時提出する事を得

第八條　凡て討論事項は各員の陳述せる意見を添へ國務院呈報すべし

第九條　會議事項は淨寫の上保存すべし

第十條　本則の未だ盡さゝる事宜は隨時增改するを得

第十一條　本則は公布の日より施行す

## 政治

### 第二蒙古王公會議

過航張紹曾主催の綏遠城に於て開催せられたる內蒙古西部王公會議の結果は左の數條件なり。

(甲)共和贊成を實行する事

(一)五色の國旗を揭揚す

(二)議員を選擧す

參議院議員は綏遠城來會の王公により組織せる選擧會にて之を選擧し衆議院議員は綏遠城來會の王公に於て選擧人の資格を按照して先づ名簿を調製し之を各該旗の選擧人に通知し選擧會を開き二名を選擧して初選當選人と爲し北京に派遣して選擧會を組織せしめ之を選擧す

(三)大總統の命令及び國會に於て議決して公布する法律を遵奉す

(四)西盟地方の更改すべき事件にして蒙古に裨益ある事は將軍に於て隨時法を講じて陳商したる上各王公をして處理せしむる事を得

(乙)露蒙協約を承認せざる事

(一)本會議に於て王公全體が承認せざる理由を大總統、國務院、參議院、蒙藏事務局に電呈し並に外交部をして列國に通知せしめらるゝ事を請求す

(二)全體の承認せざる理由を各省都督及び各政團に通知す

(三)庫倫及內外蒙古各盟に協約を承認する能はざる理由を宣明し並に獨立取消を庫倫に勸告す

(丙)兩盟の要地を保護する事

(一)西盟の王公より內外の形勢を按照して將軍に請ひ兵を派遣して駐屯せしめらるゝ要地を酌定して保護の實行に便す

(二)各旗を保護する爲め各要地に駐屯する軍隊の居住すべき民家無き時は蒙古人に於て一時法を講じて其宿舍を供給すべし

(丁)派遣軍隊の費用は一切將軍より支出する事

(戊)蒙古人民の生計を籌畫する事

(一)西盟內外の林礦各種の實業は將軍より吏員派遣を請ひ踏査して創業し西蒙の發展を圖る但し游牧及び寺廟墳塋を碍けざるを以て限りとす

(二)各旗所轄境內の耕作に適する地は牧場及び寺廟墳塋の爲め殘し置く者の外將軍に於て督勵して吏員を派遣して調査し各旗をして開墾せしめ農業の發達を期し並に蒙古人の生計を裕にす

(三)以後各旗の開墾方法は將軍の督

辨を仰ぎて適當に規定開墾して積年の弊政を除去す

(四)蒙古の實業を創設するには先づ第一蒙古人の勞働者を招用して衣食を裕かならしむ

(庚)蒙古人の教育を振興する事

(一)綏遠城に蒙古公立學校一個所を設立し各旗より漢語に通ずる者を選擇して入學せしめ漢文を以て普通科及び農工の初學を授け卒業後歸旗して事務に當る其或は內地の高等專門學校に轉學せしめて專門家を養成す

(二)公立學校の經費は各旗にて分擔して支出し教育法は將軍に於て籌畫規定す

(三)各旗內に漢文漢語學校を設立して蒙旗の文化開展を速ならしむるに便す

## 省議會の權限及組織

各省々議會議員選擧は這般略ぼ結了し順次開會せらるべきを以て袁總統は去月三十一日其組織及び權限に關し左の命令を發し心得方を示せり

各省々議會は已に夫々期を定めて召集すべき旨各省行政長官に通令したるが省議會は本來地方の議事機關なれば昨年三月本大總統より各省臨時省議會の改組を通令したる時已に此等議會章程は法律に屬し參議院の議決を經て公布施行すべきものなるを以て未公布施行以前には省議會の一切の組織及び選擧方法は一時普通の簡單なる選擧法に照らして處理すべき事を聲明したり今回正式省議會議員は既に同會議員選擧法に依りて選擧せられたるものなれば同會召集後の組織方は臨時の方法と異るべく實に各省の勝手に委す可らず是を以て政府は地方行政編制法施行草案を提出すると同時に別に議會暫行條例を定めたるを聲明し並に同暫行條例公布施行後前清諮議局章程を廢止する旨を聲明して參議院に提議し置けるも同暫行條例の未公布施行前には前清諮議局章程は現行法律の一部に屬するものなれば各省々議會の一切の組織及其職權は民國の國體及び新頒布の法令と牴觸する部分を除き當然適用すべきものとす各省行政長官は該省々會議召集の際には省議會暫行條例の議決公布せらるゝ迄一時此種現行章程に照らして夫々處理し輿論を重んじ紛岐を杜絕すべし。

### 支那各政黨の成績一斑

此次民國に於ける衆議院議員の選擧は新疆湖北湖南四川の四省が未だ其結果を發表せざる外其餘の各省に於て國民黨は已に二百八十九名を得たるが內譯は雲南省十九名廣西省十四名廣東省三十名浙江省三十名江蘇省十四名直隸省二十四名黑龍江省八名吉林省六名奉天省十六名山西省二十五名江西省二十六名安徽十七名福建十四名河南省十六名陝西省二十名甘肅省十二名なり而して共和黨は百名を得民主統一兩黨は各數十名ありと云ふ。

### 奉天省議會の質問

客年張都督着任珍らしくも從來の記錄を破り省議會に臨みて堂々施政方針の演說を試みたるが其後省議會側の觀測に據れば一向に其所言を實行せざる而已ならず却て往々不條理の處置多しとのことなるが去月末臨時省議會を閉

づるに當り左記の質問提出されたり。

一、財政に關する質問案の尚未だ回答なき理由及び目下の整理狀態如何

二、冗員淘汰俸給節減案の尚未だ回答せられざる理由及び本案を承認するや否や

三、現行官制は尚未だ參議院の議決を經ざるを以て暫らく實行を見合されたしとの書函に對し尚未だ回答なきの理由及び既に獨斷專行を以て當該官吏の任命を要請したるや否や

四、官銀號の益金中都督は一萬兩を使用せりとの說あり若し事實とすれば其の使途如何

五、大倉洋行よりの借款案は本會之を否決し參議院の議案となせり而して目下尚未だ何等の回答に接せず

六、軍務を主宰する參謀長は何人を任用せんとするか或は私人を任用して張銑を推倒せんとするには非ざるか

七、新聞翻譯の爲め特に專員を設け百餘金の俸給を支拂ふの必要如何

八、歲入を案ずるに租稅七十萬兩地券稅七十萬兩鹽稅百四十萬兩雜收入八十萬兩合計七百二十萬兩（荒年の減收を見込まず）にして歲出は行政費二百五十萬軍餉六百萬兩合計八百五十萬兩（戰時費を含まず）なり卽ち歲入不足百三十萬兩は如何に之を處理するか及び民國元年中の決算を示せ

九、四國借款銀四十萬磅及正金銀行借款日金二百十二萬圓の償還方法如何

右質問書に對する答辯は來る十日より再開すべき省議會に廻附せらる可き由なるが若し此の答辯が不幸にして各議員に滿足を與ふる能はずんば省議會と張督の間柄は益々險惡となり結局省內政治上の紛亂を釀すに至るべしと。

## 蒙古議員の得點數

內蒙哲里木盟衆議院議員選擧の結果一日奉天公報に據りて發表せられたる處に依れば博王旗の富勒深氏四千五百四十五票にて當選し阿昌阿氏は千六百二十一票にて當選せり

## 都督推擧の憲法起草員

目下參議院に提出され居る憲法起草委員會の委員中各省都督の推擧に屬するものは各都督より順次本省のもの一名他省のもの一名を選定して推擧し來りつゝあるが判明せるは左の諸氏なり

| | | | |
|---|---|---|---|
| 直隸 | 籍忠寅 | 李景銘 | |
| 湖北 | 劉斌一 | 張仲炘 | |
| 江蘇 | 王寵惠 | 陳陶怡 | |
| 福建 | 王世澂 | 嚴復 | |
| 山西 | 解樹強 | 伍朝樞 | |
| 山東 | 丁世嶧 | 項驤 | |
| 浙江 | 李士釘 | 孫世偉 | |
| 河南 | 王印川 | 湯化龍 | |
| 吉川 | 鳥澤聲 | 陳發檀 | |
| 四川 | 鄭孝可 | 汪榮寶 | |
| 雲南 | 席聘臣 | 蕭堃 | |
| 黑龍江 | 郭則雲 | 恒鈞 | |

## 湖北秘密結社

襄陽鄖陽一帶には從來七星會、綠帶會、同袍會、紅燈會、九龍會なるものありて各地に割據し匪徒の數亦甚だ少なからざるが此頃房縣にも亦天王會なるもの現はれ來り天王廟を根據として公然大旗を飜へし種々の告示を發布して獨立を宣言し良民を煽惑しつゝあるより是れが爲め同地の知事陳沛霖は軍隊を率ゐて討伐せんとしたるも同根據地は四面皆山岳を環らし守るに易くして攻むるに難き所なるより第一回の攻

擊は不利に終り目下三千の大軍を以て之れを包圍せんと計畫しつゝあるよし

# 外交

## 蒙古西藏條約

本月四日ウルガより北京の或筋に達せる公報に據れば、達賴喇嘛の使命を帶べりと公言しつゝあるピリアド僧ドウザエツフは、達賴喇嘛の名義を以て活佛呼土克圖と左の條約を締結したりと云ふ。

第一條　西藏は蒙古の牝豚の年に於て宣言せる獨立自治權並に呼土克圖の蒙古に對する統治權を承認す

第二條　蒙古は西藏の獨立自治權並に達賴喇嘛の西藏に對する統治權を承認す

第三條　締盟兩國は確乎たる基礎の上に佛教建設の手段方法を講ずべし

第四條　締盟兩國の一國が內部或は外部の危險に脅かさる時は他の一國は之を援助すべし

第五條　締盟兩國は相互に其一國人が宗教上或は政府の用務を帶びて他の一國內を旅行する時は之を保護援助すべし

第六條　締盟兩國は兩國人の商業取引並に商業的施設に對し便宜の手段を採るべし

第七條　商業取引上の債權に就ては各當該國政府が之を是認したる場合に限り西藏に於ては蒙古人蒙古に於ては西藏人により引受けられ其他の要求に就ては之を受理せず。但し本條約發布以前に行はれたる商業取引上の要求は其重大なるものに限り各當該國政府に於て之を受理し部落に對し債務を要求するを得ず

（註）從來蒙古に於ては一蒙古人に對して有する債權は其全部落或は團體に依り債務全部の支拂を引受けらるる慣習なりと見ゆ

第八條　本條約に對し今後條件追加の必要ある時締盟兩國全權委員の協議に依り之を決す

第九條　本條約は調印の日卽ち西藏に於ては水鼠の年蒙古に於ては皇帝推戴の第二年西曆千九百十三年一月十一日より實施す

### 露國總督の要求

露國黑河總督は外交委員アイコレフを齊々哈爾に派遣し宋黑龍江都督に對し左の要求を爲さしめたり

黑龍江の航行權は露支兩國の獨立事業となすこと

黑龍江航行監督局を設置し露支兩國より委員を派し協同監督の任に當らしむ

支那官憲は黑龍江省に居留する露國人に對しては特別の保護を與ふること

黑龍江一帶の金鑛は擧げて露國人の開掘に任ずること

黑龍江省に於ける鐵道警察を露國に一任すること

之に對し宋都督は露蒙協約事件にて國論沸騰し居る折柄親ら其交涉に當るを避け外交部に電照し速かに露國公使に對し拒絕せられんことを要請したりと

### 蒙古使節露都訪問

蒙古使節は一月廿二日を以て彼得堡に到着し翌日クラスノエセロ離宮に赴きて露帝に謁見し活佛より贈れる駿馬

八頭、玉座スカーフ、寶石製の珠數、短刀、火打等を獻じ別室にて茶菓を饗せられ退出せり使節の露都訪問の目的は表面上蒙古の獨立承認に對する感謝の意を表するにありと云ふも內實は昨年十一月締結せる露蒙條約に洩れたる補助金の請求、軍隊敎育の任に當る士官の增遣、昨年の蒙露兩國軍隊の衝突後の始末、庫倫鐵道敷設其外露國の對淸政策の改善等に關する問題にて使節はハンドワンと稱する有力なる大官なりと云ふ

**西藏特使**

露都來電に曰く西藏特派使ジョルジエッフの使命の性質は未だに詳かならず彼は蒙古及び西藏に關する或る問題に就き露國の意見を確むる任務を帶べるものなりとも稱せらる又一方に於てノウオエ、ウレミヤ紙はジョルジユッフは支那西藏間の關係に對する英國の態度に對し西藏が激昂したる結果生じたる英國、西藏間の不良なる感情を融和すべく露國の仲裁を求めんとする任務を有せるものなりと解せりと。

**露國の對蒙策**

庫倫外交長杭達再濟は此程活佛の命を奉じて露京に赴き露帝に謁見し種々要求する所ありしが之に對し露帝の提出せる條項は(一)蒙古軍各分隊の指揮官は露國人を傭用して之に充當し軍隊の布置に就ては蒙古人の干涉を許さざる事(二)蒙古全土を擧げて露國借款の擔保と爲す事(三)烏梁海地方は露國が蒙古の獨立を保障せる報酬として之を露國に割讓する事にして前二條は已に杭達再濟の承認する所となり第三條は活佛の命令を待ちて回答する事となり居れり而して露國外相の提出せる條件は左の如しと云ふ。

一、露國總監一人を庫倫に置く事

二、總監府內に財政、敎育、實業、司法の四司を設くる事

三、各司々長は各外國駐在領事と同權なる事

四、總監は庫倫政府會議に於て特別發言權を有する事

五、總監は露國皇帝の代表者として絕對統治權を有する事

六、庫倫政府に於て人材登用をなす時は必ず總監と協商すべき事

七、總監の任期を六年とす

八、總監の蒙古に對する施設はすべて露國の法令に準據すべき事

## 軍事

**支那五十師團十旅團**　革命當時募集せし民軍は各省共に漸やく解散を告げたるにつき陸軍部は全國の兵備を左の如く定むる事と爲れり。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 直隸省 | 六師團 | 奉天省 | 四師團 |
| 吉林省 | 二師團 | 黑龍江省 | 二師團 |
| 山東省 | 二師團 | 山西省 | 二師團 |
| 河南省 | 二師團 | 湖北省 | 三師團 |
| 安徽省 | 一師一旅 | 江蘇省 | 三師團 |
| 浙江省 | 一師一旅 | 福建省 | 一師一旅 |
| 廣東省 | 二師一旅 | 廣西省 | 二師一旅 |
| 湖南省 | 二師團 | 四川省 | 三師一旅 |
| 江西省 | 一師一旅 | 雲南省 | 二師一旅 |
| 貴州省 | 二師團 | 陝西省 | 二師團 |
| 甘肅省 | 二師一旅 | 新疆省 | 三師一旅 |

卽ち五十師團十旅團なり然れども兵の實員は不明なるのみならず日本の編成に倣ふと稱するも兵數の少なきは掩ふ可らざるの事實なり。

**湖北四個師團に改編**　湖北の陸軍は革命後八個師團を編成せられたるも其後漸次解散の結果之れを五個師團に改編せられ更らに最近に於て之れを三個師團に改編すべく計畫せられつつありしが武昌都督府に於ける會議の結果今回之れを四個師團に改編せらるることゝなり從來の軍隊は總べて之れを合併或は解散せらるゝことゝなれり而して其改編の結果從來の第一師團は尙ほ舊の如くにして四師團及二師團の兵を合併して第二師團となし六七師團を合して第三師團となし五師團を改めて第四師團と稱することゝなれり又其內の第八師團の三十、三十一聯隊及び五師團の第三聯隊は其補缺に備へ他は總べて解散することゝなれり而して又其新編制の師團長及び駐紮地は左の如くなしき。

第一師團　師團長は黎本唐を以て任命せらる同師團は征蒙軍として編成せらるゝ筈にて其駐紮地は未定なるも何れ蒙古問題の決了後に決定せらるべし。

第二師團　師團長は蔡漢卿を以て任命せられ其司令部は武昌城內に置かれ其師團の第三旅團司令部も武昌に置かるべく又第四旅團の第七聯隊は黃州に駐紮し第八聯隊は德安に駐紮することゝなるべし。

第三師團　師團長は王安瀾に任命せられ其の司令部は襄陽に置かるゝことゝなり其管下の第五旅團は鄖陽に駐紮し第六旅團は安陸に駐紮することゝなれり。

第四師團　師團長は吳兆麟に任せられ其司令部は宜昌に置かる而して第七旅團は施南に駐紮し第八旅團は荊州に駐紮することゝなれり。

**庫倫軍事**　庫倫に於ては目下募集騎步二萬餘人に對し陶什陶督率の下に備聘露國將校をして敎練せしめつゝあり又露國より新たに購入せる軍械は砲六門機關銃十六門及小銃三千挺にして兵餉に就ては露國借款は未だ接收するに至らざるも各蒙旗をして强制的に義捐せしめ一面又牛馬羊豚駱駝等の生畜及煙草茶酒等に保稅し以て財源を潤しつゝありと云ふ。

**露國の蒙古探檢隊**　劉駐露代表の報告によれば露都の士紳及工商學會は一探險隊を組織し外蒙古の利源を調査すべく去月初旬西伯利亞鐵道にて科布多に到り同處より隊を分ちて探險する筈なれば政府は速に對付の策を講ずべしと云へり又露國皇室所屬の地學協會にて先年蒙古探險隊を組織したるが今度該隊總司令コクラスは更に北京探查隊の名を以て探險隊を組織し兩隊に分ちて巳に出發し第一隊は柴里阿賓斯克より貝加爾鐵道にて恰克圖に入り張家口を經て北京に達し第二隊は莫斯西より撤馬拉俄冷布爾を經て西米巴拉帝新克に至り蒙古の南部を過ぎ張家口に出で北京に入る豫定にて該隊には各種の專門家在りて前に蒙古調查を終へて歸國したる際政府の優待を受けたれば今次何れも欣々出發せり云々。

## 金融財政

**洛潼鐵道借款眞相**　何南省洛潼鐵道公司が外債を擅に借りて大總統之が調查命令を發したる事は割報の如く

なるが其は英國商人より五十萬磅借欵したるものにて該鐵道は工事開始より已に五年を經過せるも工事の進行は僅々百淸里に及ばす同公司內部は腐敗其極に達し遂に外欵を借るに至れるものなるが洛潼鐵道とは東西貫通線の一段に屬する大工事にして今に至るも東西兩段を聯貫する能はず大に人の注視するところとなれるが近頃に至り次第に該公司部內の人も到底完全に遂行し得ざらんとの見込みより各自早く私腹を肥して窮局を脫せん事に務めたる結果外欵借用を思ひ付き百方苦心したるも應する者なく最後に當天津の茂利洋行が引受くるに至り而して茂利洋行は本と英米商人の合資にて專ら電氣機械賣買及び請負事業を爲せるが此の次河南新蔡甯某より之を該鐵道關係人に紹介したるに直ちに劉某柴某談判の衝に當り借欵の草案協定に努力し甯某も亦た河南天津間に數次往來し最後に本年一月劉某天津に來りて漸く借欵を成立せしめたり今某內容は如何と云ふに款借は英金五拾萬磅か銀元五百萬元かにて手取り八五〇利息六厘と爲し鐵道及鹽價加斗を抵當に充つる外受負材料の支給等を條件とせる者にて此に注目すべきは該借欵の成立は本年一月なるも已に昨年政府より商人の私に借款するを禁止したる後なるを以て種々苦心の上成立年月を元年八月を改め以て政府の干涉を避けんとしたるが今日遂に發覺するに至り政府は法律に違背せるのみならず汴洛借款問題とも抵觸する故直ちに其取消を嚴令すると共に其事情を天津英國領事に通諜して茂利洋行に轉告せしめ一面河南省都督にも打電して極力阻止せしめたるが河南省に於ても輿論大に沸騰し該事件は只だ公司中二三の者によつて企畫されたる事なりとて大に反對の氣勢を昂げ對付方法に付き協議しつゝありと云ふ。

**白耳義の投資**　白耳義資本家ミストー氏は個人の名義を以て二百萬兩の資金を湖北省龍角山銀礦開掘事業に投資せん事を在漢口英國領事の手を經て同省民政司長に交涉し一月二十五日支那側代表者夏仲膺氏と左の借款條件を議定したりと云ふ。

一、金額全部を以て龍角山銀礦開掘資金に充當し其他の用途に支出する事を得ず。

二、湖北省政府の借款と爲し利率年五厘償還期限十年とす。

三、元利還濟の後每年該礦收益の三十分の一をミストー氏に提出して其報酬金と爲す但し十年を以て限と爲す。

四、ミストー氏は該鑛の事務に關し一切干涉する事を得ず又報酬金利息金以外の他の權利を請求する事を得ず。

**北京電氣鐵道借欵**　北京市街電鐵を敷設せんとするの計畫は久しく交通部內の一問題となり居れるが此程遂に同敷設費として二百萬法を佛商より借入るゝ事に決し已に其調印を了したりと云ふ。

**上海錢莊の純益**　舊歷昨年中に於ては當地の錢業平隱にして租界內及び南市の各錢莊の利益を得たるもの少ならず其の重なる錢莊の純益額左の如しと。

▲租界內　永豐十萬兩、福康八萬兩、豫源八萬兩、彙康四萬兩、鼎康一萬

兩、廣裕三萬兩、承裕二萬八千兩、始大二萬六千兩、恒祥二萬兩、元牝一萬五千兩、存德一萬五千兩、信成一萬五千兩、兆豐一萬兩、恒興一萬兩、同餘七千兩、瑞祁七千兩、寶和直致和二萬兩、久大一萬兩、鴻勝二萬二千兩、萬和一萬兩元久五千兩、鼎牲五千兩、裕豐五千兩、長盛九十兩、永餘萬五千兩。

▲南市　安康三萬兩、安裕三萬兩、聚生四萬兩、致祥二萬兩、乾元一萬五千兩、義昌一萬五千、衡九一萬五千兩、元春一萬二千兩、益愼一萬兩、元昌七千兩、茂豐七千兩、源康五千兩、源昇一萬兩。

**紀念紙幣之發行**　財政部為珍妙之案立國會開會正式大總統選舉紀念之為五百萬圓之紙幣發行多少にても財政部の收入を加へんことを謀り居たるが該記念紙幣は固より不換紙幣にて政府は記念と號し强て人民に賣附け國寶として之を貯藏せしめんとするものなり右紙幣は一元、三元、五元の三種とし一元は黎元洪三元は孫逸仙五元は袁世凱の肖像を印刷するものにて、恰かも繪葉書に類す支那人が果して之を買入るゝや否やは別とし財政部は外國に賣出し外人の金を得べしとまで稱し居れり。

**鹽政法案**　蔡提督は鹽政院總監に任せられたるに對し廣東とり祝電に接せり尙廣東の鹽政を代表する三委員は鹽務に就き蔡提督と打合せの為近々北京に到るべし鹽政法案は每一斤に付き奉天に於て一仙二厘福建中盧に於て一仙山東に於て八厘河東四川關東に於て六厘上海雲南に於て四厘の增稅を示す而して該法案に依れば外國借款の償還に充用せられ得べき千五百萬弗を增徵し得べしと推算さる。

**二月初旬漢口金融**　舊曆歲末に於ける財政の困難を極めつゝある湖北の金融界は非常の窮狀を呈するならんと思ひの外漢口の市場は此の歲末に頻しても餘りに甚しき困難を呈し居らざるものゝ如く市民の多くは案外に小康を保ちつゝあるものゝ如し是れ市民の多數が最初よりして金融の逼迫を警戒したるが為めもあるべく一は亦市上の貿易が多くは現銀の取引若くは短期の取引きを為せる為に種々の弊害を來すこと少なきが為めにして兎も角も舊曆の歲末は是れを以て餘りに大變動を見ることなくして經過するものゝ如し。

**二月初旬天津金融**　支那古來の大節季たる舊曆年末を目前に控へたる天津市面金融は六國借款破裂の報傳はると共に一部商人間には杞憂の念を以て迎へられたるも元來支那街の金融は革命事變以來杜絕の儘にて未だ救濟の實擧がらず銀號は依然として停市を續け帳尻据置きの儘なるに一面商取引は總べて現銀を楯とするに至りたるより舊年末に迫ればとて殊更金融界に動搖を生ずる如き懼なく杜絕の裡にも平穩に經過するの奇觀を呈せん頃日商務總會員等の提唱に依り外債を起して市面を救濟せんとするの說あれ共是は停市中なる銀號の救濟と又一は革命事變後掠奪暴動等の騷亂を經て新たに生ずる外商よりの賣掛代金を決濟せんとするにありて其實行を見るに至れば勿論積弊廢頽せる市面金融は茲に復活するを得れ共是は到底一朝一夕の談に非ず現在の市面金融には殆んど影響を及ぼさ

す尙直隸財政の窮乏を唱ふる事既に久しけれど支那の常態とて危窮焦眉に迫れるが如くにて尙暫らくは堪へ得ざるに非ざれば當年末に際しても上下共慘狀を曝露する如き事は萬無くして送るを得べし外國銀行側の預金尻は露清銀行の取付沙汰等ありて外觀動搖せるものゝ如きも內實に於て同行の預金尻及銀行券の發行減せる高は他の外國銀行の預金尻增加となりて現はれ組合外國銀行の好意に依り共通應援の態度に帳簿上に振替に止まり現銀の流出なく外國銀行總體に於て手許有高は更に減せず預金利子及貨出日歩の如き一定不動の狀況にて寧ろ緩慢を告げ居るの狀態なり。

**吉林官帖の救濟策**　打續きたる吉林官帳相場の低下は最近に至りて尤も甚しく日々暴落に暴落を重ねて殆んど停止する所を知らず陰曆年末の相場

現銀　十二吊五百文
銀元　六吊六百六十文
露貨　八吊百文

を約一ヶ月前一月三日の初立會に較ぶれば實に左の如き大差あるを見る。

現銀　八、八八〇　增　三、六二〇
銀元　五、二六〇　同　一、四〇〇
露貨　六、二〇〇　同　一、九〇〇

されば各商家は不作爲の間に日々損失を受くる譯にして遂に久しく其堪ふる所にあらず金融緊迫し商業は杜塞し正月の結算には破產者續出すべき模樣なり而して此趨向は今日の儘にて過ぎなば正月後と雖も喰止めらるべき格段の理由を見出し難ければ回復は容易に望まれざるのみならず益々此氣勢を續くるならん財界維持の爲めには數月來意見を立てたるもの少なからず就中銀元票發行說の如きは最も有力なりしも夫れには現銀準備の必要あり去り迚無より有を生ずる理なく外債の借入中央の救濟俱に困難なりしかば遂に其實行を見るに至らず財界の樞機を握れる度支司も官銀號と何等目立ちたる施措を試みたることなく拱手して今日に至りしものなり乍併事玆に至りては危機目前に迫り爲めに商務總會は全省の商務分會員を集めて根本的の解決を議せんとし又一部の有志は改幣同志會を起して本位變更の問題を決するに意あり之等は孰れも迫切せる勢に驅られて運動を開始せしものなれと焦眉の急を拯ふには餘りに時日を要する嫌あり唯饒財政司長が近く親ら上京して窮狀を訴へ銀二百萬元の借用を乞はんとするは救濟の方法として最も有効のものなれども同じく財政に苦しめる中央政府に果して此餘裕ありて應諾を與ふるや否は疑問なり。

**蒙古の貨幣及銀行**　露國が庫倫に於て銀行を開設し紙幣を發行して外蒙古の經濟權を掌握せんとする事實は屢次報道したるが今其一端を示さんに左の如し。

一、露國貨幣擴充の計畫　露國は蒙古の獨立後蒙古の各道に局を設け各道へ通行人にして該局の地點を過ぐる時は執照を購領せしめ其は露國貨幣に限ると爲し又繁華なる貿易地には露蒙仲買公司なるものを設立し一切の貿易は露人の手を經由せしめ支那貨幣を通用せしめず支那貨幣一元に五六の割引を加へ又露國の代印ある蒙古紙幣と雖も露國貨幣の下位に置けり。

二、銀行開設の準備　庫倫政府は財政困難の爲め之迄露國に向け抵當を以て借款せるもの約三十五萬七千三百留に達せるが露國資本家は此金融必迫に乘じ庫倫に銀行を設立せんとの計畫を立て已に代表を派して伊爾庫次克商務會に向け極力交渉を爲しつつありと而して該商務會に於ては協議の結果全體より露蒙貿易振興案を提出し表決を俟て採用し庫倫城の西二里半灘地方に銀行を開設すべしと云ふ。

三、支那貨幣禁止の前例　露國官憲は庫倫政府と協約の下に命令を發布し正月一日より支那貨幣の通用を禁じ露華蒙の交易に論に無く民國の銀貨は廢物と爲し前清時代所發の紙幣は六掛けを以て收兌すべしと爲せり。

**長春の大恐慌**　長春方面匪徒猖獗の爲め貿易上及び金融上の影響は既報の如くなるが官帳相場は逐日甚しき暴落を加へ去月三十日吉林七吊一百文黑龍は八吊八百文を唱へ貨幣として價格皆無の姿となり支那商人の恐慌甚しく市面の動亂は殆んど救濟の術なき形勢を呈しつゝあり。

**外國銀行現銀在高**　上海日本人實業協會の調査に依れば二月一日在上海各外國銀行の現銀在高及びチョップ、ローン高及び前週との比較左の如し。

二月一日（土）　一月廿五日（土）

| | | |
|---|---|---|
| 兩銀 | 二四、三九〇、〇〇〇兩 | 二四、一三〇、〇〇〇兩 |
| 墨銀 | 一〇、五四〇、〇〇〇 | 一、〇八、〇〇〇 |
| 銀塊 | 二、九〇四、〇〇〇 | 三、五三、〇〇〇 |
| チョップローン | 二、〇六五、〇〇〇 | 二、〇七九、〇〇〇 |

**廣州灣人頭稅**　廣州灣佛蘭西政廳は該租借地居住支那人に對し左揭の如き人頭稅を賦課徵收する事とし已に昨年六月一日より實施すべき筈なりしも適々該地方一般支那官民の激烈なる反抗を受け爲に本年一月二日より實施する事となり已に之が斷行を試みつつありと云ふ。

一、人頭稅は之を分つて左の二種とす

一等、年壯者及富者　每人納稅額銀一元

二等、農商工從業者　同　銀五毫

二、免納者左の如し。

イ、貧者勞働者等三等階級に屬する十六歲以下の者

ロ、一等納稅者中廢疾者

ハ、二等納稅者中六十歲以上の者

ニ、官公吏及び之に准ずべき者

## 貿易

**大連輸出入の膨脹**　大連の貿易が年次膨脹せるは屢報を經しが殊に昨年度の貨物は輸出及び輸入共に從來に見ざる新記錄を示せり先づ其輸出を見るに總數百九萬三千四百九十噸にして仕向地は左の如し。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日本 | 六五、一七一 | 朝鮮 | 五八、六九九 |
| 支那 | 二九〇、〇九一 | 南洋 | 三三、七九八 |
| 歐洲 | 三九、六六九 | 米國 | 〇六三 |

右の中重なる種別は豆粕を最大とし次ぎに撫順炭、大豆、豆油なるが撫順炭の激增せるは注目の値あり。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大豆 | 一八四、四〇一 | 豆粕 | 四六九、〇八九 |
| 雜穀 | 四九、九三七 | 豆油 | 四九、一三 |
| 石炭 | 二五三、二六八 | 高粱 | 六、八六六 |
| セメント | 九、四五 | 食鹽 | 五、一九八 |

而して以上を四十一年來の分に比較す

るに四十二年度に大豆の歐洲輸出を開始せる爲め百萬噸を超過したるも尙ほ七千噸少なし。

四一年　四四〇、八二九　四二年　一〇三、二一九
四三年　九三、四一五　四四年　九九二、〇八三
四五年　一〇九三、四九〇

從つて輸入貨物高も追年增加を致し總噸數四十六萬三千八百三十噸の巨額に達し滿洲全般の需用を高めたり仕出地は左の如し。

日本　二六八、三四　朝鮮　一八、〇六一
支那　九四、三七五　南洋　三一六
歐洲　四八、九二七　米國　三三、八一七

右の中輸入品中麥粉を最大となし木材食料品、鐵道材料、石油空罐、綿布之に亞げるが玆に特筆すべきは石油の急增にして最も着目に値ふべし。

鐵材　三三、二七九　社品　一六、六二〇
木材　三八、二一三　金物　一九、八三三
機械　一、〇三三　米　一八、〇六四
食料　三三、七二四　煙草　一〇、三七〇
薪炭　一四、〇九六　綿布　二一、三五八
石油　三三、七九九　紙　一〇、八四七
麥粉　四五、五三九　枕木　三三、五一三
空鑵　二〇、〇五六　豆粕　一〇、五四五

尙ほ表に豆粕とあるは浦港より輸送し來りたる所謂逆輸入品たり、之れを四十一年來の輸入高に見るに左の如し。

四一年　三三六、九二七　四二年　二四六、六二七
四三年　三六八、六七〇　四四年　四一五、六七八
四五年　四六三、八三〇

**大連石炭輸出漸增**　大連埠頭一月中の撫順炭輸出は五萬七千八百八十噸にして戎克及びハンカ積を合すれば七萬六千二百三十六噸に達し前月の七萬三噸に比すれば六千二千二百三十三噸增加せり仕向地別左の如し。

馬尼剌　三、二〇〇　打狗　六、八八〇
仁川　四、八三五　芝罘　五〇〇
登州府　一〇〇　青島　九〇〇
南京　二、〇七〇　熱田　八、五六五
廣東　二、三三〇　上海　四、三〇五
南通州　二、九二〇　浦鹽　一、七〇〇
大阪　二、九〇〇　神戸　一、二〇〇
新嘉坡　三、八五〇　彼南　四、四四〇
橫濱　六、二九五

**小型瓶の輸出好況**　輸出小瓶型は支那革命後歐米新思想の勃興と共に近來支那各地を通じ從來曾つて見ざりし化粧品賣藥製造工業等の新事業の發達と共に近來其需要を喚起せしが之れと共に從前我國より輸出せし大型房瓶は支那內地に於ける斯業の勃興及び海運界の活況と共に運賃をして一層昂進せしめたるを以て却て打擊を被りしが小型物は破損の程度尠なきに幼稚なる上海硝子の影響を受けざるを以て此の際我當業者にして一層生品の改良及び市價の低廉を計るに於ては我小型瓶輸出は好況なるべしと。

**遼西の日本煙草**　遼西に於ける東亞煙草の勢力は英米トラストに壓迫され其の賣行は英米の十に對する二の比例の由なるが英米側は日本煙草側の多く力を用ひざるに乘じ諸種の廣告方法を利用して年來擴張に力めつゝある結果ストレートカットピンヘットの如き遼西一帶は勿論蒙古方面迄渡り居れりと去れば東亞煙草たるもの玆奮勵一番の必要ありと歸來の旅行者は語り居たり。

**長春大豆出廻り**　昨年十月より本年一月末に至る四ヶ月間長春驛大豆の出廻りは十五萬噸の多きに達し內二萬五千噸は東淸鐵道に依り輸送し來

りしものにて本年は同鐵道が運賃引下げの爲め滿鐵の輸送減退せんとの豫想なりしに事實は之に反して大豆雜穀の大連に輸送せらるゝもの多きのみならず東淸鐵道より滿鐵に積み替への大豆昨年に倍加したる好況なりしが是れ本年は歐洲の大豆需用尠なかりし結果浦鹽航路を變じて大連に輸出せられたる次第なり價格は一噸三十圓として十五萬噸の總價格四百五十萬圓に達すべく之に對し正金銀行の貸付高千車なりと云へは一車一千圓宛として百萬圓に達すべき譯なり尙ほ來る三月までには出廻り總額二十三萬噸に上ならんと云へり。

**二月初旬天津市況**　舊曆年末に際せる當地市內の概況を觀るに各外國租界は引續き人口の增加より大小商舖は客足相當繁く其賣行狀態も昨年の同期より尙上向の有樣にて南方より移住せる支那人にしてたに商舖を開ける者續々あり其他內外商店の增加に依り市街は一段の光彩を加へ事變後物情未だ鎭まらざる割合には市況大に振へりと云ふべし支那街方面に在りては燒失されたる家屋の再建略ぼ成り燒出された支那商人は未だ慘憺の恩典に浴せずと雖夫々資金を融通し商品を整へ新築家屋に復歸して營業を勵みつゝあり尙本年は表面陽曆新年を祝ひし者數多あれ共地方は勿論市內にても其大部分は舊曆に依り元旦を祝ふ模樣にて年末年始の買物客は例年に劣らず足跡可なり頻繁にして卸小賣店とも相當の賣行あり物情紛々たる割合には一般に好景氣を呈せり。

**山東の棉花**　山東省に於ける棉業の最盛區は高唐、夏津の兩處にして地質は肥沃、產額亦た豐富を以て稱せらる客歲に於ける實業家の確實なる調査に據れば其產棉數量及び價額は左の如し。

| | 高唐 | 夏津 | 計 |
|---|---|---|---|
| 地積 | 八、〇〇〇畝 | 七、〇〇〇頃 | 二五、〇〇〇頃 |
| 一ケ年數量 | 三、〇〇〇、〇〇〇斤 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇斤 | 二三、〇〇〇、〇〇〇斤 |
| 價格 | 三、〇〇〇、〇〇〇元 | 二、八〇〇、〇〇〇元 | 六、一〇〇、〇〇〇元 |

卽ち兩處の產額は合計六千萬斤にして價額實に六百萬元に達す而して內地に於て費消するもの十中三、四にして海外に輸出するもの十中六、七を占む故に若し當省にして紡績業に充分の發展を期し一意改良を施さば將來其利得計る可らざるものあるべしと。

**間島貿易**　間島は近來年每に貿易進展する由にて、昨年度の如き輸入二十五萬圓、輸出十五萬圓の高を示すに至れり、而して淸津經由貨は輸入に於て其五割を占め、吉林琿春經由額と伯仲し、又輸出者の六割強は淸津會寧及北鮮各地にして、殘餘は琿春吉林地方なりと。

## 交通

**鐵道設計**　支那交通部は此程孫鐵道總辦に商議し左の各鐵道を修築する事に略々決定せりと云ふ。

一、漢口長沙間鐵道
二、保定太原間鐵道
三、宜昌成都間鐵道
四、福州廣州間鐵道
五、廣州龍州間鐵道
六、福州紹興間鐵道
七、通州徐州間鐵道

八、雲南西蔵間鐵道

**白河結解氷期統計**　本月初旬頃氣候比較的に温暖なりし爲め白河の結氷は大部分融解し唯塘沽の附近のみ其儘結氷し居り厚さ十一吋二分の一なりし由なるが今天津港務部長ストラングマン氏の調査によれば本年は例年よりも早く解氷すべしとの事なり同氏の調査に係る既往二十年間の結解氷時日左の如し。

| 年 | 解氷 | 結氷 |
|---|---|---|
| 一八九三 | 二月廿五日 | 十二月廿七日 |
| 一八九四 | 二月廿三日 | 十二月廿九日 |
| 一八九五 | 三月　六日 | 十二月廿七日 |
| 一八九六 | 二月二十日 | 十二月廿一日 |
| 一八九七 | 二月廿六日 | 十二月十一日 |
| 一八九八 | 二月十六日 | 十二月十五日 |
| 一八九九 | 二月廿二日 | 十二月十一日 |
| 一九〇〇 | 二月二十日 | 一九〇一年一月七日 |
| 一九〇一 | 二月廿六日 | 十二月廿七日 |
| 一九〇二 | 二月廿三日 | 十二月廿四日 |
| 一九〇三 | 二月廿四日 | 十二月　七日 |
| 一九〇四 | 二月廿七日 | 十二日十八日 |
| 一九〇五 | 二月廿六日 | 十二月十五日 |
| 一九〇六 | 二月廿六日 | 十二月二十日 |
| 一九〇七 | 三月　三日 | 十二月廿三日 |
| 一九〇八 | 三月　六日 | 十二月十九日 |
| 一九〇九 | 二月十九日 | 十二月十七日 |
| 一九一〇 | 二月廿七日 | 十二月十二日 |
| 一九一一 | 三月　五日 | 十二月十九日 |
| 一九一二 | 二月十九日 | 十二月廿三日 |

## 鑛山

**湖北鑛山**　湖北礦山の盛なることは今に始めぬことなるが其最近に於て調査せられたる石炭の產地は左の如し。

一、牛首山　同山は嘉魚縣の管下に在り東西十餘里に亘れる一山なるが全山皆炭脈を以て充たされ礦種亦頗る佳良なり同地の紳士吳某之を發見し目下武昌の實業司に採掘權の出願中なるが其許可を得たる上は直ちに資金を集めて之れを經營する筈なり。

二、九子山　同山は蒲圻縣の所屬にして佳良なる炭脈あり曾て同地人段某之れが採堀を出願したるも其願書の礦務章程と相合はざるものあるが爲めに實業司より委員を派して調査せしめたることあり同章程による時は其礦區九百五十畝以上ならざれは之れを許さゝるの制限あるも其調査の結果は其れ以上となり居るを以て直ちに之れを許可することゝなりしよし而して其採掘許可の上は直ちに之れが經營に着手の筈なりと。

三、富家山　同山は興國州の管下に在り炭脈數十里に亘る一山にして他の諸炭脈に比すれば礦質頗る佳良なるものあり前きに同地人宋熙臣なるもの之れを發見し實業司に採掘方を願出でたるに之れを調査せし結果頗る有望にもあり又礦區として他に種々の障礙もなく礦務章程とも阻齬する所なきを以て直ちに之れを許可せられ已に採掘に關する手續きも終り居るよし多分遠からず開掘せらるゝに至るべしと云ふ。

四、大厓山　同山は嘉魚縣に所屬にして炭脈頗る豐富なるものあり前きに同地人等日新公司なるものを組織して之れを經營せんとし已に採掘を出願し居たりしも資本の募集中出資者連の內訌によりて遂に半途にして中

止となりたり其後劉某なるもの又々資本を集めて之れを經營せんとし之れを實業司に出願せり然れども劉は前者の覆轍を見て再び種々の難問の發生せんことを恐れ實業司に向つて特別に保護隊の派遣を申込めるも是又規定の許す所にあらざるを以て之れを許し難しとなし未だ開の掘運に至らずと。

## 會社

**本溪湖製鐵集** 近く百噸爐を据付くべしと いへる日清合辦煤鐵公司は現在南玖にて設備整はざる爲め日本人二支那人三十名を使用し小規模に採掘しつゝあり去る四十二年には年尾に三千噸を出したるが本溪湖に於ける製鐵所の設置を俟ち本年中には兩地間に輕便鐵道を敷き鑛石を送付し精錬を爲すべしといへり。

**洮南大同銀行設立** 洮南府馳屯軍統領吳與權は同地方面實業振興策として金融機關を整へんと欲し同地及び鄭家屯の富豪と協り株式組織を以て大同銀行なる者を設立せんとし多數の贊成を得既に假定款を發表し資本額銀十万元とし本店を洮南府に支店を鄭家屯に設けんとて株式募集中なりといふ。

## 雜報

### 北京華法聯進會役員及會員

總會正會長
李煜瀛（中國豆腐公司工業總理）
班樂威（佛國下院議員大學教授博學院員）

總會副會長
韓汝甲（中國豆腐公司商務總理）
胡秉柯（中國前參議院議員）
白　端（佛國前工部總長上院議員）
拉　阿（佛國大學教授）

名譽贊成員
張　謇　朱敘仁　劉冠雄　蔡元培
陳其美　陳昭常　唐繼堯

北京職員
中國側總幹事　韓汝庚
法國例側總幹事　鐸爾孟
書記　胡宗虞　王勁聞
庶務　林炳華　蔡之鋭
會計　鄒濟川
交際　胡宗沂　顧準會　梅鎭涵
　　陸震　徐鐘潘　朱文黼　孫懋銑

第一回北京會員氏名
熊希齡　朱家寶　王治馨　靳志
朱　淇　顧　瑗　劉符誠　銳　祥
韓汝庚　楊光湛　鐸爾孟　張友棟
漆運鈞　胡宗虞　劉定子　宋庚蔭
胡宗沂　李大鈞　顧準會　湯頤公
蘭荷孩　英　傑　許景升　王勁聞
蔡以鋭　顧承會　馮士光　俞道時
陸　震　梅鎭涵　顧顯會　吳天澈
張輝曾　孫懋銑　方知白　顧憲曾
徐鐘潘　閻孟麟　王執中　白雨初
顧繩曾　周人吉　鄒濟川　宗俊琦
田世謙　高鳳岐　白鳳岐　孫培滋
李寶賢　高翀漢　陳臨之　張景耀
鄭恆慶　郭步瀛　賈其桓　王　挺
李澄瀛　韓路卿　何師富　王敬禮
張煥文　李蓉舫　劉澤薰　俞　熙
陳鴻藻　繆承金　吳　簡　韓嘉樹
殷　珍　楊桂山　鄭祖康　沈　昀
張同書　鄭滋蕃　傅　甫　柳延彬

莊啓先　廖劭閑　唐延芬　杜阜和
呂錫棟　張心澈　杜人駿　羅勝彩
祝廷菜　董培之　唐振宗　楊武
周清　白連甫　勞啓楊　陳漢
王之棟　勞壽甫　林治喆　顧復
時經訓　呂槐芳　鄭棨業　梁濟平
時經詮　田鎭　呂錫華　許甘霖
陸海望　張文凱　應時　許德明
李文毅　蔡璐　周曰庠　方煥樞
許育斌　蔡以覲　龔鴻楷　方煥軫
顧紹曾　蔡以豐　劉士芸　孫法祖
顧儀曾　劉鵾書　黃鍇　白攀曾
顧循　張鍾霖　葉森　白揚曾
顧若曾　周芳時　包用馮　秦鍾琳
顧耀曾　楊羅翰　趙常恂　秦右民
范寶昌　陳揚祐　劉鐸　郭則泌
聯成　高先仲　林耿　焦鼐炳
程友梅　吳秉澂　潘毓桂　高宗澍
秦翼恩　吳承湜　黃炳彝　英熙
朱鴻一　申曾祺　同仰嵐　汪鴻翰
鄧宇安　樊聯符　沈雲程　鄧日瑞
呂博文　郭光澤　韓樹春　王陸藥
葛會澧　郭光鑫[1]、李多文　王煜
陳武　林梗枏　鄒學伊　區宗漵
周鉅煒　張廷良　徐瑩石　何璿先
許維翰　任季芳　邢騏　朱文黼
劉傅純　王振岳　錢樹霖　劉鎭中

## 上海佛國居留地の財政

表されたる昨年の歳入歳出を擧ぐれば左の如し。

佛國租界工部局より發

| ▲歳入 | 兩 |
|---|---|
| 地租 | 二九二、五〇九、七六 |
| 免許料 | 一八八、〇九九、一三 |
| 賦課金 | 五三、二八〇、二七 |
| 雜收入 | 八〇、〇〇四、一八 |
| 臨時收入 | 三五、九三二、三七 |
| 諸利息 | 四、一七九、七二 |
| 屠料免許料 | 一、九六六、四九 |
| 計 | 六六四、六三八、九二 |
| 前年繰越 | 四〇、三二〇、五六 |
| 總計 | 七〇四、九五九、八四 |
| ▲歳出 | 兩 |
| 俸給手當 | 四一、〇七一、一九 |
| 雜費 | 一九三、四九四、九四 |
| 警察費 | 一五九、九六九、八二 |
| 土木費 | 二〇一、〇五七、二九 |
| 新事業及大修繕 | 五二、一二一、九五 |
| 新事業負債 | 七、五一一、四〇 |
| 計 | 六五二、二二六、二九 |
| 差引殘高 | 五二、七三三、一九 |

## 支那海關の外人

現在支那海關に奉職の重ちたる外國人數は三百九十九名にして其內譯左の如し。

| 英國人 | 一九六 | 和蘭人 | 七 |
|---|---|---|---|
| 佛國人 | 五二 | 白耳義人 | 六 |
| 獨逸人 | 四〇 | 埃國人 | 五 |
| 日本人 | 一九 | 丁抹人 | 四 |
| 伊國人 | 一二 | 西班牙人 | 二 |
| 露國人 | 一〇 | 瑞典人 | 一 |
| 那威人 | 九 | 瑞西人 | 一 |
| 葡國人 | 八 | | |

## 上海阿片額と喫煙者

英國政府の派遣員が此所に據れば當地には尙ほ額一億圓の阿片あり英租界內の阿片吃煙者は三千七

百七十三人にして內三千四百五十三人は男子にして其餘の三百二十人は女子なり右の內上海人は一千八百三十六人にて其他は上海寄留者なりと。

**吉林の邦人**　同地領事館警察署の調査によれば二月末在留邦人戶數九十五戶人口三百〇八人內男百四十八人女百六十人にして前月末に比較し戶數二男女各二の增加なり。

**滿鐵沿線の支那商務會**　滿鐵沿線附屬地中には地方在住支那商人の公議會若くは之れと同格の商業團體漸次興起し現に設立して相當に公益を圖りつゝあるもの長春及び四平街に各商務會公主嶺に商議會開原に公議會の四團體あるに至りたるが滿鐵にては右の如き團體が益々發達し且つ增加するを可とし同時に上記四團體が各名稱を異にし組織の內容に於ても多少づつ差異あるを不便とし之れを統一せしむると共に改めて正式に滿鐵より公認し彼等自身の利益を伸張せしむる外滿鐵よりも總裁の名を以て時々諮問を下す機關となし將來他各附屬地內にも同樣の組織あるに際し同一形式の上に立たしむべく這回別項の如き商務會則を制定發布せり之れに對して上記四地の團體は何れも本年九月三十日迄に名實を改むべく着手し長春の如きは既に組織を改めたる上總理李子謇は顧問某と共に敬意を表する爲此程來連し滿鐵本社を訪ひ國澤副總裁の饗應を受けて歸長し又本社にては既成團體に總裁より交附すべく各地會印を調製中なりと。

**漢口人道會役員**　前きに佛租界に於て開會せられたる湖北の人道會なるものは第二期の大會に於て會長其他の役員選擧を行ひたるに其結果は左の如くなりし。

會長　黎元洪　副會長　孫武　劉公
幹事長　胡石庵　同副長　李炳炎
劉春霆

**有賀博士顧問應聘**　支那假政府の期限已に滿了し臨て國會の召集憲法の制定本大總統の選擧を經て中華民國本政府成立の期も近づきたるを以て袁大總統は此際我國より法制顧問を招聘するの必要を認め適當なる人物の推薦を早稻田大學總長大隈伯爵へ懇請するところあり大隈伯爵は早稻田大學敎授中より人選の結果法學博士文學博士有賀長雄氏五箇月間の期限にて法制顧問として應聘の儀を承諾したれば更に同顧問襄助員として靑柳篤恒氏を擧げ博士一行は來月早々出發北京に赴任するに決したりと。

**北京の各國病院**　昨年十一月中東京同仁會は北京に土地二千六百五十坪、建物六百七十坪餘を買ひ入れ以て病院設立の計畫を立て、本年六月より開院すべき手筈なりと云ふ。今北京に於ける列國の醫事經營を見るに、英國は醫學專門學校を設けて約百名の貸費生を養成し、其病院には四十名內外の入院患者を收容せるが、全部施療にして上等入院料一日二十五錢と規定せり。佛國の病院は規模宏壯なるも支那人患者を取扱ふ事なく、唯自國の視察者を止宿するのみなれば、名は病院なるも其實一種のホテルなりと云ふ可し獨乙は明治四十一年中約四十萬圓の經費を投じて一大病院を建設したるも、是れ全く自國守備隊の患者を收容するの目的に出でたるものにして、今尙四五名の患者を收容するに過ぎず。而も

之が爲め年々獨乙國庫より支出せらるる經費は、實に三十六萬圓に達すと稱せらる。是れ亦獨乙の獨乙たる所以にして、彼の東洋政策に腐心する一斑を窺ふに足るもの也。米國は進文書院と稱する一神學校内に醫科の一分科を置き附屬病院をも建設せるが、支那人の入學入院を許可し居れり。今や我が同仁病院は如此形勢の下に資本金二十萬圓を以て生れ出でんとしつゝあるものなるが、支那人側に於ても、其趣旨の在る所を知り、袁世凱初め朝野の志士大に此擧を歡迎しつゝあれば、將來之が經營上大に見るべきものあらんと云ふ。

**北京宮殿の明渡**　北京宮城内に於ける太和中和及保和の三宮殿は遠からず新政府に明渡さるべし而して右三殿は專ら各國使臣の謁見及圖書棒呈等に際して使用せらるべく其區域は宮城内乾清門より神武門に至る間にして其他は尙ほ暫く前清皇室の禁城に充てらるべしと云ふ。

**同教徒離反の傾向**　新疆省楊都督は此程袁總統に電告して、該省多數の回教徒間に離叛の趨向日は一日よりも著しく且つ露國に投籍する者頻々として現はれ之に對する當局の施設も更に其効を奏するなし、嚴密暗査の結果に據れば露國が其背後に在りて之を煽動しつゝありと認めらるゝ節なきに非ず、速に何等か法を設け之が鎭撫に從はずんば遂に庫倫の覆轍を踏むに至らんと云へる由。

**清后の救恤**　成都荊州等八個所に於ける駐屯巡防隊は生計困難の結果各代表者を推擧し上京して之が救濟方運動せしめつゝありしが此程之に對し隆裕太后より優渥なる上諭あり救濟費として一個處に付二千兩總計一萬六千兩下賜せらるゝ事となれりと云ふ。

# 民國巨人を迎ふるの記

## 一、長崎上陸

二月十三日午前七時孫氏一行を載せたる山城丸は長崎なる鶴の港に靜かに其錠を下せり。馬君武、何天炯、戴天仇袁華選及び山田純三郎の諸氏之が隨員たり、武井港務部長は第一に本船に向ひたるが、多數の小蒸汽は一齊に山城丸を指して走る樣海上は時ならぬ祭禮の如し、是等出迎の汽艇には支那人側は來朝中の胡瑛氏を始め長崎駐在領事徐善慶、國民黨支部員等、日本人側は工藤三菱造船所支配人、竹井貞太郎氏及び宮崎滔天氏其他にして、孫氏は寢室より出で、定規の檢閱を終り、食堂より甲板に至る迄溢れん計りの民國人及邦人と笑を含むで挨拶を交換しつゝ食堂に入りて悠々食事を取らんとせるが、汽車の時間も切迫せるを以て宮崎氏の注意により食事を中止し、絹帽黑ネクタイの洋裝にて港務部の小蒸汽に搭じ、大波止場に上陸して直ちに停車場に到り、貴賓室に於て北川市長、橋本商業會議所會頭其他多數の訪問を受け、午前九時十分長崎發列車に特に連結せる貴賓車にて東上の途に付き、福岡熊本等よりは特に人を派して立寄を請ひたるも孫氏は之を謝絕せり、構內見送り官民一同は發車と共に萬歲を高唱し、孫は列車の入口に立ちて得意滿面の姿にて答禮せり。

## 二、各驛通過

一行は十三日午後五時二十分門司に着し、關門水陸兩署長、永井下ノ關市長、藤田九管局長其他官民數百名の出迎を受け直ちに水上署の小蒸汽にて下關に渡り、山陽ホテルに少憩の後午後七時十分發急行列車にて東上せり。

之より神戸、大阪、京都、名古屋等至る處日支兩國人の送迎は熱誠を極め、孫氏は眞に感泣し、唯だ其懇談の暇なきを遺憾千萬なりと繰り返しつゝ靜岡に來れば同文會よりは大原、柏原、白岩等の諸氏之を迎へ、斯くて東京より出迎へに出でたる人員は國府津に到りて數十人となり、十四日午後八時二十五分列車は轟然として新橋停車場に安着せり。

## 三、展望車中の縱橫談

到る處孫氏は新聞記者の包圍を受け、到る處快辯を振て縱談せり、其主要なるものを摘記すれば

**財政改革意見**　昨年十二月中北京政府に建白せし二大政策は意見の骨子のみにして第一案の幣制改革については強き自信を有す幣制改革のため國內にて大銀行を設立すべしとの議論もあれど夫程の必要なかるべく總て財政部に一任し

て然るべし財政の監督は最も嚴重なるを要す紙幣發行高は建白書記載の如く必ずしも三億元と限らず國庫歳入の額を豫定して發行するを可とす。支那の歳入は現在三億元に過ぎざれども法を設けて之を整理せば二十倍に達するは必定なれどコハ歳出を整理すると相俟つべき問題なり。余の管理する鐵道事務は其範圍廣大なるため未だ何等の目鼻もつかざれど國の開發には交通機關を發達せしめざるべからず先づ幹線として粵漢鐵道を全通せしめ然る後に他の線路に及ぼすを順序とすべし。革命以來人心は日々に新なるの觀あれど國家の團結を固くするには矢張り久しく國民の尊奉せる孔子の教に賴ること第一とすべし云々

**借款と民國**　六國借款に就ては曰く予にして若し六國借款商議の衝に當りしならんには既に此談判を斷絶したるなるべし蓋し此六國借款なるものには一種の政治的意味を有す頗る困難なる條件の如きは卽ち之を證して餘りあり蓋し支那の現狀は混沌として統一する所なく恐らく今後と雖も頗る紛糾を極むべきは無論なれども六國借款なければ立ゆく能はざる程のものにもあらず借款せんとせば外債と雖も比較的容易なる條件を以て成立し得べきは論を待たず而も我民國の現狀を解決すべき方法は蓋し金錢のみにあらず金錢を以て國連充實の基礎とするものは是れ西洋の事なり亞細亞に於ては金錢なくして國運を開發すべき方法多々あり予輩は常に此信條を有す然るに六國は支那の此六國借款なくしては民國は遂に滅亡すべきものゝ如く思考し他日利權獲得の口實を設くる下心を有するにや頗る無理なる條件を提出して決して讓歩せず是予等の忍ぶべからざることなり而して日本が此六國團中にあるは外國人をして益其主張を固くせしむる强味あるべし

**民國憲法**　民國も今後六ヶ月を出でずして成文の憲法を宣布するに至るべし此憲法草案は目下北京にありて起草中なるが其特色とする所は民國の現狀を基礎とし佛米兩共和國の憲法を參酌したるものにして卽ち大統領は普通選擧の法に依りて一般有權者に依りて選擧せられ其任期は六ヶ年とし再選を許さず議會は上下兩院より成り下院は各州より選出の代議員六百名を以て組織し立法の權限を有し其任期は四年なり而して各州又州議會を設け地方的特殊の法律を制定發布改正の權限を有せしめ各知事も亦選擧に依るものとし陸海軍は政府之を統轄し官吏任命の權は又之に屬することゝなり居れり併し議會に於て如何に改竄せらるゝやは測り難し

**予の全國統一策**　大總統の選擧、議會の召集、憲法の制定完成したる後に於ては予は先づ幣制を改革し產業の發達を促し同時に全國貫通鐵道を成就し教育を普及せしめて國語の統一を圖ると同時に全國を統一せしむる計畫なり固より滿蒙協約に依る境域の如き決して予輩の承認すべきものにあらず滿蒙回藏皆是れ民國なり云々

## 四、熱狂せる新橋の歡迎

曾ては萬里瓢零の客、五尺の體軀も置くに所なき亡命の人、今は建國の巨人、東洋の華盛頓、中華民國の神なぞと

萬歳聲裡に迎へられたる孫氏今昔の感果して如何、數萬の群集は新橋停車場の構内と言はず、廣場と言はず、立錐の餘地なき迄に詰掛け、在京支那學生一千餘名は學籍別に一團を成し、「歡迎孫中山先生」の大旗を翻へし、五色の民國旗は夜日にもしろく、津輕伯(故近衞公令弟)犬養氏、頭山滿、三浦將軍、花井卓藏、木下友三郎、南挺三、内田良平澁澤榮一、山座圓次郎、伊藤松雄、中村春雄、益田孝、杉田定一、其他知名の士二百餘名、民國の名士幾人はプラットホームに孫氏を迎へ、廣場には高張提灯勇ましく、孫氏が最後に連結せる展望車より現はるゝや、和漢洋の三國人は場の内外相應じて一齊に萬歳の歡呼宛ら湧くが如く、留學生總代は美々しき花輪を贈呈し、孫氏は莞爾として之を受け、孫氏が之を隨行員に渡す暇もあらばこそ、群集は偉人を見んとて潮の如く詰め寄せ、中にも留學生等の歡喜熱狂は實に筆舌の盡す處に非ず、犬養氏はツト進んで固く孫氏の手を握れるが、政爭に疲れたる蒼白の神貌はたゞ孫氏を見詰めてあるのみ、感慨や如何なりし、斯くて孫氏は名士に對して挨拶を交はさんとするも群集の爲めに遮られて得ず、萬歳連呼の中に漸く一道を開いて靜かに歩を進め、花輪を先登に一行は押されながら改札口にと向ひ、孫氏はシルクハットを高く打ち振りつゝ、歡呼の裡に用意の自働車に乘り、帝國ホテルへと向ひしが、群集は尚ほ之を追ひてホテル迄見送れり、斯くて隣邦の偉人は凱旋將軍にも增して熱烈なる歡迎を受け、第二の故郷否自ら第一の故郷となす帝都の客となれり。

## 五、東亞同文會主催大歡迎會

我が東亞同文會にては二月十五日午後五時より華族會館に於て孫逸仙氏並に同一行を招待して大歡迎を催したることは當時の新紙に既に詳細傳へられたる處なるが午後五時半孫氏は自動車にて帝國ホテル新館を出て華族會館に着するや樓上に待構へたる百五十餘名の會員と數十名の來賓は氏を迎へて互に寒暄を叙し六時一同階下の大食堂に移り清泰副會頭立て左の歡迎辭を朗讀したり

**清浦副會長歡迎之辭**

邦交の道は國民相互の輯睦より善きはなし況んや一葦帶水の比隣に位し古來特種の關係ある中日間の交情に於てをや　中山孫先生器識宏遠學問淵博夙に共和革命の大義を唱へてより三十日來一日の如く千艱萬難百折不撓遂に能く中華民國の大業を達成するに至る其勳績巍々乎として偉なりと謂ふべし願ふに生先の我邦に來往する前後幾回因緣殊に深し今や國民創建者の光榮を擔ふて來遊せらるゝに際會し吾人欽仰の念轉た切なり茲に本會は誠意以て恭しく歡迎の意を表し敬して福祉を頌すると共に中日の邦交益親密に民誼愈々敦厚ならんことを祈る

右に對し孫逸仙氏は左の答辭を朗讀したり

**孫逸仙氏答辭**

予此次來遊貴國　沿途受官民上下之歡迎、既至東京又承

諸君意、賜以嘉宴、感謝之誠、不可言宣、窃思文以菲才奔走國事流離歐美赴貴國者、且十餘次、貴國人士、多進而教之、是貴國者、予之第二故郷、貴國之人士、更予之良師友也、今者弊國政治改革之功雖竣、而國力未充、民智未進、所望於貴國人士之援助者實夥、昔當弊國危急之秋、首倡保全中國者、自東亞同文會始、前會長故近衞公現會長鍋島侯爵、暨會員諸君、皆以熱誠、圖東亞之幸福名之所至、實亦副之、謹代表中華民國之國民、表最誠之敬意、兼祝貴會之發達於永久

載天仇氏は之を通譯し、拍手喝采裡に宴に移り、主客耳熱する頃孫氏の健康を祝して乾盃し、七時宴を終りて更に別室に移れり。

別室に入りたる孫氏は本誌第二頁に記載せる如き一時間に亘る大演說をなし、載天仇氏之を通譯し、言々句々、拍手に出でて拍手に終り、孫氏亦頗る熱誠を籠めて日支提携を痛論し、會衆はたゞ恍然として醉へるが如く、やがて其演說終るや清浦副會長は會員一同を代表して左の挨拶を述べ九時漸く散會せり。

**清浦副會長の挨拶**

諸君、孫先生に置かれましては、我々同文會々員に對しまして、此會を全く一の family 的會合と見られ、其胸襟を開かれて熱烈に御話を致されたのは我々一同の最も愉快に感ずる次第でムいまする、孫先生が、東亞の形勢から初めまして、引いて各國人の亞細亞に對する事に付て御話致された處は、其着眼點の高遠緻密なるに我々は深く敬服致す所でムいまして、論旨悉く其意を得て居ると信じます。

孫先生の御演說は誠に巧妙を極めて居られまして、中には外交上の辭令と思はるゝかも知れませんが、決して之を以て外交上の辭令と見ることは出來ない、先刻來の先生の御演說は悉く是れ先生の血と汗との流れたる御言葉と信じます、先生の言はれた如く日支兩國は親密なる兄弟であるけれども其親しき兄弟の間に於ても尙ほ時としては利害相反することが無いとも限らない、然し乍ら古諺にも血は水よりも濃なり、兄弟墻に鬩いで外他の侮りを受けずとか申します、今新らしき同種の國が睦き關係を保つに當りまして、それを他人に水を注がれて冷くなるとは御互に不利の大なるものと云はなければなりません、又孫先生は切りに我國の力の大なることを過賞せられましたが、之は敢て當らない點もムいます、然し乍ら支那本位として我國に希望せられた點は我會に於ては一步も讓らない希望を以て協贊致します、何となれば支那が文明の强國となるのは支那の利益であると同時に我國の利益と信ずるからであります。

兩國意思の疎通に就きましては、孫先生の言はれまする如く、或は弟が兄の心を知らない、兄が弟の心を知らないと云ふことが無いとは言はれませんが、例へば孫先生の如き民國創業の名譽を擔はれる大人の方々が、曩には胡瑛君を初めとして、此際續々御來遊になれば自然に情誼親密となり、相互の意思は疎通して、誤解は消散することは恰かも太陽を迎へて氷が解けるのと異らないだろふと存じます從て我々は孫先生の今回の御來遊の如きは最も悅ぶ處で御

座いまして、今更我々が事新らしく我國上下の民意を此處で說明する迄も無く、孫先生が二週間の滯在中に日本人が如何なる態度を示し、如何なる心を以て居られるかと云ふことを實地に御感得あるだろふと存じます。云々。

當日の出席者左の如し

## 東亞同文會歡迎會出席者

主賓　孫逸仙氏

馬君武氏　何天烱氏　戴天仇氏　袁華選氏　宗嘉樹氏　山田純三郎氏

陪賓　汪大燮氏　劉崇傑氏　揚彥潔氏　山座圓次郎氏　平井晴二郎氏　李作棟氏　許士熊氏　郭左淇氏　黃遵楷氏　大島健一氏　夏之時氏

出席會員（イロハ順）

伊東介三郎　井上敬次郎　五百木良三　井上角五郎　伊東知也　岩村成元　井上雅二　糸永賴平　井戶川辰三　井手三郎　井田武雄　石川仁平　石田健一郎　岩谷松平　伊澤修二　西村虎太郎　本庄繁　星野錫　本城清規　十時彌　床次竹次郎　富田安兵衛　德富猪一郎　小川平吉　大倉喜八郎　大原武慶　小澤德平　太田惟一　大內暢三　大竹貫一　大谷嘉兵衛　押川方義　大橋新太郎　岡田良平　延柏原文太郎　鎌田勝太郎　加藤正義　河原橘彌　加藤駒二　香川悅次　角谷八平　次川村惇　田鍋安之助　田邊爲三郎　高橋正照　田代亮介　高木陸郎　曾我祐準　辻太津輕英　麿根津一　根本永雄　根岸佶　中西正樹　成田錬之助　中西淳亮　長島鷲太郎　中野二郎　中島眞雄　內田良平　上原武十郎　野田卯太郎　野間五造　桑田駒藏　工藤敎平　草政吉　山田禎三郎　山內嵓　山口昇　山本信朋　山本市太郎　山口久四郎　丸山長渡　前田武四郎　松岡千壽　松井廣吉　松本忠雄　松井岩根　福田和五郎　藤田諭一　下鄕傳平　小藤文次郎　小島謙三　小室三吉　小久保喜七　寺尾享　天神林保吉

淺野總一郎　安宅良孝　安達謙藏
綾部勉　佐原正　澤柳政太郎
清浦奎吾　箕浦勝人　宮島大八
宮崎寅藏　澁澤榮一　白岩龍平
平原文太郎　平井千太郎　日向輝武
守屋此助　關澄　菅原傳
杉田定一　末永純一郎
以上主客合計百三十二人

次號の三表

豫告

一、支那借款一覽

二、支那官制一覽

三、支那大官一覽

# 附錄

# 支那最近大官表（上）

中華民國臨時約法を初めとして同臨時政府組織法、各部通則、各都官制等によりて中央政府の組織及官制は臨時的なるも大約其結構を整へ、地方官制に至りては本年正月八日の數多の敎令によりて大改革を行ふと共に形式上之が統一を計れり。

上記の如き官制に基く職員の移動は日々極めて頻繁にして任免常ならず、本誌の恒例とする大官表の作成の如きも甚だ困難を感じ、寧しろ正式政府成立と同時に略ほ完全に近きものを作成すべしと議論盛なるも、日支兩國の關係日に親密を加ふる折柄各地より之に就て問合せ來る向も尠からず、不取敢第三卷第十四號の支那大官表を訂正して茲に之を讀者に紹介す、之を基礎として誤りを正し、足らざるを補ひ、精細完璧と稱するに足るものは更に正式政府の成立を俟つて大成せん。

## 一中史政府

大總統　袁世凱（在北京）

副總統　黎元洪（在武昌）

### 國務院（內閣）

國務總理　趙秉鈞

外交總長　陸徵祥

內務總長　（兼任）趙秉鈞

財政總長　周學熙

海軍總長　劉冠雄

陸軍總長　段祺瑞

敎育總長　（兼任）劉冠雄

司法總長　許世英

農林總長　陳振先

工商總長　劉揆一

交通總長　朱啓鈐

## 國務院所屬特別機關

### 一、國務院秘書廳

國務院秘書廳官制第二條に曰く、秘書長一人を置き、國務總理の命を承けて秘書廳の事務を總理す、同第三條に曰く、秘書は六人を置き長官の命を承

けて左の事務を分掌す、一、法令の布達、二、機密文書の擬議及保管、三、官印の保管、第四條に曰く、倉事六人を置き長官の命を承けて左の事務を分掌す、一、文書の擬議及記錄編纂事務、二、文書圖籍の保管、三、電文翻譯四、文稿校正、五、文書の受付及發送、六、會計、七、庶務の整理其組織及現職員は左の如し

秘書長（簡任、定員一人）　梁士詒

秘書（薦任、同六人）　許寶衡　恩華　但康　朱壽明　夏詒霆　汪彬　潘宗瑞　劉式程　方雲熙

倉事（薦任、同六人）　潘鴻鼎　胡大勛

主事（委任、同六人）　鄒奎春　松海　陳嘉駒　馬其則　陳映璜　沈敬和

雇員　若干

## 二、法制局

法制局官制第一條に曰く、法制局は國務總理に直隸し左の職務を行ふ

一、國務總理の命を承け法律命令案を擬訂すること

二、法律命令の制定廢止及び改正に關して草案を國務總理に呈出すること

三、各部擬訂の法律命令案を審査すること

法制局の組織及現職員は左の如し

局長（簡任、定員一人）　施愚

參事（薦任、同八人）　汪有齡　胡乃泰　張名振　方樞　余棨昌　鐘賡言　周見亮　陸鴻儀

秘書（薦任、同一人）　謝緒潘

倉事（薦任、同二人）　梁鴻志　劉健

主事（委任、同四人）

編譯員（四人以下）

雇員（若干人）

## 三、法典編纂會

法典編纂會官制第一條に曰く、法典編纂會は民法商法民事訴訟法刑事訴訟法及び上記の各附屬法並に其他の各種法典を編纂することを掌る。

法典編纂會の組織及現在職員は左の如し

會長（一人）　法制局長施愚（兼任）

纂修（定員八人）　吳道南　王世澂　姜廷榮　王蔭泰　易宗夔　周啓澐　饒孟任　瞿方書

調查員（若干人）

事務員（文書及會計係各一人）

雇員（若干人）

## 四、籌備國會事務局

籌備國會事務局官制第一條に曰く、籌備國會事務局は內務總理に直屬し、左の職務を行ふ

一、國會開會に關する準備

二、議員選舉に關する準備

其組織及現在職員は左の如し

委員長（一人）　法制局長施愚（兼任）

委員（若干、內務部、法制局、蒙藏事務局等の參事兼任す）

內務部參事にて兼任するもの　顧鼇　孫培

同

法制局參事同上　胡乃泰

同　余棨昌

事務員（定員十人）

## 五、銓叙局

銓叙局、官制第一條に曰く、銓叙局は國務總理に直屬し左の事務を行ふ

一、薦任以上の官吏の任免に關する事項

二、同上履歷に關する事項

三、文官高等試驗に關する事項

四、恩給及撫恤に關する事項

五、榮典授與に關する事項

六、外國勳章の受領佩用に關する事項

其組織及現在員は左の如し

局長（簡任、定員一人）　許寶衡

秘書（薦任、同　一人）

僉事（委任、同　八人）

主事（委任、同　八八）

雇員（若干人）

## 六、臨時稽勳局

同局官制第一條に曰く、臨時稽勳局は國務總理に直屬し、左の職務を行ふ

一、民國成立前各處に義を唱へて難に殉したるものを稽查す

二、革命當時國家の爲に盡瘁して死亡せるものを稽查す

三、同上各地の戰事に關し力を致して其功の著しきものを稽查す

四、同上軍事上秘謀諸策し、又は奔走運動したるものにして成績顯著なるものを稽查す

五、民國成立以前捐金して公を助けたるものを稽查す

其組織及現在職員は左の如し

局長（簡任、定員一人）　馮自由

秘書（薦任、同　一人）　彭素民

審議員（同　八人）　易廷熹　張通典

雷銕崖　查光佛

調查員（同　十人）　揚玉如　高一某

彭琦雷　易昌楫

郭鳳山　張公民　徐達期

以下は兼任のもの

熊克武　鄧鏗　張大義

劉嶼景　定凡　柳楊各

僉　鼐　蔣式凡　趙中鵠

鄭烈　郭行健　楊應棍

李錦公　彭世安　揚漢光

彭丕昕　鄭人康　葛昆

主事（委任、同　六人）

雇員（若干人）

## 七、蒙藏事務局

同局官制第一條に曰く、蒙藏事務局は國務總理に直屬し、蒙藏の事務を管理す、又第十二條に曰く、蒙藏事務局に蒙藏研究會を附設し蒙藏に關する一切の研究調查を行ふ。

其組織及現在職員は左の如し

總裁（簡任、定員一人）　貢桑諾原布

副總裁（同　一人）　姚錫光

參事（薦任、同　二人）

秘書（同　二人）　文斌

僉事（同　八人）　馬吉符　任承沅　祥桂

主事　(委任十二事)
執事者　(同　四人)
雇員　(若干人)

## 八、印鑄局

同局官制第一條に曰く、印鑄局は國務總理に直屬し、官文書用紙を印刷し勳章、徽章、官印類及其他の物品を製造し、並に公報、職員錄及法令全集を刊行す

其組織及現在職員は左の如し

局長　(簡任、定員一人)　俞文鼎
秘書　(薦任、同　一人)　朱崇年
僉事　(同　一人)
主事　(委任　同　八人)
技正　(薦任　同　二人)
技士　(委任　同　六人)
雇員　(若干人)

## 九、大理院

官制は暫く從前通りとし、たゞ大理院正卿又は少卿等の名稱は民國成立と共に不適當なりとし、之を大理院長又は書記官等に改めたり

院長　章宗祥
書記長　張元節
書記官　吳昆吾　王勁閎　曾維藩
　桂齡增　琦朱祖識
　汪樂寶　彭昌楨　童益威
　林志章　王國鈺　閔錫來
　張逢源　沈兆奎
推事充庭長　汪曦之　姚震
推事　廉隅　胡貽穀　沈家彝
　朱獻文　徐維震　林行規
　高泳　潘昌照　張孝移
　黃德章

## 十、倉場

倉場總督　朱家寶
南京購米總局長　劉濟

## 十一、稅務處

督辦
會辦　周學熙　孫寶琦

## 十二、國史館

國史館官制第一條に曰く、民國史歷代通史の編纂を掌り、并に歷史に關する一切の材料を保存す

其組織左の如し

館長　(特任一人)
秘書　(薦任一人)
纂修　(同　四人)
協修　(同　八人)
主事　(委任二人)
雇員　(若干人)

## 十三、審計處

審計暫行章程(一月十五日發布)によりて我が會計檢查院と略ぼ同樣の權限と職務を有する處なり現時の總辦は陳錦濤氏なり

## 中央各部及地方大官の分は次號に讓る

## 民國總選擧形勢同上

# 支那

第四卷第六號

## 目要

支那內外債一覽表
北支那に於ける獨逸の商業
對支那貿易の部分的觀察
香上銀行決算表
香港貿易概況
對支那金融機關の一軌範
東亞に於ける新時代の現出と其の要因
大坂中華商務總會規則
阿片問題
日華學生の提携
西江ところ〴〵
支那最近時事
支那大官表

東亞同文會調查編纂部

# 冷え性の婦人

朝起た時一寸一服中將湯を召せ
終日身體温まり起居は輕く氣は晴れて山なす仕事も朝の内

晩休む時一寸一服中將湯を召せ
終夜總身温まり何んなに寒さが強くともチットモ知らず高枕

# 冷え性の婦人

朝晩忘れず聞こし召せ

一寸一服中將湯

中將湯は子宮血の道より起る左の諸症を治す

◉子宮病 ◉血の道
◉内膜炎 ◉膣加答兒
◉白帶赤帶 ◉こしけ
◉下腹痛み ◉胸先差込
◉氣ふさぎ ◉痼高ぶり
◉夜眠らず ◉物を苦す
◉逆上頭痛 ◉足腰冷込
◉背肩こり ◉産前産後
◉つはり ◉難産流産
◉月經不順 ◉經期腹痛

定價

| | |
|---|---|
| 四日分 | 參拾五錢 |
| 一週間分 | 六拾錢 |
| 二週間分 | 壹圓拾錢 |
| 三週間分 | 壹圓六拾錢 |
| 五週間分 | 弐圓五拾錢 |

本舖

東京市日本橋區通四丁目
津村順天堂本店
振替口座六〇八番

大阪市堺筋大寶寺町
津村順天堂本店
振替口座四五六番

東亞同文會編纂

有賀法學博士校

再增補

第四版

# 東亞關係特種條約彙纂

四六二倍判全壹册
紙數一千六百餘頁
正價金五圓
郵稅金四拾貳錢

大勢の變移は東亞をして世界治亂の機本とならしめ、列強の精力爰に集中せり、賴むところは日本帝國人士が、奮つて政治上實業上に勢力を養成扶植して、東亞を泰山の安きに置くに在るのみ、本書は曩きに東亞同文會が、日本朝鮮支那を中心として列國との協約及び三國相互の條約を蒐め、之に由來及び効力の說明を附せるもの、約文は舊しと雖も其効力は日々に尙新たなり、況んや今再增補を行ひて、明治四十四年末に至るまで四十一種(百五十餘項)の新條約を加へたるに於てをや、之を讀み之を研究するに非ずんば、政治的方面に於ても實業的方面に於ても、東亞の舞臺に馳騁すること恐らく不可能に屬すべし。

東京日本橋通
大阪心齋橋筋
京都三條通

丸善株式會社

# 目

大正二年三月十五日發行　「支那」第四卷第六號

口繪　亞細亞の人種　その四　カムボヂヤ人　その五　緬甸の猿と土人


（一）東亞に於ける新時代の現出と其要因……胡　瑛……一
（二）北支那に於ける獨逸の商業……九―一二
（三）對支那貿易の都分的觀察……M S 生……一三―一六
（四）一九一二年香港貿易概況……陶々居……一七―二〇
（五）對支那貿易金融機關の一軌範……天津通信……二一―二四
（六）香港上海銀行第二十五回總會……二五―二六
（七）大阪中華商務總會假規則……二七―三五
（八）阿片問題……三六―三七
（九）西江ところ〴〵……陶々居……三八―四二
（一〇）南米展覽會を見る……亞　南……四三―四八

附表　中華民國内外債一覽表


頁數

# 次


（二）支那最近時報……四九—六二

政治　四川人の排春煊反對——憲法研究會——山東省の新政——榮陵開土——熱河の匪亂——大官俸給額

外交　外交の整理——外人損害賠償

軍事　湖北の兵數及經費——現在海軍力

財政　民國歲出入——本年度各部經費概算——各省同整理——六分利付公債——幣制委員會專任委員——日本の中央銀行制度調査——湖北の田賦歲入調査

金融　支那銀行取締法——支佛銀行設立說——銀行紙幣回收命令——墨吉哥賠償金再延期——中國銀行兌換期——華豪銀行

借款　各省小借款辨法——賠款分攤額——クリスプ借款交付——清通鐵道借款契約

實業　湖北銀鉛鑛と外資——武昌回局問題——春天の荒閉せし支那商

蒙古　兩蒙議決條件——征庫聯合會議——北京征庫會議——綏遠會議條件

學事　留學生派遣

交通　浦信鐵道計畫——吉長鐵道總務更迭——漢口電車計畫——關東州置籍船數——新法輕便鐵道

人事　禎隆皇太后崩御——范源濂の靜養——趙總理の勳位辭退——徐太保の辭職說——直隸部昭留任——寶國王問題

雜　上海の人口增加

（一三）日華學生の提携……六三—六七

（一三）支那大官表（中）……六八—七六

# 不可不讀

蒙古土爾扈特王題
寺内陸軍大臣題
牧野前文部大臣序
福島參謀次長序

露國帝立地理學會藏版
蒙古文學博士 ボズドネエフ著
故文學博士 那珂通世校閲
東亞同文會編纂局飜譯

再版

## 蒙古及蒙古人

紙數約八百頁
總クロース製
蒙古地圖寫眞版
三十種挿入

**定價金貳圓五拾錢** 郵送料 内地 十八錢 清韓 三十五錢

本書は蒙古研究の泰斗たる露國蒙古文學博士ボズドネエフ氏が實地調査の結果にして山河道路の形勢より政治、經濟、宗教、社會狀態より人種學考古學に及ぶまで苟くも蒙古百般の事情網羅されざるなし**今や世界の耳目は將に蒙古の天地に集中す**東亞の大勢に注目するもの必ず一讀せざるべからざる良著なり敢て江湖に薦む


發行所

東京市赤坂區溜池二番地

**東亞同文會調査編纂部**

電話新橋二二一七番
振替口座東東九七三〇番

## 亞細亞の人種

その四　カムボヂヤ土人

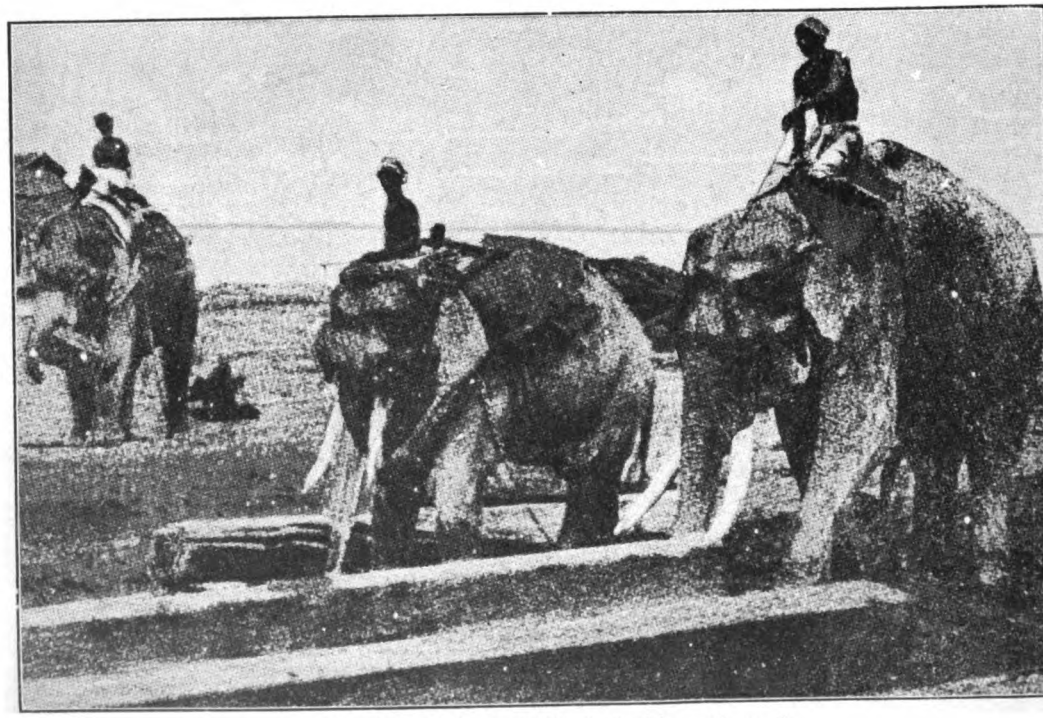

その五　緬甸の象(材木を運ぶ)と土人

大正二年三月十五日

第四卷第六號

# 東亞に於ける新時代の現出と其要因

胡　瑛

## （一）

古來支那は禮儀の國を以て知らる。之を小にしては日常寒暖の挨拶より、之れを大にしては國家の政治に至るまで悉く形式を尊び、整然たる制度習慣を有せり。然れども一方に於て個人の思想、國民の生活は頗る自由にして且つ社會的なることは世界に稀なる程なり。王公將相豈種あらんやとは其の政治的なる自由思想なり、所謂漢人種の同化力と稱して支那文明が南夷北狄を同化したるは其社會的特徴なり、政治上に於ては時に元胡滿清の爲めに中原の覇權を蹂躙されたること無きにしも非らず、然れども其社會的同化力は能く漢人種の文明を保持し、且つ之を四方に傳播せり、三代の頃に發芽せる民主的精神及其自由思想は數千年を貫流して今日と雖も保甲制度の如き地方自治の間に鬱積し、滿朝專制の時に當りても支那人の思想は外部より幾多の壓迫を被り乍らも尙ほ大に自由なりき、只だ言論文章の上には專制王朝の束縛を被りたる爲め世に多く現はれざりしのみ、而かも支那人の思想の自由は殆んど自然的特性なり、今弊國は革命によりて自由の根本に溯り、滿朝時代に委縮せる思想は漸く舊に復して三千年の昔に於て大思想大

文明を作りし如く、是れよりは支那人も猛進的勢を以て世界の文明を消化し、一層光輝ある新思想新文明を現出することを努力せざるべからず。

余は信ず、明治維新の當時に於ける日本の志士は單に國家の富强卽ち富力武力の强大を願ひしのみならず、當時の所謂外來洋夷の物質的文明を輸入し盡したる後は茲に東西の二大文明を合して世界的統一的新文明を形成し、以て其國光を無窮に傳へんとするの自信と覺悟ありしに非ずやと。吾人亦不肖と雖も此覺悟なくんばあるべからざるなり。

從來支那に於ける革命は古代に於ける禪讓は暫く措き、其多くは所謂王公將相豈種有らん哉の思想に基き、一王朝の政治が腐敗せる時に當りて實力と聲望に富むの士が起ちて之に代りしのみなれども、今回の革命は全く其趣を異にして帝王の爭權に非ず、實に國民の覺醒に基く社會的革命なり、根本的革命なり、少くとも余等一派のものは單に滿朝を仆したるを以て滿足せず、國民の思想を改革し、國民の頭腦を改造し、國民の腸を洗はんとするものにして、政權は形式及其實際に於て國民の手中に期せしめ、最も進歩したる學說と支那の舊習とを相調和して全國の實力を養成し全國民の開發を促すと共に其當然の結果として亞細亞文明をして世界に冠たらしめ、黃種の權威を萬丈の高きに位せしめんとするものなり。

明治維新は獨り彼の先驅者たる一派の志士の手によりて成りたるに非ず、余等の目より見れば正しく日本國民の自覺の結果なり、同樣に支那の革命は孫黃兩氏等所謂革命黨一派のもの丶功にのみ歸すべきに非ず、海外に留學又は在住せる支那人を初めとして四百餘洲全土の人民が滿朝の腐敗政治に憤慨し、外國の壓迫によりて驟然覺醒したればこそ今日の狀態を現出せるなれ。素より未だ醒めざる阿蒙少からず、されど大勢より見て支那人が五色旗を翻へすに至りし以前と今日とは其思想に於いて雲泥の差あり、自己の地位を自覺し來りたることは襲ふ可からざる事實にして、之が爲め外國人中には支那人を見して近來著しく橫着となり、傲慢となれりとさへ云ふものあり、或は年少氣銳の支那人が多少外國人の反感を買ふが如き行爲ありしならんも兎に角支那人が昔時專制政體の下に屈伏せる卑窟性より獨立自尊の域に進みつ丶あることは又疑ふ可らざるなり。

支那革命の善後未だ全からざるに日本に於ては空前の政爭を生せり、或は之を以て中國革命の影響なりと云ふものあれども今俄かに斷ずるは不可なり、但日本に於ける這般の政治的運動は所謂大正維新とも云ふ可き日本國民第二の覺醒たるや疑なく、區々たる政爭に非ずして眞個東亞民權の消長に關する運動なり。

此の如くにして日本は更に新に國民の覺醒となり、支那は又初めて其長夜の夢より覺めたり、來る可き東亞の天地是れ新時代の現出に非ずして何ぞ、而して日支兩國は是よりして相提携して起たんとするなり、豈獨り東亞に於ける新時代とのみ曰はんや、是れ實に世界文明の新時代なり。

（二）

崑崙山脈は其北を遮り、ヒマラヤ山脈は其西を限る、東は興安嶺、南は大洋なり、故に支那は歐洲の如く國際關係復雜ならず、古來天然の樂土を包有して一國を形成し、僅に南北種族的の爭を見たるの外は漢人種獨り文化の發達を誇り、四圍に散在せる諸種族は皆半開の土蠻を以て目せられたり。漢人種は此の如く己れの優良なる文明に恃みて他國又は他種族を以て遙に劣等なるものとせり、從て自尊自大の心を生じ、外來の刺激なき爲め毫も覺醒せず、自ら智識を封鎖せり、又其國內の政治は帝王者流の奸智愈々巧妙となり、所謂民を默首となし、民權を壓迫して之を奴隸視せり、文學技藝の如きも秦漢以後は尊道愛民の理想なく、人類天賦の權利を主張せず、徒らに文字の精工、技術の末を慮り、民意は衰へ、民生は振はず、腐敗虐政益々甚しく、清朝の末に至りて適々西力の漸進となり、情弊悉く暴露せらるゝに至り、吾人は漸く腐敗退歩の極に達せるを察知し、遂に革命の止むべからざるを唱ふるに至りしなり。

滿清の末路に當りては中國の弊因循性を成し、國勢陵夷其極に達し、內憂外患交々到り、而して上下尙ほ恬嬉たり。英露南北より迫り來りて漸く侵蝕の爪を顯はさんとするも中國未だ夢より醒めず、髮賊半壁を廢亂して外敵國都に至るも迷ひ未だ悟らず、文武弛廢、危きに居て危きを知らず、舉國其故常に安じて其憂を憂とせず、適々日淸難を構へ、擧匪亂を釀すに及び、一再痛擊を蒙り、國帑鉅創を生じ、民氣漸く憊悴せり。此時に當てや沈痾固結し、宿病膏肓に入れり、古にありせば輟耕長嘯の徒忽ち隙を踏んで天下を攪亂し、奸雄簒奪の怪擧其の正朔を改むべかりしなり。遂に志士の默視する處に非ず、孫中山先生を初めとして幾多革命の熱血兒は群起し、民志の作興、國勢の震發を計り、支那をして近世的世界思潮に觸れしむると共に、重きを東亞に致さんとせり。

此の如くにして支那革命の氣運は次第に傳播し、一昨年武昌に於て爆發し、猛風忽ち沃雲を拂ひ、四億の蒼生は漸く天日を仰ぐが如き幸運に會せるなり。而かも當時日本國民が上下悉つて之に同情し、筆に口に鼓舞奬勵せられたる一事は吾人革命事業に從事せるものの均しく感銘に堪えざる處なるのみならず、亦吾が國民の感謝して永久に忘れざる所なり。而かも現下の支那はたゞ革命の第一步を踏み出したるのみにして、共和初めて成り、內政未た整はず、外交未だ刷振せず、社會風敎等の諸問題、產業貿易の諸問題、法制軍備の諸問題等爲すべきの事業は十指を屈するも盡す處に非ず、前途は尙ほ遼遠なり、能く東亞の大勢を維持し、亞細亞人の亞細亞なりと云ふべき理想に到達せんと欲せんか、日支兩國の東亞に於ける地位關係や其責任も亦自ら明瞭なるものあるべし。而して又一方に於て日支兩國が相提携して同寅共協互に實心義膽を以て進まんか、吾人の所謂新時代の現出は遂に來らさる無しと云ふ能はさるべし。

史を讀むものは第十九世紀に於ける歐洲の大勢は正統主義に對する國民主義の勝利を語るものなることを感得せん。佛國大革命は痛く民權自由の思想を喚起し、モンテスキユーの萬法精理は遂に立憲義院の政治を生み、民權は漸

次に發達し、人民は王公の奴隷に非ず、國家成立の要素なり。個人の自由と思想とは飽く迄之を主張せざるべからずと唱へられ、斯くて白耳義は起り、希臘は獨立し、伊太利は統一せられ、獨逸も亦一大帝國となるに至れり。

されど佛國の大革命後と雖も所謂干渉政策は十九世紀の全般を支配し、希臘白耳義の獨立は漸く三四十年を經たる後に起り、五十年後の二月革命によりて初めて歐洲は新時代に入りしのみ、而して獨逸伊太利の統一の如きは大革命より百年の日子を經たる後に在り。今支那の革命を東洋に於ける佛國大革命となさんか、吾人の前途にはメッテルニヒあり、二月革命あり、希臘白耳義の獨立あり、獨逸伊太利の統一あり、吾人は實に之と等しき大改革、大統一をなすの要あるなり、而して後初めて東亞に於ける新時代を現出すべく、東西文明の統一成らん、吾人は今其第一歩を踏み出すに當り、一切の難局に當るの覺悟と準備とを要す、而して其最も大なる準備とは日支人の國民的聯結なり。請ふ少しく是れを論せん。

## (三)

夫れ日本と支那とは地理上歷史上其關係極めて密接なるものあり、兩國の交通は早くより起り、隋に在りては日本より大使を派し、唐に於ては遣唐使を出されたり、當時既に留學生あり、又務めて支那の文化を輸入したるのみならず、支那は能く之を迎へて兩國の交通は其外交上財政上商業上愈々密接となり、彼の明朝沒落當時の如き鄭成功は日本に賴りて漢人種の勃興を計り、日本人は鄭成功を以て志士なり義人なりと滿稱するに至れり。

思ふに日本と支那とは二種の離る可らざる關係あり、其一は卽ち自然的關係にして、地理上人種上及文字禮法風俗習慣の上に於て殆ど相異れるを見ず、間々少差ありと雖も是非感觸、利害の判斷一として同じからざるなし。此點は兩國人士の夙に唱導する處にして今更吾人の贅述を要せざるなり。他の一は之に反して世人未だ熟慮せず、之を思ひ、之を口にするものも亦甚だ稀なり、そは彼の自然的關係に對して人爲的關係とも稱すべきものにして、專ら經濟上の關係を指すものなり、單に同文同種たるに止らず、日支兩國は實に同利害の國なり、而して古より今日に至る迄兩國をして交情を繼續せしめ、且つ之をして益々親密ならしめし所以のものは一に此の利害を同ふすると其經濟的關係ありしに由るもの也、此人爲的關係は實に兩國を接近せしむる大關鍵たりしなり。

例へば隋唐の時代に於ては日本と支那との交通の目的は一方に於ては文學技術の輸入に務むると共に、他方に於ては全然經濟關係を有し、互ひに物品を輸入して貿易を營みしなり。明代に至りては日本人は全く商人たる資格を以て兩國間の商業交通を盛にし、多くの銅錢は日本に輸入せられ、日本は之に依りて大に其國內の商業交通等を發展せしめたり。同時に支那商人も亦日本に來りて日本の海產物其他珍奇なるものを獲得せんことを務め、年々其支那に輸入する高は決して鮮少に非ず、其の支那人の生活其他物質的の文明に及ぼしたる影響も亦侮る可らざるものあるなり。

日支兩國は自然的に離る可らざる關係を有するのみならず、從て起る經濟的關係は次第に自然的關係より以上に重大なる國交上の關鍵となり、兩國の情宜を厚ふする所以のものは其文化技術の交換による者は小にして其商工業の利益に因る關係は甚だ大となりたるなり。

然り而して此人爲的經濟的關係は、古に在りては只だ有無相通じ、長短相補ふを以て滿足せり、政治上又は經濟上特種の勢力を擴張せんとする意思は毫も加はらず、單に相往來して經濟上需要供給の關係を告ぐるに止り、其影響の及ぶべき範圍も甚だ限定せられたるものなりしも、今日は世運大に變遷し、此人爲的關係は昔日と同一と云ふ能はざるに至れり、古は需要供給の關係に止れり、然れども今日は實に兩國々運の消長に係るの問題なり、古は其影響と云ふも只だ兩國間にのみ止れり、然るに今日にては亞細亞諸國の存亡に關す、實に東亞一角の問題は直ちに世界の大問題たるに至りしなり。

此の如き秋に當りて試みに亞洲諸邦の大勢を見るに、土耳古の命數は一髮の危きに係り、波斯遲羅印度皆振はざること甚しく、國家として雄視するに足るの國は寥々として曉天の星よりも稀なり、只だ日本は此間に在りて世界的の國家となり、亞洲諸國の先進者となれるのみ、而して支那は今漸く之に倣はんとして奮起せる次第なり、或は支那の運命を悲觀するものありとも、余は斷じて其非なるを信じて疑はず、支那が滅亡する時は是れ東亞全體の滅亡する時なり、支那の盛衰は是れ東亞の興亡の係りて存する所なり、故に支那は日本と相俟て東亞問題解決に對して大責任を有するものなり、此の如くにして日支兩國能く其意思を疎通し、兩國人士が熱誠を捧げて時難に當り、進んで一致團結經濟上の攻守同盟を結ぶに至らんか、啻に二國共存の實を擧ぐるを得るに止らず、吾人の所謂新時代を現出し、東亞諸邦の存在を全からしめ、世界的文明の新源泉を發掘せん。

## (四)

歐洲文明と亞細亞文明、是を措いて又世界に文明なし、而かも此二大文明は各特異の發達を成し、ウラルの山脈は陸に於て之を遮り、太平洋は數千年來其接觸を防害せり、然るに十七八世紀以後科學の進歩は遂に歐亞の二大文明を合流せしめんとするに至れり、二大潮流は今正に東亞の天地に於て合して一體たらんとするものなり、世界眞正の文明、最大の平和は斯くして東亞の一角より發芽せり、是よりは新時代なり、眠れる支那も起てり、起ちて日本と共に世界的歷史の軌道に入らんとするものなり、新時代の現出は實に自然の數たると共に吾人の努力も亦一大要因なり、此の秋に當りて兩國若し背を合せて進み、互に相提携するの心なからんか、恐くは此機運を外に轉じ、白人の手に其大業を奪はるゝは尙ほ可なり、彼の白人と雖も之を如何ともする能はず、新時代の現出は爲めに再び其窓を過ぎて又見えざるに至らん、余は今日を以て單に東亞の危機と云ふを欲せず、是れ東亞に於ける最大の機會なり、此機會を捕へ、此機運を開發し、以て新時代を現出すべきは實に兩國

の地位が然らしむる所以にして、此問題を解決するは日支兩國の双肩に懸れる一大責任なり、從て兩國は單に生存の目的と云はず、世界的大理想に向ても互に相提携するの要あるなり。只だ注意すべきは其提携の程序如何、提携の實を擧ぐるの途如何は最重要の問題にして、徒らに喧々囂々として提携の必要、同文同種の關係のみを云々すべきに非す、進んで其實策を研究すべきなり。

今日と雖も兩國人士中には同文同種、脣齒輔車等の外交的辭令、形式的言語は最早不要なり、此の如きことは實際的關係に對して何等の益なしと云ふものあり、されど其不平者はよし之を云ふ誠意と熱心とは稱するに足るものありとも、爲めに歷史的關係を忘れ、又兩國の交情が如何に深切的なる親善關係を維持するかを研究せざるが如きは大に非なり、又一派の人士は今日を以て東亞の危機なりとし、黄色人種存亡の關門に至れりとて、殊更に聲を大にして日支兩國の提携を切論すと雖も、實際如何にして兩國を提携せしめ、如何にして東洋の平和を維持すべきやは之を說かず、余は此に對して深く遺憾とするものなりり。

思ふに兩國の交情を敦厚にし、東亞の平和を維持するの目的を達し得る唯一の道は唯吾人が數年來主張しつゝある經濟上の結合にあるのみ、今日の大勢上經濟殊に商工業を以て相連鎖する方法は最強固のものなり、共に利を頒ち、共に益す、利害同じければ苦痛從て感じ易く、其相補助し相扶持する念も大に、其團結は從て力強く、其基礎も亦明確鞏固なり。故に日支兩國の結合は先づ第一に商工業に由るを最も必要とし、又商工業に出るの外他に道無かるべしと信ず。

日支兩國が先づ經濟的に結合するの要あるは

第一、自然の勢に乘ずる所以なり

第二、兩國の結合を實際確實にするものなり

第三、今日の國際間に於ける經濟的生存競爭の激潮に抵抗する所以なり

此第三の點は最も注意すべきことにして、現に白人種は東亞大陸に於て其經濟上の勢力を擴張し、政治上の野心を逞ふし、盛に國際的生存競爭を演じつゝあり、帝國主義や世界政策は彼等が國運開發に用ゆる獨一無二の政策にして、殖民地を有せざる國は新領土を獲得せんことに力め、廣く領土を有するものは之を統一し、交通の利を獨占し、他人を抑へて自國の發達に便ならしめ、關稅制度を設けて自國人の懐中をのみ肥さんとす、誠に猛獸洪水よりも慘、且つ恐るべきものあり。今や東亞の天地は此の如き經濟的帝國主義の競爭は焦點に達せる有樣にして、若し東方諸邦にして尙意見分岐して共存の意義を了解せず、互に孤立して己れ一人利を計らんとする如きことあらんか、東亞に國を爲すものは恐くは自滅するの外無きに至るべし、彼の日貨排斥を唱ふる頑冥なる支那人あると同じく、日本にも亦支那分割の運命を夢みる痴人あり、是等は吾人より見れば返へすがへすも遺憾の次第にして、吾人は今後東亞に於ける新時代を現出せしめん爲め、全力を盡して二國の意思の疎通を計り、二國をして先づ經濟的に同盟せしめざるべからず、然らば東亞の問題は從て解決せられ、東亞の前途は將に春風駘蕩たるものあらん。

# 北支那に於ける獨逸の商業

茲に譯載せんとするは「オストアジアチッシエル、ロイド」の二月十四日號に掲載せられたる論文なり本論文の主眼とするところは如何にして北支那に於ける獨逸商業の隆昌を期すべきやといふに歸するものなるが先づ筆を津浦鐵道の開通に起して獨逸商業發展の時機到れりとなし、次いで支那に於ける英米獨の商業關係を比較して、獨は輸入品賣付の方面に於いて遙かに英米の活動に及ばされども、輸出品買上の方面に於いては頗る好なる地位に在るを以て須く此の地位を利用して其の效果を收むべしと說き、又進で買辨制度の弊害を指摘し、此の制度を撤廢するに非ずんば獨逸商業の繁榮を見むこと到底覺束なしとなし、最後に直接取引に據るの急務なるを論じて其の筆を擱けり、他山の石亦も採て以て我に資すべきもの尠なしとせず、左に之を譯述せん。

**獨逸の商業勢力圈**　支那四省を貫通してをる津浦鐵道が愈々開通してからといふものは我獨逸は北支那に於ける商業上茲に新たに發展の希望を有することになつた次第であるが、今此の津浦鐵道の交通上の地位を觀察するに、其の擴張の基點ともなるべき地點は浦口天津及青島並に其の前哨たる濟南府といふ譯であるから、此際獨逸商人の爲すべき任務は尙ほ進で前哨地點を建設し、以て津浦鐵道沿線地域全部と沿海基點たる港津との聯絡を謀るに在る。而して楊子江と南部山東省の彊界との間に橫はつてをる一帶の地域は、其の大部分が浦口及び上海の取引區域になつてをるので、此の地域に對する他諸國民の勢力爭ひがなか〳〵激烈であるから、此地方は姑く之を例外として一般に津浦鐵道沿線地域中 Li-Kua-yi から北部に亘る一體の地方は獨逸商人の繩張内と看做しても誤なく、濟南府と其の門戸たる青島が爲めに飛だ利益を受けることになるのであらう。右繩張内を征服することは割合に容易なことである、けれどまだ夫れが行はれてゐないのであるが、獨逸は此際内部より此の地域を確保し他の競爭者に對して之を維持せ

なければならぬ。殊に夫の Tsi-ning-chou 附近一帶の地域に就いて此の用意が最も肝腎である、此の邊の地域は楊子江迄運河によつて航行することが出來る爲め商業の繁榮を來たし、引いて南方に向て發展せんとする氣運顯著なるものがあるから此の邊の重要基點たる青島との聯絡を安固にすることを怠てはならない。

**英米の商業振り**　以上は獨逸が支那に於いて優勝なる商業地域を有すること及び之を利用確保すべきことに就いて述べたのであるが、飜て左に順次支那に於ける英米兩國の商業狀態より進で我獨逸目下の活動振に就いて一言して見たいと思ふ。

○支那に於ける外國商人の狀態を觀るに、昔は多くは殆ど仲買人の代理人のやうな格で一定の開放港に御輿を据ゑ、安閑悠々手を拱いて日を送り、唯各地よりの注文に應じて其の取引具合を監督してをれば夫れでよかつたのであるが、時勢一轉、斯くの如きは過去の夢と過ぎ去つて、今ではどうしてなか〳〵夫れでは通せない、身親ら支那の內地へ這入り込んで、西洋貨物に對する各地方の需要を增加することに力を盡さなければならないやうになつて來た。

○扨て然らば其の方法は如何にすればよいか、換言すれば或商品に對して組織的に販路を作り出すには如何にすればよいか、偶々米國人が卷煙草の隊商販賣に於いて好成績を擧げてをるから、先づ彼等米國人の採た方法を茲に紹介して見やう。夫れは斯うである。米國の卷煙草會社が其の使用人をして多數群をなして支那の內地を遍歷し、法外に低廉な直段を附した卷煙草の見本を小舟や騾車で運び廻はり、それを無代で民衆に頒與し、また彼等の通過する往來に沿ふて處々に大なる貼札をなし、之には卷煙草のことを色々と誇大に書き立てさせたのだ。誰か今北支那の內地を旅行する人があるならば必ず此の卷煙草の貼紙が眼に這入るに相違ない。それからまた少し目星しい處には屹度右卷煙草の賣店があるに氣が着くに違ひない。斯んな風にするのだから卷煙草の紹介披露に莫大の費用を要するのであるけれども、今では夫れも優に償ひがとれて、大袈裟な廣告方法美ごと其の圖に當り、其の商標は的確に支那人の頭腦に印象を止め、其の結果支那に於ける卷煙草の販路は殆んど米國の獨占に歸したやうな狀態である。

○米國人はまた石油の販路を開拓する上に於いて殆ど之と同樣に好結果を收めてをる。彼等は先づ安價なる洋燈を無代で配與してをき、そうして洋燈には是非必要な石油を買はざるを得ないやうに仕向けたのである。石油供給の區域は鐵道地帶であつて、目下の處津浦鐵道沿線地方に外國人が行商を試み、斯くの如くにして石油の新販路が開かれたのである。

○英國人も亦之と類似の方法によつて萬能丸藥の販賣に力を盡してをる。それからまた米國人は**エマルジョン**、**スコツト**肝油及び**シンガーミシン**の販賣に腐心し、殊に後者に就いては卷煙草と同樣大規模の遣方をしてをる。北支那の何れの地方へ行つてもSの字に絡まれた支那婦人が**ミシン**で仕事をしてをる繪札が目に着くといふ譯、斯くの如くし

て裁縫店では手仕事が廢れて瞬く間にミシン縫と早替りの有樣、それから刺繍をやるにも大分此の米國製ミシンを用ゐるものが殖えて來た。

○斯くの如くにして米國の工場は其の製造品を買辦の手を俟たず、直接消費者に就いて之を賣捌くといふ遣方であるから、自然其の賣價を低減することになり、此の點に於いて他の同業者を驅逐することが出來る次第である。

**獨逸の商業振り**　これから獨逸の側に立ち這入て觀察することにするが、獨逸では今迄ミシンの秩序立た販賣が企てられたことはまだないやうに思はれる。數年前に或獨逸の傳道會で南部山東省に之が販路を開かんと望だ時に、獨逸の商人が之に反對の態度を執たから其結果今日米國の製品が獨り舞臺で花々しく輸入せらるゝといふことになつたのである。獨逸商人にして偶々或る輸入品の販賣に於いて英米人と類似の成績を擧げてをるものがあるにしても、敢て誇ることは出來ない、夫れは外でもないが夫のアニリン染料の販賣旺盛なることである。此の事實を提げ出したところが、之を以て獨逸商人誇るに足らずといふことに對する反證にはならない、何故なれば支那に於けるアニリン染料の取引は最初から當然成功すべきものであるといふことが多異したことでないからである。

○獨逸工業品中支那向のものは何なりやといふに先づ問題に上り得るものは針、石鹸、香料、洋燈、鐵器、懷中時計ミシン藥劑及びコンデンス、ミルクである。此のコンデンス、ミルクは其の需要額は少ないけれど富裕な家庭で乳兒の「藥」として漸次採用せらるゝやうになつて來たのである、此等の工業品は多少大きな都市へ行て見ると多量に目に觸るゝ處であるが、大抵は英國か若くは日本からの輸入品である。此際此等の諸國と競爭して獨逸商品を輸入し、之が販路を開拓せんとするには如何にしたらば宜しきや、曰く廣告の利用曰く賣辦の排斥是である。

**廣告の方法**　先づ廣告に關することから述べて見やう、第一に各製品には何れも其の固有の商標を附することゝし、其商標の意匠は支那の民衆に知れ亘てをる歷史上の人物に緣故あるものでなければならぬ。人若し夫の浩瀚なる碑史「三國誌」を通覽するならば、所在其の材料とすべきものが充滿してをるのを見ることであろう。それから此等の商標を或ひは大形の貼札に、或は新聞紙等に連載し、民衆に熟知せしむるやうにせなければならぬ。尙ほまた包裝の性質が之を許すことなら（例へば藥劑、針、石鹸、香料の如き）獨逸及び支那の風俗（支那の場合にはまた有名なる稗史に因みて）を寫した繪紙を添附するやうにすると宜しい。斯んなことでも著しく販賣の進捗貢獻することになるのである。第二に支那向商品の販賣に從事する獨逸の各商店は共同して支那語を話し得る使用人を內地に派遣して見本行商を行はしめ、其の見本によつて注文を引受け、また貼札を處々に貼附せしめ、尙ほ各地の支那商店に販賣を委託せしむるやうにし、以て販路を拓り開いて行かなければならぬ。第三に每年一回通俗支那曆を幾千枚も刷て之を

頒布することゝし、其の曆本には商品目錄を目立たぬやうに列記し、別に廣告欄を設けて其處には思ひ切り誇大に商品のことを吹張せなければならぬ。それから第四には支那新聞を甘く利用して始終絶間なしに廣告を連載することに注意せなければならぬ。支那文の雜誌で「協和報」といふのがあるか、若し之を利用して獨逸の商品を廣告したならば此の雜誌は毎週規則正しく數千萬の民衆の間に頒布せらるのゝであるから、廣告の目的を達する上に於いて極めて多大の效果があることであらう。我々の探知するところに依れば、支那にをる輸入商は大規模の廣告を嫌ふ譯では無いが、唯誰が其の廣告費用を負擔すべきやといふ點に就いて躊躇してをるのだといふことである。獨逸に於ける工場主の言分では廣告といふ者は各地代理人の爲すべき者であるとし、各地の代理人はまた僅かの口錢しか手に這らないのだから大規模の廣告などは迚もやれないと言てをるので、何れとも埒が明かぬ有樣誠に殘念な次第である。若し眞に獨逸の製品を旺に支那に輸入せんとするの希望があるものならば、何も恐圍々々することなく英米の遣り口を手本として邁往驀進すべきは勿論の事である。卽ち米國の卷煙草、ミシン等の例に倣ひ、貿易擴張の爲めに要する費用は矢張製造主に於いて之を負擔すべきである。今日我獨逸の對支貿易は甚だ振はざる有樣であるが、此の死巷の如き境地を脫し一條の血路を開墾して以て我獨逸の工業製作品が列國競爭の壓迫に破れ、支那の市場より空しく驅逐せらるるが如きこと無からんことを期せなければならぬ。

以上廣告の利用に關して述べ終たから、之より

**獨逸の買付策**

買辦排斥の必要に就いて論述すべき順序であるが、其の前に一寸我獨逸は支那の產物を買上げる點に於いてはなかなか好地位に在るといふことを一言して置き度いと思ふ。英國人や米國人の輸入貨物の賣付に就いては我獨逸商人に對して範を垂れて呉れ、我獨逸人は此の點に於いて彼等に一籌を輸す譯であるが、輸出品の買上げに就いては我獨逸人は彼等より優勝な地位に在るのである。卽ち頃日開放された商業區域に於いて、獨逸人は自己經營の鐵道を利用し得るといふ利益を持てをる。殊に津浦道地帶に於いて其の特權を持てをる。尙又獨逸人が買上げ方面に於いて他に優さつて居るのは、彼等は此の方面に於いて新計畫を立てゝ之を實行し來たつたことである。卽ち支那に於ける獨逸の輸出商は最初は青島、濟南府及び天津其後に至てはまた上海及び漢口から支那語の出來る使用人を內地へ派遣して南京豆、胡麻種子、木綿の如き輸出品を親しく生產者に就いて購買し、蒐集し、而して之を輸出港へ向けて送り出したことである。概して此の新式の取引方法は拔目ない遣り方、成效せる遣方と言て宜しいと思ふ。然るに何事ぞ此の方面で近時引續き失敗を招いだといふのは一寸解し兼ぬるやうであるが、善く事の眞相を探究する時は別に不思議のことは無い。實は買辦制度といふ特殊の原因から生じたことである。サー之から愈々買辦（仲買人）排斥の必要といふ一條に取掛ることにしやう。

**買辦の排斥**　一體支那人はなかなか油斷のならない國民で一筋繩ではどうしてもゆかない、往々にして錯綜せる奸策を弄することがあるから獨逸の買上げ商人は彼等に對して寸時氣を許してはならないのである。其の奸策といふものも結局は買辦から出て來てをることである。買辦即ち仲買人は甘く立ち廻はつて內證の儲けをしてをるので人に嫌惡せられてはをるが、因習の久しき今となりては一寸如何ともすることも出來ない有樣、誠に困たのものである。支那語に通じ支那の內地に派遣せられて居る使用人は此の買辦の眼から觀ると敵對の地位に立てをるので、買辦は斯る使用人の成績を出來得る限り妨害して、獨逸の商會をして矢張其の舊制度によつて取引をさせるやうにし、不相變自分等の私腹を肥さうとしてをるのである。而して其の舊制度といふのはどんなものかといふに、此の制度によると買辦は內地に於ける支那商人と關係が深いものだから自分が戴いてをる外國商人の爲めに事實一身で仕入と賣捌の兩方を代表することになるのである。買辦は獨逸商店の者と日常商議してをるのだから、支那から海外へ輸出する何々の貨物は世界市場へ持て行くと幾何位の價格で捌けるとかいふことが內々ちやんと分て來る、だからまた其の貨物を幾何位の價格で支那人から買ひ上げ、如何程の價格で之を獨逸の商店に賣渡せばよいかといふことも分つて來る譯である。其の中間に在て巧妙に立廻はり、周旋料を着服するのが買辦である。そういふ譯であるから如何なる場合でも彼買辦は一文も損をするやうなことはなく、總ての責任は常に外國の商店に歸するといふことになるのである。外國商店の立場から觀ると斯んなに馬鹿々々しいことは無い、買辦排斥の必要自から起らざるを得ないではないか。

○獨逸の商店が仲買人排斥の一着歩として採用した方法は直接買上げの方法である。即ち支那語を話し得る者を使用して買辦の手を俟たず直接に生產者に就いて其生產物を買取らしめたのである。併し此の方法が果して買辦排斥の目的を完全に遂行し得るであらうか猝かに之を肯定することは出來ない。何故かならば第一には買辦の之に對する反抗運動があり、第二には買辦と支那使用人との間には醜關係があるからである。買辦が自己の生存を維持する爲めに排斥運動に反抗したのは無理もないことである、此の反抗が何處迄有効に維持せらるゝや否やは買辦制度が舊態を維持して行はるゝや否やの問題と關聯してをる、それから買辦と支那使用人との間の醜關係とは何かといふに、外國商店で使用する支那人が買辦の手を經て彼等買辦の部下である支那人の中から傭ひ入れられてをることは誰も知てをる通りである、それだから今或獨逸人が商店の命を帶びて買出しに出掛ける場合には必ず數人の使用人を引連れて行く、其の使用人は同時に買辦と腹心の者であるといふ形になる、從て此の買出しに出かけた獨逸人が買辦と何等の聯絡を付けず、獨立して生產者と取結んだ關係に對して同行の使用人は買辦の利益の爲め穩密に妨害を試みることになる。買辦の斯る奸策陰謀の爲め如何に獨逸の仕入商人が馬鹿を見てをるかといふ例を一ツ二ツ茲に記して見やうならば、買

辦は事實自分の貨物を獨逸人に賣付ける場合に他人の名義で之を賣渡すやうなことをする、其の時に神ならぬ身の知る由も無き獨逸人は之を買辦の周旋で第三者から買ひ受けたものだと思てをり、茲に甘々と一杯喰はされた譯である。また斯ういふこともある、買辦が祕密に立廻て奸策を逞ふし、獨逸人が賣上げをする場合に支那人側の賣値段を非常に上騰せしめ、折角買上げても獨逸人は餘りに直段が高い爲め之を他に賣却することが出來ないやうに仕向けることもあるのである。

○新制度に對する仲買人の陰險なる反抗手段斯くの如有樣であるから輸出港に居て深い內情に通せぬ外國商店の番頭が新制度の効果を疑ひ直接買出人の技倆を怪んで却て自分の直ぐ目の前に安樂椅子に身を任かせて悠々安閑何喰はぬ顏をしてをる奸物卽ち買辦が其實新制度實施を妨害するゆゝしき敵であるといふ事に御氣が付かれぬのは無理もないのである。是に到て余輩は斷言する、支那輸出品の貿易の將來は一に買辦制度問題の解決如何に存じてをる。而して此の買辦制度問題の解決は眞に焦眉爛舌も啻ならず、一日たりとも遷延することを許さないものであるといふことを。如何に本問を解決すべきか、又買辦の權能は將來如何程迄に尊重すべきかは須く之を關係商人團の講究處決に俟たなければならないが、余輩は先づ獨逸語を話す支那使用人を買辦の幕下より離脫せしめ、其の間の醜關係を絕たしむることが制度改良の一進步であらうと信ずるのである。

## 同文書院に倣へ

他の側から之れを觀察するに支那貿易に志ある獨逸の青年をして支那語を學ばしむることも亦必要であると思ふ。次に又年若い獨逸の商人をして其の望みにより仕入方として特殊の豫備敎育を受けしむるも等しく大切なことで、夫れには無論支那の言語風土に通曉することが第一要件であるが、そうするには沿海都市に懸け離れてゐては斯かる智識を蒐集することが出來ないから、何でも支入方見習として數ヶ月間支那の內地に滯在（獨逸傳道會に倚るが最も便ならん）せしめ、以て其の地方の事情を探索踏査するが如きは慥かに其の一方であらうと思はれる。之に就いて參考になるのは日本の遣方である。日本人の採用してをる方法は非常に實際的で、殆ど他國の模倣を許さないものである。上海に特殊の學校同文館（同文書院のこと）を設け、數多の日本青年を茲に集めて全然「支那人」に仕立て、仕舞ひ、卒業の後は大阪の工場主と特約し、之が依託を受けて支那の內地を遍歷せしめ、雜貨の販賣に於いて又支那貨物（殊に木綿）の買上に於いて何れも好成績を示してをる。

○終りに臨で敢て問ふ對支那貿易は如何にしたらば成功すべきや將又何れの國民が成功すべきや。夫れは外でもない、前にも言た通り支那の國狀に適合し、自己の力に倚て勉めて消費者及生產者の接觸を保ち、以て自己の貨物に對する販路を開拓し、支那貨物と自己の市場との聯絡を密にする者若くは國民が最後の勝利者であることだけは疑を容れない。幸にも這般の事情が幾分かは獨逸其の筋の人々に知られて來たやうであるが、支那に於ける獨逸の商業を尊敬すべき地位に高むるにはまだまだ遼遠千前途尙は遼遠の感無き能はずである（完）

# 對支那貿易の部分的觀察（其三）

（支那各地方に對する本邦貿易の消長）

M S 生

## 第二、北支那と本邦との貿易に就いて

廣く支那の對外貿易を概觀するときは膠州灣以北卽ち北方の本部支那及び滿洲に所在する十五港の貿易は之れを北支那貿易と見做すと雖ども、本邦と本地方との特別關係より之れを觀察するには寧ろ北本部支那及び滿洲の二に分類するを至便とす。

蓋し後者は獨り政治上に於て本邦と密接なる關係あるのみならず、經濟上に於ても幾多特殊の便宜を有し居るを以て本邦との貿易關係も亦他地方と同一視する能はざるものあり、之に反して前者にありては全く列國との自由競爭市場にして、寧ろ本邦は列强に對し後進國たるのみならず、膠州灣に於けるが如く特に本邦商の發展を許さゝるもののあり、加ふるに滿洲に對する貿易に就ては本邦稅關に於ても特に之れか爲めに統計を設くるあるを以て更らに別項を設けて特に滿洲貿易を述べ、茲には專ら北本部支那に對する貿易を論せんとす。

由來北支那は其地僻遠、寒瘦にして早く外國との交通開け居るに拘らず、其貿易は著しく進展を見ず、常に南部支那の後塵を拜するが如き狀態にあり、之れに對する本邦の貿易は其地理的及び歷史的關係により比較的進運を得たる事ありしも、最近數年に於ける貿易は輸出入共に其額停滯し、全く進況を見ず、卽ち卅九年度に於て其輸出入額計三千九百八十七萬圓にして本邦對支那貿易額に對し二割三分一厘を占めたるに四十一年には其額二千二百三十六萬圓に減じ、同年度本邦對支那總貿易額に對しても亦其割合二割〇三厘に底下したりしが四十三年以來本地方鐵道の布設普及すると共に棉花亞麻仁等の新輸出品を加へたるにより、貿易漸次活況を呈するに至り、本邦との貿易額も亦著しく進況を見るに至り四十三年度には其額四十一年度に比し七百七十萬圓の增加を示し三千萬圓に達し中輸出額二千二百萬圓にして同年度に於ける本邦對支那總輸出額の二割四分四厘、輸入額七百九十三萬圓にして同年度に於ける本邦對支那總輸入額の一割一分六厘に當れり（猶四十四年度に於て其貿易額輸入とせし著しき增加を示し前者は二千四百十

四萬圓にして四十三年度に比し二百萬圓の增加になし本邦對支那輸出に對する割合亦二割七分四厘に上り後者は壹千百八十六萬圓にして四十三年度には比し三百九十萬圓の增加をなし本邦對支那總輸出に對する割合は一割九分壹厘を示し輸出入合計額三千六百萬圓は前年度に比し實に六百萬圓の大增加なりき）

## 甲　本邦より北支那本部へ輸出する商品

**1、棉糸**　本邦より本地方に輸出する物品中の大宗たるものにして、其輸出額は比年增加し、漸次本地方に於ける印度棉糸の勢力を驅逐しつゝあるが如き盛況なり、四十三年度には七百七十四萬圓に上り（四十四年度には更らに百八十二萬圓の增加をなし九百五十五萬圓に達せり）而も從來上海を經由して輸入せられたるもの少なからざりしが近時に於ては殆んど全く直輸入の取引を見るに至りたるは本品の本地方に對する發展上慶賀す可き事に屬す、

只近時本地方に於ては上海製棉糸を需用する傾向あり、又近年に至り當地方面に良好なる棉花の產出を見るに及び當地官私有志間には已に紡績會社設立の議あり、此二者が本邦棉糸の販路に對し如何の影響を與ふ可きか大ひに注目に値する事なりとす。

**2、棉布類**　棉糸に次ぎ棉布の輸出亦比年增加しつゝあり、特に本邦**シーチング**の劇增は兼て當方面に於て深き根據を有したる米國品の輸入を劇減したり、之れを本邦統計に見るに四十一年度僅かに四十三萬圓に過ざりしもの四十三年度に於ては百三十六萬圓に達したり（四十四年度に於ては前年に比し更らに六十萬圓を加へ二百〇二萬圓に上りたり）其他天竺布二十三萬圓（四十四年度—十六萬圓）棉**フランネル**二萬七千圓綠**フランケツト**三萬一千圓雲斎雜布等何れも多少の增加を見ざるなし、本邦は當地方と棉布貿易は今後益々殷盛なる可く、特に從來手厚もの單色ものゝ流行せる當地が近時各種華奢なる棉布を輸入するは當業者の最も着目すべき所なり。又近時當地方に於ては織布業が家內工業として發達し到る處之れが小工場を見るに至り、就中直隸高陽の一帶の如き一年三萬俵以上の紡績を消費し百四十萬擔の綿布を製造するに至りたる事にて粗布の輸出に於ては今後或は障害を蒙る事を免れざる可し。

**3、木材**　本邦木材は從前著しく本地方へ輸出せられ、其輸出額の如きも遙かに長江一帶に輸出する額の上にありしが、近時亞米利加材の直輸入增加せる結果、本邦品は自然其輸出の減少するを免れず、四十三年度に於ては其額五十九萬七千圓に減じたり（四十四年度に於ては一層減少して四十八萬圓となりたり）只スリッパ用材坑木は本邦材の獨占する所なりと雖も鐵道の布設漸やく普く、鑛山の用途亦次第に充足せられたる今日其輸出の增加は多く望みを囑する能はざる所なる可し（當地方に於けるスリッパ及坑木の總輸入は四十三年四十七萬兩なりしもの四十四年度には二十三萬兩に減じたり）

**4、マツチ及びマツチ材料**

マツチの入輸は四十三年度に於て二百五十四萬圓（四十四年度—二百三十三萬圓）なりと雖ども當方面に對する本邦マツチ輸出は本地方に於けるマツチ製造業の發達により四十一年以降連年減少の傾向あり、只些か芝罘方面に於て增加せるを示すのみ、之れに反しマツチ製造材料たる軸木經木紙、藥品は殆んど全部之れを本邦に仰ぎ當地マツチ業の勃興と共に其輸入は勿論增加しつゝありと雖ども而も本年度に於て當地在往の有力なる本邦商武齊洋行は木材を本邦より輸入して其製軸に從事する事となりたれば今後或は其影響を蒙るに至る可きは保す可からず。

5、海產物

昆布其他の海產物は他地方に於ては全く支那商人の壟斷に歸し居るに反し、此方面に於ては本邦商の勢力大なる結果本品類の如きも多くは本邦商により直接輸入せらるゝは慶賀す可しと雖ども、本種商品の特質として其輸出額に著しき增加を見る能はず、四十三年度には昆布三十四萬圓海產物六萬二千圓なりき（四十四年に於ては昆布は四十五萬圓海產物十二萬五千圓にして兩者とも一大劇增を示したるは前述せる如く直接貿易增加の影響によるものゝ如し）

6、砂糖　砂糖は當方面重要の輸入品なるにも拘らず、本邦糖は一時衰微の徵ありしが四十三年に至り再び恢復の勢あり、四十一年度僅かに四萬九千圓に過ぎざりしもの四十三年度には四十六萬圓に上り約十倍せり、而も猶本地方砂糖輸入額の九分に達せず、將來益々發展の餘地ある可し（四十四年度には其額四十一萬にして些か減少せるも之れ全く事變の影響を被りたるに因りしが如し）

7、紙類　本邦紙の當地方に輸出せらるゝ額は其長江方面に輸出せらるゝもの上にあり、四十三年度に於ては各種合計四十七萬五千圓に達し印刷紙其他下等紙の輸出は今後猶發展の餘地多し。

8、皮革類　四十三年度に於て約十一萬圓（四十四年度十九萬圓）に上り本品の本邦府支那輸出地方列に於て第一位を占む、

以上の外猶器械類雜貨類の如き商品に至りては輸出せらるゝもの其種類少なからずと雖ども、其價額に至りては五萬圓を過ぐるもの少なく、之れを詳記するの要を認めざれば之れを略し前揭以外の品目に就ては四十三年及び四十四年兩年度に於て本邦より當地方へ輸入せる價額を對比せば左の如し。

| 品名 | 四十三年度 | 四十四年度 |
|---|---|---|
| 茶 | 二七、五一五圓 | 一四、一一六圓 |
| 寒天 | 六八、七二〇 | 九五、一九〇 |
| 麥酒 | 三八、二七三 | 四六、九七六 |
| 清酒 | 三六、八二二 | 三〇、〇九五 |
| 鹹水 | 六、七五九 | 四、二三五 |
| 椎蓼 | 一二、〇三二 | 一九、四八八 |
| 鎌詰及饅詰 | 二五、六一六 | 三八、三六二 |
| 鈕釦（金屬製） | 二五、三一七 | 二二、七八七 |
| 同　（其他） | 一一、〇七七 | 二一、八一八 |
| 靴下（メリヤス） | 一六、一八九 | 一二、二九五 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 肌衣（メリヤス） | 五三、五〇七 | 八九、二三〇 | |
| 人參 | 二、五九二 | 二二、一四八 | |
| 硫酸 | 六、一六二 | 五、三九七 | |
| 硫黃 | 一、〇五〇 | 三、〇九三 | |
| 眞鍮及黃銅線 | 一二、四七八 | 九、九四〇 | |
| 荒銅及熟銅 | 一九〇、五三三 | 五七七、八八八 | |
| 銅線 | 一一、八五一 | 一一、八〇七 | |
| 鐵及鋼線 | 二四、四九〇 | 三一、一〇四 | |
| 絹布及絹棉布 | 二六九、〇一一 | 三五三、二〇二 | |
| 絹ハンカチーフ | 四、一三九 | 三、五〇四 | |
| タオル | 一三二、〇〇九 | 一六九、四六二 | |
| 卷煙草 | 二〇五、三九〇 | 二三三、八九六 | |
| セメント | 七、一四四 | 四 | |
| 木炭 | 二三三 | | |
| 石炭及焦炭 | 四六一、三〇一 | 二、一〇二 | |
| 掛置時計 | 七八、三五五 | 五一二、九九六 | |
| 扇子及團扇 | 四五、七六二 | 八五、七八六 | |
| 綿繰器 | 一二〇、三三〇 | 六一、八七三 | |
| 玻璃器（鏡） | 七二、〇一六 | 三五一、二一七 | |
| 同　（其他） | 一〇三、六〇七 | 一四五、五二五 | |
| ランプ及部分 | 九四、四二一 | 八一、六〇〇 | |
| 陶磁器 | 七一、八九一 | 一一〇、七九三 | |
| 印刷器械 | 四〇、八四四 | 八一、六八八 | |
| 石鹼（化粧用） | 一六九、六一八 | 五三、三九九 | |
| 香水 | 一〇四、五七一 | 一一五、七四四 | |
| | | 一一八、二四九 | |
| 洋傘 | | 六六、五七六 | |
| 玩具 | | 一八、五五八 | |
| 帽子 | | 一九、八八九 | |
| 鞄 | | 五三、〇〇二 | |
| 洋服 | | 一、二五〇 | |
| 學術用具 | | 三五、九三四 | |
| 賣藥 | | 一二一、七八七 | |
| | | 一一三、六三六 | |
| | | 二一、四四〇 | |
| | | 二一、一九五 | |
| | | 五四、三五一 | |
| | | 五、〇九五 | |
| | | 五八、〇五〇 | |
| | | 一三一、〇九五 | |

## 乙　北支那より本邦へ輸入する商品

總じて本地方より本邦へ輸入する商品は其種類恰も中部支那と滿洲地方との輸出品の中間に立ち、滿洲に於けるが如く豆、豆餅の如きをも輸出すると共に中部支那に於けるが如く棉花、菓子の類をも輸出すと雖ども概して其額大ならず、只最近地方は鐵道の布設密なるに從ひ、未聞の狀態にありし地方より幾多新商品の輸出を見、本地方貿易に一大生氣を加へたり、而して本地方輸出品の特徵は獸類に關係するもの多き事にて、例へば羊毛獸革獸脂獸骨の類之れなりとす、蓋し此方蒙古に近く陝西、山西の地亦多く此種物產の多ければなり、然れども其種類多からず其額大ならざるを以て別に各項を設けず、本地方より本邦へ輸出する商品に就て列記せんに重なるものは油糟類四百七十九萬圓（四十四年度四百五十三萬圓）豆類、五十一萬圓（四十四年度三十八萬圓）は其首班を占め、棉花は最近の輸出に係るとは雖ども四十三年度には一躍四十六萬圓に上り（四十四年度

には更らに一躍して三百三十四萬圓に達せり）其品質良好なるとして盛んに買付せらるゝに及び河南山東直隷の間に於て盛んに栽培せらるゝに至りたれば今後益々劇増す可し。獸骨の本邦へ輸出せらるゝもの亦本地方有望商品の一にして、其對本邦輸出額年々増加し二十九年頃僅かに十九萬圓に過ぎざりしもの四十一年には三十三萬圓となり四十三年には四十五萬圓に上り（四十四年には四十二萬圓）支那より本邦に輸入する本品總輸入額の三割六分を占むるに至りたり。柞蠶絲は山東省の主産品にして從來重に芝罘より輸出せられ一時其額百五十萬圓に上りたる事ありしも近時其額減少し四十三年には漸やく二十五萬圓（四十四年度には四十萬圓）に達せるのみ、蓋し船積の關係上一度大連又は牛莊に輸出せられて再輸出せらるゝもの増加せるに依るならん乎。羊毛の本地方より本邦に輸入するもの三十九年當時には其額約九十七萬圓に上りし事ありしも四十一年には六十六萬圓に四十三年度には益々減少して二十萬圓に降れり（四十四年度には僅かに三萬三千圓なり之れ事變の影響にも依りしなる可し）麥稈眞田亦山東の產品なるが四十三年度には十一萬圓を本邦に輸出せり、其年々の増減大ならず（四十四年には十萬圓）獸脂の本地方より本邦に輸出せらるゝもの年々著しく増加し四十三年十五萬圓に上り（四十四年度には四十二萬圓）たり此外黃麻（四十四年二十二萬圓）生皮（四十四年度四萬一千圓）棉子（四十四年度十五萬圓）の如きは本地方より本邦に輸出せらるゝ重要なる商品に屬し其他は殆んど指擧するに足らず。只參考の爲めに其品目及び四十三、四十四兩年度に於て當地方より本邦へ輸入せる價額を示せば左の如し。

| 品名 | 四十三年度 | 四十四年度 |
|---|---|---|
| 卵 | 一、二三五圓 | 一〇九、六八〇圓 |
| 胡麻子 | 五三、七五七 | 七三、六四二 |
| 蓖麻油 | 六、〇二一 | 九、六二一 |
| 絹紬 | 三一、二五七 | 二九、九七〇 |

# 一九一二年香港貿易概況

陶々居

## 一　貿易の大勢

香港は東洋唯一の自由貿易港なるが故に酒及阿片の貿易統計以外貿易に關する數字的統計の徴すべきものなし。今各所の報告より彙集したる昨年度（一九一二年）の香港貿易狀況を述べむに。

元來當港の貿易は當港が英領となりし千八百四十二年以來次第に發達し、其貿易の最も旺盛なりしは千九百五六年

頃なりき、其後東洋南洋印度方面に交通金融の便漸次發達すると共に、各地間直接取引の增加したると漸次上海に其の貿易範圍を奪れたる結果とは、幾分不況に落ち入れり雖然最近數年間は差したる進歩も差したる退歩も無く年々輸入四百萬噸内外輸出三百萬噸左右合計七百萬噸より八百萬噸に及び、貿易金額四億弗内外と稱せらる。此の中約三億餘弗は香港對支那貿易額なれば香港が支那貿易の仲繼港として如何に重要なる地點なるかを知るに足らむ。昨年度の當港貿易は銀塊相場の暴騰と南支那一帶に於ける農作の佳良と革命戰後民間に金の落ちたると支那か風俗の變遷に伴ふ新需要品の惹起とにより、當港への輸入貿易換言すれば南支那への仲繼貿易をして、旺盛ならしめたり。

## 一　銀塊相場

銀塊の相場は昨年度に於ては著しく暴騰せり。これ支那の豫想買付けと、印度に於ける近年稀なる豐作と、並に印度政府が準備金充實の爲め、極力買ひあほりたるに起因す。中華民國の六國借款が交涉一時斷絶の噂立つに及びて爲替相場は一時低落したるも、クリスプ借款の成立と共に再び飛び上りたる如く、相場は借款の進涉に伴ひて變動常なく以て年末に及びたり。今參考の爲め同年度に於ける爲替相場並に銀塊相場を示せば如左。

一月

| | 爲替相場 | | 銀塊相場 | |
|---|---|---|---|---|
| | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 |
| 一月 | 1/11 5/16 | 1/0 5/16 | 26 13/16 | 25 1/8 |
| 二月 | 2/0 1/16 | 1/11 1/16 | 27 7/8 | 26 3/4 |
| 三月 | 1/11 3/16 | 1/10 15/16 | 27 | 26 1/4 |
| 四月 | 2/- | 1/11 1/16 | 28 | 26 11/16 |
| 五月 | 2/0 5/16 | 1/11 11/16 | 28 1/4 | 29 11/16 |
| 六月 | 2/0 1/2 | 1/11 15/16 | 28 9/16 | 27 15/16 |
| 七月 | 2/0 3/16 | 1/11 11/16 | 28 3/16 | 27 5/8 |
| 八月 | 2/0 3/16 | 1/11 11/16 | 29 1/8 | 27 9/16 |
| 九月 | 2/0 3/4 | 1/11 1/16 | 29 7/16 | 28 13/16 |
| 十月 | 2/1 1/8 | 2/0 5/8 | 29 5/8 | 29 |
| 十一月 | 2/0 7/8 | 2/0 13/16 | 29 3/16 | 28 13/16 |
| 十二月 | 2/1 | 2/0 | 29 5/8 | 28 3/4 |

如斯銀塊相場が二十九ペンス臺に迄騰貴したる結果は金貨國より當港への輸入を激增し、從つて南支那の仲繼港たる當港を經て、南支那の貿易をも活潑ならしめ、殊に下半期に於ては近年稀なる盛況を呈し、九龍倉庫の荷動き好調なりき。

今當港に於ける重要輸出入商品に就きて、其の市況の如

何を察するに左の如し。

## 一、綿糸

印度綿糸の輸入は、前年度と略同樣卽ち十八萬俵內外とす、日本綿糸は約三萬俵、是を前年度の一萬八千俵に比較するに約一萬二千俵の增加を示せり。

印度綿糸の取引は六月以前に在りては手薄なりしも、香港市場に品切れとなるや、七月より八月の前半期に及んで支那商の買込頻りなりし結果、價格遽に暴騰し、全年を亘りて取引最も高潮を呈したり、されば當時季に於ては一俵に付き六月末の價格より約十弗だけの騰貴を示せり、此の七月八月間の取引額は全年取引額の約三分の一卽ち六萬俵に達せり。今試に十二月三十一日の價格を以て前年度同月同日の價格に比較すれば

| | 千九百十二年 | 千九百十一年 |
|---|---|---|
| 二十手 | 一四〇—一五〇弗 | 一三八—一四八弗 |
| 十手 | 一二五—一三二 | 一二〇—一三〇 |

又日本綿糸が前述の如く、輸入增加をきたせしは全く革命戰後南支那各地に於て十手二十手及三十二手以上の細糸需要增加したる結果に外ならず然而日本綿糸は年末に近きて賣行き良好なりし。

## 一、綿布

香港に集中する列國綿布年額約一千二百萬弗より一千五百萬弗の間にあり、本年の貿易は先づ平均年度なりき、輸入の綿布は、全部英國品にして日本綿布としては鐘淵紡績會社製品たる蝴蝶印の天笠巾が極めて少許輸入せられたるのみ、其他は言ふに足らず今大藏省年表によるに約十萬圓內外に過ぎず、又以て言ふに足らざるなり。生金巾の市場相場は變動常なく、就中十封度の上物需要は著しく多かりしが爲め八封度二分の一物の取引は殆ど行はれず、此れ昨年度生金巾取引に發したる異例となす晒金巾の賣買も略前年度と同樣なりしも寧ろ前年度より少しく輸入減少したるが如し、但し本品の南支那一帶に於ける需要は支那內地土布織造業の減退に伴ひ前途有望なる商品たるを失はず。

雲齋布は前半期に於て取引盛んなりき。

綿帆布は從前亞米利加物の殆ど全勢力なりしも近時本邦產の輸入增加したるは誠に喜しき現象なり、米國よりの輸入額約五六百萬梱本邦產二百梱見當にて本邦綿帆布の米國產に比し、耐久力乏しきも價格の低廉なると色澤の美麗なる爲め、支那人間に評判宜敷しく漸次其販路を擴張する傾あり。

## 一、雜貨

革命戰後銀塊相場の暴騰に加へて風俗の變遷に伴ふ新流行品の輸入を激增し、殊に昨年度の前半期は取引旺盛を極めたり。新流行品の需要增加は著しく本邦雜貨の輸入を呼びたり。歐洲方面より當地方に輸入するには契約後四ヶ月を要するに不拘、本邦とは近距離の地位にある故契約後二三週間にして當地に着荷する便あり、この期に際し本邦雜貨業者は此の好機會を逸し去らざる樣努むべきものとす。

## 一、小麥粉

小麥粉の價格は變動常無く、一袋一弗九十仙より二弗二

十五仙迄の開きを生せり、これが爲め輸入高は不渺缺損を見るに至れり。

小麥粉の輸入は、千九百〇三年には五、五一七、八八四袋を輸入し、それより千九百十年迄年々減少し來りたる處、千九百十一年に至り五、五二六、三一四袋を輸入し、從前の「レコード」を破りたるに、本年度(一九一二)は更に一九六六〇〇袋を增加せり。

| | | |
|---|---|---|
| 米國粉 | 五、六九四、五五四袋 | 一二、〇〇〇、〇〇〇弗 |
| 濠洲粉 | 二八、四〇〇袋 | 六一、〇〇〇弗 |
| 計 | 五、七二二、九五四袋 | 一二、〇六一、〇〇〇弗 |

## 一、石油

「スタンダード」及「亞細亞石油」の激烈なる競爭の結果、南支那に於ける石油の價格は前年度に比し安價なりし、尤も銀塊相場の騰貴も亦幾分輸入石油の價格安を惹きたり、雖然年末三ケ月は少しづゝ價格は頭を上げたり、此れ亞米利加に於ける運賃率の引上げ(前年より約七割方)に起因するものにて石油の消費は千九百十一年度と略同樣なるも、最も多く輸入せられたる千九百十年に比すれば二割方減少せり、全年度を通じて見るに前半季は取引狀況が前年度の前半期と同樣活潑なりしも、下半期は內地金融の切迫と海賊橫行によりて戎克輸入の困難等により取引額豫想程盛んならざりき。

## 一、桂皮

桂皮は廣西の產にて香港を經て歐米各地に輸送せらる。昨年度(一九一二)の初期には價格平常の如く維持せられたるも、五月より次第に下落し、十月十一月に至つては未だ曾て無き最低價に墮れたり。卽ち箱入「セレクテッド、キャシャ」一擔に付き十八弗より十四弗迄、俵裝「セレクテッド、ブロークン、キャシャ」十六弗より十弗五十仙迄下落したり。此內地支那人の金融切迫に際し賣急ぎをなしたる結果に外ならず。

昨年度(一九一二)香港よりの輸出額

| | |
|---|---|
| 全桂皮(ホール) | 七五、〇〇〇箱 |
| 破桂皮(ブロークン) | 六〇、〇〇〇俵 |

## 一、絹糸

香港を經て歐米に輸出せらるゝ絹糸(專ら廣東)年額約三千六百萬弗內外にて、昨年度は銀塊相場の暴騰と「バルカン」問題の勃發、並に米國大統領の選擧等不利なる條件簇出して此が輸出を困難ならしめたるも、尙例年と大差なき輸出なりし。

| | 一九一一年 | 一九一二年 |
|---|---|---|
| 米國向 | 一四、八〇〇 | 一三、四〇〇 |
| 歐洲向(專ら英國) | 二七、八三〇 | 二九、二〇〇 |
| 年末香港在荷 | | 六、〇〇〇 |

## 一、花莚

本品の貿易は明かに良好なりき、亞米利加方面への輸出は減少したるも歐洲方面への輸出を增加せり、本品は專ら廣東省產に係る。

| | |
|---|---|
| 米國向 | 二十萬卷 |
| 歐洲向 | 十萬卷 |

價格は寧ろ低廉に向ひし如し、其結果は花莚業者の利潤を減少せしめたり。

**一、金屬類**

前年度に引き續き價格の騰貴をきたせり、此れ當地方及南部支那に於ける消費力の增加と、輸出國よりの香港宛運賃率增加並に輸出國に於ける勞働者の「ボイコット」等主なる源因をなす、今價格を比較すれば

一九一一年十二月卅一日　一九一二年十二月卅一日

| | 磅 | 志 | 片 | 磅 | 志 | 片 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 銀相場 | | | 25/$\frac{1}{8}$ | | | 25/$\frac{15}{16}$ |
| 水銀 | 八、 | 二、 | 六 | 七、 | 五、 | 六 |
| ネールロッド | 六、 | 一五、 | ○ | 七、 | 一五、 | ○ |
| 鉛 | 一六、 | 一七、 | 六 | 一九、 | 一五、 | ○ |
| 銅 | 六三、 | 一、 | 三 | 七六、 | 二、 | 六 |
| 錫 | 三〇五、 | ○、 | ○ | 二二七、 | 一〇、 | ○ |
| 黄銅 | | | | | | 八 $\frac{3}{4}$ 6 |

**一、其他**

其他重要商品には米穀あり阿片あり砂糖あり石炭あり共に一千萬弗以上の輸出入額を保てり。

# 對支那貿易金融機關の一軌範

## 天津通信

日支兩國の經濟關係が時々刻々に密接の度を加へ來り、其第一に必要なる機關として上海漢口天津大連其他に大規模の日支銀行又は小規模の金融機關を設置すべしとの論は漸く盛となり、現に天津長春の如きは在留邦人の金融機關として既に小銀行を設立せり。

過日の上海通信（本誌第四卷第二號）には小銀行を同地に設置するの急務を唱導せられ、大連方面に於ても其議論甚だ盛なるが（參照本誌四ノ二號）聞くが如くんば孫氏は東遊在京の砌澁澤大倉等の諸士と共に日支銀行に就て談合せられ、其他一部の人士は既に日支銀行の設立を計畫せりとのことなるも、余の考ふる所にては日支銀行の設立は勿論急務たるには相違なきも、支那各港に小銀行を設置するとは更に急務なり、前記上海通信に見るも上海の一般邦人間に於ける金融狀態は單に賴母子講類似のものあるのみにして、恰かも昨年五月に天津商工銀行設立を見たる迄の天津日本租界の金融狀態と異るなし、思ふに此の如きは獨り上海天津にのみ限らず、

他の支那諸港に於ても必ずや同一の狀態にあるべく、日本人の發展と共に益々其取引狀態に欠陷を生ずべく、之に對して、小銀行の設立を望むもの多きに至ることは火を見るが如くなるべし、資本家も亦此機運を察して必ずや彼等が需要する小銀行の設立を企つべく、某々氏の如きは早く既に人を派して其金融狀態を調査しつゝありとのとなれば、吾人は此種小銀行の一例として我が天津商工銀行の設立及定款を示して聊か參考に供せん。

## 一、天津商工銀行の創立

該銀行の創立に付ては天津商業會議所（日本人の）の報告書に左の如き記事あり。

天津日本租界の金融機關として理想的商工銀行を建設するの議は我在留民數年來の宿望なりき然れ共銀行の設立たる容易なる業に非ず其經營に於ては充分なる成算ありと雖資本金を得るの困難あり二千の在留同胞は斯く有爲なる宿望を懷きながら過去數年間を空しく過したるなり偶々四十一年に及ぶや三十七八年役後頓に膨張したる經濟界の反動として天津市面は極めて不況に陷り就中我租界は其甚だしきもあり金融は極めて逼迫を呈し在留邦商は各自の金繰に頗る困難を感じ無數の賴母子講は此時に於て出現せるなり小商人の多くは之に賴りて幾分金融の途を啓き辛ふじて營業を繼續するの窮況を來せり

由來賴母子講は斯かる金融必迫の時に際し緩急相應ずるの見地より有利なる場合無きにしも非ざれ共一面に於ては弊害の之に伴ふあり商人が之より得たる資金を運用するとせんか頗る高率の利息を支拂ふと同一にして自然商品の相場を高め果ては賣行の減退を來たすに至る當時小商人の閉店せるもの數多ありしも原因は多く此所に有り其弊害の及ぼす所又鮮しとせず其他進取の意氣を存し有望なる事業を念頭に畫ける者ありと雖金融の途を得る能はず潦倒として發展の端緒を啓く能はざる者も亦無きに非ず茲に積濱正金銀行支店ありて是等邦商に對し相當の便宜を與へ居れりと雖其範圍に於て未だ狹隘に亘るの感なき能はず隔靴搔痒の憾あるは又同行の立場として止むを得ざるの事に屬し租界本位たる金融機關の必要は益々程度を高め日一日として怱如に附す可からざるものありき於是一昨四十三年十一月に及び斯種金融機關創立の前提として在留同胞中の有力者發起となり天津貯蓄組合なるものを組織し六十六名の組合員を集め經費の餘剩を出資して戊申勅諭の聖旨を奉體すると同時に一は金融機關設立の資に充つる目的を立て孜々營々十有七ヶ月を閱し當初の畫策を貫徹したる結果遂に本四十五年五月三日に爲り禮日の功竝に現はれ數年の永きに亘り在留民の渇望止む能はざりし理想的金融機關卽ち株式會社天津商工銀行設立の認可を收め同月六日を以て法律の定むる登記を終へ竝に全く其設立を告げたり

今や中國は革命騷亂の根跡未だ全く絶へず經濟界の變潮日に急なるの時に當り斯種金融機關の創設を告げたるは吾人の最も欣喜措く能はざる所にして向後我在留同胞は此理想的金融機關を利用し從來の積弊を一掃すると共に機宜に適應して遺憾なく商業を伸張するを得べく我在留邦商の活眼又想ふべきなり現在北淸の商勢は恰も一階層の過渡時代にあり商人の手腕を奮ふべき時は正に將に到來しつゝあり戰線に立つ勇將に對し輕重の完備するあれば商鋒を交ゆるに當りて奚ぞ背後に立つの憾あらんや聞說正金銀行支店に在りても新設商工銀行に對し及ぶ限りの好意的援助を與ふべしと是亦大に在留同胞の意を强ふするに足れり更に商工銀行の經營に關しては三十有餘年の永く此地に在りて商を以て身を立て天津成功者の筆頭を以て目せらるゝ武內才吉翁の牛耳を握るあり其鞏鎭としては老功能く世情に通じ租界の發展に對し熱情溢るゝ許りの鈴木敬親氏あり平林儀左衞門氏あり長峰與一氏あり沖田介次郎氏あり大亦季助氏あり此の如くして眞に理想的金融機關は設立せられたり租界發展の柱石は樹立せられたり吾人は租界同胞の後援たり租界經濟の膏油たり租界發展の先驅たる株式會社天津商工銀行の創立に際し萬腔の熱誠を以て祝意を表すると同時に前途多望なる同行の益々發展を祈るや切なり

# 二、株式會社天津商工銀行定款

## 第一章　總則

第一條　當銀行ハ商法及ヒ總領事ノ命令事項ニ遵據シ銀行事業ヲ經營スルヲ以テ目的トス

第二條　當銀行ハ株式會社天津商工銀行ト稱ス

第三條　當銀行ノ營業種目左ノ如シ

一、預金及ヒ貸付金

二、證券ノ割引及ヒ代金取立

三、爲替及ヒ荷爲替

第四條　當銀行ハ清國天津日本專管居留地ニ置キ漸次緊要ノ地ニ支店若ハ出張店ヲ設ケ又他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締結スルコトアルヘシ

第五條　當銀行ノ資本金額ハ洋銀拾萬圓トス

第六條　當銀行ノ存立時期ハ會社設立ノ日ヨリ滿三十ケ年トス

第七條　當銀行ノ公告ハ在天津總領事館ノ公示スル新聞紙ニ掲載スヘシ

## 第二章　株式

第八條　當銀行ノ株式ハ貳千株ニ分チ壹株ノ金額ヲ洋銀五拾圓トス

第九條　株金第一回ノ拂込金額ハ一ト株ニ付洋銀拾貳圓五拾錢トス

第二回以後ハ假リニ毎月壹株ニ付キ洋銀壹圓ヲ拂込十二ケ月ニ滿ツル毎ニ株券ニ記入シ五拾圓ヲ以テ滿了トス

第十條　株主若シ株金ノ拂込ヲ怠リタルトキハ商法ノ規定ニ依リテ處分スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其拂込期日ノ翌日ヨリ拂込タル日迄洋銀百圓ニ付キ一日拾錢ノ割合ヲ以テ延滯利息ヲ徵收スルモノトス

第十一條　當銀行ノ株券ハ記名式トシ一株及ヒ十株ノ二種トス

第十二條　當銀行ノ株式讓渡ハ取締役會ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス但相續又ハ遺贈ニ因ル場合ハ此限ニ在ラス

第十三條　當銀行ノ株式ヲ讓渡スルトキハ雙方株券裏面ニ署名捺印シ名義書換ノ請求書ヲ添ヘ當銀行ニ差出スヘシ但相續又ハ遺贈ニ因リ當銀行ノ株式ヲ取得シタルトキハ取得者ノミ株券裏面ニ署名捺印シ正式ノ證明書ヲ添フヘシ

前項ノ請求アリタルトキハ頭取其株券裏面ニ署名捺印シ株主名簿ニ登錄スヘシ

第十四條　株券ヲ損傷、紛失又ハ滅失シタルトキハ其事由ヲ明記シ證人連署ノ請求書ヲ當銀行ニ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但紛失又ハ滅失ノ場合ニ於テハ請求人ノ費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ二ケ月ヲ經過スルモ尚發見セサルトキハ新株券ヲ交付スヘシ

第十五條　株券ノ分合ヲ要スルトキハ請求書ニ株券ヲ添ヘ當銀行ニ差出スヘシ

前條ノ株券ノ損傷ニ因リ書換ヲ要スル場合亦同シ

第十六條　前二條ノ場合ニ於テハ新株券一通ニ付キ銀三拾錢ノ書換料又第十三條ノ場合ニ於テハ一通ニ付キ銀拾錢ノ手數料ヲ徵收ス

第十七條　當銀行ハ毎年一月一日及ヒ七月一日ヨリ定時總會終結ノ日迄株式讓渡ノ登錄ヲ停止ス

臨時總會招集ノ通知ヲ發シタル日ヨリ其終結ノ日迄亦同シ

## 第三章　株主總會

第十八條　定時總會ハ毎年一月及ヒ七月ノ兩度ニ開キ臨時總會ハ必要ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

第十九條　總會ニ於テハ豫メ株主ニ通知シタル事項ノ外他ノ事項ニ渉ルコトヲ得ス

第二十條　總會ノ議長ハ頭取之ニ任ス頭取事故アルトキハ他ノ取締役之ニ代ハル但取締役皆事故アルトキ若ハ監査役ノ招集シタルモノ又ハ株主ノ請求ニ依リ招集シタル場合ノ議長ハ出席株主中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第廿一條　株主ノ議決權ハ一ト株ニ付キ一個トス

第廿二條　總會ノ決議ニ付キ可否同數ナルトキハ議長ノ裁決ニ依ル但議長ハ自己ノ議決權ヲ行フコトヲ妨ケス

第廿三條　株主ハ代理人ニ委任シテ議決權ヲ行フコトヲ得但其代理人ハ當銀行ノ株主ニ限ル

第廿四條　總會ノ決議ハ決議錄ニ登載シ取締役及ヒ監査役署名捺印シテ之ヲ保

## 第四章　役員

第廿五條　當銀行ニ取締役五人監査役二人ヲ置ク

第廿六條　取締役及ヒ監査役ハ五十株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス但得票同數ナルトキハ年長者ヲ擧ケ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第廿七條　取締役ノ任期ハ三ケ年、監査役ノ任期ハ二ケ年トシ再選ヲ妨ケス

第廿八條　取締役ハ其在任中自己所有ノ株券五十株ヲ監査役ニ供託スヘシ前項ノ株券ハ本人退職スト雖モ其期ニ屬スル決算報告株主總會ノ承認ヲ得タル後ニ非サレハ取リ戻スコトヲ得ス

第廿九條　取締役及ヒ監査役ニ缺員ヲ生スルモ法定ノ數ヲ缺カス且事務ニ差支ナキトキハ次期ノ總會迄補缺選擧ヲ猶豫スルコトヲ得

第三十條　補缺選擧ニ於テ選任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘期トス

取締役及ヒ監査役ノ總員カ同時ニ其任ヲ辭シタルトキ亦同シ

第卅一條　取締役ハ頭取及ヒ專務取締役各一名ヲ互選ス

頭取及ヒ專務取締役ハ各自會社ヲ代表ス

第卅二條　取締役ハ取締役會ノ決議ヲ以テ諸規則ヲ制定シ支配人以下職員ヲ任免黜陟ス

第卅三條　取締役會ハ重要事項諮問ノ爲メ株主中ヨリ相談役ヲ囑託スルコトヲ得

第卅四條　取締役ハ當銀行ノ業務ニ關シ連帶シテ其責ニ任ス

第卅五條　取締役及ヒ監査役ノ報酬ハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

## 第五章　計算

第卅六條　當銀行ハ毎年六月及ヒ十二月ノ末日ニ於テ決算シ營業報告、財產目錄、貸借對照表、損益計算書及ヒ利益分配案ヲ作リ監査役ノ調査ヲ經テ株主總會ノ承認ヲ受クルモノトス

第卅七條　當銀行ノ計算ハ毎期總益金ヨリ總損金ヲ引去リタルモノノ內ヨリ百分ノ拾ニ當ル賞與金ヲ控除シ其殘額ヲ純益金ト爲シ其內ヨリ積立金百分ノ拾以上ヲ引去リ其殘額ヲ各株主ニ配當ス但配當ノ都合ニ依リ後期ヘ繰越金ヲ爲スコトヲ得

## 第六章　定欵ノ變變

第卅八條　本定欵ヲ變更セントスルトキハ株主總會ノ決議ヲ經テ總領事ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

## 第七章　附則

第卅九條　當銀行ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ハ洋銀三千圓以內トス

第四十條　當銀行發起人ノ住所氏名左ノ如シ

天津估衣街四口　大亦秀助
天津日本租界壽街第四拾壹號　沖田介次郎
天津日本租界壽街第參拾參號　川島右一
天津閘口曾第壹號　神谷佐兵衛
天津日本租界山口街第四號地　武內才吉
天津日本租界常盤街第參拾九號　長峰與一
天津日本租界壽街貳拾壹號　扇山義春
天津日本租界山口街第拾參號地　菊池季吉
天津日本租界壽街四拾八號　平林儀衛門
天津河北大胡同　鈴木敬親

明治四十五年一月十六日右定欵ヲ作リ發起人一同左ニ署名捺印スルモノ也

（發起人各自ノ署名ヲ略ス）

# 香港上海銀行第二十五回總會

二月二十三日香港シチー・ホールに於て同銀行半期總會を開きたるが一九一二年下半期の營業成績下の如し。

一、純益金　五、〇三一、四三五弗四八

右は前期繰越金一、九六〇、二八八弗六四を含み、且つ營業費は勿論既に支拂ひ又は支拂ふべき利子其他不安全不確實なる勘定に對する危險等を差引たるものとす

一、銀準備額へ繰越　二〇〇、〇〇〇弗

右は損益勘定より銀準備勘定の借方へ繰越したるものにして同勘定は之を加へて通計一七、二〇〇、〇〇〇弗とす

一、重役報酬　二一五、〇〇〇弗

一、配當(一株當り二磅)　總計　二四〇、〇〇〇磅

一、割增配當(同　五志)　總計　三〇、〇〇〇磅

一、損益新勘定へ繰越　二、〇一一、四一〇弗三五

前記純益金より　上述の二十萬弗及重役への報酬等を引く時は四、六一六、四三五弗四八となり、配當金及同割增合計二十七萬磅を 7/8 の相場にて換算する時は二、六〇五、〇二五弗一三となり、差引二、〇一一、四一〇弗三五は繰越利益となるなり

## 役員の變更

一九一三年度新任頭取　Mr.F.H.Armstrong

同　副頭取　Hon.Mr.C.H.Ross

丁辭任せる理事　Mr.G.H.Medhurst

一同　Mr.A.Forbes

右補欠就任者　Mr.S.H.Dodwell

同　Mr.J.A.Plummer

再選　M.G.Friesland

同　Mr.H.A.Siebs

同　Mr.C.S.Gubbay

監査役(再選)　Mr.W.H.Potts

同　(同)　Mr.J.W.C.Bonnar

## 一九一二年下半季香上銀行資產負債表

一、負債之部

一、拂込株金　一五、〇〇〇、〇〇〇弗

一、英貨準備金(一、五〇〇、〇〇〇磅二志換)　一五、〇〇〇、〇〇〇

一、銀準備金　一七、〇〇〇、〇〇〇

一、海上保險勘定　二五〇、〇〇〇

一、流通銀行券　二四、八二六、一六八

內譯　一、各種擔保品及貨幣を兌換準備金として發行せる銀行券　一五、〇〇〇、〇〇〇弗

二、香港政廳の規定に遵ひ、貨幣を準準備として附加發行せるもの九、八二六、一六八弗

一、當座預金　一七五、九六〇、九〇七

內譯　銀勘定　一二一、一二二、四八九弗

金勘定　五、六八五、四四八磅六志一片

右換算　五四、八三八、四一七弗

一、定期預金　一一二、四八四、六一九

| | |
|---|---|
| 內譯　銀勘定 | 七〇、四〇九、二一四弗 |
| 金勘定 | 四、三六一、四八二磅一志三片 |
| 換算 | 四二、〇七五、四〇五弗 |
| 一、支拂手形 | 六、〇一〇、八八六弗 |
| 一、引受手形 | 一〇、六八三、〇五二 |
| 一、損益勘定 | 五、〇三一、四三五 |
| 合計 | 三八二、二四七、〇六八弗 |

資產之部

| | |
|---|---|
| 一、現金 | 四一、九八〇、二〇五弗 |
| 一、兌換準備金（普通及限外發行の分共香港政廳へ預入） | 一六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 一、金銀現在（輸送中のものも含む） | 五、一六九、五九二 |
| 一、印度紙幣 | 一、四九三、〇二〇 |
| 一、各種擔保物 | 一一、〇一五、六四五 |
| 一、英貨準備投資 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 內譯　二分利半コンソル | 九〇〇、〇〇〇磅（額面一、二〇〇、〇〇〇磅） |
| 右の中二五〇、〇〇〇磅は英蘭銀行預入 | |
| 三分利付大藏省證券二六五、〇五〇磅（額面二八五、〇〇〇磅） | |
| 其他 | 三三四、九五〇磅 |
| 一、割引手形及貸金 | 一三九、八六九、九四八 |
| 一、受取手形 | 一三五、六七四、九六四 |
| 一、引受手形 | 一〇、六八三、〇五二 |
| 一、前渡金 | 五、三六〇、六三八 |
| 合計 | 三八二、二四七、〇六八 |

損益勘定表

（營業成績の部に述べたる通りとす）

# 大阪中華商務總會假規則

## 第一章　名稱及所在地

第一條　本商會は之を大阪中華商務總會と稱す

第二條　本商會假事務所を大阪市西區本田二番町北幫商業會議所內に置く

## 第二章　宗旨及辦法

第三條　本商會は農工商部奏定商會規則第十四條に準據し部令に背戾する事なく商務を促進するを以て宗旨と爲し試行規則を議定する事左の如し。

甲　聯絡　本商會入會の本埠居留中國商人は宜しく一致協力、物價を評定して以て外國商人の抵抗壓迫を免れ意外の損失を豫防すべし。中國全體及各外埠の商會は本商會と相互に商業上の利害關係を通訊研究して以て商品の販路を擴張すべし。

乙、調查　農工は商務の根本たるを以て凡そ中國農工に裨益ある事項は確實精查を行ひ詳細報告して以て其改良に資し、稅則は商務に關係する所甚大なるを以

て凡そ内外國の稅則にして商務の進步發展を阻害するが如きものあれば隨時攷察を行ひ利害關係を詳陳して以て之が善後を呈請し、中國にして各外國と通商航海條約を改修する等の事あれば其利害關係を精査し政府に報告して以て參考に供し、商事に關する法令にして居留中國商人の慣習に合せざるものあれば意見書を捧呈して以て參酌に備へ、凡そ各部各省長官各國駐劄公使領事其他公共團體等にして調査事件を委託する者あれば之を確査詳報し、所在國の禁令其他各種の法令は常に精査を加へ置きて以て居留中國商人の質問に應じ、凡そ本埠輸出入貨物は其增減の理由を精査し分類詳報して以て研究に便すべし。

保護　凡そ本埠居留中國商人にして本埠居留同國商人或は外國商人と債權債務の關係を有し交涉を開始せんとする者あれば會議を開いて之を公斷し以て訟端を息めしめ。凡そ本埠居留中國商人にして外埠居留同國商人或は中國內地商人と債權債務の關係を有し交涉を開始せんとする者あれば會議を開いて之を公斷し以て訟端を息めしめ。凡そ本埠居留中國商人にして外埠居留同國商人或は中國內地商人と債權債務の關係を有し交涉を開始せんとする者あれば之れに代つて最寄の商會に移牒して以て調停を請ひ或は農工商部に上申して以て當該地方官の處置を請ひ。凡そ本埠居留中國商人にして歸國せんとする者あれば之に代つて護照(旅行免狀)發給方を領事に請ひ並に原籍地方官の保護を請ひ。凡そ本埠居留中國商人にして新機器を創製し或は資金を募集して會社を組織し或は歸國して實業を開始せんとする者あれば之に代つて農工商部に上申し特權授與及登薄保護方を請ひ。凡そ本埠居留中國商人にして萬一寃罪に沈淪する者あれば之に代つて農工商部公使大臣領事等に之が處分方を請ふべし。



## 第三章　職員

第四條　○總理一人。○協理一人。○議董十人。今後增減を要する事なれば公同議決に依り之を行ふ。○臨時特派員定員無し。若し緊要事件あるに當り職業の力及ばざる事あれば全體會員中より數人の專務を選擧して之を處理せしめ之を臨時特派員と爲し或は總理協理より委任する事あるべし。○會員定員無し。凡そ法律に依り商業を營む者にして本商會に入會せる者は總べて會員となす。

第五條　本商會に左の事務區を置く

法律顧問　一人

書記　一人

通譯　一人

會計兼庶務　一人

以上各員の給料は臨時酌定す

## 第四章　撰舉及任期

第六條　本商會選擧法

一、總理、協理

甲。總理、協理は議董中より二人を公擧し農工商部に上申して之が任命方を請ふ事。

乙　總理、協理の選擧は農工商部奏定公擧會董資格及本

商會所定總理協理資格に按照し總理協理選擧票を印刷し各議董に交付し依法選擧せしむる事

丙、總理、協理の選擧は全體議董より公同推擧するものにして總べて機密投票法に依る事

丁、總理、協理の選擧は議董選擧の日に之を行ふ。卽ち先づ會員より議董を投票擧定し開筒宣佈したる後總理協理選擧票を各議董に分送し塡註投筒せしめ投筒終るを俟ち會衆向つて開筒し得點最多數者を以て當選と爲し之を宣佈する事。

附　總理協理資格

一、品行方正にして事理明白なる者

二、商店の大資本主なるか或は經營者にして每年取引高甚巨額なる者

三、自體議董たるに任へ得る者

四、本埠に於て商業を營む事五年以上なる者

五、年齡三十歲以上なる者

六、中國に籍を有する者

附、總理協理擧票雛形左の如し

二、議董

中華大阪商務總會

第　次選擧票願擧

先生爲　理

此票限　月　日投本會箱內

甲　議董は會員中より之を選任する事

乙　議董を選擧せんとするには選擧の七日以前に於て本商會より選擧票及議董資格を選擧權所有者に分送し選擧票は一人に付十二枚にして一枚一人の姓名を塡記し合計十二人を選擧し、其內總理協理二人を推選するを除くの外議董十人を留存し各人法の如く選擧し會衆に向つて開筒宣佈し、票數多き者を以て當選となし當選票數相同じければ年高者を以て當選となし當選票數年數均しく相同じければ本埠居留年數多き者を以て當選となす事

丙、議董の選擧は機密投票法に依る事

丁、當選議董十人の外次點者は候補議董と爲し若し當選議董にして事故の爲に遠出或は缺勤する等の事あれば候補議董は之が代理に任ずる事

戊、議董は擧定後一ヶ月以內に之を農工商部に具情報名し、南洋各埠商會例に照して登薄任命方を請ふ事、

附　議董資格

一、品行方正事理明白なる者

二　商店の大資本主なるか或は經營者にして每年取引高甚巨額なる者

三、身體會員たるに任へ得る者

四、本埠に於て商業を營む事五年以上なる者

五、年齡三十歲以上なる者

六、中國に籍を有する者

附　議董選擧票雛形左の如し

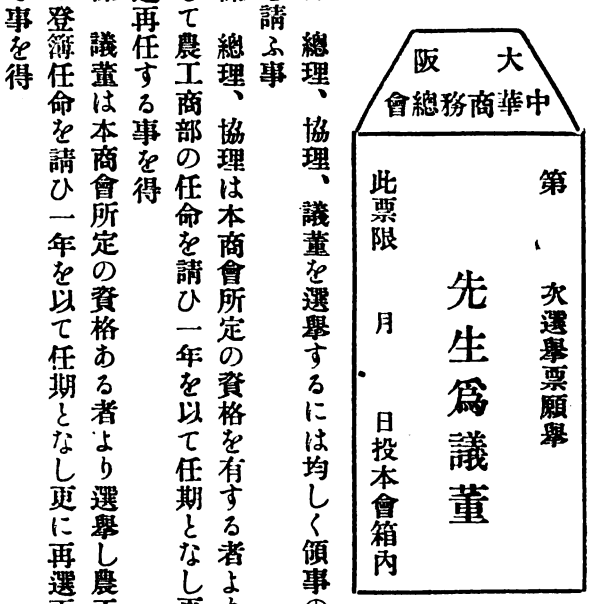


第七條　總理、協理、議董を選舉するには均しく領事の監督を請ふ事

第八條　總理、協理は本商會所定の資格を有する者より推舉して農工商部の任命を請ひ一年を以て任期となし更に再選再任する事を得

第九條　議董は本商會所定の資格ある者より選舉し農工商部の登簿任命を請ひ一年を以て任期となし更に再選再任する事を得

第十條　總理、協理、議董及候補議董は舉定せられたる後故なくして之を辭退する事を得ず

第十一條　總理事故の爲に遠出したる時は協理之に代任し協理事故の爲に遠出したる時は總理之を兼任し重大事件あるに非ざれば同時に遠出する事を得ず

第十二條　議董舉定以前に遠出したる時は候補議董之を代理すと雖も四個月以内に歸任せざる時は議董の權利を失ひ候補者を以て之に任じ其任期は正任者と同じ

第十三條　議董舉定以後に遠出したる時は候補議董之を代理すと雖も六個月以内に歸任せざる時は議董の權利を失ひ候補者を以て之に任じ其任期は正任者と同じ

第十四條　總理、協理、議董は皆其任命の日より起算し滿一年を以て任期となし滿期の三個月以前に於て別に選舉を行ひ造冊報部するものとす

第十五條　總理、協理、議董を續任する事三年以上にして執務勤勉商業に益せる事績ある者は領事より公使に褒奬方を申請し以て鼓勵を示すものとす

第十六條　左の八項の一に該當する者は選舉權を有せず

一、癩病患者
二、本國監禁の罪及日本國刑法上の罪を犯せる者
三、未成年の男子
四、婦女
五、不法行爲の確證ある者
六、本商會所定の公益上有害事項を犯せる者
七、中國に籍を有せざる者
八、卑賤なる營業に從事する者

第十七條　左の五項の一に該當する者は被選舉權を有せず

一、破產者
二、債務不履行者
三、捐金を認定しながら之を交付せず又は本商會の義務を遂行せざる者
四、正當なる營業なき者
五、字義を解せざる者

第十八條　左の六項の一に該當する選舉票は之を無効とす

一、被選舉人の氏名を塡記したる外他事を兼叙し或は之を塗改したる者

二、空白票を投じたる者
三、字迹模糊として被選舉人の何人たるやを知るに由しなき者
四、本商會發行の票紙を使用せざる者
五、被選舉權なき者を選舉したる者
六、一票に二人以上の氏名を記載したる者

## 第五章　責任

第十九條　總理、協理、議董は衆商の公同推舉を經たる上は其一定の義務を極力遂行し難を畏れ勞を憚る可からず各商亦私見を挾み故なくして之を阻撓する事を得ず。但し總理、協理、議董は奏定商法及禀定會則に違犯する事を得す。

第二十條　總理、協理は會務を總理し經費を算定し會則及公同議決事項を裁定し之を指揮施行せしむるの責任を有す

第二十一條　議董は總理、協理を選舉し又は總理、協理に選舉せられ會務を監察し經費を籌議し會則を討論し本商會事務を公決するの責任を有す

第二十二條　議董は公共の利益事項なりと認めたる時は極力之を提倡して成効を期し又同胞を害し名譽を毀損する等の事項なりと認めたる時は嫌怨を避くる事なく極力之を檢舉し以て責任を盡すべし

第二十三條　會員は議董を選舉し又は議董に選舉せられ經費を擔任し意見を條陳し以て本商會の採擇に備ふるの責任を有す

## 第六章　權限

第二十四條　法律顧問員は專ら本商會より法律を諮詢し交涉事件を籌議するに備へ別項の事務に干預する事を得す

第二十五條　書記員は本商會の公文書類其他文墨に關する事務を管理し總理以下の權限に干預する事を得す

第二十六條　通譯員は專ら漢和兩文の飜譯事務を司り凡そ商務に關する新聞雜誌及交涉事件は皆之に屬し總理以下の權限に干預する事を得す

第二十七條　會計兼庶務員は專ら本商會の金錢出納事務を司り凡そ報牌收捐等一切の雜務は皆之に屬し總理以下の權限に干預する事を得す

第二十八條　顧問、書記、通譯、會計兼庶務等の員は均く總理、協理より延聘し全體議董之を認可し若し任に勝へざる時は議董は三人以上の同意を以て之が辭退方を總理協理に指請する事を得

## 第七章　入會

第二十九條　凡そ本商會に入會せんとする者は會員一人より紹介し多數議董の認可を俟つて入會する事を得

附　紹介書式

姓名　字　省　府　縣人年　歲は現に某屋號の支配人に有之今般貴商務總會に入會し會員たらんと志願致居者に候處同人は最も正當に商事を經營致居貴會則に違犯せざる者に有之候間特に御紹介申上候條貴商務總會の議定に依り同人入會の儀御許可被下度此段及御紹介候也

年　月　日　　紹介會員　某々　印

大阪中華商務總會御中

第三十條　本商會より入會を公認せられたる者は署名捺印せる誓約書一通を添へ會費を本商會に納付して其領收證を受領し以て入會の證となすべし

附　誓約書式

誓約書

姓名字　省　府　縣人年　歲は現に大阪某屋號の支配人に有之今般貴商務總會に入會至度御許可相成候上は貴會則を嚴守し義務を擔任可致誓約致候也

年　月　日　　某々屋號印

大阪中華商務總會御中

第三十一條　凡そ大阪に於て正當に商事を經營する中國人は皆入會する事を得。但し左の三項の一に該當する者は此限に在らず

一、營業卑賤なる者

二、閉店後負債償還未濟なる者

三、正當なる營業を爲さゝる者

## 第八章　退會

第三十二條　會員にして左の五項の一に該當し他の會員に擧發せられ調査の上確實なる證據ありと認められたる者は多數議董の決議に依り退會せしむ。但し納付せる會費は之を返還せざるものとす

一、刑法の罪を犯せる者

二、會則を遵守せざる者

三、本商會の名譽を毀損したる者

四、會員を侮辱したる者

五、進退動作上の缺點に依り他會員に齒せられざる者

## 第九章　經費

第三十三條　本商會經費は各商より年を按じて擔當し之を分ちて經常費及臨時費の二となす

一、經常費は悉く議董編成の豫算表に照し全體會員の決議を經て總理、協理の署名後隨時施行す

二、臨時費は臨時多額の支出を要する場合全體會員を招集し特別會議を開きて之を決議す

三、經常費と臨時費とに論なく五十元以上の支出を要する時は必ず總理より署名す

四、會計員は每週收支に關する帳簿を月番議董に提示し議董之を審査して過誤なしと認めたる時は之に署名す

五、月番議董は每月收支決算を行ひ總理は協理に提示し總理、協理之を審査して過誤なしと認めたる時は之に捺印す

六、總理、協理は每月銀行預金及收支に關する帳簿書類を對照し以後之を檢查する事を得す

第三十四條　本商會所收の各幇(同鄉商人の團體)及會員の會費は其納未納を分類明記し每半季一回報告し年末に之を印行造冊して各會員に分送し以て確實を期す

第三十五條　年末大會以前總理、協理及議董より翌年度收

支豫算を編成し會員に交付し以て經費の準備に資す

第三十六條　本商會預金は務めて確實なる銀行を擇びて之を託する事

第三十七條　本商會積立金の餘裕を以て購買せんとする物ある時は總理、協理より隨時特別會を開き會員を招集して議決施行するを要す

第三十八條　農工商部奏定商會規則第二十一條所定の各費は本商會に適用し難き廉あるを以て暫く之を實施せざるものとす

第三十九條　農工商部奏定商會規則第二十二條所定の給賞に關する件は經費不足の爲め暫く之を實施せず。但し旅費に關しては臨時會議に依り之を施行する事あるべし

## 第十章　開會

第四十條　本商會會議は之を分ちて左の三種となす

一、定期總會　每年四回とし三月六月九月十二月會員を招集し日を擇んで之を擧行す

二、臨時會　緊要事件にして公決を要するものは隨時會員を招集して之を擧行す

三、通常會　每週土曜日の夜之を擧行し經理、協理及議董は皆本商會に齊集するを要す

第四十一條　定期總會に於て報告すべき事項左の如し

一、記事錄の報告

二、調查事件の報告

三、經費收支報告

四、會員條陳の報告

五、新設事務の報告

六、未決事務の報告

七、改良商事の報告

八、善後事項の報告

第四十二條　臨時會は本商會に關する議事中隨時會議すべきものを除くの外會員に於て十分緊要事件なりと認めた時は先づ其事由を月番議董に陳明し總理、協理より之を允許したる後本商會より回狀を以て會員に通知し定期擧行するものとす

第四十三條　通常會に於ては本商會の當然處理すべき事項を酌議し商事に關する利害事項を講究す。秘密に附すべき事件にして未だ宣布を經ざるものは總理以下均しく愼密外漏を防ぎ或は緊要事件にして常會、定期大會の開催を不便とするものあれば總理、協理より議董に通知して隨時集議する事あるべし。

## 第十一章　議事規則

第四十四條　議事開始時刻は各員之を嚴守し故なくして遲刻する事を得ず

第四十五條　議事の際は總理を以て議長と爲し協理を以て副議長と爲す。但し總理缺席なれば協理之を兼任す

第四十六條　議事の際議董缺席せんとせば其旨本商會に豫告し議長より候補議董に命じて之を代任せしむ

第四十七條　議事は議董過半數出席するを俟ちて之を開始す

第四十八條　議董提議せんとせば先づ議長に陳明し議長は

該議董をして臨時議長に充當し事由を詳細說明せしむべし

第四十九條　總理、協理及議董は一定席に着坐し八字形を爲し會員席は之に對し各番號を附し入場の際抽籤して之を決す

第五十條　各員は議事に對し之を決議するの責任を有し可否不一定なるを得ず

第五十一條　議事は多數決とし可となす者は起立し然らざる者は坐す可否同數なる時は議長之を決す可否を發表し難き事情ある時は機密投筒法に依る。

本商會の室内に黑白子二箱を備へ置き機密投筒に際し各員順次入室可となす者は白子然らざる者は黑子を取りて投筒し議長より衆に對して傾筒點檢し多數を以て之を決す。

第五十二條　議事は順次之を決議し當日提議以外の事項に亘るを得ず議事未了なる時は議長より定期續議す

第五十三條　會議の際は議董、會員より議長の姓名を呼ぶ事なく單に議長と呼び又議長より會員の姓名を呼ぶ事なく單に其席次の番號を呼ぶものとす

第五十四條　凡そ一事件を提議し或は辯駁せんと欲する者は先づ起立して自己の番號を議長に明告し議長の許可を經て之を陳說すべし

第五十五條　凡そ發言は他人の辯論終るを俟ちて之を行ふべし

第五十六條　議長は議場監督の責に任じ會則違犯者に對し其發言權及會議參與權を停止する事を得

第五十七條　會議の際局外傍聽の許否に關しては議長より議事を按じて之を酌定す

第五十八條　會議未了なる時は出席各員の退場を許さず。緊要事件の爲め退場せんと欲する者は先づ其旨議長に陳明して許可を受くべし

第五十九條　會議に欠席したる者は其議決事項に就ては之を默認遵行すべきものとす

第六十條　議事の際は書記より辯駁議論を記事簿に詳錄し議定後其摘要を揭示公表すべし

第六十一條　本商會開會に際し記事簿に記載すべき事項左の如し

一、開會の日時
二、會員中出席者及欠席者の氏名
三、提議件數及議決件數
四、議決各件に對しては總理、協理より記事簿に署名するを要す

第六十二條　議場内に於ける禁止事項左の如し

一、談笑喧噪に亘る事
二、隨意昏睡する事
三、喫煙する事　但し常會に於ては此限に在らず
四、席次を紊亂する事
五、辯駁に因りて忿爭或は怒言する事

## 第十二章　公斷

第六十三條　本商會は部令に準據し商人の請に應じ葛藤事

件を調停し或は之を各當該長官に代稟すべし。但し本商會々員以外の商人に對しては此限に在らず

第六十四條　債權債務上の葛藤事件に關して當事者双方より本商會の公斷を請ふ時は本商會に於て之を提議公決し當事者の一方若し此公決を是認せざる時は本商會より更に探訪確査したる後再び當事者双方の出席を俟ちて之を處斷すべし

第六十五條　本商會定期公斷の事件に就て若し總理、協理以下當事者と親族上或は資本上の關係を有する者あれば會期以前に其旨を發表し會議に欠席して嫌疑を避くるものとす。但し此場合の欠席は故なくして欠席せるものにあらず。

第六十六條　本商會に於て處理すべき事件なりと認めたる上は總理、協理より當事者双方を召喚して其事由を詳詢し書記は當時の問答を以て逐一記帳して當事者双方をして署名捺印せしめたる上之を月番議董に交付し月番議董は之に依りて處理し當事者若し之に遵はざれば更に特會を開きて公同議決すべし

第六十七條　當事者双方本商會の公斷を請ひたる上は提議の日に必ず齊集するを要し若し事故の爲に出頭する事能はざれば期日前に其旨本商會に通知して期日の變更を請ふべし

第六十八條　本商會に於て公斷すべき事件なりと認めたる時は常會に於て之を提議し廷期する事あれば一ヶ月を以て限となす。但し當事者の一方遠出中なる時は此期限を更に酌展する事あるべし

第六十九條　當事者双方が本商會の公斷に遵はざる時は各當該長官に向つて告訴すべし若し該長官より本商會の處理を命ずる事あれば本商會は之に對して實情を詳細回答し強制する事を得ず

## 第十三章　會員の權利

第七十條　本商會員の權利左の如し

一、本商會の徽章を佩帶する事

二、本商會所定の選擧權及被選擧權を享有する事

三、本商會の調査事項にして商事上有益なるものは隨時回狀を刊行して會員全體に佈告し得る事

四、本商會内に内外國書籍新聞雜誌類を備へ置き會員の隨時翻閲に供する事

五、會員中商取引上の葛籐事件ある者或は他人より屈辱抑壓を受けたる者は本商會の處理公斷或は長官への代訴を請ふ事を得

六、會員中中日文件に通せざる者は本商會通譯員の解釋を請ひ又中外法律に通せざる者は本商會法律顧問員に質問する事を得

七、本商會は會員全體を待つに無差別平等を以てし一定の保護を與ふべし

八、本商會は日本郵船商船及同社外船と特約を結び會員の搭乘及貨物積載上廉價にして且つ取扱を受け得べし

九、本商會は中外保險會社より確實なるもの二を擇び特

約を結び會員の保險上料金低廉にして且つ賠償迅速なる便宜を受け得べし

## 第十四章　制規

第七十一條　本會員にして說帖或は信函を以て本商會に具報せんとするものは宛名として總理、協理某々先生と稱し又自ら會員某々と稱し署名捺印するに止め稟申式官界の故套に依るの要なきものとす。但し本會員より長官に稟申するものにして本商會の代達するものは此限に在らず

第七十二條　會員にして左の各項の一に該當する者は懲罰を公議し並に退會せしむべし

一、本商會の名儀を以て私に回狀を發し或は新聞廣告をなしたる者

二、本商會の名儀を以て私に電報或は稟函を發したる者

三、本商會の名儀を以て私に財貨の擔保に供したる者

第七十三條　會員外の者は本商會に於て提議をなし或は開會集議を請ふ事を得ず

第七十四條　會員外の者は本商會の許可なくして會中演說をなす事を得ず

第七十五條　本商會所用の印鑑は總理、協理より議董と議決して之を使用すべし

第七十六條　本商會は農工商部に稟請して會印一顆を備へ置き以て公文書の捺印に便じ別に總理、協理の印鑑各一顆を造り以て公函簿冊の捺印に便す

附　總理、協理の印文には篆書小方式を用ふ

一、大阪中華商務總會總理之印

一、大阪中華商務總會協理之印

第七十七條　凡そ本商會の宗旨以外の事項にして本商會の議決を經ざるものは之を擅行するを得ず又商事に關する重大事項にして既に本商會の議決を經たるも未だ農工商部の批准を經ざるものは之を擅行するを得ず

第七十八條　本商會規則は會員過半數の公議に依り之を改修する事を得。但し新規則公布以前に於ては舊規則を以て有効となす

第七十九條　總理以下農工商部任命の各員にして執務不公平の廉を以て會員に擧發せられ且つ其證據確實なる者は會員全體の決議に依り領事を經て農工商部の處分を申請すべし

第八十條　總理以下在任中日本刑法の罪を犯したる者は即時解職を行ふ。但し他人の爲に陷れられ連累者となれるも其實之を關係なき者は此限に在らず。

第八十一條　總理以下左の各項の一に該當する者は即時解職を行ふ

一、疾病或は意外の事故なくして大會に出席せざる事三回に及べる者

二、疾病或は意外の事故なくして常會に出席せざる事引續き四回に及べる者

三、未だ旅行せず又は其旨陳明せずして大會に出席せざる事三回に及べる者

四、未だ旅行せず又は其旨陳明せずして常會に出席せざ

る事引續き四回に及べる者

第八十三條　本商會積立金に依り陸續處理すべき事項左の如し

一、商務學堂を設立し以て人材を造就する事

二、華貨（中國商品）陳列所を設立し以て商業の發展を期する事

第八十四條　右各條は已に農工商部の批准を經たるものにして爰に之を刊行して會員に分送し以て遵守に資す

# 阿片問題

（タイムス北京通信）

阿片濫飲の慘害が如何に大なるかは既に世人の熟知する處なるが、近時英米二國に於ては支那に於ける阿片の害毒を殊更に聲を大にして痛論するものあり、又慥に支那の或地方、或階級に在りては過古に於て阿片の爲めに最も不幸なる結果を惹起したり。然るに今や支那人は其の所謂新らしき人も又古き人の多くも、支那が今日の腐敗を致したるは全く阿片を喫するが爲めなりと絶叫しつゝあり。若し彼等にして阿片に對すると同樣の觀念を以て他の社會的惡弊に臨むものなりとせば、彼等の今日の言分も一般の同情する處となり、道義上の問題としても速に阿片を除かざるべからずとなすに至らん。

そは兎に角たとひ便宜の問題たりとも支那は阿片禁止を標榜し、新らしき支那は衷心より阿片の害を除かんことを考慮しつゝありと云ふなるべし。其運動も中々に熱心なりされどその熱心なる餘り自國人民の吸煙者を嚴罰するのみならず、外國人の權利をも共に蹂躙しつゝあるは看過す可らざることなり。又阿片を吸ふ爲めに或は誅首せられたるあり、之を吸はざるも地方の禁則を犯して阿片の取引を爲したる爲めに捕へられたるあり、極端なる手段、亂暴なる政策を以て阿片の栽培、吸煙、取引を絶滅せんとしつゝあり、若し此の傾向にして支那全國に渡るの運動なりとせば阿片貿易は立ろに消滅し、印度の阿片も再び問題とならざるべし。然れども阿片禁止運動は不幸にして改革者の力を限られ、撲滅運動も或程度に限られたり。彼等の運動は先づ支那全國に充滿する阿片喫煙希望の聲に依りて妨げられたり、彼等は又正當又は不正なる阿片商人の無數の叫びに遮られたり、彼等は又阿片栽培の農夫に依りて哀願せられたり、彼等は又栽培者と阿片商人との間に往來する無數の仲買人又は密輸入業者に制せられたり。此の如くにして改革者は止むを得ず其最も支配し易き外國輸入の阿片に向つて撲滅の鋒を用ゆるに至れり、而かも內地の阿片に至りては遂に除去する能はざる破目に陷りたり。或地方に於ては官憲は其全力を出して阿片の交易を阻止するものありとも

或地方に到れば阿片の栽培を毫も制限せず、又大部分の舊官吏及新官吏中にありても少數のものは賄賂の光りに眼眩みて阿片を默許するもの少からず、此風は禁止運動の最も激烈なる地方に於ても尙之を現出することあり。支那は果して阿片を禁じ得べきや如何。

支那各地の漢字新聞は盛に阿片問題を論じつゝあり、近頃特に熱心なる一新聞は又各國宣教師に勸章を發し、其在住地方に於ける阿片の栽培、商業、吸烟等の狀態に就て報告を請ひしが、現今迄に六七十通の返書あり

一、安　徽

潁州府來信　目下例年に無き旺盛なる勢を以て阿片の種子を蒔きつゝあり

二、浙　江

寧海來信　例年の五倍以上の作付なり、收獲も亦何等の障害なく豐作なり

自治の州縣官は多くは阿片喫烟者なり。市の禁烟會長自身も亦吸烟者の一人なり。其妻も其女子迄も喫烟す。

三、河　南

懷慶府來信　阿片の栽培、生長、收獲は前年と異らず昨年よりは又々阿片館の開設を見るに至り、今日も尙繁昌しつゝあり。明年度の阿片は既に播種せられたり。

武安縣(彰德府)來信　當地方にては賄賂盛に行はれ、今年の收獲は空前の豐作なり。

四、甘　肅

涼州府來信　阿片の栽培は漸次盛となりつゝあり、凡そ四割より七割位增加し、今年は都督より特に栽培の許可を得たり。

五、江　西

袁州府來信　本年の産額凡そ二萬弗、是は凡て山間の避地に陰かに植付けたるものなり。

寧都州來信　昨年は二三年前に比してより以上の收獲あり、今年も既に再び栽培せられたり。

六、貴　州

安順府來信　各地共土人は盛に阿片の播種を行ひつゝあり、禁令に對しては冷笑しつゝあり。播種は前年より盛にして、禁烟運動の如きは見る影もなし。

七、山　西

河津來信　官吏も議員も共に阿片を喫ひ又は喫烟しつゝあり、阿片密賣殊に盛なり。

八、陝　西

漢中來信　今年は殆んど全地方に阿片播種せられたり。

米脂縣來信　革命動亂に乘じて人民は各地に於て阿片の栽培を行ひ、收獲(昨年)も美事なり。

九、四　川

ユアンケン來信　市街を去る數里を出でざる處にても陰蔽に苦心することなくして阿片を播種するものあり、市內には烟舘多く開かれたり。

嘉定府來信　當地方の阿片は寧遠府にて栽培せられ、當地へは輸入せらるゝものなるが、革命後俄かに喫烟者を增加したり、それ迄は可なり禁烟の實擧れり。

雅州來信　當地方にては革命後阿片の栽培及び喫煙を再發せり。

右の如く各地來信は凡て再び阿片を播種し、又喫煙者を增したることを語り、中には將來愈々盛なるべしとさへ云ふものあり。湖南よりは返書なきも今春の播種は極めて盛なりとは既に傳へられたる所なり、雲南省の如きも亦全省阿片なるは人の知る處なり、英國公使館の緩込には各地領事館より來る阿片植付又は密輸入に關する報告充滿す。支那は果して阿片を禁じ得べきや如何。

支那も遂に阿片禁止の日の來るべきは明なり、されど之を禁止する以前に先づ支那は其中央政府を建設せざるべか

らず、而して其中史放府は禁止令を强行するに足る鞏固のものならざるべからず、而かも是れ果して何れの日に望み得べきぞ。云々。

# 西江ところ〴〵

陶々居

明治四十五年と大正元年が一時に去るべく推し詰つた師走二十一日の寒空に同行の通譯黎君と、支那內地の旅行には一寸亂暴すぎるが雨外套とステッキと云ふ輕裝で出懸ける事にした。

**是舩是車**

廣東から梧州南寧等廣西省方面へ旅行するには、怎麼云う旅程を選ぶのが便利かと云ふに二ッの方面が有る。

一　廣東から汽船で梧州に直航するのと

二　廣東から粵漢鐵道支線の汽車で三水迄行つて此處から汽船で梧州に航するのと

有る。慣れた旅行家は第二の方法を取るのが至極便利である、利益である、迅速である、

廣東から汽船で梧州方面に行くと假定すると毎日は船が無い英國の汽船會社(太古と怡和との共同經營)の船が一週三回と佛國經營のものが一隻とで

英國經營二濟南號　五八八噸

南寧號　五六九噸

廣東發　毎週月水金曜の午前八時

梧州發　毎週月水金曜の午前八時半

佛國經營　李寶弟　噸數未祥

廣東發　毎週日火水曜の午前

然るに三水へ寄航する汽船會社には航業、西江、天和、和順、濟和、廣祥、六會社の「モートル」汽船と前記英佛の汽船とが前六會社は午後四時半、後二會社は午後八時に三水を出帆するから日に午前と午後二回、汽車で廣東から來れば毎日梧州に行けるばかりでなく、前記の六會社汽船は更に梧州より溯つた南寧迄も行ける。

廣東から三水迄汽車で行くとすれば、三時間で行けるが若汽船なれば、水路が非常に彎曲して居る結果朝八時に出帆して夜ヤット三水へ着くと言ふ始末で時間の上から見ても前者の方が隨分經濟である。

旅行費の上から見ても

| | 一等 | 二等 | 三等 |
|---|---|---|---|
| 船(廣東三水間) | 七、五〇 | 一、五〇 | 〇、七〇 |
| 車(廣東三水間) | 一、五〇 | 〇、九〇 | 〇、五五 |

の如く汽車の方が餘程安値である。殊に船の二等(Chinese-

1st class)ときては蓆一枚無い無殘極まる處で日本郵船の三等以下と思へば間違がない。

廣東から三水迄汽車で行くとすれば佛山迄は一時間置きに發車するから、朝早く廣東を出發すれば佛山の見物も出來る便利がある。

船の中では水路が所謂廣東デルタの中を廻り廻つて居るので景色の單調に飽きるが、汽車では三十哩一直線三時間で三水に着き、それから船に上つて蒼梧の野に向ふと言ふ順序である。

以上の點から此汽車は旅客が多いので年々利益を擧げて居る。一體支那の鐵道で利益のあるのは京奉、京漢、東張、及本線位で其他は借款の利息なぞに遂い倒されて何時も損失ばかりである。

序に記載して置くが三水から梧州迄の汽船一等七圓五拾仙、支那人一等一圓五十仙、二等七十五仙、(廣東小銀貨計算)と言ふ割合で(食費別)西江の水運は英人の掌中に入つて居る、支那人經營のものでも其の船長は悉く英國人である、佛國は一隻の汽船によつて僅に煤煙を揚げて居る。

支那人一等及以下には外國人は乘らない、乘らないのでは無い乘れないのである。此れでも我慢し樣と云ふ太腹の人は包蓆一枚と毛布とを用心せざるべからず、用心せないと板の間に寢る憂目を見る事は先づ覺悟せなければならない。殊に支那人一等以下に外人が乘ると早速旅行免狀の點檢が初り、若し所持して居ない場合には廣東へ追い歸される樣な事も出來する。

## 樂しき梧州

廣東を發して翌日梧州に着く。梧州は三水を去る百二十哩西江の北岸桂江との合流點に庇居して

| | |
|---|---|
| 廣東迄 | 百五十哩 |
| 南寧迄 | 三百二十哩 |
| 太平府 | 四百五十哩 |
| 桂村府 | 二百八十哩 |

千八百九十七年の開港、人口六萬。

在留外國人は合計二十人位で英人及葡人は稅關に、米人は宣敎に從事して居る、日本人には守山賣藥雜貨店の夫婦子供三人と理髮師一人、洋服屋一人とが革命戰後入りこんで來た。この外洋妾一人華妾一人總計日本帝國の臣民は七名程。

先づ梧州へ着いて船中から市街を見ると高い〴〵崖の上に家が並んで居る。梧州附近に於ける西江の川幅は百五十呎位水深普通三十呎位であるが毎年四月より七月にかけての降雨期には水深八十呎に昇る事もあつて梧州の全市は水にひたされる。だから稅關は船の上に作られて居る、旅屋や藝者屋迄船上に建てられて居る。

梧州へ行たら旅屋は「梧州ホテル」へ宿りたまへ。一泊料二圓。ホテルの入口には日本人守山君が店を出して居る。梧州の物產としては米、麥、油、苣、糖、牛皮、桂皮、蠶絲、天蠶絲、杉丸太が重なる者で就中天蠶絲は當地方の特產品として本邦へも輸入されて居る。牛皮は本邦に於ける製革業の發達と共に年々原皮の缺乏を告げて居る際である

から充分研究する價値が有らうと思ふ。米の昨年收穫高は先づ八割作年二回收穫一畝に約五百斤より七百斤の間で、百斤は普通四元五十仙位だが時によると七元に昇る事がある。天蠶絲は百斤百五六十元位、牛皮は一擔四十五六元、水牛皮なれば三十六元位で買へる。

梧州の新聞には廣西日報、梧江日報（共に同盟會機關紙）と商業日報と三つの新聞紙がある發行部數は各一日約千五百位との話である、處で敎育の狀況は如何と見るに、學校には

| | | |
|---|---|---|
| 中等師範學校 | 一 | |
| 女子師範 | 一 | |
| 蠶業學校 | 一 | |
| 中學校 | 一 | |
| 女學校 | 五 | 學生合計千五百名 |
| 高等小學 | 一 | |

新聞は一ヶ月購讀料九十仙一ヶ年十元内外で、梧州港の住民中新聞の讀める者男八割女二割位だと蠶業公司の石君が言はれたが此は一寸怪しい。

工業として見るべきものは、鋲製造の寶大公司（合資二十錢元）だけである。此處に氣の毒な事は日本留學生石君が經營に係る蠶業會社の現狀であつた、一昨年より資本十萬元を募集して蠶絲工場を起し、伊太利式坐繰器百二十臺及獨乙式發動機を購入して作業に從事した處が一昨年の末革命騷が勃發する、土匪盜賊が橫行する、石君も亦土匪の爲めに捕へられて廣東に送られ、二萬元を土匪に贈つてヤット命拾ひをする樣な事になつて、折角の經畫も水泡に歸し、目下は事業中止、諸器械は恨めしさうに壞れて居る。石君も氣拔のした樣な顏をして居る。

自分が梧州を初めて訪問して數々の快感を感じた事を少しく記いて見よう。蒼梧の野は我にとつて樂しい地であつた。樂しい梧州には未だ排日思想が入つて居なかつた。習いおぼ得た北京語も通じた。極端なる排日思想の橫溢せる廣東省と、北京語の全く通せざる廣東から出て來た者の感は又格別である。久しく廣東に停つて居た者が梧州を訪ふた時の「感じ」は更に格別であらう。

梧州の需要雜貨は殆ど全部日本品で就中賣藥類は非常に歡迎されて居る、此處では有名なる英商屈臣氏の賣藥なぞ一向振はない。日本綿絲が此の地に販路を擴張する事になつたとは誠に喜しい。

玆で梧州の貿易狀況を一言して置くのも無用ではあるまい。

貿易總額は十年前に比較すると約二倍して居る

| | |
|---|---|
| 一九〇二年 | 六、六〇一、八六八兩 |
| 一九一一年 | 一二、六六五、三四五 |

先ず外國品の輸入は香港からする、廣東經由のものは至極僅少である（以下一九一一年度海關報告による）

| | |
|---|---|
| 香港より輸入 | 七、二六〇、七五九兩 |
| 廣東經由輸入 | 一一八、六八二 |

此の中百六十餘萬兩は年々南寧に再輸出される。重なる

輸入外國品は阿片綿絲布、毛織物、鐵、小麥粉、燐寸、石油、雜貨である。支那產の重要輸入品は

南寧より　豆類、落花生果、砂糖

廣東三水より　土布、阿片、紙、煙草、

等合計百五十萬兩ばかり年々輸入される。

輸出の殆ど全部は輸入と同樣香港で、其他支那各港へは香港への輸出額の約一割位のものである。

香港へ輸出　三、四七一、〇一九兩

支那各港へ輸出　三三六、八四八兩

重要輸出品は土產品として生獸類、絹糸、杉丸太、茶油其他油、鉛等で南寧から此地に輸入され、更に再輸出されるものには皮類と油類である。茲に注意すべきは寶大公司製の鉛輸出の激增である。千九百十年には僅に九千兩だけで有つたが翌年には八萬四千兩を米國に輸出して居る。

若夫一日の忙を割きて大雲山(梧州城外三哩の地點)に上り、茲に五千年前の歷史を探れば曰く舜南巡して蒼梧に崩ずと。死は悲し、五千年後東海の孤客は三代の昔を忍んで暫くは去ることが出來なかつた、樂しき梧州！思出多き梧州！

## 西江上の一夜

黎明八時半梧州を發して西江を下る、未だ肇慶に至らずして日暮れたり、大陸の月寒天に冴えて船窓を照し、孤客枕に倚つて、只管に思ふは暖爐を圍む故國の夜なり、さるにても舟子の群れ集りて賭博をなし、異樣なる煙草の烟りの鼻を衝く何ぞ甚しき、たゞ船は夜陰を破つて西江の流を切りつゝも進んでゐる、風韻は雨に似たり、やがて窓外甲板上に置かれたる鴨群が一齊に騷ぎ初めた。やゝありて枕邊の狸(廣西の名產)人定まるを窺ひ竹籠より尖れる顏を出しては籠を囓む音も亦奇なり、思はず一睡すればもう三水の呼聲が喧しい、三更寒月に道を拾うて此處に上陸し、寶來客棧を叩けば、主人燭を取つて眠むたげに同文の異人を見詰めてるのも何だか心細いやうな感じがした。

## 冷たき三水

慇懃なれや穢なき童子は部屋に案內す、一個の机と板を並べたる、寒臺のみ、旅館の燒火影冷へて異臭魂を動かし仰げば寒月は瓦を漏れて常住の光を落す、同行の黎君は夜具毛布を廣東より携へ來らざるを恨む、咄中華民國の青年何ぞ怯懦なるやと一喝して館主に夜具を持ち來らしむ、千餅蒲團二枚を携へ來つて二人に分かたしむ、更に二枚を要求すれば、又搬び來る、二分して之を擁するも寒威骨を誘す、君と寐ば苔の衣も溫かならむになど慇懃つてる中に疲勞は早くも夢の界に走らしめた。

## 三水支線の景緻

三水より佛山迄十哩、佛山より廣東石圍塘迄二十哩合計三十哩は米國合興公司の布設に係り、沿線は所謂廣東デルタの一部なれば平野漠々として回顧の風光多少しく枯れたるも尙サボテンは常夏の地を語り、二回作を收めし田畝には水牛三五餌を求め、鴉群其の肩に止つて落日に物思ふなど、見渡せば粗松岡に樹ちて處々人烟揚り、平和と滿足の象に非ざるはなし、かくて天外の孤客は日全く暮れた頃に

河南（廣東の對岸）の草廬に歸つた。

## 佛山衰へんとす

佛山に下車して待合所に憩ひ、此の地の名物なりと聞く育公餅を買ふ、如何乎、胡蘇にて作れる小菓のみ。樂しき梧州に於て味ひし老婆餅の珍を思へば舌頭頻に酸たり、歩して巧明公司に中島君を訪ふ、巧明公司は株金四萬元の燐寸會社にして中島君は此が技師たり、氏を煩して此地より十二清里を南に隔りたる石灣に陶器の製造を見る事を得た廣東全省には燐寸會社十一個所あり、革命以後燐寸の製造高は次第に增加し、其製品も細軸にして本邦製品と殊なる處なく且つ一箱に付き本邦産に比し、二三圓方安價なれば近き將來に於て本邦燐寸は廣東省への輸入覺束なきに至らむと云ふ有樣で、當業者は少々注意を要することゝ思ふ。

佛山は人口二三萬餘、景德鎭道に鎭と共に天下の三大鎭と稱せられしも今は復昔時の樣に繁華ではない、此地は冠婚祭葬諸儀式の道具製造地として廣く知られて居る革命後支那は迷信の打破と共に堂廟宇の破壞せらるゝもの多く、從て舊時の儀式典禮廢れて冠婚祭葬の道具は賣れ行きが減少するので佛山は衰ふべしと黎君は論を起した、迷信の打破や堂廟の破壞は一時的現象で、支那五千年の因習たる冠婚祭葬の儀は今遽に改めると云ふ譯には行かない、現に廣東の人心は逆もどりしつゝあるのを見ても、佛山の民が作る諸道具、爆竹、線香、蠟燭等は尙南洋及南支那各地に輸出されるに相違ない、けれども佛山の民は迷つて居る、舊業を棄つるは祖先に對して濟まない、と云つて棄てなければ前途の衣食薄水に依る如しと云ふてる。

## 食道樂の廣東人

身には綴褸の上布を纏ひながら家には待つべき妻子も持たざるに或は五層樓上樓下、常に鳩の心臟、燕の巢を呼ぶは廣東人である、苦力と雖も一回の食に鳥畜一匹位を菜とする、彼等が一日營々の力役は晩餐二合の三爽酒と所謂廣東料理に消盡して仕舞ふのである、醉へば肱を曲げて屋下に眠らむのみ、廣東は熱帶に近きが爲め、衣食住の衣に就いては殆ど心配する必要が無い、故に衣に費す處を盡く口舌の快に充てゝる、古來廣東の料理は天朝第一品と稱せられ、萬物殆ど食膳に上らざるものなしと云ふ有樣だが、予はこの地に停りしが故に昔物語を聽きたる狸汁も鼈のことが出來た、蛇のうま煮には舌皷を鳴らした、蟇の天ぷら喰ふて夜半枕を蹴つた事もあつた、廣東の料理は眞に美味い、廣東人は好く喰ふが故に此の美味なる廣東料理を作らしめたのである、廣東人は如何なる動植物をも調理しないものは無いと同時に政治上に於ても經濟上に於ても亦食道樂である彼の商賣振を見るに支那人中最もよく品物を喰ふ省民なり故に甚しく延取引を强い現金の支拂を遲滯し此の間に品物を喰はむとしてる、故に老猾である彼の商業的才能は實に支那人中の白眉である。日本人は利益を出發點として商賣を營むのであるが彼は喰はむが爲めに商を營むので、商機の黽引も頗る自在である、此れ大坂神戸の商人が今尙廣東商に一籌を輸する所以である。

彼の製造工業に於ける經營振りは如何であるかと云ふに

曰く良く喰ふ廣東は早くから海外と通商した故に幾多の製造工業會社があるだらうとは何人も思惟する處である、處が廣東の地を踏んで見ると驚く勿れ大敏土廠以外又一本の煙突を見ず、然るに新聞紙上には何々會社の新設等屢々掲載されてる、けれどもそれは一も其の成果を聞かない、開港茲に七十年何等見るべき大製造工業無し。是物資に欠乏せる爲に非ず、全く經營者たる廣東人が眞似目に事業の經營をなさず、會社を喰い物となすからである。

近く革命戰後に第二の革命を企てゝならざりし廣東扶正同盟會の王和順や救世軍の董子龍等も亦廣東全省を喰はむとせし者に外ならない。予が茲に食道樂の廣東人と言ふ所以は茲に於てか豈夫食物のみと云ふべけやんである。

# 南米展覽會を見る

## 小にして大

## 亞南

桃の節句の雛祭り、さは云へ春は尚ほ淺いのである。毛皮あらはに高下駄穿いて圖書館に通ふ書生もまだ綿の溢れ出そうな羽織を着てる。上野の杜は柳さへ眉を攅めて居る光景、それでも例の文展の跡には東京進歩博覽會を初めとして、日月會、明治繪畫展覽會などが紅白の幕鮮かに花より人を賑はしてる。流石に花信未だ訪れざれば可笑しき姿したる歳の人、村の娘も稀に見當る計り、赤毛布の腰掛茶屋はポツ〳〵と現はれ初めたが見向きする人も無い。

竹の臺に開かれたる南米展覽會！何と云ふ瀟洒な試み！森に遊ぶ人は吸はれるやうに其の方へ歩みを進めて居る。

日華博覽會、是非開かなくてはと叫んだ僕は、此の企てを見逃すことは出來なかつた、名も知らぬ學生の後に隨て美術協會の古めかしい門を潜れば、絵り御目に掛らない南米各國の國旗はうら〳〵と翻へつてる。時間が早い故か二三の紳士と數多の二白線帽、角帽、海軍帽が何れも進取の色を浮べてあちらこちらを遍覽してる計り、騒がしい賣店とては一軒も無い、有來の美術繪葉書屋が廊下の處に唯だ一つ古い美術雜誌を並べてる計り、展覽會向の際物とは丸で違ふ。元來が此企ては其名も南米展覽會と云ふ通り、往々にして利益主義に走る彼の博覽會とは自ら趣を異にして居る、横濱八品組合の出品を除いては貿易品殊に日本から南米へ向けて輸出するものには農商務省の陳列館から持ち運んだもの位で、他は悉く豐富にして而かも珍奇なる南洋の産物計り、否其産物に目を驚かすよりも、此の會を見舞つたものは何となく日本が狹いやうな感じが起る、何となく南米が慕しいやうな氣が起る、南米！南米！一度は行つて見たい、是非行つて見度いと云ふ熾が燃え上る、商品の陳列なぞはそも〳〵末で、志賀重昂氏が至る處の壁間に卓抜なる材料と妙絶なる意匠とを凝らして素的に大きい各種の比較表を掲げて居るのを初めとして、一寸したゲアズ（墨國大統領）の肖像にも「今ハ埃及ノ草野ニ起臥シテ中米ノ風雲ヲ望ミツヽアル墨國前大統領云々」なぞと書いてある。メロ・セライス・フキリヨの傑作ベンチビーは風逸高邁の風韻と熱烈火の如き情味とが美しい油繪と共に入口の正面に先づ入場者を魅せしめてる。一枚の交通圖にも墨西哥のヴエラクルスの處へ「三百年前伊達政宗ノ命ヲ承ケテ支倉六衛門渡航ノ地」とかブラジルのバイアには「四十餘年前日本武士前田十郎左衛門切腹ノ地」亞爾然丁のヴエノスアイレスには「明治四十三年建國百年紀念祭當時帝國軍艦生駒乗組ノ我水兵歐米大國ト競漕シテ第一着ノ名譽ヲ得タリ」と書い

てある。●ルグワイ國の事情は其地圖の傍らに大書して曰く

ウルグアイは世界第一の富國なり（人口と比較して）
ウルグアイは世界第一の牧畜國なり（同　上）
ウルグアイは世界第一の物價高き國なり（日本の四倍）
ウルグアイは世界第一の美人國なり

以上タイムスの南米號に據る

なぞは甚だ注目を惹くのであるが、此の萬里な隔つる異域の衛生狀態を說明する爲めには

伯拉西爾ハ健康地ナリ

聖彼得堡　人口百ニ付死亡率　三〇・五
東　京　　一八・九
バイヤ（伯國中都）　一八・一
クリチバ（同南都）　一四・九

黃熱病ハブラジルヲ去レリ

| | | |
|---|---|---|
| リオデシヤネロ黃熱病者 | 明治六年 | 三、六五九 |
| | 同　二十七年 | 四、八五二 |
| | 同　三十一年 | 一、〇七八 |
| | 同　三十三年 | 三四四 |
| | 同　三十九年 | 四二 |
| | 同　四十一年 | 四 |
| | 同　四十二年 | 〇 |

と云ふやうな筆錄で志賀先生が萬事引き受けてる。

南米展博會は小なる企てと笑ふものがあるかも知れない、けれども其の人を引き付ける力、人をして感奮せしめされは止まざる底の効果は近來類を見ない處である。拓殖博覽會は盛大であつた、滿都の人は行かざるものなしと云ふ有樣で、其効果も廣く大であつた、南米展覽會は其規模は一臺灣館、一滿洲館位のものである、而かも花やかな點は毫も無く、餘興の幻燈さへも眞面目で肩の張るやうなもの計りである、けれども其効果は拓博に比べて更に深い〳〵印象を與へて居る、見る人は心して見て居る、女子供の知きは何だつまらないと云つて歸る代りに有爲の青年や商人は到る處に佇立して去り得ない面持である、そうして之が展覽會そのもの〻工夫が優良であつたと云ふよりも、日本人が今や眞面目に海外の事情を注意し初めたと云ふその精神の一端が茲に現はれたのであると思つた時、僕は此の企てが小なれども其効果大に、我が支那黨のものも斯樣な趣味ある企てを以て眞個支那の事情を紹介に務めたならば、何れ丈けか効果が現はれるかと思ひ、津々として盡きざる場内の感想を竊らして茲に支那とは關係の無い南米を引張り出して來た次第である。

## 老いたる國と新しき國

凡て志賀重昂氏の選に係るもので、或は「老イタル國民ノ生活難豈偶然ナランヤ」と題し、或は「此如クニシテ推移スル時ハ將來果シテ如何ナルヘキ」と斷じ、示すに一大圖表を以てし、種々なる色、種々なる形を以て

| 國 | 面積 | 一方哩人口 |
|---|---|---|
| 日本 | 二五七三 | 四三、〇〇〇 |
| 亞爾然丁 | 一〇三 | 二〇〇、〇〇〇 |
| 伯拉西爾 | 一〇〇 | 五四〇、〇〇〇 |
| 秘魯 | 九二 | 一一六、〇〇〇 |
| 智里 | 一〇三 | 五〇、〇〇〇 |

日本は唯だ其建國の古きことのみ誇りとすと註がしてある。老いたる國はマルサスを俟たずして人口問題に關絶せんとして居るのは、一方哩に付いて

| | |
|---|---|
| 英國 | 二、三〇〇人 |
| 獨逸 | 一、九〇〇 |
| 日本 | 一、六〇〇 |
| 支那本部 | 二六六 |
| 合衆國 | 二六〇 |
| ウルカイ | 一〇〇 |
| 智利 | 七〇 |
| 亞爾然丁 | 三五 |

に就て見るも明白である。或人支那の亡びざる理由として漢人の繁殖力の強

大なることを以てした、無論人口の増加しない國は自然的滅亡をするより外仕方が無いのであるが、高商の專攻部に居る鄧澤君（湖南の人）は大に反對して、支那は人口過剩である、又た如何に人口の増加が一國の存立上必要なこと云つても、今のやうな無學無規律の支那人では倒底駄目である、國民は先づ第一に體力の健なること、第二に充分なる智識を有せざれば强國たる能はずと言はれたが、一體支那は此統計上新らしい國か古い國か不明である、人口の計算其者も甚だ不正確であるが、人口の密度から云へば支那は新しい國かも知れない、が事實は反對に支那人の海外移住、國内邊土へ移轉、到る處に饑饉の慘狀が傳へられてる、如何なる國と雖も支那を以て自國の殖民地たらしめんと考へてるものは無い（蒙藏は之の例外）建國五千年の支那はやはり古い國である、或は鄧君の言はれる通り人口過剩に苦んでるのかも知れない、此點に於て支那と南米とは比較に爲らない、我が農業的移民は宜しく南米に向ふべしである、而して我が商工的移民は南米にも渡るべし、支那にも到るべし、南洋にも放浪すべしである。

## 丑の年開元第一の猛省

此の題下に小さな字で、「日本國民身體ノ退歩スル偶然ナラズ」と書いてある。二間四方も有ろうと云ふ大きな紙に牛や馬さては羊の繪が大小無數に書いてある。農本かの赤や黄や青の棒が書いてある。その中の文字丈け取つて見ると。

人口百人に付き

| | 馬 | 羊 | 牛 |
|---|---|---|---|
| 日本 | 三 | 一頭ノ十三分ノ一 | 二・二分ノ一 |
| 英國 | 四 | 六〇頭 | 一五 |
| 獨逸 | 七 | 一二 | 三二 |
| 合衆國 | 二三 | 六三 | 七六 |
| 丁抹 | 二〇 | 二八 | 九〇 |
| 濠洲 | 五〇 | 三、一〇〇 | 二五〇 |
| ヵルゲアイ | 九〇 | 二、四〇〇 | 四四〇 |
| 亞爾然丁 | 一一五 | 一、〇〇〇 | 八二〇 |

本は實に南米最小國たるヵルゲアイの三百三十分の一しか牛が居ない、羊に至つては三萬一千二百分の一である。

僕等は支那へ行くと牛豚雞及卵等肉類の安價なのに驚くのであるが、牧畜の點に於ては支那も獨逸英吉利には劣ることは無い、若し統計の做すべきものがあつたなれば、支那の牧畜は中々侮り難いと思ふ。そこで僕の考では日本は何と云つても牛や馬を飼ふ場所が無い、之れは一つ支那と相談をして牧畜のことは一切支那に御任せして、西大陸に劣らざる程度に達せしめなければなるまい。

瑞典のオリンピック競技に我撰手は脆くも破れた、技術に於て我は巧妙であるかも知れないが、眞に體力を比べると云ふ場合には怎麼しても肉食人種に適は無い、赤道直下を汽船で走る時に、日本人は浴衣掛けで食卓をして、暑い〳〵と計り、一皿か二皿を平げるとも一直ぐにアイスクリームを絶叫する處が西洋人は毛織のサックコートにダブルカラーと云ふ扮裝で汗一つ流さずに最後の一皿迄平げてその上に熱い珈琲を呼ぶ、之は體質とか習慣の問題計りでは無い。マゼラン海峽の邊りはフンボルトの寒流が流れて居て、有名なコンスチチューションの海水浴は夏になると大磯が鎌倉のやうに繁昌する、其處の海水は極めて寒冷で、日本人はどんな强壯なものでも半時間と水中に居ることが出來ない、然るに歐米人は子供でも二時間位は平氣で泳いでると云ふ話、實に體力の問題は大に研究を要すべきことで、魚類は益々高價となる折柄、我々は何とかして肉を得るの方法を講じなくてはならぬ。

## カフエーバウリスタ

曾て僕は印度支那から南洋の方を放浪した時代に、樣々な浮稽を演出した其中で、新嘉坡の珈琲に付て容易ならぬ失策がある。半馬來人の支那人が夜間露店を出して盛んに珈琲を賣つてる、トーストを附けて一杯五仙十仙、何も支那苦力と共に斯んな露店の珈琲を飲まなくてもいゝ筈であるが、ホテルの珈琲は如何にもまづい、不味いと言つても無論銀座の大通りのハー宮りよりは數倍好味のであるが、或晩某日本人の家で例の苦力の飲む珈琲を御馳走になつたのが病み付きでその味が忘れられない、丁度關貫へ行く船の出帆前夜であつたが、再び新嘉坡へ來ることが出來るかどうか甚だ疑はしいので、

此珈琲をも一度飲みたい、飲みたい〳〵で其日の船に乘り込まないで又一週間延引したことがある、それが爲めに關貿に待つてた某氏から大に笑はれ、それは關貿にも到る處にあると言はれたが、實際本場の珈琲を飲んだら日本の珈琲は木の皮を煎じたのと同一で、匂も味も何も無い。

南米風覽會々場は至つて手狹で、飲食店などは何も無い、唯だ一つ京橋のカフエーパウリスタが一杯五錢と云ふ安價で生粹な珈琲を供給してる。パウリスタとはサンパウロの州民と云ふ意で、サンパウロは伯拉西爾國の一州面積二萬方哩、人口は僅に二百八十萬（一方哩百四十人）此の小地域より驚く勿れ世界の珈琲の四分の三を産出してるのである。ブラジルは九十四年前に僅に六萬袋の珈琲を輸出した、それが今では一年に一千二三百萬袋を出すやうになつた（一袋は十六貫）世界の總産額一千六百八十九萬袋の內でブラジルは實に其十分の七・五を産出してる。志賀先生はサンパウロ州の白圖を得いて其中に赤く日本の本土、九州及び四國を書いて、其下に「天然ノ富以テ知ルニ足ラン」と云ふ字を加へて居る。カフエーパウリスタと云ふのは合資會社で伯國政府專屬の珈琲發賣所とか云ふ話、今度初めて日本支那方面へ手を出したとのこと、珈琲黨に取つては此際是非日本のレコードを破つて貰いたいのであるか、我々は例に依て竝に支那人の珈琲需要者たることを忘れてはならぬ。支那に輸入の珈琲は歐州人の手によりて南米地方のものが歐州がらも輸入されるし、支那人の手によりて南洋からも盛んに輸入されてる。歐州人が南米の珈琲を一旦歐州の市場へ出してそれから又支那及日本等へ輸入すると云ふのは、日本人が自分から南米へ行つて買つてきて日本及支那へ輸入するのと理屈に於て變りは無い、否既に東洋汽船はパナマ運河開始と共にブラジルへも航路を開く預定と云ふからには、遠い地中海や印度洋を廻つてくるものよりも一直線に太平洋を横斷して横濱なり上海なりへ直送する方が遙に便利である、南米は天富の寶庫であつて、其産物は何を持つて來ても東洋人の珍とするもの計り、之等を獨り日本に輸入する計りでなく、少し支那へも賣り込むのは今から注意すべき事ではあるまいか、僕は商賣のことは知らないがどうも破天荒の計畫ではあるまいと思ふ。少々珈琲で興奮作用を起した序に南米と東洋との交通を研究しやう。

## 南米と東洋との交通

日本又は東洋各港と南米との間には最近東洋汽船が新航路を開くに至たるまでは定期に航海するものは一つも無かつたので、南米に行かんとする者は是非共一旦桑港へ渡り、更に太平洋汽船會社の船に便乘してパナマに立ち寄りて乍ら秘露、智利に渡るか、左も無くば桑港から紐育へ出て、紐育から伯拉西爾方面へ渡つたのである。

東洋汽船の現航路は

| 自至 | 哩數 |
|---|---|
| 香港 | |
| 門司 | 一、一七六 |
| 神戸 | 二四〇 |
| 横濱 | 三四五 |
| ホノルー（布哇） | 三、四〇三 |
| マンサニヨ（墨西哥） | 三、〇一五 |
| サクナクルス（同） | 六五五 |
| カリヤオ（秘露） | 二、〇〇六 |
| アリカ（智利） | 六二七 |
| イキケ（同） | 一一二 |
| ヴアルパライソ（同） | 八〇〇 |
| コロネル（同） | 二六四 |
| 計 | 一二、六四四 |

更に其預定線はマゼラン海峽を經てヴエノスアイレス、モンテビデオ、リオデジヤネロ、喜望峰等を經て南洋のバタビヤに出やうとしてゐる、コロネルより實に一萬二千零九十二哩、通計香港より二萬四千七百三十六哩、是れで支那と南米と南洋とか連絡される譯で、バタビヤから香港へは僅に一週間餘、是れを思ふと支那研究者の眼は單に支那又は南洋をのみ注意せず、遠く南米の新世界をも究めなければ世界的の問題は分らなくなる、既に支那通の中に古い支那通は駄目だとか、新らしき頭を以て研究せざるべからずなど唱へられて來たのは一に此の樣な意味合のものではあるまいか、況して巴拿馬

運河の開通は目前に迫つて居る。普通に着目した位では間に合はない。

試みに巴奈馬運河開通後に於ける交通系統の變化を示せば

| 自 | 至 | 紐育 | ニューオレアンス | リバープール |
|---|---|---|---|---|
| 横濱 | 現在線 | 一三、五六四 | 一四、九二九 | 一一、六三〇 |
| | 巴奈馬線 | 九、八三五 | 九、二三四 | 一二、五七四 |
| | 比較減 | 三、七二九 | 五、六九五 | 増 九三四 |
| 同 | | 一二、五一四 | 一三、八七九 | 一〇、五八〇 |
| 上海 | 同 | 一〇、八八五 | 一〇、二八四 | 一三、六二四 |
| 同 | | 一、六二九 | 三、五九五 | 増三、〇四四 |
| 同 | | 一一、六五五 | 一三、〇二〇 | 九、七二一 |
| 香港 | 同 | 一一、七四四 | 一一、一四三 | 一四、四八三 |
| 同 | | 増 八九 | 一、八七七 | 増四、七六二 |
| 同 | | 一〇、二一五 | 一一、五八〇 | 八、二八一 |
| 新嘉坡 | 同 | 一三、一八四 | 一二、五八三 | 一五、九二三 |
| 同 | | 増二、九六九 | 増一、〇〇三 | 増七、六四二 |
| 同 | | 一三、七一四 | 一四、一一四 | 一四、〇八四 |
| 桑港 | 同 | 五、二九九 | 四、六九八 | 八、八三〇 |
| 同 | | 八、四一五 | 九、四一六 | 六、〇四六 |
| 同 | | 一三、六五八 | 一四、六二五 | 一二、二三四 |
| シドニー | 同 | 九、八一四 | 九、二一三 | 一二、五五三 |
| 同 | | 三、八四四 | 五、四一二 | 増 三一九 |
| 同 | | 九、二二一 | 九、六二一 | 九、五九一 |
| イキケ | 同 | 四、〇二一 | 三、四二〇 | 六、七六〇 |
| 同 | | 五、二〇〇 | 六、二〇一 | 二、八三一 |

流石の巴奈馬運河も新嘉坡へは何等の恩慶を與へない、東洋歐洲間も何等變動すべき理由が無い、同圏となるのはただ吾人と米大陸の東海岸とが著しく近接し來ることで（歐洲方面は暫く問はず）距離が數字的に短縮するからと云つて、それが直ちに經濟的短縮と云ふことは出來ないが、素人考として第一に合衆國の貨物が殺到することは覺悟しなければならぬ、殊に繊製品、諸機械類、鐵道材料、玻璃製品、石鹸、巻煙草、衣服類、紙類等は眞先に打撃を被るべきもので、日本人は雑貨を除いては海産物の輸出位に滿足しなければならぬやうになるかも知れない、そこ迄極言しなくとも兎に角容易ならぬ敵が現はれる譯で、此の敵に對し、我からの米國へ輸出する量も運賃の輕減（目下米大陸横斷鐵道は世界無一の高賃なり）によりて大に増加すべく、南米地方との取引も盛んとなり、殊に我が米大陸の安價なる原料品をドシ〳〵輸入して第二の英國となることも出來る、四大陸無限の寶庫は巴奈馬運河の開通に依りて吾人の眼前に展開せらるべく、吾人は此寶庫より得る處のものを以て加工製造を勵み、左よりするものを右に於ける支那大陸に販賣すべきは帝國の根本政策と信ず、此點に就ては他日又之を詳述しやう。

## 支那の購買力

南米は歐米各國の投資の競爭場裡で、英國の如きは全ラチン亞米利加に七億數千萬磅の投資をしてる獨逸と米國とは切りに英國と競爭を試みてる、巨大なる投資は南米の天地を黄金化せんとしつゝある、都會の發達の如きは著しく、巴里伯林を大都會と思ふてる者は再覩せよと例の志賀先生は大きな圖形を以て示して曰く（人口は政治年鑑に據りし者にして中には數年前の統計もあり）

| | 面積 | 人口 |
|---|---|---|
| 伯林 | 六、三〇〇町歩 | 二、〇七〇、六九五 |
| 巴里 | 八、〇〇〇 | 二、八八八、一一〇 |
| 東京 | 八、八〇〇 | 二、一八六、〇七九 |
| ブエノスアイレス | 一九、〇〇〇 | 一、三二九、六九七 |
| 倫敦 | 三一、〇〇〇 | 四、五二二、九六一 |

（外郭を加ふれば七、二五二、九六三）

人口が少くて金がある。産物が多い、其結果は

一人當り輸出額

| | |
|---|---|
| 英國 | 一五〇圓 |
| 亞爾然丁 | 一〇一 |
| ウルグアイ | 八〇 |

| | |
|---|---|
| 智　利 | 六〇 |
| 獨　逸 | 三五 |
| 合衆國 | 三三 |
| 日　本 | 一〇 |

一人當り輸入額

| | |
|---|---|
| 亞爾然丁 | 一〇〇 |
| ウルグアイ | 一〇〇 |
| 英　國 | 九五 |
| 智　利 | 六五 |
| 合衆國 | 四〇 |
| 獨　逸 | 三〇 |
| 日　本 | 九 |

人口四億の支那は輸入四億六七千萬圓一人當り二圓に足り無い、輸出は四億兩內外、一人當り一圓五十錢計りである。

支那は貧國なりと云ふものがあるけれども、諸國は爭ふて金を貸さうとしてゐる眞の貧者に對しては吾人は與へるを知つて貸すことを知らない、金を借りる力のある人は、富者である豪傑である支那は富めばこそ列國は爭ふて金を貸し付けんとするのである、殊に日本及支那は未だ完全に國際分業をやつて居ない、國民經濟も到つて幼稚で、少し田舍へ行けば大抵は自足經濟で、輸入の統計に依つて國富を判斷することは出來ないが、兎に角南米の新天地が此の驚くべき購買力を有する所以のものは一は列國の投資に基くので、外國が支那へ投資するのも亦支那人をして南米人の如く大需要者たらしめんが爲めで、金を貸して抵當に國を預るとか、政治的特權を手に入れやうとするのは高利貸以上の惡辣手段で、吾人は只支那市場の開發の爲めに飽く迄借款を必要視するものである。

## 雜　感

○富の程度の高きことは南米の耕地、其別莊を見れば直ぐ分る、牧童はポンチョと云ふ外套を着て馬に乘つてる、日本や支那では牧童は鼻垂らし小僧が汚い着物を着て居るのであるが、南米の牛追か着てるポンチョは一着どうしても二百四五十圓する。

○牧畜の盛なことは云ふ迄も無いが、何れも放牧式で一年に一回乃至二回位其數を改める計りで、猛獸の恐れも盜難の憂も無い。

○クロコダイルは少々恐ろしいが、幅三四尺もある美麗な鰐皮には見る人は誰でも垂涎三尺の姿で、僕なぞも鰐皮製の中折帽を見ては、殖民地の空氣を思はずには居られなかつた。

○サンチアゴの町は寫眞で見ると鎭江（チンキヤン）の市街に酷似して居る、實際は遙に立派であるが市の中央にある小山公園の如きは珍無類のもので、アンデス大山脈を背景として四時綠りを湛へてゐる。

○南米はラチン系の美人に富むことは巴里も三舍を避ける程で、智利なぞも其一例、そうして其美人か大の日本贔屓で、無暗に日本人を戀しがる日本の青年は實に其結婚の申込を斷り切れないとは日本ラチンアメリカ協會某幹事の笑話

○智利のプントアレラス町は世界最南端の市街で、港には鯨捕りの船が常に數百艘も浮んで居る。

○南米在住日本人の數は總計五千餘人、支那在留の邦人が七八萬に上るのを思へばまだ〳〵大擧して押し掛くべしである。

○南米展覽會は智利公使の所謂常設陳列所を開設する第一步で、伯拉西爾移民會社の設立も噂傳せられ、南米は頗る注意を喚起して來た。

○南米、南洋、支那は帝國の新發展地、新貿易開墾地である。南米展覽會と同じやうな試みは幾つあつても差支ない、我盟は獨り展覽會と言はず、講演會、觀光團、活動寫眞、所有手段を以て我國民の海外思想を發達せしむることを希望して止まないもので、就中支那に對しては農商務省や外務省へ計り任せて置かず、事業家有志は振て國民を夢から呼び起す必要があると思ふ。

# 支那最近時報

## 政治

### 四川人岑春煊の反對

今回岑春煊が川粵漢鐵路督辦に任せられたることに付き四川人の同鐵道關係者は大ひに反對の意を表しつゝあり右は岑春煊が曾て四川總督たりし頃よりの感情の衝突にして四川人は岑を以て資性傲慢にして部下を虐待すること甚しく且つ事に當つては徒らに強硬手段を取るのみにて鐵道のことに對しては何等の智識なく又何等の經驗なく到底同督辦たるの資格なきものなりと聲言し四川全省四十餘會の聯合を以て北京政府に打電し抗議を申込めり而して是れと同時に湖北及び湖南の兩省にも其意味を打電し來つて岑の排斥に付き同意を求めたりと

### 憲法研究會

正式國會もいよ〳〵四月太保殿に開かるべく決定せしに就ては至急憲法草案を起稿するの要ありとし袁總統より國務院に命じ全國都督府より法律に精通せるものを召集し中央委員と共に憲法研究會を組織し之を成就せしめんとしつゝあるが國會開期も次第に迫れるが故に目下頻りに各省に電報して委員の上京を催促し既に安徽都督栢文蔚よりは委員に顏維鈞、王淮琛を陝西都督張鳳翙は孫毓筠、譚煥章を任命したる旨返電ありたるが國務院にては委員會の議猶ほ時日を要すると見て寧ろ中央の委員のみにて大體の案を草し置き委員全部の來着を俟ちて衆議を問ひ一瀉千里の勢を以て之を決定せんとなし頻りに外國法と支那の國情を參酌して草案て着手せりといへり。

### 山東省の新政

地方制度改正の結果山東にて今般左の通り任命せられたり。

民政司長　周都督兼任
財政司長　王丕煦(前布政使)
內務司長　湯　屐(前外交司使)
敎育司長　王朝俊(前提學司使)
實業司長　潘　復(新任)

猶ほ司法並に外交は省轄を離れて中央政府に直屬する事となり濟南府に新設の陸軍測量局長、國務廳籌備處長と共に左の如く任命せらる。

司法籌備處長　龔積柄
陸軍測量局長　張彥臣
國務廳籌備處長　曲卓新
代理外交司長　蔡序東

道官制は從來三道なりしが今次四道となれり名稱、道官及び駐紮地左の如し。

膠東觀察使　吳　永(芝　栄)
濟西觀察使　丁惟魯(聊城縣)
岱南觀察使　王聲玲(滋陽縣)
岱北觀察使　夏繼泰(歷城縣)

### 崇陵開工

崇陵修工の一事は清廷退位に對する皇室優待の一條件なるも民國の財政窮乏を告ぐるより尚未だ開工せられざるが近日に至り清太后は之が履行を要求せんと欲し皇室大臣世續として趙總理に交渉せしめたる結果之を財政總長に劄付し籌款と同時に開工せしむべく決定したり。

## 熱河の匪亂

二月十五日熱河に匪亂あり、今其詳報を聞くに、數日來匪徒潛入の形跡あり駐熱河第三營の兵士と結托して擾亂を起すべしとの諸言傳はりしかば都統署理崑源は急に莊頭營子に駐屯する步砲兵に命じて入城せしめんとし、且つ市街に駐屯する兵士、防護局等に傳諭して警戒を怠らざりしが、莊頭營子の軍隊入城に先ち匪徒は先づ軍械所を襲撃し、護衞兵十名を逐ひ小銃百挺小銃彈十餘萬個を掠奪し、又第三營の兵舍電報局を燒き電話線を絕ち勢ひ猖獗を極めたるが遽々此時莊頭營子より步砲兵來援せしを以て、崑都統は自ら親軍、駐街軍及び來援隊を率ひ、重賞を懸けて士卒を激勵し、督戰三時間に及び匪徒三十餘名を斃し二十四名を生擒し小銃八十餘挺を奪還したり、而して匪徒は其間に乘じ財政局を襲ひ存銀一萬九千兩を掠め西北方に逃走したり、官兵の戰死者は六名にして負傷十餘名あり、第三營兵舍燒撃の際、胡中隊長、文小隊長、王主計等皆殺され、該營兵三十餘名は匪群に入れる形跡あり、商民の被害は幸に之なく、生擒せし匪徒に軍法に按じて處罰し民情鎭靜に歸したりと。

## 大官俸給額

新官制に依る主なる官吏の俸給は內務財政二使月額五百元、實業敎育二使及び各監察使は四百元、各知事は三百元にして三月一日より實行すべしと。

# 外交

## 外交の整理

民國成立以來各國との間に發生する外交上の交涉案件は山積して容易に辦理せられざる有樣なるが袁大總統は深く之を慨し陸總長を呼んで注意を加へ總て外交上の失敗は因循を重ぬるにあり露庫問題の如きは近き殷鑒たるなり宜しく之に鑒みて國事を誤る勿れと訓戒する處あるより陸總長は命を奉じ直に整理に從事したるが英露兩國に關する案件頗る多く其數三十五件中最も緊要なる者十七件を撰び袁大總統と協議中なれば近く其交涉を見るべしと。

## 外人損害賠償

北京外交團は革命時に於ける損害賠償に關し此頃又陸外交總長に對し交涉を始めたるより陸は趙總理に面商して先づ其の調查方法を議定し(一)被害地方の詳情は陸軍部にて調查し(二)直接外人に關しては外交部にて調查し(三)損害の評價は財政部にて調查し(四)間接の損害卽ち海運交通等は交通部にて調查するに決したれば夫々陸より外交團に通知し成るべく早く調查を了するを誓ひたりと聞く。

# 軍事

## 湖北の兵數及經費

最近調査に係る湖北者の陸軍上中將以下各兵員數及一ヶ月間の經費次の如し。

| | | |
|---|---|---|
| 師團司令部 | 四十六名 | |
| 旅團司令部 | 十六名 | |
| 步兵八團 | 一萬五千二百卅二名 | |
| 二營及一營 | 五百七十一名 | |
| 機關銃一連 | 百十五名 | |
| 騎兵一團 | 二百四十三名 | |
| 砲兵一團 | 一千四百三十八名 | |
| 山砲兵一團 | 一千六百六十五名 | |
| 輜重兵一營 | 七百七十九名 | |
| 壯夫 | 二萬二百七名 | |
| 其經費一ヶ月六十萬七千四百〇二兩 | | |

## 現在海軍力

海軍總長劉冠雄は近く海軍の大整理を行はんとし第一に現在の海軍力を調査したるが各屬の艦數は左の如しと云へり。

▲北洋艦隊　巡洋艦海圻、海容、海籌、海琛、通濟、砲艦奉安、鎭海、水雷砲艦飛鷹、飛雲小砲艦

▲南洋艦隊　巡洋艦鏡清、南琛、保民砲艦登瀛洲、楚材、水雷砲艦律威、建安、砲艦測海、靖遠、策電、鈞和飛虎、金甌、並徵、河用砲艦江元、楚泰、楚謙、楚向、楚有、楚觀、水雷艇安放、航洋水雷艇辰、宿、列、張、二等水雷航湖鵬、測軍、湖鷁、湖燕

▲福建艦隊　運送兼報知艦琛航、元凱、超武、砲艦靖海

▲廣東艦隊　運送兼報知艦伏波、砲艦蓬州、海廣于廣金、運送艦執中砲艦、鏡清、鎭鑄、廣庚、庚戌、庚巳、廣瀾、廣東雄、海長清、紱靖、廣元、廣亨、廣利、廣鏡、水雷艇十九、二十、二十一號、一等水電艇雷天、雷坎、雷兌、雷龍

# 財政

## ●民國歲出入

支那財政部の發表せる民國第二年度歲出入を見るに實に左の如くにして重々たる汲瀾を琛起したる後漸く頃來成らんとする大借款にして遠からず成るとするも猶ほ歲入は歲出に對し一億七千萬餘の不足あり財政當局が如何にして之を補塡するやは將來の大疑問なるべし。

▲歲出總額　九億三百萬元

（一）歲出經常部　四億一千萬元

| | |
|---|---|
| 一、行政費 | 四億萬元 |
| 二、減債基金 | 一千萬元 |

（二）歲出臨時部　一億六千三百萬元

| | |
|---|---|
| 一、工程費 | 八百萬元 |
| 二、裁兵費 | 一千五百萬元 |
| 三、鹽務整理費 | 三千萬元 |
| 四、外債償還費 | 六千萬元 |
| 五、內債及省外債五千萬元 | |

（三）基本金　二億三千萬元

| | |
|---|---|
| 一、紙幣整理費 | 一億萬元 |
| 二、金本位準備金 | 一億萬元 |
| 三、中國銀行基金 | 三千萬元 |

（四）實業開辦費　一億萬元

▲歲入總額　七億二千五百七十三萬三千二百八元

（一）歲入經常部　二億五千五百七十三萬三千二百八元

一、田賦　五千二百六十九萬九百八十八元
二、監賦　四千九百九十五萬四千二百五十九元
三、關稅　五千三百九十六萬六千四百六十五元
四、鹽金　千八百二十九萬二千二元
五、正雜各稅　三千二百六十三萬三千百三十五元
六、正雜各捐　六百三十四萬二千二百十七元
七、官業收入　千二百五十四萬九千六百二十七元
八、雜收入　二千八百五十七萬四千五百十五元
(二)歲入臨時部　七千萬元
(三)繼續收入　四億萬元
一、內國六釐公債二億萬元
二、大借款　二億萬元

# 本年度各部經費概算

財政部は中央行政費と地方行政費を比較して、國稅と地方稅を劃分せんとし、既に各部に本年度行政經費概算の提出を求めしが、同概算書によれば、四億八千七百四十一萬一千四百五十六元の巨額に達するを以て、同部にては前清宣統四年の豫算に對照して査定の上、更に之を最要、必要、次要の三種に區別し左の如く計上せり。

▲外交部原案　四、九三四、二一六元
最要　三、五一六、五〇〇
必要　七三九、三九二
次要　六七八、三二四

▲內部部原案　三九、九四三、五二四
最要　三二、二六二、三八三
必要　七、六一三、四八五
次要　六七、六六六

▲財政部原案　一七七、七九〇、〇〇〇
最要　一七七、五二〇、〇〇〇
必要
次要

▲教育部原案　二七〇、〇〇〇
最要　九、〇六二、七六〇
必要　五、六一一、九二〇
次要　九八二、一六〇

▲陸軍部原案　一六二、三六八、二〇一
最要　二、四六八、六八〇
必要　九五、八七〇、一五〇
次要　二一、四三一、四七六

▲海軍部原案　四五、〇六六、五七五
最要　八、九九三、一八三
必要　三、五〇三、九四九
次要　六四九、三四四

▲司法部原案　四、八三九、八九〇
最要　四四、五二〇、七二八
必要　四一、六二八、八七六
次要　二、八九二、〇〇〇

▲農林部原案　一七、三四七、八八四
最要　二、二八〇、〇〇〇
必要　一、三六四、七八〇
次要　一三、七〇三、一〇四

▲工商部原案　二一、四〇一、三八〇
最要　三、二七〇、〇〇〇
必要　一、〇七〇、〇〇〇
次要　一七、〇六一、三八〇

▲交通部原案　一、〇四九、五八〇
最要　一、〇四九、五八〇
必要
次要

# 各省國稅整理

財政部は曩に國稅廳官制を參議院に交付せるが過般設立せしところの國稅調査處を改めて國稅籌備處と爲し王景

芳を總辦に李景銘を會辦とし以て各省の國家、地方兩稅を統一せんと欲し既に各省に通咨し等しく國稅籌備處を設立するに決せり而して國家及び地方稅の徵收は左の如くし以て財政を裕かにすとなり。

▲現行國家稅　一田賦、二鹽課、三關稅、四常捐、五統捐、六釐金、七礦稅、八稅契、九牙稅、十當稅、十一牙捐、十二常捐、十三煙稅、十四酒稅、十五茶稅、十六魚捐、十七屠捐、十八夫行捐、十九其他之雜稅雜捐

▲將來新設國家稅　一印紙稅、二登錄稅、三遺產稅、四營業稅、五所得稅、六出產稅、七紙幣發行稅

▲現行地方稅　一房捐、二田地附加稅、三夫行營業捐、四茶館捐、五屠戶營業捐、六店捐、七商稅、八飯館捐、九戲捐、十車捐、十一土捐、十二油捐、十三糧米捐、十四醬油捐、十五牲畜捐、十六布捐、十七其他物產等捐

▲將來新設地方稅　一家產稅、二國家不課稅之營業稅、三國家不課稅の銷費稅、四入市稅、五使用物稅、六使用人稅、七營業附加稅、八所得附加稅

## 六分利付公債發行

袁大總統は去る十九日命令を發し昨年末參議院に於て議決したる民國元年六分利付公債條例を約法第三十條に照らして公布したり同公債は總額二億萬元にして其用途は左の如し。

一、中國銀行資本金
二、各小借欵償還費
三、各省紙幣回收費

而して同公債に關する一切は財政總長より管理し債券は一千元、百元、五十元及十元の四種に分ち印紙稅及び地券證稅を以て之が擔保品とし其の發行及び付利は中國銀行に於て取扱ふもの也

## 幣制委員會專任委員

財政部には幣制改革の爲に幣制委員會を設くる筈なるが、其專任委員として陶德琨、王鴻猷、徐恩元三氏の任命を見るべしと云ふ。

## 日本の中央銀行制度調查

中國銀行監督孫多森は支那の中央銀行制度は一切日本に倣へる爲に、更に親しく日本に就いてこれが研究の要ありとし、朱瑞范磊の二氏を日本に派して實地に之を調查せしむべしと云ふ。

## 湖北の田賦歲入調查

湖北省昨年度の田賦收入計二百二十五萬五千五百十三元あり、其內譯次の如し。

甲、地丁　四百四十二萬一千二百六十元
一、正賦　九十九萬八千八百七十元
二、屯餉　四萬六千二百八十五元
三、耗羨　十三萬五千四百四十四元
四、驛站　二十四萬六百六十元
乙、漕糧　八十萬九千九百三十七元
一、漕粮　二十四萬九千四百七十元
二、南圻二十三萬二千六百六十九元
三、漕項　二十萬九千五百六十五元
四、南項　七萬六千六百四十四元
五、漕南雜項　七千三百五十一元
六、屯衞糧租　三萬四千二百〇五元
丙、租課　二萬四千二百八十七元
一、蘆課　一萬四千八百七十五元
二、夏口廳後湖新租　二千八百五十七元
三、商場局官地租課　二千九百八十二元

四、月湖水陸租課　三千五百七十元

## 金融

### 支那銀行取締法

北京財政部は支那人經營の銀行が前清時代に於て往々資本不充分實の爲め不信用を來し金融に影響を及ぼしたることありたるが革命後當地に於て各種銀行設立を發起するもの二三に止まらず若し紙幣發行章程を嚴定せざれば將來支那銀行の名譽は地を掃ふに至るべしとて取締法五條を具し應江蘇民政長及び陳通子交涉使に注意し來りたり取締法は左の如し。

一、凡そ銀行の發行紙幣總額は資本金總額の十分の六を輸ゆるを得ず。

二、凡そ銀行が紙幣發行の權を得んと欲せば必らず政府の公債票を以て財政部に提供すべく其の發行額は提供する所の公債票の總額を超過するを得ず。

三、紙幣發行銀行は須らく總額四分の一以上の準備現金を有すべし此準備現金は四分の一を中央銀行に存儲すべし。

四、銀行の紙幣發行額は政府の設定せる一定額數の內に在るべし額に滿つるの後は發行を請求するを得ず。

五、銀行が若し破產せる時は政府は中央銀行をして其の提供せる公債票を賣拂ひ代つて兌換することを得。

### 支佛銀行設立說

中佛兩國の資本家合資して銀行を設立せんとし中國側より千五百萬フラン佛國側より三千萬フランを出資すべしとは既に傳へられたる處なるが聞く所によれば北京を本店として巴里に支店を設くる事と成り已に章程を擬し不日參議院に提出し通過せば直ちに發表すべしと云へり。

### 銀行紙幣回收命令

財政部は銀行紙幣の整理の爲めに其回收條例を發布せるが其主要條項次の如し。

一、財政部にては今回規定の紙幣則例公布後三ヶ月內に紙幣發行總額を財政部に報告すると共に發行總額の三分の一に相當する政府公債を財政部に納付すべく財政部は公債額と同額の紙幣を給與すべし。

二、銀行は財政部より領發せる紙幣を受領したる後三ヶ月以內に舊紙幣の三分の一を回收して財政部に送るべし。

三、銀行は前二項の規定に按照して一年以內に殘余の舊紙幣全部卽ち三分の二を回收して財政部に送るべし。

### 墨吉哥賠償金再延期

先年墨吉哥革命亂の際、トリオント地方に於て在留支那人が蒙りたる損害に對し、同國より支那に三百十一萬元を賠償することゝなりしも、其後支那の革命亂等の爲受授延引し、漸く二月十八日滙豐銀行を經て一百萬元丈け受授を終りしが、其殘額は墨吉哥に革命亂再發せしめ又々延期となれり。

## 中國銀行兌換期

今回新設せる中國銀行が從來の大清銀行を引受けて同銀行の取引に係る各種の出入を全部整理すべき筈なるが其手續きも漸次進行したれば預金の切替へ其他大清紙幣の兌換も引受くる筈にて其期限は便利上來る三月末迄と決定せり。

## 華蒙銀行

陳吉林都督は資本五十萬圓を以て華蒙銀行を設立し滿蒙間の實業振興を計りたき旨張督に電照し來れり。

# 借款

## 各省小借欵辦法

周財政總長は六國借欵が容易に成立するに至らず各省の財政窮迫甚だしきを爲め暫らく各省が夫々小借欵を行ふことを許可せんとの計畫なるが其の小借欵は期限を一年以內とし借款額は該省收入の三分の二を越ゆる能はざることとすべく其詳確なる辦法は左の如し。

一、各省の借欵は省議會の認可を要す。

二、借欵條件及び抵當物は先づ中央政府の核准を經べし。

三、用途は豫じめ先づ報告すべし。

四、契約訂結後若し咨報と符せず別に枝節を生せる場合は該省長官及び議會が完全の責任を負ふべし。

五、抵當品は賦稅を以て物件と爲すを得ず。

## 賠款分擔額

三十三年事變費は上海に在る海關銀一千餘萬兩を債權國十一國に按分比例に償還し其の殘額は各國の隨意行動に決定したること既報の如くなるが民國政府は之れに對する政策として各省の分擔額を左の如く定め此程それぞれ通知する處ありたり。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 江蘇五百萬兩 | 四川四百四十萬兩 | 湖南百四十萬兩 | 陝西百二十萬兩 |
| 廣東四百萬兩 | 浙江二百八十萬兩 | 新疆八十萬兩 | 甘肅六十萬兩 |
| 江西二百八十萬兩 | 湖北二百四十萬兩 | 雲南六十萬兩 | 廣西六十萬兩 |
| 安徽二百萬兩 | 山東百八十萬兩 | 貴州四十萬兩 | |
| 河南百八十萬兩 | 山西百八十萬 | | |
| 福建百六十萬兩 | 直隸百六十萬兩 | | |

而して其總額は昨年度延滯の分及び本年度支拂の分を合計して約四千一百九十九萬七百六十九兩なりと。

## クリスプ借欵交付

クリスプ借欵契約によれば二月十五日迄に三百萬磅交付の筈なりしが、支那政府より財政窮乏の爲これが引得を先に屢迫りしより二百五十萬磅は交付せられたり、而して總額五十萬磅中二十五萬磅は二月十七日に二十五萬磅は二十五日に交附せられたりと。

## 清通鐵道借欵契約

江蘇省清江浦より通州に達する鐵道の資金は、曩に該政總理張謇英國より借欵せんと交涉中なりしが、此程に至り遂に納印を了せりと。

# 實業

## 湖北銀鉛礦と外資

湖北大冶の龍角山銀鉛礦は久しく外人の垂涎する處なりしが、頃者一白耳義人資本金二百萬元を投じ、支那人と合同經營をなさんと既に契約を締結せる處、民政長夏壽康の探知する處となり、契約取消を命じたるも、既に投資後なりしを以て該借欵を湖北都督府にて引受け、同白耳義人と合同して該礦を採堀する事となりたる由なるが、假契約によれば利子を五分とし、期限十年にして三年据置四年目より償還し、償還後は同礦山の利益より毎年三十分の一宛十年間報酬として同白耳義人に贈る規定也。

## 武昌四局問題

武昌の四局卽ち織布、紡紗、繰絲、麻布の四局は前きに前租借者應昌公司と後租借者大維公司との間に葛藤を生じ居たりしが今回双方の妥協によりて合同租借することゝなり其の代表者たる劉、韋の二人は之れに關する協議を進め目下民政府及び實業司に向つて之れが承租に關する條件を議しつゝあるよし而して其妥協の結果は其四局經營の資本を經營組合の株式となし資本金を百三十萬兩と定め一株を百兩として一萬三千株を集め以て之れを經營することゝなす筈にて最初ぼ其株金の六割を徵集し卽ち七十八萬の現銀を以て之れに着手する方針なりと而して之に對して民政府夏及び實業司屈も亦已に贊成したれば遠からずして契約に調印することゝなるべしと。

## 奉天の荒閉せし支那商

奉天城内外の大小支那商にして累年の缺損により維持困難の爲め本年舊正月中遂に閉店せしものは左の如し。

| 住所 | 店號 | 職業 |
|---|---|---|
| 小西關 | 義和長 | 磁鐵蓆蘇店 |
| 大西關 | 利源長 | 雜貨舖 |
| 同 | 源盛永 | 於蘇蓆舖 |
| 同 | 恒泰號 | 首飾局 |
| 鼓樓西 | 慶泰長 | 鞍具局 |
| 鼓樓西 | 福和長 | 洋貨舖 |
| 大西關 | 福盛成 | 磁鐵繩蘇舖 |
| 同 | 德增長 | 煙袋銅舖 |
| 小西關 | 振記號 | 於蘇蓆舖 |
| 大南門內 | 興記 | 軍衣局 |
| 同 | 義記號 | 估衣局 |
| 鼓樓西 | 德盛長 | 於蘇局 |
| 鐘樓南 | 新裕公司 | 皮靴廠 |
| 同　北 | 寶和祥 | 茶　莊 |
| 小東關 | 興盛廣 | 菓子舖 |
| 鼓樓西 | 興盛長 | 估衣局 |
| 同 | 興盛源 | 估衣紬緞舖 |
| 同 | 西盛泰 | 估衣舖 |
| 小北關 | 八和厚 | 於蘇舖 |
| 同 | 義和源 | 磁鐵蓆舖 |
| 大北關 | 萬發成 | 粮米舖 |
| 大東關 | 洪盛染房 | |
| 銅　行 | 慶泰皮房 | |
| 小北關 | 寶祥和 | 洋皮襖舖 |
| 大　北 | 慶源合 | 線貨莊 |
| 大東關 | 恒祥灰舖 | |
| 小北關 | 天發木局 | |
| 小東門內 | 金城和 | 輕裘皮局 |
| 樓　南 | 慶泰水 | 同　商 |
| 大　北 | 天金紙房 | |
| 同 | 廣合永 | 粮米舖 |
| 魚　行 | 義泰永 | 毡鞋舖 |
| 大　南 | 益興紙廠 | |
| 大、東 | 司合隆 | 菓子舖 |
| 小　北 | 恒增盛 | 首飾局 |

小北　德增和　首飾局
大南　永慶源　磨房
大北　天順成　同
小南　永慶元　同
小東　慶誠永　同
大北　和興義　同
小北　鴻興磨房　同
同　合元永　同
大北　裕泰成　首飾局
以上　四十四家

## 蒙古

# 兩蒙議決條件

內外兩蒙の各王公にて共和を贊成せる者は二月七日阿拉善地方に大會議を開催し左の如き條件を議決したりと云ふ。

一、蒙古新報を發刊し蒙人をして對外對內一切の事情を知らしむる事。

二、漢蒙和協會を設立し以て双方の感情を聯絡する事。

三、蒙古人は中華民國の律例を遵守すべき事。

四、內外蒙古は均く五色旗を揭げ各國に民國の五族統一承認を要求す可き事。

五、凡そ內外蒙古の人民は均しく國家に責任を有し邊外を固く防禦する事。

六、內外蒙古の所有要塞は均しく中央政府に請ひて兵を出し把守する事。

七、內外蒙古所有出入の款項は均しく預算決算有りて每日一回中央政府に報告すべき事。

八、內外蒙古は均しく私に外債を借るを得ざる事。

九、內外蒙古に遇ま改良の事情ある時は大總統に呈請して宣布し然る後施行する事。

十、內外蒙古の所有一切の軍器は陸軍部に呈請し軍事都統及將軍より轉給し私に鑄造し或は携帶するを得ざる事。

十一、凡そ內外蒙古に以上の各規を犯す者あれば均しく都統將軍に呈請し軍法を以て裁判する事。

# 征庫聯合會議

長春に於て征庫聯合會が開かるべく右に關し吉林、黑龍江兩省代表は未だ決定せざるも奉天省よりは張鉞を代表として參會せしむべく內蒙各盟代表は

▲哲里木盟　科爾沁旗輔國公多爾濟多羅貝勒坦瓦齊爾

▲昭烏遼盟　奈曼旗札薩克多羅郡王蘇珠克圖、札魯特旗鎭國公勒瑪札

▲布錫林郭勒盟浩齊特旗多羅郡王桑達克多爾、濟阿巴噶旗輔國公布彥托克托呼

▲烏蘭察布盟　烏喇特旗固山貝子托果瓦

にして卓索圖、伊克昭二盟は途遠き爲め未だ參列せざるあり從つて二十日の開議が遲れて未だに開かれざるが北京總統府よりの命によれば三省に於ける師旅團長巡防隊長官は悉く列席すべしといへば出席者は頗る多數に上るべく右に關し豫備として李萬勝、洪子興等を主査に任じ張督は哲里木盟の事情を調査せしめたるが陸軍部並に參謀處にては主として(一)露國の三省軍事布置

(二)三省邊防方法(三)蒙古地勢を研究せしめたりといへり。

## 征庫會議

交渉に交渉を重ね會議に會議を重ねたる露蒙協約も遂に何等の結果を見る能はざるに至りしより總統府に於てもいよ〳〵春暖を俟つて征庫の師を起すに決し頃日來頻りに陸軍部參謀部外交部軍事處顧問等の秘密會議を開きつゝありしが兎に角左の原案九條を決定し之に據りて今後の方針を立つべき筈なりと。

(一)國務院をして孫黃黎程各元勳及各省都督より重要なる人員を特派せしめて征庫會議を開く事。

(二)外交部より各國に聲明して征庫戰に對する嚴正中立を請ふこと。

(三)參謀本部をして征庫計劃を各省に密電せしむ。

(四)陸軍部をして迅速軍隊を編制せしめ命令を俟つて出發せしむ。

(五)蒙藏局をして討庫の檄文を造らしめ其理由を蒙藏各省に公布せしむ。

(六)財政部をして軍費計劃に當らしむ。

(七)各省都督をして軍隊を通飭し北征聯合軍を編制せしむ。

(八)各省兵工廠製造局をして現存の銃砲數を詳報せしめ且つ軍械の急造を命ずる事。

(九)各省財政使をして分擔軍費軍械及び北征兵數を報告せしむ。

## 綏遠會議條件

慰問使王傳炯が曩に綏遠城の會議に於て內蒙烏伊兩盟の王公等と協定せる條件と云ふは左の如きものなりと云へり。

甲、共和の贊助を實行す。

一、國旗を揭ぐる事。

二、議員を選出する事　參議院議員は綏遠城の王公にて組織せる選舉會より之を選舉し衆議院議員は綏遠城の王公より舉人の資格に按照して先づ名簿を各該旗の舉人に飭知して選舉會を開き二人を選定して初選當選人と爲し北京に赴かしめて選舉會を組織して之を覆選す。

三、大總統の命令及び其公布せる國會議決の法律は均しく從遵すべし。

四、西盟地方の興革すべき一切の事件にて蒙地に有益なる者は將軍より隨時法を設けて陳商し各王公をして辦理せしむるを得。

五、參議院議決の蒙古待遇條件は均しく遵照辦理す。

乙、露庫條約を承認せず。

一、會議により王公全體承認せざるを以て理由を大總統國務院參議院蒙藏事務局に電呈し並に外交部に飭して列國への通知を請ふ。

二、全體を以て承認せざる理由を各省都督及政團に通知す。

三、庫倫及內外蒙古各盟長に協約を承認する能はざる理由の文書を送り並に庫倫の獨立取消を勸告す。

丙、出兵して兩盟要地の保護を請ふ。

一、西盟の王公より內外の形勢を按照して將軍に呈請し派兵駐紮する各要地を酌定して以て保護の實行に便ず。

二、各旗を保護する爲め各要地に駐紮せる軍隊が若し居住すべき民家無き時は其住宿包舍は蒙古人より暫時法を設けて供給す。

丁、派出軍隊一切の軍費は將軍より支給す。

戊、蒙民生計の籌畫

一、西盟地内外の林礦各種の實業は將軍の派員を請ひて踏勘開辦し以て西蒙の發展を圖る但し游牧及び寺廟墳塋を碍げざるを以て主となす。

二、各旗所轄境内の耕すべき地の保留して以て牧場及び寺廟墳塋等となすべきを除く外は將軍より督辦して派員査明し各旗に報墾を商令し以て農業の發達を期し而して蒙生を厚うす。

三、以後各旗の報墾辦法は將軍の督辦を請ひて踏墾を規定し務めて積年の弊政を除く。

四、蒙地の實業開辦は先づ蒙民の勞働者を招用し衣食を裕かならしむ。

庚、蒙人の敎育を振興す。

一、綏遠城に蒙古公立學校を設立し一に各旗より漢語を能くする者を選擇して授業し漢文普通科學及び農工初學を授け卒業後は旗に歸り事を辦じ或は更に内地の高等專門學に入り專材を養成し以て國家の大事を辦理するに備ふ。

二、公立學校の經費は各旗より分任して籌出し所有敎育の辦法は將軍代り規定の籌畫を爲す。

三、各旗は本旗に在りて漢文漢語の學校を設け以て速かに蒙旗の文化開展に便ず、

## 學事

# 留學生派遣

中央政府は遠からず海外列國に夫々留學生を派遣する事となれるが敎育部の所派數は二十九名にして之れが國別は次の通り。

佛國九名、英國六名、日本五名、米國五名、獨國二名、白國二名。

稽勳局の所派數は第一期二十七名。

日本十名、米國十名、英國四名、佛國二名、獨國一名。

第二期は三十五名にして左の如し右の中此の二期の分を除きて他は悉く不日出發することに決したりとぞ。

米國十五名、日本十三名（内女生三名）佛國四名、白國二名、英國一名

## 交通

# 浦信鐵道計畫

浦口より信陽州に達する鐵道は已に大總統より沈雲沛をして籌辦せしむる事に決せるが該鐵政の豫定線路は四線あり。

一、和州を經過する浦信厚線

二、信陽より廬州府を經て徐州に至るもの。

三、廬州府より三界又は明光に至るもの。

四、信陽より正陽關壽州を經て明光に至るもの。

## 吉長鐵道總辦更迭

吉長鐵道現總辦孫多鈺氏は政事の交渉甚た夥きにより辭任し其後任には交通部視察員廣恩氏任命せらるべしと。

## 漢口電車計畫

漢口の巨商孫怡臣は此頃漢口市内外に電車を開通せんと計畫し已に普利電車公司なるものを設立し散生路に之れが事務所を開けり而して孫は已に上海に至りて電車及び其他の機械等を注文したるよしにて近日中其機械の到着と共に之れを起工すべしと。

## 關東州置籍船數

前年末に於いて三十一隻、噸數二萬六千三百六十噸なりしが内地造船界の補給力不足により外船輸入を促し關稅の都合は更に關東州の置籍船激增を來して年よ初り遼東汽船、南滿洲汽船、辰馬商會の續起するありたる結果既に舊臘より現在にかけて左の置籍登記を見又は見んとし居れり。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 富　國 | ラング、バング | 四、七六三 | 南滿汽船 |
| 帝　國 | ラルボーラ | 五、〇〇〇 | 同 |
| 東　洋 | イーストリー | 二、九九四 | 澤　山 |
| 大　北 | オット、バーグ | 三、三八六 | 深川商會 |
| 八　郎 | サルタン | 二、七七一 | 同 |
| 天　山 | アナバ | 三、五四一 | 橋本、 |
| 第八乾坤 | ベロナ | 四、六九七 | 乾 |
| 和　田 | ラワダ | 三、二六九 | 板　本 |
| 千　壽 | バウハタン | 四、二六二 | 辰　馬 |
| 利　濟 | ピンタン | 一、七九九 | 大連汽船 |
| 天　城 | コリンチック | 三、六八六 | 遼東汽船 |
| 榛　名 | テディス | 二、八七三 | 同 |

合計十二隻四萬三千零四十一噸にして總計四十三隻六萬九千四百〇一噸を算するに至れり之れに大連汽船會社に於て新造すといふ二千噸型船二隻四千噸を加はれば四十五隻七萬三千四百一噸にして海運界の景氣は巴爾幹戰爭の鎭まりかけし爲めに一旦下向せんとせし活氣も又其の再燃により上向くべければ輸入船の招徠は一層勢を加へて年内には置籍船は十萬噸を超ゆべしと豫測せられ居れるが右の計數中には海務局、滿鐵、築港、水產會社の所屬の内港船二十隻四千三百五十三噸を減ずれば大連を基點として對外貿易に從事せるものは六萬九千零四十八噸となる譯なり。

## 新法輕便鐵道

張督は新民府より法庫門に至る軍用輕便鐵道を敷設すべき許可を受け線路測量に着手せりと。

# 人事

## 隆裕皇太后崩御

隆裕皇太后は去る頃より御不豫にて最初は水腫内炎なりしが、後虫樣垂炎に變じ、曹之森、張仲元、伶文斌等の宮中醫拜診せしも、遂に二月二十二日午前二時半北京宮城内に於て崩御あらせられたり。

而して葬儀に關しては清皇室よりは

世續、景豐、紹英、陸潤庠、陳寶琛、伊克坦、那王、博公、睿王を葬儀大臣と、醇親王、濤倫を總理葬儀大臣に定められ、大政府よりは策勳、江朝宗、段芝貴、唐在復、蔭昌、孫寶琦、張廣建、言敦源をして葬儀事務を幇助せしむる事とせり。

尙北京政府は二十二日朝國務會議を開き、二月二十二日より三月二十日迄二十七日間喪に服する事とせり。

## 苑源瀧靜養

敎育總長を辭したる范源瀧は其後暫く天津にありしが、近く更に鄕地に歸りて靜養する筈。

## 趙總理の勳位辭退

二月十二日の淸廷退位南北統一の紀念に際し、趙總理に勳位を授けんとせしに、總理はこれを力辭し斷じて受けざるが爲、趙總理の勳位は未だ發表せずと。

## 徐太保辭職說

淸廷の太保徐世昌氏は近日中に太保の職を辭すべしと傳へらる。

## 直隸都督留任

現直隸都督馮國璋を參謀總長に任命し、其後任は蔣雁行、李經羲、曹錕の三人中より任命せんとの豫定なりしも、袁總統は今日國會前に中央大吏の更迭を失ふは不得策也とし、これが變動を中止せり。

## 賓圖王問題

內蒙古の賓圖王は近頃庫倫活佛の爲め死刑の宣告を受けたりといひ或は投獄されしと傳へられ爲めに內蒙各盟は連衡して外蒙古に反對の氣勢を張らんとするの消息あり之を消息通に訊すに賓圖王は由來共和政府に對して快からざる者にして性雄偉、智略に富めり曩に共和政府の成立し內蒙各旗王合の適從する所を知らず首鼠兩端を持して方向に迷ふに方り王夙に異志を懷き淸朝の遺裔を奉じて淸廷を復興せんと企劃せしも未だ其人を得ずして已みしを以て更に內蒙各王公を會同し內蒙獨立を策せしも成らざりしにより轉じて倫庫活佛に依賴せんと欲し客年七月高王山以下十數名の隨員を伴ひ潛かに王府を出て外蒙慰問を名とし進んで哲布尊丹巴呼圖克圖に謁し眞情を披瀝せしに活佛却つて疑惑し王も亦敎漢三喇嘛と同じく袁總統の密偵なりとし陽に優禮を加へつゝ陰に多數の密偵を附したるより王は今更歸らんにも歸られず頗る悲慘の境遇に在り爲めに屢々逃走を試みしかば活佛の疑惑一層を加へ民國の間牒と認めて斷然投獄若しくは死刑を宣告せられしには非ざるが若し其れ民國側より見れば內蒙唯一の政府反對王が奇禍を利して以て折柄長春に催さるべき內蒙聯合會議に各王公の心を結ぶを得べし云々。

# 雜

## 上海の人口增加

上海工部局は千八百七十年を第一次として爾後五年毎に一回宛同地の人口調査をなせるが今第一次より第九次調査に至る人口增加の趨勢を見んに。

| 年 | 支那人 | 外國人 |
|---|---|---|
| 一八七〇 | 七五、〇〇〇 | 一、六六六 |
| 一八七五 | 九六、〇〇〇 | 一、六七三 |
| 一八八〇 | 一〇八、〇〇〇 | 二、一九七 |
| 一八八五 | 一二六、〇〇〇 | 三、六七三 |
| 一八九〇 | 一六八、〇〇〇 | 三、八二一 |
| 一八九五 | 二四一、〇〇〇 | 四、六八四 |
| 一九〇〇 | 三四五、〇〇〇 | 六、七七四 |
| 一九〇五 | 四五二、〇〇〇 | 一一、四九七 |
| 一九一〇 | 四八八、〇〇五 | 一三、五三六 |

而して千九百十一年六月には支那人四十九萬二千人外國人一萬三千七百七十人に增加したり。

## 天津商業會議所書記長視察報告書

卽ち松村利男氏が南京、上海、漢口、鄭城、彰德、正定、太原、大谷府、青島等長江以北七省に亘る各地を五十日の日子を費し、主として新開の津浦鐵道及び其天津に及ぼす影響、又天津と最も密接なる關係ある奥地山西省及山東省の事情を視察せんが爲めに、最近に旅行せられたる其報告書なり。報告書とは云へども氏は自ら單に所見に過ぎずとせらる、素より彼の目次の整然是れ事とし、內容の如何は第二とする報告書とは全く趣を異にし、隨所隨感的に氏が平素より支那の貿易及び經濟事情に注意せられし處を切論し、東洋の小痴逸たる青島の見聞、山東鐵道中の奇談、其他總頁數百十一頁の多きは理論を排して實際を描出するに務め、其間に有益なる資料を挿み、一讀中部支那及北支那の最近の趨勢を察知するを得べし。

# 日華學生の提携

山口生

東京に於ける日華兩國の學生を中心として、兩國青年間に最も眞面目なる、而して最も有効なる提携を企つべく、有志の運動を起したるは實に客歲九月の交なり。提携の一手段として兩國青年相團結して一の會を組織することも亦畫せられたり。然れども一時の風潮に投じて慢然之を遂行して爲めに輕浮なりとの謗りを受くるは兩國青年學生の最も苦痛とする處たり、同時に會をして單に形式的名義的のものたらしめ、果ては基礎薄弱なる爲めに遂に有名無實に終らしむるが如きは斷じて忍ぶ能はざる處とせり。有志の人は之を森村翁其他知名の士に計り、深く此點を注意せらるゝと共に、諸先輩は熱心に之を贊助すべきを諾せられたり、民國の留學生諸氏も亦眞に有意を且つ有力にして實質的なる團結たらんを庶幾へり。而して日本の諸先輩が奮て此計畫を贊助すべしと云ふを聞き、留學生諸氏も亦感激して發起委員を特選し、日本人側にありても各學校別に發起委員を出し、相互に方面を分ちて運動する處あり、機漸く熟せんとする頃恰かも孫文氏來遊の報に接し、此機會を以て兩國青年學生間に堅き握手の交換を行はんと準備は愈々進行せり。

以上は現今の所謂日華學生倶樂部の起りたる所以の大要なり。然るに今年二月中旬頃一部の有志者は別に日華學友會なるものを起さんと運動されたり、思ふに當時日華學生倶樂部の事未だ世上に發表せられず、爲に二種の殆ど同一なる計畫は相知らざるの間に進行を開始せるならんも、互に相知るに及んで發起者は驚きて其合一を企てたり。余は當時如何なる意見が交換され、又如何なる齟齬ありしや毫も之を知らずと雖も、不幸にして其目的、其範圍等に於て兩者の主義精神は一致せざりしやにて、遂に各別個の成立

を見るに至れり、然れども此事情は先輩諸君は東亞同文會關係者は勿論、孫逸仙氏、胡瑛氏、汪大燮氏其他公使館員、又は幾多知名の此種計畫に贊同せられし諸君は少しも知らずして止みたり、されば日華倶樂部も日華學友會も是れ同一のものなりと信せり、故に又其の何れなるやも是れを問ふの暇なく熱心に贊助せられたり、今日と雖も兩者が別個の者なりとは思はざるもの頗る多し、是れ余が日華學生諸君の提携の第一歩を祝するに先ちて特に是れを發表し、諸君の猛省を促すと共に諸君自ら是れが合一を計るか、又は其最も近接せる一點を發見して聯進せられんことを希望して止まざるものなり。

日華學生倶樂部と日華學友會とが全く別個のものなるを聞きたる余は、直ちに是れを二三の先輩に通知して其意見を糺したるに、皆曰く斷じて合一せしめざるべからずと。聞くが如くんば民國留學生諸君の間に於ても是れが爲めに種々なる流言蜚語を傳へて迷惑を感じ居るもの少からずとのことなり、惟ふ諸君は斯くの如く別個の團體を形造るに至りたりとは言へ、其根本に於て利害の相反するもの無きこと及び感情の衝突の如きも未だ非りしなるべし、其目的其範圍に於て多少異る所ありとも、そは自ら解決の法あるべし、今日漸く兩國學生の相互提携——而かも互に心を許して相交はらんと欲するに當り、若しも二者相對立するが如き情態に陷らんか、其間に極めて面白からざる關係を惹起すること無しと云ふべからず、余は切に諸君の猛省を促すものなり、花信既に都門に訪れ、霞々たる春風は東臺に薫れり、庶くは一瓢を提へて共に芝生に横はらん、共に嘻々として語らん、共に相抱いて意氣に投せんか。

## 日華學生倶樂部の孫氏歡迎會

二月二十二日午後五時在東京日華兩國青年學生凡そ五百名は築地精養軒に於て盛大なる歡迎會を孫氏一行の爲めに開催せり。

樓上の大廣間は立錐の餘地無き迄に、制服制帽又は木綿の羽織袴を着用したる兩國學生和氣靄々として入場し、待つ間程なく孫氏は頗る滿足なる面持にて着席し、陪賓として汪大燮氏及公使館員、胡瑛氏及隨員、何天炯氏、馬君武氏、宗耀如氏、章華選氏、戴天仇氏、李作棟氏、又日本人側にありては新渡戸、副島、寺尾の三博士、頭山滿、宮崎寅造、森村市左右衛門の諸氏相前後して着席し、

開會の辭　高商　北村民仙氏
報告　早大　五明忠一郎氏
歡迎文朗讀　一高　宮崎龍介氏
同　黄中　御氏
孫氏の挨拶及演說
日華學生倶樂部設立發端　森村市左衛門氏
演說　副島博士
同　胡瑛氏
同　某民國留學生
閉會の辭　畑德三氏

の順序にて會を進め、終りて一同立食の宴を開き、ナイフとフォークを戰はせ乍ら暁々たる奏樂中に宴を終りたるは八時を過ぎたる頃なりき。

日本人側の歡迎文は一高北川寶三氏の起草せるものなる由、左に之を掲げん。

### 歡迎之辭

時維レ癸丑二年冬二月前中華民國大總統現鐵道總理中山孫逸仙先生日本文化視察ノ使命ヲ帶ビ雲山ヲ厭ハズ萬里ヲ踏ミ玆ニ帶水ヲ超エテ親シク本邦ニ來遊セラル吾人ノ喜悦何ゾ之レニ過ギンヤ。

蓋シ誠ニ先生ノ身ヲ本邦ニ寄セラルヽヤ恰モ時運艱難ノ時官憲ノ疑視亦急ニシテ實ニ兢々タルヲ免レザリシナリ然ルニ今ヤ當年ノ創痍着々其ノ緒ニツキ民國確立ノ基礎愈々成就シ凡百ノ事物モ亦之レニ從ツテ駸々タリ之レ實ニ貴國開發ノ曙光ト言フ可ク其ノ大成ノ日亦遠シトセズ之レ吾人ノ齊シク先生及貴國民衆ノ爲メニ慶賀シテ息マザルトコロナリ而シテ今ヤ先生親シク本邦ニ來遊セラル吾人ノ喜悦何ゾ之レニ過ギンヤ。

謂ツテ東亞ノ形勢ヲ熟視スルニ方今西力次第ニ東漸ノ狀ヲ示シ東洋古來ノ思想ハ亂レ百般ノ制度亦爲メニ破レントス而シテ一朝事茲ニ至ランカ東亞ノ秩序亦隨ツテ保ツベカラズ之レ吾ニ默視スベカラザルノミナラズ又以テ憂フベキモノ在リテ存スル而カモ東亞ノ平和確保ノ任ニ當ルベキハ實ニ日華兩國ヲ除イテ他ニ在ラザルヲヤ。

夫レ東亞ハ東亞ノ東亞ナリ何ゾ泰西ノ浸潤ヲ甘受スルニ忍ビンヤ。

今ヤ東亞同舟ノ憂日華兩國利害ノ相關スル實ニ脣齒輔車ノミナラズ世界ノ耳目ハ擧ゲテ兩國ノ一擧手一投足ヲ凝立瞻視シテ息マズ此ノ時ニ當ツテ俱ニ共ニ兩國ノ意ヲ疎通セシメ相互ニ提携ヲ持續シテ東亞經營ノ責ニ任センコト實ニ現下ノ急務ナリ若シ夫レ之レガ大成ヲ期センニハ實ニ兩國青年ニ俟ツベキモノ甚ダ大ナルベキヲ信ズ噫フニ先生夙ニ竝ニ志アリ曩ニ武漢一度義ヲ倡ヘ南方ノ志士起ツテ民國ヲ建ツルヤ當時歐洲漫遊ノ途次ヨリ迎ヘラレテ臨時大總統ニ擧ゲラレ後南北ノ和成ルニ及ビテハ辭シテ野ニ下リ今日實ニ饑道纔理タリ嗚呼先生ノ英才大略ト崇高ナル人格トハ吾人ノ齊シク仰ゲトコロニシテ其ノ英名モ亦天下ニ赫々タリ而シテ今ヤ先生親シク本邦ニ來遊セラル吾人ノ喜悦何ゾ之レニ過ギンヤ。

於是吾人青年學生等志ヲ同ウスルモノ相謀リテ二月二十二日チトシ竝ニ親シク先生ノ來臨ヲ仰ギ並ニ隨行ノ諸氏及兩國ノ諸名士ガ臨席ヲ忝ウシ以テ先生ノ來遊ヲ歡迎シ併セテ先生ノ前途ヲ祝福セント欲ス先生願クハ吾人ノ微衷ヲ納レ賜ハランコトヲ聊カ陳ベテ歡迎ノ辭トナス。敬白

大正二年二月二十二日　　日本青年學生一同

中山孫逸仙先生

右に對し黄中痴氏は民國學生を代表して音吐朗に其歡迎全文を宣讀せられたるが、多忙の折柄該草稿を借覽する遑なく、遂に本稿ノ切迄打ち過されたる爲め茲に掲載する能はざりしは返す〳〵も遺憾の極みなり。

次で孫氏は載天仇氏を通譯とし、約一時間半に亘りて革命の經路及共和政體に就て熱心なる演説をなしたるが大要左の如し。

前清朝の末路に於ける政治の腐敗と列強の壓迫とは遂に支那をして革命の止むべからざるを思はしめたり、而して支那革命の氣運は一部有志のもの丶主唱したるが爲に爆發したるには非ず、此點は古來の革命と全く其意義を異にする次第にして、今回の革命は全國民が一致して之に當り、就中日本に留學せる者は是が急先鋒たりしなり、故に今回の革命は強者の行ひたる革命又は爭覇的戰爭に非ず、全く國民的社會的革命なり、歷代未だ曾て其例を見ざる處にして、曾て余が日本に來りし際の如き、留日支那學生の數は一萬を越え、其最盛時と歌はるゝ時なりしが、一人として清朝の政治を謳歌するものなく、一人として革命思想を有せざるもの無かりき。此の如く、にして是等支那留學生は母國たる支那に歸りて各自の故鄉に革新的思想を皷吹し、革命的氣運を促進せり、されば今次の革命は一に留學生の力に依れるや疑なし、余は是れを思ひ又當時の事を考ふれば、今日諸君と相見ゆるに當り感更に深し、日本明治の維新は當時の青年之に參與し、之を成就せり、中華民國の革命も亦我が青年の手に之を遂げたり、青年の力は實に一國を動かすに足る、東亞の將來に於て平和の大局を維持し、西力東漸の勢を抵制せんとすれば兩國青年は今より相團結して之に當る

の覺悟を要す、今兩國青年が斯く一堂に會して提携の實を擧げんとするを見て、余は衷心より感喜するものなり。

抑々日本は神代より以來萬世一系、皇統連綿たる君主國なり、是れ日本の最も誇りとする處にして、日本立國の基礎は實に此一點にあり、然れども支那は是れと反す、堯舜三代の頃より民主的精神は溢流せり、然るに途中帝王なるものを生じ、幾代か專制政治を以て日を送れり、然れども帝王政治は政治上の便宜的手段にして眞に支那の政體としては毫も適切ならず、今次の革命は實に此の如き不自然なる專制的政治狀態を改革し、其根本に溯りて眞に支那に適應すべき共和民主の制を採りしものなり、共和民主の政體は現時の世界に於て最も進歩せる政治なり、卽ち支那は一方に於て往古の眞政治を復活すると共に、一方に於ては近世最良の國家組織を現出せんとするものなり、日本と支那とは此の如く其國體の本義を異にし、政治の形式を異にすと雖も、建國の由來を異にする以上又止むを得ざることなり、只だ夫れ日本は萬世一系世界無比の君主國なり、支那は又之れより百般の諸政を改良して至上の共和國を建設せんとするもの、兩國統治の形式を異にすと雖も其の地理的關係、人種的關係、歷史的關係は自ら利害存亡相共にせざるべからざるものあり、存立の條件は略ぼ共通なり、世界に於ける地位、列强に對する關係は兩國相提携せざれば又持すべからざる所なり、余は第二の國民たる諸君が堅き團結を計り、東亞の光りを五大洲に發揮せられんことを望んで止まず云々。

次で森村翁は雪よりも白き銀髯を憐しつゝ慨然として嘆じて曰く、余にして若し五六十年前の昔に若返る得ば如何に幸福なるべきと、それより淳々として所感を述べられ、語を勵まして其形式に流らんよりは實質に重きを置くべきことを戒められ、日華學生の意思疎通、智識交換の機關として一の倶樂部を設置することは第二の問題に屬すれども、此好機を利用して此に之を發議し置くも無益のことならざるべしとて滿堂の諸員に計れば一人の異議を唱ふるもの無く之を贊成せり。

副島博士は喝采場裡に現はれ、開口一番、「吾人は何が故に孫氏を歡迎するか」と例の法律的口調にて場内を睥睨すれば、出席者は何れも襟を正して滿堂水を打つたる如し。「交際家は御世辭の爲めに之を歡迎すべし、實業家は金儲の爲めに之を歡迎すべし」とて浮薄無意義なる歡迎輩に對して大痛棒を喰はし、さて曰く「吾人が孫氏を歡迎する所以のものは正義の爲めなり、二十年來革命の爲めに南船北馬、所有困難と戰ひて遂に其苦節を完ふしたる偉大なる人格は吾人の日夜欽慕する處なり、民國の革命は是れ正義の擧の結果なり、孫氏は實に正義の巨人なり、吾人は其正義に對して拔に誠意を披瀝して歡迎の意を表するものなり」と一語は一語、一句は一句より重く力强く、引いて亞細亞の政治は亞細亞人の權利なり、亞細亞人が自ら政治を爲すは是れ正義なり、歐米人が亞細亞の政治を左右せんとするは是れ不正義なり、若し此の如き不正義の來らんとするあらば吾人は奮起して正義の爲めに防壓すべしと說き、尙ほ進んで兩國學生の提携を切論して擱筆を下されたり。

胡瑛氏は之れに次で熱心に兩國學生提携の必要を再論し、次で某留學生は、「日華學生諸君が我々民國の學生に對して斯く迄親切に、斯く迄懇き同情を垂れらるゝことは民國學生一同の衷心より感謝する處なり、又斯く迄互に意思の疎通を來したるは眞に東亞の形勢と日支兩國の關係とが然らしむる所なり、願くは永く相提携せん」と述べられ、此の間に孫氏一行及胡瑛氏等は烏森湖月の舊友會に出席の爲め退席したれば一同は直ちに別室に於て食卓を圍むこととなれり。

# 日華學友會發會式

同會の成立及發會式に至る迄の記事に就ては當番幹事の士より左の如き寄輪に接したるを以て、全文を掲載して記事に代ゆると共に、同會は三月一日發會式を擧げ、本稿は同五日に〆切り、其間時日極めて短少なりしにも拘らず、其大要を通報せられたるは當日所用の爲め出席する能はざりし同人の深謝する處なり。

謹啓

時下益御清榮の段大賀至極に存候

扨て本會設立に就ては貴會の多大の御盡力を忝うし是に遺憾なく發會の式を擧ぐるを得申候事は私共微力なる學生の身にとりて殆ど感謝の辭をも知らぬ迄に御座候。

本會はもとより一時的の者には無之一に其功を將來に得んとする者に候へば今後も偏に貴會の御援助を仰ぎ度く存じ居り候折柄此度御發行の「支那」へ本會發會式の模樣を御掲載被下候樣の御芳志にあづかり恐縮の至りに存候、されど何分火急の事にて速記等の材料を蒐むるの暇も無御座甚だ恐縮に不堪候へ共是に大略を申上度く存候間可然御取計被下度候。

本會設立の趣旨等は今更ら反復申上ぐる迄も無之單に日華兩國學生の親睦を計り以て後日の誤解と感情の隔離を妨がんとの微意に御座候。就ては御申越しの先日築地精養軒に孫氏歡迎會を催せし日華學生倶樂部と本會とは全別物にて實は初再三合同の協議を致せし者に御座候へ共本會とは其目的の範圍を異にする者有之迄に各別個の成立を見し次第に候間左樣御承知奉願上候。

扨て本會設立の最初の打合せを致し候は二月十六日の夜にて僅か二週日の間に今回の如き盛大なる發會式を擧ぐるを得候は全く兩國識者諸彦の御同情と一は發起人の間一見舊知の如く心を一にして盡力せられしに依る事又大なりと可申恩ふに時勢の要求の然らしめし事と存候。

記念す可き三月一日は誠に日擧日和とも可申其日の午後一時にはさしもに廣き中央大學講堂も立錐の餘地なき迄にて聽衆の數約千二三百、而も終始眞面目なる態度を持せしを見るの時本會の成立が如何に世人の眞面目なる研究を得つゝあるかを知るに不堪と存候。



定刻に至るやまづ帝大の本間虎五郎君立ちて開會之辭を述べ次で中央大學の前田慶馬、徐任の兩君各その國語にて宣言書を朗讀し、再び本間君は本會名譽會頭犬養毅氏の祝詞、同孫逸仙氏の祝電、並に本會顧問寺尾博士の祝詞を代讀し、了りて演說に移り候。

本會顧問胡瑛氏は農科大學生周慶慈氏の通辯にて莊重なる言辭を以て本會の成立に賛し將來の發展を希望し東亞人の覺悟に及んで論ぜられ候、次で本會賛助員總部博士は福島由已なる題下に滔々數千言支那を亡すは支那なり日本を亡すは日本なりと論結せられし時兩國學生の若き血潮は炎え立ち申候。

それより高等師範の大瀧正寛君、同吳家鎭君、明治大學の三好信長君、慶應の孫韜君等の熱誠なる演說あり、聽衆の歡呼は漸く紳士の熱誠と共に動き初め申候。

次で本會設立の當初より多大の援助を與へられし東邦協會幹事三鹽熊太氏は過去の經驗談より本會への希望を述べられ、終りて本會顧問副島博士は日華學生諸君に一言すなる題下に縷々數千言本會の成立に對して將來の覺悟を說かれ申候、誰れか先生の實實熱誠なる言辭に動かされざる可き私共も一に先生の御援助に依りて永遠の計を致す可く候。

大隈伯立てりとのショックは千餘の聽衆の胸に起れり、約一時間に渡る大演說、其の內容は追て速記により申し上ぐ可く候。

時將に五時、是に吳家鎭君は閉會を宜して盛大なる發會式を終り申候。猶此日孫逸仙、汪大燮兩氏の演說ある筈なりしも時間の都合にて出席せられざりしは遺憾に候ひき。

此日主なる來賓左の如し。

右出演の外李文權、岩本樓口兩代議士、小川平吉、塚原周造、松岡千壽、大原武慶、工藤敬平、高橋秀臣外新聞記者十數名

雪崩る〻如き聽衆の退散を聞き乍ら記念の撮影をなし、之れより南明倶樂部なる懇親會場へ赴き申候。

會する者兩國紳士學生數十名、各々胸襟を開きて快談致し是に兩國學生交歡の第一回は芽出度終りを告げ申候。

猶其後の會則の變更、賛助員評議員氏名、會員氏名をも申し上ぐ度く候へ共あまりに火急にて遺漏あらんことを恐れ次回に申上げ度く存候間不悪願上候。（當番幹事）

# 附錄

# 最近支那大官表（中）

## 各部の現在職員

### 一、外交部

外交總長　陸徵祥
同　次長　陳懋鼎
參　事　唐在禮
同　吳爾昌
同　載陳霖
總務部秘書長　周傳經
交際司長　饒寶書
外政司長　施經常
通商司長　陳恩厚
庶政司長
僉事
主事（八十人以下）

### 在外代表

日本　汪大燮

露國　劉人鋭
英國　劉玉麟
米國　張蔭棠
獨逸　梁誠
佛國（佛西葡）　胡維德
西班牙分館　譚培森
葡國分館　載陳霖
墺國　沈瑞麟
伊太利　吳宗藩
白耳義　王廣圻
和蘭　魏震組
墨西哥（米國分館）　譚駿謀
秘露（同上）　吳壽全
キユーバ（同上）　同人

### 在外領事

横濱（總領事）　吳仲賢
長崎　楊書文

神戸　王守善
京城（總領事）　馬廷亮
仁川　賈文燕
釜山　王邦藩
鐵南浦　張國威
元山　馬永發
英領新嘉坡（總領事代理）　胡準賢
南アフリカ總領事　劉毅
濠洲總領事　黃榮良
ニユージーランド　周爾玉
加拿陀（總領事）　王斯沉
蘭貢　蕭永熙
溫哥埠　張康仁
桑港（總領事）　黎榮輝
マニラ（總領事）　孫士頤
紐育　楊毓瑩
晩香坡　陳慶鼢
海參威（露領、總領事）　桂芳

## 二、內務部

內務總長　趙總理兼任
同　次長　榮勳
參事　孫培友　張棟克
顧賚程
總務廳々長　舒鴻怡
民政司長　呂鏞

警務司々長　陳時利
土木司々長　鐘凱
禮俗司々長　杜關
衛生司々長　伍晟

參事　鄧與黃　樊樹勳　沈國均
王履康　吳之翰　汪與準
劉翔雲　方策委　世常
劉駒賢　張滄陶　毅
張怡王　念曾殷　鈞
許家恒　唐堅干　寶軒
鄭毅權　班吉本　道橘
黃王大　享延朱　齡綸
張玉麟　嚴啓豐　尙秉和
顧顯曾　楊乃庶　朱侗
陳玉潤　金體選　王楊濱
汪立元　鄭成沈　承
熙祥壽　李固基　阿勒精阿
鄭象堃　沈學范　張曾啓
沈炤向堃　沈琼　沈秉衡
嚴家幹　魁　胡績峻
姜兆璜　許　允華學瀚
技正　汪曾武　張維勤
馬榮　委樹芳　孫潤審

三、財政部

王廷華

財政總長　周學熙
同次長　章宗元
參事　同
僉事　屠文移　鄭劍　王君殿　世經杰　聯恩　晏才傑
駐外財務員（簡任、一人）
編算（薦任、定員八人）
技正（同　三人）
技士（委任　六人）
賦稅司
會計司
泉幣司
公債司
庫藏司

四、陸軍部

陸軍總長　段祺瑞
同次長　蔣作賓
參事　毛繼戍　金紹會　吳紹麟
張承禮　陳寬沆

總務廳

同秘書　塔齊賢
同　曾毓雋
同　梁建章

軍衛司々長　莊景珂
任官科々長　林攝
賞賚科々長　劉冠軍
軍務司々長　陳虹
軍事科々長　沈郁文
步兵科々長　張華市
騎兵科々長　王風清
砲兵科々長　范尙品
工兵科々長　雷炳炤
軍械周々長　翁之麟
槍砲科々長　韓麟春
材具科々長　管業敬
軍需司々長　羅開榜
會計科々長　唐汝謙
粮肥科々長　楊鴻昌
軍醫司々長　方擊
衛生科々長　純脩爵
醫務科々長　李學瀛
軍法司々長　施原常
一等軍法官　秦曾源
同　陳登山
軍學司々長　魏宗瀚
教育科々長　丁錦介
步兵科々長　陳

騎兵科々長　劉文錦
砲兵科々長　李寶茂
工兵科々長　吳經明
輜重科々長　齊振林
主計　士傑
技正　竹堃厚
同　咸瑤圃
軍需監　羅開榜　葉樂民　蘇錫
軍醫監　方華　徐清福
測量監　黃篤濫
陸軍々官學校長　蔣方震
同　憲兵學校長　段學潢
同　軍醫學校長　姜文熙
同　軍需學校長　張叙忠
豫備陸軍大學校長　胡龍驤

參謀部

參謀總長　黎元洪
同　次長　陳官
第一局長　劉一清
第二局長　雷壽榮
第三局長　張聯芳
第四局長　姚任支
第五局長　史久光
第六局長　（署）楊炳
第七局長

高級副官　熊祥生　盧煥

陸軍上將　黎元洪　黃興　段祺瑞　麼昌　姜桂題　馮卒國

上將銜　倪嗣冲　杜錫鈞　姚雨平　朱瑞　陳烱明　龍濟光　王芝祥　徐寶山　徐紹楨　馬福毓　寶蔣雁行　蔣尊簋　柏文蔚　林述慶　張紹曾　敖汗輔國公色丹勒珠丹　何宗蓮　李烈鈞　孫道仁　閻錫山　張鳳翽　尹昌衡　陸榮廷　蔡鍔　唐繼堯　胡景伊　孫武

陸軍中將

（上）とあるは陸軍上將銜なり

陳官　蔣作賓　徐寶山（上）　王芝祥（上）
許崇智　余欽翼　杜錫鈞（上）　姚雨平（上）
朱瑞（上）　趙春廷　曾繼梧　王隆中
梅馨　張紹曾（上）　何宗蓮（上）　柏文蔚（上）
徐紹楨（上）　林述慶（上）　高佐國　陳烱明（上）
龍濟光（上）　朱先志　劉毅　林震
孫岳　孫棨　謝汝翼　韓建欽
李根源　杜誰川　李書城　呂公望

周章菱　章梓　章鴻時　蔣尊簋(上)

蔚雁行(上)　馬毓寶(上)　張雲山　張仿

蔡廷幹　黃鉞　張毅　馬龍標

張其鍔　向瑞琮　閻鴻飛　蔣國鈞

黃漢湘　張錫元　杜持　段貴

李純　黎本唐　寶棄鈞　蔡漢鄉

吳兆麟　王安瀾　唐犧之　王占元

黎天才　陳懋修　洪承點　陳之

驥冷通　吳紹麟　顧忠琛　劉之潔

蕭鄂　周駿　彭光烈　孫兆鶚

劉存厚　熊克武　孟恩遠　王廷楨

王占元　曹錕　楊善德　靳雲鵬

潘矩樓　張作霖　馮德麟　蔣雨武

蔡濟民　鄧玉麟　高尙志　何錫蕃

藍天蔚　溫壽泉　李燮和　朱執信

胡毅生　鄧鏗　周之貞　鍾鼎基

蘇愛初　惣邦屏　哈漢章　李士銳

唐在禮　姚寶來　陸建章　江朝宗

雷震春　倪嗣冲　陸錦　劉承恩

**陸軍少將**

（中）は中將銜

施從滇(中)　周家樹(中)　周符麟(中)　趙理泰(中)

張孝準　耿覲文　何成濬　揚廷溥

曾昭文　袁華選　胡忠亮　殷志超

李鳳樓　陳文運　仇亮沈　崇林授

王享鑑　易甲鵬　張錫元　宋尙傑

張宣　徐則恂　劉洪基　耿毅

方興　杜村端　木瑾生　伍宗仁

袁家聲　楊冠英　許殿爵　張性

劉成　曲同翥　曾承業　桂丹墀

周鳳岐　吳中英　蕭良臣　陳毅

馬玉貴　郭勝清　劉世傑　劉世傑

張寶麟　陳殿鄉　王文錦　王文錦

馮嗣鴻　楊開甲　曾廣大　曾廣大

黃邦爵　陳雄洲　官成鯤　官成鯤

黃國樑　張其煌　孔繁蔚　孔繁蔚

劉顯世　宋振鋼　庾恩錫　庾恩錫

趙戴文　金華林　張長林　張長林

李福林　陳炳焜　陳仲賓　陳仲賓

黃明堂　王昭基　黎蔚　黎蔚

劉琎福　張我權　夏占奎　夏占奎

杜武庫　吳祥達　杜邦俊　杜邦俊

胡廷佐　石星川　李錦榮　李錦榮

馬驥雲　熊秉坤　徐鎭堃　徐鎭堃

陳鎭藩　劉佐龍　姜明經　姜明經

陳漢鄉　胡維棟　李顯謨　李顯謨

張斯麐　王華國　戢翼翹　戢翼翹

趙念伯　喻洪啓　華振基　華振基

楊春普　周應時　朱廷燎　朱廷燎

車慶雲　張厚德　張樹元　張樹元

方更生　李徵五　劉詢　劉詢

田應語　張振發

米占元　夏耆王

劉廷森　李鳴鳳　陶忠洵　李培子

余德美　李生盛　彭道成　程子楷

鄉　衡　姚宏圖　田鎭藩　袁宗瀚

譚浩明　劉古香　黃振樑　黃中輝

羅鴻龍　鎭　鵬　瞿　鈞　舒厚德

章遹畯　馮耿光　余大鴻　朱泮藻　姚鴻法

岳開先　余大鴻　朱泮藻　賈賓卿

周　斌　王汝勤　蕭星垣　蔡成勳

蕭廣傳　吳光新　王治國　吳醒漢

劉邦驥　程守箴　馬祖全　胡萬泰

剡文明　盧鏡寰　張匯滔　許葆英

楊　剛　羅熾楊　韓鳳樂　黃毓成

劉法坤　葛應龍　劉文澍　章保喧

吳昭麟　金紹曾　毛繼成　林　攝

沈郁文　翁之麟　魏宗瀚　徐樹錚

商　震　萬廷獻　陳　嘉　羅澤暐

黃治坤　劉懋政　方聲濤　周家樹

蔣方震　張承禮　楊肇錫　劉慶恩

周葆貞　李廷玉　劉　麒　商德全

金永淡　尹國志　沈洼汪　李延逵

程潛量(中)　錫　粱(中)　陳　强(中)　黃鶯鳴(中)

張翼鵬(中)　唐　蟒(中)　俞應麓　劉槐森

張益謙　彭世安　覃流欽　葉　舉

陳自先　王　麒　孫葆璐　林之夏

王不煥　張仁奎　楊瑞文　徐寶珍

申正邦　柯　森　李玉昆

王天縱　何克夫　任鶴年

李進才　李長泰　徐占鳳

衛興武　方咸五　陳永錄

楊蓋誠(中)　段承獻(中)　易棠齡(中)

楊玉生　劉文錦　劉一清

張聯芬　姚任支　史之光

朱和中　黃慕松　應龍翔

范涎績　胡龍驤　黃禎祥

周道剛　羅佩金　管雲臣

肯欽保　孫烈臣　張海鵬

舒和鈞　張承治　陳希義

劉　英　林紹雯　朱壽同

曾　師　景　雲　蕭展舒

趙南森　龍　光　林德軒

方玉普　張　文　馬　錦

世　儲　顧品珍　王　賓

張　鈺　王毓秀　陳其采

劉鴻恩　張春霆　許　崙

林仲墉　華彥雲　吳振黃

劉　旗　陳廷訓　饒景華

朱兆熊　陶雲鶴　楊　丙

沈同午　譚學夔　楊晉昌

張支貞　黃愷元　王孝縝

李輔黃　田宗貞　朱綬光

蘇　謙

蔣國斌

馬廷襄

顧鴻思

余　南

雷壽榮

覃龍范

郁　保

王者化

覃德燿

汲金純

周維藩

顧　希

艾忠琦

孫　淵

春　隆

王鈺錦

顧琢塘

蕭奇斌

吳祐貞

姚金鏞

羅　虔

劉祖武

姚以价

王祺昌

劉鎭華　李鐘岳　康宗仁　馬增福

## 五、海軍部

海軍總長　劉冠雄

同次長　湯薌銘

海軍總司令處（上海）

總司令　李鼎新

左司令　藍建樞

右司令　吳應科

海軍部參事　李和　林葆懌　劉傳授

吳振南

軍衡司長　北麟

軍務司長　劉華式

軍械司長　吳紐禮

軍需司長　曾瑞祺

軍學司長　施作霖

視察　呂德元　陳復　蔣超英

鄭祖彝　鄧驥保　何心川

秘書　饒壎文　吳毓麟　王崇文

陳宗寯　雍南壽　禹高稔

副官　鐘訥　陳復　王統　陳鵬翥

任光宇　余振興　甘聯堅

駒侯毅　梁能堅　李寶符

許繼祥　林獻圻　常朝幹

科長　林文彬　鄭友益　林葆綸

羅則均　馬家麟　孫必振

鄭禮慶　唐伯勳　劉田市

例天保　姚葵常　朱天奎

徐興倉　榮志　王會同

劉永謙　覃凝蕭　劉國楨

姜鴻瀾　陳殉劉雲鵬

馬國賓　曾宗鞏　李右文

呂富永　楊夢熊　黃健元　陳士廣　嚴文炳　周光祖

楊徵祥　唐文源

薛昌南　林文或

藍建樞　徐振鵬　譚人鳳

李燮和　張通典　吳忠信　吳德章

第一艦隊司令官　薩鎭冰

第二艦隊司令官

長江巡閱使

長江水師（南京）

總司令　湯薌銘

長江下流總司令　黃鐘瑛

長江要塞司令　沈壽堃

造船主監　李鼎新

海軍上將　劉冠雄

海軍中將　湯薌銘　黃鐘瑛　沈壽堃　李鼎新

**海軍少將**

李和藍　建樞　徐振騰　鄭汝成
林葆澤

**機關少將**

劉冠南　陳兆鏘

## 六、教育部

教育總長　（兼任）劉冠雄
同　次長　董鴻禕
參事　鍾觀光　馬鄰翼　蔣維喬
總務廳秘書長　董鴻禕
普通教育司々長　袁希濤
專門教育司々長　林棨
社會教育司々長　曾祐
北京大學校長　（署）何橘時
國史館々長　王闓運

## 七、司法部

司法總長　許世英
同　次長　汪守珍

總檢察廳

檢察長　（署）劉蕃
檢察官　朱琛　李抗文　童益監　羅文幹
書記官長　陳振先
檢查長

## 八、農林部

農林總長　揚榮誌
同　次長　梁寶銓　揚勉之　魏展
參事　鄭憲武　劉馥　陳啓輝　何永廷　羅戢　陳其援　張恢　章祖純　秦嵩　蘇文衍　楊景賢　徐球　易次乾　張明綸　李恩慶　陸家鼐　杜愼　李嘉璇　葉基楨　韓安　張正坊　張乾翼　黃藝錫　陳訓祉　林祐光　孫葆琦　廖訓渠　旭蟠　齊鼎頤　張際春　高文炳　黃歧春　聶文遜　張玉琴　魏宗蓮　周藻祥　滌運鈞　徐宗彥　李士襄　郭鳳鳴　何恢禹　汪法壽　謝學霖

大理院（前揭）

農務司々長　陶昌善
墾牧司々長　胡宗瀛
山林司々長　曹文潤
水產司々長　田步蟾

## 九、工商部

工商總長　趙椿年　張新梧　周家彥
同次長　劉揆一　王正廷
參事　朱庭祺　陳其殷　洪翼昇　楊譜笙
總務廳秘書長　胡國源　袁思亮　張嘉森
秘書　梅尉南　王祖部　林大閻　單鎭
僉事　屠振鵬　常運衡　李漢亞
吳在章　李掉陳承修
林先氏　慶世綸　文琦
高近宸　郭宗瀚　諸翮
賀之才　關文彬　俞榮
王治昌　周典徵　李
夏循壘　錢永銘　郝樹蓁
顧德鄰　余懷清　謝淵
技正　施弼　陳傳瑚　擲禮明
徐家楣　余煥東　張軼歐
張景光　劉謙

## 十、交通部

交通總長　商務司長　陳介
同次長　鑛務司長　何燏時
參事　南洋視察　張振勳
何啓　椿龍　建章　龍德慶
陸夢熊　程濟　曾述棨
總務廳秘書長　秘書　陳展　張緝光　祝壽先
技正　陳毅　袁長坤　沙海昂
視察　程明超　陶孫虞愚
曾襄沙海昂
路政司々長　葉泰綽
郵政司々長　王文蔚
電政司々長
航政司々長

工務司長　廖炎

# 支那

第四卷第七號

本誌ハ毎月一日發行（毎月一日十五日發行）

## 目要

大借款逆轉の結果
孫氏來東の効果
支那語統一の問題
對支那貿易の觀察
獨逸の山東經營
大借款契約草案
支那最近時報

東亞同文會調查編纂部

農務司々長　陶昌善
墾牧司々長　胡宗瀛
山林司々長　曹文潤
水產司々長　田步蟾

## 九、工商部

工商總長　趙椿年　張新梧　周家彥
同　次長　王正廷　劉揆一
參事　朱庭祺　陳其殷　洪翼昇　楊譜笙
總務廳秘書長　梅貽南　胡國源　袁思亮　張嘉森
秘書　王祖部　林大閣　單鎮
僉事　吳在章　李掉陳　承修
　　林先氏　慶世綸　文琦
　　高近宸　郭宗瀚　諸溎
　　賀之才　關文彬　俞榮
　　王治昌　周典徵　李
　　夏循塏　錢永銘　郝樹蓀
　　顧德鄰　余懷清　謝淵
技正　施弼　陳傳瑚　鄔禮明
　　徐家楣　余煥東　張軼歐
工務司長　張景光　劉謙　廖炎

商務司長　陳介
鑛務司長　何燏時
南洋視察　張振勳

## 十、交通部

交通總長　朱啓鈐
同　次長　馮元鼎
參事　何啓椿　龍建章　龍德慶
　　陸夢熊　程濟　曾述棨
總務廳秘書長　陳展　張緝光　祝壽先
秘書　陳毅　袁長坤　沙海昂
技正　程明超　陶孫虞愚
視察　曾襄沙　海昂　葉泰綽
路政司々長　王文蔚
郵政司々長
電政司々長
航政司々長

# 支那

第四卷第七號

大正二年四月一日發行（毎月一日十五日發行）

## 目要

大借款逆轉の結果
孫氏來東の効果
支那語統一の問題
對支那貿易の觀察
獨逸の山東經營
大借款契約草案
支那最近時報

東亞同文會調查編纂部

本店臺北

支店及出張所

臺灣（基隆 臺中 嘉義 臺南 打狗 宜蘭 淡水 新竹 阿緱 花蓮港 澎湖島）

支那南洋及內地（上海 九江 福州 廈門 汕頭 香港 廣東 新嘉坡 神戸 大阪 東京）

株式會社

# 臺灣銀行

支那南洋並臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立

其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京市日本橋區吳服町一番地

東京出張所

支配人 山成喬六

# 冷え性の婦人

朝起た時一寸一服中將湯を召せ
終日身體温まり起居は輕く氣は
晴れて山なす仕事も朝の内

晩休む時一寸一服中將湯を召せ
終夜總身温まり何んなに寒さが
強くともチットモ知らず高枕

## 冷え性の婦人

朝晩忘れず聞こし召せ
一寸一服中將湯

中將湯は子宮血の道より起る左の諸症を治す

◉子宮病　◉血の道
◉内膜炎　◉膣加答兒
◉白帶赤帶　◉こしけ
◉下腹痛み　◉胸先差込
◉氣ふさぎ　◉癇高ぶり
◉夜眠らず　◉物を苦す
◉逆上頭痛　◉足腰冷込
◉背肩こり　◉産前産後
◉つはり　◉難産流産
◉月經不順　◉經期腹痛

定價
四日分　參拾五錢
一週間分　六拾錢
二週間分　壹圓拾錢
三週間分　壹圓六拾錢
五週間分　貳圓五拾錢

本舖
東京市日本橋區通四丁目
津村順天堂本店
振替口座六〇八番
大阪市堺筋大寶寺町
津村順天堂本店
振替口座四五六番

# 目

大正二年四月一日發行「支那」第四卷第七號


口繪　亞細亞の人種　その六　馬來美人　その七　馬來半島サカイの葬笛

頁數

（一）大借款逆轉の結果……北京通信……一—三

（二）孫逸仙氏來遊の効果……亞南……四—一〇

（三）支那語統一の問題……山口秋霜……一一—一六

（四）對支那貿易の部分的觀察……M S 生……一七—二三

（五）獨逸の山東經營……二四—三五

一、德州

二、濟南

三、青島

四、山東鐵道

五、浦津鐵道

（六）支那改造借款契約草案……五三—五八

（七）支那最近時報……五九—七三

# 次


**政治**

大宮の更動——憲法起草委員會——憲法研究會——阿片禁止會決議事項——皇太后優詔——太后執政事務——參議院の吊文——寧の江西事件調停

**軍事**

湖北陸軍駐屯地域——湖北陸軍長官任命——海軍と無線電信

**財政**

周財政總長の通告——財政緊縮案——六分利公債發行——中國銀行開業——中佛實業銀行——湖北省の政費——龍口銀行開設

**借款**

借款顧問問題——地方自由借款許可——川粵漢鐵道借款條件變更——新疆の白耳義借款——洛潼鐵道借款紛擾

**實業**

上海紡織工場營業成績——漢陽三廠近狀

**鐵道**

川漢粵漢鐵道起工期——南京長沙間鐵道計畫——川漢鐵道技師長——膠濟鐵道急設交涉——劉二堡輕鐵計畫——丹寧鐵道計畫——滿鐵の新株募集——山東鐵道會社資本

**蒙古**

庫倫政府の露國顧問——中央征庫會議——東三省の征庫案——五省征庫聯合——外蒙の露人

**西藏**

英露協約說——東西藏の支那兵——西藏支那兵撤退要求

**海關**

支那海關收入——支那海關吏國則

**學事**

留學生學費

**鑛山**

普爾店金鑛

**居留地**

上海市政雜記——漢界租界の外國人

寶丹爲東亞名藥銷路最廣久已海外馳名凡居家旅行舟車宴會一日不可少之良藥也近有賣藥之人或假冒寶丹或用類似丸藥實屬關係非淺賜顧諸君認明東京市池之端仲町二十七號所有地守田治兵衛字樣方不致悞

寶丹功効如下

中暑　霍亂　痧症　痢疾　疝氣
吐瀉　傷食　傷水　食癪　癪氣
眩暈　頭痛　傷酒　心痛　腹痛
蟲咬　暈船　暈車　一切等症立効如神

日本東京下谷區池之端仲町二十七號所有地　**守田治兵衛**

南洋群島
中國各省　**各藥房皆有寄售**
朝鮮各埠

亞細亞の人種(其の六)
馬來美人

亞細亞の人種(其の七)
馬來半島サカイの鼻笛

大正二年四月一日

# 第四卷第七號

## 大借款逆轉の結果

——地方自由借款の再現——

三月二日　北京通信員

去歳以來、中華民國の財政は一に外債に依りて維持せられつゝあるを以て、借款問題は實に存亡危急の繫がる所と謂つ可し。民國政府當局者の如き、借款交涉の巧拙如何に依りて其の政治的運命を決せらるゝは勿論、列國の借款運動は卽ち其對支那政策なりと迄思惟せらるゝに至れり。されば傾日來の六國大借款の問題に對しては、啻に民國政府當路者のみならず、列强の公使及銀行團代表者等が如何に心血を注ぎつゝありしか殆ど想像し難きものあるなり。而かも遂に暗雲を一掃する能はず、年餘の日月は實に六國資本團と民國當路者の間に徒らに苦心慘憺たる跡を殘して今日に及び、借款の諸條件の如き、其研究を要すべきものは殆んど研究して又餘蘊なく、双方互讓すべき限りは互讓し盡し、大借款成立に對して障害と認めらるゝが如き諸點は殆んど全く除去せらるゝに至り、陰曆年末には唯兩代表者の調印を待つのみとなり、さしもに永く揉みに揉まれたる此問題も漸く一段落を告ぐべしと觀測せられたる一刹那、端なくも借款使途監督の問題よりして波折を生じ、遂に逆轉して大借款不成立を傳へらるゝに至れり。

借款問題に一大頓挫を來したる所以のものは、其間に事

情頗る復雜せるものありと雖も、之が大原因と看做す可きもの凡そ二あり。一は卽ち表面の理由にして、支那人側が借款使途監督として、英佛獨三國人を雇聘することには、同意せるも、財務監督中に一名の露國人を入るゝことを肯せざるが爲めなり。二は卽ち裏面の理由にして、借款亡國論を絶叫するもの及び一部の支那人が、一方に於て政府當局者を牽制壓迫すると共に、他方に於て六國團の目的は支那の獨立を危くするものなりとて、暗々裏に六國間の離間分裂を計りたるが爲めなり。現に一部の人士は六國借款決裂して監督條件を取消したるは、是れ取りも直さず民國の禍根なりとし、六國間の分裂を促さん爲め、借款亡國論者と結托し、今尙ほ盛に借款排斥を企圖しつゝあり。又曾て北京駐在の列國公使間の不和を釀成せんと務めたることあり。然れども此六國離間策は大なる効果を見ざる可きは明かなる次第にして、之が爲めに借款問題の行惱を生じたりとは云ふ能はず、其進行に些少の防害を與へたることは事實なるも、第一に六國側の意見は支那現在の危機を防ぎ大局の保全を計らんとせば、必ずや先づ財政の整理を期せざるべからず、而して初めて東洋の平和を見るに至るべく、支那の獨立繁榮も望むべく、引いて列國の對支那貿易も亦發達すべしと云へるが如く、一に世界道德、世界思想を基礎とせるものなるを以て、支那が六國借款に反對するは却て支那の獨立を危ふするものなりとし、六國團は益々鞏固なる團結的態度を取るに至れり。第二に列國公使離間策の如きも、列國公使は苦心研究の結果、借款關係國の利害の差異及び意見の背馳をも調和することを得たり。

之に反して支那當局者が露國人の財務顧問たることを甚しく嫌厭したることゝ、此機に乘じて一派の人士が極力政府を牽制壓迫したるの事實は、疑も無く大借款逆轉の眞原因たり。彼の露蒙問題は痛く支那人の神經をイキサイトせしめ、擧國騷然として驚濤駭浪は四百餘洲に漲りしに顧みれば、今次露國人を財務顧問となすは內心忍ぶ能はざる處ならんも、露國は其英佛及び我日本に對する關係上、非常特別の理由なき限り、列國と歩調を一にすることをなさずして別個の行動を敢てし、或は支那の財政權を握りて之を左右し、或は又其陰謀を逞ふせんとするが如きは今俄かに望むべきのことに非るべし、故に支那側に於て露國を排斥せんとするは、大局の上より見れば單に感情の問題なりとの譏りを免れざるべし。

大借款は行惱となれり。然れども外債に依るに非ずんば一日も立ち行かざるは支那の現狀なり、支那の財政的破產は列國に取りて由々しき大事なり、されば列國公使は今尙調停の勞を取りつゝあり、支那政府も亦憂慮に耐えざる次第なれば、大借款の復活は全く望なしと云ふ可らざるは勿論なり。但し支那は此度の大借款頓挫を見るや、直ちに小借款を迎ふるの意思を發表し、其監督條件等を輕減せんと企てつゝあり。

思ふに大借款に依るか將た又小借款に依るかは、民國當路者の間に永き研究を積まれたる處なり。其結果小借款を捨てゝ大借款主義を採れるものなり。然るに不幸大借款は

決裂し、小借款に依るの外無きに至りしと雖も、民國今日の窮乏を以てしては、小借款の能く之を救濟保持するを得べきか否か、吾人は甚だ疑問を抱くものなり、加ふるに小借款と雖も尚ほ其成立は甚だ容易ならず、昨今の中央政府は財政始末の爲めに苦心慘憺、殆んど餘力を遺さゝるの概あり。例へば各部各方面の豫算は節減に節減を加へ、官吏の俸給は之を控減し、一面には小借款の成立に努力すると共に、又一面には公債發行の計畫あり、印紙稅法其他を勵行して極力收入を計り、能ふべき凡ての手段を盡して切り拔けの策を講じつゝあり。されど其財政緊縮の結果は各方面に於て事務の沈滯不振を來し、又云ふ可らざるの弊竇を釀しつゝあり、同時に其收入を大ならしめんが爲め、前清朝時代にも優るの惡風を生ぜんとする色あり。

大借款不成立の影響は夫れ此の如く大なり、而かもこは單に中央政府のみに止るものに非ず、現時の支那は曾に地方より中央に對して送金せざるのみならず、却て地方より秩序の未回復、解兵の問題、新施設の困難等を理由として中央の接濟を仰ぐこと頻々として止まず、事實上に於ても各省歲入は到底滿足なる結果を見る能はず、故に地方の秩序回復其他に必要なる經費に對しても何等か方法を廻らさゝる可らず、過日の國務院は遂に會議を起し、地方に對し止むを得ざる事宜なりとて、左の如き條例を以て去年以來嚴禁せる地方の自由借款を許容することゝなれり。

一、借款契約文は中央政府に送附して其許可を經べきこと

二、借款は當該省議會の決議を經べきこと

三、借款擔保及諸條件は中國の主權を傷けさることを以て第一要義とすべきこと

四、借款に對して紛議交涉を生じたる時は當該各省に於て自ら其責に任ずべきこと

五、右自由借款權の效力は一年を以て期限とす

以上の諸條件を按ずるに、第一地方自由借款と云ふと雖も、其契約を訂結するに際しては一々中央の許可を經ざる可らず、又其借款權も一年に限らるゝ等の制限あるを以て、地方が自由勝手に其好む處の條件にて借款する能はざるは勿論なり。されど中央政府が昨年地方の自由借款を禁止したる所以のものは、中央に權力を統一せしむべき豫備行爲の一端にして、財政權の分割は地方軍政權と相俟て最先に統一せらるべき性質を有し、且つ最も重要なる問題たりしなり。故に如何なる困難ありとも極力地方を壓して之を中央に收めさるべからず、其一端として地方の借款權を廢止したるなり。然るに今や中央は其力足らずして再び之を地方に賦與するに至りしが如きは、明かに中央の威信を失墜せるものと言はざる可らず、且つ今日地方財政洗ふが如きの秋に當り、敢て其の自由借款を許すとせんか、中央の監督如何に周到なりとも、爲めに濫縱放逸に至らずとは保證し難し、況んや地方の要求と中央の意見とは常に衝突し易きを以て、今後の支那財政の推移と政治上の紛糾とは中外の最も注意を要する處にして、吾人は其の列國對支那外交に及す影響の決して尠少ならざるを思ふものなり。

# 孫逸仙氏來遊の効果

亞南

東海の春は熙々として來れり、野に山に、唯だ見る柳櫻を漕きませて、鶯歌蝶舞の世は行樂に絶間無き彌生二十三日と云ふに、己が父、己が將軍にてもあらんが如く、否寧ろ夫れ以上に滿腔の歡嬉を以て迎へたる隣邦の巨人、我が孫逸仙氏は遂に長崎より海の彼方の故國へと向はれたり。數々の名殘りを留めて我等を辭せられたり。

我等の氏を迎ふるに當りてや、たゞ何となく禁じ難き愛慕の情、崇敬の念あり、氏も亦其來るは何等政治的意義あるに非ず、謝恩展墓、其瓢零の昔を忍び、舊友と相會して情交を暖めんが爲めなりと聲明せられ、此意味に於て其間に國と言へるが如き疎隔なく、權力や政策と言へるが如き問題を挿むの餘地無く、今更に彼是と其來遊を怪しみ、其効果を論ぜんとするは、氏が來遊の意思に反し、我等が迎へたる心裡にも許さゞる處なり。

されど我等は言へり、氏の來遊は來遊夫れ自身が日支兩國の親善關係に著大なる影響ありと。蓋し今日の東亞に於ける氣運、支那の時局より見るも、はた又た氏の地位より言ふも、其政治的使命を帶びざるとに論なく、氏の如き建國の偉人が遊ぶ處、必ずや其社會、其民人に對して印象を刻み、特種の紀念を殘さゞることなし、我等は其最も大なるものを想像し、そは必ず日支兩人士の意思疏通、從て起る親善提携の度を進むるに在らんとせり、幸にして此豫言は誤たず、兩國の人士は益々其握手を堅くせんとするの傾向を生せり。

世は復雜なり、此簡單なる問題も歐米人より見れば心甚だ安からず、又た我が國人中に於ても氏が來遊の効果を疑ひ、何の爲めに來りしぞと今更に反問するものあり、又た更に熱腸の人は兎角の議論を起すものも少からず、是れ余が特に茲に此種の見解を紹介し、孫氏を送るの文に代へて聊か蕪辭を呈せんとする所以なり。

## その一、獨逸人の所見

元來孫氏來遊の効果に就て云々するは前述の如く其根本に於て誤れり、角立てゝ論ずべき限りには非るなり。只だ現代は猜疑の世なり、殊に其政治外交上に於ては列國間に於ける利害の關係頗る復雜なると同時に、大小の問題は悉く其利害關係によりて打算せられ、正當の順序を以て之を計算するに先立ち、先づ以て色眼鏡を以て遠望するを常とするなり、外人の所論の如き、或は此種の觀念を含みたるもの少からざるなり。三月八日のドイッチエ・ヤパン・ポストは「東都に於ける孫逸仙」と題して論じて曰く、

孫仙氏の東京に在るや、招宴又招宴、饗應又饗應、殆ど日も是れ足らざる有樣なり。而して彼前大總統は斯る場合に於いて祖國支那の爲めに其長廣舌を振ふこと日に兩回若くば三回なるを例とす。而も彼の聲言するところによれば此度の來遊は公の性質を有せず單に保養の爲めなりとなせり。之も或ひは一種の保養と言はゞ言ふべし。さるにても妙な保養のあるものかな。尙又彼は日本に於ける鐵道制度を研究すべしと傳へられたるが、之も單に宴會と宴會の隙間を見計らひ、二月の十四日に到着してより今日迄、前後唯一回中央停車場を參觀して技師長岡野氏案内の下に型ばかりの視學を試みたるに過ぎず、而して來遊の目的一は交通制度の研究に在りとなす。聊か受取れぬ話なり。

氏の演說に表はれたる論調に就いて之を觀るに、悉く皆同一轍に出で、常に蒙古人種の爲めに氣燄を擧げ、日支兩隣邦の親善を期せんとするに外ならず。而して一度び壇上に登て口を開くや、切々懇々堅實にして倦まざるところ慥かに推賛するの價値あるを認む。或ひは實業界の有志に招請せられ或ひは碩學鴻儒の間に揖讓し、或ひは熱血を灑いで未熟なる數百千學生の情緒を躍らしめ、或ひは又た周密の案、切實の辭を以て政界の人士に迫るの時に當て歸するところは常に黃色人種に屬する兩國民の提携といふに在り。宴會の多くの場合には國務大臣の出席せざることなく、尙ほ氏は寸暇を利用して貴顯高官を其の私宅若くは官邸に訪問することを怠らず、牧野外相なども慥かに其の訪問を受けたる一人なり、併し乍ら氏が接するところの者は、學者にせよ、實業家にせよ、將又た政事家にせよ、多くは目下比較的に責任の地位に立たざる側の者にして、而も之が爲め其効果却て大なるものあるを見るなり。而して氏の述ぶるところは凡ての人士より、又た凡ての場合に於いて大喝采を博し、大感動を與へたり。

之に對する日本新聞紙の狀態如何と觀るに彼等は大々的に氏の演說を報道し、彼前大總統の言辭往々誇大に失するものありと雖も、毫も之を訂正するが如きこと無く寧ろ之に向て圈點を施し、臆面もなく、我々の展覽に委しつゝあり「日支兩國人は益々密接に其の聯絡を保たざるべからず。黃色人種なる兩國民は互ひに相俟て興り、相俟て衰ふべき狀勢に在り。孫逸仙氏は我國民が支那に對して如何に同情を有するかを此際充分觀察し得らるゝことなるべし云々」是れ二月二十日の半官紙「ジャパン」

タイムス」論説の一端なり日支抱合熟にして果して昨今の如く旺盛なるものとせば、大和民族が黄海の西支那海の彼方に棲息する四億の民衆に對する同情の念眞に侮るべからざるものありと謂ふべし。

頃日來孫逸仙氏の演説中特に注意すべき者蓋四あり。日支兩國學生の會合に於けるもの、基督敎青年會饗宴席上に於けるもの、早稻田大學招待會に於けるもの及び日華協會會食の際試みたるもの是なり。

此の學生會合に對する孫逸仙の演説は一時間以上に亘りたるが、氏は支那革命の效績は多くは之を日本に留學したる支那青年に歸せざるべからず、而して彼等支那青年に對する日本敎職の啓蒙開發其の宜しきを得、日本同窓の指導職掖極めて厚かりしものなることを忘るべからず、日支兩國の學生は將來益々一致協力し、結局の目的――亞細亞人の亞細亞――に向驀進せざるべからずと述べたり。

基督敎青年會に於ける氏の演説は一層氣力に富みたるものにして、滔々幾千言、其の終りに臨みて氏は「亞細亞洲内國を成すもの尠なからずと雖も、眞に獨立國と看做すべきもの僅かに日支兩國に過ぎず、兩國提携の必要知るべきのみ。若し兩國にして全力を擧げて相互に益々其の接觸親善を謀るあらば、極東の平和否世界全般の平和期して俟つべきなり」として其の局を結べり。

早稻田大學招宴席上に於いては、偶々主賓共に辯論の雄なるこそ面白けれ。此際特に感興を催さしめたるは寧ろ日支時事問題に關する大隈伯の快氣焰なりき。曰く「日本と支那とは同文同族の國民なり、從て日支兩國にして聯合するものとせば、是れ同文同族に基因するものなるが故に他の如何なる國民によりて爲されたる聯合よりも鞏固なるべし、日支兩國は須く精神上に於いて將又た物質上に於いて、一層其の接觸を密にして極東平和の爲め提携事に當らざるべからず云々」

日華協會は政事上の團體なり該協會に於いて試みたる孫逸仙氏の演説は「黄色人種の將來」とも言ふべきものにして、其の主要なる論點は下の如し「日本と支那とは須らく修好親善を期し、黄色人種の代表者として目今殊更に和衷協同を旨とせざるべからず。從來支那は其の威望と實力とに於いて慊焉たらざるものあり、是れ支那が日本に依頼し日本の援助を乞はとする所以なり。見よ歐洲諸強國は常時相互に虎視耽々、其の競爭極めて激甚なれども、事一と度人種對人種の問題に亘る時に於いては直ちに結集して一致の行動に出づるに非ずや。極東黄色人種の版圖は今や日支兩國の掌中に在り、相警めて事に臨み、鋭意決行、時機既に遲しの嘆を見るが如きこと無からんことを要す云々」

## その二、英國人の所見

二月二十五日のノース・チャイナ・デーリー・ニュースは「日本に於ける孫逸仙」と題して論じて曰く

孫逸仙氏が日本に於て甚大なる歡迎を受けつゝあるは

甚だ興味多き問題なり、殊に日本昨今の憲政運動に照す時は一層面白きことなり、特別列車は孫氏の自由使用に任せ、其新橋到着の際の如きは恰かも凱旋將軍を迎へたらんが如き熱狂を呈し、滯在中は連日連夜、饗宴に次ぐに饗宴を以てし、銀行家、貿易家、政治家等各方面の人士と親密なる談話を交換しつゝあり。疑も無く孫氏は全日本人の心よりの歡迎を感銘せしなるべし。實に孫氏は是等日本人の間に在りて其謀策を廻らし、其謀策は今や大革命となりて爆發し、昨日迄は亡命の客たりしもの、今日は其舊友たる民黨の勇士に對して民論のエムブレムたるなり。

然れども此の一事のみを以てしては孫氏東遊の問題は未だ盡されざるなり。孫氏は自ら非公式の訪問なりと聲明し、且つ政治家の外遊に於て最も普通とする口吻に依り、日支兩國の近接親交を望まざるを得ずとなすのみなりと號すれども、一般社會は孫氏の外遊を目し、必ずや袁政府と內應する處あるものにして、一は日本政府より承認を得んが爲め、一は日支兩國の政治的及經濟的同盟に關して出來得る限りの測量をなさんとする者なりと考へつゝあり、而して此說は漸く眞ならんとしつゝあるなり。

孫氏と袁世凱氏との關係に就て見るに、一年前に於て孫氏が敢てしたるが如き地位に自らを突出せしめんとは事實に於ても將た想像に於ても何等信ずべき理由を存せず、加之孫氏は明に一大愛國家たるを以て立つものなり、而して袁世凱氏は現今支那に於ての第一人なり、理性と感情とは孫氏を驅て此第一人と握手せしめたるや疑なし從て孫氏が日本を訪問せんとするは、他の何人よりも適任なりと云ふを得べし。一方に於て又孫氏が民國に於て從前有したるが如き名聲を失ふ事ありとするも、氏の海外に於ける聲望は依然として大なるべく、殊に日本に於ては現に明に之を示すものと云ふを得べし。此の如き關係の下に、例令孫氏は其ポッケトに同盟條約の草稿を有せず、又眞に特殊の目的ありて東遊せしに非ずとするも、吾人は政界の一般的傾向より察して、支那が其隣國たる日本と一層親密に意思の疎通を願へることは明白なりと云はざるべからず。殊に露蒙問題の愈々險惡なるに從て、支那が日本に對して益々相依らんとする情あるは蓋し當然のことなりと云はざるべからず。尙ほ又支那が日本をして六國團より分離せしめんと企てつゝあることは實際に望む能はずとするも、六國團中に一人の强力なる味方を得んと欲すること及其支那に取りて利便多きことは、今更之を大聲疾呼するの必要を見さる程明かなり。

數日前の朝日新聞北京特電に依れば、大統領以下市民に至る迄、北京に於ける多くの名士及一般人は悉く日本と特種の同盟を結ぶことを歡迎する傾きありと稱しつゝあり、此の問題に對しては諸言なりや否やを確むるの要なし、今日迄困難を感じたるは只だ日支兩國の間に共通なるアンダースタンヂングの一點を見出す能はざりしことなり、卽ち支那は從來日本を猜疑の眼を以て觀察し、又公平に云ふも而く觀察すべき理由ありしなり。然れど

タイムス」論說の一端なり日支抱合熱にして果して昨今の如く旺盛なるものとせば、大和民族が黃海の西支那海の彼方に棲息する四億の民衆に對する同情の念眞に侮るべからざるものありと謂ふべし。

頃日來孫逸仙氏の演說中特に注意すべき者蓋四あり。日支兩國學生の會合に於けるもの、基督敎青年會饗宴席上に於けるもの、早稻田大學招待會に於けるもの及び日華協會會食の際試みたるもの是なり。

此の學生會合に對する孫逸仙の演說は一時間以上に亘りたるが、氏は支那革命の效績は多くは之を日本に留學したる支那青年に歸せざるべからず、而して彼等支那青年に對する日本敎職の啓蒙開發其の宜しきを得、日本同窓の指導職掖極めて厚かりしものなることを忘るべからず、日支兩國の學生は將來益々一致協力し、結局の目的——亞細亞人の亞細亞——に向驀進せざるべからずと述べたり。

基督敎青年會に於ける氏の演說は一層氣力に富みたるものにして、滔々幾千言、其の終りに臨みて氏は「亞細亞洲內國を成すもの尠なからずと雖も、眞に獨立國と看做すべきもの僅かに日支兩國に過ぎず、兩國提携の必要知るべきのみ。若し兩國にして全力を擧げて相互に益々其の接觸親善を謀るあらば、極東の平和否世界全般の平和期して俟つべきなり」として其の局を結べり。

早稻田大學招宴席上に於いては、偶々主賓共に辯論の雄なるこそ面白けれ。此際特に感興を催さしめたるは專ろ日支時事問題に關する大隈伯の快氣燄なりき。曰く「日本と支那とは同文同族の國民なり、從て日支兩國にして聯合するものとせば、是れ同文同族に基因するものなるが故に他の如何なる國民によりて爲されたる聯合よりも鞏固なるべし、日支兩國は須く精神上に於いて將又た物質上に於いて、一層其の接觸を密にして極東平和の爲め提携事に當らざるべからず云々」

日華協會は政事上の團體なり該協會に於いて試みたる孫逸仙氏の演說は「黃色人種の將來」とも言ふべきものにして、其の主要なる論點は下の如し「日本と支那とは須らく修好親善を期し、黃色人種の代表者として目今殊更に和衷協同を旨とせざるべからず。從來支那は其の威望と實力とに於いて慊焉たらざるものあり、是れ支那が日本に依賴し日本の援助を乞はとする所以なり。見よ歐洲諸強國は常時相互に虎視眈々、其の競爭極めて激甚なれども、事一と度人種對人種の問題に亘る時に於いては直ちに結集して一致の行動に出づるに非ずや。極東黃色人種の版圖は今や日支兩國の掌中に在り、相警めて事に臨み、銳意決行、時機既に遲しの嘆を見るが如きこと無からんことを要す云々」

## その二、英國人の所見

二月二十五日のノース・チャイナ・デーリー・ニュースは「**日本に於ける孫逸仙**」と題して論じて曰く

孫逸仙氏が日本に於て甚大なる歡迎を受けつゝあるは

甚だ興味多き問題なり、殊に日本昨今の憲政運動に照す時は一層面白きことなり、特別列車は孫氏の自由使用に任せ、其新橋到着の際の如きは恰かも凱旋將軍を迎へたらんが如き熱狂を呈し、滯在中は連日連夜、饗宴に次ぐに饗宴を以てし、銀行家、貿易家、政治家等各方面の人士と親密なる談話を交換しつゝあり。疑も無く孫氏は全日本人の心よりの歡迎を感銘せしなるべし。實に孫氏は是等日本人の間に在りて其謀策を廻らし、其謀策は今や大革命となりて爆發し、昨日迄は亡命の客たりしもの、今日は其舊友たる民黨の勇士に對して民論のエムブレムたるなり。

然れども此の一事のみを以てしては孫氏東遊の問題は未だ盡されざるなり。孫氏は自ら非公式の訪問なりと聲明し、且つ政治家の外遊に於て最も普通とする口吻に依り、日支兩國の近接親交を望まざるを得ずとなすのみなりと號すれども、一般社會は孫氏の外遊を目し、必ずや袁政府と內應する處あるものにして、一は日本政府より承認を得んが爲め、一は日支兩國の政治的及經濟的同盟に關して出來得る限りの測量をなさんとする者なりと考へつゝあり、而して此說は漸く眞ならんとしつゝあるなり。

孫氏と袁世凱氏との關係に就て見るに、一年前に於て孫氏が敢てしたるが如き地位に自らを突出せしめんとは事實に於ても將た想像に於ても何等信ずべき理由を存せず、加之孫氏は明に一大愛國家たるを以て立つものなり、而して袁世凱氏は現今支那に於ての第一人なり、理性と感情とは孫氏を驅て此第一人と握手せしめたるや疑なし從て孫氏が日本を訪問せんとするは、他の何人よりも適任なりと云ふを得べし。一方に於て又孫氏が民國に於て從前有したるが如き名聲を失ふ事ありとするも、氏の海外に於ける聲望は依然として大なるべく、殊に日本に於ては現に明に之を示すものと云ふを得べし。此の如き關係の下に、例令孫氏は其ポッケトに同盟條約の草稿を有せず、又眞に特殊の目的ありて東遊せしに非ずとするも、吾人は政界の一般的傾向より察して、支那が其隣國たる日本と一層親密に意思の疎通を願へることは明白なりと云はざるべからず。殊に露蒙問題の愈々險惡なるに從て、支那が日本に對して益々相依らんとする情あるは蓋し當然のことなりと云はざるべからず。尙ほ又支那が日本をして六國團より分離せしめんと企てつゝあることは實際に望む能はずとするも、六國團中に一人の强力なる味方を得んと欲すること及其支那に取りて利便多きことは、今更之を大聲疾呼するの必要を見ざる程明かなり。

數日前の朝日新聞北京特電に依れば、大統領以下市民に至る迄、北京に於ける多くの名士及一般人は悉く日本と特種の同盟を結ぶことを歡迎する傾きありと稱しつゝあり、此の問題に對しては誇言なりや否やを確むるの要なし、今日迄困難を感じたるは只だ日支兩國の間に共通なるアンダースタンヂングの一點を見出す能はざりしことなり、卽ち支那は從來日本を猜疑の眼を以て觀察し、又公平に云ふも而く觀察すべき理由ありしなり。然れど

も吾人の信ずる所を以てすれば、新時代に入りし支那の政治家は、政策上之に迷ふことありとも最早從來の如き猜疑心は如何なる場合にも許されざるなり、所謂立憲的行動、國民的政策は今日に於て日支兩國の理想家の間に於て相互に共通の點を發見し得るの時に會せるなり。

然り而して日支相依ると言へるが如き傾向は、之を信ずべき理由一層に深きものあることは、尙ほ日本の側に立ちて研究せざるべからず、革命の當初に於て日本が列國に對し、列國が滿洲政府に應援を與へずやと懸念したること一方ならず、殊に英國の爲めに牽制されたることは公然の密秘なり。然るに滿洲政府の顚覆するに及んで支那の運命は二者一を撰ばざる可らざることゝなれり。卽ち支那は財政の破綻よりして遂に瓦解の運命に陷るべきか、或は又適當なる形式を以て良政府を組織し、潛稱者を排し、黨派的嫉妬を除き、以て未曾有の發達進歩を來すべきか。此時に當り日本は何れにしても支那の友國たらざるべからず、支那が其の無限の富と豐沃の地を以て發達せる場合は勿論其無二の親友となり、支那が財政上國家的破產に陷らむ形勢に立ち至る場合にも、日本は飽く迄其隣邦の友誼に顧みて之が保全に任せざるべからずとせり。此信念あればこそ東京の當局者は社會主義の權化にして群徒（モッブ）の本尊たる孫氏を迎へたるなれ。

## その三、餘論

以上は單に一部分の觀察に過ぎずと雖も、孫氏の來朝が如何に歐米人の眼に映じたるかは略ぼ察知するに難からず特に其政治的に至大の注意を喚起したる點は第一に民國承認の問題、第二に露蒙問題、第三に日支抱合、第四に日支兩國の政治的又は經濟的同盟、第五に所謂亞細亞人の亞細亞と云へるが如きこと等ならんか。然れども前二點（承認問題と露蒙關係）に就ては各國各見る所あり、又自信する所あり、殊に孫氏が是等の問題に對して一切タッチせざるべしと聲明し祕々密々的にも虛々實々的にも注目に値する程の運動を起さざりしを以て、案外平穩に看過せられたるは蓋し當然の事たるべし。之に反して後の三點たる日支親善提携進んでは其同盟論等は甚しく列國の神經を衝動せり。列國は此趨向に對して內心甚だ不安を感ずるは去る事乍ら、實際に於ては是れ亦止むを得ざる傾向なりと觀するものに似たり。換言すれば日支兩國の提携は自然的運命の然らしむる所なりとして之を認めんとするは其眞意なり、然れども茲に吾人の深く注意すべき一事を生じたるは是れ又吾人より見て止むを得ざる次第なり。

疑も無く列國は日支提携を善解して之を認めんとするものなり、然れとも之と同時に列國は其東亞に於ける現在の利益線權利線の變更を恐れつゝあるものなり。政治上に於ては日支兩國の主動的地位を認めん、然れども經濟上に於ては彼等は平等權否優先權を主張せんとするものなり。こは止むを得ざることにして、今日の如き日支兩國の相抱合せんとする機運を見ては、列國が一大決心を以て之に當らんと劃するは當然のことなり。思ふに列國は其有する經濟

上の勢力を維持し、尙ほ進んで之が增進發展を計らんが爲めに、彼等は實力を以て相爭はんとするに至るべし。從來列國の對支那政策は只管に政治的外交的色彩を以て蔽はれたり、租借地の問題、居留地の問題、鐵道の問題鑛山の問題借款の問題、觀來れば悉く軍隊の威力と外交の祕術に依りて決せられたり。支那は常に弱者の地位に立ち、唯だ僅かに列國間の利害關係を利用するに依りてのみ辛ふじて其體面を保ち來れるなり。然るに今日となりては支那も覺醒せり、事實上は民力國力共に甚だ劣れりと雖も、正當の權利を主張し、不正の侵害に反抗せんとするの意氣あり。其大勢を觸感しては自ら日支抱合を唱ふるに至り、蔚然として親日の傾向を生ずるに至れり。

機運を察するに敏なるの列國は、此の新機運を見て其慣用の威嚇、諂諛、買收、誘惑、牽制、利用等あらゆる權謀及術數は最早用を爲さず、否漸次に其効果を減じつゝあるを思ふに至れり。斯くて彼等は一面に於て極力支那人の抱ける人種的見解を排し、西歐の思想文明を以て支那人の對外思想を緩和せんと試むると共に、他面に於ては其低利なる資本進取的企業心、新進なる文明的材料を以て支那大市場に頭角を現はさんと企てつゝあり。支米同盟會、華法聯進會、各國の支那協會、英國工業家の協會其他新に起れる支那關係の諸團體は枚擧に遑なきと共に、一般實際家が其實力を以て支那市場に起たんとするの傾向は蓋し著しきものあるなり。

四川雲南を旅行して「北京よりマンダレーまで」と言へる旅行記を始めとし、幾多の著書論說を發表せる威海衞知事アール・エフ・ジョンストン氏の如きは、夙に支那と西歐との關係を顧慮し論じて曰く。

支那對西歐の關係を一層發達せしめんが爲めには尙ほ大に意思疏通の工夫無かるべからず、之が爲めに一の國際的協會を起し、之を一種の同胞的團體とし、泰山會と云へるが如き名稱を附し、東西思想の交換及び東洋と西洋との間に於ける親睦同情の念を發達せしむる機關となし、特に英國と支那との間に於て智識、道德、美術等の趣味利益を計る機關たらしむるとは恰當の計劃なるべし。勿論會の本部は支那に存置すべきを以て、多數の會員は其會の出版物に依るの外直接に東西の會員が相會して意思疏通を計る能はざるべしと雖も、而かも尙ほ此會には形式上は國籍又は人種的差別を置かず、宗教上の異同を論ぜず、故に其結果は決して期待に背くが如きこと無かるべし。支那の山岳に因みて其會名を選ぶ所以のものは其間に大なる興味を藏するものなり。支那に於ては「山の哲學」又は「山の宗教」は最も面白き問題にして、數千年來山は實に支那の宗教智德美術の標的たりしものにして、皇帝を初めとして學者、政治家、隱士、豫言者等は多くは神聖なる山岳中に安靜と慰樂を求め、心の平和を得、祈禱默想に耽りしなり荷も山岳が屹立する以上は此の慣習も滅びざるべし。故に其山岳中の一例へは山東の泰山の如きは五山の第一にして最も神聖視せらるゝものなれば、之を選みて會の本據を其處に設け、布敎の方法とか、政治の黨派とか云ふが如きことには一切沒交涉の態度を以て、依然として或は靜坐默禱に耽り、或は會心の友と相研磨することに力めば、例令多數の會員を得ざるとも、將た又種々なる障害の生ずることありとも、該會が東西の間を阻隔する人種的僻見を打破する上に於て多大の効あるや疑なし云々と。

總じて之れを言はんに日支兩國の近接提携は一大機運なり、之に對して歐米人も亦一大決心を以て向はんとするは當然のことなり、吾人は飽く迄日支提携を主張すると共に歐米人に對して人種的又は感情的僻見を抱くが如きは世界

思想、世界道德上許す可からざることを力說すべし。他人の地位及權利を尊重するは君子の道なり、妄りに感情又は自己本位を以て我意を貫かんとするは世界平和を破るの基たり、吾人は日支兩國人士が自ら相抱合すると共に列國の意思も亦充分に之を了解せざる可らずと切言する者なり。

最後に一言すべきは支那に於ける親日思想なり。強ちに孫氏來遊の効果と目する能はざれど、此點に於ても孫氏の來遊が甚大の影響を及ぼしたることは疑なし。或人曰く以夷狄伐夷狄は支那の外交主義なり、甲の大怖るべきものあれば乙を借りて之に當らしめ、乙剛なれば丙を唆して之に向はしめ禍を他に嫁して己は身を難局の外に置かんとするは屢々する支那の手段なり。支耶の親日傾向は一に露蒙問題の爲めに生れたるに非ずして何ぞや。と吾人も亦此點に付ては支那人の猛省を促さゝるを得ず、曾て圖匪事件當時支那時局の紛亂するや、西太后李鴻章張之洞等は何れも露西亞に依賴するの色あり、其親露主義を標榜するに於て彼此相同じと雖も、而かも其心事に至りては則ち各異れり。西太后一派の滿洲派が露國に深く依賴せる所以は他無し滿洲朝廷を保たんが爲めのみ、支那四億の生靈を保安せんとするが如き眞正の仁義は毫も含まれざりしなり。李鴻章の露國に結托する所以はたゞ一時濟急的術數に外ならざりしなり。張之洞が露國に結托せんと謀れる所以は他無し清軍の連敗（日清戰爭）を憤るより、恐恨の餘其部下の小策士の謀を輕信し、邊境の土地を割いて英露に與へ、兩國の兵力を借りて以て日本を攘斥せんとせるものなり、現代革新の民國人が此種舊思想を有するとは吾人の信ずる能はざる處なれども、尙ほ支那の新聞記事を點檢するに、今日の親日思想が果して其誠意に出づるか否か甚だ疑はしき點あり、彼の孫氏が東亞同文會歡迎席上論じて此點に及び

支那は今日覺醒したりと雖も其の身體は稍々衰弱の色あり、又身體衰弱なるものゝ常として神經過敏なり、爲めに種々なる誤解を生じ、殊に新聞記事の如きは其著しき例にして、憶說誤報は遠慮なく揭載せられ、支那の新聞記者は事實の判別論據の如何を問ふの暇なく、極めて不作法なる論を以てするの嫌あり、こは實に一大缺點にして、而かも日本人等が之を見て以て支那人の思想の表現なりとし、誤解は誤解を生ずるに至るは遺憾の極なり云々。

と云へるは眞に適切なる忠言たり、支那新聞記者の再思を要すると共に、吾人も亦此言に信じ、支那新聞の記事に就ては暫く鋒鋩を收むべしと雖も、若し支那の諸新聞にして從來の不謹愼なる態度を改めず、或は我皇室の尊嚴を傷け、或は我が商務を妨害し、或は又其所謂憶測を逞ふして徒らに野心非望ありとなすが如きことあらんか、其結果は人をして日支提携の背後には恐るべきガルフの存在するに非ざるか、換言すれば互に法衣を以て其鎧を隱し、匕首を懷にして相接近しつゝあるに非るかと思はしむるに至らん。此場合に於ては之を以て單に支那人の誤解なりとして看過する能はざることあるべし。吾人は惡を惡とし、正を正とするの批判に對しては甘じて之を受くべしと雖も、若し日支兩國の間に誠意の存在を疑はるゝが如き言動ありとせんか、

そは實に許す可らざることなり、そは獨り兩國の間に意思相疎通するを妨ぐるのみならず、引いては信を列國に失ふ所以なり。孫氏來遊の結果日支提携の論盛なるに當り却々之を苦言する吾人の意、請ふ之を諒せよ。

# 支那語統一の問題（二）

山口秋霜

眞に支那の國家的統一を鞏固ならしめ、且つは支邦が近世の文明を輸入し、最新の科學又は發明を遺憾なく紹介し國人の智能を啓發して、以て世界の進運に遲れざらんとせば、先づ其國語の改良統一を計ることは第一の先決問題なりと云ふを得べし。而して余は茲に單に支那語統一の問題と云ふと雖も、仔細に研究する時は自然漢字の統一問題をも惹起すべく、後者は我國に於て夙に其廢止、統一及び改良等に關して學者教育家の間に議論頗る多き所にして、獨り日本又は支那に限りたる問題に非ず、之れを將來の趨勢に察し、漢字を絶體に廢止すべきか否かは暫く措き、漢字の統一は支那日本朝鮮に渡りて當然起るべき問題なり、然らば此三國の間に於て、一國各之を統一するを廢し、互に共通の問題として其漢字を統一改良するも亦一策たるべし。聞くが如くんば伊澤修二氏の如き、夙に此問題を研究し、其所論を公にせられたる由なるが、近時余は一英人の所論を聞き、支那語がアルハベットを缺き、且つ表意文字なることは近世の文明と相歩せざるものなり、而して其發音の數少く、且つ單綴音にして平仄も紛雜し、地方に依りて發音及平仄を異にし、之をローマナイズすることは到底不可能なり、故に全く支那語を廢絶し、之に代るに英語を以てすべしと云ふに至り、不圖我が片假名を輸入しては如何との反問を起し、次で此問題の研究が多大の興味と實益あるを思ひ、言語學又は此種の問題に對しては深き智識を有せずと雖も、此際漢字及支那語統一の問題を再現し、又我が片假名を支那に輸入して之が一助たらしめん爲め、就て之を江湖に問はんとするものなり。

E. E. P. なる一英人は「支那語に代るべき英語」と題し、最近の北支那日報に極めて痛快なる一文を寄稿したるが、支那語の不備缺點を論じて殆ど餘蘊なし、左に其大要を譯出すべし、

## 一、支那語の欠點に就て

**アルハベツト無表意文字なり**　支那の文字が表意的なることは故障の第一なり、過古に於て時運の進歩遲々たりし時代には表意文字も或は可なりしならん、されど今日の社會に於ては最早堪ゆる能はず、支那にアルハベッ

ト無き無め、其國語を讀み又は書くに足るの才能を得ん爲めには無數の記號(漢字)を學習せざるべからず、一般社會は其子弟をして充分に就學せしむるの餘裕なく、其結果支那には讀書人なる少數のものを除き敎育あるもの甚だ少きを致せり。又其漢字の發音に對してアルハベットの如き案內絲なき爲め、博學の人と雖も安心する能はず、稀には意外の俗文字に失策することあり。然れども今や普通敎育の時代に入れり、社會は數年の就學をなさしめたる兒童青年に對して一と通りの讀書力あることを要求す。

**ローマ字法は遽用すべからず**　右の如き難問題に對し、羅馬字法を採用すべしと云ふものあれども、余は種々なる點に於て之を以て解決の關鍵なりと信ずる能はず、先づ吾人をして發音の寡少なることを語らしめよ。ジャイルス氏は北京に於ては三百九十二音を聞くを得べしとせり是れ或る意味に於て支那は其言語上に於て僅に三百九十二の單語を有するものなりと見るを得べし。中部支那に於ては更に甚しく、殆ど北京の半數に上るのみ。例へば北方に於てはchen, cheng, tsen, tseng 等四種の發音は皆區分あるに反して、南方官話に於ては殆ど其區別を見ず、皆同一に發音せらる。此種の實例は枚擧に遑なし。支那全國民の凡そ五分の一の言語を代表する官話の綴音表を見るに、每語は凡て單綴音たるのみならず、又悉く母音に終るか又はn或はngを以て語尾とするものなり。

漢口の如きも二百音以下なり。是等極めて限られたる發音によりて、是れ迄は其意思を發表することを求めたるなり。若し之をローマナイズしたりとせんか、表意文字の代りにliなる發音を有する百三十九の文字がローマ字を以て記述せらるべく、liなる羅馬綴は百四十二字を代表し、liは百九十五字を、liは二百十五字を含有す。北京官話にありてはchihなる音を有するもの百十一字あり、然れども一般普通の官話にてはchihと北京官話に所謂erなる音を有するものとの間に區別なし、故にerなる部分に當然erの六十三字を加ふるを得べし。北京語にはchuは九十四字又たchü百十五字あり、此兩音は漢口にては同音なり、此の如く北京を去ること愈々遠きに從て其發音數は益々減少す、余は曾てlei及びliは等しくliと發音せらるゝ地方に住したることあり。此の如く發音少きを以て、之をローマ字にて現はすことは殆ど不可能のことたるべし。

**平仄も紛雜せり**　烟眼なる讀者は右に付て或は曰はん、然り然り、然れども其の平仄(ピン)如何と。北京音には四聲なるものあり、今假りに各發音は凡て是の四聲に依りて語調を變ずとせんか、千五百六十八個の相異れる言語を生ず、又南方には五聲あり、然れども發音數少きを以て北方に比して其語數は半に達せざるは勿論なり、試みにliなる發音に就て見るに、同音の第一聲(上平聲)は無し、第二聲(下平聲)は四十三字、第三聲(上聲)は二十字、第四聲(去聲)は七十六字あり。南方に於ては第五聲を有し、其數三十九字、尙は第二、第三、第四の三聲に對して凡そ百字あり。是等の文字は一字にて言語を爲すことは甚だ稀なり、多くは二字三字等連結して初めて其意を爲し、然らずんば不

明の場合多し。然れども此連結は便利にして多少支那語の缺點を緩和するに足るものあり、實に此の法無からんには支那語は用を爲さゝるなり、又實際二級音以上に單級音の名詞及動詞あり、而して又其中には二級音と同音、同聲、同有氣音のものあり、但し其意義は全く異れり。而かも總じて之を言へば平仄も亦紛雜せり。

**地方に依りて發音異る**　以上の如く復雜にして困難なる諸問題あるのみならず、此外尚は過古に於ても屢々問題となれる如く。地方によりて發音を異にすること甚し、相去る遠きに非ず、極めて近接せる地方に於てさへ著しく異ることあり、支那人は實に是等方言に對して外國人と同一の混雜を來しつゝあるものなり。

此の如く地方に依りて發音を異にし、又異りたる言語も同一發音のもの多きを以て、支那人が講壇に立つ時は恰かも外國人例へば英國人を聽衆とせるに非ざるかと思ふ迄反覆丁寧に其語を繰返すべし、而かも聽者及演者は之を以て常習とし、演者自ら疑問を提出し、演者自ら身振り及反復の法によりて之を解答的に說明するなり。

斯く記述し來れる時、余の園丁(支那人)は料理人(支那人)に告げて曰く、某の野菜は四週間内に食前に供するを得べしと。料理人は直ちに問ふて曰く四(スー)なりや十(シー)なりやと茲に於てか園丁は四本の指を示し、料理人も同樣の指を出して互に四週間に相違なしとせり。此の如きは實に毎日毎夜起り來る問題なり。一々身振り手眞似を以てするに非れば正當に聞き取らしむること能はざるなり。

**支那語には洒落少し**　次に又支那語には必ず一語兩義的の洒落な ぞも多からんと思ふものあるべきも事實は之に反せり、支那人は此種の趣味は飽き果てしが如き相貌なり否彼等は餘りに多くの同音異義なる言葉を有し、感興上注意に値する暗合も頓着せざるもの多きなり、例へば英人に對して "You see the name the Japanese have Chosen for Korea." と云はんか(譯者曰、チョーセン(朝鮮)とチョーズン(懲ふ)との洒落なり)英人は直ちに憤飯の態度を以て拳固を握るか又は机上のインキ壺を投げ付けん眞似なぞして打ち與せん、而かも同一の趣向を以て支那人に試みんか、彼等は殆ど斯かることに風馬牛なるべし、例へば某地の河川は水清くして飲むに適する故井水不要なりと云ふことは

某地有清水河、不要井哪(モウディーユーチンシュイホー、プーヤオチンナ)　(井水は要らない)

某地有清水河、不要緊哪(モウディーユーチンシュイホー、プーヤオチンニナ)　(心配は無い)

と洒落れんもたゞ支那人は點頭するのみにて其間の特殊の意味を解せざらん。

**支那語を聞くの困難**　以上支那語を話す方より見たる困難の一端を知るに足るべし。更に支那語を聞く方より見れば一層大なる困難あり。西洋にては朝飯の時老いたる家父が例の眼鏡を掛けて新聞を讀み聞かすれば、一家は之によりてニュースを知るを得べし、然れども支那に於ては此の光景は見る可らざるなり、前清時代に於ける上諭、又今の大總統令は、元來文語を以て記述すべきものなるも斯くては一般社會は讀む能はず、止む無く平易なる官話の如きものとなす場合少からず、其平易なる場合に於ても尙

ほ之を朗讀するを聞くものは一節一句に付て數回の說明なき以上其意味を了解する能はざるなり。

今茲に讀者の友人が一室に集りて茶を啜り、饒舌を戰はしつゝありと假定せよ、讀者にして若し愃しく其室に入り一封の有趣味なる書簡を持せりとせんに、讀者が若し其友人に向て「聞けよ、面白き事あり」と云はゞ、友人諸君は座して其手紙を讀み終る迄靜かに之を聞かん、恐くは讀み終る迄は一人として其手紙を覗き込むが如き不作法を爲さゞるべし、而して其手紙の意味は一讀の下凡て明瞭なるを得べし。

之に反して支那人の應接間に數人の支那客あり、前同樣主人公は面白き新聞ありとて之を續み聞かせんと曰はんに支那人の客は直ちに椅子を離れて主人公の周圍に群り來り、爭いて其手紙なり又は文章なりを覗き見んことを欲し其狀恰かも之を讀まんとする主人公が讀書の能力を缺くか又は正直ならずと怪しみ疑ふに似たるものあり、甚しきは眼鏡を取り出すものあり、彼等は斯くして一點一角を注意すると雖も、其眼鏡を取り外したる場合に得る處のものは眞意の十分の一に足らざるなり。

**可憐なる學童の音讀**　尙ほ憐むべきは支那兒童及學生なり、官立學校に於ては近來八股文の暗記と云へるが如き舊式の方法は廢絕せんとしつゝあるも、多數の漢學者は今尙ほ無謀なる暗記の法を除いて他に敎授の復案なし、スミス氏の Village Life in China 第八十頁には支那の兒童が三字經、百家姓、四書、五經等を一字も其意義を說明せずして妄りに暗記せしむるの法を詳記しあり、凡ての事物を根本的に說明することは彼等に取りて不可能なり、書法に於てさへ唯だ暗記するのみなり。或人支那の少年少女の爲めに繪入の簡單なるお伽噺を編纂せんと企てたるも、支那の文字には別に容易なるものとては無く、結局西洋に於ては七八歲の小兒きへ讀み得るものも、支那に於ては十五六歲にして尙難解のことあり、少年雜誌の如きは到底發達すべくも非るなり。

**外國的名詞は音譯不能なり**　更に困難なるは外國の地名人名等なり、現今の世界に於て自國語の不完全なる爲め、直ちに外國語を取り來りて自國語の名辭となすものありや、支那に於ては外國的名詞をプリントする場合には殆んど適當の文字無しと云ふも可なる有樣にして、此問題は日々に起りつゝある處なり。幸にして最近音の支那文字にて之が音譯をなすとも、發音を異にする地方に到れば其何の意たるや殆ど解すべからざることゝなるもの、如きは枚擧に遑あらざる程なり。

科學、機械、其他近世的文明の新名詞に對しては悉く舊式の漢字中より之を選擇せざる可らず、或は近き意義を有するものありと雖も、多くは其意不適當なるか、又は甚しく遠ざかれり、又た設令現存語中に適當のものありとも、其派生語、轉來語に至りては到底同義の文字言語を發見する能はざるなり、例へば sulphur(硫黃)なる語は支那語にも存在すれど、sulphate(硫酸鹽)sulphite(亞硫酸鹽)sulphide(硫化物)sulphurous(硫黃より誘動せる) sulphuretted (硫黃

と化合せる)sulphric(硫黄より得たる)等は直接に之を表示する能はざるべし。其他日常使用する英語にて直ちに支那語に反譯する能はざるものは甚だ多し、此數日間に於ても余は "group," "game" "fund" "concentrate energies," "in round numbers," "have influence with," "reserve stock," "enervating climate," 等の數語に付きて適當なる譯語を見出す能はざりき。Week なる語も亦無し、支那語にては「週間」の代りに禮拜(Worship or Sunday)なぞの語あるのみ。

## 二、何を以て支那語に代ゆべきか

**エスペラント語は如何**　以上吾人は支那語の不備缺點を立證せり、然らば此の如く近世進歩の時代に不適當なる支那語は之を廢止するとして、何れの國語を以て之に代らしむべきか。エスペラント語の如きは最適絶好の機會と云ふべし? 若し此の新發明の世界語にして支那の如く尨大なる國家に其採用を見んが萬國國際上の言語として此處に其發芽を見るに至らんこと必せり。然れどもエスペラントが支那に於て成功すべきや否やは甚だ疑はし、吾人は支那人が曾て口にしたることなき此新言語に滿足し、之に戀着すべしとは信するを得ず、況んや他に教育上及商業上に嚴として活用せられつゝある言語を有するに於てをや。

**英語に就ての珍談**　前述の如く支那語は聽者をして其意味を悟らしむること困難なるが、一支那領事は最近マニラに赴任早々之が實例を示せり。該領事は一夕在留支那人の催したる席上に於て演説を試みたり、勿論官話を以て試みたるも、出席支那人の多くは廣東人にして之を解せず然れども領事は廣東語を解せず、止むを得ず臨機の手段として英語を以て演説せり。而して英語演説を試むるに及んで初めて出席者の多數に其主旨を説明することを得たり。吾人を以て見るに文章語は文章語として永く支那人間に通ぜんも、交際上の言語としては現に既に異地方の人士間に於ては英語を以て之を辨ずるを至便とし、其傾向は益々顯著ならんとするが如き有樣なり。

**支那語の速記問題**　然り而して彼の文章に於ても英語は至大の勢力あり、各學校其他の雜誌は別として、有力なる新聞紙として Republican Advocate, The Peking Daily News あり、若し支那にして此の如く英語に依りて世界の新智識を得んとせば、固有名詞缺如の問題も無きこと勿論なり。然れども支那の新聞業は尚ほ少しく努力を要す。それは實に速記術之なり。公會其他の會合は益々流行となれり、而かも支那人にして能く速記し得るものは殆ど無しと云ふも可なり、民國國會開設を見るとも、支那語にして通用語たる以上遂に其の Hansard(英國國會議事錄)を作成する能はざるべし、若し英語を以て國語とせんか、現時に於て困難とし、不可能とすることは凡て一掃せられん、速記の如き又何かあらん。

**英語の將來**　將來に於ては如何なる地位と雖も之を得るに苟も教育あることを條件とする以上其教育には英語を解すとの一事は必すあり、現に各官立中學校及多數の

高等小學校に於て英語の科目を有するに見ても明かなり。一九一〇年六月の上諭には科學又は技術上の試驗には凡て英語を以て官用とし、專門學校の試驗は全國を通じて英語を以て試行すべしと訓令せることあり。而して全國中最も良成績を示したるは湖南の長沙なりき。而かも其十年前に於ては吾人は湖南の學生が能く英語を學び得るや否や、一人にても英語を以て敎へ得べきものを生ずべきかと疑ひし程なり。然れども今日にては英語を以て敎授するに足る學生は千餘人の多きに達せり、革命以前少數のものは佛語及獨逸語を學びつゝありしも、今日にては之を學ぶもの其當時より遙に減せり。

朝鮮京城よりの報告に依れば、同地に於ては日本が極力其國語を使用せしめんと努力しつゝあるにも拘らず、尙ほ英語は盛んにして、獨佛語の如きも併合前に比すれば其數減じたりと雖も尙ほ之を學ぶ者も亦少からずとのとなり。

英語は實に潮の勢を以て進み來れり、其前途を遮らんとするも遂に得べからざるなり、英語の便利なることは既に上流社會及政府の認識する處なり、如何なる商業と雖も、又官吏と雖も、英語を用ゐざれば事を辨ずる能はざるの時代は早晩到着するや明かなり、學校に於ては英語と支那語と兩國語を敎ゆるの時間なし、たゞ標準語を選ぶの一あるのみ、英語を捨てゝ支那語を取るの理由なし、凡ての兒童は就學を强要せらる、少時にして英語の世界を現出するや疑なし、又た英語が支那語に對して幾多優良の點あることも亦了解せられん、此時に際しては支那語の研究とは吾人外國人が今日支那語を研究すると同じく、唯だ單に讀書し得ることを以て其程度とせん、今日の如く無益の時間を空費せざるべからざる作文術の如きは放棄せられん。支那文學の如きは高等專門の隨意科たるに止らん。俗語の如きは暫くの間は殘存流通するならんも、古老にして死滅せんか、それも亦自然に消滅せん。凡そ百年を經んか、死語に等しき現今の支那語は遂に活語たる英語の爲めに實際上全滅せん。

**國語の新陳代謝**　最後に吾人は上述の如き新陳代謝——適者生存の法則が行はれし例證ありや如何との問に對して一言せん。現にマラッカのパバス人及び同地方の住民は純然たる支那人なり、彼等は凡そ四百年前に移住し來れる支那人の子孫なり、然れども彼等は今日全く支那語を知らず、唯た馬來語を語るあるのみ、此地方の支那人は弱者たる馬來人種の言語を採用せるものなり。ヘブルー人はバビロンの捕虜となりてよりは遂に亦ヘブライ語を用ゐざりき西部アフリカの土人は既に其土語を忘れて英語に轉じつゝあり。適者生存の法則は言語の上にも適用あり、支那語に於ても現はれつゝあり、英語と衝突する迄は支那語は實に東洋に於て智識の媒介（及び防害）者として最良のものたりしなり、漢人種をして野蠻狀態に陷らしめず、相應の文明を起さしめたり、其缺點は最近に至る迄現はれざりしと雖も、今や遂に暴露せられ、支那語こそ進步を害するものとせらるゝに至れり、支那語は既に榮えたる語なり。英語は之より榮えんとするものなり、換言すれば未來ある語なり。而して吾人は其益々步發達を見るべしと信ずるものなり。

# 對支那貿易の部分的觀察（其四）

M S 生

## 滿洲と本邦との貿易

本邦は滿洲に對して政治上及び經濟上に於て特別優秀の地位を保ち得るを以て之れに對する輸出入が頗る健實なる發達を遂けつゝあるは勿論本邦の該地域に施す直按間接の經營は益々滿洲の富源を啓發しつゝある事著しく四十三年度に於ては滿洲の對外輸出入額總計一億一千萬兩に達し本邦は其四割強を占むる盛況にあり（四十四年度に於てはペスト戰亂等の影響を蒙る事大なりしに拘らず滿洲の對外貿易は輸出入共に著しく增加を示し四十三年度に比し二千萬兩を加へ一億三千萬兩を計し之れに對する本邦の割合は亦四割三分三厘の大を占め殆んど獨歩の觀を爲す也）

然り而して本邦稅關報告に於ては租借地域に關する特別の事情により滿洲貿易の中關東州に屬する輸出入は特に支那貿易表以外に計上するを以て總じて之れを概覽するは不便なり茲に兩統計を合して事實上本邦が滿洲と貿易せる最近數年の額を比較するに左の如し

| | | 輸出額 | 輸入額 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| | | 円 | | |
| 明治四十年 | 滿洲 | 四、五四四、一四五 | 九、七七三、〇四八 | 一四、三一七、一九三 |
| | 關東洲 | 一九、六八四、七二六 | 八、六六七、七〇三 | 二八、三五二、四二八 |
| | 計 | 二四、二八、八七一 | 一八、四四〇、七五〇 | 四三、六六九、九二一 |
| 明治四十一年 | 滿洲 | 五、〇三五、八〇六 | 一三、〇二四、二四〇 | 一八、〇六〇、〇四六 |
| | 關東洲 | 一七、二三八、〇八一 | 一二、八一七、〇七八 | 三〇、〇五六、八七九 |
| | 計 | 三二、二四四、八〇七 | 二五、八四一、三一八 | 四八、一二五、九二五 |
| 明治四十二年 | 滿洲 | 六、一四七、四六九 | 九、二八二、六九五 | 一五、四三〇、一六四 |
| | 關東洲 | 一五、四七八、〇六〇 | 一八、〇四三、五三一 | 三三、五二一、五八一 |
| | 計 | 二一、六二五、五二九 | 二七、三六、二二六 | 四八、九五一、七四五 |
| 明治四十三年 | 滿洲 | 九、一八八、五九四 | 九、九九一、二四七 | 一九、一七九、八四一 |
| | 關東洲 | 一九、二四八、四五六 | 九、七四〇、一六〇 | 二八、八八八、六一六 |
| | 計 | 二八、三五七、〇五〇 | 一九、七三一、四〇七 | 四八、〇六八、四五七 |
| 明治四十四年 | 滿洲 | 八、八〇、八二 | 一四、二五六、二八六 | 二三、一三七、一九三 |
| | 關東洲 | 二三、〇六三、一八 | 二〇、五四三、七七 | 四三、六〇六、九八五 |
| | 計 | 三一、九四三、九九 | 三四、八〇〇、一八三 | 六六、七四四、一七三 |

前表に依りて之れを見るに本邦の滿洲に對する貿易は其輸出入額は過去數年大約四千八百萬圓にして內關東州を通過して行はるゝもの六割直接滿洲諸港に對して行はるゝもの四割を占む明治四十四年度に於ては一躍六千六百萬圓に上り內關東洲を經過するもの六割三分滿洲諸港に三割六分を行ひたり然して其輸出入貿易品に就ては猶後述する所あると雖も輸入は年々增減定まりなきに反し輸出に於ては年々確實なる增加を示しつゝあり之れ蓋し滿洲より本邦へ輸入する商品の殆んど七割五分は豆或は豆精にして本品の作柄及び世界に於ける景氣如何は本品貿易の上に前表の如き變

化を表はす免る可からざる所なれども本邦對滿洲輸出の確實なる增加は卽ち本地方に於ける本邦品需用の增加に基くものにして以て滿洲貿易の有望なる一證とも爲すべし。

## 甲、本邦より滿洲へ輸出する商品

### 一棉布

本邦より滿洲へ輸出する商品の大家を占むるものは棉布にして特にシーチング及び其他の粗布は多年英米品の獨占供給に係りたるにも拘らず本年輸出綿布組合の努力其の効を奏し今や全然英米品を壓倒するの勝運に向ひたり今四十三、四十四兩年度に於て本邦棉布類の當地方に輸出せられし額を對照すれば左の如し

| | | 四十二年度 | 四十四年度 |
|---|---|---|---|
| シーチング | 關東洲 | 二、一四六、一五〇圓 | 二、七四六、五九四圓 |
| | 滿洲 | 一、四八七、五〇七 | 一、八七六、〇七二 |
| | 合計 | 三、六三三、六五七 | 四、六二二、六六六 |
| 天竺布 | 關東洲 | 一〇、〇七一 | 三七、四一五 |
| | 滿洲 | 二〇、八四二 | 四一、七六三 |
| | 合計 | 三〇、九一三 | 七九、一七八 |
| 棉ザラン ケット | 關東洲 | 一一、七五二 | 一一、八九五 |
| | 滿洲 | 四五、二一二 | 三二、八五一 |
| | 合計 | 五六、九六四 | 四四、七四六 |
| 其他ノ棉布 | 關東洲 | 二、四三一、八四七 | 二、九六一、三五〇 |
| | 滿洲 | 一、三五七、〇〇〇 | 一、七五四、〇〇〇 |
| | 合計 | 三、七八八、八四七 | 四、七一五、三五〇 |

### 二棉糸

綿布の輸出に次で本邦對滿洲輸出品中多額に上るは綿絲にして由來本地方は太手印度棉糸の需用大なりしが近時生活程度の向上に伴ひ細手日本絲の需用漸次增加し本邦絲は將さに印度絲を凌駕せんとする勢を示せり其輸出價額を擧ぐれば左の如し

| | 四十三年 | 四十四年 |
|---|---|---|
| 滿洲 | 一、八六七、四九三 | 一、五二二、六二一圓 |
| 關東洲 | 五、二三、四一三 | 一、四三〇、三二四 |
| 合計 | 二、三九〇、九〇六 | 二、九五二、九四五 |

### 三紙類

本邦紙は滿洲に於て已に確固の勢力を得本邦對滿洲輸出商品中の重位を占むれども近時需用の變遷せんとする結果外國紙特に獨逸紙の侵入を招き形勢昔日の如く振はず從來本邦紙の中堅たりし連史紙の如きも今や其歩調大ひに亂れ日に不利の傾向ありと雖も猶總體の地位を按ずるに各國紙の五倍を輸入し其各種總價額三十四萬圓に上る

#### 四十三年度本邦對滿洲紙類輸出額

| | 滿洲 | 關東洲 |
|---|---|---|
| 印刷料紙 | 一〇、四九九圓 | 六三、二一五圓 |
| 連史紙 | 一九七、八一四 | 二四、九三五 |
| 東洋紙 | 二〇二 | 一八五 |
| 鳥ノ子紙 | 一、三七三 | 七〇五 |
| 其他ノ紙類 | 五九、四〇六 | 五四三、七八四 |
| 卷紙等 | 一〇、一九六 | 一八、六七五 |
| 合計 | 二七九、四九〇 | 六五一、四九九 |
| 總計 | 九三〇、九八九 | |

#### 四十四年度本邦對滿洲紙類輸出額

| | 滿洲 | 關東洲 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 印刷料紙 | 一二、三四一 | 七四、五一六円 |
| 鳥ノ子紙 | | 一一〇 |
| 連史紙 | 七五、八九二 | 七八、二四二 |
| 東洋紙 | 四、二〇七 | 二、一二〇 |
| 其他ノ紙 | 四五、一一七 | 四七、六五六 |
| 巻紙等 | 六、〇一九 | 一〇、五二五 |
| 合計 | 一四四、一七六 | 六四二、〇四〇 |
| 總計 | 七八六、二一六 | |

## 四砂糖

從來本地方は營口を通じて太古洋行の爪哇糖の輸入を以て獨占し來りしが大連開けて以來本邦糖の輸入を見るに至り爾來兩糖の間に激烈なる競爭行はれ居ると雖も本邦糖は未だ爪哇糖の優勢に及ばす昨今彼我三に對する一の趨勢にありと雖も本邦當業者の熱心なる努力あるにより漸次太古糖の勢力圈內を侵略しつゝあるは事實なり猶北滿洲阿什何に於て先年露人の企劃せる製糖會社は當地方の甜菜を原料とせるものにして熱心事業の伸張を計り北滿洲方面に於ては其勢力稍侮る可からざるもの存す、本邦糖の輸出せらるゝ價額を示せば左の如し

| | 明治四十三年 | 明治四十四年 |
|---|---|---|
| 滿洲 | 二五四、九一〇円 | 二四七、七四二円 |
| 關東洲 | 四六九、一八四 | 四九五、七八四 |
| 合計 | 七〇四、〇九四 | 七四三、五二六 |

## 五マツチ

本品は亦本邦對滿洲輸出重要商品の一にして殆んど本地方輸入額の全額を占む而して其大部分は黃燐マツチに屬し安全マツチは僅かに居留外人の使用するのみ其額小數なり唯本地域はマツチ材料たる軸木の產多大なる上工賃低廉なるを以てマツチ製造業は將來有望の一事業なる可く現に長春に於ける日淸燐寸公司の如き設立あり該地方の需用に應じつゝあるを以て本業の本地方に隆興するに及ばゝ本邦燐寸の輸入に多大の影響を與ふる事なる可し本邦マツチの對滿洲輸出額左の如し

| | 四十三年度 | 四十四年度 |
|---|---|---|
| 滿洲 | 三〇八、九八三円 | 三五四、九二六円 |
| 關東洲 | 五五、〇五二 | 二一一、八五五 |
| 合計 | 三六四、五〇三 | 五六六、七八一 |

## 六器械類

滿洲が本邦の企劃により啓發せられるゝに從ひ各種工場用機械類學術器具其他車輛電機器等の本邦より購求せらるゝもの著しく本邦本品類の輸出の上に於て南北中各支那に於て見る可からざる盛況にあり今其額を示せば左の如し

| | | 明治四十三年 | 明治四十四年 |
|---|---|---|---|
| 學術器具 | 滿洲 | 五、八〇六円 | 一三、一六七円 |
| | 關東洲 | 八八、二一六 | 一二一、三四二 |
| | 合計 | 九四、〇二二 | 一三四、五〇九 |
| 印刷器械 | 滿洲 | 二、七六五 | 一、七四七 |
| | 關東洲 | 二六、〇四二 | 二四、六九〇 |
| | 合計 | 二八、八〇七 | 二六、三三七 |
| 其他ノ器械及部分 | 滿洲 | 五三、五八三 | 四八、九七二 |
| | 關東洲 | 四三五、六九一 | 八二五、八三一 |
| | 合計 | 四八九、二七四 | 八七四、八〇三 |

## 七陶磁器硝子類

當地方に於ては從來窯業の見る可きものなく陶器の如きは多く江西製品の輸入を見居りしが三十九年以降本邦品の輸入を見以來年々支那人の嗜好に投じつゝありと雖も由來當地方面は氣候寒烈なるにより堅固を尊ぶに拘らず本邦品は薄手もの多く脆弱なるが爲めに非難あり未だ江西製を驅逐するに遠し然れども南方諸地方に於けるが如き外國品の跋扈するを見ざるは卽ち本邦品の優勢なる一證となす可く今後一層發展の餘地あるものと云ふ可し

硝子製品は鏡ランプ其他皿等に至る迄殆んど本邦品なりと云ふも不可なし然れども本地域は硝子の良原料あり將來該種工業の勃起す可きを以て今後大なる增加を見る事難かる可し

本品類の輸出額を擧ぐれば左の如し

| | | 明治四十三年 | 明治四十四年 |
|---|---|---|---|
| 陶磁器 | 滿洲 | 一〇八、一二四円 | 六九、二〇七円 |
| | 關東洲 | 一六五、二四八 | 一六五、七七八 |
| | 合計 | 二七三、三七二 | 二三四、九八五 |
| ランプ及部分 | 滿洲 | 四五、六五〇 | 四二、〇五四 |
| | 關東洲 | 四〇、七八八 | 六七、一六二 |
| | 合計 | 八六、四三八 | 一〇九、二一六 |
| 玻璃鏡 | 滿洲 | 二一、四七八 | 二三、〇六一 |
| | 關東洲 | 二二、九一三 | 四〇、一八七 |
| | 合計 | 四四、三九一 | 六三、二四八 |
| 其他ノ硝子製品 | 滿洲 | 一五、五九九 | 一八、七七六 |
| | 關東洲 | 五四、六七二 | 四八、三八六 |
| | 合計 | 七〇、二七一 | 六七、一六二 |

## 八裝身品

メリヤス、肌衣、靴下、帽子、靴、洋傘、扇子等の商品は當地方風氣の開發と共に益々其需用を增加し且其供給の主として本邦品に係る可きは必然の結果にして輸出貨物の增加企業の旺盛なるに從ひ其用品は著しく華奢に趨きつゝあるを見ん今其重なるものに就て輸出額を査するに左の如し

| | | 明治四十三年 | 明治四十四年 |
|---|---|---|---|
| メリヤス肌衣 | 滿洲 | 二一、三九〇 | 二九、八九五 |
| | 關東洲 | 一〇五、〇六九 | 一五七、八〇〇 |
| | 合計 | 一二六、四五九 | 一八七、六九五 |
| メリヤス靴下 | 滿洲 | 九、三四三 | 六、四九六 |
| | 關東洲 | 七九、五一二 | 九七、三四八 |
| | 合計 | 八八、八五五 | 一〇三、八四四 |
| タオル | 滿洲 | 五五、九一七 | 四三、〇九四 |
| | 關東洲 | 七五、四〇三 | 八八、四二八 |
| | 合計 | 一三一、三二〇 | 一三一、五二二 |
| 扇子及團扇 | 滿洲 | 一三、七七八 | 一四、〇三八 |
| | 關東洲 | 一、八二三三 | 二九、三五九 |
| | 合計 | 三二、〇一一 | 四三、三九七 |
| 洋傘 | 滿洲 | 三六、六二四 | 三一、一四六 |
| | 關東洲 | 一九、二七九 | 二六、八九〇 |
| | 合計 | 五五、九〇三 | 五八、〇三六 |
| 洋服 | 滿洲 | 三七、九七五 | 九、三七一 |
| | 關東洲 | 九七、七二〇 | 二二三、九八〇 |
| | 合計 | 一三五、六九五 | 二三三、三五一 |
| 帽子 | 滿洲 | 三二、八一七 | 一八、四三九 |
| | 關東洲 | 六五、八四八 | 七七、五六九 |
| | 合計 | 九八、六六五 | 九六、〇〇八 |

## 九化粧品類

前類商品と同じく當地方の需用年々增加し且つ本邦品の供給多きに居る例へば石鹸香水等の類の如き然り、然れど

も此等の商品は從來價額の低廉を本位とせる粗品なりしに近來は聊か其品質を擇ぶの風を生じたるにより今後警戒する所なくんば或は中支那方面に於けるが如く外國品を誘引するの結果に陷るの患なきにあらず又本地各地方に於て本邦人の經營により洗濯石鹼の製造をなすに至り其成績何れも良好なれば本邦よりの輸出は減少して目下少額に過ざず

| | | 明治四十三年 | 明治四十四年 |
|---|---|---|---|
| 化粧石鹼 | 滿洲 | 九五、五三三 圓 | 六三、九五一 圓 |
| | 關東洲 | 七四、八七九 | 一〇三、八二八 |
| | 合計 | 一七〇、四一二 | 一六七、七七九 |
| 香水 | 滿洲 | 二八、一九四 | 一九、五二三 |
| | 關東洲 | 二〇、〇五六 | 八六、〇三九 |
| | 合計 | 四八、二五〇 | 一〇五、五六二 |
| 賣藥 | 滿洲 | 一八、一二六 | 二六、二一九 |
| | 關東洲 | 七四、六四四 | 一〇〇、九六〇 |
| | 合計 | 九二、七七〇 | 一二七、一七九 |

## 一〇飲食物類

滿洲に於ける本邦人の增加に從ひ酒類魚類果物類海產物等の輸出は著しく增加し一面に於ては之れを以て本邦人の本地方に於ける發展の跡を案するに足るものあり今試みに其重なるものを擧ぐれば左の如し蓋し此等商品の一部は在留本邦人に模似するを好む支那人の消費するものにして其消費亦決して小額ならざるや勿論とす

| | | 明治四十三年 | 明治四十四年 |
|---|---|---|---|
| 茶 | 滿洲 | 九、七五二 | 七、四五〇 |
| | 關東洲 | 四九、一一六 | 五〇、七一七 |
| | 合計 | 五八、八六八 | 五八、一六七 |
| 寒天 | 滿洲 | 三二、三九六 | 四一、一三一 |
| | 關東洲 | 一〇、二九〇 | 一三、〇七八 |
| | 合計 | 四二、六八六 | 五四、二〇九 |
| 昆布類 | 滿洲 | 四三、一一九 | 四〇、八七九 |
| | 關東洲 | 一九、一九八 | 一三、四七九 |
| | 合計 | 六二、三〇七 | 五四、三五八 |
| 海產物 | 滿洲 | 一二、四二七 | 一七、六一八 |
| | 關東洲 | 二五九、八〇六 | 三二四、四四三 (鮮魚多シ) |
| | 合計 | 二七二、二三三 | 三四二、〇六一 |
| 參酒 | 滿洲 | 一〇八、一一二 | 一〇六、一四二 |
| | 關東洲 | 一六一、四八九 | 二〇一、九一八 |
| | 合計 | 二六九、六〇一 | 三〇八、〇六〇 |
| 日本酒 | 滿洲 | 二八八、〇二三 | 二九三、七〇三 |
| | 關東洲 | 八〇〇、五〇〇 | 八四八、八九七 |
| | 合計 | 一、〇八八、五二三 | 一、一四二、六〇〇 |
| 鑛水 | 滿洲 | 六、五六三 | 六、八七四 |
| | 關東洲 | 一四、八六五 | 一一、七六三 |
| | 合計 | 二一、四二八 | 一八、六三七 |
| 醬油 | 關東洲 | 一八二、一九〇 | 一五六、六五八 |
| 蔬菜果實同 | 關東洲 | 三一一、六九六 | 二八四、八四四 |
| | 合計 | 四九三、八八六 | 四四一、六〇二 |
| 煙草 | 滿洲 | 二、八八六 | 二、〇四九 |
| 捲紙 | 關東洲 | 一六、〇四八 | 一八、三六五 |
| | 合計 | 一八、九三四 | 二〇、四一四 |
| 罐詰等 | 滿洲 | 三二、七七三 | 三二、四三一 |
| | 關東洲 | 九九、五二六 | 一二六、二五八 |
| | 合計 | 一三二、二九九 | 一五八、六八九 |
| 紙卷煙草 | 滿洲 | 六三、八九三 | 四八、一五八 |
| | 關東洲 | 二、九八、四〇七 | 四〇七、二七六 |
| | 合計 | 三六二、三〇〇 | 四五五、五三四 |

## 一一土木建築材料

殖民地的開墾は當地目下の第一企業にして從つて土木建築材料の本邦より供給せらるゝもの少なからず而して此等の商品は從來營口より輸入せらるゝ事ありしも近時は主として大連を經て輸入せらるゝもの多ければ最近數年に於て本邦より關東洲へ向け輸出せられし價額を擧げん

| | 明治四十三年 | 明治四十四年 |
|---|---|---|
| 木材及板 | 七七一、四五二円 | 八〇一、〇四三円 |
| セメント | 六四七、八五八 | 二三四、〇三〇 |
| 枕　木 | 一四九、六五六 | 三二六、九一三 |
| 鐵　管 | 一五二、四七一 | 二八四、八三〇 |
| 電　線 | 六九、五八九 | 八〇、八二三 |
| 鐵及鋼製品 | 六八〇、五五〇 | 四〇六、三七二 |

## 乙、滿洲より本邦へ輸入する商品

### 一豆　糟

本邦より滿洲へ輸出する商品の多岐多端なるに反し滿洲より本邦へ輸入する商品は極めて簡單にして豆糟豆を除かは他は合計僅かに三四十萬圓の雜穀類に過ぎず特に豆糟は滿洲對本邦輸入貿易の七割五分以上なるや滿洲對本邦輸入貿易は卽ち豆糟の貿易なりと云ふも不可なき狀態なり

滿洲より本邦へ輸入する豆糟は年により著しき上下ありと雖も滿洲より輸出する豆糟の約七割は卽ち本邦に仕向けられ本邦へ輸入せらるゝ支那豆糟の六割以上は實に滿洲よりの輸入に係る從來營口より船積せらるゝもの多かりしが本邦と大連との交通便宜となるに從ひ關東洲通過品として本邦へ輸入せらるゝもの遙かに前者を超過するに至りたり今最近二年に於て滿洲より本邦へ輸入せる豆糟の數量及び價額を擧ぐれば左の如し但し四十三年は滿洲に於ける原料大豆の相場歐洲輸出の全盛により影響せられ著しき騰貴を示したる爲め豆糟の本邦輸入は自然不振の狀態を免れず數年來珍らしき減少を示したり

| | 明治四十三年 | | 明治四十四年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 |
| 滿　洲 | 二、九〇九、〇六五瓲 | 七、六五〇、〇四三円 | 三、六五〇、三五三瓲 | 九、五九五、〇一二円 |
| 關東洲 | 一、三四〇、六七八 | 三、八〇三、七八六 | 四、二八二、七五六 | 一〇、八九八、九三三 |
| 合　計 | 四、四四九、七四一 | 一一、四五三、八二九 | 七、九三三、〇八九 | 二〇、四七三、九三五 |

### 二大豆類

豆糟の輸入に次で大なるは豆なるが其價額に至りては豆は豆糟の二割に當らず且つ本品は近時歐洲輸出の旺盛となり且つ本地方に於て豆糟製造業の增加し行く結果對本邦輸出は寧ろ其高潮を過ぎたるものゝ如し最近貿易表を綜合するに本邦へ輸入せらるゝ外國大豆の三割五分は滿洲大豆として滿洲より輸出する大豆の二割强は本邦に仕向けらるゝ狀態なり其他の事情に就ては豆糟に述べしと略同樣なるを以て之れを省く猶最近二年に於て本地より本邦へ輸入せる數量價額を對比するに左表の如し但し四十三年度に於て不振なりし事は豆糟に就て述べしと同じ

| | 明治四十三年 | | 明治四十四年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 數量 | 價額 | 數量 | 價額 |
| 滿　洲 | 四四六、八一八瓲 | 一、三〇五、六一六円 | 九八八、八一二瓲 | 三、四四三、三九九円 |
| 關東洲 | 九六七、二八五 | 三、三五二、二九五 | 一、九二〇、七四六 | 六、七五七、〇九二 |
| 合　計 | 一、四一二、四七三 | 四、八五八、九一一 | 二、九〇九、五六五 | 一〇、一九九、四九一 |

**三其他の雜穀**

の重なるものを擧ぐれば左の如し

| | | 明治四十三年 | 明治四十四年 |
|---|---|---|---|
| 胡麻子 | 滿洲 | 二三、二九二円 | 一八、七八五円 |
| | 關東洲 | 一九四、三九三 | 一六〇、四五六 |
| | 合計 | 二一七、六八五 | 一七九、二四一 |
| 荏胡麻子 | 關東洲 | 四七、六一六 | 四六九、四五六 |
| 亞麻子 | 同 | 二一、八二一 | 二九、九〇二 |
| 小豆 | 同 | 六六二、八五三 | 三〇九、四〇九 |

**四食鹽**

支那は鹽の輸出を禁制するものなれども獨り關東洲管下より本邦に向つて輸入することを許され其額年々少なからず

| | 明治四十三年 | 明治四十四年 |
|---|---|---|
| 關東洲 | 二三八、二六〇円 | 三五四、八五五円 |

**五柞蠶糸**

南滿洲に於ける主要副產品にして年產額千萬圓に上り尙將來有望なるを以て柞樹の植付年々增加するも其本邦との貿易は寧ろ一時に比して沈衰の傾向ありしが四十四年は四十三年に比し著しく增加したり其關東洲及び滿洲諸港を經て本邦へ輸入せらるゝ數量を示せば左の如し

| | 明治四十三年 | 明治四十四年 |
|---|---|---|
| 滿洲 | 一二〇、〇六一円 | 三〇三、〇三九円 |
| 關東洲 | 二三、七〇〇 | 八四、八九三 |
| 合計 | 一四三、七六一 | 三八七、九三二 |

## 日華國民會生る

孫逸仙氏及胡瑛氏の來遊と共に、殆ど其高潮に達したる日華兩國親善提攜の機運は、先づ北京、漢口、滿洲等に於ける兩國新聞記者の結合となり、次で北京の中日國民協會の生るゝあり。東京に於ても日華學友會、日華貿易會、其他許多の提攜案は續々として現出せり。日華國民會の如きも、慥かに此時運の生みし處なるも、而かも其規模拡張の大なること、其會員の有力多數なることに於て、單に之を一時的流行の發作なりと見る能はず、當然北京其他に起りたる中日協會及同種のものと合體するか又は聯進し、休まんとして休む能はざる日華兩國々民の聯盟を實現せずんば止まざるものなり、三月二十八日築地精養軒に其發會式を開くや、來る者曰く貴衆兩院議員、官吏、實業家、記者、滊人、學者、政治家等殆んど所有階級を網羅せり、若し此の勢を以て時運の潮流に棹さんか、其到達する處豈し亦遠きに非るべし（詳細は次號）

# 獨逸の山東經營

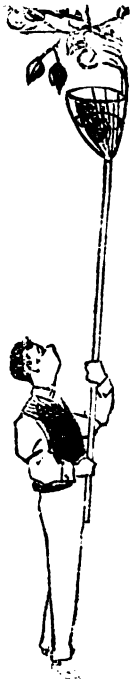

（天津商業會議所書記長　松村利男氏報告拔萃）

## 一　德州

津浦鐵道に乘じて天津を發し南下するの人は德州に至るに及び必ずや嶺然たる停車場の建築物に目を驚かし心竊かに同處が如何に段富の地なるやを疑ふならん。然れども一度同處に下車して足を城內に進むるに及び寂寞として街上人影稀に商賣は倭小なる店舖に僅少の貨物を排列し何等大なる取引をなしつゝあるの形跡を認めず、一般に沈衰の狀態にあるを見て意外の感に打たれざる者あらざるべし。余は往年此地を通過して偉大なる赤煉瓦の停車場と肅條たる市場の光景が如何にも懸絶して其權衡を失せるに一驚を喫せしが、本回再び此地を訪ふに當り益々其感を深くせり。就て同市の商人に問ふに近年商況は頗る不振にして彼等が店頭に揭げて販賣するの物品は皆市人の需要を充たすに止まり、市況日一日と沈淪しつつありと稱す。蓋し津浦鐵道の布設と共に最も大なる打擊を被りたるものは德州なるべし、往昔天津に來往する貨物が南運河に依るか若くは陸路に依るか其何れかに依りて運搬せられたりし時代にありては、德州は舟車の發着地點として通過貿易の餘澤を被りたりしが、一度津浦鐵道の布設せらるゝや何等の特種物產を出すべき地方を其附近に控えざる德州は忽ち變じて一個の普通なる驛站となり、往日有したる若干の繁榮は悉く天津より一日行程の終點たる濟南に奪はれ落莫の悲境に陷りたるものなり。此の如き憐むべき狀態にあるを以てそが靑島の商業範圍に吸取せらるべきや將た又天津の勢力圈內に殘留すべきやは、天津の商人に取りて多大の痛痒を感せずと論ずるものあらんかそは極めて誤れるものにして、天津商人は德州との貿易が如何に些々たるに關せず極力之を其勢力圈內に保留するに勉めざるべからず。何に因りて然るか曰く說あり。

抑も獨逸が津浦鐵道の北段を擔當して經營するに當り德州が如何なる地點なるやを知らざりしものと考ふるは迂の

極なり、彼は鐵道布設以前の狀況を知悉せり又其布設後に於て如何なる影響を被るべきやをも洞察したるなるべし。而も多大の費用を投じて此處に壯宏なる停車場を建設したるは決して德州が有したる歷史上の名稱に心醉して之を敢てしたる者にあらず。他日そが發達するの餘地あり大なる貨物集散地となるべき事を豫知したるに依るや明かなり。

由來獨逸の政策は絕大の決心を以て一地方に其手を下し人爲的に之を發展せしむるの傾向あり。聞說らく日淸戰役の終局に當り我が政府は膠州灣を占領せんとするの可否を決せんと欲し海軍の人を派して之を測量視察せしめたりしに其任に當りたる人は之を仔細に測量觀察したる後同地が占領の價値なき旨を復命したる結果、遂に威海衞と遼東半島とを占領することに決し膠州灣を放棄したりと云ふ。當時其任に當りたる退職一將校の言に依れば當時同地は實に價値なき一小漁村にして如何に設備を施すとも然るべき商港若くは軍港として發達すべき餘地を認め得ざりし極めて下らなき地なりしと云ふ。然るに一度獨逸が之を占領して其施設を行ふに至りてや、驚く可し忽ち一變して一大商港となり。今日に於ては中國有數の開港場となれり。今之を德州に見るに余は他日同地が獨逸の魔手に觸れ今日の無價値なる地位より一躍して殷賑なる一商埠と化すべきも猶ほ膠州灣の如くなるべしと確信して疑はざる也。

獨逸が津浦鐵道の北段を布設したるを以て能事終れりと思惠するものなりと速斷するは是れ實に皮相の見なり。彼が其布設以外に種々なる計畫を實行せんことに腐心しつつあるは後段濟南及靑島を記述するに當りて之を敍すべしと雖も、津浦鐵道の布設が豫定の大結果を靑島に與へざりし今日決して此儘にして止むべきにあらず、必ずや既設線路上に於ける各處の驛站を利用して靑島貿易の擴張に資せんとすることを怠らざる可し。況んや德州の如き其始めより之を可能的有利に使用せんと欲して大規模なる停車場を設立したるものに於てをや。余は近き將來に於てその政策が實現せられんことを認めざらんと欲するも能はざる也。

余をして斯く大膽なる斷定を下さしむる所以のものは單に如上の事實に止まらずして目下正定府の南方にして正太鐵道の起點なる石家莊より起り德州に至りて止まる鐵道の布設計畫なりとす。こは單に紙上の計畫に止まらずして既に各種の準備を終り來る四月より工事を開始せんとして材料汽罐車等を石家莊に集中しつゝある所より見て決して空談に終らざるべきを信ず。支那人は獨力を以て此線路を經營せんと吹聽しつゝあり。然れども彼等が何れかの外國より其資金を仰ぐにあらざるなきやは之を玆に切言するの要なし。更に外國が其資金を供給するとして何國が之を供給すべきや抑も又獨逸が之に對し如何なる關係を有するやも玆に之を附記するの要なし。唯佛國の資金に依りて布設せられたる正大鐵道が京漢鐵道に依りて其頭を抑へられ他に發展するの餘地なくして皮囊に盛られたる水銀の如く何れかに溢出せんと欲しつゝありたる矢先津浦鐵道の北段の何れよりか獨逸が中原を衝かんと腐心せる野心が暗に其利害を同じうして玆に石家莊德州間に鐵道の布設を見るに至れ

るものなりと斷定するは蓋し推察するに難からざる事なりとす。

此線路にして完成せんか獨逸は之によりて青島より自國の貨物を直ちに山西及漢口以北に於ける河內直隸の內部に供給することを得べく、佛國は之より分岐して河間府を經て太沽に至る鐵道布設の計畫に一步を進むることを得べき也。

德州にして果して斯くの如き要衝の地たるに成功せんかそが接續地點として繁盛を來すべきは火を見るよりも明なることにして隨つて其貿易も今日に十倍百倍するものあるに至らん。余は茲に於てか天津商人が今日の德州を以て之を輕々に看過することなく今日に於て百年の大計を定め深く其勢力を德州に扶植して他日の發展に備ふべきことを唱導するもの也。然らずして之を雲烟過眼せんが日ならずして德州は獨逸否青島の勢力圈內に收められ、又如何とも爲し難きに至らん。況んや今日既に其需要せらるゝ貨物の幾分が青島より濟南を經由して供給せられつゝあるに於てをや。天津商人たる者大に顧慮せざる可からざるものなりと云ふ可き也。

## 二　濟南

濟南が單に山東省に於ける首府として存在せし時代にありては、是が要求せし外國貨物は小淸河の便によりて芝罘より供給を受け、又同地に來集せし土產の物品も滾口より戎克によりて芝罘に輸出せられたり。而して其際濟南が要せし外國貨物の品目及數量は市民の生活狀態の低度なるに徹して極めて微々たるものなりしや明けし。然るに一度獨逸が青島を占領して此處に施設經營し膠濟鐵道を布設して其末端を濟南に置き以て山東の貨物を吸收するに着手するや、從來山東省の首府として又表突泉の所在地として知られたる地は一躍して貨物の一大集散地と化し外國商人の着目する所となれり。此に於てか時の孫巡撫は時勢に鑑み同市を開放して通商場となせり。

夫れ此の如く濟南は開港場と宣言せらるゝに當り、他の海港の如く外國人の壓迫を受くることなく、自働的なる異數の歷史を有すると同時に、亦他の貿易港とは其趣を異にし、其城內は之を擧げて外國人の居住營業に委することなく、城外五里溝一帶の地を卜して此處に居留地を設け商埠と命名して以て通商場に充て、從來城內に居住せし外國商人に向ひ此處に移轉せんことを要求せり。然れども既に若干年間城內に於て其居を定め取引を有し居りたる外國人は米製品たる商埠に立退くことを欲せず、他日商埠が其經營を完成し充分なる商業地區に發達したる曉に於て之に移轉すべき旨を答へて依然城內に居住營業しつゝありたり。されど本年軍警掠奪事件のため損害を被りたる本邦商人が其賠償を官憲に要求するや、既に商埠を設立して之に移轉せんことを請求せしに之を敢てせず、勝手に城內に居住し居りたる爲め今日の災害を被るに至れるものなるを以て、當局が之が損害を賠償すべき責任を有せずとの口實の下に其要求を拒絕し今に至るまで尙ほ解決を見ざるの狀態にあり。

此の如く開港場として支那に於ては餘り其例を見ざる商埠は驚くべき勢を以て發展しつゝあり。三年前余が濟南を通過せし際に當りては、德華銀行、獨逸領事館、德華醫院及津浦鐵道局を除くの外大なる建築物を見ず、埠内及び城内に至るまでの通路上には廣漠たる空地を存せしに、本年再び之を往訪するに當り少からざる進歩發展の跡を見て、將來の大發達を豫想することを禁じ得ざりき。今や從來の建築に係る商埠内の家屋は皆各種の營業者を以て塡塞せられ公園あり商品陳列所ありホテルあり雜貨店あり加ふるに新城門に通ずる道路上の敷地はに洋館軒を並べて存立し、禮知、仁記、美孚、捷成等の各洋行此處に其店舖を控えて各種の營業に從事しつゝあり。更に膠濟鐵道及津浦鐵道の濟南車站に至り眼を放つて其規模の雄大なるを見んか、獨逸が如何に其精力を此地に傾注しつゝあるかを首肯するに足らん。一言以て之を蔽へば獨逸は膠濟鐵道の布設と共に濟南に其分店を出し古來小清河によりて芝罘に流出せる土貨を吸收し從て濟南及其附近地方に消費せらるゝ外國貨物を供給するに成功し以て芝罘貿易に一大打撃を與へたり。

近年津浦鐵道の布設せらるゝや、自他共に獨逸が之を利用して青島貿易の擴張に資すること大なるものある可きを豫想したり。余は津浦鐵道により。獨逸が南北に其手を伸ばしたる爲め青島に對する吸收力を增加せざりしとは云はず。然れども今日の所其鐵道布設が果して獨逸の豫期せし所を完全に實現せしめたるや否やを疑はざるを得ざる也。昨年十一月初旬余が濟南に赴く際黃河の南北兩岸に於て夥しき數量の大豆高粱等の農產物が堆積せられつゝあるを見て、そが何れより何れに輸送せらるゝものなるやを問ひしに、皆濟南より天津に向け輸送せらるゝものにして鐵道布設以來發生したる現象なることを知り得て心竊かに異樣の感を懷きたり。然れども飜つて熟考すれば是れ蓋し自然の數にして濟南附近に產する物產の幾分が鐵道の便によりて天津に流出するは決して奇怪の現象にあらず。

夫れ貨物の或地點に向つて流出すると否とは甲乙兩所間の距離と之に要する輸送費の多少に依りて決せらるゝものにして如何に獨逸が其資金を投じて津浦鐵道の北段を經營したればとて濟南より青島に至る距離にして前者より天津に至る距離より長く從つて輸送費を要すること大なる以上何等か人爲的の工夫を施すに非ずんば山東の中心に於ける貨物を悉く青島に吸收すること能はざるは數の免れざる所なるべし。余は之を論證する爲め左に青島濟南間及天津濟南間の距離と其貨物運賃を數字的に比較して讀者の參考に供すべし。

距離　自天津至濟南二百十七哩七八
　　自青島至濟南二百五十六哩

運賃　自天津至濟南一哩三仙四厘
　　自青島至濟南一哩三仙六厘

卽ち知る可し青島は天津に比し濟南に至る迄距離に於て四十哩長きを以て運賃に於て約四割方高價なる事を。

夫れ此の如し之を以て利に敏き中國商人は其貨物を青島に送らずして比較的運賃の廉なる天津に向つて輸送するも

のなり。從つて所要の外國貨物も之を青島に求めずして天津に求むるに至るべきは賭易きの理なりとす。加之目下の所青島に取りて貿易上不利なる點尠からず。第一同所は新開の地なるを以て外國商人の業を營む者天津の如く多數ならず、從つて輸出入品共其品目數量に限あり、之を例せば支那の雜貨商人にして仕入をなす爲め青島に赴かんか、所要の物品を悉く取揃へて歸濟することは今日に於て蓋し不可能事ならん。然るに之を天津に於て試みんか一日半天にして其用を得べし。更に輸出若くは輸入を試むるに當りてや、青島に於ける金融機關は德華銀行の占有的狀形なるに反し、天津に於ては所有大銀行其支店を有し金融上多大の便宜を得べく、且又船舶の發着に於て天津は遙かに青島を凌駕するの便宜を有す、唯天津の港灣が不良なると冬期結氷の爲め輸出入の杜絕することとは、實に大なるドローバックなりと雖ども目下の所津浦鐵道は確かに青島よりも天津に向つて大なる利益を與へつゝあるものなりと斷言するを憚らざるなり。然れども如上の說をなせばとて余は津浦鐵道布設の爲め濟南が天津の貿易範圍內に引き入れられたるものにして永久其狀態に殘留すべしとは明言するを欲せざる者なり。讀者は獨逸が青島に於て優良なる港灣を有しあらゆる設備をなし山東の貿易を此處に吸收せんと腐心しつゝあるものなるを忘却すべからず。既に云へるが如く青島は天津よりも濟南を去ること遠し、從つて其輸送費も天津濟南間よりも青島濟南間の方不廉なり。然れども若し彼れにして青島繁榮策の爲めに其運賃を輕減したりとせば果して如何、青島に向つて貨物の流出することは之を拒止するを得べきか、人爲的に無價値なる膠州灣を今日の良好なる海港に一變せしめたる獨逸は復た人爲的に此貿易の趨勢を顚覆せんと勉むるものなりと覺悟せざる可からず。

閒說らく獨逸が自國商品の販路を開拓するに努力するの一事は實に意想外にして、官憲自ら率先して其衝に當り所期の效果を收めざれば止まざるの慨ありと。濟南居住の或本邦商人は語つて曰く、獨逸の天長節の如き祝日に當つては其領事館の廊下は殆んど獨逸の製造に係る商品を以て充滿せられ都統始め中國の大官連若くは知名の士が來館するあれば領事は一々案內して說明の勞を採り其細を盡さゞれば止まず、時にそが媒介となりて都統若くは大官が或物品を買上げたりとせんか、翌日のあらゆる新報は今般獨逸より新たに輸入せられたる何々の品其效力頗る大なること某大人の認むる所となりて獨逸領事に向ひ同品の供給方を依頼せらるゝに至りたり云々の記事を揭載するを以て上の好む所に雷同する民國人は該品の何物たるを知らざるに先立ちて既に早く其品名を喧傳せらるゝに至るを以て甲乙相傳へて之を購買し驚くべき速力を以て其販路を擴張するに至ると此の如く官民相一致して自國商品の販賣に從事する國民が自家の根據地を隆盛ならしめんが爲めに布設せる鐵道を他地の便宜に利用せられ指を口にして坐視すべき理由は毫も之れあるべきに非ず、早晚捲土重來の勢を以て目下のディスアドヴアンテーヂを消滅して自己の利益に資することを計るべきは明瞭なる事なりとす。事若し此に至らば天津

は一旦自家藥籠中のものなりと思意したる濟南を投棄せざるべからず。否更に濟南以北の市場を蠶食せらるゝの恐れなしとせず。余は此に於て天津商人が今の時を利用しあらゆる方法を以て自家の勢力を濟南に扶殖すべきことを痛言せんと欲する也。

天津にして一度其勢力を濟南に樹立せんか取引の因習として輸出入の貨物は天津を通過して呑吐せらるゝに至るべく、從つて或意味に於て濟南を自己の勢力圈内に置き得べきのみならず、又其以北に於て獨逸勢力の發展を防遏することを得べけん乎。然れども地勢上濟南は遂に天津のものにあらざるべし、天津商人として執るべき策は能ふべき丈け多く津浦鐵道を利用し青島の設備未だ完成せざる今日に於て可能的深厚なる商關係を濟南及其附近の地方商人と構成し、青島の勢力と對抗して其幾分を天津に奪ふことを以て滿足せざるべからず。

以上は單に天津と青島が濟南に對する商的關係を論じたるものにして、日本商品其物の輸入に關しては更に一言せざる可からざるものあり、今日の所青島よりする日本貨物は綿糸砂糖燐寸等を其大宗とし其他の雜貨に至りては悉く之を天津に仰ぐものと見て大差なかるべし。是れ既に述べたるが如く天津が舊來の市場にしてヂエネラルマーチャンダイズを取揃ふるに便利なる所以なるべし。然れども由來天津商人は保守的なり、彼等は天津が民國有數の開港地たるに自惚し、あらゆる方面の商人は之を招致せずして天津に蝟集し來り相競ふて貨物を買入るるものと心得居る者の如し。是れ日本商人に於て將に然るが如く覺ゆ。此を以て自國商品の販路を擴張するに向ひ百難千艱を物の數ともせざる獨逸官民は、着々日本商品を各方面に驅逐し、之に代ふるに獨逸商品を以てしつゝあり。此趨勢を看取せる濟南在住の或本邦商人は關東都督府に說き一大商品陳列所を同市に設立し本邦商品を該地方に紹介すると同時に之を大連方面より輸入して以て獨逸製品に拮抗せんとするの案を立て之を都督に申出て既に其默諾を得たれば不日本案は具體的に實現せらるゝに至らんと云ふ。

日本商品と云ふ大局より達觀すれば、そが大連よりすると天津よりするとは毫も擇む所なきものにして吾人は寧ろ如上の計畫が一日も早く遂行せられんことを切望して止まざる者也。然れども天津商人の立脚地點より觀察する時は其怠慢無氣力は遺憾なく摘發曝露せられたるものにして、天津商人は見す〳〵好得意先を放棄して耻づる所なきの感ある也。吾人は敢て天津本邦商人に向ひ前述の好計畫に妨害を加ふべき事を敎唆する者にあらず。又之と同一方法を立てゝ相互喉を扼するが如き一擧兩損の仕打に出づべきを唱導する者にもあらざる也。然れども少くとも其好計畫が未だ熟成せざる今日に於て奮起一番旗を濟南の市場に進め堂々として獨逸商品に對抗して自己の商品販路を擴張せんことを慫慂せんと欲す。一度自家販賣品に係る商標にして民國人の歡迎する所ならんか、百の獨逸千の陳列所ありと雖ども之を如何ともすること能はざる可し。是れ蓋し本邦商品を賣り廣むる上に於て大に效果あることにして亦天津

貿易を增長せしむる事に忠實なるものと云はざるべからず。果して此の如くんば獨逸が如何に青島を利用して濟南を自己の勢力範圍内に置かんと苦心するも、天津は優に一方に雄飛して之を其自由に委せざるの權威を把持するを得べき也。

## 三　青島

青島とは古來より同地が有せる名稱にあらず。獨逸人占領以前には如何なる名稱を有せる寒村なりしやも定かならず。然れども乾隆皇帝の治世中膠州の厘金分局を此に置き更に千八百九十一年支那は同地に軍隊を駐屯せしめ四個の兵營を建設し衙門を立て上陸所を作りたる旨史上に見ゆる所より觀れば何等かの名稱を以て同地土人間に知られたるなる可し。然るに千八百九十七年獨逸が之を占領するや。膠州灣内に所在し目下アルコナ島と呼ばるゝ小島の名を採りて同地を冠したる以來遂に青島なる名稱を以て知らるゝに至れり。

千八百六十九年中彼の有名なる地質學者にして地理學の泰斗リヒトホーヘン氏が山東を旅行するや大に膠州灣の重要地點なることを認め其著支那の第二卷中に述べて曰く。山東省が包藏する豐富なる炭野開發の將來は膠州灣の開放と余が前に述べたる諸地（濟南、德州、沂縣等を云ふ）と其接續を鞏固となすとに係りて存す。抑も歐洲各國は清國の物質的智育的工業的發達を以て自家の利益に背反するものと思意するが如く見ゆるも清國の啓發は避く可からず。此を以て彼等機會を利用して可能的最大なる利益を獲得せんとして腐心す云々。

然るに今を去ること四十年前に至り獨逸は東洋に於て貯炭所を有するの必要を感じ、更に自國の製造に係る物品の販路を清國に開かん爲め東亞に於て獨逸の利益を擁護すべき一地點を占領せんと欲するの野心を起し厦門、三沙及膠州灣に着目して三者の中何れを擇ばんとか思考せしが、當時三沙に關しては深く知る所なく唯其住民貧窮にして風光大に愛すべき地なれども如何せん岸上土地の面積に限あるを以て獨逸の施設に合ふべくもあらずと云ふの義丈けは朧氣ながら其筋の知る所となりたり。一方厦門に至りては既に開港場となりたるを以て之を獲得せんとせば幾多の困難障害を覺悟せざる可からざるのみならず、該地の風土は外人の健康に適せず、又膠州灣の氣候は支那に於て最良と稱せられ土民は從順なると同時に冬時と雖ども海水結氷することなきも灣内頗る廣きに失し經濟上の見地よりは何等の價値を有せざるのみならず、露國艦隊は既に之を冬期の碇泊所として使用しつゝありたれば之すら强ひて望ましき所にあらずと思考せられしも、以上の三港を比較する時は後者が最も獨逸の目的に適合せしを以て愼重なる調査の後膠州灣を租借するに決したり。

然れども該灣の價値に關しては專門家の間に其意見を異にせしを以て最終の斷案を下さん爲め獨逸東洋艦隊司令長官チルピッツ少將は親ら膠州灣に至りて調査を遂げたる結果、政府に向ひ一名の技師を派遣し港灣構築の可能なるや

否やを實見せんことを要求せり。此に於て千九百九十七年一月政府は海軍部技師グォルグ、フランヂアス氏を派遣し專門的技術上より之を觀察せしめたりしが、氏の報告は當局者をして該灣を獲得するに決意せしむべき底のものなりしかば、政府は清國に向つて租借の談判を開始するに至りしが、未だ要領を得ざる中一の椿事出來し獨逸は曩らずも年來の希望を滿たすことを得るに至れり。

千八百九十七年十一月袞州府附近に所在する張家莊に於て三名の獨逸宣敎師は土人の襲撃を受けて二名は慘殺せられ一名は纔かに身を以て免れたり。是れ獨逸に取りては實に千載の一遇なりしを以て疾風迅雷の勢を以て各國特に露國と妥協したる後同年同月十四日デーデリッヒ提督引率の艦隊をして靑島及膠州灣一帶を占領せしめたり。

延びて翌年一月廿六日トラッペル大佐は步兵千百五十五名砲兵三百三名を率ひ二隻の輸送船に分乘して靑島に到着し、二月十一日を以てスチューベンラウヒ大佐に代り駐屯兵の指揮權と民政を掌握せり、而して上陸獨逸兵は支那兵を放逐して海岸山巓及東部に所在したる兵營に分屯せり。

同年三月六日條約は調印せられ獨逸は九十九年間膠州灣の租借權を得茲に獨逸皇帝の主權を立て同時に山東省內に於ける鐵道布設權及鑛山發掘の專權を得たり。

該條約第五條は靑島を返還するの條項を定めて曰く。後日獨逸にして租借期限以內に膠州灣を支那に返還すべき希望を言明する事あらば、支那は獨逸が膠州に向つて注入したる費用の全部を返償すべし。

然れども其期限內に獨逸は之を支那に返戻するの意思を發表せざるべく、よし之を發表したりとするも支那は獨逸が經營の爲めに投じたる資金の全部を償却する事能はざる可し。加之九十九年を經過したる後に於て果して獨逸が快く其約を履行して之を支那に返還すべきや否や頗る疑問なりとす。

靑島棧橋の構築は千八百九十九年春開始せられたりしが最初港とすべき區域を提防にて包圍し、然る後浚渫工事を施し其水深を干潮の際に於ても十米突半を下らざる程度に深め而して棧橋を作りたるものなりと云ふ。膠州灣の入口も亦大形汽船をして通過若くは投錨するに可能ならしむるが如く浚渫し、之より棧橋に至るまで二百八十米突の距離は潮流に從つて航道を作り浮標を配置して以て船舶の來往に便ならしむ。而して其水深は干滿の兩潮に於て二米突六〇の差を示す由なるが、潮水は一日四回上下し約十億立方米突の水量を引去り持來るものなるを以て灣內は泥沙の游積すること極めて鮮少なりと云ふ。

棧橋は都合三個あり其最も內方に所在するもの丶外部は大軍艦をも繫留するに足るべき水深を有し其他は普通の汽船を其大小によりて橫付にせしむるが如く構築せられたるもの丶如し、而して各棧橋上には多大の廣大なる倉庫を建築し船舶より揚陸せし貨物は十日間以內無料にて此に保管す。

灣內に突出せる半島の上には大なる石油倉庫あり、鐵管の備付あるを以て石油タンク船は直ちに棧橋より喞筒を以

て其石油を陸上のタンク内に汲み移すとを得、而して大碼頭卽ち外國人が青島ワーフと稱する棧橋は之と對して所在す。こは千九百〇六年の構築に係り鐵工場と廣大なる倉庫を有す。此碼頭に接近して船塢工藝廠あり、此に長さ百二十五米突外廓の幅三十九米突內幅三十米突深さ十三米突容積一萬六千噸の乾船渠あり。之に關して青島全書は曰く。

本工廠、自西歷一千九百年間開辦、名曰青島水師工務局當時工廠設於外口、規模狹小、祇用匠人百餘名、僅能製造修補德國東亞細亞之零星物件而已、嗣因不敷應用、乃逐次擴充、至一千九百五年、始作成一萬六千噸之活動船塢、本廠卽移至新海口、乃作新式能弔一百五十噸重之弔車(起重機を云ふ)一架、該弔車在東亞細亞洲界、可稱第一大機器也、通年以來益加推廣、常用執事德人五十名、華人一千六百名、前於工忙時、曾用華二千餘名、(中略)將工廠情形、分析言之、船塢長百二十五米打、外寬三十九米打、內濶三十米打、深十三米打、於一千九百零五年落水開市、此乃一乃六千噸之船塢、卽納一百四十五米打之長船在內亦容易焉、且該船塢、有電車所開之水龍(電氣喞筒を云ふ)十座、船塢分爲五段、保水險屋(ウォータイト、コムバートメント)八間、每間有水閘一座、亦用電車所開、該電車、設於該船塢兩傍、竝搖車四輛、水龍兩座、鐵骨車兩輛、設於塢首、每輛均用電、所開皆能起二十噸重之物、船塢內所用之燈、均係電燈、設有上塢船、亦可用之、本塢且有甜水、煖氣上塢之船、由船塢至工廠之路、有寬大鐵橋一座、首枕浮橋、尾連陸地、堅固非常、此船塢之情形也、再將碼頭分別言之、碼頭長一千一百米打、上有大機器房一座、該房之傍、有能起一百五十噸重機器弔車一架、該車亦電力催使、竝有電燈零房每日能出電五百度磨電、機器亦用電力、而其原電則從青島電燈房而來、弔車頂上所設活動起重械器、離幹在十二米打遠者、能起百五十噸、在二十五米打遠者、能起五十噸著作一百六十英尺長、以及排水力在一百五十噸重者之新船、費用無幾、卽可移放水面、凡有從外洋運來之重大物件、皆用弔車起卸、如輪船所帶之撥船(ライター)機器竝煙筒、礮台、以及礮艇、小火輪等之大物、盡可上下、其大帳房所以設於工廠之中心點者、因便於往來本廠各貨房等處故也、工廠之中、用電最多、如燃燈。如作工、如起機、莫不電、本工廠、設有電房三座、其源電、皆由青島電燈房而來、其一供作工機器各屋之用、該屋共六十五間、運機燃燈、亦在其內、該電房樓上、別無他物、僅有水電盒一具而已、其所盛之電、足供五百三十點鐘之用、以備青島電燈、設有他故或樓下之磨電機器停止之虞、其二供船塢上水龍之用、其三供開使絕大起重機器、又大機器房一座、長五十米打、寬三十五米打、其內設有新式作工機器屋、第四面窓戶、以及房頂、盡用玻璃、故其明亮非常、內有絕大機器一座、有能起二十噸重之弔車一輛、該弔車、玄地六米打七十森的米打(サンチメーター)至四圍分出小屋數間、以便製造零星物件之用、另外又有小房屋一間、一爲帳房、一爲造作細工之用、更有大機器鍋屋一處、長四十三米打、寬二十一米打、該屋內亦有各種器

具、以備製造船上鍋爐（ボイラー）並陸地所用鍋爐、又有化生鑛房一處、長三十米打、內有化鐵爐二座、能容八噸重之物、該房中間、有起五噸重之弔車一輛、另外有化生鐵房一座、有爐一座、能化五百噸重之銅鐵等物、又打鐵屋一處、內有電起自落錘四個汽錘二個、又有打鐵爐三十座該屋門外、有火爐一座、平剁一個、用以作輪船之彎肋股者、又有作冷鐵屋一處、該有各種製造眼孔機器鑽、以及鐵板軋車、更有作別項之工程、並各種機器、作較大之工程與鐵房架子等物、其木匠房之佈置、能造各樣木工、自不待言、兼設有漆布房一間、能作皮牀、皮椅等物、縫蓬房製造撥船房銅匠剔錯房無一不備、外有電鍍房一處、凡五金之屬、無不可鍍、本廠發運材料及重大物件、該有鐵路一條、以便載運、煖氣房一處、凡廠中各屋及陽內所修之船皆可使用、卽本工廠碼頭停泊之船隻、亦可使用、就此以上所言以觀、卽知本廠之佈置、爲最新最良、能作輪船各種工程、並各樣鍋爐、以及鐵器木皮牀皮椅等物、自非虛語也、本廠自開辦至今、共造新船二十二隻、茲於二十二隻之中、提一以詳陳之、該船曰舞鳳、係爲中國海軍大臣所造之船、訂有國、可以查閱、

（舞鳳號の構造に關する記事は省略す）

以上に依り該工場が如何に完全なる設備を有するやを想像し得べし。更に埠頭に於て注目すべきは職工養成所なりとす。目下十四歳より二十歳に至る二百十八名の支那人を收容して之に獨逸語算術等を敎授し其傍ら工場に於て機械製造、電氣、鐵工等の技術を實地に練習せしめ四年にして卒業したる後、職工として工場に使用するの方法を採用し居れり、而して見習生には二十仙乃至三十五仙の日當を給し其中より十一仙を控除して寄宿費及食料に宛てゝ以て自活するを得せしむ。

青島の碼頭規定によれば青島の海口は分つて前海後海大碼頭、小碼頭、工務碼頭の五部となす、前海は海洋に面し、海西より會前砲臺に至る迄とし、後海は海西より團島に至る迄とし、大碼頭は其前方に所在する二個の浮標迄とし、小碼頭は左右の紅綠臺迄とし、工務碼頭は其石堤の端より大碼頭の第一堤に至る迄とし、以て各其境界と定む、而して前述の乾船渠の所在地及其北面一帶の水面は海軍造兵廠の管轄に屬せしめらる。

入港船舶の碼頭を使用せんとするものにして其積載噸百噸以上なるに於ては必ず水先案內を雇入れざる可からず。然らざれば碼頭の使用を許可せられざる可し。而して其船舶の吃水十二呎に及べば水先案內費として二十五元を徵せらる十二呎以上は每一呎若くは一呎未滿に對して三元を徵せらる。又碼頭を使用せずして單に青島に出入する船舶が水先案內を雇ひたる場合には沿革航行の汽船（載貨吃水十八呎以內）は九元を、又外洋航行の汽船（吃水十八呎以上）は十五元を支拂ふものとす。

入港船舶にして六時間以內の停船をなしたるものは、每噸三仙の噸稅を納入し停泊久しきに亘れば一噸に付六仙五厘の割を以て噸稅を支拂ふべきも自己の使用する石炭を積込む爲めに入港せる船舶は僅かに每噸一仙の噸稅を納むる

のみにて足れりとす。但し青島の海口にありて貨物の積込を待つ船舶及び風浪を避くる爲め入港せしものは噸稅の納入を要せず、而して其船舶にして碼頭に繫留すること四日以上に及ぶときは一日（若くは一日未滿）を過る毎に一仙を追徵せらるべし。以上は各國の軍艦、獨逸官憲旗を飜す船舶及工作場に於て修繕すべき目的を以て入港せしものには之を適用せず。

碼頭地帶は凡て免稅地區なるを以て陸揚されたる貨物は直ちに課稅せらるゝことなきも一度其地域より搬出せらるゝに於ては中國稅關により規定の關稅を徵せらるべし。而して此の如くして徵收せられたる輸入稅金に對し青島政廳は中國より二割の配當を受くることゝなり居れり。

重量なるものに對しては左の規定によりて碼頭費を徵す

| | | |
|---|---|---|
| 重二千吉魯に至るものは | 每千吉魯 | 四元五十仙 |
| 同三千同 | 同 | 十元五十仙 |
| 同四千同 | 同 | 十一元 |
| 同五千同 | 同 | 十五元 |
| 同六千同 | 同 | 十九元五十仙 |
| 同七千同 | 同 | 廿四元五十仙 |
| 同八千同 | | 三十元 |
| 同九千同 | | 三十六元 |
| 同一萬同 | | 四十二元 |
| 同一萬吉魯以上の物は千吉魯を越ゆる每に | | 六元 |

若し碼頭備付の起重機を使用する者あれば、每千吉魯に對し七元五十仙の割合を以て其費用を徵收せらるべし。然れども起重機使用料は五十元より少きことを得ざる規定となり居れり。

左は卽ち各種の貨物に向つて徵收せらるゝ碼頭料の大略なり。

| 品名 | 單位 | 碼頭費 |
|---|---|---|
| 成塊石臘油 | 千吉魯に付き | 五五仙 |
| 仙竹掃箒 | 一梱に付き | 四 |
| （但し一梱の大さ一立方米突十五分の一を過ぐるを得ず） | | |
| 棉花（小包） | 一包（約百五十斤） | 一五 |
| 同（大包） | 同（半立方米突以內） | 一五 |
| 同（鐵卷） | 同（同上） | 二五 |
| 小草包洋線（雜線） | 同（二百五十封度以內） | 一二・五 |
| 上海印度洋線 | 同（二百五十封度以上） | 二五 |
| 青島製箱ビール | 一箱 | 五 |
| 樽詰ビール | 一樽（二十リートル以內） | 五 |
| 同 | 同（五十リートル以內） | 八 |
| 同 | 同（五十リートル以上） | 一〇 |
| 豆子、莞豆 | 一噸 | 三 |
| 豆餅 | 一個 | 一 |
| 同（一箱詰或は袋入り） | 一噸 | 三 |
| 猪鬃 | 一箱 | 一〇 |
| セメント | 一樽 | 八 |
| 紙卷烟草 | 一箱 | 二五 |
| コーク | 千吉魯 | 六 |
| 壁紙 | 一梱 | 三 |
| 肥料 | 一噸 | 三 |
| 鷄卵（石油箱若くは籠入） | 一箱或は一籠 | 四 |
| 布疋（小包） | 一包（一立方米突十分の四以內） | 一七・五 |
| 同（大包） | 同 | 三〇 |
| 落花生 | 一噸 | 八 |

| | | |
|---|---|---|
| 花生仁、棗、核桃、各樣、杏仁 | 一擔 | 四 |
| 瓜子、芝麻、麻子、棉花、草麻子 | | |
| 歐洲印度日本等の地より來る外國貨物にして本表に記載せられざる物品は百吉魯或は一立米突十分の二以内に對し一件八仙とす | | |
| 小車輛及人力車 | 一輛 | 五〇 |
| 鮮肉 | 每百吉魯 | 七 |
| 炮竹 | 一箱 | 一五 |
| 各樣木裏鮮菓 | 一件(輸入三輪出) | 一・五 |
| 糧食 | 一擔 | 三 |
| 窗玻璃及厚玻璃 | 一箱 | 五 |
| 小包夏布 | 一件(半擔以内) | 五 |
| 大包夏布 | 一件 | 一〇 |
| 皮子 | 一捆(一立方米突四分の一) | 一〇 |
| 同 | 同(同上) | 一〇 |
| 麻(小包) | 一捆(百斤以内) | 四 |
| 同(大包) | 同(百斤以上) | 六 |
| 裝包野草 | 每千吉魯 | 六〇 |
| 木材 | | |
| 歐洲米國澳洲印度硬木 | 一立方米突 | 七〇 |
| 米國松 | 同 | 六五 |
| 東亞細亞硬木軟木 | 同 | 六〇 |
| 小形木材(長さ三米突以内) | 一本 | 二五 |
| 鐵山用鑿井用丸太 | 一本 | 五 |
| 薪 | 一捆 | 二 |
| 木炭 | 一俵 | 二 |
| 青島製曹達水 | 一箱 | 五 |
| 蠟燭 | 一箱(小) | 二 |
| 鉄子 | 每百斤 | 二 |
| 牛骨 | 一擔 | 三 |
| 龍 | 四個以内 | 三 |
| 同 | 四個以上 | 六 |
| 鹽漬野菜 | 一擔 | 四 |
| 空地に堆積せる石炭 | 千吉魯 | 四 |
| 倉庫に入れたる石炭 | 同 | 五・五 |
| 礦石は石炭に準す | | 五五 |
| 繭 | 一包(二十五斤以内) | 三 |
| 同 | 同(二十五斤以上) | 六 |
| 土貨(百吉魯若くは百立方米突十分の二以内) | 一件 | 七 |
| 同(其以上) | (每百吉魯若くは每百立方米突十分の二に對し) | 七・〇 |
| 羊、豚の如き小生獸 | 一頭 | 一〇 |
| 牛馬の如き大生獸 | 同 | 五〇 |
| 機械礦山用器具鐵道電信 | | |
| 架橋材料魚形氷電鉄器 | 每百吉魯 | 一〇 |
| 大砲(千吉魯以内) | | |

以上は其重量千吉魯以上なるときは重貨に對する表を適用す若し倉庫の如き防雨の設備ある場所に納入せらるゝ際には重貨表により其倍額を徴す。

| | | |
|---|---|---|
| 蔴 | 一捆 | 一二 |
| 麥粉 | 一袋(五十封度以内) | 一・五 |
| 同(大) | 一担 | 三 |
| 金屬類 | | |
| 鉛、新鐵(以上片塊、捆或は線の形狀となれるもの) | | 七 |
| 鐵梁、鐵管、鐵軌、釘及鐵製品 | 每百吉魯 | 一五 |
| 紅銅、青銅 | 同 | 一〇 |
| 黄銅、白銅 | 同 | 五 |
| 古鐵 | 同 | 三五 |
| 砲彈 | 一個 | 三五 |
| 爆藥 | 一件 | 三五 |
| 酸類 | 同 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 銑 | 同 | 三五 | 同（一擔以上） |
| ナフタリーン油 | 一箱 | 五 | 一件 |
| 石臘油（樽入） | 一樽 | 三五 | 同 |
| 油類 | 一籠（七十五斤以內） | 四 | 一包 |
| 落花生油（支那式容器入） | 一罐 | 四 | 一箱 |
| 同（箱桶等に入れたるもの） | 一件 | 四 | 一件（二十八封度以內） |
| 器械油 | 一樽 | 二〇 | 同（五十六封度以內） |
| 桐油 | 一盒（三十封度以內） | 三 | 一擔 |
| 葉巻煙草 | 一箇（一立方米突以內） | 四 | 絹糸 |
| 紙類 | 一件（一立方米突十分の三以下） | 二〇 | 山東繭（小箇） |
| 歐洲紙 | 其（以上） | 三〇 | 層糸 |
| 同 | 同（二十封度以內） | 一・五 | 絹織物 |
| 支那紙 | 同（其以上六十封度以下） | 三 | 石鹸 |
| 同 | 同（六十封度以上百五十封度以下） | 六 | 同 |
| 同 | 同（二担以內） | 六 | 曹達（袋入） |
| 古新聞 | 一包（二担以上） | 一二 | 一擔 |
| 同 | 一箱 | 三 | 石材 |
| 石油（箱入） | 每一立方米突 | 四〇 | 亂石 |
| 同 | 一箇（一立方米突三十分の一以內） | 二 | 各樣磚瓦 |
| 植物 | 一箱 | 二〇〇 | 千吉晉 |
| 淨琴（箱入） | 一担 | 五 | 上等磚 |
| 白米（袋入） | 同 | 四〇 | 千個 |
| 空袋（梱包） | 同（支那海港に於て常用するもの）一包 | 二五 | 千吉晉 |
| 棺材 | 一個 | 二〇〇 | 日本機寸（小箱黃色） |
| 食鹽 | 一担 | 三 | 同（大箱黃色） |
| 紹興酒（小） | 一樽 | 二 | 同（大箱白色） |
| 同（大） | 同 | 五 | 參稱眞田 |
| 海草 | 一件（一担以內） | 四 | 同（箱入） |
| | | | 絨毛（支那式梱包重量約一担半）一包 |
| | | | 同（緞卷） |
| | | | 同（同） |
| | | | 砂糖 |
| | | | 一擔 |

| | |
|---|---|
| 六 | |
| 二五 | |
| 一五 | |
| 一二 | |
| 二五 | |
| 二 | |
| 四 | |
| 三 | |
| 二五 | |
| 八〇 | |
| 二五〇 | |
| 二五 | |
| 五 | |
| 一〇 | |
| 三〇 | |
| 二五 | |
| 三〇 | |
| 一二 | |
| 二五 | |
| 四〇 | |
| 四 | |

既に云へり青島は一小獨逸帝國なりと。若し夫れ大連に於て日本勢力の優越なるに業を煮やす外國人あらば青島に於ても獨逸勢力の超越せるに憤慨せざるべき理由はあらざるべし、然るに吾人は未だ嘗て後者に向つて癪に觸りたりとて中傷的の言辭を弄せしものありたるを聞かず。こは要するに獨逸なるが故に此の如き堂々たる施設經營をなすは

當然なり。日本が大連に於て偉大なる設計を施すは猪口才なりと云ふ。大部分僻み根生の嵩じたる結果と見て然るべし。然り青島に於て獨逸は遺憾なく自國式を發揮しつゝあり。道路に家屋に學校に病院に遊園に衞生に郵便に殖林に取締規定に皆獨逸式なり。十字街上佇立せる巡捕、鐵道に使用せらるゝ支那人に至る迄皆之を獨逸化しつゝあり。否其租借地域內に居住する十六萬餘の中華民國の衆を擧げて獨逸の國風に同化せしめんと企てつゝあり。山東の一角は遂に中國の有に歸せざること豈喋々するの要あらんや。かく云へばとて余は其施設を惡しざまに呪ふものにあらず、余は其計畫の雄大なると其規模の整然たるを見て少からず敬服の意を懷くものなり。嘗て日本の當局者が見て以て無價値の地として放棄したる寒村廢灣を一兵をも損せずして之を占領し之を修築改造し、茲に美麗なる市街と完備せる港灣を造り、乾燥無味の北淸に於て一小樂園を現出せしむると同時に、山東の富を此に吸收し一方之を門戶として自國の製品を支那の內地に輸入するに至れる大手腕は三嘆措く能はざるものに屬す。ピユーロー公が嘗て議會に於て揚言せし。

獨逸は膠洲灣に於て極東の將來に關し斷乎たる勢力を保持すべき戰略上政略上重要なる地點を確實に占領したるものにして此鞏固なる地點に割據して靜かに時局の發展を注視すべし。

との語は今や突然に實現せられ、獨逸は全く山東の一角に根底を下し悠々大局に向つて旗子を下さんとし、之に向つて莫大なる費用を投じて吝まざるものなり。熟々千九百十三年度の豫算表を檢するに膠州灣の收入は土地賣却、地租、支那稅關收入の配當額等より生ずるもの百十九萬馬克、電氣屠殺場、水道等の官營事業よりする利益五百二十五萬馬克合計七百二十四萬馬克に達するに拘らず、本國政府は之に九百五十一萬馬克の補助費、四百五十六萬馬克及軍事費四百九十二萬馬克を支出せんとするものなり。卽ち視る可し、支出の項に於ては軍事費を以て最大となし其額經費總計の約三分の一に及ぶことを。此一事や實に余が前に述べたる如く卽ち青島及山東鐵道は純然たる商業的意味以外に或大なる旨趣を含むものなることを證明するものなり。然れども其商的發展は決して軍事經營の爲めに閑却せらるゝものにあらずして、共に〳〵年々多大の發展をなしつゝあるものなることを忘るべからず。余は今左に最近數年間に於ける人口と貿易の趨勢を略記して青島が將來如何なる膨脹をなすべきやを想像するの參考に供すべし。

外國人數

| 年次 | 歐米人 | 日本人 | 印度人 | 朝鮮人 |
|---|---|---|---|---|
| 一九〇六 | 六八 | 一 | 一 | 一 |
| 一九〇七 | 九六二 | 一 | 一 | 一 |
| 一九〇八 | 一、〇五七 | 一五二 | 七 | 一 |
| 一九〇九 | 一、二二五 | 二〇七 | 九 | 一 |
| 一九一〇 | 一、四八四 | 二六一 | 九 | 一 |
| 一九一一 | 一、六二一 | 一六七 | 一一 | 五 |

歐人の內には獨逸人千五百三十二名露人十六名英人三十二名米人十九名墺人十五名其他七名を含む。此外海陸軍人

二千二百七十五名あり。

支那人數

宣統二年の調査によれば青島、大包島、東鎭臺、西鎭等の四鄉二百七十四ヶ村の居住民は合計十六萬千百四十名にして內男八萬九百九十八名女四萬四千百八名十歲以下の男女三萬六千三十四名なりと云ふ。

青島に於て獨逸が經營する學校は、蒙養學堂（小學校にして五年卒業）高等學堂、特別高等專門學堂（法政學、醫學、森林、工藝の諸學科を有し五年卒業）、淑範學堂（女學校）等にして普通及高等の學科を支那人に敎授するを以て目的とす。

顧つて貿易の趨勢を見るに千九百十一年はベスト洪水等の災厄瀕々として支那を襲ひ加ふるに青島に於ては每年上海に發生せし護謨企業失敗の爲めに經濟界の亂脈を來せる餘波を受けて未だ全く恢復せざりし際に當りて、大豆見越貿易失敗の跡始末をなさゞる可からざる破目に遭遇し、金融は非常に必迫したる結果相當大なる取引をなしつゝありたる支那商人は十七軒將棋倒しとなりて閉店するの止むなきに至りたりしが、不思議にも貿易は何等の影響を被らざりしのみならず、却つて若干の增加を示し、同年中の貿易價格は總計四千六百八十二萬〇六百四十六海關兩に上り（五百十四萬九百十五兩に達する戎克貿易額を含有せず）レコードと稱せる前年度の貿易額よりも約七分の增加を見るに至れり。之を輸入の上より見んか其額二千六百九十六萬六千九百七十七兩に達し僅に三十八萬八千兩の增加なるもこは前記災厄の結果として土人間に外國品の消費せらるゝもの減少したるによること勿論なるが、輸出は前年度に比し約一割六分の增加を見て千九百八十五萬三千六百六十九兩に上れり。其增加は輸出貨物の數量が增加したるによるも、寧ろ物品の品質良好となり隨つて其價格の高上したるに依るものにして、例へば麥稈眞田の如き約二百萬兩の增收を見るに至れり。詳言すれば從來青島より輸出せし眞田は主として斑點ある山西ものにして其價一箱二十三兩乃至二十七兩なりしが、千九百十一年に於ては大部分「引裂（スプリット）」となりて悉く米國に輸出せられたりしが、其價は一箱六十兩乃至四百兩に及びしを以て量に於ては一割以上の減少を見たるに拘らず、價額は五割の增進を見たり。更に落花生は一割五分の增加を見て七十九萬七千〇五十八擔に及べり棉花の輸出額も亦增加して一萬五千五百五十二擔より一躍して四萬〇百七十一擔に達せり。

左は最近二年間青島が諸外國と直接に行ひたる貿易額を示す（單位は千海關兩）

| 國名 | 千九百十年 輸入 | 輸出 | 合計 | 千九百十一年 輸入 | 輸出 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 獨逸 | 四、五七〇 | 一、三〇七 | 五、八七七 | 四、六六五 | 一、五九六 | 六、二六一 |
| 日本 | 四、五一五 | 八五三 | 五、三六八 | 四、三〇九 | 一、一七四 | 五、四八三 |
| 佛國 | 一二 | 二、八一〇 | 二、八二二 | 八〇〇 | 四、三二九 | 四、三三七 |
| 英國 | 一三二 | 一、二〇五 | 一、三三七 | 一九九 | 一、五五一 | 一、七五〇 |
| 米國 | 七一一 | 五七 | 七六八 | 一、二八二 | 一二四 | 一、四〇六 |
| 白耳義 | 四四〇 | 二九九 | 七三九 | 五二二 | 三九三 | 九一五 |
| 和蘭 | 一〇 | 三五八 | 三六八 | 一六三 | 二七八 | 四四一 |
| 伊太利 | 二 | 一三八 | 一四〇 | 三 | 二三七 | 二四〇 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 西班牙 | 一 | 八五 | 八五 | 一 | 四四 | 四四 | |
| 濠太利 | 一 | 四九 | 四九 | 二 | 五六 | 五八 | |
| 香港 | 一、一七〇 | 四〇九 | 一、五七九 | 一、二一四 | 一三九 | 一、三五三 | |
| 露國 | 四五 | 四六四 | 五〇九 | 七四 | 五四四 | 六一八 | |
| 蘭領印度 | 二八八 | — | 二八八 | 二八二 | — | 二八二 | |
| 海峽殖民 | 九四 | — | 九四 | 四一七 | — | 四一七 | |
| 其他 | 四三 | 六 | 四九 | 二三一 | 二 | 二三三 | |
| 合計 | 二、〇三三 | 八、〇四〇 | 三、〇七三 | 一〇、四二〇 | 三、八六 | | |

右の統計によりて見る時は獨逸に次ぎて直接青島と最大の取引をなすものは日本にして此一事や會々以て本邦が地勢の優勝なるに乘じ獨逸が莫大の費用を投じて營經せる海港を利用し糧を敵に取るの政策を實行しつゝ着々利益を收めつゝあるを證明して餘りあるものにして、こは年を重ぬるに從ひ益々增加すべきの現象にして將來或は獨逸を凌駕し青島に於て貿易上覇を稱するに至るやも未だ知るべからず、母國の爲め頗る慶賀すべき事にして吾人は遠慮なく獨逸の經營を利用して優勝の地位を占めんことを本邦商人諸君に希望して止まざるもの也。而して其直接貿易額は前年度に比し輸入に於ては百三十萬兩、輸出に於ては二百四十萬兩の增加を示すが其中佛國への輸出は最大の增加を來し百五十萬兩に及びしは主としてマルセーユに積出したる多量の落花生に起因するものなり。輸入に於ては米國を以て最大とし五十萬兩の增加を示すがこは石油の輸入多大なりしに因る。

千九百十一年度に於ける稅關收入は前年度の百二十三萬八千三百九十四海關兩に對し百二十五萬千〇〇二兩に達し青島政府の配當額は外國輸入貿易に對し十五萬二千三百二十二兩輸入土貨に對し五千三百二十七兩合計十五萬七千六百四十九兩に及べり。

外國輸入貿易に關しては直接千三百三十七萬千四百七十二兩沿岸七百七十六萬八千四百八十四萬兩合計二千百十三萬九千九百五十六兩卽ち前年に比し二十五萬二千六百五十九兩の增加を示せるが、此總額中には鐵道材料石油を含む。而して後者は實に六百七十四萬千百三十二瓦より千三百六十四萬三千九百二十三瓦と云ふが如き急激の增加を示し居るが、其他の物品は皆前年に比して若干の減少を見る。就中木材は漸く前年の三分の一に達し、棉糸は五萬三千五百三十三擔、棉糸布は約十萬擔の減少を來せり。是れ蓋し棉花の栽培に伴ひ土人間の紡績業の盛なるに至れる結果ならずんばあらず。而して印度糸と日本糸との輸入割合を見るに千九百七年八年及び九年に於ては兩者相達なかりしが千九百十一年に於ては前者の四萬擔に對し後者の十一萬八千五百擔に及びしが、目下三井、日信、湯淺、大文等の諸洋行は盛に印度糸を驅逐して市場を日本棉糸の專有に歸せしめんと盡力しつゝあることなればそが實際となりて現はるゝは、蓋し近き將來にあらんと信ず。

土貨の輸出に關しては降雨多量なりしため、梨を除き他の果物は腐敗したる爲め、胡桃の如きは千九百十年度に一萬千八百三擔に達せしもの十一年に於ては四千四十四擔に減じたり。之に反し千九百九年中十三萬七千五百三十三擔に及びたる落花生油は翌年度八萬五千三百九十七擔に下落

せし勢を盛り返して十萬九千二百五十八噸に達し石炭は六萬二千五百九十四噸より十萬六千四百九十八噸に及べり。

汽船により輸入せられたる土貨は合計五百八十二萬七千二十二兩に上り再輸出は十四萬三千九百五十六兩に達せり。

左表は過去二年間に於ける船舶の比較也

| 國籍 | 千九百十年 | | 千九百十一年 | |
|---|---|---|---|---|
| | 入港數 | 噸數 | 入港數 | 噸數 |
| 獨逸 | 二六一 | 四一六、八二八 | 二五八 | 五〇〇、六一五 |
| 英國 | 一七六 | 二六九、七四五 | 二三五 | 四〇三、一四五 |
| 日本 | 七九 | 一〇四、六〇五 | 七〇 | 九八、七八二 |
| 支那 | 二八 | 二九、四一八 | 一七 | 二〇、六〇五 |

支那が自國の港灣にありながら、之を利用すること能はずして青島に來港せしむる船舶の數僅かに十七隻なるは實に其意氣地なきを證明するものなりと雖ども日本が獨逸の二百五十八隻英國の二百三十五隻と云ふ多數の船舶を寄港せしむるに拘はらず、最も近き距離に所在しながら其寄港船舶の數を千九百十年度の七十九隻十萬四千餘噸より翌年七十隻九萬八千七百八十二噸にに減少せしめたるに至りては言語同斷と云はざる可からず願はくば本邦船舶業者は將來此頽勢を挽回して日本の船舶が青島港内に其跡を絶たざるが如き盛況を呈せしむるに至らん事を。

山東炭鑛會社の成績は坊子坑に於て十七萬四百五噸、淄川、博山坑に於て二十八萬八千七百五十二噸を採堀せしが、坊子炭は鐵道により奥地に輸送せられたるもの二萬三千噸鑛山に於て賣却せられたるも四萬六千噸鐵道に賣込めるもの一萬六千噸青島に搬出せるもの四萬三千噸に上り、青島にては船舶の燃料として約五千噸の賣上を見、一萬噸以上は輸出せられたり。淄川、博山炭は鐵道により七萬六千噸を内地に輸送し坑口に於て五萬噸を賣却し約七千噸を鐵道に賣込み一萬噸は煉炭及コークの製造に供し十萬九千噸以上は青島に送られたり。此内七千噸は青島に於て消費せられ三萬九千噸は海軍に使用せられ五萬三千噸は船舶の燃料に供せられ一萬一千噸は輸出せられたり。

山東鐵道會社輸送貨物の數量は本年度内に於て七十萬五千七十三噸に達せしがこは前年度に對し約七分の減少を示すものにして必竟ペスト豫防法を嚴重に勵行したる結果と見て可ならん。此中大豆は約二千噸落花生は二萬五千噸豆油は九千噸以上落花生油は二百三十二噸に達せり。

余は左に青島に於ける主要輸入貨物稅關統計表を掲げ最近二年間の數量を比較し以て同處に於ける貿易の趨勢を示して本項を結ぶべし。

## 一、主要輸入貨物表

| 品目 | 單位 | 千九百十年 | 千九百十一年 |
|---|---|---|---|
| 生金巾 | 反 | 二四八、三〇八 | 二四六、五七八 |
| 生シーチング(米) | 同 | 一二八、七四五 | 九九、一二五 |
| 同(英) | 同 | 二二、四二二 | 一一、二八一 |
| 同(日) | 同 | 三六、九四〇 | 七七、〇九〇 |
| 無地晒金巾 | 同 | 四三、三一一 | 四五、九二七 |
| 綿木綿(米) | 同 | 一一、〇〇七 | 九、一三〇 |
| 同(獨) | 同 | — | 一八〇 |
| 同(英) | 同 | 一、三八〇 | 二、〇一〇 |
| 同(日) | 同 | 一三、七〇〇 | 一一、五〇〇 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| シーンス（米） | 同 | 六、四九〇 | 六、三一〇 | | 白、黃鉛 | 同 | 二、〇三九 | 一、〇〇七 | |
| 同（英） | 同 | 六六、三一三 | 六三、九七〇 | | 電器材料器具 | 兩 | 一四、二七一 | 四三、八二六 | |
| 天竺（英） | 同 | 二一六、七七七 | 二四二、〇六七 | | 窓硝子 | 箱 | 一、三二一 | 六、九六九 | |
| 同（日） | 同 | 五六、三六四 | 一七、八八〇 | | 鐵器 | 同 | 五二、二七三 | 三三、九一四 | |
| 棉イタリアンス | 同 | 二〇三、六四三 | 一二五、一三七 | | ランプ附屬品 | 同 | 三〇、一四二 | 三三、八九六 | |
| 手巾 | 打 | 八、五五七 | 五、五一六 | | 日本製燐寸 | 哥 | 四、七四〇、〇四一 | 四、九四三、九八二 | |
| タオル | 同 | 九〇、四二六 | 五九、〇八三 | | 產 | 枚 | 一七二、四四七 | 一四六、三三〇 | |
| 綿糸（英） | 担 | 七五 | 三八 | | 鑛山用器具 | 兩 | 一一一、四三二 | 一〇六、四四四 | |
| 同（印） | 同 | 六一、二二八 | 四〇、〇二五 | | 針 | 千本 | 五八一、三三〇 | 四〇三、〇四〇 | |
| 同（日） | 同 | 一五〇、七八二 | 一一八、四九〇 | | 石油（米） | 瓦 | 四、二七〇、七五二 | 八、五九〇、四二三 | |
| 上海シーチング | 反 | 三、三四〇 | 二四、一三〇 | | 同（露） | 同 | 二〇 | 八八九、四四〇 | |
| 同綿糸 | 担 | 四七、〇六六 | 五二、七九〇 | | 同（スマトラ） | 同 | 二、四七〇、三六〇 | 四、一六四、〇六〇 | |
| 土布 | 同 | 八九六 | 八三三 | | 紙 | 担 | 四〇、〇八三 | 一九、三四〇 | |
| 絹織物 | 斤 | 三二、六七九 | 六四、九二三 | | 鐵道器具材料 | 兩 | 一、三九七、五六七 | 一、八二二、七七二 | |
| 鐵棒 | 担 | 四七、三五〇 | 一九、一四二 | | 海草 | 担 | 二〇、一四八 | 三五、七一六 | |
| 鐵板 | 同 | 六、二〇三 | 六、二三一 | | 石鹸 | 兩 | 三一、五六〇 | 三五、八七九 | |
| 古鐵軟鋼 | 同 | 九七、一五七 | 九五、八二〇 | | 家內用糧食 | 同 | 一四一、五四四 | 一三三、三一三 | |
| 鉛塊 | 同 | 三、七七九 | 一、五八六 | | 砂糖（赤） | 担 | 八一、九一四 | 八七、三一三 | |
| 鋼鐵 | 同 | 三、六五九 | 三、三五四 | | 同（白） | 同 | 二五、一一八 | 四二、四〇六 | |
| 鐵力 | 同 | 六、八八九 | 二一、六一九 | | 同（綿） | 同 | 三七、〇三一 | 二四、三九四 | |
| 支那產鐵塊 | 同 | — | 六〇五 | | 同（氷） | 同 | 五、八〇九 | 一四、七三五 | |
| 同鋼鐵 | 同 | 四三四 | 七六二 | | 木材（硬） | 平方呎 | 一、一二七、七九四 | 九五〇、七八〇 | |
| 眞鍮鋲 | 同 | 一三一、一二七 | 一〇六、七四二 | | 同（軟） | 平方呎 | 八、五九九、六〇一 | 二、二三六、四二九 | |
| 磁器（粗製品） | 兩 | 一五、三二六 | 一八、五九四 | | 參酒 | 兩 | 三四、八八四 | 四六、〇一四 | |
| 紙捲煙草 | 同 | 一四五、九六六 | 一九五、七九八 | | 葡萄酒 | 同 | 一一一、三六〇 | 七三、三七六 | |
| シーガース | 同 | 四三、三四二 | 五七、七二〇 | | 支那產大豆 | 担 | 一七、〇二八 | 一三、〇七七 | |
| 石炭 | 噸 | 二、三三八 | 二五 | | 米 | 同 | 五五、五一三 | 七三、八一九 | |
| アニリン染料 | 兩 | 一九五、二〇四 | 一六八、八四四 | | 支那製紙捲烟草 | 同 | 三、二八七 | 五五四九 | |
| 人造藍 | 担 | 一七、一〇四 | 二三、四五八 | | 棉花 | 同 | 二七一 | 九五 | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 參紛 | 同 | 二四、六五七 | 四四、一九八 | 鳥打帽 | 個 | 一一、八五〇 | 一四、〇〇〇 | | |
| 支那醫藥 | 同 | 四、二五一 | 三、〇七七 | 石炭 | 噸 | 六二、五九四 | 一〇六、四九八 | | |
| 桐油 | 同 | 八、四五五 | 六、二四二 | 棉花 | 担 | 一五、五五二 | 四〇、一七一 | | |
| 紙（一等品） | 同 | 二、二三五 | 二、七六六 | 鳥賊 | 同 | 三、七〇一 | 四、八六二 | | |
| 同（二等品） | 同 | 六三、四九三 | 四〇、〇八〇 | 蔥（黑） | 同 | 三九、五八一 | 一八、九六一 | | |
| 同（繊香） | 同 | 一五二 | 九七 | 鷄卵 | 箇 | 二一、八五四、二〇一 | 一七、五〇二、三五〇 | | |
| 參稗眞田 | 同 | 一、三五一 | 八三八 | 硝子器 | 担 | 七、〇二七 | 五、四五七 | | |
| 茶（支那） | 同 | 四、二七八 | 五、三七五 | 落花生（皮付） | 同 | 二六、九四五 | 七三九、五〇七 | | |
| 外に戔克によりて輸入されたる主要貨物は左の如し。 | | | | 同（仁） | 同 | 六四二、〇四六 | 七、一九一 | | |
| 竹篠 | 本 | 四九八、五三二 | 五三九、六九六 | 牛皮 | 同 | 一一、七八五 | 四九、三六五 | | |
| 竹竿 | 同 | 五七、三八六 | 五六、七一六 | 醫藥 | 兩 | 二八、三三八 | 七〇、七八三 | | |
| 製竹 | 担 | 四、一三二 | 二、〇五一 | 豆油 | 担 | 五一、三五九 | 一〇九、二五八 | | |
| 豆餅 | 同 | 二三、八〇二 | 四四、七一四 | 落花生油 | 同 | 一九、九七四 | 二二、三九八 | | |
| 白豆黃豆 | 同 | 八、二二七 | 三二六 | 梨 | 同 | 七、四三三 | 六、六四七 | | |
| 米 | 同 | 五、七五七 | 三、五二三 | 鹽豚 | 頭 | 一、五〇九 | 一、八九八 | | |
| 粗磁器 | 同 | 三、七三三 | 一、二一三 | 西瓜仁 | 担 | 三、九六八 | 二、九三四 | | |
| 黃麻 | 同 | 四、六八五 | 一、四九八 | 黃絹糸 | 同 | 七、〇八二 | 七、二〇四 | | |
| 乾鹽魚 | 同 | 一五、六六五 | 一三、〇一〇 | 屑糸 | 同 | 七、〇八二 | 七、二〇四 | | |
| 落花生仁 | 同 | 一九五、七八九 | 一八八、一二五 | 山東繭 | 同 | 四、三九二 | 三、四九〇 | | |
| 醫藥 | 同 | 一、二三二 | 一、九七六 | 犬毛皮 | 枚 | 五、〇三六 | 一七、九〇〇 | | |
| 紙（一等品） | 同 | 三二〇 | 二七三 | 山羊毛皮 | 同 | 一三一、九一〇 | 五四、五三四 | | |
| 同（二等品） | 同 | 一六〇、八六八 | 一三八、六〇三 | 參稗眞田 | 担 | 一〇〇、〇一五 | 八八、〇〇二 | | |
| 同（繊香） | 同 | 二九六 | 五六 | 牛油 | 同 | 二四、九六一 | 八、七四六 | | |
| 丸太 | 本 | 八五、二四五 | 二三、六四三 | 野菜 | 同 | 五三、三五五 | 一二、五二一 | | |
| | | | | 胡桃 | 同 | 一一、八〇三 | 四、〇四四 | | |
| | | | | 羊毛 | 同 | 二、〇五〇 | 二、〇八二 | | |
| | | | | 外に戔克によりて輸出されたる主要貨物は左の如し。 | | | | | |
| | | | | 生豚 | 頭 | 一二、〇四三 | 五、二五八 | | |
| | | | | 綠豆 | 担 | 四、四二三 | 三、九九三 | | |

## 二、主要輸出貨物表

| 品名 | 單位 | 千九百十年 | 千九百十一年 |
|---|---|---|---|
| 豆餅 | 担 | 一五 | 四六 |
| 黃豆 | 同 | 一、六八四 | 六二 |
| 猪鬣 | 同 | 二、二四二 | 二、九三二 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 白豆黃豆 | 同 | 二七、〇七六 | 五、〇七四 | |
| 鳥打帽 | 箇 | 五八七、四四二 | 一、一七五、八八一 | |
| 落花生(皮付) | 担 | 一二、七二六 | 一一、二二六 | |
| 同(仁) | 同 | 二二九 | 三六一 | |
| 醫藥 | 同 | 五九四 | 六六六 | |
| 豆油 | 同 | 七〇、九二二 | 七六、〇八五 | |
| 落花生油 | 同 | 六四、〇三〇 | 五二、六一四 | |
| 藥 | 同 | 八二、二七四 | 六八、〇〇七 | |
| 干油 | 同 | 一二、二七九 | 九四一八 | |
| 瓜子 | 同 | 一三、八二二 | 一六、二五九 | |
| 野菜 | 同 | 九三、〇四九 | 三三、〇五二 | |
| 胡桃 | 同 | 二〇、五四四 | 一一、八七五 | |

青島を經て來往せる旅客の數を語るも一興ある事なるにより左に千九百十一年中に於ける旅客統計表を掲ぐべし。

| 旅客到着地點 | 外國人 | 支那人 |
|---|---|---|
| 上海 | 九二九 | 二、二二七 |
| 芝罘天津 | 三一一 | 一、二六九 |
| 大連 | 二〇五 | 六〇九 |
| 營口 | 九 | 一、一四五 |
| 日本 | 一七九 | 六 |
| 浦港 | 四五 | 二、四九六 |
| 香港 | 一 | — |
| 歐洲 | 二、七八八 | — |
| 合計 | 四、四六五 | 七、七二五 |

| 出發地點 | | |
|---|---|---|
| 上海 | 一、〇四一 | 三、〇六九 |
| 芝罘天津 | 三三八 | 一、二五五 |
| 大連 | 二八三 | 一、八六三 |
| 營口 | 三 | 一、一四八 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 安東 | | — | 二〇二 | |
| 廣東 | | — | 一二 | |
| 日本 | | 一八六 | 七四 | |
| 浦港 | | 二二 | 八二八 | |
| 香港 | | 二 | 一八 | |
| 歐洲 | | 二、八六三 | 七五 | |
| マニラ | | 二 | — | |
| 合計 | | 四、七四〇 | 八、五四四 | |

更に主要輸出貨物の仕向地を知るは趣味ある事なるべければ左に其大要を掲ぐ。

| 品名 | 單位 | 獨逸直行 | 諸外國行 | 支那諸港 |
|---|---|---|---|---|
| | | 直接 | 上海經由 | |
| 猪鬃 | 担 | 九二四 | 一、八一七 | 一三二 |
| 石炭 | 噸 | 一〇、六三〇 | 三一、二三三 | — |
| 棉花 | 担 | 三 | 一四、六二六 | — |
| 鳥賊 | 同 | — | 二七 | 五六七 |
| 蛋白 | 同 | 四九〇 | — | 二六 |
| 蛋黃 | 同 | 三、二九〇 | 五八 | 一 |
| 落花生(皮付) | 同 | 三、七六九 | 四八、四九五 | 一、七五〇 |
| 同(仁) | 同 | 一〇〇、〇七七 | 四七六、七四八 | 二二、一二五 |
| 醫藥 | 同 | — | 二、五〇四 | 六、八四三 |
| 豆油 | 兩 | 二、七八五 | 二八、一二九 | 六、二五四 |
| 落花生油 | 担 | 六 | 一、八二九 | 一、四〇八 |
| 干柿 | 同 | — | — | — |
| 杏仁 | 同 | 三一二 | 二一四 | 四八 |
| 胡麻 | 同 | — | — | — |
| 黃絹糸 | 同 | — | — | — |
| 屑糸 | 同 | — | 三 | — |
| 山東紬 | 同 | 一 | 七 | 二二三 |

| | | |
|---|---|---|
| 五九 | | |
| 七四 | | |
| 八二八 | | |
| 一八 | | |
| 七五 | | |
| — | | |
| 八、五四四 | | |
| 五九 | | |
| 六四、六三五 | | |
| 二五、五四二 | | |
| 四、二六八 | | |
| 四 | | |
| 九 | | |
| 三、五三七 | | |
| 一四〇、五五七 | | |
| 四〇、〇一八 | | |
| 一四、六一五 | | |
| 一〇六、〇一五 | | |
| 三、九一二 | | |
| 三〇五 | | |
| 二四 | | |
| 二、九三四 | | |
| 七、二〇一 | | |
| 三、二五九 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 牛皮 | 枚 | 一、七五五 | 二、二七九 | 四六 | 三、一一一 |
| 山羊毛 | 同 | — | — | — | 五四、五三四 |
| 皮 | | | | | |
| 參稗眞田 | 担 | 六、六九〇 | 五一、〇四八 | 一七、五〇三 | 一二、七六一 |
| 牛油 | 同 | 二〇三 | 七、〇六四 | 三六二 | 一、一一七 |
| 羊毛 | 同 | — | 一、一三〇 | — | 九五二 |

## 四、山東鐵道

山東鐵道は獨逸の租借地たる青島に起り山東省の首府濟南に終了する一線にして其延長三百九十四吉魯米突博山支線の延長五十九吉魯米突合計四百五十三吉魯米突に達する線路にして千八百九十九年九月起工し千九百四年六月竣工せり其建設費用總計五千二百九十萬千二百二十六馬克卽ち一哩に付約九千九百磅を要したりと稱せらる。軌道幅は四呎八吋半にして枕木には鋼鐵を用ゐ目下單線なるも將來發展の場合之を複線となし得る如く其線床を構築しあるもの也。

地勢平坦にして切開せざる可からざりし箇處も二三に過ぎざりしため技術上何等困難を感ずる事なかりしも、支那の各地に存在して絕えず鐵道布設工事の進捗に妨害を與ふべき墓地移轉問題と雨期に於て膨脹狂奔する水流とは本線上に於ても少からず當局者を惱ましたるものと見え線路の著しく迂廻しつゝあるは土地買收の不可能なる場所少からざりしを證し、橋梁排水竇の無數なるは曾々以て該地方が樹木缺乏のため雨期に際し大小幾多の奔流激湍を出すかを知るに足るべし、余は青島に赴く時列車が數秒にして排水竇の上を走り數分にして橋上を通過するを見て歸路無聊なる儘試みに青島より張店に至る迄架せられたる橋梁を數へしに百六十六個を算したり。全線を通じなば其數幾何に上るべきか、蓋し三百を下らざるべし。

熟々獨逸が青島を占領して本鐵道を布設するに至りたる歷史を査するに、今を去ること十七年前李鴻章が露國現帝の戴冠式に列する爲めモスコーに赴きたる際、北淸及滿洲に於て容易ならざる權利を露國に與ふることを密約せる旨獨逸の探知する所となり、之が對抗策として膠州灣を占領し山東省を自己の勢力圈內に置かんとするの計畫を立て、密に其機會の來るを窺ひつゝありたるに、量らずも一の椿事發生し獨逸に取りては千載の一遇とも云ふべき好機を與へたるを以て之に乘じて其目的を達することを得たり。

其徑路につきては旣に靑島の項下に詳述せしを以て茲には其占領に附帶して起りたる事項を記して山東鐵道布設の歷史を語るべし。膠州灣占領後間もなく在北京獨逸公使は支那政府に向ひ大約左の要求を提起したり。

一、淸國政府は謀殺されたる宣敎師の紀念碑を建設すべし。
二、被害者の遺族に慰籍金を與ふべし。
三、山東巡撫の官位を剝奪し永久之に官位を與へざるべし。
四、淸國政府は獨逸が膠州灣を占領するに向つて要したる費用を支拂ふべし。
五、淸國が山東省內に鐵道を布設し且つ其沿線地方に所在する鑛山を採掘することあらば獨逸技師を採用すべし。

こは最初淸國政府の拒絕する所となり獨逸は先づ其占領したる膠州灣を放棄したる後始めて商議を開始すべしと主

張せしが、獨逸は之に對し過去の經驗に徴するに清國政府の約束は絶對に信賴すべからざるを以て獨逸の要求を容るゝまで膠州灣を放棄せざるべしと回答し、彼我押問答の末遂に清國は獨逸の要求を許可すると同時に、將來清國に存在する獨逸臣民の生命財産を保護すべしと云ふ保證を與へ、更に膠州灣と之に附帶する陸地の一部に向つて九十九年間の租借を許し、青島と濟南間、膠州灣より泝州間並に膠州灣附近より發し省の南西界方面に向つて布設さるべき鐵道線路を布設するの權利と、其沿線三十清里の區域内に於て鑛物及石油を發掘するの權とを附與するに至れり。此に於てか山東鐵道會社は千八百九十九年六月十四日を以て成立し五千四百萬馬克の資本を以て先づ膠濟鐵道の布設に着手して之を完成したる次第なり。

本線の普通列車に對する乘客賃銀は一等一吉魯米突に付三仙四五二、二等一仙七二五、三等〇、九三五仙にして急行は以上の二割五歩增なり。而して普通貨物の運賃は一噸一吉魯米突に付約二乃至九仙なり。（本年一月より四割の値下を斷行したり）

本線は政治上に於て青島占領と共に大なる成効を意味す。然れども其一端に於て最新式の設備を有する青島を控え、百萬噸の貨物を呑吐するに足るべき力あるに拘はらず、目下の所其他端は僅かに濟南に終りて深く支那の中腹を衝くに至らず、其勢力の及ぶ所僅かに芝罘を壓倒して其貿易を青島に吸收するに至りたるに止まり、而も津浦線は豫定の如く本線を賑はすに至らず、加ふるに沿道の炭鑛はリヒト、ホーヘン男が稱するが如きしかく良好にして無盡藏なるものにあらず、故を以て經濟上決して失敗と云ふ可からず、既に千九百十年に於て三百七十萬三百四十二元の收入に對し九十九萬九千七百二十三元を支出し二百七十三萬六百十九元の純益を擧げ年六分五厘の配當をなしたる所より觀れば甚だ成効しつゝあるか如きも、未だ以て獨逸の慾望を滿たすに足らず、此に於てか更に一層本線を利用して青島の繁榮を期せんと腐心しつゝあり。

山東鐵道は青島に於ける一小獨逸帝國より支那の内地に通ずる道路にして濟南は卽ち其帝國に赴くべき關門なりとす。故に何人も濟南に於て膠濟鐵道停車場に入りたるときは須らく獨逸帝國の門戸に足を踏み込みたるものなることを忘るべからず。天津より若くは南京よりする旅客は津浦鐵道の極めて明け放しにして不規律なるに反し膠濟鐵道が獨逸流の甚だ几帳面なるを認むべし。乘客は停車場に於て改札口を認むべし此處には制服制帽を着けたる獨逸式の嚴格なる檢査掛佇立し居りて一々乘車券を檢閲し然る後プラットフォームに出ることを許さるべし。手荷物を運搬するに當り乘客が三度以上改札口を往復することあれば大目玉を頂戴することを覺悟せざる可からず。見送人又は乘客に所用ありてプラットフォームに出でんと欲する人は入場券を買はざる可からず。知らずして之を犯さんか殆んど毆打せらるゝに至らん。無論嚴格なる檢査掛は歐洲人に向ひ此の如き無禮は敢て試みず、所謂彼が見て以て劣等人種となす本邦人若くは中國人民に向つて之を勵行するもの也。而

して構内に入るに及び目を擧げて其處に備へ付けられたる時計を見んか津浦鐵道車站とは一の凹地を隔てたるに其時間には十五分以上の差違あるを認むべし。彼等獨逸人は其帝國の門戸に於て既に已に青島時間を使用しつゝある也。

余は青島に赴かんと欲し如上の六ケしき規定あるを知らず、切符を懷にしたる儘プラットフォームに出でんとして勞頭先づ檢査官より大なる叱咤を受けたり。次に荷物の宰領をなさんとして三回以上改札口を通過せんとして突き飛ばされたり。最後に余は彼の大なる惡感を買ひて心中大に不愉快を感じたり。

余はプラットフォームに立ちたる後停車場の時計と余が昨日津浦鐵道車站に於て合せ來りたる時間と二十分程相違せるを以て、そが青島時間なるに心付かず時計が狂ひ居るにあらずやと思ひ、檢査掛に向ひ英語もて時間の正確なるや否やを問ひたりしに彼は直ちに之に答へんとはせで先づ余の頭上より足の末端に至るまで鋭き眼光を注ぎて視一視し容易に口を開くべしとも見えざりき。定めし彼は此威嚴ある戰慄すべき尊大なる態度を以て、余を愧死せしめんと欲したるならんも、不幸感覺遲鈍なる余には彼が折角の白眼も一向其効を奏せざりしのみか却つて彼は英語を解せず爲めに余に答ふること能はざるものと合點せしめたれば、重ねて獨逸語を以て其間を繰返さんと思ひしも不幸にして其素養なき余は唯彼と相對して眼を瞬るのみ、如何ともすること能はざりし刹那にアインビルドユングなる語は無意識に唇を洩れて迸出したり。

余は自白す余は此尊敬すべき紳士に向つて何等侮辱を與ふべき意味を有せず、又アインビルドユングなる語が何等不敬の意味を含めるものなりとは考へざりき。實を告げんか余は是が如何なる意味を有する文字なりしやを知らざりしもの也。否そが獨逸語なりや羅甸語なるや將又佛語なるやすらも知らざりき。抑もその文字たるや如何なる場合余に記憶せらるゝやうなりたるか、覺知せざれども何となく舌滑りよき外國語なりし爲め痴鈍なる余の腦裡に深く刻印されたる英語以外唯一の泰西文字にして、時に外國人が不可解なる自國語を以て余に話し掛くるものあるとき余は頗る要領を得たる如き面色して兩眼を半閉し頭を左右に振動しアインビルドユングを連發して呵々大笑するの癖を有す、此下らなき癖は此日突然發揚し兎角の案もなき間に飛び出したるにてありき。

然るに此語を聞くと同時に彼の蒼白なる顏面は朱を注ぎ彼の眠げなる血走りたる眼は一層血走り來りたる彼は其太き眉を擧げ語調に怒氣を帶び正確なる英語をもて、然り此時間は正確なり。然れども汝は汝のビヂネスをマインドせよ。余が夢想に耽ると否とは汝の關する所にあらず。

霹靂一聲余が頭上に下り余は一縮みとなつて退却したり、蓋し彼は余の慇癖を知らずして之を惡意に解釋したるなり。彼は余を以て支那人と誤り、そが生意氣にも彼を嘲弄せるものと合點して立腹したるものなるべし、誰しも早朝眠より醒され寒風に吹き曝され無智蒙昧なる垂臭き支那

人を相手として、長時間同一事を繰返へすは愉快なる事と思はざるべし。況んや其前夜會心の友と共に深更迄盃に親み頭大擂鉢の如く覺ゆる早晨に於ては、一語を發するすら懶きことなるべし。旅中暦日なき余は其前日か日曜日なりしを忘れてありたり。西諺にブルーマンデーと稱して月曜はムシヤクシヤする日なり。此の如き際に於て余は獨逸式の規定を辨へざる爲め、既に彼を苛立たしめてありたり。更に無用の質問を發して獨逸帝國の權能を怪みたるの罪を犯したり。其上よし無意識なるにせよ、彼の尊嚴を冒瀆せりと思はるゝが如き言語を弄したり。彼が立腹せるは無理もなき事也。

由來白人は黃色人種に對して傲慢なり、不遜なり、時と場合により彼等は亞人に向つて動物的待遇を與ふ。尊嚴すべき濟南驛站の改札掛官は特別の恩惠を以て其日予に對する發憤の度を抑制せしも知る可からず。然らざるか、或は彼の蟲の居所惡しかりし場合に彼或は鐵拳を振つて此生意氣なる小亞細亞人を毆打懲戒するの擧に出たるやも知る可らず。若ししかされたりとて余は彼に向つて何等の抗議も抵抗も試みざりしなるべく、從順に彼の爲すまゝに委したるならん蓋し予は既に獨逸帝國に通ずる道路に其身を入れたるものにして一擧手一投足凡て其官憲に束縛せられたるものなることを覺悟し居りたれば也。唯此際フト予が心頭に浮みたる感想は往年滿洲鐵道に於て日本の鐵道官憲及兵士が支那人を虐待したりとて歐洲人が口を極めて日本の横暴を吹聽したるの一事なりとす。幸にして此の如き惡聲は今日之を耳にすることなきに至りたるも一時は之が爲め頗る物議の種となりたり。

膠濟鐵道の濟南車站に於ては黃人種虐待行爲は峻嚴なる改札掛によりて毎朝繰返されてある也。而も之に對して一の白人が其聲を高めて之を攻撃したるを聞かず、是れ抑も通過の歐米人が彼檢査掛の尊大不遜なる態度を以て黃色人種を叱咤侮辱して遺憾なき有樣を目睹せざるによるものなるか、將又彼が白人なるが故に支那人に對して暴横を極めつゝあるを見ても之を當然として看過するによるものなるか。

## 五、津浦鐵道

津浦鐵道は獨逸より六百五十萬磅、英國より三百五十萬磅合計一千萬磅を借入れて布設せられ、天津總車站より起りて南京の對岸浦口に至りて終了する一線にして、直隷の南東部を南運河に沿ひて下り山東省と安徽省の中央を横斷して江蘇の北部楊子江畔に至りて悉く。其延長六百二十八哩、明治四十二年起工し大正元年十二月一日黃河鐵橋の竣工を俟つて全線の直通を見たり。

六百餘哩間の工事に前後四年の時日を要せしと云はゞ一見頗る悠長に失したるが如き感あるも、本線上に於る最難工事と稱すべき黃河の架橋工事は其河底の浮砂なる爲め多大なる苦心と勞力とを要したるに、一昨年末武昌に爆發せる革命動亂と其後引續き各地に發生せる兵警の掠奪とは大に工事の進捗を妨げ、予が本線によりて南下せる際の如き

黃河は未だ曳船にて渡河するの狀態にてありたり。然れども該鐵橋を除きたる線路の工事は、昨年七月頃既に全通し天津よりする乘客は濟南と除州に宿泊し三日にして南京に到着し得たりし也。

本線を記するに當りてはそが如何にして布設せらるゝに至りしかの歷史を語るの要あり。夫れ津浦鐵道なる名稱は直に山東に於ける獨逸勢力の發展計畫を暗示するやの感あるを以て、そが獨逸の盡力によりて布設せられたるものなるが如く思考せらるゝと雖ども其實之が布設を最初に計畫したるものは英米シンヂゲートにてありし也。其由來を尋ぬるに千八百九十七年中支那人永某なる者外國資金の援助に依り本線を布設すべき一會社を組織するの權利を得たりと稱し、翌年八月二十三日を以て五百五十萬磅借入れの契約を英米シンヂゲートと締結せり。然るに獨逸が膠州灣を占領し山東に於て種々なる權利を獲得せる結果、本線の布設は不可能となりしを以て、英米シンヂゲートは他に之に代るべき線路を求めたれども、滿足を表すべき程のものを發見するを能はざりしと永某の獲得せりと稱せる權利が其實頗る曖昧なりしものなりし事實とは相待つて該資本團をして競爭場裡より退却せざる可からざるに至らしめたり。

之より前獨逸も亦本線に着目したるを以て千八百九十八年七月支那政府に向ひ其布設費として四百五十萬磅の資金を三十五年間年利之五分五厘手取九十二の割合を以て提供すべき義を申出てたり。然るに該線の南端は英國勢力圈内に屬する楊子江地帶の一部を貫通すべきものなるを以て英清シンヂゲートは之が布設に向つて運動を開始せしが、其際英國公使として北京に駐在せるサークロー、ド、マクドーナルド氏は專門家の言を容れ本線を布設するに向ひ財政上の危險と布設完成の曉收支相償はさるべしとの義を本國政府に報告したる爲め英清シンヂゲートの運動は最初極めて冷淡に取扱はれたりしも久しからずして當局者の見解は變更を見、遂に英獨資本家共同して之が布設に當るべきことゝなり、兩國政府の贊成を得千八百九十八年九月一日より二日に亘り英獨資本家は會合凝議したる結果、英清資本團は其活動を楊子江地帶に獨逸は黃河流域地帶に限るべき一般的默約を締結したり。

初め本線の南段終點は鎭江と規定せられたりしも、上海南京線の布設されんとしつゝある際に當り、本線の終點を南京よりも下流の地位に所在する鎭江に擇むの策を得たるものにあらざるのみならず、元來の設計によれば本線は一旦南京に近接し來りたる後西に折れ楊子江に沿ひて鎭江に達するが如く布設せらる可かりしものなりしを以て、しかあらんには上海南京鐵道は楊子江の南岸を津浦線の南端は其北岸を相並行して走るが如き奇觀を呈するに至るべく、資本の經濟的使用を誤ることとなるべく加之浦口襄陽線の東方終點となるべき既定されたる地なりしを以て津浦々襄の兩線を一所に集合せしむるは鎭江を以て津浦鐵道の末端となすに優れること萬々なりとの議に一決し終に南京の對岸なる浦口を擇み南北の兩京を連絡することとなりたる也。

此の如くにして其終點に對する議論も一段落を告げ、鐵道借款も首尾能く締結せられたるを以て本線を南北兩段に分ち天津より山東省の南境上に所在する韓莊に至る迄三百八十九哩七二の間を工事區域として獨逸之が布設に從事し韓莊より浦口に至る迄二百三十八哩六六を南段工事區域として英國の擔任とし南北同時に起工するに至れり。（中略）

かくて學理と技術は天然の障害を打破して長虹の如き黃河の一大鐵橋も遂に竣工を告げ、津浦鐵道は昨年十二月四日を以て全通するに至れり。其時間表によれば直通列車は水土の兩日十二時三十分天津老龍車站を發し、木日午後二時五十分浦口に着し、月金の兩日午前八時二十分浦口を發し火土午前十時三十三分天津老龍車站に着する筈にして普通列車も亦從來の如く支那街の端に所在する總車站より發車せず凡て露國租界にある老龍車站より發する事となれり。此外天津より濟南、濟南より徐州、徐州より浦口間及び襄州濟寧、臨城棗莊の兩支線に對する列車は從前の通り毎日發車しつゝあり、而して直通列車に附着せる寢臺は一等客に限りて供給し一床五弗を徵收すと云ふ。

卽ち天津浦口間は約二十七時間を以て旅行することを得將來北京より青島及南京への直通列車を出すことあるに至るべければ青島を經由して上海に至らんとする旅客は青島に於ける乘船の日を打算して出發するに於ては天津を迂回して上海に赴くよりも遙かに多くの時間を節約し得べく一方南北兩京の人士は殆んど三十時間を隔てゝ相握手することを得べく上海と天津間の距離は三十七時間に又北京との距離は約四十時間に短縮せられたる也。

余は前項德州の項下に於て獨逸が人爲的の方法を以て津浦鐵道を利用し山東の貨物を青島に吸收することなきやに就て略言し置きしが、こは意外にも早く實現し獨逸鐵道官憲は本年一月初日より濟南青島間の運賃を約四割方低減して以て其活躍の端緒を開くに至れり。之に關し當地の一新聞は報じて曰く。

山東鐵道が特に運賃を引下ぐるに就き津浦鐵道總辦は獨逸人と運賃を一定し各自任意に增減し得ざる樣協約せられん事を交通部に請求せしに、朱總長は山東線は專ら營業を目的とするものにあらずと協約するも必ずしも效果あるを期待すべからず、且つ津浦線は四省を貫通するも山東線は僅に青島濟南府間に過ぎず、若し獨人全線に就き運賃の協定を要求し來らば却て我に大損失を來すべしとの意見を附し回答せりと云ふ。

若し前記の報道にして事實の眞相を傳へたるものとせば、朱總長が抱持する意見の賢愚は別問題とし、天津は一旦其商勢力圈內に引入れたる山東の中部卽ち濟南附近を放棄せざる可からざるに至るべし。是れ天津としては決して默許すべき事にあらず、須らく何等かの方法を講じて之と對抗を試みざるべからず。

一法として進言すべきは天津商人が團結して政府に迫り濟南天津間の運賃引下げを決行せしむるにあれど不幸にして頑迷なる當局者は之に應せざれば運動は徒勞に歸すべし。故に余は茲に南運河改修の議を提出し一方津浦鐵道をして之と競爭の結果、其運賃を引下げざる可からざるに至らしめ一方山東及河南の一部より貨物を天津に吸收するの方法を唱導せんと欲するもの也。

夫れ南運河は河南省新鄉附近に起り天津に通ずる水路にして其舟揖を通ずべき區域は延長一千六百三十八清里に達し往昔鎭江より貢米を輸送せし時代に在りては臨清附近に於る大運河に接續し以て支那に於ける奥地水路中有數の輸送機關たりし也。然るに物變り星移り汽船の發達と臨清より寧濟に至る大運河の區域が常に游埋することとは相待つて貢米の輸送を運河に托せざる事となりたる結果、著しく南運河の衰退を來し、殊に支那人の惡癖として如何なる事物にもあれ之を修理改善せざる一事は南運河の上流を閉塞し隨て其河底を甚しく滓泥せしめ、今日に於て或部分の如き減水期中殆んど船を行ること能はざるの狀態にある始末なり。此の如き不完全なる形狀に存在すと雖ども今尙ほ其流を上下して貨物の輸送に從事する民船は大小合せて二萬隻を下らずと云ふに徵すれば、本水路の價値は鐵道交通の便を有する今日と雖ども、容易に否認すべきものに非ず、此事や實に余が抱懷する意思の根底にして之を布演して以て大方の參考に供せんと欲するもの也。

津浦鐵道の建設を見たる今日之と並行する運河に付云爲するは頗る迂遠なる愚見なりと思意さるべきも、其運河沿岸に密接して所在する幾多の生產地と各地點より天津に至る運賃とを一考するに於ては、强ち該水路を以て既に己に其有効期限を經過したりとして一概に排斥すべからざるものなるやに思はる。抑も南運河が今日の如き衰運に陷り殆んど世人に忘却せられんとするに至りたる所以は、時勢變遷の結果なりと雖ども而も其游滓と沿線各地に所在して苛稅を誅求する厘金局の致す所にして、若し夫れ其泥土を浚渫して水底を深くし舟揖の交通を自由ならしめ、一方厘金の率を減少せしむるか或は之を徵收する局數を廢合せしめ以て往來上下する民船の交通を容易ならしめば、天津は茲に津浦鐵道以外に奥地と貿易すべき好通路を得遠く河南の中部を衝きて以て其商區域を擴張し得べき也。是れ豈一考の價なしとて顧ざるべき問題と云ふを得べけんや。

厘金の徵收額を減少し若くは其局數を減するの一事は或は不可能事にあらざるべきも、容易に實行すること能はざるべき問題ならん。然れども運河の浚渫に至りては必ずしも其遂行に至大の困難を感ずべき事とも思はれず、何となれば之を實行し得ると否とは蓋し經費の一點のみに歸着すべければ也。

目下中華民國の財政は窮乏の極に達し幾多焦眉の急は政府に迫りつゝある際に於ては、比較的重要ならざる運河改修の提議をなすは頗る時勢に通せざるが如く見ゆるも、其實運河の浚渫は最も好時機に逢着したるものにして、中央政府の手を煩はすことなくして之を遂行し得らるべき問題なりと思考するもの也。

昨年の雨期に於て直隸及山東省の或地方が洪水に浸され幾千の土人は生計の途を失ひ、當局者と博愛の人士は之が救濟に腐心し洽ねく寄附金を募集して生靈を塗炭に救はんと盡しつゝありしは大方の諒知せらるゝ所ならん。尙天津外國人間に於ても水災救濟會なるもの組織せられ、義捐に慈善會にあらゆる手段を講じて會員を醵集したることあり

き。余は其金額が如何なる數に達せしやを知らざれども、こは凡て被害地附近に居住する外國宣教師に交附せられて夫々處分せられつゝあるものゝ如し。而して聞く所によれば是等迂遠なる宣教師は此多額の金圓を活用するの途を知らず、窮乏の土人に向つては漁具を與へ浸水地に於ける魚を捕へしめ之を販賣して以て糊口の道を講ぜしめつゝありと。

支那官憲に於ても貧民の救濟に向ひ少からざる金圓を支出して彼等の困厄を輕減せんと勉めつゝあるが如きも、要するに彼等は限りある經濟を以て無數の窮民に向ひ施與的に金品を惠みつゝあるを以て隨つて與ふれば隨つて來り滔々として盡くることなき有樣にして、殆んど爲す所を知らざるが如き狀態にあり。近く三百餘名の老幼男女は天津の水災義賑局前に詰め掛け救濟を嘆願し一時大騷擾を極めたる趣なりしが、一月二十一日劉布政使は二萬兩の賑款を該局に交付し尚ほ之にても充分ならざるより、公民會の國民捐三萬一千元及當地二三の富紳より三萬一千元の捐出を仰ぎ之を救助費に充る事となしたりしと云ふ。

施與や大に好し、金品を惠みて窮を救ふは主義に於て大に贊成する所なれども、無意味に施與をなすに於ては無智なる民衆を敎へて乞食とならしめ之に甘んずるの惡風を養成するに至るもの也。故に義捐をなすにも當局者は大に此點に留意し一方貧民を救濟すると同時に、其救濟を受くる民衆をして之を受くるが如き方法を以て惠與に與らしめざる可からず。換言すれば窮民に對しては拱手して其施與を受くる事なく彼等をして自己の働力によりて其報酬を得らるゝが如く工夫せざる可からず。此に於てか惠與の主義は初めて其本能を發揮し之を受くる者も之を與ふる者も共に健全なる効果を收むべき也。

余は茲に此紙面を借りてチャリテーとボーバライゼーションの區別を講義せんと欲する者にあらず、唯之を水災賑恤の擧に應用し因て以て天津を利用するの策を献せんと欲する前提たらしむるのみ。然らば救民の救濟は如何なる方法によりて之を實行すべきか、彼等に向つて衣食を給する權宜の便法は一時的にして可なり、須らく當局は彼等の中より體力勞働に堪ゆべきものを擇み其醵集したる資金を流用して南運河の改修を實行すべし。此に於てか活きたる金は活きたる方法に善用せられ、乞食的精神を養成する事なくして、窮民に衣食の途を給し而して天津に向つてはて一大利源を開拓するに至るべく、あらゆる方面に向つて最も健全なる良結果を來すべし。一旦運河にして交通自由なる水路となり比較的低廉なる運賃を以て當地と陸奥地間に貨物の輸送を見るに至らんか之と並行する津浦鐵道は勢ひ之と競爭せざるべからざるに至るべく、競爭の結果必ずや其運賃を輕減するに至らん。是れ豈一擧兩得の策にあらずとせんや。余は當局者が此點に留意して南運河の改修を實行せられんことを切望して止まざる者也。

津浦鐵道に依りて旅行を試みらるゝ人は必ずや南北兩段の施設上著しく相違あるを見て英獨兩國經營の特色が工事上に歷然として其跡を印するに驚かん。抑も北段の工事は

天津總車站に起り山東の省界韓莊に終る其延長三百八十九哩七二にして、南段は韓莊以南浦口に至る二百三十八哩六六間なり而して其北段に於ける線路に沿ひて立てる各停車場は盡く赤煉瓦を以て構築せられ昔くに赤色の瓦を以てし中には壯宏眼を驚かすべき建築物あり就中德州、泰安等の如き商業上比較的重要ならざる地點に於ける停車場が或は泰西風に支那風を折衷したる美麗なる二階建赤煉瓦の建築物を有し或は磨出しの三影石を以て疊める堂々たる建物を有するに反し南段に於ては各所の停車場皆普通の煉瓦を以て構築せられたる平屋建亞鉛板屋根の粗末なるものの也。

此の如きは一見人をして獨逸が支那に於て特に其勢力の偉大なるを表示せんが爲め支那の資金を自家の利益に浪費したるが如き感を抱持せしむべきも、仔細に經營の跡を觀察すれば其必ずしも然らざるを覺ゆ。蓋し獨逸が沿線の工事に向つて比較的高價なる赤煉瓦を用ゐたるは頗る適宜なる處置にして決して之を非難すべきものにあらず、否之を使用する方或は却つて經濟的なりしやも知る可からず。

北段の工事を執行するに當り獨逸が技術困難を感じたる事二あり。其一は黃河の鐵橋にして其二は線路に用ゆるバラストの缺乏即是也。バラストは黃河以南に於て之を得る所唯一の唐山ありしのみ。而も之を唐山に求めんか輸送上頗る多額の費用を要せしを以て止むなく、其線路が南方に延長せられ沿線附近に於て適當の石山を得る迄一時の便宜的工夫として各停車場附近に煉瓦窯を構築し、此處に堅固なる煉瓦を燒き之を破碎して以て塊石に代用したる次第なり。門外漢は赤煉瓦と黑煉瓦とは其原料に於て根本的の相違ありと思意すべし。余もしか考へたり。然れども色の相違は燒乾の方法より生ずるものにして決して之に使用する粘土を異にするものにあらず。卽ち赤煉瓦は之を燒きたる窯の中に於て自然に放冷せしむるものにして、黑煉瓦は之を燒きたる後其上に水を撒布して人爲的に之を冷却せしむるものとす。故に前者を製造するには後者よりも多くの時日を要し且つ其質堅固なるを以て黑煉瓦に比し高價なる所以なりとす。

津浦鐵道の北段に於ては既述の如く各停車場に窯を築きバラスト用の赤煉瓦を製造し其序を以て建築用瓦を製したるものなるを以て停車場の構築物に用ひたる赤煉瓦は畢竟一の副產物たるの形をなし、門外漢が見たる如くしかく多大の經費を要したるものにあらず。又泰安に於ける三影石の建物の如き如何にも贅澤に見ゆるも、其實該地方は石材に富み採掘に任じて之を得べき狀態にあるを以て是亦獨逸の鐵道當局者に取りては左したる費用を投じたる次第にあらず。要するに南北兩段共事情の許す限り經濟的に線路を布設したるものと見て誤りなかるべし。

津浦鐵道が南北兩京間の距離を著しく短縮し、中淸の一端と北淸の一端とを連結して交通を便ならしめ以て離隔せる人民の意思を疏通せしむる上に於て多大の効果あるべきは之を贅言するの要あらず。又其政治上及經濟上に於ける利益に就ては既に定論ありて余が愚見を挾むべき餘地なし

と雖ども、唯其線路が一時想像されたるが如く、獨逸の青島發展政策に利する所あるやの點に就ては疑なき能はず。

本線の北段特に濟南より天津に至る區域が青島及天津に對して有する關係に就ては前段既に之を詳述せり飜つて濟南以南より浦口に至るまでの狀態を見るに、是亦運賃と距離の關係上貨物を青島に吸收せられずして獨逸が見て以て自家の勢力圈内と思意する山東省内よりすらも續々浦口に向つて輸出せられつゝある有樣也。獨逸たるもの晏然として其成行に任せ爲す所なくして止むべきか山東鐵道が四割の値上げも斷行して濟南に於て集中する貨物を青島に迎へんと腐心するものは既に獨逸があく迄津浦鐵道を利用せんと欲しつゝあるものなる事を證明するもの二にして他日德州、石家莊線の完成は更に北方に於ける津浦線利用の範圍を大ならしむ。同時に彼が嘗て獲得せる山東鐵道の一驛より起りて滿洲に赴くべき一線は不日必ずや起工せらるべく、之が竣工の曉之を延長して津浦線と連結せしめ更に西方に走つて開封を働くの擧に出んか黃河以南に於ける津浦線の一部分は少くも青島の發展に資するに至らん。

然れども青島は津浦線によりて天津の繁榮に何物をも與へざるべし何となれば天津港の因て以て今日を致せし所以は獨逸が根據地とせる山東省に依賴するものにあらずして、北は張家口より蒙古方面、西は山西を經過して陝西甘肅を顧客として覇を稱するものなるが故に青島とは自ら其勢範圍を異にするものなれば也。雖然前述せる如く石家莊德州間の線路にして布設せられ青島より直に此方面を衝くに至らば或は天津港得意の一部を奪ひ去るに至るやも未だ知るべからず。吾人は靜かに大勢の發展を待つて不幸此言が簸をなすや否やを見んと欲す。

# 支那改造借款契約草案

本契約は一九一三年　月　日北京に於て支那共和政府（以下支那政府と稱す）を代表する國務總理外交總長及財政總長と、香上銀行。德華銀行。モルガン組合、クヒ、ローエル會社、第一國立銀行及ナショナル、シチー銀行より成る米國財團。露亞銀行。東方滙理銀行及橫濱正金銀行（以下銀行團と稱す）との間に締結せらる。

保障　支那政府は二千五百萬磅（五億一千百二十五萬馬）六億三千百二十五萬法、一億二千百六十二萬五千弗、二億三千六百七十五萬留、貳億四千四百九十萬圓）の借款を希望し、其保障として上記の金額に相當する金貨公債を發行せんとし、又銀行團は上記借款契約を支那政府の爲に發行せん事を保證し依て下の如く契約す。

第一條　支那政府は銀行團をして、一回或は數回に銀行團の撰擇により五分五厘利の金貨公債二千五百萬磅（獨貨五

億一千百二十五萬馬、佛貨六億三千百二十五萬法、米貨一億二千百六十二萬五千弗、露貨二億三千六百七十五萬留、日貨二億四千四百九十萬圓に相當す）を發行せしむ。

銀行團は磅又は應募國の通貨を以て、上記換算均一價格と同率にて、支那政府に公債應募額の全部、若しくは其一部を支拂ふの撰擇權を有す、假證券及本公債券に附隨せる利札は、上記の換算率を以て、如何なる國に於ても支拂ふべし、本公債の支拂償還計算若くは拂戻の場合にも同一條件を適用す。

本借款の起算日を第一次公債賣出の日とし、支那政府五分五厘利改造金貨借款と稱す、

第二條　第一次利札の支拂に關しては、第十三條の規定による、而して本借款は次の目的にのみ使用せらるべし、

イ、本契約附錄Aに詳記せられたる、支那政府の既に期限に達せる負債の支拂

ロ、本契約附錄Bに詳記せられたる、未拂小借款の償還

ハ、本契約附錄Cに擧げられたる暫時にして滿期となるべき支那政府負債を期限到着の際に於て支拂ふべし

但右の內には革命戰爭により生じたる損害に對する外國人の要求をも含む

ニ、本契約附錄Dに詳記せられたる軍隊の解散費

ホ、本契約附錄Eに詳記せられたる軍票及各省紙幣の償還

ヘ、本契約附錄Fに計上せられたる行政經常費

ト、本契約附錄Gに示されたる鹽政改革經費

チ、他の行政上の施設にして、支那政府と銀行團との間にて必要と認められたるもの

上記附錄は本契約の一部とす

第三條　本借款及本借款に關係せる前渡金全部は支那政府の直接負債たるもの也故に支那政府は本借款元利及前渡金の支拂及前に規定せられたる事業の實行を確實に誓ふべし

第四條　全借款及之れに關する前渡金は支那の鹽稅全部を擔保とす、但本契約に附隨せる明細書の如く、既に擔保とせられ且未だ償還せられざる既成借款に準ずるものとし、本借款或は其一部が未だ償還し盡されざる間は、鹽稅を擔保とする總ての借款に對し本借款は優先權を有す、如何なる借款も本借款より優位、又は同一條件を以て成立する事能はず、又本借款支拂に要する上記鹽稅の擔保を減少し或は毀損する借款を起す事を得ず、且上記鹽稅を擔保とする將來の借款は、此借款に準ずるものとす、斯の如き借款を起す場合には其契約の一項に此旨を明記すべし、

若し將來に於て海關收入年額が凡ての現存借款を支拂ふに必要なる額以上に達したる時、卽ち關稅改革の結果釐金撤廢の理由によりて、これを擔保とし得るに至らば、斯くの如き過剩金は第一に本借款の支拂及擔保に供すべき事を契約す、鹽稅收入增加に伴ふ過剩は、支那政府これを他の經費に使用する事を得

第五條　支那政府は外國の助力を以て本契約により擔保と

せられたる鹽稅徵稅法の改良を財政總長の決定せる方法により實行すべきを約す、其方法次の如し

支那政府は財政總長の管理に屬する中央鹽務處を北京に設く、此中央鹽務處に於ては總辦の下に支那人の稽核總辦と外國人の會辦とを置く、此兩者は鹽稅收入の報告計算書の編纂及特許狀の發行につき最高の權限を有す

各產鹽地に於ては地方分所を設け、一支那人と一外國人とよりなれる所長を任じ、此等の兩者は鹽稅の徵收及保管につき連帶責任を有す、又是等支那人外國人分所員の任免は、中央稽核總辦會辦の協同決定により、財政總長の承認を俟て決定す、地方分所長は特許狀發行を主宰する共同義務を有し、且地方鹽運司と北京に於ける中央總稽核處に詳細なる出納を報告するの義務を有す、該出納計算書は財政總長に提示せる後政府公報に發表すべし、各產鹽地に於ける徵稅濟證書は華洋兩所長協同の捺印を要し、是等の收稅金は「銀行團の支那政府鹽稅會計」中に預金せられ、或は銀行團によつて承認せられたる銀行に預入せらる、而して是等は出納書と共に中央總稽核處に送付せらるべし、此鹽稅收入は稽核總務司の共同捺印の外引出す事能はず、而して中央稽核處總會辦は鹽稅收入を擔保とせる數種借款の優先權を保護するの義務を有す、本借款元利の規定の如く支拂はるゝ間は、他に規定せられたる如く鹽稅に干涉する能はず。

但若し元利支拂の期日に支拂はれざる場合は、相當なる猶豫期間の後上記鹽政は海關に合併せらるべし、而して其收入は公債所有者の利益の爲に處分せらるべし。

第六條　鹽政の改革は直隸山東、湖南、江西は本借款成立の第一ヶ月目より本借款附表に明記せられたる額に從ひ、本借款の遂行上必要なる資金を每月銀行團に期日前十四日以內に拂込むべし、各省の割當金は其省に於ける中央政府收入の地租を第一擔保とす、而して支那政府は上記各省の負擔が正當なる省の最商權者より正當に承認せられたりとの證據を、銀行團に提供すべし、一ヶ年間の鹽政收入が鹽稅を擔保とせる借款及本借款半期拂利札支拂に充分なるに至らば、上記各省の損金は停止せられ本借款の支拂は悉く鹽稅よりなさるべし、若し鹽稅收入が上記の收入額を三ヶ年間繼續して持續するに於ては上記各省の負擔は全く免除せらるべし

第七條　銀行團は應募者に對して本借款金額に對する金貨公債を發行すべし、其額は銀行團これを決定す、債券の樣式及文字は、財政總長或は倫敦、巴里、伯林、華盛頓、聖彼得斯堡及東京駐在の民國公使と銀行團と協議の上、銀行團之を決定す

該債券は支那政府の費用によりて印刷或は彫刻せられ、財政總長自身の署名に代はるに其寫眞及支那政府の印璽の寫眞を以てすべし、倫敦、伯林、巴里、華盛頓、聖彼得斯堡或は東京に駐在せる民國公使は、債券の發行に先ちて、上記寫眞及印璽の正當に手續せられたる事を證明すべし、

倫敦、巴里、紐育、聖彼得斯堡或は橫濱に於ける銀行團代表者は、公債發行代表者として、これに副署する事を得

第八條　本借款の利率は表面價格の五分五厘とし、利札の提供によりて銀行團或は其代理店を通じて、半ヶ年毎に支那政府より公債所有者に支拂ふべし、利札は磅、馬、法、弗留、圓等第一條の規定に從て支拂はるべし、上記利子は債券發行の日より起算す

第九條　本借款の期限を五十ヶ年とし、元金の償却は、十六年目より始り、百九十九萬七千四百九十三兩卽ち二千四百九千三百七十磅五分半（獨貨五百九萬九千六百八十二馬二六、佛貨六百二十九萬六千八百七十四法五六、米貨百二十一萬三千二百弗九六、露貨二百三十六萬一千五百六十四留六八、日貨二百四十四萬二千八百六十圓三六）の減債基金によりて支拂はれ、該金額は月賦を以て期日前十四日以內に支那政府より銀行團に支拂はるべし

若し本借款期日より十五年經過の後支那政府が額面金額にて償還する事を希ふが、又は未償還額の買戻償還を希望する場合は、六ヶ月以前に文書を以て、銀行團に通牒すべし斯の如き償還或は買戻償還の期日は銀行團と反對の取極めなき限り、借款計畫書に規定せられたるが如く現金振出の日を以てす。

本借款の全部の償還を終りたる時を以て、本借款契約は消滅す

第十條　利子の支拂は本契約附表に從ひて毎月期日前十四日以內に等額に財政總長より、銀行團にて時々指定せられたる銀行に支拂はるべし、尙米國銀行團の代表者は花旗銀行を以てこれに充つ

上海に於ける馬蹄銀或は銀貨が支那の貨幣制度確定の後歐米或は日本に於て金貨支拂に應じ得るに至らば、同日に銀行團と換算を行ふ、若し支那政府が歐米及日本に於て流用すべき金貸資金を有するに至り敢て現金の回送を要せざるに至らば、是等の支拂は、歐米或は日本に於て期日の十四日以前に金貨を以て支拂ふ事を得

利子及元金の支拂に關する費用の支出に就ひては、銀行團は本借款年額收入の一パーセントの四分の一の手數料を支那政府より受くべし、上記手數料は本契約附表に規定せられたる如く半年毎に銀行團に支拂はるべし

第十一條　本契約目論見書に必要なる細目元利の支拂、及び償還の爲債券の引戻し等に關する細則は、銀行團と倫敦巴里、伯林、華盛頓、聖彼得斯堡及東京駐在の民國公使と協商の上之れを定むべし

銀行團は本契約の調印後速に目論見書を發行すべし、支那政府は上記各地の駐在公使に協同行爲を要し、或は借款目論見書に記載せるが如き調印を要する場合には、銀行團と協同行爲に出づべき訓令を發すべし、

第十二條　凡て債券利札及借款に關する支拂受取等は、本契約の繼續中、輸入稅其他總ての課稅を免除せらる

第十三條　本借款の價格卽ち支那政府手取は發行價格より六分を扣除したるものにして、債券の印刷或は彫刻費を除く外、一切の發行費は銀行團の支辨とす

發行の支那政府に最も有利なる時期は銀行團に於てこれを定め、且つ民國外使臣に訓令を發すべき、猶豫あらしめ

んが爲に、銀行團は豫めこれを支那政府に通告す

銀行團は歐米及日本に於て本借款第一次實上高より第一次半ヶ年分利子及銀行團手數料一パーセントの四分の一に相當する金額を保管すべし、而して支那政府は斯く保管せられたる資金中より、該利子及手數料を銀行團に支拂ふべし、同時に本契約第四條に規定されたる如く、支那に於ける銀行團各省より支拂はるべき資金を、第一利札支拂の爲六ヶ月間蓄積せられ、各省より支拂止むなく斷絶せる場合の準備金として、各省租稅擔保の消滅が第四條の規定中に添加せらるゝ迄保管せらるべし、第一次利札及本借款に關聯して、支拂はれたる前渡金利息支拂に相當せる額の、公債賣上高を控除したる後、及び第二條a、b、c、の各項に使用せられたる後、借款の純收入は倫敦、伯林、紐育、聖彼得斯堡、橫濱に於て香上銀行、總華銀行、東方滙理銀行、亞米利加財團、露亞銀行、橫濱正金銀行の支那改造借款欄中に繰入るべし。

歐米及日本に於ける銀行團より借款資金を輸送する場合は支那に於ける銀行團或は指定代理店に通じ、各銀行共出來得る限り等分に行はるべし、歐米或は日本よりの各輸送に關する爲替料は、同日を以て輸送銀行と協定せらるべし、若し同額輸送が輸送上に於て實際上相互に滿足なる處置を圖り難き場合に於ては、銀行團は財政總長と協議の上これを決す。

倫敦、伯林、紐育、聖彼得斯堡或は橫濱に於て保管せらるる借款資金の利子は三分とす。

支那に於て輸送銀行に依て保管せらるゝ借款資金の利率は當座預金率を適用す、歐米或は日本に於ける上記支那改革借款勘定中の借款金引出しは、第十四條の規定に從ひ財政總長の命令によりて行はる、一週間內に支那に輸送すべき借款資金は時々銀行團或は指定代理店と協定せらるべし、但一週間內に五十萬磅を超ゆべからず、而して各輸送せられたる資金は、借款使途に向て要せらるゝ迄、支那に於ける輸送銀行に保管せらるべく、支出に關しては第十四條に規定せらる。

第十四條　支那政府は千九百十三年十一月十五日大總統敎令を以て布告せられ、千九百十二年十一月十六日の政府公報を以て發表せられたる臨時規則によりて、審計處稽核處を有效に實行すべきを約す、該規則の寫及飜譯は本契約附錄Ⅱに附記せらる、尙該規則の修正を必要と認むる場合に於ても、本契約の效力を毀損するが如き事なかるべし、

審計處稽核處に附屬せる外國借款局の華洋兩監査官は彼等の協同調印によりて借款資金の運用承認を保證すべし、銀行團より引出す借款資金は、其必要の實際額に相應せざるべからず、借款資金引出に關して銀行團に手形を振出したる場合は、財政總長或は其代表により調印且署名せられたる用途の明細書及發款命令を附して、銀行に提出せざるべからず。

上記銀行團の代表は、本借款第二條及附表に添へたる費用なる事を確めたる上該手形に副署し再び財政總長に送回し以て銀行團に支拂を要求せしむ。

若し上記銀行團の代表者が借款使途に關し、疑を存したる場合は、上記稽核處借款局長に再調査を要求し、且受取證及審査證書作成を要求するの權利を有す。

第十五條　債券の紛失、盜難或は破損の場合は關係銀行團は、財政部及倫敦、伯林、巴里、華盛頓、聖彼得斯堡或は東京に於ける民國公使に通牒すべし、該公使等は銀行團をして、斯の債券が支拂を停止せられたる旨を新聞に廣告し且尚其後の法律或は習慣に從て必要と信せらるゝ方法を講せしむべし。

若し債券が破損したる場合或は紛失、盜難に罹れる債券が、銀行團により規定せられたる期間内に、發見或は恢復せられたる場合は、倫敦、巴里、華盛頓、聖彼得斯堡及東京に於ける支那公使は、同金額の二枚の債券を作り、紛失、盜難或は毀損せる債券の所有者或は其所有者を代表する銀行團に交付すべし、此等債券の作成引渡等に關する費用は債券所有者の負擔とす。

第十六條　若し公債發行目論見書發表に先ちて政治上或は財政上の恐慌起り支那公債の市價に影響し、爲に銀行團が此條項を以て本借款の發行及賣出を成功せしむる能はずとの意見に、一致するの程度に達する時は、銀行團は本借款調印期日より起算して、六ヶ月間賣出猶豫期間を與へらるべし、若し此の期間の修了期に於て尚市場の逆潮止まざれば、銀行團は期間の延長を請ふの權利を有す、若し支那政府にして要求せられたる期間の延長を拒みたる場合は、本契約は消滅に歸す、但し本契約に關聯して行はれたる、前渡金の增加利子は當然支拂はるべきものとす、若し此借款が第一條の規定に依て數行に發行せられたる場合は、本文の規定は同じく本借款の爲發行の度毎に、準用せらるゝものとす。

第十七條　若し支那政府が鹽稅を擔保として、尚以上の借款を得んとし、或は本契約第二條に特記せられたる性質の補助公債を發行せんとする場合には、銀行團に本契約第十三條に規定せる如く借款の選擇權を與ふべし。

支那政府は本借款の完全なる發行を終り、且借款目論見書中の最後の支拂を終りたる後、銀行團より豫め同意を得ずして、千九百十二年一月以降に締結せられたる、政府借款或は政府の保證を有する借款の企圖に、何等の進行なき事を保證す。

第十八條　香上銀行、德華銀行、東方滙理銀行、米國財團露亞銀行、橫濱正金銀行は同一分擔額を有し、且相互に何等の責任を有せず。

第十九條　香上銀行、德華銀行、東方滙理銀行、米國財團露亞銀行、橫濱正金銀行は本借款の總ての義務に從て、彼等の總ての權利或は其一部を英、獨、佛、米、露、日の會社に讓渡又は依託する事を得、其會社の理事及代理者は更に其權利を讓渡し或は依託するの權利を有す、斯の如き讓渡再讓渡、依託或は再依託は支那政府の承認を要す。

第二十條　本借款契約は外交部より英、獨、佛、米、露、日各公使に公式に通牒せられたる一九一三年　月　日の大總統敎令により附與せられたる權利に基き國務總理外交總長財政總長、支那政府に就いて調印す。

第二十一條　本契約は英語及支那語を以て各九通作成せられ、三通を支那政府にとゞめ、六通を六國團に保管す、本契約の意味に疑問を生じたる場合は英文による。

# 支那最近時報

## 政治

### 大官更動

一月三十一日
任外交次長代理（臨時）　顏惠慶
任湖北陸軍第一師參謀長　周慶詢
任同第二師參謀長　賓士禮
任同第三師參謀長　王國棟

二月一日
任黑堂河黑河觀對使　張壽增

二月三日
兼任丁林同公使　族獨公使　顏惠慶
任川漠鐵路督辦　岑春煊

二月六日
任陸軍中將　董崇仁

二月二十二日
任隱南陸軍第二師々長　謝汝翼
任陸軍中將　張永求
同　鄭爲成
任陸軍少將　童順文
同　孫銘
同　唐敬堯
同　高爾登
同　吳忠信
同　李竟成
任幣制委員　陶德鐲
同　王鴻猷
任江南造船所々長　徐恩元
任太沽造船所々長　陳兆鏘

二月二十四日
免農林次長　吳毓麟
任浙江都督對參謀長　梁賚奎

二月二十五日
任雲南內務局長　張仁
任教育司長　陳鈞
任安車閱監督　由雲龍
祝瀛元
任陸軍中將　顏惠慶
同　周慶詢
任同第二師參謀長　賓士禮
任同第三師參謀長　王國棟

二月二十六日
任農林次長　張昉

二月二十七日
任湖北武昌地方審判廳長　鄒麟書

三月三日
任江蘇陸軍第一師々長　章梓
任同第二師々長　章駕時
任同第三師々長　冷遹
任廣東國稅廳籌備所々長　廖仲愷

三月四日
任河南都督府參謀長　王丕煥
任山東都督府參謀長　蔣廷梓

### 憲法起草委員會

憲法起草委員會設定案は參議院に於て否決せられたるを以て、今回其辦法を次の如く變更する事となれり。

一、先づ憲法の重要問題を逐一解決し兩院に於てこれが起草をなすに際し、政府委員の名義を以て出席し意見を陳述す。

二、提案は兩院これをなすも公布は必らず政府よりすべく、國會が議して政府が公布したる後、國會を顧問機關となし、並に時々各省都

督の意見を徵して採擇に資す。

## 憲法研究員

總統府に於て劃策されたる憲法起草委員は各省より陸續報告し來り甘肅一省を除くの外は全部完備せりと聞く其人名を錄すれば左の如し

國務院　李家駒　盧　弼　楊　度　黎　淵　張煜全　嚴鶴齡
直隸省　李景蘇　籍忠寅
河南　王印川　史寶安
江蘇　秦瑞介　李肇甫
奉天　湯薌銘　陳　琪
安徽　顧維均　王惟琛
雲南　席聘臣　蕭　堃
四川　鄧孝可　汪榮寶
吉林　烏澤聲　陳發檀
黑龍江　恒　均　郭則雲
山東　丁世嶧　項　驤
山西　解樹強　伍朝樞
廣東　王正廷　湯　漪
廣西　馬　良　馬君武
湖北　張　蔥　張國溶
湖南　楊德隣　劉　武
新疆　樊耀南　吳勤訓
貴州　范源濂　李輝忠
陝西　孫毓均　調煥章
福建　王世澂　嚴　復
浙江　章士釗　王　楡
江西　李安陸　徐　謙

## 阿片禁止會決議事項

北京に於ける阿片禁止會は去る八日閉會せるが同會は在の二十ヶ條を決議したり。

一、既に阿片禁絕の期に達したるを以て政府に各省都督に對し本月六日迄の禁烟辨法を詳細に報告すべく命せんことを請ふ。

二、內務部に各禁烟局に對し禁烟法を切實に進行すべく指令せんことを請ふ。

三、司法部に各省司法籌備處に對し禁烟事務を協助すべく指令せんことを請ふ。

四、政府に現在よりも嚴密なる禁烟律案を參議院に提出せんことを請ふ。

五、工商部に各省當局者に對し阿片商の營業を許可せず從來許可せる者も之を取消すべく命せんことを請ふ。

六、外交部に各省交涉使に對し各國領事と各租界地及び通商口岸に於ける禁烟法を商議すべく命せんことを請ふ。

七、政府に禁烟を玩視せる各官吏を嚴懲すべき方法を規定する議案を參議院に提出せんことを請ふ。

八、政府に法律を規定し以て軍隊を派遣して罌粟を拔除し並びに罌粟栽培者を軍法にて懲辨するに便にする議案を參議院に提出せんことを請ふ。

九、政府にモルヒネ使用の懲罪律を規定すべき議案を參議院に提出せんことを請ふ。

十、內務部に北京にて禁令を實行し並びに懸賞にて禁令違反方を偵捕せんことを請ふ。

十一、各支那新聞に阿片貿易反對を鼓吹し及び阿片燒棄ての擧を提唱せんことを請ふ。

十二、英國々會及び英國禁烟會に書を致し支那人の彼等既往の態度に對する感謝を宣達し並びに支那が阿片貿易の禁絕を願ふの決心を聲明す。

十三、英國下院の宣言及び阿片商が其

營業を保全すべく定めたる辦法を支那全國に布告す。

十四、政府に極力禁烟に反對する壓力を防遏せんことを請ふ。

十五、司法部に禁烟違反の罰金を禁烟事業經費に充てんことを請ふ。

十六、各省都督に中央政府が阿片專賣法を行はんとするの議に對し堅く反對せんことを請ふ。

十七、各省都督に各省が阿片專賣法を行はんとする議に對し堅く反對せんことを請ふ。

十八、外交部に最近支那の禁烟を攻撃せる各外人に對し正式に答復せんことを請ふ。

十九、本會に出席せる各省代表中より禁烟會事務を引續き處理すべき委員を選出す。

二十、國會に於て常任禁烟委員を擧任せんことを請ふ。

今回の阿片禁止會出席者は十二省の代表者にして北京政府の六部よりも部員を參列せしめたり而して同會は右二十ケ條の外支那各港に堆積せる巨額の阿片に對し阿片商及び銀行業者に損失を蒙らしめざる爲め各地方の青年會宣敎師及び各新聞社に寄附金の募集を依頼し此の寄附金を以て堆積せる阿片を購買し悉く燒棄つべきことを議決せり。

## 皇太后優禮

此次崩御されし隆裕皇太后は共和を贊讓され民苦を塗炭に救恤されしの功果頗る偉大なるものなれば此の盛德に酬ゆる爲め優禮する處なかるべからずとし總統府は屢々會議を開き左の事項を議決したり。

一、皇室優待條件に規定されたる前年度の皇室經費は財政部より迅速籌撥せしむべき事

二、大總統は特に專使を遣はし追弔文を捧呈し且つ期を定めて親ら行禮す

三、初七日には特に國務總理を派して親しく行祭せしむ

四、人を派して陵工及奉安事宜を協議せしむ

五、國史を編纂するに當りては特に隆裕皇太后の懿德を表揚し以て永遠に昭垂す

尙梓宮は大約四月初旬を以て西陵に奉移さるべく決定したりと。

## 太后葬儀事務

隆裕皇太后葬儀事務につき袁世凱は前清皇室の代表者及政府側の委員を集め協議の上次の如く決定せり。

一、清帝が古典により皇太后に謚號を上る事はこれを承認す。

二、昨年度の優待費未交付額及本年第一期分は財政部をして、陰曆二月十五日迄に先づ一百萬元を交付せしむ。

三、宮中にありては瑜皇妃の外三師傅、醇親王、江朝宗、汪廷楨をして清帝を保育せしむ。

四、喪費は瑜皇妃をして先づ內帑を發せしめ、後に政府より償還す。

## 參議院の吊文

參議院は隆裕皇太后崩御につき次の如き吊文を捧呈せり。

中華民國二年二月二十二日、大清隆裕皇太后仙馭升遐、本院軫悼を驚聞し、卽ち半旗を下し以て哀悼を誌す洪維れ隆裕皇太后坤貞久しく協ひ、

謙退彌々光り榮代の宣仁を緬し台に懿美に符し、漢家の明德を德とし聿に雍和を著し、宇宙文明の潮流激蕩に屬するに方り、政變を靜觀し、輿情を默察し、禪讓を實行して、四百兆生靈の塗炭を免がれしめ、共和を宣布し、數千年專制の根株を去る上古の唐虞に邁ぎ、洵に女中の堯舜たり方に遐齡永錫、優禮に長尊を冀ふ、乃ち壽筵方に開き、遽に宮中の晩出九京挽し莫く五族同哀す、本院國民を代表して聖德を追維し、謹んで二十六日一日休會す、嗚呼電陣望にあり、九宵の星月を隨へて以て俱に沈み、遺愛は長く留り、萬古江河に亘りて廢せず、謹んで哀輓を伸べ同く悃忱を表す。

中華民國二年二月二十六日

參議院議長　吳景濂等謹上

## 黎の江西事件調停

江西省に於ける兵器抑留事件は、北京政府と江西省との間に大問題となれるが、黎元洪は甚だこれを遺憾とし、種々解決の途を講じつゝありしが、最近に至り次の如き條件を以て兩者の間に調停を試みつゝあり。

一、陸軍部か押收せし軍器彈藥を江西省に送附する事

一、九江に停泊中の軍艦を引上ぐる事

一、江西省民政長江瑞圖を他省に移す事

一、蔡鋭延、陳廷訓の兵權を奪ひ九江其他各處の軍隊を撤退する事

一、陸軍部の送附せし軍隊は暫く他省に預け置き事件の決定後に使用する事

# 軍事

## 湖北陸軍駐屯地域

今回湖北の陸軍を改革して三個師團に編成する事となり、其駐屯地域の如きも亦左の如く確定せられたり。

第一師團　司令部所在地　德安

第一旅團　司令部所在地　漢陽

第二旅團　司令部所在地　安陸

管轄地域　漢陽、安陸、德安三府

第二師團　全師團駐紮地　武昌

管轄地域　武昌、黃州二府

第三師團　司令部所在地　荆州

第五旅團　司令部所在地　襄陽

第六旅團　司令部所在地　施南

管轄地域　荆州、襄陽、鄖陽、宜昌施南五府

第七獨立旅團　駐紮地　黃陂

第八獨立旅團　駐紮地　孝感

## 湖北陸軍長官任命

湖北陸軍は三師團に改編せられたるが尙ほ其外に獨立の二個旅團を置かるゝことも決定し又砲騎工輜重等も獨立部隊として編成せらるゝことゝなりたる由而して其師團長以下各部隊の長官も夫れ〳〵任命せられたり卽ち左の如し。

第一師團長　黎本唐

第一旅團長　石星川

第二旅團長　喩洪啓

第二師團長　蔡漢卿

第三旅團長　杜長俊

第四旅團長　胡廷佐

第三師團長　王安瀾

第五旅團長　杜武庫
第六旅團長　李錦榮
第七獨立旅團長　徐鎭堃
第八獨立旅團長　劉佐龍
砲兵獨立聯隊長　姜明經
騎兵獨立聯隊長　王致强
輜重兵獨立聯隊長　夏衡清
工兵獨立聯隊長　吳兆昆
濮口鎭守使　杜錫釣

尙ほ此外參謀長以下都督府の部員に屬するもの左の如し。

參謀長　吳兆麟　副官長　陳鎭藩
軍備司長吳醒漢　參議長　徐達明
憲兵司令官　王文錦

## 海軍と無線電信

海軍部にては今回某獨逸商人より、無線電信機を購入するの契約を、締結したるか、其內容は十五年間は機械は勿論附屬品は其他より購入せざるべく其れが爲に同商會より專門技師を自費にて派遣し一切を敎授せしむる筈なりと。

# 財政

## 周財政總長の通告

北京政府財政總長周學熙氏去る十一日六國銀行團代表者滙豐銀行北京經理イ、ジー、ヒールラー氏に對し左の如き書面を送れり。

支那政府は大借款を成立せしめんが爲め六國銀行團と既に一ヶ年に亘りて談判を繼續し國務院は其契約內容及び重要事件を討議したる後參議院に提出し利子及び發行價格の二點を除くの外同院の贊成を得本總長は此借款に依りて完全なる秩序を回復し重要なる改革を實行し永遠の平和を固定せんが爲が銀行團との交誼を敦厚にして能ふ限りの讓步をなすを惜まざりき、本總長は借款談判進行中新曆年末及び舊曆年末の兩度に於て非常なる窮境に陷りたり其最初の時は本總長は參議院も窮狀を諒察して贊成すべきを信じ遂に借款利子を當初議定せる五分より五分半に引上ぐべきことを國務院に要求したり、一月二十六日銀行團は借款契約の內容を本總長に通告し來りたるが其の內容は倫敦にて發行する債券價格及び契約第十三條の修正の外大體に於て一月十五日議定せるものと相違する處無し且つ鹽稅稽核處總稽核員、審計處顧問及び國債局總辦を支那政府に於て適當なる外人を招聘すべことを要求し招聘狀決定の上六國公使は銀行團に通告して借款契約に調印すべしと云へるを以て本總長は熱心人選の結果國籍の如何を問はず唯だ其人の才幹技倆を採りて三人を選したるが此三人の配置に就きては必らず銀行團の承認を得べしと信じ居たり然るに借款契約成立し銀行團が調印を承諾せる二月四日に至り突然故障出來し銀行團は遂に約を踐む能はざるに至れり故に本總長は二月五日銀行團に下の如き通告書を送れり曰く「財政の窮迫と款項急需の爲め政府は銀行團の數月間に亘り借款談判を

なし其の成立を期する爲め銀行團の要求は出來得る範圍內に於て容るゝに努め調印の當時に解決すべき一二瑣細の個所を除くの外大體の契約を議定し銀行團は昨日に於て調印し直ちに必要なる前渡しをなすべきことを約し居たるに拘らずも今ま復た新なる故障出來し銀行が約束を履行する能はざるに至れるは遺憾に堪えず而して本總長は去る一月十九日銀行團に對し借款契約調印前に於ては支那政府は別途借款を締結し得ることを明白に告知したり故に若し別途借款の抵當として鹽稅の一部分を充當することせば銀行團との借款額を其の額丈差引き對來銀行團と談判を繼續する際は別途借款の抵當として差引きたる殘額の鹽稅を抵當とすべし本總長は當初斯の如き事を聲明するを欲せざりしも銀行團が遷延に遷延を重ね種々なる故障出來せるが爲遺憾ながら右の方法を執るに至りたり」と而して三月三日に至り銀行團は支那政府に對し六國公使會議の結果借款に關する外人招聘に就きて英國人を鹽稅稽核處に招聘し獨乙人を之が副員とし國債局には獨乙人を總辦に招聘し而して審計の顧問には佛露兩國人を一人宛招聘すべきことを申込み來れり、斯の如き重要なる變更は實に意想外にして談判の際曾て聞かざる處なり、銀行團は始め屢々理由無き遷延をなし、次には條件の變更を要求し、遂に本總長をして非常なる困難の地位に陷らしむるに至れり、而して歐洲の各新聞は支那政府を攻擊し各國も亦た支那が經濟上の義務を履行せざるに對して非難の聲を高め居れるも其實支那をして此等の義務を履行せしめざるは、支那を非難し居れる各國に外ならざるなり各國の擧動は實に政治整頓の費用を得せしめずして反つて支那の迅速に政治を整頓する能はざるを責むるに等しく支那は借款の遷延に依りて甚大なる打擊を蒙むりたり、最早之れ以上堪る能はざるなり、本總長は銀行家が常に好意を以て迎へられたるを深謝し並びに借款調印を妨げたる事情の出來せるを遺憾とす、而して右樣の事情は二月五日銀行團よりの書面に云へるが如し全く銀行團の責任を負ふべきものにあらざるなり云々。

## 財政緊縮案

大借款成立せず財政部は益窮況に陷れるを以て、次の回案を決定して國務院に提出せりと。

一、各省より送附すべき中央政府接濟費は速に發送せしむる事

二、行政費を節約し一切の官俸は暫時六割を給與し、四割は預票を給し七月に至り現金と引換ゆる事

三、參議院議決の六厘公債案を實行し、且在京中の華僑代表をして、其發行事宜を擔任せしむ

四、登記稅を實施し卽日地券の實施を行ふべし

## 六分利公債發行

北京政府は參議院の協贊を經て二月二十日六分利附內國債券發行法案を頒布せり、其主要條項次の如し。

一、本債券は中華民國第一年六分利

付公債と稱す
一、本公債の發行額は二億元とす
一、本公債は次の費途に充つ
イ、支那銀行の資本
ロ、各種小債の償還
ハ、各省不換紙幣の回賠
一、本公債は九十二ヶ年内に償還す
一、本公債は千元、百元、十五元及十元の四種とす
一、本公債の擔保には印花稅及地租を以て之に充つ

## 中國銀行開業

前大清銀行の整理は愈此程に至り落着せるを以て、其後身たる中國銀行は愈三月十四日より右本支店共に開業する事となれり。

## 中佛實業銀行

熊希齡か佛國滙理銀行總理と交渉の上計畫せる中佛滙理銀行は、其後大に進捗し、支那側は天津交涉使王克敏をして、佛國側と契約を締結せしめ、王鴻猷を同行副總辨となす事迄略決定したるが、其計畫の大要次の如し

一、資本　總額を四十五萬法（千八百）元とし其中三分の二を佛國資本家より三分の一を支那政府より出す
一、組織　役員評議會は巴里に置き支那政府は代表者一名を巴里に駐在せしむ、督辨處は北京に置き理事中三分の一は支那政府これを任命し、三分の二は巴里役員會にて擧定す
一、營業年限　九十年とす
一、發企人　熊希齡、クラト、ブーカー、

## 湖北省の政費

湖北省の民國二年度の政費として、豫算決算處に提出せられたるもの次の如し。

| | |
|---|---|
| 一、內務司經費 | 百六十五萬元 |
| 一、敎育司經費 | 百二十八萬元 |
| 一、實業司經費 | 七十萬元 |
| 一、財政司經費 | 五十五萬元 |
| 一、豫備費 | 一百萬元 |
| 計 | 五百十八萬元 |

## 龍口銀行開設

滿洲と最も取引關係密接なる山東省龍口には、元來大連と取引ある金融機關なく、彼我商人の不便大なりしより今回日支兩國人合辨を以て資本金三萬元の龍口銀行を同地に開設し、支店を大連に開いて此不便を救ふ事となれり。

# 借款

## 借款顧問々題

六國借款附帶條件たる顧問の招聘は表面上支那政府に其權利あるが爲に、最初は支那政府は國債局に獨逸人ルンプ氏、鹽務局に丁抹人オイセン氏、審計處に伊太利人ロッシイ氏を招聘せん事を提議せるに、露國はこれに反對し佛國亦これに和し、其結果鹽務局に英國人國債局に獨逸人、審計處に佛露人を容るゝ事に決せり、然るに獨逸は英國は既に海關にアグレン氏あり、佛國

は郵政にピリイ氏あり、依て獨逸人を三局中最も有力なる職務處に容れんと大につとめたり、然るに支那側は、此列國の行動を以て、支那の顧問選任權を侵すものとなし、斷然これを拒絶したり。

## 地方自由借款許可

大借款成らず財政難益加はる爲次の條件により地方自由借款を許可する事となれりと。

一、各省の借款額は本省收入の三分の二を超過するを得ず

二、借款條件及抵當物件は中央政府に報告し其許可を受くべし

三、借款の用途は豫め中央政府に報告すべし

四、借款條件にして既に中央政府の認可を經契約成立したる後に於て前項に違背せる點あり或は紛擾を釀すが如き事あらば、該省民政長と省議會其責に任ず

一、領土は抵當物件となすを得ず

三、前項預入金に對しては同銀行より年三分の利子を附する事

四、本鐵道建設開始の際に使用すべき工夫には先づ支那政府の解散する除隊兵を充つる事

## 川粵漢鐵道借款條件變更

川漢粵漢兩鐵道の四國借款は一九一一年五月中成立したるが、其後現金の受授をなすに至らずして、革命亂勃發し、其儘となり居りたるが、今回原契約の一部を次の如く變更し、協約も漸く成立するに至れり。

一、各省の釐金稅は一時復舊する能はざるを以て、一時粵漢鐵道を以て原借款契約の擔保となす事

二、原契約によれば借款額の一半を支那政府の設立する二銀行に預入れ、鐵道會社の隨時引出し使用するに任かし、一半を滙豐銀行に預入れ、同契約により同銀行より紹介せる、技師長コリンソン氏の手にて、測量費用として引出す事に規定しあるも、該支那銀行の確立せらるゝ迄、全借款額の一半は滙豐、花祺、東方滙理、德華の同銀行に鐵道會社の名義を以て割當て入るゝ事

## 新疆の白耳義借款

新疆都督楊增新は財政難の爲、屢中央政府に補救金を要求したるが、容れられざる爲今回白耳義の某銀行より利子年六分、十ヶ年据置同地方の牧畜稅を擔保として、一千萬磅を借入るゝ事に決定したりと云ふ。

## 洛潼鐵道借款紛擾

海南鐵道の白耳義借款は昨年七八月の交成立せしが、河南省紳士は、其中洛陽、洛潼間を自營せんと、一公司を設立せしが、後海蘭鐵道は既に起工せるも、本鐵道は資金募集困難なるより遂に英國某公司より五十萬磅を借款する事となれり、然るに交通外務部等にて調査の結果本借款契約と自耳義借款契約と衝突する點あるを發見せしより目下交涉中也。

# 實業

## 上海紡績工場營業成績

| 摘要 / 會社名 | 怡和 | 瑞記 | 老公茂 | 上海 | 內外棉 | 公益 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 設立年月日 | 一八九五 | 一八九五 | 一八九五 | 一九〇八 | 一八九五 | 一九一〇 |
| 決算期 | 十月三十一日 | 十二月三十一日 | 十二月三十一日 | 六月三十日 | 九月卅日 | 十一月三十日 |
| 公稱資本（兩） | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 七一五、八〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 八三八、四〇〇 | 七五〇、〇〇〇 |
| 拂込資本（兩） | 一、五〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 八〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 六八七、八三五 | 七五〇、〇〇〇 |
| 一九〇一——一〇總益金 | 一、〇七〇、〇七六 | 六六七、九四八 | 五九四、一九三 | —— | 六七六、七八二 | —— |
| 同上利子拂額 | 二三七、八九一 | 一九五、〇〇七 | 一二五、六六八 | —— | 三三四二八 | —— |
| 配當總額 | 六割六分 | 三割六分 | 四割六分 | 四割七分 | 三割一分半 | 二割七分 |
| 財產價格の減退（兩） | 三七六、六九七 | 四三五、三二 | 一九二、五四九 | 四五、八七二 | 四八五、一七五 | 六〇、一七〇 |
| 償却 | 丙（晝夜四（九、〇〇〇喜間のみ）（破部） | 丙 | 丙 三、六八〇新設にして三ケ月間のみ | | | |
| 鍾數 | 七二、二六四 | —— | 三三、三三六 | 五二〇 | 三〇〇（二ケ月前ヨリ新設） | 三〇〇 |
| 織器臺數 | 五〇〇 | —— | 一三六、五一七 | 三六一、三八七 | 一〇四、二八二 | 一九六、五五五 |
| 一九一一年度純益金（兩） | 三七七、四七六 | 一六九、二四六 | 三五七、四六五 | 九八、四四八 | 三六、一八〇 | 一八五、六二八 |
| 同上勞働資金 | 五四、六三三 | 三四八、九七五 | 四四、五五五 | 七、〇四五 | 五、一六五 | 六、二〇〇 |
| 同勞働時間 | 六、三〇〇 | 六、三七〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 上一鍾一時間の利益割合（兩） | 〇、〇〇〇、〇二四 | 〇、〇〇〇、〇六四 | 〇、〇〇〇、〇九〇一 | 〇、〇〇〇、一二 | 〇、〇〇〇、〇六四 | 〇、〇〇〇、〇四一 |

## 漢陽三廠の近狀

漢陽の三大廠たる鐵政廠、兵工廠、銅藥廠の革命後に於ける最近の狀況次の如し。

▲鐵政廠　革命戰の當時大熔礦に熔礦の儘放置せるあり、鐵礦其儘冷却し遂に再び熔解の途なく、目下其取除きに苦心しつゝあり、而して現に使用せらるゝは、二箇の小熔礦爐にして、一日の熔礦高約二百五十噸也、又同廠內の煉鐵廠は從來十廠なりしが、目下は六箇廠のみ使用せられ、一日に煉鐵三百六十噸を製造し得、鐵軌廠は現に川漢鐵道の軌條製造に多忙を極め居れり。

▲兵工廠　革命戰爭の時其主要部分を北軍の爲に取去られしより、今日に至る迄未だ復舊する能はず、而して今日にては僅に殘存せる器械を動して、一晝夜に小銃五十挺、大砲一門彈藥二萬發を製造しつゝあり。

▲彈藥廠　革命當時の損壞と經費の不足の爲、現在一日の製造高無烟火藥二百五十磅、硫强硝强各千八百磅礦酸二千六百五十磅也。

# 鐵道

## 川漢粵漢鐵道起工期

川漢粵漢兩鐵道の工事は革命後頓挫し居れるが、詹天佐はこれを遺憾とし自ら起工の任に當らんと北京に於て種々計畫中なるが、遠からず兩線共に起工するに至るべく其技師等も次の如く決定せりと。

一、武昌柳林間　英國技師
一、廣水宜昌間　獨逸技師
一、宜昌夔州間　米國技師

## 南京長沙間鐵道計畫

前雲貴總督李經羲其他安徽省民の發企にて、南京より蕪湖、南昌を經て、湖南長沙に達する鐵道布設の計畫成り此程郵傳部に許可を申請したるが、全距離約七百哩あり、建設費は四十萬元餘を要する豫定也と。

## 川漢鐵道技師長

川粵漢鐵道督辦岑春煊は今回宜昌夔州間の鐵道の技師長として、四國借款契約に基き、米國人ベクラー氏を年俸三千磅にて招聘する事に決定せしと。

## 膠沂鐵道急設交涉

膠州より沂州に達する百六十哩の間の鐵道布設權は、嘗て獨逸人に許與せられたるも、後支那に於て五年間に竣工せざるに於ては、再び獨逸人に許與すとの條件を以てこれを回收せり、而して該五年の期間は此程を以て滿期となりたるを以て、調査したるに、僅に三十餘哩竣工したるのみなるより、獨逸公使より支那政府に交涉したるに支那は革命動亂の爲遲延したればとて一年の猶豫を請へり。

## 劉二堡輕鐵計畫

遼陽の西四十五清里の地たる劉二堡人口一萬五千を有し、商業繁盛の都市なるが、從來貨物の輸送等は太子河の水運によれり、然るに水運は屢馬賊の害等を被るを以て、劉二堡の商民は、滿鐵立山驛との間五哩の間に、輕便鐵道を布設せんと計畫中也。

## 丹寧鐵道計畫

滬寧鐵道の一驛たる丹陽より寧國に至る鐵道を布設せんが爲に、上海に商辦丹寧鐵路駐滬總事務所を設け張堯卿を總理に、曹霈先を協理に徐紹楨を名譽總理に擧げたり。

## 滿鐵の新株募集

南滿鐵道會社にては、興業費財源不足を來すが爲に、更に未募集株金八千萬圓の半額四千萬圓を募集し、本年中に其十分の一卽ち四百萬圓を拂込ましむる筈也。

## 山東鐵道會社資本

曩に獨逸の山東硫山會社は山東鐵道會社と合併したるが、其結果鐵道會社の資本は五千四百萬馬より六千萬馬に增加せる事を承認せられたり。

## 蒙古

# 庫倫政府の露國顧問

庫倫政府は露國武官コロストウツチ氏を、軍隊指揮官として招聘したる由なるが、該契約の主要條項次の如し。

一、庫倫政府は露國武官コロストウツチ氏を蒙古陸軍指揮官に招聘し月俸露貨五百留を給す

一、雇聘年限を一ヶ年とす

一、更に副指揮官數名を露人中より增聘する事を得

一、解約に際しては報酬として六萬元を贈るべし

一、期限内に戰爭あればコ氏は戰線に進み各盟部軍隊を指揮するの權あり

# 庫倫政府の新提議

庫倫政府は此程北京政府に對し、次の各項を承認するに於ては、露蒙協約を廢棄すべしと照會し來れりと云ふ。

一、庫倫政府は繼續してこれを存置する事

二、蒙古に支那官憲を置かざる事

三、双方より公使、領事を派し中蒙交涉を辨理せしむる事

四、蒙古駐在支那軍隊は全部撤退する事

五、蒙古は支那の借款に干與せさる事

六、前に支那より蒙古人に給せる職官を一切取消す事

# 中央征庫會議

交涉に交涉を重ぬ會議に會議を重ねたる露蒙協約も何等の結果を見る能はざるより總統府にても愈々春暖を俟つて征庫の師を起すに決し頃來頻りに陸軍部參謀部外交部軍事處顧問等の祕密會議を開きつゝありしが兎に角左の原案九條を決定し之に據て今後の方針を立つべしと。

（一）國務院をして孫黃黎程各元勳及各省都督より重要なる人員を特派せしめて征庫會議を開く事

（二）外交部より各國に聲明して征庫戰に對する嚴正中立を請ふこと

（三）參謀本部をして征庫計劃を各省に密電せしむ

（四）陸軍部をして迅速軍隊を編制せしめ命令を俟つて出發せしむ

（五）蒙藏局をして討庫の檄文を造らしめ其理由を蒙藏各省に公布せしむ

（六）財政部をして軍費計劃に當らしむ

（七）各都督をして軍隊を通儆し北征聯合軍を編制せしむ

（八）各省兵工廠製造局をして現存の銃砲數を詳報せしめ且つ軍械の急造を命ずる事

（九）各省財政使をして分擔軍費軍械及び北征兵數を報告せしむ

# 東三省の征庫案

東三省の張陳、宋三都督は、長春に於て東三省征庫聯合會を開き、次の如き各案を決せりと傳へらる。

一、庫倫合攻策　一は黑龍江省和羅海圖より出兵し、車倫汗より直に庫倫を衝き、二は楚倫圖克哩克よ

り出兵し土謝圖汗部に入りそれより庫倫に向ひ、三は明安旗より出兵し、三音諾顏汗に向ひ進發し烏里雅蘇臺を奪取す

二、用兵計劃案　中央よりの派兵を除き合攻外各騎射隊二百名宛を出し東西六盟より計千二百人を得て先鋒とす

三、粮臺辦法案　三省より地勢に熟せるものを派して、薪餉を宰せしめ他の辦法はすべて中央に請うて維持す

而して三省よりの出兵數は

奉天省　歩兵一ヶ師團　騎兵一ヶ旅團

去林省　同　一ヶ旅團　同　一ヶ聯隊

黑龍江省　同　一ヶ聯隊　同　一ヶ聯隊

にして右指揮官には奉天は誤作霖又は馮德麟、去林省は斐其勳これに當るべく、黑龍には未定にて、總指揮官は中央より特派を請ふべし。

## 五省征庫聯合

湖北、四川、江蘇、江西の四省は庫倫獨立問題に對し極力武斷解決を主張し出師に關する聯合會を開き大いに劃策する處ありしが安徽省また此信を聞きて之に加入せしとし特に參謀長劉仲番を湖北に赴かしめて協議せしむる處あり遂に左の四條を決議し直に其進行に着手したり。

一、五省の軍機軍械は須らく一定すべし

二、軍費は各省自ら籌備を行ふべし

三、各省征庫軍は先づ期を定めて漠口に集まり整軍の上地同を出發すべし

四、總司令官一人を互選して軍隊を統一せしむ

## 外蒙の露人

外蒙古各地にある露國人數の大略次の如しと。

| | |
|---|---|
| 庫　倫 | 四、八五〇 |
| 恰客圖 | 三、五〇〇 |
| 買賣城 | 六、一一五 |
| 科布多 | 二、〇〇〇 |
| 烏里雅蘇臺 | 二、五〇〇 |
| 唐努烏梁海一帶 | 一五、〇〇〇 |



## 西藏

# 英露協約說

英露二國は今回西藏問題に關し次の如く協約成立せる旨露國公使劉鏡人より報じ來れり。

一、英露二國は西藏の獨立及領土保全を尊重す

二、露國は英國が西藏に對し、特種の利益を有し、且民政を改良する權あるを承認す

三、露國は英國が西藏の商工業を、發達せしめる爲に執る行動を妨害せざるべし

四、露國は英國が西藏を保護する必要上、同地に軍隊を派遣するを以て、當然の權利と認む

五、英國は露國人が、西藏領土内を自由に交通し、且其他の權利を有することを承認す

六、拉薩以北の地を中立地帶とし、英兩二國は同地方に駐兵せず

## 東西藏支那兵

西藏各地に駐在しつゝある支那の兵數概略次の如し。

| | |
|---|---|
| 打箭爐、河口 | 二千五百名 |
| 裏塘、喇嘛崖、稻坝 | 一千六百名 |
| 巴　塘 | 三百五十名 |
| 南　墩 | 二十名 |
| 作　了 | 三十名 |
| 延　井 | 七十名 |
| 江　卡 | 一百名 |
| 察木多 | 一百名 |
| 達　推 | 百五十名 |
| 計 | 四千九百二十名 |

## 西藏支那兵撤退要求

駐清英國公使は拉薩地方の秩序紊亂せる結果、居留英國人の生命財產危險に瀕しつゝあれば、速に同地駐在の支那兵を撤退せしめん事を、外交部に交涉したり、然るに陸總長はこれに對し、西藏は支那の屬地にして、目下多少擾亂ずるが爲に、特に軍隊を派遣して內亂を鎭定せしむると共に、外國人の保護に努めつゝあるものなれば、要求に應ずる能はず、且鎭穎と達噸との間に訂結せられたる、協約は脅迫の結果止むなく、調印したるものにして、中央政府にては未だ承認せざるものなれば絕對に無効也と回答したりと。

## 海關

## 支那海關收入

最近北京總稅務司の發表せる報告によれば前年に於ける支那四十五稅關の總收は左の如し單位海關兩）

| | |
|---|---|
| 上　海 | 一一、五一三、〇六二 |
| 漢　口 | 三、五〇八、五八九 |
| 汕　頭 | 一、九一六、三三一 |
| 大　連 | 一、四〇七、九二六 |
| 鎭　江 | 九三二、八三七 |
| 牛　莊 | 九一九、二五三 |
| 福　州 | 八四六、五三四 |
| 芝　罘 | 七〇四、七三五 |
| 杭　州 | 五四四、八二二 |
| 江　門 | 四四九、三三五 |
| 長　沙 | 三九〇、三三五 |
| 三　水 | 三三九、〇一〇 |
| 九　龍 | 二七五、四八七 |
| 秦皇島 | 二三八、二九六 |
| 蘇　州 | 一八九、三九一 |
| 三都澳 | 一四七、五一六 |
| 北　海 | 一一四、七九六 |
| 南　寧 | 一〇二、八七九 |
| 瓊　瑯 | 七四、八二八 |
| 騰　越 | 五〇、八二五 |
| 局子街（琿分） | 二三、一五八 |
| 大東溝（安分） | 六、七八六 |
| 龍　州 | 三、二四五 |
| 天　津 | 三、五三七、八二七 |
| 廣　東 | 三、〇七六、九〇〇 |
| 膠州灣 | 一、六七〇、〇二九 |
| 厦　門 | 一、〇五二、五一六 |
| 哈爾賓 | 九三〇、六六八 |
| 九　江 | 八五七、四二〇 |
| 蕪　湖 | 八四五、七六八 |
| 梧　州 | 六六五、〇九一 |
| 寧　波 | 四四九、九九三 |
| 重　慶 | 四〇四、四八二 |
| 蒙　自 | 三六一、二四四 |
| 拱北 | 三三五、五六八 |
| 安　東 | 二六四、三四七 |
| 瓊　海 | 二二六、五五五 |
| 南　京 | 一七〇、三八二 |
| 沙　市 | 一二〇、八五〇 |
| 岳　州 | 一〇七、一三六 |
| 宜　昌 | 八〇、四八三 |
| 溫　州 | 五四、一四五 |
| 琿　春 | 三四、四五五 |
| 九龍驛 | 一八、五三六 |

思茅　六、八五二
總計　三九、七九一四五六

## 支那海關吏國別

最近の調査によれば支那關吏は總計七千三百七十三人外に醫員五十人あり中支那人六千二十人外國人千三百五十三人なるが之を千九百七年の調査に比較するに支那人は六千十人外國人は百六十一人醫員は十人の增加なり今現在を國籍別すれば左の如し

| | | | |
|---|---|---|---|
| 英國 | 六六〇 | 獨國 | 一六七 |
| 日本 | 八四 | 露國 | 六五 |
| 米國 | 六〇 | 諾威 | 六〇 |
| 佛國 | 四九 | 丁抹 | 四七 |
| 葡國 | 二八 | 伊國 | 二七 |
| 瑞典 | 二七 | 白國 | 一三 |
| 墺國 | 一一 | 和蘭 | 八 |
| 西班 | 七 | 瑞西 | 二 |
| 土國 | 一 | ルクセンブルグ | 一 |
| 朝鮮 | 一 | 未詳 | 三五 |

而して醫員數は次の通りなり

| | | | |
|---|---|---|---|
| 英國 | 二七 | 獨國 | 三 |
| 日本 | 四 | 米國 | 三 |
| 諾威 | 一 | 佛國 | 六 |
| 丁抹 | 二 | 葡國 | 二 |
| 伊國 | 一 | | |

## 學事

### 留學生學費

敎育總長は訓令を發して、海外留學生の學費を次の如く決定す。

| 國名 | 支度金 | 旅費 | 月手當 |
|---|---|---|---|
| 日本 | 一百元 | 七十五元 | 日貨三十五圓 |
| 米國 | 二百元 | 五百元 | 米貨八十弗 |
| 英國 | 二百元 | 五百元 | 英貨十六磅 |
| 獨逸 | 二百元 | 五百元 | 獨貨三百二十馬 |
| 佛國 | 二百元 | 五百元 | 佛貨千二百法 |

## 鑛山

### 普蘭店金鑛

普蘭店の東北に金鑛三所あり、露國時代より露人これを所有しつゝあるが、昨秋來露人試掘の結果良好なるより、愈、近く普蘭店に大規模の電氣分解工場を設け採鑛に從事すべしと。

## 居留地

# 上海市政雜記

### 一、借地

上海工業技術協會に於けるシー・エイチ・ゴッドフレー氏の講演に依れば今日迄に上海の外國領事館に登記せられし借地數は八千五百口以上にして、租界內の工部局の課稅の下に在る土地の面積は凡そ一萬七千三百五十八畝此地價大約二千萬磅を越ゆべしと。

### 二、一九一一年度上海共同居留地歲出入決算報告書

一、通常歲入　二、五八九、六二七、八五（円）

內譯

| | |
|---|---|
| 地租 | 六九〇、九九五、七 |
| 外國人家屋稅（家賃の一割二分） | 五〇八、〇九七、二三 |
| 支那人家屋稅 | 六七九、八七〇、八五 |
| 碼頭稅 | 一八〇、七八、三 |
| 營業稅（鑑札料を含む） | 四四五、四五一、〇〇 |
| 居留地公共財產貸付料 | 五〇、七二六、九九 |

諸會社寄附金　三三、七〇三・九
二、通常歲出　二、五八九、六二七・八五
內譯
義勇兵團費　四三、六六四・九八
土木費　五八三、三一五・五九
樂隊費　四九、六二一・五一
教育補充費　四五、五九〇・四一
事務所費　一八四、八八五・九四
雜費　五一、五四五・七二
利子　九四、六九〇・五七
債券拂戻　一三五、六二五・〇〇
器械材料　五三、〇〇九・三四
過剩金臨時收入に合算　四九四、五三五・五四
三、臨時收入　四、二〇、六七五・六一
四、臨時支出　七三、八五九・九三
差引過剩金（翌年度へ繰越）　五、六〇四

## 三、一九一二年度上海マーケット稅

| マーケット名 | 納稅額 |
|---|---|
| Maloo（馬路） | 一六、一〇六弗 |
| Hongkew（虹口） | 一九、九三二 |
| Elgin（愛爾近） | 五、〇八六 |
| Wayside（滙山） | 一、二九九 |
| East H'kew（東虹口） | 三、四〇九 |
| Yanztsepoo（揚樹浦） | 一、二六一 |
| Sinsa | 一、二四三 |
| Mohawk | 合計　五三、九三〇 |

## 漢口租界の各國人

最近の調査に依れば漢口五國租界に居住する總人口は三萬七百六十三人にして此中西洋人の數は千三百六十五人亞細亞人の數は二萬九千三百九十八人なり尙此れを國籍別にすれば二十三個國卽ち亞細亞亞米利加歐羅巴亞佛利加四大州の民族を包有す尙是れを國別に列記すれは左の如し。

| 國籍 | 人口 | 國籍 | 人口 |
|---|---|---|---|
| 日本 | 一、五五三 | 英國 | 三二三 |
| 米國 | 七四 | 澳國 | 一一 |
| 露國 | 三七一 | 佛國 | 六四 |
| 獨逸 | 三一一 | 伊國 | 九四 |
| 西國 | 一五 | 葡國 | 二七 |
| 白國 | 二一 | 瑞西 | 一九 |
| 諾威 | 二 | 印度 | 九六 |
| 丁抹 | 八 | 羅馬尼 | 二 |
| 暹羅 | 四 | 土耳古 | 七 |
| 希臘 | 一五 | 和蘭 | 一 |
| 安南 | 六四 | 支那 | 二七、六七七 |
| 埃及 | 四 | | |
| 合計 | 三〇、七六三 | | |

蓋し日本人中約五百五十人は中清派遣隊露國人中二百五十四人は同國陸軍兵獨逸人中五十人は同國水兵伊國人中二十六人は同國水兵なるを以て合計八百八十人は純然たる殖民と稱するを得ず故に此れを控除すれは五強國租界に於ける支那人以外の殖民數は二千九百九十八人となり此中日本人の數は千三人にして總數の約三分の一強を占む。

# 東亞同文會發行書目

## 支那經濟全書（第四版）

全拾壹冊　菊版總紙數約一萬三千頁　特價金貳拾八圓　郵稅（內地一圓十錢　支那二圓五十錢）

## 東亞關係特種條約彙纂（增補四版）

全壹冊　四六二倍版紙數約千七百頁　印刷中　正價金　圓　郵稅（內地三十錢　支那五十錢）

## 清國商業綜覽（再版）

全五冊　菊版總紙數約二千頁　正價金八圓　郵稅（內地三十錢　支那六十錢）

## 露國大藏省編纂　滿洲通志（第三版）

全壹冊　菊版紙數約八百頁　正價金貳圓八拾錢　郵稅（內地十二錢　支那三十錢）

## 日露之將來（第三版）

全壹冊　菊版紙數三百頁　印刷實費金參拾錢　郵稅金八錢　（非賣品）

## 大清律

全壹冊　菊版紙數約四百頁　正價金壹圓五拾錢　郵稅（內地十二錢　支那三十錢）

## 樺太及北沿海洲

全壹冊　菊版紙數約五百頁　正價金壹圓五拾錢　郵稅（內地十二錢　支那三十錢）

## 蒙古及蒙古人（再版）

全壹冊　菊版紙數約八百頁　正價金貳圓五拾錢　郵稅（內地十八錢　支那三十五錢）

## 勾麗古碑（石版刷）

正價金七拾五錢　郵稅金八錢

東亞同文會調查編纂部
東京市麹町區永坂町二番地
振替口座東京九七三〇番

# 統一評論

主幹 高鍋天統

毎月上旬發行

一冊拾五錢（發送費共）

見本も同樣

發賣元

東京木挽町十丁目九
東京統一社
電話新橋二三〇四

四六二倍形每號百頁以上の大雜誌也

發行部數宗教雜誌界第一位也

## ……參月號の要目……

桂公の新政黨を論す　社論

▽法華經より觀たる加藤清正　金崎惠厚

大正二年政變の眞相　島田三郎

▽地方的陋根性を去れ　大谷嘉兵衞

大和民族の天職　佐藤少將

▽佐藤少將第一義會の獅子吼　一記者

貧民窟探究旅行記　變裝記者

▽新政黨記者團の大決議　一記者

無中心の日宗大學　脇田僧正

▽惡思想の彌陀中心論　脇田僧正

◎統一評論は大疳癪を經とし大愛嬌を緯とし言論の妙用を極端迄發揮し書寫修行の實義を擧ぐ

◎統一評論は新聞紙法に依りて發行する宗教界唯一の大雜誌なり寫眞版每號五拾個以上揭載す

## ◉統一主義の大獅子吼◉

從業員救濟の理想的施設　東京遞信管理局長　桂太郎

▽立憲同志會組織の宣言

日本人の海外發展策　小野貴族院議員

▽注目すべき神奈川縣の產業　一記者

箱根山巡遊記（歷史地理の統一的研究）　高鍋天統

▽善良なる習慣　伊藤太郎

大和民族としての海外宣教の祖　柿花啓正

▽億兆一心と三種の神器　高鍋天統

修養お伽噺ロンドン市長　橫井龍顯

▽佐々木照山より滅茶に本化記者團伊藤太郎

米相場に含まれたる妙法の理　吉岡世外

# 不可不讀

## 再版

# 蒙古及蒙古人

蒙古土爾扈特王題
寺內陸軍大臣題
牧野前文部大臣序
福島參謀次長序

露國帝立地理學會藏版
蒙古文學博士 ポズドネエフ著
故文學博士 那珂通世校閲
東亞同文會編纂局飜譯

紙數約八百頁
總クロース製
蒙古地圖寫眞版
三十種挿入

**定價金貳圓五拾錢** 郵送料 內地 十八錢 清韓 三十五錢

本書は蒙古研究の泰斗たる露國蒙古文學博士ポズドネエフ氏が實地調査の結果にして山河道路の形勢より政治、經濟、宗教、社會狀態より人種學考古學に及ぶまで苟くも蒙古百般の事情網羅されざるなし**今や世界の耳目は將に蒙古の天地に集中す**東亞の大勢に注目するもの必ず一讀せざるべからざる良著なり敢て江湖に薦む


發行所

東京市赤坂區溜池二番地

**東亞同文會調査編纂部**

電話新橋二二一七番
振替口座東東九七三〇番

# 支那

第四卷第八號

## 目要

支那の向上
蒙古の政治
在日華僑に對する孫氏の感言
支那語統一の問題
獨逸と支那
獨逸人の見たる支那の將來
幣制改革の問題
廣西經濟事情
橫濱華僑公會簡章
上海市電氣業の概況
支那最近時報
故宋教仁氏追悼會
日華國民會
日華貿易會

東亞同文會調查編纂部

◉書齋の空氣は清新ならざる可らず
ケースの圖書は常に手入れを要す
◉古きものは新らしき裝ひとなし
堆積せる雜誌は合本せられよ
◉嶄新の裝訂堅固の製本
其和本たると洋書たるとに論なし
◉速に御送附あれ、製本、合本、綴直し
市內は御一報次第見本携帶參上すべし
◉地方は日支鮮ならば引換小包の便法あり
製本出來の上は之を利用して御送附可申上候

東京京橋築地一ノ十九

# 小林製本所

弊店は毎々東亞同文會の御用命を被り居り弊店の信用上より申して誠に光榮の至りに御座候故此際御注文の諸彦に對しては一層の御便宜相計り可申候
尙は十冊以上一時に御注文被成候節は相當割引可致候

東亞同文會編纂

有賀法學博士校

再增補

第四版

# 東亞關係特種條約彙纂

四六二倍判全壹册
紙數一千六百餘頁
正價金五圓
郵稅金四拾貳錢

大勢の變移は東亞をして世界治亂の機本とならしめ、列强の精力爰に集中せり、賴むところは日本帝國人士が、奮つて政治上實業上に勢力を養成扶植して、東亞を泰山の安きに置くに在るのみ、本書は曩きに東亞同文會が、日本朝鮮支那を中心として列國との協約及び三國相互の條約を蒐め、之に由來及び効力の說明を附せるもの、約文は舊しと雖も其効力は日々に尙新たなり、況んや今再增補を行ひて、明治四十四年末に至るまで四十一種(百五十餘項)の新條約を加へたるに於てをや、之を讀み之を研究するに非ずんば、政治的方面に於ても實業的方面に於ても、東亞の舞臺に馳騁すること恐らく不可能に屬すべし。

東京日本橋通
大阪心齋橋筋
京都三條通

丸善株式會社

# 目

大正二年四月十五日發行「支那」第四卷第八號

口繪　亞細亞の人種（その八 緬甸土人　その九 白鬼酋長）

（一）支那の向上（一）……山口昇……一―九

（二）蒙古の政治（一）……東亞同文書院旅行隊……一〇―一八

（三）在日華僑に對する孫氏の感言……西島函南……一八―二〇

（四）支那語統一の問題（二、完）……秋霜……二〇―二五

（五）獨逸と支那……二六―二八

（六）獨逸人の見たる支那の將來……二九―三〇

（七）幣制改革の問題……三一―四三

（八）廣西經濟事情……レオ・ア・パージョルツ……四四―四六

（九）橫濱華僑公會簡章……四七―四八

（一〇）上海市電氣業の概況……四九―五一

（一一）支那最近時報……五三―七四

頁數

# 次


**政治**

大官の更動——議會開會——參議院成績——帝政論者懲治——民主憲法案——統一憲法案——統一憲法討論——幼帝保育——會議會條例——顧問招聘頻々——陳其美北上說

**教育**

教育八大區——海軍留學生

**軍事**

支那新造軍艦——奉天新師兵器——二十八師駐在地

**外交**

對英二交涉案——中日協會案——支那工人取締法

**財政**

臨時政府財政——財政彌縫案——國民捐收支額——各省の財源——農林部歲出入——稅務整理——奉天鹽價取締——吉林鹽務整理——河南省の防穀令

**金融**

南昌の銅貨輸出禁止——關東貯蓄銀行——營口中銀開期

**借款**

借款交涉破裂——白耳義借款紛擾——大借款拒絕——粵漢鐵道借款——東三省聯合起債

**鐵道**

川漢鐵道開議——川漢鐵道會辦更迭說——京奉支線敷設——哈綏鐵道强設——滿洲聯絡規定改正

**蒙古**

征蒙政策——蒙古優待——馮麟閣出征——內蒙の警報——謝恩使歸蒙

**西藏**

對藏策一轉か

# 不可不讀

蒙古土爾扈特王題
寺內陸軍大臣題
牧野前文部大臣序
福島參謀次長序

露國帝立地理學會藏版
蒙古文學博士 ボズドネエフ著
故文學博士 那珂通世校閱
東亞同文會編纂局飜譯

## 再版

# 蒙古及蒙古人

紙數約八百頁
總クロース製
蒙古地圖寫眞版
三十種挿入

## 定價金貳圓五拾錢

郵送料 內地 十八錢
清韓 三十五錢

本書は蒙古研究の泰斗たる露國蒙古文學博士ボズドネエフ氏が實地調査の結果にして山河道路の形勢より政治、經濟、宗教、社會狀態より人種學考古學に及ぶまで苟くも蒙古百般の事情網羅されざるなし**今や世界の耳目は將に蒙古の天地に集中す**東亞の大勢に注目するもの必ず一讀せざるべからざる良著なり敢て江湖に薦む


發行所

東京市赤坂區溜池二番地

**東亞同文會調査編纂部**

電話新橋二二一七番
振替口座東東九七三〇番

(八の其)種人の亞細亞
てに奥の甸緬

(九の其)種人の亞細亞
王の國夷白

大正二年四月十五日

第四卷第八號

# 支那の向上（一）

山口昇

## 一、キリスト教の發展

支那は開放せられたり、支那は覺醒せり、四億の民衆は今將にクリスチャナイズせられんとしつゝありとは、是れ實に十九世紀の終りに於て、世界の開拓者が東方のプルピットに聲高く叫びし處なり。否實に支那に於けるミシヨナリー・ムーヴメントの力ある響きなりき。

光榮ある二十世紀が、大なる神の御手に依りて其最後の幕を下ろす時、シニムの國、中華と誇る支那は、必ずやキリストの支那、神の樂園たらざる可らずとは、現に彼等が宣佈せるコンヴィクションなり。プロテスタント・ミッションの血潮に通ふ勵みなり。彼等は激語して曰く、現在支那に在る四千の外國宣教師にては不足なり、少くとも一萬以上の宣教師無かるべからず、支那人の宣教師一萬も亦十萬と爲さゝる可らず、其他教會堂、慈善病院、學校、圖書館、講演等凡ての基督教的施設は、二倍ならざる可らず、三倍ならざるべからず、吾人は宜しく全十字軍に對して迅速に大動員を行ふべきなり、支那の靈的革命、支那の精神的向上は只だ基督教に依りてのみ是を達するを得べし云々と。

キリスト教の支那に於ける活動は、其抱負の高遠絶大なることに於て右の如きのみならず、各宣教師が粗衣粗食、眞固熱心、如何なる山間僻地と雖も、炎熱瘴癘を物ともせず、あらゆる艱苦と戰ひつゝ傳道に從事する樣を見ては、吾人亦且つ感じ且つ激せざるを得ず、數年前の統計に屬すれども支那に於けるキリスト教の概況を示せば左表の如し。

## 新教一斑　（The Uplift of China に據る）

| 布教の所 | 信徒（支那人） | 寄附支那人總額 | 學校 | | | | | | | | 醫事 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 普學通校 | 同生上徒 | 高學等校 | 同生上徒 | 日學曜校 | 同生上徒 | 實學業校 | 同生上徒 | 外醫國士 | 同の婦醫人士 | 病院 | 者取本年度扱患數 |
| | | （墨銀） | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 722 | — | 9 | 250 | — | — | 6 | 800 | — | — | — | — | — | — |
| 202 | 13,754 | 16,956 | 51 | 933 | 19 | 652 | 157 | 3,645 | — | — | 9 | 6 | 16 | 16,155 |
| — | 38 | 140 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 212 | 27,502 | 21,084 | 168 | 2,783 | 33 | 1,209 | 90 | 3,316 | — | — | 10 | 6 | 16 | 64,637 |
| 7 | 715 | — | 3 | 95 | 3 | 91 | 2 | 115 | — | — | — | 2 | 3 | — |
| 233 | 47,464 | 41,173 | 263 | 8,135 | 38 | 3,354 | 502 | 17,441 | 2 | 177 | 17 | 20 | 25 | 117,421 |
| 400 | 16,972 | 35,050 | 274 | 5,107 | — | — | — | — | — | — | 23 | 12 | 44 | 177,978 |
| 45 | 4,597 | 5,445 | 17 | 343 | 8 | 437 | 13 | 6,495 | — | — | 2 | 1 | 4 | 17,978 |
| — | 95 | — | — | — | 3 | 72 | 2 | 40 | — | — | 2 | — | 3 | 2,011 |
| 9 | 236 | — | 8 | 229 | 1 | — | — | — | — | — | 1 | — | 2 | — |
| 12 | 1.904 | 5,378 | 27 | 722 | 8 | 716 | 54 | 2,392 | 1 | 50 | 2 | 2 | 4 | 31,813 |
| 39 | 1,643 | 844 | 16 | 298 | 5 | 110 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | 1 | 65 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 3 | 28 | — | 1 | 15 | — | — | — | — | — | — | 1 | 1 | 1 | 8,500 |
| — | 6,906 | 4,539 | 62 | 1,594 | 2 | 465 | 26 | 1,065 | — | — | 10 | 2 | 10 | 59,462 |
| 41 | 1,027 | 1,721 | — | — | 24 | 535 | 37 | 1,706 | 3 | 293 | 8 | 4 | 6 | 45,682 |
| 16 | 1,900 | 3,839 | 7 | 270 | 1 | 80 | 12 | 600 | — | — | 4 | — | 6 | 24,493 |
| — | 5,049 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 92 | — | 3,908 | 43 | 1,214 | 2 | — | 38 | 1,973 | — | — | 7 | 1 | 7 | 17,494 |
| 6 | 100 | 100 | — | — | — | 30 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 26 | 397 | — | 30 | 1,000 | 1 | — | — | — | 1 | 30 | 1 | — | 1 | — |
| 1 | 50 | — | 3 | — | — | — | 1 | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 2 | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 2 | — | — | — |
| — | 40 | — | 1 | 13 | — | — | — | — | — | — | 1 | 2 | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 1 | — | — |
| — | 68 | — | 2 | 35 | — | — | — | — | — | — | 3 | 2 | 3 | — |
| 1 | 161 | — | 3 | 200 | — | — | 3 | 150 | — | — | — | 1 | 1 | 1,900 |
| 9 | 342 | — | 2 | 26 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 5 | 317 | — | 12 | 300 | — | — | — | — | — | — | 1 | 2 | 2 | 3,214 |
| 7 | 705 | 149 | 8 | 321 | 1 | 39 | 6 | 205 | — | — | 1 | 1 | 1 | 13,999 |
| 1 | 126 | — | 5 | 80 | 1 | 40 | 2 | 130 | — | — | — | 4 | 2 | 46,559 |
| — | — | — | — | — | 1 | 30 | — | — | — | — | 1 | 1 | 1 | — |
| 1,380 | 135,858 | 140,336 | 1,015 | 24,013 | 152 | 7,925 | 951 | 40,073 | 7 | 550 | 108 | 70 | 158 | 649,144 |

## 支那における（一其）

| 教派 | 此統計の作成年月 | 初めて支那に着手したる年代 | 外國宣教師 特派遣 | 外國宣教師 非特派 | 外國宣教師 宣教師の妻 | 外國宣教師 婦人宣教師 | 支那人の宣教師 | 宣教師の場所の數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （米國） | | | | | | | | |
| 1. Amceican Advent Mission Society. | 1906 | 1897 | 2 | 1 | 3 | 4 | 42 | 2 |
| 2. American Baptist Missionary Union | 〃 | 1842 | 42 | 7 | 45 | 19 | 305 | 18 |
| 3. American Bible Mission | 〃 | 1904 | 1 | 1 | 1 | 4 | — | 1 |
| 4. American Bible Society | 〃 | 1876 | 4 | 3 | 7 | — | 137 | — |
| 5. American Board Commissioners for Foreign Missions | 〃 | 1829 | 31 | 9 | 37 | 32 | 581 | 16 |
| 6. American Friends' Board of Foreign Missions | 〃 | 1890 | 2 | — | 1 | 7 | 25 | 2 |
| 7. Board of Foreign Missions of the Methodist Episcopal church | 〃 | 1847 | 49 | 18 | 51 | 78 | 1154 | 25 |
| 8. Board of Foreign Missions of the Presbyterian Church in the U. S. A. | 〃 | 1844 | 80 | 27 | 84 | 65 | 754 | 28 |
| 9. Board of Foreign Missions of the Reformed Church in America | 1905 | 1842 | 5 | 1 | 5 | 11 | 86 | 4 |
| 10. Board of Foreign Missions of the Reformed Church in the U. S | 1906 | 1899 | 6 | 2 | 6 | 6 | 16 | 2 |
| 11. Board of Foreign missions, united Norwegion Luth, Church in America | 〃 | 1904 | 6 | 1 | 5 | 6 | 17 | 4 |
| 12. Board of Missions of the Methodist Episcopal Church, South | 〃 | 1849 | 18 | 4 | 22 | 22 | 100 | 4 |
| 13. Christian and Missionary Alliance | 〃 | 1890 | 24 | 11 | 19 | 30 | 106 | 21 |
| 14. Christian Cathoric Church in Zion | 1905 | 1899 | 2 | 1 | 2 | 2 | — | — |
| 15. Christian College in China (Canton) | 1906 | 1884 | 1 | 9 | 2 | — | — | 1 |
| 16. Cumberland Presbyterian Board of Foreign Missions | 〃 | 1897 | 4 | — | 4 | 1 | 6 | 2 |
| 17. Domestic and Foreign Mission Society of the Protestant Episcopal Church in the U. S. A. | 〃 | 1835 | 26 | 19 | 25 | 24 | 255 | 80 |
| 18. Executive Committee Foreign Missions, Presbyterian Church in the U. S. | 〃 | 1867 | 27 | 7 | 29 | 13 | 60 | 12 |
| 19. Foreign Christian Missionary Society | 〃 | 1886 | 21 | — | 18 | 9 | 92 | 7 |
| 20. Foreign Department of National Board of Y. W. C. A. of America | 〃 | 1903 | — | — | — | 3 | — | 1 |
| 21. Foreign Mission Board, Southern Baptist Convention | 〃 | 1845 | 33 | 6 | 36 | 21 | 119 | 13 |
| 22. Gospel Mission | 1905 | 1892 | 8 | — | 7 | 2 | — | 3 |
| 23. Hauges' Synod Mission | 1906 | 1893 | 5 | 1 | 6 | 4 | 60 | 4 |
| 24. Home and Foreign Missionary Society, United Evangelical Church | 〃 | 1901 | 4 | — | 2 | 2 | 12 | 3 |
| 25. International Committee of Y. M. C. A's | 〃 | 1895 | — | 21 | 19 | — | — | 6 |
| 26. Kerr Refuge for the Insane | 〃 | — | 2 | — | 2 | 1 | 2 | — |
| 27. Reformed Presbyterian Mission | 1905 | 1895 | 3 | 1 | 2 | 2 | 3 | 1 |
| 28. Scandinavian Alliance of North America | — | 1888 | — | — | — | — | — | — |
| 29. Seventh-Day Adventist, China Mission | 1906 | 1902 | 8 | 5 | 10 | 4 | 9 | 9 |
| 30. Seventh-Day Baptist Missionary Society | 〃 | 1842 | 1 | 1 | 2 | 2 | 9 | 2 |
| 31. South Chihli Mission | 1905 | 1896 | — | 17 | 9 | 19 | — | 12 |
| 32. Swedish Evangelical International Mission of North America | — | 1905 | — | — | — | — | — | — |
| 33. Swedish Evangelical Mission Convenant of America | 1906 | 1890 | 7 | — | 4 | 3 | 38 | 2 |
| 34. Women's Missionary association of United Brethren in Christ | 〃 | 1889 | 2 | 3 | 5 | 2 | 30 | 3 |
| 35. Women's Union Missionary Society of America for Heathen Lands | 〃 | 1868 | — | — | — | 9 | 23 | 1 |
| 36. Yale Foreign Missionary Society, Limited | 〃 | 1902 | 3 | 1 | 2 | 1 | 3 | 1 |
| 合計 | | | 427 | 177 | 472 | 408 | 4,044 | 289 |

## 新教一斑　(The Uplift of Chinaに據る)

| 布教の所 | 信徒(支那人) | 寄附總額(墨銀) | 學校 普學通校 | 同生徒 | 高學等校 | 同生徒 | 日學曜校 | 同生徒 | 實學業校 | 同生徒 | 醫事 外國醫士 | 同の婦人醫士 | 病院 | 本年度取扱患者數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 331 | 4,769 | — | — | 1,067 | — | — | — | 373 | — | — | 8 | 1 | 5 | 27,905 |
| 175 | — | — | 34 | 320 | 4 | 124 | — | — | — | — | — | 1 | 1 | — |
| 5 | 1,146 | 1,000 | 4 | 75 | 1 | 12 | 2 | 560 | — | — | 1 | 1 | 1 | 3,000 |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 3 | — | — | 1 | 22 | 1 | 30 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | 4 | 70 | — | — | 1 | — | 2 | — | 6 | — |
| — | 18,663 | 19,002 | 322 | 5,659 | — | — | — | — | — | — | 17 | 3 | — | 161,937 |
| — | — | — | 44 | 597 | 8 | 341 | — | — | — | — | — | 3 | 15 | 8,407 |
| — | 1,186 | 76 | 11 | 318 | 1 | 20 | — | — | — | — | 2 | 1 | 2 | 11,550 |
| 213 | 4,372 | — | 45 | 542 | 3 | 26 | 45 | 542 | — | — | 4 | — | 3 | 5,340 |
| 13 | 1,053 | 2,614 | 4 | 52 | 1 | 20 | — | — | — | — | 6 | 3 | 5 | 5 |
| 290 | 34,900 | 8,550 | 120 | 2,270 | 6 | 290 | 40 | 900 | — | — | 12 | 5 | 140 | 47,764 |
| 120 | 8,106 | 23,540 | 42 | 536 | — | — | — | — | — | — | 6 | 2 | 5 | 19,911 |
| 18 | 971 | 195 | 12 | 303 | 3 | 43 | 5 | 270 | — | — | 1 | 1 | 6 | 5,285 |
| 250 | 26,771 | 53,380 | 166 | 4,108 | 1 | — | 21 | 1,259 | — | — | 18 | 4 | 36 | 90,000 |
| 38 | 10,318 | 2,133 | 30 | 1,013 | 2 | 363 | 30 | 1,013 | — | — | 2 | — | 5 | 1,840 |
| 64 | 175 | 138 | 4 | — | — | — | 5 | — | — | — | 6 | 1 | 2 | 14,832 |
| — | — | — | 1 | 40 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 3 | 70 | — | 3 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 15 | 1,591 | 160 | 12 | 180 | — | — | — | — | — | — | 1 | — | — | — |
| 85 | 7,261 | 17,622 | 23 | 625 | 2 | 100 | — | 535 | — | — | 5 | 6 | 13 | 52,818 |
| — | 10,464 | 13,000 | 45 | 1,189 | 3 | — | 17 | 452 | 1 | — | 9 | — | 3 | — |
| 1,623 | 131,926 | 141,410 | 1,023 | 18,916 | 39 | 1,439 | 165 | 5,904 | 2 | — | 100 | 32 | 248 | 450,594 |
| 4 | — | — | 6 | 250 | 2 | 132 | — | — | — | — | 1 | — | 3 | 7,092 |
| 91 | 8,892 | — | 97 | 2,069 | 3 | 145 | — | — | — | — | 2 | — | 2 | 4,080 |
| 130 | 12,745 | 9,452 | — | 1,588 | 2 | — | — | — | — | — | — | — | 1 | — |
| 3 | 205 | — | 3 | 28 | — | — | 1 | 15 | 1 | — | 1 | — | 1 | 3,082 |
| 6 | 20 | — | 2 | 30 | 2 | 45 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 1 | 63 | — | 1 | 43 | — | — | — | — | 1 | 44 | — | — | — | — |
| 10 | 283 | 60 | 3 | 119 | 3 | 8 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 8 | 100 | — | 4 | 38 | — | — | — | — | — | — | 1 | 1 | — | — |
| 10 | 1,644 | 2,207 | 27 | 507 | 3 | 36 | 1 | 18 | — | — | 3 | — | 8 | 6,090 |
| 22 | 659 | — | 14 | 312 | 2 | 21 | — | — | — | — | 2 | — | 1 | 5,340 |
| 285 | 24,611 | 11,719 | 157 | 4,984 | 17 | 387 | 2 | 33 | 2 | 44 | 10 | 1 | 11 | 25,684 |
| 632 | 35,726 | 17,881 | 188 | 2,997 | — | — | — | — | — | — | 18 | 1 | 44 | — |
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 632 | 35,726 | 17,881 | 188 | 2,997 | — | — | — | — | — | — | 18 | 1 | 44 | — |
| 3,920 | 328,111 | 311,346 | 2,383 | 50,916 | 208 | 9,751 | 1,118 | 46,010 | 11 | 594 | 236 | 104 | 461 | 1,125,422 |

## 支那に於ける（其二）

| 教派 | 此統計の作成の月 | 始めて支那に着手したる年代 | 外國宣教師 特派遣 | 外國宣教師 非特派 | 外國宣教師 宣教師の妻 | 外國宣教師 婦人宣教師 | 支那人の宣教師 | 宣教師の在住場所の數 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| （英國） | | | | | | | | |
| 1. Baptist Missionary Society | 1906 | 1860 | 36 | — | 21 | — | 218 | 11 |
| 2. Baptist Zenana Mission | 1907 | 1893 | — | — | — | 13 | 56 | 4 |
| 3. Bible Christian Methodist Missionary Society | 1905 | 1886 | 9 | — | 5 | 3 | 12 | 2 |
| 4. British and foreign Bible Society | 1906 | 1836 | 4 | 8 | — | — | 290 | — |
| 5. Christian Mission. Ningpo. | 1905 | 1893 | — | — | — | 10 | 7 | 1 |
| 6. Christian Missions (通稱 "Brethren") | 1906 | 1885 | — | 32 | 25 | 19 | — | 20 |
| 7. Church Missionary Society for Africa and the East | 1905 | 1844 | 57 | 40 | 70 | 108 | 654 | 58 |
| 8. Church of England Zenana Missionary Society | 1906 | 1883 | — | — | — | 44 | 98 | 12 |
| 9. Church of Scotland's China Mission | 1905 | 1878 | 2 | 3 | 5 | 5 | — | 2 |
| 10. English Methodist Mission | 1906 | 1860 | 6 | 3 | 9 | 2 | 207 | 5 |
| 11. Foreign Mission Committee, Presbyterian Church in Canada | 〃 | 1888 | 15 | 5 | 16 | 9 | 18 | 7 |
| 12. Foreign Missions Comittee, Presbyterian Church of England | 〃 | 1847 | 27 | 16 | 27 | 32 | 430 | 12 |
| 13. Foreign Missions of the Presbyterian Church in Ireland | 〃 | 1869 | 9 | 6 | 8 | 4 | 224 | 10 |
| 14. Friends Foreign Mission Association | 〃 | 1886 | — | 11 | 11 | 5 | 51 | 5 |
| 15. London Missionary | 1905 | 1807 | 39 | 21 | 52 | 22 | 229 | 18 |
| 16. Methodist Free Church, Home and Foreign Mission | 1906 | 1864 | 6 | 4 | 5 | 1 | 181 | 3 |
| 17. Missionary Society of the Methodist Church, Canada | 〃 | 1891 | 10 | 2 | 10 | — | 17 | 4 |
| 18. Mission to the Chinese Blind and Illiterate Sighted | 〃 | 1886 | 1 | 1 | 2 | — | — | 1 |
| 19. National Bible Society of Scotland | 1905 | 1863 | — | 7 | 6 | — | 340 | 6 |
| 20. Presbyterian Church of New Zealand | 1906 | 1901 | 2 | — | 2 | 3 | 7 | 1 |
| 21. Society for the Propagation of the Gospel, North China Mission | 1905 | 1863 | 16 | 2 | 9 | 7 | 74 | 8 |
| 22. United Free Church of Scotland in Manchuria | 〃 | 1862 | 14 | — | 13 | 9 | 157 | 16 |
| 23 Wesleyan Methodist Missionary Society | 〃 | 1852 | 39 | 4 | 31 | — | 146 | 23 |
| 合計 | | | 292 | 165 | 327 | 296 | 3,416 | 229 |
| （歐諸國） | | | | | | | | |
| 1. Allgemeiner Evangelical Protestant Missionary Society | 1906 | 1898 | 3 | — | 2 | 1 | 15 | 2 |
| 2. Basel German Evangelical Mission | 〃 | 1847 | 35 | 3 | 21 | 4 | 227 | 15 |
| 3. Berlin Missionary Society | 1905 | 1882 | 22 | 5 | 18 | 4 | 285 | 13 |
| 4. Danish Missionary Society | 1906 | 1896 | 11 | 1 | 7 | 3 | 4 | 6 |
| 5. Finnish Missionary Society | 〃 | 1901 | 4 | — | 2 | 2 | 12 | 2 |
| 6. German Mission to Blind Females in China | 1907 | 1897 | 3 | — | — | — | 3 | 1 |
| 7. Norwegian Lutheran China Mission Association | 1906 | 1894 | — | 11 | 10 | 5 | 40 | 11 |
| 8. Norweigian Missionary Society | 〃 | 1902 | 6 | 1 | 4 | 3 | 21 | 4 |
| 9. Rheinish Missionary Society | 1905 | 1847 | 13 | 5 | 12 | 2 | 55 | 7 |
| 10. Swedish Missionary Society | 1906 | 1889 | 14 | — | 7 | 4 | 40 | 6 |
| 合計 | | | 111 | 26 | 83 | 28 | 702 | 67 |
| （其他） | | | | | | | | |
| 1. China Inland Mission | 1905 | 1853 | — | 335 | 220 | 294 | 1,282 | 205 |
| 2. Independent and Unconnected Workers | 1906 | — | — | 41 | 32 | 35 | — | — |
| 合計 | | | | 376 | 252 | 329 | 1,282 | 205 |
| 總合計 | | | 830 | 744 | 1,134 | 1,061 | 9,444 | 789 |

## 二　カソリソク教及び其他の宗教

ローマン・カソリック教の支那に於ける勢力と其基礎とは遙に新教（プロテスタント）に優れり。一九〇七年上海除家滙天文台發行の曆書に據れば其景況左の如し。

管區
- 僧正管區　三八
- プレフェクチュアー　四
- 澳門　一
- 伊梨　一
- 滿洲　（不詳）
- 西藏　（不詳）

福音堂　五、六三〇

宣教師
- 歐洲人　一、二〇六人（人口二四二、八四一人に對し一人の割合）
- 支那人　五五〇人（宣教信者五百四十一人に對し一人の割合）

信者
- 教徒　九五〇、〇五八人（人口四百四十九人に對し一人の割合）
- 信仰贊成者　三九六、九〇七人

一九一二年の政治年鑑に據れば、支那に於ける回教徒の數は大約三千萬人とあり、而して儒教、道教及佛教等に至りては、今日に於ては事實上三教混亂し、回教徒又は基督教徒に非る限り、支那人にして此の三教を同時に信奉せざるものなし。

儒佛道の三教は泰西人の深く研究したる處なるが、彼等の眼に映じたる支那の宗教如何は、或意味に於て外國宣教師活動の理由を說明すべし、今二三の人の所論のコンクルージョンのみを掲げて其一斑を窺はんに。

J. Dyer Ball 曰く

佛教は支那に於て既に衰運に傾きつゝあり、其僧侶は愚鈍にして低能なり、且つ不道德者多く、阿片に魔睡し、人民より恐弄、蔑視、嘲笑、罵詈を被りつゝあり、而して此の如きは獨り男僧に止らず、尼僧も亦同じく最下等の社會的地位を有するのみ云々。

H. C. Du Bose 曰く

道教にして一掃せられざる限り、政治上、道德上、又宗教上支那の前途は暗澹たりと云はざる可らず、道教は實に惡魔（イーヴル）なり、只だ夫れ最大の邪惡を行ふ惡魔のみ。

Dr. Martin 曰く

儒教は倫理的（エシカル）なり
道教は理學的（フイヂカル）なり
佛教は哲學的（メタフイヂカル）なり

Herbert Allen Giles 曰く

一般には支那に儒佛道の三大宗教ありと稱せらるゝも、儒教は宗教に非ず、單に社會上及政治上の道德的規則の集合のみ、又佛教は眞に宗教たるを失はずと雖も、支那固有の宗教に非ずして外來の輸入教なり、而して道教のみは全く支那に發生したる稍々宗教らしきものなり云々

Dr. Arthur Smith 曰く

儒教は一面に於て國家及社會の道德的法則を定めたるものなると共に、一面に於ては自然（天）英雄（聖人君子）祖先等の崇拜を奬勵する宗教なり。スタンダード大字書（ヂクショナリー）に於ては宗教の定義を下して曰く「宗教とは一の信にし

て、人の精神を超自然のものに結合せしめ、其超自然のものに對して自ら保護を要求するの義なり」とあり、此定義に依りて儒教を解剖するに、孔子は靈の存在を否認したるには非れども、未だ人たるの道を盡さゝるに何ぞ死後靈となりての道を説くを得ん、既に生そのものよりして不明なるに、何ぞ況んや死に於てをや等の觀念を以て、其極力人道を説きしにも拘らず、超自然の靈界のことに就ては言を避けんとしたるが如き感あり。故に儒教は倫理的なるも純粹の宗教とは目す可らず云々。

## 三　舊教の傳來

アポストルの時代を去る遠からざる頃に於て、既にキリスト教は支那に傳へられたりと稱せらるゝも、其史實は全く湮滅せり。然るに一六二五年、彼の有名なる西安の景教碑の發見に依り、第五世紀の頃にコンスタンチノープルに生れたる英雄ネストリヤスの名を襲用したる一種のキリスト教が一時支那に行はれたるも後遂に消滅せることのみは明かとなれり。該碑文に據れば彼の唐の時代に於て（紀元六三五）シリヤの僧オロポン（Olopun）が支那に來り、太宗の殊遇を得たる旨を記述しあり。

一二九一年 Monte Corvino は印度を訪ひ、隊商の群に交りて遂に支那に來り、元の世祖に使へて其寵を被り、Cambalue 即ち今の北京に一の教會を建立することを許され數千の人は洗禮を受けて信者となり、聖書及讃美歌は蒙古語に譯出せられ、孤兒院さへも設けらるゝの盛況に達したるがユルヴィノ年八十にして死去するに及び、有力の後繼者を缺きたる爲め、漸く開かれたる耶蘇教の端緒も遂に絶滅せり。

カソリックの近世史は Francis Xavier に其の第一頁を起すべし。ザヴィールは支那内地に入るの計畫を爲し、將に發せんとして一五五二年永逝せり、而して其事業を繼いで廣東に入りしは Michael Roger 及び Matteo Ricci なり、リクシーは一五八〇年廣東に入るや直ちにゼシユイット教派の首となり、一六〇一年には北京に至りて時の皇帝に謁見し、特殊の優遇を得たる由、一六一〇年其死去するに際し帝は特に勅を發して之が葬儀を盛大ならしめたり。

爾來カソリクは着々として其の基礎を建設せるも、第十七世紀の頃には支那傳來の祖先崇拜と衝突して一般の反抗を買ひたることあり、又神（ゴッド）の譯語に苦しみしこと甚し、一七二四年より一八五八年に至る間は、耶蘇禁令の爲めに大なる迫害を被れり。

爾後今日に至る迄は、カソリック教會は單純なる宗教者に非ず、人民の自治制に干與し、縣治府治に容喙し、切りに政治的勢力を扶植し、且つ之を使用したる爲め、一般支那人の怪しむ處となり、布教は手段にして實は大なる野心を行はんとするものなりとせられ、新教各派の宣教師に至る迄同一視せられ、甚しきは宣教師以外の一般外國人さへも猜疑の眼を以て觀察せらるゝに至り、其利益と地位を害せられたることは特筆すべきことなるべし。

## 四　聖書の漢譯とモリソンの事業

一八一九年十一月二十五日、Dr. Robert Morison の手に依りて新約全書の漢譯完成す。

モリソンは實に支那に於ける新敎の開祖なり、其一生は奮鬪、努力、信仰、犧牲を語る話ける敎訓なり、曾に宗敎界の一大恩人たるのみならず、吾人支那研究者の師表なり如何にして彼の時代に聖書の支那譯を成就したるか、如何にして巡禮紀行（ピルグリムスプログレス）を譯出したるか、如何にして四萬の支那語を含有する英華字典を著はしたるか、抑々彼は如何の事業をか成したるものぞ。

一八〇四年、年二十二の青年はロンドン敎會の外國布敎事務に從はん爲め、出願して曰く、余は最も勞力を必要とする地方に於て布敎に從事することを自己の義務なりと信じ、その候補者たらんことを切願するものなりと。此青年こそ後のモリソンにして、彼は幼少の頃より苦學奮鬪せり一日十二時間乃至十四時間の勞働に從事しつゝ、傍には聖書を手離したることなく、遂にホックストン及びゴスポートの兩アカデミーにも入り、尙ほ驚く可きは此時代に英京に在りて支那語を研究したること之なり、當時英人にして支那語を解するものとては僅に東印度會社々長 Sir George Staunton 一人のみ、然るに幸にもロンドンに南方支那の人にして Yong Sam-tak なるものあり、楊は甚だ短氣の人なりしも、モリソンは忍耐に忍耐を重ねて支那語を學習せり。一方又ロンドンの博物館に無名のカソリック僧侶の譯出せる新約全書とラテン支那語辭書あるを發見し、毛筆にて漢字を記すことも修得しつゝ數月にして此二書を讀破せり。

モリソンは燃ゆるが如き希望を以て支那に渡らんとしたるが、東印度會社の便船は宣敎師の乘船を峻拒せり、止む無く彼は米國より支那に渡航せんとし、一八〇七年正月三十一日先づ米國に向ひ、七十八日を費して紐育に着したるが、意外にも紐育及び費府に於て親切なる歡迎を受け、遙かに支那に向はんとするや、爲めに熱心に其成功を祈り、國務卿ジエームス・マヂソン氏は廣東駐在の米國領事に宛てゝ紹介狀を與へられたり。

紐育を出帆して廣東に到着せるは一八〇七年九月七日にして、實に四ヶ月の航海をなしたるなり。彼はジョージ・スタウントン宛の紹介狀を持したるを以て、第一に廣東に於て同氏を訪ひ、同氏亦モリソンの意氣を壯とし、カソリック敎徒たる一北京人 Abel Yan なる語學敎師を雇ひ、モリソンをして尙ほ一層支那語の研究に勉めしめたり。一八〇九年二月三十日、彼は澳門在留の一外國人の子女と結婚し次で東印度會社の翻譯係りとなり、一面に於てロンドン敎會より特に委任せられし聖書の支那語翻譯に着手せり。

一個のモリソンが此時代に於て浩瀚なる聖典の翻譯を行ふとは、其困難推して知るべきのみ、而かもロンドン博物館の支那譯新譯全書によりて得たる智識と、Dr. Milne の舊約全書によりて至大の便宜を得、六十六部の聖書中三十九部迄はモリソン自身の手に翻譯せられたり、素より形而

上のことに關する術語にして、適當なる支那語を發見する能はず、後世に至りて訂正したる點多しと雖も、パイプルの支那譯は實にモリソンの功とすべきものなり。一八一九年十一月二十五日、モリソンはロンドン敎會に向てパイプルの支那譯が完成せる旨を通知したるに、同敎會を初めとして全世界の所有敎會は其偉大なる功績に對して最も熱心なる祝意を表し來れりとはさもあることなるべし。

モリソンの事業は此れに終らざりき。氏は亦英華辭典の纂修に志し、十六年の日月を費して一八二三年遂に之を完成せり。東印度會社は六萬弗を費して之を發行し、四萬の支那語を含有し、四六大判六卷より成れる該辭書は恰かもエンサイクロペヂヤと同樣にして、傳記、歷史、風俗習慣、典禮其他社會百般の事に渡りて說明漏す處なし。

一八三四年八月一日、遂に彼は永逝せり。

彼の事業は實に信ず可らざる程大なり。

シルヴェスター・ホーンは曰く。

英華字典は少くとも滿十五年の日月を投せざれば爲す能はざるの大事業なり、而かもモリソン博士は隻手パイプルを譯し、此辭典を出し、其間に幾多の小冊子を出し、論說を公にし、經義問答を發刊せり。博士は又施療院を建立し、英華學校を經營し、幾十となく勃興せる敎會の支部設立を監督せり、而して其事たるや悉く東印度會社の翻譯に從事する傍らになしたるなり。又夜となく日となく說敎し、講議しつゝありし間になしたるなり。博士が神の國の爲めに其全力を盡したる結果、世界的に其名聲を贏ち得たる又怪しむに足らざる可し。（未完）

舊敎に關しては尙ほ記すべきこと多し。彼等は第十三四世紀の頃に北京及南支那に成功し、第十六七世紀に歐東方面より中部支那に入り、北京にも其根據を得たり。リクシーは一六〇一年に「神の眞義」を、アレニは一六一三―一六四九に「キリストの傳」を公にし、瑞西日等の國語に繙譯されたり、一七二四年及一七三六年（雍正年間）耶蘇禁令（科學的研究に關するものは許さる）出で、一八五八年の天津條約によりて新舊敎共布敎を許されたり。

ケレー氏の「大支那覺醒」に據れば舊敎の福音堂は六萬あり、學生十一萬人、孤兒院二百六十九、病院三十七、慈善事業の機關凡そ八十九、婦人傳道者三、八四六人同敎徒六千九十二人（以上一九〇七年度）とあり。

モリソンの生れたるは一七八二年にして、一七九三年英國議會を通過したる決議に曰く「我が東洋の領土に宣敎師を送るは狂之より甚しきはなし、之より無法なる企て無く、之より浪費の事業なし、殆ど狂亂者の暴擧とも稱すべく、此の如きことは有害、無益、愚策、不健全、危險、不生產、幻想的なりと云はざるべからず、如何なる理由、如何なる政策なりとも之に反對せざる可らず、之れ實に東方の我領土の平和を害し、安全を危くするものなり云々」

# 蒙古の政治（一）

上海　東亞同文書院學生旅行隊

## 第一章　政治上より見たる蒙古概論

蒙古行政の根本は自治にあり。換言すれば其旗制にあり前清時代に於ては新疆及び西藏等と齊しく理藩部の統轄せる所にして、蒙古各地に將軍、都統、大臣等の支那派遣官ありしと雖も、其實際に就て之を考察する時は清朝政府は單に名義上の主權を綜攬し、蒙古諸部は唯だ其正朔を奉じたるに過ぎず。各部內の行政は總べて世襲の酋長若しくは喇嘛之を行ひ、北京政府は之を監督したるに過ぎざるなり其派遣官も亦支那本部十八省の督撫又は現代の都督が中央政府の地方官として軍民を統治するに比すれば其趣き頗る異り、曾て理藩部と派遣官たる外員との間に於てさへ何等統屬的關係なく、派遣官は却て滿洲皇帝に直隷し、恰も各省督撫の民政部交通部等の中央政府各部に對する關係と同一なりしなり。然れども蒙古の政治狀態を詳にせんとせば支那政府の對蒙統治（中央行政地方行政）と蒙古の自治制とに分ちて之を研究するの要あるべし。前者は則ち前清時代に於ける中央理藩部を首とし、邊外の各派遣官幷びに內蒙古各地に散置せる道府州縣の如き、民治機關を包括し、其自治機關とは蒙古各部落の首長卽ち札薩克を中心として組織せる旗及盟の類之れなり。

夫れ前清の通弊は常に外觀の美を裝はんことを之れ務め、其表面と其事實とは全然背馳せるもの多かりし事是れなり。殊に變轉定りなき行政問題に關しては之が眞相を探究するの一事は實に難事中の難事に屬せり。況んや一望之れ沙漠にして、言語異り、風習同じからず、文獻記錄一として憑據するに足るものなき蒙古旗界卽ち各部落の自治に

屬する行政狀態の研究に於てをや。各族界の面積の如き、人口の如き、古來未だ何人も之を知るものなく、其財政の如き數理的材料に至りては全く發見せられざるの有樣なり。

抑々蒙古各部落の行政を論ずるに當り、旗と稱する區劃を以て其自治の基礎となすは何人も異論なき處なり。然れども其旗を目して直ちに一國家を爲せるものゝ如く考へ、其首長卽ち札薩克の駐在する處を王府と言ひ、甚しきは宮中又は府中等の語を用ゐて之を談論するに至りては稍や誇張に過ぎたるの觀あり。素より其の大なるものは廣袤百里の封土を有し、清朝宗室にも齊しき榮爵を世襲し、幾多の部民を統率するを以て、其の首領は宛然一國王者の如く思惟せらると雖も、仔細に之を觀察する時は其廣大なる領土と稱するものも、實は是れ荒漠たる原野にして、人烟稀に上り、其間に放牧せる牛羊は僅に部落人民の劣等なる生活を維持するに止り、毫も餘裕貯蓄等の存するなし。地上又た何等の價値多き設備を見ず、適々之れあるものは外來移住者の有か、然らざれば喇嘛の寺院のみ。前清朝は特種の事情の下に徹頭徹尾懷柔的待遇を與へ、吾人文明國人の日常の生活にも劣る衣食住を行へる蒙古王公に對し、非常なる尊敬を有せしめたりと雖も、其簡易粗雜なる政治狀態はアフリカ又は南洋の蠻人部落にも劣り、日常行はるゝ所は皆舊來の慣習を墨守するに止まり、其首領多くは暗愚蒙昧にして、何れを見るも改良進步の志氣に乏しく、依然として帳幕（ゲント）內一牧長の狀態を持續しつゝあるものなり。

彼等は皆封爵を有す。然れども其封爵は我國に於ける華族又は西洋に於ける貴族の類とは其性質を異にするものなり。初め清朝は其建國の當初に於て明朝を倒し多數の漢民族に對し、其地位を維持するが爲めに北方蒙人の壓迫を恐るゝこと甚しく、遂に其風俗習慣に於て稍々類似せる滿蒙提携の策に出で、蒙古人を說服して結托同盟し、之を懷柔する手段として或は王公を稱せしめ、或は爵號を賜與し、遂に今日の曖昧なる王公旗盟の制度を現出せり。其封爵には固より數等の差級あり、されど其實權に於ては各王公は只實力を基礎とするのみにして何等爵位によりて輕重あるものに非るなり。均しく之れ札薩克卽ち一族の會長に過ぎざるなり。極言すれば蒙古の一旗と稱するものは稍々大なる一家族の謂たるのみ。其家長が共同生活の牛耳を執るに止まり、人民の之に服從するは族長的制度の慣習のみ。決して或る權力卽ち政治的機能の運用に依り、其領民を左右し得る等のものに非るなり。從て其行政的機關等は毫も重視せらるゝことなく、或旗の首領の如きは數年に亘りて北京に滯在し、自己の領旗に歸來せざるも人民は知らざる如く、或は又た寡婦の孤主を擁し、其旗務を擧げて一族下僚に委するものあるも施政に妨げなし。又或は喇嘛敎に心醉して政務を顧みざるも治安に害なく、或は日常一人の厲僕だも之を置かず、親しく一人にて旗務を辨理するも差支なきが如きものさへありしなり。勿論蒙古內外を通ずれば旗と稱するものは其數極めて多く、其中には一二の例外なきにしもあらず、彼の庫倫が時に外蒙古の中心たるが如き勢

力を示すが如き、或は彼の喀喇泌郡王の如き屢々我國人を聘して文明的制度の輸入を計らんとするが如き、固より稀に見るの現象なり。喀喇泌王の心事や壯とすべし。然れども全支那の人民を悉にして以て服從に便ならしめんと努めたるは是れ清朝百年の政策なり、蒙古の土民の如きも其智力を全く滅却し去られ、一朝にして之れが改良刷新を行はんとするが如きは木に緣りて魚を求むると同じ。蒙古全土の狀態は尙依然として古來よりの無智なる游民の集團狀態を維持し、更に進歩の見るべきもの無く、百政振はず、士氣衰頽し、又往年歐亞二州を席捲して世界を震駭せしめたる拔都の遠征、成吉思汗の壯圖は今人遂に解する能はざる所なり。

若し夫れ少しく前清の實情を識れるものは、其政府直屬の官僚と雖も、往々規定の法度に違背して恬として顧みざるは敢て怪しむに足らざることを知得すべし。況んや遼遠千里、全土是れ沙漠に均しき蒙古屬地に對し、迅速なる交通機關とては一も有せずして、其政令の普遍を畫せんとするが如きは素より不可能事たり。加之他面に於て各旗の自治に於ても其首長が從來の規定を無視して往々隨意の行動を敢てせる、亦た怪しむに足らざるべし。然れども是れが裁治者たる人民は多くは無智蒙昧なるが故に、天下の通勢と如何の交涉あるかを知らず、自己の地位の何物なるかを解せず、只た族長の命維れ從ふあるのみなり。

斯の如く各首長の政治は頗る勝手なるものにして、時に全く族制の範圍を脫して己が好めるまゝに專斷の政治を行ふものあり、又た外來の刺激—露人の煽動により止むを得ず舊慣を改めたるものも少からざるなり。故に大清會典等に記載せる法規を取り來りて直ちに現今の蒙古に臨み、其內治行政等を忖度し得ざるは勿論なりと雖も、之に反して全然舊來の規定等を放拋して之を無視せんとするが如きも亦た遂に首肯する能はざる所なり。

概言すれば蒙古土民は純朴なり。內蒙古の開墾地附近の如く支那移民と錯交し、之れが狡猾なる惡習に感染せるものを除くの外は、所謂法三章を以て御し得らるべき民衆なれば、假令幾多條規の存在するものありとも、畢竟無用の長物に屬し、實際に適用せらるべきものに非ず。其人民は服從的にして族長卽ち各旗の首長は絕對の專制的權力を把握し、外は何等の掣肘を受くることなく、其政廳と首長の家庭とは同一處に屬し、更に分界なし。中央政府は之が監督權を有すと雖も、そは土地の開墾と外交に關する問題に限られ、各旗內の行政に就ては一に其族長の隨意に任せ更に關與する處なし。故に各旗の首長は一見小獨立國の君主の如く見え、又た恰も吾が維新以前に於ける封建諸侯のそれに類似せる觀あるなり。然れども寧ろ戰國時代に於ける群雄の地位と異らず、而かも諸般の制度は我神代にも比すべきのみ。

## 第二章　蒙古に對する前清の中央行政及派遣官

# 第一節　理藩部

## 第一項　沿革

明朝滅び、支那四百餘州は清朝の統御する所となるや、先づ蒙古各王公台吉を懐柔せり。其の第一に對蒙の衝に當りたる政治上の機關は蒙古衙門なり。後之を理藩院と改名し、其長官として承政、右參政、左參政を置き、蒙藏の事務を掌るとゝなれり。承政、參政は更に尚書及び侍郎と改めたり。然るに當時理藩院を掌りし事務は全く形式禮儀のことに屬し、彼の禮部に於てする事項と異らず、茲を以て間もなく禮部をして理藩院事務を兼任せしむることゝせり。然るに蒙古部落との間に於ける干係は中には繁雜なるものありて禮部も時に煩に堪へざること屢々あり、遂に再び獨立官廳となすべしとの議起り、又々舊の如く改めたり而して一方蒙古問題は當時より少からず紛議あり、理藩院は大に其權限を擴張し、其組織は他の六部卽ち吏、戶、兵、刑、工、禮部と均しからしめ、其尚書の如きも六部尚書と同樣に諸般の政務會議に參與するを得ることゝなれり。

其後事務の繁閑により院內分局上に多少の存廢變更ありしが、光緒三十三年に至り、清國中央官制の改革と共に、理藩院は又た其名を改めて理藩部と稱するに至りしなり。但し組織の內容に於ても毫も改變なく、其地位は內閣の一省として恰かも殖民省たるべきものなり、之を我國の現制に比すれば拓殖局の省となれるものなり。

## 第二項　組織

大臣
- 左侍郎
- 右侍郎
- 額外侍郎

(一)領辦處　理藩部事務の中樞にして又蒙古の諸物產、軍隊、學校、驛傳等の事を掌る。

(二)旗籍司　內蒙古諸部落、歸化城及索倫等の封爵、會盟、軍旅、郵傳等の事を掌る。(郎中二、員外郎四、主事一)

(三)典屬司　外蒙古、西部額爾特斯諸部落の封爵、會盟、屯田、遊牧等の事を監督し、郵傳互市及喇嘛敎に關することを掌る。(郎中二、員外郎八、主事三)

(四)王會司　內蒙古諸部落の朝貢頒祿の事を掌る。(郎中三、員外郎五、主事二)

(五)柔遠司　外蒙古喇嘛僧の祿用朝貢の事を掌る。(郎中一、員外郎七、主事一)

(六)徠遠司　哈密、吐魯番及回部蒙古の政令、爵祿貢賦及び回民の移住耕牧の事を掌る。(郎中一、員外郎五、主事二)

(七)理刑司　外藩各部及番圍刑罰の事を掌る。(郎中二、員外郎六、主事一)

以上の外に理藩部所屬として左の如きものあり。

一、銀　庫　帑銀出納を掌る

二、蒙古繙譯房

三、唐古忒學　蒙古滿洲等の文字學問を治めしむる所

四、稽案內館及外館　蒙古王公の旅館等の事を掌る

次に清朝は蒙古に對しては特種の政策を以て之に臨めり。

卽ち如上の官吏には多く滿蒙人を採用せること之なり。試みに前淸時代の理藩部職制を見るに

從一品　大臣　一人　滿蒙人中より補任す
正二品　左侍郎一人　同　上
同　右侍郎一人　同　上
同　額外侍郎一人　蒙古の貝勒貝子中賢能なるものを以て薦任す
正六品　堂主事　滿洲人二人　蒙古人三人　漢人一人

以下各司に屬するものを表示すれば

| 官廳名稱 | 官名 | 種族 | 員數 |
|---|---|---|---|
| 領辦處 | 從五品員外郎 | 滿洲人 | 一人 |
| | 正六品主事 | 蒙古人 | 一人 |
| 旗籍司 | 正五品郎中 | 滿 | 二人 |
| | | 蒙 | 一人 |
| | 從五品員外郎 | 宗室 | 一人 |
| | | 滿 | 一人 |
| | 正六品主事 | 滿 | 一人 |
| | | 蒙 | 二人 |
| 王會司 | 正五品郎中 | 滿 | 一人 |
| | | 蒙 | 二人 |
| | 從五品員外郎 | 蒙 | 三人 |
| | | 滿 | 二人 |
| | 正六品主事 | 蒙 | 二人 |
| 典屬司 | 正五品郎中 | 蒙 | 一人 |
| | | 滿 | 一人 |
| | 從五品員外郎 | 滿 | 二人 |
| | 正六品主事 | 蒙 | 六人 |
| | | 滿 | 二人 |
| 柔遠司 | 正五品郎中 | 宗室 | 一人 |
| | 從五品員外郎 | 滿 | 二人 |
| | | 蒙 | 五人 |
| | 正六品主事 | 滿 | 一人 |
| 徠遠司 | 正五品郎中 | 蒙 | 一人 |
| | 從五品員外郎 | 蒙 | 三人 |
| | | 滿 | 二人 |
| | 正六品主事 | 滿 | 二人 |
| 理刑司 | 正五品郎中 | 蒙 | 二人 |
| | 從五品員外郎 | 蒙 | 四人 |
| | | 滿 | 二人 |
| | 正六品主事 | 蒙 | 一人 |
| 銀庫 | 正五品郎中 | 滿 | 一人 |
| | | 蒙 | 一人 |
| | 正九品庫使 | 滿 | 二人 |
| | 七八九品筆帖式 | 滿 | 二人 |
| 蒙古繙譯房 | 從五品員外郎 | 不定 | 一人 |
| | 正六品主事 | 不定 | 一人 |
| 唐古忒學 | 正六品司業 | 不定 | 一人 |

正八品　助敎　不定　一人
七八九品　筆帖式　蒙　四人

稽察內外館は科道とて各部司道中の給事御史より適任者を撰任す。

**第三項　職權**

理藩部は支那の外藩たる蒙古、青海、西藏の行政を監理し、其朝貢封爵刑罰に關する職權を有す。

一、封爵を掌るの權

內外蒙古諸藩部の王公台吉等は世襲の封爵を受くる權あり。然れども其勳績忠勤過失の如何により、之が襲爵の場合に當り、或は一等或は二等を下すことあり、又た下すとなくして其儘襲爵せしむることあり、理藩部は之れ等各王公台吉に付き其行爲の如何を考査して上奏をなし、敕裁を得て之を定むる等の職權を有す。

二、刑罰を掌るの權

內外蒙古は王公台吉塔布囊以下の犯罪に對しては理藩部に於て之が判決を下す。之れが裁判には大清律令なる刑法を適用せず、專ら特別法なる大清會典事例第九百九十六七卷の刑罰法によることと規定せらる。但し死刑のみは此限りに非す。

右會典事例に認むる犯罪行爲を略示すれば

一、違禁採捕

イ、私に禁地に入りて人畜等を盜むもの

ロ、園場內に入りて私かに家畜類を買入るゝもの

ハ、同狩獵を行ふもの

ニ、同材木を盜伐せるもの

二、人命

イ、園場內に於ける犯人

ロ、鬪爭人の眼を傷け又は人の四肢を折るもの

ハ、毆打致死

三、失火

野獸の窟穴を薰じて失火を致せるもの

四、略賣

婦女子等を誘拐賣買するもの

五、犯姦

六、雜犯

七、斷審

以上の犯罪に對しては之が刑罰として鞭打の法あり、一ケ月一百とか又は二ケ月一百と云ふが如し。又た九九、九八、九三、九一と云ふが如く、其犯人の身分に依り又た犯罪の如何により之を決す。然れども普通の刑罰は家畜を以て以て之を贖罪することを許され、たゞ死刑の如き重大なる犯人は北京に送りて審判すべく、理藩部大臣は其終審に列席審判す。

清朝末路に於ては之等の法規は一として實際に行はれず、事件の稍々重大にして而かも他の旗盟との間に關連せる交涉問題に非れば、札薩克は之が判決を理藩部に申請することなく、理藩部は又た檢察の實力なく、各札薩克は自ら其の管轄區域內の犯罪に對して專斷的に加罰し、死刑の如きものすら之を獨裁しつゝあり。理藩部は王公自身の犯

罪に對しても殆ど手を下す能はざるが如き有樣なりき。

三、朝貢を掌るの權

蒙古王公台吉は北京朝廷に年班として朝覲の義務を有し、朝覲に際しては各地方の方物を獻納すべき規定あり、理藩部は之に對して應酬饗宴の衝に當り、又た之れ等王公吉の格式に依りて俸銀を與ふるが如き等種々なる事務を司るべし。

四、行政を監督するの權

理藩部は各蒙古内政に對して之を監督指揮するの權あり。各要所に駐在する所謂派遣官は實際に其指揮監督を執行するものなり。但し軍事、外交、派遣官の任免等は理藩部の關する所に非ず。

法律上は各種薩克は其權限内に於てのみ行政の權あるなり。

## 第二節　派遣官

前にも述べたる如く蒙古、青海、伊犁、西藏等は恰も獨立國たるかの如く優越なる自治權を有せる王公喇嘛の治下にあり。清朝は之れ等各地方の自治監督機關として中央政府より特に官吏を派遣し、各要地に駐在せしめて地方統治及び右の監督の任に當らしめ、中にも札薩克を有せざる部落の如きにありては、該派遣官は其部落の全行政事務を管掌しつゝあり。

派遣官は内外蒙古によりて其名稱及び職務にも差異あり。外蒙古に在りては單に内政の統治及び監督に止らず、露國等との外交上の關係及び邊防等軍事に關する重大なる權限を有し、内蒙古に在りては專ら管下の行政及監督の任に當り、且つ單に内政上のことに關し其地方に近き督撫及道臺等と往復交涉する權あるのみ。蓋し内蒙古は其清朝に内附歸屬せる日既に久しく、其地理上の地位も亦支那本土直省に接近し、日を追ふて滿漢人の移住するもの多く、支那本土と密接なる關係あれば之れ等派遣官に對しても外蒙古に於けるが如く重大なる權限を附與することなく、地方の督撫又は政府自身外交軍事を掌るなり。例へば重大事件あれば直ちに欽差大臣を派遣して、之を處理し、彼の北清事變の如く支那本土に重大事件あるに際しては、政府一度出兵を命ずれば札薩克は立ち所に各旗壯兵を率ゐて其命に應じて之が急を救ふべしとの連絡あり。故に内蒙古に於て大臣なく、都統及び將軍あるのみなり。

内蒙古駐劄各派遣官は理藩部旗籍司所管に屬す。

外蒙古駐箚各派遣官は同典屬司所管に屬す。

### 第一項　内蒙古駐劄派遣官

内蒙古駐箚派遣官は理藩部の命ずる所により管下の行政を總轄す。從て一方直省地方督撫との間に種々なる交涉事件を蒸發し、之等は其都度督撫將軍都統等相合議して之を辨理すべし。又た一方に於ては各旗には札薩克あり、又其各旗同盟には盟長なるものありて直接蒙民を統御す、都統等は之に對して只だ控制の作用をなすに過ぎざるなり。

イ、熱河都統

熱河卽ち承德府城に駐紮し、專ら内蒙古東部一帶の控制

に資す。其下に副都統二人ありて都統を補佐す。

一、密雲副都統

二、山海關副都統

此外都統の下には理藩部の官吏たる理事、理刑の二司員あり、都統の下にありて其指揮に從ひ錢穀(租稅)刑名の事を分掌す。其他左の如き所屬武官あり

| | | |
|---|---|---|
| 一、 | 總管 | 二人 |
| 二、 | 協理 | 五人 |
| 三、 | 佐領 | 十五人 |
| 四、 | 防禦 | 二十人 |
| 五、 | 驍騎將校前鋒校等 | 若干人 |

都統の歲給養廉銀は一千二百兩とす。

熱河都統は又昭烏達卓索圖及び錫林郭勒の各盟を監督するの權あり。

元來內蒙古地方は其地支那本土直省に接せるを以て內地人の塞を出でゝ開墾に從ふもの次第に多く、蒙古人も亦遊牧の俗習を捨てゝ滿漢移民と同じく耕作に從事するもの漸く多きを加へつゝあり。從て漢名の府州縣を新設するの要起り、熱河地方は今日に於ては既に直隸省の一部に編入され、熱河の南に承德府を設けて其府治たらしめ、都統は獨立の長官たると共に一般民治に關しては直隸總督と共に合議上奏することゝなれり。

ロ、察哈爾都統

張家口に駐劄し、西長城より戈壁の砂漠に至り、北は喀爾喀に至る迄の內蒙古の大部を占むる各地に散在する察哈爾及其他の遊牧部落を統轄す。此地方も亦其長城に接する地は漢人の移民絕えず、蒙民も亦之等漢人種の爲めに同化せらるゝもの日に多きを加ふるの有樣なれば、宣化府を設けて之を直省に編入し、一般民治に關しては直隸總督と會議上奏すること熱河都統と同樣なるのみならず、口北兵備道の掣肘を受けつゝあり。

都統の下には

| | | |
|---|---|---|
| 一、 | 察哈爾副都統 | |
| 二、 | 張家口外兩翼牧群統轄副都統 | |
| 三。 | 總管及副總管 | |
| 四、 | 參領及副參領 | |
| 五、 | 佐領及驍齊騎族 | |
| 六、 | 護軍校、親軍校、捕佐六品官等 | |

あり。又た察哈爾都統は支那內地より長城を經て外蒙古庫倫、烏里雅蘇臺に至る軍用驛站を監督し、公文書の送達、官吏貴賓の護送等の任務を兼ね行はざるべからず、同都統の驛站監督の地位は之を阿勒臺軍臺と稱す。

ハ、綏遠城將軍

山西省綏遠城に駐在し、其下に歸化城副都統一人あり。內蒙古西部に於て土默特遊牧の內屬せしもの其他を控制す。移民同化の問題及び一般の民治に關しては山西巡撫と會議を要すること熱河察哈爾の二都統と直隸總督との關係と同じ。

**第二項　外蒙古駐劄派遣官**

イ、定邊左副將軍

外蒙古烏里雅蘇臺に駐在し、喀爾喀諸部を統御す。一に之を烏里雅蘇臺將軍といふ。

ロ、烏里雅蘇臺參贊大臣

烏里雅蘇臺參贊大臣は二人あり、一は中央政府より滿洲官員を選派し、一は喀爾喀貴族中より之を補任す。

ハ、科布多參贊大臣幫辦大臣

共に科布多に駐在し、蒙古烏梁海地方を統制す。

科布多幫辦大臣は烏梁海三部落十旗を、參贊大臣は四部落二十旗を管し、各旗王公札薩克の承襲陞補及遊牧部内に於ける一切の裁判事務を司る。

ニ、庫倫辦事大臣

外蒙古庫倫に駐在し、露國との交涉事件を掌る。定例によれば大臣二人を設け、一は在京滿洲蒙古大臣中より選任し、一は喀爾喀札薩克中より特任す。

右の外庫倫辦事大臣の下には理藩部より派遣せる司官筆帖式あり、同地方の貿易裁判警察等の事務に當る。

又外蒙古と西伯利亞との貿易場たる哈克圖に辦事司員一名を置き、庫倫辦事大臣の節制を受く。

ホ、庫倫商阜特巴衙門

喇嘛を以て之に任じ、喇嘛の徒弟（第一沙妥那爾爾）を管理せしむ。（未完）

# 在日華僑に對する孫氏の感言

西島函南稿

孫中山先生東渡以來朝野人士の歡迎を受け、淹留數旬、殆ど應接暇あらざるの勢あり。退京の後名古屋京都大阪等各地を經三月十三日を以て神戸に抵る。是日春風和暖、天氣晴朗、午前十一時三十分瀧道電車站に來着す。華僑商學兩界及び我官紳の車站に迎接するもの約五百餘人、同行の領事王寄荊君一々先生を我官紳に紹介せられ、同文學校生徒二百餘人武裝して捧銃の禮を行ふ。一行は車站より自働車に搭し「オリエンタルホテル」に入り、少憩の後午後二時中華會館に至り華僑の歡迎會に臨む。來會の華僑一千二百人、吳錦堂氏華僑を代表して歡迎の辭を陳じ、これに對し中山先生は直に立ちて答辭を述べ且つ革命の由來幷に今後の方針等に關し、一時間餘に渉る大演說を爲し、大に華僑の注意を喚起せり。余亦當日親しく先生の演說を傍聽したり、左に其の大要を筆錄せん。

今天。蒙神戶在留男女老少諸同胞。開歡迎會歡迎。兄弟心裏最歡喜最感激。此次漢族光復。係由祖宗手失落。而我同胞。萬衆一心。居然將喪失之河山恢復。何幸加之。但諸君須知。我同胞從前與現在之地位不同。從前之天

下。係滿洲一家之天下。漢人受滿人專制壓制。我同胞。爲奴隸爲亡國民。二百六十餘年。今日之國家。爲我四萬萬五族公共之國家。我四萬萬人。成了中華民國之主人。在主人之地位與奴隸之地位不同。故全國人。對於此次老光復。非常歡喜。非常希望。且將來子々孫々。永享主人幸福。但中華民國成立。不過第二年。改革雖已成功。惟建設尙在幼稚。我四萬萬同胞。應同心同德。力圖建設。以謀富强。但建設雖不比破壞之難。無大危險。無大犧牲。然當此新破壞以後。我四萬萬人。尙在艱難困苦之中。必俟建設完全。方能安享幸福。譬之建屋。舊屋不好。必須破倒舊屋。一面掃除。再謀新築。但新屋未成。我同胞仍是在困苦地位。尙非謀安樂之時。待至新屋成功。方可以共享幸福。故此幸福二字。斷不能與建設二字同日語。大家總以爲改革之後。卽能享幸福。萬無此理。凡事由漸而來。現在中華民國如生子。新生出一男兒。舉家欣慶。以爲將來莫大之幸福。莫大之希望。須知望子孫成人。必要培養他。敎育他。使他建功立業。報答父母。現在造成之民國。亦比如初生之子。正須培養。方能成人。方有基礎。可以成才。可以享幸福。故今日我中華民國成立。本來最歡喜之事。但歡喜之中。切不可忘了。我等現尙在艱難困苦之地位。但是一般不明白的人。以爲從前革命成功。卽馬上能享幸福。現在幸福未至。且內地也有亂過之地方。人民謀生。比從前稍難。故不明白之人。以爲現在共和政體。不及從前專制政體之善。滿清時代尙不至於此。此種不明白的人。內地尙屬不少。此不過無國家思想之言。忘記了從前奴隸人格。卽以人格而論。現在我四萬々人。恢復了主人地位之人格。便可以算幸福矣。昔日美國。有一種作白人之奴隸者。此種生長南美洲之黑人。可以叫他爲黑奴。任白人鞭策。不識不知。反作白人奴隸爲樂。非常安樂。非常幸福。後來南北戰爭。有一美國人。救他。把他等放了。此何人乎。卽美國之大人物。最尊重人道之林肯也。在黑奴。本來與禽獸無異。不知人道之可貴。只知傭工。有衣有食。以爲無限幸福。一旦林肯。將他等釋放。反以爲林肯。害了他等之生路。怨聲載道。今日之中華民國成立。一般無知無識人。以爲亂過之內地。農夫不能耕種。工人不能作工。不及從前之優游快樂。此種人與黑奴之心理。同出一轍。不過此種人在中國是個少數。大約也不知人格可貴之緣故耳。後來。黑人也知林肯是英雄。當時所以不知此理。不知此地位之可貴者。不過從前見識卑陋之原故。總而言之。今日艱難之建設。爲最高之代價。可以買將來之安樂。爲子孫謀幸福。無識者雖然反對。有識者自然歡喜。俟三五年後。自然知到今日之價值矣。所望我同胞。同心協力。共謀民國鞏固。以圖異日之幸福。現在我國外交。非常危險。內政非常紊亂。現在中華民國之國民。要知政府是爲人民造幸福的。從前專制政體。權在獨夫。今日共和政體。權在國民。我中華民國。謀完全建設之方法。全賴我四萬萬同胞。組成一個完全國家。故我等民權。愈大而責任亦隨之愈重。我同胞若自己放棄責任。不擔國事。則民國是造不成功矣。故爲國家前途計。惟有人々應負之責任。則國家自然能達富强

之目的。此間商人最多。今以商比。國譬如商人。中有兩種。一種是東家之生意。一種是公司之生意。我等從前是東家生意。所獲利益。全歸東家獨享。現在民國。是公司生意。我等人々皆是股東。司事人。就是知今之大總統。各部總長。國務員等。就是一切辦事人員。都係我股東之公僕。今我四萬萬人。佐了主人之地位。應有主人之人格。主人之思想。主人之度量。方能堪公司之發達。享公司之幸福。從前爲滿清奴隸。今日爲民國主人。中華民國。就是國民之身命財產。民國之衰弱。卽國民之衰弱。民國之富强。卽國民之富强。人々皆知愛身愛家。卽我華僑。無論在日本南洋歐美澳洲。受千辛萬苦。離鄉遠航艱險。備嘗勞苦不自顧。何爲乎。愛身愛家耳。若我四萬々人。以愛身愛家之思想之能力。合而愛國。則我國之富强。對內對外。可以在地球上占第一强國。現在改革之初。人多不知此種道理。實因習慣成自然。若不愛國。何有於家。故人々應擔一分責任。或盡大力量。或盡小力量。先知先覺。以引導後知後覺。不必專依賴政府。須知政府之責任。卽我之責任也。今日財政外交。如此困難。人々都依賴政府。其實外交之棘手。係因條約。條約之困難。是外債而已。我國財政、所拮据者。不過二萬五千萬元。以中國四萬々人。每人負擔一元。卽得四萬々元。本來不須借外債。但須人々能盡應盡之義務。負擔此種責任耳。不擔義務而能享權利幸福。世無此理也。人々存愛國心。何事不成。今日蒙諸君歡迎。特將此理。與諸君說知。今日與從前之地位不同。我國之能否富强。實繫乎我同胞之能否。負國民之責任耳。當此艱難困苦之時。願諸同胞、努力爲國。以圖將來幸福。是兄弟之所希望諸同胞者也。

# 支那語統一の問題（二、完）

秋霜

前號に紹介せる英人の所論は、之を要するに

一、漢字のアルハベットなくして表意文字なることは近世文明の進歩と相歩せず

二、支那語は單綴音にして發音の數少く、且つ地方に依りて之を異にし、其平仄も亦紛雜せる故、漢字の代りにローマ字を採用するとも其效無し

三、エスペラントは不適當なり

四、英語を以て支那語に代らしむることは最も時宜を得たるものなり

と云ふにあり。其の漢字及支那語の不備缺點を指摘せる點

に於ては、大體に於て吾人之を認むと雖も、支那語を全廢して之に代ゆるに英語を以てすべしと云ふの結論は俄かに賛する能はざる處あり。

言語、宗教、風俗、人種、其凡ての世界的統一は或は社會最後の理想なるべく、分となく秒となく世界の諸現象は此の理想に向て歩を進めつゝあらんも、現代の國家組織に於ては其理想を去ること尚ほ遼遠なり。古來幾多の英雄豪傑を出現し、幾多の征服は行はれたり、幾多の強種族は獨り榮えんとして爭へり。而かも遂に宇内の征服を完ふする能はず、歴史は未だ世界的統一を示さずして止めり。曾に世界一統國の實現なきのみならず、第十九世紀に入りては所謂國民主義なるもの發生し、自由民權、立憲議院の風潮は萬國に傳はり、人民は國家成立の一大要素なりとせられ、其人民とは卽ち風俗言語宗教人種等を同ふする民族（ネーション）なり、一のネーションは一のステートを建設せざるべからず、數多のネーションより成る國家は不可なりとさへ論ずるに至れり。

支那は支那人の支那なり、固有の言語と特種の風習を有する一大民族の組織せる國家なり。今其國語を捨てゝ他國語を輸入せんとするは、如何に便利多しと云ふと雖も、そは實に亡國に向て第一歩を踏み出すものなり、支那の國語は改良を要し、統一を要す、是れ實に何國の言語と雖も免れざる處なり、然れども之を絶對に廢棄して新國語を創造し、又は外國語を以てせんとするは暫く避くるの賢を選ぶべきに非ざるか。

之に反して漢字を廢止す可きか否かは重大なる劃下の問題なり。前にも言へる如く日本朝鮮に亘れる大問題なり。余は不學にして從來漢字問題に付て深く研究したることなし、故に具體の論を立てゝ斷乎たる意見を發表する能はずと雖も、日本語の性質より見れば漢字を廢してローマナイズすることは賛せざる能はざる所なり、之に反して支那語には四聲の關係あり。且つ其發音數も少きを以て、之をローマナイズすることは頗る至難の業にして、餘り便利と云ふ能はざるべし。

漢字改造に關して我が伊澤修二氏は最も深く研究せられし一人なり、其著「清國官話韻鏡音字解說書」（明治三十七年十二月發行）の自序に曰く

日支兩國ハ所謂同字同文ノ國ナルヲ以テ、其古文ハモトヨリ言ヲ俟タズ、今代ノ時文俗語ト雖モ少シク讀ミ馴ルゝ時ハ、其意義ヲ解スル點ニ於テハ我邦人ノ餘リ難シトセザル所ナレドモ。其發音ニ至リテハ既ニ音標ヲ離レタル意字的聯音ニ屬スルガ上ニ、古今彼我ノ變差甚シク、コレガ爲メニ支那語學ノ進習ニ障礙ヲ與フルコト少カラズト雖モ、從來コレニ對シテ曾テ音韻學上ヨリ、最モ秩序アリ、基礎アル組織的方法ヲ案ジテ、此ノ缺陷ヲ塡充裨補セルモノアルヲ見ズ、是レ學者ノ常ニ憾トスル所ニシテ、豈ニ邦人ノ永ク忽視スベキ業ナリトセン、況ンヤ宇内現下ノ潮勢ニ於テオヤ。曩時英人威德氏（ウエード）ハ其著「自邇集」ニ於テ、羅馬字ニ諸種ノ記號ヲ附シ、強テ其發音ヲ表セントシ、本邦ノ鄭氏ハ我片假名ニ若干ノ符號ヲ施

シ、以テ記音ノ便ヲ計ラントセシコトアルモ、單ニ異邦固有ノ文字ヲ假リテ支那音韻ヲ表記スルハ倒底不可能ノ事タルヲ以テ、其ノ結果ノ不妥當ニ終リシハ怪ムニ足ラザルナリ。近年支那人王照氏ガ、漢字ノ省畫ニ依リテ新字ヲ製シ、コレヲ音標ニ取用セシ如キ、其ノ創意佳ナラザルニ非ズト雖モ、惜哉、彼モト音韻ノ理法ニ通ゼザルヲ以テ謬妄不稽ノ弊ニ陷リ、終ニ完全ノ結果ヲ收ムルコト能ハザリキ。余ハ明治二十七年ニ於テ「日清字音鑑」ヲ著シ、當時主トシテ威德氏ノ羅馬字記音法ニ則リ、更ニ我片假名ニ若干ノ記號ヲ施シテコレヲ併取シタリシガ、其ノ後ノ經驗ニヨリ、羅馬字モ片假名モ共ニ此ノ目的ニ適セザルコトヲ發見セリ。爾來潛心大凡ソ十年ノ星霜ヲ經テ、今茲ニ清國官話韻鏡及ビ其ノ解說書ヲ公ニスルノ機ニ會ス、是レ素ヨリ瑣々タル一片紙ト一小冊子トニ過ギズト雖モ、廣ク先進諸氏ノ法式ヲ比較研究シ、尙ホコレヲ世界共通ノ記音法タル視話法ニ考ヘ、其ノ媒介ニヨリテ支那音韻ノ原理ヲ闡明シ、新式記音法ヲ定ムルニ於テ聊駑力ヲ致シタルハ、獨リ自己ノ嗜好ヲ滿足セシメンガ爲メニ非ルナリ。此ノ法式ニ依レバ、先ヅ彼國字音ヲ解析シテ首音及ビ韻尾トシ、更ニ其首音ヲ分類シテ唇音、舌頭音、舌上音、舌本音、喉音、拗音ノ六種トシ、各々開閉、復合、分割等ノ差アリ、又其ノ韻尾ヲ十種ニ分チ某々韻尾トノ聯結ニヨリテ發生スル所ノ字音三百八十有餘、コレニ單韻十七ヲ加ヘテ大凡ソ四百トナル、コレ普通北京官話ニ行ハル、所ノ字音（稀有ノ字音及訛音ハ除ク）ニシテ、コレヲ本表ニ照セバ一目瞭然宛モ火ヲ睹ルモ雷ナラザルモノアラン、而シテ此等ノ字音ヲ記スル法式ニ於テハ漢字ノ省畫ヲ假リテ首音ヲ標識スルコト、大體王氏ニ同ジト雖モ、尙ホ一層ノ的確精微ヲ期セリ、ソノ韻尾ヲ記スルニハ漢字ヲ適用セント欲スルモ、凡ソ字音ノ首部ノ母韻ニ始マレルモノハ唯若干字アルノミニシテ、他ハ悉ク既ニ父音ト聯結シテ子音ヲ構成セルガ故ニコノ目的ニ充用スルコト能ハズ、抑々從來ノ反切法ニ於テハ强テ此等不妥當ノ字音ヲ下脚字（韻尾）ニ用ヒショリ、切韻ノ上ニ少カラザル紛亂ヲ來シ、遂ニ後世學者ヲシテ殆ド適從スル所ヲ知ラザルニ至ラシメタリ。王氏ノ如キモ亦此點ニ於テハ舊法ノ弊ヲ襲踏シ、更ニ進歩セシ所ヲ見ズ、蓋シ彼文字ノ國ニ在リテハ誠ニ已ムヲ得ザル所ナルベシ、然ルニ我國ハモト言語ノ國ナルヲ以テ、其ノ假名ニ依レバイヅレノ母韻モ記シ得ザルモノナシ、故ニ余ガ法式ニ於テハ韻尾ハ我片假名ニ依ルコト、シ、其ノ全ク我母韻ト一致スルモノハ「アイウエオ」ノ五字ヲ用ヒ、其ノ複合若クハ變異ニ出ヅルモノハ前ノ假名字ノ複合又ハ變形ニ依リテ明ニ何等ノ音韻ヲ表スルカヲ理會セシムル方法ヲ設ケタリ、サレバ首音ノ標識タル漢字又ハ其ノ省畫ヲ扁（ン）トシ、韻尾ヲ表スル片假名又ハ其變形ヲ旁（ツクリ）トシテ、或字形ヲ製センカ、各個ノ字形ニ依リテ直ニ其字音ノ如何ヲ悟ルヲ得ベシ、故ニ此法式ニシテ一タビ採用セラルヽニ至ラバ、幾萬ヲ以テ數フル漢字モ僅ニ四百字ヲ假リテ表明スルコトヲ得ベク、從來至難ト聞エ

タル支那語學モ容易ク其堂ニ升ルヲ得ンカ、コレ著者ガ自ラ揣ラズ、敢テ此ノ異常ノ希圖ヲ起セシ所以ナリ云々

右に依れば支那語記音の問題は

一、英人 Mr. Tomas Francis Wade はローマ字に諸種の記號を附して其發音を現はさんとするものにして、現今最も廣く用ゐらるゝ處なり。

二、本邦の鄭氏はローマ字を排して我片假名を以てせんとするものなり。

三、支那人王照氏は漢字の省畫に依りて新字を製せんとするものなり。

四、伊澤氏は漢字の省畫に依りて首音を表はし、我が片假名及其複合又は變形によりて韻尾を示さんとするものなり。

支那語の字音大凡そ四百あり、其中には固より特種の發音あり、我が片假名を如何に巧妙に應用するとも、到底完全に標識する能はざるは勿論なり、さりとて王氏に倣ひて四百音の文字を新造するも、徒らに複雜にして何等の統一無し、故に其最上のものと看做す可きは伊澤氏の如く音韻學上より其語音を分類し、漢字及片假名の省畫變形を應用するにあるべし。

ローマ字論は我國に於て比年其勢を加へ、早晩之を以て我新國字となすの時代も到達すべしと信ぜらるゝ折柄、支那語に於ては便利なる此ローマ字を採用する能はずして、其數に於て四百有餘の音字を新造せざるべからずと云ふは、文教上より見るも遺憾此上なき次第にして、吾人は尚ほ一層支那語音とローマ字との關係を研究するの要あるは勿論なれど、今日の場合は速に我片假名を支那に輸入し、漢字の省畫と相俟て支那國字の改良を完ふし、之に依りて其國語の統一を計ることを以て、機宜に適したるものと認む、今參考の爲めに伊澤氏の音字とウエード氏のローマ字發音とを對比し、又一面我が片假名の摘要範圍如何を察するの便に供せん。

首音の部（新式音字の傍にある括弧内の英音は伊澤氏に依る我片假名の分は精確なるに非ず假りの宛字のみ）

| 片假名 | ウエード氏音字ローマ字 | 伊澤氏の新式音字 | 本漢字 | 音 |
|---|---|---|---|---|
| ㇷ゚ー | p'u | 扌(p) | 撲の略字 | 唇 |
| ㇷー | pu | 卜(pb) | 卜の全字 | |
| ㇷ゚ィ | p'i | 攵(pï) | 皮の省畫 | |
| ㇷィ | pi | 乂(pbï) | 必 〃 | |
| ㇺー | mu | 冂(m) | 目 〃 | |
| ㇺィ | mi | 半(mï) | 米 〃 | |
| ㇷー | fu | 夫(f) | 夫 〃 | |
| ㇷォー | huo | 小(whō) | 火 〃 | |
| ウー | wu | 五(w) | 五 〃 | |

## 舌頭音

| 伊澤氏の新式音字 | 本來の字 | ウエード氏字ローマ音字 | 名假片 |
|---|---|---|---|
| 丰入十日分彳土丄冂才刃乚七夂又シ力六口厶主 | 書の書畫<br>入の全字<br>十日特の書畫 | shu<br>ju<br>shih<br>ji<br>t'ê<br>tê又ハtei<br>t'u<br>t'i<br>ti<br>tu<br>na<br>ni<br>nü<br>nu<br>luo<br>li<br>liu<br>lü<br>ssu<br>su | (不能)<br>(〃)<br>(〃)<br>(〃)<br>(〃)<br>(〃)<br>(〃)<br>(〃)<br>ナニヌルリリリスス |
| (t)<br>(td)<br>(tō)<br>(tï)<br>(tdï)<br>(tdụ)<br>(n)<br>(nï)<br>(獨nü)<br>(nụ)<br>(l)<br>(lï)<br>(lụ)<br>(獨lü)<br>(s)<br>(sụ) | 的獨那尼女奴洛力六呂絲素 | | ー<br>ー<br>ー<br>ー<br>ー<br>ー<br>ー<br>ー<br>ー<br>ー<br>オ<br>ウ<br>ー<br>ウ |

## 舌上音

| 伊澤氏の新式音字 | 本來の字 | ウエード氏字ローマ音字 | 名假片 |
|---|---|---|---|
| 一(y) | 一 | yi又はi | イ |
| 干(獨ü) | 干 | ï | ユ |
| 夕(shï) | 夕 | hsi | シ |
| 彡(schü) | 須 | hsü | シ |

## 舌本音

| | | | |
|---|---|---|---|
| 丬(K) | 科 | K'ê | (不能) |
| 弋(Kg) | 戈 | Kê | (〃) |
| 广(Kụ) | 庫 | Ku | ク |
| 古(Kgụ) | 古 | K'u | ク |
| 曰 | 涸 | K'uo | ク |
| | 過 | Kuo | ク |

## 喉音

| 伊澤氏の新式音字 | 本來の字 | ウエード氏字ローマ音字 | 名假片 |
|---|---|---|---|
| 彳戸 | 禾戸 | hê<br>hu | (不能)<br>(〃) |

## 拗音

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第一種 丹只且早七几丗尸 | 冊則粗足七几曲居尺之出竹輳酌 | t'sê<br>tsê<br>ts'u<br>tsu<br>ch'i<br>chi<br>ch'ü<br>chü<br>ch'ih<br>chih<br>ch'u<br>chu<br>ch'uo<br>chuo | (不能)<br>(〃)<br>ツ<br>ツ<br>チ<br>チ<br>チ<br>チ<br>(不能)<br>(〃)<br>(〃)<br>(〃)<br>(〃) |
| (ts)<br>(tz)<br>(tsụ)<br>(tzụ)<br>(chï)<br>(tji)<br>(獨tchü) | | | ー<br>ー<br>ー<br>ー<br>ー<br>キ |
| 第二種 第三種 尺之屮午爻勺 | | | |

## 音單及尾韻

| 伊新氏字澤音 | 假片名比較と | 英音 |
|---|---|---|
| 第一種 ア アイ アオ アン アン | ア<br>アイ<br>アオ<br>アヌ<br>アング | a<br>ai<br>ao<br>an<br>ang |
| 第二種 イ イヌ イン イン | イ<br>イイ<br>イイ<br>イ | ï<br>ïn<br>ïng<br>ïě |
| 第三種 ウ ウン ウン | ウ<br>ウウ<br>ヌ | ụ<br>ụn<br>ụng |
| 第四種 エ エヌ エ | エ<br>エエ<br>ヌイ | ě |

(以下略)

伊澤氏の造字法は首音標を以て扁と爲し、韻尾標を以て旁となすものにして、二三の例を擧ぐれば

打　パー　p'a

拆　パイ　p'ai

抛　パオ　p'ao

又平上去入の四聲はウェード氏は○又は數字を以て現はせるも、伊澤氏は一ノくくの符號を以て其右傍に施すことゝせり、例へば

°評　°論。人　妏ノ　放ヘノ　昈　p'ing² lun² jen²

°貧　°寒　°家　奴　叔　厄　p'in² han² chia¹

右の新式音字を以て我國旁假名の如き體裁に用ゐんとせば、四聲音字は重音の外用ゐず。

卜　丌　孝　孑

°芭　°蕉　炮　炙。

°pa °chiao ° p'ao ° chih

以上伊澤氏の理論は大に見るべきものありと雖も、其所謂新式音字に就ては尚ほ一層の研究を要すと信ず、又我れと彼れとは根本に於て語音を異にするものあり、故に我國の片假名を我が國音通りに發音せしむること能はざると共に、彼は又彼の音を以て之を呼ばん、さすれば我片假名其ものを彼の發音を以て呼び、特に見慣れざる新字を創造せずとも、我片假名を應用する範圍は頗る廣きものあるべし、要は只だ四聲及有氣無氣の區別を記すべき記號だに整へば、簡單なる片假名にて四百字音の大部分を標識するを得べし、殊に支那青年中外國に留學せるものには我國に來れるもの最も多く、片假名を知れる支那人は決して少からず、若し之が傳播に努力せんか、忽ちにして其便利なること及び一種の好奇心とは、之を全支那に普及するを得べし。

我が片假名中には支那音に其同一發音を見ざるもの少からず、例へばアイウエオのエとオの如き、カキクケコのキ（南方にはあり）及ケの如き、サシスセソのセソの如き皆然り、然れども是等欠音は之を放擲することなく、支那人は自ら訓練して之が發音法を研究するの要あるべし、殊に北京官話には濁音なく、爲めに外國的名辭の音譯及發音は非常なる困難あり、是非とも新敎育に於て工夫を凝らし、容易に濁音を發するを得せしめざるべからず、故に余は若し支那にして我片假名を輸入せんとする場合には、其一部に非ずして全部を以てして可なりと信ずるものなり。

一方に於て支那固有の發音にして、之を改むるの要なく且つ我片假名にて絶對に之が記音をなす能はざるもの、例へば捲舌音の中幾部分及びêの如き、üの如き、普通jを以て現はさるゝ日、如の字音の如き、是等は片假名に相當する簡單なる新字を創造するを可とすべし。

之を要するに支那語をローマナイズすることは尚ほ暫く研究問題とし、差當り片假名及漢字の省畫變形に依る新字を普及せしめ、漸次に漢字を廢止するの方を針取るとともに、一方に於て支那語の統一を計ることは蓋し急務中の急務たるべし、切に望む日支兩國學者及憂世家の一致研究あらんことを。

# 獨逸と支那

支那の前途果して如何、日英露佛四ヶ國の爲めに分割の厄に遇はざるや否、若し分割せらるゝとせば獨逸は如何なる分配に預るを得べきか、獨逸の發言權が認めらるゝや否やは疑問なり、故に支那は保全し置くの却て獨逸の爲めに利益なりとは本論の主旨なり。獨逸の某雜誌に現はれたるもの。杞憂の如くにして杞憂に非ず、嫉妬の如くにして嫉妬に非ず、殆ど取るに足らざるにも似たるものあれども亦味ふ可きの點少からず、敢て一讀を祈る

支那分裂の危險は革命騷ぎで一時全く無くなつたやうに思はれてをつたが、民國成立以來紛擾常に絶え間ないところからして、譬令支那分割論とあからさまに世に提唱せられぬにせよ、支那分裂の危機は冥々の間また大いに切迫して來てをる。民國政府は頃日來益〻國內各地方に對する支配權を失ひ、國會の成立に對して恐怖の念を持てをる。或る地方では民國政府に對して公然服從を拒んで來たのもある。中央統一を目的とする黨與と各個運動に心を傾けてをる黨與との間の軋轢は暫く袁世凱の老練な手管で綾なされてをつたやうであるけれども、今に至ては前よりも一層其確執が烈しくなつて來た。日ならずして支那は恰も今より一年以前と同樣南北に分裂しなければならない立場になることであらう。唯だ以前は種々の事情が此度よりも分裂に都合がよかつただけが違ふだけである。昨年初め頃の形勢を見るに、一方に於ては滿洲王朝の歷史的權威尙儼として存するあり、種々の宿弊の指摘すべきものなきに非ずと雖も、而も大體に於いて未だ民衆一般よりの同情を持てをつたし、他方に於いては之に對して急進過激の思想を代表する一派があつて、最新式の共和國を建設しやうとしてをつたので、兩黨與間の區別は極めて鮮かに之を認むることが出來たのだ。斯くの如き有樣で當時の支那は分裂に最も適した形勢であつたのに、偶〻袁世凱が巧妙なる外交手段を弄して双方の分子を混せ合はせ、君主國ともつかず、共和國ともつかぬやうな謂はゞ君主國の色彩を帶びた共和國を建てたのだから、其政體は薄弱であつて眞面目の分子を欠いてをる。其の影響として今日は誰しも斯んな妙な政體には倦怠の念を生じてをつて、勢ひ各自氣儘の運動が行はれ、爲めに國內を通じて人心恟々其の堵に安せざる有樣である。其の影響は之のみに止らない。曾て淸國が數億の金子を犧牲にして併合し、恰かも人的聯合國のやうな關係に在つた夫の西藏から蒙古に至る殖民地域は、今や內治と言はず外交と言はず全然民國政府の外に立てをるといふ有樣である。だから此等殖民地域と隣接してをつて、前々から野心を包藏してをつた強國卽ち北には露國南には英國が近時

支那國內に內訌あるを機とし、種々の形式名義の下に之を併合せんとするのは別に不思議なことはない。

或ひは斯ういふ說をなす者があるかも知れぬ、西藏や蒙古を外國に奪はれるといふことは、成程五彩燦爛たる民國々旗を濱すもの、凌辱此上もないことでもあらうが、此等の外藩を持てをるとをらぬとは何も民國の存立其ものに關係がないではないか。併し之を從來の沿革に照らし合せ且つ現在の政局に鑒みる時はどうしても此說には反對せなければならないことになる。成程斯る外藩を從へてをるといふことは支那本國に對して直接何等の利益にならないのみならず、平時に在ては年々數百萬金の入費が掛るので誠に馬鹿々々しいやうであるが、滿朝の始祖は聰明にして善く當時此等外藩の間接的利益に着眼して、遂に之を服從し隷屬せしめたのだ。換言すれば滿洲王朝の始祖は多大の困難を排して漸く之を征服したのであるが、夫れは單に領土擴張の慾望から割出された仕事ではない。由來支那は此等外藩地域に對する政策としては、或ひは之を征服して自己の支配下に立たしむるか、或ひは又た此等よりの不斷の攻擊に對して防禦の方法を講ずるか、二者其の一を選ばなければならなかつたのであつて、秦の始皇帝が夫の萬里の長城を築いたなどいふのは卽ち此の第二の策を採用したのである。處が此の第二策たる防禦策は失敗に終て、明朝の時に逮んでも尙ほ蒙古襲來の絕え間は無かつた。そこで淸朝になつてから之に鑒みて第一策たる征服策を採用して美事成功し、爾來蒙古の侵略を念とする必要がなくなつた。斯かる沿革を無視して今此等の領地を支那兩國の關係に於ける事變に照らして見ても分ることであるが、直ぐ樣何に彼にといふ事由の下に賠償問題が始まりて、續いて併合といふ段取になる。斯くして露國は北西方面に、英國は西藏に、支那の費用で甘々と自己の領土を擴げるといふことになれば、他の諸國も決して默つてはゐない、佛國は雲南及び廣西をねだり、日本は滿洲を所望して來ることは請合で、斯んな具合にして支那分割の端緖が開かれる。滿洲が他國のものとなつたとすれば北京を以て支那の首府として置くことは意味をなさなくなつて來る、此の處へ踞け込んで露國が北京を手初めとし纏て支那の北部地方及び西部、北方全般を何等かの手段を講じて自己の勢力範圍內に編入して仕舞ふといふ虞れがある。そうなると他の諸國に於いても之につれられて段々と其の慾が高まつて來て、英國は楊子江一帶の地域に勢力範圍を敷かふとし、日本は臺灣から福建省の方面へかけて之を一とつに包んで仕舞ふとし、佛國は南部支那に於ける殘餘の部分を頂戴しやうとすることであろう。併し之は表面上領土割讓といふやうな公々然たる形式ではやらないで、既に今より十三年前に一度成立しやうとした時のやうに、どう

しても勢力範圍設定といふ振込で遣て拔けることであらうと思はれる。

世界的強國であつて此の支那分割の芝居に仲間入りせないのは亞米利加と獨逸である。亞米利加の事は一寸御預かりにして、若し獨逸が此の勢力範圍の分け前に預かるものとしたら何の地方であらうかといふことを考へて見やう。獨逸は膠州灣に支持點を持てをる關係からして、性質上差詰め山東省が頭の中に浮んで來る。夫れから燹としたら河南及び江北地方と稱せらるゝ楊子江以北一帶の地域もどうかと思はれる。地圖を見ると第一に此の江蘇地方は今尙依然として仰々しくも「勢力範圍」として色別けされてをるにはをるけれども、事の實際は全く之と異てをる、利益は怪しいもので損失は測るべからざる狀態と來ては溜らない。第二に山東省であるが、此の省の東部威海衞には英國が地盤を堅めてるから其の部分は當然手に這入らない。西部はどうかといふと米國の勢力が深く浸潤してをるから若し此の地方で獨逸が獨占的地位を贏ち得やうとすると必ず米國と衝突が起きる。加之山東省と南滿洲とは極めて密接の關係があるから日本とも何等か悶着を惹起すことになる。第三に河南はどうか、此の地方に於いては獨逸は未だ大規模の貿易を試みたことはないのであるが、夫れは兎に角是亦た北部に對する關係や、楊子江一帶の地域に對する關係に於いて、以上の場合と全然同樣な狀態に在る。卽ち若し之を獲得するならば、日英米露の諸國と新たに摩擦面を作り出すのであるから、是こそ神話に所謂「ダナ」の贈物同樣危險な贈物で、獨逸は目下のところ何も斯んな物を貰ひ受ける必要はない、加之他面に於いて測るべからざる損失を蒙る虞がある、此等の地方に於いて獨逸は曾て貿易を試みたことはないではないが、殖民地としては人口過剩の爲め當然問題にならなかつたのだから、そんな處で活動するよりも寧ろ楊子江沿岸地域、南部支那又は天津に於いて貿易をやつた方がどれ程大切か知れないのである。

以上述べ來つたところは支那の民衆が分割に服するものと假定した上の算當であるが、それでも獨逸に取ては不幸と言はねばならぬ。然るにいざ分割といふことになつたら必ずや北清に起た團匪事件や、また近來度度起た「ボイコット」のやうに色々の紛擾が勃發する位のことは分てをる。若し支那が分割されないでのてくれたら、將來諸殖民國が聯絡をつけた場合に於いても、尙ほ支那は獨逸商品の最も大なる御得意先であることを失はぬ、だから支那の獨立が維持せらるゝや否やは獨逸の前途に橫はる死活問題である。此の點に於いて獨逸の利害關係は偶々支那の夫れと全然符合してをる。

要之中華民國にして尙未だ救ふに足る間に時を移さず各方面の紛擾を整理し、以て強き政府を有する強き支那を形成せしむることに力を致すは、獨逸の對支政策上最大なる任務である。而して支那今後の發展如何はまた獨逸の將來を左右するものなることを忘れてはならぬ。

# 獨逸人の見たる支那の將來

（東亞ロイド）

支那國會將に開かんとす。渾沌たる支那の國狀も、之に依りて兎に角幾分鮮明なるに至らん。現今支那四政黨中最も多數を占めたる國民黨が、支那に對し、果して適確なる政見を把持せるや否や、大に注目に値するものなしとせず。されど吾人の察する所を以てすれば、彼等は徹頭徹尾佛國式政黨政治を欲求し、大總統を以て一裝飾物視せんと望めるや明白也。而も此の如き政治が現在の支那に於て到底實行し得べからざるは、識者の言を俟たざる所、支那にして分裂の災禍を豫防せんとせば、其歷史的なる中央集權の秩序整然たるものあるを要す。抑も東洋の一國に過激なる革命運動起り、統一せる中央集權を打破して、一階級に屬する寡頭政治の、之に代はるが如き事あらんか、其結果果して如何。之に就て其最も適確なる例證は近年の土耳古に在り。支那の國民黨一派は土耳古に於ける青年黨と酷似し、國民黨一度急進主義を持して其議會に臨まんか、恐らく支那は土耳古の二の舞を演出するに至らん。

然り支那青年黨は其外觀に於て多數國民を其背後に控ゆるが如しと雖も、是れ支那國民が未だ時勢に通曉せず政黨政派の何物なるや風馬牛相關知せざるが爲め而已。其他過激派に屬する政黨の比較的多數國民の輿望を繫げるも亦之が爲め而已。如何なる革命運動と雖も、之が先驅をなす者は常に過激狂熱視せらるべき國民の分子たる事、古今其揆を一にせり。然るに如上の心理を辨せず、過激黨是直ちに實際の權力なりと誤解せば、其齎す結果や實に設想に勝えざらん。如何となれば、論より證據、支那現今の狀勢を以てして其國政を最も安全に料理し得る者、袁世凱を措いて他に之なければ也。彼や長年月を官海の重鎭として送り、爲政の道之を辨へたり。敎育界、宗敎界に於ける新派の執拗なる態度、憤懣なる攻擊之に應酬するの術をも解せり。加之彼は又或程度まで諸外國の信任を有せり。かくて彼は支那共和國の未だ承認せられざる今日否今後と雖も之が統治的權威を有する人物の執政せざる以上恐らくは承認せらるゝの時なからん底の現勢に處し、益々其重きを加へたる次第也。況んや彼が、北部支那に於て最も有力なる軍事上の地位を占むるをや。近年數回の擾亂に就て彼の軍隊に對する勢威を觀るに、絕對支配力を有すとは稱し難きも、兎に角其勢力他に比肩すべき者なく、且つ軍人の立場より見る時は、此際節を變じて新共和國に內應するの困難なる事情あり。かくて革命亂勃發以來頻々たる擾亂の都度、南方支那より急進過激の波動特に高まり來るや、必ず之に反抗する騷擾の爆發を見たるは、最も興味ある事實にして、將來大總統が過激派と相對峙して干戈相交ふるの時あらば、

北方支那軍隊が翕然として袁總統の麾下に馳せ參ずべきや、疑を容れざる所也。北方支那軍隊の中堅と見做されたる彼の張勳の如きも、袁世凱とは特殊の關係あり。尙ほ從來の事實に照らせば、北方支那軍隊は南方支那のそれに比し多少優勢の地位を占むるが如し。

事態既如此、國民黨大總統と相對せば、勝敗の決果して孰れに歸すべき、多言を要せずして明かなり。今日歩を讓り國民黨勢を制したりとせんか、國勢彼に非なると目下その袁世凱に於けるが如き比にあらざるべし。今月の國勢は決してしかく治し易きものに非ざる也。又國民黨支那を掩有せんか、彼れ恐らくは國民一般の敵愾心に媚び、兵を執つて露國と戰端を開くこと、恰かも今日孫逸仙が魯黃攘白的精神を以て、日華抱合を提倡し、今や既に其緒に就かんとするが如き危險なる輕業を演せんも未だ知るべからず。危險なる輕業とは日本が斯かる狂熱的なる種族的思想に同情を寄するは、決して同文同種の支那を誘導扶掖する者とは天下何者も之を信ずるなければ也。果して然らば、國民黨亦國勢の下に屈服し、反對黨の强襲を誘致し、自黨の內訌を釀生するに終らん而已。

支那人間に從來流布せる思潮は、新議會に於て若し激烈なる衝突紛擾起らんか、諸外國は必ず合同して之が干涉を試むべく、而し其重なる干涉事項は

一、滿洲朝廷の再興

二、袁世凱王朝の創立

三、袁世凱を大統領に推戴して其權限を擴張する事

四、財政干涉

五、分割（最後の手段として）

の五ヶ條を出でざるべしと。然れども吾人は此見解に對しては根本的同意を表するを得ず。第一滿洲朝廷の再興とあれども、如何に列强と雖も、支那側にして明かに之を願望し以て其運動を開始するの曉にあらずんば、之を援助するが如き到底望んで得べからざる也。況や外國より人爲的に無理强ひせられて樹立せるが如き王朝の、必ずや深大なる危險を內藏すべきこと最も明瞭なるに於てをや。されば此一項は支那國民が單に受働的にあらずして、積極的に斯かる希望を表明し來るの時、始めて議題として取扱はるゝに過ぎず。尤も列國が滿洲朝廷に對し、極めて誠實なる態度を示せるは、蔽ふべからざる事實にして、新政體樹立以來既に一年、荏苒承認の運びに至らざるが如きは、古今其例ありしを見ず。されど這般の議會にして果して平穩無事に終結を告げたりとせんか、列國が直ちに其共和制承認を敢てするや、亦疑を容れず。次に袁世凱王朝の樹立、是亦彼自身の明確なる誓約と國內一般の狀勢とに相照して前項と同樣論題にあらず。君主正統派、民主共和派と雖も、袁王朝の樹立など提倡するを聞かば、共に呆然たるものあらん。最後の一案支那分割に至ては、痴人の夢にも等しく、財政干涉は、特別事情の許にあらずんば、今更多言を要せざるべく、第三の袁世凱大總統案のみ最も考慮を容るゝの價値あり。されど玆に之が適否善惡如何を批判するの場合にあらず。

# 幣制改革の問題

（東亞ロイド）

——The Far Eastern Review——

要するに支那の將來は、將に開かれんとする國會開會の經過如何に依つて、之を卜するの外他に道なし。吾人は支那が、一刻も早く現今の模稜冥濛界を脫して、明亮なる決着點に到達し、紛擾を重ぬることなくして政體の基礎確立せんを切望して止まず。されど如何せん支那の政局は常に因循姑息の海に、擾亂蔕籐の波立てり。

## 一　經過の概略

幣制改革の問題に關し、細大漏す所無く記述せんとするは本文の目的とする處に非ず、只だ幣制調査局の報告を掲ぐるに當り、其經過の概略を摘記せんに、一九〇四年以前のことは暫く措き、同年に至り米國のゼンクス敎授は周密なる改革意見を發表せり。當時支那政府は之等外國顧問の理論及其意見を聽取し、之を學說又は理論として尊重せるも、敢て之が實行を計らず、一九〇七年に至りて漸く財政部より支那各地に向て報告書を呈出せしめたるのみ。一九〇九年に幣制調査局の設立を見たるが、該局は數月を費して諸種の材料及報告を蒐集し、一九一〇年の初め頃には大體の改革目論見成り其目論見に基いて所謂幣制改革借欵は四國團と訂結せられ、陳錦濤氏は該局々長に推されたり。最も此幣制改革借欵は全計畫の一部に充つるものにして決して之に依りて幣制改革の全事業を完ふせんとするには非ず、單に其第一步とも稱すべきものにして、陳錦濤氏の率ゆる該局に於ては金爲替本位に贊成するもの多く、將に其計畫を發表せんとするに當り、彼等は先づ時の度支部大臣載公に向て金爲替本位採用に付ての準備として二千萬兩の借欵を起さんことを請求せり、然るに度支部は之を拒絕したる爲め、幣制改革資金としては僅に一千萬兩を有するのみ、此の如き少額にては到底金爲替本位制を實行す可らざるは勿論、實際に於ても此計畫を首尾よく成功せしむるに足る才幹と經驗に富める支那人ありや否やを疑ふもの多く、遂に彼等は彼の印度の法に倣ひたる一策を案出し、只だ金爲替の法定比率を一定する以前に非常の强制手段を取り以て銀貨の價を二割方騰貴せしむることのみは之を願はざりき。卽度の法に於ては先づルーピーの劃一を計り、然る後之が鑄造を中止せるなり。而してルーピー銀貨の供給無きにも拘らず、貿易は發達し、從前の銀貨は內地等に吸收せらるゝを以て、銀貨に對する需要は急迫し、其眞價を

越えて暴騰し、普通實價の二割以上に騰貴すれば之を輸出又は溶解せらるゝの憂なきなり。然れど斯く銀貨の鑄造を廢止すると共に、其間に於て貿易界の被るべき打撃は容易ならざるものあるなり。印度の法は金爲替本位を採用するに當り二個の階段を經ざるべからず、第一は新銀貨を發行し且つ其統一を計ること是れなり、第二は其價格を騰貴せしめて金貨國に對する爲替の率を制定すること是れなり。故に此改革を行はんとすれば、市場は第一及第二の階段と二回打撃を被る譯にして、殊に第二の場合に銀貨の鑄造を中止して其價格を昂騰せしめんとする場合に於て甚し、其結果金融市場は攪亂せられ、輸出入の平衡は得て望む可らず、輸入者は暴利を得るに反して輸出者は大打撃を被るべし。

一九一〇年の計畫に於ては第一歩として先づ貨幣の統一を計ることを企て、其鑄造を中止せざる間は强制的に之が價格を昂騰せしめざることゝせり。又支那人をして爲替事務を修練せしめんとせり、又四季に於ける爲替相場の變動に注意し、海外準備金の手段に依りて秘密に銀貨の價を高價にて維持せんと欲せり。而して如何なる變動ありとも、其價は二年又は三年は維持せらるべしとなし、此間に政府は多額の銀貨を回收し、或は是れを紙幣發行の準備其他に充て、或は是れを僻遠の內地に搬入すべし。其間には支那の當局者も海外に於て爲替事務に關して訓練され、又銀貨の價も自然的季節の變動に基き其眞價以上に騰貴すべし、而して若し支那が其騰貴せる價格を二年又は三年間維持し得ると共に、其價格は銀塊相場の變動に對して獨立せるものなることを認められんか、茲に初めて支那は銀貨の爲替價格を維持する機關を備へ、其價格を維持するに足る力ありと斷ずるを得べし。此時に當りては政府は金貨の銀元に對する爲替價格を宣布するを得べく、若し政府にして之を宣布するを好まず、政府が法定比率に對して保證するの責に任せずとも尙ほ數年は其價格を維持し得べし、而して市場は恰かも金爲替本位を採用したると同一の利益を得べく、そは政府が公式に金爲替本位を採用する旨を發表すると否とに拘らざるなり。故に此計畫は甚だ安全の策と言はざる可らず、政府が金銀兩貨の爲替率を制定する爲めに種々なる手段を取るに當り、一般社會は早く旣に之に先立ちて熟練し、其組織制度は極めて鞏固なることを證明すべし。且つ印度に於けるが如く二回迄も惡影響を其市場に與ふるが如きこと無かるべし。

印度政府は僅に六百萬磅の金準備を有したる場合に金貨の比率を定めんとせり。故に若し支那政府にして其幣制を改革せんとするに當り、數年の間は銀元の代りに紙幣を發行することゝせば、金準備を維持するに足るの效果を獲得すべし。

次に盛宣懷氏の幣制改革に加はりたる次第を一言せんに、盛氏は近世の財政學に付ては何等研究したることあるに非ず、盛氏及其親族等の所有財產は大部分漢冶萍煤鐵公司に投下せられ、同公司は其機關を更新せざる限り利益を擧ぐることは至難の事に屬す、今より二三年前に於て旣に

其機械を新改せざれば同氏は年々一百萬弗内外の損失を被るべしと傳へられたり。而して其機械を一新せんと欲せば少くとも二千萬弗の資金を要すべく、氏は同公司の利益金を抵當として外債を起さんとしたるも、時の政府は此の如き重要なる事業を外人の管掌に歸せしむるを危險なりとせり、茲に於てか盛氏は一案を策し、自ら幣制改革の事に當らんとし、斯の如くして幣制改革と密接の關係ある中央銀行の金權を握らんと企てたり。幣制改革と共に、中央銀行は紙幣發行の權あり、而して紙幣を發行する爲めには兌換準備無かるべからず、盛氏は此に着目し、自己の會社の社債を起し、其債券を以て中央銀行の兌換準備金に充てしめんとせり。斯くて彼は郵傳部大臣となり、鐵路全權大臣となれり。而して鐵道借款に於ては常に自己の會社の製造せるレール等を購入することを以て之が成立の條件となし、最近の數年間は只管に此を實行せり。

盛氏は幣制改革の全權を握れりと雖も、幣制に關しては何等の素養無く、其任にあるは名のみにて何等改革に向て歩を進めたること無く、其注意は只貨幣の大さ、形體、意匠等に向てのみ拂はれたり。斯の如くにして無意義なる數年を送り、其間盛氏は常に幣制借款其他自己に都合よき外債の成立をのみ企圖し、幣制改革の如き危くも漢冶萍公司救濟の爲めに利用せられんとし、鐵道國有の議起るに及び端無くも四川省民の反抗を被り、遂に革命の導火線たるに至れるなり。

幣制改革委員諸氏の事業は未だ終れりと云ふ可らず、其經過は追々發表することゝし、最近に於て陳錦濤氏が審計院の長となり、委員の籍を脫したるの一事は甚だ惜しむべき事にして、陳氏は目下歐米に於ける會計檢査のことに付て熱心に研究せられつゝあるなり。現代の支那に於ては財政學の智識に於て氏の右に出づるもの無く、氏は去年十一月二十二日參議院を通過せる興華銀行の創立者にして、同銀行は恰かも横濱正金銀行と同性質の活動を期すものなり。政府は之に一千萬弗の補助を與へ、民有の株式組織とすべしとのことなり。云々

## 二　幣制調査

支那の最大困難は實に其財政なり、長年月の間貨幣の不足又不足に苦めり、而かも支那が其貨幣の改良無き爲めに苦しみだるは更に長大なる時間なりき。此事は支那の幣制問題に付て毫も其注意を拂はざるものと雖も、一度支那に住し、又は其の内地を旅行せんか、賣買及凡て金融に關することが甚だしく不安心に感せらるべし。支那の貨幣が銀を以て基礎とし、一切の重要取引は假空の單位を以て計算せられ、其の價格は相隣接せる地方に於ても尚ほ是れを異にすることあり。從て支那には是迄完全なる統計と稱す可きもの無く、銀行業者の繁榮の如きも望む可らざるものとせられたり。

曩にヴイサリング博士は支那幣制改革問題に關して、極めて有益なる意見書を發表したるが、博士は支那幣制の改革を三期に分ちたり（本誌第四卷第二號所載）重複を厭はず其大要を再說

すれば

第一期

一、第一着に爲すべきことは新幣制の基礎として將來的金本位を採用することなり

二、中央紙幣發行銀行の設立又は前大清銀行の組織改善

三、新制金本位を帳簿上の貸借關係に試行すること

四、右に關しては外國爲替銀行及支那銀行並に各銀行家の協力を得べきこと

五、紙幣の發行は新制金本位を以てすべきこと

六、右紙幣の發行に對する金準備を蓄積すべきこと

七、右金準備の管理法を定むること

八、右紙幣を法貨たらしむべきこと

九、貿易のバランス及び支那に對する支拂のバランス等に關して周密なる研究に取り掛ること

第二期

十、代表貨幣及補助貨の重さ、品質、合金等の制定

十一、右代表貨幣及び補助貨を發行すると共に

十二、右代表貨幣に對する金準備の蓄積と其管理法を定むること

十三、金貨の鑄造及發行、特種の外國金貨を法貨として一時流通せしむべきか否かは當事者の自由にして、金貨證券の發行亦同樣なり

十四、右金貨又は金貨證券及び代表銀貨を無制限の法貨となす

第三期

十五、漸次に舊銀元、馬蹄銀、銅錢等を回收し、又其通貨たるの資格を失はしむること

支那は是等ゼンクス及びヴイサリング兩博士のアドバイスを傾聽せんと欲したると共に、彼等支那人中にも亦財政及び幣制のことに關して深き智識を有すと認めらるゝものあるの事實を忘却せざりき。其人物の二三を擧ぐれば陳錦濤氏の如き、章宗元氏の如き、許鼎霖氏の如き其錚々たるものなり。外國顧問の意見は其經驗する所廣く、其智識も深きものあり、所論多くは幣制問題に對してエッセンシャルのもの多きと共に、支那人側の所論は自國の事なる丈け實際的に支那人及支那の事情に精通せり。是等兩種の合同に成るもの卽ち幣制調査局なり。其成績如何は後に揭ぐる報告書を見れば之を判斷して評價するを得べし。幣制調査局は二十名の正委員と副委員及准委員を以て之を組織し、正委員中には大藏大臣あり、次官あり、駐外財政員（章宗元）あり、中國銀行の正副舊頭取あり、通商銀行の總辦あり、又財政部（度支部）の重要官吏を含めり。副委員は幣制問題に付て學識經驗に富むものより選び、准委員は他各部員中より選任せり。

最初彼等は獨立なる幣制局を設けんとしたるも、參議院の通過難の爲めに不幸にして此に至らず、遂に度支部內に一局を設けて貨幣のことを掌ることゝせり。それより彼等は屢々會合を催ふし、貨幣の研究に從事したるが、昨年十月十一日の交にヴイサリング博士の援助を得、奉天にて客死せるローエスト博士等も之に加はれり。而して章宗元氏

は合議の際議長の地位に立ち、章氏を初めとして吳氏、宋氏、陶氏、李氏等はヴイサリング博士等に對して交々質疑を提出し、論難に論難を加へたる後、大體に於て其會議は理論上より見て最善最美の幣制を求むるよりも、實際に於て刻下の支那に最適最良の組織にして且つ最短時間に實行し得べき制度を探求せんと欲するに至れり。

又委員等は幣制改革と密切の關係を有する銀行制度に關する法律の研究に從事し、各省の鑄造局所に付ても之を統一して中央の管理に歸せしめんとを計り、金準備の設定をも企てたり。最も熱心なるものは一層速かに改革を實行せんと欲したるも、他の多くは異りたる時、異りたる場所に於て改革を實行したる結果を見て、全國人民に向て告示を發し、以て其日常の取引に如何なる變化を起すかを悟らしむると共に之に對する準備をなさしめんことを欲せり、卽ち或種の形式を以て人民に對し幣制改革の眞趣旨を說明了得せしむることは必ず必要のことなるべしとせられたり、又或種の問題は斷然たる處置を取るに至る迄は是れが實行を見合はすこと、せり。

新貨幣と舊貨幣との交換比率を定むることは委員の最も苦める處なり。此等の問題は新幣制實施の曉に於て、政府より各商業會議所及團體に向て出來得る限り圓滿に新幣制を實施し得べき樣援助協力を求め、又改革の結果を注視して其困難缺點等を示し、之が改良進步の法を進言するものに對しては相當の謝禮をも與ふべしとせり。實に彼等は政府と各種商業及銀行業者との一致協力、支那人のみならず外國人の援助をも之を得んことを切望し、以て改革の實績を擧げんことを企て、一方に於ては財政學堂を起して人物の養成に務め、秀才に對しては特に之を海外に留學せしむること、せり。

次に注意すべきは支那に於て實際人民間に通用し、日常の取引に使用せらる、貨幣は第一に銅貨なり、人民の九十九分迄は銅錢又は銅錢を基礎とせる計算を以て取引しつ、あるなり、兩（テール）は各地其秤量單位を異にすること尙ほ英國に於けるギネヤの貨幣と同樣なり、英國に於ては競馬の馬買か又は骨董家に非る限り、ギネヤ貨幣にて取引を計算せんとするものは一人も無し、然るに支那に於ては之に反す、而し支那人自身が兩（テール）に付て何事をも感せざるなり、銀元は一般に開港場地方に於ける畸形物なり、其單位は支那人の經濟狀態に照して稍々大に失するを以て未だ支那人の國民生活の本位たるを得ず、故に支那貨幣の單位としては彼のヴイサリング博士の熱心に主張せる如く比較的小價格のものならざる可らざることは勿論なり。

## 三　幣制調査委員の報告

委員會は民國元年十月八日に設立せられ、同年十二月十七日に至る迄に三十八回の會議を開き、銀行制度に關して討論したる場合を除き、其他の二十三回は悉く幣制問題の爲めに費されたり。會議の成績は凡そ左の如し。

### 本位の問題

貨幣の本位としては一、金本位　二、金爲替本位　三、金銀兩本位　四、銀本位　五、紙幣本位等あり、其中金銀兩本位制は幾多失敗の歷史あり、紙幣の本位貨幣たることは危險甚だし、故に會議に於ては金本位、金爲替本位、銀本位の三者に就て最も深く研究せり。

**銀本位の利便不便利**

一、銀本位の利便

銀本位制には唯一の利益あり、卽ち流通の便利なること是れなり。金本位制にありては金單位は代表貨幣又は紙幣によりて代表せられ、紙幣は眞價を有せず、代表貨幣の眞價も亦其公稱價格より低きを以て、政府にして確乎たる信用を有せざる限り其流通力は薄弱なりと云はざる可らず、然るに銀本位にありて法貨たる銀貨の眞價は其公稱價格と同一なれば、政府の信用を有すると否とに拘らず世人より歡迎を受く可きなり。加之支那人は一般に銀貨の使用に慣熟せり、故に此點に於て銀本位制は非常なる便益あるを見るなり。

支那人側に於て銀本位制を採用せんとするものあるは、支那に於ける輸入は年々其輸出に超過し、若し金本位制を採用せんか、輸入超過の趨向は一層甚だしかる可く、之を救濟せんとするには是非共銀本位に依らざるべからずとの見解を有するが爲めにして、斯の如き謬論を唱ふるものは獨り支那人に止らず、外國人中にも往々之を發見すべし。銀本位を主張するものは曰く、市場に於ける銀塊相場は高下常なしと雖も、之を金を以て計算せざれば其變動は甚しく感應あるものに非ず、銀本位の國にありては市場に於て銀の價格が下落することありとも、之が直ちに人民によりて感せらるゝものに非ず、故に例令銀の下落ありとも爲めに貿銀の增加を要求すべしとは思はれず、若し貿銀の增加と言へるが如き要求無かりしとせば、そは銀の下落ありとも爲めに工藝品の物價が騰貴すること無かるべし、從て銀の下落せる場合に輸出貨物の物價騰貴を惹起するが如きこと無かるべし。故に若し之を金を以て計算せんか、金銀の差は直ちに感得せらるべし。故に貨物を金本位の國に賣込ませんとするが如き場合には銀の價格が上騰せる場合には利益大にして、輸出貨物に對して購入者の價格低減を要求せる場合に是れに從ふを得べし、而して購入者の要求に從ふが爲め輸出の增加は必ず起るべきなり。

以上の如き謬論は次の事實によりて駁撃するを得べし。銀本位にては決して輸出を增進せしむることを得ず、印度に於て銀本位を採用したる場合に、市場に於ける銀の相場が低落せるも其低落せずして普通なりし場合と相比較して輸出增加の程度は極めて微々たり、支那に於ては一八九一年より一九〇一年に至る間輸出は二割一分を增加し、平均して每年二分の增進率を示せり、之れを日本、菲律賓、香港等金本位の國に比較する時は著しく劣れり、又銀本位なる墨西哥に於ては一八九二年乃至一九〇二年の間に輸出の增加は每年二分以下なり、墨西哥の產物は年々增加しつゝあるも、輸出は其割合に增加せざるなり。是に依て是を見れば市場に於ける銀の相場が下落せる場合にも其國の輸出

に對して何等影響なきことは明かなるべし。尙ほ又たとひ銀相場の下落によりて輸出の增加を來したりとするも、其結果が銀本位の國に對しては利益ありとは言ふ能はず、何となれば銀にて計算すれば愈に輸出增進を示す可しと雖も、之を金にて計れば實際は減少を示すことあるべし。一九〇二年墨西哥の輸出總額二千萬弗あり、若し銀相場の低落無かりしとせば、此額は優に三千三百萬弗に達したるべし支那の國際貿易に就て見るも一八九九年と一九〇三年との輸出を比較せんか。銀の下落の爲めに大約三千五百萬弗の損失あり、而して金本位の國よりの輸入は約二千萬弗を增加したるなり。故に支那の損失は合計五千五百萬弗に達せりと云ふべく、換言すれば支那は少額の商品に對してより多くの物貨を交換したる譯なり、斯の如く銀本位の國に在りては其國際取引に於て常に損失を被るべし。卽ち銀本位に在りては決して輸出の增加無く、よしありとするもそは利益ある貿易には非るなり。

二、銀本位の不利益

銀本位を採用する場合には左の四大不利益を生ず

イ、國際爲替に於ける不利

銀の相場は變動極り無きを以て金貨國との爲替相場を定むる能はず、銀相場の下落せる場合には公債の償還に對して非常なる損失あり、又民間に於ける資本の移轉も亦其影響を被るべきなり。

ロ、國際貿易上の不利

既に爲替相場の變動常なし、各種の國際取引は之が爲めに二回の開きを見ざる可らず、第一は商品購入の際と賣却の際との間に於ける差違なり、第二は商品掛賣の時と之が支拂の時に於ける差違なり、是等兩種の場合に於て常に幾分の見積りを敢てし、之が加減をなさゝる可らず、然るに金本位國間に在りては此憂少く、只だ一種の斟酌を要するのみなれば貿易は發達し易き理なり。

ハ、商品の交換に於て銀本位の國は比較的多數の貨物を提供せざるべからず

其理由は銀の價格低き場合は銀本位國の輸出品は從て低廉ならざる可らず、而して金の價格高き場合は金本位國の輸出品は昂騰す可し、故に銀本位の國は此の如き際に非常なる不利損失を被る譯なり、(銀にて計算すれば勿論損失なきも、金にて計算すれば必ずあり)尙ほ又銀本位國の貿易業者にして金本位國に於ける賣却貨物の價を以て其國の貨物を購入せんとする場合には、商品の交換上巨額の損失あることは間はずして明かなるべし。

ニ、外國資本投下の際に於ける不利

金銀相場の變動は甚だ不確定にして、金本位國は銀本位國に其資本を投下したる場合にも尙ほ之に支配せられ、資本の利子は時に其相場變動より生ずる損失を償ふに足らざることあり、故に支那が外國の資本を得んとせば必ずや金本位にて契約せざるべからず、此のことは引いて外國資本を誘致する場合に大なる障害たるべきなり。

以上銀本位は支那に取りて四害ありて一利あるのみ、故に銀本位の採用すべからざるものなることは明かなるも、

茲に一事あり、そは支那現在の幣制は頗る複雜混亂せり、故に今日支邦が望む處は銀貨の統一是れなり、然る後印度の法に倣ひ銀貨の自由鑄造を禁止し、之が價格を引き上ぐるの法を講じ、以て金銀の比率を定め、遂に金爲替本位の國たるべきなり。事情此の如くなるを以て一時の便法として或る期間を限りて銀本位を採用するは又止むを得ざるのことなるべし。

然れども之れ亦行ふ可らざるの論なり、蓋し印度に於ける幣制改革は其取りし手段に對して特種の理由を存したるなり、改革以前の印度には市場にルーピー銀貨横溢せり、故に支那にして印度に倣はんとすれば先づ第一に莫大なる銀貨を鑄造せざる可らず、又之を鑄造したりとするも、金銀の比率を定め、法貨の價格を昂騰せしめんとすれば、商人及び一般の人民は必ず是等の銀貨を貯藏して投機的利益を得んとすることは尙ほ印度に於て實驗せられたるが如くなるべし。然らば二回も市場を騷がすことを避けん爲め今直ちに金爲替本位を制定し、一時たりとも銀本位を採用するが如きは之を斷念するの優れるに非る無きか。

或者は說をなして金本位を採用すべしとせり。然れど之を支那の現狀に照して良說と目する能はず、第一に金貨鑄造の困難あり、支那現在の財政を以てしては巨額の費用を投じて金貨を鑄造するが如きは勸むべきの策と云ふ能はず、全國に對して充分なる金貨を供給せんと欲せば、勢ひ多額の金塊及び金貨を國庫に備へざる可らず、之が爲めに失ふ利子のみにても莫大なり、又若し之に相當する金を金準備として國庫に置き、之に對して政府より紙幣を發行せんか、新本位の制定無きを以て該紙幣が新金單位を現はすことは不可能なり。加之貨幣の單位は國民の生活狀態と密接なる關係あり、若し支那の如き國に金本位制を實行せんか、支那人は之を他の物品に使用するか又は之を外國人等に賣却すべし、故に金本位も亦適當のものと云ふ能はざるなり。

**金爲替本位の利便と不利**

一、金爲替本位の利益凡そ八あり、左の如し。

イ、國際爲替に於て安全なり

若し支那にして金爲替本位制を實行せんか、爲替相場は其國際貿易に對して金相場より高きことなく又低きこと無かる可し、從て外國公債の償還に於ても爲替上損失あるが如きこと稀なり。

ロ、國際貿易の發達に便なり

銀相場の變動に伴ふ影響無く、且つ爲替相場の開きに對する加減も少きことゝなり、國際貿易の發達に非常なる利益あるべし。

ハ、商品の交換に際して銀本位に於けるが如くより多くの商品を提供することなし

國際貿易に於ても支那は外國と同一立脚地に立ち、雙方同じく金を以て本位とするを以て、一方が多くの商品を出せば他方も亦之に相當する商品を提供せざるべからず。

ニ、外國資本を誘致し易し

支那の富源は無限と稱せられ、夙に外國資本家の垂涎す

る處なり、然れども彼等資本家は支那の貨幣に一定の本位なく、之に資本を投下するも爲替上の損失莫大なるを恐れ敢て投資するものなし。若し金爲替本位を採用せんか、彼等は當に利子附にて資本を貸與するのみならず、自ら奮て事業に投資すべきことは、尙ほ露國に於て金本位を採用したる場合に同國に向て資本の横流したるに徴しても明かなり。

ホ、金爲替本位は何時にても金本位に轉じ得るの利益あり

國民生活の程度にして向上せんか、其場合には銀貨の鑄造を廢して金本位による金貨を鑄造して之を流通せしむべし、是れ墨西哥の採りたる處なり。

以上の五利益は銀本位の不利益に正に相反對するものなり。

ヘ、銀貨を鑄造し得る便あり

國民の生活程度低き國に於ては其内地に於て金貨を使用すること能はず、勢ひ銀貨を以て交換の媒介物となすべく此の如き國に於ては金爲替本位を採用し、凡ての取引は金單位にて計算せらるゝも、實際の收支は銀貨にて決算するを得べし。

ト、銀の價格が急激に低落せざること

若し金本位を採用せんか、從來唯一の交換媒介物たりし銀貨は、其補助貨として流通する以外には殆んど效用無く銀貨の供給は其需要を超過し、其價格も從て崩落するを免れざるべし。之に反して金爲替本位に在りては銀を以て代表貨幣を鑄造することを得べく、一時に銀の需要減退するが如きこと無かるべし。

チ、巨額の準備金を貯ふるの要なく、從て之に對する金利の損失を免る

金爲替本位に於ては彼の金本位に於けるが如く巨額の準備金を貯ふるの要なければ、從て其準備金に對する利子を損失するが如きことなし。

以上の三利益は金本位の不利益に對するものなり

**金爲替本位の困難**

一、金と銀との間に適當なる價格を維持するの困難

諸外國との取引は凡て金を以て計算せらるゝにも拘らず、支那に於ては實際は銀貨を以て取引せらるゝを以て、銀の法定價格を維持せんと欲すれば必ずや善良なる機關と之が管理の法を講ぜざる可らず、例へば若し政府にして其收入を計らんが爲めに餘りに多くの銀貨を鑄造せんか、金銀の比價は直ちに動搖し、金爲替本位は全く失敗に終ることあるべし。

二、金爲替本位は最初之を實行する場合に困難あり

國内に實際金貨の流通せざるにも拘らず、其金貨の單位に基き眞價よりも價低き公稱價格を以て銀貨(代表貨幣)及紙幣を流通せしむるものなる故、一般人民が此間の理論を了解すべきや否やは大なる疑問なり。殊に支那に於ては普通銀貨の受授は其實價によりて行はるゝを以て、彼等が新銀貨を點檢して其券面額が實價に及ばざるを發見せんか、彼等は之を受取ることを肯せざる可し、故に眞に金爲替資

本位の實を擧げん爲め、一般人民の信用を博するには多少の時日を要すべきは勿論なり。

**金爲替本位の要素**

金爲替本位の採用に付ては凡そ三個の重要問題あり、卽ち一、金單位の代表　二、金準備　三、金銀の比價是れなり。

**一、金單位の代表**

國內に金貨の流通せざるに凡ての取引は法定の金單位を以て之を行はざる可らずとせば、該單位に相當する代表貨幣無かる可らず、此の如き交換の媒介物としては凡そ二種のものあり。

イ、最初より代表貨幣を鑄造して其金單位を代表せしむること、此法は墨西哥及菲律賓に於て行はれたる處にして、其代表貨幣の法定價格は眞價よりも低く、假定の金單位を代表するものなり。

ロ、最初より中央銀行發行の紙幣を以て此金單位を代表せしむること。是れヴイリサリング博士の主張する處にして、先づ法律を以て其紙幣が金單位を代表するものと規定し、必要なりと認むる場合に代表貨幣を鑄造するの法なり。

以上二說に就て其利不利を比較研究せんに

第一法(代表貨幣)の利益

A　紙幣よりも代表銀貨の方流通し易し。代表貨幣は其眞價よりも高きものありと雖も、而かも之を紙幣の無價格に比すれば遙に良し、從て一般人民は紙幣よりも銀貨を歡迎すべきは勿論なり。

B　大恐慌の起りたるが如き場合には銀貨は紙幣よりも遙に佳なり。

C　代表貨幣と紙幣との間に於ける交換比率は之を制定し得べし。第二法(紙幣の場合)に依れば政府の紙幣は單に舊有の銀貨に對してのみ交換せられ、舊有の銀貨は其價格に變動常なく、其紙幣との交換比率も到底之を一定する能はず。若し直ちに代表貨幣を發行せんか、中央銀行發行の紙幣は一面は金の單位を代表し一面は其代表貨幣を代表す可し。又金單位はたとひ假空的のものなりとも、代表貨幣は眞價を有すべし。故に紙幣と代表貨幣との間に於ける交換比率は能く之を規定するを得べきなり。

D　最初より統一的貨幣を實現するを得べし。之に反して最初より紙幣を發行せんか、舊銀貨の流通する以上到底之が統一を望む能はざるべし。

E　新銀貨を鑄造し、之を以て舊銀貨を回收せんか、市場より舊銀貨の退失するは容易に想像し得べし。

代表貨幣發行の不利益

A　新鑄の代表貨幣は舊銀貨より小形にして而かも法定價格は大なり、若し新舊の銀貨を相對比せんか、公衆は必ずや新銀貨を排斥すべし。此點に於ては最初より紙幣を發行するの便なるに如かざるが如し。

B　法律を以て金銀の比價を規定することは困難なり、若し低きに失せんか、銀塊相場の昂騰せる場合に其

銀貨は輸出又は溶解せらるべし。是れ菲律賓に於て起りたる處にして、其比率にして高からんか、忽ち贋造を誘起すべし。支那の如く外國居留地を存し、外國人庇護の下に贋造せらるゝ場合には、之を防ぐこと甚だ困難なり。

以上二種の不便ありと雖も第二の法によるも尚ほ之を免るゝ能はざるなり。

第二法(紙幣)の利便

A　贋造防壓容易なり、紙幣の贋造は之を銀貨に比すれば甚だ困難なり、是れヴイサリング博士の最も熱心に主張する唯一の根據なり。

B　金準備を得るに便なり。銀貨鑄造は利益多しと雖も之に要する資本も亦大ならざるべからず、然るに紙幣發行の場合には銀貨鑄造に於けるが如く地金銀等は要せざるなり、從て殆んど零に等しき紙片を法貨とし。其利益は擧げて金準備となすを得べきなり。

C　新銀貨と舊銀貨の衝突なし(新銀貨の發行なきを以て)

D　硬貨よりも紙幣の方之が使用に便なることは普く認めらるゝ處なり。

紙幣發行の場合の不便

A　爲替に不便なり。舊銀貨の金貨に對する相場は常に變動するを以て爲替の取組甚だ困難なり、又人民は舊銀貨の價に變動ありとせず、新紙幣の値が上下するものなりと信ずるに至り、之が受授を厭ふに至るべし、

B　以上の理由により流通に澁滯を來す可し。

C　紙幣の流通困難なりとせば、市場に於ける舊銀貨を之に依りて回收することも亦困難なり。

D　一旦恐慌起る場合には準備金は凡て外國にあるを以て資金(現金)の融通に道なく、中央銀行は之を救濟すべき任務を盡す能はざるに至らん。

以上二法を比較するに第一法(代表貨幣發行)は第二法の紙幣發行に優るものありと云はざる可らず、第二法の唯一の利便は只だ贋造を防ぎ易しと云ふにあり、しかもそは防ぎ易しと云ふのみにして絶對に贋造不能と云ふには非ず、第一法に於ても貨幣に一層新工夫を施し、且つ外國政府の協助を得て租界に於ける贋造を取締り、稅關の檢査を嚴重にする等の手段を取らば、其贋造を防ぐことも亦一層完全なるを得べし。

金準備も亦二種に大別することを得、其の第一は爲替基金にして其爲替は金單位による代表貨幣又は紙幣の金貨による價格を代表するものなり。其の第二は外國公債の償還に對する基金なり。

A　爲替基金

先づ金單位を代表する銀貨又は政府發行の紙幣に對し其額丈けの金を調達し、之を外國の市場に存置し、代表銀貨又は紙幣を以て外國金貨に依る手形を購入せんとする場合には爲替基金によりて之を決濟し、若し是等の銀貨又は紙幣を買捩したる場合に政府又は人民が尚ほ外國債の償還を

なさんと欲するに於ては銀を以て支拂ふ可し。

B　公債償却基金

巨額の金を準備し、又代表貨幣及紙幣を以て金貨に依る外國手形を購入すべし。其銀貨及紙幣を正金と引換ゆるの外總額は外國債支拂の用に供し、又國際勘定の決濟に用ゆるを得べし。

爲替基金の利益

A　銀貨鑄造上の利益又は紙幣發行上の利益は之を金準備に繰り替ふるを以て特に金準備の爲めに公債を起すの要なし。

B　外國債の償還又は國際勘定の決濟の爲めに銀貨を使用す可きを以て需要に對して過超の供給あることなし、從て市場に於ける銀の崩落に際して財政上の地位を危くするが如きことなし。

爲替基金の不利

A　貨幣改革の當初に於て國際勘定決濟の爲めに巨額の資金を要し、又之を外國に送金せざる可らずとせば人民は爭ふて自己の所有せる一切の代表銀貨及紙幣を以て國際手形を購入すべく、其結果外に於ては外國に於ける基金無きに至り、內に在りては金單位を代表する貨幣を缺くことゝなるべし、事茲に至れば金爲替本位は名のみにて實際は金本位の有樣となるべし、新銀貨が交換の媒介物として廣く市場に流通せらるゝ場合には、舊銀貨は吸收せられ、前述の如き失敗を免るゝを得べし、問題は改革の當初にあり

て人民が代表貨幣を以て金爲替を購入するにあり、此の場合には舊銀貨のみ殘留することゝなるべきなり。

B　銀を以て國際勘定を決濟せんか、支拂期に於て外國の銀行家は殊更に銀の相場を低落せしむべく、是れが爲めに支那は意外の損失を被る可し。

C　銀を以て外國債の支拂に當てんとすれば、政府は銀相場の變動を見越す能はざるを以て其豫算面に公債償還額を表示する能はざるべし。

公債償却基金の利益

A　巨額の金準備を有し外國債償還の場合に國際勘定決濟の如く銀及金の双方を使用するを得るを以て、銀の價格低落して爲替上損失を被るが如き憂なし。

B　若し金を以て外國債償還に充つるとせば、政府は其豫算の作成に明確に之を記入するを得べし。

C　既に巨額の準備金ありとすれば、舊銀貨回收の爲めに一層多くの代表貨幣又は紙幣を發行するを得べし馬蹄銀の如きは直ちに之が流通を止むるを得べし、曾に在外基金の消滅を來さゞるのみならず、新銀貨は滔々として國內に流通するを見るべし。

公債償却基金の不利益

A　巨額の基金を得ん爲めに政府は外國債を募集せざる可らず。

B　外國債償還及國際勘定決濟の場合に、若し銀を用ゆること少からんか、國內に於ける銀貨の供給は其需

要を越え、銀の崩落と共に財政上危機を醸すことあるべし。

以上二種の基金を相比較するに公債償却基金は爲替基金に優るものと云はざる可らず。

### 三、金銀の比價

茲に金銀の比價とは假定の金貨の純分と代表貨幣たる銀貨の地金としての價とが同一なるべきことを云ふものにして、之が同一なることは正確には言ひ能はざることなり、代表貨幣は固より其眞價より大なる公稱價格を有せざる可らず、然れども如何なる程度に於て其眞價より大にすべきやは一定の原則なし。

一、公稱價格が高きに失するもの

| | | |
|---|---|---|
| 日本の圓 | 金一に對して銀二一・六 | |
| 同 | 二一・九 | |
| 印度のルーピー | 同 | 二一・三 |
| 菲律賓及海峽殖民地の弗 | 同 | 二一・三 |

二、公稱價格と其眞價と差額大ならざるもの

| | | |
|---|---|---|
| 從前の日本の圓 | 金一に對して | 二九・一 |
| 同 | 同 | 三二・二四 |
| 上菲律賓 | 同 | 三二・五八 |
| 同 上墨西哥 | | |

第一の公稱價格の大なる場合には市場に於て銀の相場が如何に大なりとも爲めに銀貨の溶解せらるゝが如き憂なし、又公稱價格が大なれば大なる程其利益大なるべきを以て準備金增大す可し。是れ卽ち其利益なるも、又自ら不利益あり、先づ第一に眞價と公稱價格との差餘りに大なれば鑄造の恐れ從て大なり、第二に此の如き貨幣を以て人民の信用を博せんとするは甚だ難し。

第二の場合卽ち公稱價格が少しく其眞價より高しとせば、鑄造の憂なく人民の信用を得易きの利あれども、銀相場の昂騰せる場合には其貨幣は直ちに溶解せらるべく、政府は其度毎に一定の割合を新定して鑄貨の勞を敢てせざる可らず、曾て菲律賓に於ては金に對する割合を三二・二四となしたることありしが、銀の價の昂騰と共に或は溶解せられ或は輸出せられたり。

此の如く第二の法の缺點は大なりと雖も、第一の場合の鑄造の憂に付ては深く注意するの要あり、第一支那の警察制度は未だ幼稚なり、第二外國租界に於ける外國人の犯罪を取締り難し、故に寧ろ第二の法を取りて眞價に近き公稱價格を有せしむ可きなり、然れども高きに失せず、低きに失せざる中庸を選ぶの要あるべし。

以上の如くにして會議の結果略ぼ決定したる條項凡そ左の如し。

一、金爲替本位を採用すること

二、金單位は新銀貨に依りて代表せしむること

三、金準備の額は爲替資金、外國債償還、國際勘定決濟を以て限度とす

四、代表貨幣の眞價と公稱價格との割合は鑄造溶解を防ぐに足ると共に高低能く其中庸を選ぶべきこと

# 廣西經濟事情

在廣東米國總領事・レオ・ア・バージョルツ氏報告

廣西省は支那本部西邊に位し、面積七七、二二〇平方哩、人口大約五、一四〇、〇〇〇人あり。省城は桂林にあり、桂江に臨みて人口八萬人を算す。全省貿易の總額は梧州府にして、人口約六萬五千、廣東省境に程遠からぬ西江沿岸にあり。其他柳州、龍州、百色廳、南寧府等は商工業を以て名あり、一帶に山岳多きを以て、西江及其支流たる鬱江、桂江、柳江等の大河巨川も灌漑の便至つて少し。

## 農業、鑛山、工業

餘違痺痛の地たる廣西省は、交通の不便甚しく、其天然の富源も未だ探査せられず、只だ一般に金、銀、錫等の豐鑛を藏すべしと信ぜらるゝのみ、然れども石炭のみは漸く注目されつゝあり、質良なる石炭は何年となく土法に依りて採掘され、一九〇九年初めて少量を廣東へ輸出せり。森林には楓、黒檀、チーク其他の木材を產す、試みに鑛物の分布を示さんか

| | | |
|---|---|---|
| 賀縣 | | 金 |
| 梧州府 | 安平廳 | 金 |
| | 崖溪縣 | 鐵 |
| | 平南縣 | 金 |
| | 貴縣 | 亞鉛及銀 |
| | 同三叉山 | 鉛 |
| | 同天平山 | 銀 |
| 鬱林州 | | 銅及鐵 |
| 平樂府 | 嘉浦縣 | 金及銀 |
| | 昭平縣 | 金 |
| | 賀縣 | 銀、錫、石炭、砒素、亞鉛 |
| | 富川縣 | 鉛、銀、錫、石炭 |
| 南寧府 | 南寧 | アンチモニー |
| | 武緣縣 | 鐵 |
| 柳州府 | 融縣 | 金 |
| 慶遠府 | 宜山縣 | 金 |
| 太平府 | | 金及アンチモニー |
| 鎭安府 | | 金及アンチモニー |
| 向武州 | | 銅 |
| 泗城府 | | アンチモニー |

農業は各溪谷地及南部と東部の地方に於ける低地に於て盛にして、主なる農產物は茴香、樟腦、米、豆類、藍、砂糖、馬鈴薯、檳榔、胡桃、棉、竹及材木、僞物の檳榔膏、桂皮、穀物、果物、絹等なり。阿片は盛ならず。家畜には豚、家禽には雞等あり、凡て盛んに輸出せらる。

工業には見るべきものなし、曾て絹織物業ありしも今や殆んど消衰せり。目下の處にては爆竹及花火、線香、鐵偶、陶器及皮類其他二三の工業あるのみ。故に彼等の需要する棉織物、棉毛交り織り物、棉絲、毛織物類、絹織物棉、金銀、石炭、卷煙草、アニリン染料、七寶燒、麵粉、人參、窓ガラス、其大小、ランプ及附屬品、鏡す、ミルク、針、石油、ゴム、靴、石鹼、洋傘及同部分品、明礬、海參、參薰帽、藥、材木等は凡て外國の輸入に仰ぐの有樣なり。

## 外國貿易

廣西省には梧州、南寧、龍州の三開港場あり、一九〇九年度三港の貿易額は金銀共左の如し。

| | 輸入・弗 | 輸出・弗 | 合計・弗 |
|---|---|---|---|
| 龍州 | 一二〇、六五三 | 七七、四二五 | 一九八、〇七八 |
| 南寧 | 一、四六一、六六五 | 一、一五二、七五三 | 二、六一四、三九八 |
| 梧州 | 五、九四九、五〇四 | 二、二六九、二五三 | 八、二一八、七五七 |
| 計 | 七、五三一、八二二 | 三、四九九、四一一 | 一一、〇三一、二三三 |

勿論右は單に廣西省の物產又は廣西省の消費物に止らず、右三港を通じて隣省に輸出し、又輸入したる額をも包含するものなり。今トランシット・パス

ろ額を挙ぐれば

| | |
|---|---|
| 貴州へ | 二、四一一、〇六一弗 |
| 雲南へ | 二三五、七〇四 |
| 廣東へ | 一二三、八七二 |
| 湖南へ | 九〇九 |
| 合計 | 一、七七一、五四六 |

## 龍州の貿易

——汽船の溯江——

三港中龍州は最小の開港場なり、廣西の西南端左江の岸にあり、人口僅に一萬二千あるのみ。今より約二十年前に開港し、其當時は頗る有望なりと稱せられたるも、安南より龍州を經て南寧に至る鐵道の布設見合せとなりしを以て、此希望は全く實現せられず、一九〇九年の貿易額は、東京のランソン、タツキー、カオバン等の地と輸出入合計二十萬弗に達せず、而して貿易の實權は支那人の手に存す

龍州附近は水利多く、比較的産物に富めり、穀物、米は各地に産し、砂糖、馬鈴薯、豆類、藍、胡桃、茴香、棕櫚等も少からず、市の内外を問はず、鐵山及工業の見るべきものなし。

龍州の貿易が振はざる最大の原因は其交通の發達せざるが爲めなり、南寧、梧州、廣西地方とは僅に左江に依るの一路あるのみ、東京（トンキン）とは左江の源流たる二小川あるのみ。其他は擔夫の肩を借らざるべからず、一九〇九年には二千六百七十四口の契約ありしと。

左江はたゞ平底船の航行に適するのみ、而かもたゞ半ヶ年のみ、小蒸汽船の計畫あり、多分實現すべく、冬季減水の極度に達せる時を除き、小蒸汽の運航は困難ならず、然れども今日迄は此種の計畫は實行せられず、爲めに龍州の貿易は不活潑を極めたるなり。一九〇七年南寧の開港は必ずや其姉妹港たる龍州をして發達せしむべしと思惟せられたるに、事實は却て反對を示しつゝあり。

## 東京（トンキン）と龍州との間の自働車

鐵道を有せずとも尙ほ貿易の發達を見ることあるは、龍州の如く山中の一港にして十年間に其貿易額を三倍せるに見ても明かなり。然れども鐵道の開通あらば如何に貿易を盛ならしむべきかは又思ふべきのことなり。近頃龍州と鎭南關の間に自働車を開通せんとの計畫あり、鎭南關は廣西と東京との境にあり、河内諒山鐵道の終點なり。此間に自働車を開通せんとするは、南寧龍州間に小蒸汽の便を開くと同一性質の問題なり。鐵道に次で南寧龍州の貿易發展策を解決する最上の道なり、道路は只だ少しく修繕すれば自働車を通ぜしむるを得、旅客及手小荷物は之に依るべく、大貨物は依然水運に依るも可なり、だゞ龍州人が果して自働車を歡迎すべきや否やは一の疑問なるべし。

## 龍州の輸出入品

一九〇五年より一九〇九年に至る五年間の貿易額を見るに、其輸入は殆ど增加なきに反し、輸出は著しく增加せり。龍州の貿易は治ど東京を相手とするものにして、輸入品としては東京棉絲を最とすべく、其販路も漸次擴張しつゝあり。一九〇三年の同棉絲輸入額は二三、八六七封度なりしも、一九〇九年には一六五、七三三封度に上れり。一九一〇年より外國製洋傘にして此の地を經て雲南に輸入せらるゝものあるに至り、洋傘も一の重要輸入品となりたり。

## 南寧

左江と右江と合する處、南江の左岸にありて人口二萬五千、一九〇七年の開港に係り、梧州の上流三百六十八哩、龍州の下流二百五十哩とす。市は廣く且つ豐沃なる平原の中央、河流の急に迂曲する邊りにあり、增水季には河用小蒸汽にて梧州より通運の便あり。市の主たる部分は城外に在り、商取引の大部分は此城外に於て行はれ、下方遙かの處に外國人居留地を設定せり。此居留地の土地租借契約は三十年を以て期限とするものにして、其管理は市の當局の手に在り。

南寧の貿易は殿々として發達せんとするに當り、其交通の不便なるが爲め著しく阻害されつゝあり。南寧梧州間には二十二の急灘あり、其他大小の岩礁は殆ど無數なり、故に異常の河川工事を施すに非るよりは、貨物は依然梧州止りの姿ならん、南寧への鐵道は既に二線も選定せられたるが、未だ一線

も超工せず。一九〇七年以後は梧州南寧間に定期小蒸汽の往復あり、平均四十五噸計りにして、吃水は積荷二呎、バラスト一呎七吋なり、一時間八乃至十海里を走り、梧州より南寧迄三日乃至四日半、南寧より梧州へは一日半又は三日なり。

南寧の工業亦見るに足らず、主なる工産物は爆竹にして一年大約二十四萬弗を出し、專ら梧州を取引港とするのみ。南寧地方との取引は凡て梧州、廣東、香港等の仲買人の手を經て行ふべく、現金手簿なるが故に取引は多く小切手にて行はる。利子は一分六厘の高きを示したることあれども、近來は六分位なり、流通貨幣は香港及廣東の十仙、二十仙銀貨、湖北銀貨、佛國ピヤストル及元銀あるのみ、取引の單位は永平兩なり。

南寧は漸次に西洋風に開化しつゝあり、城內及街上處々に佇立する巡査の如きは洋服を着し、蒸汽ポンプあり、電燈も此頃點火せられたり。之等諸般の新設備は之を外人の眼より見る時は極めて不完全のもの多しと雖も、彼等が覺醒し、外國の事物を應用せんとするの傾向は注意すべき現象なるべし。教育の方面に於ても改革あり、五小學、一中學、一師範學校あり、小學校は寺廟に設けられ、中學及師範學校は立派なる洋館なり。彼等は目下適當の教育なき爲め甚だ振はず、此外尙ほ一九〇二年に開校せる佛人の經營に成る一學校あり、一九〇九年には稅關長の新設せるものあり。其生徒は直ちに四百五十人を算し、又地方紳耆の建てたる女學校もあり。

阿片禁止の爲めに南寧は大なる打擊を被れり、從前南寧は雲南及貴州に對し、其土產阿片と外國貨物との交換地として知られ、年々八十箱以上の阿片は南寧より輸出せられたり。然るに此最大重要商品は今や再び南寧を利せず南寧は今後は健全なる貿易を行はざるべからず、幸に一九〇八、一九〇九、一九一〇の三年間の統計はそが健實なる發達を示せり。

棉織物の需要は益々大なるも棉絲は之に反せり。主として廣東產の棉絲、毛棉交り織物等は一九〇九年には增加したるも一九一〇年には減少せり。毛織物も一般に減少し、只だ僅に毛布其他二三のもの、增加を見しのみ、絹織物は漸じて輸入額を增加せり。外國及支那產の金屬類及外國雜貨等も好況を呈し、賣藥、ミルク、卷煙草用紙、シヤツ及ブボン、靴下、食糧品、洋傘及其部分品等も凡て其輸入を增加し、一九一〇年度に於ても需要鞏固なり。米國の石油は一九〇八年に八八、七〇〇ガロンなりしも一九〇九年には二一一、七五〇ガロン又スマトラ石油は一九〇九年には二九七、六二〇ガロン、一九一〇年は兩者伯仲の勢を示せり。

南寧の輸出は凡て增加しつゝあり、たゞ茴香のみは歐洲市場の不景氣の爲めに痛く減少せるのみにて、茴香油は一九〇八年に七一、二〇〇封度、一九〇九年には一四三、六〇〇封度に上れり、豆類は一九〇九年には一九〇八年に比して六百萬封度を增し、樟腦、葉煙草等は稍減退せり。爆竹及花火類の減少は廣東地方に於て其製造盛となりしが爲めなり。

## 梧州

梧州は廣西第一の港なり、蓋し其地位廣西の國內に位し、北海よりする小部分を除くの外は香港及廣東との取次港たればなり。人口大約六萬五千、外國人は三十人計りあり、外國商館の建設は頗る遲々たるものあり、其商業の大部分は今尙ほ廣東人の手にありて、廣東商人は廣東、佛山、三水等の本支店及大商店銀行等と連絡して取引しつゝあり。梧州の貿易は一に香港及廣東を相手とするものにして、外國との直接貿易は未だ開かれず、梧州の商人は人を內地に派して其輸入品と土產品とを交換せしめ、殆ど物々交換にも等しき有樣にて土貨を購入し、之を梧州に運輸し、多くは香港に輸出するなり。

梧州の勢力圈は廣西の大部分及雲貴兩省の一部分なり。其面積大約二九一、一二〇平方哩、人口二千五百萬を包含す。而して其大半は梧州の供給を仰ぐものなり。

一九〇九年度梧州總貿易額は八百二十萬弗にして、外國輸入四百八十七萬弗、土貨の輸入百餘萬弗、土貨の輸出二百二十七萬弗再輸出百八十萬弗にして、純貿易額は六百四十萬弗計りなり。

梧州貿易は一、稅金の過重、二、幣制の不備、三、地方の貧困、四、內地の不穩、五、交通の不便等の爲めに今尙ほ苦しみつゝあり、梧州と廣西各地湖南、貴州、雲南等と鐵道を以て連結するの議は毫も進捗せず、只だ廣西には三道の鐵路豫定線が幾年か其「豫定」の名を承けつゝあるのみなり。

梧州の附近には石炭を產すれども其採掘の法は頗る幼稚にして、品質は中

等、用途は附近の土民の家用に止るのみ。內地には良質のものあるも其産額大ならず、錫は省內到る處にあり、然れども其採掘は微々として振はず、又香港にて一時鐵の値騰貴するや、梧州の官吏は鍊鐵所を梧州に設立したるも今日は從業せず、又二三年前廣東の富豪に貴縣天平山地方の鑛區採掘を許可したるが、資本金二百萬弗にて之が經營に着手し、米國留學の支那人技師の調査に依れば、約二十の銀鑛脈あり、百封度に付十封の銀を含み、小量の金、銅、鉛も含有すと。該會社は一日百噸の生鑛を出さんとし、電氣を應用し、二隻の汽船にて定期に香港梧州間を往復せしむる計畫なりと。

# 橫濱華僑（在留支那人）公會簡章

聞くならく、國の弱は民自ら之を弱くし、國の強は民自く之を強くすと、民の國に於ける其關係何ぞ此の如く大なるや。專制の國、人民の會を開き社を結ぶを以て禁と爲し言論を壓抑して自由ならざらしむ。故に國の弱も民尙ほ其責を負はざる也。共和時代の民にありては則ち之に反し、共和なる者は國が人民共有にして、責任は人民共有の責任たる也。今日に處して猶ほ茫々然紛々然として秦越の如く散沙の如くならば、足を大陸の中に立つる能はずして、必ずや天演の中に淘汰せらるべし。是卽ち我が華僑が聯合せざる可らざる所以也。夫れ十數年來華僑在外の苦や我が同胞の又自ら之を嘗めたる所なるが、滿淸の僑民を保護する能はざる諱しむに足るべきなし、流離轉徙するも而も之を恤まず、敲剝禁逐するも而も之を救はず、僑民何ぞ痛まざらんや。今我が民國成立し、五族統一し、廓然として觀聽偉大に、誠宜一新す。此時に當り我民氣を聯結して大團體を作り、勢力を擴大し以て對內外の實力進展を圖らんとす。是我が橫濱華僑公會の設立せられたる所以也。想ふに民國創立以來海外の志士曾て華僑聯合會を上海に設立せんと主唱し、各埠相繼いで之を興辦す。而して我が橫濱華僑今復た輦を接して提唱す美擧にして亦要擧なりと云ふ可し。此に於て先づ簡章數條を定め以て在濱同胞の前に佈告す。若し高明の君子所見あらば希くは成立大會開催の時に於て直に指正を行ひ、以て修訂して完善に至るに資せしめられんことを。

## 第一章　名稱

第一條　本會は黨派階級を分たず、但だ闔埠華僑を聯結して大團體となし、橫濱華僑公會と稱す。

## 第二章　宗旨

第二條　祖國に對し政治の改良を協圖し實業の發展を提唱す。（凡そ政治經濟に關し皆盡力協助し並に將來創議して各港を聯合し、銀行、輪船、保險等の業を開設し以て利權を挽回す）

第三條　各埠に對し輿論を聯合一致し政府の進行を促成す。（華僑にして遇々公益事件に公憤する事あれば、各港を聯絡して協力扶持し以て大局を維持す）

第四條　本港に對し自治の公益を維持し僑民の幸福を增進す。（本港に於て興利除弊の外遇々爭論事件あれば排難解紛主義を實行す）

## 第三章　入會資格

第五條　凡そ在港華僑にして滿二十歲なる者は皆入會する

事を得。惟だ本會々員一名の紹介を經て入會するを得べし。

第四章　會　費

第六條　本會々員は入會登記費及會費各一元を納付し、爾後常年會費一元を負擔し毎年正月中に之を納付すべし

第七條　本會々員にして若し自ら常年會費の外特別捐助を願ふ者あれば之を聽す。

第八條　凡そ會員にして本港を離るゝ時は之れを報知すべし、本會は爲に會費の免納を許し、別に證書を發給して之を保證すべし。

第五章　選擧及任期

第九條　本會は職員を選擧し以て其責成を專らならしむべし。選擧の方法は全體會員より記名投票し、票數最多なる者を以て當選となす。若し當選者にして職を辭して受けざれば次點者を以て入選とし、二年を以て任期となし滿期後直に之を改選し、再選重任することを得。

第六章　職員の資格

第十條　本會職員は會員中より之を互選す。唯だ品行端正公權を失せざる者に限り合格となす。但し選擧の結果本會職員たる者は皆其義務を以て任じ俸給手當を受けざるものとす。

第七章　職員の定數

第十一條　正會長一名。副會長二名。庶務科四名。理財科一名。文牘科二名。調査科四名。評議員二十名。

八章　職員の權限

第十二條　正會長は全體を代表し會内一切の事務を總裁す。

第十三條　副會長は正會長を協助して一切の事務を辦理す、若し正會長缺勤せば之に代つて事務を攝理す。

第十四條　庶務員は他の各科に屬せざる一切の事務を掌理す。

第十五條　理財員は專ら本會の財政を司る。

第十六條　會計員は專ら本會の金錢出納及決算事務を司る。

第十七條　文牘員は專ら往來文牘及謄錄事務を司る。

第十八條　調査員は種々の利害事項に關し實地調査通告の責任あり。

第十九條　評議員は會議の時に當り會事を評議するの責任あり。

第九章　議事規則

第二十條　凡そ議案は多數贊成者を以て決を取り若し過々可否相等しければ會長之を決定し缺席者は之を默認したる者と見做す。

第十章　會　期

第二十一條　職員の定期會議は毎月第一次日曜日夜間に於て開會し各事項を討議す。

第二十二條　職員の臨時會議は凡そ過々緊要事件ありて、職員より提議し職員四名の贊成あれば會長より召集開會す。

第二十三條　凡會員その提議にして會員四名の贊同を得れ

ば會長に函告すべし、會長より職員會議を召集す。

第二十四條　毎年一回全體大會を開き一切の事件を宣布す。

第十一章　會場

第二十五條　本會は中華會館内に假事務所を置く。

第十二章　附則

第二十六條　本會成立以前入會希望者は自ら氏名を申告して入會することを得。

第二十七條　本會章程は草案に屬し完備せざる所あるべきも成立大會開催を俟つて公同改訂を行はんとするものなり之に關し本會々員は皆發議の權を有す。

# 上海市電氣業の概況

上海工部局電氣課の報告は、其驚くべき發展の狀況を示せり。過去四年間に於ける Units の賣上高は次の如し。

| | |
|---|---|
| 一九〇九 | 五、九八八、八三六 |
| 一九一〇 | 六、八三四、一五〇 |
| 一九一一 | 八、三〇〇、四三七 |
| 一九一二 | 一二、一三〇、五三七 |

而して一九一三年に於ける消費高は約二〇、〇〇〇、〇〇〇ユニットに概算せらる。此概算の正鵠を得たるは、今後電氣需要の順當なる增加以外、尙ほ各國人の電氣を要すべき事業頻々として勃興しつゝあるに依りて之を確め得べし。昨年中煖爐用、厨房用として、電氣の需要は著しく增加し、又發動機用としても其需要を增加し、精米所、紡績工場に於ても亦既に之が使用を開始せり。電燈に對する異常の低廉、昨年四月以降二割三分の減價ーは自ら電燈用電氣の需要を激增せしめたる次第なり。

減價の利益

該課は非常なる減價を敢てしたるにも拘らず、尙ほ多大の利益を獲得し居れり。是れ主として電氣の需要激增したる爲め、其原價の漸次低減したるに依る。原價を構成する重なるものは石炭なるが、該課の使用せる石炭は一ユニットに付一九一一年の五封度五二に對し一九一二年は五封度〇三五なり。而して收入に於て八五、九〇二兩を增加し、事業利益一一二、三一六兩に達せり。而もこは其利益金より當然資金勘定より支出すべき或支出をなしたるにあらずんば、尙ほ二四、四七六兩を增大すべかりしものなり。其理由如何となれば、一九一二年度に於ける純益は六二、三一八兩にして、利益中五〇、〇〇〇兩はフキアーロン通り發電所に對し、特別なる財產遞減の爲めに割當てられたるものなれば也。是れフキアロン通り發電所が、數年來何等の成績をも擧げ得ざりし點より見て、多少機宜を得たる處分と云ふことを得べし。又報告の示す所に依れば、河岸發電所は程なく竣成すべく作業着手は先づ四月半なるべしと云ふ。勿論此新作業の開始により原價は今日以上低減せらるべきは自明の理なりとす。

開設以來の利益

一九〇四年より一九一二年に至る九年間の純利益は總計

五〇四、二六二兩の巨額に達せり。此九年間に於て收入中より取りのけたる償値遞減の總額は七三三、八一〇兩なり。又此九年間に借欵に對し支拂ひたる利子總額は二八、七四六兩にして、之を差引きたる利益及償値遞減の合計額は、此事業に再投資せられたるもの也。

工部局が該課の爲に負ふ所の負債は二、一一九、〇〇〇兩にして、該課現今の現有資產は二、七二〇、一〇六兩卽ち二志七片二分の一の爲替相場にて換算すれば三六一、一八〇磅となる。今之を以て世界に於ける他の同能力の電氣業に比較せば、上海電氣の非常に低廉なるに一驚を吃すべし。

又之を純然たる商業的立場より觀察するに、該課は最も健全なる狀態にあるものにして、其經費の低廉なるが爲、市民の受くる利便は甚だ多大なるものあり。今若し其需要の範圍と工部局が該課の爲に負ふ所の負債額とを明確ならしむるを得ば、斯業の將來は毫も憂ふる所なきを發見すべし。現今記錄に登れる負債額は普通目的の爲にせる借欵總額を超ゆる事四萬兩にして、目下計畫中の事業に對し今明兩年度に投資せらるべき額は百二十萬兩なり。夫れ上海は支那に於ける中央市場にして、今後益々發展すべき市街なり、吾人は電氣の需要が今後果して過去三ヶ年に於けるが如く急激なる增加を現はして二千萬ユニットを越ゆるや否や少しく疑なき能はずと雖も、尙ほ今後數年間低廉なる電氣として其需要益々增加すべきを信ずる者也。

### 發展と借欵

電氣需要の增加に伴ひ、發電所及機械增設の必要上資金の續借は當然來るべき問題也。今日工部局は斯かる壯大なる事業と收入とを有する公法人としては、最も少額なる一般的負債を有する獨特の地位に立つものなり。されど疑問は自ら此間に起さるべし。卽ち工部局が電氣需要の非常なる增加に伴ひ、外債を起して益々其事業を擴大するは果して市の營業の爲に利益なりや否や是也。かくして吾人は實業家の團體により組織せらるゝ電氣委員が、其事業の發展に對してのみ熱心にして(然かあるべき筈なれども)市に影響すべき他の問題に對しては甚だ冷淡なるを思はずんばある可らず、又負債の年賦償却問題に於ても一般的目的の爲めに起したる負債と、特に電氣事業の爲めに起すべき負債とは、其間に差別ある可きは勿論なるが、其之無きは極めて不可解の事と云はざる可らず。

一面に於て地主と普通市民との利害も之を研究せざる可らず、若し市に電氣課を存せざらんか、發電所は土地の會社に賣却せらるべく、無條件なる讓渡が動力の原價を昇騰せしむべき理由なし、又急激に上騰せんか其需要は直ちに減退すべし。動力の原價を上下せしむる要素は種々なるものあり。之に對して工部局は勿論發電所を購入すべき會社も亦之を如何ともする能はざるべし。而して又發電所の賣却に對しては、市民は低廉なる電氣の供給を求め、工部局は面倒なる電氣課の管理より脫せんとし、賣買契約の締結は非常なる困難を惹起すべし。

### 委員を選任せよ

如何なる場合に於ても地主側に於て委員を任命すること

には何等の障害なし、委員を選んで諸問題を解決せしむることゝせば、現在の取決にして存續するも工部局の信用に對して何等の影響生ぜざるべく、現在に倍する外債を起すも妨げ無からん。若し實行し得べしとせば工部局と電氣課とに便利なる變化を來すべし。要するに將來起すべき負債は電氣課の負債となし、之を市の負債と獨立せしむべし。若し瓦斯會社又は土地會社が市の補助無くして堂々社債を起し得べしとせば、其事業極めて有望なる電氣課が單獨に負債を起し得ざるの理由何處にかあらん。

委員は從來なしたるが如き新需要を起さんとすることを中止せざる可らず、自然の需要に任じ之に對して供給するを以て滿足するを要す、特に新需要を起さんとするが如き市の營業としては避く可きのことたり。然らずんば市は不公平なりとの惡評を被るべし。

之を要するに工部局の一般的負債と其電氣課の負債とは互に獨立ならしむるを以て公平にして利益あるものと云ふを得べし。

## ◉宋仁教暗殺事件

支那革命の主唱者にして目下國民黨の領袖として政界に馳驅しつゝありし宋敎仁は、三月二十日北上の途に就かんと黃興、拓魯生、陳勤宣、廖仲凱等と共に、上海滬寧鐵道停車場に至り、午後十一時の發車を待ちつゝありしに、十時四十分頃に至り突として銃聲三發闇を破り、宋は遂に腰部に重傷を負ひて倒れ、而して犯人は逃亡せり。

それより有ゆる治術を施せしも効なく、越えて二月二十二日午前四時四十八分宋敎仁氏は遂に享年三十二歳を以て逝けり、宋は死に先ち北京なる袁大總統に左の一電を送れり。

北京大總統監、宋は本夜滬寧車に乘じ京に赴き敬んで鉤座に謁せんとし十時四十五分車站にありて、突として奸人に背後より鎗を施され彈は腰の上部より腹の下部に入り、勢必ず死に至らんとす、竊かに思ふ仁敎を受けてより以來則ち身を束收して自愛し過を寡うする事未だ能はずと雖も、從來未だ怨を私人に結ばず、清政不良起つて改革に任ずるも、亦人道を重んじ、公理を守り敢て一毫權利の見の存するあらず、今國基未だ固からず民福增さず、遽爾手を撤す死すとも餘恨あり伏して冀くは大總統誠心を開き公道を布き、力を竭して民權を保障し、國會をして確定不拔の憲法を得せしめば、則ち死するの日も猶生るの年の如し、死に臨んでの哀言尙くは鑒納を祈る。

而して一方其加害者は極力捜査の結果二十三日夜に至り暗殺者武士英及其敎唆者たる應桂香共に捕縛せらるゝに至れり、かくして審問の進行すると共に、此暗殺事件が北京政府と關係あるべしと推するに足るの材料を得たり。

初め宋敎仁の暗殺さるゝや、加害者の系統につき種々の推測行はれしも、宋が現に國民黨の領袖として、將に開かれんとする國會に於ける大總統選擧及後繼內閣等につき、

畫策怠りなかりしより、袁派の爲に橫死を遂ぐるに至りしなるべしとは、一般に考へられし處にして、爲に國民黨は勿論南方人士は大に激昂したるが、此證蹟稍確實なるに及び益反袁熱は高まれり。

於玆袁總統は或は各省に對し其無根なる旨の通報を發し或は人を上海に派して厚く宋の後を弔はしめ、專ら此嫌疑を解くにつとめつゝあり、元より事の眞疑は更に察理の進むを待たざるべからざるが、國民黨の爲めに今日宋の如き有力家を失ひたるは最も惜しむべく、又袁世凱の爲には、大總統の選擧、國會の開會前にあり斯かる嫌疑を招けるは不利至大也となすべき也。

宋敎仁は湖南省桃源縣の人、字を漁夫又遯初と稱す、彼は早く革命に志し、光緒二十九年の交黃興、陳天華等の同志と共に長沙に華興會を起し、革命主義の鼓吹につとむ、次いで東京に留學し早稻田大學に入り法制經濟の學を修め傍ら同志と共に雜誌「二十世紀の支那」を發行し、文名早く儕輩を拔く、後光緒三十一年孫逸仙等と共に同盟會を組織し此に革命の策源地を築き「二十世紀の支那」を「民報」と改題して、革命運動の爲に盡瘁せり、此間彼は彼の惠州、長沙等に於ける革命黨の運動、汪兆銘の攝政王暗殺計畫等に參加する處あり、又東三省に遊びて初めて彼の間島問題なるものを支那人の間に紹介す。

後彼は支那に歸り革命派の機關紙たる上海民立報の記者となり、漁夫の名を以て大に清朝顚覆、革命主義普及の計を爲す、一昨秋武昌に革命の烽火あがらんとするや彼亦其計に加はり、露國租界に於て密計あらはれ、虎口を逃れて武昌に入り遂に其初一步を達するや、長江を上下する事幾回或は南京に或は上海に、革命の爲に一身を捧げて惜しまず、江蘇省の獨立を宣するや、江蘇部督府の政務總長となり、後南京に各省代表者會議の開かるゝや湖南省代表者として列席したるも、臨時政府の組織に際しては或事情の爲に大臣たるべくして而も能はず、僅に法制院總裁の閑職につき臨時約法の編制等に盡す處ありたり、これより南北統一の事成るや彼は又袁迎接使に加はつて、袁の南下を促す爲に北上せるが、此行に於て遂に袁と握手し互に相許す處あり、四十五年三月に至り唐紹議內閣成るや農林總長の要職につき三十を超ゆる僅かなるの弱年を以て大臣の榮冠を得たり。

後同年七月唐紹議辭職して陸徵祥其後任となるや、彼は同盟會員として政黨內閣を主張し遂に容れられざるや、熊希齡等と共に連袂野に下り、爾後國民黨の組織に際し盡す所少なからず、其領袖の一人として將に開かれんとする國會に於て正式大總統選擧後は、自ら其下に總理として純然たる政黨內閣を組織せんと計畫中なりしもの、今や遂に刺客の爲に空しく中道に斃れたり惜しむべき哉。

# 支那最近時報

## 政治

### 大官更動

三月十三日

任湖南財政司長　揚德隣
任陸軍少將　徐鋭清
同　張貴祥
同　湯玉麟
同　張開儒

三月十四日

任福州廈門各要塞司令官　王　麒
任直隸都督府參謀長　熊炳琦
任雲南都督府參謀長　沈汪度

三月十九日

農林總長陳振先敎育總長兼署を命ず

三月十四日

任陸軍少將　竜覲光
同　林俊延
同　李開佐

任吉林陸軍混成旅第一團々長
任同　第二團々長　孟富德
任陸軍中將加上將銜　崑源
任福州習政局正局長　鄭清濂
任陸軍軍需學校敎育長　劉文藻

三月十六日

任陸軍少將　馮　超
同　稽　曇
同　願占文
同　謝价僧

三月二十一日

任願免四川鹽運使　江　瀚
依願免甘肅布政使　何奏篪

三月十七日

任四川邊東觀察使　顏　鋆
任四川邊西觀察使　周　卓
任陸軍少將　盧兆輪
同　陳金魁
同　劉蔚

三月二十四日

任陸軍少將　許烈堉
同　趙士槐
同　翁式亮
同　章汝驄
同　蘇澳圖
同　李孔嘉
同　譚聯甫

任安徽陸軍第一師長　胡荊泰
任江南留鄂陸軍第一司長　黎天戈
任山西都督府參謀長　黃國樑

三月二十六日

督辦導淮事宜を命ず　張　謇
陸軍少將衡を加ふ　楊志澄

### 議會開會禮期日

袁大總統は正式國會開會に付き去る十九日左の命令を發布したり

民國元年一月十日本大總統は業に經に照約を按照し所有當選の參議院、

衆議院議員は均しく三月以内に限り北京に奉到すべしとの國會召集令を發布せり查するに國會組織法に民國議會の開會は兩院同時に之を行ふ等の語を載す茲に中華民國二年四月八日に定めて民國議會開會禮を行ふ

# 參議院成績

正式國會は愈四月より開かれんとするに就き政府に於ては參議院交付の議事に關し頻りに整理を遂げ居れるが今日迄に議了せし各部案は大略左の如し

▲內務部
（甲）訂各縣知事案
（乙）調查戶口及整頓警察案

▲外交部
（甲）墨國賠償華僑損失案
（乙）收回威海衛辦法案
（丙）俄英德法日各國交涉案（從略）
（丁）改訂外交官制及保護僑民案

▲陸軍部
（甲）遣散軍隊案
（乙）常備兵學案
（丙）整頓馬匹推廣工程計畫案
（丁）實行徵兵制度案

▲參謀部
（甲）陸軍測量局辦法案
（乙）對待庫藏案
（丙）籌畫防務案
（丁）規定陸軍戰時計畫案

▲海軍部
（甲）擬建築象山港船塢案
（乙）收回定造軍艦案
（丙）擬設海軍大學案

▲教育部
（甲）修正各校課程案
（乙）强迫教育案

▲財政部
（甲）收回鹽政獨立案
（乙）劃一幣制案
（丙）印花稅施行案
（丁）公債票施行案
（戊）與各國磋商借款案

▲司法部
（甲）設立司法籌備處理由案
（乙）改良各種監獄案
（丙）推行審檢廳辦法案

▲工商部
（甲）工商會議議決各要案
（乙）置備設立勸業場案
（丙）海外貿易案
（丁）獎勵工商法案

▲農林部
（甲）漁業試行案
（乙）聯合會議決案
（丙）設立農事試驗場案

▲交通部
（甲）收回國有鐵道案
（乙）開工後之成績案
（丙）建築未成之鐵道案
（丁）津浦鐵道總公司條例說明案
（戊）擬設鐵道院理由案

# 帝政論者懲活

湖北の有志者の名を以て袁に對し立憲君主政體を採用すべき旨を建白せるに袁は次の命令を下したり

共和は最良の國體にして治平の極軌となす中國共和の學說は數千年前に醞釀し秖だ專制の威に壓服せられしを以て未だ能く顯著ならざりし近く數十年來志士奔呼して全國に灌輸す故に義師一たび起るや遂に響應の功を收めり洵に歷史の光榮にして環球の驚嘆する所となす本大總統は國民

付託の重を受け職に就くや深く其能力を竭し共和の精神を發揚し專制の瑕穢を滌蕩し永く帝制を再び中國に見ざらしめんと宣誓せり皇天后土實に此言を聞けり乃ち竟に湖北の商民裘平治等は呈稱して、總統の尊嚴は君主に如かず長官の命令は辨髦に等し國會の成立遲きに在り正式に選舉する關係輕らず萬一愼まざれば全國靡爛して共和の幸福は亡國の奴隷に如かず曷んぞ暫く帝國立憲に改めて緩ろに共和を圖るに如かんや等の語在り謬亡此に至つて之を閔し駭然たり本大總統は受任以來自ら維れ德薄く能鮮く夙夜兢々國民の爲に治安を策し幸福を求むる所以の者心餘り力絀く引て愧次を爲す而して凡そ設施する所の要は國家を以て前提となし共和の原則に合すれば則ち尙ほ全國人民の共に信ずる所となす意はざりき化日光天の下竟に是等鬼蜮の行ひ有らんとは喪心病狂意嘗試を存するに非る如んば卽ち是人の指使を受け志煽惑に在り務めて寬大となし置いて深く究めざれば恐くは邪說傳し觀聽を混淆し其流毒を極め以て共和を敗壞し民國に謀叛するに足るを何を以て起義の諸人死事の先烈に對せん何を以て退位の淸室贊成の友邦に告げん言を興し是に及び憂憤塡膺す有らゆる呈內に列名せる裘平治等は湖北民政長をして嚴に査拿を行はしめ律に按じて懲治し以て猖狂恣肆干昌不軌の者の戒となす

## 民主黨の憲法案

國民共和黨一民主の各政黨は各其本部に憲法研究會を設置し憲法草案を擬定して各界に發表し以て憲法制定上の參考に資せんとしつゝあるは事實なるが民主黨は旣に大體の草案を起草し終り不日之を公表すべしとの事なるが其臨時國民議會に關する各節下の如しと

第十一條　左記の事項發生する時は臨時國民議會を開く

一、憲法の改訂變更

二、大總統選舉

三、領土の變更

四、行政區域及び省官制變更

第十二條　臨時國民議會は現任參議院衆議院議員及び省議會議員中より其十分の一を選定して之を組織すと

尙他黨派の草案は未だ完成せずして臨時國民議會の項目は未だ研究を盡さずと云ふ

## 統一黨の憲法案

統一黨政務討論會は過日本部に於て開會したるが前回よりの宿題に付き討論をなし左の如く議決したり

一、國務院の組織は宜しく合議制を取る可し

二、大總統は議院を解散するの權あり

三、大總統は同時に兩院を解散するの權あり

尙各政黨に於て起草中なる憲法案は完成次第政黨聯合憲法研究會に提出されて討議さる可く統一黨は黨中の法學家たる張瑋、康士鐸、陳銘鑑、許植材、耿春宴、王澤放の六名を擧げて本黨代表と爲したり

### 統一黨憲法討論

統一黨政務討論會は三月十五日其本館に於て第七次會を開催したるが會する者三十餘名あり先づ趙會長より四政黨連合憲法討論會に於て大總統は衆議參議兩院に於て出席議員三分の二以上の得票者を以て當選となす事を議決したる旨を報告し次で王印川君より提出したる憲法以外の國家機關問題は宿題として尙研究する事とし夫より憲法大意に就き討論多時左の數項を議決したり

一、大總統選擧法は前項四政黨聯合憲法討論會に於て議決したるを採用す

二、大總統被選資格は中華民國の國籍を有する男子にして滿四十歲以上の者たる事

三、大總統の任期は四年說六年說七年說出でしも討論の結果任期を七年に決したり

四、大總統の權限に關しては法律を公布し命令を發布するの外緊急命令を發布するの特權を與へ外交に至つては宣戰媾和の權利及兩國條約を訂結するの權は必ず國會の同意を得べき事を議決したり

## 幼帝保育

袁總統は隆裕太后崩御せられたる後幼帝保護の任に當る可き人無きを見て特に配慮を重ねたる結果四貴妃中の最才識衆備せる瑾妃を以て是に當らしむるの適任なるを知り特に醇親王に左記の勸誘狀を送り切に之が實行を促したり

大中華民國大總統謹んで書を醇親王殿下に致す隆裕皇太后の崩御せられたるは實に哀悼に勝えず惟ふに皇帝方に幼冲に在り養育保護の任實に重大なる事に關す貴爵將に照料す可しと雖も而も內廷一切を主持して疎誤を免れしむる事困難に屬す德宗景皇帝國を享くる日久しく遺愛民に在り全國の人民思慕せざるなし瑾貴妃德宗に侍する數十年隆裕皇太后に侍する又歲あり溫恭淑貞若し貴爵の旨を承け內廷の事均しく其經理に歸し皇帝を敎育するに克く心を盡さば民國の政府及人民は必ず歡欣すべく若し愆人ありて秩序を擾亂するの擧動あれば何項の人民に論無く民國政府は優侍條件を按じ皇室を保護するの責任あり義として座視す可きにあらず本大總統協同籌劃以て保全に盡さゝるを得ず願くは宮闈を主持するの人を得て皇室長く尊榮の福を享けんことを尙言の盡さゝる處は陸軍上將薩昌段祺瑞を派して之を陳べしむ可し

醇親王は左の覆答書を送れり

貴簡領收と共に薩段二上將備に貴意を陳ぶ尊慮一として皇室を關懷せざるなし曷んぞ欽佩に勝へん感激特に深し然も事重大なるを以て本爵の鄙見を以て遽に表決し難し各王公大臣と會商し尊意の籌劃を以て詳周をなさん現在宮廷の主位均しく大局を維持し極めて和平なり謹んで覆答す

宮廷に於ては直ちに王公大臣の會議を開き瑾妃をして皇太后の後を承け幼帝保護敎育の任に當らしめ且瑾瑜諸の三妃に貴大妃の尊號を贈るに至れり

## ▲省議會條令

地方官制は各省の承認せざる處となり諮議局の衝章程を引用せんとするものあり非常の紛々を來したるが法制局は

爲に本條の改正案を脫稿し直に國務院に提出せり其內容の概略は左の如く也
省議會は各道自治行政の議事機關となし議長一名副議長一名を置けり通常會期は四十日臨時會期は二十日とす其職權は自治行政の範圍を脫出せざるを以て制限とす開會の時は道民政長は特派員を出席せしめて意見を發表する事を得總監は監督の必要あれば自ら省議會に出席し或は解散の必要あれば內務總長の許可を得て省議會を解散す但し此場合は六個月以內に新議員の選擧を行ひ之を召集すべく又省議會の議決にして違法侵權の擧あれば再議を命ずるを得若し省議會此再議を受けざる時は內務總長の許可を得議決の執行を停止する事を得
右の各項は其重なるものにして國務院は速に會議を開き之を協議したる上直に大總統に提出し大總統より國會に提出さるべきものなれば發表を見るまでには尙多少の時日を要すべし。

## 顧問招聘頻々

袁大總統就任以來外人の顧問を招集する者多々あり、先づ英人モリソン氏を聘して政治顧問となし佛人ザルマンを聘して外交顧問となし米人キノン氏及び日本人有賀博士を聘して憲法編成顧問となし瑞典人レーション氏を聘して蒙古顧問となす等の事あり今回更に伊人レザート氏を聘して財政實業の顧問となす可しと聞くレザート氏は財政經濟に精通したる大家にして曾て伊國主相に就任したる事あり中國政府は久しく同氏を招聘せんとし交涉を重ぬる事數回なりしが同氏は故國を離る可からざる事情あり今回も假令顧問の地位に就くも恐らくは北京に來る能はざるべく依つて政府より特に人を派遣して同氏の意見を聞かしむるものなりと之顧問中の新生面を開けるものなるべし此他各省に於て外人顧問を招聘せんとする者多々あれ共既に招聘を終りたるもの左の如し

直隸二名　廣東三名　福建一名
江蘇二名　浙江一名　湖北三名
廣西一名　江西一名

## 陳其美北上說

宋敎仁被害後國民黨本部各支部同志の憤慨甚だしきを以て黃興は之が鎭撫の方法として昨日本部及び各支部に對し左の一電を發せりと曰く
宋兄の害に遭ふや舉國同愁民國の前途實に想設に堪えざるなり然れども希くは吾同人諸子大局を顧み共に國難に努め感情のために激する處ある勿れ云々と懇諭したり此電を得たる後本部は黨務上の進行を圖るため理事吳景濂氏の外陳其美氏を擧げて宋敎仁氏の跡を繼がしむる事としたるに黨員全部之を歡迎したるを以て上海に打電し速かに陳氏の北上を促したり陳氏は此電に接したるも固持して曰く病未だ癒えず北上する能はざるを以て其の期を緩にせられんことを、且曰く刺客の狙ふ處余又宋氏と同一なり宋氏の未だ刺されざる十日前刺客陳氏の住宅を襲ひ正に室內に入らんとせしも辛うじて之を防衞するを得たり斯の如くなれば陳氏は自己一身の防衞上容易に入京を肯せざる可し而して若し陳其美氏にして北上せざれば廣東都督胡漢民胡瑛兩氏あるのみなれ共或は現在の職を離れ難く或は國

民黨全體の同意を得難きより容易に宋氏を繼ぐ能はざる可し如斯にして國民黨は正式國會を目前に控へ籌劃進行に一大打擊を被りつゝあり。

## 教育

### 教育八大區

教育部は外省視學の範圍を左の八大區に區劃し每年一回二名の視學を各區に特派して普通教育及び社會教化の情況を視察せしむべしと

第一區　直隸、奉天、吉林、黑龍江
第二區　山東、山西、河南
第三區　江蘇、安徽、浙江
第四區　湖北、湖南、江西
第五區　陝西、四川
第六區　甘肅、新疆
第七區　福建、廣東、廣西
第八區　雲南、貴州

### 海軍留學生

前清時代海軍より英日の兩國に對し留學生を派遣し居りしも革命亂の際留日學生は全部歸國して國事に奔走せしため一時廢學の姿なりしが近來教育部陸軍部等より續々留學生を派出するを以て海軍部も亦五十名の留學生を派遣せんとし經費九萬元を財政部に要求したり其內日本には二十餘名赴く可く其他は英米佛等に分遣さる可し尙海軍部に於ては南京海軍學堂舊址を改築して海軍軍官學校を設立し以て人材養成を計る可しと言ふ。

## 軍事

### 支那新造軍艦

支那が目下諸外國に建造方注文中の軍艦次の如し

| 名稱 | 艦種 | 噸數 | 建造國 | 建造費 |
|---|---|---|---|---|
| 永豐 | 砲艦 | 六〇 | 日本 | 六〇、八〇（万円） |
| 永翔 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 應瑞 | 巡洋艦 | 二、四五〇 | 英國 | 二〇四、〇〇〇（磅） |
| 飛鴻 | 同 | 同 | 同 | 二〇〇、〇〇〇 |
| 肇和 | 同 | 同 | 同 | 二〇〇、〇〇〇 |
| 江庫 | 淺水砲艦 | 一四〇 | 同 | 一八、九八〇 |
| 長鯤 | 水雷驅逐 | 三九〇 | 同 | 四三、〇〇〇 |
| 江鯤 | 淺水砲艦 | 一四〇 | 同 | 一八、九八〇 |
| 騰驤 | 水雷驅逐 | 三九〇 | 同 | 四三、〇〇〇 |
| 靈鷲 | 同 | 三九〇 | 同 | 四三、〇〇〇 |
| 龍瑞 | 同 | 四〇〇 | 同 | 六三、〇〇〇 |
| 鯨波 | 同 | 五〇〇 | 同 | 八六、〇〇〇 |

### 奉天新師兵器

奉天混成協の第二十九師、後路巡防隊の第三十師改編につき野砲二十門山砲十八門機關砲四門機關銃四十八挺小銃五千挺彈藥二百萬發銃劍六千挺軍刀二百振軍馬一千頭輜重車二百輛輓馬八百頭を購入することゝなりたるが此內兵器は獨商禮和洋行より購買すべしと。

### 二十八師駐在地

張督は張作霖の二十七師を以て省城の警衛となし馮麟閣の二十八師をして蒙古邊境の警備に當らしむる事となしたるが其駐屯地は左の如し

▲二十八師團本部新立屯▲第五十五旅本部法庫門▲百九團本部哈拉密屯▲同第一營哈拉密屯▲第二營養息牧

門▲第三營法庫門　▲第百十團掬鹿
▲第一營法庫門▲第二第三營山城子
▲第五十六旅本部彰武縣▲第百十一
團本部哈拉舊街▲同第一營同上▲第
二營彰武縣北五家店▲第三營白土厰
▲第百十二團本部養息牧門▲同第一
營同上▲第二營掬陶▲第三營彰武縣
▲工兵第二十八營廣寧縣▲輜重第二
十八營新立屯

## 外交

# 對英二交涉案

陸外交總長は英國の西藏に乘ずる日に太だしきより左の如き違法抗議をヂョルダン公使に提し答覆せん事を要求せり

一、前清光緒十九年及び三十二年の中英條約に違背す
二、擅に印藏邊境の進口稅を抽く
三、西藏に領事裁判を置く
四、西藏粮米出口の例を破壞す
五、運火碼啡鴉片等の物を西藏に運輸し販賣す

前に久しき間の懸案たる片馬問題に關し陸總長は又英使に對し下の通り六條の提案をなし同意を求めたり

一、片馬問題は北京に在りて交涉し双方既に承諾せり應に全權會議を設く可し
二、此問題は前清光緒三十四年の議案を以て起點とす
三、勘界の際須く兩國委員は證據物を指明して互に承認し有效とす
四、開議の時兩國界內均しく駐兵及び興築を許さず
五、開議の時は豫め終結時を定む

# 中日協會草案

衆議院吳景濂氏の發起したる中日國民協會創立委員は去九日第一回委員會を太和俱樂部に開きたるが吳委員長以下全部參會先づ規約草案十六條を議定し終つて今後の進行方法に關し討議を盡し散會せり

中日國民協會章程草案

第一條　本會は中日國民協會と名く
第二條　本會は中日の感情を聯絡し相互の親善を圖るを以て目的とす
第三條　本會は本部を北京及東京に支部を各地に設置す
第四條　本會の趣旨を贊成し二人以上の紹介ある者は本會會員たるを得
第五條　本會各本部は正會長一人副會長二人を設け北京本部正會長は中國人を以て之に充て東京本部正會長は日本人を以て之に充つ副會長は中日各半數とく各本部會員之を選擧す
第六條　各本部に幹事十人を設け中日各半數とし正副會長より推薦す
第七條　各部に評議員若干人を設け正副會長及幹事會の決議により推任す
第八條　各本部は書記事務員若干人を設け幹事の指揮を受て一切の事務を辦理す
第九條　各本部の事務を分て總務文牘會計交際の四科とし正副會長協議各幹事をして之を分任せしむ
第十條　各本部は每月職員會を開き每年春秋二期大會を開く特別の事件あれば正副會長より通知して臨

時會を開く

第十一條　各本部職員は任期一年とす但職員會は正副會長幹事評議員より成る

第十二條　各本部の經費は入會金會費及び寄附金を以て之に充つ入會金一元會費一元とす

第十三條　各本部の會計は毎年二回に決算して大會に報告す

第十四條　各支部は自ら章程を定め支部長及幹事評議員若干人を設け各支部の事務を處理する事を得

第十五條　各支部は三ヶ月に一回支部の狀況を本部に報告し本會進行に關する事項は隨時本部に提議するを得

第十六條　本章程改修の必要あれば大會に於て提議公決すべし

附則　本會は北京本部の完成を以て成立の日と爲す。

## 支那職工取締法

外人支那內地に在りて各工業を營む者の中に支那工人を虐待する者ありとかの理由にて民政長は左の如き規則を制定し駐漢各國領事に照會せりと云ふ

一、以後各國商人支那工夫を雇用する時は其人數月給を以て各地方官に告知すべし

二、工夫は雇はれたる時は其姓名履歷を地方官に通報す可し

三、支那工夫の本職に對して雇主は責任あれども其以外の職務を負擔せしむることを得ず

四、工夫が局廠に於て勤務する時は雇主其生命財產を保護す可し

五、工夫に增減死亡ある時は隨時地方官に告知す可し

# 財政

## 臨時政府の財政

某財政通の臨時政府期中の財政狀態を評したる言に曰く臨時政府の財政出入は國民の多數は未だ其眞相を知らざるものゝ如し其年間の支出は約九千萬元にして其內經常費六千萬元臨時費三千萬元なりとす而して一年の收入する處左記三項のみにして優に之を償うて餘りあり

一、外國借款　白耳義借款百萬磅、六國借款前渡金百八十八萬磅、クリスプ借款五百萬磅、合計七百八十萬磅此換算金銀七千萬元

二、地方收入海外在留民義捐金合計約千萬元

三、京奉京漢其他鐵道收入會計約二千萬元

以上三項の收入合計約一億萬元あれば支出を除き尙一千萬元の餘力を存すべし唯政府の日として財政の困窮を訴へざるなきは如何の解釋をなすものなりや不明なりと云へり而して支出經常費六千萬元は中央政府直轄の軍事費及び行政費にして每月軍事費三百萬元行政費は二百萬元なりと。

## 財政繕縫策

大借款殆んど中絕し小借款未だ成らず而かも露佛等の賠款の要求する頗る急なるものあり財政部は困憊の財政難を負擔して如何とも處置の方法無きより總統府は左記三項の政策を立てゝ財政部に送附し暫時財政を主持して正式政

府の成立を俟つ可しと

一、各省に密議して單獨に小借款を成立せしめ一時之を中央政府接濟金に流用し將來還償の方法は中央政府に於て負擔する事

二、各省に電告し務めて全局の大計を顧み鹽稅釐金田賦關稅の四項收入を迅速に送附して接濟に充つ可き事

三、印花稅六厘公債實行を計る可き事

尙趙總理は袁大總統の旨を享け國務院に各部總長を招集し我國財政の困憊其極に達したれば今に於て其分裂を覺悟し以て之が救濟を計らざる可からず各省に對しては既に總統府より電告したる筈なれば各部總長は商阜開場鐵道擴張礦山開掘森林採伐等に付き極力進行を計り財政の整理に務む可しと訓告せり。

# 國民捐收支額

財政部にて收受したる國民捐は前後合計二百五十七萬七千七百五十五元五兩七分六厘に達し次の如く支出せられたりと

| | |
|---|---|
| 塔爾巴哈臺經費 | 二一〇、〇〇〇・〇〇〇元 |
| 阿爾泰協款 | 二〇〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 熱河都統衙門經費 | 九七、三三・三三 |
| 開魯賑款 | 七〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 察哈爾都統衙門經費 | 二五四、五二一・〇七〇 |
| 伊犁協款 | 九〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 烏里雅蘇臺將軍衙門經費 | 五〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 新疆協款 | 一九〇、六四七・四八三 |
| 甘肅協款 | 二八八、八八八・八九〇 |
| 綏遠城將軍衙門經費 | 五五、五五五・五五六 |
| 煙台軍餉 | 三一〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 福建軍餉 | 九〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 江北宣撫使經費 | 二〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 南京軍餉 | 三五〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 第一軍餉 | 一六〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 第二軍餉 | 二六〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 密雲副都統衙門經費 | 三一、四四四・〇〇〇 |
| 計 | 二、五二九、二五九・七九九 |
| 差引殘高 | 二八、四九五・七八七 |

# 各省の財源

大借款不成立と同時に中央政府は各省に對し每年の收入總額十分の三以下に相當する自由借款を許可せしが其條件中期限は一年を以て限とし又土地は抵當となす事を得ざる等の制限あるを以て容易に借款成立するを得ざる有樣なり而して各省收入中既に抵當となり或は中央政府の抵當とならんとする海關稅及び鹽稅を除き其他の收入總額下の如し（一、九一二年統計）

| | |
|---|---|
| 安徽 | 四、〇六〇、一一二兩 |
| 浙江 | 八、二五〇、三四七 |
| 直隸 | 七、四一六、三八六 |
| 福建 | 四、四二九、一〇一 |
| 黑龍江 | 二、八五〇、〇一一 |
| 河南 | 七、七三一、九一五 |
| 湖南 | 六、三七六、三五四 |
| 奉天 | 七、〇八二、四一三 |
| 湖北 | 八、一七三、三九〇 |
| 江蘇 | 一四、七六三、五八四 |
| 廣東 | 一〇、二一六、九六六 |
| 廣西 | 二、七九七、一六三 |
| 吉林 | 六、三〇九、五五四 |
| 甘肅 | 一、六五七、九一九 |
| 貴州 | 一、一〇七、二一六 |
| 四川 | 一二、七七五、三六〇 |
| 山東 | 七、四〇三、〇一六 |
| 山西 | 五、二八七、八一六 |

陝西　四、一六七、四二八
雲南　二、一〇三、一〇七
伊犁　一、一三二、七六六

## 農林部歲出入

昨年五月より十二月末に至る八ヶ月間の農林部收支決算次の如し

財政部より受入　直接收入

| | | |
|---|---|---|
| 五月 | 二、〇〇〇 | 二、二五〇、〇三九 |
| 六月 | 一〇、〇〇〇 | 一、四五二、五四四 |
| 七月 | 一〇、〇〇〇 | 一、八四七、五四四 |
| 八月 | 三、〇〇〇 | 二、二五〇、八九 |
| 九月 | 四三、〇〇〇 | 四、一九、九八八 |
| 十月 | 四三、〇〇〇 | 二、〇三七、六八 |
| 十一月 | 二六、〇〇〇 | 一、一九、一五六 |
| 十二月 | 六〇、〇〇〇 | 一、九四一、〇三 |
| 計 | 二二五、〇〇〇 | 一七、一六八、八七一 |

支出は經常費十八萬二千三百三十四元餘臨時費四萬九千五百四十一元餘にして殘額二百九十三元餘也。

### 稅務整理

周財政總長は民國の財政を借款にのみ依りて之を救濟するは將來各國と債務の干係を深からしめ種々の不利益を起するみなれば希くは民國稅務を整理し以て財政の幾分を補助すべしとの計劃を立て昨日特に財政に關する左記各項の官制草案に對し詳細なる意見を加へて袁大總統に提出したり

稅務官制案
鹽務官制案
地方稅國家稅劃分法案

以上の三項は皆稅務を整理するの要圖なれば大總統に於て暫く命令を以て該官制を公布され之を實行し國會の開設を俟て追談を行ふべしと云ふにあり。

### 奉天鹽價取締

營口に在る鹽運司は各商店の鹽價が區々にして一定せず頗る弊害多きを以て今回之を取締るため近く張督と協議の上新規則を發布せんと云へるが其內容は大約左の如しと

一、凡て奉天省內の各商店にて、代賣を希望する者は先づ本局にて許可證を受けたる後本倉より食鹽を受領し賣捌く可し

二、官鹽定價は一斤小銀圓三分五厘なるも現在銀圓缺乏により上納は便宜官帖を收むべし但し每日定價に照して交付し銀圓の流通を俟ち改めて本會が銀圓を收むるの時該商は官帖と引換ゆ可し

三、本城街市各商店にて鹽斤を販賣するには本倉の定價を案じ外に民利二厘を加へ運賃一厘合計一斤三分八厘とし四鄉の商店は百里每に運賃洋二角五分を加ふ可し但本倉の月定價を案じ官帖を改むべし

四、食鹽代賣商にして高價を貪り若くは秤量を僞る者は調查の上代賣權を取上て寬假せず

### 吉林鹽務整理

東三省の鹽務は向きに奉天省にて統一する事となれるも行政分權以後は各別に辦理せんとし吉江兩都督より中央に交涉中なるが近頃吉林省にては管下代賣店人にして紊りに價格を吊り上げ或は秤を盜むものあり爲めに外鹽の侵入する惧あるにより今回搬運分局十六分銷分運所十八を設けて右取締をなすに決せり局所名は次の如し

▲分局　吉垣、石城、楡樹、新城、伊

通、磐石、雙城、濱江、阿城、農安、蘭江、梅林、敦北、五站、延吉、琿春、

▲分銷分運所　五常分銷所、駐海參威轉運局、范家屯、公主嶺、懷德縣、遼源州、延吉、五站、懷德、查干、吐莫、西南路、新安鎮、二道卡河子、小雙城堡、伊通邊門、黑石鎮、蓮花街、燒鍋甸、一

## 河南省の防穀令

河南省は半ヶ年間の久しきに亘りて降雨を見ず春災重大にして餓莩道に載るの慘狀を呈し各地とも恐慌一方ならざるを以て外省より米穀を購買し賑災に資しつゝあるの現況なるを以て省內產出の雜穀類も民食に留備するの必要あるも由來省內の雜穀の外商の手に買收せられ天津漢口方面に輸出せらるゝもの多きを以て河南都督は中英續議通商條約第十四款に依り來る四月十日より省內一般に防穀令を布く旨中央政府外交部に電稟し一面駐漢各國領事に對し洋商の雜穀採辦を停止する樣照會あり度きを黎副總統宛申來りたるを以て黎副總統は此旨直に駐漢各國領事に照會したりと云ふ。

# 金融

## 南昌の銅貨輸出禁止

江西省民國銀行の發行せる銅元本位の兌換券總額は判明せざるも過般同省が中央財政部の照會に對し回答せる所に依れば串文紙幣（銅元九十五枚を一串文と爲す南昌にては九十五錢）は百枚（卽ち十仙）及び一串文紙幣を併せ江西全省に流布せるもの千四百萬元以上なるが如く而して此銅元の正貨準備とては殆んど無く自然市上の相場は銅元紙幣との間に高歩割引率を生じ且各地銅元相場の關係上南昌の銅元は他所に流出する傾向あり民國銀行は銅元紙幣の兌換請求に困却せる結果今回同行整理の上申を爲し遂に財政司より佈告を發して銅元輸出を禁じ銅元三十串文以上を移送せんとする者は財政司より護照を受くるを要し違反者は其銅元を沒收さるゝことと爲れり。

## 關東貯蓄銀行

陳中華實業會總代及び楊商務總會總辦は奉天に民立關東貯蓄銀行を設立せんとし既に株主募集中なるが資本は一百萬元にして隆泉美瑞林祥四合等の富商贊成し居れば遠からず成立すべし。

## 營口中銀開期

營口の大清銀行整理は已に終了し中國銀行支店としての開業も近日行はざる可からざるを以て支店長に潘鴻賓、副支店長に趙元禮氏任命されたれば不日實務を執るに至るべし。

# 借款

## 借欵交涉破裂

幾度か成るに垂んとせし大借欵は此に又々挫折するに至れりこれが破裂に際し周財政總長より六國團に致したる覆答次の如し。

昨年銀行團が要求したる借款條件は利子及發行價額を除くの外は參議院の同意を得たり而して其後利子を五厘半に增すの件も亦同意を得たり然るに銀行團は外人顧問傭聘問題により變更を生せり其結果支那の政府より若し六國團にして應せざれば他の借款を起すべき旨を告げたるに本月初旬に至り銀行團は書を支那に致して曰く外人傭聘の一事は國籍を以て解決すべく卽ち鹽政所は英人を以て顧問とし獨逸人を副となし借款所は獨逸人を以て顧問となし稽核所は佛國人及露國人を以て顧問となすと是等の要求は實に承認し難き處現在中國は借款不成立により行政澁滯損害を受くる事甚だし然るに今回の事件は實に意外に出で本總長の最も痛惜する所也云々。

## 白耳義借款紛擾

昨年初彼の白耳義借款を起さんとし遂に六國團の强硬なる抗議に遭ひて中止したるが當時受授を終りたる百萬磅は去る三月十八日の返濟期限なりしより白耳義は支那に對し償還を催促せり然れども支那は大借款成立せず財政窮乏その極に達せるを以て元より償還し得べくもあらずこれが延期を懇請せるが一方露國は頻りに白耳義に對して延期拒絕を慫慂せるが如きも白耳義は大體に於て支那の懇請を容るゝに至るべしと。

## 大借款拒絕

英國公使ジョルダン氏の調訂案たる借款監督用人問題は其內に露佛人傭聘の件ありたるより中國政府側にては痛く之を憤慨しさなさだに監督問題は中華の主權を損失せりとの輿論ある今日而かも露蒙問題に關して敵國と見做すべき露佛國人をして中國財政を監督せしむるは危險之より甚だしきは無しとの議論沸騰し遂に之を拒絕すべく決定し外務部より二員を特派して英國公使に面會せしめ國務院會議の詳狀を陳じ到底該條件を承認し難ければ之を拒絕す可きを以て六國側に對し其旨通告あり度しと要求せり勿論條件拒絕に依りて大借款破裂せりとは遽に斷じ難きも條件にして長久成立を見ざれば當然中止の外無きに到らん而して民國政府は果して六國借款を拒絕し然も之が前渡金二千萬圓を返還しても他に相當の收入を得らる可きやは頗る疑問にして識者の三省を促す所なり尙近年に到り小借款の申込頗る多く既に十五口に達せりと其內最も成立の希望ある者は左の四種に過ぎずと聞く

一、白耳義銀行代表者の六百萬磅
二、チャタード銀行五千萬元
三、德華銀行の六百萬磅
四、花旗銀行の六百萬元

右は孰れも利息五分にして抵當物は夫々差違あり未だ決定するに到らず同時にクリスプの完成又期し難しと。

## 粵漢鐵道の借款

宣統二年に當時の淸政府は四國銀行團より同鐵道借款六百萬磅を借ることを契約し厘金を抵當とし尙其半額を政府に存し兩銀行に預け鐵路公司が隨時引出し得る事と成り居りしが民國成立後厘金は大抵廢止され淸政府が設けんと

せし兩銀行は未だ成立せず爲に四國銀行は契約履行を欲せざる次第なり然るに鐵道は既に測量を了りし放速に記工の要あり此に於て北京交通部は四國銀行團と更に會議を重ね原約に四箇條を附加し頃日之に對する黎元洪及び民政長の意見を問ひ來れり附加せる四ヶ條は左の如し。

一、各省厘金は未だ恢復せず依て粵漢鐵道を以て原約の借款抵當に代ふ可し。

一、原約の清政府未設の兩銀行は民國も未だ設立せず依つて右の兩銀行に預けんとする　借款の半額は鐵路公司の名を以て暫く滙豐德華滙理花旗の四銀行に移存し民國の兩銀行設立を待ちて其方に交付す可し。

一、此項に對する四國銀行の利子は年三分とす。

一、鐵路開工の時雇用すべき工夫は鐵路公司必ず本約に從ひ先づ民國政府の淘汰せし兵士を用ふ可し。

## 東三省聯合起債

中央に於ける大借款破裂せるに依り張奉天都督は陳吉林、宋黑龍江都督に電照し地方財政整理のため三省聯合借款を起さんに意あり兩督の贊成を得次第總統府に稟申し直ちに外國に交涉を開くべしと傳ふるものあるが曩に大借款不成立と同時に政府が各省に對し通達して自由借款を許可せる條規に依れば土地を抵當とせず一箇年を限り年歲入十分の三以下なりと云へり三省の收入中海關及び鹽稅を除ける歲入を見るに

奉天省　七、〇八二、四一三兩
吉林省　五、三〇九、五五四兩
黑龍江省　二、八五〇、〇一一兩
合計　一五、二四一、九七八兩

なれば此範圍內に在りて起債すれば五百萬乃至六百萬兩を出でざる可しと。

## 鐵道

### 川漢鐵道の開議

由來同鐵道の豫定線に就ては張之洞は漢陽より荊州沙布を經て宜昌に至ることを主張し陳夔龍は襄水驛より襄陽樊城鎭を經て宜昌に至ることを主張し未だ決定せざりしが要するに一は荊沙を他は襄樊を重しとするより結論せし者なり黎元洪は前日民政長と會商し矢張り重きを襄樊に置き先づ其竣工を待ちて後荊沙に支線を造るの可なるを立唱し民政長も同意したれば同鐵道の本線は廣水を起點とするならん。

### 川漢鐵路會辦更迭說

川粵漢鐵道督辦は岑春煊屢々之を辭退すと雖ども袁世凱容易に之を許さず是非とも岑を起して其任に當らしめんとするより岑も亦已むを得ず之を引受けんとしつゝあるが岑春煊にして愈同督辦たるに至らば現在の鐵路會辦は總べて之を更迭せしめんとの意あり而して目下會辦の任に在るは川漢線の會辦として詹天佑あり粵漢線の會辦として顏錫慶あるより右の兩人は前きに黃興の督辦たりし時代にも屢々專橫の事ありしを以て是非とも更迭せしめんとす

るものゝ如く而して其後任として前廣東總督張鳴岐及び前雲南提學使高而謙の二人を擧げたり然るに張鳴岐は之を希望せざるのみならず北京にては詹天佑を更迭せしむるを好まざるものゝ如し蓋し詹天佑は曾て鐵道技師長として尤も鐵道の事に精通せし者なれば同人をして會辦たらしむるは鐵道開工に尤も必要なるべきを主張し若し會辦の更迭を必要なりとせば、顏錫慶のみ更迭せしめんと言へり是れが爲め岑の就任と共に更迭すべく其後任は高而謙ならんと云ふ。

## 京奉支線敷設

京奉沿線廣寗は穀果の産物甚だ多きに拘はらず鐵道に遠ければ車送して青堆子に搬出し居るも不便尠からずして停滯日に當むより今回京奉鐵路總局にては廣寗青堆子間に支線を敷設せんと欲し既に人を派して調査中なりと。

## 哈綏鐵道強設

東清鐵道は近來哈爾賓綏化（北林園子）間を往來する露國商人が馬賊のため掠奪せらるゝにより右保護のため今回兩地間に鐵道を敷設し一般交通に便すると共に是等自國商人の保護をなすべきにより承認ありたし若し承認せざるに於ては露商が過去及び將來に於て被むる損害は民國政府にて賠償さる可し兎もあれ本社は二十名の測量者を同方面へ派遣するに就き充分の保護と便益を供せられたしと西北觀察使李家鼇氏に宛て交涉し來りたるにより李氏は旨を北京に電報し北京駐在露公使を經て拒絕あり度しと云へりと。

## 滿洲聯絡規定改正

南滿東滿兩鐵道急行普通兩便扱貨物聯絡運送規定は昨四十五年六月より實施せしが當時既に双方に於て不備の點を發見し實務上よりの經驗により改正案を昨冬露都に於ける聯絡會議に提出したるが同議了改正案は四月一日より實施の筈にて兩國荷主は右によりて多大の便利を得べく尙貨金率等級は前規定には等級を一定し居りしが種々研究の結果既定等級以外各地方貨物集散地の狀況を參酌して率を決する筈にて六月一日より實施に至る可しと云ふ。

# 蒙古

## 征蒙政策

陸軍部及參謀本部は屢征蒙策について協議する所ありしが此程又々次の件を協定し袁大總統に提出す。

一、庫倫獨立以來天下の輿論沸騰して庫倫討伐を主張したる結果各省有志或は隨意に軍隊を募集し將校を召集し或は舊有の部下を以て征庫軍を編成する等其國事に對する熱心は大に嘉すべきものあるも恐らくは軍事の統一を欠き號令行はれざるに至らん速に各省に訓電し今後斷じて隨意に征蒙軍を編成する勿らしむべし。

二、現在內蒙古一帶に散在する軍隊も愈開戰の曉は必ず彈丸の不足を告ぐる必定なれば各省兵工廠製造廠を一層激勵し銃器彈藥の製造を行ひ且出來次第順次中央

政府に送附せしむべし。

三、糧餉は軍人命脈の繫る處なれば常に十分に蓄積せざるべからず故に各省に訓電し既に擔當せし餉料及經費は迅速に中央に送らしむべく特に四川、江西、安徽の各省を督勵し產米の供給に力めしむべし。

四、庫倫は由來外藩に屬し內地人民の足跡罕なるを以て其地勢情形に通せざるもの多きを以て特に多少蒙古事情に通じたるものを招集して研究せしむべし。

而して右は何れも袁總統の嘉納する處となりたりと云ふ。

## 蒙古を優待す

蒙藏事務局成立以來各蒙古王公に對し各般の優待を極め清朝以上に待遇し來りたるに近日各王公等より其以下大官のために奬勵を請求し來りたるも該局總裁は蒙古優待條件中之に關する新例無きを以て之を袁大總統に呈請したるに袁總統は優に從ひ之を待遇す可く之がため特に新條例を制定すべしと命令し且つ蒙古を以て蒙古を統治す可しとの旨趣につき自己の抱懷なりとて左の如く語れり曰く

庫倫獨立以來活佛に對し再三順逆の理を勸導せしも終に悟らず更らに征討の威を以て之を覺醒せしも悟る處なし勿論其內部には種々の困難重疊し容易に解決し能はざるもの多々あるを以てなる可し近く內蒙各王公中の共和を贊助し或は民國に功勞ある者に對し爵銜を酌加し或は封土を加贈し以て特別優待の法を示せり今後は更らに之を擴大して王公部下の大官連にも優待法を示す可し　彼等は尙未だ遊牧時代の民たるを以て風敎充分に開化せず若し遽に文明の法を以て之に施せば却つて齟齬を生ずるの恐なしとせず卽ち彼等が心中期する處の領土封爵の榮譽を以て誘ふの外なし同時に蒙人中の民國に傾向せる者勘からざるも而も共和の實理を極め眞意を以て附隨する者尠きを以て民國は優待の法を實現し漸次誘導するの外なし卽ち蒙古を以て蒙古を治する政策なり。

## 馮麟閣の出征

奉天都督張作霖の率ゆる處の第二十七師團を以て奉天省城警備の任に當らしめ馮麟閣率ゆる所の第二十八師團全部を內蒙一帶に出征せしむべく決定し馮將軍は春暖を待つて一鞭長驅直に出征の途に就くべしと而して其配備の地點大體左の如し

第二十八師本部　新立屯
第五十五旅本部　法庫門
第一百九團本部　哈拉密屯
第一營哈拉密屯第二營養息牧門第三營法庫門
第五十六旅本部　彰武縣
第一百十一團本部　哈拉舊街
第一營哈拉套街第二營彰武縣北五家店第三營白土廠門部
第一百十二團本部　養息牧門
第一營養息牧門第二營陶鹿第三營彰武縣
工程第二十八營廣寧縣
輜重第二十八營　新立屯

## 內蒙の警報

總統府は數日來奉天黑龍江兩都督、察哈爾都統、綏遠城將軍等より略ぼ同意味の密電を得たる由なるが右は庫倫逆佛軍中の勁兵四千軍事顧問たる陶什圖に引率され近く達里崖地方に侵入すべき急報なるを以て政府は出征各隊に向け特に嚴防すべきやう訓令を發したり同時に軍事探偵よりの密告によれば若し庫倫逆兵にして內蒙に進入したりとせば之に應じて起る可き各盟の匪徒左の如くなる可し。

一、錫林果勒盟中約五百人
二、哲里木盟中約六百人
三、昭烏達盟中約五百人
四、卓索圖盟約七百人
五、烏蘭察布盟中約五百人
六、伊克昭盟中約六百人

右は皆兵士のみにて他に之に附隨する匪徒馬賊尠からざる可しと。

## 謝恩使歸蒙

蒙古遣露特使外務大臣祚達多爾濟一行は十四日無事蒙古に歸着せり。

# 西藏

## 對藏策一轉か

西藏の達賴喇嘛が昌都に於ける藏務會議を承認したるより袁總統は之を以て西藏問題の一轉機なる可しと爲し此次の會議は只だ單に西藏が民國の羈絆を脫せざる方法を施し以て人心の結束を期するを目的とする會議事項を定めて十日四川都督に向け西藏辦事長官鐘顯は之が傳達方を命じたるが并は左の如きものなり。

一、藏旗優待に關する問題
二、中央より藏族扶助に關する各問題
三、西藏の政務改革に關する問題
四、西藏の外交財政に關する各問題
五、政教分權に關する各問題

而して又總統は達賴の提出條件を至急報告し中央に於ける回答の擬定に便ならしむ可しと命じたりと云ふ。

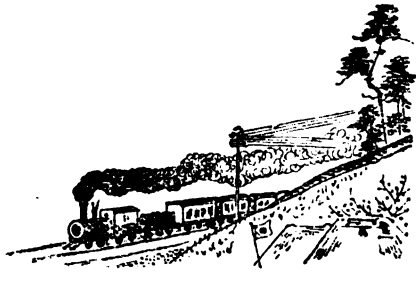

# 故宋教仁氏追悼會

三月廿七日東京神田青年會館に於て支那公使館主催の下に故宋氏の追悼會を催したるが、東亞同文會にては大原幹事を派し、左の弔辭を呈せり。

## 奉弔中華民國國士宋教仁先生逝去之辭

維時大正二年三月廿七日東亞同文會會長侯爵鍋島直大薰沐再拜謹で中華民國の國士前の農林總長宋教仁先生の靈に告ぐ先生は湖南桃源の人風貌俊偉才略絶倫文章議論共に一世に秀づ弱冠夙に革命の大義を提唱し或は華興の會を湖南に起し或は回天の案を日東に策し刻苦研鑽新學を鄉國に傳播し文に書に革命の思想を鼓吹し更に中國同盟會を組織して以て在外の同志を統一す其識見の卓絶人格の高邁誠に欽仰措く能はざる所而て今や其凶報に接す驚嘆何ぞ耐へん向きに武昌起義の事あるや先生晝夜星馳機に投じて城に入る其兵馬の措置終るや乃ち徒を集めて國家大本の諸法律を硏煙彈雨の間に講究す以て其抱負の大經綸の才の一世に卓絶せるを見る既にして黃興君と與に中華民國の新政府を南京に樹立し孫文君を迎へて共和政體を創建し自ら其法制院總裁となる後ち唐內閣の農林總長となりしも中華民國前途の爲め盛に政黨內閣の議を唱へて野に下り數派政黨の聯合を策して國民黨を創立す嗚呼俊傑先生の如きを以てして遽焉兇手に殪るの報を聞く天何ぞ仁人を奪ふことの慘なるや今や中華民國新に成り國務多端先生の盡瘁に待つもの極めて多し抑も先生は我邦に留學すること多年日華の連鎖東亞大局の維持に關し極めて重切適要の人たり而て天資卓犖春秋尙豐かなるの躬を以て不幸毒手の下に長逝す誠に中華民國の爲め東亞大局の爲め痛惜の至に堪へず本會は茲に恭しく哀悼の誠意を捧ぐ英靈尙くは享けよ焉

東亞同文會會長侯爵　鍋島直大

# 日華國民會

支那問題に關しての先覺者、有志者、駐日汪公使、胡瑛氏等は日支兩國親善提携の機運に鑑み、眞に兩國人の抱合に依りて日華國民會なるものを組織せんとし、三月廿八日其發起大會を築地精養軒に開催し、日支兩國人の會するもの百八十名餘、又同會の趣旨に贊して當日出席する能はざりしもの數百名あり、寺尾博士開會の辭を述べ、次で三浦將軍は推されて座長席に就き、別項設立趣旨及び會則を定め終て宴に移り、三浦將軍、汪公使、大橋新太郎氏、胡瑛氏岩谷松平氏等の熱烈なる演說あり、和氣藹々の中に散會したるが、同會の發展に就ては目下夫れ〳〵運動中なりとのことなれば、同會の爲すべき事業と其作用とは追て稍具體的に公表せらるべし。

### 日華國民會設立趣旨

宇內の大勢は東亞の覺醒を促し日華兩國民の親交提携は既に潜運默移の間に成れり吾人同志卽ち茲に見る所あり胥謀りて本會を設立し此機運に鞭ちて大に國民聯合の實を擧げ東亞の文明を興し以て世界の進歩に貢獻せんと欲す顧ふに從來東亞大局の爲に斡旋せし諸會合尠しとせずと雖も兩國民の聯合企畫の下に其實績を擧げたるもの未だ曾て之れあらず蓋くは兩國の人士翕然として來り會せよ

日華國民會規約

第一條　本會は日華國民會と稱し日華兩國々民の有志を以て組織す

第二條　本會の目的は日華兩國々民の感情を融和し以て東亞大局を維持し永遠に兩國々民の福祉を增進するにあり

第三條　本會は本部を東京及北京に置き支部を日華必要の各地に置く

第四條　本會に委員若干名常議員若干名理事若干名を置く

第五條　本會役員は總て日華兩國の會員中より各半數を選擧す

本會に日華兩國人より名譽會頭一名を推戴することあるべし

第六條　會及本會役員の任期は一ヶ年とし重任することを得

第七條　本會は每月二回役員會を開き春秋二回に總會を開く

第八條　本會に俱樂部を置き會員の隨意使用に供す

第九條　本會支部は自ら規約を設け本部の承認を受くることを得

第十條　本會に書記二名及事務員若干名を置き理事の指揮を受けて會務を處理せしむ

第十一條　本會の經費は入會金會費及寄附金を以て之に充つ

入會金一圓　會費年額二圓とす

第十二條　本會に入會せんとする者は會員二名の紹介を要す

尙ほ當日出席者の主なるもの次の如し

支那人側（順序不同）

汪大燮　胡瑛　余應民　周慶慈　袁希洛　王紱
余長輔　彭毅　言徵　林文昭　李文權　黃廼穆
龐樹森　黃伯群　周鏗源　李安國　楊紀彭　張李深
吳我尊　梁祖浩　李作棟　劉崇傑　陸任宇　張承化
趙瑾卿　林頌魯　鄧昭宸　潘炳華　吳家鎭　譚毅公
郝庶培　黃焯民　冷天才　幹關一　劉塊青　陳其元
施錫同　鄭月波　盧逸重　溫德林　鍵　熙　張船華
趙子彬　彭世躬　王　鈴　吳桓垣　冷光熊　黃宸瑜
何羽道　郝國均　岑　櫻　黃　鄉　余祥輝　李家遵
龍佐臣　黃秉樞　黃遵楠　揚瑾謀　鈕傳濟　夏之時
李其珩　郭左祺　揚彥傑

日本人側（イロハ順）

犬養　毅　井深彥三郎　伊東知也　井手三郎
伊東竹三郎　岩谷松平　井田武雄　五百木瓦三
井上清秀　石丸　吉　伴　直之助　原田茂俊
馬場喜久松　濱田政壯　本間虎五郎　本間九三
堀內靜宇　本城安太郎　星川不二　頭山　滿
豐島捨松　小川運平　小澤德平　小川平吉

大庭景秋　大原武慶　大橋新太郎　岡田瓦廷
太田清行　太田外世雄　岡　和田三郎
渡邊繁藏　鎌田勝太郎　河東田經清　萱野長知
神林　角倉正道　吉田覺一　吉田正年
田鍋安之助　高洲太助　田中元千代　高橋清助
田代亮介　添田壽一　津久居平左衛門　根津一
中西淳亮　中西正樹　中村海田　成田鍊之助
長尾三十郎　中川虎之助　牟田眞　上原武十郎
野間五造　野添宗三　工藤敬平　葛生能久
楠季太郎　工藤十三雄　山座圓二郎　山田烈盛
山内嵩　山口正一郎　山口昇　山本
松村雄之進　松本忠雄　松井慶四郎　松岡千憲
古田鐸次郎　藤田高之　福田精一　小山秋作
小林源三　小泉策太郎　近藤基氣　小林道太郎
小林　近藤　寺尾亨　天神林保吉
新井英夫　田重孝　酒卷　木村丑德
岸本賀昌　北井波治目　美和作次郎　三浦梧樓
光永星郎　三雄熊太　三芳　光森
柴田麟太郎　日向輝武　平山周　平原文三郎
望月小太郎　關口六三郎　關屋十郎　末永純一郎
末永節　鈴木久五郎

# 日華貿易會

## 一、設立主旨

凡そ世界に存在せる邦國の財政は其國對外貿易の消長に因り其豐否を斷定すべきもの多しとす殊に我島帝國の如きは最も然りとする所たり然るに我財政上其金庫と信賴すべき支那大陸に對する我貿易の現狀を見るに漸次其信用を墜落し石炭及昆布の如き二三の天產商品を除けば殆んど其販路を持續し永遠の望を屬すべきもの稀れなりとす是れ我商品の他に劣れりと云ふにはあらず我對支貿易方針の誤りより支那向き輸出の商品とし云へば特に粗製濫造低價のものを選擇するの通弊を生じたるにあるなり然れども斯かる通弊たるや我營業者のみの特性と云ふにはあらず往年獨逸が對東貿易を開發したるの際對手國民たる東洋顧客の未開にして商品の良否を識別する能力の乏しきに乘じ無闇に低價を本位とし粗製濫造の商品を供給したるの結果支那の如きに對しては遂に其信用を墜落し恰かも現時に於ける我支那向き商品と大差なき不評判に陷りたり然れども獨逸は早くも其不利なる觀察し玆に禮和洋行と云ふ確實にして信用すべき一商社を新設し獨逸製商品の確實なるものを蒐集し以て支那市場に供給するの手段を講究したるに依り從來粗物を取扱ひ來りし獨商も商品に對する信用の重んずべきを自覺し漸次商品の確實なるものを選擇するに至りたるを以て遂に現時の盛況を見るに至りしと云へり

支那市場に於ける我商品の現狀は恰も是れ獨逸に禮和洋行の新設を以て其商品の改良を屬行したるの當時に異ならず顧客の信用は次第に墜落するの悲境に接しつゝあるの觀を呈したり若し此儘にして徃萬經過し去らんか我商品に對する信用は全く地を掃ひ挽回の手段殆んど策なきに至るならんとす依て今回日華貿易會なるものを新設し我よりは確實なる商品を撰擇して彼れに供給し又彼れより我れに輸入

する確實なる商品は充分之れを幫助して確實安全なる取引きを紹介し日華兩國の通商をして永遠不朽に互に相信じ互に相利せんとするに在り請ふ有志の士は此際振て賛成協力せられんことを祈る

## 二、同會々則

### 第一章　總則

第一條　名稱　本會ハ東京勸業協會日華貿易會ト稱ス

第二條　目的　本會ハ日華兩國輸出入商貨ノ改良及其發展ヲ圖リ兩國ノ交通ヲシテ益密接ナラシメ相互ノ利益ヲ增進確實ナラシムルコト

第三條　組織　本會ハ日華兩國ノ實業者ヲ以テ組織ス

第四條　事務所　本會ハ事務所ヲ東京市下谷區上野公園不忍池畔東京勸業協會內ニ置ク

### 第一章　事業

第五條　第二條ノ目的ヲ達センガタメ實行セントスル事業ノ項目ハ總テ細則ニ揭載ス

### 第三章　會員

第六條　會員ヲ分ツテ名譽會員、特別會員、正會員ノ三種トス

第七條　名譽會員ハ常議員會ノ決議ヲ以テ會長之ヲ推薦ス

第八條　特別會員ハ本會ニ對シ特ニ功勞アル者又ハ本會事業ヲ賛助スル者ヨリ常議員會ノ決議ヲ以テ會長之ヲ推擧ス

第九條　正會員ハ會員ノ紹介ヲ以テ申込ミ會費毎月五十錢ヅヽヲ納ムルモノトス但會費ハ六ケ月分以上常ニ前納スベシ

第十條　會員中自己ノ都合ニ依リ退會セントスル者ハ其旨本會ニ届出ヅベシ

第十一條　貿易上其他ニ於テ本會ノ名譽ヲ損害スベキ行爲アル者ハ常議員會ノ決議ヲ以テ除名スベシ

第十二條　會員中自己ノ都合ヲ以テ退會シタル者或ハ除名セラレタル者ハ既納會費ノ返附ヲ請求スルコトヲ得ズ

### 第四章　役員

第十三條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名
副會長　一名
幹事　二名
監理　二名
常議員　若干名
顧問　若干名

第十四條　本會ハ會務處理ノ爲メ有給職員ヲ置ヅ又必要ニ應ジ專門學藝家及技術家ヲ招聘囑托スルコトアルベシ

第十五條　會長副會長ハ東京勸業協會正副會頭ヲ推戴ス

第十六條　幹事ハ常議員會ニテ互選シ監理ハ同會ニ於テ會員中ヨリ選擧シ常議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ選擧ス

第十七條　役員ノ任期ハ各四ケ年トシ二ケ年毎ニ其半數ヲ改選ス若シ二分シ難キトキハ初回ニ於テ多數ノ一半ヲ改選ス其改選ハ抽籤ヲ以テ定ム但再選重任スルコトヲ得

第十八條　役員中缺員ヲ生ジタルトキハ補缺選擧ヲ行フ補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

但差支ナキ限リ缺員ノマヽ次期ノ改選ヲ待ツコトヲ得

第十九條　有給職員ハ幹事ニ於テ協議ノ結果會長之レヲ任免黜陟ス

第二十條　役員ハ總テ名譽職トス

但報酬若クハ實費ヲ給スルコトアルベシ

第二十一條　會長ハ本會ヲ代表シ本會ノ事務ヲ統轄總理シ議決事項ノ執行ニ任ズ

第二十二條　副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第二十三條　幹事ハ會長副會長ヲ翼ケ會務ヲ掌理ス

第二十四條　監理ハ本會ノ會計及業務執行ノ狀況等ニ關スル諸般ノ事項ヲ監査ス

第二十五條　常議員ハ本會々員ヲ代表シ重要事項ヲ代議ス

### 第五章　會議

第二十六條　本會ノ會議ハ定時總會臨時總會例會、常議員會ノ四種トス

第二十七條　定時總會ハ毎年春秋二期ニ開キ春期ノ總會ニ於テハ前年度ノ事業及財産目錄、貸借對照表、收支決算ヲ報告ス

第二十八條　臨時總會ハ必要ト認メタルトキ會長之レヲ招集ス

第二十九條　例會ハ毎月一回之ヲ開キ貿易上ニ關スル必要事項ヲ協議シ漸次商品輸出ノ擴張ヲ圖ルコト、同會開催ノトキハ貿易事業ニ關シ學識或ハ實驗アル者ヲ招聘シ講話ヲ依賴スルコトアルベシ

第三十條　常議員會ハ必要ニ應ジ會長之レヲ招集ス

第三十一條　會議ノ議長ハ會長ヲ以テシ會長事故アルトキハ副會長之レヲ代理ス

第三十二條　會議ノ議決ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之レヲ爲ス可否同數ナルトキハ會長之レヲ決ス

## 第六章　會計

第三十三條　本會ノ經費ハ正會員ヨリ徵收スル會費及手數料ヲ以テ之レニ充ツ

## 附則

第三十四條　本會ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月末日ヲ以テ事業年度トス

第三十五條　本會則ハ會員五分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ變更スルコトヲ得ズ

第三十六條　本會ハ事務執行ニ關シ常議員會ノ決議ヲ經テ別ニ細則ヲ設ツルコトヲ得

## 三、現在職員及事務所

事務所は東京下谷區上野公園不忍池畔東京勸業展覽會樓上にあり、現在役員左の如し

| | |
|---|---|
| 會長 | 梶仁太郎 |
| 副會長 | 平山成信 |
| 同 | 後藤清吉 |
| 同 | 井上國太郎 |
| 監理 | 武井守正 |
| 幹事長 | 宮崎駿兒 |
| 幹事 | 近藤正清 |

常議員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 井上國太郎 | 井上善七 | 後藤安 | 千藤友助 |
| 小山善太郎 | 沼見小五郎 | 濱淺七左衛門 | 大久保惣左衛門 |
| 宮崎駿兒 | 渡邊宗吉 | 宮川榮三郎 | 梶仁太郎 |
| 粟山藤五郎 | 高木耕治 | 中野要藏 | 後藤清吉 |
| 近藤正清 | | | |

## 四、事業

毎月十日例會を開き、支那に對して特種の知識を有するもの又は專門家を招聘して講演を行ふ外會則所定の目的に向て着々活動し、尙ほ左の如き抱負を有し、漸次に之が實現を期しつゝあり

一、支那向商品を輸出せんとする會員の爲には、相當實費の手數料を以て其商品を支那樞要の市場に輸出し、其販路を調査開發するの取扱を引受け我當業者の便利を幇助すると同時に、支那より我國に輸出せんとする商品に對しても一樣の幇助を爲す。

一、我より彼に輸出し又彼より我に輸入したる商品に對しては、其時々之に關する市場の情報を蒐集し細大洩さず會員に通告し、改造すべきものは速に改造せしめ其販路を擴張するを主とす。

一、本會は日華兩國商民の間互に直接取引を奬勵するにあるを以て、彼我の通信文書は事務所に於て、其飜譯及發送方を取扱ふべし。

一、支那向商品に對する其包裝及商標の模樣等は、其術主と協議の上顧客の嗜好に投合するものを選定すべし。

一、支那商民より其販賣方を本會に委托し來りたる商品は其向きの會員に交渉して、其取引を開始するに努むべし。

一、本會の目的を達する幇助として定期刊行物を發行し、商品需要地の變移及其商品の改造等萬般輸出事業に必要なる事項は詳細之を揭載して、會員の參考に供すべし。

一、本邦に於ては東京、支那に於ては上海、天津、廣東等交通至便の地を選定して、商品の陳列販賣場を設置し、彼我の商品を陳列販賣して其商狀を研究すべし。

一、每年春秋二回會員の總會を開催するに當りては、前以て上海其他支那の各方面に於ける商務總會卽ち商業會議所に通告し、支那實業團の來會を勸誘すべし。

一、春秋二期の總會に關せず、商務總會よりの紹介を以て我國に來朝する者ある時は、本會は懇切に彼等を案內し其營業と要求とに應じ、我商品製作所を實現せしめ、將來に於ける取引の端緒を開展すべし。

一、商品陳列場に陳列する商品は、每年二回(卽總會前)之を撮影して「コロタイプ」に轉寫し、重量を主とするものは重量を明記し、又寸尺を主とするものは市何尺丈け何尺と明記し、之を冊子と爲し支那緊要の商務總會に送致すべし。

一、本會は東京、橫濱、神戶等に輸出商品の取扱事務所を設置し、日華兩國當業者の爲に充分の便宜を圖るべし。

一、輸出商品の販賣手數料は別表に依り表示すと雖も、大略は其取引價格百分の二乃至三と概定すべし。
但商品の種類又は取引等の多少に應じ、增減あるものなれば特に其都度協定すべし。

一、本會の取扱を以て取引する商品中萬々一にも其見本と相違したる粗製品あるときは受渡後一週日以內を以て本會に屆出づべし。本會は詳細取調の上他の同一商品と引換へるか、或は其代金を償還すべし。

一、彼我當業者の內其商品の販路を擴張せんと欲し、其取引國の新聞に廣告せんとする時は、本會は其廣告文を其國の時文に飜譯し、直に廣告するの勞を採るべし。
但此場合は實費を徵收す。

一、本會々員より支那市場に商品を輸出するものには、本會の商標を貼付し商品の確實なるを證明すべし。故に本會にて其商品を調査したる結果、不都合なる品質と認めたる時は、常議員會の決議を以て、其取扱を謝絕することあるべし。

一、本會々員日華兩國商民の間直接取引を開始せんとする場合には、其對手商人の個人又は會社たるを問はず、信用程度を調査し取引上に關する危險を防がしむ。

一、前文各項の外本目的に對し必要なる事項は總て取扱ふものとす。

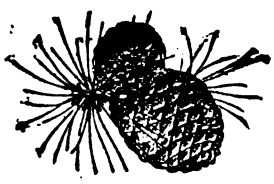

# 支那

第四卷第九號

目要

東亞と米國との關係
廣東の醫事及衛生
蒙古の政治
民國第一議會
蒙古附近關內外の鑛業
江西省の林業
支那最近時事

東亞同文會調查編纂部

本店 臺北

支店及出張所

臺灣 基隆 淡水 臺中 嘉義 臺南 打狗 宜蘭 新竹 阿緱 花蓮港 澎湖島

南支那及南洋 上海 廣東 九江 福州 厦門 汕頭 香港 新嘉坡

內地 神戸 大阪 東京

株式會社

# 臺灣銀行

支那南洋並臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立

其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京市日本橋區吳服町一番地

東京出張所

支配人 山成喬六

營業種目

輸出品

綿糸、綿布、タオル
メリヤス、マツチ、帽子
其他雜貨各種

輸入品

馬尼刺麻、コプラ
上海肥料、上海雜穀
朝鮮大豆、朝鮮牛皮脂

紅 伊藤輸出店

大阪市本町三丁目 伊藤本店
呉服木綿卸商
京都市室町四條 伊藤京店
京呉服商
大阪市安土町二丁目 伊藤糸店
綿糸商
東京市堀江町二丁目 伊藤糸店支店
綿糸商
尾張一ノ宮町 伊藤糸店出張所
綿糸商
大阪市瓦町四丁目 伊藤西店
羅紗商
京城長谷川町 伊藤西店出張所
羅紗商
大阪市本町三丁目 伊藤輸出店
輸出入商
神戸市榮町二丁目 伊藤出張所
輸出入商
清國上海福州路 伊藤洋行
輸出入商
清國漢口湖北路 伊藤洋行
輸出入商
比律賓馬尼剌 伊藤洋行
輸出入商
朝鮮京城南大門通 共益社
移出入商

大正十一年五月一日發行「支那」第四卷第九號

# 目

口繪　亞細亞の人種　その八　緬甸土人　その九　白夷酋長

（一）東亞と米國との關係を論ず（一）……米國　ラインシユ博士……一—八

（二）廣東の醫事及衞生（上）……梅田郁藏……九—二〇

（三）蒙古の政治（二）……二一—二七

（四）廣東省鹽政事略……二八—三九

（五）民國第一議會……三九—四五

（六）蒙古附近關內外の鑛業……四五—五六

（七）江西省林業調查……上海東亞同文書院旅行談……五七—六九

（八）天津たより……六九—七〇

（九）支那最近時報……七一—八二

內治　大官の更動——各省議會成立——總督の憲法意見——總督府新設機關——唐紹儀の就任——民國憲法顧問——法典研究會——北滿の宗社黨

# 次


**軍事**

陸軍編成法——軍區の質問——兵器製造廠建設案——陸軍退伍年限——奉天軍費借入——軍械取締

**外交**

外人損害賠償辨法——墨國の排華優待——澳門境界問題

**學事**

支那海外留學生

**財政**

財政計畫——六厘公債票の辨法——各省の補助金要求——廣東省歲出總算

**金融**

吉林改幣難——吉林官帖回收打合——奉天興銀行惱

**借款**

償還すべき外債額——白耳義小借款——安徽の外債

**通商**

信浦鐵道布設——粵漢線三路總辨——庫哈鐵道條約——無線電信大計畫——北京電車

**交通**

吉林防穀令——葫蘆開埠上申

**租借地**

山東鐵道發展——青島總督府收入增加

**蒙古**

活佛の獨立取消不承認——征蒙出師決了——征蒙軍の敗報——蒙古王會議——征蒙送兵交涉——西藏攻守同盟

**西藏**

直接交涉拒絕——西藏の獨立狀態

# 讜報出版廣告

一 名稱　本報係中華民國留日共和黨黨員組織定名讜報

二 宗旨　本報以發揮本黨黨綱敦促國家改良進步牖啓國民政治知識爲宗旨

三 內容　本報月出一册每册約五六萬言內分

甲 論說　(一)通論　(二)專論　(三)雜論

乙 譯述　(一)名著　(二)論文

丙 叢錄　(一)學藝　(二)傳記

丁 藝林　(一)藝譚　(二)文錄　(三)小說

戊 紀載　(一)國內　(二)國外　(三)本黨記事

四 徵文　本報取材豐富組織完全除聘訂政法專家主持筆政外海內及留學東邦之碩學通儒如有撰述惠寄本社當擇尤登錄酬報從優

五 出版　本報准民國二年四月二十五日出版

六 價目　定購本報全年銀幣二元半年一元一角零售二角內地及外埠另加郵費一成

七 地址　本報通信處設在日本東京青山南町六丁目一百〇八番地凡關於本報通信定購等事件逕與通信處接洽可也

讜報社謹啓

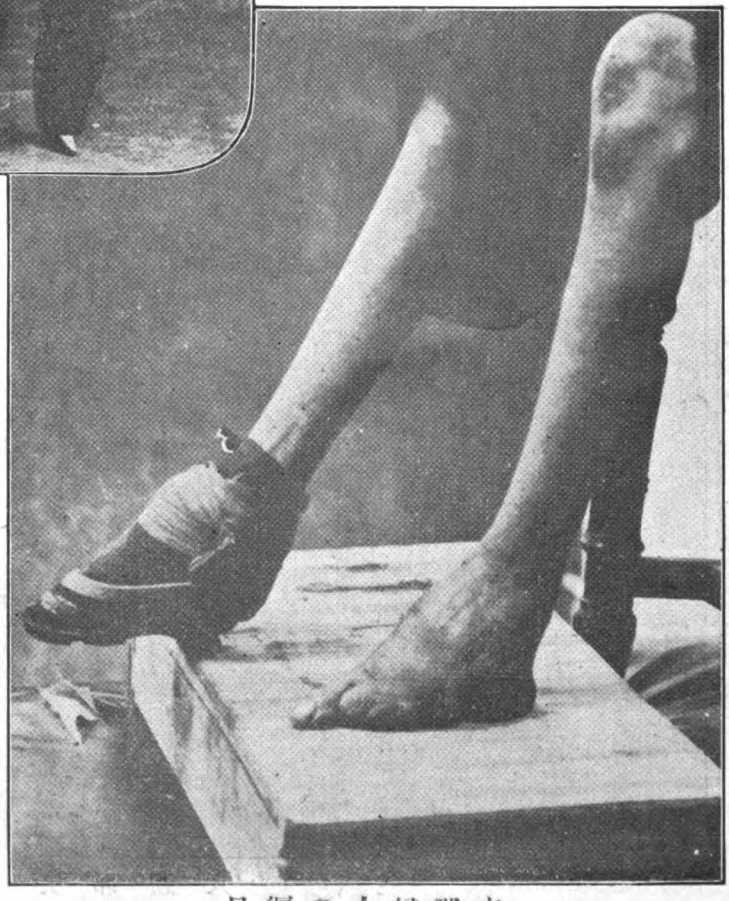

支那婦人の纏足

（廣東の醫事及衛生參照）

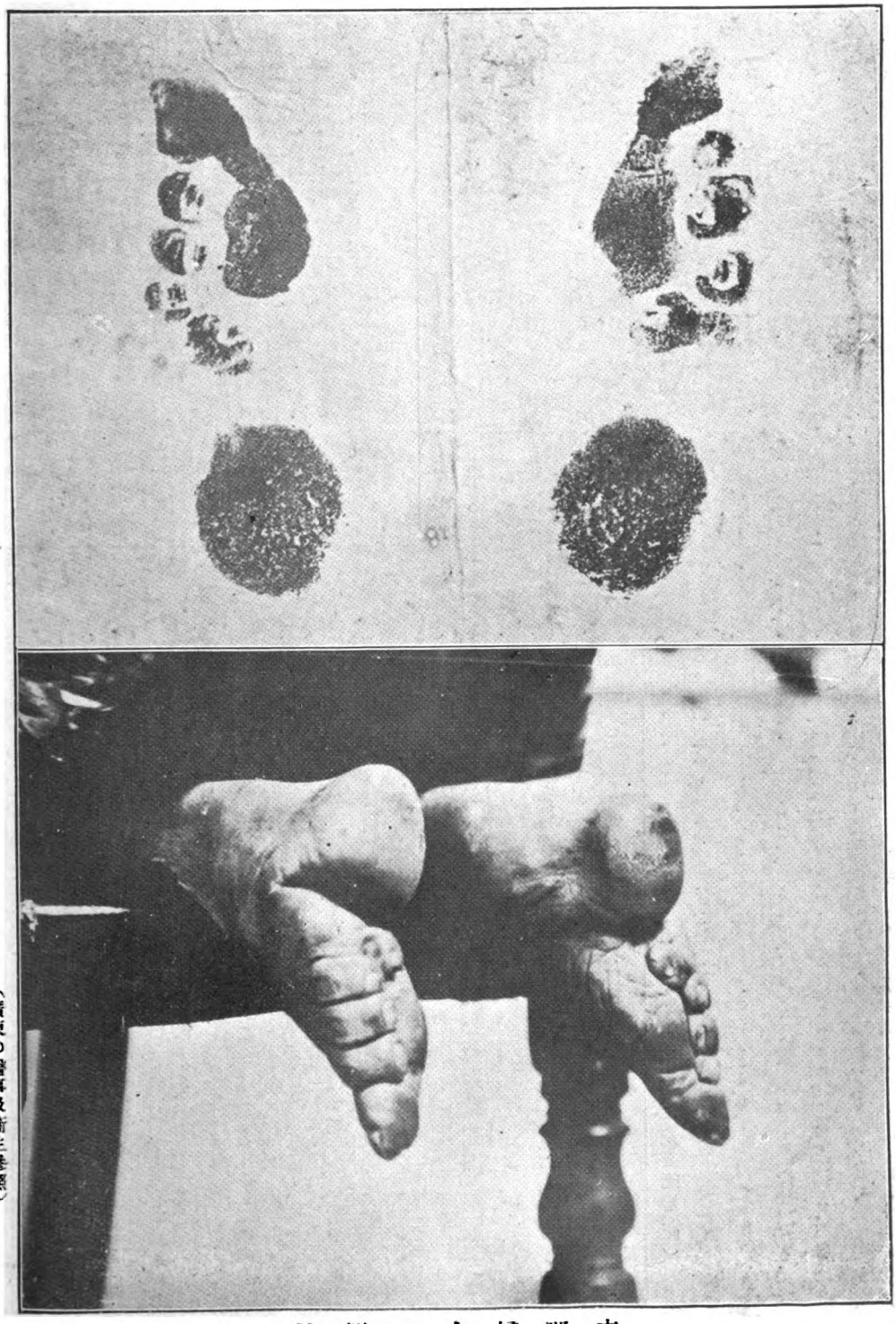

支那婦人の纏足

（廣東の醫事及衛生參照）

大正二年五月一日

# 第四卷第九號

## 東亞と米國との關係を論ず（上）

米國　ラインシュ博士

本論は曩に交換教授として米國より獨乙に派遣せられたる「ウイスコンシン」大學「ラインシュ」教授の所說に係り、今般獨逸に於ける唯一の政治雜誌として有名なる「ツアイトシリフト、フユール、ポリチーク」に掲載せられたるものなり。對米問題漸く囂しからんとするの時、日米關係並に米支關係の變遷を討尋せんこと否之に關して米國碩學の所言に聽かんこと必しも興味なからずとせず、況んや其の獨逸に於いて發表せられたるものなるに於いてをや。仍て錄す。

千八百九十八年の米西戰爭は米國の對外政策上重要な戰爭であつて、米國は之によつて世界列强間に新たなる地位を得たのであるが、其の影響は間もなく支那の政界に於いて表はれたのである。米國が丁度此の米西戰爭をやつてをる最中に支那では强烈迅速なる運動が勃發したので、其の運動の目的とするところは衰亡に瀕しつゝある支那を歐洲諸國の管理配下に置き、諸國各々其の勢力範圍を定めて其の驥足を伸ばさんとするに在たのである。之より先き支那が初めて諸外國と外交關係を開始した當時に於いて、既に米國は支那の領土保全を確保し、支那に於ける通商の自由を唱道せんことを聲明したのであつて、千八百九十九年に國務卿「ヘー」も此の事を引證してをる。一體歐洲諸强國は

分割的支那政策を執たもので、之が將來米國に對して尠からざる損害を與ふることになるのは贅言を要せない譯で、曾令米國が太平洋航路によつて支那と相近邇し米支貿易の隆昌を見るに至たとしても、若し歐洲列强が事實上支那を分割して其の殖民地にしたと假定したならば、其の米支間の貿易關係は甚しく妨害を受けるに相違ない。米國では支那を永續的に抑壓し得るものだと眞面目に考へたことなどはなく、寧ろ分割政策なるものは竟に激烈なる戰爭を惹起し流血の慘を見るに至るなきやと私かに憂慮してをつた位であつたが、何んにせよ先づ斯る不自然な政策に反對することが最も得策であると考へられたのである。

仍て國務卿「ヘー」は支那に於ける各國通商の自由を維持せんが爲め之に關する文書の交換を慫慂したが、其の時彼が發した文書中に「開放主義」とも謂ふべき主義が極めて明亮に表はされてをるから、其の文面を稍々精細に觀察することは穴勝徒勞ではあるまいと思ふ。國務卿は諸國駐劄米國各使臣に訓令し左記諸點に就き出來得るだけ確證を得せしめたのである。

（一）任國は支那に於ける其の勢力範圍內若くは租借地帶內に於ける開放港若くば正權限に基く他國の利益を侵害せざること

（二）其の勢力範圍內に在る港津（自由港）より輸入せらるゝ貨物に對しては其の何れの國民に屬するを問はず總て支那の協定關稅を課すること、而して其の關稅の徵收は支那政府自身之を爲すこと

（三）其の勢力範圍內に在る港津へ入航する他國民の船舶に對し、自國民の船舶より以上の入港稅を徵收すべからざること、尙又た其の勢力範圍內に布設管理せらるゝ鐵道に於いて他國臣民の貨物に就き自國民に屬する同種の貨物に於いてより以上の運賃を請求すべからざること

斯くの如くして米國は積極的に支那の政治上の統一を絕對に援助するといふ譯にはいかなかつたが、少くとも消極的に其の經濟上の統一が直ちに破れんとするを防止し、商業政策上列强に分割せられんとするを未前に防遏したいと思たのである。此の國務卿の提議は全部列强の應諾するところとなつて、多くは此の開放主義の維持に協力せんことを宣言したのであるが、唯だ露國のみは其の態度如何により、此の事件全般に亘つて重大な關係を及ぼすところからして、其の回答は形式的でありまた曖昧なものであつた。

而して此の開放主義の宣言は形式を具備した條約にはならなかつたし、また斯る企てもなかつたけれども、此の宣言は確かに諸强國をして一定公共の態度を執らしむるに至つた其の功績は沒すべからざるものがある、之が爲め支那の經濟的統一は助成せらるゝと同時に其の政治的分裂は妨害せられたのである。

千九百年北淸事變の折最初自國政府に反抗して起た團匪は後遂に在留外人に戟を向くるやうになつたから、米國は其の自國公使館を保護する爲めに他の諸國と共同して事に當らなければならぬやうになつた。米國の公使は其の際歐洲諸國の各公使と協力することゝなり、本國の政府亦た之

を許可することにはなつたけれども、海外の事件には喙を容れぬといふ所謂「モンロー」主義に反するやうな嫌のある行動に出づることは流石に華斯頓政府の躊躇するところであつた。仍て同政府は太沽沖に游弋してをつた米國艦隊の司令官に命令を下して、凡て積極的の示威運動を避けしめたものだから、司令長官は太沽砲臺の砲撃には加はらなかつたけれども唯だ各國公使館員及び其の護衛兵を援助するといふ場合には之に參加したので、之に關する責任を免れるやうなことはしなかつた。

千九百年七月三日米國政府は諸國に回文を送て北清事變に對する自國の態度を明かにしたのであるが、其の際嚴に擾亂地方たる北部諸省と靜穩なる南部及び南東部諸省とを區別して、靜穩なる地方の都督に對しては之を以て叛亂者と看做さず平和と親穆とを以て交通すべき支那人民の適法なる代表者なりとして之に對したのである。要するに米國政府の目的とするところは支那と戰はんとするに非ずして、唯だ包圍せられたる各國公使館を援助し、擾亂の蔓延するを妨止し、併せて在留米人の生命財產を保護せんとするに在つたので、回文の最後には左の如きことを言てあつた。

米國政府の期するところは支那の爲め難局を解決して其の永續的安固と平和とを得せしめ、支那の領土及統治の統一を維持し、各國の保持する條約上及び國際法上の權利を擁護し、而して全世界の爲め支那帝國各地方に於ける商業の自由平等主義を維持せんとするに存り云々

斯くの如くして支那帝國の統一及び支那に於ける各國民の共通權利維持の主義は茲に更に提唱せられ諸國政府に慫慂せられたのである。

團匪が征服せられてから支那と列國との關係に就いて種々の交涉があつた時に、米國は支那帝國を貧弱ならしめ若くば之を分割するやうなことには不相變反對の行動を執てをつた。卽ち露國が滿洲に於いて優越なる地位を占有してをるので、之に基いて條約上自己に好都合の權利を得やうとした時も之に反抗して、各國共同一致の行動に出づるやうに勗め、又た北清事變賠償金問題が商議せられた時にも、米國の代表者は其の請求額を出來得るだけ輕減して、結局其の金額が當時支那の支拂能力を超過しないやうにして以て支那帝國が負債の壓迫に堪へずして餘儀なく破產することゝなり、延いて各國の管理配下に立つの已むなきに至るが如きこと無からんことを望んだのである。米國政府は其の時に將來外國人の權利並に特權に對して確實なる保障を立てしめ、尙ほ特に全世界の商業に向て平等に開放主義の實行を期するやうにした方が善くはないかといふことを主張した。此の北清事變の以前から其の後にかけて米國の執つた態度といふものが、斯くの如く公明正大であり、庇護援助を旨としてをつたものだから、支那の人民も國家も深く之を德とし、爾後何角と米國を信賴するやうになつた。米支間の此の好感情は千九百七年に米國が其の支那に對する條約上の賠償請求額の半ば以上を免除したことによつて益々濃厚になつて行つたのであるが、此の賠償金額免除の

ことに就いては偶々斯ういふ風な誤解を惹起したのである。之は米國が謂はゞ支那に賄賂を使つたやうなものだ、僅か千二百萬弗の金子で米國は容易に支那との交誼を厚くすることが出來たので、結局此の金子は商業上の資本を卸ろしたものだと見てもよいといふやうに謂ひなされたのである。併し之は事實に反してをる誤解であつて、實は各個人の總ての費用及び總ての正當なる請求が滿足されたから、又た銀行家などの遣方と同樣單に差引殘額を返還することは正當なことであると信ぜられたから、剩餘金として之を支那に償還したに過ぎないのである。

夫れから三年の間といふものは露國は有らゆる手段を以て滿州に於ける自國の地位を安固ならしめんとし、之が爲めには何時も他國の權利など何の容捨も無く蹂躙するといふ人もなげなる振舞をやつたものであるが、其の時に支那政府を助けて此の露國の勢力に反抗したのは米國と日本とである。處で實際の話をすると假令滿洲に於ける米國の商業は露國の侵略的政策の爲め甚だしく妨害せらるゝにしても、由來此の滿洲貿易といふことが差當り米國民と左程密接な關係に立てゐないものだから干戈を執て迄も露國に對抗せなければならぬといふことにはならなかつたのである。依て米國政府は外交上あらゆる手段を廻らして露國の侵略政策を抑壓するの外無かつたのであるが、露國の横行を有効に妨止するといふ大任務は支那が自己の權利及び國土を自ら防護することが出來ない間は、地理上の關係からして日本が之を背負はなければならない狀勢であつた。それで日米兩國は相提携して事に當り、日露大戰の起る前に既に滿洲に於ける安東、大東溝及び奉天の三都市は列國通商の爲め之を開放せしめ、之で以て先づ多少露國の滿洲貿易壟斷を阻止することが出來たのである、けれども日露戰爭が初まると露國は以上三都市に米國の領事官を置くことを拒絶して來たのである。

誰も知る如く此の日露戰役の間米國人民の同情は大部分日本の側に注がれたのである。之には色々評のあることで、第一に此の戰役は日本に取ては一國の生命を賭して迄も戰はなければならない壓迫的の戰爭であるに拘らず、露國に取ては單に暴險的投機的の戰爭に過ぎなかつたのであるから、弱者を憐むは人の情、横暴な振舞をして自ら災厄を求めた尨大國の政府よりも、受働的に苦んでをる小國民に對して自然同情が集つたのが一とつ、それから第二に日本は西洋文明を輸入模倣して國運の隆昌を來たしたので、宛然歐米諸國を恩師と仰ぐ俊秀な學徒たるの觀があつたからである。それから日本人の生活は夫の「ラフカジオ、ハーン」が其の著述によつて能く紹介してをつたので、米國人の間に非常なる影響を與へてをつた、日本の古代文明の纖麗典雅の方面が詩的情趣に富める彼の靈筆によつて抽出せられ、爲めに日本の生活全部は彼等米人の間に躍動してをつたのである。斯る有樣で當時日米兩國の關係は常に日本の爲め良好なる傾向を呈してをつたのであつて、海に陸に日本が光榮ある勝利を贏ち得た時に米國人は非常に歡喜して、是れ西洋文明の輸入者たる新進國の勃興と横暴なる保守國の

退化とを示すものなりとしたのである。

米國大統領「ルーズヴェルト」氏が日露兩國の爲め講和談判を開始せんことを慫慂提議した時に、米國人は一般に此の提議に對して時機尚早論を唱ひ、滿洲から露國の勢力を全然驅逐して以て此の戰役の目的を貫徹するには今少し日本に時日を與ひなければならぬといふ意見であつた。併し此の見解は當時の狀況に照らして其の眞相を穿つたものとは云ひ得ない、なぜならば露國は斯く迄敗北はしたものゝまだまだそうは弱つてゐないので、日本があれから先き少しでも露國の軍勢を擊退して行かうといふのには、必ずや非常なる努力を要し、非常なる犧牲を拂はなければならぬといふ有樣であつたからである。斯んな事情で「ポーツマス」の講和談判は開始せらるゝことになつたのであるが「ルーズヴェルト」氏の功績は實に此の講和を提議したことに止まらず、或ひは露國と諮り或ひは日本と議し、不斷の斡旋によつて遂に其の成立を見るに至らしめたのも亦等しく氏の勳勞に歸せなければならない。

媾和談判の終らない中米國に於ける輿論は既に多少の變更を示して來た、夫れも別に不思議は無いことで、今や日本は戰勝の榮譽を荷なひ、朝鮮を支配し、南滿鐵道を領して、恰かも二代目露國の觀を呈することになつたのであるから、曩きに露國の壓迫を受け、一國を賭して迄も餘儀なく干戈を執て立た當時ほどに同情を維持することは出來ない筈である。それにまた露國では講和談判委員の人選の宜しきを得てをつたので、夫の堅實にして面白味ある「ウイッテ」伯の風采は自ら人の心を魅するものがあり、米國人の歡迎を受けたのであるが、伯は之のみならず新聞紙との關係を良好ならしむることに勉めたのに引替へ、日本の使臣たる小村伯は屛居絕叫、人の感情を害し、殆んど米國人の嫌惡する所となつたのである。一體斯る場合には使臣の風采態度は强き印象を止め大なる影響を及ぼすものである。それといつて日本に對する米國人の同情心が急に無くなつたといふのは穩當ではないけれども、最後には日露兩國に對して著しき差別はないやうになつて仕舞つて、戰役中日本人に對して米國人の抱いてをつた熱情は今となつては幾分か醒めて來て、日本の行動並に計畫に對して幾分か以前より冷靜なる態度を執るやうになつたとは否むべからざる事實である。今や日本は實際の處特に他國の同情を得る必要が無くなつたどころではなく、勝ち誇つた勢で世界列强の班に伍し、商業上並びに政事上有力なる競爭者として列國から嫉視せらるゝやうになつて來たのである。

其の後數年の間日米間の國交が圓滿に行かなかつたやうな風に見えてをつたといふのは、米國西部の諸州が激烈に日本よりの移民に反對し、從來より在留する日本人に對しても不親切なる態度を執たことから初まつてをるのである。此の日本移民事件の概略を述べて見ると、最初加州は第一に日本人に對して特殊學校を建設せんと企て、第二に日本の土地所有及び營業を妨害するやうな法規を設けやうとしたので、日本政府は此の事を米國中央政府に持出だすことになり、延いて米國中央政府と加州との間に爭議を惹

起すことになつたのである。加州政府の主張するところによれば學校制度の如きは當然州に於いて處理すべき性質のものであつて、不揃ひの日本兒童は敎授の都合上之を他のものと分離することは穩當なることゝ思ふといふに至つた。之に對して大統領「ルーズヴェルト」は親しく此の事件の衝に當り、日本人の主張卽ち他の條約國民と同等の待遇を得度い、換言すれば凡ての外國人を一樣に排斥するといふのならば兎に角唯だ或る一國にのみ斯る排斥的處置をなすは不當であるといふ日本人の主張を支持した。そこで加州人は日本移民に關する全般の問題を提供して之が解決に勉め、此の儘で行つたら必ず白人勞働者と日本勞働者との間に爭鬪が起るに違ひないから、此の先き日本人がどんどん移住して來るといふことであつたら遂には米國人に對してどんな重大な障害を與へるやうになるか分らないと宣言した。於是大統領「ルーズヴェルト」は日本國政府に對して無制限に移民を渡米せしむることの危險なることを說いた。斯くの如く日米間に利害の衝突があつたことは數ふべからざることであつて誠に面白からぬことであるが、是以て致方のないことで、之を全然度外視するといふ譯にもいかないので、結局日本政府は自分の自由に又た自己特有の手段で此の面白からざる狀態を救濟せんと試み、渡米希望者に旅券の下附を制限することによつて此の案件を落着せしめやうといふことを提言した。之が實行は別に六ツかしいことはない譯で、殊に日本は亞細亞大陸の方面に於いて種々の企業を爲すには多くの人間を用ゐなければならないのであるが、凡ての勞働者は此の方面で仕事の口を見付けることが出來るといふ形勢なので尙更容易に實行し得らるゝのである。然らば其の際米國の側ではどうしたかといふに、米國では日本人に不法なりと思はれたところの法規を無效にし、又は廢止し、玆に日米兩國間に蟠まつてゐた案件は一ト先づ片付いたのである。此の爭議は往々可成の程度迄お互の惡感情を惹起さしめた位のものであるけれども、歐洲の新聞紙は揣摩臆測を逞ふし、針小棒大に書立て、日米兩國は遂に戰はざるべからざるべしなどゝ論じてをつたのである。併し此等は何れも皮層の觀測自ら誤り人を誤らしむるものであつて、米國にせよ日本にせよ斯んな輕微な事件で戰爭などしてはゐられないとは分り切てをる。併し斯んな詰らない事件を甘く外交の手先きにかけて綾なし、一時は斯くも大袈裟に世界の耳目を引くやうにしたといふ其の原因は、或る程度迄は之を日本外交の巧妙なのに歸してもいゝだらうと思ふ。日本政府の立場からいふと、私かに滿洲に於ける自己の地位を安固ならしむることに勉め、其の間世界の注意殊に米國の注意を他方に向けて置くといふことが外交上望ましいことであつたのである。

以上述べ來たつた不快なる出來事があつたにも拘らず、日米間の國交は之が爲め永く惡感情を止むるやうなことはなかつた。千九百十一年日米通商條約が締結せられた時に之と同時に日本の使臣から發せられた公文にも、日本政府は渡米移民の制限及び管治に關しては從來（最近三年間）と同樣其の手加減を變更しない積りであるといふことを繰

返してあつたのである。

日米間に就學兒童問題が商議せられてをる間に日本は攻々兀々日露戰爭の結果獲得したる南滿洲に於ける地位を利用し確保することを怠らなかつた。一面から之を觀ると成る程露西亞も日本も滿洲に於ける支那の主權を維持し、通商の自由を保障せんことを宣言してをる。「ポーツマス」條約の時に既に兩國は遼東半島を除いて滿洲全部を明渡し、從前通り之を支那の絕對的支配の下に置かうといふことを約束し、又相互に滿洲に於ける商工業の發展を期する目的を以て清國が各國の爲め設けた一般的の規定に違反するが如き行動を執らないといふ義務を負擔した。今之を其の字義により及び其の他の取極に關聯して考察して觀ると、此の約束によつて日本及露國が支那から贏ち得た權利といふものは、單に千九百二十三年及び千九百三十九年迄鐵道を貸借するといふことに歸するので、それも其の期限が來ると支那が之を買戻し得るといふことになつてをる。尙又た千九百四年締結の日清條約には外國貿易の爲めに更に幾つかの都市を開放せやうといふことが規定してある。之を見てもまた支那の解體を防護するもののやうに見受けられる。

併し他の方面から之を觀ると日本は遼東半島及び南滿洲鐵道の租借によつて著しく優勢な地位を獲得することになつたのである。日本の政府又は商人が其の優勢なる地位を思ふ存分利用したればとて夫れは致方ないことで、之を以て日本が條約違反をしたとか詭謀詐術を用ふるものだとかいふことは出來ない。新商埠地內居住の自由は日本を利すること最も大に、又た鐵道の保有は滿洲貿易に對する支配權を日本に賦與したやうなものである。斯る狀態に在るのだから日本は表面には支那の主權及び諸外國通商の自由を尊重してをつても、其の裏面に於いては政治上と言はず經濟上と言はず其の勢力を擴張し堅實ならしめんとするに至るべきことは何の不思議もないことである。米國政府は條約は嚴格に解釋すべきものなりとの見解を執りて、日露兩國の行動を監視し、從來の主義に基いて米國並びに諸外國の對外貿易の安全を謀り、支那主權の尊重に勗めた。米國々務卿「ルート」は其の在職中高平大使と文書の交換をなし（千九百八年十一月三十日）以て主として通商の自由平等なるべきこと及び支那帝國の不羈統一なるべきことを定め、尙ほ現狀維持の爲め必要なる場合に採るべき手段に關して規約した。其の間に露國と日本が最初の條約を解して支那に於いて主權を行使し得るものとなす處があつたから、米國の領事は本國の訓令により之に對して米國商人の權利を保護せんことを勉め、其の當時露國の官憲が哈爾賓に於いて在留外國人に對して課稅せんとした時など早速之に對して抗議を申込んだのである。

「ノックス」次いで米國國務卿の職に就くや如上の政策を踏襲したるのみならず、却て一層斷乎たる態度に出で、千九百九年十二月中突如として滿洲に於ける鐵道の中立及買戻案を提議し世界の耳目を聳動せしめたのであるが、其の提案といふのは支那をして六國借款によつて得たる金子で

もつて該鐵道を買戻さしめ、而して其の鐵道は軍事上の目的に使用せないといふ條件の下に國際團によつて管理せしめやうといふのである。若し此の案が實行し得るものであつたならば滿洲に於ける種々の難問題は之によつて解決せられたに相違ない、何故かと言ふに之によつて支那主權の維持並びに通商自由の保護何れも期して俟つべく、從てまた之によつて戰爭の原因たるべき紛議を排除し得ることゝなるからである。日露兩國にして若し滿洲に於ける鐵道に對して眞に臨時支配者を以て滿足するの意思あるならば、荷厄介な此の鐵道經營を支那政府に向て直ちに高價に賣付けることは別に何も厭な譯はない筈である。然るに日露兩國がどうしても此の米國々務卿の提案に應じやうとせなかつたところを見ると、此等兩國は既に滿洲に於ける自己の地位に付いて聊か特殊の觀念を持てをつたといふことが知られる。卽ち多くの金子を投じ多くの壯丁を犧牲にして得たところの特權だから容易に之を手離したくないといふのも無理からぬことで、日露兩國の立場は滿洲に於いて表面上は兎に角事實上優越な地位を占めなければならぬといふことになる。果然兩國の間に協商成り（千九百十年七月四日）滿洲に於ける利益の保護に關して相互に援助しやうといふことが約された。此等の條約協商を綜合して見ると滿洲問題の解決はどうしても支那政府の實力如何卽ち支那は諸外國に對して如何なる程度迄滿洲に於ける自己の權利を有效に支持し得るやといふことに懸てをることが分る。

（未完）

# 廣東の醫事及衞生（上）

梅田郁藏

編者曰、梅田氏は多年廣東に在留し、同地の醫事衞生事情に關して深く研究せらゝ處あり、最近歸朝後は赤坂溜池に外科醫院を開き、醫務多忙の折柄筆を執て「清國廣東醫事衞生管見」を起草せられ、或は之を雜誌に發表し、或は又單行本として友人諸君に頒布し、廣東地方の醫事衞生事情紹介に努められつゝあり、對南支那發展の聲高き折柄、茲に同氏に請ふて其大要を拔錄し讀者と共に社會研究の資料とせんとす。

## 一、はしがき

明治三十八年、時の兩廣總督岑春煊、該地軍隊の醫務を整へん爲め、我同仁會に囑して人を日本に求め、醫學士山本三樹氏其の任に當り、不肖亦た推擧を忝うして行を同じくし、藥劑師猪子、森明氏等と共に、同年七月日露の戰役未だ其の局を結ばざるの時廣東に赴任し、爾來協心同力陸軍病院幷に醫學校を創設經營し、尙ほ諸般軍隊衞生制度の整頓に努め、居ること四年、明治四十二年九月病院の設備經營略ぼ其の緒に就き醫學校亦た第一期卒業生を出だすに至りて、山本、猪子兩氏は任を辭して歸國せられ、予は尙ほ留まりて病院の管理及び醫學校の敎務を擔任すること二年、偶々一昨年末該地革命亂の結果醫學校は不幸一時閉鎖の止むなきに至り、爲めに予も亦た辭して歸國せり。

其の間六年有餘、同地の醫事衞生に關しては當初より多大の興味を有して常に注意を怠らず、多少調査せるもの無きに非ざるも、如何せん淺學短才加ふるに公務繁劇にして深く探求するの暇を得ず、且つ最も遺憾となすは由來該地は此種の調査機關として據るべきものなく、從て得たる事績も杜撰粗漏を免れず、記事亦淺薄、其の何等の價値なき固より期する所、加之說述の序整はず、且つ又時に誤れる自己的觀察なきを保し難し、識者深く咎むる無くんば幸甚。

## 二、廣東の地勢

廣東卽ち廣州は西江の下流、北江東江の二流之れに合する所卽ち珠江の河岸に位置し、所謂四通八達の地、廣東、廣西兩省に於ける物貨の集散地として、古來南部支那商工業の中心地たり。

如是廣東は地勢上優秀なる地位に在るのみならず、往古繁榮を極めたる印度、小亞細亞と比較的近距離にあり、且つ極東に入る第一關門に當り、爲めに既に西曆紀元八世紀の頃より外國人の此地に來往する有り、從て疾病の輸入地として亦た著明なり、紀元一五〇四年葡萄人此地に來舶して黴毒を輸入し、所謂「廣東瘡」の名を以て全國に蔓延せしめ、更に延ゐて我國にまで其の影響を及ぼしたるが如きは著しき事例に屬す。

其の後葡國は澳門に、英國は香港に據りて此地に出入し爾來各國との交通往來盛なること南淸隨一と稱せらる。

## 三、交通

廣東は英領香港を距る八十餘哩、水上六七時間、鐵路四時間にて達す可く、梧州、惠州、香港、澳門等の中心に位し、河川の便甚だ自由にして交通運輸機關一に之れを利用し、從て大小の船舶常に港內に輻輳し、眞に帆檣林立、煤煙天日を遮るの觀あり。

然れども香港の港灣的設備の完全なると、廣東が吃水一六呎以上の巨船の出入不便なることによりて、此地と外國間との直接航通は未だ甚だ少なく、唯だ上海北淸等に對する少數の直接航路及び明治四十三年以來我が大阪商船會社の臺灣航路あるに過ぎず。

從來廣東地方の醫事衞生殊に傳染病の流行狀態が比較的重要視せられず、海港檢疫上稍々閑却せられつゝあるが如きは、畢竟如上の直接航路なきに因るに非ざるか、卑見を以てすれば香港の如きは寧ろ枝葉のみ、其の根源地たる廣東に向て深き注意を拂ふは防疫上肝要なる事なるべし。

## 四、氣候

廣東地方は熱帶地圈に屬するを以て夏季甚だ永く、五月半ばより十月に及び殆んど半歲を占む、殊に七、八月は暑氣最も激しく、人家稠密なる城內市街の如き特に甚しく稀に百度に達する事あり、十一、十二の兩月は一年中の最好季節にして暑からず寒からず、一、二月は稍々寒冷を覺ゆれども而も未だ霜を見るに至らず（但し同地稅關の氣象報告によれば一八九三年僅がに降霜ありしと）。

三、四兩月は同地の雨季にして最も不快なる季節なり連日霖雨降續きて日光を見ず、實に予等の經驗せる明治三十九年の如き、前後百餘日間日光に浴せしは僅々兩三日間にして而も十數時間に過ぎざりき、加之此季節時に豪雨ありて河水の汎濫を見ることあり、而して同地方の健康狀態は一に此期の長短に關係するもの、如く、殊に各種傳染病の如き皆此期に胚胎し、雨季終て暑氣加はるに及び急遽其の暴威を逞うするを常となす。

暑季　五月——十一月　六個月
暖季　十一月——二月　四個月
雨季　三月——四月　二個月

而して該地方は其の暑氣氣溫の表示以上の苦熱を感ずとは一般の云ふ所なり、是れ蓋し其の濕度高くして加ふるに風少なきに因るなる可く、且つ一日中暑氣の持續時間長きも亦た其の一因ならん、夜半と雖も常に日中と大差なく、時に却て上昇することあり、試に左に居留地市街に於ける室內溫度を示さん。（明治四十二年調）

室內溫度（氏華）

| | | 旬 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 下 | | 中 | | 上 | |
| 次月 | 月 | 一 | 50 | 58 | 51 | 62 | 58 | 70 |
| | 月 | 二 | 58 | 64 | 56 | 70 | 48 | 64 |
| | 月 | 三 | 56 | 70 | 59 | 74 | 57 | 73 |
| | 月 | 四 | 67 | 80 | 70 | 78 | 64 | 74 |
| | 月 | 五 | 74 | 78 | 72 | 80 | 68 | 79 |
| | 月 | 六 | 81 | 85 | 78 | 81 | 77 | 85 |
| | 月 | 七 | 81 | 85 | 83 | 88 | 83 | 85 |
| | 月 | 八 | 80 | 84 | 81 | 85 | 81 | 89 |
| | 月 | 九 | 80 | 84 | 82 | 89 | 84 | 89 |
| | 月 | 十 | 71 | 80 | 71 | 83 | 80 | 85 |
| | 月 | 十一 | 60 | 76 | 66 | 70 | 66 | 77 |
| | 月 | 十二 | 56 | 70 | 55 | 60 | 60 | 70 |

備考　家屋は河に面したる煉瓦造三階建階下の一室にして、夏時に煽風器を又冬季に暖爐を置かず、毎日正午に計測す。

## 五、市街

廣東市街は新舊の二城內及び城外の三市街より成立し珠江の北岸に在り四圍廣漠なる三角洲上に建設せらる又江を隔てゝ河南、花地等あり。

市街は道路狹隘にして人家稠密些の空地を餘さず街路は近時の新計畫になる河岸の馬路を除きて他は皆一樣に頗る狹く、其の濶きものと雖も幅三間を超えず、普通二間にして玆に過多の行人來往する狀眞に熱鬧を極む、加之各街路の上には雨覆日覆の設けありて日光を遮斷し爲めに晝尙ほ暗し、而して街路に全部堅硬なる石を敷くを以て毫も塵埃の飛揚することなく寧ろ常に陰濕なり。

街路の淸潔法完全に施行されずして塵埃は到る所に堆積し、加ふるに各種の汚物を排棄して之を穢すあり、爲めに街上惡臭鼻を撲て殊に夏季の如き甚だ不快なり然れども予の見る所に依れば之れを上海、蘇州、杭州等の城內市街に比すれば其の勝れること數等なりとす。

## 六、家屋

市街の住屋は軒々相櫛比し普通の商家に於ては別に內庭等を設くる餘地なく、表は直に街路に接して店舖となり、次に一室ありて食堂となり、其の後方に居室、寢室、厨房、厠圊等を配し、皆間口狹く奥行甚だ深し普通人の居宅は固より階級によりに大小の差あれども前面に門を構へ其の本宅との間には供待所を附し、次に必らず一の開放せる大廣間ありて之を食堂應接室に用ゐ概ね內庭に面す其の他客室、居室、寢室等何れも小室に區分せらる尙は細民の家屋に至ては大抵唯だ一二室あるのみ、起臥飮食共に此所に辨ず。

一般に屋の四圍は高き墻壁を以て繞らし、且つ家屋皆窓

を穿つこと少なくして狹小なり（尤も北清地方に比すれば稍々大なれども）、爲めに光線の射入、空氣の流通甚だ不充分なるを免れず、店舖に於ては晝間尙ほ燈火を要するもの多く、富豪の大家と雖も一の大廣間を除く外は各室共に光線の射入及び換氣不良にして且つ床面は皆粗製煉瓦其の儘なるを以て室內一般に陰濕なり、加之室內の淸掃に意を用ゐず四圍塵埃堆く或は黴を生じ時に菌茸の簇生を見ることあり。

家屋の構造斯くの如くなるは畢竟熱帶地に對する自然の要求に適合するものか、思ふに街路の狹隘、窓の小なる等皆熱帶地には不適當なるが如く考へらるゝも事實は却てこれに反す、試に一たび是等の室內に入らんか、恰も土藏に在るが如く一種の冷濕を感ず、これに就きて一笑話あり、予等赴任の當時住舍を新築せしむるに際し、無經驗なる各自の考へに任せ、居室を高くし、窓を高く且大となさしめ、後之れに居住するに及んで其の熱苦に得堪へず、終に住處を變更するの止むなきに至りしことあり。

建築材料は主に煉瓦及び石にして稀に土を用ゐ、木材は唯だ內部の補助材料たるに過ぎず、屋瓦は二重にして其の上部を「セメント」を以て被ひ天井はこれを設くること甚稀なり、又大抵二階建なるも這は主に藏倉の用に供せられ人の居住するは地面なり、如上光線の射入陰濕なる家屋內に衆人密居し、而も汚物排除の不十分なる、何れか非衞生的生活の極ならざるなし、由來此地が各種傳染病芽の好培養地となり且つ一旦其の發生あらんか、病毒永く固着すること宣なりと謂つべし。

## 七、人口

此地の人口は從來號して百六十—百八十萬と稱するもこは誇大に過ぐ、左に表示するは宣統元年十二月同地警察署の調査に據るものなれども、こは又稍々過少なるが如し、一般想像する所は八十萬人內外なる可し。

附記　以下各種の統計にして特に其の年月を記さざるものは、何れも宣統元年十二月（明治四十三年一月）廣東巡警總局の調査に據る。

| | | |
|---|---|---|
| 戶數 | 正戶 | 八七、六〇七戶 |
| | 附戶 | 一六、五〇九戶 |
| | 計 | 一〇四、一一六戶 |
| 人口 | 男 | 三五五、六八九人 |
| | 女 | 一九六、六二〇人 |
| | 計 | 五五二、三〇九人 |
| 其の他船舶各種 | | 七、二三八隻（これに住居するもの） |
| 人口 | 男 | 二五、〇八五人 |
| | 女 | 一三、四五三人 |
| | 計 | 三八、五三八人 |
| 以上通計 | | 五九〇、八四七人 |

## 八、飮食

由來廣東は飮食に善美を盡くすこと支那第一と稱せらる、俗諺「生在蘇州食在廣州着在杭州死在柳州」と、以てこ

れを察すべし。

當地人の食事は普通朝、夕の二食にして、朝餐は午前九—十時、夕餐は五—六時、別に簡易なる中食を攝る主食物は勿論米にして毎歳之が不足を告げ、長江流域安南、東京、暹羅及び緬甸等にその不足高の供給を仰ぐ、されは一朝天災凶作等の場合は忽ち多數の窮民を生ずるに至る。

副食品の調理法は一般に他地方の其れの如く濃脂ならずして淡白なるもの多く、且つ百般のものを煮るに概ね肉汁を使用す、然して副食物の材料は素より千差萬別擧げて之を數ふ可からずと雖も、所謂山海の珍味を撰び、其の料理法の如き外觀よりは寧ろ滋養佳味を主となす、珍味として賞美せらるゝものは燕窩、魚翅、鮑、白木茸、乾蝦、海參、鳩卵、椎茸、魚肚等にして常食は豚、鷄、鴨、鷄卵、蔬菜等なり、蔬菜は各種のもの四季之を絶やさず果物亦た然り。

食事は一家卓を圍みて會食し、每回人員の多寡に應じて飯及び副食共に新たに調製し、殘物は皆之を棄却し決して保存することなし。

又食器は、碗、皿、匙等共に陶器を主とし、食後には之に熱湯を注ぎ灰を用ゐて研磨するを常とす、尙ほ彼等は一般に冷物を口にするを忌み、各般の飮食物皆熱きを採ること假令下層の勞働者流と雖も然らざるなし故に盛夏尙ほ熱湯にて洗面をなし、熱茶を喫し、煮熱せざる物或は生水の如きはこれを用うる頗る稀にして街路には到る所熱茶、熱糖汁の類を鬻ぎ、行人は之に據りて其の渴を醫す。

予窃に思ふ、斯くの如きは敢て彼等の衞生的觀念の發達に因るに非らずして、全く其の永き經驗が習慣となりて然らしむるならんか、但し近來最も注目すべき現象は彼地に氷及び所謂清凉飮料の需要急に激增せるの一事なり、往年予等赴任の當時は患者に氷嚢を貼せんとするも、彼等恐怖の念を抱きて頑として應ぜず、況んや氷片を口にす可く命ずるが如きに於てをや、吾人が多量の曹逵水を飮用するを見て奇異に感せしもの（其の當時清凉飮料製造所は居留地に唯一個所有りしみのみ）、數年後の今日に在ては彼等競ふて各種の「レモナード」を用ゐ、加之氷の需要は頓に增大せり、尤も其の一部分は食物冷却用に供せらるゝと雖も大部分は食用として費消せらる、從て氷及び各種清凉飮料水製造業の勃興驚く可く實に數十を以て算するに至れり而も之れに對して何等衞生的取締又は監督の有るなく其の用水着色料等洵に疑はしきもの比々皆然り、實に前年醫學校敎室に於て檢査せる所に依れば、二十餘種の市內販賣清凉飮料中、試驗に合格せるものは前記居留地製造所のもの以外一も之を得ざりし也。

## 九、飮料水

廣東は珠江の沖積地帶に近く建設せられたる市街なるを以て、地下の水層甚だ不良、爲めに井を穿つも清水を得るに難く、又河水は流末に位するを以て其の汚濁甚しく、且つ流れ緩にして潮の干滿に影響する狀態なれば固より飮料たるに適せず。

一般に飮料水は之を山水に仰ぐ、山水とは市の北方山地

の井水を人により運搬せるものなり、水質用うるに堪ゆ、水道は備はれども一般に飲用水として使用せらるゝこと稀なり、是れ畢竟飲料水は山水に限るもの〻如く思惟せる習慣の久しきに基く、左に陸軍病院藥局主任たる區、朱兩君の調査に係る水質檢査表を示す、

（一）山水

| | 小北門山水 | 九龍泉山水 |
|---|---|---|
| 色 | 清 | 清 |
| 硫化水素 | 無 | 無 |
| 硫酸 | 〇・〇〇四八 | 〇・〇〇〇七四 |
| 硅酸 | 〇・〇〇五 | 〇・〇一五〇 |
| 硝酸 | 無 | 無 |
| 格魯兒 | 〇・〇二一四 | 〇・〇一六四 |
| 亞硝酸 | 無 | 無 |
| 鐵 | 〇・〇二一四 | 〇・〇〇一八 |
| 安母尼亞 | 無 | 無 |
| 殘渣 | 〇・〇九〇 | 〇・〇四五 |
| 酸素消費量（ミリ） | 〇・四六七 | 〇・三八八 |
| 燐酸 | 無 | 無 |
| 總硬度（獨乙） | 八・二四〇 | 一・七六四 |
| 永久硬度 | 六・一八五 | 〇・八六三 |
| 一時硬度 | 二・〇五五 | 〇・九〇一 |

（二）井水

| | 花寧里井水 | 九眼井水 | 蓮花井水 |
|---|---|---|---|
| 色 | 清 | 清 | 清 |
| 硫化水素 | 無 | 無 | 無 |
| 硫酸 | 〇・〇〇八三二 | 〇・〇一四〇三 | 〇・〇一七四二 |
| 硅酸 | 〇・〇〇四三 | 〇・〇〇一 | 〇・〇二一九 |
| 硝酸 | 〇・〇四四五 | 〇・〇五九 | 〇・〇六三二 |
| 格魯兒 | 〇・〇四九三 | 〇・〇七五八 | 〇・〇七六 |
| 亞硝酸 | 無 | 無 | 無 |
| 鐵 | 〇・〇一四五 | 〇・〇六一五 | 〇・〇三五 |
| 安母尼亞 | 〇・〇〇一九 | 微量 | 微量 |
| 殘渣 | 〇・四五 | 〇・三一 | 〇・四三三 |
| 酸素消費量（ミリ） | 一・二一五 | 〇・三七三八 | 一・二一五 |
| 燐酸 | 無 | 無 | 無 |
| 總硬度（獨乙） | 一四・一〇七五 | 六・八三九 | 一五・一八四 |
| 永久硬度 | 〇・六九一五 | 六・〇〇三 | 一・〇四四 |
| 一時硬度 | 一三・四一六 | 〇・八三六 | 一四・一四〇 |

## 一〇、上水及下水

廣東の上水道は明治三十八年岑總督の當時、資金百五十萬弗を以て官民合辦會社により英國技師監督の下に築設せられたるものにして、其の水源は廣東を距る上流數哩の所に於て河水を引き、之を沈澱濾過せるものなり、然るに濾過池の設備完全ならざる爲めか、少しく降雨あれば水の濁甚しく、又導管の埋沒甚だ淺く或は全く地上に暴露せる個所あり、夏時は其の水溫驚く可く高し、而して該上水は翌々明治四十年より給水し、同四十二年九月の報告に依れば二十四時間中六百萬「ガロン」を給水し、市内及び近郊に

埋沒せる導管の延長四十哩餘、又給水加入者十萬を超ゆと云ふ、左に水質檢査成績を示す（前記區、朱兩君の檢査せるものなり）。

（三）上水

| | | | |
|---|---|---|---|
| 色 | 微濁 | 亞鉛 | 〇・〇一五八 |
| 硫化水素 | 無 | 安母尼亞 | 無 |
| 硫酸 | 〇・〇〇五七 | 殘渣 | 〇・〇七五 |
| 硅酸 | 〇・〇〇六 | 酸素消費量 | 一・一四二 |
| 硝酸 | 無 | 燐酸 | 無 |
| 格魯兒 | 〇・〇二六三 | 總硬度 | 六・七一〇 |
| 亞硝酸 | 無 | 永久硬度 | 六・一九五 |
| 鐵 | 少量 | 一時硬度 | 〇・五一五 |

此地の下水工事は總督李鴻章の設計せる所と聞く、各街路石道の下を流通する暗渠式にして石を以て築造せられ、大小の支脈は六大幹線によりて河に放流せらる然れども現時に於ては全然荒廢に委して、亦た修繕を加ふることなきを以て疎通甚だ不良、加之河水面との勾配其の宜しきを得ざる爲め、河水少しく增量するか或は稍々多量の降雨あらんには、暗渠の水は街上に汎濫し街路は忽ち一面の水流に變じ、甚しきは膝を沒するに至る所あり、加之汚水は滔々として住屋内に流入するを見る。

## 一一、塵埃及糞尿

市街の塵埃及び厨房の廢棄物等は從來之を街路に委し自然に放置せられたりしとのことなれども、現時は警察の管理に歸し道路淨潔夫なる者あり每朝街路に於て之を集めて撤去す、但し是れ唯だ大なる街路の一部分に過ぎず少しく小路に入らんか、幾歲月の汚穢物は堆積して山をなす。

又一般住屋の厠所は桶樽運搬式にして、概ね每四日之を撤去す、又學校、兵舍等多衆密居の場所に於ては糞池或は糞桶を設けず、厠所に細砂を盛りて此上に集め、每朝砂と共に運び去るを常とす、街路の公衆厠所亦た此樣式によりて市内到る處に設置せらる、然れば北淸地方の如く街路隨所厠所なるが如きは此地に之を見ず比較的淸潔なり。

## 一二、市場及屠獸

日常の食料品を販賣する市場は市内各所に散在するも是れ唯だ各賈人の集合するに過ぎずして、彼等に對して何等の取締監督の施行せらるゝなし。

屠獸（主に家豚）に對しても亦た格段なる取締を設けずもとて特定の屠獸所も無く、各店舖に於て任意屠殺するのみ、獸肉檢査規則なるもの存すれども名ありて其の實なし、而も該地肉類の需要盛んなると、又元來小獸なる爲め、必要に應じ隨時屠殺し能ふを以て、特に危險弊害等これ無きものゝ如し。

## 一三、司法、衞生警察制度

檢屍、檢傷等には特別なる鑑定者あれども、是れ素より毫も醫學的素養あるに非らず、唯だ多年の經驗に依る者、其の不完全極まること言を俟たず、然して多くは主裁者の

專斷に據るが爲めに不法なること寧ろ其の常なり、而も官は醫師に向て何等の義務、責任を負はしめず、從て亦彼等を信據せず。

予は在廣中、屢々官民の依託によりて諸種事件の鑑定の任に當り、實際に臨んで其の意外なるに驚けり、或る一例の如き公然自殺として判決せられ、既に埋葬せる五屍を人民の反抗により發掘して再審せることあり、予其の衝に當りて之を檢せるに顯然疑ひなき他殺屍なりき、當時當局者の諮問に應じて其の傷器及び殺害方法等を鑑定し、是により容易に犯人を縛し得たる事あり、當時之れが導火となりてか、官民間に檢驗醫學(裁判醫學)の必要喧傳せられ、特殊教育機關の開設すら唱道せられしも終に蛇尾に終れり。

醫學校に於ても法醫學の一科は特に興味を以て多數の學生に聽講せられたり。

衛生警察としては何等の見るべきものなし、唯だ僅かに「ペスト」流行時に於て死亡調査の施行、鼷鼠の買收或は道路の淨潔法の勵行せらるゝに過ぎず。

尙ほ茲に附言すべきは該地に於ては墮胎及び嬰兒故殺等が法律上犯罪と認められざることにして、從て墮胎專門の醫師及び賣藥を見る。

## 一四、賣婬及檢徵

同地に於ける賣淫は主として集合公娼制を採る、而も無數の私娼散在すること勿論なり。

當局の調査に係る娼樓及び公娼と認むべき者の員數左の如し。

| | 一等 | 二等 | 三等 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 娼樓 | 四六 | 一〇三 | 二〇 | 一六九 |
| 娼妓 | 八二三 | 九八二 | 四六四 | 二二六九 |
| 歌妓 | 五六 | 一〇九 | 八七 | 二五二 |
| 計 | 八七六 | 一〇九一 | 五五一 | 二五二一 |

而して當局は是等公娼に向て衛生上何等の取締方法を設けず、勿論檢徵も實施するなし、其の危險知る可き而已、況んや私娼に於てをや、宜なる哉該地人士間貴賤を問はず花柳病の蔓延甚しきことや。

尙ほ恐る可きは彼地人「レプラ」は情交によりて之を他人に感染せしめ、以て自己は健康體に復すてふ迷信の下に、「レプラ」の疑あるもの及び其の血族者は縱令上中流の處女と雖も自から進んで賣淫婦と化すと聞く。

## 一五、娩　産

普通の娩産は殆んど總て舊式産婆の手により取扱はる彼等の臍帶を切るや、常用の縫絲を用ひて結紮灼斷し(古來咬斷する風習ありしと)、尺餘の長片を殘して自然脫落を待ち、後「封臍膏」と稱する末脂膏の如きものを大約三ヶ月間貼附す。

近來洋方産婆を依賴する者日に多く、彼等は何れも外人の醫學校に於て敎育せられたるものなり、彼等の言によれば、同地の娩産には陣痛微弱、分娩遲延頗る多く、鉗子を應用すること恒例なりと。

予も亦た在廣中止むを得ずして分娩に臨む機會屢々なりしが、何れも皆之に屬せり、是れ全く彼地婦人の日常生活に基因するなる可けれども、私見によれば彼等の纏足亦た其一因をなせるものならんか、纏足により婦人は著しき腰椎前彎を有す、從て骨盤傾斜の異常による骨盤狹窄を想像するに難からざればなり、予之に關して査定の意思切なりしも事情之れを許さず爲めに確證を得ず。

## 一六、葬送

屍體の葬送は皆土葬にして火葬は毫も行はれず、彼地に於ては屍體を尊敬するの念篤く、屍は之を其の儘數日間居室に安置して家人の包圍するに任せ、納棺後と雖も大抵二十一乃至四十九日間之を家に留め、稀れには年餘に亘るあり、傳染病屍の如きも勿論此風習を捨てず、爲めに一家相繼いで傳染全滅するが如きは屢々耳にする所なり慘又慘。

## 一七、吸煙及煙戒

明治三十八年中廣東に輸入せる阿片は一〇、二〇九擔價格六、二〇六、九五一兩と報告せらる、而して以上外國產品は主に上流人士に用ひらるゝに止まり、中流以下の社會に於ては內地產品と混用すと云ふ。

彼等清國人が一般に阿片を嗜むは洽く人の知る所、廣東の人士亦た然り、中流以上の住宅にして吸煙室の設けなきは未だこれあらず、以て來客に對する一の饗應とせらる、又料理店、旅館殊には娼樓等に必らず其の設備あり、加之市內到る處數多の煙局（阿片吸煙所）ありて下流人士の需要に應せり。

上述は是れ予等赴任當時の情況なりしも、今や戒煙令は表面嚴重に施行せられ、市內の煙局は悉く閉店せられて其跡を止めず、其の他公開の吸煙室亦た皆撤去せられ、唯だ個人の居宅に於て僅に其の俤を殘すのみ。

吸煙癖ある者はこれを官吏として任用せず、一般阿片癮者に向ては之れを登錄し、各々其の吸煙量の多寡により等級を定めて木牌を授與し、以て漸減販賣法を實施せり、然れども今尙ほ嗅藥（阿片を含有する藥粉にして之を鼻孔に塗る）及び多數の所謂「戒煙劑」の名の下に之が盛んに用ゐられつゝあるは事實なり。

實に予等の病院に於て檢査せる所によれば、「戒煙劑」中「モルフキン」或は「コカイン」を含有せざるもの殆んと稀なり、知るべし當局は夙に各國と協定して「モルフキン」及び「コカイン」の輸入を嚴禁せるに拘らず、何れかの方法により其の輸入せらるゝを。

予は尙ほ一事を記憶す、一昨年厦門(?)の某外國教會病院に於て、院用なりと稱して不明の藥品多量に輸入せられたるを探知し、當局より此藥品の鑑定を予に命せられしに、其の變名せる鹽酸「コカイン」なるを知り、全部沒收せられて之を更に予の管理せる病院に提供されたることあり、其の量實に三千瓶の巨額なりき阿片癮の調査に就ては多少の興味を有し、詳細なる調査資料を編成し、之を各學生に委して統計を得んと企てしも、精確に知り得たるもの

甚だ少數にて終に其の目的を達するに至らずして止みぬ。

慢性阿片中毒の治療法に關しては予多くの經驗を有せず、唯だ少數の例に就て臺北醫院より發表せる「ナルコチン」、「ヘロイン」療法の効果あるを知り、尙ほ之れを病院醫員に示して實驗せしめ何れも有効なるを報せしも其の數多からず、又永く觀察したるに非ざれば玆に確實なる成績を斷言すること能はず。

## 一八、纏足

纏足が支那婦人固有の裝身法なるは世人の夙に熟知する所なり、予は好奇且つ惻隱の情に驅られ、此故意に變形せしめたる足の解剖的關係並に之れが身體に及ぼす影響を知らんと欲すること切なりき、而も人の知る如く支那婦人の裸足は身體中最も恥づ可き部と做し、己の夫にすら之を示すこと無きが故に、吾人の之を實見するは容易の業に非らずと雖も予は幸に數名の患者（該部の壞疽、濕疹等）に就きて之を見ることを得たると、又少婦に於て之れが矯正を依托せられたることあり、或は貧民に資を與へて僅かに局部の狀態を觀察する等、辛じて十數の例證を集め得たり、下肢脫疽患者某の如きは家族に對し其の患足を得るの契約の下に切斷せしも、術後患者の拒絕に會して空しく之を葬り去りしことあり。

如上予の實見せるもの甚だ少數なりと雖も、依て以て大略の狀態を知り得たりと信ず。

此の支那婦人の奇習は其の起源詳かならず、之を同地人に聞くも眞に知らざるものか、或は諱りて語らざるものか何れも要領を得ず、或は曰く之に依りて婦人の身體を束縛し彼等の貞操を强制するなりと、或は曰く特殊の目的の爲めに足を小にして、以て臀部筋肉の發育を佳良ならしむるなりと、又或は曰く、何れの人種間にも通有せる小なる足を以て婦人の美點と見做すことが唯だ極端に走れるのみと、其の他の說く所何れも牽强附會の臆說に過ぎざるが如し。

又歷史的傳說として吾人の聞知する所如左

纏足は殷の紂王妃妲己に創まる、妲己元と怪物（老狐と稱し或は鳥なりとも傳ふ）其の足を秘する能はず、乃ち布片を以て之を纏包し小足となして堂に上る、王の殊寵を受くるに及び上の爲す所下之れに倣ひ、遂に小足―纏足を以て美の精髓なりと見做すに至れりと。

現時一部の覺醒せる婦人によりて此惡習の打破すべきを唱導せられ、各地に「天足會」なるもの設けられ、殊に廣東には從來此風習少なく、現今亦た新に小兒に施すこと寡なしと聞くも、習慣の久しき男子が皆小足婦人を好む以上容易に廢せらる可くも非らざる也。

纏足の方法は吾人の聞く所に依れば大抵生後五、六歲乃至七、八歲に始め、之れを施すや或は母の手に依り或は其の爲めに特殊の技術者ありと、然して始め先づ足を按摩し、次で細長の布片を以て踇趾を除き他の四趾を足蹠に向て卷轉し、漸次足外緣に及ぼし、每日綳帶を交換且つ按摩す、稍々久しくして前端の尖れる而して靴底に一の支柱を有する編上靴を穿たしむ、次で强き綳帶を以て下腿に始まり「ア

ヒレス」腱を回りて跟部を下方に曲げ、且つ足背を蹠屈して足を伸展位に固定すべく足全體を纏絡し、之れに適合する靴を穿たしむ。

斯くして愛兒の健康は身體の美(?)の爲に犧牲に供せられ、多くの苦痛を忍んで齢十五六歳に至れば、茲に於て足漸く固定すと。

以下予の實見せる所を聊か綜括記載せん。

局所の解剖的變化

局所の變化は其の纏絡の方法及び年月によりて各種の階級ある可きこと勿論なり、予の實見せるは多くは老婦なれども、何れも下流社會のものなれば、其の變化は輕きものに屬するなる可し。

矯正の爲め實驗せる少婦に於ては何れも未だ著き變化なく、唯だ特殊の靴を以て外見を裝ひたるものに過ざざりき、概して彼等は其の著しからざるものと雖も靴によりて巧みに小足を裝ふ、故に一旦靴を脱して其の意外に大なるに驚くことあり。

足の變化は要するに左の三點に歸す、

一、第二——第五趾の内轉蹠屈

二、跟骨後方突起の屈曲、下方發育

三、足の屈曲による長徑の短縮及び軸の變化

(一)第二——第五趾は順次足蹠に向て屈曲し、互に壓平して蹠面に接し、從て爪面の足裏の一部をなす、此程度は種々にして或は爪節に止まり、或は全趾節加之蹠骨も之に與かり、爲めに足背外緣亦た内轉す然れば足は踝趾を尖頂とせる不正三角形をなし、以て彼等の所謂艶美たる足型をなす、故に裸足に於て地を蹈ましむれば踝趾腹及び四趾の背側地面に接す、從て是等四趾の該部は皮膚胼胝狀に肥厚す。

(二)此變化は最も主要なるものにして、跟骨の後方突起は之れを缺き該部は却て下方足蹠に向て屈曲發育す、卽ち下腿軸に一致して以て體の支點となれり、該部の皮膚は甚だ強剛にして恰も吾人の蹵面の如く宛然靴踵を見るが如し、「アヒレス」腱は延長して骨面に密接す、跟部の此變形は次の第三變化と相俟て、元來の足蹠を一の深き横溝に變せしむ。

(三)足は全體に伸展位に在り、殊に「ショパー」關節部にて強く蹠屈し、爲めに足背は下腿前面と殆んど一直線上にあり、足蹠の横溝に相當せる部に於て足背異常に隆起し、特に舟狀骨は其の頂點をなし、踝趾端に向て急斜面をなす。

足蹠を見る時は其の長徑短縮し且つ深き横溝によりて二分せられ、後部は卽ち元來後方に突起して在るべき跟部の變形せるものよりなり、前部は第一蹠骨、踝趾及び蹠屈せる四趾の爪面より成る、靴を穿ちて其の靴底に接着するは唯だ溝前部にして後部は靴に裝置せる支臺上にあり、斯くして一層足の外觀を小ならしむ(但し靴を脱し裸足にて直立せしむれば跟部亦た地に接す)其の他足關節は不全外側及び前方脱臼の狀にあり(變形性脱臼?)

身體他部の變化

下腿腓腸部の筋肉は甚だしく削瘦し、大腿下半部亦た然り、反之上半部及び臀部の筋肉は非常に發育し、殊に著しきは何れも高度の腰椎前彎を呈し（少婦には著しからざれども）、臀部は異常に後方に突出し、此部筋肉の佳良なる發育と相俟て強く球狀に膨隆す、尙ほ軀幹に於ては肩胛部の筋肉發達佳良なり、骨盤に就ては之れを測定し得ざりし。

局所官能障碍

蹈趾は其の運動自他共に異常なし、蹠屈せる四趾は僅かに自動し得るものあり（殊に少婦に於て然り）、然れども其の多くは不能、加之他動的にも容易に矯正し難し、強て之を試むるに蹠側腱甚だしく短縮せるもの、如く、且趾骨及び蹠骨共に多少彎曲す、反之「ショパー」關節に於ては自他共に幾分運動することを得、足關節は屈伸運動多少障碍せらる。

直立及歩行の狀態

婦人をして靴を穿ちて直立せしむる時は、身體の支持面狹小不安固なる爲めに動搖し易く、殊に歩行を命ずる時は一層甚しく、彼等は兩脚を離開し外輪の狀を以て踹跚として歩を運ぶ、されば彼等は杖により或は人に賴りて歩行するを常とす、若し是等を缺く場合は肩を張り、兩手を離開して之を前後に振り動かし、以てその關節を計るものの如し、其の歩行に伴ふて突隆せる臀部は異常に運動し、其狀恰も兩側先天性股關節脫臼患者の歩行に酷似す。

骨盤及び身體他部に及ぼす影響

骨盤の變化は之を知ること能はざりしと雖も、前記高度の腰椎前彎より推察すれば骨盤傾斜に基く骨盤狹窄を想像するに難からず、前述の如く是等の現象は幾分分娩機轉に影響なき能はざる可し。

其他纏足が婦人の運動を不十分ならしめ、爲めに全身の發育、營養上に少なからざる影響ある可きこと勿論なる可し。

最後に一言す、予は少婦に於ける輕度の纏足の矯正を依賴せられ、之が治療を試みたることあり、其の極めて輕度のものは繃帶を解除し數ケ月間「ギプス」繃帶に依りて多少其の目的を達し得たりしも、少しく其の歲月を經たるものに於ては（一例には蹠側各腱切斷を試みたり）內飜せる趾を矯正すること甚だ困難にして、殊に屈曲せる跟部及び足背は到底之を舊に復する能はざりき、且つ斯くして反て其の官能（歩行）上には障碍を增すのみなりき、されば其の後矯正法よりも寧ろ自然の復舊を俟つの可なるを思ひ、唯だ繃帶及靴を緩くし且つ適宜靴底の支柱を漸次變形して以て骨の自然發育に任せり。（以下次號）

# 蒙古の政治（二）

上海　東亞同文書院學生旅行隊

## 第三章　蒙古と支那本土各省との關係

### 第一節　蒙古開放地の行政狀態概論

自治は蒙古政治の根本觀念なり。蒙古王公の土地に付きては、支那政府は之に地租を賦課し、又は政治を行ふことを得ざるを以て原則とす。又た漢人も此地に移住するを得ざりしなり。然れども彼の長蛇の如き興安嶺を界とし、其以東にありては其土地に肥瘠の差こそあれ、行くとして殆ど五穀を產せずと云ふことなし。若し又た農耕に適せざるの地ありと雖も、或は薪炭を產し、或は放牧の地となり、或は灌木叢生し、採りて燃料に供し得るの有樣なり。故に附近の滿漢人は其の零碎なる餘利を計り、日を追ふて移住し初め、今や遂に滿蒙漢人の雜居的狀體とはなれるなり。從て是等の地方に於ける行政狀態は甚しく複雜なる關係に陷れり。

第一に之迄漢人の移住を許さゝりし蒙古王公も所謂借地養民卽ち土地を開放して滿漢人の移住を承諾せざるべからざるの止むなきに至れり。次に支那政府も亦た是れ等の地方に官衙を設置し、其開放地內の行政を管掌することゝなれり。斯の如きは曾に資源開發の爲めのみならず、實に又た對蒙古政策の一たり、故に支那は今も尙ほ勉めて蒙古王公を慫慂し、以て其未開の地を開放せしめつゝあるなり。

斯くて蒙古各地は次第に開放せらるゝも、其土地の領有權は依然として蒙古王公の手に在り、從て其開墾地に賦課する租稅の如きも、支那政府の收入に非ずして蒙古王公に歸すべき小作料の如き性質のものなり、通常之を稱して蒙古王公の租と云ひつゝあり。時に支那政府も其の租の一部分を收得することあれども、そは支那政府の課稅權に對するものに非ず、蒙古王公の收むる租の中より其分割を受くるに過ぎざるなり。之等租稅のことに就ては後に詳述することゝし、現今蒙古に於ける移住民の民治に關し、行政機關としては特に獨立機關を有することなく、各其の境域に隣接せる支那側各省督撫の管轄する所たりしなり。而して此關係は現今の都督にも及べるなり。

西部歸化城地方に在りては山西省の管轄を承け、宣化府、承德府、朝陽府の如き各府は直隸都督に隸屬し、新民府、

昌圖府、洮南府の如きは奉天省に、長春、新城の如きは吉林省に、郭爾羅斯、杜爾伯特、札賚特の如き各府中に住める移民に對しての監督官廳は之を黑龍江都督に屬せしめ、前清時代には東三省總督に於て滿洲三省に屬するものを總轄せり。

以上を以て蒙古領內に於ける支那の地方政行機關の隷屬關係は大略之を伺ひ得べく、其行政機關の編制組織に至りては他省のものと大體に於て同一なり。卽ち府縣州廳等の衙門を設置し、知府、知縣、知州、同知等の長官を置いて其管下を治めしめつゝあるなり。

恰かも支那に於て、支那の主權の行はるゝと其領土內に、彼の治外法權を有する列國の主權が行はるゝと同じく、之れ等蒙古の開放地に於ては二樣の統治權が同時に同一地に行はれつゝあるなり。其の地たるや之を開放せりと云ふと雖も、依然として蒙古王公の地たり。然れども蒙古王公が蒙民以外の支那人に對して果して完全なる統治權あるや否や大に疑はし。況んや一方支那側より見れば、其地たるや蒙古王公の封建的旗制地內の一部を開放せしめ、此處に滿漢人の移住をなさしめたるものなるを以て、支那自らも亦之が統治權ありとなすは當然のことなるに於てをや。茲に於てか其地の蒙古に屬するにも拘らず、此處に府縣制を布いて直省管下の民治官を置く所以なり。

右の如き事情の下にあるを以て、是等開放地域內に於ける行政は之を他地方の行政に比し多少の相違あるは勿論なり。其主なる點を擧ぐれば

一、土地は蒙古王公の所有に屬す。故に其土地の開放には支那官憲と蒙古王公との間に協議允諾を要す。移住民の是等開放地に於て所定の土地を借り入るゝには先づ第一に一定の借地料を納入せざるべからず、其後に於ても一定の地租を納むるの義務を有す。其開放に關しては荒務局の如き機關ありて其事務に當り、地租等の稅務機關としては地局あり。前者は支那政府に屬し、後者卽ち地局は蒙古各旗の所管に屬す。

二、開放地內と雖も蒙古旗人の住居せる所は、支那の民治官も之を統治すること能はざるなり。是等の旗人に對しては未開放地に於けると同一に蒙古王公の統治に屬す。

三、移住民と雖も滿漢人に非る蒙古人は支那民治官の管轄に屬せず、又蒙古王公と雖も自己の所屬旗民を除いては管轄權なく、此の種の移住蒙古人は無國籍者の如き感あり、通常は便宜に從て支那化せるものは支那側の管轄を受け、支那化せざるものは蒙古王公の統治に服す。

四、蒙古人と移住民との間に起る訴訟事件は恰かも國際私法上の問題に似たり。然れども大體に於て支那民治官は之が裁判權を有し、犯罪行爲に對しては其の罪の輕重に從て或は杖班、或は馬班、或は又た習藝所等に入獄せしめ、蒙古人なる時は之を蒙古王公に送交して處置せしむ。

五、經費銀と稱するものあり、土地開放に關し支那官吏の諸費用として移民の借地料中より、百兩に付十五兩丈け支那官吏に出すもの也。

又賦課錄として巡警養生學堂の經費の爲めに租稅以外に一般人民より徵收するものあり。而して地局は之に預らず多くは巡警等其の事に當る。

## 第二章　直隸省と蒙古

從前直隸總督の統轄に屬せる蒙古地内の直隸省府州縣左の如し。

一、宣化府

宣化府には口北兵備道駐在し、都統と共に宣化府一帶を監督す。又撫民、同治等を指揮するの權あり。

宣化府の管下には七縣、三州、三廳あり。縣には各知縣州には知州、廳には同知等の長官あり。

宣化縣　萬全縣　懷安縣　西寧縣
赤城縣　懷來縣　龍門縣
蔚　州　保安州　延慶州
張家口　獨石口　多倫諾爾

二、承德府

右北口外熱河にありて次の一州三縣一廳を有す

平泉州
豐寧縣　欒平縣　隆化縣
圍場廳

三、朝陽府

土默特右翼大凌河の北岸にあり、素と承德府に屬し乾隆年間の開設に係る。後ち縣衙門を置きたりしも所管區域の擴大に伴ひ、光緒二十九年府治に改め知府を置けり。

所屬地方は土默特二旗、喀喇泌、奈曼、錫呼圖噜喻、敖罕及び喀爾喀左翼の地方にして、左の四縣あり。

イ、建昌縣　光緒二十九年に設置せられ、喀喇泌左翼地方を管轄區域とす。

ロ、建平縣　同上敖罕旗及び平泉府管下及び建昌縣管下の一部の地を割いて本縣の管轄區域とす。

ハ、阜新縣　同上錫呼圖噜喻及び喀爾喀左翼地方を管轄區域とし、縣衙門未だ設置せられずして借家内にて事務を取りつゝあり。

二、綏東縣　光緒三十四年二月設置せられ、奈曼旗地方を其管轄區域とし、衙門は噜喻にあるも未だ建築物なく阜新縣と同じく借家内にて事務を取りつゝあり。

四、赤峯州

從來承德府管轄下にあり、光緒三十四年二月、其赤峯縣下に屬する地を割いて其管區をも大にし、之を赤峯州なる直隸州とせり。其管轄地方は翁中特、巴林、阿魯科爾泌、東西札魯特等にして、現今は左の二縣あり。

イ、開魯縣　光緒三十四年に設置し、阿魯科爾泌及び東西札魯特の三旗地方を管區とす。

ロ、林西縣　同上巴林左翼、翁中特地方を管轄す。

## 第三節　東三省と蒙古

### 第一款　奉天省と蒙古

奉天省都督の節制を受くる地方は

科爾沁左翼前旗、科爾沁左翼中旗、科爾沁左翼後旗、科爾沁右翼前旗、科爾沁右翼中旗、科爾沁右翼後旗、札賚特旗、扎薩克圖、圖什業圖、達賴罕、突圖、博王の各旗

にして其所屬下の如し。

一、昌圖府、光緒二年府を設く

南滿鐵道昌圖停車場の西南二十清里の所にあり、其所屬地方は科爾泌左翼卽ち博王旗の地にして、其下に一州三縣あり。

イ、遼源州　鄭家屯にあり、同治十年清朝官吏初めて此地に赴任し、後ち光緒十年頃康平縣より一小官吏此地に來りて民治の任に當り、全く康平縣の管下にありしも、光緒二十八年遂に遼源州の新設となり、康平縣の管下より獨立し、今日にては科爾泌左翼中旗卽ち達賴罕王旗の一部を管轄す。卽ち南方三江口より五家子に及び、康平に接す。東は遼河本流及び外遼河を以て奉化縣境に接す。北西の方面は尙ほ未開放の蒙古諸部落なり。

ロ、懷德縣　八家子にあり、長春の西約二十清里にして光緒六年の設置に係る。其管轄區域は科爾泌左翼中旗卽ち達賴罕王旗の牧地たりし地方なり。

ハ、奉化縣　買賣街にあり、四平街より凡そ三十清里の北西に方り、科爾泌左翼中旗卽ち達賴罕王旗の一部を管轄す。

ニ、康平縣　嘉慶年間より開放せられ、光緒七年に縣を設置し、其管區は東西約百三十清里南北百八十清里の地にして、博王宾圖王達賴罕王の各旗の一部に跨る。

二、洮南府　光緒三十年設置

素と薩雞街茅と稱せし蒙古の一寒村なり。札薩克圖王旗の管下に屬し、光緒二十八年札薩克圖王と協商して土地開放を行ひ、始めは知縣衙門を設置したるも移民の數日に增加する計りなりしを以て、三十年更に府と改め知府を赴任せしむることゝせり。

遼源州の北西約五百清里の處にあり。目下は札薩克圖王旗、蘇鄂鎭國公旗、圖什業圖王旗に於ける開墾地の移民を管轄し、其管下に左の四縣あり。

イ、開通縣　光緒三十二年の設置に係り、洮南府の南百二十餘清里の地なる七井子と云ふ地にあり。其管轄區域は科爾泌右翼前旗卽ち札薩克圖王旗に屬する地方にして村落四十餘あり。

ロ、靖安縣　光緒三十二年頃に設置せらる。洮南府の東北約七十清里、百城子に同縣衙門あり。其管轄區域は科爾泌右翼後旗卽ち蘇鄂鎭國公の管下たりし地方なり。

ハ、安廣縣　光緒三十四年設置。洮南府の東方百八十清里の高家窩堡にあり。其管轄區域は科爾泌右翼後旗の一部なり。

ニ、醴泉縣　光緒三十三年設置。洮南府西北二百清里の所にあり。土謝圖王旗に屬せる地方を其管區とす。

ホ、此外鄭家屯より開通縣に至る間にバーインサンと稱する地方あり、玆にも新縣衙門設置の計畫あり。

三、新民府

管下に屬する蒙古の開放地はたゞ彰武縣あるのみ。同縣は光緒二十八年に設置せられしものにして、從來は養子

木と稱し一大牧場たりし所なり。地方人民は現に此地方を稱して來春と稱し、其意牧場と云ふことなり。

第二款　吉林省と蒙古

吉林管下の蒙古は郭爾羅斯前旗の地にして、長春府管下の農安縣卽ち是れなり。農安縣はもと龍王と稱し、長春を去る西北百二十清里の地にあり。

第三款　黑龍江省と蒙古

黑龍江管下の蒙古には扎賚特、杜爾伯特の二旗及び郭爾羅斯後旗の開放地あり。光緒三十年頃より經營を初め左の三廳あり。

イ、肇州廳　光緒三十二年新城の北方松花江の北岸に設置せられ、管區は郭爾羅斯後旗なり。此下に肇東分官あり、肇州廳には通判を置きて其長官たらしめ以て移民民治を司らしむ。

ロ、大賚廳　齊々哈爾の南方莫勒罕岡子と稱する新城あり、其西北五百二十清里の地に設置せられ、撫民通判其の長官たり。大賚特旗に屬する地方を其管區とし、景星鎭塔子城に分遣官あり。

ハ、安達廳　哈爾賓の西北百八十清里の地に設置せられ茲にも亦撫民通判あり、杜爾伯特旗を以て其管區とす。

## 第四節　山西省と蒙古

山西都督の管下にあるべき地は次の如し。

一、大同府

豐遠鎭あり

二、朔平府

左の諸地方あり

| | | | |
|---|---|---|---|
| 寧遠 | 和林郭勒 | 克托克 | |
| 歸化 | 清水河 | 薩拉齊 | |
| 綏遠 | 武川 | 興和 | |
| 王原 | 東勝 | 陶林 | |

# 第四章　蒙古政治の眞相

（其自治の狀態）

## 第一節　優越なる蒙古自治權の由來

現今の蒙古王、公、台吉は多くは元朝の後裔なり。明の大祖中國を平定するや、元は北方に驅逐せられたり。然れども明は是等元民を全く剪滅して其版圖となす能はざりき。故に元の子孫は漠の南北にありて各自一小版圖を形造り、各獨立して首長を定め、之を頂いて家長的制度の下に自治を行へり。然れども是等の民族は各部落に割據して互に相爭ひ、明末に至るも尙ほ統一せられずして止みたり。從て全土を打て一丸となし、南下以て大明を謀るが如き勢力も遂に構成し得ざりしなり。只だ彼等は明朝に對して幾分の敵心を殘存せり。

清の大祖始めて其の基を滿洲に立つるや先づ蒙古に入れり。蒙古部落の各酋長はたゝ明朝を倒すを以て何となく快事に感じ、多くは大祖に歸附して征明の軍に加はれり。後

ち清が覊縻を漠土に稱ふるに至るや、蒙古の酋長は其功を以て封土を賜ひ、古來より分立せし其領土は依然として其儘に存續することゝなり、以て今日に及べり。

清朝も亦其建國の當初に於て、是等蒙古各酋長の力により、明を征する上に尠からざる援助を得たり。否寧ろ清朝の明を破りたる功は慓悍無比の蒙古兵に歸すること多かりき故に清朝は是等酋長を其從來の領土に封せざるべからざるの地位に立ちたるのみならず、一方に於ては之が懷柔の必要さへ生じ、其の封爵は清朝の宗室と之を同一にせり。卽ち

一、親王
二、郡王
三、貝勒
四、貝子
五、公（鎭國公、補國公）

の五等に分ち、尙ほ之を世襲となし、其王公の子弟には一等より四等に至る臺吉の號を與ふることゝせり。

一、一等臺吉　親王の子弟及公主の子
二、二等臺吉　郡王貝勒の子弟及郡主の子
三、三等臺吉　貝子及公の子弟並に縣主郡君縣君の子
四、四等臺吉　三等臺吉以上のもの〻子弟

其女子に對して左の如き爵位を與ふることゝせり。

一、郡主　親王の女
二、縣主　郡王の女
三、郡君　貝勒の女
四、縣主　貝子の女

台吉の外に塔布囊と稱するものあり、台吉と共に現今には親王以下の王公と同一義にして、土默特左翼及喀喇沁三旗の如きは皆塔布囊と稱す。

外蒙古には此外親王に匹敵する汗（或は親王以上）あり、而して塔布囊なし。

軍功による爵位には達爾漢（ダルハン）なる號を與ふ。

凡そ是等爵位は清朝に歸服せる時の功績如何にあり、又は勢力の大小にあり、右の如く階級ありて一定せず、或る旗には親王以下全部を有すれども、或る旗には單に台吉のみにて親王も貝勒も居らざる處あり、其次第は蒙古區劃一覽表に付て研究せん。

斯の如くにして王公は其祖先の國土に封ぜられ、理藩部、將軍、都統或は大臣等の監督控制を受くるの名を有すと雖も、事實は之に反して殆ど完全なる獨立を維持し、自ら家長的地位に居て專斷の政治を行ひつゝあるなり。吾人は假りに之を蒙古の自治と稱するなり。

左に內外蒙古に於ける是等有爵王公の人員を示さん。

（大正二年一月末日調査）

## 第二節　旗制概論

蒙古を分て二行政區劃とす。內蒙古及び外蒙古卽ち之れなり。

### 一、內蒙古

內蒙古にては部落の小なるものを旗とし、旗を合せて部とし、更に部を合して盟となすこと下の如し。

一、哲里木盟（四部十旗）

- 科爾沁部　六旗
- 札賚特部　一旗
- 杜爾伯特部　一旗
- 郭爾羅斯部　二旗

二、阜索圖盟（二部五旗）

- 喀爾喇部　三旗
- 土默特部　二旗

三、昭烏達盟（八部十一旗）

- 敖漢部　一旗
- 奈曼部　二旗
- 巴林部　二旗
- 札嚕特部　二旗
- 阿嚕特科爾沁部　一旗
- 翁牛特部　一旗
- 克叶克部　一旗
- 喀爾喀左翼　一旗

四、錫林郭勒盟（五部十旗）

- 烏珠穆沁部　二旗
- 浩齊特部　二旗
- 蘇尼特部　二旗
- 阿巴喝部　二旗
- 阿巴哈納爾部　二旗

五、烏蘭察布盟（四部六旗）

- 四子部落　一旗
- 茂明安部　一旗
- 烏喇特部　三旗
- 喀爾喀右翼　一旗

六、伊克昭旗（一部七旗）

- 日勒爾多斯旗　七旗

以上總計

| | |
|---|---|
| 盟 | 六 |
| 部 | 二十四 |
| 旗 | 四十九 |

## 二、外蒙古

外蒙古には盟の外に尙ほ種族的區劃あり、卽ち、喀爾喀、杜爾伯特、杜爾扈特、和碩特等にして、是等の種族は各其下に盟若干を有し、盟の下に部族あり、部の下に旗あることは內蒙古に同じ。

一、汗阿林盟（一部二十旗）　十二附圖汗部　二〇旗

甲、喀爾喀

- 二、齊々爾里克盟（三部二十四旗）
  - 三音諾顏部　三旗
  - 額奧特部　二旗
- 三、克魯倫巴爾和地盟（一部三旗）東臣汗部　三旗
- 四、札克畢拉色欽畢都爾諾爾部（三部十九旗）
  - 札薩克圖汗部　六旗
  - 輝特部　一旗

乙、杜爾伯特

- 一、賽圖濟雅哈圖左翼盟（二部十一旗）
  - 杜爾伯特部　一〇旗
  - 輝特部　一旗
- 二、賽圖濟雅哈圖右翼盟（二部四旗）
  - 杜爾伯特部　三旗
  - 輝特部　一旗

丙、土爾扈特

- 一、南烏訥恩素珠克圖盟　土爾扈特　四旗
- 二、北同上　同　三旗
- 二、東同上　同　二旗
- 四、西同上　同　一旗
- 五、青塞特奇勒圖　同　二旗

丁、和碩特　巴爾塞特奇勒圖盟　和碩特　三旗

以上總計

| | |
|---|---|
| 族 | 四 |
| 盟 | 十二 |
| 部 | 十七 |
| 旗 | 百十六 |

# 廣東省鹽政事略

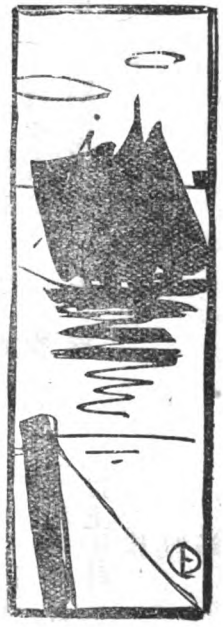

鹽政整理は支那財政上實に焦眉の急務也。借款擔保として將又國庫歳入の增收策として至要事中の至要事たらずんば非ず。夫れ鹽稅歳入は目下五千萬兩に計上せらる。而も鹽政整理にして一度其効を奏せんか、一躍して一億萬兩に達せしむるも決して難事に非ずと云ふ。彼の清末百政頽廢し、政界積弊の纏綿する所となるや、由來專賣制を實施し來れる支那鹽政の紊亂は其極に達し、私運密賣到所に現はれ、鹽梟數百の部下を拉して白晝公然之を敢てする者すらあり。砂鹽の混淆、鹽價の私定等特許商の奸手段は頻々として續出し、沿岸尙鹽魚を購ひて以て惡質高價の鹽に代用する者多き奇觀を呈せり。

民國政府除弊興利の第一鞭は、應に此鹽政整理の上に加へらるべき也。此際吾人が支那鹽政の現狀に顧到し、之が講究に任ずるもの、亦決して故なきに非ず。

## 一、製鹽場と其監督

夫れ廣東省は古來產鹽の豐多なるを以て稱せらる。沿海一帶產鹽の地ならざるなく、往昔其盛時に際しては廣東鹽場(製鹽所)二十一個所を錄せられたるも、爾後廢合の結果十二個所を殘存するに至れり、卽ち西江以東に於ける八箇所、同以西に於ける四箇所、合計十二箇所是れ也。前淸時代には鹽專賣制に依り、廣東鹽は全く兩廣總督の管理に歸し、行政機關として省城に鹽運司の設置あり、其下に惠潮江贛分司を潮州府城に置きて、西江以東の鹽場を監督し、又高廉分司を高州府城に置きて、西江以西の鹽場を監督し來れるが、後者は其後鹽運司に歸併せられたり。海南島瓊州府に至りては產鹽地多きも鹽場(政府の認むる)なきを以て、特殊の制度を設け、包課銀なるものを賦課しつゝあり。包

課銀とは、鹽課(鹽稅)を地丁銀(地租)中に混じて之を徵收し、一定區域を限りて鹽の製造販賣を自由に放任するの制度也。

## 二、販賣法と特許證

支那に於ける鹽販賣法としては、(一)官督商銷(官憲監督の下に商人之を販賣するもの)(二)官運商銷(官憲運送し商人販賣するもの)(三)官運官銷(官憲運送し官憲販賣するもの)の三種あれども、廣東鹽の販賣は、其第一法に該當するものなり。

行銷地(販賣區域)は左の七區に限定せらる。

一、廣東省內
二、廣西省內
三、雲南省雲南府及開化府內
四、福建省汀州內
五、湖南省桂陽府及郴州內
六、貴州省古州內
七、江西省贛州府及南安府內

販賣特許法に就ては廣東省は由來票を用ひずして引(特許證)を用ふ、其引數は乾隆年間に於て七十八萬一千七百九十八件と規定せられしも、其後九十四萬〇六百三十件に改定せられたり。而して一引は二百三十五斤なりとす。

## 三、販賣法の沿革

廣東省に於ける鹽販賣法は、もと場商(鹽製造地の問屋)なる者直接鹽場に就きて製鹽全部の買〆を行ひ、之を埠商(商業市場の問屋)に賣渡し、埠商より一般消費者に販賣するの規定なりしが、其後場商常に資金の不足を來し、製鹽全部の買〆を行ふこと能はず、爲に種々なる奸策を弄し、密賣頻りに行はれたるを以て、康熙年間遂に此法を撤廢し、鹽運司より資金を出して製鹽全部を買締め、官船に依りて之を一定地に運送し、埠商をして購入せしむるの方法を採用せり。されど此制たるや、埠商は其販賣終了後始めて鹽價及鹽稅を納付するものなるを以て、官憲は之が爲に多大の損失を蒙り、遂に其資金を失ふに至るを免れず、於此乾隆年間更に此法を改定し、鹽商より先づ一定の醵金をなさしめ、其內一部を鹽運司に納付し、之を以て購鹽資金に充當するの方法を採用せり。該醵金額は一百四十萬兩と規定せられ、出資商人中十名の總商(總代)を選擧せしめ、廣州府城に總局を設け、各要地に鹽庫六箇所を置き、以て鹽の買收販賣等一切の責任を總商に歸して之を辦理せしめたるも、總商の得る所は每年一定の鹽課に止まりしを以て、其破產せざる者殆んど之なきに至れり。只官憲側にありては其製鹽全部を該鹽庫に收納し、鹽商をして先づ鹽課を納付し、然る後鹽の運送に着手せしめたる結果、殆んど確實に鹽課の收入を得て、省財政を幾分潤ほすに至れるのみ。されば嘉慶年間該總商を廢し、新たに鹽商中より六名を選擧し、六箇所の鹽庫を管理せしめ、其任期を三年とし、其規則を嚴にして以て官商双方の損失を免れしむるに至れり。此法其後漸次改良せられ整頓せられつゝ遂に現今に及べり。而

して現今該六名の管理員は、事實上鹽務の全權を掌握し、鹽を鹽産地より鹽庫に運到し、鹽庫に在りて鹽商を招ぎ、鹽價を協定して之を販賣し、鹽商之を各地に販運するものなれば、官憲は鹽一年の賣上高幾何に達するやを知るに由なく、唯一年六十萬兩内外の鹽稅を該管理員全體より領收し、之を中央政府に報告するに過ぎず。

## 四、第一回鹽政改革

廣東省に於ては從來賭博を公認し、之に對して賭稅を賦課徵收し來りしが、近年賭博の弊害益々甚しく、廣東官憲も遂に之を廢止するの已むなきに至り、賭稅に代るべき者財政上の財源として、鹽政改革を企て、宣統一年秋遂に商運の法を制定せり。是れ商辦粵鹽公所（商人管理廣東鹽業組合）の設立せられたる所以にして、該公所の章程を示せば左の如し。

### 商辦粵鹽公所章程

第一條　本公所は兩廣總督の命を奉じ、鹽政賭稅の改革を行ふを以て目的とし、鹽販賣及鹽稅徵收に關する事項を承理す。鹽場より鹽を運到し以て之を各地に分配するも、本公所は一般商事會社と其性質を異にし、之を名付けて商辦粵鹽公所と稱す。

第二條　本公所は總董（所長）、副總董（副所長）各一名及司事（事務員）若干名を置き、總董は本公所一切の事務を總理し、副總董は之を協助し、司事は執務に任ず。總董副總董は鹽商全體より之を選擧し、其任期は前制に依る。

第三條　本公所廣東鹽を承理するに、正餉（正稅）年額一千萬兩、公所經費及職員の賞給手當等二十萬兩とし、之を十二箇月に分割し、每月十五日以前に分納せしむ。

第四條　本公所廣東鹽を承理するは全く創草の事に屬し、且つ開所後三箇月以内に舊存の鹽全部を賣却すと雖も、其數量に限りあるを以て、先づ每月四十萬兩の鹽稅を納付せしめ、該三ケ月に於ける不足稅額は第二年目より十二ヶ月以内に每月之を分納せしむ。

第五條　廣東鹽は本公所の承理に歸せるを以て、總ての請負販賣及鹽稅請負納付に關する金額は商人より之を報告す。

第六條　本公所は鹽庫を設置し、鹽船を購入するの資金として、每年若干兩宛十年間之を領收支出せざるべからず、然れども若し經營其宜しきを得て欠損を招ぐ事なくば更に延期續行し、若し之に反し欠損百萬兩以上に達するが如き事あれば、官憲之を回收し、別に人を擇んで之を經營せしむべし。該資金は之を鹽稅額内より按分控除するものとす。

第七條　本公所は開所前一箇月間先づ鹽場に於て鹽の蓄積をなし、開所後販賣着手に便するものとす。

第八條　鹽場並に鹽の運送賣買に關する一切の事項は本公所の當然掌理すべきものとす。該事項に關し本公所は本省官憲に請ひて、各地方文武官に對し保護方を通牒し、關稅司に對し本省鹽厘金稅代納許可方を通牒し、各鄉紳營兵等に對し一切の贈賄、寄附、納金等免除方を取計らふべし。

第九條　鹽分配方法に關しては、販賣區域及販賣高を一定し、鹽販賣者に對しては、本公所より其許可證を發給し、若し私運密賣等ある時は販賣許可を取消すと共に官憲に上申して其處分を請ふことあるべし。

第十條　廣東鹽を以て廣西、江西、湖南、福建各省に輸送販賣する者は、各該省鹽政の規定に從ひて納稅及納金を行ふものとす。

第十一條　廣東鹽の販賣は全く本公所の事業に屬するを以て、各地舊存の鹽にして賣却終了せば、販賣を停止すべし。本公所は公平なる價格を以て成る可く速に各地舊存の鹽を回收せんと欲す。卽ち回收擔價に就ては本公所より先づ其相當運賃を給し、以て專ら公平を期すべし。

第十二條　省城に於ては既に南倉儲鹽所より點明所に請ひ、其貯藏の鹽を時價にて本公所に賣渡したり。是れ鹽政統一上至要の事なりとす。

第十三條　旗人及貧窮に對しては從來鹽價を割引して之を賣與しつゝあり、

本公所亦之に從ふ。

第十四條　鹽販賣區域中事變に依り販賣を停止するものあれば、該區域に對する鹽稅を輕減すべし。鹽販賣區域は本公所販賣開始前之を劃定す。

第十五條　凡そ鹽場に於ける鹽產額は、場官より本公所に報告し、本公所より各地方への分配額を報告す。

第十六條　舊來鹽田を有し又は新たに鹽田を開設せんとする地方に於ては、均しく本公所廠を設け、本公所より人を派遣し各鹽戶及曬丁（製鹽職工）等を監督せしむ。曬鹽は時價に照して之を買收し、盜用密賣及鹽質欺瞞等をなすを許さず。若し之に違反する者あれば、本公所より上申して處分を請ふ。本公所亦故意に安價を強ふるを得ず以て公平を期すべし。

第十七條　產鹽需要に充たざる時は、本公所より鹽を隣省に借り、又は之を買入れ以て不足を補ふものとす。但し外國產鹽を密賣するを得ず。若し之に違反し確證ある者は本公所より上申處罰を請ふべし。

第十八條　想ふに瓊州崖州地方の鹽田開けてより茲に三十年也。本公所道同之を承理し、人を派遣し各鹽場に對すると同じく、其鹽を買收するに專ら公平を持す、斷じて密賣するを許さず、若し之に違反する者あれば本公所より上申して處分を請ふべし。

第十九條　鹽田の豐凶常なく、鹽價の高低豫め計り難く、鹽料は地方によりて同じからず。惠州、高州、雷州、廉州等の各地方は、大なる鹽產地にして、鹽價自ら低廉なり。若し之を以て西江北江流域の鹽販賣地、江西、廣西、湖南等各省の引地に運輸すれば、運費多額を要し、鹽價自ら騰貴すべし。故に茲には督憲の訓示に基づき廣東省城に於ける鹽價を以て標準となし、貴州省と雖も每斤銀五分六厘を越ゆることを得ず、其他各地方に至りては、道路の遠近、運費の多少により之を類推すべし。

第二十條　鹽は之を各市場に分配すべしと雖も、本公所より隨時調查委員を派遣し、司事と共に該市場に至り事情を調查せしむ。委員の手當は本公所の負擔とす。

第二十一條　凡そ鹽場に赴き鹽分配に預らんと欲する者は、先づ本公所に向つて配鹽許可證を請求し、鹽を省城に運送し來り、本公所の驗查を經て然る後之を販賣することを得、販賣終了すれば、前項の證書に依りて再び配鹽を受け得るも、此際該證書驗查濟證を給し以て弊根を絕つものとす。

第二十二條　鹽の運送に對しては從來運照（厘金局通過證）旗程（旗印票）を請求し來れるも、鹽管理既に本公所に歸したるを以て、今後本所より之を受領し置き、請求者に發給すると共に本公所證書を與へて之を證明すべし。

第二十三條　鹽場に赴き配鹽を受くる者は、必ず運送船を雇入るべし。運送船としては快艇船、汽船、曳船等あり。各運送船は本公所の出資に依りて之を增置し、本公所規定に依り各運送屋と相聯絡し、運送屋にして運送を引受けざる場合は本公所より其運送船を借用べし。

第二十四條　凡そ運送船にして途中鹽を盜用盜賣する等の事あれば、查出次第之を嚴罰すべし。

第二十五條　想ふに沿海の大小漁船に於て鹽を鹽魚用に供する場合、鹽購入上不便多かるべきを以て、本公所は船上廠を設け、各漁船への配鹽に便せんとす。漁船は外國產鹽を購入することを得ず、之に違反する者は之を處罰すべし。又漁船は鹽を積載したるまゝ六門を入ることを得ず、以て鹽の脫漏を豫防すべし。所有ゆる從來の漁標に關する事項は一切本公所に於て之を管理すべし。

第二十六條　本公所は鹽密賣者搜查員を選聘して以て愼重を期すべし。

第二十七條　本公所は舊制の加く鹽密賣者搜查汽船を借用すべし。

第二十八條　鹽密賣者は外國產鹽若くは內地產鹽の數量の多寡に應じ、分別處罰すべし。密賣豫防及捕縛に關しては江蘇、浙江等の施設に倣ひ、鹽凶（鹽密賣を業とする匪賊の頭領）は之を極刑に處すべし。

第二十九條　各處舊關厘金局に於ては、本公所より人員を派遣し、密輸送者を搜查捕縛し、又各要地には本公所より廠（監視所を指す）を設けて、監視せしめ其經費はすべて本公所より支辨す。

第三十條　水上に於ては官船に依りて鹽密輸送を監視し、若し之を搜出せば其船主を檢擧して究問すべし。

第三十一條　本公所は奸商が口を外國人の食料に藉り、外國產鹽の密輸入をなす者あらんを恐れ、外國產鹽を積載せる儘內河に入る者あれば、條約に

照し一律之を商帳入として處分すべし。

第三十二條　本公所加入鹽商にして、若し貸借關係上の爭議或は訴訟事件あれば、各該商の自理に放任し敢て干涉することを得ず。

第三十三條　本公所鹽政を承理するや、總董司事等を置く、皆責任重大なるに屬す。又出資擴金に際しては、外國人の加入するを許さず、若し之に違反する者あれば其出資は之を無効とし、之が仲介をなす者は嚴罰に處すべし

第三十四條　本公所の鹽政承理に就ては、督憲の旨を奉じ其認可を經たるものとす。

宣統元年十一月時の兩廣總督の上奏文に依れば、該公所は先づ三ヶ月之を試行し、豫定の如く鹽稅を增收する事を得ば、廣東省の賭博稅を全廢して之を實施すべしと云ふ。

## 五、第二回鹽政改革

商辦粵鹽公所設立せられてより未だ幾何ならず、早くも其組織不備の聲起り、遂に有力なる廣東商人等相協力して新たに商辦粵鹽公司なるものを設立するに至れり。而して其設立に際しては、兩廣總督の認可と其代奏とを經たるものにして、前者の公所と稱するに反し、後者は公司と稱し、名詮自稱、其組織の自ら異なるものあり。今該公司の章程を示せば次の如し。

兩廣改良鹽務章程

一、宗　旨

想ふに兩廣（廣東廣西兩省）の鹽稅は、國庫收入の大宗なり。歲入四百萬元、鹽政大體に於て整頓せりと云ふを得可し。今や鹽價膨脹策を行ふに當り、僞秤の使用流行せば、眞秤の使用自ら減少し、鹽價膨脹も遂に其効なきに終らん。於此乎除弊興利の第一義は、私を變じて公となすに在り。鹽政の改善統一を圖るは實に本公司設立の宗旨なりとす。

二、職　務

兩廣鹽政は之を商人の管理に歸す。

一、公司を設立し、資本を醵集し、各商の名義と危險とを以て之を經營す。

二、每年徵收すべき鹽稅は、正雜兩稅を合して一千二百萬元とす。納稅には七兌九九五平を用ひ、其他通貨の換算相場は日々之を揭示すべし。公司設立に際し、一百萬元は勅許願出の爲め之を中央政府に納金し、一百萬元は認可願出の爲め之を總督に納金し、該二百萬元に對しては、本公司業務開始の日より徵稅し、其餘の一千萬元は每月之を分納せしめ、滿年には一ヶ月分を增徵すべし。

三、現行の官辦（官憲管理）と商辦（商人管理）とに論なく、均しく商辦に歸し、運照、旗程の下附も亦之を本公司の管理に歸し以て統一を圖るべし。

四、今次本公司の設立は責任甚重大なるを以て、一面勅許を仰ぐと共に一面農工商部に屆出で、登記を行ひ、然る後諸事立案するを要す。

五、既に鹽販賣と鹽稅納付とを請負ふ以上、すべての損益に關しては各省自ら其責に任ずべし。

六、創草の際に屬し、倉庫の建設、船舶の購入等莫大の經費を要するを以て、漸を逐ふて之を完備せしむべし。各業務の管理は之を發起人以外の商人に引受けしむるを得す、發起人事故に依り、一時缺員を生ずることあれば、

本公司は他の商人を選出して一時之を補充するも、該發起人を改廢することを得ず。又本公司は妄りに之を改造するを得ず、以て信用を保障すべし。

七、所謂鹽場、鹽埠、鹽引の下附及鹽價の評定等に關する事項は、すべて本公司の主管に歸すべし。

八、本公司は巨額の納稅を請負ふものにして、中央政府への納稅、省官憲への納金、其他本公司職員の賞給手當一切の費用は、之を正稅の領收に俟たざるべからず。但し別に附加金を徵するを得ず。

九、鹽商等の鹽稅送達に關しては、本公司より豫め總督に稟請し水陸兩提督及各地方文武官をして、之が保護に任せしめ、又廣西巡撫に移牒し、本省同樣の取計方を請ひ又各關稅司に命じ、すべて便宜の處置に出でしむべし。

十、本公司既に納稅を引受けたれば、從來の舊關厘金稅等は一切之を免せられ、各地の鄉紳、官吏、營兵等は納金を强ふるを得ず。其他各種の納金、寄附等亦之を免せられ、之が納附を强要するを得ず。

三、鹽　場

想ふに各產鹽地に於ては、均しく鹽場の設置あり證書を徵して配鹽を行ひつゝあり。本公司は其統一を圖らんとす。

一、本公司より人員を派遣して各鹽場に分駐せしめ、各鹽場に商廠(出張所を指す)を設置すべし。鹽戶製鹽後は時價に照して之を買收し、庫內に收藏し置き、配鹽は同一價格を以て公平に之を行ふべし。

二、各鹽場に於ける鹽戶及晒丁は均しく本公司の章程に從ひ盜用密賣等をなすべからず。若し之に違反する者あれば嚴罰に處すべし。

三、各鹽場は本公司に於て管理し、鹽の收配に關する一切の收支は本公司之を管理す。

四、鹽場に於て配鹽を行ふには、均しく證書を徵して之を行ひ、升量は杜影斛を以て計量す。

五、廉州、瓊州地方には鹽產地あれども鹽場なきを以て本公司より人員を派遣して專ら之を買收せしめ、密賣をなすを許さず。

六、各鹽場に於ける場官、役員の從來收め來れる規費(賄賂)は之を廢止し、再び强要するを許さず。

七、各鹽場に於ける歲費は、本公司より補助す。

八、各鹽場及鹽產地は其現存のものは勿論今後開設したるものも均しく本公司の管理に歸すべし。

四、鹽　埠

分區販賣法に依り、全省の鹽販賣を統轄す。

一、鹽引(販賣特許證)は、本公司に於て之を發給する外、各鹽埠支店に於て之を受理す、後者の場合に於ては、豫め本公司に至り鹽引數及稅額を協定し、契約書を作製したる後其下附を受け、稅額は本公司發給の證書に基づき定期納付し以て責成を重んずべし。

二、一定區域の鹽引は、該區域以外に於ては無效とす。

三、各鹽埠に於ける鹽價は、本公司に於て隨時之を議定し又人員を派遣して各鹽埠の狀況を調查せしめ、以て聯絡を圖り公平を期すべし。

四、各鹽埠に於ける鹽販賣は、本公司議定の時價以外、任意に騰貴を行ふべからず。

五、沿海各漁船用鹽は、本公司の船上廠に於て之を供給すべし、密購入をなすを許さず、若し之に違へば嚴罰に處し、又鹽を積載したる儘入港するを得ず。以て鹽の脫漏を豫防すべし。

五、運　輸

目下本公司運送船は鹽場より鹽を運送する事を司る。

一、鹽運送船の鹽場に赴く時は先づ本公司より定期配鹽證を領收し、鹽場に至りて其檢查を受け、定期配鹽を領したる上鹽場より配鹽證に對する受取證を受領し、之を持して省城に至り、本公司の檢查を受けたる後、鹽販賣に着手するを得べし。

鹽販賣終了すれば、前次の配鹽證を受領して、鹽場より配鹽を受け得べし。三項四項皆之に准ず。

二、鹽場より配鹽するには必ず運送船を用ふ。運送船は快艇船又は汽船及其他船舶を用ひ、專ら運輸に便すべし。本公司より出資して如上運送船を增置し、運送を引受け、本公司章程に依り之を管理すべし。若し運送引受人にして本公司章程に違反すれば配鹽を許さず、且つ該船を本公司の用に歸し、相當借料を給すべし。之を阻抗する者は稟請して嚴罰に處すべし。

三、各運送船にして中途鹽を盜賣する等の事あれば搜出次第嚴罰に處すべし。

六、密輸密賣者の搜查逮捕

是れ最も重要なる事項にして、私梟（密輸密賣者）を剿絕し、鹽稅を整理する所以也。

一、梟黨を搜查し以て鹽の供給に便ならしむべし。香港澳門等の出資商と相聯絡し、協力一致して之が搜查に任じ群梟をして其據る處を失はしめ、又其踪跡を暗ますを得ざらしめ以て偵察逮捕に便するものとす。

二、現時各鹽商の鹽埠に在るや、各自衞に忙はしきを以て私梟此隙に乘じ自ら跋扈跳梁するに至る、本公司は此に於て其搜查方を商統（總代）に歸し、各地に施設を有して密輸の隙なからしむべし。

三、各私梟の冒險犯法を敢てする所以は、皆生計に窮するが爲也。茲に先づ其首魁を羅致し、漸次餘黨に及び之に相當衣食の道を與へて以て梟黨を剿絕せんとす。

四、凡そ賞罰は最も嚴明なるを貴ぶ。現に各地商人に懸賞して梟黨逮捕に力めしめ居れるも、其効果顯著ならず。本公司は之が爲に重賞を懸くべく、請ふに嚴罰を以てし勸懲の効を收めんとす。

五、督憲に請ひて地方文武官、新關稅司に通檄し、又各地の關卡、厘金局、兵船等に命じ、本公司と協力して梟黨の搜查に當らしむべし、本公司は多數汽船を備へ、銃器を購入し各要地を扼すべし。又各地を巡視し種々施設をなして嚴重逮捕に力むべし。

六、所有官船、兵船、汽船は一律密輸をなすを得ず。各商の搜查を請ふ所以也。

七、從來梟黨搜查等は皆因循姑息にして其効を收め難かり

しを以て、本公司は本省著名の捜査員を聘し、專ら捜査事項を管理せしむべし。

八、鹽運司に請ひ、捜査船を派遣して本公司用に供し、本公司の經費を以て、兵士及捜査員を雇用すべし。

九、各地の舊關厘金局には、許可を得て一二名の捜査員を派遣し置き以て隨時捜査逮捕の便に資すべし。

十、全販賣區域に人員を派遣して、密輸密賣等の監視に任せしむ。

七、制限

鹽稅管理既に本公司に歸せるも、施行の區域遼濶なるを以て、事務多端之が統一を圖るは最も重要なる事に屬す。

一、各鹽埠に蓄積せらるゝ鹽の數量は、常に數ヶ月の需要を滿たすに足るものあり。而して本公司開店後は更に其數量を增大ならしむべし。依て本公司は其蓄積高に對し增徵を行ふべし。卽ち之に對する鹽稅は從來のものと異り、本公司より其蓄積高を調査し、新章程に照し鹽稅を增徵する也。此際曩に納稅したるに藉口して、之を阻抗するを得ず。若し之に違へば罰に處すべし。

二、本公司巨額の納稅を引受けたるも、事創草に屬し、設備俄かに完全なるを得ず。依て各鹽商商人は各自其鹽需要高、稅額、價格等に關し豫備する所あるべし。本公司漸次完備するを俟つて徐々に施設を行ひ、以て收効を期せんとす。現今商力稍餘裕を存するを以て、漸次增稅を行ひ、開業第一回に於ては五十萬元を徵收し、以後每月十萬元宛增徵し、第六回に至り一百萬元に達せしむべし。

三、外國人用食鹽は食用に供するものなりと雖も、條約に限りあり、此間奸商の僻を該食鹽に託し之を密輸入せんことを恐る。依て本公司は一切該食鹽の內地輸入を禁じ之に反する者は內地產鹽と同じく處分せんことを請ふべし。

四、旗人及瞽盲に對しては曩に鹽を減價供給し來れるが、本公司亦之に從ふ。

八、官憲の保護

本公司鹽稅の整理統一に關しては、官憲の保護を請ふべし。

一、各種公會學堂等は鹽稅中より補助金を強要するを得ず。

二、本公司巨額の納稅引受に關しては、總督の命を奉じ國利民福を圖り、除弊興利を以て宗旨となす、創設の際責任最も重大なるを以て、紛議不統一の橫生を豫防せんが爲め、總督に請ひて本公司維持の保護を全からしむべし。

三、各地豪族の民食に藉口し、本公司の事業を妨害せんとするが如き事あれば、官憲の之に對する彈壓を請ふべし。

四、各鹽埠に重大事件あれば、該地方文武官に上申して之が處分方を請ふべし。

五、本公司より發給せる證書類に關しては、各地官衙及稅關厘金局等の信用を請ふべし。

四、各鹽埠に於ける鹽販賣は、本公司議定の時價以外、任意に騰貴を行ふべからず。

五、沿海各漁船用鹽は、本公司の船上廠に於て之を供給すべし、密購入をなすを許さず、若し之に違へば嚴罰に處し、又鹽を積載したる儘入港するを得ず。以て鹽の脫漏を豫防すべし。

五、運　輸

目下本公司運送船は鹽場より鹽を運送する事を司る。

一、鹽運送船の鹽場に赴く時は先づ本公司より定期配鹽證を領收し、鹽場に至りて其檢查を受け、定期配鹽を領したる上鹽場より配鹽證に對する受取證を受領し、之を持して省城に至り、本公司の檢查を受けたる後、鹽販賣に着手するを得べし。

鹽販賣終了すれば、前次の配鹽證を受領して、鹽場より配鹽を受け得べし。三項四項皆之に准ず。

二、鹽場より配鹽するには必ず運送船を用ふ。運送船は快艇船又は汽船及其他船舶を用ひ、專ら運輸に便すべし。本公司より出資して如上運送船を增置し、運送を引受け、本公司章程に依り之を管理すべし。若し運送引受人にして本公司章程に違反すれば配鹽を許さず、且つ該船を本公司の用に歸し、相當借料を給すべし。之を阻抗する者は稟請して嚴罰に處すべし。

三、各運送船にして中途鹽を盜賣する等の事あれば搜出次第嚴罰に處すべし。

六、密輸密賣者の搜查逮捕

是れ最も重要なる事項にして、私梟（密輸密賣者）を剿絕し、鹽稅を整理する所以也。

一、梟黨を搜查し以て鹽の供給に便ならしむべし。香港澳門等の出賣商と相聯絡し、協力一致して之が搜查に任じ群梟をして其據る處を失はしめ、又其踪跡を晦ますを得ざらしめ以て偵察逮捕に便するものとす。

二、現時各鹽商の鹽埠に在るや、各自衞に忙はしきを以て私梟此際に乘じ自ら跋扈跳梁するに至る、本公司は此に於て其搜查方を商統（總代）に歸し、各地に施設を有して密輸の隙なからしむべし。

三、各私梟の冒險犯法を敢てする所以は、皆生計に窮するが爲也。茲に先づ其首魁を羅致し、漸次餘黨に及び之に相當衣食の道を與へて以て梟黨を剿絕せんとす。

四、凡そ賞罰は最も嚴明なるを貴ぶ。現に各地商人に懸賞して梟黨逮捕に力めしめ居れるも、其効果顯著ならず。本公司は之が爲に重賞を懸くべく、請ふに嚴罰を以てし勸懲の効を收めんとす。

五、督憲に請ひて地方文武官、新關稅司に通檄し、又各地の舊關、厘金局、兵船等に命じ、本公司と協力して梟黨の搜查に當らしむべし、本公司は多數汽船を備へ、銃器を購入し各要地を扼すべし。又各地を巡視し種々施設をなして嚴重逮捕に力むべし。

六、所有官船、兵船、汽船は一律密輸をなすを得ず。各商の搜查を請ふ所以也。

七、從來梟黨搜查等は皆因循姑息にして其効を收め難かり

しを以て、本公司は本省著名の捜査員を聘し、專ら捜査事項を管理せしむべし。

八、鹽運司に請ひ、捜査船を派遣して本公司用に供し、本公司の經費を以て、兵士及捜査員を雇用すべし。

九、各地の舊關厘金局には、許可を得て一二名の捜査員を派遣し置き以て隨時捜査逮捕の便に資すべし。

十、全販賣區域に人員を派遣して、密輸密賣等の監視に任せしむ。

七、制　限

鹽稅管理既に本公司に歸せるも、施行の區域遼濶なるを以て、事務多端之が統一を圖るは最も重要なる事に屬す。

一、各鹽埠に蓄積せらるゝ鹽の數量は、常に數ヶ月の需要を滿たすに足るものあり。而して本公司開店後は更に其數量を增大ならしむべし。依て本公司は其蓄積高に對し增徵を行ふべし。卽ち之に對する鹽稅は從來のものと異り、本公司より其蓄積高を調査し、新章程に照し鹽稅を增徵する也。此際曩に納稅したるに藉口して、之を阻抗するを得ず。若し之に違へば罰に處すべし。

二、本公司巨額の納稅を引受けたるも、事創草に屬し、設備俄かに完全なるを得ず。依て各鹽商商人は各自其鹽需要高、稅額、價格等に關し豫備する所あるべし。本公司漸次完備するを俟つて徐々に施設を行ひ、以て收効を期せんとす。現今商力稍餘裕を存するを以て、漸次增稅を行ひ、開業第一回に於ては五十萬元を徵收し、以後毎月十萬元宛增徵し、第六回に至り一百萬元に達せしむべし。

三、外國人用食鹽は食用に供するものなりと雖も、條約に限りあり、此間奸商の辭を該食鹽に託し之を密輸入せんことを恐る。依て本公司は一切該食鹽の內地輸入を禁じ之に反する者は內地產鹽と同じく處分せんことを請ふべし。

四、旗人及瞽盲に對しては曩に鹽を減價供給し來れるが、本公司亦之に從ふ。

八、官憲の保護

本公司鹽稅の整理統一に關しては、官憲の保護を請ふべし。

一、各種公會學堂等は鹽稅中より補助金を強要するを得ず。

二、本公司巨額の納稅引受に關しては、總督の命を奉じ國利民福を圖り、除弊興利を以て宗旨となす、創設の際責任最も重大なるを以て、紛議不統一の橫生を豫防せんが爲め、總督に請ひて本公司維持の保護を全からしむべし。

三、各地豪族の民食に藉口し、本公司の事業を妨害せんとするが如き事あれば、官憲の之に對する彈壓を請ふべし。

四、各鹽埠に重大事件あれば、該地方文武官に上申して之が處分方を請ふべし。

五、本公司より發給せる證書類に關しては、各地官衙及稅關厘金局等の信用を請ふべし。

六、若し一地方事變に遇ひ鹽販賣停止せらるれば、同地方鹽販賣高に應じ、減稅を行ふべし。

七、鹽商意外の事故に依り販賣不可能なるに至れば、鹽稅停納を請ふことを得。

如上の章程に依り設立せられたる公司は、既述の公所と相對峙して、廣東鹽政の紊亂漸く其極に達す。

## 六、廣東鹽政問題の紛糾

當時支那は宣統の新政時代に入り、萬般の制度は急激なる改革行はれ、民心漸く動搖を生ずると共に、中央地方共に財政の困憊殆ど其極に達せり、されば勢ひ地方有力なる地主富豪商人等に對しては財政上の弱點を有するを以て其壓迫を被り易く、廣東の如く官界よりも商界に實勢力ある地方にては殊に甚し、或は鹽の公所を設立し、或は鹽の會社を設立するを許し、公所と公司と兩々相對して下らざるが如き狀態に陷り、鹽政は全く商民の手に支配せられ、殆んど其統一を策して鹽稅增收を行ふ見込無きに至れり。此時此際廣東には一大問題發生せり、卽ち從來廣東地方に於て公然に許下せられたる賭博を禁止すること是れなり、されど廣東の賭博稅は年々一百餘萬元に上る一大歲入なり、賭博を廢止する以上は之が收入も亦望む可らず、何等か他に塡補の道を發見せざる可らず、當時の兩廣總督は鹽稅を以て之に充てんとせり、茲に於てか鹽稅と賭稅、鹽商と鹽稅と云へるが如き極めて重大なる問題となり、廣東全省は湧き返らんが如く議論沸騰せり、第一に諮議局は其意見を中央政府に述べて曰く、

夫れ中國の財政を觀るに、鹽稅を以て最も重大となす、而も稅制の紊亂鹽稅より甚しきはなし。現今政府は特に督辦鹽政署を設けて、之が統一機關となす、獨り廣東省に於てのみ增稅を行ふ能はず。且つ事は國稅に關するを以て、其增減を行ふが如きは獎局の權限の及ぶ所に非ず唯如何にして之を改善し得べきやを講究するのみ。想ふに廣東鹽政の弊根は、官廳、公所、船戶、鹽商等私腹是事となすに在り。政府今鹽政改善を續行せんとす。鹽政管理の任を奉ずる大官は、宜しく該界の積弊を指摘し、私を化して公に變せしむべし、果して然らば鹽政整理も決して至難事に非ざるべし。

廣東省賭稅の起原は、淸佛戰爭の當時、張文襄上奏して賭博の禁を弛うせんことを請ひ、賭稅を課して軍需に當てたるに始まる。之より後甲午賠欵（日淸戰役賠償金）庚子賠欵（團匪事件賠償金）に對する當省負擔額にも充當したり。かくて賭稅は約百萬兩に垂んとし、實に地方重大の一財源たり。此を以て賭博の禁を弛うし、賭稅を徵收すること、其流毒の及ぶ所誠に寒心に堪へざるものありと雖も、之に代るべき他の財源を見出す能はざるが故に、遂に廢止するに至らずして今日に及べり。賭稅は又之を以て一部は地方費に當てらるゝも、其大部分は國家の經費に當てらるる也。中國立憲以來稅法の確立を以て最も急務となせり、賭稅の如きは立憲國絕無の財源也。本年既に地方稅法制定の期に及べり。賭稅は宜しく之を廢

止すべきなり。

憲政分年豫備事項を按ずるに、本年は各省豫算を試理すべきの年なり。度支部財政整理法第十七條に依れば、各省經費不足せば毎年度豫算編成の際各督撫より部臣と會同して、之が補充の策を講ずべしとあり。今鹽稅を觀るに、今後整理改善如何に依り、政府に支出を請ふべき三百三十餘萬兩を除き尚ほ餘裕を生ずるを得べく、之を以て賭稅に代ゆれば其利益果して幾何ぞや。敝局同人專ら之が爲に請ふ。云云

賭博に對する輿論は一般に禁止を主張し、政府も亦之を禁止したり、然れども此頃廣東に於ては粵鹽公所と粵鹽公司との間に權執を生じ、各々中央へ代表者を出して運動する所ありて、鹽稅問題は紛糾せるのみならず、全省の人民は同公司の所定鹽價に不平を唱ふるに至れり。

商辦粵鹽公司の鹽稅引受を行ふや、販賣鹽價の標準としては省城に於ける一斤五分六厘を以てし、省城以外の各府各縣に於ける賣價は省城を去る里程の遠近に依り、其運賃を加へて之を酌定すること丶せり、然るに官民は痛く之に反對し、新聞紙の如きは鹽稅請負問題に對して根本的に改革するの要ありと絶叫するに至れり。某新聞の如きは論じて曰く、

近日廣東政界に一大問題發生せり。卽ち兩廣鹽稅請負問題是也。劉某は其請負額を毎年一千萬元とし、蔡某は同五百萬元とし、近日又一千二百萬元に改めたりと云ふ。之を以て見るに其請負額は請負者の何人たるに論なく數百萬元より一千萬元内外の間に在りと云ふを得可し。亦歳入の一大財源なる哉。夫れ鹽は往時官憲之を專賣し、現今商民の專賣する所となる。鹽稅も亦此の如く、昔は官憲之を徴收送納し、徴稅行政は直接管理に屬せしも、今は商民之を請負ひ、徴稅行政は間接請負に屬するに至れり。是正に專賣と請負とを兼營するもの也。國家は何故に鹽專賣を以て國有事業とし、民有事業となさゝるか。請負は個人に利益し國家國民に不利なり。現今世界各國は其財政上專賣事業をなすものあるも、之を以て個人の請負に歸するものあるを聞かず。唯支那の如く國家の威信地に墜ち、官憲の直接管理を便とせざる國に於てのみ特別に行はるゝ奇現象たらずんばあらず。而も之が爲に、國家國民に及ぼす利害果して如何。請ふ暫く之を論ぜん。

一、鹽價の昂騰

凡そ國家の專賣事業たるや、其國民と營利を爭ふに似たり。然らば各國は何故に鹽を以て官營事業となすか、是れ皆國庫歳入を增大ならしめんが爲のみ。國家の爲に一個人の利益を犧牲にするもの也。又租稅强制の性質を帶ぶるも是れ國利民福の爲なり。かくて專賣事業は國家の權利にして、國民一個人の有にあらず。今や廣東鹽商辦に歸し、鹽稅鹽厘金等の徴收送納、悉く其請負ふ所となり、而して鹽價亦其評定に依る。由來請負法には二種の弊害ありとせられ、一は個人の私腹を肥やし、二は專横に流るること是なり。國家國民を禍する之より大なるは莫し。今鹽は民生缺くべからざるの必需品也。而して之を個人の請負事業に歸

す。彼等商人の營利に汲々たる、鹽價を增長し、鹽稅を私するを免れざらん。請負額每年一千餘萬元と稱す、果して實現せらるべきや否やを知らずと雖も、官辦當時既に五百萬元の歲入あり、其增す所又五百萬元に過ぎず。是正に官辦當時に於ける鹽場の中飽(賄賂)に相當するものならん。夫れ一切の規費(種々なる口實の下に官吏の收受する賄賂其他)は之を阻止すれば可なるにあらずや。今之をしも阻止する能はずとせば、彼等奸商の惡手段を如何にせん。

差當り鹽價の制限は甚必要なり。沿海繁盛の區と雖も。一斤二三十文の增價は異論紛々たり。況んや奥地の僻村に於てをや。又鹽賣買の契約は、先づ其鹽價の協定最も必要なり。然らずんば後日の紛議を惹起せんを恐る。

二、外國產鹽の輸入防遏。

製鹽の年柄に依りて豐歉あること、到底他の製品の比にあらず。其歉收に際し、奸商外國鹽を密輸入し以て私利を企てんとする者なきを保せず。外國鹽は廣東鹽に比すれば其價甚低廉なるを以て也。而して外國鹽の密輸入は官辦當時既に之を防遏する能はざりしもの、況んや今後の商辦時代に於てをや。夫れ外國鹽の其販路を支那に求めんとするや久し矣。數年前稅務司(外人)の一員、策を北京政府に建じて印度鹽を輸入せば每年數千萬兩の新財源を得べしと云ひ、昨年日本は東三省に於て日本鹽を輸入せんとし、屢次支那官憲と交涉せり。是れ各國が其產鹽を以て支那に輸出せんと欲求せる所以なるが、此等外國鹽にして一度支那市場に現はれんか、支那鹽は遂に驅逐せられ、兩廣鹽商の損失設想するに餘あり。今廣東塩商辦となるも、外國鹽輸入に對する防遏手段を嚴にし、以て一般鹽商の利益を保障すべし。只利己にのみ汲々として、鹽價の低廉なるをのみ望まば、遂に外國鹽を密輸入し以て鹽戶を累する少からざるに至らん。近頃鹽政整理章程を見るに其第三條に曰く、各鹽戶及晒丁等は公司章程に依り鹽の盜賣密賣するを得ずと。夫れ盜賣密賣の罪は之を知り易し、鹽價增減の罪は之を定め難し。鹽價に一定の標準を設けずんば不可也。何となれば、購買者は廉價を欲し、販賣者は高價を欲するにより、彼の鹽戶も高價なれば自ら密賣を敢てせざるべき也。況んや同章程には又「鹽田歉收の際は他より之を採買す」と規定し、其歉收の程度を明にすべきものなきに於てをや。其「他」より採買するものも、其範圍を限定するの必要あるべし。

三、外國人の投資防遏。

夫れ現今は經濟的競爭時代なり。外國人の支那に投資せんとする者甚多し。今商辦粵鹽公司章程第六條に依るに「香港澳門の支那商と聯絡し、各株式を占取せんとす」等の語あり。外國人の此間に加入せんことを恐るゝなり。某々鐵道が私に某々國より借款せる如き、潮汕(潮洲汕頭)鐵道が林某より借入れたる資金は、其大部分某國人の投資に成れるが如き、最も寒心に堪へざる事實也。今之を以て鹽政に觀るに、鹽稅は常に借款の擔保として、外國投資家の大に信賴する所たり。今該公司にして、多少にても外資を混入することあらんか、其弊害は鹽稅を擔保となすに至りて

最も甚しく、遂に外交問題を惹起し、其結果見す〳〵外人の利益となり了らんのみ。云々。

斯くて廣東鹽政問題は徒らに紛糾是れこと〳〵し、鹽商と官憲との間に醜聞絶えず、鹽商は亦所在に奸策を弄して暴利を貪り、年額七千二百五十萬元（此中三千萬元位は兩廣にて消費し、他は各省に輸出す）の產鹽は何時整理の端緒を得べきか甚だ豫想し難き、狀態に陷りたるが、武昌起義の一事は之をして一層紛糾せしめたるやに聞けり。吾人は他日本文の續稿を起すに當り、尙詳細に廣東鹽の現狀を說述せん。

# 民國第一議會

支那が革命を唱へて淸朝を倒し、共和政府を組織して以來茲に一年有餘、初めて正式議會開會の準備成り、遂に四月八日を以てこれが開院式を擧ぐるに至れり、蓋し憲法制定、正式大總統の選擧等は、總て本議會に於て成さるべき筈にして、中華民國の有らゆる基礎は是に依て決せられんとす、支那人は元來朋黨比周を事とするの弊あり、成立後はの議院が徒らに紛爭を事とするなきやとは、豫てより識者の疑問としたる處、支那が果して共和國として、立憲國として發達し得べきや否やは、本議會の結果に見て卜し難しとせず。

## 一、國會の組織

今回の國會は臨時約法及昨年八月二日を以て發布せられたる國會組織法によりて組織せらるゝものにして、該組織法によれば國會は參議院及衆議院の二院より成る、而して參議院は次の各議員により組織せらる、

一、各省省議會より選出するもの　每省十名
二、蒙古選擧會より選出するもの　二十七名
三、西藏選擧會より選出するもの　十　名
四、靑海選擧會より選出するもの　三　名
五、中央學會より選出するもの　八　名
六、海外華僑選擧會より選出するもの　六　名
計　二百七十四名

衆議院は各省より人口數に應じ複選法により選擧せられたる議員を以て組織せられ其總數五百九十六名あり、各省割當は次の如し、

| | | | |
|---|---|---|---|
| 直隸 | 四六 | 奉天 | 一六 |
| 吉林 | 一〇 | 黑龍江 | 一〇 |
| 江蘇 | 四〇 | 安徽 | 二七 |
| 江西 | 三五 | 浙江 | 三六 |
| 福建 | 二四 | 湖北 | 二六 |
| 湖南 | 二七 | 山東 | 三三 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 江南 | 三三 | 山西 | 二八 |
| 陝西 | 二一 | 甘肅 | 一四 |
| 新疆 | 一〇 | 四川 | 三五 |
| 廣東 | 三〇 | 廣西 | 一九 |
| 雲南 | 二二 | 貴州 | 一三 |
| 蒙古 | 二七 | 西藏 | 一〇 |
| 青海 | 三 | | |

參議院議員の任期は六年にして二年毎に三分の一を改選し、衆議院議員の任期は三年とす、兩院の組織は各國の議會と大差なく參議院は上院にして、衆議院は下院たり、尙憲法制定前には彼の臨時約法に定められたる參議院の職權を以て議會の職權とす、豫算案について衆議院の先議權を認むるは各國の例の如し。

是等議員の選擧は昨年中より行はれ先づ十一月十日を以て各省衆議院議員選擧有權者を調査し、十二月中旬迄に其初選擧を終了し、爾來本年二月初迄に參議員の選擧を終れり。

## 二、國會と政黨

支那に於ては革命後幾多の政黨組織せられ、一時は小黨分立甚だ紛糾を極めたりしが、其後漸く合同行はれ目下は主として四政黨に分たる、明治二十三年、我帝國議會の初めて開かるゝや、當時の衆議院は十小政黨に分裂せしが、支那の議員は國民、共和、統一、民主の四黨に分屬せられつゝあり。

今是等四大政黨の組織と政綱の大要とを見るに次の如し。

一、國民黨　國民黨は同盟會を中心としこれに統一共和黨、國民公黨、國民共進會、共和實進會及全國聯合進行會の六者を合併して成立せるものにして、純革命黨の一派にして、支那の政黨中最も勢力あり、孫文、黃興等其の領袖として之を率ひ、南方諸省に勢力あり、其政綱は（一）民國行政の統一、（二）自治主義の發達、（三）民族の統一、（四）國際法に基ける平和政策等を主なるものとす。

二、共和黨　共和黨は黎元洪、張謇等を首領とし、統一黨、國民黨、民社、國民公會、國民共進會等の各政黨の合同せるものにして、國民黨に次ぐ大政黨たり、袁世凱は此共和黨と關係深く准首領の狀あり、其勢力範圍は主として北方諸省にして、（一）共和立國の主義の固持、（二）國權の擴張、（三）世界的平和等を以て其政綱とす。

三、民主黨　民主黨は國民協會、共和統一會、共和建設討論會、國民新政社、共和促進社、共和俱進會等の小政黨の合同せるものにして、湯化龍、孫洪伊、林長民等其領袖たり、元梁啓超とも關係ありしが梁は近く共和黨に入れり、其政綱の主なるものは、（一）政治思想の普及、（二）自由の尊重、（三）鞏固なる政府の建設、（四）政治改革、（五）社會改良等也。

四、統一黨　統一黨は共和黨より分離せるものにして章炳麟其首領たり、勢力最も振はずして甚だ微々たり、（一）民國の領土保全、（二）政黨政治の發達、（三）支那敎育

持、(四)社會の改良等を政綱とす。

選擧の結果是等の政黨が各幾何宛の議員を有するやに至りては未だ精確の調査の存するものなし、殊に各政黨が自派議員を多からしめんが爲に所屬不明のものを自派中に算へたると、一時選擧の便宜の爲に或黨派に籍を置けるものあると、一人にして二三の政黨に其名を連ぬるものあるとは蓋此れを紛然たらしめ、殆ど其實際を知るに苦しましむ、今國民黨及共和黨の各幹部が其衆議院の所屬議員を調査せるものによる、

| 省名 | 議員定數 | 國民黨議員數 | 共和黨議員數 |
|---|---|---|---|
| 直隸 | 四六 | 一六 | 二〇二 |
| 奉天 | 一六 | 一六 | 六 |
| 吉林 | 一〇 | 六 | — |
| 黑龍江 | 一〇 | 八 | 五 |
| 江蘇 | 四〇 | 一八 | 二六 |
| 安徽 | 二七 | 一七 | 一二 |
| 江西 | 三五 | 二七 | 九 |
| 浙江 | 三八 | 三〇 | 一九 |
| 福建 | 二四 | 一五 | 一八 |
| 湖北 | 二六 | 一三 | 一二 |
| 湖南 | 二七 | 二三 | 五 |
| 山東 | 三三 | 一五 | 一九 |
| 河南 | 三二 | 一七 | 九 |
| 山西 | 二八 | 二四 | 五 |
| 陝西 | 二一 | 一七 | 二 |
| 甘肅 | 一四 | 一一 | 九 |
| 新疆 | 一〇 | 三 | 六 |
| 四川 | 三五 | 二二 | 一六 |
| 廣東 | 三〇 | 三〇 | — |
| 廣西 | 一九 | 一四 | 六 |
| 雲南 | 二二 | 一九 | 四 |
| 貴川 | 一三 | 一 | 一三 |
| 西藏 | 一〇 | 未詳 | 未詳 |
| 青海 | 三 | 未詳 | 未詳 |
| 蒙古 | 二七 | 未詳 | 八 |
| 計 | 五九六 | 三六一 | 二三一 |

の如し、然れども此中には一人にして兩黨に加へられたるもの甚だ多く、現に此兩者を合すれば其省の定員より多きに達するもの少なからず、以て其調査の不精確なるを證するに足る。

既に各黨幹部の調査すら信憑する能はざる以上各黨所屬議員數は、これを明確にし難きも、漢字新聞の記事其他消息通の意見を參酌して考ふる時は先づ大數は次の如くなるべし。

國民黨　三百二三十名
共和黨　百五六十名
統一黨　四五十名
民主黨　三四十名

これによりて見るに國民黨が衆議院に於て約三分の二に近き絕對過半數を有するは事實なるもの、如く、又參議院議員の所屬は更に一層明確を缺くも、國民黨派が三分の二以上に達するは疑なきもの、如し、從て國民黨は兩院を縱斷して絕對過半數を擁しつゝあり、其意に背いては議院は何事をもなし得ざる有樣也。

## 三、袁の新政黨

新くの如く袁世凱反對派たる國民黨が兩院に、絕對多數を有する以上は、袁世凱たるもの何等かの方策を講せずんば、到底其地位を鞏固にし其主義政見を行ふ事能はず、非國民黨たる共和黨は袁世凱の與黨たりと雖も、其他の民主、統一兩黨は必ずしも其與黨にあらず、故に袁は先づ此非國民黨たる三黨を聯合して自家藥籠中のものとすると共に、大に國民黨に對し突崩しを試み、少くとも議員の半數を羅致せざるべからず、幸に是等三小黨は袁世凱派たるに至りしも、斯く三黨に分立せしめ置くは不便不利に、殊に國民黨を誘ふ上に於ても不都合なれば、茲に於て袁は新政黨組織の計畫をなすに至れり。

卽ち先づ此三小黨を合同して基礎となし是に國民黨の一部を加ふる豫定にて進歩黨と命名し、(一)中央集權の實行、(二)鞏固なる內閣の組織、(三)領土の統一、(四)國家主義の實行等を以て主要政綱となし、組織成るの後は袁自らこれが總理たり、黎元洪副總理たり、而して梁啓超、揚度、張謇、岑春煊、湯化龍等其幹部たるべしと云ふ。

既に梁啓超は各黨幹部と協議の上入京し、四月三日共和黨在京議員の討論會に出席し其政見を發表せるが其一節に曰く、

政見は政黨に出づと雖も、政黨には種々の作用あり、其の最も顯明にして、最も主要なる政見は、皆國會に於て發表せらる、故に一國政治の興廢は皆國會に依る、而して議員たるの諸君亦素有の政見を發表するを得べく、且又諸君は國民の負托を受く、當然一心力を盡して人民の代表たるの義務を負はざるべからず、此際諸君は須らく態度主義を明かにし、決して曖昧の主張あるべからず、曖昧主義は秘密政治時代に於ては、或は有効なるべきも、政治公開の時代に於ては斷じて成功し難し、卽ち主張の失敗は深く恥とするに足らざるを以て、先づ須らく態度を明瞭にすべし、而して我國人中一身にして兩黨に名を連ぬるもの少なからず、斯くの如きは將來重大問題發生するに際し、各黨の意見一致せざる時は、彼等果して孰に適歸すべけん諸君希くは政見を確定し態度を明瞭にし、以て邦家の爲盡瘁せられよ云々。

と、而して其政見は遂に共和黨の容るゝ所となり、爾來彼は三黨の合同及國民黨の突崩しに意を用ひ、新政黨組織の爲に努めつゝあり。

爾來國會開會後も三黨は常に一致の行動を採り、國民黨と對抗しつゝあり、四月十六日に當り彼の三黨は、議員懇親會を北京に開き三派議員二百七十餘名出席、共和黨を代表して梁啓超、民主黨を代表して湯化龍、統一黨を代表して王賡の議會に對する各意見の發表あり、合同談は漸次進行しつゝあるも愈合同に際しては各利害關係の衝突あり、尙多少の困難あるべく、吾人が合同談行惱の北京電報を接手するはこれが爲也、殊に反對黨たる國民黨を切崩して過半數を制せんとするが如きは決して容易にあらず、然れども袁世凱は身大總統の職にあり、文武の權を總ぶるを以て

如何の策を用ひて此なし難きを爲すやも計り難く、殊に其着々として成功しつゝあるが如きは前途大に囑目するに足らしむ。

## 四、國會開院式

斯くして支那正式國會開院式は遂に四月八日を以て擧行せられたり、議院は今回新に北京順治門內象坊橋なる舊財政學堂構內に新築せられしものにして、開院式當日は先づ彩門を作り、飾るに「鑄造民國」の扁額を以てせり、定刻拾一時に先ち各議員及傍聽者頻に來着し、開會の振鈴と共に議員各國務員政府委員等順次着席す、只袁大總統は此民國の大儀式に出席せず、人をして怪訝の情に耐えざらしめたり。

此日出席せる兩院議員總數六百四十四人、國務員は劉揆一の外悉く出席せり、先づ國會籌備局委員長施愚兩院成立の經過を報告す、これに次いで各派交涉會にて決定せる處に從ひ、最年長者たる雲南選出參議院議員楊瓊臨時議長席につき、議員總代として林長民開會の辭を朗讀す、次に大總統秘書長梁士詒が、起つて袁に代つて頌辭を朗讀せんとするや、臨時大總統の發言資格を認めず、從て其代表者たるもの丶發言を許すべからずとの說起り、其結果梁は遂に袁世凱個人の代表者として、頌詞を送る事とし、頌詞はこれを朗讀せずして卓上に置きたる儘にて降壇、これより議員國務員等は共に國旗に對し三鞠禮を行ひて散會せり、當日の袁世凱頌詞の要項次の如し。

中華民國二年四月八日は民國第一次國會正式成立の時にして實に四千餘年來史上未曾有の光榮にして、四萬々人億萬年の幸福也、世凱亦國民の一分子たり、諸君と共に深くこれを慶賀す、思ふに我共和民國は四萬々人民の眞理の歸する所より來り、正式國會も亦四萬々人民の眞理の結合に基く、卽ち國家の主權は當然民國全體に歸すべし、但し民國成立より今日に至る迄、一年の間所謂民國直接委任の機關は、尙未だ完備するに至らず、然るに今日議員諸君は、國民の直接の選擧により、國民直接の委任を受け入れるものにして、之れによりて共和國の實體表現すべし、統治權の運用亦以て圓滿に進行せん、諸君は皆當時の俊傑、必ず討議に依つて國の爲に忠を計るもの、これに依つて民國の基礎は益鞏固を加へ、五族人民の幸福日に增進せらるべし、同心協力して至彊至大の民國を作り五色國旗の名を輝かしむ可し、是れ世凱の諸君と共に祚つて止まざる處、謹んで中華民國萬歲民國國會萬歲を唱ふる所以也。

## 五、議長選擧

開會劈頭先づ波瀾を卷ける問題を議長選擧と爲す、蓋し國民派非國民派は先づ此に其勝敗を試みんとせしを以てなり、議長問題は開院式前より喧しく、各候補者を擧げて爭はんとし、此候補者につきては黨內の調和亦難く、甚だ苦めり。

開院式後議長選擧に入らんとするや、先づ國民派と非國

民派は選舉規則により衝突し、數度の協議會を重ねたる結果、遂に十三日の聯合協議會に於て議長選舉法起草委員として、國民黨より三名他の三黨より二名宛計九名の委員を擧げて、これに附托する事に決し、翌十五日兩院討議會を開き豫定の如く委員に附托せられたり。

該委員の起草せる選舉細則要點は

一、正副議長は無記名投票を以てす

二、當選數を過半數とし若しこれに充たざる時は、二人を選びて決選投票を行ふ

三、假議長は議場外に出づる事を得ず、又閉門以前に入場せざる議員は入場投票を爲すを得ず閉門時刻は議長これを酌定す

四、投票檢查立會人は議長これを指名し其數は八名とすにして、依て翌十六日兩院別々に開會し、參議院は委員起草案の如し可決したるも、衆議院に於ては國民黨は原案の無記名投票說に反對し、其採決を行はんとするや非國民派は其勝算なきを見て袂を連ねて退場し、此に議員總數定數に滿たざるが爲に、遂に散會の止むなきに至り、爾來屢開議を見るも遂に決定に至らず。

目下議長選舉につき各派の擧ぐる候補者を見るに參議院に於ては、國民派は張繼を推し大勢其の當選疑なきものゝ如し、衆議院に於ては候補者につき各自黨內にも多少の悶着を見しが、現在は國民黨は議長に吳景濂副議長に陳家鼎を擧げんとし、非國民派は議長に民主黨の渦化龍を副議長に共和黨の汪榮寶又は揚廷棟を擧げ、而して全院委員長を統一黨より出して均衡を保たしめんとしつゝあり。

## 六、憲法制定と總統選舉

憲法制定を先にすべきか、大總統選舉を先にすべきかは、最も重大なる問題也、これを實例に徵するに、米國に於ては、憲法は一七八七年九月十七日を以て制定せられ、大統領は一七八九年四月三十日を以て選舉せられ、憲法先づ制定せられたり、これに反し佛國に於ては、大統領は一八七一年八月三十一日臨時憲法により選舉せられ、憲法は一八七五年二月二十五日制定せられ、大統領先づ選舉せられたり。

而して支那に於ては此二の主義は、二つの利害關係を異にするものによりて各其一を主張せらる、則ち袁世凱は先づ大統領の選舉を行ひ然る後徐に憲法を制定すべしと主張し、反袁派たる國民黨は憲法制定を先にし大征總選舉を後にすべしと主張す。

今兩者主張の懸隔する理由を聞くに、袁は(一)憲法制定には少くも數ヶ月間を要す、此間臨時大總統を置き政府の地位を不安定に置くは不利也、(二)正式大總統の選舉あらば列國は直に支那新政府を承認すべきを以て、一日も早くこれを選舉して列國の承認を得べしと稱し、(三)既に憲法なくして議會を招集す、憲法なくして大總統を選舉するも何の不可かあらんと主張す。

これに反し國民黨派は、(一)大總統は憲法によつて生ずるものなれば憲法制定前に大總統なし、(二)大總統は憲法

の規定により選擧すべきものなれば、先づ憲法を制定すべし、(三)憲法に於て大總統の權限等を定めて然る後適當の人物を選擧すべき也と主張しつゝあり。

今日の形勢よりして袁世凱が第一期大總統たるは既に動かすべからざる處なるが如し、而して袁は先づ大總統となりて然る後憲法制定に際し、可成大總統の權限を大ならしめんとし、國民黨は大總統は袁に讓るも、憲法に於て其權限を可成狹少にして、議會及內閣の權限を大ならしめ、自ら內閣を組織し議會に多數を占め大總統をして木偶にたらしめんとす、此二者主張の相違は今後議會に於ける非常なる紛爭の種となるべく、國民初期議會の前途多難なる哉

(四月二十日)

# 蒙古附近闕內外の鑛業 (上)

## 一、蒙古附近の鑛業

長城以北蒙古附近一帶の地方は、由來鑛產豐滿なりと雖も、交通隔絕して、天賦の富源空しく土中に埋沒す。豈啻に該地方のみ然りと云はんや。彼の茫漠際涯なき蒙古全平原を通じて、悉く皆然りと云はんも、恐らくは過言に非ざる可し。滿洲附近に於ける內蒙古、庫倫を中心とせる外蒙古に埋沒せる無盡藏の寶庫が、專門家踏查の鍵に漸く闡明せられんとするに至れるは、誠に最近數年來の事に屬す。其他人跡未到の蒙古奧地に至つては依然として疑問の暗黑界也。

遙莫、足一度長城以北に入らば、人の顧みざる富源と、其見捨てられたる寶庫は、往處として人の耳目を驚かさん。吾人が幾度か逢着すべき土俗の所謂熱水湯(ロートイタン)は是れ熱湯沸々たる鑛泉に非ずや。老哈河の支流沿岸、暗黑の土壤點々散在するは、炭脈の地上に露出せるなり。沙帶の湖沼附近、是れ悉く豐富なる曹達の層なり。而して平泉地方水溝街道沿線は果して如何。是れ皆無盡藏の硝石に非ずや。

口外蒙古一部地方の鑛產既に此の如し。我が三分の一の地積を有する其全圓を通せば、恐らくは吾人意想の外なるものあらん。而も現今開掘行はるゝ鑛坑、僅々五指を屈するに過ぎず。其營業狀態の微々として振はざるは採掘其法を得ざれば也。採掘着手後、經營其宜しきを得ず、中道之を廢せるも亦少からず。天賦の富、徒らに泥土に委さる。寶の山に入りながら、手を空しうして歸るが如し。

## 金坑

蒙古より支那本部に輸入せらるゝ地金の年額は八百萬兩の巨額に達すと云ふ。されど蒙古產金は其一部にして、大

部分は露領西伯利亞の產なり。西伯利亞地方に於ける金鑛坑夫の盜賣せる地金は、蒙古隊商（キャラバン）の手を經て支那本部に輸入せらるゝに至るなり。

蒙古に於ける金山の目下採掘せらるゝものは、庫倫恰克圖地方ケルタ河ノレ河の溪谷に露國金鑛會社あり。熱河附近の陰山々脈中に漢人經營の金鑛數坑あるのみ。其他砂金及金產地少からずと雖も、其詳細を知るに由なし。

## 一、赤峯州下の金鑛

### (イ)位置及交通狀態

紅花溝金山は赤峯縣下の金產地中其最たるものなり。其位置北緯四十二度三十五分東經百十八度五分、赤峯州の西七十餘淸里、舍力嘎河と羅河西牛との中間、舍力嘎河に注ぐ一小溪谷の間に在り。紅花溝とは、紅花溝、朱家溝、楞棒溝等小村落の總稱なり。金坑の附近一帶は、黃土質の丘陵地にして、舍力嘎河々床より高きこと約三百米突なり。山禿げて溪水細く、路之に沿ふ。解雪降雨の時季、交通の不便想見するに餘あり。山上は其一部畑地をなせども、朱家溝金坑附近は一面の草地にして、人家極めて稀也。

### (ロ)地　質

紅花溝に於ける丘陵は、片麻岩、石英、斑岩、黃土より成り、火山熔岩亦赤峯州西南部の地質を構成する一要素たり。丘陵地の北邊には、黃土の下層より暗綠色角閃片麻岩の地上に露出せる所あり。南方に進むに從ひ、更に酸性岩種々の變化を呈し、肉紅色正長石を含む花崗岩質片麻岩、花崗岩等溪谷の上部より現はれ、金鑛床其中に胚胎す。更に南すれば、數座の孤峯（河床より三百米突內外）相對峙せるを見るべし。是卽ち石英、斑岩が片麻岩を貫きて其上に噴出せる痕蹟なり。されどこは金鑛床の成立に對しては關係を有せさるが如し。

### (ハ)鑛　床

紅花溝は前述の如く、石英岩、片麻岩の上層を成せるが、其脈四條あり。內東部の二條は、共に北より東へ二十度の角を有し、其傾斜明かならざるも、末端急勾配をなせるが如し。西部の二條は其方向、傾斜共に判然たらざるも、金坑の位置より案ずれば、略々南北に亘れるが如し。四條中東端の一條を第一坑とし、順次西方へ數ふるものとして之を說明すれば。第一坑は其採掘最も盛にして、坑深百七八十尺に達し、第二坑は試掘を經たるのみにして、其成績面白からざるが爲め之を中止し、第三坑は多少の採掘あり、坑徑六七尺。第四坑は採掘せる跡を止むるのみ、必ずや着手後成績不良なるを見て之を中止せしものならん。當山金坑の南方我約三里の地に、最近再び金鑛の發見せられたるものあり。鑛脈の延長甚大なるを窺知するに足らん。

### (ニ)鑛質成分

金礦は石英臺にして、含金量最多なる部分は蜂巢狀をなし、肉眼を以てするも容易に之を識別し得べし。其含金量は平均礦石百斤に付金分五錢（インス）の割合なり。されど時として同一兩內外を得る事あり。現今採掘せる礦石を分析すれば、百分中金〇、〇〇五銀〇、〇〇三にして、其他は皆雜物なり。

(ホ)採掘及採收法

採掘法は全く舊式に依る。採收法は碾子(挽臼)を用ひて礦石を粉碎し、粉末を洗濾して金を淘汰す。一種の灰吹法に依り採收するものあるが如きも、判然たらず。

(ヘ)採掘權と鑛業家

鑛山採掘權は他の支那鑛山と一般、確固たるものに非ざるが如し。其果して民有なるや官有なるやは、之を確知するに難きも。次の事情に照せば、其民有なるに近きが如し。

當地方一帶は翁牛特王の所有地なるも、承德村州判范家駕は熱河都統の認可を得て、公然該鑛山の採掘權を有し、採掘に着手したる者なるが、范の之が爲に巨利を博するや、危害其身に及び、資財傾き、遂に之を放擲して外人の資力に待ち、其餘利を收得せんと企つるに至れり。某外國人が之に依りて該地方鑛山の採掘權を獲得し得るや否や、豫測する限にあらずと雖も、該地方所有主たる翁牛特王は、若干稅額を收めて范の採掘を默認し居り、熱河都統は目下財政窮乏の極に在り、某外國人の該採掘權獲得運動にして若し着手せらるゝことあらば、恐らくは其成功期して待つべからずとせじ。

(ト)交通運輸

赤峯は承德府北部に僻在すと雖も、熱河と灤河とを擁して航運の便あり。灤河は關內鐵道に連絡し、天津、秦皇島に通ずるを得可し。灤河航行船は其積載量千斤內外、上航八日乃至十日下航四五日(熱河秦皇島間)を要す。熱河より北金坑に至る間約四百餘淸里、道路溪流に沿ひ諸處急坂を成し。沿道屢々馬賊の警耗を傳ふ。

されど紅花溝の金坑は、經營其宜しきを得ば必ずや莫大の利益を收め得べし。赤峯附近の金山、決して輕視すべからず。

## 二、豐寧縣の金坑

(イ)位置及交通運輸

豐寧縣金廠溝金坑は建平縣の東百二十餘淸里、灤平縣の北約八十淸里に在り。熱河灤平間東灤河の舟楫を以て灤州に至り、灤州より關內外鐵道に依りて、北京及滿洲各地に至る。古北口を通ずる陸路は、黃土岑、靑山岑の險坂あり、貨物の運搬甚困難也。承德府界以北は道路溪谷に入り、左右連山相迫り、壁立四五百尺、諸處急坂を越ゆ。更に進んで黑里河を渡れば、溪流道を橫ぎること數次なり。時に溪流氾濫して道を沒し、水深二尺に達することあり。車馬の通行最困難也。

(ロ)地質

金廠溝金坑附近は、太古の片麻岩、古代の凝灰岩、玢岩等露はる。片麻岩脈は西南より北東に走り、南東に傾斜し、之を構成する變種岩頗る多く、暗綠色片狀の內綠石あり、白色の花崗岩あり。古代の岩石は紅綠色或は綠色の凝灰岩を主とし、其間に蠻石(子持石)を挾み、其脈西南より北東に走り、北西に傾斜し、太古の片麻岩層を覆蓋せり。

(ハ)鑛床

北支那固有の黃土は灤平縣、承德府附近に於ける鑛床近

邊には之を見出すことなし。金廠溝金鑛床を胚胎する田岩は片麻岩の一種にして、角閃石、石英の兩岩より成り、不完全片狀をなす。鑛床は二層の石英脈にして、其一層は北より西へ六十度の角を成して走り、六十度の傾斜を以て北西に傾けり。他の一層は北より西へ八十度の角を成して走り、北に向つて傾斜せり。前者は延長約一千五六百尺、幅數寸乃至二三尺、後者は延長約三千四五百尺、幅二尺內外なり。其他河床に砂金を產するものあれども未だ採收せられず。

(二)鑛質成分

金廠溝金鑛は石英臺にして方鉛、亞鉛礦等を含有す。其良好なる部分は蜂巢狀の細孔を有する黃褐色の礦石也。含金量は大約礦石一萬斤に付金分十二兩なりと云へど信じ難し。金礦石一噸の價約八十元內外。調查所の分析表に依れば次の如し。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 上礦 | 百分中 | 金〇、〇一七 | 銀〇、〇一四 |
| 並礦 | 同 | 同〇、〇〇五 | 同〇、〇〇二 |
| 捨石 | 同 | 同〇、〇〇一 | 同含有せず。 |

(ホ)採掘及採收法

採掘法は舊式にして幼稚也。山上より鑛脈に沿ひて斜坑を掘り下し、最深百尺餘、山勢により坑內出水なきを得たるは最も採掘に便せり。

其採收法は次の如し。

第一、鑛山より採掘せる鑛石を坑外に於て粉碎し、一寸乃至二寸の破片となし、刷毛を以て撰擇し、精煉の價値なき者を放棄す。

第二、右一二寸の破片を鑛務局に運搬し、竈の上に堆積し、薪材を燃やして之を焙燒し以て粉碎に容易ならしむ。

第三、右焙燒せる破片を粉碎して指頭大となし、碾子(ローラー)にかけ驟に挽かしめて粉碎す。

第四、右細粉を金簸(木板)に盛り、水を混じて金砂を陶汰す、(金簸は木板也。長さ〇、三一五米突、幅〇、〇五六米突。片側に幅〇、〇〇七米突の溝を作りて水を流す)。

(ヘ)運搬

坑內坑道と稱すべきものなく、人道は幅二三米突の孔內を匍匐膝行して昇降するに過ぎず。孔內の支柱は楊材にして長さ一米突半乃至三米突、其價一本我約四五錢乃至七八錢也。其他運搬狀態は既述の如し。

(ト)採掘量及坑夫

一日の採掘高一千斤乃至一萬斤。坑夫七十餘名と稱するも、其實坑夫十名內外、一日の採掘高一二千斤也。

坑夫賃銀は一日賄付百五十文、賄無し三百文也。

## 三、敎漢部界の金坑

(イ)位置及地質

喀喇泌左翼王府東方敎漢部間界上に在り。達峯州卽ち哈達の東百二十餘淸里に當る。

其地質東部は古生界に屬する角閃片岩、石灰岩、憂岩等より成り、南北に布く。西部は又之を南北兩部に分つを得べく、北部は太古の片麻岩、南部は安岩山脈西山脈間黃土

に蔽はれ古生界の小丘をなし、老哈河の一支流其中央を南北に貫けり。

(ロ)交通運輸

老哈河に沿ひて進めば赤峯に達す。道程百二三十清里。道平坦ならず、丘陵起伏し、溪谷を通じ、江流を渡る。交通運輸他の蒙古地方と共に甚困難也。

(ハ)沿革及鑛業者

同鑛山は光緒二十年(明治三十八年)の開設に係る。當初許道臺之を經營せしも、光緒二十四年張於莫なる者之を繼承し引續き現今に至る。毎年熱河都統への納金は一定せざるも光緒三十四年百餘兩なりき。

(ニ)鑛脈及坑區

目下採掘中の鑛脈は、古生層に屬する石灰岩と、之を破りて噴出せる火山岩との間に存する石灰岩、石英等より成る。採掘せる鑛石は、方鉛鑛、黃銅鑛、閃亞鉛鑛の各少量を含有す。某專門家の言に依れば、生野銀山の鑛石に類似するものなりと云ふ。

坑區は次の三區に分たる。

一、南方なるを南岑坑と云ひ、竪横二坑を有す。

二、中部なるを天井と云ふ。

三、北方なるを谷子坑と云ふ。

南岑坑區の竪坑は坑口方形、送風、揚水、人道の設備あり。天井坑區には目下採掘中の竪坑一個所、捲機櫓を使用し、鑛石捲揚乃揚水をなす。谷子坑區は竪坑一個所、押上げ鐵管を用ふ。

(ホ)職員及坑夫

職員合計九名。總辦　一名。稽查(監督)　一名。轉子眼房(事務員)　七名、

坑夫百餘名、其分擔次の如し。

打鎚的(發破孔穿鑿手)　打毛的(粗碎手)
打把的(捲方)　碎砂子的(粉碎手)
看碾子的(碎鑛機手)　打溜的(陶汰手)
搖簸的(捷篩手)

以上坑夫は金鑛採掘に當る。其他常雇ひの職工あり、次の如し。

| 職名 | 人員 | 單位 | 賃銀 | 邦貨 |
|---|---|---|---|---|
| 木匠(大工) | 三四名 | 一月 | 十二吊 | 五圓餘 |
| 鐵匠(鍛冶) | 三四名 | 同 | 十二吊 | 同 |
| 小匠(小取) | 八九名 | 同 | 九吊 | 四圓餘 |

以上大工は家屋機械等の修繕をなし、鐵工は金鑛の鍛煉をなし、小匠は雜役に服す。

坑夫勤務時間次の如し。

| 順序 | 降坑時間 | 昇坑時間 |
|---|---|---|
| 第一回 | 午前六時 | 午后二時 |
| 第二回 | 午后二時 | 同　十時 |
| 第三回 | 同　十時 | 午前六時 |

以上の時間表に依り一回三十餘名宛昇降す。

坑夫を監督する者は伴頭兒(坑夫頭)にして、又坑夫に對し其身元保證人たり。

鑛山に於ける一切の日用品は、其大部分老哈河及哈達地

方より來る。坑夫は其大部分塔子溝（平泉州）及平泉地方より來り、當地土着人比較的少し。

（ハ）採掘及精煉法

採掘法は崩落し及び滕落しの兩樣を用ひ、坑口は火藥を以て爆發し、採掘に容易ならしむ。一回爆發に要する火藥價四兩なりと云ふ。

採掘したる金鑛は貯藏所に於て粗碎し、然る後鑛石精煉所に送り大小塊の二種に分つものにして、其方法は乾燥爐にて乾燥し之を紛碎して其形粟粒大のものと米粒大のものとの二種に分ち、碾子（紛碎機）にかけ馬に挽かしめて紛碎す。かくて紛碎せる鑛石は、之を傾斜板上にて水に流し、其途中に於て金砂を熊手にて掻き取るものなり。而して又傾斜板上より落ち來る濁水は、之を溝に入れて沈澱せしめ、沈澱終れば其上水を流し去り、沈澱物溝に滿つれば之を取り出して金砂を採收す。

（ト）生產狀態

前述の順序に依り採掘精煉せらるゝ金砂の量は、日により月により年によりて多大の差異あるものにして、聞く所に依れば一ヶ月平均七十兩內外、最多き時は百兩內外に達すと云ふ。

今其明治四十年度に於ける生產高を見るに。

| | | |
|---|---|---|
| 七月九日 | 五錢〇九厘（重量） | |
| 同　十日 | 二兩五錢八分 | |
| 同　十一日 | 二兩二錢二分 | |
| 同　十二日 | 三兩四錢五分 | |

如此其產出高一定せず。されば坑夫に對する賃銀も、一定の日給又は月給以外、其採掘せる鑛石の含金量大なる時は、多少割增を行ひ、以て其努力を奬勵するものとせり。

## 銀坑

### 總說

銀鑛も亦埋沒せる蒙古富源の一也。銀山の既に世に知られたるもの、未だ世に知られざるもの、其數尠からずと雖も、目下採掘中にあるは、僅に以下數個所を算するに過ぎず。而も交通の不便、資金の不足、經營者の無智等諸種の哀むべき事情の許に、他の鑛山と一般、あたら富有の寶庫を擁しながら、收支常に相償はざるが如き反對現象を呈しつつあり。

### 承平の銀坑

（イ）位置及地質

承平銀坑は之を分ちて、一、東山坑　二、西山坑　三、楊樹林龐家溝坑の三となす。

東西兩坑に於ける銀鑛脈は、蒼白若くは灰白色の分解土盤より成り、不規則に變化せる黃色酸化鉛及閃亞鉛の兩細脈を其間にまじえたり。楊樹林龐家溝は熱河街道より分岐せる一溪道に在り、其附近一帶は古生層に屬する輝岩、滑岩、片岩、石灰岩等の各岩層より成れるが如し。

（ロ）沿革及鑛業者

一、東山銀坑

東山銀坑は咸豐六年の開設に係り、當初支那商劉某の經營する所なりしが、光緒十九年張彥奠なる者劉某より繼承し、大に事業を擴張し、遂に現今の承平銀總局を開設するに至れり。

二、西山及龐家溝銀坑

西山（一名煙筒山）龐家溝兩銀坑も亦承平銀總局の兼營する所なり。西山銀坑は咸豐六年支那人某の開設に係り、龐家溝銀坑は其開設年月不明なるも、兩銀坑共に光緒十九年張彥奠が劉某より繼承せる所なり。

承平銀總局は光緒二十四年より同二十八年に至る間、銀坑技師として米國人胡華（ホーホワ）、敏士（ミンシー）（以上共に支那名。支那人之を呼ぶに胡大人（ホーターレン）、敏大人（ミンターレン）の尊稱を以てす）兩氏を傭聘し、銀坑經營に當らしめ居りしが、同二十八年燃料の騰貴と共に之を解傭せり。

（八）採掘精煉法

他の鑛山と略同一也。東山龐家溝兩銀坑は砂礦多く、西山銀坑は塊鑛割合に少し。輝鉛鑛と岩石とをより分け直ちに焙燒す。碾子を用ひて紛碎する等既述せる金鑛と同一なり。

（ニ）生產狀態

產出高亦既述の如く一定せず。光緒三十年度に於ける各坑の銀產額次の如し。

東山　一四、二五〇兩
西山　六六、三〇〇兩
龐家溝　三四、八〇〇兩

（ホ）坑夫頭及賃銀決定法

伴頭兒卽ち坑夫頭は、坑夫の雇用解傭、坑夫賃銀の支拂、各坑夫每月採掘高の調查、坑夫賃銀の決定等を掌理す。其坑夫賃銀の決定法左の如し。

| | | |
|---|---|---|
| 一ヶ月 | 百兩以上五百兩迄 | 十兩 |
| 同 | 五百兩以上千兩迄 | 十五兩 |
| 同 | 千兩以上二千兩迄 | 二十兩 |
| 同 | 二千兩以上—— | 二十五兩 |

## 銅坑

口外蒙古に於ける銅產地としては、阿爾科泌（奥安咨の東麓）、喀喇泌等其隨一なり。されど現今採掘中にあるもの一個所も之なし。

唯其內喀喇泌左翼旗四道溝附近に於ける銅產地は、曾て光緒十年李鴻章經營の下に、七名の外國技師、二千余名の坑夫を使用し、一時盛に採掘を行ひたるも、其後逐年收支相償はず、同十六年遂に之を廢止せり。

## 炭坑

### 總說

石炭は口外蒙古到る處殆んど之を產せざるなし。支那人の既に知れるものゝみにても十數ヶ所を數ふ可し。而も其內目下採掘中にあるものは僅に數ヶ所に過ぎず。されど此

數ケ所も他の鑛山と同樣種々なる事情の許に、其見込十分なるに拘らず事業微々として振はざる也。

## 五家炭坑

（イ）位置及地質

五家村は錦州の西南約六十淸里に在り。附近一帶坦々たる平原にして、滿眼只一二群の小丘陵あるを見るのみ。炭坑は其採掘せられたる有烟炭及同附近產化石等によりて察するに中生界に屬する炭層より成れるもの、如し。五家村より北の方約一淸里、同炭坑（丘上に在り）に至る間は、黃土層の洗ひ去られたる數條の深溪也。溪の深さ約三丈、溪內細長なる鐘乳石甚多く、其石灰華の徑八寸乃至一尺なりと云ふ。而して當地方の地質は、此石灰華と黃土との混合層若くは重層より成れるもの、如し。

（ロ）交通運輸

錦州より喀喇泌右翼旗の東部平原を走り、赤峯州哈達に達する滿洲街道（卽ち關東街道）は、實に口外蒙古と西部滿洲とを連ぬる通商貿易上の一大通路にして、地勢概ね平坦、車馬の交通割合に便なり。而して五家炭の運輸は多く此街道に依れり。

（ハ）沿　革

五家炭坑の開設は今を去る百四五十年以前の事に屬し、其當時の事情は之れを知るに由なきも同炭坑の採掘は其後一時停止せられたり。然るに光緒二十三年安徽省人謬守桂（道臺）之が採掘を試み、其成績良好なりしを以て之を熱河都統に照會し、同都統と約するに每年一千五百兩を同都統に、同四百兩を喀喇泌王府に納金すべき事を以てし、かくて採掘事業を繼續せり。同二十六年同興窯會社（陶磁器製造會社）之を謬氏より繼承し、引續き現今に至れるが、同會社は爾來每年五百兩を平泉州知州糟振循に納金しつ、ありと云ふ。

（ニ）鑛脈及坑區

五家炭坑は目下五區に分たる。同興坑、復神奏坑、寶聚坑、豐大成坑、廣順昌坑卽是也。

炭層は數層をなし、其上部黃土に蔽はる。目下採掘中の炭層は其最厚きもの約八尺なりと云ふ。

（ホ）炭　質

炭質甚若く木炭狀をなせり。其分析表を示せば如左。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 水　分 | 一七、九三 | 揮發分 | 三四、三〇 |
| 骸炭質 | 四三、九五 | 灰　分 | 七、〇五 |
| 硫　黃 | 〇、四八 | 發輝量 | 五〇、〇〇 |
| カロリー | 〇、六〇 | | |

## 元寶山炭坑

位置、沿革、鑛業者。

元寶山炭坑は赤峯州を去る七十淸里の地に在り。其石炭の商號は之を錦元號と稱し、赤峯州內一般の需要を滿たすものなり。炭坑の沿革は光緒の初年支那人の始めて石炭なるものを知るや、燃料に乏しき口外地方に於て之を賣買するの頗る有利なるべきを信じ、營利に敏なる支那商李某其

他の者合資組織を以て土法（舊式の方法）に依り之を採掘し、市場に供給するに至れるが、其經營宜しきを得ずして、收支常に相償はざりき。光緒十二年李某病死し經營益々困難なるに至り、遂に赤峯巡警總局總辦李某之を繼承し、漸次改善を加へ之を維持して今日に至れるもの也。

（ロ）採掘法及運搬

採掘法は所謂土法に依り、鶴嘴、鍬等の器具を使用して之を採掘す。採掘せる石炭には、大塊小塊の二種ありて。大塊は茶碗大にして小塊は小石大なり。塊の大小に依り市場に於ける價格を異にせり。

石炭の運搬は先づ之を籠に入れ、騾若くは驢脊に馱して、其市場卽ち哈達に送致す。

其價格は市場の需給狀況に依り一定せざるも、普通百斤に付五百文乃至八百文なり。

（ハ）產　額

前述の土法に依り坑夫を使役して採掘に從事す。市場の需給狀況に依り、採掘高及坑夫數を增減す。

年產額は年に依り異なれども平均大塊一千萬斤內外、小塊二千萬斤內外とす。

礦山に於ける賣價は大塊百斤に付四百二十文（我二十錢內外）小塊同二百二十文（我十錢內外）とす。

（ニ）坑夫及事務員

坑夫數は一百餘人乃至二百餘人にして、其種類左の如し。

一、採掘に從事する者

二、運搬に從事する者（挑夫）

三、事務員（概上的）

以上の內第一第二の人員は合計二百名內外なれども、第三の事務員は之を分つて、元寶山に於ける者と、赤峯販賣部錦元號に於ける者とし、合計三十名內外なりとす。坑夫賃銀は其採掘高若くは運搬高に依り之を決定す。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 掘手（採掘夫） | 一千斤 | 京錢　三百 | 我十五錢 |
| 挑夫（運搬夫） | 同 | 同　二百五六十 | 我十二三錢 |

（ホ）賣　買

石炭賣買は原產地に於てするものと赤峰に於てするものとの二種あり。

一、原產地に於てするもの。

哈達（赤峰）其他の石炭商が直接原產地（元寶山）に就き購入し、馬車若くは騾、驢、馬脊に馱して各需要地に運搬し、問屋若くは小賣商に賣渡すもの也。而して其價格は前節既に述べたるが如しとす。

二、赤峯に於てするもの。

元寶山炭の赤峰販賣部は錦元號又は錦元號煤局と稱し、局長を李某と云ひ。赤峰哈達三頭街に在り。元寶山より前記の方法に依り運搬し來り、卸小賣をなすものにして、其賣價百斤三百文乃至六百文也。

錦元號に於ける每年の支出は稅金二千四百二十兩、職工其他二萬兩なりと云ふ。

## 建昌縣下の炭坑

當地方に於ける調査は、吾人の最も苦心せる所也。是れ

曾て當地方に日支兩國人の激烈なる衝突あり、爲に吾人の一擧手一投足も、彼等の猜疑の眼を峙たゝしめたればなり。されば以下記述する所は、是大部分當地小學堂教習李霖氏（曾て我國に遊學したることあり）の好意に依れり。

（イ）位置及礦區

建昌縣内に於て目下採掘中の炭坑は左の四ヶ所なりとす。

一、冰溝　建昌縣城の東南十五清里に在り。礦區方十清里、縣下第一の炭坑とす。

二、鐵障子　建昌縣城の東南百六十清里に在り。礦區方八清里、縣下第二の炭坑也。

三、龍鳳溝　建昌縣城の東六十清里に在り。礦區方五清里、縣下第三の炭坑也。

四、五道溝　建昌縣城の西南四十清里に在り。礦區方四清里、縣下第四の炭礦也。

其石炭は燃料として縣下の需要を滿たしつゝあり。

當地方附近諸處に溫泉（土俗熱水湯（ローシュイタン）と稱す）の湧出せるを見る。

吾人の觀る所を以てすれば、當縣下の炭脈は縣城より東南方に延長せるものゝ如し。

（ロ）採掘及運搬

採掘及運搬の方法は元寶山炭坑と大同小異なれば茲に再說せず。

## 朝陽縣下の炭坑

（イ）位　置

朝陽府下最も有名なる炭坑は、興隆溝にして三義棧之に次げり。

興隆溝炭坑は府城の北六十餘清里に位し、紀某の經營する所也。

三義棧炭坑は府城の北九十清里に位し、陶某の經營する所也。

出炭は品質良好にして市場に聲價あり、殆んど全部府下土民の燃料に供せらる。

（ロ）炭坑に於ける設備

既に屢々述べたるが如く、口外蒙古に於ける各炭坑の設備は、殆んど皆其揆を一にし、悉く舊式にして且つ幼稚也。今各炭坑に共通する設備を略述すれば凡そ如左。

（一）、採掘法。採掘の方法は殆んど皆其揆を一にし、少しく大なる炭坑にありては一種の柱房法に依るものありと雖も、多くは本邦に於ける所謂狸掘の方法に依るものにして、甚不規則且姑息也。

其方法は先づ炭層の所在を確め、山頂、山腹若くは溪頭部附近を擇び、炭層と直角に坑を穿ち、炭層に達すれば其方向に從ひて穿進す。大坑にありては片盤卽ち水平橫坑道を作り、漸次掘り下ぐるものにして、十五六尺乃至三四十尺の間隔を保ちつゝ、更に水平橫坑道を作り、又同時に炭層の方向に從ひて坑道を穿ち、一種の柱房法に依り採掘するを例とす。されど炭層に沿ひて掘り下げ、一度湧水盛なるに會せば、茲に其掘鑿を中止すと云ふ。

採掘用器具は鶴嘴及鍤にして、採炭量一日千斤乃至二千

斤也。

（二）、坑道。坑道は悉皆斜坑にして、主要運搬坑道、排水坑道、通風坑道等の設備あり。されどこは大坑の設備にして、小坑にありては或は主要坑道を二區に分ち一部を排水用に他の一部を運搬交通用に供し、或は通風、運搬、排水等一坑道を以て辨するものあり。

運搬坑道の大さは普通高さ五尺幅三尺乃至五尺也。

排水坑道は高さ三尺幅五六尺。縦に二分して一部を揚水夫の昇降に、他の一部を排水に使用す。

（三）、支柱。主要坑道にありては、二尺乃至五尺の間隔を以て枠留を施し、盤石脆弱なる部分は木材若くは高粱稈を以て之を支ふ。

（四）、運搬。坑内に於て採掘したる石炭は、之を筐子（柳箱）に入れ天秤の兩端に吊して坑道を擔ぎ出すか、若くは曲柄に引掛けて直ちに曳き出すか、何れかに依りて坑外に運び出すものとす。筐子の容積は一個に付三四十斤なるも擔ぎ出しの場合は尚ほ二個に付百斤乃至百二十三斤を入れ得べしと云ふ。

坑外より市場までの運搬は馬車、馬、騾、驢等に依るものとす。

（五）、排水。排水坑道は炭坑の位置、水手疏水坑道を設くるに適するものを除き、其他は前述の如く坑道を二分し、一部を揚水昇降用に他の一部を揚水用に供せり。

而して右揚水部の設備は、坑壁に沿ひ上より下に若干の足溜りを設け、各足溜り毎に一人の排水夫を配置し、水斗子（柳箱）を以て順次坑水を汲み上げ、坑外に排水するを普通とす。

（六）、通風。通風は特に設備を施すことなく、普通一坑道を以て運搬、通風を兼ねしむ。されば坑内通氣不良にして、溫度高く、坑夫の健康を害すること最も甚しと云ふ。

（七）、點燈。坑内使用の燈火は、「カンテラ」様のもの、若くは素燒の油壺に綿火の燈心を用ひて豆油を點火し、針金にて吊し置くものとす。

## 曹達

口外蒙古に於ける鑛産物中、其産額の豐富と企業に對する將來の見込と相俟つて吾人の注意を喚起するもの蓋し曹達の如きは甚稀也。沙帶の湖沼附近は最顯著なる曹達の産地也。現今支那人の手に採收せられ、直隷省海洲各地方に供給せらるゝもの亦決して尠しとせず。因に曹達は土俗之を鹻と稱す。

（イ）生産狀態

口外蒙古に於ける數多の沼湖、一として之を産せざるなく、降雨期雨水の沼湖に滿つるや、天然曹達其水中に溶解し、時日の經過に從ひ水分蒸發するや、曹達は白色の結晶體となりて湖沼の沿岸を蔽ふ。結晶期は毎年三五月頃にして、其最多産なるは平泉州を推す。

（ロ）精製。價格●

白色結晶せる曹達を採收し之を釜に入れ約二倍の清水を混じて沸騰せしめ、沸騰すれば之を冷却して上部に浮べる

種々の雜物を除却し、更に沸騰せしめて水分全く蒸發したる後、釜中より取出して日光に晒す。

價格は原產地に於て原料百斤に付銀三四錢、精製品同銀二兩乃至三兩也。

（八）用　途

口外蒙古に於ては一般に天然曹達を其儘使用し、精製せるものを使用する事甚少し。

其用途としては衣服の洗濯、染色用に供し、又該地方人の常食たる燒餠（燒麵麭）饅頭の製造に使用せらる。該地方に於て予等入浴を取れる毎に、彼等は必ず此の天然曹達を持來りて、其使用を勸むるを常としたり。

夫れ燒餠と饅頭とは、全支那を通じて中流以下支那人（每に彼の無數なる苦力）の、麵（うどん）に次ぐ嗜好物にして、殊に支那の一部地方の人民又は勞働者の常食に代ゆべき必需品たるを以て、之が製造に要する曹達の量實に莫大なるものあるべく、今後彼の口外豐滿の曹達を利用し、以て之が無限の需要に應ずるの法其宜しきを得ば、口外曹達業の利益蓋し莫大なるものあらん。（本年二月十五日號參照）

（未完）

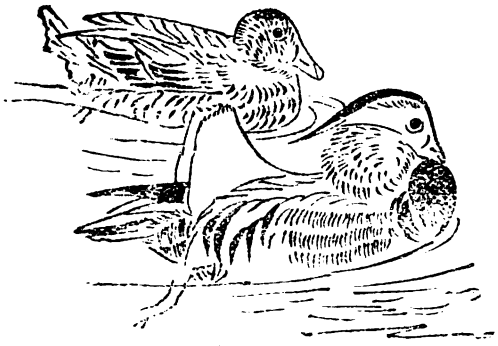

# 江西省林業調査

上海　東亞同文書院旅行隊報告

## 南昌の林業

### 一、總　說〔附林政〕

江西省の大部分は荒凉たる山地なり。連山縱橫し、峯巒相重なる。足一度本省に入れば、先づ直ちに其山林の區たるを看取すべし。本省は其昔樹林所在に繁茂し、一大山林の域たりしや明けし。されど近世山戸貧焚の斧は、亂伐に次ぐに亂伐を以てし、育苗、殖林以て之が善後の策を講ずるなく、當局亦何等の林政を施さず、山林全く荒廢に委せられ、遂に今日見るが如き山骨纍々たる裸山赭峯と化せしめたる也。

曩に農工商部の此に鑑みる所あり、章程を議定して、山林積年の頽勢を挽囘せんと企てたるが如きも、宣統元年に至つて、尙ほ其實現せられたるを聞かず。蓋し支那當局者が林業を重要視せざる原因に就ては、吾人は左の三項を擧ぐるに躊躇せざるもの也。

一、林業は少くも十年を經過せざれば、其効果を收むる事能はず。所謂現金主義なるものに適せず。

二、林業上栽培管理等に關する專門的著書を手に入るゝの困難なる事、殊に之が監督者を得るの至難なる事。

三、水害、旱魃等の豫防は事皆公益に關し、利己主義なるものに適せず。

從來支那に於て、林業に關し具體的上奏をなす者之なきに非ざりしも、當局者既に之を重視せざれば、又如何ともする事能はざりし也。

之を歷史に徵するに、周代には山虞林衡の職掌甚整然たるものあり、衞文の楚邱を營み、司馬の貨殖を傳ふる等歷朝林業に留意したるの迹明なり。然るに時勢の推移と共に

空學盛に行はれ、實業弛廢し、林政の講せられざること、茲に二千年の久しきに垂んとす。支那現時の貧弱其半は此に原因すと云ふも、決して溢言に非ず。

由來江西省は其地質豐饒にして水利甚便なり。贛江上流の地方、森林鬱蒼、木材の毎春筏に組まれて江を下り、鄱陽湖に出で楊子江に入り、沿江各市場に貿易せられて、搏利の大なる鹽商に次ぐと稱せられし彼の江西木材商も、今や其影をひそめて寂寞の感に堪へず。

江西省勸業道傅氏茲に大に感ずる所あり。宣統元年遂に南昌進賢門外に農事試驗場を創設し、場長龍之溪と相計り場内に苗圃を附設し、高等農學校を建設し、我國より農學士齋藤豐喜氏を傭聘し、林業栽培各般の事項に亘りて研究し、實地試驗を行ふに至れり。かくて同二年來より同三年初にかけ、廬山黃龍寺附近に土質肥沃にして位置適當なる地域我約一萬二千畝を劃して、官有林業地となし、專ら樟樹の移植をなすに至り、之を名付けて廬山黃龍寺造林區と稱し、以て江西全省に於ける唯一の模範林たらしむべしといふ。

## 二、苗圃

江西省農事試驗場は宣統元年の設立に係り、場長を龍之溪といふ。場内附設の苗圃は其廣袤我約六町歩なり。本場の研究に依れば、江西省の地は一般に石灰質にして、土壤粘土なるが故、極めて吸水力に乏しく、從つて省内湖澤の數多き所以なるが、其土質は最も樟樹の栽培に適し、南昌附近該樹の蓊鬱として繁茂せるを見る。

設立當初樟、松、鬼胡挑の苗約千株を本邦より購入し、之が栽培を試みたるが、就中樟樹の成育最も良好にして我國に於て約十年にして成木する樟樹は、本省に於て僅々約三年にして足る事を發見せり。

尙宣統二年に於ける苗圃の狀況を見るに、三年木は約六尺の間隔を置きて約千株あり。一年三箇月のもの約七八萬株、其内六萬株は同年秋廬山の模範林に移殖すべき豫定、其他栗櫸柏等試培中なるが其成績甚良好なりと云ふ、而して又南昌附近は桃、橘類の栽培に適すと云ふ。

## 三、廬山模範林

江西省に於ては、官有模範林を作り、將來鐵道其他交通運輸の便大に開くるの曉、其木林を以て一面省内の需要に當つると共に、一面又隣省の需要に應せしめ、かくて十年其利益の莫大なるを普ねく世人に知らしめ、民有官林の振興を促さんとし、茲に廬山模範林の創設を見るに至れり。卽ち先づ南昌進賢門外に林業苗圃を設け、其苗を模範林に移植せんとするものにして、模範林は廬山黃龍寺附近に於ける土質肥沃にして位置適當なる造林區域なり。其廣袤我約一萬二千畝餘、宣統二年秋より主として先づ樟樹の移植に着手すべしと云ふ。

# 義寧州の林業

## 一、總說　〔附林政〕

義寧州に於ける往昔森林繁茂の面影は、上武鄕黃岡山に

其一部の名殘を止めたり。曩に官有森林業の制ありて、黃岡山の封禁行はれし當時は、古木老樹蓊鬱として全山を掩有せしも、同知吳丞春なる者出でゝ、亂伐是事とせしより半山遂に不毛に歸せり。

官有林業の行はれたる當時、民有林業も亦諸處に散在して、相互に義寧州林業史上一時の盛觀を呈せしも、由來目前の利慾にのみ齷齪し、永遠の計に乏しき彼等支那官民の常として、亂伐の弊停止する所なく、遂に綠翠滴る幽溪を變じて、地骨斑々たる空谷に變せしめ、蜒蚓たる連山、滿目蕭條として常冬の荒涼に蔽はれ、山下溪畔只雜木林の散點せるのみ。

然れども江西省に於ける林業復興熱は、近來漸く熾盛に赴き、南昌勸業道率先して之に當り、各府州縣に嚴令して林業整理に力めたるより、義寧州に於ても數年前官辦實業公司の設立せらるゝあり。林業に對する調査研究をさ〳〵怠るなしと稱せられしが、其實行に至りては、未だ具體的施設を見るに至らず。只其計畫が支那財政整理と共に着々其緒に就かんこと、吾人の切望する所なれども、知らず、支那特有の名實相副はず、有耶無耶裡に葬らることなきや否や。

## 二、種類、產地、產額

### (イ) 種類

江西省產木材の種類は、杉、松、樟等を主とし、之に次いで楓、柏、梓、樠、杞、柞、竹、榛等あり。就中杉材は其產額の豐多なると、其材質の良好なるとにより其名隣省に鳴る。

義寧州產木材中、成材として利用すべきは、如上の竹木材を合して約二十一種を數ふべし。而して每年伐採せらるゝもの大約七十萬株と號せらるゝも、其材質良好なるものに至りては、蓋し甚少數なるべき乎。

今其產地及產額の大略を述ぶれば次の如し。

### (ロ) 杉及其他の木材

一、杉　杉は義寧州內所在に之を產し、每年伐採して賣出さるゝ總額二十萬餘株に達すと云ふ。而して其林地に於ける杉材の現在高は之を知るに由なし。されど讀者よ誤解する勿れ。此等杉材は鬱々たる一大森林をなすものなりと。只彼處に百本、此處に二百本といふが如く諸處に散在し、採伐後一市場に來集するもの也。

二、松　松材も亦所在に之を產し、年々伐出せらるゝ總額四五萬株に達すと云ふ。其林地に於ける現在高は之亦不明也。

三、樟及其他　樟及楓、柏、梓、樠、杞、柞、榛等所在に產するも、其現在高伐採高等之を知るに由なし。

其內樠樹は所在に之を產すれども、殊に上崇鄉を以て其最とし、竹材は每年伐出せらるゝ總額約三十餘萬株なりと云ふ。楓樹其他柏、梓、樠、杞、柞、榛等の諸材の每年伐出せらるゝ總額は大約二十萬株內外と見れば先づ大差なきに近からん乎。

## 三、林業者、造林法、〔附課稅〕

（イ）林業者

林業は略ぼ之を分つて、官有と民有との二種となすことを得べしと雖も、事實專門的に之に從事せる者なく、民間の林業に至りては、只農家の副業として豪農が自己所有の山林に對し、自家使用の農夫をして之を管理せしめ、每年之を伐採して市場に賣出すに過ぎず。

（ロ）造林法

義寧州地方の林業は、總說に既に之を述べたるが如く、目下衰微の極に在り。もとより完全なる山林と稱すべきものなく、從つて之に對し課稅すべき道すらなき有樣なるを以て、造林法の如き極めて不完全にして、殆んど說述の價値なきも、試みに其大略を摘錄すれば次の如し。

一、杉及其他

種子は之を良好なる母樹に求むること勿論なるが、杉松等針葉樹の種子は之を布袋に收めて、室入乾燥せる場所に置き、其他濶葉樹の種子は之を箱若くは桶に收め、其收納法は收めたる種子の量二寸位の厚さに達する每に、樹葉一層を挾み以て種子の蒸熱を豫防する也。

播種は春秋二季之を行ひ、苗代を作るに日光の直射を避け得るが如くし、一般西北に傾斜せる地を以て最良となしさて其周圍に土壁を繞らし播種を行ふものなるが、其方法としては撒播、點播の二種あり。播種後夏季は太陽の光熱を避け、冬季は霜雪を避けしむべき、屋根掛けを作ること普通の設備なれども、當地に於ては之を怠る者少からず。

かくて第二條目發芽の後、其成育好良なるものを擇びて之を別仕立の苗代に一株宛間隔を置きて植付け、三四年後始めて林地に移植す。此際肥料は一般之を用ゐざるも、往々稀薄なる肥料を施す者あり。

杉は移植後十年にして成材し、之を材採して市場に上すことを得べし。

松は移植後五年にして成育不良なるものは、之を拔去り或は伐取りて薪となし、好良なるものは其後十年位にして成材す。

二、樟樹其他

樟樹栽培法は甚幼稚也。母樹の根より枝根を分け取り之を移植し、三十年にして成材す。

楓樹は殆んど皆野生にして、人工的に造林を行ふ者なく野生は三十年にして成材となる。

柏樹は春季苗を取りて之を移植し、二十年位にして成材となる。

梓樹も柏樹と大差なし。

榧、杞、柞等は皆野生にして、人造林なし。

竹は親竹を截りて移植すれば、其翌年より筍を生じ、數年ならずして竹材となる。

造林に際し移植の間隔は、桑、桐等は一株に付五尺平方とし、松、杉、楸等は八尺平尺とす。是れ當地の慣習なり。

## 四、伐材法

義寧州に於ける伐材は秋冬二期に行はれ、其方法三あり。

一、劃伐　山林を若干區に分割し、毎年一區づゝ伐採するもの。

二、全伐　一時に全山林を伐採するもの。

二、選伐　任意伐採するもの。

以上三法の適用は、狹小なる山林にありては全伐に依り、喬木材は劃伐に依り、天然材は選伐に依るを普通とす。而して喬木材を全伐せんとする時は、豫め同苗木を栽培し置き全伐後直ちに之を移植するものとせり。

秋冬の伐材時期に際しては、林業者卽山林所有は、人夫を雇ひて之を伐採す。伐材を以て業となす者は之を木客又は柴客と稱す。而して山材所有者は悉皆豪農なるを以て彼等自身に伐材に從ふ者なく、何れも此等木客若くは其他の人夫に依りて伐材せらるゝもの也。

伐採せる木材は先づ之を義寧州南門外の江岸に運搬し此處にて買手に賣却するを普通とすれども、時には買手自ら林地に至り、林業者と契約の上林地に自ら小屋掛けして伐採に從事する者あり。されど其何れの場合たるを問はず、其水運に依るものは悉く南門外の江上に流され、大材は適宜の筏（土俗之を排子（パイツ）といふ）に組まれて運搬せられ、小材は此筏若くは民船に曳かれて運搬せらるゝ也。

## 五、製材法及運材法

製材法の詳細は之を後節吉安其他の部に讓り、玆には其概略を記述するに止むべし。

製材法は其用途如何に依り各其種類を異にすと雖も、何れも拖獨卽ち杣職に依り工場内にて種々なる形狀に製材せらるゝものとす。

運材法は義寧州の奉鄉、黃沙港及其他各地の山林若くは其他に設けたる木廠（木挽小屋）に於て、木客より人夫を雇入れ、小材及び薪類は之を肩挑（肩擔ひ）に依り市場に運搬して賣却せしめ、其遠距離に至るものは小渡（小舟）に積載し若くは曳かしめて運搬し、大材は先づ河畔に運搬し河流に投じて筏に組みて放流す。

人夫を使用して運搬せしむる時は、毎千斤六十清里の運賃一千二百文を要す。而して大材は毎株一千文とす。

小材は毎株二百文乃至六百文。支拂には錢舖發行の紙幣（鈔票）を使用す。

## 六、用途及賣買收益

（イ）用途

一、杉材　建築用及室内什品。

二、楓材　板となして茶箱を造る。義寧州は有名なる茶産地にして、毎年漢口に向け輸出せらるゝ茶は、實に六萬箱内外に達す。而して此等茶箱は皆楓材にて造らるゝ也。

三、松材　樓板（床板）、雜木（雜用）、樹柱（柱材）及器具。

四、樟材　置物、其他器具類。

五、梓材　印材用。

六、柏材　柏材は棺材として最も貴ばるれども、當地方柏材產少きを以て、多くは杉材を以て之に代用す。船材は適當なる木材なき爲、何材に限らず之を用ゐ居れり。

（ロ）賣買收益

杉材の賣買は株を以て論ず。價格は株の大小に依り自ら同一ならざるも、一株一百文より五六千文に達す。當地每年伐採賣出する杉材總額約二十萬株なれば、其價格約六十萬元內外なる可し。

松材の賣買は板數を以て論じ、一丈平方（土俗一方丈と稱す）を評價の單位とす。一丈平方四分板の價約四百文也。而して松柴（松の薪）は一擔に付約二百文とす。

樟材は每株七八百文乃至五六千文とす。樟樹より樟腦を製する者甚少く其價亦高からず。

楓材の大材は每株一千文乃至四五千文也。

柏材は每株一二千文乃至八九千文。

梓材は每株八九百文乃至五六千文。

樅材は株といはずして根といふ。每根八十文乃至二百文。

其他の木材は價格未詳。

此等木材の需要地は殆んど義寧州內にのみ限られ、他所に運搬せらるゝもの甚少し。修水河及其支流は此等木材の運搬に對し唯一の水利たり。

## 七、林業者、人夫、木材商

當地方の林業者は、悉く皆地方の豪農にして、彼等豪農は山林を所有し、農業の傍林業を兼營す。されば特に林業專營者を見ず。且つ當地方は未だ林業地として世に知らるゝにも至らず。從つて其木材賣買法の如きも、自ら簡單にして、林業者は唯市場の需給、狀況に照し、拖獨（杣職）及人夫を使用し秋冬兩季に亘りて、伐材運搬（採運）せしむるなり。

採運の爲に使用人を雇入るゝ方法は、一切斧頭（又は白頭と稱す、人夫頭の事也）に依賴す。使用人の種類次の如し。

（一）拖獨（杣職）、（二）苦力、（三）船夫、（四）雜役夫。

されど林業者は時に木材卸賣商と契約し、採運一切を擧げて後者に委ね、自身毫も之に關係せざる事あり。此場合木材卸賣商は自身又は店員を派して山林地に赴き、林業者と契約の上、自己の費用を以て伐材者其他の使用人を雇備し、或は店員中伐採に心得ある者を派し、以て採運に從事せしむるものとす。又林業者が一旦伐出したる後木材卸賣商に賣却するの法あり。又伐材業者伐材して河上に流し木材商の需要に應ずるものあり。

當地方に於て現今盛に行はれつゝあるは、後二者にして、前一者は其行はるゝ事極めて稀なり。

## 高安の林業

高安縣下亦林業として見る可きものなし。唯北鄉に林業公司設立の計畫あり。

高安縣北鄉は義寧州と境を接し、其境上なる茅竹山附近は寬濶なる肥沃の平原なり。該公司設立の發起人は實に北

鄉の人、熊某にして、深く該平原の土質を研究し、其植林に好適なるを確知し、茲に大に斯界のために貢獻する所あらんとし、株式組織を以て該公司を設立せんと企て、目下其株式募集中なるが、其結果甚良好なれば遠からず公司設立の見込ありと云ふ。

# 吉安の林業

## 廬陵縣

### 一、總說

昔時森林所在に鬱蒼し、官營の林業亦盛に行はれしが、爾來亂伐の弊、兵燹の禍と相俟つて、自然林、官有林も共に荒廢又荒廢し、昔時の面影今尋ぬるに由なし。現今經營中の官林は一も之なく、民有林業のみ縣內各地に行はれ、其成績多少見るべきものあり。

今後林業振興熱の益々熾盛なると共に、本縣林業の漸次發展改良せらるべきは、之を想見するに足る。

### 二、種類、產地、產額

廬陵縣產木材の重なるものは、杉、松、樟、柏等にして之に次ぐは楓、栗、竹等也。

一、樟樹　縣內各鄉之を產せざるなく、其現在株數約十五萬株なり。

二、杉樹　各鄉民有林に之を產し、其產額甚大なり。今杉樹林業者に就て詳說すれば次の如し。

（イ）梅花山杉林　同林所有者は侯貴和にして、現今成材をなすもの約三十萬株、每年伐售數約六萬株、每年補植するもの又五六萬株なり。

（ロ）水源山杉林　同林所有者は李德三にして、成材現在數二十萬株、每年伐售數約四萬株、新植三萬二千株なり。

（ハ）玉山杉林　所有者李餘芳、現在數約五萬株、每年伐售一萬株、新植七千餘株。

（ニ）浪棟山杉林　所有者蕭幹篤、現在數五十萬株、每年伐售十萬株、新植十二萬株。

（ホ）東坑山杉林　本縣民有林中最大なるものにして、所有者歐陽遠慶、現在數一百萬株、本年伐售約二十一萬株、新植二十五萬株。

（ヘ）上水入山杉林　所有者遊積善、現在數二十萬株、每年伐售約四萬株、新植三萬七八千株。

（ト）東固山杉林　所有者富田玉、現在數十萬株、每年伐售三萬株、新植二萬株。

（チ）大嶺山杉林　所有者彭友宇堂、現在數五萬株、每年伐售一萬株、新植八千餘株。

（リ）石磉山杉林　所有者羅允裴、現在數一萬株、每年伐售平均二千株、新植約一千株。

以上總計　現在數　二百四十一萬株
　　伐售數　四十九萬二千株
　　新植數　五十二萬六千株

以上九箇所の杉林中最大なるは歐陽遠慶所有の浪陳山杉

林にして、現在數一百萬株。之に次ぐは蘄幹篤所有の東坑山杉林にして、現在數五十萬株也。

三、松樹　縣內各鄉之を產せざるなく、其現在數約五百萬株なりと云ふ。

又數年前本縣衙門の調查に依れば、縣內民有林業として擧ぐべきもの二。其一は永福鄉の山林にして一個人の經營に係り、資本金約百四十吊文、所有主郭起鳳、職員郭啓元、植林は松樹を主とし現在數約二萬株、其他梓樹九千株、桑樹三百株、楸樹五千株、棕櫚三百株、茶樹三千株、毛竹一叢あり。其二は樟背嶺の山林にして、桐樹、梓樹を主とす。

四、柏、楓、栗、柏樹も亦縣內各鄉に產し、其現在數約五萬株。楓樹、栗樹は共に其數少く、楓樹約二萬株、栗樹約一萬五千株に過ぎず。

## 三、栽培、價格、賣買

一、樟樹、樟樹は當地方に於て栽培後十年にして成材として使用するを得べしと云ふ。昔時樟樹の栽培行はれたるは其證蹟を尋ぬるに難からずと雖も、目下人造林として現存するものなく、悉く皆天然林なりとす。其用途は小材は薪とし、成材は器具什器及製油用とし、其薪とするものは每斤三文位也。

二、杉樹　春季栽培し、十五年にして成材となる。其他義寧州の部に述べたる所と大同小異也。

三、松樹　春季播種插秧し、翌春移植を行ひ、八年にして成材となる。每斤三文位。需要地は縣內及南昌也。

四、柏樹　樟樹と同じく悉く皆天然材なり。栽培後十年にして成材となる。本材は目下其伐售を許されず。

五、楓樹　悉く皆天然林也。每斤三文。需要地は殆んど本縣內のみに限らる。

六、栗樹　悉皆天然林也。每斤四文。需要地は本縣內に限らる。

以上六種は本縣產木材の主要なるもの也。其現在株數は總計七百六十五萬五千株。內杉樹約二百四十萬株。其他約五百二十萬五千株也。杉材を除き其他の五種の每年伐唯額約六億斤價約六萬吊文也。

七、毛竹　本縣に於ては以上六種の木材の外、竹材亦少からず、竹材は栽培後三年にして成材となり。補植するの必要なし。宣統二年度に於ける本縣內現在竹材數は大約十五萬根也。其用途は江西省特產物の一たる竹紙の原料となり。其他用途廣し。而して江西省產竹紙は年額約二百萬兩に達す。今本縣內の竹林名及其狀況を略述すれば次の如し。

（イ）獅子嶺竹林　所有者蕭樂塗。現在數約三萬根。每年伐唯一萬根。

（ロ）東坑入山竹林　所有者歐陽求眞。現在數二萬根。每年伐售約六千根。

（ハ）三分嶺竹林　所有者蕭德方、現在數二萬根。每年伐售六千根。

（ニ）龍盤山竹林　所有者劉山獒堂。現在數一萬根。每

年伐售約六千根。

（ホ）南坑竹林　所有者番約堂。現在數一萬根。毎年伐售約三千根。

（ヘ）羊落坑竹林　下坑竹林。所有者平田約堂。現在數約一萬根。毎年伐售三千根。

山林稅（土俗山稅といふ）は現今之を賦課徵收しつゝあれども、其稅率極めて低しと云ふ。

## 四、製材法、用途、運材法

（一）製材法及用途

山林地木廠に於て製材するには約二法あり。其一は建築用材にして其二は棺材なりとす。

建築用材は長材の皮を剝取り、棺材は皆寢棺にして六尺餘の丸太となし、何れも筏に細みて河上を運搬す。かくて此等の木材は遂に木行（材木商）或は木客（同出張員）の手に依り、各其用途に應じて製材せらるゝもの也。

挽材の方法は我國と多少其趣を異にし、木地、光澤、木理等に對し注意を拂ふこと少く、從つて材面の鉋削甚粗雜なり。是れ文那に於ける木材用法は、我國よりも却つて歐米に類し、白材を使用する事殆んどなく、必ず材面を塗採するに、ペンキ、ワニス其他の塗料を以てするが故也。

支那に於ける建築用材の名稱は略ぼ次の如し。

（イ）方子　大角材にして小屋物用又は挽材に供す。

（ロ）小稈子（或は桶材）　我小丸太（或は小角材）にして柱材となす。

（ハ）天棚用　日除けに用ふ。

（ニ）白皮橘　長丸太にして用途廣し。

（ホ）大椪　大丸太にして用途廣く、又挽材に用ふ。

（ヘ）料板板及挽材用。

支那建築用材の寸法は一般に丈、尺、寸を用ふ。

二、運材法

大材は普通筏に組みて河上を運搬す。筏は土俗簰子（パイツ）又は溜木（リウバイ）と云ふ、福建省に在りては、筏一隻を一連と呼び一連の木材數は筏の大小に依りて一定せず、而して二十四連を大廠、二十連を小廠と稱す。されば江西省に於ては此呼稱行はれざるが如し。

普通筏の横側には十隻の小舟を繫ぎ、筏の首尾には各二挺の櫂を備へ水夫は筏の上に小屋掛けして其内に起臥す。其構造法は普通次の如き物件より成る。

（イ）主たる木材（棺材の筏にありては長さ六尺位の丸太を長方形に組合はす）

（ロ）三股筢　組合せに要する竹繩。

（ハ）串柴、筏の上鋪用薪類。

（ニ）蓬廠、筏の上に造られたる水夫小屋兼番小屋。

## 五、課稅と厘金局

筏は一厘金局を通過する毎に課稅せらる。されど筏一隻毎に課稅するに非ずして、全筏の厚さ及面積に對して課稅するを常とす。而して厘金局は此等筏通過の各要地に其本局或は分局を設置し、筏の脫漏を嚴視し、一々驗査課稅し

つゝあり。

檢查の手續は筏の上下江（贛水）及納稅の濟否を區別驗查し、納稅未濟のものには納稅せしめたる上、下江筏には下水查驗（驗查濟の證書）を交付し、上江筏には、上水查驗を交付す。又中途に於ける筏材の增減を驗查し以て課稅を加減す。

今吉安神岡山分局の查驗を示せば次の如し。

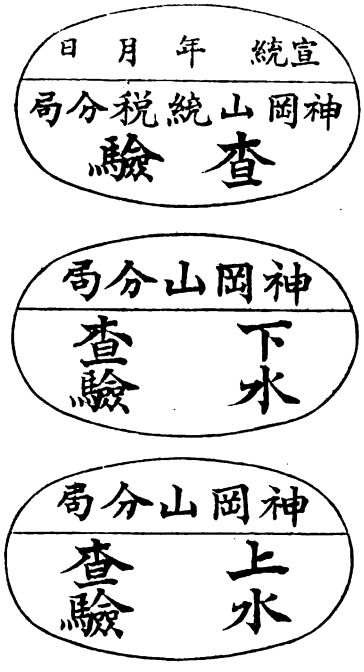


又同分局に於ける記帳の雛形は次の如し。

宣統二年五月　日吉立

七月初一日　深寬　長

查聚昌恒溜水

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十三丈 | 七十七根 | 十丈 | 十九根 | 十丈 | 參ク | 十三丈 | 十八根 | 十三丈 | 十三根 |
| 七丈 | の内 | 十三丈 | の内 | 十丈 | 七十の根 | 七丈 | 六十二根 | 十丈 | 十三根 |
| 以下 | | 以下 | | 以下 | 共乙參 | 以下 | 共八十一根 | 以下 | |
| | | | | | リプ | | リプ | | |

七月初五日

查吉順達溜水

聚昌恒と吉順達とは溜水(筏)の所有者たる木商の商號なり。其下の暗碼數字は深(厚)寬(幅)長を表はし、其下の若干根とは筏を形成する木材數にして、其左側は稅額、最下の共(合計)は根數(右)と稅額(左)を表はせり。

## 六、江西省新定木材稅

左記は江西省簡明稅則中より新定木植統稅(新定木材稅)に關する規定を拔萃せるものにして、江西省各地に施行せらるゝもの也。

中木　周圍一尺碼三分
周圍一尺四寸碼七分　(皆中木とす)
每根　稅銀　十二分　八分　錢　四　三　十　二　八　文　文

正木　同一尺五寸碼九分
同一尺六寸碼一錢二分
同　稅銀　十二分　八分　錢　一　六　百　十　七　文　文　八　二　毫　毫

大木　同一尺七寸碼一錢五分
同一尺八寸碼二錢三分
同　稅銀　十二分　八分　錢　一　百　百五十八文四毫
同一尺九寸碼二錢三分
同二尺碼二錢八分
同　稅銀　十二分　八分　錢　二　十　百二十四文四毛

同上　同一尺碼二錢三分
同二尺碼二錢八分
同　稅銀　十二分　八分　錢　二　八　百二十四文四毛
同二尺一寸以照碼作錢價八貫層遞核加抽稅毋庸修列

花木　八九寸圍　每根稅銀　十二分　八分　錢　二　二十八文八毛
皆花木とす　六七寸圍　同　稅銀　十二分　八分　錢　二　二十九文二毛

皮木　皆皮木とす　同　稅銀　十二分　八分　錢　二　二十八文八毛
柴木　四五寸圍位のもの　同　稅銀　十二分　八分　錢　七　四　文　文　二　八　毛　毛

大筒　每筒稅銀　十二分　八分　錢　七十四文四毛
中筒　每筒稅銀　十二分　八分　錢　五十文四毛
毛筒　同　稅銀　十二分　八分　錢　三　二十　十　四　六　文　文　文
杉木筒　同　稅銀　十二分　八分　錢　三十二文四毛　二十一文六毛

樟板　丈量四五、因得方數、每方積長一丈、深二寸二分
零每方稅銀　十二分　八分　錢　七百二十文　四百二十文

杉板　每方稅銀　十二分　八分　錢　五百七十六文　三百八十四文

杉木床板　南贛寧より出づる所のものは其副數に照して查
するに、五十塊を一副として計算し每塊厚さ一寸幅五寸
長さ五尺と定め、丈量に依るに厚幅長を以てしたる後面
積を出し副數を乘じ以て稅額を定む。
每副稅銀　十二分　八分　錢　四　三　十　十　八　二　文　文

雜板大河　同　稅銀　十二分　八分　錢　五百七十文　一百二十文

同　小河　同　稅銀　十二分　八分　錢　一百八十文　二十文

橋板　每方稅銀　十二分　八分　錢　七百二十文　四百八十文

| | | |
|---|---|---|
| 花板（即壽枋牌上帶售） | 每副稅銀 | 十二分八分錢　三千六百文二千四百文 |
| 雜木 | 每根稅銀 | 十二分八分錢　四十三文二分二十八文八毛 |
| 短木 | 同　稅銀 | 十二分八分錢　十八文二文 |
| 福建寧化兒 | 每筒稅銀 | 十二分八分錢　四百三十二文二百八十八文 |

## 贛州及南安の林業

當地方一帶は山林所在に繁茂し、毎年、伐採售出する木材は南安、贛州、寧都の三個所よりするもの約六七十萬元に達す。

### 二、贛州の林業

贛州に於ては、官有林少けれども、民有林甚多く、同州より毎年伐採售出する木材は杉材のみにても約二三十萬株に達すと云ふ。

### 二、南安の山林

南安府大康縣内には民有林業多けれども、官有林業なし。同縣内に於ける民有山林の總面積は約千三百八十町歩（二萬三千餘畝）也。

一、受界坊山林　所有者劉人傑。主として松及梓を栽培す。

二、梅嶺隘山林　蕭繼善の經營に係り、資本の大部分は蕭繼善の出資、其餘は本縣富豪の出資なりとす。主として松、杉、桐、梓等を栽培す。

以上二者は宣統元年の頃より經營に着手せるものなるが、本縣内には其他天然林の民有に歸し、其經營に委せられたるもの甚多く、其重なるものは杉及松の山林なりとす。

### 三、種類產地其他

(一)杉樹　杉樹は大康縣下鄉地方には其數少きも、上鄉地方には杉樹の山林甚多く、年產額二十餘萬株に達すと云ふ。當地方には杉樹の人造林なく、天然林のみなるが、其成育は凡そ播種後二十年にして、成材となり、植秧は舊曆十一月より翌春二月迄に行はる。

價格は大材每株二三元、中材一元小材五六角也。販路は贛州を主とし、本縣内及廣東省に仕向けらるゝもの甚少し。

用途は主として建築用材、器具、壽板（棺材）等とす。

(二)松樹　本縣内各鄉之を產せざる所なく年產額十六萬餘株。杉樹と同じく天然材のみにして、成育は播種後十年にして成材となる。

價格は大材每株四五角、中材三角小材一角位也。販路は主として本縣内とす。

用途は船底用、其他薪、木炭とす。

(三)樟樹　本縣下鄉に多く產し、年額二千餘株。悉く天然材にして、成材となるには十年を要す。

價格は大材每株七八元、中株四五元、小材一二元なり。

用途は船材、樟腦油原料とし、販路は主として贛州なり。

(四)楓樹　悉く天然林にして成材となるには十年を要す年産額千餘株、價格大材每株四五角、中材二三角、小材一角、位販路本縣内。

(五)栗樹　産地は主として本縣城附近に在り、年産額一千株。悉く天然林にして成材となるに十年を要す。栗實は每斤五十文。栗材の販路は主として本縣内及廣東地方とす。

以上は大康縣内に於ける木材の重なる種類なり。

本縣内には木廠四五箇所あり木材の伐採、售出に從事し兼ねて挽材業を營めり、殊に其内には自己の店員をして船夫に當らしめ、木材筏を贛水に放下し贛州に仕向くる者あり。

# 天津だより

例年の事なれども本年の開河後の海運界は非常の盛況を相呈し居り商船會社の直航船及郵船會社の北清航路を初めとして外國汽船會社船社外船等何れも滿船の好況にて臨時船の來航も少なからず輸入貨物の積出港にてシャットアウトさるゝは珍からざる有樣にて運賃も中々底强くして大阪天津間運賃普通七圓二十錢に有之申候。

◉一時掠奪騷亂の爲め甚しき燒打を受けて見るも無慘の狀態にありたる估衣街胡同大街等の商家も漸次改築修繕を加えて舊觀に復しつゝ有之申候されど黑焦となれる招牌柱さては半ば毀たれたる壁等流石當時の名殘の忍ばれて候。

◉革命亂の勃發以後一時商取引は一切現金取引と相成申候處其後漸次信用の回復と共に更に延取引と成り初め申候昨今にては雜貨取引にては三週間より四週間時としては一ヶ月海産物に於ては一週間より三週間綿絲布に於ては一ヶ月以上に及ぶは珍らしからざる次第に有之申候。

◉六國借款の成立と共に支那上下の購買力の激增と銀塊相場の昇騰は内外人共一般に豫期せる所なりしに借款の不成立は著しく市場に豫期の相異を示し申候一般支那商人は矢張銀貨の前途の思惑と騷亂の再發に對する杞憂等よりして出來得る限り仕入を差控え居り申候傾向有之申候處愈々借欵も不成立と決し銀貨相場も稍足取り定り候と同時に需要時季に差迫り申候爲め田舍向の荷動も多量と相成一時に買進み市況は頗る活氣を呈し申候處更に銀貨の騰貴連日に亘り申候間此處一寸腰を折られたるやの傾有之申候。

◉銀貨相場の變動の對支那貿易に及す影響の大なるは申迄も無之候へど騰貴にしろ下落にしろ足取だに穩當に相定り申候へば輸出入業者共相應の採算も出來申候へど變動の激烈にて一日中一兩以上の爲替相場の騰落は打擊甚大にて手

控して見送の外なき次第に有之申候。

◉綿絲布の市況は近時一般に取引金貨建相場と相成居申候間一見本邦商人に於ては爲替相場の變動は一向風馬牛の如くには有之申候へど一般支那商人の綿糸布を業とするものは比較的少資本にて力以上の遣繰を爲して巨額の取引を爲しつゝあるを以て爲替相場の變動の彼等に及す影響は頗る多大なるもの有之申候從て銀貨相場の下落の綿絲布取引に及す打撃は中々と多大なるもの有之申候。

◉最近に於ける綿絲相場は左の如くに有之申候。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 日本 | 三十二手 | 双鹿印 | 百四十七兩 |
| 同上 | 同 | 麒麟印 | 百四十五兩 |
| 同上 | 同 | 象印 | 百四十五兩 |
| 同上 | 同 | 藍魚印 | 百四十六兩 |
| 同 | 三十二手 | 金龍印 | 百四十二兩 |
| 同 | 二十手 | 美人舟印 | 百二十一兩五匁 |
| 同上 | 同 | 日烏印 | 百二十兩 |
| 同上 | 同 | 金福人印 | 百二十一兩 |
| 同上 | 同 | 軍山印 | 百十九兩 |
| 同上 | 同 | 立馬印 | 百十九兩 |
| 同 | 十六手 | 藍魚印 | 百十六兩五匁 |
| 同上 | 同 | 双象印 | 百十五兩五匁 |
| 同上 | 同 | 麒麟印 | 百十三兩 |
| 支那 | 十六手 | 華盛龍 | 百三十兩 |
| 同上 | 同 | 怡和龍 | 百十兩 |

◉最近の調査に依れば目下當地在留の本邦人は戸數六百二十四戸人口男一千二百〇一人女一千〇五十二人合計二千二百五十三人に有之申候而も漸次增加の傾向を有し居申候殊に近時一般に有力なる內地資本家の當地に注目するもの續出して最近に於て既に其の支店又は出張所を開店せるもの四五に止らず正に開設せんと計畫中のものも有之申候は邦家の爲め喜しき次第に御座候。

◉北京に於ては目下國會開會中にて同地と政治及經濟上に密接なる關係ある當地は又到る所政治熱の勃興せる樣に有之申候殊に最近宋敎仁の暗殺せられて以來は刺客の出沒せるやの風說さえ傳りて京奉線は申す迄もなく津浦線迄も偵邏出入して警戒中々と嚴重を極め居り申候黎元洪暗殺の飛報の如きは時節柄非常なる驚異の眼を以て迎えられ申候。

◉津浦線の開通と共に山東鐵道は大に其眞價を發揮して青島の經濟的價値を增加致申居候從て二鐵道の接續點たる濟南府は著しく繁榮を增加致し重要なる地點と相成天津との商業關係も一層の密接を相加申候間我領事館に於ても近く同地へ出張所を設置する事と相成近々の中同地へ天津總領事館より館員出張の事と相成申候。

# 支那最近時報

## 治内

### 大官の變動

三月二十七日

任貴州高等審判廳長署理　吳緒華

任貴州高等檢察廳檢察長署理　曹興新

三月二十九日

任中國銀行協理　孟其煒

任甘肅財政司長署理　田駿豐

任中國銀行監理員　陳惟彥

依願免湖南教育司長　吳有鴻

任湖南教育司長　唐聯璧

任陸軍少將　徐鎭淮

三月三十一日

任陝西陸軍測量局長　雷寵錫

四月三日

授勳四位　王正雅

任陸軍會計察查處々長　葉樂民

四月六日

任湖北陸軍第一師參謀長　傅人傑

任同第三師參謀長　劉峩嶸

四月八日

任貴州司法籌備處長署理　谷寅賓

四月九日

任廣西都督府參謀長　林紹斐

任江蘇國稅廳籌備處々長署理　單鎭

授勳三位　梁天戈

四月十日

任蕪湖關監督署理　陳昌穀

任蘇州關監督署理　楊子晟

任青州副都統署理　延年

### 各省議會の成立

各省省議會成立期日並に議長副議長の姓名如左

| 省名 | 成立期日 | 議長 | 副議長（各省二名） |
|---|---|---|---|
| 廣東 | 二月十日 | 謝已原 | 羅燒筆　陸孟飛 |
| 陝西 | 同　上日 | 劉淦 | 黎彩彰　五家寶 |
| 新疆 | 同　上日 | 安允升 | 古明德　未詳 |
| 雲南 | 二月十三日 | 趙伸 | 張芝霖　李炳泰 |
| 盛京 | 二月十七日 | 余兆元 | 李友蘭　王寶善 |
| 浙江 | 二月十八日 | 莫兆貞 | 劉焜　朱益數 |
| 吉林 | 二月廿日 | 劉文田 | 千源浦　賈明善 |
| 河南 | 同　上日 | 楊紹中 | 任同堂　陳子茂 |
| 江蘇 | 二月廿三日 | 孫蘭界 | 楊國瑞　劉瑞春 |
| 江西 | 二月廿四日 | 任壽祺 | 顏丙臨　武揚萃 |
| 安徽 | 二月廿四日 | 危志元 | 王念功　趙繼椿 |
| 福建 | 二月廿七日 | 林幹 | 鄭元楨　鄭豐稔 |
| 四川 | 二月廿六日 | 胡駿 | 朱大鑛　唐宗堯 |
| 山西 | 三月三日 | 杜上化 | 張瑞　高洪 |
| 山東 | 同　上日 | 張介禮 | 王書廷　孔祥柯 |
| 廣西 | 三月四日 | 姚全生 | 河濱彥　張鴻鈞 |
| 貴州 | 同　上日 | 張彭年 | 張士仁　何謹沃 |
| 甘肅 | 三月七日 | 閻士璘 | 呂士俊　楊思誼 |
| 直隸 | 三月十日 | 逯守靖 | 王秉哲　王建中 |
| 湖北 | 三月十四日 | 譚嘉璽 | 王信數　風佩蘭 |
| 湖南 | 未詳 | | |

### 各督の憲法意見

憲法は立國の基礎たるを以て遍く大方の意見を徵し以て根本の解決をなすに

非ざれば圓滿の好果を收め難しとし袁大總統は各省都督に對し意見を徵收したるが既に回答したるものを類別すれば左の如し。

甲派の主張　二十二行省及び蒙古西藏青海を合せて領土となす蒙古西藏青海は改めて行省となし以て統一を期す總統の任期は五年とし更に連任一回を得と此派に屬するものは直隸、河南、黑龍江、吉林、山東の諸省とす。

乙流の主張　領土を一定せず其理由は領土を若し一定せば割讓の地を回收する能はざるの不便あり國勢日に强ければ既に割讓したる地面回收の希望あり參議院衆議院は同等主義を取り衆議院は先づ最初に議決の權ありと此派に屬するものは浙江、福建、廣東、安徽等の諸省なりとす。

丙派の主張　統治者の大權をして絶對的に米國の制度に倣ひ且つ大統領候補者を設くべし領土に至つては租借地及び割讓地は特別規定を設け將來中華民國の領土たるを聲明すべしと此派に屬するものは奉天、甘肅、雲南、江蘇、諸省なりとす。

## 總統府新設機關

總統府は近來左の二個の機關を新設し事務の進行を計るべしと。

一、籌備處　同所內には官制財務吏治考績の四科を置き正副處長各一名を設くべし而して徐世昌朱家寶の兩人任命さるべし其科員には光復の際の有功者を以て之に充てらるべし。

一、洋顧問辦事處　總統府成立以來新に聘したる東西兩洋の顧問員既に十八九名に達し各方面の職務に從事し居るも何等統一の機關なきを以て特に一辦事處を設け以て統率せしむべしと。

## 唐紹儀の就任

前國務總理唐紹儀は久しく鄉里に歸りて宿痾を養ひ再び出づるを欲せず先に該省より參議員に選擧せられたるも固辭して受けざりしが袁總統及胡都督が再三其就任を切に勸告せる爲愈就任に決し北上すべしと。

## 民國憲法顧問

民國顧問として各外人の傭聘者多きが今又憲法顧問としてサーフランシスピゴット氏を招聘するに決せりと。

## 法典研究會

民國の法典をして萬國法典に加入せしむるの一案は早く已に大總統の批准を經て法制局長より整理の上國務院に提出されたるを以て國務院は法典研究會を組織し討議修正を加へたる後正式國會の決議を俟つて列國法典に加入を申込むべしと云ふ其法制局長より提出されたる各案左の如し。

一、民國憲法案
二、民法刑法
三、民刑訴訟法
四、法院編制法
五、商法
六、國籍法
七、國際公法
八、國際私法
九、國會組織法

## 北滿の宗社黨

北滿愛琿よりの消息によれば近時宗

社黨員青島其他より陸續北上し來り愛輝齊々哈爾等北滿の各要地に潛伏し軍民を煽動して不軌を圖しつゝあるが過日張奉天都督は宗社黨の離叛者より該黨內の眞相秘密を悉皆知りたれば夫れ〳〵相當の防備を施し該黨員勦滅を期しつゝありと而して今彼等の秘密計畫なる者を聞くに左の如し。

一、宗社黨員は活佛哲布尊丹を擁して以て滿清の宗社を恢復すべし庫倫政府と締約する事。

二、東三省の軍隊が征蒙の爲め出發し深く沙漠に入り其地點に至りたる時各地の宗社黨は其虛に乘じて事を起し以て民國と抗爭する事。

三、海拉爾總監勝福は民國軍と蒙古軍とが開戰する時卽ち宗社黨中の領袖を擁して黑龍江省に起り獨立を宣言して庫倫に聲援を爲す事。

四、現在は黑龍江省の所有宗社黨は庫倫政府及び海拉爾の同黨と聯合して謀略を進行しつゝあり。

五、將來宗社黨は北滿に在りて旗を擧ぐべき露國は中立を守るべく亦庫倫政府は露國と妥協する事。

# 軍事

## 陸軍編成法

陸軍部にては平時陸軍編成法を規定し參議院の同意を求めたり其の大要左の如し

一、軍統は二師團を統轄し每師官佐目兵及び夫役等を合せ一萬貳千人とす

二、師長は三旅團二營を統轄し營內騎砲兵各一團工兵輜重兵各一營を置く

三、旅長は三團を統轄す每團千五百十二名

四、團長は三營を統轄す每營五百四名

五、營長は四連を統轄す每連百〇六名

六、連長は三排を統轄す每排四十二名

七、排長は三班を統轄す每班十四名

八、班長は兵士中より選擇し十三名を敎導す

## 軍區の質問

陸軍部は過般全國を八大軍區に劃定し各區に軍區長一名軍統二名を置くの制度を設けたるが右の內湖北湖南兩省を一軍區とし副總統黎元洪を以て軍區長を兼任せしめたるに黎副總統は之を固辭したるの事あり參議院議員朱氏は此事に對し左の數個條の質問書を提出して政府の回答を求めたり

一、軍治區域案は尙未だ參議院の通過を經ざるに何を以て擅に劃定を命せしや

一、常備兵數額問題未だ決せざるに何を以て先づ軍區長を設けしや

一、軍區長の權限頗る重大なれば都督は如何なる地位に立つべきや

一、軍區長既に行政司法の權有り都督は當に何等の責任を負ふべきか

一、軍區長の有する所轄官任命の權に對し都督は克く干涉するの權有りや

一、軍統は二師團を統轄するものとせば其の權利の範圍如何

## 兵器製造廠建設案

段陸軍總長は北京附近の北坂地方の高地を擇び一大兵器製造廠を建設の建議をなしたるに袁總統は頗る之を贊成し財政の緖に就くを俟つて起工すべく決定したり

## 陸軍退伍年限

段陸軍總長參軍事處長陳參謀次長は屢次會議の決果陸軍軍人退伍令を編訂し大總統に提出したるが其內容の一端を記すれば左の如しと

大將は退伍年限なし

中將は六十歲を常備とすれども七十歲に展期するを得但し指揮に任ずるを得ず

少將は五十歲を常備とす

以下大中少佐五歲減大中少尉は三十歲を限度とす

## 奉天軍費借入

奉天省にては三月の軍費四十萬兩の不足を生じ兵員に之が給與を爲し能はざるを以て官銀號銀行各錢號より一時借入るゝに定まり財政司長趙臣翼夫々協議を爲したる結果略所期の承諾を得たりといへるが右は單に一時の彌縫に過ぎざるが故張督は管下各屬に電令し近きは五日遠きは二周日を限り客年の滯納稅を收納すべしといへりと

## 軍機取締

陸軍部總長段棋瑞は軍機軍械取締章程數則を訂し各省都督鎭邊將軍都統に通告し今後は本章程に準じて軍機を取扱ふべく嚴令せり其意に曰く

一、凡て軍機軍械を運搬するには必ず陸軍部及び都督の公文執照あるを要す

二、公文無く護照なき軍機を查出し或は護照以上の數額或は地名の不合期限の逾越等を發見したる時は控留嚴重に查辨し直に之を都督府及陸軍部に通告すべし

三、僞造の公文護照を發見したる時は軍律を按じて治罪を行ふ

四、前各項を知りつゝ代辨したる者は同罪を以て之を論ず

# 外交

## 外人損害賠償辨法

革命當時の外人の損害賠償方法として陸外交總長が國務院に提出せる處次の如し

一、損害は戰地及兵變地方に於けるものゝみを以て限りとす

二、通商江岸に於けるものに非れは賠償せず

三、豫め計算要求せるものに非れば賠償せず

四、事變後地方衙門に報告せるものも賠償す

五、照會後二月以內に損害額を通知せざるものは無效とす

## 墨國の華僑優待

駐墨西哥公使は陸總長を訪問して次の華僑優待條件四ヶ條を告げたり

一、在墨華僑は各國と同一に待遇す

二、華僑の來墨するものは苟しくも規則にかなはゞ一樣に上陸を許し若し違反せる時は華僑をして上控する事を得せしむ

三、華工專例及其他の苛例を取消す

四、華僑の生命財產は墨國政府これを保護す若し意外の事あれば政府完全の責任を負ふべし

## 澳門境界問題

澳門境界に關する葡萄牙との交涉は數年來未だ解決を見ざるが先日駐京葡國代理公使は外交部を訪ふて陸總長に此地の事情に細しきものをして實地踏査せしめし上これを決定せん事を提議せり而して外交部にては實地踏査員に前駐白公使揚樞氏を選任したるに揚氏は固辭して受けず爲に陸總長は更に胡廣東都督に對しこれが就任勸告を依頼せりと云ふ

# 學事

## 支那海外留學生

最近調査に依れば支那中央政府の現に海外に派遣せる留學生は合計五十六名にして其内教育部より派遣せるもの計二十九名にして左の如し

佛國九名　英國六名　日本五名
米國五名　獨逸二名　白國二名

又稽勳局より派遣せる第一期生は計二十七名にして左の如し

日本十名　米國十名　英國四名
佛國二名　獨國一名

而して稽勳局が第二期生として派遣せんとするものは計三十五名にして左の如し

米國十五名　日本十三名（内女學生三名）　佛國四名　白國一名
英國一名

# 財政

## 財政計畫

財政部は過般民國二年度豫算表を調製したるに其不足額約三千五百萬元に上り而も此外に賠款借款利息臨時軍需費等あるを以て其繩縫方法として鹽斤加價六釐公債案國務整理案貨幣統一案所得稅營業稅試辦案を計畫し以て全局豫算を籌劃し正式政府成立後に於て國會に提出さる可し其收支の款項左の如し

總收入　三億萬兩

内地租　七千九百七十萬兩
鹽茶稅　四千七百七十萬兩
海關　四千二百二十萬兩
各項雜稅　二千六百二十萬兩
釐金稅　四千四百二十萬兩
國家營業　四千七百三十萬兩
各項雜收　三千五百七十萬兩
國產售價　九百四十萬兩

總支出　三億三千五百萬兩

内中央行政費二千六百三十萬兩
外交費　四百萬兩
警察費　二千二百五十萬兩
司法費　六百九十萬兩
整理財政費二千五百二十萬兩
國債清理費五千六百十萬兩
公家工程費一千百五十萬兩
各項雜費　一千百七十五萬兩
交通費　五千六百八十萬兩

## 六厘公債票の辨法

政府の布告せし六厘公債票は各省地方公債と或は衝突せんことを恐れ財政部は左の如き方法を定めて各省に通達せり

一、六厘公債票發行後は各省は公債の名を以て同時に小債票を發行する能はず

一、各省發行の公債は原案を速に部

に報すべし

一、未だ募らざる公債票は停止すべし又已に發行せし公債は民政司より回收し六厘公債に改入すべし

## 各省の補助金要求

財政部が財政の逼迫に追はれ各省に補救金の送附を求むれば又各省より中央の補助を要求し來り黎副總統は此程退伍兵の俸餉として政府に三十萬元の送付を要求し當時財政部より二十萬元の送金を請求し又程江蘇都督は司法省軍隊の餉項を凡て財政部より支出せん事を求め又張奉天都督は蒙旗賑卹金として十五萬元の送金を請ひ又貴州都督は同省行政費補助として十萬兩の補助を求め來れり

## 廣東省歲出豫算

廣東省民國二年度の歲出豫算表次の如し

| 類別 | 經常 | 臨時 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 解京各款 | 五、〇三、九八一 | 三七、六四四 | 五、四〇一、五八五 |
| 賠償金 | — | 二、六四八、五三五 | 二、六四八、五三五 |
| 負擔額 | | | |
| 外債及公債元利 | — | 六、六七〇、七三 | 六、六七〇、七三 |
| 總 | 五、〇三、九八一 | 一八、六五六、八六二 | 三三、七二〇、八四三 |

尙右の內本省の外債及公債元利償還の內譯次の如し

| | |
|---|---|
| 臺灣銀行借款（宣統三年） | 二五二、〇〇〇元 |
| 香港滙豐滙理德華銀行借款 | 八七九、八七二 |
| 革命後第二次公債 | 四、三五〇、〇〇〇 |
| 革命後協濟京餉公債 | 一、三一八、〇五〇 |

# 金融

## 吉林改幣難

中央政府より中國銀行紙幣千七百餘萬元（千二百萬兩）を吉林に領與し回收に充てしめ其準備金は中央地方折半して分擔すべしてふ幣制改革案は過般省議會の議に附されたるが同會は大體に於て同案を承認し猶吉省に於て負擔すべき六百萬兩に付ては先づ官銀號現存の二百萬兩を之に充て不足額は內債募集によりて補足する事とし財政司の速かに公債募集章程を定めんことを求めたり此議決は直ちに陳都督より在京中の饒司長に電報されたれば饒氏は目下實行上の手續に就き財政部と協議を凝らしつゝあり約二週間の後に歸吉すべきも若なりされば同問題も漸く解決に近きの觀あれど內債募集の恃み難きを始めとして紙幣發行方法準備金分擔方法等も理論上實際上の欠陷少なからざれば之が實行を見るは容易ならざる可し兎まれ右に關しては改幣同志會も亦章等邊使並に孟觀察使に對し左の意見書を進達せりと

第一　改革の方法

甲、國家紙幣に改むべき事

乙、基本金の充實を圖る可き事

一、官銀號現存の銀元現銀外國貨幣等を基本金となす事

二、官銀號が現に所有又は占有せる財產（主なるは抵當流れの他所家屋）を抵當として外省の銀行より資金を借入るゝ事

三、官民兩方面貸出金の回收を圖る事

四、地方公有財產を抵當として外省銀行又は華僑より資金を借入るゝ事

五、公債を發行する事

丙、適當なる法定比價を定むる事

丁、補助貨の移入を圖る事

第二　改革の手續

甲、期を分ちて回收する事

乙、兌換機關を設くる事

丙、總數を報告せる事

第三　其他の事項

甲、官銀號の整理

乙、貨幣空賣買の禁止

## 吉林官帖回收打合

陳吉林都督は既に中央銀行兌換券を以て銀元本位の用に充て官帖を回收せんとしつゝあるが右に關し頃日特に北京に派せる饒財政司長に左の如き研究項目を電照せり

一、兌換券は一元を本位とせるも新銀貨は未だ鑄造されず舊銀貨は其數足らず兌換には銀塊をも代用するか或は必ず銀元を用ひんとするか

二、券面の單位は一元なるべきが吉林には補助貨乏しければ猶一吊の官帖を行使して此不足を補ふ可きか

三、銀價の高下は商人に左右せらる新兌換券發行に當り銀價(兩銀)が五六吊に低下するとせば豫定の資金にては官帖の半數を回收し得るに過ぎずして勢ひ官帖と新券を併用さるゝに至らん果して然らば奸商の投機賣買行はれて危險或は今日に勝るなきかの之に對し饒司長は次の答電を送れり

一、兌換券の本位は章程により銀元と確定せしものなれば銀塊が代表の價値なきこと明かなり

二、新定の貨幣は十進にして元以下は小銀貨銅貨を用うるものなり

三、銀價低落せば官帖の回收には夫れだけ多くの銀券を要する譯合なり若し銀券足らずして官帖と並び行はるるに至らば其弊害多き事貴命の如し故に余は政府に對して必ず官帖全部の回收を行はざる可からずと切言しつゝあり而して交換實行の際には左の諸點に注意するの必要ありと信ず

(甲)時機を審察して帖券の平均比價を認定すること

(乙)一定の期間に交換し期を過ぐれば之を停止すること

(丙)停止後は一切の行用皆券を認めて帖を認めざること(無効ならしめんとするの意)

## 奉天興銀行惱

工商兩面の發起に係る奉天興業銀行は株の應募者は少からずあり前農業銀行總理王惠庭を同行總理に推さんとの說ありしも王氏を推薦するに就ては商務總會側に異議あり爲めに現に行惱みの體なりと

# 借款

## 償還すべき外債額

大借款は容易に成立せず小借款亦行惱中にて北京政府の財政難は其極に達せり然るに一方外債の償還すべき額は多く現に去る三月中の分すら五百五十萬磅に達し其內譯次の如し

二、七三六、八〇〇磅　自一九一二年五月二日至一九一三年五月賠償金

二九三、〇〇〇同　六國銀行團第一回渡得金

一五九、〇〇〇同　同　第二回渡得金

一、〇二五、〇〇〇同　白耳義借款(內利子二五、〇〇〇磅)

四〇〇、〇〇〇同　四國銀行借款

二五〇、〇〇〇同　津浦鐵道借款

二、〇〇〇、〇〇〇兩　正金銀行借款

## 白耳義小借款

北京財政部は白耳義資本家と百萬磅小借款を議訂したるが同借款は二十ヶ年償還利子五分半全國の茶稅を以て抵當とし借款交附期は四期に分ち第一期に二百萬磅第二期に一百萬磅第三期に五十萬磅第四期に二百五十萬磅を交附するものなりと

## 安徽の外債

同省は元と富裕なりしが清末に及び新政の結果歲入不足と爲り遂に外債を起すに至れり宣統二年に時の巡撫たる朱家寶は上海大清銀行より庫平銀九萬九千兩を期限六年利子七厘にて借り遂に一分二厘の高利を出すに至りしが怡大洋行も又進みて庫平銀行百十萬兩を大清銀行と同契約の下に貸すに及べり此に於て同省の外債百餘萬兩と爲り革命後は財政益々困難と爲り期に及びて償還する能はず柏都督に至りて又日本人より銅官山售砂款を抵當として二十萬圓を借り未だ售砂せざる以前は七厘五分の利子を拂ひ財政益々困難の狀態に在りと

# 交通

## 信浦鐵道敷設

津浦鐵道は開通以來貨客の運輸頗る好況なる爲め北京政府は今回漢口の北方七十哩なる京漢鐵道の主要停車場なる信陽と浦口間に鐵道を敷設することに決定したるが右の信浦鐵道敷設權は一千八百九十八年に於てブリッチシユコーポレーションに讓與されたり鐵道延長二百六十哩あり沿線は人烟稠密敷設費は二百萬磅を要すべし而して同鐵道技師長たるべきバールン氏は線路踏査の爲め去月一日北京を出發したりと

## 粵漢線の三路總辦

督辦三たび變りて未だ開工せざりしが現に督辦たる岑春煊は五月より起工するに決定し之を三路に分ち其總辦をも任命せり武昌より岳州に至る一段は程明超を總辦とし岳州より永州に至る二段は陳猶龍を以て總辦となし永州より廣州に至る三段は總工師詹天裕其總辦を兼ぬる由

## 庫哈鐵道條約

露國と庫倫政府との間に近く庫恰鐵道條約成れるが今其內容に就きて聞くに右鐵道は六箇月內に起工し二年內に竣工せしむべく期限は五十年にして軌道の廣狹は悉く露國鐵道を標準とし五十年後に庫倫政府が回收するの時は二十年の利子を附し且つ鐵道附近五十里以內の鑛產は露國の自由開掘に任ずるのみならず露國は庫倫各鐵道に對して敷設權を有し工夫は露支兩國人各半數を採用す可し

## 無線電信大計畫

支那政府は北京、張家口、廣東、汕頭、漢口及び上海に無線電信局を設置する爲め獨乙某公司と契約を結び調印したり而して將來は各省首府より北方各地に擴する計畫なり無線電信局設置の目的は第一軍事上便利を得るが爲めにして又た商業上電信の不足を補ひ且つ現在陸上電信の破損せる際之に代らしむる

が爲めなるが其通信の有効距離は平常に於て一千五百哩とすべし支那政府は之が爲め各國に於て行はるゝ無線電信規則を定め他國の無線電信局及び船舶との紛糾を防ぐべしと尙ほ一無線電信局を香港の東南二百哩なるプラタス島に設置し大風の方向を速知する爲め香港と馬尼剌間の聯絡をなすべしと

## 北京電車

北京電車公司發起人沈暹仿崔子良氏等上海に於て運動の結果漸く資本金募集の目的を達し目下北京に於て籌備一切を進行中なるが南方に於ける發起人の應募額既に過半數に達し且つ各省の景況頗る好望なりと云ふ其の重なる應募者を擧ぐれば左の如く合計百七十萬元以上なりと

上海浙江銀行三十萬元　浙江興業銀行二十萬元　愼裕金號十二萬元　通商銀行二十萬元　四明銀行四萬元　祥太源金號十萬元　裕太祥金號七萬元　福康錢莊九萬元　杭州江浙銀行三十萬元　廣大裕錢莊十八萬元　升昌裕錢莊十五萬元

# 通商

## 吉林防穀令

鴨綠江渾河沿岸地方臨江、輯安、通化懷仁の各縣は前年降雪甚だ早かりしにより秋穫豐かならず春に入りて穀類騰貴し細民の苦一方ならざるを以て各縣知事は聯合して油房用豆類を除く雜穀一切の輸出を禁止せん事を張吉林民政長に申請し交涉司を經て各國領事に交涉したるに臨江縣附近には朝鮮人多きにより其の所有雜穀のみは日本領事より支那官憲に通知し護照を得て運出する事となりしのみにて一般に承認を經たれば直ちに實行すべしと

## 葫島開埠上申

葫蘆島築港の調査に出張中なる西路觀察使紹雲が最近張奉天都督に致せる電報によれば同島築港の設計書は種々交較の末洋人技師の分を最も確實なりと決したるが經費は三十萬元にて足るべければ現在の春暖を利して急に工事を始めざる可しと云へりと

# 租借地

## 山東鐵道發展

獨逸海軍年報に依れば山東鐵道會社は一千九百十一年十月より十二年九月迄滿一箇年間に於て特に良好なる發達を遂げたり卽ち一千九百十年十月より十一年九月に至る旅客收入六十四萬四千八百八十弗貨物收入二百七十五萬〇九百十一弗なりしもの一千九百十一年十月より十二年九月に至る旅客收入九十六萬〇二百四十七弗貨物收入三百〇六萬八千百五十九弗となり特に一千九百十二年の十、十一、十二の三箇月は百二十一萬一千弗の收入あり前年同期に比較する時は十六萬六千弗の增加なり此收入增加は主として石炭、穀類、石油、大豆及び雜貨類の輸送增加に歸す旅客の交通も津浦鐵道の敷設竣功し濟南府に於て其の接續連絡を得しため著しく增加せり

## 青島總督府收入增加

膠州灣總督府に於ける一九一一年十月

より一九一二年九月迄一年度の收入は六百七十三萬九千四百八十馬克にして前年度に比し百四十一萬三千五百馬克を增加し獨逸本國よりの國庫補助を大に輕減するを得たるが右收入增加の內青島造船所に屬する分約五十四萬馬克は同所の經營に關し大約同一の臨時支出をなしたれば其增收は假に無きものと見做すも總督府の直接增收は八十七萬三千五百萬馬克にして其內重なるものを擧ぐれば左の如し

| | |
|---|---|
| 地所賣却 | 六二五、五三二 |
| 地租收入 | 二六、〇〇〇 |
| 埠頭稅 | 一二九、〇〇〇 |
| 入港船稅水先料 | 三八、〇〇〇 |
| 支那稅關よりの收入 | 四五、〇〇〇 |
| 電燈事業 | 八四、〇〇〇 |
| 水道事業 | 六六、〇〇〇 |

## 蒙古

### 活佛の獨立取消不承認

庫倫來電に據れば袁總統より過般活佛に對し庫倫の獨立取消を促がし相互に協商して各種の問題を平和に解決せん事を望み更に尙ほ條件として。

一、庫倫政府の露國及び大淸銀行より負ふ債務は支那政府に於て擔任して償還すべく。

二、活佛及び蒙古王公は優待して永久に變改せざるべく。

三、喀爾喀地方には決して行省を施行せざるべく。

四、支那人民の蒙古移住を爾後嚴禁すべく。

五、露蒙間の交涉事件は支那政府より直接露國と交涉して解決すべし。

との五個條を提議せるも庫倫政府は之に對し互に干戈を動さずして平和に解決する事は同政府頗る贊同する處なるも獨立取消に就ては斷じて承認する能ず若し貴總統に於て眞に平和に解決せんと欲する意あらば全權委員を庫倫に派遣せしめらるべし但し同委員は軍隊を引率せざるを要し且つ互に軍隊を撤退して交涉に便ならしむべしと。

### 征蒙出師決す

張奉天都督は廿八日大に管下吏僚を集めて庫倫征討費を租稅の增加と公債とに求むるの決議をなし一方吉江兩督に飛檄し且蕪湖より軍糧を購入し居れるが征庫の方略は張作霖の率ゐる第二十七師團を以て省內を警備せしめ馮德麟の將たる第二十八師團を內蒙一帶に近く出征せしむるに在りと云へるが其配備地點左の如し。

▲第二十八師團本部　新民屯

▲第五十五旅本部　法庫門

▲第一百九團本部　哈拉密屯（第一營哈拉密屯、第二營養息牧門、第三營法庫門

▲第一百十團本部　掏鹿（第一營法庫門、第二營三城子、第三營山城子）

▲第五十六旅本部　彰武縣

▲第一百十一團本部　哈拉套街（第一營哈拉套街、第二營彰武縣北五家店、第三營白土廠門部）

▲第一百十二團本部　養息牧門（第一營養息牧門、第二營掏鹿、第三營彰武縣）

▲工程第二十八營　廣寧縣

▲輜重第二十八營　新立屯

## 征蒙軍の敗報

庫倫政府の兵は頃日東部蒙古枯西附近に侵入し電線を斷ち村落を燒き暴戻至らざるなきにより同地駐在の民國軍歩兵五百騎兵百は野砲二門を率ゐ進んで交戰したるも衆寡敵せず散々に打ち破られて敗走し急を熱河都統熊希齡に電報して援兵を請へりと。

## 蒙古王會議

最近洮南の於て蒙古各旗王公等會集し庫倫問題に就て審議し左の各項を採決せり。

一、活佛が宗教上に於て享有するところの無上の權を剝奪する旨通く之を内外蒙古へ布告すること。

二、内外蒙古各旗へ通告し速に軍兵を教練し銃器を購入し人馬の糧秣を貯へ征庫軍一度起つの曉は之に相應じ得べき準備を爲さしむること。

三、露國密約及び同條約成立後締結したる借款は絶對に承認せざる旨内外蒙古各旗聯合して宣布すること。

四、中央政府に軍事の援助を請ふと共に確實なる征蒙行動開始の期日に就き其の電報通知を求むること。

## 征蒙送兵交涉

宋黑龍江都督は征蒙の必要上近頃又東清鐵道に對し兵士の便乘を交涉せしに東鐵は斷然之を峻拒せしより宋督は中央に向ひて公然公使に交涉し目的を達せん事を電陳したりと。

## 西蒙攻守同盟

駐露支那公使劉人鏡は二十七日政府に急電を致し今次西藏の達賴が派遣したる特使阿富汗と蒙古活佛の派せる特使杭達多爾濟とが露都に於て會見したる際西藏攻守同盟を協議したるを報告し來れり其の計畫なりと云ふを聞くに凡そ左の如し。

一、西蒙兩國は借款を起し庫倫拉薩間に輕便軍用鐵道を布設すること。

二、但し本鐵道線路は庫倫を起點とし科布多に出で夫れより露領中亞細亞を經て拉薩に至るものとす。

三、庫倫及び拉薩より各々軍隊を派し新疆青海各地に進攻すること。

四、庫倫拉薩間に無線電信を建設し以て相互の通信を便ならしむること。

五、西藏は特使を庫倫に派遣し西藏攻守同盟約を締結せしめ且つ英露兩國に其の承認を求むること。

# 西藏

## 直接交涉拒絕

西藏問題の交涉は今尚ほ中英兩國間に躡り更に進行せざるが三月廿九日陸外交總長は英國公使を訪問し民國より溫宗堯を該問題の全權大使として英國に赴かしめ直接英國政府に照會中なりしが昨日英國政府の回答來り英國公使は本國政府が該提議に應ずる能はざる旨を聲明したるが其理由は未だ發表せずとす。

## 西藏の獨立狀態

西藏拉薩よりの電報によれば達賴喇嘛が表面上に於ては北京政府と交涉を保ちつゝあるも其實は既に獨立を布置し且六部を設けて各々事務を分擔せし

め別に軍機處を設け自ら藏國皇帝と稱し一切の禮服は悉く滿清の舊制に從ひ並びに全國初等高等等の各學堂を設け且つ有望なる學生を撰拔して英國に留學せしむることゝなし居れりと。

## ◎支那、滿洲、朝鮮地方視察員一行

貴族院議員　公爵　德川　慶久
同　侯爵　蜂須賀茂韶
同　子爵　曾我　祐準
同　男爵　尾崎　三良
同　子爵　松平　親信
同　男爵　東郷　安
同　工學博士　古市　公威
同　加藤　恒忠
同　土居　通博

隨行員

貴族院書記官　河井彌八
貴族院屬　服部鵜五郎
蜂須賀侯爵家々職　津田豐太郎
尾崎男爵家々職　山戸又吉
古市家々職　上野儀八郎

### 旅行日程

（四月二十三日確定の分）

五月五日（土）午前十時頃神戸出帆（山城丸）
四日（日）午前門司着午後同發
五日（月）午前長崎着午後同發
六日（火）船中
七日（水）上海着泊
八日（木）上海觀察
九日（金）
十日（土）上海發（蘇州を經て）南京着泊（汽車）
十一日（日）南京觀察
十二日（月）南京發（汽船）
十三日（火）船中
十四日（水）早朝大治着（同地觀察）午後發（汽船）
十五日（木）早朝漢口着泊
十六日（金）
十七日（土）漢口漢陽武昌長沙觀察（漢口長沙間は汽船）
十八日（日）
十九日（月）
二十日（火）
廿一日（水）
廿二日（木）
廿三日（金）午前漢口發（以下汽車路）
廿四日（土）午後北京着泊
廿五日（日）
廿六日（月）
廿七日（火）北京及附近觀察

六月一日（日）天津發山海關着泊
二日（月）山海關發營口着泊
三日（火）營口發大連着
四日（水）
五日（木）大連旅順觀察
六日（金）
七日（土）大連發
八日（日）ハルピン着泊
九日（月）ハルピン發長春着泊
十日（火）吉林觀察（長春より往復）
十一日（水）長春發奉天着泊
十二日（木）
十三日（金）奉天、撫順觀察
十四日（土）奉天發安東着泊
十五日（日）安東發平壤着泊
十六日（月）鎭南浦觀察（平壤より往復）
十七日（火）平壤發京城着
十八日（水）
十九日（木）京城仁川及附近觀察
二十日（金）
廿一日（土）京城發群山、馬山を觀察し釜山着同發
廿二日（日）
廿三日（月）
廿四日（水）下關着

# 支那

第四卷第十號

## 目要

五國借款成立
日支貿易に就て
銀塊相場と支那貿易との關係
宗教仁略傳
中國銀行則例
東部蒙古問題
對支那貿易の部分的觀察
北米合衆國に於ける支那人
津浦鐵道の工事費
天津通信
支那最近時事
支那の危機

東亞同文會調查編纂部

# 告白

東亞の時局は日に紛糾し、西隣の形勢は轉だ危惧に堪えざるものあり、此秋に際し、吾人の最大任務は時局の趨勢を察核し以て支那の國情を穿明すべきこと是れなり。弊部は此目的に向て最善の努力を盡さむが爲め、特に根岸理事に懇囑する處ありしに、幸に其應諾を得、再び弊部調査編纂に關して一切を主宰せらるゝことゝなれり。是れ吾人の欣慰措く能はざる處、斯の如くにして今後益々本誌の内容を整備充實し、以て内外讀者諸彦の翹望に副はんことを期す、庶幾くは倍舊の援助と奬勵とを吝むなからんことを。

大正二年五月一日

東亞同文會調査編纂部

## 營業種目

絹糸、綿糸
加工綿糸、綿織物
毛織物、メリヤス類
カタン糸、レース糸
帽子其他各種雜貨

東京市淺草區黑船町
**町田洋行本店**
電話下谷二一、九六六

支那上海洋經濱
**町田洋行上海支店**
德律風三二四一

# 目

大正二年五月十五日發行「支那」第四卷第十號


**口繪**　日華國民會有志紀念撮影

## 論說

| | | 頁數 |
|---|---|---|
| 支那の危機 | | 一—四 |
| 五國借款成立 | | 四—六 |

## 資料

| | | |
|---|---|---|
| 日支貿易に就て | 大藏省技師　坂口武之助 | 七—一一 |
| 東部蒙古問題（其一） | 白雲生 | 一三—二八 |
| 對支那貿易の部分的觀察（第五、完結） | MS生 | 二九—三二 |
| 銀塊相場の騰落と支那貿易との關係 | YS生 | 三三—三七 |

## 通信

| | | |
|---|---|---|
| 天津より（四月二十八日） | | 三八—三九 |

## 雜報

| | | |
|---|---|---|
| 北米合衆國に於ける支那人の地位 | | 四〇—四八 |
| 宋敎仁略傳 | 徐天復 | 四八—五〇 |

# 次


津浦鐵道南段北段工事の比較……遠東時報……五〇—五四

## 時報　自五五頁至六六頁

**内治**

大官移動——商務官設置案——鐵道會計の第一歩——奉天中日懇親會の設立——臺灣たゝ宗社黨——在日本支那共和黨——憲法新聞發行

**軍事**

西藏征討費——養勇艦隊の計畫——蒙古の露國武官聘用——廣東海軍新政——同上軍艦の配置——湖北軍の配置——長江沿岸水上警察——廣東省水上警察——全漸巡防營編制

**教育**

國民大學開校式——教育部新計劃縮少——中央鐵道學校設計案——全國教育整頓——江蘇省の日本留學生給費方法——中央學會員選舉の風潮

**財政金融**

黑龍江省地租改正——湖北省地方稅——四川省厘金統捐實施——東三省官銀號發行紙幣額——東三省の軍用手形發行——中國銀行の長春支店設立——東三省交通銀行營業狀況——クルップ借款說——川漢鐵道借款と湖北人——湖南中國銀行支店

**交通**

滿寧鐵道速成請願——安正鐵道布設——西和鐵道布設——房長鐵道布設計劃——浦信鐵道測量——四川鐵道回收——常玉鐵道布設——洛潼鐵道國有——煙灌鐵道測量完了——庫恰鐵道條約の締結——西江航權回收策——商船總會設置

**金融**

鹽政整頓方法——茶政整理——實業振興策——山東の實業熱——吉林銅礦寶藏公司の近況——湖北省主要鑛物分析表——湖北大冶蘇鑛產——雲南錫鑛——山東省の雜穀輸入稅免除——南昌の同盟罷工——東陵附近の開墾と滿洲旗民——國貨維持の一端——模範紡織工場設立計畫——在露華僑の請願——湖北地方葉煙近狀——雲南の阿片栽培——黃埔の商埠建設

## 附錄

中國銀行則例……六七—六九

獨力經營
四年繼續
調查豐富
議論和平
表紙翻新
廣告特趣

中國實業雜誌編輯部

日本
東京
府下
千駄谷町
八四四

每年十二冊
取費二圓
郵費在外

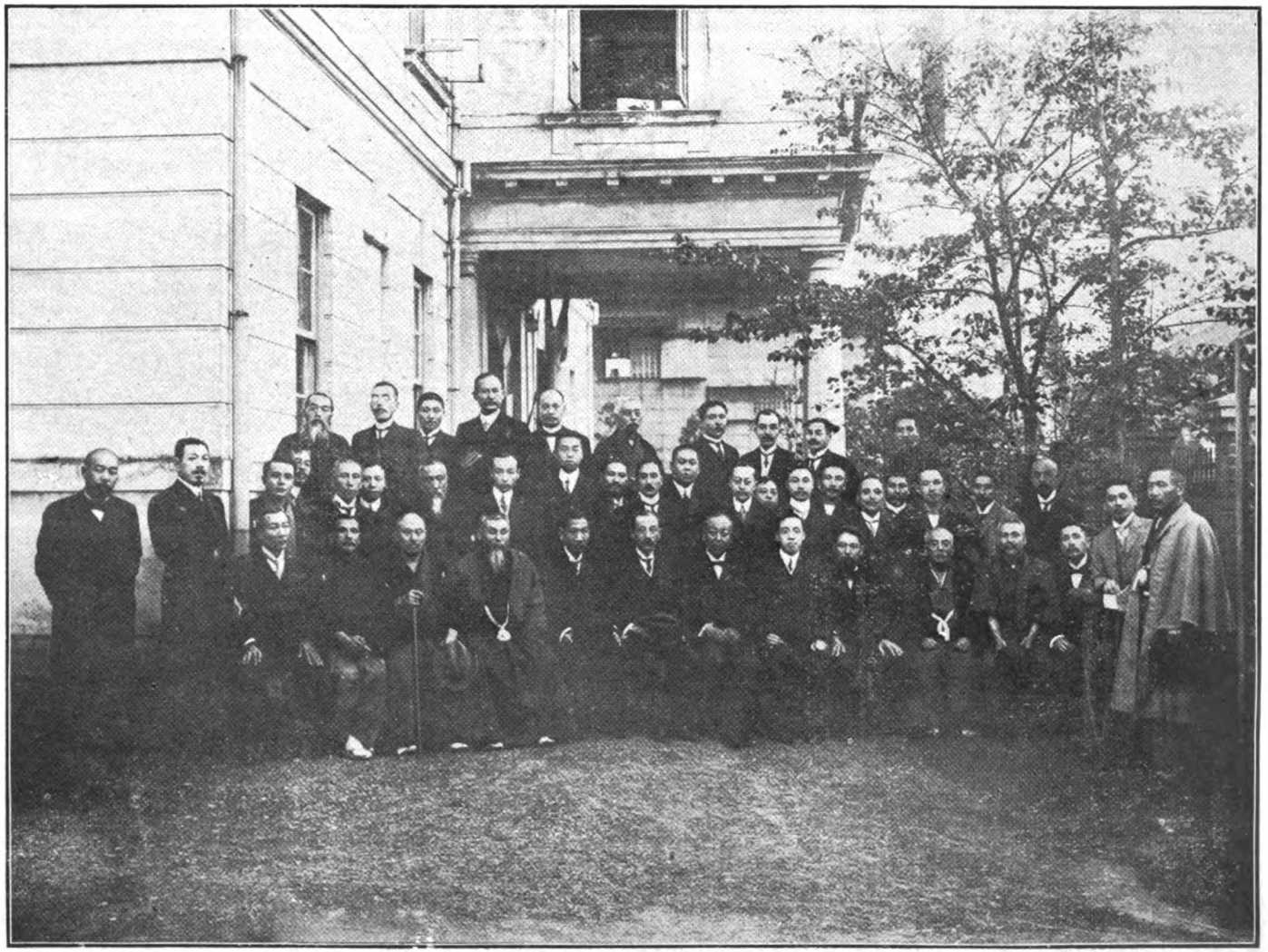

（日華國民會有志紀念撮影）

（前列向て右より）田中舍身、末永節、美和代議士、山內嵩、松村雄之進、根津一、劉崇傑、中野武營、阪谷芳郎、汪大燮、頭山滿、古賀廉三、添田壽一、黃遵楷、平山周、大原武慶

（中列右より）不明、尾崎行昌、中野正剛、萱野長知、末永純一郎、伊東代議士、冷光熊、長島鷲太郎、李文權、鮑焜、郭左淇、不明、周斌、許士熊、杉浦重剛、余長輔、小澤德平、高洲太助、不明

（後列右より）紐傳鍔、柴田鱗太郎、菊池武德、韓開一、福本誠、不明、盧逸堂、新井英夫、不明、田鍋安之助

大正二年五月十五日
第四卷第十號

# 支那の危機

南北妥協は双方必勝の見込立たざるが爲め已むを得ず一時を瀰縫せんとする苟且の策に出でたるものにして、妥協の當時より捲土重來其目的を貫徹せんとの意思双方に伏在したるは疑を容れず、將來南北兩派の政爭劇烈なるべきは豫め世人の想像したる所なるも、兩院議長の選擧未だ畢らざるに双方早くも兵備に汲々として、干戈を以て雌雄を決せんとするの形勢を馴致したるは何人と雖ども聊か意外に感ずる所なるべし、知らず、双方遂に砲煙彈雨の裡に相見ゆるに至るべきか將た亦轉身の一路を發見し、南北眞に融和し、民國をして萬々歲ならしむべきか。

消息通の通說に據れば、袁世凱は支那第一の政治家なるのみならず、彼程の大政治家は之を世界へ求むるも其數多からざるべく、國民黨の領袖孫黃吳張等白面書生の拮抗し得べきものにあらず、過日開灤鐵道會社より二百萬圓を借入れ、最近海蘭鐵道外債四千萬圓成立し、殊に歲餘に亘りて行惱みたる五國大借款に調印し、資金俄かに豐富を極め、北京城の內外に對し祕密に戒嚴令を布き、數萬の軍警を以て四方を鎭壓し、有ゆる手段を盡し、或は威嚇し、或は誘拐

し、國民黨の斬崩を試みつゝあり。唐內閣瓦解のとき、軍警の宣告のみにて參議院を閉塞せしめて陸內閣を樹立し、張振武死刑のとき僅々二萬圓の金を議員に食はし事なきを得たる前例あれば、袁世凱が必死の力を盡す以上今回も亦國民黨を懷柔屈伏せしめ得るならん、現に衆議院に於て開院當時絕對多數を占めたる國民黨を破り、自派の議員を議長に當選せしめたることなれば、進んで參議院をも蹂躙することゝ難らざるべく、巧みに兩院を操縱し、一時を假定することならん、若し國民黨が議會に於て敗れたることを恚り、兵を擧ぐるが如きことあらんには、手下に强兵大軍と豐富なる資金のあるあり、國民黨を逆賊と宣告し之を討伐すること容易なりと。

袁世凱の辣腕なる一時を假定するに至るやも計るべからざるも、果して一般消息通の說の如く容易なるや否や疑ひなくんばあらず。國民黨は南北妥協の失敗を痛恨し、總選擧に於て絕對多數を制し得たれば、前約に依り大總統丈け袁世凱に讓るべきも、自黨のみにて責任內閣を組織し、國政を料理せんと計りしに袁派の爲めに領袖宋敎仁暗殺せられ、孫黃等數十人も亦齊しく暗殺せらるべき名簿中に記載せられしかば、俄かに敵愾心を加へ孫黃二首領は前約を取消し、袁世凱を大總統に選擧せざるのみならず、堂々議場に於て袁世凱の殺人罪を彈劾し、彼が政治的生命を奪ふべく、彼若しクーデターを行ひ、議員を壓迫することあらんには、全國の都督を糾合し、義兵を以て彼の大逆を征すべしと決定し、現に壯士を北京に派遣し、自黨議員の軟化を監視すると同時に袁一派を暗殺せんことを企て、上下兩院議員は互に相激勵し、各々議場に於て袁世凱彈劾の準備を爲し、兩江湖廣兩廣福建山西陝西の諸都督も亦意見を交換し、江西安徽廣東都督の如きは、出兵の準備を爲し、上海其他に於て彈藥武器の買入盛んに行はれ、彼等の決心意外に鞏固なる模樣あり。去れば袁世凱は三海に遁匿して開院式に臨む能はず、趙秉鈞は病と詐り佛國病院より辭表を捧呈し、彼等が全力を用ひて國民黨の斬崩を試むるに拘らず、尙ほ衆議院に於てのみ數名の多數を制するに過ぎず、參議院に於ては國民黨の優勢なる依然たり。袁世凱がクーデターを行ふにあらざれば彼等を藥籠中の物と爲す蓋し容易に非ざるべし、若しクーデターを行ふが如きことあらんには、國民黨は成敗利鈍を顧みず北伐軍を起すべき憂あり、而して袁世凱が之を討伐する亦消息通の說の如く決して尋常茶飯の類にあらざるなり。

袁派非袁派の爭何處に至りて止まるや知るべからざるも其結んで解けざるに及びては兵力を以て決するより外道なかるべし。試みに兩派の兵力を打算せんか、世の傳ふる所に據れば袁派の軍隊は拱衞軍及第一より第六に至る六個師團を中堅とし、北京に於ては禁衞軍、步軍、通州に於ては毅軍、兗州に於ては張勳、河南に於ては張鎭芳、揚州に於ては徐寶山を後援とし、奉天の張作霖、馮麟閣、江蘇の程德全、湖北の黎元洪は皆何れも好意を袁世凱に表するもの

なれば、如何に少く見積るも總數二十餘萬に達すべし。之に反し非袁派の軍隊は廣東江西安徽湖南福建の新舊諸兵にして、總數九萬を超えず。袁派の軍隊は數に於て遙かに非袁派に優るのみならず、武器、訓練、軍資等倶に非袁派を凌ぐものあれば、兩派干戈を交へんには袁派の勝を得る疑ひあるべからずと。是は袁派の實力を過算し、非袁派を見縊る餘りに甚だし。程德全の部下國民黨に屬するもの多く程も亦國民黨に叛くこと能はざるべし。黎元洪は袁世凱と通ずるならんも、亦國民黨と通ずる形跡あり、其所屬俄かに斷じ難し。張作霖、馮麟閣は寧ろ宗社黨に近く、袁の用を爲すや否や明ならず、禁衛軍、第一鎭、熱河混成協、宣化鎭、步軍、內城巡警等約三萬の滿洲軍隊と巡警とは袁世凱に懷柔せられたる外觀あるも窃かに恨を袁氏に含む模樣あり、袁氏も亦巧みに手兵を分派して之が制御を爲しつゝある程なれば、彼等を以て袁氏の味方に數へ難し、從つて兩派の兵數は略ぼ匹敵するならんと思はるゝ也。袁派は武器訓練軍資共に優秀なるに依り、非袁派に對し尙ほ勝算あること疑ひなきも、山西陝西諸軍の向背未だ明ならず、革命亂時山西陝西の諸軍革命黨に與みしたるが爲め、段祺瑞姜桂題の名將猛卒彼等に牽制せられ、意を南伐に專にすること能はざりき。今次も亦袁派が非袁派を討伐せんには、山西陝西の二方面に向つて大兵を備ふるの外滿洲軍警に對し、適宜の手當を爲し、殊に蒙古軍の南下を防ぐの必要あれば、非袁派を壓倒する丈けの兵を南下せしむること容易ならずと謂はざるべからず。而して非袁派が北伐軍を興して袁派を征服すること是れ亦非常に困難なることなれば、兩派干戈を交ふるに至らば特別の利益又は障碍が一方に生ずるにあらざる以上、双方對峙、勝負容易に決することなかるべし。

南北分立說に對しては革命亂時より異論少なからず、最近に及び殊に然りと爲す。今其說に據るに袁派と曰へば直ちに北黨を意味し、非袁派と曰へば直ちに南黨を意味するものなるも、袁派必ずしも北方人のみより成らず、江蘇、浙江、雲南、貴州に與黨少ならず、殊に袁世凱の幕友に廣東出身のもの頗る多し。非袁派も亦斯の如く奉天、山西、陝西、甘肅、新疆の北方諸省は該派屈指の地盤たり、從つて南北分立するは愛鄕心の熱烈なる支那人の最も苦痛とする所たるに相違なし、又支那民族を以て支那國家を組織せんとするは支那人一般に通ずる思想にして、南北分立は彼等の頗る喜ばざるものに係り、北支那の如く南支那の補助を得て始めて存在し得るものにありては殊に甚だしと爲す、去れば方今外敵邊境を窺ひつゝある際南北分立するが如きことあらんには禹城九州を擧げて他人の手に歸せしむるにより、兩派互に讓歩して民國を永遠に維持すべしとの論必ず勢力を得べく、結局復た亦安協し、南北分立の現象を呈することなからべしと。

南北分立すべきや否やは東亞の大問題にして、分立すべしと斷ずるの妄なると同時に分立せずと樂觀するは亦宜しきを得ざる也。袁派非袁派は共に南北に地盤を有し、犬牙錯綉の觀なきにあらざるも、袁派の根據地は北方にして、非

袁派の根據地が南方たるは疑ひなし。殊に北方の軍隊は概ね袁派に屬し、南方の軍隊は概ね非袁派に屬すれば、一朝兩派が干戈を交ゆるときは略ぼ南北對峙の形勢を呈すべきは明なり。非袁派が國家を以て念と爲し、其南北分立を厭ふ敢て袁派に讓らざるべきも、自黨を殲滅して國政を專らにせんとする袁派に賦與するに四百餘州を以てするの雅量なかるべく、袁世凱を目して共和の仇敵と爲し、之を芟除して理想の政治を施行せんと企て、又必ず其目的を達すべしと信じつゝあることなれば、騎虎の勢一時南北分立するが如きこと無しと謂ふべからず、兩派の爲す所を見るに支那の形勢頗る險惡にして、如何なる事變發生するやも計るべからざれば空理に囚はれて實勢を忘れ、漫然太平樂を歌ふことを許さゞる也。

# 五國借欵成立

幾たびか成立せんとして幾たびか破壞し、到底成立の見込なしとまで世人をして斷念せしめたる支那借款契約は四月二十六日五國財團と支那政府との間に調印せられたり一ヶ年間に亘る支那の大問題が解決せられたるとなれば、大白を擧げて之を慶賀せざるべからざるものなるも、袁派非袁派の爭沸騰し、血雨將さに禹域を覆はんとするの憂ある際成立し會々政爭に惡用せらるゝを奈何せん。

五國借款は支那の秩序恢復上成立せしめざるべからざるものにして、其遂に成立すべき時期あるは明白なりしも、四月下旬に及び俄かに成立すべしとは何人も豫測すること能はざりしならん。今其俄かに成立するに至りたる事情を探求するに、全く袁世凱が政策上借款を成立せしむるの必要あり、巧みに五國團及五國財團の弱點に乘じたるに依るものゝ如し。袁世凱が前回借款を拒絕せし理由は、支那政府が參議院の同意を得たる借款條件は支那政府自ら三名の外國人を招聘して監督者と爲すべく、利息も亦五分たるべ

支那の形勢は紛々擾々之を揣摩して其眞相を看破すること容易ならず、袁派非袁派互に其實力を知らず、俱に自派を有利に、他派を不利に見積り、彼何をか爲さん、我事成れりと自惚れつゝあり。去れば南方より來るの情報は非袁派の勢威盛大なることを唱へ、北方より來るの情報は袁派の實力宏强なることを道ひ、南方に同情あるものは南方遂に勝つべしと思ひ、北方に最負するものは北方は必ず勝つべしと思ふ。南北の情報を綜合し、公正なる判斷を下すもの鮮き革命亂時の狀況と相似たり、革命亂時朝野の施設互に扞格し、笑を天下に取れり。今次不幸にして大亂發生するが如きことあらんには、前回の失敗に鑑み、朝野協心同力一大方針の下に活動し、醜を後世の貽すことなからんことを望む。（吟風）

しとのことなりしに、財團の要求は借款關係國より四人を推薦し、利息を五分五厘にせんとするに在り、財團の要求を容れんには參議院の再議に附するか又は國務院の專斷に待たざるべからず、目下參議院は議員の定數を缺き、其再議に附すべき手段なく、年末既に過ぎ、正式國會の創開四月に迫りたるを以て、國務院が責任を負ひ調印すべき口實なしと、去れば國會創開し、正式政府の樹立せらるゝまで調印延期せられたしと謂ふにあり。而も彼が調印拒絶せし眞實の理由は必ずしも茲に存するにあらずして別に存したり、卽ち其大總統に再選せられ難きこと是れ也。當時總選擧は國民黨の大勝利に歸し、共和、統一、民主の三黨を糾合するも國民黨に匹敵するに足らず、地方官制改革、民政長官任命、憲法編纂等の諸問題に對し、袁世凱の攻擊四方に起り、今復た袁が專斷を以て屈辱極まれりと看做さるゝ借款に調印せんか、乍ち國民黨に聲援を與へ、孫黃等が保證ありとも大總統に再選せらるゝを得ざるの憂あり、假令再選せらるゝも其權限を縮少せらるゝを免れざるに依り、巧みに辭を設け調印を拒絶したりし也。然るに宋敎仁暗殺以降國民黨の袁世凱を敵視する益々深く、袁世凱に對し比較的好意を有する孫黃二首領の憤慨殊に著しく、前約を取消し、袁世凱を大總統に選擧せざるは勿論堂々議場に於て袁世凱の彈劾を爲し、政治的生命を奪ふべく、若し其目的を達せざるときは北伐軍を起し、彼れが共和を破壞せんとする反逆罪を鳴すべしと決定したり。形勢の險惡なるに一驚を喫したる袁世凱は心機茲に一轉し、此際採るべき上策は大借款に調印し、一方には鉅億の軍資を貯へ、他方には五大強國の後援を借り、國民黨を壓迫するより外なしとし、巧みに五國團及五國財團を遊說し、借款の成立を懇願したり、五國財團は借款交涉開始以來既に一年の久しきに及び、金錢を空費する一百萬圓に垂んとし、借款の成立を見越し、鉅額の銀塊買入を爲し、滙豐銀行の如きは銀價二十九片時代に三千萬兩の銀塊を買入したるに、借款不成立の爲め俄かに二十六片に下落し、乍ち三百萬圓を損失したりと傳へらる。加ふるに大借款成立せざるが爲め各地に小借款蜂起し、債權者は夫れ〳〵大利を博しつゝある際袖手傍觀するは營利を目的とする銀行家の忍ぶべからざる苦痛たり。然るに一旦大借款にして成立せんか、二億五千萬圓の大借款とは名目のみにて、北淸事件賠償金公債不拂金前貸金等受取るべき現金一億二千餘萬圓あり、其眞に貸付くべきもの一億二千萬圓內外に過ぎずして、一千五百萬圓の手數料と各種の大利權とを獲得し、銀價暴騰の結果、見越買せし銀塊より生ずる利益も亦莫大なるべきに依り、大借款の成立せんことを希望する支那政府に異ならざるものあり、五國團とても米國が脫退せる爲め大借款不成立に終りたりとありては大國の面皮に關することなるを以て、是非共借款を成立せしむるの必要あり、老獪なる袁世凱たるもの何ぞ此等の弱點を見逃すべき、乍ち四方に向うて運動を開始し、借款談判を再燃せしめたり。當時袁世凱の最も憂慮したるは借款談判の漏洩して國民黨の反對を惹起することなりしかば、極めて祕密裡に借款談判を繼續したりしも、其內容の一端は

幾何もなく外國通信員に道破せられたるにより、國民黨に一大警策を與へ、彼等は大借款調印は國會の協贊を經べきものなることを理由とし、劇烈なる反對運動を開始せんとしたりしかば、奇警なる袁世凱は乍ち談判を進捗し、國會の議に附する必要なからしめが爲め金利を五分とし、監督者も亦支那政府自ら招聘するの形式を取らんことを哀願し、電光石火の如く調印し、障碍の生ずる暇あらざらしめたり、其辣腕內外人を翻弄するの巧妙なる驚嘆するの外なき也。

前次革命黨が成功し、清朝退位の已むを得ざるに至りたる原因は種々あるべしと雖も、革命黨の諸領袖が外交巧妙にして諸外國官民の同情を博し、清朝に軍資を貸與することなからしめたること最も重要なる原因たらずんばあらず這般の機徵は當局者たりし袁世凱の知悉する所にして、國民黨の反抗猛烈を極め、砲煙彈雨相見ゆるに至るべき形勢あるを看取するや、乍ち大借款に調印し萬一の場合に臨み軍資に窮することなく、關係國をして借款の緣に引かされ自己に味方せざるを得ざらしめたるは一大成功なりと謂はざるべからず。袁世凱の成功は革命黨の失敗にして、革命黨の此失敗を招けるは黨內年少氣銳の士に富み、老成熟達の材乏しき結果なるに相違なきも、彼等は皆外國の事情に精通し、革命亂時の外交振大に觀るべきものありし程なれば、諸外國に向ひ一大運動を試み、軍資を袁世凱に交付することなからしむることあるやも亦知るべからず、五國政府が財團に對し、大借款に調印することを許可したるは袁世凱を援助して革命黨を壓迫せんとするの意思寸毫だもあるなく、唯支那の秩序をして一日も速かに恢復せしめんとするの誠意に出でたるものなれば、大借款の成立が遇々袁世凱に革命黨を壓迫するの利器を賦與するに過ぎざることを了解せんには心機一轉するならんと思はるゝ也。

五國政府が一ヶ年の久しきに亘り、幾多の障碍を排除し大借款を成立せしめんとしたるは、東亞の大勢に鑑み、支那の秩序を恢復せしめんとするの誠意に出でたるものにして固より他意なかりし也。然るに支那人は其誠意を諒とせず袁派は之を以て革命黨を壓迫するの武器に供せんとし、革命黨は之を以て五國政府が袁派に私するものと誤解し、五國に對しボイコットを行はんとするは何ぞや、吾人は本借款が數月前に成立し、支那秩序恢復の資に供する能はざるを遺憾とし、袁派非袁派が借款を以て政爭に供することなく五國の誠意に副はんことを望む。（吟風）

# 日支貿易に就て

大藏省技師　坂口武之助

左に掲ぐるは四月十日日華貿易會席上に於ける同氏談話の筆記要領なり

私は昨年十月から本年三月二十日迄中部支那及び南支那の諸地方を旅行致しました。それは支那革命後に於ける日本の商業狀態を視察して來いと云ふやうな命令を受けて參りましたので御座いますが、私共の視察と申しまするのはほんの表面丈けのことでムいまして、中々詳しい事は分らないので御座います。

## 第一　統計上より見たる日支貿易

例に依て統計の事が眞先に出まするが、此統計と云ふことは非常に必要なものでありますけれども至て無味乾燥のもので御座いまするから、極めて簡單に何の地方が貿易が盛んであるか位を記憶する爲め大數を以て一寸御話丈け致そうと思ひます。

支那の總貿易額は大約九億海關兩、一兩は時に依て違ひまするが一圓五十錢内外の處を高低して居ります、其中外國へ輸出が大約四億兩外國より輸入が五億兩程御座います

| | 千九百十年 | 千九百十一年 |
|---|---|---|
| 輸出額 | 三八〇、八三三、三二八 | 三七七、三三八、一六六 |
| 輸入額 | 四七六、五五三、四〇二 | 四八二、五七六、一二七 |

●●●中部支那――貿易の盛大なのは上海を中心とする長江一帶即ち所謂中部支那で御座いまして全支那輸入の約五割を占めて居ります。

| | | 貿易總額 | 中部支那貿易額 | 總額に對する割合 |
|---|---|---|---|---|
| 千九百十年 | 輸出額 | 三九四百萬圓 | 一九四百萬圓 | 五割二分 |
| | 輸入額 | 四七六 | 二二八 | 四割八分 |
| 千九百十一年 | 輸出額 | 三八八 | 一八一 | 五割 |
| | 輸入額 | 四八二 | 二四六 | 五割一分 |

**南支那**——私の南支那は福州以南を云ふのであります、八に依ては寧波以南を南支那と致しまするが、寧波は上海の商業圏内にありまして、其集散は上海を中心として居りますから、中部支那に入るべきものと思ひます、南支那は全支那輸入の約三割位の輸入を示して居ります。

| | | 總貿易額 | 南支那貿易額 | 總額に對する割合 |
|---|---|---|---|---|
| | | 百萬圓 | 百萬圓 | |
| 千九百十年 | 輸出額 | 三九四 | 一〇九 | 二割八分 |
| | 輸入額 | 四七六 | 一四九 | 三割一分 |
| 千九百十一年 | 輸出額 | 三八八 | 一〇四 | 二割七分 |
| | 輸入額 | 四八二 | 一二八 | 二割七分 |

殘りの二割が北支那及び滿洲と云ふ譯で御座います。

| | | 總貿易額 | 北支那及滿洲貿易額 | 總額に對する割合 |
|---|---|---|---|---|
| | | 百萬圓 | 百萬圓 | |
| 千九百十年 | 輸出額 | 三九四 | 七七 | 二割 |
| | 輸入額 | 四七六 | 九九 | 二割一分 |
| 千九百十一年 | 輸出額 | 三八八 | 九一 | 二割三分 |
| | 輸入額 | 四八二 | 一〇八 | 二割一分 |

輸出も略ぼ輸入と同じやうな割合を保つて、中部支那が最盛、次は南支那、最も振はないのは北方で御座います。

以上に據て考へて見まするとと、支那貿易の八割迄は上海以南で行はれて居るので御座います、從て日本との關係に於ても、中部及南部の支那は最も重要なる地位にあると思ひます。

## 第二　人口の比較

人口と貿易額との關係に付きまして、日本と支那とを比較して見まするとと、

| | | | |
|---|---|---|---|
| 千九百十年乃至十一年 | 支那 | 人口一に付 | 輸入額約一圓六七十錢 |
| | 日本 | 同 | 十圓内外（千九百十二年は十一圓以上） |
| 千九百十年乃至十一年 | 支那 | 同 | 輸出額約一圓三十錢 |
| | 日本 | 同 | 九圓内外（千九百十二年は十圓を超す） |

右に據りまするとと日本は支那に對して八倍も九倍も大きい處の貿易人頭額を持つて居りまするが、其反面から考へて見まするとと、支那は今後益々進む、其貿易は增進する、我が對支貿易も益々發展すると云ふ事を語つて居ると思ひます。

## 第三　支那の輸入貿易不振の原因と其向上の原動力

一體支那の貿易の有樣を見まするとと、其輸入貿易が比較的に進歩して居ないと云ふのが現在の狀態であります。

卽ち十年前にも一人當りの輸入額が一圓五六十錢と云ふことがあつた、勿論漸次に進歩はして居るのでありますが遲々として僅少の進歩を示すに過ぎないのであります。

然らば如何なる原因の下に其輸入貿易が發達しないのかと申しますれば、過去の統計に據りまするとと、支那は年々輸入超過で、最近十年間に其額實に十二億三千六百萬海關兩に上つて居ります、卽一箇年平均一億八千萬圓と云ふ大きな額で、勿論此十箇年の間には公債の募集外資の放下等もあり、又出稼人の持歸る金も少くないでありましやうが其輸入超過は餘りに多きい、國内の正貨は確かに流出した。

と思はれます、此の如く貿易の不平均を來せば一般の購買力も減じ無ければなりません、卽ち支那の輸入貿易が比較的に進歩しないと云ふことの最大の理由は此邊に潜んで居るやうに思はれます。

處が近年に到つて支那の輸出が段々盛んになつて參りました、輸出が盛んになつて參りましたことは、私の考では將來輸入貿易を發展せしむる原動力であろふと思はれます今の處輸出を盛んにして、一般の購買力を大ならしむるより外に道は無い、そうすれば輸入貿易も從て盛んになることゝ思ひます。

## 第四　輸出が進歩しつゝある理由

支那の輸出貿易が進歩しつゝある其理由としては種々御座いまするが、第一に交通機關發達の影響は其最も著しきもので、一例を擧ぐれば漢口の如きは京漢鐵道全通以來輸出は益々發達する傾向が御座います。

漢口輸出貿易表

| | 外國へ輸出 千兩 | 内地港へ輸出 千兩 |
|---|---|---|
| 一九〇二年 | 二、八四四 | 三八、三四一 |
| 一九〇三年 | 三、八五二 | 五一、八五三 |
| 一九〇四年 | 五、四七〇 | 五七、六一四 |
| 一九〇五年 | 七、四九三 | 四九、七一二 |
| 一九〇六年 | 七、〇三六 | 四六、六八一 |
| 一九〇七年 | 九、九九〇 | 五〇、四三七 |
| 一九〇八年 | 一三、七一一 | 五三、六八六 |
| 一九〇九年 | 一四、九〇七 | 五七、二四〇 |
| 一九一〇年 | 一六、五八五 | 五七、四八九 |
| 一九一一年 | 四、七五一 | 六八、三三〇 |

何故漢口の輸出貿易が盛んとなりつゝあるかと申しまするとゝ、云ふ迄も無く鐵道が開けた爲めに奥地の産物が續々市場へ現はれるやうになつたのであります。從來漢口輸出品は主として四川、湖南又は漢水上流等多く水運に依てのみ搬出されて集まつて來たので御座いますが、近頃は河南省から各種の農産物が鐵道に依つてドシ〳〵來るのみならず、近年陝西の棉花が弗々と市場に現はれ、其棉花は最も有望視せられて居ります。此の如く輸出進歩の最大理由は全く交通機關の發達に依る譯で御座いまするから、將來支那の對外借款が成立し又外資を放下する場合には可成之れを鐵道事業に投入して、支那の交通を盛にすると云ふことは引いて我が對支那貿易を盛大ならしむる所以であろふと存じます。

## 第五　日支貿易

日本から支那へ輸出する額は年額約八千萬兩弱、支那から日本へ輸入する額は約六千萬兩強、支那の輸出及輸入總額に比較して見まするとゝ、日本は輸出入共一割六分位を受持て居ります、其中日本の對支那輸出に就て調べて見ますと、之は支那側の統計では分りませんから日本の統計に據りまするとゝ、日本の對支那輸出貿易は中部支那へ六割弱、北支那及滿洲へ三割強、それから南支那方面は微々として振はない、對支那輸出の僅か一分位であります、最も之は統

計の見方にもよります、南支那への輸出は多く、香港經由で、香港は香港として統計上獨立して居りますから、對香港輸出に就て吟味しなければなりません、處が香港から南支那への輸出高はハッキリと分りません、假りに香港輸出額の半分と致しますると、南支那へ輸出する額の一割許りに當ります。

然るに支那側の統計より見まするると、南支那に外國より輸入する額は總輸入額の三割に達し、之に對して日本は支那へ總輸出額の僅かに一割内外を輸出して居る許りであります、故に統計上から見まするると日本の對南支那貿易は甚だ振はないやうな感じが御座います、と同時に其處に發展の餘地も潜んで居ると申すことが出來ると思ひます。

## 第六　支那より日本へ輸入する重要商品

支那から日本へ輸出するものには重に農產物及鑛產物等天然品が多いやうで御座います。

**棉**　は其最大なるもので、從來は江蘇省通州附近の棉が最良最多と稱して居りましたが、前にも申した通り近頃陝西省西安附近からも出ると云ふことになりましたのみならず西安の棉は通州のものと殆んど同品質で、外國の棉を交せないでも二十四手位の糸が紡げると云ふことであります、只今の處產額は不明で御座いまするが、御承知の通り西安地方は畑地が廣い處で御座いますから、需要が盛となるにつれて其產額はいくらでも大きくなると思ひます、只だ玆に注意すべきは支那でも紡績業が年々盛大に赴いて既に八十萬錘以上を持つて居まするから、將來日本への棉の輸出は之迄通り多額に上るかどうかは甚だ疑問であろうと思ひます。

**繭**　日本の生糸の輸出は年々進歩して參りまして、今日は一億五千萬圓内外の高に上つて居ります、處が生繭輸出の發達に連れて日本内地の繭丈けでは不足を感ずるやうになりました、そこで本年なぞは大分日本から支那へ繭の買出に行たものが御座います、故に日本に於ける繭の需要が愈々大となる曉には、盛に支那に向て之が供給を仰がなければならぬやうになるのは勿論で、支那は現在では江蘇、浙江、廣東等の地方から輸出してる許りでムいますけれども其他の地方に無限の生產地を持つて居りますから、支那ではまだ〳〵大擴張の餘地があると思はれます。

支那には繭に就ていくらでも生產地が御座いますが、一面に於ては又支那自身も其需要者で、支那に於ける生絲の生產は年々增加する一方で、製絲法の熟達も驚く可き進歩を示し、中には日本の生絲にも負けない位の良絲を生產するものもあります、上海絲の中には日本絲よりも高いものもある位で、廣東絲は日本の標準絲に對して百斤に付五十圓内外の開き（廣東絲の方が安い）がある許りです、そして支那の製絲は益々進む傾向がありまするから、此點は深く注意して支那に於ける製絲事業の發達は我が生絲に對して如何なる影響を與ふるかと云ふことを研究する必要があらふと思ひます。

**皮類**　之れは將來有望なる貿易品の一でありまして、支那にては革命以來服制の變更を來し、革製の靴が流行し初めたると、一面には軍隊用革の需要も尠なからぬことで御座いますから、其原料を支那より仰ぎ、之れを鞣して再び支那に輸出すると云ふ事業は我國の地理的關係より見て尤も有望なる事業と思ひます。

**獸毛、洋毛、豚毛**　など何れも大生産があります、現在では日本よりも歐米の方へ多量に輸出されて居りますが、此等は我國に於ける工業の進歩に伴ひ我國の輸入漸次增加すべきことゝ思ひます。

**獸骨**　之は牛骨が主なるもので、主として日本へ輸出されて居るので主なる用途は肥料でありますが、其の外ブラシの原料及骨炭の原料として有望なる貿易品と思ひます。

**農産物**　豆類は御承知の通り滿洲から最も多量に輸出せられて居りまするが、近來は長江一帶でもメキ〳〵と生産額を增大して參りました、之は鐵道開通の影響で、今迄生産は盛んでも交通不便の爲めに市場へ搬出されなかつたものが近來は漢口等へ盛んに搬出せらるゝやうになつたのであります。

日本人の事業として漢口では土產の豆で豆油を製造し、油は之を支那人に賣り、豆粕は南支那及日本へ輸出して居ります、又豆としても輸出して居りまするが輸出先は今日では日本のみと限りません、三井物產會社の如きは支那の農產物を日本へ輸出すると同時に盛んに歐米へも輸出して居ります、例へば河南の胡麻は盛に英國へ輸出されまするが、之に就ては面白い事實があります、元來英國では凡て農產物の取引は若し一パーセント以上の混入物があれば取引を拒絕することあり、又たとひ取引が出來ても値引をしなければならない、處が漢口へ搬出される胡麻は甚しく混入物がある、漢水を下つてくるものには殊に多く、船頭は胡麻を盜み其の代りに水を掛けたり、泥を交せたりして量目を增す、大豆でも同じことで、漢水の沿岸には之等の船頭へ泥を供給する支那商人迄あつて、此泥商人は盛んに混入用の泥を製造して居る、そうして大豆に混せる泥と、胡麻に混せる泥とは各々形體を異にしてるので、之は大豆泥之は胡麻泥と云つた具合に泥に種類迄設けられ、之を船頭に賣り付けるので御座います、漢口で之等の豆なり胡麻なりを買入れた外國人は、仕方がないから機械でもつて農產物を精選して、泥の部分を除いて外國へ輸出して居るので御います、此泥を混せたものを平氣で取引するのを見ては支那人は世間で申す如く商業道德があるや否や甚だ疑はしくなつて來るので御座います。

要するに支那人の農產品は殆ど無限と申しても差支ない位で、米其他の穀物が輸出解禁となりますれば、米の如きも非常な勢を以て輸出されること思ひます。曾て支那の落花生は輸出する丈けの生產があるかどうかと云ふことは大に疑はれたので御座いまするが、まー少し宛でも手を付けて見やうと云ふ位の考で輸出を初めた者がありますが、今日では段々と增加して一年に何十萬噸と云ふ輸出額に上るやうになりました、斯樣な譯で支那の農業的輸出品は將來甚

だ有望と考へます、而かも其供給力が無限なりと云ふ一事に至つては日本では大に注意する必要があらうと思ひます

## 第七　日本の對支那重要輸出品

日本の對支那重要輸出品を御話することが本日の目的で之が話の骨子で御座いまするが、何分にも品數が非常に多いので御座いますから極めて簡單に說述致します。

**海産物**　支那では海産物を舊と新との二種に分ちまするが舊海産物とは從來輸出されたる鰒、鮑、煎海鼠等で、主として、南支那へ支那商人の手を經て輸出されて居ります、最も近來は日本人の手でもつて輸出し初めまして、現に上海にも一二の日本人の輸出商が現れました、支那人と肩を並べて日本から輸入して居ります、之は注目すべきことで海産物は日本人の手では輸出不可能である、支那人間にトラストのやうな鞏固な團體組織があつて、外人には到底手が出せないとせられて居りましたのでありますが、今日では上海に日本人の海産物商が現はれ、其他の日本人中にも色々と計劃して居るものが御座いますし、私の知つてる大資本家も一つ海産物を取扱つて見やうと目論でるものも御座います、又福州港にも日本人が舊海産の方を取扱つて居りまして、海産物の福州輸入額の三分の一位を取扱つて居ります、福州から以南では未だ發展しません、けれども決して悲觀する必要は無いので御座います、成る程支那人の團結は强い、ギルドは堅い、けれどもそれは或方法によれば之に當ることが出來る、このことは既に上海福州の例が示して居る。

新海産物とは最近輸入を開始した鮭とか鰊の類であります、之は殆ど全部日本人の手で輸入し、支那人の手を經るものは極めて少いのであります、支那の市場では米國品と激烈な競爭が御座いまするが、將來益々有望の輸出と申して差支無いのであります。

**砂糖**　大日本製糖とか明治製糖とか云ふやうな製糖會社の砂糖は長江沿岸に大勢力を持つて居ります。日本の砂糖は香港糖と非常に競爭して居りまして、香港糖は寧ろ悲況に陷つて居ります、けれどもまだ日本糖が之を壓倒すと云ふ域迄は達して居ない、それはどうゆふ譯かと申しまするとと、香港の製糖會社は非常に組織がいゝのであります、バターフイールドでもジャーデンマヂソンでも皆自分で船を持つてる、それが非常な便益を與へて居るので御座いまするが、今日の有樣は殆ど利益は擧げて居ない位に見えますで日本糖はまだ〳〵盛んに販路擴張の餘地があると思はれます。

**菓子**　之れは從來屢々問題になつたことがありまして、菓子を輸出する場合には其原料に使用した砂糖百斤に對して五圓の戻稅しかありませぬ。然るに支那市場に輸出する菓子は多くは百斤拾圓の稅を納めた白砂糖を原料として作るのでありますから故に五圓の戻稅を受けたとてまだ其原料百斤に對し五圓の稅金を負擔して居る譯合故、日本の菓子は價格が比較的高い處から支那市場に於て外國の菓子と競爭が出來ず、菓子の輸出は微々として振はなかつたので御座い

ます、處が此問題も昨年からは假置場の制度が設けられましたから、餘り問題にはなりません、卽ち最初から稅金は納めないで假置場の中で製造して海外へ輸出するのであります現に森永なぞは第一に此制度を利用して菓子製造場の一部分を假置場となして菓子の輸出をやつて居ります、支那方面では先づ上海で試賣を致しましたが大變に好成績で販路は日に增し擴張して行くと云ふ事です。

翻て支那に於ける菓子の消費は如何と申しまするに、支那も大に文明に向ひ、外國歸りの人も段々に增加し、一般に外國の菓子を歡迎すると云ふ有樣で、現今は歐米品が大分輸入されて居ります、我國製造の菓子も亦大に有望と見て差支ないだろうと思ひます。

**酒類**　日本酒も大分支那へ輸出せられますが、其多くは在支那の日本人用で、支那人は餘り飮みません、稀に留學生歸りの靑年が需要する位で殆ど云ふに足りないのであります、之に反してビールの方は支那人間にも取引が增えて參ります、今日のところ大日本ビール會社製の「朝日」が一番で之に次ぐのは「キリン」で、目下獨逸のビールと激烈な競爭を開始して居ります。

日本のビールの一大缺點は稍々もすれば濁り易いと云ふことで、殊に日數を經るとすぐ濁る、濁らないものは殆ど無い、價格は慥かに獨逸品よりは安い、それ故若し品質を改良して濁らない工夫が出來れば甚だ有望と思はれます、目下の處廣東方面及び南支那一帶では日本ビールの勢力は甚だ微弱である、此地方では獨逸のガール印が蔓つて居てビールと云へば必ず獨逸ビールを持つて來る、特に日本ビールと斷らなければ日本のを持つて來ない、日本ビールが獨逸のガールと競爭して打ち勝たんが爲めには其々品質を大に改良する必要があらふと思ひます。

**皮革**　靴の革などは最も有望に見受られます、革命後一時支那の服裝が變つて、丁度日本のやうに洋服に靴で無ければ紳士では無いと云ふ風になりましたが、今日では再び後戻りを致しまして外國製の靴を履くものは至つて少い、從來の支那靴を改良して、先づ底の方から初めて革を附ける、革底の靴で甲は支那流の布帛、處がそれはどうも不釣合で、底が革ならば甲も革にしなければ具合が惡く、形は支那で實質は西洋と云ふ風になりました、それで革の需要は日に月に增加する有樣です。上海では大倉組が昔から皮革を取扱つて居りまするが、近來は其外に二三軒新開の店も出來まして、何れも相應の成績を擧げつゝあります、漢口及福州以南にはまだ日本人間には專門の革商はありません、けれども此商賣は獨り革のみの問題ではありません、其の外支那軍隊の軍需品として一大需要がある譯で御座います、今日のところ上等品は獨逸及米國より供給し中等以下の品は日本より輸入して居ますが、本品は將來甚だ有望なる輸出品でありますから、此際工業家の奮勵努力を願ひ、今一層本品の貿易を發展させ度いものと思います。

**藥材類**　元來漢藥は支那から日本へ來たのでムいまするが、今日の化學藥は支那に製造されません、日本でもまだ發達致しませんので多く獨逸から輸入して居るので御座い

ますが、若し日本で製造することが出來ますれば非常に有望な事業と思ひます。

賣藥は歐米からも輸入されてますが、日本の賣藥が價も格好で、從來の支那の藥材に似て居りますので最も好く賣れて居ります、且つ賣藥は悉く日本人の手を經て取引されて居ります。

又蚤取り粉が南支那へ盛んに輸出されて居ります、金額から申しますとそう大した額には上りませんが、數量は莫大なものであります、之は獨り南支那のみならず、支那內地何處へ行つても歡迎せらるべきもので、一の有望なる商品だと思ひます、目下は紀伊國から鑵詰として輸出し、支那にて之れを袋に入れて賣つて居ます、一ヶ年間では一人で何十萬袋と云ふ莫大のものを取引するそうで御座いまして其用途は南京虫退治で御座います。

**棉織類**　之は最大の輸出品で、長江一帶に向ふものは番手も細く、印度糸と競爭して段々其勢力を伸し、殊に漢口では著しく優勢を示して居ります、最早長江方面では印度糸は日本糸の勁敵ではありません、けれども支那に於ける紡績業の發達は日本の絲界に大影響があるやうに思はれます、最も支那紡績の發展に付ては悲觀說と樂觀說とが御座いまして、支那糸は倒底發展の見込なしとする悲觀說では支那紡績は其職工が缺目であるから、前途決して有望と云ふとは出來ないと云ふのでムいます。又樂觀說の方では第一に支那紡績工の勞銀が安い、又日本のやうに職工の奪ひ合ひが無い、又職工の技倆も熟練さへすれば、設令日本の職工程には行かなくても、日本の職工を二人使ふ處へ支那職工を三人使ふと云ふ計算でやれば大に有望であると云ふので御座います。

支那の職工の問題は何の工業とも關係がありまするが、其勞銀は紡績などでは日本職工の半分程で、日本で四十錢位なれば支那では二十錢位でありますが、其勞働能力はと云ひまするとと、日本人の三に對して支那の職工は約二倍であらふと思ひます。

職工問題は他日に讓りまして、南支那では日本糸はまだ發展しません、殆ど印度糸の獨占市場と云ふ有樣です、其理由は南方は割合に民度が低いので、日本糸はまだ使ひ切れないのであります、印度糸は品質は劣るが其價の安い所から需要が多いのであります、將來生活程度の進むに從て追々南方へも日本糸の需要を喚起することゝ思ひます。

**絹織物**　之は從來と反對の結果を生じつゝあるのであります、私は丁度十年計り以前に支那へ參りましたが、其當時は日本の絹物は支那へは輸入されないのみならず、支那の方から日本へ輸入されて居りました。處が近來は日本の絹織物が盛んに支那へ輸出されるやうになりました。之はどう云ふわけかと申しまするとと支那に於ける絹織物業は餘り進歩しない、然るに消費者の方は日に月に其嗜好が進んで來て、上海あたりは殊に甚しく。上流社會及藝妓の衣服などは佛國製の絹物を用ゐて居ります、支那の土產の絹では滿足が出來ないのです、佛蘭西製の絹物と云ふやうな突飛なハイカラ風潮は益々進みつゝあるのであります、今の處

では佛國の絹が第一で、それに次ぐのは日本の絹布で、支那の絹布が第三位でムいます、斯様に流行を追ふ風潮は目に見えて著しいので、日本の絹物も將來有望のやうに思はれます。

**綿布類**　薄手のものは英國の獨占と云ふ有様で、金巾の如き、マンチエスター物許りで御座います、けれども厚手のものは日本品が大分賣れて居ります、シーチング、雲齋布天竺布の如きは米國品と競爭して打ち勝つてる處もムいます位で、之も將來有望の品たることは勿論であります。

綿布類の中でも手織物は悲觀と云はなければなりません、支那の機織は大改良をされて來ました、十年前は俗に云ふいざり機でありましたが、最近はバッタン機に改良し、南京附近の如き十臺十五臺を据ゑてる家は到る處にあります。江陰は機業の最も發達してる處でありますが一工場で二百臺から備へてるものがあります。之等の工場では盛に日本製類似の手織物や綿ネルを織つて居すます、獨り長江一帶に限らず南方支那も同様で御座います。廣東の如きは日本の手織物類は殆ど輸入の跡を絶つた位で、手織物は殆ど望みが無いと云つてよいのです。

廣東で斯の様に手織物が發達したに就ては面白い話がムいます、日本に居る支那人は廣東人が多く、是等の廣東人は日本の女を妻妾とし、其中には廣東へ同行したものも少くない、今迄に二百名位もあるとか云ふ話で、其の日本の女は田舍のものが多いので自然機を織る事を知つて居りますする處から、其の女達が廣東へ行つて手慰みの目的で日本から機織器を取り寄せて手織りの法を見せたので、段々と廣東地方へ其法が傳播されて廣東の手織が非常に發達し、日本式の手機が盛に流行する、その爲めに日本の手織物や縞物は輸入されなくなつたと云ふ話でムいます。

**タオル**　今迄は日本の獨占品でムいましたが、今日では之も支那で大分出來る様になりまして、上海附近などは尤も盛であります、機も絲も皆日本から輸入し、品質は日本品に比して少々劣つて居り、晒しの點も惡いが値の安い所からドシ〳〵賣れて居ります。今では上海から廣東地方へ輸出して居る有様で、日本品は大警戒を要すると思ひます。

**莫大小**　極上等品は獨逸で、中以下は日本より大部分供給して居ります、然るに之も今日では支那内地に企業されてきまして、之が製造機械は廣東丈けでも日本商店の手を經て既に二千臺を輸入し、其他獨逸商の手を經て輸入されたものも決して少くないと云ふ話であります。その爲め下等莫大小は支那自ら製造して居ります處へ、日本のメリヤス類は粗製品が甚だ多い、例へば大阪物なぞは一打の中に一枚か二枚は必ずローヅが出る、その爲めに支那人のやうな勘定高いものは日本品の價格は安いが品が惡い故其實高いものに就く、日本品は決して安くないと云ふ評判が立ちましたので、日本品の賣行は甚だ鈍つて來たのであります。又日本品に粗製品が多い爲めに日本品と云へば嚴重な檢査をやる、大取引は別として二打三打宛仕入れて行く小商人も甚だ多いので、それ等の商人は一枚一枚調べて見る、手を入れて見る、絲が一本でも切れて居れば取引しない、之

に反して外國品は左程檢査をしない、從て取引は頗る圓滑に行はれる、此の樣なことは大に製造家の注意を要することゝ思ひます。

**帽子　履物　洋服附屬品**　一時非常に賣れましたが今日では後戻りして、帽子なども支那帽が流行して居ります、尤も辮髪は殆ど皆斬つて仕舞たやうです、何故支那帽が流行るかと申しますのに、第一は無論經濟上の打算から來てるのでムいまするが、その次には中折帽は禮をする場合に一々帽子をぬいで點頭しなければ具合が惡い、處が支那人の禮は兩手を合掌するので之には甚だ都合が惡い、支那帽は價も安いし、從前からの慣習で取らなくともいゝ、此便利ある上近頃土貨振興の聲が高いので勉めて支那帽を用ゆる傾があります、しかし支那帽に稍類似してる鳥打帽は大に需要がありまして、一時大阪物が盛に輸出されましたが、今日では之も支那で他から原料を輸入して自ら製造することゝなりました故鳥打帽子を輸出することは將來困難を感ずることゝ思ひます。中折帽は上海にても東京の丸山氏大阪の伊藤氏等の經營に係る工場あり、又支那人の經營に係る工場もありますが、此等の工場にては概して安物許り作つて居ます、然るに支那人間にて中折を冠る者は中流以上の者であるから餘り下等品は向かない、一打に付き先づ十圓以上十五圓見當の品な賣行宜い樣で、十圓以下では駄目です、結局一打十二三圓と云ふ處が最も適當かと思います、要するに外見が美麗耐久力に富んだ品が市場に勝を制すに違ひない、東京帽子會社の製品は日本より輸出するものゝ內にて評判の好い方であります。

靴は大阪物が一時非常に出ました、一打十二三圓乃至十五圓で、聊か粗末過るやうに見えます、こう云ふ實用向のものは餘り安いものは損で高い方が却て德用だと云ふ觀念が御座いまするから、大阪製は至つて人氣が惡いやうでムいます、之に反して東京製は信用があります、內田製の靴も見當りましたが東京製は一打三十圓から五十圓位を稱へて居ります。

貝釦は日本の獨占品と云つても宜しい、其他洋服の附屬品としては一時日本品が盛に輸出されたので御座いますがどうも下等品許り多かつたので今日では段々不人氣となつてきました、支那で洋服を著る位の人は役人、其他ハイカラの人で、日本の維新時代と同じで御座いますから餘り下等品は使用致しません、此點は大に注意しなければならぬと思ひます。

**紙**　新支那の勃興と共に文明を卜するに至る紙の需要は甚だ盛んとなつて參りまして、若し日本で生產さへ致しますれば向ふではいくらでも需要がある、甚だ有望なる商品で御座います、新聞事業の如き日に月に勃興して、中には朝に起りて夕に戶を閉すと云つた風のものも御座いまするが、一般に無限の膨脹力を以て發達しつゝあります、殊に新聞の勢力は中々大きいやうで、排日論も喜げば手の裡返しに日華聯合論も出る、啻に新聞のみならず、學校の書籍其他出版界は非常な勢で盛んになりつゝあるのでムいます。

**金屬**　日本より輸出する金屬と云へば銅位なもので、他は見るに足るものは御座いません銅は將來も需要の衰へる氣遣はあるまいと思ひます。

**金屬器具**　精巧品は別とし、バケツとか洋傘の骨とか云ふものは其製法が簡單で御座いますから支那でいくらでも出來る、上海の如きは既に弗々と其事業が起りつつある位で愈支那で盛に其事業が興れば輸出は益々困難になることゝ思ひます、何に依らず下等品は支那で作る樣になりますから大に此邊に注意しなければなりませぬ。

**ガラス類**　之も輸出の將來は困難で、下等品は支那で製造してる、板ガラスの製造迄目下試驗中で、本品も粗糙のものは將來到底輸出を擴張する見込はありませぬ。

**陶磁器**　江西の景德鎭燒は甚だ有名で、江蘇省の宜興燒も廣く行はれて居ります、陶磁器は値さへ安ければ南北支那に頗る大なる需要がムいます。しかし粗製品では困る。目下獨逸當りから盛に輸入されて居りますものを見ますと、獨逸品は値段は隨分張つて居りまするが、日本品よりも丈夫である、それだから高い獨逸品の方が安くつくと云ふ事になります、支那人の經濟思想は甚だ緻密で、日本品は見かけはいゝが壞れ易い、高くとも品質がよければ其の方がいゝとして居ります、此の點に於て日本品は其見かけに費す金で品質を改良し、非常に堅固なものと致したならばまだ〳〵盛んに發展の餘地があるやうに思はれます。

**人力車**　一時日本品が輸出されたので御座いますが、どうも日本品は纖弱である、上海の人力車の檢査は頗る嚴重なものでありまして、警察では定期に檢査を行ひ、其時は車輪をはづし之れを横だへ、其の上に乘つて足で踏んで見る、少しでも故障があればドシ〳〵落第する、日本の人力車は此の試驗に遇へば多數の損傷品を出す、それで今は賣行が惡い、然し日本人で上海にて製造して居る者もあります、

**學術器**　之は甚だ有望であります、毛筆及び書籍はあちらで出來ます、鉛筆類は獨逸よりの輸入が多いので御座いますが大阪、東京邊からも中々澤山輸入されて居ります。白墨、石版なぞは殆ど日本の獨占であります。近頃支那の學校は甚だ盛んに發達を初め、革命後は殊に著しく勃興して來ました、其種類から見ると東京邊りの學校のありとあらゆる種類を含んで居る、中學、大學、師範學校と云ふやうな御定りのもの許りで無く、統計學校、監獄學校と云つたやうなものまで起つてきたのであります、其名稱も皆日本的で、日本歸りの留學生が多いのでありますから自然日本の制度を採用する傾向もあり旁々以て學術品は甚だ有望で御座います。

**機械類**　之は日本でもよく出來ない、大機械や精巧品は獨逸其他から輸入してる有樣でムいまするが、今日の支那の現狀では小規模の工業に適した機械がいゝ、卽ち手工的のものがいゝので、東京市中に於ける如く石油エンジンを据ゑた米搗機械のやうなものは甚だ面白いと思はれます、精米の外に綿繰機械、之は中桐洋行で輸入して居りますが之れも最早改良の時期に到着しては居ないかと思います。其の外印刷機、電氣機械、莫大小織械等小機械は將來大に有

望で御座います。

**時計**　之も日本から澤山輸出して居りますが、名古屋物の粗製品が多い樣で御座います、然し乍ら近來は支那人にも時間の觀念が發達して參りましたから、時計も飾り物としてよりは寧ろ時間の正確と云ふことに注意しなければなりません、少々値が張つても時間の正確を保つ樣に、今日輸出するものよりも尚ほ精巧の物を輸出する必要があります。

**鞄**　大阪製は概して粗製なるを以て稍もすれば買手の嫌惡を招き、此節では東京品が歡迎さるゝと云ふ評判を耳にして居ります。

**化粧品**　此方面に於ても日本品はどうも面白く無いやうであります。日本石鹸の如きは福州、厦門、汕頭、廣東等南支那では殆んど見ることが出來ない、日本の雜貨店にすら其影をさへ見無い位で、之れは品質が惡くて安い日本品よりも品質が好くて高い獨逸品の方がいゝと云つて、外國品の爲めに驅逐されて仕舞つたので御座いましよう。中部支那では大阪品が多少其面影を留めて居ります、例へば都之王とか都之花なと云ふ石鹸であります、鷲甲石鹸は一時盛んに出たもので御座いますが、之も品質が惡い爲めに驅逐されて仕舞ましたが近頃日本人の經營にかゝる上海製は稍々需要がある模樣であります。

香水も日本品は駄目で、香港廣生號の製品が支那到る處に跋扈して居ります。香港へ來りました時に其工場を縱覽しようとしましたけれども見せませんでした、其規模は外見上餘り大きくありません、たゞ販路の聯絡がいゝのと品がいゝ爲めに盛況を呈して居るので御座います。

ひゞあかきれの藥（貝詰又は罐詰）長江一帶で稍々賣れ行があります。

白粉下も賣行がよいと云ふ話を耳にしました。

**燐寸**　日本の同業者は切りに戻稅の問題を論じて居ります、卽ち燐寸用の阿膠が外國から輸入される、之に五分計りの關稅がかゝる、其稅額は大箱一個に對して十錢か十五錢で御座いますが、支那製マッチは工場で製造且つ販賣し、燐寸の包裝に就て大な利益がある、日本では燐寸を輸出すると亞鉛板にて包む、それが一箱につき一圓位かかる、支那ではバラで賣る、此處に於てか十錢や十五錢の差ではない、包裝費に就て大なる差を生ずるのである、夫れ取戻稅のみで競爭の出來るや否やこれは問題である。

**玩具**　從來支那向玩具は大抵大阪製でムいました、處が今度行て見ると田舍の方は大阪の鑛付けものがムいますが、上海、漢口、廣東など云ふ都市にては東京製の組み合せもので無ければ賣れない、東京品ならば子供が投げても壞れないと云ふので大に歡迎されて居ります。

獨り玩具のみならず、以上の諸商品は皆何れも東京品が好い、大阪品が安いが品が惡いと云ふことを支那が悟つて來ました、我對支那貿易は徒らに價格の廉を以て發達するものでは無く、益々品質を改良して初めて有望と云へるのでありますから、大に當業者の猛省を願はなければなりませぬ。

商品は數限りもありませんから此位にして置きまして、

他に二三心附いたことを申し上げたいと思ひます。

## 第八　留學生に對する態度

支那の留學生は歸國後多くは要路の人となりまするが、是等の人はやはり日本品が懷しいので店頭に日本品を求めることが多い、然るに只今申す通り大阪の品は粗製品が多い、留學生時代は東京で暮したので大阪の品は知らない、そこで東京品を求める、之が東京物の賣れ行を喚起することになるので、日本留學生が日本品を愛用するのは全く心理的作用である、工業家なども獨逸に遊んだものは獨逸の機械米國へ留學したものは米國の機械、日本の工業學校へ來たものは日本製を好む、此の如く留學生の本國に於ける地位其他の關係は商工業者から見ると非常に大切で、例へば日華貿易會と云ふやうな一つの會でも作つて、御互に意思の疎通を計つて置けば、日本の商品に對する感情もよくなる譯で、留學生を輕蔑する爲めに排日が起る、その爲めに被る日本品の打撃は一と通りでは無いのであります、私は支那留學生に對しては日本人が一層の注意を以て親睦を計る必要があること、思ひます、元來支那人は大國民の態度を持つて居る、些事に頓着しない、支那に居る外國人などは支那人に對して隨分ひどいことをするし、横着のことをするけれども支那人は怒らない、處が東京當りでは若し支那人が店先の品を手に取つて見たり、又は電車に乘つたりした場合でも、一種嫌惡の情を以て迎へられる、毎日毎夜かゝる待遇を受ける支那留學生が一朝本國へ歸へれば堂々たる先識者を以て任ずる、此時に當りて日本に於て虐遇されたる時に起したる惡感情を全く忘れるであらうか、若し忘れぬとすれば之れが各種の點に於て日本の不利となるのである、其感情は直に商業上に反響するのである、夫れ故當業者は或る機會を利用しては彼等と手を握るの必要もあらふと思ふ。

## 第九　土貨振興論と保護貿易策

前述の如く近來は支那でも製造工業が發達して參りました、土貨振興とか、國貨維持とか申して保護貿易主義が頗る盛んになつて參りました、是れは時勢の必要に迫られて極力主張してる處で御座います、此議論を實行する爲には日本や獨逸ならば關稅政策を以て如何樣にも出來る、けれども支那はそれが出來ない、天津條約で輸入稅は五分と協定されてる、關稅政策を以て保護主義を實行する範圍と云ふものは極めて狹い、そこで關稅に代るものを考へなければならぬ、現今支那が採用して居るのはどうゆふ法かと申しますのに、機械製造品にして外國品と同質なるものに對しては之れを他港に輸出する場合には輸出稅を課し、到着港に於ては從來課稅したる二分五厘の子口半稅を廢止し、之れを內地に搬入する場合は一切の厘金稅を免除することにした、故に輸出稅の五分は外國品の輸入稅五分と匹敵して兩者共同樣で御座いますが、厘金稅丈けは外國品の方が割高となる譯で、支那の厘金は各地其稅率を異にして居りますが、平均して二分五厘內外と見れば支那品は外國品に

對して大約二三分稅金の上に於て保護を受くるのであります。支那現在の取引は競爭者が多いので綿布綿絲の如き大口ものは其手數料僅に一分か一分五厘で、輸入地に於ける厘金稅は二分五厘内外であるが、課稅を受くる場合には手續は甚だ面倒で御座います、其面倒が省ける丈けでも非常な利益であるのに、それに加へて支那製品は其稅額をも免せられると云ふのでございますから、是は一大保護政策であろうと思ひます。廣東の如きは一層大なる保護主義を取つて居ります、卽ち外國品と同質で無くても廣東省の製品は一切厘金稅を掛けないと云ふことになつて居ります、そうして支那品を賣る商人と政府とは相一致して、土貨振興の大方針に向つて其氣になつて働いて居ります、若し値が同一であれば其商人は自國品を賣るを以て誇りとして居る、之は日本とは反對で、日本では舶來品を非常に重寶がる、同値ならば舶來品の方を求める、然るに支那では賣る人も買ふ人も自國品を先に買ふ、此風は大に注意を要することゝ思ひます、それで下等品は支那で作る、上等品は外國で作る、日本の領分は唯中等品計りで、支那の工業が進歩するに從て歐米品（上等）と支那品（下等）との間に間隙が次第に狹くなり、日本品の賣行く範圍が狹くなり、此れが爲め通商上に被るべき打擊は計り知るべからずると思ひます。依つて此際益々奮起して歐米品と肩を並べる上等品を作る必要があるので御座います。

## 第十　對支輸出取引の改善

第一、在支那本邦商人と聯絡を充分にすること

在支那の邦人は多年支那に住居し、其事情に通じ其言語を好くするも日本の事情には稍々もすれば疎くなづて居る日本では日進月歩に其商品の改良が行はれて居るのでありますけれど、在支那の商人は之を知らない甚しきは上等の日本品が支那人の手で輸入されてるのを見てそれは日本品にしては大分上等過ぎる、多分獨逸品だろうなぞと思つて居る、又廣東品ぢやなかろうかなぞと話してる、之等は大に聯絡紹介の道を講ずる必要があると思ひます、其方法と致しまして若し大なる費用を投ずるとするなら商品陳列所の建設なぞは最も必要であります、けれども之は費用問題で、それよりも急務は も少し容易の方法で無ければならぬ、或は注文取りの商人を組合から選任派遣するのも一法だろうと思ひます。

獨逸の領事館は中々働いてる、獨逸の工業家は其の商人との聯絡がよく取れてる、例へば新商品は先づ領事館へ送る、領事館では干係商人を招いで其新商品に付て一切を相談する、其結果領事館と商人とが一致協力で賣込に務める、又買入の場合にも領事館を中間として大に聯絡がとれてる、此の如く本國の商人と海外の商人とが互に連絡があり氣脈を通ずると云ふことは最も必要のことゝ思ひます。

第二、工業家は支那を視察す可し

私共の視察は甚だ漠然たるもので、製造家の參考になる如く或る一種の物品に就き詳しく調査することは六ケ敷い、そこで實際製造に當て居る技師なり、又は自分で製造

してる商工業家ならば其主人たるものが自ち支那へ行つて見る必要がある、組合を造つて代表者を出すのもよい、最近に或電氣會社の技師が視察に參りまして獨逸品を見て、是は何でも無い、この位のもので此の値段なら日本でいくらでも出來ると云つて居りました、そんな風で專門の技術家が行つて見れば自己の製作品の缺點も發見し、競爭品の長所も捕ることが出來るのであります。

第三、取引上に於て信用を重ずること

之れは當然のことで今更喋々を要しないのでございますが、最も缺けてる點は內地の商工家が或商品を賣ります時に、販路の開拓が困難でございますから勢ひ支那に在る商人に賴む、そうすると支那に居る商人は熱心に盡力してくれる、其結果漸く賣れ出してくる、處がやつと賣れて來た頃に內地の市場が景氣がよくなると內地の商工業者は前契約を無視して値段を上げやうとする、之は大缺點で、支那に居る人が熱心に賣込に盡した努力は一日にして水泡に歸する、內地の相場がどうあろうとも貿易品に就ては契約を重ずる必要がある、若し內地の市場がよくなれば生產を大にして內地の需要を充たし、急に生產を增加し得べからざる物品に就ては、先づ外國に販賣する方を先にし、外國貿易の基礎を固めざる可らず、妄りに契約を破棄する如きは最も愼しむべきことゝ思ひます。

第四、包裝、期日を注意すること

當業者の談によれば大阪品は概して包裝が不備且引渡期日を後るゝことがある、東京品は期日比較的に正確で加るに品質も好い又包裝も親切に出來て居ると申して居る。此東京品の名譽ある評判は將來飽迄維持する必要がある、價格も契約通りで寸毫も落ちなくてよい、その代りに何處迄も品質の改良に工夫しなければいけない、今日では大阪品で落した信用を東京品で盛り返す時で、大阪品の二の舞に出て過去の失敗を繰り返すやうのことがあつてはなりませぬ。

第五、新聞紙上の論調を注意すべきこと

革命以來日本の新聞の論調は、極めて迅速に支那へ響く、御互同志でも笑談が笑談で濟まないときがあると同じやうに、少し機嫌の惡い時は日本の新聞がカラカイ半分に書いたことが向うでは本氣になつて反駁を試みて居る、依つて怠らず新聞紙の記事に注意する必要がある、郵便局の話によると支那輸入の日本新聞は支那人の購讀に掛るものが少くないとのことで、廣東などでは日本人より支那人の方が多い樣に聞いて居ります、そうして支那に關する記事があれは東京の留學生なども頻りに切り拔いて送つてる、一歩をあやまると之が排日の根本となるのであります、而して排日の反響は排日本商品となるのであります。此邊は新聞記者諸君にも御願して大に注意して頂きたいものと考へて居ります（文責在記者）

# 東部蒙古問題（其一）

白雲生

茲に所謂東部蒙古とは地理上の稱呼非す且つ行政上の區域を示すものに非す便宜上假りに命令したる所なれば其範圍は元より一定し居らざれども概ね興安嶺以東滿洲並に直隸省に接壤せる一帶の地域を總稱せんとす此等の地域は內蒙古中の哲里木、卓索圖、照烏達諸盟の地にして從來支那人の移住を嚴禁されたる所なりき然るに嘉慶年頃より漸次邊禁廢弛すると共に滿洲直隸地方の移住民は此等地域に侵入し來り哲里木、卓索圖の二盟中には既に支那官憲の治下に歸するものあるに至れり然れども當時は蒙古地域の開墾を以て借地養民と稱して支那人は只に土地借用の名義に止まりしこと之を長春農安地方開墾當時の例に徵すべし、然りと雖も此等移住民の實力は僅に放牧時代を彷徨せる蒙古人を愚弄するに余りあり於是乎支蒙雜居より生ずる幾多の紛爭事件起り之を解決する必要上並に支那移民取締の爲め官憲の設置を要し加之蒙古王公も亦土地開放により受くべき土地拂下金の收入に眩みて移住民歡迎の態度に出づるものあり蒙古旗地は行政上にも侵蝕せらるゝに至れり此の如くして支那移住民は漸次此新開の沃土に移住發展して其根據を固ふするに至り之と共に蒙古人は其生活の本源たる牧場を失ひ異俗異敎の移住民の爲めに壓迫せらるゝの止むなきに至り東部蒙古諸問題は漸く其基因を成せり

かく東三省方面の治域益々進捗する時に當り時勢は急轉して日露の戰役となり滿洲の大部は彼等の恐るべき修羅場たるに及び兼てより激烈なる天災地變と生存競爭に疲れ果てゝ滿洲方面に新生活を試みん爲蝟集しつゝありし山東並直隸一部の移民は又競うて安全なる避難地を此等蒙古の未開放地に求めたるにより戰爭の結了すると共に洮兒河以南鄭家屯以北の地域は俄かに移民部落の激增を見るに至れり加之ならず日露戰役は當時の淸廷當政者に多大の感觸を與へ彼等は滿洲並に東蒙の土地は日露兩者の接觸によりて一層の壓迫を感ずるに至るべしとし俄かに邊境防備の名の下に銳意滿蒙の經略に焦慮するに至り所謂蒙古開發主義の方針に準據し蒙古王公に對しては寧ろ强制的に族地の開放を要求するの形勢に變せり之れ實に光緒二十九年末（明治三十六年）より同三十三年頃（明治四十年）に亘る間にして新設州縣十數所に及び實に東蒙開拓の沿革上に一新區劃を與へたり

夫れ蒙古人の生活本據は實に遊牧にあり彼等は耕耘を望まず農產物を要求せざるの民なり彼等は牛と羊との財產を有す彼等の生活の本源として漠々たる草野は缺くべからざるものなり然るに彼等の背後に迫り來れる支那移民は鋤を擧げて此草野の壞滅を企てんと欲し彼等は其代償として粟と麥とを提供せんとすれども蒙古人は其代償として貴重なる牛羊を捨つる能はざる也此に於て支那移住民の開墾進捗

と共に日に月に減じ行く草野の縮少は之を目睹する蒙古の父老をして浩嘆措く能はざらしむる所にして其多くは新に奥深く牧草を追うて遷居し或者は落伍して移住民の間に介在する者あれども蒙古人民が其年來の祖業と其習俗とを抛擲し去つて更に新しき鋤を手にし此汪洋として寄せ來る支那移住民に伍し得べきこと元より望むべからず是に於て彼等は仰いて王公等の輕率なる開墾奬勵の短見なるを恨み俯して眼前に寄せ來る彼等の侵入者を恨まずんばあらざるなり經濟上に於ける蒙古人支那人の反目衝突は其自然の歸着なりと云ふべし

實に當時蒙古王公中の「ハイカラ」喀喇沁王は中央に於ける肅親王と共に蒙古開發に干する先進者なりしが其主張は依然開墾に重きを置かんとするにあり蓋し北勢南侵に備ふる政治的見地より見れば誠に良策たるを失はざるも之れ明かに蒙古人の生活を根本的に覆すものにして當時理藩部より徵せられたる蒙古開發意見に覆申して頻りに開墾政略が蒙古人の生活に危害を與ふるものなりと述べたる大部分の蒙古王公の意見こそ蒙古人として最も忠實且つ僞らざる要望たるなれされば喀喇沁王を中心とせる蒙古開放論者の一派は他王公の反抗と不贊成によりて常に成功するに至らざりき

斯る間にも蒙古地方に侵略せる支那人は日を追うて其數を增し來れり彼等は殖民的に土着的に歩々を進めつゝあり殊に天賦の資性は能く厄寒なる朔北の風雪に堪へ蒙古の占領を事實的に企てゝ成功しつゝあり若し此の如き支那移民によりて蒙古の草野が年と共に開墾地となり陞科地（納租地）となり次に地方州縣の治下に歸するの曉に至らば彼等毛を茄ひ氈を纏ふの蒙古種族は漸次西北方に驅逐されて止むなく西伯利亞の境に入り假令ひ甚少數者は支那種族の制御に服するとするも要するに今日滿洲に殘存せる索倫達呼里等の種族と同一の運命に陷るなきを保すべからずされば憤慨せる蒙古人が此頽勢を既倒に回さんと欲せば必ずや支那人に對して蒙古の入境を排斥するの外途なかるべし蒙古人の蒙古なる主張は此情勢に應じて當然起らざるべからざる所なり

一昨秋武漢の革命勃亂するや外蒙古の活佛は起て蒙古國の復興を叫び以て東部蒙古に於ても札薩克圖王烏泰を始め勝福等一派は支那共和國に反對の運動に勉めたり夫れ內蒙古と外蒙古は種族宗教を同ふすれども其地理的情勢と支那人の接觸關係を異にするを以て概括的に論斷し得可きに非ず然れども東部蒙古にありては上述の如く最も痛切に支那人排斥の思想を有し蒙古人の蒙古なる觀念の胸中に往來するある事實を認めざるべからず此二大事實の存在を捨てゝ東蒙問題を論ぜんとするは甚だ誤れりと云ふべき也、而して此等二事實を證するは烏泰借款事件と蒙古馬賊の問題にして而も兩者の主人公が共に蒙古騷亂の首魁者たるは誠に其因ありと云ふべし東蒙問題の研究者は暫く數年の歷史を回顧して此二事件を詳知するを要す

### 烏泰借款事件

光緒三十四年（明治四十一年）春東三省總督は蒙務局を創

し今の交通總長朱啓鈐を督辨となし大に蒙古方策の講究と實行とを企てたり時偶々札薩克圖王烏泰の露國借款事件なるもの突發し一層清國官憲の注目を惹けり

烏泰は哲里木盟旗科爾沁右翼前旗札薩克にして前王子なし始烏泰の弟格瓦克山を養ふて嗣とす格天死せるを以て先王の福晉當時喇嘛なりし烏泰を還俗せしめて嗣となす時に同族の臺吉に朋東克巴勒珠爾なる者年長者たるを以て王位を窺覦し協理臺吉巴圖濟爾噶と謀り烏泰と爭訟する事多年烏泰遂に勝訴し朋は革職され巴は自殺して問題は解決されたるも之れが爲め烏泰は巨萬の負債を作るに至れり卽ち一部の土地を開放して拂下金によりて債務の償還を謀りたるに朋は旗下蒙古人を煽動して激烈に反對したるを以て烏泰は止むなく時に奉天將軍增祺に謀り一部の開放を行ひたるも之れが爲め却て新債を起すに至り舊債も亦全く償還するに至らずして北京に於ける支那商人の手より借入たるもの既に四十余萬兩に及べり由來支那人は蒙古人を愚弄する事甚しく此等支那商は從來蒙古王公に對して暴利を貪るを常とするの徒なれば烏泰の借款の如き利率は毎月二分五厘乃至三分に至り北京永盡號の債務の如き元金三千兩のもの十余年を出でずして元利約八萬兩の巨額に上るに至れり其重利盤剝すること此の如し烏泰は此等債務の督促に窮し寧ろ低利なる外債を借りて償還するの利なるを思ひ遂に擧匪事變前より密に其弟齊默特色楞をして露國裝して旅順哈爾賓等に往通せしめ露人と結ばしたるが光緒二十七年（明治三十四年）露國將校「コロモフ」なる者巡歷して王府に來り始めて王と會見したるを機とし後二十八年（明治三十五年）奉天に於て「コロモフ」の紹介により極東大守に借款の意を通じ後二十九年其弟齊默特色楞をして露國通譯官「ウント」と共に旅順に「アレキシーフ」總督を訪問し三十年二月（明治三十七年）始めて借款成立して露貨二十萬留を四十年償還を以て借受け日露戰爭の際更に東清鐵道會社より九萬留を一ヶ年の期限を以て借受たり然るに三十三年（明治四十年）期限滿了となるや再び齊默特を遣して延期を求めしめ證書を改めて若し期限內に返還せざる時は兵力を以て王府に至り旗內一切の產業を封印すべしとの規定を加へたりかくて三十三年秋齊默特は借款交涉の爲め哈爾賓に赴き居たりしが偶々洮南府知府孫葆瑨の爲めに事實を發覺され孫は總督を經て外務部に電請し命を受けて派遣されたる蒙務局督辨と共に事件を洞查し復命したる結果清國政府は露國の借款を速に償還する必要を感じ特に大清銀行をして旗內の大地、地租、鑛山開掘、荒地拂下等一切を抵當として四十萬兩を支出せしめ以て此等の債務を償却せしむる事とし奉天總督をして大清銀行と契約せしめ期限を十ヶ年とし利率は三年間は六厘八毛に後は六厘五毛の低利に定めたり然して此結果に基き烏泰は更に札薩克圖旗北方の開放を承諾し同王旗の地租徵收局たる天恩地局の收入は全部知府の管理となり烏泰は經費として毎年二千兩の交付を受くるに過ぎざるに至り更に向後債務辨濟迄は開放地代は全部支那官憲の手に入る事となり（蒙古旗地の拂下代金は從來支那官憲と蒙古王とに切半す）烏泰は從來の債務を辨濟償却したる

も却て新財源を失するに至り財政上に於ては寧ろ窮地に陷るに至れり且つ將來外國人との交涉は勿論王旗地内に於ける開墾其他一切の事業經營は凡て奉天總督に稟申して許可を得べしと規定されたり之れのみならず當時蒙古探題を以て自任せる洮南府知府孫寶璔は此機に乘じ一層蒙古王の權利を束縛し支那移住民の發展に便せんとの意見を蒙務局に稟申し向後王旗内に於ける漢蒙人の紛爭は凡て支那官憲が直接處理の權を有すべし若し犯罪人の嫌疑並に盜賊逮捕の必要ありと認むる時は何處に於ても支那官憲は隨時兵を派して之を逮捕すべく之が爲に從來執り來りたる蒙古官吏に通牒するを要ざるのみならず蒙古官吏は此行動に妨害を爲すを得ずとの一項を加入せしめたり之後日に至り支那官吏が恣に蒙古各旗未開放地に派兵して盜賊逮捕の口實の下に行動し得るに至りし所以にして烏泰は實に一方蒙古旗内の利權は勿論一切の行政に就ても凡て支那官吏の成を仰がざる可らざるに至りしなりされば此重大なる支那官憲の壓迫に對し機會あれば反抗を企てんと欲するに至りしは止を得ざる者と云ふべし果して一昨年革命勃發に際し烏泰は好機逸す可らずとして庫倫政府に應じて共和政府反對の旗擧をなしたるが不幸にして衆寡敵せず支那兵の爲に擊敗され王府は燒かれ自らは僅に外蒙古に逃れて全きを得たれども昨年十月を以て叛逆罪に問はれ王爵を削られ旗務は鎭國公鵬東克をして一時處理せしむるに至れり然れども烏泰の再擧は近來又々噂せられつゝあれば彼の胸中には其舊封を奪回するの機を覗ひつゝあるや必せり烏泰の如き支那官憲の壓迫と支那官民の蒙古人愚弄に激成されたるに因るや明なり

## 蒙古馬賊

烏泰事件と前後して最近東蒙を騷擾せしむるは所謂蒙古馬賊なり蒙古馬賊は擧匪事變の當時より所在に出沒したりしが日露戰役當時は甚だ跳梁を逞ふしたるものにして其直接の影響は支那移住民の發展を妨害するにありきされば其當時蒙務局督辦が蒙古方策の意見書中にも先づ開墾妨害を企つる此等馬賊征討の爲めに軍隊を各地に駐紮せしむるの急務なることを切論せり白音大來、牙什、陶什陶等の名は實に東蒙地方の支那移民中には惡魔の如く恐怖されたる也

白音大來は巨盜六十三の余黨にして日露戰役中熱河より奉天省一帶各地に蟠踞屢々降り屢々叛きて支那官憲を惱ましたるが光緒三十三年（明治四十年）五月頃より陶什陶牙什掩毛生鐵子等數百人と呼應して兵を擧げ洮南府靖安縣地方を根據とし主として支那移住民の擄掠を行へり陶什陶は（干係公文書には淘克淘又は套克套とも書せり）元郭爾羅斯南旗下の臺吉なりしが罪を犯して逃遁し遂に馬賊の群に投じたる者なりかくて東三省總督は奉軍前路統領張作霖（現奉天第二十七師團長）に命じ步騎四營中路管帶馬龍潭の部下騎兵一營後路幇統馮德麟の部下騎兵三營を三路に分派し且つ一面政府に電請して熱河都統部下及黑龍江省軍隊の出動を促がし三路包圍の計を立てたり奉天軍は六月十二日彰武にて賊を討ち十六日沙力塔拉二十九日九頭山等に之を追擊したるを以て匪徒は熱河方面に逃竄したるも又熱河都統部下の爲めに追はれて再び奉天省境に入りたるを以て之を

邀撃して十月十八日喀爾喀貝子旗下に破り捲毛生鐵子は鎮安縣下に匿れたるも捕斬され白音太來は殘黨と共に札薩克圖旗下に遁れたり

陶什陶の一隊は其部下塞吉嘎等を率ゐて郭爾羅斯公旗界より洮南府下醴泉縣に突入し地方の商民を擄掠し開墾局員を捕縛し更に青陽鎮一帶に出沒したるを以て奉天軍は馬龍潭の部下騎兵一營及張作霖の部下を派遣して之に當ちしめたるが同年九月二十一日征討軍は賊の巢窟なる燒酎釀造所を撃滅したり之より先き九月十四日匪徒は醴泉縣に襲來して開墾局員を捕縛し且つ日本測量隊員四名を拘留し又開化鎮にても土地丈量委員を掠奪せり茂得吐にて日本測量隊の一人が掠奪撃斃されしも此時なり當時此等支那委員の報告によるに馬賊は蒙古人最も多く外に山東、奉天、吉林人數名あり約六七十人の一團にして七八十の馬匹及び車輛二を有せりと

管帶德克吉納の率ゐる一隊は東方に向ひ賊を田草張窩堡に破りたるを以て賊は古魯站烏蘭諾爾站(璽州廳管下)より嫩江に沿ひ逃竄したるも討伐軍は黑龍江省軍幇統春山の軍と合して邀撃したる爲め賊は江を越えて塔子城方面に入り此處にて洮南派遣隊と衝突したるが三面よりの攻撃に堪へず陶什陶は索倫山中に遁れ其黨與を派して景道鎮に出でしめたるも張作霖は三十四年正月索倫山にて激戰の後遂に巴林旗下の土門或吉に入り二月與安嶺を越えて烏珠穆沁旗に入り賊目劉金鎮等を斃せり此時張作霖の部下は備さに寒苦と缺乏とに耐へたる爲め兵士は凍傷に罹る者夥しく奉天より派したる委員朱佩蘭が軍師を稿ふ爲め綽爾河畔に赴きたる時は張作霖の風丰は全く別人の觀ありと云ふ

陶什陶遠竄したる爲め一方新武縣方面に出沒したる白音太來は勢窮し僞りて黑龍江省より派遣せる哲後路統領瑞祿の幕下に投降したるに瑞は之を以て陶什陶を誘はんと欲し其監視を怠りたる爲め白は又逸逃して牙什と合するに至り瑞は之によりて革職され新疆に流刑されたり

牙什は洮南府靖安縣下に位せる馬賊にして父は蒙古人なり張死して後陶等と結び各處を刼掠したるが陰かに奉天黃寺の廟丁となり前述したる烏泰の王位競爭者朋東克巴勒珠爾を義父とし東蒙の有力者と結托し札薩克圖旗の開墾に反對して移住民の刼掠を事とし嫩江西岸より洮馬河一帶に威を震へり日露戰爭當時は慰撫に應じて巡警總理となりしも久しく異志を蓄へ居り光緒三十三年(明治四十年)白陶等の剿討急なるを見て之に呼應せんとし俄に黨與を集て洮南、靖安等地方を襲ひたるにより張作霖は三十三年六月末靖安縣下七十戸に迫り牙什、白音太來と河を距てゝ對峙したるも張軍四方より之を包圍し先づ白を破りしが牙什は此後重傷を受けて捕獲され間もなく死亡せり白音太來は幸に亦遁れたるが張軍飽迄追跡したるを以て馬疲れ力乏しく從騎盡く散し僅に一騎となりて落ち行きたるも七月七日烏藍套力改の山中より噶希廟(カシミョウ)の西方に逸出したる時札薩克圖台吉色力布の爲めに銃撃され落馬して絶命せり此に於て日露戰役當時より光緒三十四年(明治四十一年)秋に至る迄從來暴威を振ひ居たる匪徒は

陶什陶を除く外二百餘名盡く勦滅され一時同地方の平靜を見たり依て此征討に與つて力ありし張作霖は遊擊儘先補用となり副將銜を賞加されたり

當時此等馬賊が如何に蒙古地方を騷擾せしめたりやは洮南府知府孫葆璔が光緒三十四年六月蒙務局に上書して牙什の懷柔不可能なると且つ其必要なきを論じたるによりて明なり卽ち同上書中には此等馬賊の行動に就き記して曰く光緒三十四年春牙什は哲里木盟十旗の各蒙古人に告げて曰く支那人は蒙古人を盡殺せんとす四月一日より以後各蒙古人は煙草を喫せず燒酎を飮まず支那人と談話すべからず云々と又大砲を購買せんが爲め七旗同意の上牙什を奉じて首長となし以て支那人を驅逐するの計畫を立て阜得勝が露語に通ずるを以て露國と款を通ずるの意なりしも阜の勸告により中止したり元來牙什は朋東克巴勒珠爾に附隨し强蒙排漢主義を有し蒙古人中人望ある者なり云々と

孫の此上書は如何に當時の蒙古馬賊が蒙古人の蒙古なる意見の下に行動せるやを明かにせるものにして決して刼掠を事とする鼠賊に等しからざりしを知るに足るべし牙什が蒙古人に告ぐるに支那人の貿易品にして且つ蒙古人欺瞞誘惑の材料たる煙草と燒酎の飮用禁止を令したるは到底行ふ可らざる處なりと雖も又以て彼等の意氣を窺ふに足るべし蒙古人の母胎より出でたる支那人の子孫牙什が東蒙自立運動の陳勝吳廣たりしは頗る興味ある所なり

然れども牙什死後陶什陶あり陶は張作霖は追はれて東淸鐵道の北方に遁れしが部下二十餘人を率ゐて牙什と合せんとしたるも未だ至らざるに先ち牙什の勦滅されしを聞き札賚特、蘇鄂公兩旗界の間に匿れたりしが宣統元年（明治四十二年）九月又出てゝ各旗を擾し遂に達賴罕旗を横行し大膽にも洮南遼源街道に當る古魯板莫吐駐屯軍隊を襲ふに至りたるを以て張作霖は鄭家屯の本營より再び征討に向ひ洮南府に赴き更に醴泉鎭に至りて陶を追擊したるに陶は又興安嶺下に遁れたるが張の兵を退くるを見るや又現れ來りて出沒常なかりき革命事變の起ると共に庫倫政府に赴きて今や陸軍の全權を掌握し機を見て南下せんとするは近時世人の知る所なり

如上吾人が特に烏泰事件及び馬賊問題に付きて歷史的敘述に餘り多くを費したるは要するに東蒙紛擾の禍源が其因る所遠きを明かにせんが爲めなり烏泰借債の件によりて如何に支那官憲の侵掠的壓迫政策と支那商人の盤剝とが蒙古王公を窮境に陷らしめたるかを知るべく陶什陶並に其前輩たる蒙古馬賊の行動が支那移民に反抗して蒙古人の蒙古を前提とするにあるを推知すべし而して兩者に共通せるは蒙古人の生活を壓迫しつゝある支那人を排斥せんとする思想にして此蒙古人對支那人の經濟的紛爭は實に東部蒙古問題の根源をなす者也（未完）

# 對支那貿易の部分的觀察（其五完）

M S 生

## 南支那と本邦との貿易

緒論に於て述べし如く、南支那地方の對外貿易は其額年々增加し、四十三年度に於ては其輸出入合計二億六千萬兩同年に於ける支那對外總貿易額に對し三割を占め（四十四年度に於ては二億三千二百萬兩同年度に於ける支那對外總貿易額に對し二割七分に當り前年に比し稍減少せり）

中央支那地方に次で其貿易旺盛なりと雖も、其本邦との直接貿易に至りては或は其地理的關係の北部及中部兩支那の密接なるに比す可からざるものあり、或は未だ本地方に對し本邦の聲擧普からず、却て連歲排日貨の災禍を被るあり、或は香港を通過する本邦商品の輸出入盛大なる等の諸因相關連して其發展を阻む事少なからざるが爲め寧ろ減少の傾向あるは遺憾なり、卽ち明治三十九年頃には其直接貿易額猶七百七十九萬圓に上りたりしが、四十一年に至りて殆んど半減して四百三十萬圓を計し、四十三年に至りては益々減少して三百五十萬圓となり、本邦支那總貿易額の二分二厘を占むるに過ぎざりき（四十四年度に於ては輸出入額共に微かに增加して合計三百九十萬圓を得、本邦對支那總貿易額に對し二分五厘の割合にして前年度に比し價額に於て四十萬圓割合に於て三厘を增加せり）

然して猶本地方對本邦貿易の北部及中部地方と異なる一特徵は輸入額常に輸出額に超過し、常に約二倍以上の差を見る事なり、輸出の超過を以て例とする本邦對支那貿易上の一異例たり。

之れを要するに南支那に對する本邦の直接貿易は極て不振の狀態にあり、此間に從事する本邦貿易業者の如きは殆んど之れ無しと云ふも不可なき也、寧ろ香港を通過する間接輸出入額は遙かに其直接輸出入貿易額の上にあるを以て別に項を起して香港を通過する本邦對支那間接貿易を述ぶる所あらんとすると雖も、茲に先づ直接輸出入せらるゝ商品に就て其大略を述ぶる可し。

## 甲　本邦より南支那へ輸出する商品

本邦より本地方へ輸出する貿易品は其種類少ならずと雖ども、其價額概ね些少にして指を屈するに足るものなし。只其中數量の稍大に上るは石炭にして例年六十萬圓乃至七十萬圓を輸出し大なる增減を見ず、最近に於ては明治四十三年度に六十萬圓なりしもの明治四十四年度に於ては六十二萬圓となり、本邦對南支那輸出貿易額百參拾七萬圓の半額に當り、其他の商品は全く之れに比す可くもあらず、卽ちマッチは石炭に次で本邦對南支那輸出貿易上主要なるものなれども其價額に至りては僅かに五六萬圓內外のみ、最近に於ては明治四十三年度に五萬六千圓を明治四十四年度に於て五萬九千圓を輸入したるのみ而も將來に於ても多大なる輸入の增加を想像し難し。次に本邦より當地方に輸入せらるゝ海產物は多く香港を通過すと雖ども、猶直接に輸入せらるゝものあり、年により其額著しく差違あり、四十四年度の如きは八萬二千圓に上りしが四十三年度には三萬七千圓四十四年度には二萬四千圓に減せり、又荒銅及び熱銅が時に多額の直輸入せらるゝことあり、例へば三十九年度に二十六萬圓に上りしものが十三年度には僅かに三四千圓內外のみ、四十四年度に至りては再び二十萬圓臺の多額に上れり。

以上諸品の外雜貨器械等の輸出ありと雖ども其價額の一萬圓を超ゆるもの極めて稀なるのみならず、一千圓に達するものも其數少なければ特に之が爲めに說くことを略す。

## 乙　南支那より本邦へ輸入する商品

本地方より本邦へ輸入する商品の中稍其額の大なるものは漆、豚毛、生皮、籐、包蓆、天蠶絲、朱等とす、漆が當方面より本邦へ輸入せらるゝに至りしは最近の事に屬し、其品質下等にして本邦漆器の原料として適當ならざれども漢口漆の高價に連れ自然之れが爲め增加を促し、四十三年度の如きは實に其額二十五萬圓に上りしが四十四年度に於ては八萬四千圓に減じたり、包蓆は同地の特產品に係り例年三四十萬圓の輸入をなす、最近にありては四十三年度に三十萬圓の輸入をなし四十四年度には三十五萬八千圓に增加せり、天蠶絲、豚毛も亦當方面に於ける重要の產品なるが、豚毛の本邦へ輸入せられしもの四十三年度に十二萬圓四十四年度に七萬圓あり、天蠶絲は四十三年度四十四年度とも大約十三萬圓の輸入を見たり、朱の支那より本邦へ輸入するは獨り此地方に限るが其數量に至りては極めて少なく、且つ年々減少しつゝあり、卽ち四十一年度迄は普通例年十萬圓以上の輸入をなしたるもの四十三年度には八萬一千圓に減じ四十四年度には更らに五萬五千圓に減少せり、籐も包蓆と同じく本地方の主要產品にして、本邦に於る該品需用の增加と共に其輸入額年々著しく增加し、四十三年度には十三萬七千圓なりしもの四十四年度には二十四萬圓に上りたり、此外生皮は五萬圓內外油類（主として篦麻子油）約十萬圓の輸入あり。

以上重要輸入品を除いては他は其種類も少なく、價額亦大ならず、悉く一萬圓に及ばざるが、前記數種の商品は凡て當地方の特獨の產にかゝり、漆朱を除くの外本邦に於け

る需用は將來益々多々たる可きものなれば、其輸入は追々增加の傾向あり、之れ蓋し本地方對本邦貿易の他の支那地方と異りて輸入額常に輸出額に超過する所以にして、將來南支那の貿易を發展せしめんとするの道亦此等主要產物の輸出を計るを以て早計なりとせらるゝ所なり、猶本邦對南支那の貿易に就ては香港の通過貿易を逃ぶるの頂に於て之を補遺する所あらんとす。

## 香港を通過する本邦對支那貿易

香港に對する本邦輸出貿易品中同地より更らに支那內地に分銷せらるゝもの多く、又支那商品の同港を經て本邦に輸入せらるゝもの少なからざれども、同港の通過貿易たるや單に支那に對して行はるゝのみならず、南洋印度地方或は歐米との貿易品の此地を通過するものも亦少なからざるを以て、已に述べし關東州の通過貿易の如く單純に支那貿易の一補助地と見る能はず、特に本港の貿易に關しては何等信憑す可き統計なきを以て、本邦對香港貿易の果して幾分が支那貿易に屬するものなりや推知する事難し。

然れども前に本誌に揭載せられたる香港貿易に關する說にも香港一手の總貿易額約四億萬弗は支那貿易に屬すと見えしが如く（本誌第四卷第六號參照）香港貿易の七八割は支那貿易を以て占むるものなるを知るに足る可く、支那貿易の消長が直ちに香港貿易に影響を及ぼすものなるを察す可し。之を本邦より香港に輸出する重要なる商品卽ち海產物、燐寸、銅、綿糸布、雜貨等を見るも多くは支那に再輸出せらるゝものに屬し、又香港より本邦に輸入する重要なる商品卽ち錫、包蕊、豚毛の如きは全く南支那の特產に係るものなるより見れば、香港通過の本邦對支那貿易は其額甚だ大にして本邦對支那貿易上頗る密接の關係有るなり。

然るに本邦對香港貿易は十數年來殆んど進步を見ざるのみならず、寧却而減退の徵なきにあらざりき、只最近四十三年度と四十四年度との貿易を比較するに輸出入兩額に於て微かに增加を示す、四十三年度に於ける本邦香港貿易は其輸出額二千三百四十六萬圓輸入六十七萬圓合計二千四百十三萬圓にして、四十四年度に於ては輸出額二千四百五十二萬圓輸入額七十萬圓合計二千五百二十二萬圓なり、而して何れの年も其輸出額が其總貿易額の九割七分の大さを占むる事通過貿易をなすに過ぎざる本港の特色なり、されば香港通過の本邦對支那貿易を逃ぶるに於ても輸出品を主とし輸入品に就ては敢て多くを逃ぶるの要なき也。

本邦より香港に輸出し香港より更らに支那に再輸出せんとするの仕向先は啻に南方支那一帶なるのみならず、遙かに長江方面へも販運せらるゝものあるを以て其商品の種類多く且つ其價額の如きも十萬圓以上に上るもの少なからざるが、就中其主位に列し得るものは各種海產物及び乾物なり鰑、鰹、鮑、貝柱、椎蕈の如きは其輸出額例年支那に對する輸出額の上に出で、鍛、寒天等の數量亦少なしとせず對香港輸出貿易品は一般に減少の傾向あるに反し海產物は

年々增加の傾向あり、今此等海產物の支那及び香港に輸出せらるゝ價額を對照すれば左の如し。

| 品名 | 明治四十三年度對支那輸出額 | 明治四十三年度對香港輸出額 | 明治四十四年度對香港輸出額 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 鯣 | 四一二、五六九 | 一、三〇二、七五七 | 一、三八三、四四九 | ○ |
| 鰹 | 二二、四二九 | 二八八、〇九六 | 三三九、四〇一 | ×○×○×○×○ |
| 鮑 | 三六、四四六 | 四三四、五四二 | 三五三、〇四四 | ×○×○×○×○ |
| 貝柱 | 一九六、四七三 | 四九〇、四五〇 | 四九六、五七六 | ×○×○×○×○ |
| 乾蝦 | 一七五、四四九 | 一四四、三七三 | 一五八、二二八 | ○ |
| 鱶鰭 | 一一八、一八四 | 六九、五二二 | 七九、九六六 | ○ |
| 海鼠 | 四二九、一五九 | 一六、一三八 | 一一、二三〇 | ○ |
| 寒天 | 四〇五、四四〇 | 一九四、〇八五 | 二二四、六三二 | ○ |
| 昆布類 | 一、六二二、七二〇 | 一八、五三七 | 一一、七〇一 | ○ |
| 椎茸 | 二七〇、八六七 | 五七九、六二九 | 四八四、八七七 | × |

備考　摘要欄中×印は支那へ輸出せらるゝ數量より大なるもの○印は年々對香港輸出額の增加しつゝあるものを示す。

海產物の輸出に亞ぎて大なるものは石炭にして其額年々四五百萬圓に上り、四十四年度に於ては、塊炭四百五十五萬圓粉炭六十五萬圓の輸出をなしたれど其中より支那に輸出せらるゝは極めて少なし、銅は一時六七百圓を輸出したるが其後年々減少し、明治四十三年度に三百七十九萬圓四十四年には四百四十四萬圓を輸出したり、燐寸は近年迄增減著しからず例年三百八十萬圓內外を輸出せるが近時南支那各地に於ける燐寸製造業の勃興により其額漸次減少するの傾向あり、四十四年度の如きは其額二百六十萬圓を減じたり、棉糸布類は較近大に增加の趨勢ありしが、四十四年度には一般に減少を呈したり、例へば棉糸は明治四十三年度に於て二百六十五萬圓に上り、四十四年に於ては些か減少して廿番迄のもの百六十萬圓廿番手以上のもの四十八萬圓を輸出せり、棉布類中多額に上るは綿フランネルの二十五萬圓手拭地の六萬八千圓雲齋布の七萬一千圓タオル二十九萬圓綿メリヤス肌衣五十五萬圓綿縮五萬七千圓の如きものにして其他帆綿布の如きも將來貿行の見込多しと云ふ、其他其價額の稍大に上るは人參（四十三年度十三萬圓四十四年度十六萬圓）薄荷油（四十四年度十六萬圓）掛置時計（四十三年十二萬圓四十四年九萬圓）洋傘（四十三年十三萬圓四十四年九萬圓）其他各種の雜貨品なるが其價額大ならず。

香港より本邦に輸入せらるゝものは殆んど之れなし、蓋し香港は一通過貿易地に過ぎずして何等生產地にあらざれば也。只獨り當地の製造品にして從來多量に本邦に供給したるものは當地所在の工場に於て製造せられたる砂糖類なるが、近年に至りては本邦に於ける製糖業發達せるが爲め全く其輸入の要を見ず、時に本邦糖の不足あるに際し之が輸入をなすことあり、明治四十四年度に於ては色相標本廿號以上のもの二十五萬圓輸入を見たり、包蔗は廣東產にして本港を通過して本邦に輸入するもの四十四年度に於て十萬圓錫は雲南其他南省の產にかゝり本港を通過して本邦に輸入せらるゝもの四十四年度に於ては九萬九千圓なりき、其他豚毛（四十四年二萬八千圓）籐（四十四年一萬二千圓）等は本港を通過する南支那產主要輸出品にして其他は品種も大ならず價額亦極めて少なし。

（完）

# 銀塊相場の騰落と支那貿易の關係

S Y 生

## 緒論

銀塊相場が支那貿易に重要なる關係を有するは支那對外爲替が之によりて其對價（Equivalent）を計算せらるるが故なり。金貨國相互の間に於ては兩國貨幣の平價は一定不變にして、爲替相場騰落の原因は主として國際貸借の出合如何によりて決せられ、高低變動の範圍は一般に正金輸送點を以て制限せらる。之に反し支那の如き銀貨國の爲替は其出合の强弱以外に根本たる貨幣對價が倫敦銀塊相場に連れて昇降するを以て爲替相場變動の範圍は頗る廣く、貿易上に及ぼす影響は金貨國相互の場合に比し極めて重大なり。是れ對支那貿易業者支配人の業務が一に此爲替の賣買に在るが如き觀ある所以なり。故に銀價の支那貿易に及ぼす影響を述ぶるに際しては先づ銀價が如何にして支那對外爲替を決定せしむる要因たるかを說明する必要あり。

## 銀塊相場と爲替との關係

支那對外爲替の中心は上海にして、之を決定するものは同地所在の外國銀行なり。今外國銀行が上海對外爲替對價計算の方法を見るに、先づ倫敦より銀塊を輸入し、上海銀爐に托して上海銀を鑄造し、其實際得たる上海銀の額を按じ以て上海對倫敦爲替の對價を計算し、更に倫敦に於ける爲替相場により歐米諸國並に日本其他の東洋諸國との爲替對價を算出するものとす。而して上海に於ける外國銀行中、爲替の主腦者たるものは實に英商滙豐銀行にして、同行は次の公式によりて對倫敦爲替の對價を算出し之を以て直に對倫敦賣電報送金爲替率の標準と爲す。

第一公式

$$x = 1\text{上海兩} \quad \text{上海兩 } 111.\frac{2}{9} = 100\text{ 廣東兩}$$

$$\text{トロイオンス } 100 = 100.\frac{2}{9}\text{ 倫敦上海間輸送費加算}$$

廣東圓 82.$\frac{7}{8}$$\frac{11}{16}$ = 100 トロイオンス

上海輸入錢トロイオンス 100 = 107.$\frac{8}{16}$$\frac{9}{16}$ 倫敦本位錢トロイオンス

倫敦本位錢 1 = 倫敦銀塊相場

$$\therefore \frac{1\times100\times100.9\times100\times107.\frac{8}{16}\frac{9}{16}}{111.29\times100\times82.\frac{7}{8}\frac{11}{16}\times100\times1} = 1.182 \text{ オンス Constant}$$

## 第二公式

$x$ = 1 上海圓

上海圓 100 = 100.29 倫敦上海間輸送費加算

上海圓 111.29 = 100 廣東圓

廣東圓 1 = 579.84 Grain Troy

倫敦本位錢 Grain 223 = 221 + $\frac{1}{2}$ 上海輸入錢貨の互替を加算

一オンス即ち Grain 480 = 倫敦塊相場

$$\therefore \frac{1\times100.29\times100\times579.84\times(222+17\frac{1}{2})}{100\times111.29\times1.\times222\times480} = 1.182 \text{ (Constant.}$$

乃ち以上孰れの公式に據るも上海銀一兩は倫敦本位一、一八二オンスに相當するを知る可し。

此計算に據れば上海對倫敦爲替相場の標準は必ずしも銀行家の計算を煩すを要せず、當日の倫敦銀塊相場に一、一八二を乘ずる時は直に其答を得可く、其對價を知らば又以て爲替相場の强弱をも察するを得、外國爲替の計算は一目瞭然たり。

備考

一、前記公式に用ひられたる各數字に就て研究を試むるときは解說に苦しも所少からず、之れ支那に一定不變の貨幣なきのみならず、比較計算の基礎に就て學者各々其見解を異にするを以て也。其研究は又自ら別論に屬す、本報告に於ては單に實際行はれ居る慣習を示すに止めむとす。

一、支那には貨幣制度の一定せるもの無く各地流通貨幣の單位を異にするを以て、爲替相場は對內對外の二あり。對內爲替は倫敦銀塊相場との關係なきを以て玆に論ぜず。

# 銀塊相場と商品との關係

前述する所に據り倫敦銀塊相場は支那對外爲替相場算出の基礎たる所以を明にしたり。吾人は之より進みて其騰落が我對支那貿易に如何なる影響を及ぼす可きやを研究する順序と爲れり。但し之に先ち一言せざる可からざるは輸出入貿易の增減と景氣の良否とが必ずしも總ての場合に一致するものに非る事にして、嚮へ對支輸出貿易統計が某月に於て頗る增加するとも必ずしも喜ぶ可き現象にあらざると同時に、貿易統計上不振を極むるの日に於て却て好景氣を見る事あり（次項參照）故に銀價と輸出入貿易との關係を研究する眞正なる目的は市況の如何を其間に介在せしめて始めて了解し得可きものなり。

今對支輸出貿易と銀貨相場との關係を見るに各商品の取引慣習の相違によりて其及す可き影響に深淺あり、又商品の性質上需要伸縮の程度如何により輕重の差別ありて一樣に論じ難し、以下順次分別記述す可し。

注意　支那の輸出貿易と銀塊相場との關係は恰かも輸入貿易と正反對の關係にあるを原則とす、故に之に細說する事を避けたり。

## 第一、商慣習の相違による區別

(一)●●●

の多くは此分類に入る、此等商品市價と爲替相場との關係を觀察するに、支那市場は頗る遲鈍にして、市價は爲替相場に伴れて迅速に變化せざるを以て、銀塊相場の下落は之れが輸出を縮少せしむるも支那市場の我在庫品は却て賣行良好と爲る、之に反して銀塊相場騰貴して輸入價格低減するときは從來在荷を有せる商人は市價の下落によりて缺損を見ざる可からざるも、新奇輸入者は手を額にして其好景氣を謳歌す可し、乃ち銀價の騰落が此等商品の輸出貿易に及ぼす眞實なる影響は其時に於ける支那市場在庫額と、起る可かりし新寄輸出額との比較考量によりて纔めて決せらる可きものなり。

今一例を擧げて說明せむに、大阪市價五十圓の商品を爲替七十兩にて換算し、三十五兩の原價に口錢諸掛を加へて三十五兩五錢に販賣しつゝありしとせよ、其際銀貨下落して爲替相場七十二兩に騰貴したりとせば、新奇輸入原價は三十六兩と爲るも、支那市場の市價は爲替に連れて騰貴せず、結局五匁の原價と諸掛りとの損失と爲るを以て、新輸出は市價の上昇して利益點に到達する迄杜絕す、然れども輸出杜絕の果して悲しむ可きや否やは爲替七十兩の際に仕入れられたる該商品在庫額の多寡と新たに起る可かりし輸出豫想額との比較によりて定まる。

(二)先物取引の慣習あるもの

本邦と支那市場との關係頗る密接なるより取引高の鉅額に上る商品は其利益頗る少なく我對支輸出品の大宗たる綿絲布類の如きは現物取引全く不可能なりと稱するも過言にあらず。乃ち大阪市場に於ける當日の現物相場を當日の爲替相場を以て換算し、之に諸掛りを加算するときは上海市場の市價は特種の場合を除き一般に大阪市場より廉價なり。故に此の如き取引額の多大なる商品の輸出は全く爲替の思惑によりて取引せざれば利益を得ること殆んど不可能なり。今其取引の狀態を見るに、

(イ)爲替下落の豫想を立つる場合には當日の相場によりて商品を注文し、代金支拂期卽ち將來銀塊相場の騰貴する迄爲替を買はざる方法を採り、爲替の差より生ずる市價の變動を掬はむとする也。

其一例を示さむに

某月某日、大阪相場、百圓、當日の爲替七十二兩、當日の上海市價七十二兩と假定し、銀塊相場騰貴の豫想を以て百圓にて注文す、其豫想圖に當り、代金支拂日に於て爲替七十兩に下落したりとせば、大阪市價は忽ち其影響を蒙りて百五圓に騰貴し上海市價も同樣影響を受け七十三兩五錢と爲りしとせば結局該商人は三兩五錢の利益を得。

(ロ)銀價下落の豫想の場合、

銀塊相場の下落卽ち爲替相場昂騰す可き豫想なる場合には某日の大阪市價にて商品を注文すると同時に一定の金額と期限とを限り、爲替銀行に對し賣爲替の豫約を締結するものにして、將來爲替相場の騰貴による上海市價前後の差を利得せむとする方法を用ゆ。

其一例を示さむに

某月某日、大阪市價百五圓、當日の爲替七十兩、上海市價

七十三兩五錢、爲替先強の豫想。

此場合に商人は商品を大阪へ百五圓にて注文し、同時に銀行と賣爲替豫約を締結す、其割合を七十兩と假定す、而るに將來豫想適中し爲替騰貴して七十二兩と爲りたりとせば、大阪市價は忽ち之が影響を蒙りて百三圓に下落し、上海市場は七十四兩一夕六分と爲るとせば、該商人は上海市價前後の差六夕六分の利益を得る勘定なり。

(ハ)其他の場合

前述する處は貿易業者が爲替の思惑を試たる場合なるが、此の如き危險を避けむが爲め本邦金貨を以て支那問屋と先物契約を結ぶ場合少からず、此方法に據れば一見爲替の危險は全然之を買手に轉嫁し得たるが如しと雖も、支那人は信用を重せざるを以て不意の事件により其思惑外れたるときは貨物の引取を肯せず、結局外商が値合金を損失せざる可からざりし實例乏しからず。

此の如く先物取引の場合は全く爲替の騰落如何によりて其貿易を伸縮せしむることを知る可し。

**第二、商品の性質並に代用品の有無による區別**

(一)價格の騰落が需要の伸縮に及ぼす事著しきこと

支那人は生活程度未だ低くして吾人の日用必需品と思惟して疑はざるものも彼等の間には猶贅澤品として使用せられ、價格の騰落が著しく需要を伸縮せしむる場合少からず、譬へば、近年著しき發展を遂げし我精糖の輸出の如きも此例に漏れず、支那內地支那人の精糖に對する觀念は猶一種の藥品又は貴重なる珍品にして價格六兩五六夕（上海相場）を最高限度として需要の伸縮著しきものあり、其他革命以來新たに需要を喚起せる帽子類の如きは支那內地方面に於ては日用品に非ずして一種の贅澤品なり、其他絹織物、硝子器、海產物の多くは純然たる贅澤品に屬するを以て、銀塊相場の下落は著しく此等商品の需要を減退せしむる勢あるを免れざる也。

(二)代用品の有無による區別

爲替相場の上昇は支那市場に於ける外國品の價格を騰貴せしむるを以て、銀塊相場の下落は支那內地に於て生產せらるる外國模擬品の保護奬勵と同一の結果と爲り、特に粗製品を主とする我輸出品は銀塊の下落による惡影響深大なり、乃ち工業品には綿絲布を第一とし、燐寸、セメント、陶磁器、ビール類の如き、猶此外鹽魚類、石炭、木材、其他の雜貨の一部分の如きは皆支那に代用品の產出不少るを以て我商品の價格騰貴は直に支那商品の爲に販路を侵蝕せらるるの憂少からず、代用品の未だ支那に生產せられざるものは海產物の一部、マッチ材料、器具器械の一部、銅（支那にも產出すれども僅少なり）等にして雜貨の如きは洋傘を主たるものとし其他藥劑類を數ふるに過ざざる也。

## 結論

倫敦銀塊相場は支那對外爲替の基礎にして其高低は金貨國商品銀貨相場の騰落を意味し、之により貿易の伸縮を來す原則の疑ふ可からざるものあるも、此變動は輸出入商品相互の間に於て交互上下し、輸出品の價格上昇は輸入品の

相場下落なるを以て、貿易全體より達觀すれば利不利相殺せらるゝ傾向多し。且商品の性質、代用品の有無、商慣習の如何により其影響善惡必ずしも一樣に論斷す可からざるを見る可し。唯だ我貿易上最も重大なる關係を及す可きは實に銀塊相場の騰落に非すして其調子の如何に在り、驚へ銀塊下落せるも其平調を失ふ事なくんば、我輸出貿易業者は猶利益を得て其營業を繼續し得可けむも、一旦其常態を失して亂調を呈するに於ては貿易業者は策の出づる所を知らず、其輸入と輸出たるとを論せず一切杜絶するに至る。

備考　外國商品市價の騰貴は其需要を鈍らしめ、同種支那國內生產業の奬勵と爲り、對支輸出貿易の不振を來す事明白なれども、茲に注意す可きは彼へ銀價安くとも平靜なる調子にて一定範圍の相場を持續するときは商品の性質が日用必需品多く且支那に生產せられざるものあるを以て、其需要は決して銀價に正比例を爲して減少するものに非ず、又他方面より觀察すれば支那產原料品の金貨價格の減少を來すを以て我輸入貿易を刺擊し原料品の輸入增加は勿論にて又一方に於て我海外輸出貿易增加の一因たり得る事あり。

之に反し銀價高き場合には我對支輸出貿易は旺盛と爲る可き性質を有するも若し相場の調子平靜を失ふときは啻に我輸出貿易を促進せしむる効力なきのみならず、支那原料品に依賴する我國生產業なして不利に陷らしめ我海外貿易不振の一因を爲す可し、只本邦貿易が常に輸入超過なると對支那貿易が常に輸出超過なるとにより、玉石混交し、銀價の騰貴を一見し未だ內容を驗するに及ばずして歡喜するの傾向あり。（完）

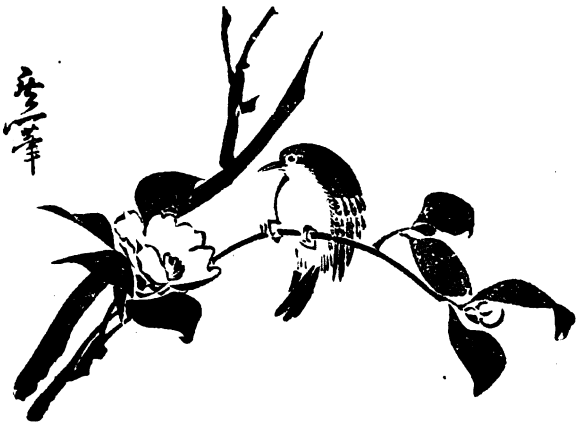

# 通信

## 天津より

○開河と共に潮の如く押し寄せ來り申候輸入貨物も、來航船の蝟集と共に漸次其權內を減じて、昨今にては稍緩和せられ申候へど、約定品の輸入は陸續たるもの有之、殊に綿絲布の輸入せらるゝもの巨額に上り、來航船の船腹は依然として充實せられ、海運界は中々の好況に有之候。

○棉花市場は本年印度棉花の豐作の影響を受けて、需要者側の相場下鞘にありて爰許一寸不振の狀態に有之申候。

○天津に於ける棉花水氣驗查所は、其當初に於ては水氣を含める粗惡劣等の棉花の輸出が天津棉花の聲價を毀損すべきを恐れて各國共同の下に開設せられたるものにて、稅關の手にて目下經營されつゝあり。驗查中々と嚴重にて、含水棉花來集に對する一關門と相成居申候。然しながら物には一利一害ありて、切角の此棉花水氣驗查所も一方に於ては天津の棉花輸出上一大障壁たるに至り申候。水氣驗查料としては一俵(約百三十斤より百四十斤)に對して銀七仙を要し申候。若し驗查の結果水分ありと決せられんか、同所より約三里の遠距離にある指定の乾燥所に送りて乾燥せざる可らざるを以て、其間の運搬賃及諸費用として一俵に就き一弗以上を要するを以て、二十二三兩の棉花の原價の上に及す影響は多大なるもの有之申候。更に檢查場に於ける貨物保管上の取締不充分なる爲め、種々の手數と費用とを要し、本船積込前に既に保險を附せざる可らざる次第にて、輸出上不少障害と相成申候のみならず、原來が粗放なる北支那の農民に依りて生產せらるゝ棉花の含水量の多量なるは蓋しむなきの所なるに、水氣驗查所に於ける嚴重なる驗查の結果は彼等をして畏縮せしめ、水氣檢查の設なき靑島方面への出貨を促し、さなきだに其貿易範圍を狹められつゝある天津をして益々悲運に陷らしむるの傾向有之申候。

原來が水氣驗查所は各開港共開設され居るに非ずして、天津及上海のみとせば、他港輸出品に對して權衡を失し居申候に付、價格の上に於て經費を要する多き丈不利なる地位に立たざる可らざる次第に有之申候、此點より見れば水氣檢查所の存在の天津に及す影響は甚だ大なるを見申候。吾人は檢查所の廢止を主張する程大膽には無之候へど少くも現在の檢查法には贊成致し難きもの有之申候。現在の絕對的含水棉花の輸出禁止方針を寬和して格付法を用ふるは愼に時宜に適するものかと被存申候。凡て商取引上の事は品質の佳良は原より重要條件には有之申候へども、歸着點は直段の一點にあれば、例へ水分を含める棉花にても直段だに引合へば充分の實行は有之申候間、水氣檢查所にて格付法を採りて、不合格品に對しては等外何等とか、或は格外品とかのマークを付して通過せしむる事とせば、其相當價格にて取引せられ、空しく一俵に對して一弗以上の乾燥費を免るゝを得べく、一般に檢查所の等級に從ひて取引する事となり、格外品の價格は合格に比して下鞘となり、棉花商人も努めて含水棉花の買入を手控へ、生產者にも改善す

る方有利なるを自覺せしめ度きものに候。

○天津に於ける市況の盛衰は地方より棉花を運來する地方客の歸途の仕入品の多少に干係する所多く候。然るに前記の如く天津へ來集する地方客の減少するは決して看過す可らざる所に有之申候間、是が障害たる水氣檢査所の改善は蓋し刻下の急務かと被存申候。

○近來當地に於ける本邦商人と支那商人との間に於ける取引の漸次金建相場となれるは注意すべき一新傾向かと被存申候。一昨年來銀貨相場の一漲一落變動の多大なるに從ひ內外共輸出入を業とするものは、爲替相場の前途に對して多大の注意と警戒とを拂ひ、殊に支那にありて輸入を業とする日本商人は、支那商人と輸入品の先物契約を爲すに際しては、其貨物引渡時期より資金回收迄の時期の爲替相場の危險を擔保するに充分有利なる爲替採算にて、兩又は弗相場を定むる事と相成申候。然るに一方支那商人より見れば相場の高低は市場の繁閑に依り已むなき次第なるも、十二分の採算に成れる爲替の危險迄含める價格に對しては一考を要する事と相成申候。其結果としして寧ろ日本貨幣の原價にて買入契約を結び、爲替相場の變動危險は自己に於て負擔するの却而有利なるを發見致申候。從て近來一般に輸入品の直段は金建相場を歡迎するに至り、綿絲綿布より更に一般雜貨類に至る迄圓建相場の出現を見るに立至り申候。（四月二十八日）

## 支那の煙草輸入高（關稅調査）

| 年次 | 紙捲煙草 | 葉捲煙草 | 葉煙草 |
|---|---|---|---|
| | 兩 | 兩 | 兩 |
| 一九〇二 | 一、六九七、一四三 | 三〇〇、二七六 | 六一九、三八八 |
| 一九〇三 | 二、二四九、二五一 | 二九一、五一七 | 一、〇〇二、一〇〇 |
| 一九〇四 | 二、八九八、二二九 | 三八一、四五三 | 一、〇四二、七三五 |
| 一九〇五 | 四、三七六、三七五 | 三五八、二〇四 | 一、六四七、〇三一 |
| 一九〇六 | 五、八四六、八八一 | 四〇八、〇八一 | 一、六五〇、〇七五 |
| 一九〇七 | 三、七一四、七六〇 | 四一〇、八九四 | 一、六九七、七五二 |
| 一九〇八 | 四、七九三、〇二五 | 四九五、一一九 | 一、六四三、〇六四 |
| 一九〇九 | 五、五〇一、七四八 | 四四一、九九一 | 一、二三七、一〇一 |
| 一九一〇 | 六、九〇二、二四六 | 四九一、八八七 | 二、〇二四、九一一 |
| 一九一一 | 七、五九一、二八四 | 五三八、一九一 | 二、三四六、七八四 |
| 一九一二 | 八、六七二、九八六 | 四六二、〇三三 | 三、〇七八、一五六 |

# 北米合衆國に於ける支那人の地位

## 一、合衆國在留支那人

一八三〇年より一九一〇年に至る八十年間に支那移民の北米に渡來せるもの凡そ三十三萬四千四百二十六人あり、而して如何に支那移民が發展したるかを表示せんに、

| 年次 | 支那人 | 日本人 | 印度人 |
|---|---|---|---|
| 一八二〇—四〇 | 二十年間に約八人渡來す | — | — |
| 一八四一—五二 | 十箇年に三十五人渡來す | — | — |
| 一八五四 | 一、三二〇人 | — | — |
| 一八六〇 | 三四、九三三 | — | 四四、〇二一人 |
| 一八七〇 | 六三、一九九 | 五五人 | 二五、七三一 |
| 一八八〇 | 一〇五、四六五 | 一四八 | 六六、四〇七 |
| 一八九〇 | 一〇七、四八八 | 二、〇三九 | 二四八、二五三 |
| 一九〇〇 | 九〇、一六七 | 二四、六一〇 | 二三七、二二四 |
| 一九一〇 | 一四五、六〇二 | 八八、九四六 | — |

右統計は一八二〇—一八五四年はハシルバニヤ大學教授チエスター・ロイド・ジョーンス氏の說により、他は一九一二年政治年鑑に據る。

## 二、支那人排斥の沿革表

一八四八　加州金鑛發見と共に支那移民激增す

一八五四　支那移民の數一萬三千を越え白人勞働者と衝突す

一八五五　加州條例として「支那人蒙古人の入國又は上陸を禁ず」なる一條ありしも違憲として大統領之を否認す

一八六二　加州洲會の法律に曰く「砂糖、米、珈琲の生產製造に從事するものを除き十八歲以上の蒙古人種は每月二弗半の人頭稅を支拂ふを要す」此法律も亦違憲として否認せらる

當時加州諸都市には左の如き排支法律ありたり

一、洗濯條例　白人は三ヶ月に二弗乃至四弗の稅金なるも支那人は多くは十五弗を課徵せらる

二、辮髮條例　一時以下に辮髮を切斷すべし

三、居宅容積條例　一人五百立方呎以上とし以て支那人の雜居を禁ず

四、證人禁止令（一八六三年發布）支那人は裁判に於て當事者の一方が白人なる場合には證人となることを得ず

一八六九—七四　排支法案屢々議會に出でしも中央議會に於ては未だ排支の必要を認めず

一八七〇　合衆國歸化法改正と共に支那の歸化權を認めさることゝなれり。

一八七三　合衆國に恐慌起り勞働者の失職となり支那移民排斥の聲盛となる
當時太平洋沿岸入港の汽船は毎船一千人以上の支那苦力を輸入し支那街は頗る繁盛に赴き著しき米人の注意する處となれり

一八七六　議員選擧及大統領選擧に其候補者は支那人排斥を以て政綱の一とするに至る
此年中央議會に於ては支那移民調査會を設け特別委員を太平洋沿岸諸州に派遣し該委員等は千二百頁に渡る報告書を呈出し支那人の害惡を述べ支那人排斥を唱ふ

一八七七　加州議會は中央議會に強要して支那人一人に付人頭稅二百五十弗を課し若し脫稅を計るものあれば五年の禁錮に處すべき法案の通過を計りたるも成功せず

一八七八　加州の強要に依り中央議會は遂に第一回支那移民制限法を通過せり卽ち太平洋沿岸諸港に來る船舶は十五人以上の支那人を輸入することを得ずとせり大統領ヘイ氏は國交の信義に顧みて之を否認す

一八七九　加州は排支案を一般投票に問ひたる結果は
一五四、六三八票　排支那に贊成
八八三　同不贊成

一八八〇　恐慌起る、米國議會は勞働者の失職を憂ひて益々支那移民排斥を主張す。

一八八一　十一月五日米清條約に規定して曰く
合衆國は支那移民の渡來を絕體に禁止せざるも之を制限し又は一時中止せしむることあるべし云々
法律を以て支那移民の渡來を禁じ從來米國に住居し支那に歸國するものは再渡航に關する證明書を有するものに限り之が入國を許すことゝす

一八八四　六月五日の法律を以て一八八二年の法律に小訂正を加ふ

一八八六　三月櫻府に排支大會開かる
ロックスプリング地方に於て武裝せる白人勞働者支那人を襲擊す

一八八八　法律を以て官吏敎員商人學生旅行家等或種の階級に屬するものを除き支那苦力の入國を絕體に禁止す、但し從來米國に在住せるものにして家族を有するか又は一千弗以上の財產を有するものは再渡航入國を許可す

一八九二　一八八二年の法律有效期限來る所謂ジャリアクトにより如何なるものと雖も居住證書なき支那人は發見次第放逐又は入獄をすとせらるゝこととなれり

一八八八年の法律事項は多く改正法律中に含入せしむ

一八九三　十一月一日の法律により再渡航證明書には寫眞を附すことゝなれり又紛議は一切行政官の處理に任ずることゝし先つ移民委員會に於て調査することゝなれり

一八九四　米清條約（十年の期限）は殆と一八九二年のジャリアクトの全部を認めたり

一八八八年の法律は之を廢止す

一九〇一　十一月二十一日桑港排支大會、議員、官公吏、實業家等集るもの三千人

一九〇二　布哇にも移民禁止條例の布く

一八八九　菲島に支那移民禁止條令を布く

一九〇五　支那人排米を企てたるも成功せずして終る

## 三、排支那法案の立法的沿革

左に掲ぐるはペンシルバニヤ大學政治科敎授チェスターロイドジョーンス氏の所說なり。

各國に於て東洋移民を排斥又は制限せんが爲めに制定したる法律は大體に於て分て二とす。

一、苦力的移民

二、普通移住者

各種の狀態の下に於て種々なる實驗の結果は支那苦力の勞働は頗る其成績を示せり、殊に熱帶地方に於ては白人は其勞働に耐ゆる能はざるに反し支那人は能く之に耐ゆべし、然れども溫帶地域に於ては苦力の雜入は白人勞働者に取りて甚だ歡迎せられず、一は賃銀の低廉なる關係よりして白人勞働者の之と競爭する能はざると一は資本家起業家等が遂に支那苦力の爲めに其勢力を減殺せらるゝが爲めなり。蓋し其初は支那苦力として蔑視せらるゝと雖も其經濟的手腕は忽ち苦力が從事する職業に於て頭角を現はし茲に工に共に一團して資本家となり、今迄支那苦力を雇用し居たるものは忽ち其勢力圈を侵蝕せられ唯驚嘆の眼を以て之を傍觀すべきのみ。

一八六九年のバーリンガム條約以來名義上は苦力の入國來往は禁止せらる、然れども各時代を通じて支那人の雇用は契約者の支配する處にして、彼等は條約の規定の如きは巧みに之を逃避しつゝあるなり。而して彼等が漸次に其數を增加し、太平洋沿岸に於て諸種の事業に携はるに至り、沿岸諸州の一般の輿論として竝に支那人排斥問題を醸成せり。最初は對支那人に限る問題なりしも今日にては日本人、朝鮮人、又アーリヤンヒンヅー種にも及べり。

米國に於ける東洋最初の移民たる支那人は其初めに於ては何等面倒なる問題も無く來往し、之に對する世論としては毫も無かりしなり。加州に支那人の現はれたるは一八二〇年より四〇年に至る二十年間に僅々八人の支那人が來航したるあるのみ、一八四〇年より同五十二年迄に三十五人、一八五四年に急に增加して一萬三千百十人となり。（記者曰、一八四八年加州金鑛發見の爲め支那移民急に增加せり）竝に於てか地方新聞等は漸く偏見を恣にしたる議論を掲げ支那人排斥を唱ふるに至れり。然れども中央政府に於ては毫も之を意に介せざりき、何となれば彼等支那勞働者は單に金錢を得んが爲めに來れるものなり、其妻子さへも携帶せるもの稀なり、故に之に對して排斥的の法律を規定するが如きは絕體に不必要のことゝせり。

一八七〇年時代に日本人は少數宛來航せり。此頃農務卿は開墾、耕作其他土木等の荒仕事には東洋的勞働者を歡迎して言て曰く「彼等東洋移民は勞力を省く機械と對比すべきのみ」と。

一八六九年バーリンガム條約の締結は異議なく兩院を通過したるが、當時加州は漸く移民制限の必要を感じ來り、一八六九年十二月二十二日議會に向て法案の通過を奔走したるも成功せずして終れり。然れども一八七二年及一八七四年に烈しく此を運動したる結果、一八七六年夏國會に於ても特別委員

な設けて支那移民の調査を開始し、委員等は太平洋沿岸諸州に到りて詳に支那移民の狀態を視察し、千二百頁の報告書を作成したるも何等明確なる結論に達せず、只だ大體を通じて支那人排斥に傾き而かも事の實際は頗る複雜なる事情を含めり。此報告に依れば加州は支那人の來往と共に著しく發展せり然れども又之と同時に支那人は非衞生的にして其支那町は不潔極まり、多數の支那兒童は無教育に放擲せられつゝあることを發見せり。爾來論難攻撃絶ゆることなく、一八七七年には加州議會は國會に對して支那移民の社會上道德上竝に政治上に及すべき影響に付て極力支那人排斥を唱へ、曰く支那人の數は加州に於ける選擧權を有する者の數と同じからんとす、米國を除いて他の何國と雖も其國民と同化せざる異人種を此の如く多數に發展するを看過するものならん」然るに議會は之に對して加州議會の提議は一部分の觀察に止り誤謬極めて多しとなして論駁せり。

當時支那人は大陸橫斷道路の建設工事及加州に於ける數百萬エーカー灌漑工事を施す爲めに使役せられ、支那人無くしては此等の工事は甚だ困難を感じたるなり。

加州に於ては支那人は學校稅を課せらるゝにも拘らず、其學校よりは排斥せられ、加州三千の女學生中支那少女は只一人あるのみなりき。加州に於ては又國會に提出して曰く、支那人は一人に付人頭稅二百五十弗を課徵すべく、若し脫稅を計るものある時は五年の禁錮として之を州の牢獄に監禁せしむべしと。

一八七八年加州々會は再び議會に向て強要する處あり、一加州議員は熱心に說明して曰く、「支那は今や極めて狹小なる海洋によりて吾人と隣接す、見よ船賃の如きは五十弗より二十弗に下落し、（競爭の結果）太平洋沿岸にては支那人の勞働者が需要に對して供給大なる爲め一日の勞銀二十仙乃至三十仙となれり、彼は纏詰鯖の如く雜然として群居しつゝあり、彼等は到底同化し難し、同化し難ければ米人たる資格及要素を缺くものなり、此の如き人種は之を米國に居住せしむる必要なし、且つ支那は自ら其移民を保護せんとせず、故に之を排斥するも何等國際上の紛議を醸す憂なし云々」尙ほ極言して曰く「支那貿易が如何に有望有益なりとも、加州の社會及政治制度の調和と永續に對しては相比較すべき問題に非るなり」と。要するに彼等議員は加州をして白人の加州たらしむべしと云ふにあり。此一事こそ幾度か國會に向て猛進せる動かす可らざる意思の根底なり。加州の此熱烈なる運動の爲めに米國の國會も漸く動き、遂に太平洋沿岸入港の汽船は每船十五人以上の支那移民を輸入する能はずとせり、此法案は上下兩院を通過せり、然れどもヘイ大統領は之を否認して裁可せず、曰く「之れ條約上の信義を傷くる恐あり、且つ支那に於ける米國人に對して報復せらるゝ憂あり」と。

米國政府は支那移民を制限せん爲には先づ條約を改正し、支那が甘じて承諾するを待たざる可らずとの見解を持し、遂一八七九年條約改訂の商議に入れり。

未だ久しからずして加州に在ては排支問題に關して一般投票を行たる結果は

| | |
|---|---|
| 排支贊成者 | 一五四、六三八票 |
| 排支反對者 | 八八三票 |

一八八〇年恐慌起り、議會に於ては切りに之が影響原因を調査中の折柄此大多數の排支贊成を現出したるを以て、其結果は國會に對して頗る力強き排支的勢力を植ゆることゝなり、議會も此問題を無下に拒否する能はざるに至れり。議會は恐慌と共に起れる勞働問題に付て其全般に渡る失職者增加の原因を研究し、委員等は他を問ふ代りに日を極めて單に支那移民に對してのみ論述し、僉々以て支那移民問題は重要なる政治問題となれり。

太平洋沿岸諸州選出の議員の如き皆て曰く「ソーラネバダスは今高く邪敎を遮る、吾等をして壯嚴なる口調を以て宣言せしめよ、此の高き界碑をして東洋移民の波濤たらしめよ」と。而して討論の結果は勿論多數の偏見者流ありしと雖も加州地方の輿論に對して一般に同情を表したるものと云ふを得べし。

一八八一年十一月五日の米清條約に於て規定して曰く「合衆國は支那移民を絶體に禁止すること無かるべきも之を制限し又は一時中止せしむることあるべし」と、此後段は全く加州地方の議員の意思に副はんが爲めり、而して議會は全力を盡して二十五年間支那移民禁止の法案を通過せしめたり、然れども大統領之を許さず、アーサー大統領は曰く「如何なるものと雖も此の如き長期の禁絶を思考するもの無し、余は此の如き法律の規定は國家の信用を害す

る多大なるを遺憾とするものなり」と。遂に該法律の實施期限は之を變更し十年案十六年案、二十年案等となり、一八八二年五月六日の法律によりて十年と定れり、而して此法律は專ら太平洋沿岸諸州の議員にありて起草せられ其全智を絞りしものなり、又法律の適用範圍は將來の支那移民を禁ずるものとし、該法律實施九十日以內に來るものに對しても適用せず、而して其適用を受けず正當に米國に居住するを得るものにして支那に歸國せんとする場合又は出發港（米國）に於て再渡航證明書を受領せる場合に限り再度渡來の際入國の權利あるものとせり。然るに此法律の實施に付き忽ち大困難に逢着せり、卽ち或條項は實行不能、或は巧みに逃避するものあればなり、又移民官の證明書僞造事件等起り來り、遂に一八八四年六月五日の小訂正となり、一八八六年三月には櫻府に於て排支諸州の聯合大會開かれ議會に對して絕對に支那移民を禁止せんことを建白せり。是より先き西部諸洲にありては人種的僻見よりして紛爭絕えず、ロックスプリング、ウキヨミング等にては數百名武裝白人の勞働者は支那人に對して襲擊を行ひ、掠奪、放火、慘殺を恣にせり。又加州諸地方に於ては支那人は屢々放逐せられ多くは何等の通告も無く突然强制的に乘船歸國を命ぜられ、地方官は之等の場合に何れも申し合せたる如く其の非行を防壓し、干涉し又は懲罰することなし。

大統領クリーブランドは其餘りに甚しきを憂へ議會に對して支那に對する友誼を示す爲めに賠償金支出を慫慂したるも議會曰く是れ米國の非行を公にし之に對する責任を定めんとするものにして此の如きことに正義の名を濫用するは誠に正義の名を翻弄するものなりと。一八八六年支那をして自ら米國に渡航する移民を制限し又米國が此問題に對して自由の權利を有することを認めしめんとし同時に議會は絕體排斥法案の通過に努力したるも支那之を聞かず遂に沙汰止みとなれり。

一八八八年の法律は官吏、商人、敎師、旅人等或種の階級に屬するものを除き凡ての支那人を排斥することを規定し、右の或種の階段に屬する支那人と雖も支那政府の許可あると同時の同樣の渡航免狀を出發港の米國領事より獲得するの要あり、又在米居住の支那勞働者は家族あるか又は一千弗以上の財產あるものを除き、一旦米國を去りて歸國せんか再び米國に渡航するを得ずとし家族又は一千弗の財產を有するものは歸國の場合に於ても一年以內ならば米國へ再渡航の權利あるものとせり。但し再渡航證明書を要すると勿論なり。而して此證明書を米國出發の際に其出發港に於て之を得べしとせり。

以上の如き制限及禁止も實際は逃避するもの頻々として起れり。第一に詐欺の證明書は續出し、第二に加拿太、墨西哥の國境より支那移民の密入絕えざることゝなれり。

之等の困難に遭遇したる議會は直ちに國內の凡ての支那人を點檢することとし、證明書なきものは凡て之を放逐することゝせり。然れども之に付ては一八九二年迄は何等の法律も通過する處なくして止みたり。

一八八二年の法律は十年を以て其有効期限としたるを以て一八九二年には其期限來れり、茲に於て其制限法を繼續せしむる必要起り、所謂ギヤリ法は通過せり、（一八九二、三）此法律にては凡て一八八二年の排支法は尙十年繼續することゝし、尙之迄に種々議論ありたる點は多く添補せられ、凡ての支那人にして證明書を有せざる者は在留の權利を有せず、又如何なるものと雖も其證書を有せざることを發見せらるゝ時は特種の理由あり且つ一人以上の米國人の證人なき限り必ず放逐せらるべしとなせり。

一八九三年十一月三日の法律にて更に附屬法を制定し、再渡航の場合には必ず其證明書に寫眞を添付することゝなれり。

一八九四年米支間に新條約締結され其條項は殆んどギヤリ法の內容を事實上全部包含せしめ其條約は十年の期限を附し、一九〇四年期限來ると共に支那は之を廢棄せり。

一八九〇年代に駐米支那公使は盛に排支法を抗議したり。

一八八九年九月テナス將軍の命令によりて排支法非島にも行はるゝことゝなれり一九〇〇年八月三十日布哇にも排支法制定せられ非島も布哇も共に米本國の排支法と大差なき條項を有せり。

第二十世紀に入るや太平洋岸諸州に於ける排支問題は益々重大となり、殊にアメリカ勞働聯合黨は最も激烈に運動せり。而して排支問題に付てヂビカルの會合としては一九〇一年十一月二十一日に桑港に開かれたる大會なり。此會合には州縣の議員、官公吏及商工業家の代表者等三千の大衆一堂に

集り滿場異議なく排支案を通過せり。

## 四、條約上に於ける支那人の地位

一八五八年天津條約附屬議定書第五條に曰く

合衆國及清國皇帝ハ自國臣民ガ國籍ヲ變更シ他國ニ忠誠ヲ誓フコトアルハ人類ノ固有不動ナル權利トシテ之ヲ認メ且ツ兩國臣民ガ漫遊商業又ハ永住ノ目的ヲ以テ互ニ自由ニ來往移住シ得ベキコトヲ認ム、而シテ兩締盟國ハ右ノ如キ目的ヲ以テスル全然自由ナル移住者以外ハ如何ナルモノト雖モ之ヲ拒否スルコトニ同意ス。

此條約に於て米清兩國は略ぼ對等の地位に立てり、然るに前述の如く合衆國に於て排支那人の氣勢高まると共に、或は在米の支那人に對して人頭稅を賦課するの法案となり、或は毎船十五人に限るべしとの法律となれり、然れども之れ條約を無視せる橫暴なる法律にして、國交の信義を傷つくること甚大なるを以て、斯かる法律は凡て大統領によりて否認せられたり。然れども一面に於て米國政府は何等かの方策を廻らして各州の希望に副ふ處無かるべからず、是れが爲めには第一に支那と協議して適當の條約を締結せざる可らず、茲に於てか一八八〇年十一月七日北京に於て米清移民條約は締結せられ、

合衆國ハ絕體ニ支那移民ノ渡米ヲ禁止セザルモ之ヲ制限シ又ハ一時中止セシムルコトアルベシ云々

と規定し、合衆國は自由に支那移民を制限し得べき權利を獲得し、一八八二年支那勞働者の渡航禁止及び再渡航證明の法律を發布し、一八八八年には官吏敎員商人學生旅行者等或種の階級に屬するものを除き、支那苦力は絕體に其入國を禁ずることゝなれり、一八九二年には所謂ジヤリ法發布され、合衆國在留の支那人は居住證明書を必要とし、若し其證明書を有せざることを發見せらるゝ場合には放逐又は入獄を命ぜらるゝことゝなれり。一八九三年には又移民紛議の解決に關する法律となれり。

一八九四年十二月七日には華盛頓に於て米支間に再び移民條約計結せられ、前述の各法律を內容とせり。

米支兩國條約上より見たる支那人の地位は

一、原則として支那人は他の外國人と同樣の立場に於て米國へ旅行し又は居住することを得

二、例外として支那勞働者は入國することを得ず

然れども米國に於ては事實上原則として支那人の來住を禁じ、例外として或種のもの卽ち官吏商工業者學生等の入國を許しつゝあり。而かも極めて嚴重なる檢査の下に初めて許可せらるゝなり。之を國際法上より見るも是れを人道上より云ふも、其是より無法なるものあらんや。

一九〇七年正月十三日新嘉坡の支那町に張り出されしラムホンワイ(支那人)なるもの、檄文に曰く

吾人ハ米國ニ於テ囹圄ニ等シキ侮辱ヲ被リツヽアリ。官吏ト云ハズ、商人ト云ハズ、學生ト云ハズ、普通人ト云ハズ、凡テ等シク虐遇サレツヽアリ而シテ吾人ノ被レル不名譽ハ現ニ其極ニ達セリ、吾人ハ之ニ報ユル爲メニ米貨排斥ヲ續行スベシ云々。

然れども米國の識者中には支那人の階級を問はずして之を苦力視するの不可を難ずるものなきにしも非ず。一九〇五年國會に送れるルーズベルト氏の敎書に曰く

支那勞働者卽チ彼ノ所謂苦力ヲ排斥セントスル政策ヲ實行セントスルニ當リ、米國民ハ支那人ニ對シテ甚シキ不正義ト認行トヲ敢テシタリ。支那ノ

學生、商業家其他各般ノ職業ヲ有スルモノ即チ銀行家、醫士、製造家、教員旅行者等ハ等シク米國ニ來ルコトヲ奬勵サレ且ツ吾人が他國ノ學生、商業家旅行者等ヲ遇スルト全ク同一ノ待遇ヲ與フベキ理ナリ。而シテ此ノ如キ待遇ヲ與フレバトテ爲メニ勞働者ニ關スル各種ノ法律が少シタリトモ寛舒弛廢ストハ想像スルヲ得ズ、勞働者ニ關スル法律ハ飽迄絶體ノモノナリ、唯勞働者以外ノ支那人ニ對シテハ法律又ハ條約上ノ精神ヨリ云フモ當然正義ト禮讓トヲ以テ之ニ對セサル可ラズ、彼ノ入國ノ際ニ於ケル檢査ノ如キハ無論其出發港ニ於テ完了セシムベキモノナリ云々

一九〇五年は恰も支那人の米貨排斥問題の起りたる時に當り、識者の多くは、支那人の權利を尊重するの傾あり、其言動必ずしも誠意に出でたりと云ふ能はざれど、タフト氏の如きも論じて曰く

法律ニヨリテ支那勞働者ヲ排斥スルコト、ナリタレバトテ、此處ニ百人ノ苦力が米國ニ入國スルコトヲ排斥又ハ防壓セントシテ、同數ノ支那商人學生又ハ高等階級ノ支那人ヲ其入國ニ際シテ有ラユル紛問、恥辱、侮慢、而シテ其肉體上ノ不快極マル試驗ヲ敢テセサル可ラズトナシ、爲メニ高尚有爲ノ支那人ノ來米ヲ杜絶セントスルハ果シテ正當ナリヤ如何、吾人ハ議員諸君及行政官ニ對シテ警告ス、西部諸州ノ地方ニ於テ本問題ニ關シテ極メテ偏見ヲ抱ケル其議論ヲ根據トシテ即チ一部分ノ人ノ不當ナル要求ニ聞イテ政治ヲ行フハ不正ナリ、宜シク之ヲ唾棄スベシ、而シテ米國ト大ナル貿易ヲ營ミ、貿易上種々ナル利益ヲ與ヘツヽアル支那人ニ對シテ更ニ正義ト禮讓ヲ以テスベキコトハ是レ諸君ノ最大ナル義務ニ非ルナキカ云々

さたど米國に於ては前述の如く一般に支那人を歡迎せず此間の消息を最も明瞭に宣明したるは一九〇七年に商務及勞働卿オスカー、エス、トラウスが大統領に報告したる一文なり、曰く

政府ノ取レル政策ノ眞目的ハ現ニ限ラレタル或特種ノ階級ニ屬スルモノヲ（即チ苦力ヲ）排斥セントスルモノニシテ、其以外ノ支那人ハ無論排斥法ヨリ除外セラルベク、是等ノ高等支那人ハ他ノ外國人ト同樣ニ一般的ノ移民法ノ制限ヲ受クルノミニシテ外國臣民又ハ市民トシテ米國ニ來住スルコトハ素ヨリ自由ナリ。然レトモ特別ナル支那移民排斥法アルヲ以テ恰カモ一般的ニ支那人ヲ排斥セントスルが如キ觀アル又止ムヲ得ザル處ニシテ之が除外例トシテ特ニ明記セラレタル一定ノ範圍ノモノヲ除イテハ嚴重ニ排支法ノ適用アルベシ。換言スレバ今日ニテハ排斥ハ原則ニシテ入國許可ハ其ノ除外例ナリ、余ハ此種ノ法律ヲ以テ不必要ニシテ且ツ紛爭ヲ惹起ス可キ原因タルベシト認ムルモノナリ云々

## 五、支那人の米國密入

支那政府の渡米許可證及在支那米國領事の證明書を有するか又は再渡航證明書を有する支那人を除き一般に支那人は米國に來住することを禁ぜられ殊に其勞働者は殆と絶體に入國を禁止せらるゝなり。然らば米國に入國する能はさる支那人は如何にして米國に移住するかと云ふに

一、再渡航許可證の詐欺
二、移民官の買收又は贈賄
三、陸上國境密入
四、密航密入

右の中最も盛に行はるゝは第三なる陸上の國境より密に入國すること之なり。

移民檢査官總監督マーカ・スプラウン氏の報告に據れば米國と加拿陀との國境凡そ四千哩、米國と墨西哥との國境凡そ二千五百哩合計六千五百哩、此國境を密入するものは發見次第一人に付二十五弗乃至二百弗の罰金に課せられ、全線に渡りて約三百人の監視人を其要所に配布しあるにも拘らず年々支那人の密入するもの數百人に達すと。

尙ほ信賴すべき或筋の調査によれば之等國境を橫斷して

米國内に密入する支那人の數は實に毎年二千乃至五千に上り一九〇六年移民局より排支法實施に關して發行したる報告によるも單に墨西哥國境よりするもののみにても毎年數百人に上るべしとのことなり。

一九〇五年六月三十日附エルパソ移民監督局の報告によれば同地は墨西哥のジュアレツより リオグランドを横ぎる處にあり支那移民の密入に最も便利なる地點なるが前年度（一九〇四―一九〇五）に於て四百八十六人の苦力はジュアレツに入り込み内四十六人は同地に職を求め百餘人は他地方に向ひ、其餘三百二十人はエルパソを中心として其國境附近に四散し悉く不法の密入なりと又エルパソの支那商人の三分の一は密入苦力周旋業者なりと云ふも過言に非ずと

此の如く墨西哥及加拿陀の國境より支那苦力が合衆國へ密入することは既に世人の熟知する所にして東北加拿陀境に於て紐育及ボストンへ密入するものさへ少からずとのことなり。

此支那人密入を周旋する商賣は頗る有利なるものにして一人の苦力を密入する費用は大低二百弗乃至三百弗位にして其費用は密入苦力入國後の所得より第一に控除せらるゝなり、密入監視長兼桑港通譯長なるジエーエンデエットガーヂナー博士の計算によれば支那本國より紐育州迄一人の苦力を密入せしむる費用は、

二十弗　僞證明書を得る爲め仲介人への手數料
二十弗　應募諸費用（密入應募）主として仲介人の掠むる所
二十弗　米國移民局雇支那通譯への贈賄金
八十弗　代言人へ
百六十弗　船賃其他諸雜費
計　三百弗

而して密入取締の困難なる所以は

一、國境の長大なると之を巡視する人の數少く且つ其俸給も少額なるのみならず、其住所は不便なる邊地にして其生活不快なり故に熱心に其職務に盡すものなし。而して密入せんとする支那人は殆ど無限にして且つ之と連絡せる支那商人は米人中に同しく氣脈を通ずる同穴者を有し往々有力なる米國の辯護士を依頼し來りて之等巡視官の非行を指摘して革職せしむる等の威嚇を行ふと同時に盛に移民官を買收す

二、實際に於て密入苦力の賣買的收益大大なるを以て密入する方法も益々巧妙を極めつゝあり。

密入の法は一組の支那人は普通二三の米人及地方の支那商人數名と共に又時としては支那人通譯（米國政府嘱託）又は移民監視人と共に特定の地點に至り國境を公然通過するなり又不正監視人は賄賂を貪り密入者一人に付何弗と云へるが如きコンミションを取り同穴の支那人（密入業者）に對しては何日は何地に巡視せず何日の夜は某處を通過すべしと教へ殆ど支那商業籠中の觀あるなり

彼等は又汽車に對しても夫夫車掌等を買收しブレーキマンは一人の支那苦力が空貨車に潜入し又は他の方法にて汽車中に隠匿する場合には大抵十五弗内外の手數料を收め、車掌は尚大なる收入あり

右の如き有樣にして支那人の密入は今尚ほ絶えず、支那商人（在米國の）如きは大部分之に關連すと稱せらる、但し彼等在米支那商人中には此の如き密入は引いて彼等支那商人の名聲と信用を害し、又之等の密入者を救濟する爲めの費用も少からざるより大に之を排斥するものありされど此種の奸業に從事するものも亦決して少しとせず、蓋し米國が

絕體に支那移民の入國を禁止する間は此の種の密入は絕えざるべし、されど米國にても切りに之を苦慮し

一、支那人通譯を一層改良すべし

二、支那人の階級に付て一層研究すべし

三、移民局を改正し支那移民局を獨立せしむべし

四、在支那米國領事は支那人の渡米出願及渡米希望者に付て注意を深くすべし

なぞと論ずるものあり、故サージェント氏（移民局總監督）曰く

東洋移民に付ては香港及上海の兩地に特別委員を設置して證明書の下付及移民の出港を監視せしむべしと

# 宋教仁略傳

民立報記者　徐天復

次に漏逸する「宋先生敎仁傳略」は民立報記者徐天復氏の著はす所にして、去る三月二十日上海停車場に於て兇漢の爲めに非命の死を遂げたる故宋敎仁の傳記として最も正確に近きものなるべきを信ず。徐天復氏は鎭江の人、文を善くし、民權報主筆にして、先般孫文氏に隨つて來朝したる戴天仇氏と共に上海に於ける新聞記者の双璧と稱せられ、戴氏の雄渾なる文章に對し、徐氏は洗練悲壯の筆致を有すとせらる、故宋氏とは同社に在りて最も善く其の人物を知り推服到らざるなかりしがごとし、此一篇は去る四月十一日より四日間に貢りて民立報紙上に連載せられたるものなり。

宋先生敎仁字は遯初、湖南桃源の人、一に桃源漁夫と號す故に知らざる者或は先生を稱して桃先生と爲す先生生れて大志あり、天資俊偉、鄕里先生の顏色に接する者咸な驚いて非常人となす、十二歲にして父を喪ひ、家貧にして學殖荒落、然れども先生能く自から克苦し、好學深思せり、故に學ぶ所能く原委を究窮し、其大全を觀、其の精要を得、且つ感情に富み、判斷力あり、未だ弱冠ならずして已に其名著はる。癸卯武昌文普通學堂に遊學し、始めて革命の大志を抱く、時に年二十二歲也。甲辰八月湖南に歸す、黃興劉揆一諸氏と「華興會」を組織し、黃興を推して總理とし、湖南全省を分つて五路となし、常德一路、先生之れに主たり。華興會は革命最初の團體にて、先生の身を捨てゝ革命に從事する是より始れり。先生又た胡瑛と湖北に機關を設け、之を科學講習所と名け、遙かに湖南に應ず。さて華興會起るの時期は始め十月十日と定めたりしも、九月十五日に到り、事洩れ、先生常德より長沙に到る。武昌の學校に革命に加擔せるの故を以て先生を除名す。先生乃はち上海に過れ、次で日本に赴き、東京宏文書院に留學し、後ち早稻田大學に入り、乙巳の歲雜誌「二十世紀之支那」を發刊し、革命を鼓吹せり。同年夏孫文歐洲より日本に到り、各省革命同志と會合して同盟會を組織するや、先生其議に與かり、「二十世紀之支那」を以て同會機關とせり。丙午黃興安南に事を起さんと謀り、先生を庶務長に擧ぐ、先生南方に在りて北方の運動に著手せざる可からずとし、白逾桓、吳崑等と滿洲に赴むき、遼東支部を立て、馬賊の間に遊說中白逾桓の捕縛せらるゝに遭ひ、又た東京に歸へり、心を政治經濟の學に潛め、彼の間島問題起るや、先生其博

通なる地理學の知識を傾けて「間島問題」てふ一冊子を作り、清政府に送りしが、清政府の同交渉に敗れざりしは全たく此一小冊子の御蔭なりしと云へり。されば清政府は之れを德とし、先生に請うて外交の要職に任せんとしたりしが、先生終に動かざりき。繼で米國に於ける同盟會の機關新聞大同日報、南洋に於ける同樣の諸新聞よりも主筆として招聘せんとせしが、東京の事手離し難きより應せざりき。黃興の欽州、河口に於ける革命運動後機關雜誌「民報」は日本當局の爲めに發行を禁止され、同盟會の勢一時挫折するの已む無きに至り、己酉の一年は殆んど屏息の姿なりしも、潛勢力は却つて此間に養はれたり。康戌の春正月、廣東に於ける運動も亦失敗し事に與かりし趙伯先等東京に遁れ歸れり其當時一日東京なる同盟會本部にては居正、譚人鳳、李肇甫等先生と會して革命方略に就いて語り居りしが、先生曰く、革命の地點は宜しく中に居りて偏僻ならざるの地を選むべく、革命の時期は餘り長びく可からず、又た戰爭の地域も餘り廣からざるを可とす、且つ舊政府の恃む所の者を以て我武器とすべしと。衆皆な此議に贊し、爾後の運動は總べて此方針に據れりと云ふ。譚人鳳は香港にて趙伯先、黃興二人と會し、此方針を述べたるも適々廣東再擧の準備中なりしを以て實行する能はず、時に居正湖北に在り、先生は上海民立報に入り、光熙人に迫るの文を以て國民の欽服する所と爲りしが、香港の事急なるに及んで、三月中旬南下し、廣東方面攻擊の爲めに特設したる實行部中の編制部長に任じ、趙伯先總司令として各省同志決死隊を率ゐ、二十六日黃興も來り會したるが、二十七日官の知る所と爲り、倉卒の間二十九日を以て事を擧げ、終に彼が如き失敗を見趙伯先香港に憤死し、黃興も負傷し、精銳挫折、衆心失望して香港機關を解散し、先生は陳其美と上海に歸り、又民立報に筆を執れり。

先生此革命の失敗に鑒がみて革命の三策を建てたり。上策は北方軍隊と聯絡し、滿洲を以て後援とし、一擧北京を占領し然る後全國に號令すること衛國の例のごとし。中策は長江流域の各省相約して同時に事を擧げ、政府を設立し、先づ割據の勢となして然る後北伐せんとするもの。下策は邊隅の地に接せる外國領地に秘密機關を設け、徐々に進取を圖らんとするものなり。右三策中上策は運動稍々困難、下策は動もすれば外國の干涉を惹起し易ければとて、終に中策を採るに決し、潤六月上海に總機關部を設け、之れを同盟會中部總機關部と稱し、先生及び陳其美、譚人鳳、楊譜笙、滿祖彝の五人總務幹事となり、譚は湖北に赴むき、居正をして湖北共進會及び文學社と聯絡して湖北分會を作らしめ、湖南には會傑會、焦達峯二人、安徽に范鴻仙、鄭贊丞二人を派して各分會を作らしめ、四川には吳永珊、張懋龍、陝西には井勿幕あり、聯絡略々備はり、たゞ一令を待つの有樣と爲りしも、當時財政甚だ困難にて、軍器購入の事思はしからず、湖北軍隊の意を齊らして上海に來りし居正、楊玉如等を慰撫して機を待ちつゝありしが、時なる哉四川鐵國問題の勃發するあり、乃はち八九月の間に於て事を擧ぐるに決したり。

革命の武漢に勃發するや先生上海に在りて應變の計をなす、陳其美、李燮和は上海に、范鴻仙、柏文蔚は南京に、何れも光復の計就りたれば、先生黃興と共に武漢に入り、黃は總司令となり、自からは胡瑛を助けて外交の事に當れり。武漢の戰禍日に熾にして、而かも外人の中立を嚴守したるは先生の功與つて多きに居る。尋で漢陽守を失ひたるも、南京を復するを得、孫中山歸國して臨時政府成るや、先生法制院長に任ぜられ、平生の蘊蓄を傾けて法令制定の事に與かれり。

媾和已に成りたれど双方の意見未だ全たく消除せず、先生之れを憂ひ、南北調和を以て職志と爲し、汪兆銘、蔡元培等と共に迎袁專使と爲り、北京臨時政府の設立と共に農林總長の職に就き、唐內閣の瓦解するや、政黨內閣論を唱へて野に下り、專ぱら黨務に盡力し、國民黨の成立には最も與かつて力あり、最近老親を省して湖南に歸りしが、國事艱險獨りを善くすべきの時に非ざるを知るに及んで再たび上海に出で、袁總統の敦清に應じて北京に赴かんとし、三月二十日滬寧車站に於て奸徒の狙擊する所と爲り、鐵路醫院に逝く。先生自から起たざるを知るや、于右任に囑するに三事を以てす、一曰く、書籍一切を南京圖書館に寄附す、二曰く、同志に老母を囑す、三曰く、同志奮力進行と。又た袁總統に電して曰く「臨死哀言尙ほ望むらくは總統の開誠布公以て良好の憲法を定めんことを」と。嗚呼先生極庸極苦の間、國事を忘れざる此の如きなり、先生二十二日午前四時四十八分逝世、享年三十二、老母年七十餘、胞兄敎義既に死し、寡嫂なほ堂に在り、弟一、夫人李氏、子一名は吉六、年十二、女一、年十四。

# 津浦鐵道南段北段工事の比較

……獨逸官憲の發表したるもの……

## 一、土木建範工事

津浦鐵道の全通と共に之が工事に關し、南段（英國）と北段（獨逸）とを比較論評せるもの少からず、然れども其多くは表面的部分即ち最も人の注目を惹ける建築物に就てのみなり。獨逸の北段工事に就ては其停車場の外見が絕好なりとの評あるに對し、南段に於て英國が建設せる停車場は其華麗ならざる建築風に對して非難あり。同時に南段に於ける諸般の裝飾的意匠は極めて經濟的なりとの評あるに對し、北段のそれは甚だ浪費的なりと云ふものあり。之等の批評が當れりや否や、請ふ少しく詳細に之を研究せん。

上段に於て凡そ三百五十基米間は工事用の砂利を發見する能はず、此長距離間に要する砂利は凡て唐山又は北京附近の山丘に求めざる可からず、其費用及び之に要する時間は蓋し僅少に非ず、獨逸は遂に其沿線に二十一個の廻施窯爐を設け、以て一種の煉瓦を製造せり。而して其の煉瓦を紛碎し之をバラストの代りに用ゐたるが、其質に於て又技術に於て頗る成功せり。北支那地方に於てはバラストとし

普通石灰石を用ゐるを常とするも、此人工的煉瓦のバラストは該石灰石より堅固にして、現に既に三年間風雨に晒され乍ら重き貨車客車材料車の運搬をなすも毫も磨滅損傷せず、其成績は甚だ良好なり。

然り而して石材に乏しき此地方に於ける家屋等の建築如何。是れ實に其建築物の外觀的裝飾に影響を及ぼすこと大なる所以にして、前記の如くバラスト用として製造せる煉瓦及瓦は直ちに之を外壁及家根を葺ふに用ゐたるなり、而して今日迄の經驗に依れば家屋用及臥材の填板として製造したる煉瓦を以て彼の輪奐たる家屋を製造する時は支那舊有の青煉瓦を以てするものに比して約三分の一の費用を以て建設し得べきことを知れり。

此の如く北段に於て獨逸が自ら建築用煉瓦を製し、又家根の瓦を製したるが、之を波形葉鐵の家根に比較するに其費用は一平方米突の家根に於て二馬克二五を要するも獨逸製瓦に於ては

一、鉤接する瓦ならば　〇・六〇馬克
二、普通の板瓦　〇・九六
三、半圓形瓦　一・〇八

の如くなるを以て、若し北段に於て支那製青煉瓦又は波形鐵を用ゐんか巨額の金錢を費するの誹謗を免れざるべきなり。極めて小なる工夫小屋と雖も波形鐵を用ゆるよりは自製煉瓦を用ゐて外觀の美なる赤煉瓦造りとなす方遙に安價なり。

其他、獨逸が沿線に於て自ら製造せる煉瓦を用ゆるの利益としては、葉鐵家根は冬寒く夏暑きも瓦葺なれば其反對なり、又葉鐵家根にては家根下の利用困難なるも瓦家根なれば少しく餘分に材木を用ゆる時は支那人使用人の爲めに其家根下を利用し得べきなり。

南段に於ては事情全く是れと異り、立派なる石切場を有し、バラストの砂利の供給は極めて豐富なるものあり、故に特に煉瓦製造所を設けて赤煉瓦を製造するが如きは無用の骨頂たり、況んや上海より瓦を取り寄するが如きは更に甚しき浪費なり。

右の如き理由により、赤煉瓦を用ゐたる北段工事は極めて人目を引くに反し、南段は比較的地味に傾けるなり

次に又北段工事の人目を惹く所以の者は其建築が二階三階に富む爲なり、殊に北段工事は天津より德洲に至る間及滕縣よりハンチユワンに至る間は大運河と並行して其附近を走る者にして、一九一一年大運河の水氾濫して其堤防を越えたるに鑑み、獨逸技師は痛く水浸を恐れ沿線一樣に大運河の堤防より半米突宛高く築きたるを以て停車場及プラットホームの如き、熟れも此線路の高さと同一の高さに置けり故に普通地面よりは甚だ高く、人或は其土臺の餘りに深きを非難し高きを云々すべし、然れども斯くせざれば大運河氾濫の場合に到底浸水を免れ難き恐あるなり。故に家屋は長大なるものよりも高きを選べるなり。尙は黃河附近に於て氾濫に際して水害を被るべき五十基米許りの間は一層低地なり。之等の低地に於ては長大なる工臺工事を施すことは頗る困難なり、而かも其土台たるや之を築けば高く

且つ堅くせざる可からず故に其堅固を利用する爲めに二階若くは二階以上の建築をなすは理の當然たるべきことなり。斯くて北段に於ては此點に於ても專ら經濟的見地よりして人の注意を引く高壯なる建築物を有することゝなりたるなり。

北段に於ける建築上の裝飾は概して純潔を選べり、多くは白色を用ゐ廉價なる有色の漆喰石膏を以てせり。而して凡ての設計に支那と歐米との折衷的意匠を含むは當時の總辦たりし呂海寰氏の考案なり。

津浦鐵道の如き大鐵道に於ては其重要停車場は他に比して特種の建築法を用ゐ大に其面目を異にするの要あるべし、例へば天津及び濟南府の如き、他の停車場よりも一層念入れのものとし、事務室、待合室等の外に尙ほ監督者の居室をも增添すべきなり。此點に關しては北段は主として京奉鐵道に倣へり、同鐵道の北京及唐山停車場は極めて美觀を有し、之を滬寧鐵道に付て見るも上海停車場は極めて壯大なり、又南段に於て英國は楊子江岸に廣壯なる停車場を建築中なり。

終りに此等北段の高壯なる停車場は之を附近の汚穢なる支那町と對比する時は一種異樣の感あるなり、然れども之を非難するに先だち其停車場附近到る處に植樹したるを注意せられよ、一旦之等の樹木にして長生せんか、恰かも濟南府青島間に見る如く啻に支那町の好背景となるのみならず、附近は變じて一の公園の如きものとなるべきなり。

## 二、工事費に就て

本年正月の遠東時報には北段の工事は南段のそれに化して一哩に付て三萬圓以上の高値なりとあり、此計算は同紙の稱する處によれば南段技師長の說及び北段某支那人の說に基くものなりとのことなり、而して南段技師長の說によれば南段工事費は一哩九萬六千六十圓なり、又一九一二年十一月三十日獨逸シンジケートの監査役の檢査及承認を經たる計算によれば、北段工事費は黃河鐵橋建設費共一哩に付十萬四千七百三十圓なり。今若し正確に南北兩段の工事費を比較對照せんと欲せば、南段に於ては北段中の黃河鐵橋に比すべき大工事なし、故に黃河架橋費は暫く除外して計算するを正當とすべし、況んや山東支那人の恐蒙なる爲めに黃河の架橋工事は多大なる損害を被りたるものあるに於てをや、故に黃河架橋費を除くとせば、北段工事費は一哩九萬一千六百圓となり、南段に比して一哩に付四千四百六十圓割安となるべき理なり、今左に兩者の工事費を分類して相對比して之を明にすべし。

南段の部

本年正月號の遠東時報によれば南段工事完成の爲めに受け入れたる資金總額二千六百三十五萬一千圓、此內より利子總額三百六十三萬一千圓を控除する時は差引建築費二千二百七十二萬圓也、是れを南段哩數二百三十六哩半にて割れば一哩の建設費凡そ九萬六千零六十圓也。

北段の部

## 一九一二年十一月卅日獨逸シンヂケートの計算

### 資本（適法に募集されたる債券）

一九〇八年借款三千一百五十萬圓

| | 發行額 | 手取利子 | 利子差引額 | 庫平兩 |
|---|---|---|---|---|
| 第一回發行 | 一八、九〇〇、〇〇〇円 | 九五一、三三三、〇〇〇円 | 一七、五七七、〇〇〇円 | 一三、六六七、〇五八・九四三 |
| 第二回發行 | 一三、二〇〇、〇〇〇 | 六九三、〇〇〇 | 一二、九〇七、〇〇〇 | 九、三五〇、二八二・一二六 |

一九一〇年續借

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第一回發行 | 一八、九〇〇、〇〇〇 | 九五 | 九四五、〇〇〇 | 一七、九五五、〇〇〇 |
| 第二回發行 | 一四、一〇〇、〇〇〇（未發行） | | | |
| 合計 | 五〇、四〇〇、〇〇〇 | 二、九六一、〇〇〇 | 四七、四三九、〇〇〇 | 三六、一七五、〇三三・七五〇 |

右續借の場合第二回は未發行に終りし爲め香上銀行より臨時借款

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 三、五〇〇、〇〇〇円 | | 一、八三一、〇六一・〇七五〇 | |
| 同上獨亞銀行より | 六、四二〇、八一〇 | | 四、七五〇、三七七・〇三一 | |
| 合計 | 八、九二〇、八一〇 | | 六、五五七、三八八・一二〇 | |

### 資產負債表（一九一二年十一月末現在）

#### 一、貸方の部

| | | |
|---|---|---|
| 一、資本（四、七四三、〇〇〇磅） | 庫平兩 | 三六、一七五、一〇三・七五〇 |
| 一、臨時借款（八九二、〇八一磅） | | 六、五七七、三八八・一〇六 |
| 一、銀行利子 | | 一、一一二、五六・七八一 |
| 一、爲替手形 | | 七一、三一二・七三 |
| 一、運賃 | | 一、八五二、三四四・一二七 |
| 一、各種貸方（主として黃河鐵橋に關するもの） | | 一、〇六八、六九一・六三一 |
| 合計 | | 四六、八三七、三五八・〇九七 |

#### 二、借方の部

| | | |
|---|---|---|
| 一、シンヂケートに對する報酬及借款諸費用 | 庫平兩 | 一、〇〇五、一七四・六八三 |
| 一、獨亞銀行天津支店 | | 一六五、〇四八・八九一 |
| 一、同　伯林本店 | | 一九〇、七五八・九六九 |
| 一、現金 | | 二八、六五五・七一三 |
| 一、借款利子 | | 六、三三三、四三二・六七六 |
| 一、北京總辦へ前渡金 | | 四一六、三八・八三五 |
| 一、濟南府へ實渡金 | | 三五、六一〇・五五三 |
| 一、電報局へ同 | | 一五五、一九五・九八四 |
| 一、フーツン煉瓦製造所同 | | 二、七一九・八〇九 |
| 一、各種借方 | | 九、四七〇・九〇四 |
| 一、支拂勘定（A の通り） | | 三七、一八九、八五三・二四七 |
| 一、未拂勘定（B の通り） | | 一、三五五、一八八・八三七 |
| 合計 | | 四六、八三七、三五八・〇九七 |

### (A) 支出明細表

| | | |
|---|---|---|
| 一、土地購入費 | 庫平兩 | 一、八一三、〇六五・二九六 |
| 一、土工費 | | 一、六九五、三四七・八二〇 |
| 一、停車場以外の橋建設費 | | 三、四八三・八四〇 |
| 一、檢準器 | | 五五、一五一・七〇九 |
| 一、橋梁及踏切 | | 七、三五九、八八四・九六六 |
| 一、黃河鐵橋 | | 四、三六四、三五七・五八八 |
| 一、墜道工事 | ナシ | |
| 一、本線及停車場上部工事 | | 九、二六七、八四六・〇七五 |
| 一、シグナル及電話機 | | 五七一、四〇六・五三三 |
| 一、停車場及其他の建築物 | | 二、一四九、四七一・五五二 |
| 一、工場及倉庫 | | 六六九、二九六・三四四 |
| 一、非常工事 | | 一六五、六六四・八八五 |
| 一、車輛 | | 三、九三六、一八〇・一八五 |
| 一、雜費 | | 三、三六八、四九〇・九三〇 |
| 一、非常費 | | 三一九、七〇〇・一八〇 |
| 一、購買手數料 | | 七六一、五一八・三一六 |
| 一、鐵道警察費 | | 三一〇、一〇六・八三八 |
| 合計 | | 三七、一八九、八五三・二四七 |

### (B) 未拂勘定明細表

一、購入費　　三、八四九、三〇五 廣平兩
一、中央所管材料　　三三、五八二、四八八
一、濟南府所管材料　　一、〇五五、八一八、一〇七 〃
一、各區所管材料　　九一〇、四二兩
一、諸　掛　　二、四二三、八三六
一、印刷及文房具　　七、九一八、三一七
一、薪炭及油類　　一三、六六六、一六〇
合　計　　一、三五五、一八八、八三七

右により總支出を計算すれば

(A)(B)の中印刷文房具　　三七、一九、八五三、二四七 兩
前渡金　　七、九八六、三一七
材料費　　一、四一三、八三六
線路工費　　五五〇、〇〇〇、〇〇〇
支出合計（黃河架橋費を含む）　　五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
　　三八、三五九、二四四、〇〇〇

右の內より運賃收入百八十六萬二千三百四十四兩を差引く時は實際の支出は三六、三九六、八七〇兩なり、此內より更に黃河鐵橋の架橋費四百五十六萬四千三百五十八兩を差引く時は總建設費は大約三千一百八十三萬二千五百十二兩なり。

北段全哩數四百五十七哩を以て之を除せば一哩七萬九千六百四十三哩、二・七十六分の九替にて換算すれば英貨一萬零四百七十三磅（黃河架橋費を含む）更に亦黃河架橋費を控除して之を計算すれば一哩六萬九千六百五十五兩、之を英貨に換算すれば九千一百磅なり

北段一哩　九一、〇〇〇圓
南段一哩　九六、〇六〇

差引南段は一哩に付四千四百六千圓計り割高なり

＊　＊　＊　＊　＊　＊

右獨逸側の計算に對し、北段の時間表に現はれたる哩數は四百三十哩なるに獨逸は副線等を合して四百五十七哩と計算し、南段は單に時間表に現はれたる二百三十六哩半を以てす、而して一層簡單なる計算により

北段一哩の建設費

募集公債　　四七、四三九、〇〇〇 円
南段資金中より借入　　三、五〇〇、〇〇〇
獨亞銀行より前借金　　六、四三〇、八一〇
合　計　　五六、三五九、八一〇
北段總哩數四五七哩　故に一哩一二三、三二〇 円

南段一哩の建設費

募集公債　　三七、八六一、〇三〇 円
中央支那鐵道會社より借金　三、五三〇、〇〇〇
合　計　　三一、四九一、〇三〇
內北段へ　　二、四〇〇、〇〇〇
差　引　　二八、九九一、〇三〇
南北總哩數二三六哩半　故に一哩一二二、五八〇 円

結局南段は北段に比して一哩に付七百四十圓許り割安なりと云ふものあり。

又一九一二年九月三日迄に資本團より引き出されたる實際の投資額其他に付て研究し、一九一二年十一月末迄に於ける北段總出額五千七百七十六萬五千八百十圓、南段同上二千五百二十八萬八千二百二十圓之を各々の哩數にて除し、

北段一哩工費事　四三〇哩とすれば　一三四、三〇〇 円
　四五七哩とすれば　一二六、四〇〇
南　段　一〇六、九二〇

差引少くとも（北段を四五七哩と計算するも）一萬九千四百八十圓丈け北段の方割高なりと云ふものあり。（The Far Eastern Review）

# 支那最近時報

## 政治

### 大官の移動

四月十日

會辦導淮事宜に任命す　柏文蔚

青洲副都統署理に任命す　許鼎霖

四月十二日

陸軍中將を授く　延年

陸軍少將を授く　殷承瓛

同　徐建國

同　李致梁

四月十三日

陸軍中將銜を加ふ　喬建才

四月十六日

正紅旗滿洲都統に任す　志鈞

鑲白旗漢軍都統に任す　寶熙

正黃旗滿洲副都統に任す　車林

鑲白旗蒙古副都統に任す　福海

四月十七日

廣西陸軍第一師團長に任す　陳炳焜

廣西陸軍第二師團長に任す　譚浩明

貴州敎育司長に任す　唐爾鏞

貴州實業司長に任す　黃祿貞

貴州中部觀察使に任す　戴戡

貴州東部觀察使に任す　任可澄

貴州西部觀察使に任す　郭重光

四月十八日

福建司法籌備處長署理に任す　鄧烈

願により江蘇司法籌備處長を免す　張一鵬

江蘇司法籌備處長署理に任す　蔡寅

河南高等審判廳署理に任す　王會禮

浙江國稅廳籌備處長に任す　胡翔林

四月十五日

外交部特派交涉員に任命す

奉天　于冲漢　浙江　溫世珍

江蘇　陳貽範　江西　胡思敬

安徽　畢煒　四川　柯鴻烈

山東　蔡序東　雲南　張翼摳

**商務官**　陸外交總長は在外支那商人の發展を計らん爲め英、佛、葡、西、獨、露、米、秘露、玖瑪、墨、和、澳、伊及び日本等の各國公使館に商務官を駐任せしむる案を立て已に法制局に回付せりと云ふ（順天時報四月廿三日）

**鐵道會計統一の第一歩**　支那各鐵道は各獨立して其間何等會計規則等の統一を見る可く賬簿の紛叫すること甚だし交通部は茲に勘して統一鐵路會計委員會なるものを特設し專ら國有鐵道の會計を改良統一せんとし路政司長會計課長を各會長副會長に任命し專門人材を會員とし各鐵道會計係を參訂員となし鐵道會計統一の辦法規定を詳細研究せしめたる上命令を發して一律實行の豫定にて四月十二日第一回の集會をなしたるが席上會長より本會の宗旨を述べ交通總長次長亦各訓示して本會目的の專ら賬簿形式記款類等を査するにあるを以て經費の用途等に就ては關係せ

ざる様の注意をなせり猶本會々員は日を定めて先づ京漢鐵道局を視察し更らに部署を分ちて京奉京張津浦滬寧各鐵道局をも出張視察を遂ぐる筈（順天時報）

**奉天中日懇親會の設立**　洲に國を建て又同文同種自ら親密なるものなり殊に日露戰爭及日韓併合以來東三省とは尤も密接の關係を生じたれば速に兩者意志の疏通を講じて相提携し以て平和を維持すべきものなり本年孫中山先生日本に遊びて東京に在るの時彼邦人士と中日協會を設立し歸國の後は各省都督に此が支部を設立せむ事を打電したり先月奉天公署も亦此電に接したれば內務交涉兩司長熟議の結果遂に四月十三日同地湖廣會館に於て中日懇親會の成立大會を擧行せり

因に同會の發起人は冲漢棻厚修德元潘元沛及び落合謙太郎の諸氏にて正副會長並に職員等は追て決定せらるゝ由（吉長日報）

**蠢乎たる宗社黨**　奉天より北滿地方へ派出の探偵報告によるに宗社黨員は瑷琿齊々哈爾一帶に潛伏して庫倫活佛と大約左記五件を密約せりと言ふ

（一）活佛を擁して淸廷を恢復す

（二）東三省軍隊の出發征庫の時某地點に於て此を要擊し以て我軍の進行を防害す

（三）海拉爾總管勝福も亦宗社黨の傾袖某親王を擁立して帝號を稱し先ず黑龍江省を以て獨立を宣言し進で我征蒙軍を牽制すべし

（四）黑龍江省に潛伏する所の宗社黨及び海拉爾の叛逆黨と聯合すること

（五）將來宗社黨の北滿に事を起したる場合に庫倫政府は露西亞に向つて嚴正中立の議を懇請することを擔任す（吉長日報）

**留日支那共和黨**　民國元年四月二日、黃尊三、彭世躬、向廼祺、蔡培の四氏發起となり、始めて東京に共和黨支部を設け、通信處を設置したるが、當時は共和黨と稱せず、同志は皆統一黨に係れり、故に該通信處は之を留日東京通信處と稱せり。同六月前記黃、向、蔡の三氏卒業歸國し、新に彭世躬氏を擧げて幹事長とし、王鎔氏を文牘幹事に孫乃洪氏を會計幹事に、田佐漢氏を庶務幹事とせり。

八月本部より六黨合併意見の提案あり、依て月の十一日六黨々員相會合して商議の結果其提案に贊成することゝなり、遂に共和黨留日本東京通信處と改稱し、彭世躬氏を擧げて正幹事長とし、王鎔氏を副幹事長とし、尙ほ十二人の幹事を置き、橫濱にも分處を設けこれに幹事四人を置くことゝし、其他政務研究會を起せり、八月二十三日に至り橫濱通信分處に於ては吳廷奎及劉杏村の兩氏を正副幹事長とし、幹事十八人、評議員四人を置くことゝせり。

十月六日會議を開き遂に通信處の組織を改めて支部となし、彭及王の兩氏を其儘正副部長に推選し、幹事二十五人、政務研究會職員六人、橫濱分處も亦同日分部と改めたり、但し職員は舊の如し。同二十七日汪大燮氏入黨を歡迎するの會あり、滿場一致にて汪氏を推して正部長となし、彭氏及王氏は之を副部長とせり、並に幹事五名を加へ政務研究會の職員を十六人としたり。

十一月十二日職員會を開き、彭氏及張鵬飛氏に從ひ支那に歸りて資金を集

め、東京に一雜誌を發刊することを議決す。

十二月十五日橫濱分部大會を開く汪公使以下楊瑾謀、王鎔、黃建文、榮焜等出席演說す、同十二月二十四日胡瑛氏歡迎會を開催す。

民國第二年一月四日役員の改選を行ひ、汪公使を正部長に、韓開一氏及孫乃滿氏を副部長に、張鵬飛氏を評議部長に推薦し、幹事三十一人、評議員十五人、後孫氏は病を以て職を辭し、楊瑾謀氏之に代る、一月十六日王鎔氏神戶に至り同地に分部を組織す。

二月一日神戶分部成立す、馬聘三氏正部長となり、慶道明、潘霖生の二氏副部長、幹事三十一人、評議員五人とす、同十一日支部長汪公使神戶に赴き十二日國慶日には同地中華會館に汪公使歡迎會大會開かれ、又同日韓開一氏を長崎に派して、孫中山先生を迎へしめ、三月一日中山先生歡迎會を開く。

同會の職員左の如し

東京支部

第一回統一黨通信處時代

幹事　黃尊三　彭世躬（原名世功）向迺夢　蔡培

第二回同上

幹事長　彭世躬
文牘科幹事　王鎔
會受科幹事　孫乃湛
庶務科幹事　田佐漢

第三回共和黨通信處時代

正幹事長　彭世躬
副幹事長　王鎔
文牘科幹事　周郁驊　舒仁敬
會計科幹事　黃震東　李藻
庶務科幹事　田佐漢　張祖箴
交際科幹事　林鵬翔　吳家鎭　龔光堯
　李國幹　馬宗預　周傳社
組織橫濱分部幹事　林壑　吳廷壑　鄭宗榮
　李佐廷　阮甥生
政務研究會職員　周琳　林世昌　蕭鶴雲
　孫乃湛

第四回支部時代

正部長　彭世躬
副部長　王鎔
文牘科幹事　何遠燀　周郁驊　王士榮
　舒仁敬
會計科幹事　彭輝　李藻
會計檢查科幹事　方家耀
庶務科幹事　許世芬　張祖箴
交際科幹事　吳亞貞　黃震東　林鵬翔
　龔光堯　吳家鎭　李國幹
　黃文偉　馬宗預　鄧光清
　周傳社　劉忻　石沅
　趙光裕　史浩然　賀鵬
　劉集助
　丁紹伋　周琳　孫乃湛
　林世昌　蕭鶴雲　蕭風岐

第五回同上

正部長　王大燮
副部長　彭世躬　王鎔
文牘科幹事　何遠燀　舒仁敬　王寶經
會解科幹事　李藻　黃建文
會計檢查科幹事　方家耀
庶務科幹事　張祖箴　許世芬　冷天才
交際幹事　林鵬翔　吳亞貞　黃震東
　李國幹　龔光堯　彭輝
　周傳社　吳家鎭　榮焜
　劉集助　郭蔚錫　王燦
　黃文偉　趙光裕　鄧光清
　賀鵬　史浩然　吳家鎭
　劉忻

評議員

政務研究會職員　張鵬飛
　楊瑾謀　張鵬飛
　孫乃湛　吳廷壑　鄭宗榮
　劉杏村　朱德全　吳惟允
　溫德林　張淑皐　丁紹伋
　郭楓　蕭鶴雲　劉廉甫
　李家駿　黃襄瑜　林鵬翔
　蕭風岐　張穉臣　石沅
　陸鶴雲　王燦　郭敦行
　唐家祿

第六回（現在）

正部長　汪大燮
副部長　韓　開（原名開運）
　　楊瑾謀
文牘科主幹　王　燦　王承澧　除克煌
會計科主幹　楊紀彭
　　黃建文　舒宗信（原名仁敬）五邦銓
庶務科主幹　冷天才　李　震　龔光堯
評議長　張鵬飛
評議員　黃震東　丁紹伋　吳亞夏
　　蕭岐鳳　榮　焜　包　梵
　　蔡　允　李濟東　郭蒼錫
　　李　藻　鄧光濟　史浩然
　　司　宗　張家詳　何道沐
　　王錦容
交際科主幹　韓　棟　龐樹森　楊毓榮
　　張錫福　尹援一　林鵬翔
　　孫葆華　蘇鳳翔　裘良機
　　許世芬　李治年　夏樹人
　　蔡　浩　張士傑　安慈張
　　楊世傑　劉以仁　王士劍
　　王功科　張安陸

## 共和黨留日橫濱分部職員

正部長　吳廷奎
副部長　劉槐青
文牘科　郭　樞　黃衮瑜
會計科　溫鐵林
交際科　周傑臣　阮覺生　鮑芳昭
　　陳家法　馮業珊　唐家謀
　　董仁榮　張淑皐　鄒宗楹
庶務科　陳琛常　鄒省三　張穆臣　周茂達
　　陸儀雲
會計檢查院　黃顯珊
評議員　李家駿　郭敦行　史惟允
　　盧啓明

## 共和黨留日神戶分部職員

正部長　馬聘三
副部長　盧道明　潘霖生
文牘科幹事　吳功補　杜貫之　汪揚人
　　曹　晉
會計科幹事　潘于明
會計檢查科幹事　李景興　區伍檢
庶務科幹事　簡陸南　陳衮裳　曾溪洸
　　李錫昌
交際科幹事　曾弗臣　李暉亭　李寅生
　　周子卿　李子芝　何溥伯
　　陳其昌　陳簡齋　江貫之
　　曾星舫　關賓予　陳肇明
　　楊益鏗　鄒咫顏　陳仁齋
　　孔宏壽　梁儉堂　鄧松泰
　　鄧少岳　陳伯華
評議員　招愛珊　杜意筠　林篤求
　　王文達　潘澤生

**憲法新聞發刊**　憲法制定問題は刻下支那の大問題たり已に各種憲法研究機關有りて完全憲法の制定に資せんとする折柄衆議院議員李慶芳君は北京在留中外の憲法學者を招聘して週刊憲法新聞を發行す其第一號は本月十二日（順天時報）

# 軍事

**西藏征討費**　四川都督尹氏は西藏征討軍費として五十萬元の公債を募集せむ事を請願し且信用を維く爲め中央政府に於て擔任せられたき旨電報し來り財政部は之を許可せり（北京日報）

**義勇艦隊の計劃**　南洋在留支那人の有志家謝碧田等は義勇艦隊組織を發起し規則を海軍部に提出して其許可を申請中なり（北京日報）

**蒙古の露國武官聘用**　露國は蒙古政府と各種の軍教官招聘契約を締結せり今其條文を譯載せむに

第一條　庫倫政府は露國參謀本部附將校を聘して陸軍教官とし每月報給六百ルーブルを支拂ふ可し

第二條　庫倫政府及官吏は賓師の禮を以て露國教官を優待す可し

第三條　本條約簽印後一個年間は有效とす

第四條　本契約期限滿了後若し蒙古兵の訓練編成

完了せざるときは庫倫政府は本契約を猶一二年間延期繼續することを得

第五條　庫倫政府が臨時に若干部隊を編練する場合にも露國教官之を擔當す但露國教官は補助教官を聘するの權を有す

第六條　本契約期限滿了後庫倫政府は露國教官に六萬ルーブルの酬報金を贈與す可し

第七條　本契約期限內に戰爭開始せらるるときは露國教官は庫倫政府最高級軍官として蒙古兵を統率し出陣す可く庫倫政府は露國教官に軍隊指揮號令發布の權を委任す

第八條　本契約は三月七日より効力を生ず

第九條　庫倫陸軍の訓練編成は先つ騎兵より始め然る後步砲各隊に及ぶ

第十條　露國政府は特にコザック騎兵八十名を派して露國教官の護衛兵として教官に專屬せしめ庫倫に駐在し蒙古兵の模範と爲る但し經費は庫倫政府の負擔とす（北京日報四月廿一日）

**廣東海軍新政**　北京海軍部より粵海防司令部に宛てたるものを見るに廣東に海軍籌備處を設け同處長は暫時海防司令長の兼任とし此下に軍學軍艦兩課を新設し本年夏には海軍學校を擴張して管船機械兩課を增加し並に魚形水雷學校を創設せむとす軍艦は先づ北洋所屬の巡洋艦二隻を當地方に送り又英米各國に注文せるもの、中潛航艇二隻騙逐艦砲艦各々一艘も亦廣東に送つて當地海軍の練習用となす筈（民日報）

**廣東省軍艦配置**　廣東省には大小の兵船計七十五艘あり依てこれを編別し先づ中路として十五隻を配屬し廣東に置き、次に南路として十二隻を配し瓊崖の間に置き、東路として十二隻を配屬して惠潮の間に置き、西路として十二隻を配屬して欽廉の間に置くべく尙十二隻を北路として高雷各海峽の防備に當らしむべしと、而して其餘の十二隻は游擊兵輪とし警察事務を取扱はしむ、又海軍部に請ひ海圻艦の廻航を請ひこれを以て五路の各艦を統轄せしむべし（神州日報）

**湖北軍の配置**　曩に湖北第八師團を改めて三師獨立旅となせしも其編制未だ竣ざると各地に土匪甚だ多きとにより其の駐紮地は必しも確定せざりしが四月十三日湖北都督黎元洪は各參議を集め各隊の配置に付きて協議したる結果左の通り決定したり

| | |
|---|---|
| 第一師全軍 | 武昌 |
| 第二師司令部 | 黃州 |
| 第三旅司令部 | 漢陽 |
| 第四旅司令部 | 荊州 |
| 第三師司令部 | 襄陽 |
| 第五旅司令部 | 鄖陽 |
| 第六旅司令部 | 德安 |
| 第七獨立旅 | 黃坡 |
| 第八獨立旅十五團 | 宜昌 |
| 漢口鎭守使軍 | 施南 |

（民立報）

**長江沿岸水上警察**　長江沿岸水上警察設置の地點は現に國務院の議決を經て左十一ヶ所に決定せり（國權報）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 漢口 | 荊州 | 武昌 | 岳州 |
| 九江 | 蕪湖 | 鎭江 | 太平 |
| 江陰 | 上海 | 吳淞江 | |

**廣東省水上警察**　水上警察現に已に完成す、今水上警察長の支配下に屬する巡艦を揭れば左の如し

省河にあるもの江鞏、江固、電安、安太、飛熊、巨安、廣元、廣保、靖江、西封、安平、裕安、寶順、廣利

西江を巡視するもの江大、電虎、秦濟元和、電巽、西江、公武、西定、公濟西會

東江を巡視するもの西安、報捷、永英西慶、東西、福威、安香

北江を巡視するもの西建、西順、西朋安南、保濟、西興、克虜、鐵城

正部長　汪大燮
副部長　韓　開（原名開運）　楊瑾謀
文牘科主幹　王　燦　王承澧　除克煌
會計科主幹　楊紀彭
　　黃建文　舒宗信（原名仁敬）　五邦銓
庶務科主幹　冷天才　李　震　龔光魄
評議長　張鵬飛
評議員　黃寶東　丁紹伋　吳亞夏
　　蕭岐鳳　榮　焜　包　梵
　　蔡　允　李濟東　郭蕭錫
　　李　瀛　鄧光濟　史浩然
　　司　宗　張家詳　何道沐
　　王錦容
交際科主幹　韓　棟　龐樹森　楊毓榮
　　張錫福　尹援一　林鵬翔
　　孫葆華　蘇鳳翔　龔良模
　　許世芬　李治年　夏樹人
　　蔡　浩　張士傑　安慈張
　　楊世傑　劉以仁　王士劍
　　王功科　張安陛

## 共和黨留日橫濱分部職員

正部長　吳廷奎
副部長　劉槐青
文牘科　郭　樞　黃爽瑜
會計科　溫德林
交際科　周傑臣　阮覺生　鮑芳昭
　　陳家法　湯鑒璋　唐家祿
　　董仁榮　張淑皐　鄒宗檟
　　陳琛常　鄒會三　張穉臣　周茂逢
庶務科　陸鼎雲
會計檢查院　黃顯珊
評議員　李家駿　郭敦行　史惟允
　　龐啓明

## 共和黨留日神戶分部職員

正部長　馬聘三
副部長　盧道明　潘霖生
文牘科幹事　吳功補　杜貫之　汪擷人
　　曹　魯
會計科幹事　潘子明
會計檢查科幹事　李景輿　區伍檢
庶務科幹事　簡陛南　陳袞裳　曾渙洸
　　李錫昌
交際科幹事　曾弗臣　李暉亭　李寅生
　　周子癯　李子芝　何潭伯
　　陳其昌　陳簡廬　江貫之
　　曾星舫　關賓予　陳華明
　　楊益鐫　鄭恩顏　陳仁齋
　　孔宏壽　梁儉堂　鄧松泰
　　鄧少岳　陳伯華
評議員　招愛珊　杜意筠　林篤求
　　王文連　潘澤生

**憲法新聞發刊**　憲法制定問題は刻下支那の大問題たり已に各種憲法研究機關有りて完全憲法の制定に資せんとする折柄衆議院議員李慶芳君は北京在留中外の憲法學者を招聘して週刊憲法新聞を發行す其第一號は本月十二日（順天時報）

# 軍事

**西藏征討費**　四川都督尹氏は西藏征討軍費として五十萬元の公債を募集せむ事を請願し且信用を維く爲め中央政府に於て擔任せられたき旨電報し來り財政部は之を許可せり（北京日報）

**義勇艦除の計劃**　南洋在留支那人の有志家謝碧田等は義勇艦隊組織を發起し規則を海軍部に提出して其許可を申請中なり（北京日報）

**蒙古の露國**　露國は蒙古政府と各種の武官聘用　條約を結びしが近頃又陸軍教官招聘契約を締結せり今其條文を譯載せむに

第一條　庫倫政府は露國參謀本部附將校を聘して陸軍教官とし每月報給六百ルーブルを支拂ふ可し

第二條　庫倫政府及官吏は賓師の禮を以て露國教官を優待す可し

第三條　本條約簽印後一個年間は有效とす

第四條　本契約期限滿了後若し蒙古兵の訓練鞏成

完了せざるときは庫倫政府は本契約を猶二二年間延期繼續することを得

第五條　庫倫政府が臨時に若干部隊を編練する場合にも露國教官之を擔當す但露國教官は補助教官を聘するの權を有す

第六條　本契約期限滿了後庫倫政府は露國教官に六萬ルーブルの酬報金を贈與す可し

第七條　本契約期限內に戰爭開始せらるるときは露國教官は庫倫政府最高級軍官として蒙古兵を統率し出陣す可く庫倫政府は露國教官に軍隊指揮號令發布の權を委任す

第八條　本契約は三月七日より効力を生ず

第九條　庫倫陸軍の訓練編成は先つ騎兵より始め然る後步砲各隊に及ぶ

第十條　露國政府は特にコザック騎兵八十名を派して露國教官の護衛兵として教官に專屬せしめ庫倫に駐在し蒙古兵の模範と爲る但し經費は庫倫政府の負擔とす（北京日報四月廿一日）

**廣東海軍新政**　北京海軍部より粵海防司令部に宛てたるものを見るに廣東に海軍籌備處を設け同處長は暫時海防司令長の兼任とし此下に軍學軍艦兩課を新設し本年夏には海軍學校を擴張して管船機械兩課を增加し並に魚形水雷學校を創設せむとす軍艦は先づ北洋所屬の巡洋艦二隻を當地方に送り又英米各國に注文せるもの、中潛航艇二隻驅逐艦砲艦各々一艘も亦廣東に送つて當地海軍の練習用となす筈（民日報）

**廣東省軍艦配置**　廣東省には大小の兵船計七十五艘あり依てこれを編別し先づ中路として十五隻を配屬し廣東に置き、次に南路として十二隻を配し瓊崖の間に置き、東路として十二隻を配屬して惠潮の間に置き、西路として十二隻を配屬して欽廉の間に置くべく尙十二隻を北路として高雷各海峽の防備に當らしむべしと、而して其餘の十二隻は游擊兵輪とし警察事務を取扱はしむ、又海軍部に請ひ海圻艦の廻航を請ひこれを以て五路の各艦を統轄せしむべし（神州日報）

**湖北軍の配置**　曩に湖北第八師團を改めて三師獨立旅となせしも其編制未だ竣ざると各地に土匪甚だ多きとにより其の駐紮地は必しも確定せざりしが四月十三日湖北都督黎元洪は各參議を集め各隊の配置に付きて協議したる結果左の通り決定したり

| | |
|---|---|
| 第一師全軍 | 武昌 |
| 第二師司令部 | 黃州 |
| 第三旅司令部 | 漢陽 |
| 第四旅司令部 | 荊州 |
| 第三師司令部 | 襄陽 |
| 第五旅司令部 | 鄖陽 |
| 第六旅司令部 | 德安 |
| 第七獨立旅 | 黃坡 |
| 第八獨立旅十五團 | 宜昌 |
| 漢口鎭守使軍 | 施南 |
| | 漢口（民立報） |

**長江沿岸水上警察**　長江沿岸水上警察設置の地點は現に國務院の議決を經て左十一ヶ所に決定せり（國權報）

漢口　荊州　武昌　岳州　九江
蕪湖　鎭江　太平　江陰　上海
吳淞江

**廣東省水上警察**　今水上警察現に已に完成す、する巡艦を掲れば左の如し

省河にあるもの江鞏、江固、電安、安太、飛熊、巨安、廣元、廣保、靖江、西封、安平、裕安、寶順、廣利

西江を巡視するもの江大、電虎、秦濟元和、電巽、西江、公武、西定、公濟西會

東江を巡視するもの西安、報捷、永英

西慶、東西、福威、安香

北江を巡視するもの西建、西順、西朋安南、保濟、西興、克虜、鐵城

虎門黃埔間を巡視するもの安濟、安東
西寧、雷虎、廣亭、新安、雷兌
江門附近を巡視するもの江漢、雷振、
雷坤
順德附近を巡視するもの龍驤、安大、
安新
前山一帶を巡視するもの克順、金成、
以上合計五十六艘此外各開港場及繁盛
なる都市の江河には別に小蒸汽船を用
ひて水上警察を實施せり(民立報)

## 全浙巡防營編制

| 營制 | 姓名 | 駐紮地點 |
|---|---|---|
| 中路左翼第一營統領 | 陳步棠 | 餘杭天目下院 |
| 第二營管帶 | 趙子和 | 臨安縣城隍廟 |
| 第三營 | 韓義祥 | 杭屬瓶窯鎮 |
| 第四營 | 董永安 | 富陽城隍廟 |
| 中路右翼第一營統領 | 劉忠保 | 衢縣城內 |
| 第二營管帶 | 樂占元 | 建德縣城 |
| 第三營 | 徐蘭亭 | 東陽縣城 |
| 第四營 | 呂桂榮 | 江山縣城 |
| 前路左翼第一營統帶 | 姜映奎 | 嘉天縣城 |
| 第一營管帶 | 趙家煊 | 嘉天縣城內 |
| 前路右翼統帶 | 張隆榮 | 吳興 |
| 第一營管帶 | 王鳳飛 | 卜酒安營 |
| 第二營 | 黃德煊 | 吳興城西安倉 |
| 第三營 | 張繼全 | 孝豐安吉連境 |
| 左路第一營統領 | 常榮清 | 寧波城內 |
| 第二營管帶 | 楊萬泰 | 寧波延慶寺 |
| 第三營 | 樂駿 | 定海縣四道頭 |
| 第四營幫統 | 王國治 | 餘姚縣城 |
| 第五營管帶 | 湯兆德 | 象山石浦鎮 |
| 第六營 | 朱吉舜 | 鎮縣四倉廟 |
| 第七營 | 王金成 | 鄞江橋 |
| 第八營 | 李春和 | 奉化縣城 |
| 第九營 | 常慶非 | 上虞小越 |
| 左路第一營統領 | 雷庭瑞 | 台州海門鎮署 |
| 第二營幫統 | 章翔鰲 | 鹽海塗下橋 |
| 第三營管帶 | 李治光 | 黃岩縣路橋 |
| 第四營 | 陳朝傑 | 太平縣城參署 |
| 第五營 | 花躍魁 | 寧海縣城 |
| 第六營 | 黃繼忠 | 臨海縣都司署 |
| 第七營 | 陳經仙 | 仙居營訓導署 |
| 第八營 | 余榮斌 | 天台縣城 |
| 後路左翼第一營統領 | 梅占魁 | 永嘉縣城內 |
| 第二營管帶 | 吳松年 | 平陽縣城 |
| 第三營 | 王文彬 | 瑞安縣城 |
| 第四營 | 袁熾鐄 | 樂清縣城 |
| 第五營 | 易仁義 | 永嘉霞湊 |
| 後路左翼第一營統領 | 何知章 | 麗水縣城 |
| 第二營幫統 | 李茂青 | 又 |
| 第三營帶 | 江文光 | 青田縣城 |
| 第四營 | 項燃 | 麗水縣城 |
| 第五營 | 呂一心 | 又 |
| 巡防游擊隊第一營統領 | 蔡道勝 | 杭拱宸橋商埠 |
| 第二營幫統 | 趙廷玉 | 海寧硤石鎮 |
| 第三營管帶 | 蕭山縣城 | |
| 第四營 | 黃立勳 | 長安鎮 |
| 紹興游擊隊管帶 | 何旦 | 紹興縣城 |



# 教育

**國民大學**　北京に於ける國民大學開校
**開校式**　式を擧行す出席學生九百餘
人內外來賓亦數百吳景濂氏主席に推さ
れる開會を報告し次で總務理事段汝曜
氏の開校の沿革を述べ大總統代理梁士
詒其他數員の演說祝詞あり外人として
我寺尾博士鄭永邦氏及び米國代理公使
黃人ワンダーソ、佛人某氏等前後登
壇極めて盛會なりき(國權報)
**教育部新計畫縮少**　教育部にては今年
度に三大學及十七專門學校を創設する
の計畫なりしも財政困難の爲に豫算に
大削減を加へられ僅に南京大學校及四
專門學校のみを開く事となれり(順天時報)
**中央鐵道學校設置案**　朱交通總長は鐵
道に用ふる專門人校を養成せんが爲に
中央鐵道學校を設立するの計畫をなし
つゝあるが其經常費及開辦費は京奉、
京漢、津浦鐵道の利益金中より支出す
る豫定也と云ふ(順天時報)

**全國教育整頓**　教育部にては全國教育を整頓するが爲に七項辦法を擬定せり（民立報）

一、劃一校制　二、公產稽查　三、昌歌最杜
四、學會維持　五、權限劃淸　六、私塾整頓
七、成績考橫

**江蘇省の日本留學生給費方法**　江蘇省より官費生として本邦に留學するものに對する給與左の通り

（甲）私立各大學專門部又は私立高等學校に入學するものは一人一ヶ月旅費共に三十五元
（乙）官立各高等學校專門學校本科又は私立大學大學部本科入學者一人一ヶ月旅費共に四十元
（丙）官立大學本科に入學するものは一人一ヶ月旅費共に四十五元

右の外醫藥費として一ヶ年一人に付四十元を給與し死亡の際は二百元の撫卹金を交付す又官費生にして日本に留學する際には旅費七十元を給す卒業歸國の時も亦同じ（神州日報）

**中央學會員選舉の風潮**　中央學會第一回互選期日已に迫り會員選舉資格ある學校卒業者少なからざると會員希望者多きが爲め競爭は日々に激烈を加へ投票の買收相場益々昂騰す、京人評して曰く五十票を得れば會員として學界の榮譽を荷ひ得るのみならず代議士と爲ることも亦易々たり實に一擧兩得の策と云ふ可し、宜なる哉六千の大金を惜まず之れに投ずる人ありと學術の研究文化の增進を計る中央學會今や化して金錢運動の醜場となる悲む可き哉と（順天時報）

## 財政金融

**黑龍江省地租改正**　黑龍江省の地租は從前每晌大租小租共錢六百六十文即ち銀一錢二分を徵收し來りしも現在の銀價は每兩十二吊換なれば此の例によりて徵收する時は官の缺損甚しきものがある故に本年十月以後は每晌の地租を銀二錢二分となすこととせり（吉長日報）

**湖北省地方稅**　湖北省財政司長黎君の調査によれば同省地方稅は年額左の如きものなりと言ふ

| | |
|---|---|
| 一地丁附加稈 | 九二六、七九六元 |
| 一租課附稅 | 四七、六九〇元 |
| 一省有地租 | 一〇八、八一八元 |
| 一漕糈特稅 | 七二六四、四九二元 |
| 一屯糈 | 一三七、九七八元 |
| 一省有房產租金 | 一、四四〇元 |
| 一省有田產租金 | 九七、四〇四元 |
| 一省有基金息銀 | 九五、六四〇元 |
| 一各廠公同股利 | 一一六、四〇五元 |
| 一學費收入 | 三五、七二八元 |

（民立報）

**四川省厘金統捐實施**　四川電報（三月十九日成都電）によるに四川省各地厘金稅は統捐制度に改め成都四近の局卡は十五日より遠方の諸縣は來月一日より此制を實施することとなれり（民立報）

**東三省官銀號發行紙幣類**　本年二月末に於ける東三省官銀號發行紙幣額に付き本社特派員の調査したる處によれば左の如し

| 種類 | 發行總額 | 流通額 | 回收額 |
|---|---|---|---|
| 銀票 | 二〇〇、〇〇〇兩 | 二三、三四九兩 | 八七、六五二兩 |
| 大銀元票 | 五四〇、〇〇〇圓 | 四九六圓 | 五九、五四〇圓 |
| 小銀元票 | 一五二、四四七、六八〇角 | 八八、八二、二八〇角 | 六三、五六八、四七六角 |
| 東錢 | 七、九九〇、五〇〇吊 | 三、〇〇〇吊 | 七、九八八、四九〇吊 |

要之現在發行實數は一千萬元以上に達し其の中流通するもの九百萬元以上とす而て該銀號の正貨準備としては僅に四百五十餘萬元とす然も此の中概ね抵

當不動產等甚だ多きが故に現銀の準備は其の半に滿つるや否や知るべからず竊に嘆ず該銀行の內容は何夫吉林官銀號と同類するや（吉長日報）

**東三省の軍用手形發行**　東三省都督聯名にて革命以來財政困難を極むれども東三省にては他省の如く外債に恃むこと能はざる事情もあれば此際軍用手形の流通を計り度き旨總統府へ願出たるが中央政府も同じく財政支出の際のことなれば不已得之を許可せり只其愼重に從事せむことを注意せりといふ（國權報）

**中國銀行の長春支店設立**　中國銀行は本店を北京に置き上海天津漢口三地には支店を山東河南安徽營口揚州には支店或は出張所を設立し其餘の各省も亦漸次開店せむとす四月十日又支店を長春城內西三道街舊大清銀行跡に設立す並に兌換券を發行す其の兌換準備銀は發行額と同額とす（吉長日報）

**東三省交通銀行營業狀況**　奉天に於ける交通銀行革命戰前後八十三萬六千元の紙幣を發行せるが昨今其額百十五萬元に上り現に預金額十一萬兩手持現銀額西歸銀五十二萬兩洋銀三十四萬五千元貸出利子普通一分二厘預金には利子を付記すと云ふ（國權報）

**クルツプ借款說**　獨商クルツプ商會は次の條件を以て北京政府に二千五百萬克を貸付くるもの說あり（民立報）

一、支那はクルツプ商會が沙河に一大製鐵廠を設くる事を許可す

二、該製鐵廠を全國軍械製造總局となし以て統一を期する事

三、該製造廠の顧問、技師等はクルツプ商會より顧用す

**川粵漢鐵道借款と湖北人**　湖北維持鐵路聯合會は川粵漢鐵道借款につき次の條件を許可せられん事を大總統、國務院及交通部に請願せり（民立報）

一、借款は湘鄂人民の膏血により負擔するものなれば其用途につきては湘鄂人は監督の權あり

二、何人に論なく本鐵道事務を管理するものは先づ其意見を發表し鄂人と共に研究す

三、從前の官有株及民有株はすべて精算調査の上報告し統計を免れしむ

四、顏德慶、陳猶龍の徒は路政を玩視し奸を行へばこれを究追す

五、譚人鳳及顏陳等の空しく費消せし金員はこれを追究償還せしむ

六、主要停車場は張子洞規定の地點とし租界と相接し利權外溢するが如き事なからしむべし

**湖南中國銀行支店**　中國銀行にては前淸大淸銀行の分行を其分行となせるもの卽ち天津、上海、漢口、河南、山東、吉林、長春等には分行を設けたるが更に湖南省に於ては湖南都督に隸屬せる大漢銀街を以て其支店となし大漢銀行にありし劉翼を支店長に任命し前大淸銀行湖南支店の事宜を蹟理せしむると共に尙大漢銀行の唐世德をしてこれを補助せしむる事とせり（北京日報）

## 交通

**淸寧鐵道速成請願**　四川都督胡景伊氏は政府に對し速に川北鐵道及淸寧鐵道を布設して交通に便せられん事を請願し爲に交通部より路政司に速に辦理

せん事を命じたりと（北京日報）

**安正鐵道布設**　安徽省農會は商辦安正鐵道公司なるものを組織して省城より正陽關に達する鐵道を布設するの計畫をなしつゝありしが今回交通部と協議の上愈其布設に決したりと（北京日報）

**西荊鐵道布設**　交通部にては陝西省西安府より荊紫關に達する鐵道布設の計畫をなし既に路政司に辦理を命じ併せて張陝西都督に對し該地方知事をして保護せしめん事を請へり（北京日報）

**房長鐵道敷設計劃**　房山周口店より長溝峪に至る鐵道敷設を計畫せるものあり已に資金も纏りたる噂あるも許可せらるゝ可きや猶未定なり（北京日報）

**浦信鐵道測量**　浦口より信陽州に達する鐵道資金は沈雲沛と英商との間に略借款の相談成立し尙技師長に英人を招聘すべき筈にて不日其測量に着手すべしと云ふ（北京日報）

**四川鐵路同牧**　交通部とては馮祖培を宜昌に派遣して曩に國有に決せる四川鐵道を學領せしむべし（北京日報）

**常玉鐵道布設**　浙江鐵路總理湯壐仙と江西都督と商議の上浙江の常山より江西の玉山に達する鐵道布設の計畫をなし其契約を締結せり該契約によれば其布設費約百四十萬元にして內兩省の發企人にて各二十萬元宛を分擔し其餘の百萬元は兩省發企人にて分擔募集する筈なり（初州日報）

**洛潼鐵道國有**　洛潼鐵道は今回株主總會に於て國有案多數にて議決せられたり本鐵道は鐵門河南府間一百清里間は已に列車運轉中なるが益々延長して海蘭鐵道の一部とする計劃なり（順天時報）

**煙灘鐵道測量完了**　豫て布設の計畫ある本鐵道全線は已に其實測を完はりしが全延長約二百哩一哩布設費七萬兩の見積にて計一千五百萬兩內外の出資を要す可く朱總長は將さに其辦法を案じて國務院會議に揭出す可しと（國權報）

**庫恰鐵道條約の締結**　露蒙間の條約により露國は庫倫恰克圖間の鐵道敷設權を獲得せしが其內容を見るに六個月內に工事に着手し二個年間に竣工する豫定なり而して軌道の巾は西比利亞鐵道と同一とし鐵道を距る五十清里間の鑛山採掘權を得たるのみならず庫倫及蒙古一帶の鐵道布設權をも獲得せり但し蒙古政府は五十個年後に庫恰鐵道を回收するの權利あり（北京日報）

**西江航權回收**　廣西都督陸榮廷、護軍使龍濟光は西江の航海業甚だ盛なるも悉く外人の手中に掌握せられつつあるを遺憾とし今回資本金五十萬元を以て廣盛有限公司を組織し汽船四隻を建造して梧州より百色、龍州等の地方に往復せしめ更に別に汽船二隻を借入れて專ら香港、梧州間の航行に當らしめんと計畫中也（民立報）

**商船總會設置**　江西九江船會は昨年中既に解散し會長張振聲は既に辭職せるが交通部にては航業整頓の爲に新に九江に商船總會を設くる事とし該會長には又張振聲を任命すべしと（北京日報）

## 經濟

**鹽政整頓方法**　兩淮鹽運使張孤及長蘆鹽運使楊壽柵の二人は鹽政整頓方法に就き種々協議せるが先づ第一着手と

して土產硝鹽を禁ずる事とし之れが爲に長蘆緝私營を編練して本師とし總司令部を天津に置き宋明善を師長となし直隸、河南より先づ着手し兩淮銷暢の地に緝私巡勇を設け漸次進めて以て私鹽を禁絕せしむべしと(北京日報)

**茶政整理**　近時農林部に於て茶政整理の必要を認め江蘇安徽江西、湖南湖北雲南陝西四川貴州の各省に茶政籌備處長の專任者を任せんと該各省都督に向け適當なる專門人才の推選方を依頼せり(國權報)

**實業振興策**　工商總長劉揆一は實業振興の目的の爲に部員中、實業に經驗あるものを選び各省に派遣して實地に種々の調査を爲さしむる筈にて現に既に藏事は試辦地質調査意見書を作製し該總長の手を經て政府に提出し各地方行政官に配付し極力倡導する事とせり(北京日報)

## 山東の實業熱

**▲育鴨公司**　劉肇唐は南陽、微山兩湖の天然水利を利用して育鴨事業を開辦せんとし同志を集め資本金五萬元の育鴨公司を創設せんと計畫中也

**▲種棉公司**　蜜陽雪埠山一帶の荒地は約二十餘頃あり其土性多砂にして五穀に宜しからず然るに王慶昇は其土質を試驗し以て種棉に適せりとなし資本三千克の株式會社種棉公司を創設し以て棉花栽培を行はんとしつゝあり

**▲草辦公司**　曹州地方の貧民は職業なきに苦しみつゝあるが彼の麥稈眞田は實に該地方の天產也、依て孟繼曾は該地方に草辦公司を設け彼等貧民を集めて之れが製造をなし追々は新式帽子の製造をもなさんとす(民立報)

**吉林銅礦實藏公司の近況**　實藏公司の經營に係る銅鑛は近來礦產頗る旺盛にして前途甚だ有望なれば該公司は增資の上規模を擴張せむとし夫々計畫中にありと言ふ(吉長日報)

**湖北省主要礦物分析表**　湖北省五金化驗廠の同省主要礦石分拆の結果左の如し

(一)金屬類

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 興國 | 洪家山 | 銅 | 三〇、〇九二 | パーセント |
| 同 | 村山洞 | 銅 | 二〇、〇四五 | 同 |
| 鄖峽 | 九台山 | 銅 | 四三、八六 | 同 |
| 興國 | 韓家山 | 銅 | 七二、八一 | 同 |
| | | 鐵 | 六七、九二 | 同 |
| 同 | 花藍山 | 同 | 五〇、〇八 | 同 |
| 同 | 周家山 | 同 | 二七、二〇 | 同 |
| 同 | 大金寶洞 | 銀 | 一二、九〇 | 同 |
| 同 | 白朱崖 | 同 | 一二、〇二 | 同 |

(二)非金屬類

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 長樂 | 鄧家窩 | 硫黃 | 五〇、四一 | パーセント |
| 同 | 菖蒲溪 | 同 | 五〇、〇四 | 同 |
| 大冶 | 陳家灣 | 石炭 | 六八、七 | 同 |
| 武昌 | 馬鞍山 | 同 | 六一、八 | 同 |
| 興國 | 炭山灣 | 同 | 七五、二 | 同 |

(神州日報)

**湖北大治縣礦產**　湖北省には鑛山甚だ多きも資本缺乏の爲未だ採堀に至らず今大治縣下に於ける鑛產調査表を示せば次の如し

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 象鼻山 | 鐵 | 公 | 未開 | |
| 方家山 | 滿俺 | 公 | 未開 | |
| 老鼠山 | 鐵 | 公 | 未開 | |
| 鮑鮑地 | 鐵 | 公 | 未開 | |
| 金盆地 | 炭 | 公 | 已開現停 | |
| 尖兒山 | 鐵 | 公 | 未開 | |
| 王家山 | 洋泥石 | 公 | 未開 | |
| 吳家山 | 炭 | 公 | 已開 | |
| 石臼山 | 銅 | 公 | 未開 | |
| 金家山 | 鐵 | 公 | 未開 | |
| 石家山 | 炭 | 公 | 已開 | |
| 四願山 | 炭 | 公 | 未開 | |
| 獅子山 | 鐵 | 公 | 已閉 | |
| 藍草林 | 滿俺 | 公 | 未開 | |
| 白楊林 | 滿俺 | 公 | 未開 | |
| 龍洞 | 鐵 | 公 | 未開 | |
| 陳家灣 | 滿俺 | 公 | 未開 | |
| 金銀坡 | 白石 | 公 | 未開 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 陳家山 | 鉛貿 | 公 | 未開 |
| 白石山 | 白石 | 公 | 未開 |
| 玉三石 | 炭 | 公 | 未開 |
| 鳳凰山 | 炭 | 公 | 未開 |
| 螃蟹殼 | 銅 | 私 | 未開 |
| 鈔箱山 | 炭 | 私 | 未開 |
| 陳家灣 | 炭 | 私 | 擬開 |
| 桐子園 | 炭 | 私 | 已開 |
| 吳家山 | 炭 | 私 | 已開 |
| 資岩山 | 炭 | 私 | 已開 |
| 白家山 | 炭 | 私 | 已開 |
| 金角山 | 炭 | 私 | 已開 |
| 明家山 | 炭 | 私 | 已開 |

**雲南錫鑛**　雲南省個舊廳は有名なる錫の産地にして此が産額少きときも年一千餘萬元に下らず然も尙充分發達の餘裕あり現在該處官商公司は既に機械を改良して製練せしに成績甚だ良好なるものあり然に頃者同地よりの來電によるに個舊を去る約九十淸里の地點なる馬拉格老陰地方に於て大錫山を發見せり依て錫公司よりは婁君及外國技師長格君を此地方に特派して測量せしめたる處個舊の錫質と相同じきものなるを報告せり（民立報）

**山東省の雜穀輸入稅免除**　山東は昨年秋收豐かならず且兵燹の餘にして民食非常に缺乏せるを以て山東都督は東海關監督と協議の上四月一日より五月末に亘る此の間すべて雜穀の輸入稅を免除する事とし大總統に出願し許可を得たり（北京日報）

**南昌の同盟罷工**　南昌の染工二千餘名賃金値上問題より遂に同盟罷工を實行せし處警視廳は早速此が主魁として趙祥林等四名を捕縛せり依て染工團體は同地の社會黨に向つて諸事盡力方を依賴する處あり該社會黨主任陶翰卿君は警視廳が濫に四人を拘引したる理由を詰問せり此時は既に警視廳が趙等四人を審判廳に引渡したる後なりしかば罷業染工等は代表十人を公擧し目下此が前後策に付考究中なりと言ふ（民立法）

**東陵附近の開墾と滿州旗民**　直隸馮都督の推選にして蔣雁行をして東陵遵化州一帶荒地の開墾を着手せしめ總局を天津に設け遵化州城馬蘭峪等に分局を設けたるに東陵の旗民は代表員を上京せしめ港觀太保世續に强いて若干地積を旗民生計の爲め酌撥せんことを政府に向ひ交涉したりと（順天時報）

**國貨維持の一端**　國貨維持會の請願に基き交通部は管下各局に於て使用する紙は一切自國品を用ゆる事と爲せり（北京日報）

**模範紡績工場設立計劃**　支那改府は夙とに模範綿業に工商部工務司長廖炎君を南方各地に派して紡績工場を視察せしめしが同君は過日歸化して詳細なる報告書を提出したる結果愈々上海漢口の兩地に各模範紡績工場の設立の計畫を建てたるが目下財政窮缺の時なれば五萬弗を投じて上海の工場に着手し漸を追ふて擴張す可しと該設計書等は遠からず財政部及び國務院に回付せらる可しと（順天時報）

**在露華僑の請願**　在浦港の支那居留民は露人の支那人を虐待する事甚だしく爲に種々苛酷の條例等あれば政府は露國公使と交涉の上これを取消さしめ以て國權を保ち僑民を安せしめん事を請願せり（北京日報）

**江北地方禁煙近狀**　江蘇省の江北地方淮、徐、海三屬は光復後禁烟令大に弛廢し阿片吸食者大に增加せしが近來に至り更に取締嚴重となり阿片店の如きは期限を限り閉店せしむる事とせり只

其栽培たる所の罌粟はこれを除去する事を肯んぜざるものあり故に頃日是等各地の知事は親しく管内巡視の上これか除去を命じ若し應ぜざるに於ては嚴罰を課する事とせり（民立報）

**雲南の阿片栽培**　雲南の麗江府下及雲龍州は元來阿片の栽培盛なる地なるが數年前阿片栽培禁止令の行はれて以來一時全く栽培者なきに至れるが章命後一時業の弛むと共に又々これが栽培をなすもの多く爲に巨利を博り依て彼等は本年も亦栽培せんとし遂に當局者の爲に除去を命ぜられしより大に怒り遂に數千人相合して官憲に抗し匪亂を起せり（民立報）

**黃埠の商埠建設**　廣東省黃埔商埠は在香港の支那商人より寄附金五百萬元を集めて開辦する筈にて既に寄附金も二百六十萬元許は集れり依て胡都督は一面人を香港に派して彼等と交渉せしむると共に一面内務司園木説に命じ技師を黃埔に派して商埠輿土に照として測量を行ひ以て其經營の基礎を立てしめつゝあり（民立報）

## 上海市債一覽表

| 年次 | 起債額 | 額面 | 利子 | 支拂期限 | 殘額（三月末日） |
|---|---|---|---|---|---|
| 一八九三 | 一二五、〇〇〇兩 | 一二五、〇〇〇兩 | 五分五厘 | 五年以上二十年以内 | 四六、二〇〇兩 |
| 一八九五 | 一一五、〇〇〇 | 同 | 五分 | 同 | 一〇七、六〇〇 |
| 一八九六 | 一四〇、〇〇〇 | 同 | 同 | 同 | 一〇一、三〇〇 |
| 一八九七 | 二六八、八〇〇 | 同 | 同 | 同 | 二六八、四〇〇 |
| 一九〇〇 | 三三、九〇〇 | 同 | 五分五厘 | 同 | 三一、七〇〇 |
| 一九〇一 | 二五〇、〇〇〇 | 同 | 六分 | 同 | 四五、一〇〇 |
| 一九〇二 | 一五〇、〇〇〇 | 同 | 同 | 同 | 一三九、五〇〇 |
| 一九〇三 | 四九〇、五〇〇 | 同 | 同 | 同 | 四二五、四〇〇 |
| 一九〇四 | 二一四、五〇〇 | 同 | 同 | 同 | 一六三、〇〇〇 |
| 一九〇五 | 三二、〇〇〇 | 同 | 同 | 同 | 二八五、九〇〇 |
| 一九〇七 | 五〇〇、〇〇〇 | 同 | 同 | 同 | 五〇〇、〇〇〇 |
| 一九〇八 | 六五〇、〇〇〇 | 同 | 同 | 同 | 六五〇、〇〇〇 |
| 一九〇九 | 三〇〇、〇〇〇 | 同 | 同 | 同 | 三〇〇、〇〇〇 |
| 一九一〇 | 五〇〇、〇〇〇 | 同 | 同 | 同 | 三一三、八〇〇 |
| 一九一一 | 九〇〇、〇〇〇 | 同 | 同 | 十年以上三十年以内 | 三五〇、〇〇〇 |
| 一九一二 | 六〇〇、〇〇〇 | 同 | 同 | 同 | 三四〇、〇〇〇 |
| 一九一三 | 五〇〇、〇〇〇 | 同 | 五分五厘 | 二十年以上五十年以内 | 四月十六日發行 |

# 附錄

# 中國銀行則例

（四月十五日發布）

第一條　中國銀行ハ株式有限公司トス

第二條　中國銀行資本ハ總數額銀六千萬元トシ、分テ六十萬株トシ、每株銀百元、政府先ツ三十萬株ヲ引受ケ、殘額ハ人民ニ於テ購買ス、但シ人民ノ購買申込高ニシテ三十萬株以上ナルトキハ、政府ハ情況ヲ酌量シ、政府引受株ヲ期ヲ分テテ人民ニ拂下クルコトヲ得

中國銀行ニ於テ資本增加ノ必要アルトキハ株主總會ノ決議及財政總長ノ認可ヲ經タル後之ヲ募集スルコトヲ得

國幣發行ノ後ハ（右株券記載ノ）銀元ハ凡テ幣制則例ニ據テ換算ス　但シ端數ヲ生セル場合ハ更ニ株主ニ向テ之ヲ增徵減還スルコトヲ得

第三條　中國銀行ハ政府ヨリ其引受株ノ三分ノ一以上ヲ交付シタル場合ニハ營業ヲ開始シ同時ニ普通株ヲ募集ス　株式募集章程ハ別ニ之ヲ定ム

第四條　中國銀行ハ中央政府在地ニ本店テ設ケ、各省城及ヒ商業繁盛ナル地方ニハ情況ヲ斟酌シテ支店或ハ出張所ヲ設ケ他銀行ト契約シテ代理店又ハ「コレスポンデンス」ヲ設ク但シ必ス財政總長ノ認可ヲ經ヘシ

政府ニ於テ重要地ト認メタル場合ニハ本店ニ謀リ出張所又ハ代理店ヲ增設スルコトヲ得

第五條　中國銀行株券ハ一切記名式トシ中華民國人民以外ノモノハ之ヲ賣買讓渡スルコトヲ得ス

第六條　營業年限ハ本店開業ノ日ヨリ起算シテ滿三十年トシ滿期ニ達シタル場合ニハ株主總會ノ議決ヲ經テ其期限ヲ延長スルコトヲ得　但シ財政總長ノ認可ヲ要ス

第七條　每年ノ營業純益金ノ十分ノ一以上ヲ以テ法定積立金トシ、該積立金ヲ控除シタル後ニ非スンハ利益配當ヲナスコトヲ得ス

前項ノ積立金及株主配當金ハ株主總會ノ議決ヲ經且ツ財政總長ニ具申シテ其認可ヲ經ヘシ

第八條　前項ノ法定積立金ノ用途ハ左ノ如シ

一、資本ノ損失ヲ塡補ス

二、株主配當金ノ平均ヲ維持ス

第九條　中國銀行營業ノ種類ハ左ノ如シ

一、國庫證券、確實ナル約束手形及爲替手形ノ割引及買入

二、爲替取組及約束手形ノ發行

三、地金銀及各國貨幣ノ賣買

四、預金及證券、證書其他貴重品類ノ保護預

五、取引銀行、會社、商店及個人ニ對シ代理取立

六、金銀貨及地金銀ヲ擔保トスル貸付

七、公債證書、政府發行證券、又ハ政府保證ノ各種證券ヲ擔保トスル定期又ハ當座勘定貸附　但シ其金額及利率ハ必ス總裁、副總裁、董事及監事隨時商議決定シ財政總長ノ認可ヲ經ヘシ

以上各種營業ノ制限及名詞ノ解釋ハ別ニ之ヲ定ム

第十條　中國銀行ハ公債證書ヲ賣買スルコトヲ得　但シ必ス財政總長ノ認可ヲ經ヘシ

第十一條　中國銀行ハ前二條ニ規定セル各種營業ヲ除キ左記ノ諸項及其他ノ各種事業ヲ經營スルコトヲ得ス

一、不動產及各種銀行會社ノ株券ヲ以テ借款ノ擔保トナスコト

二、本銀行株券ヲ買入レ又ハ本銀行ノ株券ヲ以テ借款ノ擔保トナスコト

三、營業上必要ナルモノ以外ニ不動產ヲ買入レ又ハ讓受クルコト

四、直接間接ニ各種商工業ヲ經營スルコト

第十二條　中國銀行ハ兌換券ヲ發行ス　但シ兌換券則例ニ準據スルヲ要ス

兌換券則例ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

前項法律施行以前ハ財政部規定ノ暫行章程ニ據リテ處辦スルコトヲ得

第十三條　中國銀行ハ政府ノ委托ヲ受ケテ國庫事務及公債ノ募集償還ヲ經理ス

第十四條　中國銀行ハ國家ニ代リテ國幣ヲ發行スルノ責ヲ有ス

第十五條　中國銀行ニ總裁一人、副總裁一人、董事九人、監事五人ヲ設ク

第十六條　總裁副總裁ハ簡任トシ董事監事ハ株主總會ニ於テ選任ス

五十株以上ヲ有スル株主ニ非レハ董事又ハ監事タルコトヲ得ス

普通株ノ應募高一萬株ニ達セサル間ハ前規定ノ職員資格ハ之ヲ適用セス、董事監事ノ員數及選任ハ凡テ財政部々令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條　總裁及副總裁ノ任期ハ五年トシ、董事ハ四年、監事ハ三年トス、但シ再任又ハ再選スルコトヲ得

總裁及副總裁ハ其任期中ハ爲替銀行及ヒ幣制事宜ニ關スル以外他ノ職務ヲ兼任スルコトヲ得ス

董事及監事ハ其任期中ハ他ノ銀行又ハ會社ノ職員ヲ兼任スルコトヲ得ス

第十八條　中國銀行ノ株主總會ハ左ノ二種ニ分ツ

一、通常總會

二、臨時總會

第十九條　通常總會ハ毎年一回本店所在地ニ於テ總裁ノ召集ニヨリ開會ス

第二十條　重要事件發生シ會議ノ必要ヲ認メタル場合ニハ總裁ハ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得

第廿一條　董事或ハ監事ノ全部又ハ株主總會々員五十名以上ニシテ其持株カ全株數ノ百分ノ一以上ニ達スルモノヨリ、重要事件ノ爲メ臨時總會ノ開催ヲ請求セル場合ニハ總裁ハ之ヲ召集スルコトヲ得

第廿二條　株主總會々員トシテ會議ニ出席シ得ル株主ハ開會六十日前ニ登記シ繼續シテ十株以上ヲ有スルモノニ限ル

第廿三條　株主總會々員ノ投票權ハ毎十株ニ付一票トシ、百株以上ハ五十株ヲ增加スル毎ニ一票ヲ加フ

第廿四條　株主總會々員ニシテ事故ノ爲メ會議ニ出席シ能ハサル場合ニハ其委托代理人ハ會員ヲ以テ限リトス一會員ノ代理投票權ハ十票ヲ超過スルコトヲ得ス

第廿五條　本店支店出張所及代理店ノ報告スヘキ事件及書式ハ銀行ヨリ財政總長ニ具申シ別ニ詳細ナル規定ヲ設ク

第廿六條　財政總長ハ中國銀行一切ノ業務ニ對シ、若シ本則例又ハ本銀行章程ニ違背シ或ハ政府ニ不利ナリト認ムル事件ハ凡テ之ヲ中止セシムルコトヲ得

第廿七條　財政總長ハ監理官一名ヲ派シ中國銀行一切ノ業務ヲ監視セシムルコトヲ得

第廿八條　中國銀行ハ本則例ノ主旨ニ則リ、別ニ詳細ナル章程ヲ作リ、株主總會ノ議決ヲ經タル後財政總長ニ呈請シテ認可ヲ經ヘシ、改訂增減ノ場合亦之ニ倣フ

第廿九條　本則例中株主ニ關スルモノハ應募高一萬株ニ達シタルトキ其効力ヲ發生ス

第三十條　本則例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

# 支那

第四卷第十一號

## 目要

支那刻下の風雲
支那時局觀
借款と貿易との關係
對支那貿易觀察
支那防穀制度
廣東省の貨幣に就て
民國第一議會
廣東と米國との關係
極東の生糸貿易
支那最近時事
五國借款契約
支那職員表

東亞同文會調查編纂部

本店臺北

支店及出張所

臺灣（基隆 臺中 嘉義 臺南 打狗 宜蘭 淡水 新竹 阿緱 花蓮港 澎湖島）

支那南洋及內地（上海 廣東 神戸 九江 新嘉坡 福州 大阪 厦門 汕頭 香港 東京）

株式會社

# 臺灣銀行

支那南洋並臺灣各地向爲替、荷爲替、代金取立

其他銀行一般ノ業務御便利ニ御取扱申候

東京市日本橋區吳服町一番地

東京出張所

支配人 山成喬六

# 告白

東亞の時局は日に紛糾し、西隣の形勢は轉だ危惧に堪えざるものあり、此秋に際し、吾人の最大任務は時局の趨勢を察核し以て支那の國情を穿明すべきこと是れなり。弊部は此目的に向て最善の努力を盡さむが爲め、特に根岸理事に懇囑する處ありしに、幸に其應諾を得、再び弊部調査編纂に關して一切を主宰せらるゝことゝなれり。是れ吾人の欣慰措く能はざる處、斯の如くにして今後益々本誌の内容を整備充實し、以て内外讀者諸彦の翹望に副はんことを期す、庶幾くは倍舊の援助と奬勵とを吝むなからんことを。

大正二年五月一日

東亞同文會調査編纂部

時代の必要に促されたる

# 支那年鑑

◉再版◉

定價金四圓五拾錢

郵稅內地二十四錢　臺灣支那朝四十五錢

特價參圓八拾錢

本書出版以來各方面より享けたる贊辭と其賣行とは本書の價値を證して餘蘊なし

發所行

東京赤坂溜池二

東亞同文會調査編纂部

振替東京九七三〇

大賣捌

東京神田日本橋

東京堂

丸善

◉再版◉

# 營業種目

絹糸、綿糸
加工綿糸、綿織物
毛織物、メリヤス類
カタン糸、レース糸
帽子其他各種雜貨

東京市淺草區黑船町
町田洋行本店
電話下谷二一、九六六

支那上海洋經濱
町田洋行上海支店
德律風三二四一

# 目

大正二年六月一日發行　「支那」第四卷第十一號

口繪　支那參議院衆議院兩議長


論說

支那刻下の風雲……一―四　頁數

講演

支那時局觀……根津氏……五―九

資料

借款と貿易との關係……S生……一〇―一三

本邦重要通商港對支那貿易觀察(其一)……MS生……一四―一六

支那防穀制度……秋霜生……一七―二三

廣東省の貨幣に就て(上)……陶々居……二四―二八

雜錄

民國第一議會(二)……二九―三二

東亞と米國との關係を論す……米國　ラインシユ博士……三三―四二

廣東の生糸貿易……四一―四二

# 目次


福州に於ける米領事の演說……四三—四四

## 時報　自四五頁至六二頁

（政治）
宋事件審問——國務總理の更迭——宋事件並に借款に關する教令——南方反抗に關する教令——米國の正式承認——借款反對の氣勢——財政總長の辭意——省議會聯合會——西藏議員選擧風潮——熱河察哈爾都統の權限——蘇州の兵變——上海工部局の新聞取締

（外交）
條約修正準備——鴉片條約改正提議——烏梁海居住露人の交涉——朝鮮人の滿洲移住問題——膠濟鐵道交涉

（軍事教育）
湖北砲臺修築——內蒙古軍隊編成——飛行機隊設置計畫——軍事月報發刊——海軍鎭守府設置計畫——海軍教育方針——高等師範學生募集

（財政金融）
財政狀態と大借款——借款綜該處設置——中法銀行業務開始——中國銀行擴張——福建の借款——實業銀行株主會——米國借款問題

（交通）
鐵道會計委員派遣——南滿鐵道計畫——廣東軍用道路——本溪湖輕便鐵道——庫恰鐵道問題

（實業）
絲業改良計畫——四安製紙廠——塔爾巴哈臺木材公司——新疆鑛山開掘——撫順炭礦公司組織——山西の石炭採掘——山西陝西の硫黃——西藏の鑛山採掘——打鉚炉の工藝廠

（蒙古）
庫倫政府の徵稅——庫倫軍の侵入——東三省軍隊の出動——內蒙古王公會議——張紹曾の對蒙意見

## 會報　（各省一般）（命令法律）（叙任辭令）（人事）

## 附錄

東亞同文會春季大會……六三—六六

支那政府改造五國借款契約……六七—七五

支那職員表

在支那各位の理想的唯一機關商店

一、一本の手紙にて何品にても御求めに應し得るは弊店の特色なり
（小は針一本より大は汽船に至る迄買物代理業）

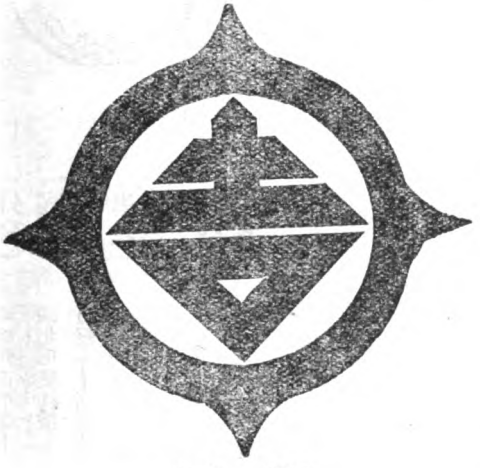

雜貨貿易
通信販賣

日吉商店

東京日本橋區鐵砲町
振替口座東京一七九二四番

一、東京生粹品の仕入は弊店に限る
（斬新なる商品を尤も迅速に安價に製造元より取次業）

弊店商品目錄御申越次第進呈

弊店を利用されざる者は時勢晩れとなるべし

參議院議長張繼氏

衆議院議長湯化龍氏

○張繼氏字は溥泉直隸省滄州の人なり弱冠上海に奔り更に日本に遊學して宏文書院日本大學に學び革命主義を鼓吹して同盟會を組織し機關民報を發行して革命志士の中堅たり後社會主義の思想を懷抱し日本を去りて佛國に遊び益々研鑽する所あり革命亂起るや十二月末歸國し南北の時局に奔走し國民黨の組織成ると共に北京支部長として活躍する所あり今次直隸より參議院議員に選出せられ直ちに議長に選擧さる年三十三歲

○湯化龍氏字は濟武湖北省武昌の人なり前清北京進士館より官費生として日本に派遣され東京法政大學法律專門部を卒業し歸國後湖北諮議局議長に擧られ次で清朝の施政に反對し各省諮議局聯合會々長として運動する所ありしも容れられずして武昌に歸る偶革命の擧に會し湖北政治部長となり南北妥協後參議院副議長に選ばれ正式國會の成立と共に衆議院議長に選擧さる年三十九歲

大正二年六月一日

第四卷第十一號

# 論說

## 支那刻下の風雲

### 第一　南北妥協論

唐紹儀は袁世凱の命を含み五月十七日上海に着し孫黃二氏と妥協の談判を爲しつゝあり、唐紹儀が果して能く其使命を完ふすべきや否やは之を今後の經過に徵するより外途なけれども、南北妥協の說大に行はるゝの結果唐紹儀は直ちに其目的を貫徹し得べしとさへ主張するものあり、今其理由を査するに左の如し、

(一)商民の平和希望　革命黨は袁世凱の行動に歡らず宋敎仁暗殺と大借款調卽とに激し第二革命軍を起さんと企つるも、一般商民は第一革命に依り二年の久しき生命財産の安固を缺きたるに懲り平和を熱望すること甚だしく平和を購ふ爲めに多大の犧牲を供するも辭せざるの勢あり、革命黨の根據たる廣東上海に於てすら第二革命に反對する有樣なり、孫黃二人の政治的生命は輿望を負ふの點にあるものなれば輿論に反對して兵を起すこと能はざるべし。

(二)青年支那人の不人望　第一革命の結果滿淸官吏逐はれて革命黨に屬する青年官吏之に代はりたるに、革命草創の際貢賦少く軍費多かりしが爲め省城附近に於ける賦課滿淸時代よりも多く、加ふるに

彼等は政務につき何等の素養なく未だ人民の疾苦に通ずるに至らざりしかば、革命黨の政治は滿清の政治よりも劣り、青年支那人の背德は舊式支那人よりも甚だしとの非難各所に起り、民心は漸次革命黨を去りて袁世凱に歸するの傾きを生じたり、殊に外國人は青年支那人を以て到底與するに足らざるものと爲し大に袁を謳歌するに至れり。

（三）軍隊の向背　袁世凱が河南の講所を出で、滿清朝廷と革命とを壓伏して假大總統を贏ち得たるは、直隸總督時代に强大なる軍隊を養成したるに依る、政權を得るの途兵馬を擁するより利なるはなきは、袁の深く信する所にして、假大總統に選擧せらるゝや益々兵權を獲得せんことに苦心し豫て撫循せし直隸の六個師團を始め、滿洲人より成る諸軍警、通州の姜桂題、兗州の張勳、河南の倪嗣仲及揚州の徐寶山等を味方とし、奉天の張作霖、馮麟閣、湖北の黎元洪等も亦其藥籠中の物と爲し、其用を爲すべき諸軍の數約十八萬に達したり、之に反し孫黃二人は議會に於て多數を占め飽まで立憲的政爭に依り勝を制せんと計り、絕えて軍隊の操縱に意を用ふることなかりしかば、一朝事ある際彼等に左袒すべきもの幾何もなく、孫氏の根據地たる廣東は其護軍使陳炯明夙に心を袁氏に寄せ、黃氏の根據地たる湖南は其都督譚延闓黃氏を援くるの意なく、江蘇福建浙江の諸軍は形勢を觀望し孫黃二氏の爲め戰ふべき見込なし、其實に孫黃二氏の爲め死力を出すべき者は江西の李烈鈞安徽の柏文蔚江蘇の第八鎭のみにて、其總數僅かに四萬に過ぎず、而して軍隊の訓練兵器の精銳倶に遙かに袁派に劣れば孫黃派は到底兵力を以て袁派と衡を爭ふこと能はざる也。

（四）列國の袁派後援　袁世凱が支那政界に於て成功せし原因は種々あるべきも、其外交策巧妙にして列國の同情を博し得たること確かに重要なる一原因たるを失はず、革命亂時諸外國人が革命黨に同情し滿清朝廷に軍資を貸與することなかりし爲め、遂に革命黨を討伐する能はざりし經驗を有する袁世凱は、亂後益々外交に力を用い、四國の狀況も亦袁世凱の爲め有利なりしかば、諸外國人の袁世凱に同情する頗る厚く、「袁世凱は世に傳ふるが如み禍心を抱藏するものにあらず唯國步艱難にして時局を收拾するものなきと段趙等の部下に擁せられ退隱すること能はざるとに依り、已むを得ず大總統の印綬を佩ぶるのみ、袁氏家裡に鉅萬の富あり、故里に名山秀水多し、彼をして行動の自由を得せしめば必ずや高踏勇退閑雲野鶴を伴とすべし、今の時に當り支那の秩序を恢復維持し得るもの袁氏を除き、他に其人あることなければ、支那の平和を欲するものは、到底袁氏を援助せざるを得ず」と爲し五國政府は二億五千萬圓の大借款を袁氏に允許し、直ちに二千萬圓の前渡金を交付し、陰に陽に彼を援助して革命黨の壓迫に勗めつゝあり、革命黨の成功せし有力なる武器が反て袁氏の手に落て逆に革命黨を害するに至りては革命黨の打擊たるや莫大なりと謂ふべし。

如上の四理由に據れば、革命黨は戰を爲すべき時にあらず戰を爲せば必ず敗るべきに依り是非共妥協を爲すの外途なかるべく、唐紹儀が袁世凱の命を含み妥協の談判を爲す

好機とし、必ず妥協を爲すに至るべしと。

## 第二　妥協の條件

唐紹儀が如何なる條件を提出して、妥協を成立せしめんとするや、該條件は秘密に附せられ之を詳知するに由なきも、試みに各種の情報を綜合して之を推究せんか、革命黨が宋敎仁暗殺大借款調印の二件を提げ袁世凱を攻撃し其政界の退隱を要求しつゝあるを以て、革命黨側は袁世凱を大總統に選擧し宋敎仁暗殺を單なる司法問題に止め大借款調印の追認を爲し、而して袁世凱は宋敎仁暗殺と大借款調印とに責任ある閣員を免職し、陸軍內務財政の重要なるものを除き、其他の閣員には革命黨を採用することならん、此等の條件は革命黨の平生主張する所のものに異ならざるにあらざるも、昔日の勢力業既に失墜し孤城落日の趣ある革命黨のことなれば、假令一時拒絕することありとも遂に之を承諾するに至るべしと。

## 第三　革命黨の强硬

如上の觀測は餘りに袁派を買被り革命黨を見縊りたるものにして、革命黨とても揚子江以南に於て八九萬の味方を得る必ずしも困難にあらず、殊に海軍は大部分革命黨員より成るを以て之を後援とし、揚子江沿岸用兵に關し至大の便利を得べし、之に反し袁派は山西陝西の革命軍の爲め側面を衝かれ、蒙古軍の爲め背后を襲はるゝの憂あり、加ふるに本年江南一帶豐稔なりしに拘らず、河南山東山西方面は非常の不作にて土匪蜂起すべき模樣あれば、到底大兵を南下せしむること能はず、公平なる目を以て批判せんに南北二軍の戰線に於ける兵數は略ぼ互格なるべし、唯大借款成立したるが爲め革命黨は俄かに逆境に陷り勝算少きに至りたれば、結局妥協を爲すべしと想像する理由なきにあらざるも、孫黃等が內外官民より妥協を爲すべしと勸告せられ强迫せらるゝに拘らず、斷然妥協を排斥し其態度頗る强硬なるを奈何勝算の少きは彼等とて知らざるにあらず、又常に妥協に慣れたる彼等が今回に限り特に强硬なるは何故なる乎、袁派は戰勝者たるが如き態度を持し革命黨と談判するものにして其名は双方の妥協なるも實は革命黨の降伏に過ぎざるは妥協條件を一見すれば明なり、卽ち伴食閣員數人を贏ち得る外、一切袁派の要求を容れ革命黨主張を拋たざるべからざれば也、前回妥協の際革命黨が袁派と聯立內閣を組織し大失敗を演せしが爲め、袖を聯ねて職を辭し、爾來政黨內閣を標榜し、宋敎仁暗殺事件の勃發するや、袁世凱政界退隱を要求しつゝありたるに俄かに膝を屈し平生の主張を泥土にし笑を天下に取るは體面を重んずる孫黃等の容易に忍ぶ能はざる所たり、又袁派は專制主義にして革命黨は民主々義なるに依り、兩派は既に根本に於て相容れず南北妥協の後兩派妥協を重ぬること幾回なるを知らざるも、遂に今次の大紛擾を來たせり、假令唐紹儀の言を容れ妥協を爲すとも早晩破裂すべきこと疑ひなく、我れ彼を斃さずんば彼れ我を斃すべき勢あり、此間の消息は兩派の熟知する所にして、妥協成立の後互に暗鬪を事とし自派の勢

力を增大にし敵黨を殲滅せんと計るべく、而して此點に於て政府を把持する表派に非常の利益あるは勿論也、張振武宋敎仁沈秉堃林述慶等の諸名士が前後非命に死したるは、機會のある毎に革命黨を芟除せんとする袁派の密策に出でたりと傳へらるゝ程なり、今若し妥協すれば極力袁派に反對しつゝある李烈鈞柏文蔚の徒は、張宋諸人と運命を齊ふすべく、孫黃も晨に一手を斷たれ夕に一足を斬られ遂に其身を滅すに至るべく、事茲に及び袁派に反抗すれば已に列國より正式の民國承認ありたる後なるべければ、乍ち內外より謀反者として處分せらるゝの不幸に遭遇すべし、孫黃が妥協の勸告を爲すものに對し、民國の爲め身を殺すは光榮とする所なるも妥協の爲め命を失ひ共和を滅却するに忍びず」と謝絕し、强硬の態度を變せざるは理由あることゝ謂ふべし。

## 第四　前途暗憺

戰はんか勝算乏し、妥協せんか身を殺すを奈何、進退兩つながら難きは革命黨の境遇なり、革命黨の諸首領は何の術策を以て此逆境を切拔けんとするや、在北京革命黨の首領張繼曰く我黨は內亂又は南北分立を欲するものにあらず政府の態度にして改まらずんば革命當初の目的を貫徹するに勗むべしと、孫黃曰く我黨は戰亂を望まず唯袁世凱を退けんと欲す絕對に妥協を爲さずと、彼等が正々堂々立憲的政爭を爲さんとするの意思あるものなれば、袁派にして彼等に存立し得る保證を與ふれば妥協成立すべけれども、を袁世凱が政界を退隱するか又は內閣を革命黨に明渡すの外適當なる保證を與ふべき方法案出し難かるべく、又かゝる保證を爲すは袁派の極力反對する所なるべければ、妥協の成立する世人の想像する如く容易なるものにあらず知らず革命黨は存立の保證を與へらるゝ見込なく、尙ほ且つ妥協を爲さんとする乎、最近の報道に據れば、孫逸仙廣東に下り革命黨の議員北京を去らんとすと、是れ豈に窮鼠猫を嚙まんとするの前兆にあらざるなき乎、戰か妥協か、民國の前途暗憺として未だ輕々其落所を豫言するを許さず、吾人は暫らく緘默して風雲の去來を注視せんと欲す。（吟風）

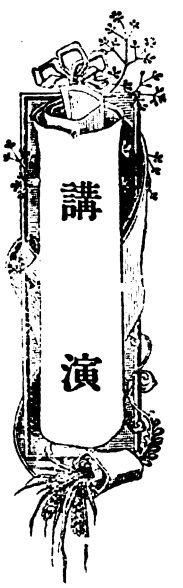


# 支那時局觀

左は去る五月二十一日東亞同文會春季大會に於て根津幹事長の演說されたるものなり

是から支那現下の時局に於ける情況に就きまして、御參考のために簡單に少し御話を申上げやうと思ひます、支那の時局に就きましては御承知の如く今年の春に至つて國會が開設せられたならば必ず一大紛擾が起るだらうといふことは、昨年來何人も豫想して居つた所でありまして、袁世凱氏は爾來長い間今日の場合に對する仕度をして居つたやうでありまして、今度の國會が開ひた後に重大問題として現れて來べきことは、議長の選擧、進んで正式大統領の選擧、憲法の制定此三つであらうと思つて居つたのであります、而して議長の選擧といふことは左程六ケ敷いことではない、最も重大なることは大統領の選擧、憲法の制定であらうと思ふ、就中憲法の制定に就ては袁世凱氏の方の考へと國民黨の方の考へとでは主義を異にして居りますから、是が難問題であらうと思ふ。袁派の方で希望して居るところの憲法は、國務大臣の任命權とか或は國會解散權とか宣戰媾和締約の權とかいふやうな重大なる權限を大總統の手に收めることを希望して居ります、國民黨に於きましては夫れに反して大統領は全く飾り物にして置いて國務の大權を一切國會に握つてしまう、斯ういふ事でありますから根本に於て主義を異にして居る、袁氏も早くそこに感知しまして、先づ各省の代表者を二人づゝ北京に集めて憲法研究會といふものを拵へて、夫れが各省の代表意見の如く見せて發表しました、夫れで見ますると今申しました如く重大の權力は悉く大統領の手に收めて居る、而して又是は手を廻したものでありませうが南の若干の都督を除くの外他の都督は連署して大統領權限擴張の憲法に贊成するといふことを上書して居ります、それ等の省は若し南北で爭ひが起つたならば北の方卽ち袁氏を助けるものであらうと思つて居りましたが、果して南北の爭ひになつて來ますと其連中は悉く兵力を以ても北を助けるやうな傾向になつて居ります、一方には御承知の如く共和黨、統一黨、民主黨の三派を合して先づ國民黨に稍對抗が出來る位の數に纏めまして

之を自分の與黨として國民黨に對抗する、而して國民黨の內でも籍を二つも三つにも置きて居る者が澤山あつた、さういふ者に手を着けて片端から買收したから、忽ち袁派の方に數が加はつて衆議院の議長選擧に於ては辛うじて其效を奏したやうに見えました、そこまで漕付けた次第であります、處が大統領の選擧を先にするか、憲法制定を先にするかといふことが問題でありまして、大統領の選擧の方が容易で憲法制定は難物でありますので、袁派の方に於ては先づ正式大統領の選擧を先に濟して其勢に乘じて憲法制定の方に及ばうといふ考へでございますが、それに反して國民黨の方に於ては大統領の選擧を後廻しにして難物である憲法制定問題を先にしやうといふので、其前後に就て既に北京では暗鬪が始まつた、處が國民黨の方の考へでは先づ正式大統領は天下の輿論として袁世凱を選擧するより外仕方ない、袁世凱を正式大統領に選擧して置いて政權は此方に握らう、それが爲めに憲法を此方が思ふ如く定めて置くそれには總理大臣以下悉く議院で以て選擧するやうな風に憲法を定めんとす、彼派の憲法草案を見まするとそれに基きし國務大臣の選定權其他總ての權力は議院が有つて居る次第でありますから、議院に多數さへ占め得れば大統領は袁世凱に托した所で政治の實權は自分等にあるといふことは一つの面白い考であると私共は思つて居る、斯の如くして兩方互に用意して掛つた所が、端なくも宋敎仁問題と大借款問題が起りました、宋敎仁問題に就ては御承知の如く如何にも殘忍非道の至りで、罪もなくあれ程國家に忠節を盡して大勳功あつたものを無殘に暗殺したといふ事は如何にもヒドイことでございますから、南方の人心は盛んに激昂した、而して宋敎仁事件は今日までに表はれて居る證據に依りますと果して趙秉鈞が直接關係して居るか、袁氏が命令してやらしたか是はもつと審問を進めて見んと確とは解らぬが、然し北方の者が使嗾して此處に至らしめたといふだけは確に信せられるやうであります、それに對して國民黨は有力なる中心を失つた譯でありますから、奮激するのは無理はない、又大借款に就きましては、最も國民黨は大打擊を受ける所でありまして、袁氏が大借款の前渡金を握つて北の大兵を提げて壓迫して來るといふことになつたならば南の者は對抗が困難になるからといふので其停遏に非常に苦心した次第で尤もなことであります、國民黨としてあの金を袁に握られて大兵を以て向ひ來られては容易ならぬ壓迫でございます、斯の如き狀況で進んで今日は南北對峙といふ有樣になつて居りますが、此南北對峙に就て其力の見方を人々が異にして居ります、普通の見方でありますと袁の方は南より余程澤山に優れた兵を有つて居り其武器も優れて居り其上多額の金を握つて之が使へるといふことになつたならば南は之れに堪へられない、斯う見る人が多いでございませうが併しさうは往かぬのでありまして、大體から見ますと南も北に劣らぬ力がある、纏まつた金こそ握つて居りませぬが兵數に於ても南が大部分立つて北と對抗することになりますと、北の方では北京に兵を置かなければならぬ、甘肅の方面に兵を殘さなければならぬ、滿洲

に對し又蒙古に對しても兵を殘さなければならぬ、故に會戰地に用ひ得べき兵數を數へて見ると左程優勢でありませぬ、殊に支那に於きましては未だ兵略戰時代でありますから之も注目しなければならぬ、歐羅巴あたりになりますと學術工業進歩の結果としまして戰術が段々兵略の範圍を浸蝕して行く、恰も理學が哲學の範圍を浸蝕して行くのと同じ趣で進みつゝある、現に日露の戰に於きましても、一面から見ればあれは大戰術戰と云ふて宜い、兵略戰として見るべき程のものはない、強て名けたら彼左から廻つた乃木軍の大迂廻と、鴨綠江軍の右の迂廻が兵略戰で、他は悉く戰術戰である、然るに支那に於てはさうでありませぬ、昨年の革命亂の時の戰を見ましても兵略戰が大部分でありました、而して兵略戰でありますると兵數の問題のみではありませぬ、名將が精鍊の兵を率ゐると相對する五倍六倍の兵を擊破して往くといふことは難からぬことでありますから、之も一つ考へなければならぬ、又富力の上から考へると、元來南方は北へ對しては仕送りをしてやつて居る、北の各省は南の各省の仕送りで生活して居ると云ふ樣の次第であるから、北に比べると南の富の力は遙に優つて居る、故に對抗する場合に於きましても各省に於ては收稅と治安を保つ、それに要する費用、是だけの行政費を取つて、殘りの全部を兵費に掛けるといふことになりまするると、揚子江を挾んで對峙して居るといふとは難からぬ而して持久戰になりますと彈丸も餘計擊ちませぬから、經費も餘計掛りませぬ事情もあり、殊に此昨年は三十年來の春作も秋作も南の方は大豐作、殊に革命後に於きましては總ての國費の負擔が先づ平均二割位減じて居ります、故に民間は餘裕を殘して居り今年の春作も北は惡うございますが、南の方は蠶は好し、麥も好い茶菜種も好いといふやうに重要豐作物は好い有樣であります、故に案の立て方に依ては進んで北を擊つことは出來ぬも而も揚子江を挾んで對峙して往く力は負けぬ程あるといふことは言ひ得る、唯他の事情もありましよふが單に戰をするといふ事柄のみの上から考へて見て、誠に惜むべき千載の恨事であると思ふことは、李烈鈞の率る江西の兵は南の方でも善い兵でありますが、此二個師團なる兵を以て驀直に早く武昌を攻擊すると、黎元洪の持つて居る四個師團といふものは、或は變を生じて二つに分れて南に附くものと北に附くものと二つに分れたかも知れぬ、そこに至れば多分海軍といふものは南の方に附くといふことになりませうが、そこで大勢が定まる、海軍が南に附く湖北の兵が二つに分れると云ふ樣な勢になるとどつちへ附かうかといふやうな中立の考へを以て居る省は南へ南へと應するやうになりますから、南が勝つか北が勝つか一勝一敗の勢であつたらうと思ふ、惜い事には事玆に出なかつたは或は黎と袁との間は肝膽相照して居る洪の心中を見損なつて居つた結果であつたではあるまいか、誠に遺憾なることである、今日の場合になると海軍も北の方を放れぬらしい、さうなると南の方に於きましても福建、廣西、雲南、貴州、四川あたりは觀望の態度を有つて居る、湖南の都督あたりも今日ではやはり觀望の態度を有つて居る樣に見へ

る、斯ういふ譯でありますから浙江の都督も同樣でありまして、今サア立つといふ時に必ず應ずるのは南京の第八師團と江蘇省の他の師團と安徽の柏文蔚の持つて居る師團、江西の李烈鈞の二個師團、以上五個師團しかない、大勢から見て戰をするといふ上に就ては甚だ不利の形勢になつて來た、誠に惜く考へる、併ながら是だけの力を以てしても未だ絕望とは言へぬのであります、他の國ならば中々困難でありますが、支那の國としてはいろ〳〵の事情がありまして、方略の立てやうに依りましては是だけでも相當に對抗は出來るのであります、卽ち南京の第八師團を以て都を玆に建て、之を安徽に連らね、敗を取つた場合に於ては南京から南昌に退いて、南昌から湖南に連ね、湖南一部の兵を以て四川に入れ、一方は廣東に連ねる、斯ういふことになりますと、廣東の富四川の大富力を用ゆる、武器は香港より廣東に入る、四川の如きは人口が七千萬百物豐足天府の地といふ位であるから、容易に攻め落す譯には往かぬ力を有つて居る、斯の如き橫斷といふ如き立場に至つただけでも、北の者が容易に討平は出來ぬことであらうと思ふ、現に康熙帝が支那を討平した後に於て、南の各省で段々叛ひた者がありましたが、康熙帝の雄才大略を以てしても中々討平は出來なかつた、況んや袁氏が金が如何に多いと云つても兵が多と云ふても、深く入ると南の方には川あり山あり、行軍に不便であるから、大兵の運用には頗る六ケ敷い、所謂北馬南船でありまして步々川に出合ふ、其川は水流が深い、船橋をかけぬと渡れぬから、野砲の運轉は殆ど出來ない、騎兵といふものも殆ど其用にならぬといふ譯でありますから、決心して立ちますと、まだ〳〵悲觀的に見ても相應に對抗力を有つて居るといふことが云へるのであります、斯樣の次第でありますから、今日北の方にした所で彼の兵が優つて金が多いとしたところで、究極まで攻めることの出來ぬといふことは袁世凱氏も知つて居ります、長く對峙して居りますと、天下が大騷亂になつてしまう、そふなると支那の全局の爲め又外國に對する關係の爲め非常に困る事になると考へますから、どうか是は妥協に濟したいと云ふのが恐らくは袁世凱氏の心底の望みであらうと思ふ、又南の方も相當の條件あつて國民黨の面目が立つたならば、戰を好んでする場合でありませぬから、双方共に斯樣の事情にありとしたなら妥協も出來難き事でなからうと思ふ、一地方の爭亂の如きは或は起るなきを保せざる事情はあり、夫に就き今日より二日前に唐紹儀が上海へやつて來まして、是は妥協の周旋人には最も宜からうと思ひますが、頻りに骨を折つて居る、黎元洪あたりもア、云ふ双方に德望ある重要の位地に居つて、多數の兵力を握つて居りまして、妥協に骨を折つて居ります、今日の趨勢で見ますると未だ俄かに斷じ難きも思ふに此の成行は多分妥協に終りはせぬか、併ながら妥協が始まつたところで直に濟むといふ譯に往きますまい、妥協の相談が始まつて長いものであらうと思ふ、併ながら此際國民黨の前途の爲めに好意を以て考へても、又支那の全局の上から考へても、日本の立場として昨今の場合に徵して考へても、望むらくは袁氏を

して充分讓歩し、國民黨の面目を立たせ、和平に終らしたいと思ふのでありまして、又袁氏にしても、既往不德の名を善くし、支那の全局に盡す所以であらふと思ふ、そこで斯の如く和平に終りますと、支那は此先どういふ事になるかと考へますと、彼の金を手に握りますから、金さへ手に握れば意氣は一新して居りますし、意氣の一新に乘じて金を下してかゝる事になりますと、あの金は一部は公債の元利であつて外國に行きますが、大部が支那内地に散ります支那内地に散ることになりますと中層以下多くは下層の勞働者の手に歸すると思ふ、支那の下層民の數といふものは中々比率の大なるもので、何れの國にしても支那の下層民程割合の多いものはないと思ふ、貧民の貧なる度といふものは世界に見えぬ程の貧なるものであります、ア、云ふ革命亂の後でありますから、主として貧民に富力幸福を與へて、それの力を以て中華民國といふものを立派に發達さしてやりたい、之が大事なことであらうと思ふ、此際和平に終つて大借款を善用することになりますと、有形事物といふものは必ず改良發達さるゝこと、思ふ、即ち幣制の釐革財務の擴張、政務の振作、金融機關の整頓、交通機關の發展、農工、商鑛業の發達、智育、體育の改良といふやうな事柄は或る程度までは必ず出來得ると私は認めて居ります果してそこに至るものとしたならば、遠き前途は解りませぬけれども、近未來暫く支那といふものは一般は隆昌に赴き、殊に多數貧民が幸福なることを得て往くといふことにならうと思ひますから、出來得るならば彼國の爲には勿論日本の立場としても、彼の國をそこに至らしめて富國强兵に導かしめて、共に相携へて東洋の大局を維持するやうに致したいと思ふのであります、さういふやうな次第で、此際南北が僅かの事のために四億萬の生靈をして、去年心配したばかりの者をして、二年經ぬ間に又塗炭に苦しめるといふことは、實に隣人の情誼として吾々は殊に支那に關係の深い立場でありますので、そこに想ひ到ると何とも忍びぬ感が起るのであります、此際何卒兩方が讓り合で、双方面目が立つて忍んで往けるやうな良方法を立て、和平に局を結ぶに到らん事を切に冀望する次第であります、（拍手起る）

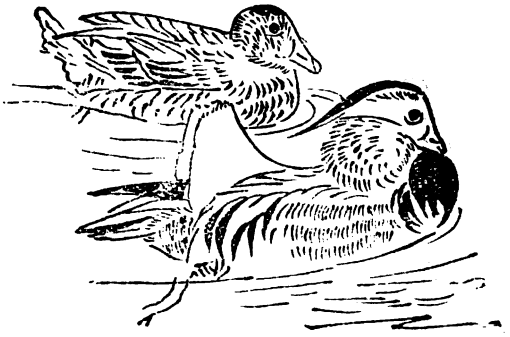

# 借款と貿易との關係

S Y 生

（一）

支那は未だ開拓せざる無限の富を以て世界に有名なる國なると共に、財政の頗る紊亂せる事を以て亦世界に其名高き大國也、從て此天賦の富源を開發し此財政の紊亂を整理するには畢竟するところ外資の力を借り外債を募集するに非んば到底不可能にして、支那人も最初は外資を以て支那の利源を開拓するは恰も之れ一國主權の侵害なるが如くに恐懼し之に反對し其熱するに及んでは、死も且つ辭せざりし實例に乏しからざるは讀者の猶耳目に新たなる處なる可し、然るに革命以後支那の財政は支離滅裂の窮狀を呈するに及んで、之を收拾するに支那人も最早や外債政略に出づるより外なきを自覺し、當路者は毒を以て毒を制するの最後の手段に出で、孫逸仙氏の如きも口を極めて外債の已むを可からざるを說き、外債は借るに亡びずして還さゞるに亡ぶるの所以を明にし、外債の必ずしも憂ふ可きものにあらざるを宣傳したるより、支那の輿論は根底より一變して外資を歡迎し大借款の成立を翹望するに至れり、亦以て時勢の變遷を見る可し。

政治上より觀察すれば支那現時の狀態は外資を借入るるに非んば國內の安寧秩序を保持すること能はず、外債の借換を行ふこと能はずんば一國の信用を維持するに由なきのみならず實に共和政治を運用すること能はざる也、之れ獨り政治上に就てのみの論に非ず、經濟上に及ぼす外資の力も亦頗る强大なること、敢て政治上との關係に讓らざるを見る。

（二）

支那は頗る硬貨の缺乏せる國にして、貿易上の運轉資金大部分外國人の資金に依賴す、乃ち支那人が外國品を買入るるに際しては、長期の掛買にして、現金取引の行はれ難きは皆人の熟知する所なるのみならず、外國人が支那の土産を買入るゝには多くは手附金を前渡して、然る後に貨物の引渡を受くるなり、換言すれば支那人が間接的に外資を借入れつゝ之を資金として貿易に從事するものなることを立證するものなり、又猶一例を示せば上海市場銀行資金は約三千五六百萬兩にして、其中三千萬兩は外國銀行の所有に係る、漢口に於ても亦同樣にして、同市場銀行資金四百五六十萬兩支那錢莊の資金は其中五六十萬兩に充たざるなり、是れ則ち支那對外貿易が外資によりて行はれつゝある鐵證にして、平素に於てさへ外國貿易と外資との關係既に斯の如し、然るに最近に到りて此關係は層一層其の重要の程度を增加するに至れり。

## (三)

抑も現時支那內地金融界は紙幣の濫發と金融機關の混亂とにより、紊亂に紊亂を重ね居れるのみならず、大開港場と雖も親銀行の地位に在る外國銀行は警戒を嚴にして放資を控へ、支那錢莊も亦從前に比較し頗る手堅き態度を持し、商賈は皆資金融通方法に困難を嘗め居れるにも拘らず、一般經濟界は最近南方分離の噂喧しきに到る迄は決して不景氣にあらず、貿易も亦頗る活潑にして就中支那の輸入貿易の如きは未曾有の盛況を呈しつゝありたり、其基く處を探究するに其原因固より一二に止まらざれども、歸するところ外資の支那に流入し又は流入す可く豫想せられし一事が其最大原因なるなきを得むや。

革命以來列國は對支那放資に熱中し之を目的とせる「トラスト」の組織せられたるもの一二に止まらず、其投資額も革命以來約一ヶ年の間に於て世上に公表せられしもの七千萬圓に及ぶ、之に秘密借款出稼移民の送金額等を加算すれば猶之れより多額の金額の支那に流入せるを推察するを得可く、之の外債が支那の購買力を刺擊するに與りて力ありしのみならず、五國借款の成立の豫想による銀塊相場の上昂が支那に於ける外國品の價格を低廉ならしめ、其結果支那內地爲替の不利による購買力の減少を償ふて餘りありたるを以てなり。想ふに若し此外資の流入なく五國借款による銀塊の騰貴なかりしならむには、譬へ昨年度農作物の豐收と租稅の不納とによる民間購買力の增加を以てするとも、到底內地金融界の疲弊を蔽ふこと能はざりしなる可く、又斯の如く我對支貿易を促進すること能はざりしや論なきも也。

今や五國借款は五月二十一日を期して歐洲市場に賣出されむとす、支那は其內對外債務として一千七十八萬磅の支拂を要するも、近き未來に於て墺國借款と併せて再び一億二三千萬圓の硬貨を增加す可く、其全部は行政費、軍隊解散費として(本誌附錄參照)民間に散布せられ、斯の如くにして支那の財政が一時を糊塗するを得可きと共に、其の間接的效果として革命亂唯一の惡影響とも稱す可き金融界の

打撃は此鉅額なる外資を得て大に緩和せらる可き也。

## (四)

革命以來支那金融界は紙幣の濫發と內地爲替業者の混亂によりて著しく其秩序を破壞せり、革命後支那各省に於て幾何の紙幣を濫發せしや其額詳ならざれども、支那現時の紙幣流通額は少くとも一億五千萬元以上にして、長江沿岸七省の地に於てさへ七八千萬元なりと稱せらる、革命前支那全國の紙幣九千萬元と唱へられたる時代に於てさへ、外國人側よりの苦情絕えざりし程なるに、僅に一ヶ年を出でずして約六七千萬元の紙幣濫發せられたるを以て額面金額を維持すること能はず「グレッシャム」の法則行はれて內地中心市場の硬貨は忽ち其姿を隱し、紙幣を流通せざる田舍地方又は上海漢口等の平靜なる市場に集中したり、されば田舍人民は概して富裕にして其購買力は却て增加し、上海漢口市場の如きは爲に金融頗る緩慢なるも、唯だ獨り田舍の中心市場のみ金融界の恐慌に苦みつゝある現狀にして、此等地方と上海との內地爲替は爲に異常の變態を生ずるに至れり、今二三の實例を揭ぐれば鎭江と上海との爲替は普通鎭江の九百三十兩內外が上海の千兩に相當せしが現時其九百六十兩を以てせざれば上海現銀千兩を得ること能はず、上海と長沙との爲替は平時に比し二割高にして四川重慶と上海も亦一割五分以上の騰貴なり、換言すれば內地人民が外國品を買入るゝに際しては此爲替相場の騰貴だけの物價の上昂を負擔せざるを得ざるを意味す、斯の如くんば田舍地方の購買力減少を見ざらむと欲するも得可からざる所なり、只幸に銀塊相場の騰貴ありて纔に相殺する事を得て貿易上に大影響を及さゞりしのみ。

支那內地金融市場は斯の如きが大市場たる上海漢口は支那新舊銀行の倒閉相繼ぎ、現今營業せる支那錢莊は上海にては亂前の三分の一に過ぎず、金融界の全權を握れる外國銀行は警戒を嚴にして容易に貸出を行はず、「チョッブローン」行はれざるが爲めに支那銀行は確實なる抵當を附するに非れば外國銀行より融通を受くること能はざるに至れり、又上海に於ては莊票期限短縮の決議は竟に行はれず、亂前の如く綿製品に對しては五日間雜貨は十日目拂なれども支那錢莊の貸出方針は比較的手堅く商人融通の途は著しく減縮せられたり。

漢口方面は兵亂當時全滅せる支那錢莊は昨年春以來開店するもの頗る多く、現時百數十家を算するに至れり、彼等の資本は最大なるものと雖も一萬兩に充たず、舊狀の改まる所無しと雖も對外人取引期限は著しく短縮し、外國人は雜貨業者に至る迄皆現銀取引を原則とし、慣習上十五日目拂の莊票を以て相場建つるものは日步を以て割引しつゝあり、斯の如く金融業者並に外人貿易業者の警戒怠りなく爲めに取引期限は著しく短縮せられたりと雖も、飜て上海漢口に於ける支那問屋と田舍地方客との取引關係を看るに依然として舊態を改めず、四十五日乃至六十日の延取引を主とし只兩地共に一ヶ年又は三季決算と云ふが如き長期取引減少の傾向を生せるのみ。

されば田舍賣客と外商との中間に介在せる支那問屋は、外商より商品を仕入るゝに其代金支拂期間短縮せるに拘らず、其内地支那人宛賣込に際しては從來の如く長期の延取引に甘んぜざる可からざることとなれり、故に從來と同一の資本を以てしては到底舊と同額の商業を營むこと能はず、取引額は一口毎に之を觀察するときは著しく其金額を減少したり、されば現在の支那問屋は皆此資金融通の方法に窮して苦心しつゝある也。

（五）

支那金融界の現狀大凡上記の如し、故に今一億二三千萬圓の巨資が比較的短日月の間に支那に散布せらるゝに於ては、此金融界の缺陷を補ふに裨益少からざるは信じて疑なき所、果して然らば田舍人民實在の購買力は茲に到て始めて發揮せられ、支那貿易は著しく振興す可き運命を有するや必せり。說を爲すものあり曰く、支那の如き廣大なる地域に一億數千萬圓の資金散布せらるも何等の補益するところなからんと、之れ蓋し支那金融界の實際に迂遠にして且つ又革命後支那貿易が何が故に旺盛なりしやを精思せざりし罪に坐す可し。（完）

## 孔社組織さる

革命以來支那に於て孔子の尊拜昔日の如くならざるを遺憾とし北京に於て饒智元惲毓鼎顧璇等は孔子崇拜の目的を以て孔社なるものを組織せり其大綱は大約左の如し。

一　人道の大經を維持す　二　社會風俗を改良す
三　國家思想を提倡す　四　政治知識を增進す
五　經詞徵言を發明す　六　學說公報を編釋す

本會は大總統の批准を經て入會者頗る多く二十七日北京湖廣會館にて大會を開けり來會者三四千人大總統は秘書長夏壽田を派して祝詞を述べしむ次で正副社長の選擧あり徐琪は正社長に惲毓鼎饒智元副社長に當選せり。（國權報）

# 本邦重要通商港對支那貿易觀察（其一）

M S 生

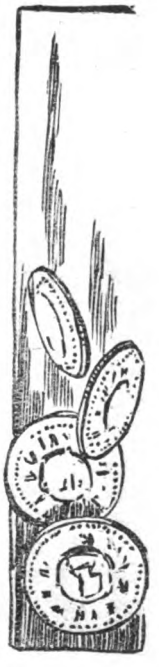

## 第一節　總觀

本邦對支那貿易上最も重要なる關係を有する通商港は神戸にして、輸出入貿易ともに本邦對支那貿易の大半を營み本邦各港中之れに匹敵するものなし、神戸港に亞ぎ重要なる地位を占むるは大阪及び横濱にて、前者は輸出を主とし輸入を從とし、後者は輸入を主として輸出を從とするの特色あり、長崎函館の兩港は海產物の輸出港として古來支那貿易上の緣故深かりしが近時漸やく衰退の傾向あり、之れに反して門司港は兩國交通の要衝に當り且つ石炭の積出地雜穀類の輸入地として著しき發展を遂げ、其貿易額は遙かに長崎函館の上を超ゆるに至り、四日市亦東海邊の要港として對支那輸出入額は大ひに增加せり、此外特殊商品の輸出入港として貿易額の少なからざるものあり、例へば若松が石炭の積出地鐵鑛の輸入地として其輸出入額常に三四百萬圓に上り其金額の大なること或は却而函館等を凌駕し、三池唐津は共に石炭の輸出港を以て名あり、小樽は主として材木昆布の輸出港として發達し爲めに函館港の衰微を促したるが如き然り。

如此本那各港の對支那貿易は夫々消長盛衰あり、又其輸出入品及び其支那に對する地方的關係に於て種々特異とす可きものありて存し、之れによりても亦本邦對支那貿易の推移を觀察するに足るものあり、以下項を分ち本邦對支那重要貿易港たる神戸大阪横濱函館長崎門司各港の對支那貿易に就て略述せんとする所なり。

猶本邦各港對支那貿易の狀勢に就ては、左記諸表に於て最近二年の統計を示して參考に供す、

最近兩年本邦通商港對支那輸出入額對照表

| 港名 | 明治四十三年 | | 明治四十四年（大正元年） | |
|---|---|---|---|---|
| | 輸出額 | 輸入額 | 輸出額 | 輸入額 |
| 神戸 | 三、七五三、三七九 | 三、七八一、二四四 | 三、三四四、一九〇 | 二七、五七八、三三 |
| 大阪 | 三、二六九、四七九 | 三、九七〇、三九〇 | 二九、九六九、七九九 | 四、五三一、一八六 |
| 横濱 | 六、七三三、三四四 | 一七、一五六、七五六 | 八、〇九六、五一四 | 一四、二七八、二三二 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 長崎 | 一、四三〇、五八三 | 二、二六一、六五三 | 一、四〇九、〇四八 | 二、二七九、八一三 | | | | | | | |
| 函館 | 一、二六一、五七〇 | 二、一六九 | 一、一〇三、六二〇 | 三、七九九 | 一七、一五六、七六六 | 二五〇 | 二三、八〇〇、〇八〇 | 一五〇 | | | |
| 新潟 | | 三五六、三二〇 | | 三二 | 三、五九一、四七六 | 四九一 | 六六、四八一、四四二 | 四一九 | | | |
| 武豐 | | 一五八、九七八 | | | 三、四七〇、三九〇 | 五八 | 三五、三五九、八九六 | 二三三 | | | |
| 四ケ市 | 一、四〇〇、八八一 | 四、五七四、三九一 | 一、三五一、四二八 | 一、四二〇、五八三 | 一六 | 二、二六一、六五二 | 三三 | 三、六八二、三五二 | 三三 | | |
| 糸崎 | 一、四一二 | | | | 六、一六二、一九二 | 六七 | 二、八二六、五七〇 | 四一 | 八、九四四、七六二 | 五六 | |
| 下關 | 一、一七九、四一〇 | 一七三、四九三 | | | | | | | 一、二六二、五九 | 一 | 八 |
| 門司 | 一、一七九、四一〇 | 一七三、四九三 | | 四九五、二一〇 | | | | | | | |
| 若松 | 六、一二六、一九二 | 二、八二八、五七〇 | 六、一二九、三〇九 | 九八、四九七 | | | | | | | |
| 博多 | 三、九三一、〇九三 | 七九、三二六 | 三、八九九、四九九 | 三、二九六、六四六 | | | | | | | |
| 唐津 | 九、五三〇 | | 一七、六〇〇 | 一、六五五、六〇七 | | | | | | | |
| 住ノ江 | 六四四、七六一 | 九三、一九一 | 八三三、〇〇六 | 一〇八、六三一 | | | | | | | |
| 口ノ津 | 一九八、七二一 | | 二四二、五二九 | 四二、三二六 | | | | | | | |
| 敦賀 | 五〇〇 | 三二、〇八五 | 一六、〇〇〇 | 一〇八、九八九 | | | | | | | |
| 大泊 | 七七、四五二 | 一八七、七三七 | 五六、五三五 | 四〇四、一八七 | | | | | | | |
| 根室 | 一五、五九〇 | | 八〇、九一二 | | | | | | | | |
| 三角 | 四、七七〇 | | 九一、五四七 | | | | | | | | |
| 嚴原 | 四三、九八六 | | 一六 | 一五〇、四六九 | | | | | | | |
| 佐須奈 | | 七一、四九一 | | | | | | | | | |
| 濱田 | | | | | | | | | | | |
| 境 | | | | | | | | | | | |
| 青森 | 二、一六〇 | | | | | | | | | | |
| 室蘭 | 三五六、〇八四 | 七五三 | 三六、六四〇 | 一四、八四四 | | | | | | | |
| 小樽 | 一、三五七、九四五 | 四一 | ●〇一一、〇〇六 | 三三〇 | | | | | | | |
| 釧路 | 二六五、五四一 | 五六 | 二八七、八三六 | | | | | | | | |
| 清水 | | 一、三一一、四三七 | | 一、四一八、一三三 | | | | | | | |
| 那覇 | 七、三〇七 | 六六、九三八 | 四七 | 三三、三五七 | | | | | | | |
| 七尾 | | | | | | | | | | | |
| 名古屋 | 一三、七七 | 二六五、七四四 | 五、〇二〇 | 一五七、八二五 | | | | | | | |
| 三池 | 七二、三〇五 | 六五一、九二八 | 一、二五五、二六〇 | 七八、四五四 | | | | | | | |
| 宮津 | | | | | | | | | | | |

明治四十三年度本邦重要通商港對支那貿易分配表（割合は本邦對支那輸出入の總額に對するものなり）

明治四十四年（大正元年）度本邦重要通商港對支那貿易分配表（割合は本邦對支那輸出入の總額に對するものなり）

| 港名 | 輸出額 | 割合 | 輸入額 | 割合 | 總額 | 割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 横濱 | 六、七三二、二八四 | 七四七 | 一七、一五六、七五六 | 二五〇 | 二三、八〇〇、〇八〇 | 一五〇 |
| 神戸 | 三、七四二、三七九 | 三六四 | 三三、七二八、一六四 | 四九一 | 六六、四八一、四四二 | 四一九 |
| 大阪 | 三一、三五九、四七九 | 三四九 | 三、九七〇、三九〇 | 五八 | 三五、三五九、八九六 | 二三三 |
| 長崎 | 一、四二〇、五八三 | 一六 | 二、二六一、六五二 | 三三 | 三、六八二、三五二 | 三三 |
| 門司 | 六、一二六、一九二 | 六七 | 二、八二六、五七〇 | 四一 | 八、九四四、七六二 | 五六 |
| 函館 | 一、二六一、五七〇 | 一四 | 二、一六九 | 一 | 一、二六二、五九 | 八 |

| 港名 | 輸出額 | 割合 | 輸入額 | 割合 | 總額 | 割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 横濱 | 八、〇九六、五二四 | 〇九二 | 一四、二七八、二三 | 三三〇 | 三、五四四、七二七 | 一五〇 |
| 神戸 | 三二、三四四、一九〇 | 三六七 | 二七、五七八、三三 | 四四四 | 五九、九〇二、五二三 | 四〇〇 |
| 大阪 | 二九、九六九、七九九 | 三三八 | 四、五二一、一八 | 〇七三 | 三四、四九〇、九一七 | 二五〇 |
| 長崎 | 一、四〇九、〇四八 | 〇一六 | 二、二七九、八一三 | 〇五三 | 三、六八八、八六一 | 〇二四 |
| 門司 | 六、一二九、三〇九 | 〇六九 | 三、二九六、九四六 | 〇五三 | 九、四三六、三五五 | 〇六九 |
| 函館 | 一、一〇三、六二〇 | 〇一三 | 三、七九九 | 一 | 一、一〇七、四一九 | 〇〇七 |

## 第二節　神戸港對支那貿易

神戸港は本邦對支那貿易の中心地として支那各地との連絡航路あり、支那に對する輸出入貿易共に頗る旺盛にして本邦對支那貿易の重鎭となす、四十四年度本港對支那貿易額は約六千萬圓にして、四十三年度に於ける六千六百萬圓に對し殆んど六百萬圓の減少を示し、本邦對支那總貿易額に對する割合も四割一分九厘より四割に減じたりと雖も、之れ支那政變による影響を受くる事の平素貿易額の大なるに比例して大なりしに因るものにして、以て本港が對支那貿易上重大なる關係あるを證す可く、其の輸出輸入貿易は依然として本邦各港中の第一位を占め、輸出額は三千二百

三十萬圓にして本邦對支那輸出總額の三割七分に當り、輸入額二千七百六十萬圓にして本邦對支那輸入總額の四割に居る。

然れども本港の對支那輸出は近時隣港大阪よりの對支那直接輸出著しく發達せる影響を受け寧ろ年々減少の傾向あり、卽ち明治三十九年頃には其額三千八百萬圓に上りしもの四十年には二千八百七十萬圓に減じ爾後其輸出額は大阪の後塵を拜するの止むなきに至りしが、四十三年に至り漸やく三千三百萬圓の輸出を得同年度大阪の對支那輸出額三千一百萬圓に對し辛うじて其舊位に復じ四十四年度に於ても幸ひに其地位を保てり、而も其主要輸出品に就て見るに綿糸、海產物、砂糖、燐寸、玻璃製品、紙、綿製品洋傘の如きは年々確實なる增加を示すのみならず、大阪港の對支那輸出が近年著しく增加して遂に神戶港を凌ぐに至りたりと云ふも是れ悉く該港より積出さるゝものにあらずして、綿絲、綿布、燐寸、銅、洋傘、メリヤス、化粧石鹼、玻璃製品、連史紙、絹綿繻子の如き大阪港對支那輸出品の大業は便宜上大阪稅關に於て手續せられ、其實神戶港より積出さるゝもの多きに居るを以て、事實上神戶港より積出さるゝ數量は遙かに統計の上に出で、大阪港の數倍に上ると云ふも敢て失當にあらざる可し、蓋し現時大阪に入港する汽船は單に大阪商船會社の天津大連航路及び南支那航路に限らるゝに反し、營口青島上海香港等を初め支那各地と本邦各地間の往復汽船は悉く神戶港に停泊せざるを得ざるより云へば、本港對支那輸出の統計上稍減少の傾向あるが如きは元より患ふるに足らざる也。

本港の輸出貿易に對しては猶大阪港の之れど匹敵する概あるに反し、本港の對支那輸入に對しては全國諸港中全く獨步の觀あり、蓋し本港は本邦に於ける水陸交通の要衝に當り汽船汽車の連絡に便宜なるを以て、支那より輸入する各種原料品の集散地として恰好の地位を占むる所以にして、本港に亞ぎて對支那輸入の盛んなる橫濱港輸入額が本港輸入額の半ばに達せざるは偶然にあらざる也、支那より本港へ輸入せる額は四十四年度に於て二千八百萬圓にして、是亦前年度の三千四百萬圓に比して甚だしく減少せり、重なる商品は棉花、豆糟、大豆、鷄卵、棉子糟、菜子糟、棉子、菓子、小麥、柞蠶絲等にして十萬圓以上の額に上るもの少なからず、何れも專に本地輸入地方のみに消費せらるゝものにあらずして、本地より再び本邦各地に集散せらるゝものなる事本港輸入貿易品の特徵なり。

本港の支那各地に對する貿易分配に就て左表に示すの外多く說明の要なかる可し

最近二年神戶港對支那各地方輸出入額對照表

| 支那地方別 | 明治四十三年 輸出額 | 明治四十三年 輸入額 | 明治四十四年（大正元年） 輸出額 | 明治四十四年（大正元年） 輸入額 |
|---|---|---|---|---|
| 滿洲 | 一、七三五、八三一 | 三、八〇五、五六二 | 二、四二三、三五五 | 四、九六六、六二四 |
| 北支那 | 五、八七七、七九九 | 七、二六、八四二 | 八、五八七、四一七 | 三、六六七、三七三 |
| 中支那 | 二四、四二〇、八四〇 | 二八、四五七、六七二 | 二〇、四五四、七〇〇 | 一七、九五一、三四八 |
| 南支那 | 二九五、八〇四 | 七二九、三七七 | 二七九、五六八 | 九七九、四五一 |
| 不詳 | 二四三、〇七四 | 一八、八三〇 | 六〇〇、二〇〇 | 一三、五二六 |
| 合計 | 三三、七五三、三七九 | 三三、七六八、一二四 | 三三、三四四、一四〇 | 三七、五七八、三三三 |

# 支那防穀制度

秋霜生

## 一、穀物貿易

穀物の商業が重要視せらるゝに至りしは極めて最近のことなり。重商主義の時代の如き、只管に金銀を尊び、貿易のバランスが常に輸出に於て大にして、輸入に於て僅少ならんことを願ひたる當時に於ては、農產物は工業品に比して其價格廉なるが故に、之を輸出するよりも寧ろ工業品を輸出することを奬勵せり。又實際に於て交通機關發達せず數十哩又は數百哩の間に亘りて穀物の運送をなさんか、其の運賃は穀價の全額よりも數倍數十倍に達する有樣なれば、第十九世紀に入る迄は米穀小麥雜穀等の取引は毫も發展せず、僅に隣接せる國家間又は狹小なる地方的需給關係に於て其取引を見たるのみ。各國は何れも自足的經濟主義に陷り、自國民の生活に必要なる穀物は必ず自國內に生產するより外なかりしなり。而して其價格も比較的不廉にして、相場の動搖も案外激甚なりしのみならず、一朝饑饉に遭遇せんか其慘狀は言語に絶せり。而かも一方に於て饑饉を呼ぶ時、他方に於ては豐作に苦しむが如き奇現象さへ發顯せり。例へば一八一七年佛國のローレンス州に於ては饑饉の爲めに餓莩途に横はるの慘狀を呈しつゝあるに當り、同じく佛國なるブリタニー地方に於ては、小麥の豐作の爲めに農民は其代價の下落を悲しみつゝあるの有樣なりき。

斯の如く十九世紀初めに至る迄は穀物貿易なるものは敢て云ふに足らず、食料品として僅に調味品位のものなりしが、人口の增加殊に商工業の發達と共に農業に從事せざる人口の激增に伴ひ、農產物の需要は俄かに增加し來り、歐洲諸國は露國を除いては到底自國の農產物にては之に應ずる能はざるに至れり。恰も好し、交通機關は一大進步を來し一八四〇年代に及んでは北米、露國、印度等は俄然として其頭角を現はし來り、其農產物は歐洲市場に向て潮の如く侵入し、一八八七年には總額十五億ブッシェル、其價格は世界總貿易額の約十分の一に達せり。英國の如きは今や其食料品の二分の一乃至三分の二は之を外國の輸入に仰ぎ、一年十二ヶ月間地球上何れかの處に於て英國市場の爲めに

小麥を生產しつゝあるなり。十九世紀以前に於て最も重要なる商品は殖民地產物と織物となりしが、今日に於ては最大重要品は食料品殊に穀物、次ぎに鑛產物殊に石炭石油なり。而して穀物貿易の此の如く發達したる所以は前述の如き理由、就中運賃の低減に基くものなり。實に今日に在りては普通勞働者一日の工賃は以て其一年間に要する穀物と肉類とを一千哩の距離に運送し得る時代とはなれるなり。

然らば此近世的經濟潮流は支那穀物市場と何等の交涉ありや。支那の防穀令とは如何なるものぞ。之を廢すべきか果又持續すべきか。

## 二、防穀制度

支那は廣袤四百二十七餘萬方哩、山河長大、天賦の寶庫は其藏する處燦然として百物備はらざる無く、自足自給、他と有無相通せざるも痛痒更に感ずる處無し。殊に其國際關係とては四圍皆蠻夷多く、且つ天然の國境は甚しく通商を害し、特立自尊、毫も他と商業的競爭なく、穀物の國外輸出の如きも曾て行はれたることなく、只だ北方支那に米產無き爲め、彼の大運河による國內漕糧のみ著しく發達せり。然るに近世に到り泰西諸國との交通開くるに及び、支那は穀物輸出問題に逢著したるが、遂に一八五八年英國と締結せる天津條約追加條款第五款第四項に於て、支那は英國人の手に依り豆類及豆粕の移出及輸出丈けは認容せるも、米穀類に關しては同款第三項に於て斷然其輸出を禁じ、單に移出のみを限り之を認容せり。此條約は支那に於て外國人による穀類の移出又は輸出に關する最初のものなり、左に參考の爲め該條約文を摘記せんに

(Treaty of Tientsin 1858)

Rule 5:—

*Section* 3. The export of rice and all other grain whatsoever native or foreign, no matter where grown, or whence imported, to any Foreign port, is prohibited; but these commodities may be carried by British merchants from one of the open ports of China to another, under the same condition in respect of security as "Cash," on payment at the shipment of the Duty specified in the Tariff.

*Section* 4. The export of Pulse and Beancake from Tung-chau and Niu-chwang, under the British flag, is prohibited. From any other of the open ports they may be shipped, on payment of the Tariff Duty, either to other ports of China, or to Foreign Countries.

其後千九百二年に至り、英清間通商條約一名マッケー條約に於て、前記米穀類の移出に關し、更に左の如く協定せられたり。

(Commercial Treaty 1902)

*Art.* 14. Whereas under Rule V appended to the Treaty of Tientsin of 1858, British merchants are permitted to export rice and all other grain from one port of China to another under the same condition in respect

of security as copper "Cash," it is now agreed that in cases of expected scarcity or famine from whatsoever cause in any district, the Chinese Government shall, on giving twenty-one day's notice, be at liberty to prohibit the shipment of rice and other grains from such district.

斯の如く支那は曩に天津條約追加條款に於て、英商の無制限米穀移出を認容したれども、豐凶其他の事實が人民生活上に及す影響、並に條約各國商人の前記英清條約に均霑して、地方の利害は措て顧みず、一意自利を企圖するを恐れ、地方治安の見地より米穀類の無制限移出は甚だ危險なりとし、遂に新條約に於ては饑饉若くは缺乏の事實ある場合に二十一日間の豫告を以て移出を禁止し得ることゝなせり。茲に於て外國人は支那米の輸出をなす能はざるのみならず、今や其移出さへも條件付となり、事實問題として幾多の爭議を惹起せり。

以上は所謂支那防穀令の根據なり。支那が此種の經濟政策を取る所以のものは、其原因種々ありと雖も要するに一は農本主義と其保守思想に基き、一は從來南支那の產米を以て北方を養ひ來れる慣習あるを以て、政府當局は若し之を國外に輸出せんか自己の糧食を失ふの恐れあり、一朝事あるに及んでは其危險殊に大なるべしと想到し、最も不自然なる防穀制度を布くに至りしなり。

農通篇に曰く、穀者人之天是以興王務農王不務農是棄人也王而棄人將何國也と。管子曰く、一農不耕民有饑者と。又曰く、倉廩實知禮節と。此の如きは實に支那歷代爲政者の金科玉條として服膺し、農を以て立國の基礎とせる所以にして、滿朝愛親覺羅氏の制定せる彼の大清會典に於ても農事に關する典禮節目少からざるなり。實に支那全人口の凡そ三分の二は農民なり、彼等が農事を重視するは素より然る所、而かも其豐沃なる土壤は遂に彼等をして其四圍の半開人種に對して尊大卑他の風を養はしめ、自國是れ天下是れ中華と號し、逸樂飽滿の弊風は不知の間に釀成せられ此風氣は靡て一般社會に拔く可らざる保守思想を植入せしめ、農本立國の大主義は化して頑冥なる防穀主義と變現せり。

## 三、陸路貿易と雜穀の輸出

以上諸條約は支那版圖の關する限り、其全地域に亘り、其海路によると陸路によるとに論なく、苟くも通商貿易たる以上は均しく之が適用を見るべきが如きも、實は然らずして其陸路によるものに至りては西曆一八八一年露清間陸路貿易改正條款第十五條に依るものにして、同條によれば

凡違禁之物如火藥大小彈子礮位大小鳥鎗並一切軍器等類及內地食鹽洋藥均屬違禁不准販運進口出口如違此例卽將所運違禁之物全數罰入官俄國人民前往中國者每人……中略……中國米銅錢不准販運出口外國米穀及各種糧食皆准販運進口一概免稅

とありて支那產穀類中米のみを限り獨り輸出禁制品と規定し、他の穀類に關しては何等言及せるなく、一方外國米穀

に關しては明白に米以外の穀類を掲ぐるを以て、同條文の解釋上支那產穀類は米以外のものは陸路貿易の關する限り外國に輸出し得可しと推定することを得べし。而して陸路貿易條款は主として滿蒙方面に關する通商貿易規定なるを以て、同方面に於ける海路通商貿易狀態に就き考察するに前記條款は性質上陸路貿易に關する規定なると、其成立の由來とに依り、之を以て直に海路輸出の場合に準用し得べしと測斷するは聊か早計に失するの嫌あるを免かれず。さりとて同一地方に在りながら海陸兩路の別により、條約國民の通商上權義に於て過大の差違あるは面白からざる現象なるを以て何等規定なからざるべからず、遮莫滿州產穀類の海路輸出に關しては、小麥は明治四十一年九月より、玉蜀黍及高粱は同年十月より、粟は明治四十二年四月より、蕎麥は同年五月より、夫れ〳〵分別規定する處あり、當分の內其輸出を認容するに至れり。是を以て同地方に於ける海陸兩路により穀類輸出上幾分の平衡を保つに至りたれども、其範圍は單に南滿洲稅關を通じて海路輸出の場合に限り、他の開港に之を援用するを得ざるのみならず、支那官憲に於て糧食の不足若くは輸出過多と認むるときは、一ケ月の豫告期間を以て其輸出を禁止することあるべきものにして、陸路貿易に於て發見し得ざる大制限あるを知る。今左に大連稅關告示を揭げ參考に供せんに

……滿州產粟ハ當分ノ內輸出稅納付ノ上何國ノ輸出商モ海路之ヲ海外輸出スルコトヲ得但シ米其他ノ穀類ノ輸出ハ猶其禁ヲ解カズ且ツ將來凶作アリタル節ハ清國官憲ノ見込ニヨリ豫告ヲ與ヘテ其輸出ヲ禁ズ又假令豐作ノ年ト雖ドモ清國地方官憲ニ於テ前記解禁諸穀類ノ輸出額夥多ニシテ民食ニ缺乏ヲ來ス恐アリト認ムルトキハ一ケ月ノ豫告ヲ與ヘ輸出ヲ禁出スルコトアルベシ而シテ以上穀類ノ輸出解禁ハ唯南滿洲稅關ニ於テノミ適用ヲ許シ他ノ清國開港ニ於テ之ヲ先例トシテ輸出スルコトヲ得ズ

（明治四二、四、五、大連稅關告示）

猶亦滿洲產穀類の關東州への輸入に就ては、明治四十年十一月大連稅關告示を以て何等制限なく自由に輸送することを得れども更に關東州より之を支那內地への移出は別とし、海外への輸出は其禁ずる所となりたり。

滿州產穀類の海路輸出に就き玆に注意すべきは明治三十三年頃よりの牛莊港穀類輸出とす。當時牛莊は露國の占據せる處なりしを以て、同地露國民政長官は穀類の輸出禁制品たるを顧慮せずして、同地稅關に命ずるに穀類輸出許容を以てせしかば、玆に小麥粟等の滿洲產穀類は滔々として輸出せられたれども、是は固より正當權限による處置にあらざるを以て、明治三十六年に至り遂に之が禁止を見るに至りたり。

Custom Notice.

It is hereby notified by the order of the civil administration, that the export of grain of all kinds to foreign Countries will be stopped from the 22nd instant till further notice.

Niuchwang 15th July 1903.

以上記述せし所を以て支那防穀令の現狀を了知し得べき通り、支那に於ては米は絕對の輸出禁制品にして、其輸出に就ては支那官憲より特別の許可あるを要するものなり。其他の穀類は地方若くは輸出方法の如何により、同一物と云へども或は禁制品たり、或は然らずして規定一ならず、而して米穀類移出に就ては前記英清間天津條約及マッケー條約によるものとす。

革命後地方分權より殆ど各省獨立の形をなし、我商人中長江沿岸の諸省都督と契約して米の輸出を計りたるものあれども、三井の如く名を餓饉救濟に藉りて中央政府の特許を得るか又は特種の理由なき以上外交上正當のものと云ふ能はざるべし。されば現時と雖も前時代の條約は有效に成立しつゝあるを以て決して各省都督と自由契約をなす能はざるなり。

## 四、結論

最近の世界經濟狀態より見て、支那の防穀政策は極めて不自然のものなりと云はざる可らず、吾人は之が撤廢を要求し、穀物の自由輸出入が日支兩國の爲めに利益なるべしと主張するものなり。但し支那米が最近の大問題たる米價調節に對して幾何の效力を有するかは、根本問題たる取引所の改善、外米輸入稅の改正其他にして決定せざる以上今俄かに之を論斷する能はざるべし。然れども從來世人の稱する南京米は實は西貢米又は蘭貢米にして、其品質は少くとも一部邦人の口に適せざれど、眞の支那米は其形狀品質能く我日本米に似たる點あり、些細のことなれども需要の方面より見れば支那米が蘭貢米等より歡迎せらるべきは疑なかるべし。更に若し我國にして商工主義を以て立國の大本を定めんか、低廉なる隣邦米穀類の無限の供給を受くるは何よりも悦ばしきことなり。曾て倫敦の市民は其附近の地方に向て其日常のパンの供給を求めたり、而して今や彼等は南北アメリカ、埃及、印度、濠洲等より食物の供給を仰ぎつゝあり。我は從來國內の產米を食して發達せりと雖も、我は今や特殊の技倆を以て諸種の製造品を作り、是を以て其食料品の代價を支拂ふべき時機となれり、或は支那米の輸入は我米價を下落せしめ、一八四〇年頃に於て歐諸國の農產物市場に米露諸國は橫行し、西部及中部歐洲の農業者が大打擊を受けたる如く、我が農民は悲慘なる境遇に陷らざる可らずと云ふものあるも、農本か商工かは我に於て既に定まれる筈のことなり、吾人はコブデンやピールに熱中し、外米輸入稅全廢を主張するものに非ずと雖も、農民の利益を計るが爲めに支那米の輸入を嫌惡する能はず、否吾人は巴奈馬運河の開通や、支那に於ける列强商業の激甚なるを見て、我は一大商工精神を勃興せざる可らずと信ずるものなり、此意味に於て余は支那米の輸出解禁を希望し、且つ日支兩國が眞に經濟的提携を計らんとせば、此の如き重要商品の有無相通じ、我は之に據て糧食の充實を計り、支那は之に據て重要輸出品を增し、引いて購買力を大にする等實質的連鎖を以て相繫ぐの要あるべし。

翻つて支那米輸出の支那側に及ぼす影響如何と云ふに、

先づ第一に注意すべきは支那は果して米穀輸出力を有するや否やの問題也。本問題に對しては故酒匂博士其他學者實際家の研究少しとせず、詳細は別に之を論述することゝし今通說稱する處に從て數字的說明を試みんに、單に揚子江流域に就て見るも

| 産地 | 産額 | 消費額 | 餘剩額 |
|---|---|---|---|
| 江蘇省 | 三六、〇〇〇千石 | 二四、八〇〇千石 | 二、二〇〇千石 |
| 浙江省 | 一〇、〇〇〇 | 九、六〇〇 | 四〇〇 |
| 安徽省 | 二六、〇〇〇 | 二五、二〇〇 | 二、八〇〇 |
| 江西省 | 二四、〇〇〇 | 二一、六〇〇 | 二、四〇〇 |
| 湖北省 | 二四、〇〇〇 | 二五、二〇〇（不足） | 一、二〇〇 |
| 湖南省 | 二六、〇〇〇 | 二四、〇〇〇 | 四、〇〇〇 |

而して全支那の米産額は到底確數を知り難きも大約五億擔と稱せられ、南方餘剩の米は以て北方を養ふ爲めに古來移出せらるゝと雖も、支那米より一層廉價なる蘭貢米の輸入も少からず、故に支那は一面に於て米の輸入國たると共に他面に於ては自國産米の輸出力をも享有せり、殊に此種商品の常として單に數字を以て論斷すべからず、複雜なる經濟現象と相對比して其需給を定めざる可らず、例へば事實上支那が輸出すべき餘剩米を有せずとも、若し輸出の一路だに開かるれば、低廉なる南洋米の市場に現出せる場合に比較的に高價なる支那米は勢ひ方向を外國（卽ち日本）に向て變轉すべし。

或は曰く支那米にして其輸出を解禁せられんか、低廉なる蘭貢米は潮の如く支那に向て輸入せられ、支那米は輸出の分を除いて之に壓倒せらるべく、支那の農民は非常なる苦境に立つか、又は米作地を他の耕作物に利用するに至るべし。現に廣東方面に於ては蘭貢其他長江一帶より安價なる米を輸入し、廣東省自身は米作地を他の桑其他有利なる作物に使用するの傾向を生じつゝありと。此種の經濟的變動は有り得べからざることに非ず、現に英國に於て有名なる穀物條例を撤廢したるの後は、從來英國の主要輸出品たりし小麥は忽ち石炭と處を換へたるのみならず、小麥は最早英國の輸出品たらざるに至れり。之は支那とは反對の實例なれど、蘭貢米にして果して支那人の嗜好に適せんか、防穀令の撤廢と共に或は支那の農業上に一大變革を起すことあるべし。

終りに支那の立國の根本は、之を經濟上より見れば農本を以てするより外無かる可し。現に支那の農產物は其貿易に於ても明治四十四年度の支那輸出總額三億八千八百四十一萬兩に對し

| | |
|---|---|
| 豆 | 二六、五八五、五四五兩 |
| 豆粕 | 二一、四一五、一二八 |
| 棉花 | 二一、四〇四、一一五 |
| 種物類 | 一三、八八九、六九〇 |
| 麥 | 一〇、二九三、四四六 |
| 稃 | 三三、一九四、二九六 |

合計一億二千五百七十八萬兩に達し、已に三割强を占め其他の農產物及植物油其他の農產加工品を合すれば優に總輸出額の七割强を示すべく、而かも其生產力は殆と無限と

稱せらるゝを以て、農作の方法にして漸次に改良せられんか、農産物の輸出力は驚く可きものあるべし。若し米麥等にして輸出せられんか、其輸出額の增進は著しく發達すべく、每年の輸入超過も恐るゝに足らず、對支那貿易の發展は先づ其交通を發達せしめ、次で農産物及鑛産物の輸出を增進せしめ、以て其購買力を擴大せしむべしとの理想も亦一步の近きを加ふべし。若し又支那農民にして之が爲めに其沃田を利用改良するに至らんか、其生産力は增大し、之が輸出によりて人民の生活程度も向上すべし。之等の議論は餘りに樂觀に過ぐるものあるべしとも、吾人は大體に於て支那防穀制度の撤廢が日支兩國の爲めに必ず好影響あるべしと信ずるものなり。（終）

●中美英睦誼會茶話會　陳國權氏が發起せる中美英睦誼會は近頃大に發達し三日靜安寺路愚園に於て茶話會を開催したり先づ發起人陳國權氏は來會者中英米人多數なりしを以て英語にて演說し同會は昨年十二月伍廷芳氏と創設して以來中美英三國人士の入會する者頗る多く今や各省に支會を遍設するに至れり同會は支那人との種々の誤會を消滅し親睦を圖るが爲めに設立せしものにて此の目的を達する爲めには家產を犧牲とするも惜む所にあらず會費を收めず獨力擔任し會員の多からんことを希望せりと云ひ曾て廣東總督にして阿片排斥者たりし林文忠の人格を口を極めて賞揚せり次に伍廷芳氏は中外人親睦の必要を說き同會は中美英睦誼會とて米英二國の名を取り居るも之れ其餘の各國を排せるにあらず差當り支那と最も親交ある英米二國を標擧せるに過ぎずして各國の陸續來つて入會せんことを切望すと云へり之に次いで李提摩太博士は支那の商埠を發達せしむること交通の便開くること學校の增加することを說きて支那將來の富强を期待し米人ローリンス博士は各國人接近の要を說き常に接近せば誤會を生ずる筈無しと云ひ續いて米人傳步蘭氏の演說あり再び陳國權氏の演說あり三國人士談笑して散會したるが當日の來會者は前記演說せる人々の外英國總領事、租界警察署長其他當地に於ける知名の人士頗る多數なりし。（上海日報）

# 廣東省の貨幣に就て（上）

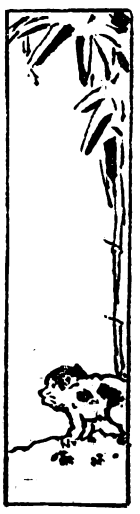

陶々居

## 緒言

元來廣東省は其の地勢上人情風俗言語習慣政治經濟の諸方面に亘り東中西の三部各々異る處のものあり、從而流通貨幣に於ても亦然り、茲に東部地方とは韓江流域卽ち汕頭貿易範圍にして、中部地方とは東江西江北江珠江の流域とす、西部地方は廣東省の西隅卽ち海南島高州欽州簾州並に雷州以上六府地方とす、此の內汕頭及廣東の貨幣に就ては信憑すべき調査書が旣に革命以前に於て發表せられたるあり、其他の地方に關しては吾人未だ聞知する所無し、然も革命の動亂に際し廣東省の貨幣制度並に流通狀況は軍政府の紙幣濫發と此に伴ふ幣制の改變とに遭ひて痛くも紊亂せり、就中中部地方最も甚しとす、故に予は主として中部地方の流通貨幣並に流通狀況を細說し之に加ふるに西部地方の貨幣をも語らむとするものなり。

## 軍政府の紙幣濫發

本省に於ける幣制紊亂の端緒は明治四十四年十一月廣東省城に軍政府の設立せらるゝに及び一は以て財政の急を救はむが爲め二は以て新官が私腹を肥さんが爲め紙幣を濫發したるによる、名義は兌換紙幣なりしも實際兌換せられざりし爲め紙幣の價格次第に下落して商民漸く怨嗟の聲あり、於是乎軍政府、七十二行商、省議會等各々極力紙幣價格の維持策を講じたるも遂に成らず、此の間紙幣の割引を禁じ或は兩の稱呼を廢止し或は小銀貨の枚數計算を强制して秤量制度を用ひしめず或は小銀貨の國境外輸出を五十日間禁止する等種々なる手段を用ひしも徒に幣制を紊亂せしむるのみにて實績少しも擧らざりき、明けて大正元年（明治四十五年）二月二日の臨時省議會にては財政審查委員提出の紙幣維持案を討議せり、今其修正案中重要なる一ヶ條と實際の貨幣流通狀況とを比較せむに

（一）廣東全省錢糧、地丁、厘金、郵便電信及一切の官項一元以上は盡く本省紙幣を用ゆ

此法令の發布せられて一年を經過したる同年末に於ける流通狀況を觀るに廣東城内外にては割引なく流通すれども一方に於て物價の暴騰をきたせり、廣東城より三十哩を隔りたる三水にては、日に數回鐵道往復の便あるにも不拘尚二割位の割引にて通用せらる、内地に入る時は軍政府紙幣の受授全く行はれず、廣東城内外に於ても一元以下の支拂には必ず小銀貨にあらずんば受授せられず、次で同年末五十仙紙幣を發行流通せしめたる爲め小銀貨は益々影を市場より匿すに至れり、其の當時明文備はれるにも不拘廣東城の郵便電信局及海關等にては軍政府發行の紙幣を受取らざりき、軍政府は益々刑罰を嚴にし紙幣の流通を强制せむとする方針を採りき商民も不得已物價を騰貴せしむるより外策の施すべき無く、二月十四五日頃より廣東省城の商民は凡ての物價指數は舊來の「兩」を捨てゝ紙幣の「元」を以て立つる事となれり、政府は窮餘の苦策として外國借款により兌換資金を得むとして成らず、民間流通の正貨益々缺乏するに及んでや四月四日遂に小銀貨の輸出を禁じ旅客と雖も小銀貨五十元以上を携帶して省外に出づるを禁止し若し違犯する者は其の携帶小銀貨を沒收すべきを宣示するに至れり、四月七日都督は稅務司に向つて財政收入銀糧關稅厘金の納入に際しては紙幣を以て定納するものには百分の二の割增卽ち紙幣百元は百二元と算すべきを命じたるが如き妙策さへ案出せられたり、同日商務總會の決議により官銀錢局は遂に銀紙交換の事務を撤回するに及び廣東紙幣は全く兌換の道なきに至れり、次で現任胡漢民都督來往するや廣東城内の錢莊（支那銀行）に向つて新紙幣對香港弗の相場を建つる事を禁止せり。

内に兌換の基礎無く、民に流通を强ゆ能はざる也、如是而年末に臻る、以上は予が廣東に滯在中に起りし事實にして本年正月彼の地を出發したる以後の狀況に就きては知悉するに難し。

以下革命以後の貨幣流通狀況を以て革命以前と比較研究すべし

## 通貨の種類及流通狀況

通貨の實體は各地と同樣紙幣及硬貨とす

紙幣

紙幣には外國紙幣と廣東省政府發行のものとあり、其の種類並に流通狀況に付き先づ外國紙幣は

一滙豐銀行券　中部西部地方共に通用す

二渣打銀行券　同

三萬國通寶銀行券　專ら廣東城内外人間にのみ通用す

四澳門政廳（？）發行券　澳門にのみ通用す

五安南政廳發行券　西部地方に通用す

就中滙豐銀行券は信用最も厚く渣打銀行券と共に外國人取引の單位となるものとす

次に支那政府の發行紙幣は

種類　流通狀況　革命前　革命後

大元鈔票　少し　新紙幣に次で行はる　殆ど無し

毫洋鈔票　最も多し　通用せず

大清銀行券　少し　同

交通銀行券　少し　同

大信銀行券　少し　同

新紙幣（五十仙、一元、二元、五元、十元）　無　最も多し

即ち革命以前に流通したる大清交通大信三銀行の發行紙幣は全く流通を禁止せられ、之に代りて廣東の幣制を紊亂せしめたる新紙幣起り、大元鈔票及毫洋鈔票も大抵軍政府に回收せられたる故其の流通額は至つて少なし、新紙幣の流通額は昨年七月調によるに約三千萬元なれば今日は尙此數以上に昇らむ乎

備考　大元鈔票とは廣東省官銀錢局發行の一元紙幣、毫洋鈔票とは官銀錢局大清交通大信三銀行の發行せし二十仙兌換券を言ふ

硬貨

銅貨には一錢銅貨戶部及大清銅貨並に一厘錢は從前通り通用す、香山縣下にては一錢銅貨を眞二つに切つたる一片を五厘として通用し居れり、一文錢は內地にては形の大小によりて三種或は二種に分たれ一錢銅貨との交換比例も又異なる、今試に肇慶に於ける一例を揭ぐれば左の如し

好錢（大錢）　普通七個を一銅元とす

中錢（次錢）　普通八個を一銅元とす

小錢（細錢）　普通九個を一銅元とす

小銀貨、五仙十仙二十仙の三種にして革命以前に在ては磨滅の程度如何により輕毫と重毫に區別せり、重毫とは受授に際し秤量により輕毫とは個數により計算せしも革命以後重量計算を禁止せしが故廣東城附近に於ては全部個數計算に依ととなり居るも市民は窃に秤量受授をなす者あり。

種類　流通狀況　革命前　革命後

輕毫　廣東鑄造双毫（二十仙）最も多し　多し

同　同單毫（十仙）　極めて少なし　澳門及香港に流通するのみ

同　香港鑄造双毫　最も少なし　極て少なし

同　單毫　最も多し　多し

同　半毫　少なし　多し

重毫　廣東鑄造双毫　最も多し　軍政府の鑄造になるものと共に最も多し

同　香港鑄造（十仙）　多し　最も多し

同　同五仙　極めて少なし　最も多し

同　大元銀貨の碎片　多少ありき　不通用

要之現在廣東省中部及西部地方に於て最も流通するものは廣東鑄造の二十錢銀貨と香港政廳鑄造の十仙及五仙とす。

圓銀　大元又は成元と言ふ、

西部地方には佛國大元、墨西哥圓銀最も多く通用し日本一圓銀貨も時々流通すること革命前後共變化なし。

中部地方にては本省及各省鑄造に係る庫平銀七錢二分の圓銀、墨銀、日本圓銀、香港銀、南洋各地の圓銀等革命以前には秤量受授せられたるも現下實際其の衰を市場に見受

事稀なり。

銀塊　紋銀と稱す。

革命以前には租稅並に關稅納付用として使用せられたる十兩銀塊（忠臣堂加入銀號が華客の依賴に應じて鑄造したるもの）なれども使用額は極めて少なかりき。

廣東省城に於て革命以前使用せられし絞銀に三種あり如次、

海關稅納付用　千位と稱すらるゝも實際は約九九五位

鹽運司衙門鹽稅納付用　九七五位

布政司の諸稅納付用　九八五位

此外廣東省東部及西部地方には馬蹄銀の取引に使用せらるゝものなし。

## 兩に就て

廣東省東部及西部地方に使用せらるゝ兩に三種あり、卽ち廣東兩海關兩庫平兩是也、廣東軍政府は革命後「兩」を禁止して總て「元」の稱呼使用を命じたる爲め庫平兩は用ひられず、廣東兩は省城內に在る內外銀行商舖並に官憲に於て一時使用したるも商舖は舊習に捕れて中々に改變すべくも有らず、時日を經過するに從つて公然兩の稱呼を用ふる者を增加せり、廣東省城に於て然り、其他政令の行はれざる內地に於て兩の稱呼禁止の如きは一片の空文たるに過ぎず、故に尙吾人は兩に就ても講究せざるべからず。

廣東兩。

初め廣東兩として通用したる所謂廣東兩なるものは司碼平（一兩は五百七十九グレン八四卽ち本邦の十匁二厘）を以て秤量したる千位の成色を有する銀兩にして、支那商民間使用の最大銀兩なり、之を上海九八規元に比較するに廣東兩百兩は上海兩一百九兩六一六に相當する者なりと言ふ、然るに時世の變遷に從ひ司碼平は單に標準平たるに止り實際上取引に使用する秤と成色とに付ては遂に各種の差異を生ずるに至れり、則ち司碼平を標準秤として司碼平より一錢少なきを九九八平とし二錢少きを九九八平と稱す、九九七平九九六平以下皆な然り、計量體は大元（約九〇〇位）なる事あり、或は毫洋（約八二〇位）なるあり、如是秤器と成色を異にする上に扣又は控と稱して一種の割引行はる、普通廣東省城に於て銀何兩何錢と稱する場合は九九七平を用ひて毫洋を計量したるものなり、九九七平は省城に於ける錢莊（支那銀行）の使用秤なるが故に一般に之を採用せらるゝ所以とす、今參考の爲め各地に行はるゝ平及扣並に其他の重要事項を一表になして示せば如左。

各地の使用平及び扣並に各地使用兩千兩と省城兩元との比其他

（備考省城兩とは九九七平省城元とは大元の意）

| 地名 | 平 | 扣 | 九九七平の省城元の | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 廣東 | 九九六 | 九六 | 一三三八、〇〇元 | 省城には此の外九九七平、九九五平、九九二平、九八八平、九八六平以上八種の平を使用す、九九六平九六扣は蘇杭正頭銀が使用し九四扣は日本布正商が使用す。九九八平九六扣は紗商に無扣にて來商に用ひらる。 |
| 〃 | 九九六 | 九四 | 一三五八、一六 | |
| 〃 | 九九六 | 九二 | 一三〇〇、三二 | |
| 〃 | 九九六 | 九六 | 一三二〇、六七 | |
| 〃 | 九九八 | なし | 一三六六、二 | |
| 石龍 | 同 | 同 | 同 | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | |

黃埔 同 同 同

# 民國第一議會（二）

## 七、衆參兩院正副議長の決定

衆參兩院正副議長の選擧は四月八日國會開會劈頭の大問題となり、十二日衆議院議場に開催せられ兩院議員豫備會は、出席者六百二十餘名、國民黨議員揚氏座長となり、議長選擧法起草委員の選擧に付き討議したるが、國民黨は座長指名說を主張し、非國民派は正當に選擧すべしと唱へ、激論數時に渡りたるも結局不得要領の間に散會し、十三日四政黨より各四名の委員を出して四黨聯合協議會を開き、其結果議長選擧法起草委員は國民黨側より三名、他の三黨より各二名合計九名と決定し、十五日の國會豫備會に於て右九名の委員に起草を一任し、十六日午前兩院格別に開會して右起草委員の手に成れる議長選擧規則を議決せんとし參議院に於ては起草委員の提案通り可決したるも、衆議院に於ては國民黨が痛く原案なる無記名投票法に反對し、其可否を起立に問はんと主張し、非國民派は先づ投票を以て之を決せんと云ひ、遂に其採決を投票としたるに出席議員中國民黨員多數を占め、遂に同派の勝利に歸せるより、三黨側は續々議場を退出し、折角票決したるものも有耶無耶の中に葬り去られ、十七日又々四黨代表協議會を開き、種々妥協を計りたるも國民黨の憤慨著しく三黨側も容易に其主張を枉げざるより遂に協議纏らず、十八日衆議院に於て遂に起立採決を行ひたるに出席議員五百十四名中二百五十六に對する二百五十八卽ち僅に二票の數にて又々國民黨の勝利に歸したれども、反對者側より喧々囂々として異議故障を唱へ、鐵血將に湧かん計りの大混亂を呈し、遂に再び散會せり。斯くて二十四日に至る迄、正式國會開會以來半月に渡りて毎日川中島に相戰ひたるが遂に二十四日に至り參議院に於ては再び豫備會提出の議長選擧法を些少の爭論の後可決し、揚主席は二十五日午後一時正副議長を選擧することを提言して可決採決し、衆議院に於ては午後一時開會出席者、五百四十七人、先づ舊參議院議事規則及旁聽規則を暫時適用することを議決し、同議事規則第五十條及五十一條により、議長選擧法を青白票にて決定することゝし、

無記名投票に贊成するものは青票、記名派は白票とし、午後七時に至りて開會の結果投票者五百四十六名。內青票二百七十七、白票二百七十一なりしも投票者の數と票數と一致せず、國民黨側は激しく反對して其無效を爭ひ、遂に午後八時何等決定することなく散會し翌二十五日午後二時更に開會出席者五百三十四人、內白票二百六十六、青票二百六十八、遂に無記名投票のことに決定し、愈々二十六日に議長選擧を行ふことゝなれり。

**參議院議長選擧**　二十五日午後二時五十分開會、出席者二百十二名、揚瓊君座長席に就き議長及副議長の選擧を各別々に行ひ、凡て記名投票を行はんと發議して贊成を求め、次で籌備處委員をして選擧用紙を分配せしめ、一時議場を閉鎖し、其間に各議員は各記名の上議表の名を認め書記及監察人は投票を集め、開票の結果左の如し

當選　百二十九票　正議長　張　繼

次點　七十七票　丁世嶧

當選　百二十七票　副議長　王正廷

次點　七十六票　田應璜

之より先き正議長の選擧終るや國民黨側は勝に乘じて座長の退席を迫り、共和黨は之に反對し、小論戰ありしも副議長の選擧終る迄座長を留むることに調停し、正副議長決定の後、張議長は挨拶して曰く、中華民國第一次國會に於ては議員一同は極めて重大なる責任あり、此の立法機關は實に四億の人民を代表するものにして、若し議員にして其責任を放棄するが如きことあらんか、國會に對しても人民に對しても其罪許す可らざるものあるべし、云々次で王正廷は起て同じく第一次國會は國の興亡に關す、而かも其責任は擧げて他人に非ずして議員諸君の肩上に在り、諸君は宜敷公理を以て議事の進行を計られたし云々と述べ、五時過散會せり。

**衆議院の混亂**　二十六日は衆議院正副議長選擧の日なり、午後二時開會出席者五百五百五十八、各黨より二人宛の檢票員を出して開票したる結果吳景濂は二百六十七票（內無效のもの五票）湯化龍は二百七十一票（內無效のもの五票）陳家鼎及時功玖各一票を得たり。吳の無效票は吳の字無く、又は景字を京字と書し、濂字に三水無き等なり又湯の分は湯を易、化を花、又龍字を誤りたるもの等なり林長民は此投票は湯も吳も共に過半數に達せざれば無效なりと主張し、全院之に和したるもたゝ再選擧の時期に付て問題起り、國民黨の張耀曾は二十八日に之を行はんと主張し、共和黨は直ちに改めて決選せんと意氣捲き爭論中國民黨議員は徐々として退出せんとし、議場は混亂して鐵拳飛ばん計り、遂に午後七時散會。

二十八日（月曜日）午後二時二十分開會、趙藩君臨時座長席に就き、出席總數五百四十四人、張耀曾、李國鈞及臨時書記四人を監察員に推し、先づ第一に監察員よりして議長選擧の投票用紙の數を點檢中突如一人の辮髮議員（多分蒙古議員か）有り、政府委員の席に座したるを以て囂々の聲起り、座長は守衞に命じて退席せしめ、次に監察員は朗々として選擧の議長名を讀み上げ、其結果吳景濂は二百六十

九票(內無效五)湯化龍は二百六十七票(內無效三)を得たるも吳景濂の無效の分には其字跡模糊たるものをも含ましめたりとて議場は忽ち騷然たり、或は起ちて罵り、或は卓を叩き、秩序紊亂、此間に統一黨其他の議員は强いて演壇に起ちて本日の投票を有效なりと主張し、國民黨は之に向て熱罵を浴せかけ、遂には双方とも紛々退場し、午後八時半散會。

三十日午後二時二十分開會、出席者五百四十一人、趙藩氏臨時座長に就き、先づ曰く、本院は議長選擧に關し既に二回迄之を投票したるも何れも紛擾に終り、其結果本日第三回の決選を行はんとするに至れり、思ふに議長の選擧が長引くのみならず之を選出する能はざるは本院の體面にも關し、外觀甚だ面白からず、希くは本日は必ず選擧を完了せられたし云々。又議員中に本日は如何なることありとも決選すべしと勢を加ふるものあり、或は無效票の多くは字體不明の爲めなり、本日は明瞭に認められたしと老婆心を披露するものあり、衆皆拍手を以て迎へたるも、某議員が連日の失敗紛擾に顧み本日は宜しく記名投票の法を用ゆべしと發議したるより忽ち場內は動搖し、反對の罵聲盛に起り、遂に此發議は排斥せられ、例の靑白票を以て選擧を行ひたるが其結果は

當選　二百七十九票(內無效三票)　湯化龍

次點　二百四十八票(內無效五票)　吳景濂

茲に於て座長は湯化龍の當選を報告し、衆拍手し、副議長は時間無き爲め翌日に延期、午後七時散會

五月一日午後三時四十分開會、出席議員五百三十三人、副議長選擧を行はんとするや某議員より前回蒙古の無資格議員が議場に潛入せるは甚だ不都合の事故嚴重に處分すべしとの動議を起し、蒙古議員張樹桐氏より起訴することゝなり、次で愈々副議長の選擧となり、開票の結果は

當選　二百六十九票　陳國祥

次點　二百五十五票　吳景濂

同　一票　章炳麟

同　劉崇佑

斯の如くにして衆議院議長は副議長共全然共和黨より出で湯化龍先づ壇に上つて曰く、今回の選擧は屢々紛擾を釀したるが昨日非才遂に當選の榮を得たり、自ら此重任に堪へざるを恐ると雖も、國會は民意を代表するもの、深く望む諸君の公同協助以て不逮を匡し、其任を完ふせんことを云々、又陳副議長も今回副議長に選擧せらるゝ光榮を蒙りたるも、其任頗る重く、不才其任に非ざるを愛ふ、たゞ諸君と同心協力せんのみ、希くは敎誨を吝まざらんことを云々、午後七時四十分散會。

## 附　參議院議事錄（一）

四月二十八日午後二時十五分開會、議長選擧後第一回の會議なり、出席一百四十八人、張議長は開會を宣し、且つ二三の報告を終り、秘書長平剛氏は來電及來書を朗讀し、次で蔣擧淸氏は劈頭五國大借款の問題を提へ、調印すべき

か否か、前參議院通過のものと異同如何、約法により宜しく國會に提出して議決すべし、又本日午後三時を期し國務員の出席辨明を望むと發議し、陳銘鑑は國務員出席に先立ちて借款契約の妥當なりや否やを研究すべしと反對し、議事規則に迄立ち入りて激論し、兎に角此緊急動議に付き國務員の出席を要するや否やを起立に問ひ其結果出席要求と定りたるも尙ほ借款は研究す可きものにして未だ質問すべき場合ならず政府黨より國務員の出席をして無意義に終らしめんと運動し、遂に特別委員をして審査せしむることゝせり、議長より王家襄、丁世嶧、揚永泰、王正廷、湯漪の五人を指名して退席研究せしむることゝせり。

秘書長は河南議員林子儒、吉林議員趙銘新の病死を報告す。

第一案參議院法案起草の件。陳銘鑑より本案の起草委員は選舉を省略して議長指定を發議して十七人の委員を指名決定す、委員左の如し、

曹汝霖　湯漪　王家襄　金兆棪　解樹強
朱兆莘　田應璜　胡璧城　延　榮　王立廷
蘇毓秀　胡秉柯　蔣舉清　陸宗輿　陳祖烈
雒忠寅　朱念祖

第二案　參議院議事細則起草の件　同上左の五人を委員に指名す。

**黃佩蘭　蔣貽奭　黃樹榮　王用賓　范振緒**

第三案　參議院旁聽規則起草の件　同上左の五人を委員に指名す。

李　盤　陳銘鑑　張我華　袁振谷　盧汝翼

議長は此時起草期限は明二十八日より起算すべしと宣し、秘書長より現在國務院及大總統は三海に在りて政務を取り三海には電話無きを以て議長の名を以て文書により國務員の出席を求むべしと云ふや議員は大に憤慨し、宜敷參議院の名を以てすべしと主張したる際劉成禺は大聲を出して議長は昨日大總統に面晤し大借款調印の事を各省に打電したるべしと詰り、議長はそは個人的のことにして議長の名を用ゐずと辨明し、劉氏は之を駁して公私の判別し難きを云ひ、之が責任を問ひ、之に對して議長の爲めに辨明するものあり、結局何等要領を得ずして十五分休憩、再び開會するや借款特別委員王家襄は大借款の擔保は人民の生命財産と大關係あり實に民國安危の掛る處嚴重に政府に質問すべしと述べ、五時半解散。

**借款問題**　四月廿九日午後一時五十分開會、出席百六十八名秘書長より大借款は舊參議院にて議決したるものにして今回の新契約も前回のものと大同小異なり、されど兩院の正式に成立するを待て國務員は出席說明すべし云々と云へる國務院の來文を披露す之より討論に移り、燕善達は政府が調印後說明するとは奇怪なり、衆議院未成立を名とし、約法第九條第四項を蹂躙するものなりと述べ、湯漪も亦政府の無責任を詰り借款不承認を唱へ、陸宗輿も亦極論して周學熙は財政議長たるの資格なし、又此際本院より嚴問せざれば他日憂ふべき弊根を發生すべしと述べ、馬君武も亦若し參議院にて屈從せんか外國人は參議院が民國の最

高機關たるや否やを疑ふに至るべし、殊に審計院の大權を外人に握らるゝは第二の埃及たる基なりと慨し、蔣擧清も亦約法違反を論じ、湯漪は財政總長彈劾論を出し、王家襄も舊參議院は只大綱五條を議決したるのみ、然れども本院は舊參議院の議決を尊重すべき義務あり、今回の借款契約の一部を修成するは可なるも全部を取消すは不可なりと主張し、馬君武之に反對し、苗雨潤は蔣爭清の說に贊し、愼重調査の後舊參議院議決の大綱と毫も異るなき場合にのみ承認すべしと述べ、王正廷は又政府が何の必要ありて此の如く早急に調印したるかと問ひ、胡壁城も之を痛論したるが此時已に暮色蒼然たり、卽ち午後五時三十分散會す。（未完）

# 米國と東亞との關係を論ず

ウイスコンシン大學教授　ラインシユ博士

兎角する中に支那の國民性が甚しく鞏固になつて來て、千九百年以前に暴動が起た時からといふものは此の國民性が明瞭にせられ、其の目的は漸次了解せらるゝに至つた。然るに此の國民性が覺醒せられた時、先づ第一に其の反抗の的となつたのが米國であつたことは一寸興味あることである。其の反抗といふのは千九百六年に米貨排斥運動として表はれて來たので、事茲に至つた理由はといふと、それは支那の識者殊に西洋より歸國した學生が米國官憲の支那移民に對する取扱振に就て不滿の念を惹起したことに基因してをつたのである。米國は法律を以て支那勞働者の移民を禁止し、唯學生、旅客、商人に限り其の渡米を許容するといふことにしたのであるが、愈〻此の法律を實行する場合に於いて米國の官憲は支那の上流階級に屬する者に對して不作法なる態度を示し、彼等が米國へ上陸するに際して種々煩雜不快なる感念を抱かしめ、最初支那勞働者を排斥するといふ法律自體が支那に取ては面白からぬことであつたのに、此の法律が行はれてをつても渡米の權利を保有してをつた連中に對する米國の待遇が苛酷であつたが爲めに、更に一段と其の不滿の念を助長することになつた。茲に於いてか此の米國の狹量なる處置に向つて有力なる報復手段を試みんが爲めに米貨の排斥を遣ることになつたので、之は米國の商業に多大の損害を與へたのであつた。尤も此の米貨排斥運動は清國政府が北京駐劄米國公使よりの請願に應じ、百方其の鎭壓に勉めた爲め日ならずして中止せらるゝことになつたけれども、茲に更に一轉して排日思想が支那に勃興して來て、初めは政府で之れを鎭撫して見たけれどもなかなか效果が現はれなかつた然るに、滿洲に於ける日本の擴張政策は其の頃漸次人の目を惹くやうになり支那は日本の勢力が滿洲に浸漸するのを見て、自國の統一危しと見て取つた。仍て米國の罪責などは之を打忘れて、排日運動に其の勢力を集中することゝなつたのである。

千九百七年、當時の米國陸軍卿タフト氏は東洋漫遊の序でを以て清國に立寄り、其の際公開の席上に於いて一場の

演說を試み、支那に於ける國民性の覺醒に對して多大の同情を寄せ、併せて支那國民が進で強盛隆昌の域に到達せんことを希望した。其の時にタフト氏は支那が他國の力に倚らず、自己の力に據つて其の國を支配せんとするのは極めて當然のことであると放言した、其の爲めに居留地にをる外國商人に熱烈なる反感を惹起したが、併し其の代りに支那からは深厚なる友誼を以て迎へられたのである。米國の艦隊が東洋を訪問した時に支那の沿岸へも立寄つたのであるが、唯だ聊か遺憾としたのは其の際何等かの手違ひから其の往訪歡迎何れも日本に於ける場合ほどに盛大ではなかつたことである。米國の艦隊で支那を訪問したのは其の一部分だけであつた、又た其の寄港したところも僅かに厦門一箇處に過ぎなかつた。

其の後間もなく米國は再び支那の爲めに居仲調停の勞を執るの機會に遭遇した。夫れは則ち亞片問題に就いてである。亞片吃食の結果國民の活力否生命迄も危殆に瀕せんとする有樣を觀て、覺醒せる支那の人士は由々しき一大事なりと感じたのである。米國は前々から色々な機會に此の弊害より脫却せんとする支那の企畫を援助して來たのであるが、此の時に至つて又復た亞片輸入反抗運動に助勢することになつた。米國政府の提議によつて國際會議開催せられ東亞關係諸國よりの代表者之に參集して亞片問題を國際關係の見地から論議し、亞片賣買の抑壓に關する共同行爲及び相互援助に付き種々議決するところがあつた。此の會議の結果再び米國國務卿の發起で、千九百十二年海牙に於いて外交會議が開かれた。其の間に支那は英國政府と條約を締結して印度からの亞片輸入を急劇に減縮せしむることを約したのである。

千九百九年に米國は非常なる熱心を以て支那に於ける大規模の鐵道敷設に關與せやうと計畫した。夫れは漢口廣東線及漢口四川線敷設に要する國債を起さしめんとしたのである。既に千九百五年に漢口四川線布設を目的とする國債に就いて米國のシンヂケートに相談が懸つたことがあつたのだけれども、當時米國の支那に對する關係は尙ほ未だ密接でなかつたから遂に引受けないで仕舞つた。併し其の際米國公使は支那の鐵道外債には今後常に關與の機會を與へて貰うといふ約束をしておいた。ところが其後第一に獨逸のシンヂケートが支那と借款條約を締結した。併し此の事が世間に洩れると他の國でも默してはゐない。先づ英國が仲間入りをして吳れと迫つて來た。そこで其の交涉は隨分難かしく隨分永引いたけれども遂に千九百九年五月中協議纏まり、英獨佛三箇國のシンヂケートが五百五十萬ポンドを引受けやうといふことになつた。此の取引が實際將に行はれやうとする時に當つて突然米國は其の舞臺に表はれ出で、右三箇國の不機嫌なるにも拘らず、此の計畫に關與せんことを請求した。此の時の米國人の道り方は手遲れではあつたけれども非常なる努力を以て他の諸國に追ひ付いたのである。大統領タフト氏は此の借款事件を重要視したものだから、直接清國攝政に打電して、前約に基づき此の度の鐵道外債に仲間入りしたいといふことを申込んだ。支那

政府は之に對して非常なる好意を示し、其の時の情勢から見ると、或ひは遺憾ながら既に取引濟なればなどとの口實の下に拒否することが出來たに違ひないのに、態々借款交涉の全部を更新し、最初から遣り直すことにして呉れたのである。此の新交涉も亦た更に永い年月を要したのであるが、千九百十一年五月二十日に至つて漸く四箇國對支那の間に最後の條約が成立し、借款の額は六百萬ポンド、之に對する擔保としては尙該地方の鐵道收入及關稅收入を以て之に充つることゝし、鐵道材料及工業勢働の提供は四個國より同等に負擔することと定まつたのである。

稅金を擔保に取り施いて其の國の行政を監督するに至るが如き外債のことであるから、最初から嚴密なる機會均等並びに支那主權の保全を念として指導せられなかつたならば、動々もすれば此の外債は政治的色彩を帶び易いものであるが、米國は夙に此の點に着眼して活動したのである。支那貿易に關係のある總ての强國が、斯の種の外債に關與してこそ初めて支那に於ける共通の利害關係に堅實耐久の形式が賦與せられるのである。支那國土の開發を目的とする外債の募集は、支那分割の危險を招致することなきやといふことを氣遣つてをる人があるけれども、之は若し列國が一致協力して支那財政の爲めに助勢するとにしたならば決して斯る虞はないと言はなければならぬ。斯くの如き事情で何でも各國は清國に對して共同に事をやらなければならないといふことになるのだから、千九百二年日露の兩國が清國政府の爲め資金の調達を目的とする外債の交涉に關係したといふことに就いては米國は大なる利害關係を持てをつたのである。

米國はまた久しき以前から特に支那の幣制改革に關して力を盡してをつた。菲律賓に於いて金價を基礎とせる堅實なる銀貨を制定して非常に成功したのを見た米國人は、紊亂せる支那の幣制を釐正するにも亦た斯の方法に依つたらばよくはなからうかといふ氣になり、千九百七年米國の委員が幣制顧問として支那政府に聘せられた折、種々研究の結果統一せる通貨を設けるやうに建議した。之れが爲めに幣制の改正を企圖した省は多かつたけれども、國家全體の幣制に鞏固なる基礎を置き、之を統一する手段は未だ備はるに至らなかつた。仍て主として幣制改革の爲めに使用するといふ約束で、茲に支那政府と米國シンジケートの間に五千萬弗の借款交涉が開始せられたのであるが、千九百十一年革命の亂勃發したが爲めに其の最終取極を見るに及ばなかつた。併し米國政府は以前から既に此の整貨外債は或る一國が之を獨占すべきものでなく、國際的の性質を帶ばしめなければならぬといふことを唱導してをつたところが、遂に機會到來して所謂六國借款問題が發生することゝなつたのである。

千九百十一年革命の亂あり、次いで滿洲王朝の退位となり、中華民國の樹立となり、漸く其の局を結んだものゝ之が爲めに支那に於ける鐵道の增設、各種工業の擴張並に外資輸入等に關する一切の外交的交涉は中絶せられ、紛擾の間往々支那主權の下に隱れ、支那の費用に於いて巧みに自

國の利益を進渉せんとする國などがあつた。此の時に際して米國の權利が直接に侵害せられざる限りは飽迄嚴正中立及び不干渉の政策を墨守し、支那が隨分難つかしいことではあらうが先づ自分の思ふまゝに此の非常な變亂を處理することを妨げないやうに勉め、尙ほ獨逸政府と共同し、六國を慫慂して此の政策を維持するやうとの宣言せしめた。斯くの如くして世界の輿論に擁護せらるゝことゝなつたものだから、流石に紛擾を極めた支那革命の亂も芽出度其の局を結び、比較的輕微なる爭議の後新正當政府の樹立を見ることが出來たのである。

支那の共和政府は斯くの如くにして生れ出でたのであるが、併し其の初めから直ちに大なる困難と戰はなければならなかつたので、其の各方面に於ける統治機關並に行政組織の改正を實行するには、迚も尋常に取立てた租稅だけでは足りなかつた。米國政府は此の點に就ても夙に着眼して其の輸入關稅を高めたらば如何であるかといふことを提議したけれど、夫れは其の儘になつてをつたのである。併し此の資金調達といふことが支那政府にとつては死活問題となつて來たので、千九百十二年の初めに大々的の借款が計畫せらるゝことになつた。斯る場合に在ても米國政府は終始一貫諸强國の共同應募主義を取て動かなかつたのであるが、扨て愈々其の交渉が開始せらるゝといふことになると日露の兩國は先づ直ちに他の列國と事を共にすることを拒んで、寧ろ支那に於ける特殊の利益關係に基いて支那政府と特別協定を結ばうといふ魂膽を示して來た。併し他の四箇國が共同一致して之に反抗したので、日露兩國も餘儀なく遂に各國と共同して應募交渉を開始しやうといふことになつた。折角茲迄事が運んで來たところが、偶々支那政府の側で聊かながら他國から財政を管理せらるゝのはいやだといふので、妙に憤慨し出したものだから千九百十二年の夏迄には未だ最後の取極を結ぶといふ段取には至らなかつた。

千九百十一年から翌十二年にかけての支那國民の政治的の大運動は米支間の友情を一層親善ならしむるに力があつた。支那國民は從來種々の王朝の下に屈服して來たのであるが、茲に至てもはや斯る君主制を忍ぶことが出來なくなつて、共和政體を採用することに決し、其の際範を米國に採て聯邦の形式に據つたのである。革命運動の張本人孫逸仙氏は永い間米國に放浪してをつたものだから、米國の事情に精通してをり、概して其の國家を賞讃してをつたものと見て差支ない。尙又た支那改造に際して米國の國體を基礎にしたいといふことは、米支兩國民の益々接近することの誘因をなすものといはねばならぬ。

近年支那青年の多數が米國に於いて教育を受けてゐたといふことも亦た米支兩國民の親善に貢獻があつた。既に數年前から支那政府から數多の學生を米國に派遣して寄越したのみならず、米國の教育制度が實用的であるといふ點に惚れ込んで、自ら進んで米國に留學する青年も尠なくない。千九百九年に米國が北淸事件賠償金の半額を支那へ返還した時に、其の金子の大部分は米國へ留學生を增派する

めて鄭重に待遇せられ、一般學生の間に伍し總て教育上並に社會上他の者と區別せられずに生活してをるのである。

* * *

以上を以て大略東亞に對する米國の關係を述べ終つたのであるが、之より更に其の關係の根本に立ち入つて聊か研究して見たいと思ふ。想ふに米國は東亞に對して弱味もあればまた強味もある。先づ米國は支那に於いて又た支那と境を接して居る處に何等領地を持つてゐない、然るに露國は支那とは直接陸地續きになつてをるから、此の點に於いて既に東亞に對して自然的の利益を有してをる。日本は怎麼かといふと、是亦た朝鮮を領し、遼東半島に據り、以て亞細亞に於ける大陸的利益を保有してをる。而して南の方には英佛の兩國が其の前後兩印度の領地によつて中華民國に迫つてをる。それから又た獨逸が膠州灣に占據してをるのは直ちに其の強味になるや否やは今のところ一寸明言し難いが、併し之あるが爲めに直接大陸的利益を享有してをるといふことは確かである。斯くの如く日露英佛獨何れも東亞殊に支那に對して自然的の強味を持つてをるけれども、米國には何等斯種のものを持つてゐない、唯だ無理に言へば菲律賓を領有してをるので、それが米國と亞細亞との間の連鎖となり、幾分か東亞の運命に關係し得る位のことは言はれぬでもないけれど、亞細亞大陸に何かある場合に大陸に領地を持つてをる國のやうな強味を得ることが出來ないことは明かであつて、此のことは今假りに英國かマ印度そのものを持つてゐないものと想像して見たならば思ひ半ばに過ぐることであらう。併し米國は決して亞細亞大陸に領地を得たいと思つたことはないのみならず、今とても矢張そんな慾は持つてゐない。大體から言ふと米國は其の位置の關係から寧ろ東亞の問題に直接捲込まれるやうなことのない方が利益であるのだ。併し米國は之が爲め具體的の利害關係を基礎にして論議し、行動することが出來ないから、其の政策を主張し實行せんとするに當つて往々大なる弱味を持たねばならぬといふことだけは認めてやらねばなるまい。

併し外交事件に對する米國利害の關係は主として米大陸に關してをり、且つ關せなければならぬといふことは、米國が他と異る重要なる點である。巴奈馬運河の開鑿、羅甸共和國との協力、特に米國の保護及び支持に倚頼する諸國に對する援助、北米北隅の巨邦加奈陀との親善關係進捗等總て此等は米國外交の主要なる問題であつて、全國民悉く自ら此のことを念頭に描いて居るのである。通商上如何に有望であればとて、支那の門戸開放主義を標榜したのではなかなか戰爭する迄に國民を激昂せしむることは出來ないが、之に反して一寸モンロー主義が侵害せられる虞ありと聞いたが最後民衆の輿論は直ちに沸騰して來るのである。近年に至つて米國の東亞貿易殊に支那貿易が衰退の兆を表はして來たことは左表に就いて觀ると直ちに分かる。(單位千弗)

輸出之部

| | 香港へ | 日本へ | 支那へ |
|---|---|---|---|
| 千八百九十年 | 四四三四 | 五二二七 | 二四三九 |
| 千八百九十五年 | 四二四四 | 四五五九 | 三六〇二 |
| 千九百年 | 八四七五 | 二九〇四二 | 一五二一三 |
| 千九百三年 | 八七〇〇 | 二〇八二〇 | 一八七八〇 |
| 千九百五年 | 一〇七五五 | 五一二一五 | 五三三〇一 |
| 千九百六年 | 八八八八 | 四一三一五 | 二二三三〇 |
| 千九百十年 | 六四二二 | 二一七六一 | 一六二五二 |

輸入之部

| | 香港ヨリ | 日本ヨリ | 支那ヨリ |
|---|---|---|---|
| 千八百九十年 | 九六九 | 二一一〇三 | 一六二六〇 |
| 千八百九十五年 | 七七六 | 二三六九五 | 二〇五四五 |
| 千九百年 | 一二五六 | 三二七四八 | 二六八九六 |
| 千九百三年 | 一三五九 | ―― | 二六六四八 |
| 千九百五年 | 一五五二 | 五一八二一 | 二七八八四 |
| 千九百八年 | 二一二九 | 六八一〇七 | 二六〇二〇 |
| 千九百十年 | 二三三一 | 六六三九八 | 二九九九〇 |

右衰退の原因に就いて色々說明を試みた者がある。日本は表面上商業の自由と條約の條項を尊重してをるやうに見せかけてをるけれども、其の實は滿洲に於ける特殊の地位を利用して自國臣民の利益を謀つてをるものだから、其の爲めに直接には滿洲延いては支那一般に對する米國の商業が阻害せられたものであると說くもあり、或ひは其の原因を千九百六年の米貨排斥運動に歸して、其痛痍尙未だ癒えざるが爲めなりとなすものもある。併し此等は何れも皮相の觀察であつて、其の眞原因は之を他に求めなければならぬ。何故かとならば若し米國內部の組織に薄弱な點が無かつたとしたならば、米國の商業は條約の保護の下に常に滿洲は愚か如何なる處に於いても繁昌せねばならぬ譯であつて、又た米貨排斥運動位には疾くに打勝つてゐなければならぬからである。然らば其の眞原因は何かと言ふと、夫れは米國の商業には未だ殆んど全く有力なる輸出機關が備はつてゐないことである。之が爲めに米國の工業は其の製造品を販賣する場合に、多くは他國商人の手を煩はさなければならない。英國でも獨逸でも大規模の貿易代理店を持つてをつて、其の國民の爲め新領域の開拓を怠らない。加之各種の輸出工業家と政府とが協力結托して其の國利の進捗に勉めてをる國さへあつて、日本及び獨逸などは其の著しい例である。日本の如きは政府が鐵道を所有し、汽船會社には補助金を下附し、銀行は之を直接管理の下に置き、各種の工業界例へば製鐵業界に於いては非常なる勢力を持つてをる。日本政府は此等各方面の制度をして互ひに協力支持せしめ、尙又た單に輸出制度の完成を期するを以て滿足せず、外に輸入者の生產品の爲めに市場を設けて之を保護し、以て其の海外貿易の發展を謀つてをる。日本の滿洲に於ける貿易額が著しく高まつたのは總て此等の施設宜しきを得たからである。斯くの如く海外貿易の爲めに商業組織と工業組織との密接なる聯絡を保つといふことは、米國には未だ之あらざるところで、將來と雖も恐らくは容易に之を見ることが出來ないであらうと思はれる。尤も斯かる傾向萌芽が米國には全然無いといふのではない。例へばスタ

ンダード石油會社、煙草トラスト及び製鋼會社の如き、結局は海外貿易の發展を謀る爲めに企畫せられたるものに違ひない。其の中でも煙草は日本では專賣制度が行はれてをる爲め、其の範圍内へは販路を見出すこと出來ず、其他亞細亞の各地方でも激烈なる競爭が行はれたこともあつたけれど、兎に角煙草は今の處石油と共に東亞市場に於いて其の地歩を占めることが出來るやうになつてをる。

米國の銀行が海外放資及び海外貿易に關係するやうになつたのは極めて最近のことである。民設銀行及び國立銀行取締法は銀行資本の用途に對して極めて嚴重なる規定を設けてをるが爲めに、斯種の銀行が海外事業に關係するといふことは餘り自由には行かないのみならず、其の設備組織が備はつてゐない。それから又た外に大なるトラストの利益を代表してをる銀行、例へばナショナル、シチー、バンク及びナショナル、バンク、オブ、コムマースの如き、若くは大なる私立銀行例へばキユーン、ロエブ、エンド、コムパニーの如きものがあつて外國財政關係の發展に關與し曩にインターナショナル、バンキング、コルポレーションを設立した。之は米國に於ける海外銀行會社の先驅をなすものである。大統領タフト氏及び國務卿ノックス氏が中央亞米利加の借款及び支那の鐵道借款に應募加入せんとした時、其の依頼を受けたのは卽ち此のコルポレーションであつて、其の當時南米に米國の銀行を設立する爲めに其の代表者が派遣せられたこともあつた。

各國の競爭激甚にして互ひに鎬を削つてをるといふ今日の場合に、米國海外貿易の發展を期する爲めには米國の資本家が之に關與するといふことが絕對的に必要である。けれども此の政府と大資本家と合同するといふことは他國では實際行はれてをることであるけれども、米國では夫れは誠に行はれ難い芝居である。斯かる有樣であるからホンヂユラス及びニカラガ借款條約に就いて上院の承諾を得ることが出來なかつたのみならず、米國が其の外交方針として一度斯くの如く商業を幇助して以來といふものは甚しく國内の輿論を沸騰せしめ、國民の嚴密なる批判を受くることとなつた。米國では到る處大資本家の跋扈せんとを惧れてをるものだから、大規模の組織に關係ある問題が、國内限りに於いて人民にも政府にも圓滿に解決せられる場合に非ざれば、政府と資本家の結託といふことは誰にも善くは思はれないのである。汽船會社補助問題に關しても、各人の頭腦には先天的に一種の僻見が宿つてをつて、今迄でも既に貪慾飽くなき彼等資本家に對して、斯かる保護政策を執るならば尙ほ一層其の跋扈跳梁を助長するやうなことはなからうかと氣遣つてをる。其んな工合だからハリマンやヒルのやうな大鐵道家が、東亞に於ける商業の發展に就いて大いに興味を有し、其の利益甚大なるべきとを國民に指示したのであるけれども、遂に英獨日の三國に對抗して太平洋上の航海權を把握することが出來ないで仕舞つたのである。

他國民の事件には干涉せないといふ傳說は今尙ほ米國の國家及び人民の頭腦に深く浸染してをつて、政府が海外貿易の進捗をなさんとするやうな場合には之が甚だしく妨害

になつてをる。

東亞に於ける米國通商の發展を阻害すべき事實卽ち弱味の方面は大略玆に論じ盡したから、之より米國の地位に伴ふ特點卽ち强味の方面に就いて一言してみやう。物事は總て一長一短、一利一害あり、米國の地位も亦た此の例に漏れず、其の弱味の裏にはまた之を償ひ得て餘りあるだけの强味が潛んでをるのである。卽ち亞細亞大陸に領土を有してゐないことは弱味に違ひないが、また之が爲めに亞細亞に於ける紛擾騷議の渦中に捲き込まれる心配がなく、且つ米國は必非律賓を領有してをるところから日本や支那と相隣國たるの地位に在ること露國と異らない。それで巴奈馬運河竣功の曉には、米國は其の西海岸からのみならず、東海岸からも日本や支那へ渡ることが歐洲より東亞に至るのに比して餘程容易になつて來る。此の自然的の强味を持つてをるが爲めに米國は支那が外國貿易に均等に開放せらるゝや否やといふことに直接且つ根本的の利害關係を感ずるに至ることは自から已むを得ない次第である。

斯かる次第であるから米國の對支政策は誠に簡明率直であつて、地方的の利害關係の爲めに、或ひは右に與し、或は左に倚るやうな曖昧な行動に出づることはない。支那は統一せられなければならぬ。支那は一大强國とならなければならぬ。而して支那は世界の通商に向つて均一平等に開放せられなければならぬといふのが米國對支政策の根本方針である。だから米國は決して偏狹利己の行動を許さない。一般の利害關係を後廻はしにして先づ特殊の利害關係を防護するが如きは米國の採らない所である。米國は各國民全部と迄は行かずとも、少なくとも其の大部分に共通の利害關係を代表することを以て賢明鞏固の政策なりとしてをるのである。若し支那に於いて活働する國民にして、世界通商の發展を期し、支那の國家及び國民生活の鞏固を旨としてをるものならば、それが何れの國民であらうが米國は其の國民に對して好意を有し、其の國民に援助せんとするのであつて、結局米國は支那問題の解決をなすに當つては、先づ第一着に世界通商並びに支那大國の利益に着眼して論議の歩武を進めて行き度いと念じてをるのである。

米國が支那國民性の覺醒し、鞏固になり行くのを見て欣然之を迎ふるといふ其の態度の如き、何れも皆此の米國根本の大方針から出て來てをるのである。大國民が合同協力するのに對して之に同情するのは米國古來の信念とするところである。獨逸帝國の建設を謳歌したのも之が爲めである。伊太利の統一を祝福したのも亦た之が爲めである。若し中米諸共和國が鞏固なる責任ある聯合を形成することになつたならば、之亦た米國は雙手を擧げて之を翼贊するに躊躇せないことであらう。而して支那に對する米國の關係態度も亦た全く之と同樣で、其の國民性の活躍に對して恐怖の念を起すどころではなく、偏へに其の光榮ある將來に望を囑してをる譯である。大國の建設は世界發展途上の一進歩であつて、之に因つて各種の擾亂を防遏し、政治並びに產業を正路に復せしめ、依つて强大なる政治組織を構成せしむるは是れ「文明の擔保」たる責任心を國際間に發揮な

らしむるものなりとは米國の確信してをるところである。是れ實に米國が支那の國土分裂して、列國の窺覦浸犯絶ゆるの時なく、施いて世界の平和をも攪亂せんとするに至るべきを惧れて、最新文明の典範に則とり、其の向上飛躍に心醉しつゝある支那に向つて多大なる希望と確乎たる信念とを以て觀測してをる所以である云々。（完）

# 廣東の生糸貿易

支那に於ける製絲事業は江蘇浙江廣東を以て其最盛の地とし、生絲及絹織物の輸出港としては上海及廣東は兩々相對して勢下らざるものあり、此兩地に次ぐは蘇州杭州南京等たり。白生絲は年々支那より凡そ千六七百萬兩の輸出あり內上海のみにて千四五百萬兩を輸出し、廣東は僅に八九十萬兩に上るのみ。之に反して機械絲は支那の總輸出額凡そ三千餘萬兩に對し、廣東は二千萬兩以上、上海は千萬兩內外なり。支那絹布類の總輸出額は凡そ一千萬兩乃至一千二三百萬兩なるが、上海は五六百萬兩、廣東は六七百萬兩を輸出すべし。

廣東は古の所謂百粵の地、物として產せざるなし、然れども之を江浙の沃野に比せんか、及ばざること遠し。殊に廣東省に於て製絲事業の盛なるは狹小なる珠江の三角州一帶に限れり、之を彼の江浙兩省一帶の地到る處桑に好く、蠶に適するに較ぶれば、吾人は上海と廣東とが右の如く略ぼ對峙の勢あるを怪しまざるを得ず。何故に廣東地方はしかく盛なるを得るぞ。

土地の面積は江浙大に地味及製絲法の優劣如何に至りては江浙と廣東と差ありと云ふ可らず、然れども廣東の氣候は亞熱帶なり、四季殆ど綠色を絕たず、桑の如き一年を通じて若葉蓁々たり、蠶の如きも冬季數ヶ月を除けば何時にても發生し成長すべし、卽ち廣東にては年に七回も繭の收獲

あるなり、之を日本又は江浙の地方に於ける三回に比すれば倍以上の生產力ある譯なり。是れ實に廣東の生絲貿易が優勢なる所以にして、今や製絲法も漸次に改良され、日本の模範絲に對比するも左程遜色なく、相場の如き其差極めて僅少なり。

偖て廣東に於ては年に七回の收獲あると共に生絲貿易も亦每回取引せられ、最近十年間に於ける統計凡そ左の如し。

（北支那每日所載、數字は輸出高にて單位の一袋は八十斤なりとす）

| 年次 | 第一回 | 第二回 | 第三回 | 第四回 | 第五回 | 第六回 | 第七回 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一九〇一 | 二、五〇〇 | 七、五〇〇 | 二、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 四四、〇〇〇 |
| 一九〇二 | 五、五〇〇 | 六、五〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 四三、〇〇〇 |
| 一九〇三 | 四、五〇〇 | 四、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 四一、五〇〇 |
| 一九〇四 | 一、五〇〇 | 九、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 四、五〇〇 | 八、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 四三、〇〇〇 |
| 一九〇五 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 五、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 三五、五〇〇 |
| 一九〇六 | 七、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 五三、五〇〇 |
| 一九〇七 | 二、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 六、五〇〇 | 一〇、五〇〇 | 八、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 三七、〇〇〇 |
| 一九〇八 | 五、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 三、五〇〇 | 四四、五〇〇 |
| 一九〇九 | 五、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 三、五〇〇 | 四四、五〇〇 |
| 一九一〇 | 五、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 四八、〇〇〇 |
| 一九一一 | 六、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 三八、〇〇〇 |
| 一九一二 | 六、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 一二、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 四二、〇〇〇 |

右の表に據れば每回の收獲高は（單位一袋一袋は八十斤）

| | 最豐作 | 最凶作 | 平均作 | 十ヶ年平均 |
|---|---|---|---|---|
| 第一回 | 七、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 四、三五〇 |
| 第二回 | 九、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 五、五〇〇 | 五、五五〇 |
| 第三回 | 一二、〇〇〇 | 四、〇〇〇 | 八、〇〇〇 | 六、六〇〇 |
| 第四回 | 一一、〇〇〇 | 四、五〇〇 | 七、七五〇 | 七、四〇〇 |
| 第五回 | 一一、〇〇〇 | 七、〇〇〇 | 九、〇〇〇 | 八、六五〇 |
| 第六回 | 一〇、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 七、五〇〇 | 七、四五〇 |
| 第七回 | 四、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、七五〇 | 二、四〇〇 |

更に其品質如何と云ふに最後の第五、六、七回は常に最良にして、第五回は其收獲高も最多なり。昨年五月一日より本年三月卅一日に至る迄に廣東生絲の海外輸出は凡そ四萬二千袋、先づ平年作と云ふを得べく、其中歐洲へ二萬九千五百袋、米國へ一萬二千四百袋を輸出したり。本年は頗る好望を呈し、第一作は古今未曾有の豐作にて約八千袋を收むべしと觀測せらる。然れども南支那に於ける氣候は四五、六、七の四ヶ月間は最も不順にして、所謂雨季と稱し、降雨霏々として絕えざるの有樣なれば、收獲の豫想は殆んど信用せられず、一九〇八年の如きは遂に洪水の大氾濫となり、第三回の收獲も待たずして三角洲一帶の製絲家は約四割は閉業の止むなきに到りしことあり、反之一九〇七年にレコードを破りて五萬三千五百袋を產し、一九〇九年及一九一〇年にも相應の豐作を示したるは決して製絲家又は製絲法の啓發改良されたるが爲めに非ず。全く時の天候良好なりしためなり、然れども今年は桑葉の値段も比較的に廉に其供給も極めて豐富なりとのことなれば、第一回作八千袋の豫想は或は適中するやも計られず、但し其生產は上々吉なりとも、金融の關係、政治上の風雲、凡そあらゆる現象は直ちに生絲の需要に影響すべく、既に昨年度の如きは上半期は米國大統領選擧運動及勞働者問題のため米國の購入せる廣東生絲は甚だ僅かなりき、故に廣東生絲の貿易が好景況を呈すべきか否かは其生產額とは餘り關係なし。又廣東生絲の最大得意は米國にして、廣東の生絲市場は紐育の注文如何に依て支配せらるゝなり。

# 福州に於ける米領事の演說

米國の民國承認に對する當地一般の狀況は何等著しき反響あるを認めず、獨り米國人に依て組織されたる宗教的團體福州青年會は自から主倡者となりて承認歡祝會を開催せり、去る五月七日午後二時より會場を浙江會館に設け、米國領事を首客として一般官紳及新聞記者無慮五百餘名を招待せり、政府側より都督の代理として參謀長林仲墉出席して都督の祝詞を朗讀せり、民政長代理としては內務司江畬經出席して極て簡單なる口上の挨拶を述べたるに過ぎず、其他省議會議長林輸の歡祝的演說ありし後、米國領事は米國人を代表して約一時間に涉る演說を爲せり、了りて茶菓の饗應に移り極て靜肅にして退散せり、左に米國領事演說の大要を譯述す。

本日は福州青年會の催に係る米國承認歡祝會に臨み米國の中華民國を承認したる理由を述ぶるの光榮を有す、

自分は米國ボストンの出生にして、ボストンの地たるや米國獨立と相離るべからざる關係を有するの地なり、其當時に於ける紀念物今尙ほ數多現存す、諸君にして一度此のボストンを觀光せられんか共和國の參考ともなるべき自由の血跡を見出す事易々たらむ、

昔時今の米國人は英國人の專制と暴虐とに刺擊せられたる結果、第一第二の革命を起し始めて獨立して今日の如き結果を得たるものなり、（中略）

貴國の革命に對しては米國人は滿腔の同情と熱誠なる援助を與ふるに吝ならず。

夫れ米國の獨立後十三邦聯合して强固なる國家を造らんとしたるに、黨爭の結果遂に十三邦の分裂を見るに至りしは、現在に於ける貴國の黨爭と異ならず、依て黨爭なるものは國家に大害を與ふるを以て戒心せざるべからず、若し米國が當時の黨爭を顧みずしてありたらんには、今日米國なる一國は世界の伍伴に列することを得ざりしならん、然るに十三邦中六邦の有志は黨爭の不可なるを知り、同心して憲法を制定し始めて今日の如き盛況を呈せり、

獨立當初の米國には金力乏しく、因て政府の諸機關を運轉すること能はざる困難ありしを以て、國民は自己の財產を政府に献じ政府の後援者となれり、是れ米人の熱誠なる愛國心なり、此の愛國心を涵養せし根源は實に宗教と教育の賜なり。

我國に於ては他の諸國と異り、陸海軍に重きをなさずして教育を重んず、年々教育に費す金額は實に一億萬弗以上を算し、陸海軍費は僅かに四千萬弗位に過ぎざるなり、於茲米國が他國に對し野心を包藏するの有無を解するに難からじ。

原來日本は一小島國に過ぎざりしが、國民は强國なる愛國心を有するが故に今日は世界の强固とはなれり。自分が曾て芝罘に領事として在任せし時該地に五十歲以上の老斬髮師某或時五百弗を携帶して日本領事に出頭し、該金を政

府に献納せんことを申出でたり、其理由に曰く自己は不幸兵役に服せず又た何等國家に對し報恩せしことなし、因て此金を國家に献納し以て報恩の一端と爲さんと、是れ甚だ美きし心事と謂はざるを得ず、諸君も亦た此の日本斬髪師の如き愛國心を持ち充分に國家の爲めに努力せらるべし。

福建の地たるや僅かに支那二十分の一に過ぎざる一小地方なり、此次の革命は福建の革命にあらずして支那全國の革命と言ふことを記憶せよ、因て諸君は支那全國の爲めに努力せざるべからず。

米國にて發行する貨幣は全米何れの地に到るも通用せざることなし、然るに貴國に於ける貨幣は各省を通じ通用せられざるは是各省人民の一致を缺ける證據なり、貨幣の如くは宜しく改正して各省流通すべく努力せられたきものなり、各省共通の貨幣と爲さんには宜しく各省人民の疑を解き各省人民一致の行動に依り健全なる政府を組織し、政府の信用と人民の信用と兩々相待ち始めて完全なる通貨を發行して貿易を盛大にし國力の發展を計らざるべからず。

福建の地たるや一部落に過ぎずと雖も無盡藏の鑛物を有し亦擴大なる運河の便あり、此の礦物と運河とを適用したらんには福建の富は期せずして強大なるものとならむ。

現時貴國の黨爭甚しきは各黨互に疑ふ處深大なるに起因す、各自協力同心努めて各黨間の疑心を氷解し相當の人物を擧て大總統となし完全なる政府を組織し世界の强國とならんことを希望す。

米國は貴國と同宗なる共和政體なれば此次第一に承認したるものなり以て米國の意のある處を諒察せられたし云々。（五月十一日福州通信）

# 支那最近時報

## 政治

○宋事件審問　宋敎仁暗殺事件は首犯武士英の死後嫌疑犯の開審法廷未定なりしが程都督等の要求に對し大總統の命により普通法廷にて審理することゝなり且司法部々令にて特に江蘇に大理院分院を設置するに決したれば程都督は陳交涉使と商議して司法部に電稟したる結果先づ高等審判檢察兩廳々長及び上海地方審判廳長と會合して直ちに開審することゝなり愈々本案は司法部の辨理に歸するに至れり卽ち五日を以て嫌疑犯の豫審を開廷せり。

然るに程都督及び應民政長の發表せし宋事件の證據書類により袁世凱趙秉鈞等は嫌疑を蒙むること明かとなりたるを以て各地の人心を憤激せしめ政府に要求して洪述祖を裁判に附するのみならず袁趙等干係者も亦公平なる裁判を受けざる可らざるを主張するに至れり。

而して洪述祖は曩に靑島に逃避せるを以て五月四日上海地方檢察廳長より內務部に向ひ上海にて應桂馨と對質せしめんことを要求したるにより內務部は外交部を經て駐京獨逸公使に引渡方を迫ることゝせり。

而して地方檢察廳は取調の進行と共に趙秉鈞、秘書程經世等共に嫌疑者として北京地方檢察廳に於て取調られんことを依頼せしに九日に至り忽ち蘇州高等審判廳より上海地方審判廳員全部を更迭せしむべき命令あり之れが爲め審判廳內部動搖し審判は無止延期となれり、之に先ち趙秉鈞は辨明書を發表して法廷に立つことを避け洪述祖も亦三日袁總統を始め各省に辨明の打電をなすのみならず既に獨逸に歸化して以て本案を避けつゝあり故意に事件の進行を阻害しつゝあるものゝ如し。

○國務總理の更迭　國務總理趙秉鈞は宋敎仁事件の連累者として攻擊非難せられつゝある爲め辭職書を提出したるを以て袁世凱は十五日の賜暇を與へ段祺瑞をして暫く國務總理を代理せしむることゝせり、而して趙總理は賜暇後北海の屯城に移居せるが依然として南方の攻擊激しきを以て趙も憤激して政界に入らざる決心をなせる爲め袁大總統始め外國公使も慰問に勉めつゝあるも趙は意釋けず休暇

滿期後は再び辭職を請ふ可く其行李は既に天津に運搬せり（北京日報）

## ○宋事件並に借款に關する敎令　宋暗殺事件並に五國借款成立に關し趙總理及び周財政總長に對する輿論の攻擊甚しく何れも辨明を試みつゝあるも其效少なきを以て袁總統は三日付左の敎令を發せり。

共和國家は道德を以て基礎とし法律を以て範圍とす司法の方面にては事件を推究し法廷の公開を經されば輕しく論斷するを得す行政の方面にては事件の原委が法律に違反せるを考求するにあらされば猥りに詳識するを得す近日各處の電文に接するに一は前農林總長宋敎仁暗殺事件にして洪述祖應夔丞の往來書函により國務總理趙秉鈞を攻擊し一は五國借款成立を以て議會未通過と誤認し且つ財政監督に疑を挾めり市虎杯蛇深く駭異とす宋案は趙秉鈞の通告說明あり五國借款も亦財政總長の詳細宣布あり閱者當に瞭然たる可し然るに是非虛實を問はす立法行政司法の各機關を盡く抹倒せんとし個人の見解を以て世人を強ひ絕大の風潮を釀成し政府を傾覆し大局を擾亂せんとす豈共和國民此の如くして可ならんや或は一時の狂熱により無心に出づるものあるべく或は人の挾制によるものあらん其情狀諒とすべきものあるも民情震懼し友邦の笑を買ひ商業に影響するは小事と云ふ可らす此に各省都督民政長に通告す刑事案件は司法機關の判決を待つ可く又外債事件は前參議院の贊成を經たるものなれば豈浮言を容る可けんや大總統は治安維持の責あるにより擾亂を坐視するを得す云々。

## ○南方反抗に關する敎令　宋敎仁事件並に大借款問題に關し南方の袁總統並に現政府に對する反感は益々沸騰し南方の輿論は激烈を極め遂に七省の獨立計畫並に第二次革命の聲を聞くこと殆んど公然の狀態となりたるを以て袁總統は三日左の敎令を發して斷然南方の暴動者に對し嚴究して假借する所なきの意を明にしたり。

民國基を肇めて新邦を締造す義師の興りてより未だ節制を加ふるの道あらざりしにより名義を假りて良民を魚肉するものあり一年以來秩序漸く寧謐と雖も元氣未だ昭蘇せす本大總統國民付託の重を受く武力を以て生靈を塗炭にするを欲せす故に陰に破壞を謀る者あるも亦優容を憎まず其悔悟を冀ふは誠に時局陷危已に極まり財力枯竭民生に聊ざるが爲めなり現在國會開會し將に正式大總統を選擧せんとす方に賢者を擧げて以て生民を水火に濟ひ全國を泰安に措くに至れば本大總統亦四萬々人と共に幸福を享けんとす此心當に天下の共に諒する所なるべし近ろ上海四月二十九日路透電報を閱すに上海にて第二次革命を運動し商家に助捐せしめ以て中央に反對せんとする者あり又英文大陸報によるに上海に於て滬寧鐵道によりて軍隊を南京に輸送せんと運動する者ありと誠に怪疑に堪へす外字新聞は風聞を載すを以て必す實事ありと云ふ可らざるも現に此等の傳說あり豈坐視すべけんや特に宣示して國民に告ぐ總統は公僕にして帝王と殊なり只衆望ある者選擧せらる何ぞ爭を藉りて亂し我が生靈を苦むことをせん若し外字新聞所報の如くは之れ平和を擾亂し民國を破壞し甘じて天下の不韙を冒すものなり本大總統一日任にあれば卽ち罷土を捍衛し人民を保護するの責あり故に暴を除き良を安じ法を執りて假借せざるべし此に各省都督民政長をして各地方長官に轉令し若し不逞の徒ありて潛に內亂を謀り財を斂め衆を聚むるの實據ある者あれば立ろに逮捕嚴究すべし其無智の愚民附和する者は之を開導して連累追究することなかるべし云々。

## 而して七日更に軍警に對する訓諭を發せり。

軍人は罷土を保衛し平和を維持する天職とす訛言を信じて輕しく附和擾亂すべからず近日中外の新聞に上海に於て第二次革命等の事を載せり既に本總統より各省都督民政長に飭して査究せしめたり今又尹都督より軍令を下さんことを請ふあり今や民國の主權は國民全體に屬す各軍警は民の爲めに服務す深く大義を明かにし須らく共和確定五族一家共に幸福を謀るべく若し猜疑によりて禍亂を惹起し國本動搖を來すが如きあれば國法の敎さゝる所なるのみならず又人道上容すべからざる也目下內亂を謀るものあり煽惑するなきを保せず各軍警當に其惑ふ所となる勿れ若し無識の徒盲從して難を貽せば恐らくは內訌未だ靖らず外患紛起し國權論喪するに至らん本總統士卒と甘苦を同ふ

するの心終始一なり茲に各該官の精辨をして開陳せしめ嚴に防範を加ふ若し端を藉て煽亂する者あれば嚴に軍法に照して懲治すべし庶くは各員本總統軍警を敬愛するの本意に負く勿れ云々。

次に十三日更に左の訓令を發せり

北京漢口上海蘇州各商會及び上海各商業團體香港各銀行等の來電により上海少數人名を公民會に託し大局破壞を企つる爲め商業上の影響少なからずと前清以來實業薄弱商情不振加ふるに革命事變により內地商民の損失少なからず本總統銳意人民の福利を圖りつゝあり然るに少數人猥詭言を以て煽動を逞らんとす本總統已に軍警を飭して地方保衞を謀らしめたり茲に更に各省都督民政長に命じて造謠生事の人を嚴查せしめ一面各地の商會より商民に通牒して輕しく浮言を信ぜず生業に安んぜしむべし地方長官は軍警と共に極力保護に力むべし若し匪徒の商人を害するものあれば都督民政長の責任を問ふべし云々。

## ○米國の正式承認

米國政府は中華民國國會參衆兩議院正副議長の選舉決定を見たるにより愈々五月二日を以て中華民國の正式承認を通告し北京駐在米國代理公使は同日午前十一時國書を持して總統府に至り國書を呈したり其大意左の如し。

合衆國政府及び國民は自治政體を採用せる民國々民に對し深甚なる同情を表す而して今や國會議員は其高貴なる義務を盡す爲めに集合せるに際し必ず民國々民の希望を完全に成就す可きを信じ余は我政府及び國民を代表して新民國に敬意を表し且つ之を祝し民國が一國家たることを認むるの時機なるを信ず。

余は此時に於て民國人民が共和政府を組織することによりて幸福の最高域に達すべきこと及び臨時政府が確認したる民國の總ての確定せる義務は議會に依りて組織せられたる將來の共和政府によりても確認せらるべきことを希望し且つ期待す。

臨時總統の答辭大意左の如し。

貴國政府及び國民に對し謝忱を表す中華民國は成立未だ久しからざるも全國々民の共和政體に對する信仰は極めて深く其淵源亦極めて古し貴國は共和を建設して以來人民の自由幸福を享くると已に百四十餘年なり我中華國民も亦同じく此自由幸福を享けんとを冀ふものなり東西相對峙し團體既に同じく感情自ら篤く今後中米間の親密は必ず增進すべし此の意味を貴總統及び貴國民に傳達せられんとを希望す

政府は同日各省に打電して國旗を揭揚し祝賀の意を表す可しと命令したり又各地方に於ては當該米國領事より地方官に民國承認の通告をなしたり米國の承認は時局柄非常に好感情を以て歡迎されたるが殊に五月八日北京に於ては米國承認祝賀大會を開き來會者數百人に及べり多くは學生にして午前九時中華門內に集合し米國代理出席臨場して祝詞を述べ次に學生は行列して米國公使館に至り萬歲を三唱し中華同盟會代表祝詞を述べ米公使の答辭あり散會せり米國の承認と共に五日秘魯國、墨西哥國共に正式の承認をなしたり。（國權報）

## ○借款反對の氣勢

袁政府は四月二十六日五國借款の調印を終りたり其速かに調印を了したるは宋教仁事件以來南北の乖離漸く顯著となり南方に於ける孫黃等の反袁熱益々昂騰するにより政府は內部にありて速に借款を成立し

て議會操縱並に總統選擧の機密費に宛つるの便を得可く一朝有事に際しては南方威壓の軍資金となすを得可きによりたる可く外部に於ては英國に於ける個人の借款應求並に米國資本家の活動に基き五國借款團が速かに內々借款の成立を希望したるの理由ありたるとにより相俟て調印を見るに至りしものなりと云ふ。

然るに此次の借款條件は前參議院に交議せるものとは其內容條件を異にするを以て國會は此次の借款條件に付て正式の決議を經ざるものなりとの理由を以て激烈に反對を試み參議院にては湯漪より借款質問書を提起し政府の違法を咎め國務總理外交財政兩總長の出席辯明を要求せり。

地方に於ては湖南、江西、安徽、廣東四都督の連合反對あり各省々議會聯合會、江西、安徽、湖南、廣東、湖北、山東の省議會、江蘇浙江、四川各省の鹽商等何れも反對の決議を打電し雲南、甘肅、陝西の省議會に於ても政府が成る可く議會の再議に附せんことを求めたり但し雲南、貴州、陝西浙江の各都督は寧ろ借款贊成の意見を電申せり。

黃興は大總統、國務院參衆兩院並に各省に打電し政府が借款契約を更に國會に附議せず且つ銀行團の組織變更され契約改正され借款の條件異なり招聘外人の增加せる等當然議會に審議せしむ可き事なるに之をも爲さずして大至急に二億五千萬元の大借款を成立せしめ人民の負擔を增加したりと攻擊し終りて此借款が政府反對者を鋤除するが如き事に使用せられざらんことを希望せり。

蓋し借款の成立に付ては輿論は全然之を否認するものに非ざるが如きも宋事件以來袁總統に對する反感極點に達せるを以て政府が必ず此重資を擁して政界を攪亂し南方の壓服を試むるならんとの現政府に對する不信用に基げるものなり。

**○財政總長辭意**　財政總長周學熙は五國借款の調印によりて輿論の攻擊を受け併のみならず其父周馥より屢々辭職を慫慂されたるにより辭意甚だ堅きもの、如く大總統が梁士詒を擧げて財政次長に任命したるは其名次長なれども其實總長の事務を行はしむるものにて總長の任命を避けたるは議會同意の手續を要するが爲なりと周總長は靑島に赴き獨逸人と共同して實業會社を經營す可しと。（順天時報）

**○省議會聯合會**　廣東省議會の發起に係る省議會聯合會は二十一省の同意を得（四川省は議會未成立）遂に天津を以て集會地點と決し現に天津に到著せるもの過半數なるを以て四月二十六日直隸省議會に於て第一回豫備會を開けり來會者十省十八人なり各代表より王建中（直隸代表）を擧て臨時主席とし王主席より研究事件の報告ありて左の決議をなせり。

一本會は中華民國省議會聯合會と定む。

二本會は各省を聯合し民意を代表し眞正の共和を求め國會の後盾たるを目的とす。

三組織は三種とす。

甲議長　副議長各一人　代表より互選す。

乙交際科主任一人　法政科主任一人　經濟科主任一人

文事科主任一人　各科々員若干

丙事務員四人　文牘一人　書記二人　庶務兼會計一人

大綱決定後規約起草委員に宋以梅王建中二人を宣言書起草委員に容伯挺、徐樹霖二人を推し次で李宗唐は本會の成立早速なるを必要とするの意見を述べ曰く現在の民國承認の消息は專ら國會を恃めり然るに國會現在の態度は臨時參議院の如し吾人若し急に起て彼等の進行を促さずんば則ち前途の險象設想に堪へず若し彼等永久迷途醒ざるが如くならば吾人は彼等に代て之を行ふべきなり云々。

現在天津に到著せる各省代表姓名左の如し。

廣東　伯挺　宋以梅
湖北　李宗唐　胡宗佐
陝西　黎彩章　柏　坤
湖南　戴丹誠、唐晴雲
黑龍江　金光祥　譚英多
河南　曾祖培　王澤敷
吉林　王鳴鑾　張雲峰
福建　鄒豐、稔　葉在會
直隸　王建中　郭照洽
江西　潘震甲　徐樹霖
奉天　王國棟　高清和
山東　尹祚章　王炳燾（神州日報）

次で南方各省の代表未だ來會せざるもの多きを以て到會議員の決議により開會地點を上海に改むることとし五月三日上海に向け出發せり。（民立報）

## ○西藏議員の選舉風潮

西藏議員は前藏十名後藏十名の選出ある規定なるが蒙古喀拉沁人干華亭なるもの雍和宮の喇嘛と共謀して前後兩藏を一區とし後藏の選民を顧みず自ら議員に選出されんと運動せるにより後藏の代表卓尼納厦仲阿旺益喜等蒙藏局に上書して分辨を主張し且つ駐京後藏人を集合して同鄉選舉會を開き厦仲阿旺益喜を正會長に汪洛爾得を副會長に選舉せり。（神州日報）

## ○熱河察哈爾都統の權限

熱河察哈爾兩都統は軍職を以て民政を兼理せるが爲め警察事務に關し直隸都督と爭論したるとありしが各道行政公署令及び地方警察官廳令の頒布後二處の民政等は口北等の觀察使の管理に歸し軍民分治を實行することゝなり此次國務會議は該都統の名を鎭守使と改め專ら軍政邊防を守らしむ可しと。（北京日報）

## ○蘇州の兵變

十一日蘇州に於て第七十九團第一營の兵士全部暴動を起したり其原由は今次第二師長章駕時か新陸軍編成に基き第一營を輜重隊に改編せんと計畫せしが爲め兵士は不平を懷き遂に示威運動を起したるものにして團長陳有珍の慰撫により鎭靜したり。（民立報）

## ○上海工部局の新聞取締

上海の民黨支那新聞が近頃北京政府に對する不穩の言論及び挿畫を揭載するに關し之が取締りに就き上海工部局會議の結果五月一日左の如き告示を發したり之れ民黨新聞に取りて非常なる打擊を與へたるものなり。

近日當地の支那新聞中北京政府に對し記事及び挿畫を以て放肆なる言議をなし人心を搖亂するが如き激越なる字

句を用ひ其の結果平和及び秩序を破壞せんとするの虞あるものあり新聞紙は國民の言論代表機關にして其の眞目的は平和を欲求するにあり故に公平なる文詞穩當なる論議は抑止すべきにあらざるも罵詈讒謗を逞ふする文詞は之を嚴禁せざるべからず。

工部局は租界內に於ける秩序の管理者なり之を以て一般人及び記者、通信員、發行者、印刷者に告示す直接或は間接に前記の種類の記事或は插畫を發表したる者は發見次第直ちに捕縛拘引し官憲が其の罪の輕重に依りて辨法を決定するを待つべし而して最後に如何なる處置を取るべきかは豫言し能はざるなり。

## 外交

**○條約修正準備**　外交部陸總長は新政府の承認と共に從前の條約修正を提出する筈にて外交部內に條約修正處を設け之が準備中なるが「ブラヂル」秘魯二國の承認と共に關係條約の修正を議するに至る可し。

一ブラヂル條約　千八百八十一年十月三日　通商航海條約

二秘魯條約　千八百七十四年六月二十六日修好移民條約

同日　支那人渡航條約

（神州日報）

**○阿片條約改正提議**　外務部は本月八日英國公使に宛て千九百十一年禁烟條約の改正を要求したり其理由は支那に於ける阿片禁止は其成績顯著にして安徽、山東、湖南三省は目下調查中なるも完全禁止表中に列入す可く全國を統計するに各省中半部は禁絕せるを以て正式に印度阿片の輸入を禁止せられたし其他の各省も禁止事業進行中なるも印度阿片の輸入により當局の禁止困難なれば政府に要求し來るもの多きを以て先づ輸入阿片を杜絕せんとするにあり。（神州日報）

**○烏梁海居住露人の交涉**　札薩克圖汗附近の唐努烏梁海部落の罕騰格爾山地方は近來露國商人の住居するもの多きを以て科布多參贊より科布多露國領事と交涉中なり。（北京日報）

**○朝鮮人の滿洲移住問題**　朝鮮人の滿洲に入るもの近來非常に增加し今春以來安奉線により奉天驛に下車するもの二萬余人に及び其國境を越へて入り來るものを合せは數十萬人の多に及ばんとするにより都督省議會は全省の一大問題なりとし目下省議會に二議案を提出せり卽ち一は人民に朝鮮人に土地を賣渡すことを禁止する件一は朝鮮人の歸化を制限し及び其未開放地に侵入するを制限するにあり而して各地駐在日本領事は之を以て朝鮮人の移住權を剝奪するものとなし抗議を提出し且つ伊集院公使に電請する所ありと。（北京日報）

**朝鮮人歸化問題**に付て政府は東三省都督に命じ登錄名簿を作り左の條例に照し嚴に取締を行ふ可き旨訓電せりと。

一歸化の外國人は國境內に寓居すべきこと。

二國內の官吏は歸化者に對し特別の注意を拂ふべきこと。
三歸化以來三年を經過して能く本分を守るものは本國人と同等の待遇を受く。
四待遇法は兵及國籍法規定の制限を除く外本國人と同等也
五歸化者にして兵役に服するものを發見したるときは無期徒刑に處す。（吉長日報）

○膠沂鐵道交涉　膠沂鐵道は千九百八年支那の贖回に係り原條約中に若し五年間に完成せざれば依然獨逸の修築する所たるべしと規定されたるに目下期に迫るも未完成なるにより駐支獨逸公使は外務部に照會して條約履行を迫りたるを以て陸徵祥は更に一年を延期されんことを回答し目今交涉中なり。（民立報）

## 軍事教育

○湖北砲臺修築　湖北都督府參謀吳醒漢は黎都督に對し田家鎭に要塞砲臺築造の建議をなしたる爲め黎都督は特に軍事會議を開き左項を議決せり。
一砲臺修築に三十萬兩を要す此巨費は湖北省の負擔たり難きにより中央政府よりの支出を請ふこと。
一砲臺修築の爲め專門技師をして更に調査せしむる事。
一築造に際しては委員をして工事の監督をなさしむる事。
一備砲は凡て新式砲に更むること。（北京日報）

○內蒙古軍隊編成　內蒙古各旗は東三省軍隊の不足により屢々自ら蒙兵を訓練せんことを請ひたるが茲に陸軍部と決定せる辦法左の如し。
一各盟旗練募の軍隊は須らく徵兵制度に准據すべし。
二該軍隊の編制は警察隊の性質に倣ふべし。
三招募兵は辦事長官の節制に歸すべし。
四軍隊の派遣は中央の命令を遵奉すべし。
五軍隊の總管は中央より任命す。（神州日報）

○飛行機隊設置計畫　大總統は軍事處長蔭昌と會議して拱衞隊に飛行機隊を組織する計畫をなし拱衞軍司令段芝貴、陸軍總長段祺瑞をして專ら之が組織に勉めしむと云ふ。（國權報）

○軍事月報發刊　陸軍學會は四月末北京にて開會、軍事月報を發刊し意見を融和し軍人をして法律上遵守する所あるを期せしむと。（北京日報）

○海軍鎭守府設置計畫　海軍部は沿海警備の爲め全海岸を左の三區に分ち各區に鎭守使を置く計畫なり。
北段海軍區　渤海及び黃海を包含し鎭守使を秦皇島に置き其警備區域は鴨綠江城より芝罘に至り白河口を門戶とす。
中段海軍區　鎭守使を崇明島に置き警備區域は芝罘より三都澳に至り揚子江口を門戶とす。
南段海軍區　鎭守使を瓊州島に置き警備區域は三都澳より冠頭岬に至り珠江を以て門戶とす。
而して海軍鎭守使の權限は大約左の如し。

一海軍鎮守使は沿海の砲臺管轄の特權を有す。
二各該省中の要塞及び艦隊の方略は凡て其節制に歸す。
三各省必要の區域に艦隊の差遣をなさんとするときは各該省都督に申告して許可を得べし。
四各該省及び隣接各省都督及他艦隊高級海軍軍官の諮詢に干する件は卽時辨理の上同時に本省都督に報告すべし。
五外國人との交涉事件は本省交涉使及び外交司長に咨請して本省都督の意見を仰ぐべし。
六以上の各項は勿論平時戰時に於ける一切の計畫は必ず本部に報告を要す。（國權報）

○海軍教育方針　海軍總長は海軍擴張に干し意見を陳述する所ありしが今又海軍教育方法五條を大總統に進言せり。
甲海軍輪機學校を設け西洋に留學し高等專門學校卒業證を有するものを教員に充つ。
乙艦藝專門學校を設け海軍初級程度を具ふるものを校生とし西洋留學卒業者を教員及び執事とす。
丙海軍鷄艦學校を設け西洋にありて實地修業せしものを教員及び各執事に充つ。
丁水雷槍砲專門學校を設け歐米留學者にして經驗あるものを教員及執事に充つ。
戊水兵養成所を設け水師學校にて普通學識を具ふるものを以て之に充つ。（國權報）

○高等師範學生募集　北京高等師範學校は八月中に生徒募集を行ひ中學卒業及び同等學力あるものより選拔すること丶なり教育部より各省教育司に定數を七月中に選出す可き旨を命せり卒業後は各原省に回りて教育を擔任せしむる筈なり。（北京日報）

## 財政金融

○財政狀態と大借款　財政總長周學熙が大借款の承認を求むる爲め各省都督に對し財政狀態を陳述したる電報左の如し。
六國借款は昨年春間より交涉を開始したるが條件嚴酷を極めたり八月余が就任せる當時は談判中止の時なりしが外大局を覩ひ內國情を審かにせば僅に經濟に關係するのみならず未だ噎に因つて食を廢すべからざるを以て復び銀行團と開議し並びに國務會議を經て借款大綱五條を擬定し昨年九月十六、十七の兩日參議院に出席して協商したるに幸ひに同意を得たれば此の標準に本づき屢次磋商したるに波瀾萬端幾度か破裂せんとし中頃蒙古問題危急を告ぐるあり又た佛國公使の調停を經て交涉の末數月間の後始めて契約を擬定し十一月二十七日國務總理と同道にて參議院に赴き全文を報告し先づ特別條件を逐細祕決し次に普通條件を全體表決し均しく通過を經て何時にても調印し得るとなれり而して銀行團は原議の利息は五分なりしに口を巴爾幹戰爭の影響にて歐洲の金融引緊れるに藉りて半分の增加を要求せるが元來此の借款は金額多く期限長き爲め半分を增加せば損を受くること多大な

るを思ひ極力反對せり且つ此等酰を飲みて渴を止むるの擧は已めて可なれば則ち已むべきも奈何せん賠洋各款の停滯せるもの頗る多く賠款の昨年滯れるもの二百萬磅を除くの外本年洋款の已に期を過ぐる者二百三十餘萬磅、洋款の久しからずして期限に達するもの三百六十萬磅、各省の外債二百八十七萬磅。總計英金一千一百萬磅の多額に達し而して本年分は又た已に四個月の賠款約一百萬磅の債缺あり此外前淸及び南北臨時政府が借入れたる零細の短期借款あり數月以來英國公使は償還を要求し露國公使の催促尤も急なるものあり政府は之に應對するの術に窮し破產の禍立ろに見はれ各省も亦た之を救濟するの資力無く內外同一に困窮せり而して他方面の借款は悉く畫餠に歸し米國は公道を力主して銀行團を脫團せりと雖も其餘の態度は依然として方針を變せず若し再び任意遷延せば獨り信用を失ふのみならず必らず債權干涉を致し大局の危急なる情勢昭然たり故に余は大局に鑑み五國借款談を進捗せしむることに決心せるが五國銀行團も歐洲金融界稍平靜となれるを以て交涉を繼續するを希望し利息は五分に改むることを承認し其他の條件は悉く昨年十二月二十七日參議院を通過せる原議大要の如く借款額は二千五百萬磅、年息五分發行價額は市場の都合に依るも百分の九十より少なからず銀行の六分扣費の外手取りは八十四より少なきを得ず償還期限は四十七年にて十一年目より元金を還し鹽務の收入を以て抵當とする事となれり而して其の用途の大半は債務償還に當つるものにて其の中央行政經費及各省の軍隊解散、鹽務の整頓に充つるものは僅かに少半を占む此等を一々明細に記述して初めて借款成立の緖に就けり而も某國は尙ほ中より破壞せんと企てたるも幸ひに他公使の正論によりて轉圜するを得たり斯の如く事機萬變なるを以て若し此機に乘じて解決せざれば唯に時機を失ふのみならず別に要求生じ來る恐れあるを以て本月二十二日大總統の命令により趙國務總理、陸外交總長及び余は調印の全權を得二十四日先づ假契約に調印し二十六日に至り本契約に調印せり、本借款契約內に鹽務稽核、用途審計等に外國人を聘用することとせるは從前の借款に無き所なるも而も九月院議の同意を得たる所にて且つ列強の吾國の財政に干與することは前淸の幣制借款に已に其の機を啓けり況んや革命の後に當り公私潒然として國信未だ著はれず此の結果を得實に智能俱に竭き箠舌皆な窮せるなり然れども用途を確實にし鹽稅の收入が元利の償還に足らば外人は口を藉るべき無く契約內に元利支拂の時期を明訂しあるを以て鹽政事宜に干與する能はざるなり云々。

○借款綜核處設置　大借款成立の爲め財政部は借款綜核處を設立し蔡廷幹を坐辦に李心靈、姚東彥、李象權、陳海濜を稽核員とせりと。（北京日報）

○中法銀行業務開始　支佛合辦の中法銀行は契約成立し其銀行の適用規則は政府より臨時參議院に交付し審查會に付するに至りしも正式參議院の成立により決定に至らざりしが中法銀行の干係者は契約成立上は業務を一日も

緩す可らざるより已に東交民巷に事務所を設置し且つ東方滙理銀行天津支店長を以て總理とし創立事務を辦理せしむと。（神州日報）

○中國銀行の擴張　上海中國銀行は大清銀行を改めたるものにて資本は尙ほ豐富と云ひ難きが北京財政部は同銀行は國家最要の金融機關なるを以て擴張法を講じ居たるが同銀行は近頃北京より內國資本家の手を經たる瑞記洋行よりの借款部より一百萬磅を同銀行の資本金中に加ふべしとの消息を得たりと。（神州日報）

○福建の借款　福建省民政使は財政困難のため林熊徽より短期借款五十萬元の借入契約をなせり其條約の要項左の如し。

一本契約は總額台平銀五十萬元にして手取九十四とす。

二借款の擔保は福建全省の茶稅とす。

三借款は六ヶ月を以て償還期とす。

四本借款の利子は每月七厘五毛とす民國二年五月二日三ヶ月の利息を納付し其他の三ヶ月利息は全部返還の日に交付す。

五期限內徵收の茶稅は債權者撰定の支那銀號に供托し借款支拂後に非ざれば他費途に充つるを得ず。

六滿期後償還不納又は不足の時は全省の茶稅徵收權を債權者の代辦に委任す其代辦に關する一切の費用は福建政府の支出とす。

七徵收の茶稅若し不足のときは政府は鹽課常關稅或は其他歲入の項下より補足交付す。（神州日報）

○實業銀行株主會　中華實業銀行は上海江西路事務所に於て株主會を開きたるが其席上に於て沈縵雲の報告せる所に據れば上海に於ける同銀行株の引取額は十萬株合計五十萬元なるが先づ四割卽ち二十萬元の拂込みをなすこととなり已に十八萬餘元拂込まれ其餘も五日以內には必ず拂込濟となるべしと而して當時國內臨時董事に周金箴等九人、國外臨時董事に沈澤卿等九人、國內總理に沈縵雲、協理に吳世榮、南洋總理に陸秋傑、協理に莊希泉を選定したるが同銀行は五月內には成立開辦せしむる筈なりと。（民立報）

○米國借款問題　米國スタンダート會社の延長石油抵當借款の說起るや陝西人は非常に憤激し省議會は不承認を打電し工商部に質問したるも事實無根なりとの事なりしに近來又無抵當にて調印したりとの說ありしを以て同省選出參議院議員李述膺は工商部に照會したるに次長向瑞琨より延長借款に就て財政部に問合せたるも事實無根なりとの回答に接したり云々と但しスタンダート借款に就ては何等の言及をなさず。（民立報）

## 交通

○鐵道會計委員派遣　交通部は統一鐵道會計委員會を創辦し先づ各鐵道會計制度を調査するの必要を生じ會員を左の各鐵道に派遣せり。

京漢、正太　孫　逌

京奉　曾廣勳

京津　陳同壽
滬寧　任傳榜
津浦　劉景山
南滿吉長　殷古青（北京日報）

○南萍鐵道計畫　江西實業司は南萍鐵道設置計畫中なり其距離約五百清里にして建築費七百萬元なり省費を以て支辨すべしと。（神州日報）

○廣東軍用道路　廣東省にて二十年計畫の軍用路完成計畫あり護軍使陳炯明より交通部に其地圖並に說明書を呈出せり其內容は

第一期（六年）　廣、惠、韶、廣、潮を軍路中樞として此五處を連絡せしむ。

第二期（八年）　各縣城を中心として各縣を連絡せしむ。

第三期（六年）　各大鄉鎭を連絡せしむ。

建築費は五處の幹路は國家補助、各支路は地方費より支辨す可しと。（北京日報）

○本溪湖輕便鐵道　本溪縣議事會の發起に係る輕便鐵道は各方面の贊成多きが豫算は百二十萬元を要するに現に七十萬元を募集せるも猶五十萬元不足なるにより金殿勳は各團體の株式募集の上更に中華實業團の加入を行ふ可しと。（國權報）

○庫倫鐵道問題　庫倫在留の露國商人は露國領事館に集會して庫倫鐵道問題を商議したる結果。

一庫倫鐵道公司を組織して露蒙兩政府の許可を經て敷設に從事す。

二露蒙各資本家を勸誘して經費の大部分を擔任せしめ不足は株式を募集す。

三技師をして速に線路の實測をなさしむること。（國權報）

## 實業

○絲業改良計畫　農林總長陳振先は全國絲業の改良を謀る爲め左の計畫を立案しつゝありと。

一各省絲業の情形を調查し絲業講習所を設く。

二通商港に絲業交易所を設置す。

三上海、廣東、寧波、重慶、天津地方に檢查所を設く（國權報）

○西安製紙廠　西安城西門外に官紙廠ありしが專門技師に乏しき爲め製造紙質不良なるを以て販路盛んならざるにより陝西都督は委員を秦州一帶に派遣して原料を調查せしめ造紙廠に改良を加へ更に印刷事業をも附加す可き計畫なり。（北京日報）

○塔爾巴哈台木材公司　塔爾巴哈台所屬の博克達山一帶には森林最富なるも未だ伐採せざりしが頃日天津商人文豐太は資本を集めて木材公司を起し伐材の獨占を謀ると云ふ。（北京日報）

○新疆鑛山開掘　前新疆都督袁大化は天山附近の鑛山富饒なるを知り前任中同省內各地を調查せしめたりしが此程に至り天山北路各地の回敎徒富商同志を糾合して山東登州、萊州、青州の地方人にして奉天滿洲地方にありて鑛山開掘に經驗あるものを招聘しつゝあり。（北京日報）

○城廠炭礦公司組織　奉天省城廠地方は石炭鐵の鑛脈豐富なるも交通不便なる爲め未だ開掘せざりしが此程本

溪縣人金殿勳等發起して路鑛大公司を組織し主として支那人株式百二十萬株を募集し本溪湖城廠間に輕便鐵道を敷設し且つ石炭及び鐵の採掘を謀る由にて已に奉天都督の許可を得て省議會に附議し可決されたりと。（北京日報）

○山西の石炭採掘　山西實善公司は目下石炭採掘方を工商部に請ひて其批准を得たるが愈起業する筈にて其運輸方法を交通部に電請せり。（北京日報）

○山西陝西の硫黃　山西陝西兩省地方には硫黃の產出最も多く中にも山西陽曲縣王封山を以て尤も產額多く且つ自然結晶して樹形をなすを貴とす近來の調查によるに硫黃產出の山四洞あり大片は硫黃十八萬斤鎔水は十數萬斤台圪は十餘萬斤石膏は十二萬斤を產すと云ふ。（北京日報）

○西藏の鑛山採掘　西藏に於ける鑛山開掘に付ては蒙藏局と工商部會議の上草案を作りて國務院に提出したるが其內容左の如し。

一大雪山（ヒマラヤ）は禁制地域とす。

二大雪山を除く外は凡て開掘を許可す。

三開掘の始めは收稅せず成效あるときは原收入の十分の一を納めしむ。

四開掘に付ては外資の輸入を許さず。（國權）

○打箭爐の工藝廠　打箭爐地方は牛羊毛牛角等の原料品多けれども工業起らざる爲め百貨共に內地に仰ぐの狀にして前淸時代に工藝廠を設けたるも先年停止中なるを以て四川實業科長王晉階は成都より各工匠を雇傭して打箭爐に來り東門外に模範工廠を設置し土人の子弟に手工を授けつゝあり。（國權報）

## 蒙古

○庫倫政府の徵稅　庫倫政府は財政困難の爲め庫倫烏里雅蘇臺恰克圖の三處に稅局を設け百分の五の輸出入稅を徵收することとし那木薩賚を稅務總長に任命せり然れども外蒙獨立以來商況不振にて每月の收入三處を合して數萬元に過ぎず之を以て那木薩賚は蒙古境內に居住せる支那人八九萬人に對し人頭稅を課するの計畫を建議しつゝあり。（神州日報）

○庫倫軍の侵入　庫倫よりの報告によるに庫倫軍は四路に分て南下せんとするもの、如く各路に司令官を置き松彥光汗之が總司令官として全軍を統一せり。

第一路　東蒙侵掠軍　司令烏泰　約六千人勝福遊擊軍司令

第二路　內蒙東部侵掠軍多倫諾爾に出て赤峯の熱河を犯すを目的とす　司令　陶什陶　約一萬人

第三路　內蒙古西二盟侵掠軍　歸化城を衝くを目的とす

司令杭　達多爾濟　約六千人

第四路　科布多より新疆を犯すの軍　司令　海森　約三千人（神州日報）

○東三省軍隊の出動　四月八日庫倫派遣侵入軍克什克騰旗に於て大に支那軍隊を敗り其勢猖獗なるを以て熱河都統熊希齡は奉天都督に打電して開魯縣駐在の北路巡防及び林西縣駐在の陸軍共に不足なるを以て毅軍を林西に移

駐し奉天軍を開魯に駐せしめ赤峯に轉運局を設けて軍需の輸送に便せんとを請求せしを以て都督は第二十八師長馮德麟と會同して赤峯より經棚に向け出發せしめ又鄭家屯駐在の巡防後路統領吳俊陞をして洮南方面に駐在せしめたり。（吉長日報）

○內蒙古王公の會議　奉天都督より電報によるに內蒙古王公は庫倫政府より侵入軍猖獗なる爲科爾沁、烏珠穆沁兩旗の提議により先づ內蒙東四盟聯合會を五月中旬洮南府に開會する筈にて其議事々項左の如し。

一各旗聯絡して外蒙古の侵入を防ぐ。
二內蒙の軍政を刷新し速に新式軍隊を編成す。
三各旗をして誠心共和を贊成せしむること。
四內政を刷新し地方の安謐を保持す。
五中央政府に請ふて軍費及び兵器の補給を請ふ。（國權報）

○張紹曾の對蒙意見　綏遠城將軍張紹曾は蒙古警備に關し左の各項に付き大總統に意見を具申したり。

一軍事の籌備　一內蒙防匪辦法
一財政辦法　一憲兵の編練
一陶什陶の招撫　一五臺山の喇嘛を庫倫に遣し其他有力の喇嘛を各蒙旗に分遣す
一科布多城の回復　一錫林果勒盟の慰撫
一內蒙各王公の優待　一察哈爾大同歸化各地方軍隊の聯絡

（神州日報）

# 各省一般

## 水旱の弊害と匪徒の橫行

各地の通信によるに北方各省は旱魃相續き南方諸省は水害に苦むの情形を呈せり而して之に關連せるもの並に然らざるものとに係はらず匪徒の橫行甚しきものあるが如し。

○山東
山東一帶は旱魃の爲め農作物は枯死せんとし殊に濟南府附近は慘狀を呈したりしが四月末連日の降雨ありたる爲め農作物は蘇生し約七分の作を得可しと稱せり。（大共和報）

○江蘇省北部
淸河、沐陽、邳縣、阜寧各處匪徒橫行す。（民立報）

○陝西
陝西省は近來頗る不穩の象ありて哥老會徒の蠢動するもの、如く張都督の暗擊されたる前夜も城內に於て銃聲起り匪徒の首魁と見做さるゝもの捕縛されたり。（神州日報）

○山西
山西各地も旱魃にて麥作不況なりしが近日大雨の爲めに人心大に定まれり。（大共和日報）

○河南
河南省の巨匪白狼は四月上旬南陽鎭の軍隊と接戰し大勝したる以來勢極めて猖獗なりしが遂に同地の防營に擊退され裕州東南泌陽以北の山中なる牧猪峽を根據とし約四百餘人

の衆を集中せり。

白狼等は去秋以來横行せしが今春の旱魃に乘じ大に流民を招集せるなり。

省南各地方は白狼等の蹂躙に任じ其勢依然猖獗にして明港邢集一帶に盤據し討伐に向ひたる第六師二十二團三營の兵を破りたるを以て討伐軍は更に機關砲隊の進擊を試みんとしつゝあり。

彰德府の東北直隸省境の地方に八大漢と稱する匪徒起り知事の討伐軍を破りたるが遂に擊斃さるゝに至りしも其餘黨は未だ勦滅せれず。

新鄭縣地方にも五虎廟を根據とせる匪徒三百餘人ありて其勢猖獗なれば知事は都督に對し出兵を要求せり。

河南は去年六月以來降雨なく今春に至り麥苗は全く枯槁し頗る慘狀を來せり。

河南開封府に於ける粥廠には近日餓民の群集するもの三萬以上に達せり河朔清化鎭地方には貧苦の爲め盜となるもの多く每夜數十人を集め數隊に分て强掠を事とせり。

殊に甚しきは河朔地方に於て餓民が死人の肉を啖ふものを生ずるに至りしことにて老人の云ふ所によれば光緒二年の旱災に於て人肉を食ふものありしが本年の現象は更に當年よりも甚しと。（神州日報）

河南省は久しく降雨なき爲め大麥は既に枯死し其尤も甚しきは黃河の以北にして約全省の四分の三に及べり南陽地方は稍降雨ありと云ふ。從て河陝汝一帶の被災の爲め代表劉鎭華をして都督及び民政長に救助を申請せしめ都督は其處分を財政司に命せり。（北京日報）

河南の旱災に付て同鄉の趙秉鈞、袁乃寬、吳笈孫等發起人となり河南旱災賑捐會を作り專ら河南中部荒災救助の目的を以て義捐金の募集に着手せり。（國權報）

先月末並に本月十二月降雨ありたるを以て旱害は稍減じたるが如く人民は愁眉を開くに至れり。（民立報）

○北滿洲

近來哈爾賓市街を根據とせる黃天教と稱する匪徒ありて東三省各地に亘り既に五萬餘人の同類と結び此等より一年三十六元を徵收せり蓋し宗社黨の假託せるものなるべし。（神州日報）

○浙江

金衢嚴各地方の匪徒は九龍匪黨を加へ勢甚だ猖獗にして都督は屢々出兵して之が討伐に勉めつゝあり。

永康縣地方には近來農夫持平會なるもの四五千人を糾合し禁烟壓制に抗して爭鬪を惹起せり。（民立報）

○江西

四月以來日々大雨にて河水汎濫之に加ふるに撫河の水勢も又大なる爲め田畝盡く水中に沒し油菜、豆麥雜穀等多くは浸水し一般農民は大に恐慌せり。（大共和報）

○安徽

安徽南方太平縣の茶は今春來降雨多き爲め嫩葉萎縮し從て其成績良好ならず目下新盤の價格頂尖百斤百五十元魁尖百二三十元乃至百元にして約二三割の高價なり。（大共和報）

○湖南

湖南省よりの來信によれば氣候寒熱不定にて一日數變の狀なりしが大雨ある毎に極大の雷電烈しく又二十三日に降雹夥しく禾物を損じたり。

新化縣知事の都督に宛てたる電請によれば永固鎭一帶は大雹降りて秧を傷け洪水陡漲し堤防潰決したるを以て急に救助を仰ぎたし云々。（神州日報）

湖南省は本年春季より晴少なく雨多く爲めに江水增漲すること五回なりしが四月二十二日來大雨の爲め益々江澤汪洋の觀を呈せり。

而して雨多く氣候寒冷を帶びたるが爲め三月初旬豫備の苗代は過半腐爛するに至り米作面白からず。（民立報）

○雲南、貴州、四川

雲南　雨多く農作は概して順調なり。

貴州　貴陽附近は久しく降雨なく官吏は舊例により三日間の屠殺禁止令を發布せり米價は昂騰しつゝあり（大共和報）

四川　小麥大麥菜實新豆類春作凡て好望なり。（民立報）

# 命令法律

四月二十日　教育部布告にて中央學會の互選日を延期す。

四月三十日　司法部令を以て宋教仁事件審問の爲め大理院分院を南京に設置す。

五月二日　米國中華民國を承認せしにより國務院より各省に打電す。

五月三日　南方反抗彈壓に關する教令。

宋案及び借款に關する教令。

五月四日　金庫條例草案公布。

五月四日　大總統令、廣西參議院議員選擧違法により全體改選の件同省行政長官陸榮廷病氣の爲內務司長をして該省省議會參議院議員選擧監督事務を代理せしむ。

同上議員改選期を本年五月十日に擧行せしむ。

五月七日　軍警訓戒に關する教令。

五月七日　內務總長の呈稱によるに江蘇都督程全等より宋案の證據に基き洪述祖免官を請ふにより同人を免官し裁判に附せしむ。

審計處公債室執務細則公布。

五月十三日　南方匪徒取締に關し都督民政長への訓令。

# 叙任辭令

授勳四位（四月二十日）
陸軍第六師步兵第十二旅團長　余欽翼
陸軍中將（四月二十一日）　吳金標
同　張宣
陸軍少將　李延達
陸軍中將銜　朱森林
同　稽廉
陸軍少將銜　顧占文
同　劉瑞麟
依願免職　彭日昇
鑲紅旗蒙古副都統（四月二十二日）　內務參事　程克
照烏達盟副盟長　勝恩
陸軍少將（四月二十三日）　札噶爾
同　劉召棠
江西內務司長　鄒序彬
江西財政司長　程道存
江西教育司長　魏斯昊
仁西實業司長　盧建侯
杭州關監督　曾貞
熱河權運局長　張允言
湘岸權運局長　歐本麟
楊家洽

西岸權運局長　熊元鍠
山西都督府參謀　路福保
外交部特派吉林交涉員（四月二十五日）　傅疆
同　黑龍江交涉員　張慶桐
同　福建交涉員　王壽昌
同　廣東交涉員　羅泮輝
同　新疆交涉員　張紹伯
吉林長春交涉員　連文澂
吉林哈爾賓交涉員　宋春鶚
兼福建廈門交涉員　高莊凱
廣東汕頭交涉員　陳永善
廣東北海交涉員　李奕棆
廣東瓊州交涉員　楊芳
新疆塔爾巴哈台交涉員　常儒慶
中國銀行總裁（四月二十六日）　孫多森
同　副總裁　聶其煒
中國銀行監理官　陳惟彥
暫署黑龍江高等檢察廳檢察長　張文翰
黑龍江龍江地方審判廳長　段國垣
黑龍江瓊渾交涉員（四月三十日）　管尙平
國務總理臨時代理（五月一日）　段祺瑞
免兼署教育總長　陳振先
臨時教育部々務代理　教育次長　董鴻禕
三ヶ月賜暇　甘肅都督兼民政長　趙惟熙
甘肅都督兼甘肅民政長臨時護理　張炳華

兼署甘肅內務司長　葉爾衡　署稅務處會辦　趙椿年
外交部特派湖南交涉員　陳安良　陸軍少將銜加授　喻毓西
賜暇十五日（五月二日）　內務總長　趙秉鈞　同　熊一弼
內務部々務臨時代理　內務次長　言敦源　陸軍々需監銜加授　漆英
湖北陸軍第三師第五旅長（五月三日）　應龍翔　署湖岸榷運局々長　許孝綏
伊犁鎮邊使署參謀長　李輔黃　依願免官　雲南審計分處長　陳价
署理雲南財政司長（五月六日）　周傳性　四川審計分處長　廖治
依願免職　福建西路觀察使　裴汝欽　黑龍江審計分處長　樓振聲
福建西路觀察使　董元亮　雲南審計分處長　席聘臣
陸軍少將兼陸軍中將銜（五月七日）　龔達　免職待命（十二日）　甘肅涼州鎮總兵　馬萬福
同　上　李雲龍　甘肅涼州鎮總兵　陸洪濤
同　上　李剛　江蘇陸軍第二師參謀長　曾樾超
署國務院秘書長（五月八日）　盧弼　江蘇陸軍第三師參謀長　彭礪金
署新疆都督府參謀長　楊飛霞　甘肅都督府參謀長　吳炳鑫
署新疆都督府參謀　劉希曾　郡王に進む　卓昭兩盟宣慰使　貝子　漢羅札布
陸軍中將銜加授（五月九日）　吳慶桐　封辨昭烏達盟々務　多布柴
同　上　吳俊陞　陸軍上將銜加授（十三日）　李純
福建民政長臨時護理　江畬經　山西民政長臨時代理　陳鈺
署湖北國稅廳籌備處々長　黎澍　署山西教育司長　解榮輅
蘇五屬榷運局々長　徐錫麒　山西實業司長代理　梁濟
日本に遣し實務を修習せしむ（五月十日）　福建省城警察廳長　謝謙
署浙江高等檢察廳檢察長　鄭文易　依願免職　奉天省城警察廳長　姜思治
署浙江高等檢察廳檢察長　王天木　奉天省城警察廳長　慶彭
署財政次長（五月十一日）　梁士詒　依願免職　四川省城警察廳長　戴鴻疇
署稅務處督辦　孫寶琦　四川省城警察廳長　余司禮

# 人事

○奉天都督張錫鑾は關東都督へ答禮の爲め四月二十五日副都統三多交涉司干冲漢、參謀熙洽、副官陳樹寬繙譯陶尙銘等と旅順を訪問二十七日大連に向ひ官民の歡迎を受け二十八日夜奉天に歸任したり。

○獨逸駐在公使顏惠慶は四月二日着任せる旨報告せり。

○青島に於ける前淸官吏

革命以來前淸の重要官吏は多く靑島に逃れ爲めに同地の經濟界は頗る繁榮を呈したる程にて此等官吏が獨華銀行に貯蓄せる銀塊は七千餘萬兩に達せりと云ふ而して此等官吏の住居により同地の家屋は昔日の二倍に騰貴せる程なり其重なる人物を擧ぐれば、

| | |
|---|---|
| 兵部尙書商約大臣 | 呂海寰 |
| 兩江總督南洋大臣 | 張人駿 |
| 兩江總督 | 周馥 |
| 雲貴總督 | 李經羲 |
| 山東巡撫 | 胡建樞 |
| 署山東都督 | 余則達 |
| 署奉天布政使 | 朱鍾琪 |
| 署奉天勸業道 | 齋應椿 |

（國權報）

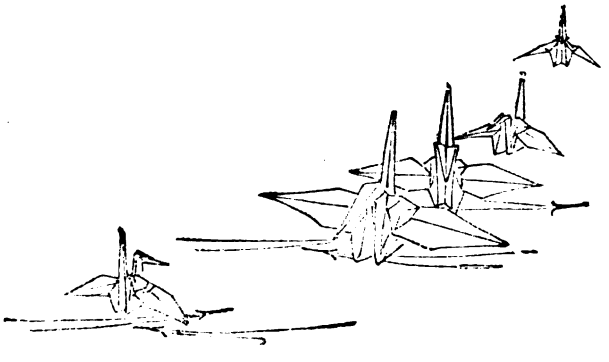

# 會報

# 東亞同文會春季大會

東亞同文會は廿一日午後四時より華族會館に於て春季大會を開く。

是より先き同三時より別室に於て評議員會を開き明治四十四年度決算を審査可決し其より愈々大會に移り會長鍋島侯爵の開會の挨拶に次いで根津幹事長は昨秋季大會以後今日に至る同會の事業情況を報告し尚ほ支那政治經濟上の近況を演説す右終つて鍋島會長議長席につき會則第六條により評議員幹事長幹事會計監督及び在外支部長の改選を行ひ全部前任の諸氏を指名し併せて新たに阿部守太郎氏を評議員に推薦したるに滿場異議なく之に贊同し六時會を閉づ

其れより支那公使館員を招待して懇親會を開き主客歡談の裡に九時散會す。

當日主なる出席者左の如し。

鍋島　侯爵　細川　侯爵　正親町伯爵　清浦　子爵　黄　遵憲
劉崇傑　望月龍太郎　小山　秋作　福本　誠　宮島　大八
山内　嵩　江藤　大吉　小川　平吉　根津　一　井田　武雄
野口　多内　太田外世雄　井戸川辰三　鈴木　重雄　山田　修作
五百木良三　山本　熊一　松井　廣吉　市川　信也　角谷八平次
福田和五郎　山口　昇　柏原文太郎　大原　武慶　安達　謙藏
野　村正　中西　淳亮　大谷　誠夫　杉浦　重剛　守屋　此助
西村虎太郎　高木　陸郎　松岡　千壽　安宅　良孝　山本市太郎
中西　正樹　藤田　榛一　高橋　正熊　岡部伊三郎

尙役員の氏名は左の如し

會　長　侯爵　鍋島　直大
副會長　子爵　清浦　奎吾
幹事長　根津　一
幹　事　小川　平吉　大内畅三
柏原文太郎　大原武慶
山内　嵩
評議員　大養　毅　長谷場純孝
花房　義質　男爵　林　權助　子爵　早川千吉郎
原　敬　伯爵　花田仲之助　侯爵　細川　護成
頭山　滿　床次竹二郎
大浦　兼武　子爵　大谷嘉兵衛
大石　正巳　伯爵　正親町實正
大久保利武　奥　繁三郎　小田切萬壽之助
加藤　正義　川島　浪速　高田　早苗
竹越與三郎　田鍋安之助　賀我　紘準
添田飛雄太郎　津軽　英麿　子爵　根津　一
侯爵　鍋島　直大　鍋島　直彬　中島　眞雄
中西　正樹　中橋德五郎　長島鷲太郎
宗方小太郎　子爵　内田　康哉　井手　三郎
男爵　野田　豁通　野田卯太郎　侯爵　黒田　長成
野田　熊藏　倉知　鐵吉　山座圓次郎
男爵　桑田　松平　正直　松山　正久　伯爵　松浦　厚
男爵　松平　正直　河野　廣中　小山　秋作
近藤　廉平　安達　謙藏　阿部守太郎
男爵　有地品之允　阪谷　芳郎　澤柳政太郎
齋藤　實　清浦　奎吾　南岩倉具威
男爵　坂本　金彌　男爵　柴　四朗　元田　肇
子爵　箕浦　勝人
會計監督　森村市左衛門

# 春季大會事業報告

○會長（侯爵鍋島直大君）　是より東亞同文會春季大會を開會致します先づ幹事長より事業報告を致します。

○幹事長（根津一君）　諸君昨年の秋季大會以後に於ける本會事業の概要を御報告申上げます。先づ本會の事業を例に依りまして、內國と、支那とに大別致しまして、內國の方から申上げます。先づ調査編纂部の事業から申上げますが同部にては、昨年の十月に新聞でも御承知の如く、支那年鑑といふ本を出版致しました。是は日本に是まで類のない本であつたが爲に、各方面から大層珍しがられまして、第一版の五百部は直に賣切れたといふ有樣でございます。更に五百部再版致しましたが、最早今日では八十しか殘つて居らぬといふ好成績でございます。それから支那政治地理でありますが。之も日本には或るザットしたものがありますが、參考になる程のものがございませぬから、上海の同文書院に於て、數年前から編纂に着手いたして居りまして、昨年一月に脫稿いたしました。そこで出版に掛らうとした時分に革命の騷ぎが起りまして、亂のあつた後では總ての數が大分變つてしまひました。出版したところで中世人の參考にならぬから、更に亦現在の支那に就て制度から、其他總ての事柄を調べ變へそして、漸く此頃脫稿致しました。是は千頁からある大部の物で、本月一杯に到着する豫定になつてありますから、到着次第來月から直に印刷に取掛かる豫定になつて居ります。之も出版すると、隨分世間から珍しく見られる本だらうと考へて居ります。それから雜誌の支那でありますが、之も一度體裁を變へて當世流にやつて見ましたが、其經驗の結果としまして、今度更に書方から內容の實質やらを變へまして、又各方面から、正確なる通信を取る方法も改良致し、編輯員も多數に增しまして、成可く正確にして充分世人の參考になるやうな雜誌に致したい。斯ういふ考から專ら改良に取掛つて居る所であります。此雜誌は既に今日の處千六百部まで出版して居るといふ場合に至りましたので、月々購讀者は增しつゝあります。是は經濟的の考へではありませぬが、月に二回も發行して居る雜誌であり、多額の經費も要し、中々骨を折つて居る會の機關雜誌でありますから、購讀者が一人でも殖へて行くのは會の勢力發展と共に、世人に支那の狀況を明かに知らしむることになるのですから、少しでも購讀者を殖すことを努めて居る次第であります。其次は東京同文書院の事業でございますが、同書院に於きましては、一昨秋革命亂の結果と致しまして、支那學生は其革命に投ずる爲めに歸國致しまして、甚だ殘り少くなりましたが、昨年の秋頃から段々再びやつて來まして、殊に今年の一月から三月までの間に、百三十名程殖へました。三月に廿六名卒業いたしまして、皆何れも專門學校に轉じました。現在普通學生のみが百七十名、それに一月黎元洪氏から參謀本部に依托して來たところの、將來武官になるべき學生が六十一人來ました。參謀本部から學生に普通學を敎へることを依頼されて、それを收容して居ります。其後此種の學生も段々各方面から殖へて來まして、現在陸軍學生と名付けて置くべき者が九十八名に達して居ります。總て加へまると二百七十名といふ多數に達して居ります。昨年革命亂の時に、普通學を敎へて居る學校に於きましては、支那學生は殆ど全部歸つた爲に、どこの學校も皆閉鎖致しましたか、獨り同文書院に於ては幾多の困難を切拔けて、忍耐して、其儘續いてやつて居りましたが、今日此の盛なる狀況に達したのも、其結果であります。此支那學生が始めて日本に來て其普通學を修めて居る間の身心の鍛練學科の導きといふ事が一番大切なることである。同文會に於ては、初め支那學生を養成する方針を立てた時に、東京へ來る支那學生の普通學は、全部統一して同文會が敎へるといふ計畫を立てたのでありますが、然るに時の當局者の考へと違ひまして、同文會の考へが行はれなかつた。それに忽ち澤山やつて來た爲に不統一、不完全なる敎育に終つてしまつた。それで此革命後に於きましては、此の失敗に鑑みて、完全なる敎育を施して歸へしたいといふ考を有して居りますが、それには統一して普通學を一通り敎へて行くといふことが大事であらうと考へて居ります。幸にも既に二百七十名も來て居る。尙ほ續々來つゝありますが、書院の規模を擴張しまして、普通學だけは全部統一して敎育してやる事も、餘り難からぬことであらふと思ふ。そこに至ると始めて同文會が支那學生を誘導して、敎育を與へてやつた抱負の主旨を完ふする譯でありますから、こゝまで漕付けたいと思つて居ります。日本學生に於きましては、中學の

年級が今年四月から始めて入りました。來年三月になると第一期の卒業生が出る。衞生狀態に於きましても、欠席者が少いのに照して見ましても、甚だ良好であらうといふことが信ぜられます。斯の如く東京同文書院は盛になつて來た爲に、校舍が足らぬやうになりました。先頃から校舍の改築に着手して、校舍を百五十坪程擴張しました。現在の學生數は、日本學生が三百十名でございます。是等の者は市内に在る學校と違ひまして、アヽいふ郊外にある學校で、あの附近の田舍の子弟を集めて、之を教育して居るのでありますから、隨て學生が總て質朴勤勉であります。支那學生に中學校の教育といふものは、斯ういふものであるといふ模範を示して、間接に支那學生を養成する考も中あつた其目的も達する譯であります。其次に現在の會員の數を申上げます。昨年の秋季大會以後に入會者が大層ございまして、二百四十名ございました。是は上海の同文書院の卒業生が新規に入りました爲に、斯の如く殖へた次第であります。春季大會現在會員を申上げまするど、會員の總數が二千三十七人。其内譯を申しまするど、外國客員八十四人、外國名譽會員七人、終身會員十人、内國客員三十九人、内國會員千五十一人、合計千百九十一人。内國支部會員。京都二百二十一人、弘前五十七人、廣島十八人、各計二百九十六人。支那支部會員。上海三百三十一人、漢口四十九人、合計三百八十人。朝鮮支部會員。京城二十八人、仁川三十八人、元山十七人、釜山六十三人、木浦二十四人、合計百七十人。會員の現狀は斯樣な有樣でございます。次に支那の方に就て申上げまするが、支那事業の重要なるものは、東亞同文書院の事業でございまして、同文書院に於ては、秋季大會以後豫定の通り總ての事が進行しまして、此の春季の試驗が濟んで四月の初めに於きましては、第一年生を支那内地に旅行させました。此第一年生の旅行は支那内地の情況をザット知らしむる目的で、調査といふ程のことは出來ませぬ。今日までは、杭州、南京の二ケ所はやりましたが、今年は方法を變更しまして杭州から餘姚、紹興、寧波の方を循環的に廻らせました。其間に於て汽車なり、汽船なりに乘り支那の宿屋に泊りて、支那内地の狀況は斯の如きものであるといふことを實際に見て歸つて來るのであります。從前の旅行に比べて大に結果が好かつたといふ報告がありました。書院の學科に於きましては、上海語は隨意科として僅かの時間しかありませんでしたが、卒業後の結果に見まするど、上海語を大に奬勵して置く必要を認めました。先頃から其爲めに時間を增しまして、一週五時間は上海語を授けることになりました。衞生狀態に就ては、上海も昨年の冬から春にかけて、氣候が不順續きでありまして、感冒、腦氣等は頗る多うございまして、書院に於てもチフス患者が三人生じましたが、何れも全快して好都合でありました。それから今折角やりつゝありまするが、第六回の支那内地調査旅行の報告書が出來上りつゝあります。第六回分も一萬五六千頁に達して居ります。之を加へまするど、今日まで得たところの支那内地の調査報告書は十萬頁以上に達して居ります。是は御承知の如く參謀本部、農商務省、外務省、其他種々の方面に配布しまして、其所から貸して各方面の參考になつて居ります。御承知の通り此の旅行は書院の重要なる事業の一つでございます。第七回も亦實行致したい考でありますが、然るに金を豫算に計上して居りますせぬ。それで毎年あつち、こつち奔走しまして、頼み歩いて三四ケ所から集めて、それを以て辛うじて實行するのであります。今年も幸に漸く財源を得ましたから、例年の如く實行致す積りであります。此旅行は今年は八十人でございます。それを十班に分ちまして、内地の各方面に向ふを持たしてやりますので歸つて來ると、一萬九千頁から、二萬頁位の報告を得る次第でありまして假りに此旅行を官邊あたりでやるものとしたならば、一回少くも十五萬圓乃至二十萬圓位は掛ります。私の方では學生がやることですから、通譯は入らず、一泊三十錢位の支那宿に泊つて來るのですから、誠に費用は僅かであります。旅行に就て學校から支給しますのが、約一萬圓卒業前の旅行であるために、父兄が特別に一人に就て百圓位づゝ送つて來るやうでございます。それを合すると約一萬圓、即ち實質二萬圓で、官邊でやる十五萬圓以上の旅行が出來るといふ次第でありまして、同文書院に於ける重要なる事業の一つでございます。現在書院の學生は二百四十四名であります。而して來月下旬になりまするど、卒業式がございます、約八十人だけ卒業生がございます。商務科が三十人、政治科が五十人此の卒業式が濟みますと、就職といふ事になりまするが、然るに同文書院は就職の口が非常に早くございます。大概卒業式を擧げるまでに悉皆就職の

相談が出來てしまひます、卒業して學校を出ろや、否や、全部就職する狀況であります。今年も已に五十人ばかり採用の申込があります。其中ちよつと注目すべき事柄は、著しく個人商店が申込んで來たことであります。是は支那に對する經濟經營の上から見ろと、大に注目すべき事だらうと感じて居ります。此の卒業生を加へますと、丁度總ての卒業生が約八百人に達して居ります。是等の者が現に滿洲は勿論北支那南支那の方に散布しまして、凡そ日本人の行き得る所へは、總て行つて居らぬといふことはない有樣であります。それで第一期になりまするど、個人商店の者は大概主任の位地に居ります。小い會社に行つた者は支店長になつた者が段々居ります。位地は高くなくても、實務の點に於ては彼等は支那語に通じ支那の國情商業慣習等の點に於ても、能く知つて居りますから便利でありまして自然實際は彼等の手に依て行はれて居る。モウ四五年しますれば、何れの支店なり、個人商店なりで相應の位地に達しまして、それより一致提携して十分に對支經營に盡力することになつて、同文會が彼等を養成した所以の主旨を遂行するに至るであらうと樂んで居ろ次第であります。

○會長（侯爵鍋島直大君）　役員は從前の通りに再撰致しとふ存じます（贊成）次に阿部守太郎君を評議員に推薦いたします。（贊成）今日は是で閉會します。

午後五時五十分閉會

# 附錄

## 支那政府改造五國借款契約

本契約は西歷千九百十三年四月廿六日北京に於て中華民國政府（以下支那政府と稱す）を代表する國務總理、外交總長、財政總長と滙豐銀行、德華銀行、東方滙理銀行、道勝銀行、橫濱正金銀行（以下銀行團と稱す）との間に締結す。支那政府は二千五百萬磅（五億一千百二十五萬馬克、六億三千百二十五萬法、二億三千六百七十五留、二億四千四百九十萬圓）の借款を希望し、該金額に相當する金貨公債を發行せんとす。又銀行團は支那政府に代りて借款額に相當する公債券を發行せんとし。茲に左の通り訂約す。

第一款　支那政府は銀行團をして總額二千五百萬磅（各國貨幣換算高前揭）の五分利金貨公債を發行せしむ。但し其發行方法は一回に發行するか又は數回に分ちて發行するかは銀行團に於て便宜決定す。

本借款は銀行團の便宜に從ひ其全額又は一部を上記の換算比率に依り、磅又は應募國の通貨を以て支那政府に交付し、假證券及本公債附屬利札は上記換算比率を以て當該各國に於て支拂ふべく、本公債の抽籤買入、回收或は償還の場合にも亦同じ。

本借款期限は第一次公債賣出の日を以て起算日とし、支那政府一九一三年改造五分利金貨借款と稱す。

第二款　本借款は第十三條記載の第一項利札支拂に關する場合を除き主として左の目的にのみ使用せらるべし。

（一）本契約附錄甲號所載既に支拂期限に達せる支那政府の負債支拂

（二）同乙號所載各省借款現在額全部の支拂

（三）同丙號所載近く其期限滿了すべき支那政府の負債の隨時支拂に備ふるもの、但し革命戰爭によりて生じたる外國に對する賠償金を含む

（四）同丁號所載軍隊解散費

（五）同戊號所載當面の行政費

（六）同已號所載鹽政事務整理資金

（七）他の行政費にして支那政府と銀行團と協議の上必要と認めたるもの

上記各附錄は本契約の一部と看做す

第三條　本借款總額及本借款前渡金は支那政府の直接に負擔する債務にして支那政府は信誼に照し、本借款及前渡金の元利支拂及本契約に規定せる事業の實行に對して誠意を以て之を處辨すべし。

第四條　本借款總額及前渡金は支那の鹽政收入全部を以て擔保とす。但し本契約附屬明細書の通り既に借款の擔保に充當せられ、該借款の未償還のものは是れを除く、本借款總額又は其一部が未だ償還せられざる間は本借款の元利支拂に付ては將來上記の鹽政收入を擔保とする他の借款又は債務に對して優先權を有す。如何なる他の借款又は債務と雖も本借款より優位又は同一條件を以て成立することを能はず。又本借款支拂に要すべき上記鹽政收入を減少し又は毀損するが如きことを爲す能はず。又上記鹽政收入を擔保とする將來の借款又は債務に對しては本借款は常に優占權を有す。且つ斯の如き借款又は債務を起す場合には其契約文に此旨明記すべし。

若し將來に於て海關每年の收入が既に從前債務の擔保に充當せるもの及び今後關稅改革及釐金裁撤の結果現に契約を以て關稅を擔保とすべき各種債務に振り當てたるもの以外に剩餘金を生じたる場合には默認又は協議の上該過剩金を本借款の擔保に充て本借款の元利償還に供することを得べし。其結果又鹽政收入に餘剩を生じたる場合には該餘剩金は全部支那政府の收入に歸し、支那政府は是れを他の用途に充當することを得。

第五款　支那政府は本借款擔保たる鹽稅徵收法の整理改良及び外國顧問を招聘して資助せしむることを承認し、其辦法は已に左の如く財政總長に於て決定せり。

支那政府は北京に鹽務處を設立し、財政總長之を管轄す。鹽務處內に稽核總處を設立し、支那人の總辦一名と外國人の會辦一名之を主幹す引票の發給及び收支の統計及報告書類等の編纂に關して專ら監理に任ず。各產鹽地方には稽核分所を設立し、經理として支那人一名、協理として外國人一名（註此兩者は等級及職權同等にして通俗所長に同じ）を置き、此兩者は鹽稅の徵收及保管に對して連帶責任を有す。地方分所長の任免及び稽核總所分所の經費は總辦會辦會同して決定し、財政總長の認可を經べし。地方分所長は引票の發給、鹽稅の徵收及其費用の支出等に對して協同監理するの義務あり、又收支の計算は該地方鹽運使及北京稽核總處に向て詳細報告し、稽核總處より財政總長に呈出したる後期を分つて之を發表すべし。

各產鹽地方の鹽は納稅の後該地兩分所長の捺印を經て切めて搬出することを得べく、一切の鹽政收入は銀行團又は銀行團の承認せる預金管理處に預入し、支那政府鹽政收入の勘定に記入し、同時に稽查の爲め稽核總處に報告すべし。上記鹽政收入は總辦及會辦の連署無くしては支出することを得ず。又總辦及會辦は鹽稅擔保の各債權の先後次序優占權を保護するの義務を有す。

本借款元利償還濟となりし場合には上記鹽政に關して干與することを得ず。若し期限に際して元利支拂をなさざる時は相當なる猶豫期間の後上記鹽政事宜は海關に合併せられ海關の管理に歸し、其收入は公債所持人の利益の爲めに保證せらるべし。

第六款　鹽政の改革正に整頓中なれば本公債賣出後一ヶ月

目より起算し、直隷、山東、河南、江蘇は本契約附屬表に明記せられたる額を毎月期日前十四日以內に銀行團に拂込むべし。各省の負擔すべき割當金は將來當該各省に於て指定すべき中央政府稅目を以て第一擔保となし、支那政府は其契約に記載せる各省が正式に其負擔を承認せる證據を銀行團に交付すべし。

一ヶ年の後鹽務處に於て徵收せる鹽稅收入にして、鹽稅擔保の各借款及債務並に本借款の支拂をなすも尙ほ餘剩あり、且つ本借款次年度の上半期に於て支拂を要する利札の支拂に充分なる場合には上記各省の每月拂込むべき款項は暫く停止することを得べく、本借款の償還は凡て鹽政收入より之を支辨す。若し鹽政收入にして三年間引續き此の狀態を持續せる場合には上記各省の負擔は悉く免除せらるべし。

第七款　本借款は銀行團に於て其總額に對し金貨公債を發行することを得。債券面の幣名及び券面額は銀行團と財政部又は倫敦、伯林、巴里、聖彼得斯堡、東京駐在の支那公便と協議の上決定す。

債券は銀行團に於て印刷す。但其費用は支那政府の負擔とす。財政總長は自身署名する代りに印章を以てし、且つ支那政府の印璽を捺押す。公債の發行以前に於て銀行團は倫敦、伯林、巴里、聖彼得斯堡或は東京に駐在せる支那公使に對して、支那政府が公債發行のことを認可し且つ擔任する證として其署名捺印を請求することを得倫敦、巴里、伯林、聖彼得斯堡、橫濱に於ける銀行團代表者は、公債銀行經理人たることを證する爲め之に副署すべし。

第八款　本借款の利率は券面價格の百分の五とし、銀行團又は其指定代理人より每半年に一回之を交附す。又利札所有者に對しては第一款の規定に從ひ磅、克、法、馬、圓等に換算して之を交付す。其利子の支拂は債券賣出の日より之を起算す。

第九款　本借款償還期限は四十七ヶ年とし、元金は第十一年目より、本契約附屬表に從ひ、每年〇〇磅（馬克、法、留、圓）宛償還す、又月賦を以て期日前十四日以內に支那政府より銀行團に交付すべし。本借款成立の日より十七年後三十二年以前に於ては何時たりとも支那政府が期限に達せざる償還額全部又は本契約附屬表に依る一部を買戻償還せんことを希望する場合には買戻額に對して二分半卽每百磅に付二磅半を附加するを要す。但し三十二年後に於ては此の附加を要せず。此種買戻償還をなさんとする場合には、抽籤日數の增加を廣告する爲め六ヶ月以前に支那政府より銀行團に通牒すべし。

本借款の全部の償還を終りたる時を以て本契約は消滅す。

第十款　支那政府の支拂ふべき元利金は本契約附屬表に從ひ每月期日前十四日以內に財政部より銀行團に交付す。財政部は歐洲及日本に於て支拂ふべき該期償還元利金は規銀又は新國幣（發行後）を以て上海の銀行團又は其指定代理人に交付し、送金の爲替相場は同日銀行團と商定す

支那政府が歐洲及日本に金貨資金を有し且つ事實尙借款償還の爲めに送金したるものに非る場合には之を以て期限に達せる元利に對して同じく期日前十四日以內に支拂ふことを得。支那政府は每月之等の金額を銀行團に交付し、銀行團は公債所持人に元利を支拂ひ、其間の預金利子は銀行團より支那政府に對して年二分五厘を支拂ふことを要す。銀行團は本借款元利支拂の事務を取扱ふ爲め、支那政府より手數料として每年の元利支拂高の千分の二半を受け、本契約附屬表に從ひ每半年に一回銀行團に交付せらる。

第十一款　公債募集規則、元利抽籤償還、公債買入償還其他細目にして本契約に記載せざるものは銀行團と倫敦、伯林、巴里、聖彼得堡、東京駐在の支那公使と協議の上決定す。

本契約書の調印後銀行團は臨機本公債を發行することを得。又支那政府は上記各京駐在の支那公使に命じ、銀行團と會同商議の必要ある事件に對して銀行團と協同酌辦せしむ。又銀行團は本年債募集廣告に支那公使の署名を求むることを得。

第十二款　本借款の公債及利札其他收支の款項は本契約の繼續中は支那に於ける各種の課稅を免除せらる。

第十三條　本借款の公債に對して支那政府の受領すべき金額は倫敦に於ける發行價格とす。但し銀行團は額面百分の六を控除す。又倫敦に於ける發行價格は百分の九十以上たるべし。而して支那政府の手取は百分の八十四以上とし、債券の印刷及彫刻費等を除く外一切の發行費は銀行團の負擔とす。

公債の發行は銀行團に於て最良の機會を選ぶべし、但し豫め財政總長より各國駐在の支那公使に轉訓して其事務の處理に便ならしむる爲め銀行團より之を財政總長に照會すべし。

銀行團は歐洲及日本に於て本公債第一次賣上高より第一次半ヶ年分利子及銀行團手數料千分の二半に相當する金額を控除することを得。第一回利札支拂の期限以內に於て各省より第六款の規定により、支那にある銀行團に交付せられし資金は將來各省よりの支出金斷絕せる場合の準備として六ヶ月間之を保管す。

本借款の收入は第一回利札の支拂及本借款前渡金の元利相當額並びに第二款記載の一、二、三各項所要資金を控除せる剩餘金は倫敦、伯林、巴里、聖彼得斯堡、橫濱に於て滙豐、德華、東方、道勝、正金銀行の支那改造借款勘定中に記入せらるべし。其發行回數及期日は募集廣告に記載せる應募規則に從ふべし。

歐洲及日本より支那に對し借款資金を輸送する場合には、支那に於ける銀行團の支店を通じ、各銀行共出來得る限り等分に送金すべし。其爲替料は送金銀行に於て協定し、若し同額送金を爲す能はざる場合には銀行團と財政總長と又は銀行團のみにて協議の上最善の法を決定すべし。

本借款收入にして倫敦、伯林、巴里、聖彼得斯堡或は

横濱に於て預入せられし場合には年三分の利子を付すべし。支那に送付せられし場合は各銀行は當座預金率を適用し、其多寡は以後商定す。

歐洲及日本に於ける上記支那改造借款勘定中の借款金引出は本契約十四款により財政部の指令を以て之を行ひ、毎週支那に對して輸送すべき款項の數は隨時銀行團或は其指定代理人と協定すべし。但し毎週五十萬磅を越ゆるを得ず。送金せられたる金額は規定の使途に充當せらるゝ迄各送金銀行に保管せられ、支出に關しては第十四款の規定に依る。

第十四款　支那政府は千九百十二年十一月十日政府公報所載同十五日附大總統令を以て布告せられたる審計處暫行規則を直ちに實行すべきことを承認す。又該規則の寫し乃其英譯文は本契約附屬書庚號子號に附記し、將來該規約を改正する場合に於ても本契約の效力を毀損するが如き事無きを言明す。

凡そ本借款領收書は審計處所屬稽核外債室華洋稽核員(國債科華洋科長)協同署名捺印す。銀行團よりの引出金は實際必要の費用に限るべし。

銀行團に預入せる本借款金額の引出に關して支拂手形又は支拂命令を發行する場合には總長委任の代理人之に署名し上記の領收書と共に將來銀行團の指定する代表者に交付し、該代表者は其の後支拂ふべき金額が本契約第二款及該款記載の附屬書に照して相違なきや否やを檢して之に副署し、以て銀行團より引出しに便ならしむ。

銀行團代表者は若し支拂濟の借款金額に對して疑を存したる場合は上記審計處所屬稽查外債室外國人局長に向て審問し、且つ受收書及詳細なる審查表を要求することを得。

第十五款　債券の紛失盜難又は破損したる場合は關係銀行團は財政部及倫、伯、巴、聖、東京に駐在する支那公使に通牒すべし。該公使等は銀行團をして此の如き債權の失效を新聞に廣告し、且つ當該國の法律又は慣習に遵て必要なる方法を講ぜしむ。

若し紛失、盜難又は破損せる債券が銀行團に於て規定せる期間內に發見せられざる時は倫、巴、伯、聖及び東京に於ける支那公使は一枚又は數枚の同額の副債券を作成し、紛失、盜難、破損せる債券の原所持人の代表者たる銀行團に交付す。此等債券の作成交付等に關する費用は銀行に於て債權者に代りて負擔すべし。

第十六款　本公債募集以前に於て政治上或は財政上の恐慌起り、各市場及支那政府公債の價格に影響し、爲めに銀行團が本契約に照して本公債を發行する能はずと思惟せる場合には銀行團は本借款調印の日より起算して六ケ月間之を延期する事を得べし。若し六ケ月を經過するも尙ほ市場好況ならざる場合には尙ほ期間の延長を請ふことを得べし。若し支那政府之を許可せざる場合には本契約は消滅す。但し先づ本契約に關聯して支拂はれたる前渡金の元利を償還すべし。若し第一款の規定に從ひ數回に分て本公債を發行せる場合には止むを得ず改正したる

場合以外本條の規定は毎回適用せらるべし。

第十七款　若し支那政府が本契約第二款所載のものと同一なる事業を行はん爲め鹽政收入を擔保として續借又は本借款を繼續せんとする場合には、支那政府は本契約第十三款に規定せる手取額及手數料百分の六を根據として銀行團をして協議承辦せしむ。

支那政府は本公債の賣出を終了し、且つ募集書中の最後の支拂を終りたる後六ヶ月以內に於ては豫め銀行團の同意を得るに非らざれば一千九百十三年四月十日以前に既に調印濟の借款以外に新に政府公債又は政府保證の公債を發行せざるべし。

第十八款　本借款は香上、德華、東方、道勝、正金銀行に於て同額宛分擔す、但し相互擔保の責任無し。

第十九款　香上、德華、東方、道勝、正金銀行は各本契約上に於て享有する權利及裁斷權の全部又は一部を英獨佛露の會社、理事又は代理人に讓渡又は供托することを得讓渡又は依托せられたるものは更に之を讓渡又は依托するの權あり、但し此の如き讓渡、再讓渡、依托又は再依托は支那政府の認可を要す。但し本契約に規定せる銀行團の負擔は凡て有效と爲す。

第二十款　本契約は中華民國二年四月二十三日附大總統の命令に依り國務總理、外交總長及財政總長は北京政府を代表して調印す。又該命令は已に外交部より正式公文を以て北京駐在の英獨佛露日の各國公使に照會せり。

第二十一款　本契約書は英語及支那語を以て八通丈け作成し、三通は支那政府に於て、五通は銀行團に於て保管す若し本契約文に就て疑義を生じたる場合には英文契約書を以て標準となす。

中華民國　二年
西曆一九一三年　四月二十六日於北京調印



附　錄

本契約第二條による借款使途左表の如し但し第七項は金額に關係なきを以て之を省く

（甲）期限經過せる支那政府負債

北淸事變賠償金　二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇砂　〇〇志　〇〇片
備考　一九一二年十二月三十一日迄の分

六國銀行團前渡金　一五〇、〇〇〇・〇〇、〇〇
備考　一九一二年二月二十九日授受、期限一九一三年二月二十八日

同　上　二九二、七九二・一五、〇六
備考　一九一二年二月二十九日上海銀一兩に就き二志八片換、割引九
十二にて二百萬兩授受、期限一九一三年二月二十八日

前二口の利子　約三、二〇〇・〇〇、〇〇
備考　前二項合計四十四萬二千七百九十二磅十五志八片に對し一九一
三年二月二十八日より大借款授受の日迄の利子、利率は年七分五
厘の割

六國銀行團前渡金　一五八、五五八・一一、〇六
備考　一九一二年三月十日上海銀一兩に就き二志八片換、割引九十二
半にて一百十萬兩授受、期限一九一三年三月九日

同上利子　約一、五〇〇・〇〇、〇〇
備考　一九一三年三月九日より大借款授受の日迄の利子、利率年七分
五厘の割

白耳義借款　一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇、〇〇
備考　一九一二年三月十四日授受、期限一九一三年三月十三日
同上利子　約一三、〇〇〇、〇〇、〇〇
備考　一九一三年三月十四日より大借款授受の日迄の利子
白耳義借款　二五〇、〇〇〇・〇〇、〇〇〇
備考　一九一二年四月六日授受、期限一九一三年四月五日
同上利子　約一、六〇〇・〇〇、〇〇
備考　一九一三年四月六日より大借款授受の日迄の利子
四國幣制借款前渡金　四〇〇、〇〇〇・〇〇、〇〇
備考　一九一一年四月十五日成立、期限一九一三年四月十四日
同上利子　三三、一三九・一四、〇九
備考　一九一一年五月二十日より一九一二年十月十四日迄の利子、利率年六分の割
同上利子　一二、八七〇・〇七、一〇
備考　一九一二年十月十五日より一九一三年四月十四日迄の利子、年六分の割
同上利子　約一、一〇〇・〇〇、〇〇
備考　一九一三年四月十五日より大借款授受の日迄の利子、利率年六分の割
合計　四、三一七、七七八・〇九、〇七

（乙）各省未拂の小借款

（一）上海九銀行借款　三、五〇〇、〇〇〇両
（二）香上、獨亞、印度支那及び花旗の四銀行借款　二、二一七、八〇四
（三）香上、獨亞、印度支那の三銀行借款　五、八八二、六二〇
（四）香上銀行借款　一、六三〇、〇五二
（五）正金銀行借款　五、一〇六、九四〇
（六）印度支那銀行借款　一二二、七〇〇
（七）獨亞銀行借款　六六一、五五〇
（八）露亞銀行借款　三三七、一九八
以上八口の利子約　六八〇、〇〇〇
合計約　二〇、一三八、八六四両・志・片
此磅換算高　約二、八七〇、〇〇〇・〇〇・〇〇片
（丙）間もなく期限到達する支那政府負債及び革命時の外國人損害
六國銀行團前渡金　四五五、二三六・〇九、〇九両・志・片
備考　一九一二年五月十七日上海銀一兩に就き二志九片十六分の十一換、割引九十二半にて三百萬兩授受、期限一九一三年五月十六日
同上　四四九、三二四・〇六、〇六
備考　一九一二年六月十二日上海銀一兩に就き二志九片四分の一換、割引九十半にて三百萬兩授受、期限一九一三年六月十一日
同上　四五二、七〇二・一四、〇〇
備考　一九一二年六月十八日上海銀一兩に就き二志九片二分の一換、割引九十二半にて三百萬兩授受、期限一九一三年六月十七日
革命時の外國人損害賠償豫備費　約二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇、〇〇
以上合計　三、三五七、二六三・一〇、〇三
正金銀行借款　日金　二九〇、九三五圓
備考　一九一一年駐日支那公使が東京に於て年七分の利子にて日本金三十五萬借入れたるもの、殘額
同上利子約　日金　一〇、〇〇〇圓
備考　一九一二年十一月二十五日より大借款授受の日迄の利子、利率年七分の割
正金銀行借款　日金　二、〇〇〇、〇〇〇圓

備考　一九一一年九月十五日郵傳部にて年七分の利子にて借入れ一九一三年三月十五日に大借款成立の際償還するに協定す

同上利子約　日金　二四、〇〇〇

備考　一九一三年三月十五日より大借款授受の日迄の利子

以上四口合計　日金　二、三二四、九三五圓

此磅換算高　約二三五、〇〇〇磅、〇〇〇志片

以上合計　約三、五九二、二六三・一〇、〇三

（丁）各省軍隊解散費

| | |
|---|---|
| 山東 | 八〇〇、〇〇〇南 |
| 山西 | 五〇〇、〇〇〇 |
| 河南 | 六〇〇、〇〇〇 |
| 安徽 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 湖北 | 四、〇〇〇、〇〇〇 |
| 江蘇 | 一、五〇〇、〇〇〇 |
| 福建 | 一、四〇〇、〇〇〇 |
| 廣西 | 一、二〇〇、〇〇〇 |
| 四川 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 雲南 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 貴州 | 六〇〇、〇〇〇 |
| 陝西 | 一、四〇〇、〇〇〇 |
| 奉天 | 六〇〇、〇〇〇 |
| 吉林 | 四〇〇、〇〇〇 |
| 甘肅 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 新疆 | 六〇〇、〇〇〇 |
| 熱河 | 六〇〇、〇〇〇 |
| 廣東 | 一、〇五〇、〇〇〇 |
| 浙江 | 五六〇、〇〇〇 |
| 江西 | 六〇、〇〇〇 |
| 合計 | 二〇、八七〇、〇〇〇 |
| 此磅換算額 | 約三、〇〇〇、〇〇〇磅、〇〇〇志片 |

（戊）行政經費（自民國二年四月至九月）

| | |
|---|---|
| 外交部所管 | 一、七七六、二一二元 |
| 本部經費 | 三八一、五三二元 |
| 在外使館經費 | 一、二二四、七五六 |
| 附屬學堂經費 | 一六九、九二四 |
| 內務部所管 | 二、一九二、六二〇 |
| 本部經費 | 二七四、二〇〇 |
| 內外警廳經費 | 二二三、八三六 |
| 附屬警院所管經費 | 八〇、〇一一 |
| 步軍統領衙門經費 | 六一四、五七三 |
| 財政部所管 | 一三、〇二一、八〇八 |
| 本部經費 | 二五〇、〇〇〇 |
| 附屬局廠經費 | 一九六、七七〇 |
| 總統府經費 | 三〇〇、〇〇〇 |
| 國務院經費 | 四七五、八一四 |

備考　法制、銓叙、印鑄、蒙藏事務、臨時稽勳の各局及審計處等を包括す

| | |
|---|---|
| 議院經費 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 清室優待費 | 二、七七七、七七七 |
| 稅務處及學堂經費 | 一〇三、四五六 |

各稅務衙門經費　二二一、八〇〇
各旗俸餉俸米　六、六六六、六六六
外旗俸餉　六二五、〇〇〇
備考　熱河、察哈爾、綏遠其他を謂ふ
清陵保護俸餉　四〇四、五二五
陸軍部所管　一五、八二六、三二一
本部經費　五四〇、〇〇〇
直轄各鎭局所等の餉項　八、四〇〇、〇〇〇
參謀本部及所轄各校局經費　一、七六一、六七五
禁衛軍餉　一、二四三、一九六
拱衛軍餉　一、五三二、八四四
武衛左軍餉　一、二八六、三五二
武衛前軍餉　九七四、二七四
京畿軍政執法處經費及軍餉　八七、九八〇
海軍部所管　一、三八二、三四八
本部經費　一八二、三四八
各司令處船艦學堂經費　一、二〇〇、〇〇〇
司法部所管　六二六、〇三四
本部經費　三四六、六四〇
院廳監獄經費　二七九、三九四
教育部所管　一、三三七、六〇四
本部經費　五六七、九八四
學校局館經費　七六九、六二〇
農林部所管　三五一、三九八
本部經費　三〇九、二四二
場所經費　四二、一五六
工商部所管　二六八、六五六
本部經費　二〇八、六五六
各所經費　六〇、〇〇〇
交通部所管　五三九、四九七
備考　鐵道、航業、郵便、電信等に關する經費は特別預算に歸す
本部經費　三〇二、八〇六
育才費　二三六、六九一
以上合計　三七、三二二、四九八元
▲附特別費
印刷局工事及機械約　七五〇、〇〇〇
製紙廠工事及機械約　一、四〇〇、〇〇〇
造幣廠工事及機械約　五〇〇、〇〇〇
大學堂建築費約　五〇〇、〇〇〇
崇陵工事費約　四、六一一、五三七
議院工事費約　一、五〇〇、〇〇〇
元年各部行政費不足　三、八四五、〇〇〇
元年清皇室費（各商號より借入支出）　三、〇一七、三三三
八旗米價　一、八〇七、七五〇
以上合計　一七、九三一、六二〇元
統計　五五、二五四、一一八元
此磅換算高　約五、五〇〇、〇〇〇・〇〇、〇〇
（已）鹽務整頓費　七、〇〇〇、〇〇〇元
收鹽運鹽基本金　三、〇〇〇、〇〇〇
機械及び製鹽場　五、〇〇〇、〇〇〇
場產整理費　五、〇〇〇、〇〇〇
鹽商へ貸附準備金　二〇、〇〇〇、〇〇〇
合計　約二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇、〇〇
此磅換算額　（完）

| 每月二回發行 | | 廣告料 | |
|---|---|---|---|
| 定價 | | | |
| 册數 | 一册 十二册(半年分) 二十四册(一年分) | 特等 一頁 三十圓 半頁 十八圓 | 一等 一頁 二十圓 半頁 十二圓 | 二等 一頁 十五圓 半頁 八圓 |
| 定價 | 二十錢 二圓二十五錢 四圓五十錢 | | |
| 郵稅無料 | | | |

支那 第二卷第五號

大正二年五月三十日印刷
大正二年六月一日發行

發行兼編輯者 東京市本鄉區駒込富士前町四十三番地 山内嵓

印刷者 東京市本所區番場町四番地 平井登

印刷所 東京市本所區番場町四番地 凸版印刷株式會社本所分工場

發行所 東京市赤坂區溜池町二番地 東亞同文會調査編纂部 電話新橋二二一七番 振替口座東京九七三〇番

大賣捌所 東京市神田區表神保町 東京堂書店

同 東京市京橋區尾張町二ノ二 東海堂

同 京橋區元數寄屋町三ノ七 北隆館

廣告取次所 東京市赤坂區青山南町二ノ六五 同文社

# 支那

第四卷第十二號

## 目要

蒙古問題の一段落
江蘇省の財政に就て
支那の宗社黨
東部蒙古問題
廣東省の貨幣に就て
民國第一議會
滿鮮國境關稅低減
民國第二年各省豫算
蒙古人の收支計算
英議會に於ける阿片問題
支那最近時事
進步黨黨則

東亞同文會調查編纂部

# 支那新聞飜譯配布

我が日本帝國の興廢問題たる支那の活眞相を適確に知らんとせば其の南北各地に於ける數十種の漢字新聞を一々閲讀するより他に途なき也、雖然如斯は支那時文に熟達するものと雖も絶對に不可能の事なりとす、況んや其他のものに於てをや、是れ本通信部の興りたる所以なれば希くは眞摯なる支那研究者幷に憂國の士は振て加入の上相共に對支問題を研究せられん事を。

一、**飜譯通信**　支那全國に於ける政治上各黨各派の機關其他團體商幇等一切の代表的漢字新聞の重要なる論說記事を細大漏さず毎日飜譯配布す

二、**飜譯正確**　同志相集りて一に活きたる支那を研究するの目的を以て設立したるものなるにより材料の精選、飜譯の確實、通信の迅速は責任を以て之を確保すべし

三、**實費徴收**　本通信は同志會員に限り之を配布するものなるが故に一ケ月金貳圓の會費を實費として前金にて徴收す

四、**會員定數**　本通信部は眞摯なる研究を目的とするものなるにより會員定數を壹百名限りとし筆寫を以て通信す

申込所　赤坂區溜池町二番地　東亞同文會內　支那通信部　電話新橋二二一七

東京市麹町區錢瓶町(常盤橋內)

# 日本興業銀行

資本金一千七百五十萬圓

## 營業科目

一、擔保附社債に關する信託業務
一、有價證券其他貴重品等の保護預
一、有價證券及地金銀の賣買元利金の支拂及び取立
一、地方債、社債、株式等の發行募集業務
一、各種の信託業務
一、國債證券、地方債證券、社債券、株券を擔保とする貸付
一、諸般の手形割引
一、國債證券、地方債證券、社債券の應募又は引受
一、法律の規定に依り設立したる財團を抵當とする貸付
一、工場に關する敷地、建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、市制施行地及勅令を以て指定せられたる市街地存在の宅地建物を抵當とする當座貸又は定期貸
一、定期預金、當座預金、特別當座預金

大正二年六月十五日發行　「支那」第四卷第十二號

# 目


論說

蒙古問題の一段落……一―四頁數

資料

江蘇省の財政に就て（其一）……S Y生……五―一一
支那の宗社黨（上）……山崎誠軒……一二―二一
東部蒙古問題（其二）……白雲生……二二―二六
廣東省の貨幣に就て（下）……陶々居……二七―二九

雜錄

民國第一議會（三）……三〇―三八
滿鮮國境關稅低減……三八―四二
民國第二年各省豫算（一）……四二―四四
蒙古人の收支計算と露蒙貿易の關係……露國　イー、エム、モロゾフ……四四―五一

# 目次


英議會に於ける阿片問題……五一—五三

## 時報　自五四頁至七六頁

（政治）
進歩國民兩黨の協商——唐紹儀の政見——袁世凱の心事——張馮の献策——岑春煊の調和意見——袁元洪の調停——張勳及北方軍人の態度——議員拘縛事件——徐寶山の暗殺——上海の暴動——第三黨の候出——國民黨幹事選擧——進歩黨成立大會

（外交）
英支西藏問題商議——露支條約——米支改正條約の要點——英政府の質問——最近交涉事件

（軍事教育）
全國軍人大會開催提議——軍政改良方法——江蘇太湖水師の改編——參謀部の飛行學校設立——支那革命前後各省の兵數——驅逐艦建造契約——支那軍艦の芝罘集會——北洋艦隊の編成——廣東米國留學生の增額

（財政金融）
民國二年度豫算案——各省自由借款の制限——借款受領金の使途——湖南省の內外債——湖北省の借款——紀念銀貨鑄造——浙江省の財政困難

（交通）
湖南鐵道國有問題——北京西苑輕便鐵道敷設の出願——安徽省正陽鐵道敷設計畫——同蒲運煤鐵道敷設計畫——京熱鐵道線の調査——川奧漢鐵道狀況——京泰鐵道の收入

（實業）
昨年の山西貿易概況——大冶セメント會社の末路——廣東の鹽業——漢口商業の恐慌——漢口商會の陳情

（蒙古）
征蒙軍の敗北——內蒙古の支那軍隊——蒙古假政府の徵稅規則

（西藏）
西藏に關する大總統令——西藏及支那の媾和——西藏選出議員

（命令法律）（叙任辭令）（各省通信）

## 附錄

進歩黨々則……七七—七九
各省特派員交涉員及び各埠交涉員職務通則……七九—八一
滿鮮國境關稅低減取極公文……八一—八二

（雜誌支那六月號附錄）

## 支那職員表

（一枚實費七錢）

（同　上二月號附錄）

## 蒙古行政區劃一覽表

（一枚實費五錢）

（同　上四月號附錄）

## 支那內外債一覽表

（一枚實費十錢）

以上三表は各若干の殘部有之候に付ては右記載通りの實費を以て頒布可致候間御必要の諸君は前金にて御申込被下度候


東京市赤坂區溜池町二一番地

**東亞同文會調査編纂部**

電話新橋二二一七番

振替東京九七三〇番

大正二年六月十五日

第四卷第十二號



論說

# ○蒙古問題の一段落

支那政府は外蒙古自治問題に關する露支條約の基礎たる六箇條の案件を衆議院に提出せり、衆議院を通過すれば更に參議院に提出する手筈なり、兩院が之を通過するや否や未だ明ならざるも露支兩國の間には六月七日を以て調印すべき申合せあり、何れも早きに及んで調印したき模樣あれば近々條約締結せられ一年有半の大懸案たりし蒙古問題も茲に一段落を告ぐることゝなるべき歟、吾人は蒙古問題の終局と曰はずして敢て一段落と曰ふ、そは今後蒙古に關する難問題續出し何れの日に至り窮極するや知るべからざれば也。

## 第一、露國の對蒙策

露支協約に於ては外蒙古の自治を承認する筈なり、外蒙古の範圍は別約を以て決定せらるべしと思はるゝが喀爾喀科布多位を包含するに過ぎざるべし、露國外相サゾノフ氏は喀爾喀の自治丈にて滿足すべしと雖ども一般露國人は決して之に滿足せざる也、露國第一の蒙古通ボズドネフ氏が對蒙策を論じて曰く、露國は決して蒙古の自治を冀ふものにあらず固爾札（伊犂城）より科布多、喀爾喀を經て巴

爾喀（黑龍江省內）に至る全地方の獨立緩衝地帶を得んことを望むものなりと、クロパトキン將軍も亦同樣の說を爲し露支兩國の境界線は西方天山に起り東方浦鹽に達するものとし、滿洲蒙古及新疆の北部を露國の勢力圈內に收容せざるべからずと主張しつゝあり、硬軟兩派意見の相違天淵も啻ならざるも其中庸を得たるものは兩氏の意見にして、兩氏の意見を以て現代露國を代表せるものと看做すも差支なし、謂ふに露人は喀爾喀科布多丈けの自治にて滿足することなく、機會のある毎に勢力範圍を擴張し、ボズトネフ、クロパトキン兩氏の所說を實顯せんことに努力すべく、之が爲め遂に支那との間に大交涉を惹起するに至るべし。

## 第二、蒙古人の全蒙古主義

庫倫政府が露國の後援を恃み獨立の宣言を爲したるものは、蒙古全土の獨立を計りたるものにして外蒙古の自治を企てたるものにあらず、最近蒙古人の蒙古てふ思想が蒙古人の間に普及し、庫倫に於て獨立運動の始まる以前東部蒙古に於て獨立戰爭開けたるものにして、內外蒙古を聯ねて蒙古國を創建せんとするは蒙古人多數の意見なり、露使コロストウエッツ氏が本國の命令を携へ、庫倫政府に外蒙古丈けの自治を勸誘し露蒙協約を締結せんとするや、蒙古大臣は悉く之れに反對し、蒙古人は內外の區別あるも固と是れ同一人種にして、言語風俗相齊しく協同して獨立運動に從事し來りたるものなれば、內外蒙古を合して一國を組織すべきものなり、且つ外蒙古は人口少く內蒙古と聯合するにあらざれば獨立國を形ること能はず、全蒙古は同一人種なるに外蒙古のみ利己主義に走り同族の悲境を顧みず獨立するに忍びず若し露國が全蒙古を支那より分離することに援助すること能はずんば露蒙協約を締結すること能はずと主張し、蒙古獨立黨の首領內相達喇嘛（ダライラマ）の如きは外蒙古自治を以て蒙古が露支兩國に隷屬するものなりと爲し、二國の奴隷たらんよりは寧ろ一國の奴隷たらんと放言し、極力露國の提議に反對したるが爲め、コロストウエッツ氏は已むを得ず、露國が恰も全蒙古の獨立保障を承認せるが如き狀を裝ひ、曖昧なる露蒙協約を締結したり、然るに今回露支條約に依り外蒙古の自治丈を承認することゝ爲りては蒙古人の失望甚だしく、例令力足らざるが爲め俄かに反抗するが如きことあらざるべしと雖、何等かの方法に依り全蒙古の獨立運動を繼續することなき乎、露蒙協約締結當時すら露國の態度に歡焉たりし達喇嘛の一派は到底露國の信賴するに足らざることを看破し、某國に依り獨立の目的を達せんと計畫したる程にて、露蒙の間兎角圓滿を缺き露蒙兩國兵士の衝突少なからざりき、去れば不幸にして內外蒙古に於て全蒙古獨立運動繼續せらるゝことあらんか、一百三十餘萬方哩の廣漠たる山河に於て慓悍なる蠻族が千里の名馬に跨り出沒自在に活動することなれば殆んど手の下す處なく、露支兩國奔命に疲るゝこと、爲るべし、殊に本邦（タシント）が特殊の關係ある東部蒙古地方は蒙古獨立の主唱者陶什陶（タオタイ）烏泰、海森（ハイセン）等の故鄉にして、支那人を蒙古より驅逐せんが爲めに群起したる蒙古馬賊の巢窟なれば、其擾亂も亦比較

的に甚だしく本邦の累を受くる鮮少ならざるべく、外交上の難問題を惹起すに至るやも亦知るべからず。

## 第三、烏梁海の割壞

全蒙古が獨立を承認せらるゝと外蒙古が自治を承認せらるゝと否とに拘らず、露國人は烏梁海（ウリヤンハイ）の割壞を希望して止まざる也、烏梁海とは外蒙古の一部にして東西北の三面はザヤン薩彦嶺を以て圍まれ、南方は唐努烏拉（タンヌウラ）嶺を以て科布多（コブドカル）喀爾喀（カ）に接するものにして、面積約二十萬方露里あり蒙古の別種烏梁海人卽ちソイヨト人の居住する所に係り域内金鑛に富み北カリホルニアの稱あり、地味も亦肥沃にして農牧に適し露人の移住するもの漸く多く、農夫のみにても三千五百人に達すと云ふ、露國參謀大佐パポフ氏の考證に據れば、該地方は一六一七年のアルトウヰ汗條約、に基き既に露領に歸し、一六八九年以降露國に入貢し、清國も亦一七二七年ブリンスキー條約に於て其の露領たることを承認したるものなるに、露國外務省の怠慢に依り一七五九年清國の爲めに占領せられたり、去れば烏梁海を露國に取戻すは他國の領土を占領するにあらずして自己權利の復活なり、支那人自身と雖も烏梁海の獲得は不法行爲なることを熟知せりと、而も支那政府に於ては當然之を自領と確信し反て露人の移住を不法行爲なりと看做し、清末に至り阿爾泰軍管區を置きて之を支配し露人の移住せるものを驅逐したるが爲め、露清の間に葛藤を生じ、一九一一年烏梁海所領問題につき交涉開始されたるも何等決する所なく今日に及びたり、今次の條約に於て該所屬問題を解決する模樣なければ外蒙古自治承認に依り大勢略ぼ決すべしとは云へ、以多利と同一面積を有する好地方の所屬に係ることなるに依り、後日露支間に一紛擾を惹起すや憂ありと謂ふべし。

## 第四、內蒙古省制問題

光緒の末年支那の外患に對し大に覺醒するや、露國の南下を恐るゝこと甚だしく、蒙古を札薩克の自治に一任するを以て危險なりとし、蒙古に支那移民を送付し移民の增加に從ひ支那官衙を設立して本部の行政を布き、遂に蒙古全土を行省と爲し露國の南侵を防遏せんことを企てたるに、其奏功著しく東部蒙古に於ける支那移民の數無量一百五十萬に達し、其大半を擧げて本部に編入することを得たり、外蒙古の自治問題起るに及び支那官民の蒙古を顧念する益々甚だしく、一年有半の久しき支那新聞は蒙古問題を以て充滿せらるゝ有樣なれば、外蒙古自治問題解決せらるゝときは內蒙古を喪失せんことを恐れ、直ちに茲に省制を布き復た他國をして指を染めしむる能はざらしむるの計を爲すにあらざるか、熱河都統熊希齡が熱河省制問題を主張しつつあること以て徵と爲すべきなり、若し內蒙古に省制を布くときは露國既得の權利を侵害すること甚大にして、之が爲め紛糾を發生せしむるの憂なくんばあらず、露國は一八八一年の伊犁條約に依り內外蒙古に於て莫大なる權利を清國より賦與せられたるのみならず、英獨其他の諸國よりも齊しく內外蒙古に於ける特殊の利害を承認せられたるもの

なるに、一朝支那政府行政改革の結果此等の權利を剝奪せらるゝに至らんか、其默止せざるべきこと疑を容れず、支那も亦國防上內蒙古に省制を施行する必要を痛切に感するものなるを以て、露國の反對を受けたりとして容易に其擧を中止せざるべきこと明なれば、兩國の間に葛藤を生ぜしむること勿論なるべし、

## 第五、露國南下の雄圖

ポズドネフ、クロパトキン等は天山より外蒙古を經て浦鹽に達する地方を得て露支兩國の緩衝地帶と爲さんと欲し、復た沙漠を越へ內蒙古に指を染むるの志なきものゝ如くなるも、外蒙古の經營緒に就けば內蒙古に手を下すべきは自然の勢にして、露國の雄心落々たる內外蒙古の攫得に滿足することなく、遂に中原を覬覦するに至るべきと疑ひなし、何を以て之を言ふも露國が蒙古橫斷鐵道布設を以て之を言ふ露國は西比利亞鐵道の一驛ムインワヤより、哈克圖庫倫を經て張家口に達する約一千哩の鐵道を布設するの計畫あり現に庫倫活佛の許可を得たるのみならず、一九〇九年英露鐵道協約に於て既に英國の承認を受けたり、此大鐵道を布設するには一億數千萬圓の資本を要し、露國の財政上より見て容易ならざることに屬し、單に蒙古經營の爲め此大金を放下すべしと思はれず、若し蒙古經營の爲めならんにはムキソワヤより庫倫に通ずる三百二十九哩の鐵道を布設すれば足るべく、更に庫倫より張家口に達する六百餘哩の大鐵道を布設することを要せざるべし、然るに此大鐵道を布設するものは之により支那中原に雄飛せんことを期すれば也、從つて蒙古鐵道の終點は張家口にあらずして遙かに南方に延長せらるべきは疑ひなし、從前は白耳義シンヂゲートの假面を被むり京漢粵漢の二鐵道を買收し、張家口より楊子江の中流漢口を經て嶺南の大都廣東に通じ、蒙古と支那本部を囊括せんと策したるも、日露戰役の一敗雄圖一時挫折し京漢粵漢の二鐵道を失ひたるに依り、遂に張家口より一方は山西に延長し正太鐵道に連絡し、他方は直隸に延長し渤海灣口の不凍港に突出せんと計畫するに至りたり、此計畫は近々實顯せらるべしと思はれざるも露國が之を實顯せしめんと運動する場合には、露支の間に大問題の發生すべきこと寸毫の疑を容れず、

以上五箇の難問題は外蒙古自治問題解決に繼ぎ續々顯出し來るべきものにして、其解決の困難なる寧ろ外蒙古自治問題に優るものあり、其問題の種類によりては他國の利害に關聯すること甚だしく、露支二國間のみの解決を許さゞるもの亦なきにあらず、知らず今後露支は如何に之を解決せんとする乎、將た又此等の問題に關係ある諸外國は如何なる態度を採らんとする乎、謂ふに滿蒙に特殊の利害を有する帝國政府は、業に既に牖戶を綢繆し吾人五千萬同胞をして復た杞憂を抱かしむることなかるべし。（峰風）

# 江蘇省の財政に就て

S. Y. 生

## 第一 租稅

### (1) 田賦

江蘇省の田賦は之を三大別して地丁銀、漕米、蘆課と爲す。

抑も江蘇省は其面積二十二行省中隣省浙江と共に最も狹隘なれども、田賦の收入は各省其右に出づるもの無く、而かも浙江省の二倍以上に當れり、以て土地の豐饒にして開墾の行屆けるを見る可し。

江蘇の田賦は一畝に付き幾何に當るやを研究するに、頗る複雜にして各縣土地の肥瘦、交通の便否如何によりて參差不同なり、今其一例を示さば

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 上元縣 | 上等田 | 一畝ニ付キ | 銀 | 〇五七 | 米 | 二升九一九 | 豆 八勺 |
| 江寧縣 | 同 | 同 | 同 | 〇五四 | 同 | 二六八二 | 同 八勺 |
| 通州 | 同 | 同 | 同 | 〇九五二五 | 同 | 一四七六 | 同 — |
| 高淳縣 | 同 | 同 | 同 | 〇七一三〇 | 米 | 一九一豆一二八勺 | |
| 徐州 | 同 | 同 | 銀 | 同 〇一八八七 | 同 | 升 同 — | |

右は上等田地稅則の一例を示したるものなるが、同一地方に於ても亦田地の肥瘦其他によりて其率を異にするものとす、今通例一例に就て見るに。

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 上等田 | 一畝ニ付 | 銀 | 〇九五二五 | 米 | 一升四七六 | | |
| 中等田 | 同 | 同 | 〇四七六二五 | 同 | 合七三八 | | |
| 下等田 | 同 | 同 | 〇二三八一二五 | 同 | 合三六九 | | |

之によりて見れば、通州の如きは中等田は下等田地の二倍、上等田は中等田の二倍の稅金を負擔するを見る也。

前淸時代に於ては、地丁銀の換算率は二千四百文乃至三千六百文にて一定せざりしも、革命後江蘇省議會に於て、其換算率を一兩に付き一元八角と一定し、一元五角を正稅とし三角を附加稅と爲せり。

抑も地丁銀は前揭稅率表にも見ゆる如く、庫平兩を單位と爲せども、銅銀の存在少なきを以て官府は納稅者の利便の爲に每年二回の納稅時期に銅錢の換算相場を定め之によ

り兩を制錢に換算して納付せしめたり、然るに清末に至りて制錢の鑄造を廢止したる爲め、江蘇省の如きは地租の納付は制錢を以てせずして、人民は皆銀元を用ゆることと爲り、制錢は僅に端數に使用せられたるものにして、銅元の如きは官府之を鑄造し乍ら、之を納稅用に充つることを禁止し居れり斯の如き狀態なりしを以て、官府は其暴威を擅にして時價以上の換算相場を定むるのみならず、平餘、傾鎔、火耗等各種名目の下に附加稅を徵收し、胥吏幕友等之によりて私腹を肥せり。

然るに革命後斯の如き弊風を一掃し、兩銀換算相場を上記の如く一兩を二千四百文と推定し、之を一元八角に相當する事と爲し、稅目の何たるを論せず一切手數料、附加稅等の如きものを徵收せざることに決定し、猶一步を進め前淸時代の稅率より二割の低減を行へり、而して地丁銀の徵收期は一ヶ年二回にして之を上忙下忙と云ふ、上忙は七月より八月末の間にして下忙は九月十六日より十月十五日迄の期限を指すを原則とせり、而して徵收官吏は暫く各縣知事の兼任の儘と爲せり。

### （ロ）漕糧

漕糧とは淸朝時代に於て京官八旗兵丁等の俸米支給の目的を以て、各省より北京に糧米を輸送する爲に徵收する所の米穀なり、從前各省多くは此漕糧ありしも、皆銀を以て代納する事と爲りたれども、江蘇省は浙江省と共に前淸末路第一回諮議局開設當時迄之を輸送しつゝあり、諮議局開會後銀を以て代納するは國家人民相互の利益なる旨を北京政府に上申し、其許可を得たるも未だ全く改折するに至らざりしが、革命後省議會に於て之を決議實行し蘇屬地方漕糧は一石五元の換算相場とし、四元を正稅とし一元を附加稅と爲す、寧屬地方の漕糧は暫く其換算率を定めず、全額の四分の一を附加稅とすることに決定せり。

而して革命以來善政の第一着手とし、地丁銀の場合の如く其二割を免除したるのみならず、從前は糧米運送資と稱して、每石に付き千五十二文を徵收したりしを全廢し、一切の附加稅の名目を廢止せり。

漕糧の徵收は地丁銀の場合の如く地方官の兼任にして、徵收期は每年十二月十六日より翌年十二月十五日迄の期間とす。

### （八）田賦收入額

既述の如く革命以來田賦は地丁銀たると漕糧とを論せず、一律に二割を免除したると、其他帶收せる串捐、自治費積穀費、學堂費等を削除したるを以て、寧屬に於ける田賦は原額に比し六割の減少を示し、蘇屬は四割を減ず、斯の如き所以は上述の如く租稅の輕減によること勿論なりと雖も、田舍地方の不景氣と、徵收官吏は皆其土地の人と爲せし爲め、平素餘りに親密なる結果徵稅を强制し難き事情不尠ると革命以來壯丁の兵士と爲りて農を廢せるもの多く、加ふるに江北の徐州海州方面は土匪の橫行して政令の行はれざると漕糧の如き江浙地方特有の稅金は之を地方稅とす可く、國し稅として中央に歸せしむ可からずとの議論沸騰し久敷く決定せられざりしが故なりとす。

| 縣名 | 原額 | 一九一一年（舊辛亥）徵收額 | 比較減少額 |
|---|---|---|---|
| 江寧忙 | 八五三五五・九四四〇 | 二六二四七・七九四〇 | 五九一〇八・一五〇〇 |
| 漕 | 五八二四四・九九〇三 | 一〇六七四・四七四三 | 四七五七〇・五一六〇 |
| 句容忙 | 六五一二七・六〇九〇 | 三六一九四・五二三〇 | 二八九三三・〇八六〇 |
| 漕 | 三九九五二・二一二二 | 一五二八四・八六四二 | 二四六六七・三四八〇 |
| 溧水忙 | 五八一一二・八三〇〇 | 二〇〇五一・二二〇〇 | 三八〇六一・六一〇〇 |
| 漕 | | | |
| 高淳忙 | 四七五五三・四二六〇 | 二三四七九・七五二〇 | 二四〇七三・六七四〇 |
| 江浦忙 | 二〇八六六・一九七〇 | 八七三五・八五五〇 | 一二一三〇・三四二〇 |
| 漕 | 一六一六一・二八八〇 | 四〇三一・六一五六 | 一二一二九・六六八四 |
| 六合忙 | 三三五八五・一〇五〇 | 一九九八四・八五八〇 | 一三六〇〇・二四七〇 |
| 漕 | 四〇八七一・〇八六九 | 一四二一五・四八三六 | 二六六五五・六〇三三 |
| 江都忙 | 九五二八〇・三九一〇 | 五八一一四・八四〇〇 | 三七一六五・五五一〇 |
| 漕 | 一六九二八・六六八六 | 一〇六〇二・二九〇六 | 六三二六・三七八〇 |
| 儀徵忙 | 三一一〇五・八七九〇 | 一七一〇八・二三三〇 | 一三九九七・六四六〇 |
| 漕 | 一九八三・〇七三五 | 一〇九〇・六九〇四 | 八九二・三八三一 |
| 泰縣忙 | 三五七九三・四一八〇 | 二七四七七・九一〇〇 | 八三一五・五〇八〇 |
| 漕 | 三二八五四・五三八八 | 二四四一二・五二二五 | 八四四二・〇一六三 |
| 高郵忙 | 三六四二八・一八一〇 | 一七五〇〇・五八五〇 | 一八九二七・五九六〇 |
| 漕 | 六七二七・二五九六 | 四七六五・九九四〇 | 一九六一・二六五六 |
| 寶應忙 | 二一二六三・六七〇〇 | 一三七二七・八六五〇 | 七五三五・八〇五〇 |
| 漕 | 六四六七・九二八一 | 四五二八・八四三三 | 一九三九・〇八四八 |
| 興化忙 | 三六四〇〇・三八九〇 | 二六六八九・三七〇〇 | 九七一一・〇一九〇 |
| 漕 | 一二七七七・八二五九 | 九五二六・七九一〇 | 三二五〇・七三四九 |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

# ◉支那の宗社黨

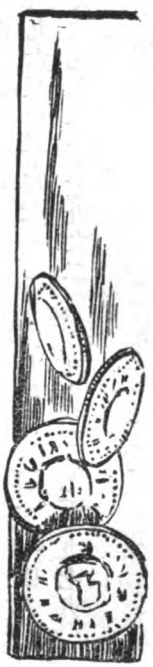

山崎誠軒

## 一、緒言

消へ殘る清廷燈火の餘焔とも謂つべき、支那の所謂宗社黨なるものは、將來、果して愛親覺羅氏の再興を謀り、臥薪嘗膽、正心誠意、能く其宗社の爲めに險を冒かし身を挺し、以て乾坤一擲の壯圖を企つるに足るや否、そは先づ暫く別問題として彼等が如何に焦慮するとも共和政府の確立せし今日、本懷の容易に遂げられ難きこと、恰も彼の印度の土人が英國政府に反抗して獨立團體を組織せんとするにも似、無論一朝一夕に其目的を達する能はざることは云迄もなし、左はさりながら我邦一部の人士の如く漫に宗社黨を目して無爲無能なりとし、甚だしきに至ては煙の如く幽靈の如しと高を括りて見縊り、以て這箇問題を解決し得たりとする者は、是れ又餘まりに隣邦の時局に迂遠にして、其變遷推移の跡に冷淡不注意なるを表白する者と云はざるべからず、夫れ煙の生ずる下には火なかるべからず、幽靈の正體には枯尾花ある諺の如く、革命以後宗社黨の名は何時となく支那政海の問題となり、且つ其黨員の各方面に立廻はれる實例あり、あながち無謀無根の擧動に非らざるに想到せば、之れが本體の潛めるところ豈に若干の實力なしと云ふべけんや、故に支那具眼の士は夙に這間に鑑みたる處あり、縱令宗社黨抵抗が稀薄にして共和政府を顚覆するに足らずと雖ども、斯黨の存在する以上は民國政府の行政機關に附き纏ふ一大障害物なりと看做せり、而して此處に最も注意すべきは、宗社黨に積極的消極的の二派別あることと是れなり、積極的宗社黨は則ち種族的關係より滿人若くは漢人中、滿洲朝廷年來の恩顧に酬ひんが爲めに大清皇帝の統治權回復を目的とする者を云ひ、是非とも共和政府を破壞して滿洲王朝の復活を期するに在り、反之して消極宗社黨の目的とするところは滿洲王政の恢復せらるゝと漢人若くは他種族によれる王政の回復如何を問はず、單に帝權政治の再現に熱中する者なり、人或は前清廷の恢復を基

礎とせざる宗社黨あるを疑はん、然れども之れ事實の上に發現せるを奈何せん、惟ふに消極的宗社黨は支那數千年來の禮敎風俗に關する信條より生せる者にして、隨て積極的宗社黨の如く鐵火を以て共和政府に見へんとする者にあらず、唯だ儒敎主義の倫理思想に基き君臣父子夫婦兄弟朋友の倫常を古に返さんとするにあり、彼等の眼中には共和政體を目して、個人の權利を偏重し毫も國家統一の理法を辨へざるものと爲し、延ひて君臣の分慈愛の念、長幼の序等、古來支那の好習慣を破壞し數千年の政治風俗に背叛せるものと思惟せり、故に彼等は歷代帝王の師、人倫五常の權化たる至聖孔子の盛德を慕ひ覇者を斥けて王道を尊ぶ春秋筆正の素王を仰げり、左れば學問の系統より云へば儒學振興とも見らるべく、思想差違の點より云へば保守派に外ならず、近時支那各地に孔敎會（會長庚有爲副會長王錫蕃）の類出、孔社（會長徐琪副會長惲毓鼎）の設立せるに徵せば亦以て其勃興と流派の存するところを覗ふに足らん。

之れを要するに如上二派は共和政府に反對する思想に於ては一致せるも其行動は同からず、現に支那新聞の論調に照らすも二派の傾向は杞人の憂にあらざるを見るべきものあり、「天鐸報」は關宗社黨の題下に曰く、夫れ宗社黨の人心を煽惑する所以のものは他なし、彼等は見榮へ宜き禮敎に托して宗廟社稷を尊崇し、君臣上下の階梯を保維せんとするにあり、惟ふに宗廟社稷の議論は古の天下を家とする帝王の慣用手段を贊美する者にして、單に自私自利を事とし只管子孫繁榮の獨占行爲を肆にするにあり、吾同胞は子子孫々彼等の犧牲となり萬世永々彼等の鷹犬となるに引換へ、彼等は耕さずして食ひ、織らずして衣、以て悠々不義の富貴を無窮に享有せんとする者なり、今や數千年來の宗社主義を排除せしに拘はらず、又其の死灰再燃し、愚民を煽動して民主國體を破壞せんとす、之れが發達たる實に共和政府の大敵なり、吾黨たるもの彼の輿黨を撲滅し復起つ能はざるに至らしめざれば、因て以て吾中華民國を鞏固にする能はず、「時報」は清太后の哀悼辭に曰く、宣統退位の後、清室には暗々恢復を圖る者なしとせず、然れども其の發せざる所以のものは獨り太后の震懾調停に依れり、隆裕太后が去年退位の時に崩御せば宗社黨は如此蟄伏せざるなり、現に宗社黨が大連青島間に隱見出沒して未だ何等の大々的叛亂なきは畢竟太后の軫念を遠慮せる結果たらずんばあらず、然れども此次太后の訃音が若し彼等の耳朶を穿たんか、何時勃發して天下に號招するや計られず云々」、

積極的宗社黨は清廷沒落の衰運に伴ひ外觀上痛く其の氣勢を減少せりと雖ども、近來庫倫活佛と通じて之れが連絡亦頗ふる密接關係を有せる形跡すらあり、加之に時局に平かならざる消極的宗社黨の漸く鋒鋩を現はさんとするにより て、更らに新らたに間接的勢援を得たるは事實にして、結局黨軸の基礎を鞏固にせり、是に於て乎彼等は飢饉の發生、土匪の蜂起等人心動搖の機會に遭遇せば其の風雲に乘じて本來の目的を達すること亦不可能事にあらず、英人プランドは錦愛線問題に於て吾邦人の記臆に新らたなる支那投資代表者なり、彼が曾てニューヨーク某新聞に發表せし

支那時局觀に曰く、支那の現狀をして只だ其成行きに放任し、別に一大偉力者の出でゝ鎭攝する者なく、現在の儘に其政策を行はんか時を移つさず君主政體に逆戻りすべし、蓋し支那人は始めありて終りなき最も矛盾せる民族なり、之れが性質を證明せんには淸廷退位の詔書を見るを捷徑とす、該詔書中には冒頭より結末に至るまで退位の二字を揷入せず、單に云ふ本朝統治の實權を卸ろして之れを全國に公にすと、而して皇帝の尊號は元の如く王公貴族の位號亦元の如し、加之に淸帝は從前に異ならず皇城內に在て至尊の榮位を享け居れり、夫れ支那の國情たるや其政府の風雲詭譎百出して端睨すべからず、軍人の忠義なるものは容易に金錢を以て左右し得られ亦賣買せらるゝなり、而も小皇帝の私產は累々として舊內務府の銀庫に橫はり、全國人民の視綫は一に集て此金錢に垂涎せり、是れ卽ち淸帝に支那政界を離緣せんとして脫し得ず、亦重大關係を有する所以なり、今や政界の紛亂殆んど極點に達して收拾する所なきに至れり、因て知る利を見て如何なる惡事も爲さゝる事なき支那人が、第二次大革命を企て皇帝を擁戴して天下に號呼するに至るは意中の事に非らずと云ふべからずと」、外人の說直ちに取て以て唯一無二の鐵證とするに足らずと雖ども亦以て一隻眼を備へたる觀察なりと謂つべし、

要するに積極的宗社黨の其目的を達すると否とは一に繫て民國政府の施設其宜しきを得ると然らざるとに在り、之れ蓋し人心向背の分水的嶺巓にして共和政府の施設其宜しきを得ざらんか、人心直ちに共和を離れて王政復活を慕ふの階梯となり、宗社黨亦た此氣運を藉りて崛起叛旆を飜すや必然の勢ひなればなり、反之して若し共和政府が善政を施して人心の渴仰歸向を率かんか、宗社黨は如何に轉々反側するも遂に著手の一日なくして屛息するに至らん、因是觀之、宗社黨は實に民國政府の上に立て治亂興廢の祕鑰を握れる位置に在りと斷言せざるを得ず、故に予は積極的宗社黨の發生より今日に至る迄の間に於て彼等が如何なる行動を取りしかを列擧し、以て其の起伏狀態を詳らかにし、併せて斯黨の潛在は民國面上の瘤にして輕々看過すべからざることを附言せんとするもの也。

## 二、宗社黨の起源

宗社黨の發生せるは淸廷最後の御前會議に起端せり、此日皇太后の御召に因て、入內參列せし面々は慶親王、倫貝子を除きて其他の王公世爵殆んど全部なり、斯會議は取りも直さず和戰兩局と淸朝存廢を解決すべき大評定なれば議論百出容易に纏まるに至らずして、硬軟の兩派を生じ硬派は恭親王、肅親王、禮親王、喀喇沁王、瀛貝勒、洵貝勒、博公、澤公等とし軟派は莊親王、那親王、順承郡王、振貝子、濤貝勒、桂公、溥貝勒、志公等なり、前攝政醇親王が可否の數に加はらざりしは畢竟皇帝の父たる關係に因てなり、慶親王、倫貝子は病氣に托して缺席意思不分明なりしが此れ等は素より軟派の發頭人たること勿論なり、會議略ぼ畢て皇太后媾和及び皇帝の退位懿旨を發表するや、恭親王は袂を拂て去り肅親王は爾來又宮中に出入せず、恭親王は家

財を賣却して宗社黨再興の費用提供に著手し、肅親王は皇太后の意氣地なきに愛想をつかして滿州に亡命し獨立叛旗を飜へさんとする場合に立至り、澤公亦暗に鐵良と呼應して宗社の恢復を圖らんとする風說あり、此處に始めて宗社黨の名稱は起れり、此時禁衞軍統領良弼は禁衞軍及び第一鎭と聯絡して對漢人の血祭に北京在住の漢人たる舊官吏を鏖殺せんとする計畫洩れ遂に刺客彭家珍の爲めに爆烈彈を浴びて命を殞し自來宗社黨の氣勢漸く意氣消沈するに至れり、然れども端郡王は自己の媳婦外蒙古阿拉善旗搭親王府に在りて野心更らに衰ふるなく其舊部下陝甘提督馬安良及び董福祥の實子董金鰲に人を遣はして彼等の歸向心を收め且遙かに阿爾泰科布多の蒙回各王公台吉に通じて威令行はれある而已ならず、前陝甘總督長庚前陝西巡撫升允の傍はら之れを助くるあり、且つ宗社黨の本據として噂さるゝ青島には宗社黨の首領とも見受けらるゝ恭親王の居宅を定むるあり、又前東三省總督趙爾巽は、實兄四川總督趙爾豐が革命軍の爲めに慘殺せられたる遺恨を呑んで是亦青島に本據を固め、恭親王と共に再擧を企つるの風評あり、加之に民國政府の厄介物たる禁衞軍は東西二陵の守護の兵に分遣する內意あるを聞込み之れが不平を口實とし昨年該軍小隊長德斌は萬壽山附近掛甲屯に在て斯軍約一箇大隊を指揮し白晝公然大總統袁世凱を襲はんとしたる大珍事あり、前江南提督張勳は現に一萬五千の大兵を擁して山東袞州府に陣取り其向背は今に詳かならざるも淸廷與復の念あるや到底否定すべくもあらず、其他宮城拱衞の任に膺れる步軍統領兵（約六千）は大半滿人にして又滿人より組織せられある內城巡警（約四千）と氣脈相通じ何時か事を起さんとするの風說盛なるあり、如此して公然宗社黨の名乘りを揚ぐる者なしと雖もそは只表面上にして驚天動地の禍機は正しく此等の間に包藏せられ橫溢せられある者と云はざる可からず、請看よ端郡王載灃父子が民間より宗社黨に關して如何なる嫌疑を受しか、袞州駐紮の張勳が勤王的理想あつて如何に其意を友人に洩らせしか、將た亦蒙古に特殊の關係ある升允が宗社黨的色彩を帶びて如何に庫倫活佛に接近しあるかを、

昨年六月二十五月端郡王の子大阿哥溥儁は北京に歸來して內務總長趙秉鈞に對して自己の位置を釋解して曰く本爵廢位の不幸に逢ふてより退隱數歲殆んど政治に關係せず、今や共和成立し國體變更せるにより本爵始めて新民國の一分子となり當然得らるべき幸福權利を享有す、去年八月阿爾泰に趣きて結婚を了し本年三月二十四日家族を引纏めて歸京せり、宿所は後門羅王府にして平素他人との交際を避け、單に讀書三昧を樂めり然るに何んぞや惡戲者あり、本爵を目して宗社黨に加入せりと云ふ、是れ獨り本爵の名譽に關する而已ならず現在天下の大局に碍あり、故を以て內城巡警總廳警官劉長禮君をして其事實なきを辯明すと

昨年五月五日張勳山東に入りて後、大連宗社黨員某に致せし書函に曰く、曩きに吾、家族を天津に返へせし時、當時卽ち南京に戰死するの意あり不幸末だ淸帝の爲めに屍を江寧（南京）に曝らす能はず、已むを得ず遂に共和を贊成するの名義を利用し以て袁賊其他の革黨を欺き軍費を要求

して車稅を徵收す、是皆一時權宜の苦策に過ぎず、現に部下一萬五千あり皆赤子の其父を慕ふが如く吾と誓て生死を共にす、士氣益す旺盛にして亦健剛なり、因て暫機を俟て而して後滿清の帝業を恢復せんとす、陝甘升允直隸王統領（直隸省通永鎭總兵王懷慶ならん？）亦同情を表す。（以下略）

本年四月十四日北京政府の派遣せる在庫倫密偵より左の報告書を大總領袁世凱に提出せり頃者前陝甘總督升允は密使を以て活佛哲布尊丹巴に建議せり曰く、現在民國の內肛日日に甚しく特に黨爭の暗鬪其極に達し、到底容易に邊外を顧慮するに遑なし庫倫政府此機に乘じ兵を率ひて南下するは實に千載の一遇にして此機會亦再び得べからず、惟ふに南下の方策二途ありと雖も東蒙古の行道に出でんとするは悞れり、予に行軍地點を擇はしめんか唯一歸化城に進發するを最上策と思惟す、其理由左の如し。

（一）庫倫より歸化城に至る道路は經過日數少くして沿道均しく平垣なり、且つ水井至る處に散在して行軍に至便なること擧げて數ふべからず、（二）蒙古軍若し歸化城に達する曉は內蒙古の西二盟直ちに我掌握に入り是より張家口承德府及び長城以北は悉く我有に歸するも同然にて形勢上頗ぶる優勢の地位を占むべし、（三）蒙古軍若し行軍地點を歸化城に取らんか民國政府は防禦區域の廣大なる點より隨て分兵して以て其沿道の防守を嚴にせざるべからず、故に民國兵は遂に其兵力を殺がざるべかざる缺點を生ず、是れ蒙古軍に利益ありて必勝を期し易き實證なり、反之して道を東蒙古に取らんか民國政府は從容として大軍を東三省に集中す、蒙軍目下の兵力を以てすれば如此大軍團に抵抗するは不利益の甚しきものなり、（四）行軍地點を歸化城土謝圖汗部に出すとせば此地既でに庫倫政府の勢力範圍に屬せり、其隔碍あるもの僅かに唯だ四部落旗及び茂明安旗のみ以て交戰の活動に資するに足ると此條陳の庫倫政府に接到せし後直ちに活佛は本問題を軍事會議に附せりと云ふ、

## 三、各省の事實、最近の行動

予は茲に昨年以來各省に於て宗社黨の名目を附せられたる陰謀其他擧兵の事實を列擧せんとす、勿論此等の或者は名を宗社黨に假りて其實なきものあるべく、或は支那官吏得意の手段を以て、反抗者に冠するに宗社黨の名を以てするあるべしと雖も、要するに宗社黨なる一名詞が現共和政府に不平なる者の好んで加へんとせるは事實なるを知るべし。

### ○湖北省

去年四月十九日、荊州將軍連奎の一子姓名を傳鳳池と僞稱し、漢口租界に潛伏して武昌都督府を顚覆せんとせしに此事探偵隊の知るところとなり、隊員僞て同人を佛租界春蕃菜館に誘引逮捕し、同時に彼の居宅に匿まいある銃彈三萬發及び拳銃七十箇を押收せり、都督府は該犯人を直に軍法會議に附して審問せしめたるに都督府軍務部軍需官一名同衙兵司令所傳令使一名步兵廿名の連累者を發見したる爲副總統黎元洪は武昌に戒嚴令を施行して充分警戒を嚴にし

尙ほ水師統領何錫蕃に命じて水上各處の取締を密にし、同夜半に至りて傳鳳池以下二十餘名を兩湖書院門前にて銃殺せり。

此日午後五時袁正海外一名は大總統袁世凱の密旨を齎らしたりとて直接黎元洪に面謁を求め、第一第二門の衞兵を誤魔化し第三門に至りし時始めて彼等が帶有せる公文書は僞造たること發覺し、直ちに衞兵司令より身體檢査を受けたるに、二人何れも最新式のピストルを懷中し居たり、因て軍法司に交附し嚴重取調べを爲さしむるに漢口宗社黨の命令を奉じ革命の先擧者黎元洪を暗殺する目的なるを口供し卽日銃殺せらる。

同日都督府探訪隊の報告に依れば宗社黨は漢口租界を根據地として前湖廣總督瑞徵（已故）首領にして、瑞は南京蘇州の二方面を擔當し前軍事參議官鍼忠は武昌漢口の二方面を督し、朗札は長沙漢口間の連絡を計り、別に軍需購求處あり金坤山（前湖北兵備處員）繼忠（前湖北通判）王元仲（前湖北禮督司）程德洪（前襄河水師管帶）等之れを支配す、亦軍費の出所は鍼忠が持出せし湖北督練公所に在りし八萬兩次は陸軍全軍司令長官蔭昌の送附せる五十萬兩なりと、而して此地の宗社黨は當時分て二派あり卽ち一皇武隊、斯隊は前滿漢武官の現職若くば退職者を重もとす一俠士隊、斯隊は地方の豪俠若くは土匪の頭目等が誠意より歸附せる者若くは買收せる者を云ふと、

五月四日荊州城內亮方（滿人）の宅より爆烈彈火藥等四十二箱及び銃二百五十挺を城外康熙廟に移轉し、且つ之れを地下に隱匿せんとせしを密告する者あり、當日巡視の第七鎭巡隊々長邵鈞南之れが眞相を確むると同時に、此旨該鎭統制唐犧支に報告したり、唐犧支は步兵二箇中隊を派遣して亮方の家宅搜索を行ひまた康熙廟に運搬し終はらざる武器を押して一面騎兵一中隊を康熙廟に使はし、邵鈞南の巡防隊と連合し該處に藏匿しある全部の武器をも又押收し、且つ亮方以下五十二名の宗社黨員を捕獲梟首せり事實此を宗社黨の所爲なりと白狀せるは、額克登と稱する滿人の連累者よりの口供なり。

五月十四日湖北都督黎元洪は管內に宗社黨頻出する而已ならず、其波及は軍隊內に瀰漫して將來寒心に堪へざるものありとて左の告示を軍界一般に送致せり、元洪不才にして重任に膺り客歲より今に至るまで夙夜恐懼す、天幸ひに漢を滅せず一擧して前淸の羈絆を脫し、專制を改めて共和と爲し、重ねて此處に天日を睹る正さに旻化宇に遊ぶが如し何んぞ其大業完成の速かなるや、我同胞は長く此昇平と幸福を享受せんとするに膺り、近者全國の大勢を見るに日夜焦慮すべきもの少からず、南北兩面の內亂迭みに起り湘粵皖鄂の土匪亦之れに効らい、莫大の民財を耗盡し無量の民血を流盡し、加之に外人の干涉を惹起し宵人復乘すべきの端を造りたり、然らざれば大局已でに定まり民國成立す豈に能く更らに宗社黨の發現するを許さんや、然るに我同胞は其の權謀を受け其使役を蒙むる者あるに至れりと、是れが原因を推せば概ね皆愛國心なきものが單に利益に眼眩らみて邪道に先驅する缺點なりとす、本省現に某々の如き

革命中の一分子にして尙其殼中に入り、國基を動搖して大局を擾害する者あり、此處に於て乎諸言四方に起りて我軍人又其間に混入するに至れり、嗚呼吾軍人曾て革命を爲せる初心を思ふや、又客歲起義の當時を思ふや否、吾人は曩に唯一無二の生命を犧牲に供し尸を馬革に裹むを憚らざりし、之れ畢竟吾軍人が同胞の爲めに幸福を造たし共和の土地を國民に履ましめんとする仁心なり、然るを何んぞ一旦遽かに初志を飜へして民國の功首とならず、反て恐るべき罪魁となり、共和時代の偉人とならず却て專制時代の牛馬とならんとはする、元洪清夜之れを思へば五臟焦裂し痛心悶々遣るに處なし、知らずや此時正さに危急存亡にして一たび破壞の場處を生せんか天下の大局何んぞ設想に堪へん吾軍隊同胞之れ此處に鑑みよ。

本年四月十九日、湖北省隨縣天河口及び田王寨に盤踞する大刀會匪首白朗（又は白狼）其部下凡そ五千餘を引率し且精銳なる銃器彈藥を携帶せる而已ならず、多數の機關銃を所有して此地附近を橫行し其勢ひ頗ぶる猖獗なり、彼は四月十九日、其山寨を下り各村組織の練勇を擊破し、更らに進んで縣城を襲はんとせり、故に隋縣知事李穆清は德安府駐紮第三師長王安瀾に急報すると同時に、縣城保護に相當する出兵を乞へり、因て師長王安瀾は第三十六團長李國に命じて一箇大隊を附して該地討伐に向はしめたり、此時匪首白朗は部下を天河口の隘路內に潛め團長を迎擊し死傷者七十餘名を生せしめたり、李團長は討伐軍の地勢に不便なるは勿論、敵は機關銃を備ふるも味方は之れに對抗すべき機關銃なき爲め、兵方休養を名として第三十五團長胡國燦と交代せり、胡團長は新手の討伐軍なるに慢して一氣に山寨に突喊せり然るに賊は左側の山林中より不意に側射攻擊に出でしかば官兵の死傷者二百餘名に上ぼり加之に胡團長又此に陣沒し全團潰亂せり、如此形勢なれば武昌に居住せる隋縣同鄉會謝百欽李繼英等は都督黎元洪に面して再び大擧勦討を請願するに至りたり。

匪首白朗は滿人にして曾て日本留學生たり、業畢へて歸國の後禁衞軍將校となり、該軍教練官に任命せられたり、時に偶〻革命戰起り彼は出征して當時信陽州混成支隊長たり、其後和議成るに及んで淸廷の討伐實力なきを憤慨し、直ちに軍職を拋て田王寨大刀會に加入し、遂に之れが匪首となりて宗社黨に盡瘁しつゝあり、彼軍各處を劫掠して若し官兵と遭遇對峙する場合あらんか、彼は何時も「報大淸辛亥之仇」及び「大淸新國勦袁總統」の二大旌旗を飜へしたる下に指揮を司どれりと云ふ。

## ○奉天省

去年八月四日錦州城內南街に居住する前統領李洪亮は、淸帝讓位の後間もなく北京に至り、其歸宅後は從前の生活零落せるに引換多額の金を携帶し來たりて、城內居住の旗人と共に土匪約九十餘名を募集し奉天に向て出發せり、該知州より奉天都督に報告せる文中には李は肅親王の依托を受け北京に於て軍費を募集し、當地の馬賊を買收して康平縣に入て宗社黨を助勢するものなりとあり。

九月十日奉天吳錫麟外五名は同地雍和山房紙店々主雍子明に托して、手附金三千元を融和石印局に交附し軍用手票五十萬元を製造せしめあること發覺し逮捕せられたるが彼の供認する所によれば、該軍用手票は宗社黨が奉天獨立の軍費に使用するものにて通用方法は現に內蒙古王と協議中なるもまた使途に供せずと。

八月十五日鎭國將軍溥麟及び振恩二人青島宗社黨本部の密旨を啣み、洮南府を經て內蒙古王公に對し滿蒙露三國文にて綴れる淸朝興復滿蒙聯合、共和政府顚覆の檄文を配布したる結果、各蒙古王公の贊成するもの少からず、爲めに當地の人心大に風聲鶴唳に惱まされると洮南府知州より奉天都督に報告せり。

八月二十五日奉天先鋒營にては宗社黨に加入せる王金聲首謀者となりて叛亂を企て、事成らざるに統領吳子琴の知る所となり直ちに銃殺せらる。

八月二十七日前關外第一鎭銃制願人宜は解職の顚末を中央政府に報告すべく北京に入り、大總統袁世凱に面謁したる際下の密告を爲せり、現に東三省に於ける宗社黨は外觀甚だ無勢力に似たるも內實決して然らず彼等の首領と標榜しあ迄にるは肅親王なるも肅親王は大連旅順間に蟄伏せるて人望なし、惟ふに宗社黨の根據地は靑島北京の何づれかに在り、而して首領は恭親王趙爾巽張勳の名義あり、彼等が馬賊の買收に從事せば馬賊は素より舊軍人にして內心贊同するもの最も多く、加之に彼等は居所不明にして、一朝事を起さんか日露兩國の勢力範圍地を利用するの便利あれは其討伐は意外に困難にして輕視すべからざる問題なり云云。

八月二十日庫倫陸軍大臣陶什陶は洮南府及び內蒙一帶に下の檄文を配付せり、「大淸進關してより今に至るまで二百數十年德澤海の如く仁政山の如し、詎んぞ料らん去年八月革命軍蜂起し、淸朝廷を推倒するに共和の美名を藉りて不正の專制を實行す、則ち彼等は口に五族同權を主張すと雖ども國會議員は旗人に參政附與の明文なく、各署官吏の任命には蒙回藏民の預かるところなり、其排滿蒙藏回たるや彰々たり、我活佛は能く此機微を洞悉し義を八紘に唱へ、既に政府を組織し亦其陸軍を敎練す、特に本大臣を欽派して陸軍總司令官と爲し、大軍を統率して領域を擁護す、軍規整肅にして鷄犬驚かす、凡そ我滿蒙人たるものは迅速歸順し我獨立團體を協助せよ、本大臣實に格外優待す若し夫れ服從を肯んせず甘んじて漢の奴隷となるもののあらば嚴刑一下毫も假釋せず。」

九月五日奉天俠客李化南は同地の宗社黨に加盟し助蒙隊第五營統領に任ぜられ洮南府を經て內蒙古に入り、烏泰の軍隊に投せんとして事洩れ部下二十四名と共に逮捕せられて卽時斬首せられる。

十月十九日安東縣巡防隊長宋玉軒の不在中に乘じ、宗社黨于新、魏才二人の籠絡するところなり、此夜小隊長王少林を不意に捆縛し置き全部隊は直ちに同地の官銀號に亂入し、金三萬六千元を押領し、次いで大淸銀行支店に押入り六千七百元を强奪し、其他同地の質店米穀店等の大店舖を襲ひて掠奪を肆にし何づれも紅石磨子方面に逃亡せり、此

報に接せる隊長宋玉軒は隊兵叛亂の始末を鳳凰城巡防隊統領馬龍潭に急報すると同時に、陳錫九が引率せる第五營の動員を乞ひ、該隊の到着を俟て共々逃亡兵追跡に向ひたり、然れども叛兵遠竄せるより僅に隊兵李言吉李發及び于新魏才を捕獲せり、因て先づ于魏兩人を訊問せしに、于新曰く北京純親王（北京に純王の名稱なし）の命令を奉じて東三省の軍隊に內應し將來滿洲の獨立を計るものなりと、魏才は曰く曩きに袁世凱の命に依り宗社黨の行動を探ぐらんが爲めに、反間苦肉の策として特更ら該黨へ入黨し之れが內偵中なり、故に自己は眞正の黨員にあらずと如此口供眞僞何づれとも決定し難きより、宋隊長は同人等を巡警總長高子玉に引渡せり。

十二月一日奉天高等探偵長王子興が都督張錫鑾に呈せし報告に曰く、東三省の宗社黨は南北滿鐵道沿線及び大連旅順奉天遼陽復州安東縣鐵嶺長春吉林伊通州四平街等の各要地に分布せらる、而して鐵道沿線は亦之れを三路に分ち南路擔任首領は周翼之にして、北路擔任首領は左憲章なり、其中路擔任者に至ては朱少臣之れに首領たり、彼等は三路聲息を相通じ以て其連絡を取れり、

又主部本源地と目せらるゝは旅順大連にして、同處よりは何時も直隷山東の同志と氣脈を通じ居れり、特に注意すべきは北路にして該路は烏泰王管內及び海拉爾の蒙古人と暗通し、遠く庫倫哲布尊丹巴に呼應し勢力日々に增加しつつありと。

東三省宗社黨關東遊擊部は二箇所あり、一は大連太陽溝にして一は同處西沙河口にあり、之れが首領は前關外軍（藍天蔚の率ひたるもの）統領邵子峰、管帶閻九官其他張夢九趙之江等の土匪頭目を包容せり、彼等は革命當時到底前進して奉天を衝く實力なかりしより北伐先鋒軍として芝罘に上陸せり、然るに其後間もなく南北媾和の消息あり且彼等の上長官は山東都督を冠稱すと雖も在來の都督ありて兩々併立するの奇觀を呈し、之れと同時に相互の軍隊絕へず不和衝突するより、南方都督の取消あり餘儀なく芝罘を撤去して大連に引返へし、自來同地の長勝棧忠和棧順記棧四海棧等を幹部事務所として宿泊せる內、北京政府及び南京政府は、財政困難の故を以て軍事經費を交付せざる羽目に陷り、爲めに軍心離背するに至れり、此處に至て同地宗社黨の買收するところと成りて現に活動しつゝあるは事實なり又彼等が儲藏せる武器は部下兵卒の携帶せる以外に新式武器を多數購入しありて頗る餘裕を存し、其兵數は新募兵を合して約六七千の多きに上ぼり、軍勢頗ぶる振へり而して彼等の任務は支那政府が庫倫討伐隊を派遣すると同時に蜂起し滿州一帶の宗社黨と聯合して最先きに各官署を燒棄するにありと、

本年三月二日、復州城內は大連莊河附近より密かに來集せる宗社黨の隱見頻繁なるより居民頗ぶる恐慌を來せる爲めに同知州申鎭嶽は奉天都督に向て城內保衛の名目下に之れが援兵を要求し已でに奉天より步兵一箇中隊を派遣し現に尙ほ防備の任務に膺らしめあり。

四月二日、奉天都督張錫鑾は東三省に於ける宗社黨撲滅

策として左の意見書を大總統袁世凱に呈出して其許可を得たり、「民國成立して以來、宗社黨々勢漸く蔓延して東三省最も甚しと爲す、而かも之れを捕ゆるに容易ならざる而已ならず捕者は死んど總接に遑なくして只管其奔命に疲かる、故に將來該黨中の渠魁にして才幹あり智慮ある者には與ふるに相當の位置を以てし、之れを羅致するが如きは隨て餘衆の附和を防ぎ併せて從前の黨員を解散するに便なりと云々。

四月七日、奉天都督張錫鑾は同地に有名なる馬賊にして宗社黨員たる馬丐俠を招聘し高等顧問に任用せり、而して之れが報酬條件としては宗社黨解散の實行に膺らしむることなれり、然れども某支那人の說に依れば果して馬丐俠等が同黨の解散に從事するや將た亦黨務擴張の利用に供するかは將來頗ぶる疑問に屬せりと云へり。

四月二十日、東路觀察朱之芾より奉天都督張錫鑾に電報せしところに依れば、宗社黨員連敬、萬成東、朱奎等は現に鴨綠江の西岸一帶に出沒し同黨の黨務擴張に力め其手段中々巧妙を極め黨員日々蟻附するの觀あり、之れが取締の方法を執らんには他なし須らく巡兵監視隊を組織し常に彼黨に追隨し以て其跳梁の餘地を與へざるに在り。（未完）

## ○大借款と各省の贊否

大借款調印以來各省より總統府に向て贊否を打電するもの頻々なるが秘書廳員の談話によるに四月二十六日より五月十七日迄授受したる電報贊否別左表の如しと。

| | 借款贊成 | 借款反對 | 計 | | 借款贊成 | 借款反對 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 武昌 | 二 | 八 | 一〇 | 江蘇 | 四 | 一二 | 一六 |
| 江西 | 四 | 二五 | 二九 | 湖南 | 六 | 一八 | 二四 |
| 福建 | 六 | 五 | 一一 | 安徽 | 三 | 一九 | 二二 |
| 山東 | 七 | 五 | 一二 | 濟南 | 五 | 三 | 八 |
| 直隸 | 八 | 七 | 一五 | 山西 | 四 | 四 | 八 |
| 甘肅 | 二 | 二 | 四 | 新疆 | 一 | 二 | 三 |
| 廣西 | 四 | 六 | 一〇 | 浙江 | 六 | 一〇 | 一六 |
| 雲南 | 三 | 四 | 七 | 四川 | 六 | 七 | 一三 |
| 貴州 | 三 | 二 | 五 | 陝西 | 三 | 五 | 八 |
| 東三省 | 七 | 七 | 一四 | 在外居留民 | 一三 | 二八 | 四一 |
| 計 | 九七 | 一七九 | 二七六 | | | | |

（民立報）

# 東部蒙古問題（其二）

白雲生

東部蒙古問題が支那移住民と蒙古人との間に於ける經濟的紛爭に基因せること既に之を述べたり、然らば此經濟的紛爭の根原をなせるものは何ぞ、曰く東蒙に於ける土地開拓の進捗、曰く東蒙に於ける支那人の蒙古貿易之れなり、此二者は相俟つて蒙古の土地を占領し蒙古人の生活を壓迫しつゝある者也、請ふ其大要を叙述せん。

## 東蒙土地の開拓

東部蒙古の範圍は略ぼ本編の首に述べたるが如し、此の地域の廣袤面積は從來甚だ不明にして偶〻掲る數字は其根據薄弱にして信を措くに足るものなし、今其の實地を踏査せるものに質して稍其眞に近きものに依るに、大約一萬九千七百方里なるべしと云ふ、實に我が本州に北海道を加へたるものに伯仲せり、

| | |
|---|---|
| 哲里木盟 | 八、六〇〇方里 |
| 卓索圖盟 | 一、五〇〇 |
| 照烏達盟 | 三、七〇〇 |
| 錫林郭爾盟 | 三、三〇〇 |
| 察哈爾部 | 二、六〇〇 |

而して此等の地域は概言すれば其一部地方を除くの外は決して不毛の地に非ざるのみならず、一般に滿洲及び直隷地方に比し遜色なく、其河川の沿岸地方は寧ろ農耕地として最も適當なるを見る、されば前述したるが如く清初以來開墾に從事され、其最も早きは卓索圖盟の喀喇沁土默特地方にして雍正八年（今より百九十三年前）既に廳治を置くに至り、哲里木盟の南郭爾羅斯地方は乾隆五十六年（今より百二十二年前）初めて流民を招きて開墾せしめ、後十年を經て府治を置くに至れり、科爾沁左翼なる博王、達賴罕、賓圖の諸旗も亦嘉慶四年（今より百十三年前）頃より開拓せられ、始めは耕地數畝に移住民戸數を制限したれども、同十三年に至り遂に廳治を設くるに至れり、かくして東蒙の開墾は大約乾隆嘉慶年間の初期に萠芽し、其後支那本部多事にして滿洲地方を顧みるに至らざりしが、露國の南侵接近と共に俄かに邊境に著目し、光緒三四年より七年に至る中期に於て漸く著しく、光緒二十九年より三十三年に至る時期に於て俄かに長足の進歩を來し、其侵掠的壓迫政策の爲め上述せるが如き蒙古人との衝突を歴然たらしむるに至

れるなり。

抑も東蒙の地勢は興安嶺の南北に縦貫せるものあれども、其以東は満洲に毘連せる大平野を形成し、従て農業地として莫大の地積を有するは、左表に就て之を知るべし、

| | 可耕地 | 現種作地 | 未荒地 |
|---|---|---|---|
| 哲里木盟 | 一〇、七〇〇、〇〇〇晌 | 二、三〇二、〇〇〇晌 | 八、三八四、〇〇〇晌 |
| 照烏達盟 | 二、五九八、〇〇〇 | 五七三、〇〇〇 | 二、〇二五、〇〇〇 |
| 錫林郭爾盟 | 一、一九〇、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 一、一八八、〇〇〇 |
| 卓索圖盟 | 一、二八〇、〇〇〇 | 六一〇、〇〇〇 | 六七〇、〇〇〇 |
| 察哈爾 | 一、〇五〇、〇〇〇 | 三一五、〇〇〇 | 七三五、〇〇〇 |
| 計 | 一六、八一八、〇〇〇 | 三、八〇二、〇〇〇 | 一三、〇〇二、〇〇〇 |

備考　一晌地は約我六反六畝に當る

上表によれば可耕地千六百萬晌に對し現種作地は僅に三百八十萬晌地にして、其比僅かに四分の一強に過ぎず、其四分の三は實に未荒地に放棄されたり、之れ東蒙に於ける土地開拓の將來益々頗る有望なるを證するものにして、延て支那移民の包擁力少なからざるを示す。

而して東蒙に於ける現代の住民如何、蒙古人は喇嘛教の影響を受けて人口の增加率頗る小なるは、各旗屯田兵制に基く旗人の數の補足せられざる者あるによりて之を證すべし、顧みて支那人の移住民に至りては滔々として其數を增加す、現時支那人に對する蒙古人の比例は請ふ左表を見よ。

| | 支那人 | 蒙古人 |
|---|---|---|
| 哲里木盟 | 二、八五二、〇〇〇 | 二三〇、〇〇〇 |
| 照烏達盟 | 五八三、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇 |
| 錫林郭爾盟 | —— | 一一二、五〇〇 |
| 卓索圖盟 | 七六〇、〇〇〇 | 一七五、〇〇〇 |
| 察哈爾 | 五五、〇〇〇 | 七、五〇〇 |
| 計 | 四、二五〇、〇〇〇 | 七二五、〇〇〇 |

吾人は之によりて益々支那人の勢力を認識せざる能はず滿洲に接壤して開放地多き哲里木の如き、蒙古人は僅かに支那人の十分の一に足らざるは當然なりとするも、卓索圖盟は四分一强、照烏達盟は三分の一强の比例にして、察哈爾は蒙古人の數僅かに七分の一强なり、只錫林郭爾盟のみ殆んど支那人の踪跡なきを以て、蒙古人獨占の觀あれども、全體の數より見れば、依然として六分の一の比を保てり、

而して此等東蒙に於ける支那移住民の殆んど全部は、實に自ら鋤を執つて農耕を事とする者也、彼等は開墾地域に赴きて自ら拂下を受けたる土地を耕すか、或は大規模の拂下を行ひたるものに小作する者なり、蒙古王公及び私人は旗地の分配を受け土地を有するを以て地主たるもの少からざれども、自ら耕種をなすものに非ざれば、實際は支那人の爲めに買收され、然らざるも全部支那人をして小作せしむるなり、

此等小作支那人こそ實に東蒙古に於ける不斷の侵掠者なれ、彼等には土着のものと出稼のものとあり。後者其大半を占む、所謂山東竝に直隷地方の苦力にして、春季來往して耕作に從事し秋季收益を携へて歸鄉するものなり、此等小作人は俗に清分又は鎊靑と稱せられ大抵一箇年の年限を以て地主より土地を借り、地主より家屋食料役畜種子等の貸與を受け、此等は收穫後代償するものなり、而して收穫は折半して半部を小作料として地主に納め、一半は前記の

諸費用に充つ、然も此等支那人は小作人として營々たること數年ならずして能く小地主の地位を占むるに至るは驚くべし。

東蒙地方に於て地主たる支那人は主として商人にして、燒鍋（造酒）又は雜貨商を營める者なり、此等商人は概ね蒙古人の貸金の抵當賣掛代金の滯れるものに對して土地を抵當とし、支拂不能の場合に於ては土地を沒收し之を小作せしめ此の如くにして一躍地主たるものにして之れ亦蒙古人の土地を蠶食しつゝある也。

若し夫れ上述せる可耕地千六百八十萬晌に對し支那移住民の發展止むなからんか、東部蒙古の農產は實に五千餘萬石の巨額に上るべく、而して自然的の分界をなせる興安嶺の以東は實に滿洲の平野に連りて一大農產地を現出すべく其影響は蓋し尠少ならざるを知らん、之れ實に支那移住民にとりて實に好箇の拓殖地にして、滿洲直隸の毘連地より侵入する農民部落は恐らくは到る處鷄犬相追ふの狀猶現時の滿洲地方に於けると同じきに至るべし、今日牧草離々として牛羊穩に眠るの處は、數年後全く過去の物語に名殘を留むるに至らんか、之れ必しも想像を逞ふするにあらず、其實例は之を滿洲黑龍江省中部に於て見るべく、之を吉林省東北部に於て見るべし、日露戰後此等地方を旅行せる者は伐採せられつゝある森林の傍に、蝸牛の如く點在せる窩棚（堀立小屋）を數ふるに過ぎざるの光景を見たり、然るに今や此等の地方は森林を失ひ草野を泯し、耕地は到る處現出し部落は所在に散居せるを見、甚しきは既に市街の形を成せる者あるに驚くべし、支那人の開墾に熱心にして然も成功の速なるは其證到る度歷々として算すべし、依之見之東蒙の原野が其面目を一變するを期待するは決して夢想に非らざるを知るべき也。

されば此滔々たる大勢は果して人力を以て拒止し得べきや否、之實に東蒙問題の一解決にして實に又支那人對蒙古人の間に投げられたる運命なり、蒙古人より見れば執るべきの道二あり、武力を以て東蒙各地に侵入せる支那移住民全部を放逐して以て東蒙の故地を恢復せしむるか、然らざれば彼等をして自由に開墾せしめ自らは其資產たるべき畜群を伴ふて興安嶺以西に遷去するか、或は彼等と伍して農耕に轉ずるにあり、思ふに蒙古人如何に驍勇にして成吉思汗以來の血を享受すと雖、東蒙に於ける支那移住民をして子遺なからしむるに至るべきは豫期し得べきに非ず、然らば止むなく去つて興安嶺以西に赴かんか、數年を經ずして支那移住民は必ず之に追隨するに至るべく、步々退くに至りては止むなく露國國境の界線を越ゆるに非ざれば支那人の迫害を阻止せしむる能はざるべし、宜なり外蒙古獨立國は先づ支那人の入境禁止を規定し、最近露支條約に於ても亦蒙古に於ける支那官民の駐在移民を禁ずるの項を加ふるに切なるとを、之れ實に蒙古人をして其生業を安じ其財產を固ふするの所以にして、露國によりて企てられたる此鐵壁は實に蒙古人心中の要望に副ふる所以なり、露國の對蒙策の成功すべきは實に這般の眞相を會得して直ちに蒙古人の肺腑に銜くの擧に出づればなり、若し夫れ蒙古人をして

支那人と混住せしめ、支那人の農耕に轉化せしめんと欲するものあれば、之れ蒙古人の希望に非らずして又蒙古の眞相を會得せざる者なり。

### 支那人の對蒙古貿易

東蒙に於ける土地の開拓は支那移住民の麕集を促し、玆に支那人の日用品を要求するに至る、支那人の漸次此等地方に定住せんとするに至るは理の當然也、蒙古人は由來商賈を知らず從て蒙古人部落にありても其日用飲食の器具衣飾の類盡く之を支那人に仰がざるなし。

此等支那人は玆に於てか一の行商隊を編成し年々歲々遍く蒙古部落を巡歷して所在に其顧客を訪ふ、此等行商隊は數人乃至十數人の一團にして冬季中に準備を整へ、清曆二月に入るや雜貨を滿載したる車馬絡繹として深く蒙地に入り、夏秋の交に至り漸次歸來するを常とす、東蒙地域に出入するものに義州錦州朝陽地方の小庫倫商人、烏丹城赤峰商人、鄭家屯商人、洮南府商人の各種ありて、所謂出撥子又は外路と俗稱せらるゝもの之れなり、外路の來るや蒙古人は十數里四方の部落より來集して物々の交換を行ふ、行商人の携帶する商品は綿布、化粧品、衣服、飲食物を主として稀に婦人の裝身具等あり、行商人は此等貨物を牛車に載せて到る處露營する者多し、中には或時期間其地に定住する者あり、而して携帶の貨物或は銀塊を以て畜類皮毛と交換し、其得たる畜類は歸期迄露營地附近に放牧す、然れども蒙古内地は多數の貨物銀塊の携帶に不便なるを以て、自己の所帶物は出來る丈多數の畜類畜産と交易するの必要を生じ、從て種々の奸策を施すのみならず、彼等は信用を慣とし多數の牛馬を小庫倫、鄭家屯其他適宜の市場に於て現銀支拂の約定を以て買占め現銀受領の爲め蒙古人を同行せしめ、或は賣買周旋の約定を以て地方蒙古人の牛馬搶出を勸誘同行せしめ、蒙古人の邊境支那人市街に來りて貨物の交換を行ふに際しては、支那人は百方之を欺瞞し多くは其好める燒酎を強ひ、其醉飽に任せて其の所有を一掃し去らしむるの奸策を施すを常とす、蒙古人の燒酎に對するは駱駝の柳葉を嗜むに似たりとは、蒙古市場に於ける好諺なり、蒙古人の出入する市場に於て一杯の燒酎を以て壺中別天地の境界に逍遙する蒙古人を見ること決して珍からず、而して此等支那商人の數は滿洲地方に於て鄭家屯に百六十人、齊齊哈爾に三十餘人あり小庫倫に百餘人哈爾賚街、新立屯、哈拉心屯何れも十餘を下らずと云ふ、

實に支那人の蒙古人を欺瞞する至らざるなし、蒙古人の自ら市場に物品を帶來するものあるや、支那人出でゝ居中の利を博さんとす、西烏珠穆沁旗と東浩濟特旗の境界に於ける鹽湖は兩旗人によりて東蒙各旗に銷售せらる、彼等蒙古人の率き來る鹽車は二斗乃至三斗入の皮袋又は柳筐を滿載したるものにして、概ね一人にして數車を督して赤峰其他市場に來るや、必ず支那通事を經て各商店に販賣するものにして、通事は千斤に付き三十文の所得たる規定なれども、其間に於て欺瞞を事とするが故に、一車の鹽を以て僅かに一斗の粟に代ふるが如きこと稀なりとせず、されば喀喇沁部より巴林に至る赤峰烏丹城地方の所在に於て、支那地主

若くは支那商人の資財ある者の出身を探究すれば、多くは鹽通事によりて財を成せる者なり、又以て支那商人の蒙古貿易が、殆んど無謀なる暴利を貪れるかを知るべし、然れども憐むべし彼等蒙古人は支那商人の暴利を貪るに堪へて、猶其外路の來るを歡迎せざるを得ざるは、蓋し彼等は進んで支那人と利を爭ふの智なく、日用の供給は唯一の支那商人の手を假らざるを得ざればなり、之に於てか外路出撥子を來るを待つのみならず、一部地方假令は照烏達盟に於ては、蒙古各旗札薩克の許可を得て支那商人の土着して商店を開き蒙古人を顧客とし日用の諸貨を齎ぎ或は現金貸付をして其代償として畜產物を得之を市場に出すを專業とするものを生じ、其數大舖五十小舖七十の多數に達せり。

而して此等商戶は山西人多く、定住久しきに及んでは蒙民と親接し地方事情に精通し、中には北京銀號の支店として對蒙貿易を營むと同時に、北京に於て蒙古王公臺吉に貸付けたる金銀の返還督促及び北京參觀の際の用度を承辨するものあり、巴林に於ける恒興德商號の如き卽ち之れにして、東札魯特以南の王公臺吉にして其金錢上の恩惠を受けざるものなしと云ふが如き潛勢力を有せり、若し夫れ此等商人の王公に對する貸金の重利盤剝を事とせるは曩に烏泰事件に於て述べたる所によりて推知す可きなり、今玆には一例を揭げて蒙古に於ける支那商人の半面を示すのみ。

* * * * *

如上述べたるが如く東蒙の人民は一面に支那農民の爲めに其生活の本據を削減され、一面支那商人によりて其財產を強奪されつゝあり、無智なる蒙古人は何時迄も此壓迫を免れ能はざるか、之れ實に東蒙問題の禍因にして支蒙兩者に蟠踞せる感情の睽離を來すものなり、思ふに東蒙の問題は那邊に結局せんとするか、今日の情勢を以て之を推せば東蒙二萬方里の地は支那人によりて充滿せらるべし、而して此等支那人の管理の爲めには支那官憲の設置は次て來るべし、近く熱河都統熊希齡が熱河に省制を布くの議を唱道し或は內蒙古行省問題の提議するあり、此等の問題は蓋し遠からざる將來に實現するや疑なし、此時に當りては蒙古人の運命は果して如何なるべきや切想に堪へざるなり、若し夫れ東蒙古一部は旣に半は直隸及び東三省に編入さる此の如くんば將來に於ける東部蒙古は僅かに其名稱を地理上に留むるに過ぎざる可し、東部蒙古問題が此の如き結局に至るべきは蓋し免る可らざる運命なるか、今や外蒙古問題は露支條約により蒙古人の爲めに保留せられんとす東蒙問題を以て隣邦藩屬の一內治に過ぎずとなす勿れ、苟も滿蒙毘連の地に注意するの士は、東蒙古問題の歸趣を等閑視せざる可き也。

（完）

# 廣東省の貨幣に就て（下）

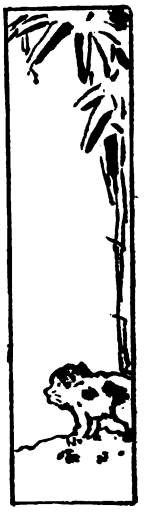

陶々居

## 香港政廳の廣東省貨幣排斥

前號の訂正兼增補　頃者香港よりの來信に據るに去月同地民政長官は英本國殖民大臣の命を奉じて香港の流通貨幣に付き左の如き意味の布令を發したる由

「外國銀貨及白銅貨の輸入及通用を禁止す

滙豐、渣打、有利三銀行發行紙幣に限りて香港に通用す、外國紙幣の輸入及通用を禁止す

右は發布の日より六箇月後を以て實施す」

右の布令により最も打撃を蒙むるは廣東省貨幣とす、香港政廳は一昨年を以て廣東紙幣の流通を禁止し、昨年を以て廣東銅貨の輸入を嚴禁し、今亦外國銀貨及紙幣の通用を禁止したれば、此にて廣東省貨幣の全部は香港市場より驅逐せらるゝ譯となれり、

右布令發表後香港在留知名の支那實業家は直に鶴邑商會に集合して之が善後策に就き凝議する所ありしと言ふさもあるべき事なり。

## 取引單位

（一）外國人相互取引

銀何弗と稱して香港通貨を用ゆ

（二）外國人對支那商取引

普通取引の際貨幣を指定すれども萬一約束なき場合は香港通貨を以てするか或は當日の相場により香港通貨に對する大元又は毫洋を以て取引に用ゆ

（三）支那商相互間取引

卸小賣共就中卸賣買の場合は必ず前に述べたる平扣並に貨幣の種類を豫め約定し置かざれば後日の紛紜となるべし、例ば九九七平九八扣毫洋何兩と稱するが如し、普通九九七平を用ひらるゝ事は前說の如し

小賣には「兩」及「元」を混用す、「兩」の使用は一度禁止せられたるも近時は公然口にするを憚らざる如し、共に硬貨の受授には毫洋を以てす

銅貨並に一文錢は田家に於ては盛に使用せらるゝも都市に

ては下等細民の取引又は補助貨の意義に於て通用せらる、

## 各種通貨の相場

廣東省城に於ける各種通貨の相場は同地銀號公所（銀行集會所）より發表せらる、第一回の相場は午前十二時より一時の間に決定して同日午後取引の標準相場となる、第二回相場は午後五時と六時との間に立てられ翌朝正午迄の取引標準となる、一般市場に於て取引標準となるものは後場の相場とす

今左に大正元年度に於ける各種相場の毎月最低最高表を示さむに

| 次月 | 單加水 | | 碎加水 | | 毫買單 | | 港輕毫 | | 港廣紙 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 | 最高 | 最低 |
| 一月 | 四七、五五 | 四二、八〇 | 四、七五 | 一、六五 | 九八、三八 | 六五、二五 | 七九、八〇 | 七九、八〇 | 九一、〇〇 | 七一、〇〇 |
| 二月 | 四一、三〇 | 三一、四〇 | 六、〇〇 | 四、二〇 | 八七、六二 | 七九、八〇 | 七九、八〇 | 七九、八〇 | 八二、〇〇 | 八二、〇〇 |
| 三月 | 三六、三〇 | 三三、〇〇 | 三、〇〇 | 二、三五 | 七五、三五 | 七五、三五 | 七九、八〇 | 七九、八〇 | 九九、三五 | 九九、三五 |
| 四月 | 三七、一〇 | 一九、〇〇 | 二、一五 | 一、八五 | 七三、〇〇 | 七三、〇〇 | 七九、八〇 | 七九、八〇 | 九六、〇〇 | 九六、〇〇 |
| 五月 | 三〇、三〇 | 一八、八〇 | 一三、六五 | 九、八〇 | 六八、四〇 | 六八、四〇 | 七八、二〇 | 七八、二〇 | 九六、〇〇 | 九六、〇〇 |
| 六月 | 二〇、四〇 | 一七、一〇 | 二一、三〇 | 六、三〇 | 八六、三五 | 七九、八〇 | 七九、八〇 | 七九、八〇 | 九六、〇〇 | 九六、〇〇 |
| 七月 | 二四、三〇 | 一六、一〇 | 四、六五 | 三、三五 | 七七、八〇 | 七七、八〇 | 六三、〇〇 | 六三、〇〇 | 九六、〇〇 | 九六、〇〇 |
| 八月 | 二六、九〇 | 三三、六〇 | 五、三五 | 三、三五 | 六五、三五 | 六五、三五 | 六四、九〇 | 六四、九〇 | 九六、〇〇 | 九六、〇〇 |
| 九月 | 三五、〇〇 | 低三、〇〇 | 九、五五 | 八、五五 | 八〇、五五 | 八〇、五五 | 七七、〇〇 | 七七、〇〇 | 九六、〇〇 | 九六、〇〇 |
| 十月 | 三〇、三〇 | 八、三〇 | 九月ニ十九日ヨリ小額貨ノ相場ヲ立ツルコトヲ廢止セラル | | 三七、〇〇 | 三五、〇〇 | 七九、三五 | 七九、三五 | 九六、〇〇 | 九六、〇〇 |
| 十一月 | 八、〇〇 | 二、〇〇 | ナシ | ナシ | 三四、〇〇 | 三〇、〇〇 | 七三、〇〇 | 七三、〇〇 | 九六、〇〇 | 九六、〇〇 |
| 十二月 | 未調査 | 未調査 | ナシ | ナシ | 未調 | 未調 | 未調 | 未調 | 未調 | 未調 |
| | 四七、五五 | 低三、〇〇 | | | 五〇、三五 | | 七九、三五 | | 四八、九〇 | 四五、〇〇 |

備考　十月廣東政府は紙幣相場を最高百六十元以上ならべからずと命じたるも遂に其命令の實行せられざりしことは前表の如し

右の相場表中に見へたる術語の

一　單加水

とは香港紙幣千弗に對する廣東大元の增打歩なり卽ち香港紙幣千弗に對し一月の最高相場は千四十七元五十五仙也

二　碎加水

とは毫洋百兩に對する廣東大元の割引歩合也卽ち毫洋百兩に對し一月の最高相場は九十五兩三錢三分なり

三　毫買單

とは毫洋を以て香港紙幣を買取る相場なり卽ち香港紙幣千弗は毫洋にて一月の最高相場千九十八元三十八仙とす

四　港輕毫

とは輕毫千元に付き香港通貨に對する割引割合を示すものなるが故に一月の最高相場は香港弗九百三十八弗二十仙なり

五　港廣紙

とは廣東紙幣千元に對する割引歩合を示すものなるが故に一月の最高相場は香港弗九百九弗なりとの意

此外銅貨及一文錢の相場あれ共相場の建方は各地各樣にして加ふるに重要事宜にあらざるが故に之を省略することとせり

## 貨幣學者に問ふ

我等は世上の貨幣學者より屢々「グレシヤム」の法則を聽けり、誠に多くの場合惡貨は良貨を驅逐す、雖然我等の知る處によれば惡貨が良貨に驅逐せらるゝ場合も亦有之が如

し、我等は試に此一例を廣東省の流通貨幣に採つて歐化先生に問はむと欲す、

革命以前廣東省官銀錢局に於て鑄造せられし銀貨の純分及重量を尋ぬるに(現在も亦然り)

| 種類 | 重量 | 銀 | 銅 | 鉛 | 錫 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大元(一圓) | 七、二〇 | 九〇〇位 | 七〇 | 二二 | 八 | 一〇〇〇 |
| 中元(五十仙) | 三、六〇 | 八六〇 | 九七 | 三一 | 一二 | 一〇〇〇 |
| 双毛(二十仙) | 一、四四 | 八二〇 | 一二五 | 四〇 | 一五 | 一〇〇〇 |
| 單毛(十仙) | 〇、七二 | 八二〇 | 一二五 | 四〇 | 一五 | 一〇〇〇 |
| 半毛(五仙) | 〇、三六 | 八二〇 | 一二五 | 四〇 | 一五 | 一〇〇〇 |

而て此が實際の流通狀況を見るに各地によりて多少の差異はあれども、大元及中元は多く秤量貨幣として使用せられ、殊に革命戰後前述の如く不換紙幣の濫發に遭ひて益々姿を市場より隱すに至れり、各地到る處に流通するものは

香港政廳鑄造　單毛
同　半毛
廣東省鑄造　双毛

の三種のみ使用せらるゝ狀にあり、卽ち廣東省鑄造の單毛及半毛は本省内に流通せずして次第に海外に流出し、此に代つて香港政廳の單毛及半毛が通用するの狀なり、同一品位と同一比例の量目にある双毛と單毛との實際流通狀況を見るに前述の如く單毛は廣東省内に流通せずして反つて外國領土たる葡萄牙領澳門及香港の市場に流通す、殊に單毛は双毛に比して摩損の程度甚しく、其甚しきものに至つては貨幣面上の文字を知るに苦しむもの比々皆然らざるは無し、此點より見て單毛は確に双毛よりも惡貨なり、支那人が可成受取を嫌ふ惡貨なる單毛はよく良貨なる双毛を馳逐すること能はずして驅逐されたり、此に更つて香港政廳の單毛が入り込み來つて此省の流通貨幣として重きを成す然らば廣東單毛と香港單毛との好惡は奈何と言ふに素より香港の單毛は廣東單毛に比して其品位量目共に正にして佳なる事は當地一般人民の熟知する所なり、然も良貨(香港單毛)は惡貨(廣東單毛)を馳逐して西江一帶及西部地方竝に廣西省に迄流通す、換言すれば「グレシヤム」の法則は逆に行はるゝ狀にありと言ふを得べし、但しこの現象を香港より見れば惡貨たる廣東貨幣が良貨たる香港單毛を驅逐するものと解釋し得べきも、奈何せむ香港の市場に於ては香港單毛が依然として流通上勢力を占め、廣東單毛は多く秤量貨幣として受授せらるゝのみ、小賣商業に於ても可成廣東單毛を受取ることを嫌ひ居るが爲め廣東單毛は次第に澳門九龍等の賭博場裡に使用せらるゝ事最も多きに至れり、以上の現象は廣東半毛と香港半毛との場合も亦然り世の貨幣學者は此現象を如何に說明せむとする乎、吾人の問はむと欲する點は實に此處に存す。

附記、廣東省東部地方卽ち汕頭貿易範圍に於ける流通貨幣に就ては臺灣銀行調汕頭金融事情に審かなれば今又贅せず、但し嘉應州及汕頭以外の潮州府下に於ては多少特種のもの存するが故に此は又稿を更めて見ゆるの時機あるべし。

(完)

# 民國第一議會（三）

## 參議院議事錄（二）

**五月三日**

午後二時振鈴開會、張議長以下出席議員百三十九人、先づ貴州省選出議員五名河南省同三名の紹介及議席決定に次で藍公武は前日の張議長及正副議長が借款問題に付き各省に打電したるに對し、張王の二議長は個人の資格を以てしたりと云ふも事實上は參議院を代表せるものなりと主張し、蔣舉清及楊永泰之を然らずとし、論戰稍々久しくして陳銘鑑亦不法を鳴らし、王家襄も元來五人以上の連名を以てすれば議員は官電を發するを得べしと雖も、個人の場合は只自己出身の本省に發電し得るのみ、張議長等は個人の名義を云々すと雖も其本省のみならず各省に對して打電したるは明に參議院を代表して打電せるものなりと勢鋭く急追し場內稍々色めきたるも此時秘書長は大總統咨文を朗讀し、議長は本日は先づ旁聽規則案を議決し、次に米國の承認に對する一切の手續を討論すべしと問題を外に轉じ、傍聽規則起草委員長より同規則の朗讀あり、二讀會に付するを廢し卽決すべしとの議論出で逐條討議の結果第二章第三條迄は通過、第四條各省議員を特別傍聽席に入らしむべきか否かに付き小討論あり、決せず、三十分休憩、午後四時二十分再開、胡璧城より日程を變更して米國の承認問題に移るべしと發議するや議論家の蔣舉清は本問題は法律案に非ず從て日程を變更する必要なしと論じたるも之を贊否に問ひし結果日程變更となり、米國の承認問題に移れり。

**民國承認問題答禮の件**　陳銘鑑は其法二ありとなし、（一）衆議院と共に米國政府に謝電を發すること（二）參議院議院議長副議長が全院を代表して米國公使館に趣きて答謝することを提議し、王鏡銘は議會は直接外國政府と交通する權なし、謝禮電報は宜しく政府を經由して米國に電送すべし、馬君武は議會と外國政府と交通する能はざるも議會と議會とは交通自由なり、參議院は米の議會に向て、謝意を表すべしと述べ、更に米公使館に答謝すべきか否かに付き小論戰あり起立表決の結果議長副議長は米公使館に往訪することゝなり、次に傍聽規則案に移らんとせるも時

間無き爲め散會、時に午後五時。

**五月五日**

午後二時十五分開會、同三十分に至りて初めて定員に達す、張議長曰く現在議員一百四十五人、已に過半數なれば是より開會すべし、第一議案曰く、本院傍聽規則（第二讀續き）第二曰く、參議院法案（第一讀）

午後四時休憩を宣する迄該傍聽規則に就て前回の第四條より初り陳銘鑑、金鼎勛、楊永泰、王正廷、湯漪、丁世嶧、韓玉辰等の間に議論數次、第七條迄討議し、午後四時五十分再開。出席百三十九人。愈々大借款問題となれり。

## 大借款問題

大總統諮問の案文は祕書長に於て朗讀せられ、楊永泰は議事日程を變更して直ちに大借款問題を討論すべしとなし、衆之に贊成、第一に楊氏登壇政府の照會文に言へる前參議院通過云々のことは誤謬なり、政府の照會文は之を撤回せしむべしと、丁世嶧之に反對し議長は事面到と見て散會を命せんとすれば議員は時間延長を迫り陳銘鑑、楊永泰等盛に舌戰し、議場漸く騷然たり、遂に何等の議決無くして午後五時五十分散會。

**五月六日**

午後二時十分開會、出席百四十一人、

劈頭の小論爭は金兆棪の提出せる大總統選舉干涉事件にして、日程を變じ廣西省議員の改選問題を討論せんと發議せるも、例の揚永泰が緊急動議は緊急重大ならざるべからず、金氏の問題は審査會に附して審査の後討論すべし、之を以て日程迄變更するの必要なしと一喝し、王家襄、陳銘鑑等も亦此の如き問題は印刷に附して衆に配布して然る後討論すべしなぞ親切か皮肉か譯の分らざる反駁を試み、遂に日程通り傍聽規則及憲法起草委員會草案の討議に入らんとしたるに忽然一議員は大借款問題を附議すべしと主張し

## 遂に紛亂散會

の基を爲せり。先づ王家襄、楊永泰、趙世鈺等の間に借款問題を緊急動議として討議すべきや否やに付き爭議あり、王副議長は之を表決を起立に問ひしに起立者多數の如く見えたるより多數により討議すべしと宣したるに、劉成禺は大聲疾呼して議長に向ひ何の標準に據りて多數を知るかと問ひ、議長は多數と認めし故多數と宣せりと云ひ劉は起立者の數を數へざるに何ぞその多數を知るを得べきと駁し、議長の糊塗含混を罵るや、或は贊し、或は反對し、冷罵熱語、拍案絕叫、議場は大混亂に陷り、進步黨議員は續々退場し、議長は十分間の休憩を命じて再開したるも依然法定の數に足らず、苗雨潤より議長に向ひ更に三十分間休憩することを請ひて再開したるも出席者少く、議員中より脫退議員を檢査して懲罰に附すべしと怒號するものありしも結局散會、時に午後四時十分

**五月八日**

出席議員百四十一人（後に四十七人を增す）金兆棪は再び廣西省の選舉問題を提出し、大總統が改選の命令を發したるは違法にして司法權及立法權の侵害なることを詳述するや重杭時は日程を變更して直ちに該選舉問題を討議せんこと

を發議し、楊永泰は動議を提起することは可なるも其内容にして金氏の選舉問題の如く複雜なるは一時に表決し難し金氏の云へる如く特別審査委員を設けて之に審査せしむべしと述べ、王家襄は所謂動議なるものに付て所感を述べ、院法未だ成立せず、故に動議ある場合に紛雜を生じ、議事の進行を害すること少からず、宜しく起草委員をして速に參議院法を起草呈出せしめ之を議決すべしと主張し、陳銘鑑は該選舉問題は複雜なれば其説明を印刷に附せられたしと云ひ、結局衆議は此問題の爲めに日程を變更せざることとし、次に借款問題に付て再び議に附すべきか否かの爭生じ、宋淵源先づ討論すべしと主張するや陳銘鑑之に反對し本問題に關しては本日衆議院にて討論ある筈なり、本院は衆議院に於ける成行如何を見て之を決するも遲からざるべしと述ぶるや、廣西省選舉問題に屢々翻弄せられし金兆棪はこゝぞ仇討の好機と計り、一瞥を陳氏に與へ乍ら述べて曰く、兩院既に成立す、各院は各院として完全の主張無かるべからず、今衆議院に於て討論中なればとて本院に於て討議する能はずと云ふの理なし、況んや衆議院の議決を探りて然る後本院の向背を決せんとするが如きは一院獨立の權能を無視し、不合理も甚しきものなり云々、韓玉辰、蔣曾熯、王鑫潤、藍公武等何れも日程變更、借款問題討論を主張し、王家襄は之に反し、蔣曾熯之を駁し、趙世鈺は前日來討論中のものにして結末を附せざるもの夥く、之等は妄りに放擲し置くべきに非ず、議長は速に日程を變更すべきや否やを決すべしと計り、議長は借款問題討論贊成者の起立を乞ひしに贊成者多數なりしも又々劉成禺は議長に向て其多數と認定せるを不正確なりと云ひ、議長と彼此爭論中議場は又々混亂し、三時半休憩、同五十分再開、出席者百十七人。定足數に足らざるを以て更に三十分間休憩して開會したるも定足數を得ずして四時二十分散會。

**五月九日**

午後二時半開會、張議長以下百二十五人出席、定足數に達せず、三十分間猶豫したるも定數に充たず、更に十五分間延長したるも本院休憩室の議員は出席せずして閑談に耽りつゝあり、流石の張議長も大に憤慨し、議員の中には或は秘書長を派して出席を勸誘すべしと云ひ、又更に開會の時期を延長すべしと云ふものありしも遂に散會を宣し、且つ曰く、今日開會を延すこと前後二回、而かも遂に出席者定足數に至らず、實に彼等は暴民なり、故意に議場を紛亂するものなり、實に院法に違ふのみならず、實に人民負託の重きに背き、神聖なる立法機關を損し、外は列國の輕侮を蒙るべしと。

**五月十二日**

午後一時半開會、議員藍公武、曹汝霖等は速記錄に錯誤ありとし、秘書長平剛氏に調査を請ひ、秘書長は該議員に記錄課に到りて調査せられたしと云ひ、やがて記錄課員張僎懋は最近二回分を持ち來りて速記原稿と議事錄とを對證したるが果して錯誤あり、又改變したるが如き點あり、藍公武は平剛氏を連れ來らんと出で去り、記錄課には曹汝霖が速記原稿を手にして待ち居たるに課員張僎懋は突如曹氏

を罵り様ガラス瓶を投じ、身を挺して曹氏の手にある速記原稿を奪ひ又曹氏を投げ、足を以て蹴り、曹氏は大聲警吏を呼び、次で藍、平の兩氏も入り來り、張は守衛長の手に押へられたるが此の騒動に議員は何事かと記錄課に押し掛け來り暫くは憤慨せる激語絶えざりしが、速記原稿に封印し、他日を期して再調査に附することゝし、夕景散會

**五月十四日**

此日も亦出席議員百二十人に過ぎず、張聯魁と蔣擧清との間に二三の押問答あり（國民黨中に張の名を列ねたることに付て）又朱兆莘は參議院は毎週月曜日より金曜日に至る迄毎日開會すべき筈なるに現今は月、水、金の三日のみ開會するは如何なる理由なるかと問ひ、蔣擧清は將來は毎日開會すべきも現時は便宜の爲め舊法に依り毎週三回、開會するのみ、此時既に再度の延長も終れるに出席議員定足數に足らず、張議長は遂に散會を宣告す。

**五月十五日**

午後二時二十分振鈴開會、王副議長以下來會議員百七十四人、其内議場に出席せるもの百八人、卽ち三十人不足なり、依て三十分間延長、湯漪提議して曰く、此次より守衛をして議員を督して出席せしむべしと、衆大に笑ふ、朱兆莘は參議員開會期日のことを蔣君に問ひ、やがて二十分を經過したるも議員更に出席せず、茲に於て國民黨議員中何故に出席議員無きかを問ふものあり、平剛秘書長曰く進歩黨派のものは借款問題を衆議院に於ける成行に見て討論せんと欲し、若し借款問題を暫く討議せざることゝすれば必ず出席すべし云々と、之を聞きたる國民黨は紛々として議場を退出し、此日又々無爲に散會す。

## 衆議院議事錄（一）

**五月三日**（第六次）

午後一時開會、出席議員四百三十六人、秘書長林長民氏は四月七日以來接受せる公文公電を報告すると共に大總統提出の二三諮文を朗讀し終るや中に少しく

**五國借款問題**に關するものあり、議場は忽ち騒然として反對の聲起り、先づ谷鐘秀は反對の三理由を述べて曰く、臨時參議院時代に可決したりとて今日正式國會成立せる以上當然國會の議決を經べきものなり、又臨時參議院時代に議決せると否とに拘らず、此の如き重大問題は宜しく國會の議に附して後初めて決行すべきものなり。更に政府は前參議院通過の條項に從へりと云ふも六國團を五國團と變せる以上前參議院の同意せるものとは全く異れり。此の如き違法なる借款條約は之を承認する能はず、本院は宜敷本院の名を以て卽刻政府に質問案を呈出し、同時に其出席を促して辨明せしむべし云々、是に於て議場は一層殺氣を加へ、褚輔成、羅家衡、李肇甫、白逾桓等は相率ゐて揚拳舞掌、狂叫狂躍、盛に之に贊成し、直ちに國務院へ電話を掛けて出席せしむべしと云ふもの引きも切らず、然るに劉崇佑は之に反し、政府は借款問題に關して未だ何等の形式に於ても議員に對して印刷物を與へて照會したること

なし、今單に新聞紙上に現はれたる記事に依りて是非するは少しく早計に似たり、宜しく政府より正當の說明書を得たる後更に討論すべしと述べ、曾有瀾、范熙壬、陳邦燮、張伯烈、鄭萬瞻、王敬芳等之に贊し、國民黨側は明日は日曜なり、宜敷今日國務員の出席を求むべしと力說し、進步黨派は月曜日に延期すべしと主張し、議長は本日國務員の出席を求むることに贊成なるもの〻起立を求めしに二百十五人あり、少數なれば否決とせんとしたるに、李肇甫、王敬芳等及國民黨議員等は盛に不服を唱へたるを以て議長は議事細則反證法に依り月曜日に延期する說に贊成者は起立せられたしと述べしに在席議員四百二十六人の中二百十六人あり、卽ち議長は本院の名を以て段陸軍總長、陸外交總長、周財務總長に對し、來る月曜日（五月五日）に出席說明を求むべしと宣し、次で議事日程に依り、左の如く各種起草委員を任命す。

第一、衆議院法起草委員（十三人）

汪榮寶、李國珍、黃雲鵬、王敬芳、凌文淵、胡汝麟、孫鐘、張耀曾、李肇甫、易宗夔、景耀月、谷鐘秀、彭允彝、

第二、同議事細則起草委員（九人）

黃　華、劉興甲、張伯烈、王振堯、牟　琳、吳壽田、褚輔成、曾玉德、陳景南

第三、同傍聽規則起草委員（五人）

孟　森、杜　潛、伍朝樞、朱文劭、張樹森、

黃遵憲は本日は尙ほ時間ある故議員の座席を定むべしと發議し、衆贊成、次で議員は紛々として出場し、遂に自由散會の形に終れり。

**五月五日**（第七次）

午後二時開會、出席者四百餘人、開會前某々議員等の選擧重複及資格問題に付て張耀曾、李國珍、劉崇佑等の間に爭論あり、已にして段總理代理出席す、卽ち暫く舌戰爭唇を止め、少憩の後段總理は壇に登り述べて曰く、周財政總長は病氣の爲め、又陸外交總長は外交團會議に出席せる爲め本日諸君と見ゆる能はず、故に余に於て五國借款問題の概略を說明すべし。

## 段總理の說明

孤影蕭然、傍らに一國務員無く、重圍の中に起てる將軍は極めて簡單に「本借款は前參議院に於て屢々同意を經たり、昨年十二月二十七日に於て前參議院は契約書中の特別條款五條を逐條表決し、其他の普通條項は全部同意なるも逐條表決することは之を省略すべしとのことは當事の議事錄に明なり、然るに一方に於ては歐洲の政界はバルカン問題も將さに局面展開せんとし、金融市場は色めき初め、利率も低下せんとする傾あり、卽ち政府は參議院の議決に從ひ銀行團と調印せり。衆議院に於ては當時議長の選爭終らず、故に調印前に之を衆議院に提出する能はざりしは遺憾の極なり云々」と述ぶるや、雄辯家として知られたる谷鐘秀は稍刺激せられたるが如き態度を以て一々急所を質問す、卽ち參議院議決の効力、契約內容の變更等に就き責任ある答辯を求め、更に滔々述べて曰く、

前參議院に於ては本借款は未だ三續會を通過せずして止めり、既に通過せず、又議決せず、政府は強ひて之に調印せり、此の如き契約は無効なると共に其行爲は違法なり、國務員は宜しく議事錄を再閱すべしと述ぶるや、段總理代理は三軍を叱咤する概も何れへか消失し、余は前參議院に於ける本問題の討議に出席せず、故に其通過情形を知悉せず、只だ陸外交總長及周財政總長より聞く所のみと答へ、劉恩格其他國民黨議員等は群起して排駁し、遂に段總理にては要領を得ざれば電話を以て國務員を召喚すべしと意氣捲き、議長は二十分の休憩を宣し、國務院に電話にて問合せたるも周氏は病氣、陸氏は外交團會議に出席して不在なりとのことに止むなく段總理を推して演壇に立たしめ、國民黨議員より盛に質問の矢を浴せたるが、段總理は遂に之に絕えず、余は既に政府の說明すべき點を傳へ終りたれば此に退席すべしとて脫兎の如く其影を失ひ、李國珍代りて壇に上らんとするや、其登壇順位に非ずとして國民黨より發言の順序を爭はんとし、甚だ苦境に陷りたるが湯議長の手腕を以て遂に李は演壇に起てり、然るに數語を述ぶるや忽ち政府を辨明するものならんと誤解せられ議員は案を叩いて狂號し、殆ど止む處を知らず、茲に於て李國珍は演壇に突立ち上り滔々として雄辯を振ひ、一、此借款は成立せしむべきか否か、二、政府の責任如何と二段に論を分ち、第一の問題は政府の言に從つて成立せしむべく、又此契約を取消さんとするものも已に調印せる以上取消すに由なし（此時議場騷然として李君は遂に演壇上に上りて場內を睥睨し、熱語を振ひしなり）然らば借款そのものには反對せずとも、政府が違法行爲を敢てしたるは事實なり此違法行爲に對して如何なる措置を取る可きか、彈劾か不信任投票か、抑々何れを以てすべきかと問ひ、谷鐘秀よりたゝ一片の通知書ありしのみなるは甚だ不都合なり、議長は宜しく該通知文と契約書を政府へ返送せられたしと論じ、議長は

本院は決して借款に反對するものにあらず、只だ政府が本院の議決を俟たずして違法の調印を行ひたるは本院の承認する能はざる處なり

との意味に於て借款不承認者の起立を求めしに、出席者三百七十二人中二百廿三人の多數を以て通過し、其より議事規則及傍聽規則等に就て二三の報告の後午後七時散會

**五月七日**（第八次）

午後一時開會、出席三百六十人、湯議長祖母病氣の爲め缺席、副議長陳國祥の最初の採決振りは稍々狼狽の氣味あるを免れざりき。

先づ米國の承認に對して謝電を發するの件は外交部を通じて既に之を行ひ、又ブラジル墨西哥、秘魯等も民國を承認したるに付ては米國に對すると同樣の謝禮を行ひたしと述べ、衆起立贊成、次で易宗夔は重要問題の動議ありと前提し、英國下院議院に於て鴉片の支那輸入を禁ずべしとの法案提出せられしに就ては、參議院が此機に乘じて阿片條約を改訂すべしと論せる如く本院に於ても之を討議すべしと述べ、張伯烈は國會組織法に一院に於て討議中の問題は同時に他院に於て討論する能はざる故參議院が愈々議決した

る後を俟て之を附議すべしと論じ、李國珍は本案は建議の性質を帶ぶるものなれば今論議すると止め、之を院法議決後に讓るべしと述べ、衆之に贊成、次で議長は參議院の現例に從ひ衆議院に於ても開會一時、三時休憩、散會五時と決定したき旨を諮詢し、贊成可決。范熙壬曰く、本院院法未だ制定せられず、議員の動議は畢竟如何なる手續に依れば始めて議題と成るにや、何等根據なきにあらずや、昨日の谷鐘秀氏の借款契約書返還、竝に政府の違法を排斥するの動議の如きも亦從つて何等の根據なく形式上無効なりと述ぶるや國民黨議員は群起して喧噪を極め、秩序將に大に亂れんとする時適々時針三時を示したれば陳副議長は三十分間の休憩を宣し漸く事なきを得たり。

休憩室に於ては三黨側は李國珍、何晏を、國民黨側は李肇甫を推して本問題に付て善後を協議し、議場に於ても秩序の維持を計らんとしたるも未だ協議調はざるに早くも定刻なり、議員は續々として議場に入り、最初より殺氣漂々たり、又自由退席者も少からず、見渡す處殆ど定足數に充たず、時に國民黨議員は昨日の決議案及借款契約返付の件は二讀會を待たず、卽決して政府に咨送すべしと詰り、議長は議事細則を援いて之を拒み、谷鐘秀は勢込んで壇に登り、亡國議長よ犬議長よと散々に副議長を罵れば陳策及呂復は卓上に釘付けとせる墨壺を抜き取りて之を議長に投じ一議員は懐中よりピストルを出して議長を狙撃せんとしたるより左右のものは之を力阻するなぞ恰かも喧嘩の寄合に似たり、陳副議長は滅茶々々に面目を失し漸く警護の兵に助けられて退場すれば憤怒の極に達せる議員等は更に林長民（秘書長）に向て罵聲を浴せ掛け、林も亦後門より逃出するなど四時十五分騒亂の間に紛々として議員は散會せり。

**五月十日**

午後一時開會、出席四百餘名、本日は七日國民黨議員が議長を罵りたるに對して之を懲罰に附すべしとの噂傳り、傍聽席は早くも滿員となれり。

**懲兇問題**（支那にては徽罰問題を懲兇問題と稱しつゝあり、）呂復及陳策が陳副議長に鐵製墨壺を投げ付けたる一件なり、王乃昌は此の如き暴徒は宜敷懲戒に附すべしと極論し、國民黨議員は憤々として反對し、一派の穩和論者は先づ院法及議事細則を議決したる後本問題を論議すべしと主張し、李國珍は壇に登り、大聲發言して曰く、議員の數定數に達せず、此の時墨壺を取て議長へ抛ち議長を脅かして決議案を直ちに政府に發達せしめんとしたるは、院内の懲罰問題にはあらず、是れ刑法上問題なり、刑律第百五十三條（凡ソ官員職務ヲ執行スル時、暴行强迫詐欺ヲ行フ場合ニハ四等以下有期徒刑ニ處シテ苦役ニ服セシメ、或ハ三百元以下ノ罰金ニ處ス）に當るものにして、當然現行犯として警吏に命じ、捕縛して地方檢察廳に護送して公訴を提起すべしと主張し、尚更に議員逮捕に關する法律上の意見を縷々數千言陳述せしが、國民黨議員も亦囂々として辯疏し、竟に議員の院外に對する無責任を論じ、刑法の適用を

受くべき限りに非ることを論じ、陳景南は辯護士的言辭を弄し、前日呂復及陳策が墨壺を投下したるは陳議長に對して投じたるに非ず、借款問題に憤激したる餘り之を取つて地下に擲ちたるなりと述ぶるや、張鶴弟は坐席相近きを以て其の曲を面斥せるに、陳は應に鐵拳を振て張を毆打せんとし、左右之を勸止せんとする時、議長(陳國祥)急に發言して曰く、墨壺は確に余に向て投せられたり、之れ余及び多數議員の等しく目擊せる處にして亦諱飾を容るゝ無し云々。超然派の黃想盦は態々之を證明し、劉崇佑は懲罰問題なるか刑事問題なるかに付て痛論し、若し一派の論者の如く議員は院外に對して何等の責任をも負はずとせば、彼の場内に於て人を殺したる場合に尙ほ責任を負はずと云ひ得べきか、敢て黨見を挿まず、天を指し、日に誓ひ、本院自立の爲に尤も公平の見を以て之を處置せられたしと言々赤心に出で、說き終りて聲涙共に下るの熱誠は遂に國民黨の猛者をも動したるやの感あり、時に午後三時、議長は休憩を宣告す。

第二次開會の時石瑛は再び懲罰問題を提起するを防ぐ爲め急に借款反對決議案を政府に送達せざる不法を問へば、林秘書長は起ちて曰く

**速記訂正問題**　本月五日議決せる谷鐘秀發議の借款反對の議案は當時湯議長より更に正式の決議を經て之を政府に送致すべしと宣告せり、其事は之を速記錄に記載しありしにも拘らず、七日議場混亂の爲め議長より散會を命じたるに、散會後彭允彝及呂復は遂に記錄室に入りて速記科長を圍み、議長の宣告文中「當に再び表決すべき云々——」中の表決の二字を報告の二字と改訂せり、幸に余は之を査出したるを以て後に訂正せしめたるも、身議員の職に在りて此詐術を弄する彭、呂の二氏は實に憎みても餘りありと述ぶるや國民黨は何條以て默す可き、議場は忽ち紊亂し、遂に午後五時半散會せり。

**五月十五日**

午後一時四十分開會、湯化龍議長席に就きたるも議員定足數に達せず、張伯烈の注意に依りて休憩室に在る議員を拉し來りて漸く其數を滿たし、議長より何等の報告も挨拶も無きに黃攻素頻りに亂言し、次で議長は安徽省の新來議員を紹介し、林秘書長より蒙古の假議員の處分に關する報告あり、張伯烈は動議を提出し、湖南米及び石炭を輸出せしめず、湖北及江西に於ても之れが輸出を禁せり果して何の必要ありて通商を妨害するや、政府に質問案を出すべしとし、黃贊元は湖南にて自由借款を訂結し、江西にて自由進兵の擧あるは明に反旗を飜さんとするものなり、政府が之に對して何等の措置を爲さゞるは何の故ぞと詰問し、國民黨議員は紛然として抗論し、議場大に紊れんとしたるも湯議長漸く之を鎭壓し、晉榮は突として前日の懲罰問題を先決すべしと主張し張伯烈は既に二人の動議あり(張伯烈及黃贊元)之を放擲して彼是と提議するは不可なり、議長は順次に採決すべしと云ひ、谷鐘秀は大借款反對の決議案を提げて又々議長に向ひしが、議長は休憩を宣し、凡て不得要領の間に葬られたり。

再開後李含芳は大借款問題を提出し、王乃昌は若し大借款にして違法なりとせば是れ前參議院の決議も違法なりとするものなり、政府は前參議院を完全なる人民の代表機關なりと見たる故調印せるものなりと大に政府を辯護する處あり、劉崇佑も亦徒らに憤慨するを止めて宜しく完全なる方法を案出し、手續に於て誤れる大借款を合法的に通過せしむべしと述べ、政府より衆議院に向て新に之を提出し、議會は之を承認すべき旨を說けり。

次に覃振と張伯烈との間に湖南の自由借款及江西の自由進兵問題に關して押問答あり、次で又再び大借款問題に付き之を根本より取消すべきか否かに付きて三議員間に愚問愚答あり、午後六時何等歸極する處なくして散會。

# 滿鮮國境關稅低減

## 一、減稅交涉の沿革

抑も滿鮮國境通過貿易に關しては去る明治三十八年十二月北京に於て日淸兩國間に締結されし滿洲善後協約第十一條に依り相互に最惠國の待遇を與ふ可き旨協定せるが、其結果として我は西曆千八百八十一年露淸兩國間に締結されし伊犁條約並に東淸鐵道條約に基き、朝鮮に敷設されたる鐵道を通じ滿洲に輸出入する貨物に對し正稅三分の一を減少せられ、滿韓國境百淸里間に無稅貿易をなすの權利を享有することゝなれり、

茲に於て我北京駐在公使は前記露淸條約に均霑して滿鮮國境通過輸入品に對し、關稅三分の一減を淸國當路者に交涉せしに、當時支那側は滿鮮國境に鴨綠江水の遮斷あれば陸路通商改定章程の條文を適用する能はずとなしたるを以て、我當局も亦鴨綠江架橋落成を待て該問題を解決すへく其儘放任したりしが、明治四十四年十一月安奉鐵道の廣軌改築成ると共に、同鐵道と朝鮮鐵道との連絡に就て日淸兩國間に新協定を要したるを以て、同年十月奉天に於て國境直通貨物取扱に干する協議を開き、淸國側より奉天交涉使大連稅關長等出席し、日本側より奉天總領事、朝鮮鐵道長官同稅關長、滿鐵副總裁等出席し之が協定を締結したるが、此際日本側より「鐵道により國境を通過する貨物に對する輸出稅率に就ては、東淸鐵道會社設立に關する條約第十條を適用する事」を提議せり、右の條約第十條は千八百八十一年露淸間に締結せる陸路通商改定章程第四條及び第九條を繼承せるものにして、要は露淸國境貿易は輸入稅を三分の一低減すと云ふに在り、日本側の主唱せる提議理由は、日淸國境は從來鴨綠江により遮斷されたるも、現に鐵橋により連絡せる以上は之を陸地の接續と見做し、露淸國境貿易の特惠に均霑すべきものなりと云ふにありしも、淸國側は依然之に應せず結局本問題は之を北京に移し、中央政府と日本公使との交涉に移轉する事として一時解決したるも、此事は單に鴨綠江國境の損失なるのみならず、將來の吉會線にも大關係を有する重要問題なるを以て、殊に露滿貿易には三分の一を低減せるに、日滿貿易にのみ之を除くは、露國に利にして我に不利を見るものにして、其不當なること

云ふ迄もなし、之に於て奉天總領事は管下の商人に對し、安東海關に納稅するに當り豫め五分稅に提議し置く可しと命じたり、卽ち安東領事は明治四十四年十月三十日告示第四十六號を以て「交涉落着前安東稅關に納稅するものは、將來關稅減額決定の際差額の拂戻を受く可き旨の留保をなし置く方各自の利益なりと認む」と訓示し、以て今日に至りたるが、愈々五月二十九日北京に於て伊集院公使と總稅務司との間に、右實行に關する取極書に調印を了せり。其要點大要左の如し。

一、滿洲と新義州以遠の各地との間の輸出入貨物には、安東に於て支那海關稅率の三分の二を課す、但し新義州宛貨物と雖も同地に於て地方的に消費せらるゝもの、及滿洲より輸出後二箇年以內に鐵道に依り、同地以遠に輸送せらるゝものは、關稅三の一の拂戻を受く、

二、新義州より更に鴨綠江水路に依り、他に輸送せんが爲滿洲より輸出せられ、又は該水路に依り新義州に到着して、更に滿洲に輸入せらるゝ貨物は、何等減稅の特典を受くることを得ず、

三、三分の一減稅の特典を受けて滿洲の內地に向ふ貨物に對する抵代稅は、海關稅率の三分の一とす、

四、三分の一減稅の特典を受けて安東に輸入せられ、次で滿洲以外の條約港又は支那本部各省の內地に仕向けらるる物は、支那海關に右三分の一減額を納入するに非ざれば普通稅關取扱を受くることを得ず、

五、右は來る六月二日より實施す、

## 二、影響を受くる貨物

抑も淸國の關稅は貨物により多少の相異あると雖も、大體從價五分稅と見ることを得べければ、三分の一減稅の爲めに影響を蒙る可き貨物は、容小價高のものに多かるべし之を滿洲よりの輸出品に就て見るに、穀類殊に大豆の如きは一噸に付三十幾錢の差あるに過ぎざるを以て、特產大豆の如きも安東方面に出づるが如き影響なかるべし、

輸入品にありては、日本より輸入さるゝ貨物中雜貨、鑵詰、化粧品等の如きは、比較的多額の關稅を負擔せるを以て、減稅により利益すること多かるべし、而して其最も影響を蒙るものは實に綿布を以て主位とすべし、卽ち綿布は稅率多種多樣なるも、一噸に付約三十圓の關稅を負擔するが故に、其三分の一は卽ち十圓の差を受くるに至るべければなり、綿布は滿洲に輸入さるゝもの逐年英米品を驅逐するの狀にありと雖も、今後關稅上一噸十圓の利益を得るに就ては、益々販路を開拓して外品を壓倒するに至るべきなり。

## 三、現行稅と減稅との差額

輸出入現行稅に對し減稅の特典ある三分の一低減の差額を擧ぐれば左の如し

| 輸出品 | 種目 | 現行稅 | 減稅額 |
|---|---|---|---|
| 粟 | 一石 | 三十六錢 | 十二錢 |
| 稗 | 同 | 三十六錢 | 十二錢 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大豆 | 同 | 二十錢 | 六錢 |
| 小豆 | 同 | 二十三錢 | 七錢 |
| 材木）羊皮）（從價五分 | | 一分六厘六毛 | |

| 輸入品目 | | 現行稅 | 減稅額 |
|---|---|---|---|
| 木綿 | 一疋 | 十五錢 | 五錢 |
| 金巾 | 同 | 二十錢 | 七錢 |
| 牛皮 | 百斤 | 一圓 | 三十三錢 |
| 砂糖 | 同 | 四十錢 | 十三錢 |
| 雜貨 | 從價五分 | | 一分六厘六毛 |
| 米 | 自由 | | |

## 四、鐵道及び船便の比較

減稅實行により本邦より輸出さるゝ貨物は陸路鐵道便により朝鮮を經由するに至れば、此れによりて受くる利便は從來の船運に比し左の諸點あり

一、輸入關稅三分の一減免

二、輸送日數の短縮

三、貨物破損數の減少

第一は云ふ迄もなし、第二は大阪積込の日より少なくとも十日間を費さゞれば、奉天市場に到着せざるに、大阪奉天間の鐵道運輸は七日を通常とすれば、三日間の短縮を見るべし、第三は日用雜貨の如き船便によるものは、荷積の場合に幾分の破損あることなれば、之れ亦鐵道便によるを以て、荷主は損害の幾分を輕減すべき也

## 五、輸入經路の變更

以上の利益により我對滿貿易者は、從來內地より大連を經て輸入されしものなるを、今次の減稅によりて輸入經路を變更し、朝鮮鐵道及び安奉線の利用を試むるに至り、之れが爲め其陸揚地を朝鮮鐵道の終點たる釜山港に變更するに至る可きや否やは、之れ又一問題たるべきも、此問題は要するに運賃の關係に基くものにして、從來大連を經由せし比較的容量少く且つ急を要する種類の貨物は、鮮鐵に移ることあるも、鮮鐵が今後運賃の低減をなさざる限りは、大連の貨物を釜山に吸收すること蓋し容易ならざるべし、從て阪神の綿布、綿糸、燐寸等の輸出貿易に及ぼす影響は必しも期待する如き結果なかるべし。

## 六、運賃の比較

然らば目下に於ける鐵道並に海運による運賃の比較如何、大連三井物産支店の調査によれば、大阪より鐵道院朝鮮鐵道安奉線を經由して奉天に輸入する者と、大阪より船積とし大連を經て奉天に輸入するものとを比較するに、綿布一匹に對し運賃保險料發著手數料を通算し、前者の方四錢高なるを以て、稅差（五錢（前揭）乃至六錢三厘）を差引く時は、安東經由の方一錢乃至二錢の利あり、但し朝鮮鐵道は小口扱、噸扱、貨車扱により運賃の異れることあるも、以上は貨車扱として打算せるものなり、若し更に奉天より京奉

線を經て營口に出すものと、大連より營口に送るものとは京奉線運賃が弗銀を使用するが故に銀相場の高低により相違あるも、今日の銀相場を以てすれば三分の一減稅を相殺して全く同一となるべしと、依之觀之、朝鮮鐵道にして殊に滿洲貿易品を吸收するの策を講じ、運賃の低減、其他の處置をとるにあらざれば、事實に於て關稅低減の利益を受くること十分ならずと云ふべし。

## 七、外國品輸入經路の變更

滿洲に輸入さるゝ外國品中其數量の多大なるは、綿糸、綿布、麥粉、砂糖、煙草等にして、此內綿布麥粉の如きは從來神戶接續荷として日本品同樣海路大連向け輸出し來るもの少なからず、其他英米製品は大部分上海を根據地とし營口又は大連を經て滿洲內地に再輸出せるものなるが、此次の減稅により英米綿布の如きは之に均霑せんとし、米國品は上海經由のものを改めて幾部分を神戶より英國品は朝鮮の何れかより輸入して滿洲に入るの道を講ずるに至るべく、上海を經由して營口に輸入されたる英米品も、安東縣を基點とするに至るならん。

## 八、大連と安東縣

以上述べたるが如く、三分の一の減稅は安東海關通過貨物に限ること勿論なれば、兎に角滿鮮貿易の狀態は面目を一新するに至るべく、而して云ふ迄もなく此特典の結果尤も利益ある地位を占むるは安東縣なること勿論なり、されば此影響を蒙むるものは大連の輸出入品なるべく、殊に棉糸棉布の如き一分以下の利益を以て取引せらるゝ貨物は三分の一減稅により百圓に付一圓六十錢の差なれば、百圓の貨物に對する一分の利益、卽ち一圓の開きに對し、大連の貿易商は如何となし難かるべしとの悲觀說を生じ居れるが如きも、大連に於ては商取引に特種の關係あり顧客の仕入も特產大豆が安東縣に出でざる限りは、不可能なるべく、殊に安東縣は各種の機關不備なれば今日の鐵道運賃を以てしては、必しも大連廻送を阻碍すること甚しからざるべしと觀測せり、只向後前述の如く本邦商品のみならず外國品も又朝鮮經由を取るに至らば大連の打擊必しも尠からざるべし。

## 九、結論

要するに關稅三分の一低減問題は滿洲貿易に對する日露の均衡上、政治的見地よりは極めて重要なれども、經濟的に考査するに當りては、之が直接的輕減によりて受くる利益の多少は、寧ろ滿鐵朝鮮鐵道及び內地鐵道等が能く此目的に副ふの處置を執る如何に歸着す、而して本減稅問題の解決によりて朝鮮鐵道及び安奉線の益々利用せらるゝに至ると否は實に政治的經濟的に我國勢力の消長に關するものなれば、最も注意せざる可らざるものなり。

猶前述したるが如く百淸里の無稅地帶問題は露國政府に於て之を存續するを以て自國に不利なりとし、西伯利亞人民の反對に拘はらず之を撤廢すべきことを宣言したるを以

て、今日にては帝國政府は滿鮮に無稅地帶を設置すべき特權を失ひたる譯なり。

# 民國第二年各省豫算（一）

## 一、湖北省豫算概要

湖北省本年度歲出豫算は財政司に於て今度略々編成せられ近日湖北省議會に提出して討議せらるゝことゝなる可し其大略左記の如し

總計八百四十八萬元餘

一　歲出經常費

| | |
|---|---|
| 內務司費 | 一、九七九、六七〇元 |
| 財政司費 | 六一二、六五五 |
| 教育司費 | 一、二一二、五八六 |
| 實業司費 | 四四一、八四〇 |
| 計 | 四、二四六、七五一 |

二　歲出臨時費

| | |
|---|---|
| 內務司費 | 九八五、二九九元 |
| 教育司費 | 一五二、一五〇 |
| 財政司費 | 九五〇、六三〇 |
| 實業司費 | 二、一九六、〇八〇 |
| 計 | 四、二八四、一五九 |

（神州日報）

歲入

| | |
|---|---|
| 經常歲入 | |
| 田賦 | 二、八九九、一三九元 |
| 鹽課稅厘 | 四、一四五、一八〇 |
| 海關稅銀 | 七九四、五九五 |
| 常關稅 | 一五〇、八九五 |
| 厘金 | 二、三七四、五六五 |
| 雜稅 | 九一三、三〇四 |
| 官業收入 | 四七二、三三八 |
| 雜收入 | 七四三、四九〇 |
| 臨時歲入 | |
| 官業收入 | 一五一、一九〇 |
| 雜收入 | 四五、五五八 |
| 小計 | 一二、六九〇、二五四 |

歲出

| | |
|---|---|
| 經常歲出 | |
| 內務費 | 二、〇三五、五七一 |
| 財政費 | 五、七七二、四四二 |
| 陸軍費 | 三、四〇二、八四五 |
| 教育費 | 七四一、六三三 |
| 司法費 | 一、五一四、二一八 |
| 交通費 | 三四、二八一 |
| 農林費 | 九五、四〇〇 |
| 工商費 | 六七、五〇四 |
| 臨時歲出 | |
| 陸軍費 | 二、二八四、〇二一 |

## 二、湖南省

湖南財政司より都督に提出したる民國二年豫算表左の如し

教育費　一二八、〇〇〇
農林費　八六、〇〇〇
小計　一六、一五一、九一五
地方歲入
經常歲入
鹽稅附加稅　一、三二八、九六八元
正雜各項銀　三〇、八八五
官業收入　二、三八一
雜收入　二二三、五〇〇
計　一、五八五、七三四
地方歲出
經常歲出
內務行政費　六九六、六一五
教育費　九四七、二七〇
實業行政費　七、八四二
臨時歲出
內務行政費　一、一〇〇、〇〇〇
財政費　二、九八五、〇〇〇
教育費　三四二、一一二
計　六、四七八、八七七
（民立報）

## 三、安徽省

歲入之部
經常歲入
地租　三、四八八、一三九元
鹽稅　七四四、五〇一
常關稅　一八八、五八四
厘捐　一、〇九六、七九六
礦稅　八二〇
契稅　一二九、五〇四
牙稅　一三、六五五
質稅　一二、一三〇
酒煙草稅　九五、三五〇
茶厘　五九四、五四二
砂糖稅　一〇、三八三
雜收入　一一、九三九
小計　六、三四七、〇四三
臨時歲入
雜收入　七五、七三七
合計　六、四二二、七八〇
地方經常歲入
附加稅　三八六、〇四八
雜稅　二、六一四
雜租　一、二三七
雜捐　七一三、三九九
雜收入　五〇、六三〇
計　一、一五三、九二八
地方臨時歲入
雜收入　三、〇一二
計　一、一五六、九四〇

歲出之部

國家經常歲出

| | |
|---|---|
| 外交費 | 四一、二二〇 |
| 內務費 | 一、八九四、五九四 |
| 財政費 | 四〇五、八八四 |
| 教育費 | 五一、六九三 |
| 陸軍費 | 四、四一九、九四八 |
| 司法費 | 九六八、六九六 |
| 農林費 | 二五、八〇六 |
| 工商費 | 七、四五一 |
| 計 | 七、八一五、二九二 |

國家臨時歲出

| | |
|---|---|
| 外交費 | 三、一一五 |
| 內務費 | 一四六、七〇九 |
| 財政費 | 三九、二〇〇 |
| 陸軍費 | 一、〇八〇、七九八 |
| 司法費 | 七六七、八二八 |
| 農林費 | 五、七六〇 |
| 工商費 | 三、二五〇 |
| 合計 | 二、〇五二、六九五 |
| 總計 | 九、八六七、九八七 |

負債之部

賠款

| | |
|---|---|
| 外國に向ひ償還額 | 四、八九五、三九二元 |
| 二年度償還額 | 二、六八三、二五三 |
| 公債償還額 | 一、二五三、四四八 |
| 二年度償還額 | 二九三、三三〇 |
| 革命後豫算超過支出 | 八三五、八二四 |
| 小計 | 九、九六一、二四七 |

地方經常歲出

| | |
|---|---|
| 內務費 | 一七一、八三〇 |
| 財務費 | 二七、六五二 |
| 教育費 | 六二八、四〇八 |
| 實業費 | 二六八、八八九 |
| 計 | 一、〇九六、七七九 |

地方臨時歲出

| | |
|---|---|
| 內務費 | 一一六、四八〇 |
| 財務費 | 二、七〇〇 |
| 教育費 | 五五九、六六〇 |
| 實業費 | 三四〇、七八〇 |
| 計 | 一、〇一九、六二〇 |
| 總計地方歲出 | 二、一一六、三九九 |

（大共和日報）

# 蒙古人の收支計算と露蒙貿易の關係

露國　イー、エム、モロゾフ

## 蒙古人の收支計算

蒙古人一戶に對する家畜の平均頭數は驚くべく莫大にして、家畜は蒙古人の爲には主要なる財產なるを以て、彼等の生活は一見甚だ餘裕あるが如く思はるるも、實際は之に

反し年々の收入は猶家計を支ふるに足らざるの計算を示す

吾人は哈克圖より科布多に至る廣漠たる區域に於ける蒙古人の生活狀況を實査したり、而して此視察と其他在留の露國商店及住民の確實なる談話報告等に依り彼此參酌し蒙古人の財產所有額を算したるに一戶平均額として左の數を得たり

一戶平均所有財產價格

| | |
|---|---|
| 天幕（蒙古包） | 三十留 |
| 家畜 | 七百七十五留 |
| 被服 | 百六十五留 |
| 勞働用具 | 二十四留 |
| 家具 | 五十七留、 |
| 計 | 千〇五十八留 |

前記財產價格の內譯、使用期限及每年補充費の計算は左記諸表の如し

一、一戶平均天幕（蒙古包）構造材料の數、價格、使用期限及每年補充費額表

| 名稱 | 數量 | 單價 | 小計 | 使用期限 | 每年補充費 |
|---|---|---|---|---|---|
| 環形材 | 一個 | 一、四〇留 | 一、四〇留 | 四年 | 三五留 |
| 柱材 | 六〇 | 二一、四〇 | 四 | 三五 | |
| 格子材 | 四 | 七〇 二、八〇 | 四 | 七〇 | |
| 繩 | 一ブード | 二、六〇 二、六〇 | 四 | 六五 | |
| 上蓋氈布（約三丈五尺）製造用洗毛 | 二四、八〇 | 九、六〇 | 四 | 二、四〇 | |
| 側壁氈布（約五丈二尺）製造用洗毛 | 三四、八〇 | 一四、四〇 | 四 | 三、六〇 | |
| 氈布製造費 | 一二アルダン | 四〇 四、八〇 | 四 | 一、二〇 | |
| 計 | | — 三、〇〇 | 四 | 九、二五 | |

二、一戶平均家畜頭數及價格表

| 名稱 | 頭數 | 單價 | 小計 |
|---|---|---|---|
| 羊及山羊 | 四〇頭 | 三留 | 一二〇留 |
| 牛 | 一五 | 一五 | 二二五 |
| 馬 | 二〇 | 二〇 | 四〇〇 |
| 駱駝及「ヤク」 | 一/二 | 六〇 | 三〇 |
| 計 | 一 | — | 七七五 |

三、一戶平均被服數、價格、使用期限及每年補充費額表

| 名稱 | 數量 | 單價 | 小計 | 使用期限 | 每年補充費 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 革製上衣 | 二 | 一二、〇〇留 | 二四、〇〇留 | 五年 | 四、八〇留 | 織物製品四十四留 |
| 夏上衣 | 三 | 三、一〇 | 九、三〇 | 二 | 四、六五 | |
| 禮裝上衣 | 二 | 一五、〇〇 | 三〇、〇〇 | 三 | 一〇、〇〇 | |
| 防雨衣 | 二 | 八、四〇 | 一六、八〇 | 四 | 四、二〇 | |
| 兒童用上衣 | 三 | 二、〇〇 | 六、〇〇 | 二 | 三、〇〇 | |
| 男女袴 | 三 | 八〇 | 二、四〇 | 一 | 二、四〇 | |
| 兒童用袴下 | 三 | 四〇 | 一、二〇 | 一 | 一、二〇 | |
| 大形襦袢 | 六 | 一、一〇 | 六、六〇 | 一 | 六、六〇 | 八十哥 |
| 兒童用襦袢 | 六 | 五五 | 三、三〇 | 一 | 三、三〇 | |
| 帽 | 三 | 四、〇〇 | 一二、〇〇 | 五 | 二、四〇 | |
| 兒童用帽 | 三 | 五〇 | 一、五〇 | 二 | 七五 | |
| 男子用飾帶 | 三 | 一、〇〇 | 三、〇〇 | 二 | 一、五〇 | 裝飾品一留五十哥 |
| 婦人髮飾 | 一 | 一五、〇〇 | 一五、〇〇 | 一〇 | 一、五〇 | |
| 靴 | 三 | 六、〇〇 | 一八、〇〇 | 二 | 九、〇〇 | 皮革製品十二留七十五哥 |
| 同兒童用 | 三 | 二、五〇 | 七、五〇 | 二 | 三、七五 | |
| 成年用靴下 | 三 | 八〇 | 二、四〇 | 一 | 二、四〇 | 編物品四留四十哥（手製） |
| 氈布製寢具 | 五 | 一、二〇 | 六、〇〇 | 三 | 二、〇〇 | |
| 計 | — | — | 一六五、〇〇 | — | 六四、二〇 | |

備考　皮製上衣卽外套樣上衣は羊皮八枚を以て製し一枚

代金一兩計八兩卽露貨九留六十哥表地打連布二留裏地四十哥とす

夏上衣には表地打連布一留六十五哥裏地「ツーイム」布一留十哥附屬地質三十五哥を要す

防雨服は主として山羊毛製羅紗を以て仕立て四「アルシン」（約九尺三寸）代八留と附屬地質代三十五哥を要す

禮裝上衣は富者に在りては錦襴又は襦袴を以て製し、中産者に在りては羅紗製を用ふ羅紗は七「アルシン」（約一丈六尺五寸）を要し其價格は十四留にして、外に一留の附屬品を要す

男女袴は打連布四「アルシン」（約九尺四寸）を要し、其價は七十哥にして外に十哥の附屬地を要す

襦袢には大布四「アルシン」（約九尺四寸）を要し、其價一留にして外に十哥の附屬地を要す

蒙古婦人は凡ての被服を自ら裁縫し、富豪にあらざれば之を他人に托することなし

本表は一戶の人員を成年者三人及兒童三人計六人と算す

## 四、勞働具數量價格使用期限及毎年補充費額表

| | 數量 | 單價 | 小計 | 使用期限 | 毎年補充金額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 二輪車 | 一個 | 五、五〇留 | 五、五〇留 | 二年 | 二、七五留 | 木製品二留九十二哥 |
| 牡牛ノ輓 | 一 | 五〇 | 五〇 | 三 | 一七 | |
| 鞍 | 三 | 六、〇〇 | 一八、〇〇 | 五 | 三、六〇 | 革製品三留六十哥 |
| 計 | — | — | 二四、〇〇 | — | 六、五二 | |

## 五、家具數量價格使用期限及毎年補充費額表

| | 數量 | 單價 | 小計 | 使用期限 | 毎年補充金額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 大形鑄鐵釜 | 一個 | 四、〇〇留 | 四、〇〇留 | 四年 | 一、〇〇留 | 鐵製品銅製及鑄鐵製品五留八十三哥 |
| 小銅製急須（ドムボ） | 一 | 八〇 | 八〇 | 六 | 一四 | |
| 金屬製茶臼 | 二 | 一、九〇 | 三、八〇 | 四 | 九五 | |
| 小刀 | 一 | 二、一〇 | 二、一〇 | 七 | 三〇 | |
| 柄杓 | 二 | 二、五〇 | 五、〇〇 | 四 | 一、二〇 | |
| 剃刀 | 一 | 七〇 | 七〇 | 五 | 一四 | |
| 鋏 | 一 | 一、六〇 | 一、六〇 | 六 | 二六 | |
| 小銃 | 一 | 六〇 | 六〇 | 四 | 一五 | |
| 捕獸器 | 一 | 八、〇〇 | 八、〇〇 | 一〇 | 八〇 | |
| 佛像 | 三 | 二、〇〇 | 二、〇〇 | 五 | 四〇 | |
| 十字器 | 一 | 一、六〇 | 四、八〇 | 四 | 一、二〇 | |
| 煙草入 | 一 | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 二 | 五〇 | |
| 木製搾乳桶 | 二 | 二、〇〇 | 二、〇〇 | 二 | 一、〇〇 | 裝飾品一留 |
| 木椀 | 六 | 一、〇〇 | 二、〇〇 | 二 | 一、〇〇 | |
| 櫃 | 三 | 二〇 | 一、二〇 | 一 | 一、二〇 | 木製品三留十哥 |
| 煙器 | 三 | 三、〇〇 | 九、〇〇 | 一〇 | 九〇 | |
| 臭煙盒 | 二 | 八〇 | 二、四〇 | 四 | 六〇 | 其他製造所 |
| 烟管 | 二 | 一、〇〇 | 二、〇〇 | 五 | 四〇 | ニテ製シタルモノ一留七十五哥 |
| 乳餅袋 | 一 | 一、五〇 | 一、五〇 | 二 | 七五 | |
| 計 | — | — | 五七、〇〇 | — | 一四、一三 | 革製手造品一留廿五哥 |

## 四、一戶平均年收表

| 名稱 | 數量 | 單價 | 小計 | |
|---|---|---|---|---|
| 牛 | 三頭 | 二〇、〇〇留 | 六〇、〇〇留 | |
| 馬 | 四 | 二五、〇〇 | 一〇〇、〇〇 | |
| 駱駝及「ヤク」 | 一/二〇 | 八〇、〇〇 | 八、〇〇 | |
| 羊八頭分ノ肉 | 六ポード | 二、〇〇 | 二二、〇〇 | |
| 其他ノ獸肉 | 二 | 四、〇〇 | 八、〇〇 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 羊脂 | 二 | 二、〇〇 | 一五、〇〇 | |
| 乳餅 | 八八 | 五〇 | 四四、〇〇 | 牧畜收入三百六留六十哥 |
| 牛乳 | 五〇 | 五〇 | 二五、〇〇 | |
| 其他乳製品 | 四 | 二、〇〇 | 八、〇〇 | |
| 牛皮 | 五 | 一、七〇 | 八、五〇 | |
| 羊皮 | 八 | 四五 | 三、六〇 | |
| 豬豚皮 | 五 | 二〇 | 一、〇〇 | |
| 羊毛 | 三 | 四、〇〇 | 一二、〇〇 | |
| 駱駝細毛 | 一〇 | 一五 | 一、五〇 | |
| 土撥鼠 | 四 | 七〇 | 二、八〇 | 狩獵ニ依リ得ル收入四留八十哥 |
| 其他毛獸 | 一/二頭 | 四、〇〇 | 二、〇〇 | |
| 農業收入 | | | 一〇、〇〇 | 農業收入十留 |
| 運搬業收入 | | | 六、〇〇 | 運搬業收入六留 |
| 雜收入 | | | 二、〇〇 | 其他ノ收入 |
| 計 | | | 三三〇、〇〇 | |

備考

一、所有家畜は年齢の老少、能力の大小相混ずるも、賣却せらるるものは年齢能力共に良好なるを以てするが故に本表に於ける牛馬及駱駝竝「ヤク」の價格は、第一表卽財産見積價格に於ける家畜よりも多く見積りたり

二、蒙古人が毎年賣却し及自家用に消費する家畜は所有總數の百分の二十を下らず、而して羊は主として肉及脂肪を取るため屠殺し、牛馬駱駝竝「ヤク」は生獸の儘販賣す若羊の一部分を生獸にて販賣するときは、其代用として牛馬を屠殺す

斃畜は氣候軟和なる年と雖も冬季に入れば總數の百分の十に達し、生後六箇月未滿の豚仔の斃死數は百分の二十を下らず、然るに蒙古人は病畜あるときは其の死を待つことなく之を屠殺して食用に供す

## 七、一戸平均歲出表

| 支出物件 | 數量 | 單價 | 所有品消費 | 買入 | 計 | 用途 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 肉及脂肪 | 三一二 | ブード 二、〇〇 | 留哥 二七、〇〇 | | 留哥 二七、〇〇 | 糧食費百五十七留三十哥 |
| 脂肪 | 二 | ウエドロ 四、〇〇 | 八、〇〇 | | 八、〇〇 | |
| 畜乳 | 八八 | 五〇 | 四四、〇〇 | | 四四、〇〇 | |
| 乳餅 | 五〇 | ブード 二、〇〇 | 八、〇〇 | | 八、〇〇 | |
| 其他乳製品 | 四 | ブード 二、〇〇 | 八、〇〇 | | 八、〇〇 | |
| 磚茶 | 二四個 | ブード 七〇 | | 一六、八〇 | 一六、八〇 | |
| 鹽 | 二 | フント 一、〇〇 | | 二、〇〇 | 二、〇〇 | |
| 砂糖及甘味品 | 五 | フント 三〇 | | 一、五〇 | 一、五〇 | |
| 粉及大麥 | 一二 | ブード 二、〇〇 | 一〇、〇〇 | 一四、〇〇 | 二四、〇〇 | |
| 飮料品 | | | | 一、〇〇 | 一、〇〇 | |
| 煙草 | 三〇把 | 四〇 | 一二、〇〇 | 一、〇〇 | 一三、〇〇 | 其他家族ニ要スル費用 |
| 佳節費 | | | | 三、〇〇 | 三、〇〇 | |
| 宗教儀式費 | | | | 四、〇〇 | 四、〇〇 | |
| 天幕補充費 | | | 六、〇〇 | 三、二五 | 九、二五 | |
| 被服補充費 | | | 二、〇〇 | 六四、二〇 | 六四、二〇 | |
| 勞働具補充費 | | | | 六、五二 | 六、五二 | |
| 家具補充費 | | | | 一四、一三 | 一四、一三 | |
| 雜費及豫備費 | | | | 一、六〇 | 一、六〇 | 租稅七十七留牧畜費十留 |
| 租稅（アルバ） | | | | 七七、〇〇 | 七七、〇〇 | |
| 家畜飼養費 | | | 八〇〇 | | 八、〇〇 | |
| 飼料用鹽 | | ブード 二 | 一〇〇 | | 二、〇〇 | |
| 農業費 | | | | 一、〇〇 | 一、〇〇 | 農業費一留 |
| 計 | | | 一三八、〇〇 | 三二、〇〇 | 一五〇、〇〇 | |

備考　「アルバ」卽租稅は通常所有家畜の價格の一割を課

す

前記歲出豫算は爾餘諸表と同じく平均一戶の計算にして實際に於ては家畜數は此表に示す數よりも過不足を示すもの多しと雖も、平均數を取れば此表の數に近似す。

**露國の蒙古に對する經濟的狀況**

現今露國が經濟的影響を及ぼす部分は、僅に蒙古の西北部卽ち哈爾哈及之と接する中部蒙古一名內蒙古のみと謂はざるべからず、支那と境する南部蒙古は蒙古人中に支那人密集し、其生業は蒙古人固有の牧畜にあらずして主として農業なるが故に、經濟的關係に於ては支那の市場に牽引せらるること多く、此地には露國より物品を供給するよりも廉價に支那諸港を經て外國品の輸入あるが故に、此地に對する露國商業を今より更に發展せしめんこと蓋不可能なるべし

故に西北蒙古を露國の經濟的勢力範圍と假定し、天幕五十萬人口三百萬を相手とするときは、此區域の富力は左記諸表の如くなるべし

八、西北蒙古五十萬戶分の家畜の頭數及價格表

| | 數量 | 價格 |
|---|---|---|
| 羊及山羊 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇頭 | 六〇、〇〇〇、〇〇〇留 |
| 馬 | 七、五〇〇、〇〇〇 | 一一二、五〇〇、〇〇〇 |
| 牛 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 駱駝及ヤク | 二三五、〇〇〇 | 一五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 計 | 三七、七二五、〇〇〇 | 三八七、五〇〇、〇〇〇 |

前に記載したる蒙古人平均一戶の歲出入豫算は、西北蒙古の住民にも適用すべきものなるを以て、之を標準とするときは左の諸表を得

九、西北蒙古住民歲入表

| | 一戶ニ付 | 五十萬戶ニ付 | 總收入ニ對スル百分率 |
|---|---|---|---|
| 牧畜收入 | 三〇六、七五留 | 一五三、三五〇、〇〇〇留 | 九二、八 |
| 農業收入 | 一〇、〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 三、〇 |
| 運搬業收入 | 六、〇〇 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 一、九 |
| 狩獵收人 | 四、八〇 | 二、四〇〇、〇〇〇 | 一、五 |
| 雜收入 | 二、五〇 | 一、二五〇、〇〇〇 | 〇、八 |
| 計 | 三三〇、〇〇 | 一六五、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇〇、〇 |

十、西北蒙古住民歲出表

| | 一戶ニ付 | 五十萬戶ニ付 | 總收入ニ對スル百分率 | 不足 一戶ニ付 | 不足 五十萬戶ニ付 |
|---|---|---|---|---|---|
| 糧食費 | 一五七、三〇留 | 七八、六五〇、〇〇〇留 | 四三、八 | | |
| 雜費 | 一一四、七〇 | 五七、三五〇、〇〇〇 | 三一、八 | | |
| 租稅 | 七七、〇〇 | 三八、五〇〇、〇〇〇 | 二一、四 | | |
| 牧畜費 | 一〇、〇〇 | 五、〇〇〇、〇〇〇 | 二、八 | | |
| 耕作費 | 一、〇〇 | 五〇〇、〇〇〇 | 〇、二 | | |
| 計 | 三六〇、〇〇 | 一八〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇〇、〇 | 三〇留 | 一五、〇〇〇、〇〇〇留 |

今試みに蒙古人の日用品を種類別に示すときは左表の如くなる

十一、蒙古人日用品類別表

| 名稱 | 一戶ニ付 | 五十萬戶ニ付 |
|---|---|---|
| （製造品） | | |
| 一、織物類 | 四四、八〇留 | 二二、四〇〇、〇〇〇留 |
| 二、鍛鐵鑄及銅製品 | 五、八三 | 二、九一五、〇〇〇 |
| 三、革製品 | 一六、三五 | 八、一七五、〇〇〇 |
| 四、裝飾品 | 二、五〇 | 一、二五〇、〇〇〇 |
| 五、其他製造品 | 一、七五 | 八七五、〇〇〇 |

| | | |
|---|---|---|
| 計 | 七一、二三 | 三五、六一五、〇〇〇 |
| 手製品 | | |
| 一、木製品 | 六、〇二 | 三、〇一〇、〇〇〇 |
| 二、革製品 | 一、二五 | 六二五、〇〇〇 |
| 計 | 七、二七 | 三、六三五、〇〇〇 |
| 合計 | 七八、五〇 | 三九、二五〇、〇〇〇 |

既記蒙古人の牧畜及び耕作に依る收入は頗る巨額に達し露國は從つて大規模を以て之と取引を爲すに足るべく、蒙古の內只西北部及び中部のみにても年々の牧畜產出額は一億五千三百萬留に達す、而して此部分は現に露國人が貿易に着手せる區域にして、地理的關係よりするも歷史的事情よりするも當然の結果として露國の經濟的勢力範圍に屬するものとす、而して牧產收入一億五千三百萬留の內三分の二は直ちに蒙古人の購買力たるべきものにして、五百萬留は農產收入なれば既に農耕の發芽を示し、將來經濟上の發展と商業關係の變更を來すべき前兆なりと認むることを得るなり、

露國は一方よりは亞爾泰山脈に沿へる豐沃地卽「ズメイスイ」「ピースキー」及び「ウスチカメンスイ」各郡を以て、又一方よりは廣漠たる「ミヌシンスキー」郡の耕地を以て蒙古に接するにより、今より交通路の改良を計らば蒙古に對して廉價なる諸穀を輸出し住民の糧食を改善することを得べし、

西部西伯利の豐富なる穀類は由來西に向つて輸出せらるべきものにあらず、西方本國露西亞は其移入を必要とせざるなり、故に是等農產物は東方卽距離近き蒙古に致さるべきものにして、蒙古は實に之を渴望歡迎するものなり、由是觀之西部西伯利に於ける穀類商策の前途は實に洋々たる希望を以て滿たされたるものなりといふべし。

蒙古人は現時よりも低廉なる穀類の供給を受け糧食問題を解決するに至らば、彼等の貴重なる牧產物は之を自家用となすことを省き、有利なる條件を以て輸出品たらしめ、從來の所得を大に增加し以て購買力の發展を來し、多大なる生活上の幸福を享有することを得べきなり、但し是れは必須條件として露蒙間交通路の改善に待つあるは前に述べたる所の如し、

現今露國物產の東北蒙古に到る運賃は交通不便の爲頗る不廉にして、哈克圖を經庫倫まで輸送するには織物每プード三留五十哥を値す。其內譯を示せば

| | |
|---|---|
| 莫斯科「ウエルフネウヂンスク」間鐵道便 | 二留六十二哥 |
| 「ウエルフネウヂンスク」哈克圖間河川水路 | 三十哥 |
| 哈克圖庫倫間車輛 | 六十哥 |
| 計 | 三留五十哥 |

又西北蒙古に到る露國物品（織物類の如き）は主として「ノウォニコラエフスク」及「ピースク」を經由し、「チュイスク」街道に由りて科布多に入り一小部分は「ミヌシンスク」市及「ウシンスク」地方を經て科布多に到る、其運賃は一「プード」に付前者三留八十四哥後者四留十九哥を要す、其內を示すときは

| | |
|---|---|
| 莫斯科「ノウォニコラエフスク」間鐵道運賃 | 一留八十九哥 |
| 「ノウォニコラエフスク」より「バルナウル」 | |

を經「ピースク」まで水路　二十哥
「ピースク」より「コシアガチ」を經科布多に
至る車輛　一留七十五哥
計　三留八十四哥
右運送時間四十七日
莫斯科「クラスノヤルスク」間鐵道運賃　二留〇九哥
「クラスノヤルスク」「ミヌシンスク」間河川
水路　六十哥
「ミヌシンスク」科布多間車輛　一留五十哥
計　四留十九哥
右運送時間六十三日
となる、

織物類は比較的輕量にして高價品なりと雖も、運賃の不廉なること前述の如きにより、漸次低廉なる外國商品のため蒙古市場を驅逐せらるゝに至れり、量目多大なる低價品の運命固より知るべきのみ、故に新に交通路を設備し露國生產地より蒙古に對し迅速に廉價に商品の輸送を計ることは喫緊の要務なりとす。而して之れに適當なる交通路は是れまで蒙古研究者及調查委員會の意見一致せる「ウラリスク」より「セミパラチンスク」に至る交通路にして、之に由るときは三十七日間にして莫斯科より科布多に達することを得運賃は之を低減して一「プード」に付二留九十七哥と爲すことを得、其運賃の內譯を示せば左の如し、

莫斯科「セミパラチンスク」間鐵道運賃　一留九十七哥
「セミパラチンスク」より「チョールヌイ、イルトキシ」河に由り「クラン」河口に至る汽船賃　五十哥
「クラン」河口より「シャラスメ」を經科布多に
至る車輛　五十哥
計　二留九十七哥
にして之を「ピースク」より「チユイスク」街道に由るものに比すれば、金額に於て八十七哥時日に於て十日を減す、若し之を「ウシンスキー」地方經由の輸送に比すれば其差は更に著大なりとす

露淸協會は「チョールヌイ、イルトキシ」河に沿ひ汽船の交通を試みたるに「クラン」河口まで航行の便あるを確めたり、今「セミパラチンスク」より此の方面に汽船航路を開くときは、露國商品は當に「シャラスメ」及科布多を經て西北蒙古に輸入せらるゝのみならず「クラン」河口より長城內の「チユグチャク」固爾札、烏爾木齊（廸化府）「シホ」「吐爾番」「古城」「モナス」等に向ひて輸出せられ、現今の「セミパラチンスク」「チユグチャク」烏爾木齊線の輸送に比すれば、一「プード」に對する運賃は一留十五哥を減じ得ること左の如くなるに至るべし、

一、「烏爾木齊」「セミパラチンスク」間車輛　二留四十哥
「セミパラチンスク」莫斯科間鐵道運賃　一留九十七哥
計　四留三十七哥
右輸送時間五十八日
二、「烏爾木齊」「クラン」河口間車輛　七十五哥
「クラン」河口「セミパラチンスク」間水路　五十哥
「セミパラチンスク」莫斯科間鐵道　一留九十七哥

計　三留二十二哥

右輸送時間四十日

前記理由に依り今「ウラリスク」より「セミパラチンスク」に至る鐵道の敷設を見るに至らば、露國商品は之に由りて容易に「セミパラチンスク」に來り、同地より「チョールヌイイルトキン」河の汽船を利用し蒙古及長城内との交通を便にし、之を「チュイスク」街道に由り「ピースク」より科布多に至るに比すれば、十日を減じて毎「プドー」運賃八十七哥を節し、「セミパラチンスク」より陸路烏爾木齊に至るに比すれば十八日を減じ、毎「プドー」運賃一留十五哥を節するを得べく、運送時間を短縮すること此の如く、運賃を低減すること此の如きに至らば、對蒙露國商人の資本の運轉敏活と爲り、西北蒙古の廣濶なる區域竝長城内の多大なる領土に對する露國の商業經濟的發展は期して待つべきなり

加之運賃低減するときは露國に對する原料品の輸入を激増し現今英米の世界的市場に送致する爲支那内地を經て海港より輸出せらるる原料品は、露國方に吸集することを得るに至るべく、然るときは歐米より西北蒙古及長城内諸市に對する商品の運賃は自然昂騰するに至り、露國商人は之を利用して本國商品の輸出を盛んならしむること甚だ易々たらん。

（千九百十二年莫斯科實業團蒙古視察報告）

# 英議會に於ける阿片問題

（一）

五月七日英國下院に於てトウイン・ジョーンス氏は阿片貿易に關して一の動議を提出して曰く、德義上より見て印度及支那の阿片貿易は許す可らざるものなり、支那政府は今や自ら其有利なる阿片栽培を禁絕せんと努力しつゝあるに拘らず、一面に於て條約上印度の阿片を輸入せざる能はざるは矛盾も亦甚し、英國政府は宜しく支那をして其條約上の義務を免がれしめ、印度の麻醉劑を輸入せしめず、又現在香港其他の開港場に堆積せる阿片も又支那が自由に其輸入を禁じ得るが如き方法を講ずべし云々。尙ほ氏は附言して曰く、支那印度間の阿片貿易は實に支那の最大なる禍因にして、同時に大英帝國の最大なる恥辱なり。阿片の支那人を亡したることは、戰爭、饑饉、惡疫の凡てを合したるものよりも尙ほ多大なり、英國に於ては阿片は毒物なりとせらる、而して既に有毒なりとせらるゝ阿片が如何ぞ支那に於て飲食物たるを得ん。

（二）

次に十九年間支那に在留せるケスウイック氏は述べて曰く、ジョーンス氏の言にして當れりとせんか、阿片の害惡や恐るべきものあり、然りと雖も實際に於ては阿片を吸煙することは一盃のビール又は葡萄酒を飲むと大差無きなり

否酒の害こそ阿片より大なる位なり。而して阿片問題に付ては彼の禁酒問題に對して偏狂人ある如く之が禁止を叫ぶ熱狂人甚だ多し、余は茲に阿片又はアルコールに關する倫理を說かんとするものに非れども、凡そ東洋問題を解決せんとならば須らく東洋なる基礎の上に自ら起ちて考慮せざる可らず、吾人は支那政府と協約を結ぶに當り、支那が改造發展せん爲多くの便宜を許與したり、卽ち吾人は從來支那の爲めに吾人の盡すべき限りを盡したるなり、而かも支那政府は何等努力する處なかりしなり、故に余は遺憾乍ら支那に對する阿片輸入の禁止に對しては之に贊成する能はざるものなり云々。

（三）

サー・ジェー・ディー・リース氏は述べて曰く、罌粟の實に罪あるに非ず、其花は實に艷麗例へん樣無し、又之を適當に使用せんか誠に有益のものなり、而して阿片の輸入は支那にのみ限るものに非ず、催眠用麻醉劑として一噸餘りの阿片は昨年度に於いて米國に輸入され、我が英吉利も亦五百五十五萬圓を購入せり、又東洋に於ても阿片は熱病、コレラ等の妙藥と稱せられつゝあり、印度の保險會社に於ては阿片吸煙者と雖も特に保險率に割增なし。此等の事實を綜合せんか、ジョーンス氏の所謂阿片貿易が罪惡なりと云ふ道義上の論點丈けは少くとも其論據を失はざるべからず故に公平に判斷すれば問題は支那は阿片輸入を緩和すべきか否かにあり、余は支那各省に於て眞に阿片禁止の實擧れりや否や甚だ疑問なり、現に余は印度に於ける多數の阿片商人が連署せる書面を得たるが、其中にも亦支那政府及び各省地方官は到底內地の阿片栽培を禁止し得るものに非ず彼等は寧ろ制限し易き外國貿易品に着眼し內地の阿片は之を顧みざるも外國人の輸入は之を禁せんとするものなりとあり。故にジョーンス氏の言へるが如く英國は之を禁止する義務あるに非ず、寧ろ恩惠の意味に於て條約の改訂を行ふべし云々。

又スコット氏は阿片の害毒及び其德義上罪惡なることを認むるものなれども、若し今日に於て急に各市場に山積せる阿片を撤去せしめんかそは必ず極東の各市場に恐るべき金融恐慌を發生すべしと警戒せり。

（四）

政府委員モンテーグ氏は答へて曰く、支那政府及び支那人の大多數が阿片貿易より受くる損害を免れん爲め、熱心誠實に努力しつゝあることは之を疑ふの餘地なし。或は支那が今日に至る迄永く阿片吸煙の習慣に陷れる以上一朝一夕にして之れを絕滅せんことは空談に過ぎずと非難するものあれども、現今の支那が國民の生氣を失ひ、發展の機會を失はしむる阿片の害毒より逃れんとする努力は史上殆ど其の比を見ざる程熱烈なり、其道德的勇氣は東西古今卒觀のものたるを失はず、一九〇七年に於て印度政府は支那と條約を結び十年以內に於て支那が阿片栽培を絕滅するを條件として同年間に印度の阿片を輸入することも亦漸次に禁絕すべきことを約せり、今や支那は熱心其誓約を實行し、現に一擧して阿片の栽培を撲滅すべきを以て、英國に於て

も印度阿片の支那輸入を抑制せられたしと申出でたるなり顧みれば一九一一年には支那は阿片の栽培を大に減じ、英國に向て條約の期限を變更せんことを主張し、英國も亦之を認め、且つ阿片の輸出は證明書を要することゝし、又阿片吸煙なしと認むる地方へは何時にても之が輸入を禁ずべしとし、同年八月迄に東三省、四川、陝西等は阿片の輸入を禁じ、一九一三年正月に他の二省に及び、又英國政府は尙ほ別に二三の地方をも實地踏査を行はんとせる位なり、一九一一年の條約によれば、英國政府は支那に對して

一九一三年　一六、五八〇箱
一九一四年　一一、四六一
一九一五年　一〇、二〇〇
一九一六年　五、一〇〇

の阿片を輸入し得べく、一九一六年に五千一百箱を輸入するを以て印度支那間阿片貿易の最終となすべき筈なりしなり。

然るに本年は支那各港に已に二萬箱の阿片推積す、是れ實に各省部督が條約上の權義を無視したる爲めなり、或る省の如きは公然其栽培を許可しつゝあり、此問題に付ては頗る複雜なる關係を發生せりと雖も、支那の秩序回復と共に支那阿片と相競爭しつゝ毎月二千箱位の割を以て內地に輸入されつゝあり、而して支那が今回新に阿片禁止の希望を示すと共に印度政府は茲に第二の手段を取りて支那と協力の態度に出でつゝあり、印度に於ては既に支那に對して輸出すべき阿片の收入を見積らず、又今日に於ては支那に對して阿片を販賣せず、實に一オンスの阿片さへも之を賣らざるなり。

現今の在荷は恐くは一年以內に消費せらるべく、英國は尙ほ條約上の權利として二萬八千七百八十一箱を輸入し得べく、之が爲めに約一億一千萬圓の政府收入を見るべき筈なれども、政府は既に條約改正を企つゝあり、政府は支那に對して阿片を輸出せざることに決せり、當に本年度のみならず、又現在の在荷の消費し盡されし場合に於ても、阿片を支那に送ること無かるべし、卽ち將來共決して阿片貿易を爲さゞるべきなり。而して之に對する條件としてはたゞ支拂政府は飽く迄今日の禁止政策を實行すべきことゝせり、卽ち英國の利益の爲めの條件に非ずして支那自身の利益に關する條件なり云云。

右の大演說を終りて後ジョル・ジョム・スチユワート氏は阿片貿易の禁止の印度の財政に及す影響に就て詳論し、得べくんば義和團事變の賠償金を以て印度の敎育費に充當するか又は漢口に於ける英國大學の建設に之を投ずべしと主張したり。

# 支那最近時報

## 政治

### 政界の現狀

○進歩國民兩黨の協商　宋敎仁事件及び大借款問題以來南北の惡感は日に深く政界の風雲は一日萬變の狀を呈せり而して國會成立月餘にして重要問題は一切未決の狀態にあるを以て政界有識の士は深く之を遺憾とする者あるが如し國民進歩兩黨の重要問題に對する態度左の如し

一借款問題　國民進歩兩黨共借款に對しては共に反對せず只違法調印の件に就て國民黨及進歩黨中の民主黨は政府の攻擊を力め統一黨及び共和黨の一部分は極力政府に加擔しつゝあり又借款費途に就ては國民黨は極めて注意を拂ひ軍隊裁撤費の如き頗る曖昧なる者あれば詳細に研究を要すとなし政府回送の原案を返付し以て違法調印の意を表し一面正式提出正式議決を要求せり民主派は只借款用途の監督を論ずるのみにして其間に多少の懸隔ありされば五月二十日國民黨代表張耀曾、李肇甫、陳景南、籍輔成、湯漪、進歩黨代表孫洪伊、林萬里、汪彭年、王敬芳、胡汝麟及び國事維持會孫毓筠等の會同商議したる際も結局何等の決定なかりき

一國務院改造問題　國民黨及び進歩黨中の民主派は共に國務院の改造を主張し國民黨及進歩黨によりて完全組織せらるゝことを賛し只人選に就ては民主派中堅の湯化龍を推する意あるも民主派は之によりて統一共和二派との折合を顧慮して承允せざるが如し而して一面共和派の機關紙は頻りに國民黨の態度を攻擊し居るを以て本問題も亦何等の歸局する所なきに至れり　（民立報）

○唐紹儀の政見　唐紹怡の上海に來りしは南北妥協問題の爲めなりと稱し或は結婚問題なりと號し居れるが唐は時局に對し訪客に答へて曰く余の來滬は北上の途次舊知訪問の爲めに過ぎず只今日の時局に對しては實に活嘆に堪へず我中華民國建設の始めに當り我四億の同胞は共に建設維持の責を負ひ以て共和の眞幸福に達し將來米佛諸國と並行すべき也然るに若し徒らに暗殺を以て能事とし意見を翻すを慣技とし我民國を破壞し我民の自家生命を破壞するは余の絶對贊成せざる所なり云々　（民立報）

○袁世凱の心事　五月廿九日袁總統は訪客に對し時局談を述べて曰く

余は既に齢六十に近き衰朽の身なれば何等求むる所のものなしと雖も愛國の至誠は子孫をして奴隷牛馬たらしむるに忍びざるが故に出盧ぜり卽ち人道の主義に基き專制を廢して共和を贊助せんが爲めなり武昌を攻破せしの當時勁旅一萬を派して張勳を援助せば長江數省は手に唾して復すべかりしなり而も計の此に出でざりし所以のものは多數國民をして少數滿人より永久に壓制を受くるの痛苦を見るに忍びざる而已、思はざりき民國成立已に一年を逾へ所謂共和の二字は暴民の擅亂口實ならんとは民國の法律は平等なり然るに國民黨は新貴族を以つて自ら任じ權利を爭ふのみにて大局を顧みざる也黃興と宋敎仁と共に既に解職せる以上は平民と異ならざるに拘らず國民黨は宋案に於て特別法庭の組織を要求す而して黃興は法官に非ずして宋案に於て證據書類に署名の捺印せるは自ら貴族を以つて目するなり此れ豈共和の許す所ならんや共和なるものは衆によりて應つの意也年來國人の大局に對して極力維持するもの固より多しと雖も破壞の意を害ふるもの尤も多く生民を塗炭に苦しむるものは實に甚だ多し今各省を連觀するに江蘇は害を受くる事甚だしく安徽江西廣東湖南の如きに至りては今更喋々を要せず廣東湖南の如きは孫黃の生地なれば當さに共和の模範たらざるべからず試みに問ふ孫黃歸省して其の父老子弟を顧みるの時共和の幸福を受くと曰ふや否や余は日前國民黨員等に告げて曰く現在中國に二黨あり一を破壞黨と曰ひ一を建設黨と曰ふ此の時勢に當つて何ぞ再び破壞を受くるに堪へんや臨時議院に於ける議案の數は百十を下らずと雖も其の眞に結果有りしものは果して幾何ありや新國會成立してより一般議員は儼然自ら技師を以て任じ政府を見て職工となすと雖も然も開會月余喧噪熱鬧の外未だ何事をもなしたるを聞かざる也卽ち議院法は今に至りて猶ほ制定する能はざる也技師たるもの職工たるものは遵從する所を知らざる也國民黨は余に對し帝王を夢想するものなりとの疑惑を抱むと雖も余や何を苦んで子孫の計を爲さんや晉れ帝王たらんと欲せば自ら之を行ふて可なり何ぞ運動して巴西及米國より國民の承認を受くるの必要あらんや歐洲強國は未だ民國を承認せざるも皆先を爭ふて我國債を購求するは沈默の中に承認の意を含むものなり然るに政府一度國家の爲めに事をなせば國會は違法を以て之を貴む知らず國家を强固たらしむる夫れ何れの日ぞ自今以後余にして再び寬仁大度を以て彼等に望むあらば暴民をして益々橫暴たらしめ民國は專制の日に亡びずして共和の日に亡ぶ余は何れに向つてか其罪を謝するを得んや余は故山に歸臥するを希ふ者なりと雖も後繼者に其適任者なきを如何せん余は任にある以上國家を保全する爲めに全力を盡すべし若し共和を破壞せんとする者あらば不得止土匪を以て之れを遇すべし云々……と更に袁は語を續けて曰く日前北京の爆裂彈事件は黃興と關係あり警察は既に其確據を得たるにより審判廳は昨日召喚狀を發せり云々（神州日報）

## ○張馮の獻策

張鳴岐及馮國璋の兩人は近來袁の信認を受くる事最も大にして秘密會議に於ける一切の決は兩人の言に因るを常とす而して馮は段祺瑞に代りて兵馬の權を掌握せんとも張は未來の總理大臣を以て自ら許す者なれば此次王芝祥及譚人鳳の來りて袁に忠告し袁の意の動けるものあるを見るや兩人は極力王等の說を排し國民黨の爲めに遊說するものなりと評ひしかば袁も亦大に惑ひつゝあるが然も猶實力の國民を壓倒するに足らざるを恐れ張をして各黨の重要人物の意見を探訪せしめたり因て袁の意を承けて政府は實力を以て地方に臨むの計に決したれば政府を助け民黨に利用せらることなからんことを望む旨の書面を岑春煊に送りたり蓋し岑は軍政兩界に重望を有し其の才略は一度足を擧ぐれば天下の形勢を左右するものあるを以てなり（民權報）

## ○岑春煊の調和意見

袁黨の態度は日々益橫恣となり兵權財權を持して大局調和す可きなしとの說を持するに至り譚人鳳、王芝祥の進言をも顧みざるのみならず近日高等政治顧問張鳴岐は岑春煊に書を送りて極めて調和論を排斥して曰く今や地方は中央反抗問題に一變し居れば統一を完成するには自ら道あり絕へて調和の餘地なし政府及び共

和民主統一の三黨も亦皆此意に同じ鳴岐の私見も亦然りとす云々以て岑春煊の國民黨に利用せらるなからんことを勸めたり。

岑は之に答へて曰く煊武漢に至りて各領事に會見し調和の談を述べたるに皆傾然たらざるなく商民も又平和の了結を希望せり然るに來書に曰く政府は調和を以て然りとなさず三黨のみならず兄の意も亦然りと實に駭怪に堪へず今日瘡痍滿目窮人途に塞き散勇地に遍し若し之を激して兵端を成さしむれば生民塗炭且つ外人に擾され之れ收拾す可きなし之を忍ぶ可んば又何をか忍ばん政府の違法は殃蒼生に及べり國民黨は我と與るなし我は天下蒼生の爲めに長跪涕泣するのみ請ふ大總統に代達せよ云々（民立報）

岑は纔に自ら進んで武昌に黎元洪を訪ひ調和を謀りたるも其希望少なきを以て五月二十五日上海に歸着せり

○黎元洪の調停　黎元洪は九江駐在の師團長歐陽武宛て江西都督李烈鈞に打電せるが其大意に曰く「江を隔てゝ對峙せる北軍に對しては敵處は十分の責任を負ふものなるが貴下は又た同樣の責任を貴下の軍に對して負はるゝや否や而して此回黃組徵を江西に派遣せしに就ては誠心誠意以て協議せられんことを」

是の電報を見たる李烈鈞は二十三日各顧問官を招集して特別會議を開き宣言して曰く此度兩案に對しては民權擴張の爲めに起ちたるものにして個人の權利のために中央政府に反抗せしに非ず既に黎副總統の出でゝ調停せんとする以上は徐ろに其解決をまつべし種々の協議は代表者を選んで之れをなさしめんとて曾秉鈺賀國昌宋育德張魯璠の四人をして接待準備をなさしめたり黃は二十四日公然各政黨の領袖及各新聞の主筆を商會に招待し吾等と聯合して中央に公電して嫌疑を解き並に黎副總統の隣省を保全するの厚意を謝すべしと云へり（新聞報）

○張勳及び北方軍人の態度　袁州駐在の張勳は大總統初め各省都督各民政長各師團長に打電して曰く前に張某なるもの宋某の二人と共に黃興の使と稱し來り訴て曰く此次宋敎仁事件及び大借款問題を以て北方と爭はんと欲す依て咱はすに利を以てし中央反對を勸誘したれども應せずして嚴に之を峻拒せり思ふに民國成立以來秩序未だ恢復せず內憂外患交迫るの秋に當り何ぞ擾亂を圖ることせん況んや軍人は治安保持の天職あれば其輕擧妄動を試みんや大借款は政府自ら權衡あるべく宋敎仁事件は法廷にて決すべき問題なり軍人の干預すべきにあらず彼徒禍心を包藏し詭計陰謀あり請ふ各省都督師長等所部を飾して嚴に防備し以て中國の大局を奠安すべきなり云々

又北方軍人の領袖馮國璋、段芝貴、姜桂題、張勳等七十七名は連署を以て南方の宋案及び借款反對の輿論に憤激し各省軍人に打電して時局に就て四億の同胞は幸福を求むる爲めに革命せるものなれば我軍人は四億の人民の爲めに革命を贊成せるものにして一二偉人を推戴するが爲めに非ず云々と（大共和日報）

○議員捕縛事件　五月十七日北京陸軍執法所の稽察官が四川省選出の參議院員謝持なるものを突如逮捕し拘留

し去りたるを以て參議院にては大に憤慨し苟も議會開會中議會の承認なくして議員を捕縛するが如きは各國に其例なく甚しく議會を侮辱するものなりとし張議長は其不法を責めしに執法所は要領を得ず依て國務院に掛合たる上放還歸宅せしめたり、同議員は國民黨所屬のものにして曩に天津にて捕縛せられたる爆烈彈所持者に關連したるとの嫌疑によるものなり（民立報）

○徐寶山の暗殺　江蘇楊州駐屯の第二軍々長徐寶山は南北の形勢險惡なる爲め警戒を嚴にし居たるが五月二十三日夜十一時頃日頃出入する骨董商吳慕賢の使者と稱するもの木箱を携へ來つて之れ骨董物の在中せるものにて上海より特使として持參せる旨を告げ且つ書面を示したるも徐寶山就寢後なりしを以て右の使者は軍長の親しく開看せられんことを請ひ明日十時を期して返書を請ふべしと稱して去りたるが家丁は吳が徐と昵懇の間柄なるを以て毫も怪まざりき翌朝八時徐は自ら木箱を開かんとしたるも其嚴封せるを以て部下と協力して之を開かんとしたるに箱中の爆藥俄然爆發し徐及び部下一人は卽死し一人は重傷を被れり

依て二十四日陸軍部の命令を以て弟徐寶珍を以て臨時司令とし漸く秩序を維持せり而して袁總統は二十六日特に上將戰死の例を以て優卹し且つ暗殺者を嚴捕すべき旨の命令を發せり（大共和日報）

○上海の暴動　上海に於ては五月中旬頃より種々の謠言ありしが江蘇都督府の張堯卿柳人環等上海軍人を遊說して陰かに謀る所あらんとしたるを以て陸軍混成第三旅長等嚴に部下を戒飭し一面江蘇都督に報告したるに都督より張柳等を捕縛すべき命令を得たるにより其行動を密査し居たるに張等は密かに工黨首領徐企文なるものと謀り除隊兵數十人を糾合して遂に二十八日夜江南製造局を攻撃したり然るに此陰謀早く漏洩したるを以て製造局督理は機關砲數門を備へて防備したるを以て苦もなく擊退され首領徐企文等は捕縛されたり徐企文は革命後工黨なるものを組織して之が首領たりしものなりと猶徐は此次の暴動は北京內務次長言敦源の命令により南方紛擾の口實を作る爲めに惹起せるものなりと陳述せり（民立報）

## 政黨の情勢

○第三黨の簇出　國民進步の兩大黨樹立の勢ひをなしてより第三黨として小團體相繼で發生し其數已に十個以上あり玆に其稍體形を具ふるものを畧述すれば左の如し

△民憲黨　主領は孫毓筠なり孫は同盟會員にして曩に安徽都督を辭してより京に來り爾來袁と相善く國民黨と袁と不和なるや國事維持會を組織せり初め楊度と共に其の設立を發企せしと雖ども兩雄並び立たず楊は今や去りて孫獨り黨勢の擴張に努力しつゝあり

△平民黨　慈善の性質を以て去歲起りたる五族聯合會が機に乘せんが爲め政黨組織となし平民黨と改稱せしものにして目下は組織の進行中にして其性質不明のものなりと雖も前述の第三黨に屬するものならん

△集益會　主動者は一部の廣東人にして其結合力異常に强

く目今は進行の努力中にあり

△政友俱樂部　其主動者は國民黨中の恒某及進步黨中の藍公武等なり

△超然社　聞く議員の數四十餘人ありて議院內に既に休息室有りと其主幹は郭人漳なり郭は國民黨脫黨後大同俱樂部を發起せし人なり

△癸丑同志會　陳家鼎の發企にかゝる、陳はもと國民黨員なりと雖ども正副議長の競爭に際し脫黨の上同志會を組織して國民黨を破りたるものなり其の組織は甚だ久しと雖ども未だ見る可きの効果なし　（神州日報）

△相友會　劉揆一發起の相友會は其後益々發展し議員の加入者已に一百六十餘名に達し若し進步黨と國民黨と今日の如く互に極端を持して紛爭を事とすることを止めず遂に第三黨の生現を見るが如き場合には相友會は第一に崛起すべしと云ふ者あり

同會の幹部及議員は左の如し

會　長　劉揆一
副會長　陳獻宸
總務部主任　辛　漢
交際部主任　汪秉忠
會計部主任　黃贊充
文牘部主任　張國溶

△保和會　政府より陸徵祥に命じて同會設立を準備せしめつゝあり近く其成立を發表す可く重なる會員は左の如し

會　長　陸徵祥
會　員　（外交部）參事唐在復、戴陳霖、署參事顧維均
司　長　陳籙、僉事曾宗鑒、王繼曾、劉符誠、林志鈞、王廷珍　（陸軍部）司長　徐樹錚（海軍部）司長施作霖、參事馬德潤、造艦主監吳德章（上海時報）

△政友會　會長景耀月副會長于右任彭占元にして會綱左の如し

一　共和團體を鞏固にす　二　國民經濟を發展す
三　敎育の普及を謀る　四　國內の交通を完成す
五　邊防軍需を厚くす　五　拓殖事業を經營す
七　國際の平和を維持す　（民立報）

此會は金力勢力共に民憲黨に及ばずと雖も他に比して優勢なり

△議院政治促進會　五月十八日成立大會を開きたるが幹事平剛の報告に本會は宋敎仁の發起に係り曾て上海にて成立大會を用ゐたるものにして其目的は一、共和政治を鞏固にす二、政黨內閣を促進す三、國民と協同して國會議會の後盾たるを期するものなり宋の意は本部を北京に置くにありて其計畫中非常に覺れたるものなり云々正會長は于右任副會長は平剛吳鐵城二人なり　（民立報）

△超然議員社　不偏不倚の精神を以て黨見調和の目的を以て兩院議員中黨籍なき者を以て組織するものにして五月十八日成立大會を開く來會議員五十余人夏同龢を主席として夏演說して曰く、今日中國政黨林立すれど正法を以て見れば其實政黨なるもなく彼等は勢力權利を以て相與に詐を行ふのみ社會に流毒し國家に危險なり其罪惡は最も

議院に昭著たり此を以て吾曹黨界を離れを卓然自立せんとする所以なり云々次を彭介石の報告に曰く本社は各議員が國勢の危機と黨爭の激烈なるに憤慨し陝西山西湖北、湖江、江西吉林雲南貴州各省一部の議員の發起せるものなり云々張樹森曰く本社は平等主義を持して社長を置かず社員全體を事務員とし不偏不黨を標榜す云々

（大共和日報）

## ○國民黨幹事選舉

五月廿六日國民黨參議員會幹事の選舉を行ひ左の諸氏當選せり

總幹事（二人）林　森

常務幹事（十人）楊永泰　湯漪　宋漚源　蔣夢清　金兆棪　馬君武　呂志伊　居正　朱兆寧　徐鏡心

同衆議員會幹事

總幹事（二人）張耀曾

常務幹事（十人）李肇甫　谷鍾秀　褚輔成　景耀月　易宗夔　李根源　殷汝驪　彭允彝　孫鏡　陳景南

同上交際幹事（七十一人）

直　隸　呂　復其他四名
山　東　王　納其他五名
甘　肅　張廷弼其他二名
湖　南　彭施滋其他五名
廣　東　林繩武其他五名
廣　西　黎　經其他二名
江　蘇　孫潤宇其他三名
黑龍江　秉廣譲
陝　西　雷廷薔其他二名
河　南　劉奇謀其他二名
蒙　古　易宗夔其他一名
江　西　賀　贊元其他五名
湖　北　石　瑛其他一名
雲　南　由宗龍其他一名
新　疆　文篤周
安　徽　玉源粋其他一名
浙　江　抗辛齋其他四名
福　建　張　琴其他一名
吉　林　徐清和
貴　州　夏同龢
西　藏　江天澤

（北京日報）

## ○進步黨成立大會

進步黨は共和統一民主三黨の勢力爭ひの爲め未だ成立大會を開くに至らざりしが愈二十九日共和俱樂部に盛大なる開會を見るに至れり其役員左の如し

理事長　黎元洪
理　事　張謇、伍廷芳、梁啓超、那彥圖、孫武、湯化龍、蕭殿俊、王印川、王賡

（大共和報）

# 外交

## ○英支西藏問題商議

外交總長陸徵祥は駐京英國公使と西藏問題に就き商議せるが双方の主張を聞くに支那側は一、千九百六年條約により支那官民の西藏に赴くものは印度を經過することを待二、西藏は支那の完全領土にして支那政府は西藏統治の全權を有し軍隊を駐屯し官吏を設置することを主張し英國側は一、英國人は西藏に於ける現在

の通商地以外に居留地を增設し且つ駐兵の定額を要求す
二、千九百四年の條約を改正し英國人は西藏に於ける礦山採掘權を有することを主張せり。（民立報）

○露支條約　露蒙條約發表以來支那政府を始め國民の憤激甚しく露國に對し强硬なる交涉を開始し協約の取消を迫らんとし一面征蒙計畫を呼號したるが爾來數閱月蒙古問題の解決は毫も見るものなく最近に至り遂に露支條約の訂結を見るに至らんとせり
其大要を擧ぐれば次の如し
（一）中國政府は左記劃定境界線以北の外蒙古各地に於ける自治權を允許す其境界線下の如し
甲　東徑九十五度より同百十七度に至る間を自治境界とす
乙　北緯四十七度より同四十九度に至る間を自治境界線とす其分界線下の如し
（イ）北緯四十九度に在りては西は東經九十五度より同百度に至る
（ロ）北緯四十七度に在りては東經百度より同百十五度に至る
（ハ）北緯四十八度に在りては東經百十三度より百十七度に至る
（二）以上の境界線內に於ては支那政府は代表者一名を派し蒙古に代つて外交上の事を辨理するを得但し蒙古の自治權を侵すを得ず
（三）支那軍隊は境界線內に駐紮するを得ず但し小數を酌派して代表者の護衛隊となす事を得
（四）支那人民は境界線內にあて開墾殖民するを得ず
（五）露國は該境界線內にあつて礦山採掘及び租借の權を有す（神州日報）
而して支那政府の五月三十日衆議院に提出せる中露協商案によれば其の要目左の如し
中露兩國は蒙古の現狀に對し誤解を去る爲左の協約をなす
一、露國は蒙古が中國の領土たるを承認す
二、中國は外蒙古の自治を認め境內治安維持の爲軍備及警察を設け且つ蒙古人以外の殖民を拒絕する意見なり
三、露國は領事館護衛兵以外を派遣せず
四、中國は現在の官吏を其儘に在任せしむ
五、中國は外蒙古に於て露國民が露蒙協約附約十七箇條に從ふ商業上の利益を享くる事を許す
六、將來露國と外蒙古と協定をなす場合には中露直接交涉し中國政府の許可を得て有效とす（民立報）

○米支改正條約の要點　米國が中華民國承認後外交部陸總長は一千九百〇八年以前の各種條約の改正を提議せるに米國代理公使は左の五件を提出せり
一、兩國は土地を制限することなく隨時領事官を設置し得ること
二、互に商標權を侵害せざること
三、米國は中華民國の幣制統一を俟ちて等しく紙幣の流通を行ふこと

四、中華民國にして法律を整頓せんと欲せば米國は喜んで盡力援助すること
五、兩國は各種危險物（例へば鴉片、嗎啡酒等）の貿易を行はざること
而して陸總長が提出せしものは左の如し
一、兩國貨物の輸出入稅は對等となすこと
二、兩國貨物は各港內倉庫に屯積すること
三、兩國は商標の利益を保護すること
四、兩國は互に版權を侵害せざること
（時報）

○英政府の質問　駐英劉公使の電報によるに英政府は鴉片條約改正に付て贊成の意向あるも猶支那政府に對し左の各項を質問せんとす
一、千九百十四年內に吃煙者の禁絕を斷行し得べきや否
一、罌粟の栽培禁止は干係人民の生計に影響あるや
一、現在各省禁煙は表面上成績あるが如きも猶多數の密吃者あり此等の犯人は如何なる處分を爲すや
一、英國にして印度をして千九百十四年以後支那に輸入を禁止したる時は支那は一切禁絕し得べきや否
一、若し其時支那にして禁種禁煙を斷絕し能はざる時は印度に於ける損害は如何にして賠償するや
一、以上の各項にして支那が實行し得るなれば鴉片條約の改正を商議すべし（民立報）

○最近交涉事件
△英國との交涉　西藏軍隊が印度西藏境界に於て英國商人を殺害したる件に付き英國公使は外交部に照會して其處分を迫り若し速に解決をなさゝるときは英政府は西藏英商保護の爲め相當の處置を執るべしと聲言せり
伊犁鎭邊使廣福の報告によれば近日喀什噶爾方面に英國兵二百餘名分駐せり速に英公使に質問せられたし云々
△佛國との交涉　佛國公使は外交部に對し雲南四川鐵道敷設廣西鑛山の採掘廣州に民政廳設置の三項を要求したるが政府は佛國公使に對し夫々回答したり
佛國人は廣州灣に於て盜賊橫行の爲め秩序維持の必要ありとの理由を以て支那人の入境を禁止したるを以て支那政府は佛國公使と正式裁判を開始すべしと
△獨逸との交涉　漢口獨逸領事は革命事變の際各地獨逸商人の損害額は八十七萬兩（？）なりと報告したり
江蘇程都督の電報によれば海州知事の報告に獨逸人は鷄公灘、鏖遊山、竹島、雲臺山地方の測量に從事せり外務部より獨逸公使に交涉せらたし云々（震旦日報）

## 軍事教育

○全國軍人大會開催提議　段陸軍總長は南北軍人の感情融洽の爲め北京に全國軍人大會を開催せんとし大總統に提議したり其の方法左の如し。
召集の手續　陸海軍部、參謀部より各省都督に電令して各陸軍師長海軍司令、防營統領將軍都統等に通知せしむ

會員の制限　上級軍官は全部來會せしめ中下級軍官は二十人乃至三十人中より代表者一人を選ばしむ。

開會の目的　國家を護衛し命令に服從し感情を融和し紀律を統一するを目的とす。（中華民國公報）

○軍政改良方法　陸軍總長は軍政改良方法九ヶ條を定め之が實行を期すべしと云ふ。

一、戶口調査を行ひ全國民に兵役の義務を負はしむ

二、滿蒙回藏の各人も凡て兵籍に列し陸軍四十箇師團計畫を完成すること

三、兵工廠を擴張して兵器の獨立を計ること

四、軍馬を改良し牧場を建設す

五、全國の測圖を實施すること

六、軍用鐵道を建設す

七、支那邊境地方に殖民を實施すること

八、徵兵制を施行し招募制を廢止す

九、軍隊に現役豫備後備の名目を分ち軍制兵器の畫一を謀ること（震旦日報）

○江蘇太湖水師の改編　江蘇內河太湖飛划の各水師營は今次水上警察の編制に改正されたり。

內河舊部第一、乃至第五の五營を五分署とし署長には統領を以て之に充つ太湖營五營同上

飛划營　飛划遊巡隊とし統領を以て遊巡隊總隊長とす從來の淺水兵船六隻を遊巡艦と改め總艦長を置く（民立報）

○參謀部の飛行學校設立　參謀部は飛行學校を組織し已に北京南苑に於て建築を開始し前に佛國に注文せし各種飛行機も已に陸續到着せり參謀部は科長秦國鏞を派して校長に任せり日ならずして開校すべしと。（新聞報）

○支那革命前後各省の兵數

| 支那革命前の兵數 | | 支那革命當時兵數 | | 近時淘汰數 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 直隸省 | 一一四、〇〇〇 | 同上 | | | |
| 湖北省 | 二二、〇〇〇 | | 一一〇、〇〇〇 | | 四、一〇〇 |
| 福建省 | 一三、四〇〇 | | 四三、五〇〇 | | 一〇、〇〇〇 |
| 湖南省 | 一一、〇〇〇 | | 六、二〇〇 | | 五、〇〇〇 |
| 黑龍江省 | 七、〇〇〇 | | 九、〇〇〇 | | |
| 江西省 | 一一、七〇〇 | | 一八、〇〇〇 | 江西防營三六營新軍入關 | |
| 浙江省 | 一八、〇〇〇 | | 四七、八〇〇 | | 三一、〇〇〇 |
| 廣西省 | 四、六〇〇 | | 五五、七〇〇 | | 二〇、〇〇〇 |
| 江蘇省 | 四四、〇〇〇 | | 一一六、〇〇〇 | | 五四、〇〇〇 |
| 廣東省 | 三八、〇〇〇 | | 一五九、〇〇〇 | | 一二〇、〇〇〇 |
| 雲南省 | 三五、〇〇〇 | | 四三、〇〇〇 | | 四、〇〇〇 |
| 奉天省 | 二一、七〇〇 | | 四一、三〇〇 | | |
| 山西省 | 九、〇〇〇 | | 二八、七〇〇 | | |
| 山東安徽省 | 一〇、八〇〇 | | 六二、〇九〇 | 安徽 | 四、〇〇〇 |
| 四川省 | 一八、〇〇〇 | | 六七、七三〇 | | 一、三〇〇 |
| 吉林省 | 二一、〇〇〇 | | 一七、〇四〇 | | |
| 陝西省 | 八、〇〇〇 | | 三八、〇〇〇 | | |
| 河南省 | 一七、〇〇〇 | 河南綠營全部 | 二一、〇〇〇 | | |
| 甘肅省 | 一五、〇〇〇 | 二十五營 | | | |
| 伊犁 | 六、〇〇〇 | | 二八、一〇〇 | | 一〇、〇〇〇 |
| 熱河 | 五、〇〇〇 | | 六、〇〇〇 | | |
| 北京禁衛軍 | 一〇、〇〇〇 | 北京拱衛軍 | 一六、三〇〇 | 北京拱衛軍 | 二、〇〇〇 |
| 總計 | 四三九、二〇〇 | 禁衛軍補充軍入 | 四、〇〇〇 | | |

| | |
|---|---|
| 第一軍三師（前柏文蔚軍） | 第一軍三師　一七、〇〇〇 |
| 第一軍二師（徐寶山軍） | 第一軍二師　一〇、〇〇〇 |
| 陸軍三十九旅（陳　幹） | 陸軍三十九旅　七一〇 |
| 陸軍第八師（廣西軍現駐寧） | 陸軍第八師輜重全營　四二、五一〇 |
| 總計 | 一〇八四、〇三〇 |

（神州日報）

## ○驅逐艦建造條約

海軍總長劉冠雄は墺國借款附屬契約書に於て墺國阿諾爾德喀巴卑公司と驅逐艦建造條約を訂結したり其本文として新聞紙に記載せるものに十二隻とせるものと六隻とせるものとあり左の如し。

第一條、支那政府と哈卑北公司とは墺國借款條約の規定により借款内の二百萬磅を以て公司より下記各條に從て水雷驅逐艦十二隻を購入す

第二條、公司は最新式の法により各艇排水力四百噸速力三十節、艇身六十七米突、馬力六千以上の魚形水雷艇を建造すべし。

第三條、各艇に具備すべき武器左の如し。

一、スコダ式大砲一門、彈藥三百發、砲口は十二封度を以て限りとす

二、スコダ式砲七門、彈藥三百發、砲口は一封度を以て限りとす

三、長さ五十英寸の魚形水雷發射管二、毎管魚形水雷四個

第四條、各艇の購入價格は六萬六千一百五十磅とし「トリエスト」に於て支拂ふ

第五條、各艇の峻成引渡期日左の如し

一九一四年　二隻

一九一五年　五隻

一九一六年　五隻

但し船廠工夫同盟罷工其他不可抗力によりて引渡期日遲延する場合には公司は其責に任ぜず

第六條、購入價格の支拂條件左の如し

一、本契約調印と同時に各隻一萬六千五百磅

二、各艇進水後一週間内に各隻一萬六千五百磅

三、同試運轉の結果眞好なる場合一週間内に各隻一萬六千五百磅

四、海軍部にて其引渡を受けたるとき每隻一萬六千五百磅

第七條、公司は海軍部の令により各艇を支那に於ける指定港に運來すべし、但し途中の危險及び所要の費用に對しては海軍部之を負擔す

第八條、海軍部は員を派して該公司船廠に駐在して監督し又引渡に付ては接收員を派遣することを得べし

第九條、本契約有効期限中に價格の相違を生じ又は支那政府に於て造艇計畫の變更をなさんとするが如き問題生じたる場合には代表者一名を派して價格を協商せしめ若し協商纏らさるときは双方代表者に於て特に第三者を推擧して公平に解決する事を期すべし

第十條、本契約は英文にて二通を作成し双方署名の上各一通宛保管す

一千九百十三年四月十日阿諾爾德喀巴爾卑公司、劉冠雄、眞殺禮

（民立報）

## スコダ借款附屬契約書

第一條、中國政府と公司とは墺國借款内百二十萬磅に關して別に訂約し海軍部は該公司より驅逐艦六隻を注文購入す該公司は左の各條により驅逐艦六隻を製造す

第二條、驅逐艦は左の標準に依り最新式を以て製造す

艇身二百六十英尺　艇幅　二十七英尺

吃水八英尺三　速力　三十二節

推進機二個　馬力　二萬四千四百

排水量五百五十噸

以上驅逐艦は斯飢沁普普爾幹船廠に於て一切修造す

第三條、各艇には左記の武器を備ふべし

スコダ式五封度口徑四吋砲二、各砲彈藥二百同　十二封度五十密米口徑速射砲四、各砲彈藥三百ブラックヘット型二十一吋魚雷發射管二、每管魚雷四、

第四條、驅逐艦購入價格は一隻十四萬五千零五十七磅とす

第五條、驅逐艦の引渡は左の通りとす
一、本契約調印後十八箇月以内に一隻、
二、其他各艦は第一次引渡後毎二箇月に一隻
但し同盟罷工其他不可抗力等の原因による引渡遲延は該公司に於て其責に任ぜず
第六條、購入價格の支拂は左の如し
一、契約調印後毎隻三萬七千磅
二、各艦進水後三萬七千磅
三、各艦試運轉の結果良好なれば毎隻三萬七千磅
四、海軍部に引渡を受けたるときは毎隻三萬五十七磅
第七條、以下前揭に同し　（大共和日報）

○支那軍艦の芝罘集合　南方二三省が中央政府に反抗するの說一度喧傳せらるゝや中國政府は北省の陸軍を特派して湖北武穴田家鎭等の地方に移駐せしめ以て南省の變亂を抵制する事に資せり今聞く處によれば海軍部は袁大總統の命を奉じて特に南方の兵艦に向つて直ち芝罘に集合することを命じたり現に芝罘に到著碇泊するもの海琛永豐海籌通濟海圻飛鷹等にして其外尙ほ一隻あり政府が今般軍艦を召集せる原因を聞くに南北一旦開戰するに至らば南省沿岸に游戈せる軍艦が南省と聯合するあらんを恐るるによると云ひ或は元來山東一省は直隸省の門戶にして一旦占領せらるゝ等の事あらば北京の或は保ち難からんことを恐るに因り時に軍艦を芝罘に集合せしめ以て臨時の調遣に資したるものなりと又聞く所によれば現在南省の軍艦は均しく吃水甚だ淺くして河水を航行するに便にして而して又た芝罘に碇泊するものは外洋を駛航し能ふを以てなりと云ふ。（順天時報）

○北洋艦隊の編成　海軍部は新に左記の各艦を以て北洋艦隊を編成し渤海方面に遊戈し第一海軍區域とすと。
巡洋艦　海圻、海琛、海容、海籌
練習艦　通濟
驅逐艦　景良、飛鷹
砲　艦　飛猛、泰安
通報艦　鎭海、湄雲　（民立報）

○米國留學生の增額　廣東派遣米國留學生は總數の十分の一なりしを三十四分の五に增加し月手當米貨九百六十弗を支給するに決したれば留學生費一萬五百六十元なりしもの三萬三千百二十元に增額するに至れりと。（民立報）

## 財政金融

○民國二年度豫算案　財政部は總統府祕書廳及國務院を初め各部に對し五月十四日付を以て通告して曰く民國二年度正式豫算案は各部に於て至急作成の上財政部へ送附すべき筈なるに未だ一通も送來するもの無し現に既に國會成立し豫算案は第一に交附するの必要あり必ず五月二十日迄に悉皆編成して財政部に回送せられたし云々。
又各省に對しても民國二年七月より三年六月に至る各省正式豫算は本年一月に於ても已に財政部より其の編成方を命じ國會開會期切迫と共に三回も電促したるも奉天山西福

建廣西新疆貴州安徽江西等には未だ之を編成遣送せず其間に何等が不穩の消息あるかの如くに傳へらるゝは甚だ遺憾の次第なり茲に特に回送期を延期し五月二十日迄としたるを以て各省は至急右期限内に豫算案を送附すべし云々。

（政府公報）

○各省自由借款の制限　中央政府は曩に財政統一の目的を以て昨年曾て各省自由借款を禁止したるが後大借款の成立行惱の爲め又止むを得ずして地方に條件付自由借款を許可し各省の借款契約全文を中央に報告許可を得可しとの項を加へたるが頃日來南北の睽離烈しきより中央政府は各省の自由借款を危險視し外交部より駐京各公使に對し各省行政官署及び商人等の外債を借るものは其借款條件は概して中央の認可を經且中央より正式に貴公使に通告したるものを以て有効とす又外國商人にして各省民の借款に應ずる者も亦各國公使を經て中央政府の許可如何を尋問の上契約されたし云々と照會せり。（大共和報）

○借款受領金の使途　聞く所に據れば大借款前渡金二百萬磅は既に左の如く支出せり。

一、昨年交附せさりし皇室費　二百五十萬元
二、內務部及警察經費　一百五十萬元
三、大總統衛兵費及步軍費三箇月分　八十萬元
四、陸軍部軍用費　三百五十四萬元
五、八旗步軍費　一百萬元
六、總統府及國務院三箇月間經費　六十萬元
七、議院費　十七萬元
八、海軍部經費　五百萬元
九、行政費　八十萬元

（民權報）

○湖南省の內外債　湖南財政目の調査によるに同省內外債數額は次の如し。

外債

| | | |
|---|---|---|
| 日本正金銀行 | 銀二十萬兩 | 年利八厘（本年一月十一日以前の利息は支拂濟） |
| 禮和洋行 | 銀五十六萬兩 | 年利七厘（本年二月二十七日以前の利息支拂濟） |
| 禮和洋行礦砂定銀 | 一百萬兩 | 年利七厘（昨年十二月以前の利息支拂濟） |
| 合計 | 銀一百七十六萬兩 | |

內債

| | | |
|---|---|---|
| 鹽商借款（每票三千兩） | 銀百十萬兩 | 無利息 |
| 籌餉公債 | 銀三百五十一萬元 | 年息四厘 |
| 大漢銀行 | 銀三十萬兩 | （償還濟） |
| 湖南銀行借款 | 五百四十二萬兩 | 月息五厘 |
| 未償還內債合計 | 銀 | 六百八十二萬兩 |
| | 銀元 | 三百五十一萬元 |
| 內外債總計 | 銀 | 八百二十八萬兩 |

銀元　三百五十一萬元（神州日報）

○湖北省の借款　湖北官錢局發行の官票約三千五百萬餘串紙幣約七百萬元なりしが武昌革命以後兌換停止の爲め價格下落せしにより曾て臨時兌換處を設けたるも一時の便宜に過ぎざりしを以て財政司長は英國達商銀公司より百萬磅の借款を起して紙幣官票の兌換を謀り舊觀を恢復せんとし已に五月二十一日民政長に呈議贊助を得たり省議會通過後契約を成立せしむべし而して本借款の擔保は湖北省通過稅なりと。

猶本契約の大綱は略ぼ左の如し。

甲　用途　湖北官錢局營業部の流動資本及び紙幣準備金とす

乙　債額　百萬磅

丙　債拂者　英國倫敦銀行團、達商銀公司を代表とす

丁　債務者　湖北軍民政府中央の認可を經たるもの

戊　擔保　湖北過境銷場稅本年の豫算は過境厘金百二十七萬元餘百貨銷場稅約四十四萬元

己　折控　百分の八十九、手數料三厘、手取百分の八十六

庚　利息　年利五厘半前五年は利息のみ償還し第六年目より元利共償還す期限十五年なれば第六年より毎年十分の一、二十五年なれば二十分の一宛を償還す

辛　期限　十五年或は二十五年

壬　拂渡期　調印後三箇月に全部交付す每月三分の一宛とす

癸　償還　交付償還共に磅を以てす（大共和報）

○紀念銀貨鑄造　財政總長は五月二十三日露清銀行を通じ現銀六百萬三千兩を送付し湖北造幣廠に於て左の規定により半箇月內に鑄造すべき旨を命令したり。

一　重量庫平七錢二分。

一　樣式正面には袁大總統の肖像を背面に壹圓の二字を現はし嘉禾を繞らしたるものにて周圍には齒輪を施せるもの

一　品質は九八とす。

一　鑄造費は二分を以て之に充て若し不足なるときは鑄造銀貨を以て之を支辨す。（中華民國公報）

○浙江省の財政困難　浙江省の財政困難は極點に達せるを以て財政司長張壽鏞は朱都督に稟申して官有財產の拂下方法五箇條の規定を商議せり。

一　官有財產中不用のものを拂下ぐ。

二　拂下方法は財政司より適當の人選をなし各縣に赴き知事商會と會して理由を說明し人民をして拂下に對する疑惑を解くこと。

三　財政司は別に評價委員を選びて評價せしめ以て拂下商人を募集す。

四　拂下代は中國銀行に預金とし隨意支出を許さず。

五　以上の方法は先づ杭州より始むるものとす（大共和報）

## 交通

○湖南鐵道國有問題　湖南鐵道線は粵漢鐵道主幹線の一大區域を爲すものなれば亟かに國有に回收し以て統一

を計るべきものなり故に已に湖南鐵道會社總理陳文瑋理事傅定祥を擧げて代表者と爲し北京に到りて交通部と協商せしめ期間を分ちて株式額を償還し又契約並に一切の回收方法を訂議せしめたり。

○北京西苑輕便鐵道敷設の出願　吉林商人鐘金權等は北京西苑は人煙輻輳したる著名繁盛の區域なるも道路迢として通行非常に困難を覺ゆ故に近頃西苑鐵道會社を設立し資本金三十萬兩を集めて西直門より頤和園に至る輕便鐵道を敷設し其線路は現在の石道路南方の水溝を塡塞し別に又た地を購買して停車場を設けんことを欲し現在已に交通部に敷設許可を出願したり然れども其許否未定なり。

○安徽省正陽鐵道敷設計畫　安徽省北の物產を揚子江に輸出する爲め安慶府との間に鐵道を敷設するの必要により該省農務總會、商務總會及正陽商務商會等聯合して安正鐵道株式會社を組織し北京交通部に省城（安慶府）より正陽關に至る鐵道を敷設せん事を出願したり又愈々全線竣成の後ちは更に線路を延長して正陽關より阜陽太和周家口を經て津浦鐵道の蚌埠に抵らんと計畫中なり

○同懷運煤鐵道敷設計畫　寶豐煤株式會社は懷仁縣小馬營澗の石炭鑛を開掘しつゝあるが出鑛頗る旺盛なり然るに運輸甚だ不便に感ずるを以て運煤鐵道を鑛山より大同府に至る約く六十餘淸里に敷設して張綏鐵道と連絡せんことを計畫し已に其地行政長官を經て交通部に出願したり。

○京熱鐵道線の調査　北京より熱河に至る鐵道は已に交通部より京奉總工程司李吉士、路政司技士王靖先、瓚曹を派遣して勘路員となし主事魏武英、李國驥を調査員となし出發調査せしめたり。（以上京津時報）

○川奥漢道狀況　川漢奥漢兩鐵道は民國の重要問題なり巨萬の借款を擁し何等見るべきものなかりしが、今次督辨岑春煊の武昌に赴任以來始めて其の端緒を得たり其の施設に關する調査狀況左の如し、

一、線路調査、湖南湖北廣東四川の該關係各省の線路に關しては前淸時代張之洞の大體測量規定を定め居たるも近時各省紛々爭亂或は該規定により或は全く別に線路を測量し歸一する處なし依りて各該省都督に代表者二名を漢口に派遣せしめ會合の上一定の方針を協定する事としたり。

一、株券の處分、從來の該鐵道の株券は（一）若し株主にして之を回收せんと欲せば株券に照し元利を返還す（二）然らざるものは鐵道株に引換すべしと云ふ。

一、權利の回收、中國各鐵道用材は多く日本及獨逸に仰ぎ巨利を壟斷せられつゝあるを以て貴州湖南等に就き之を採る事とし以て利權を回收し竝に財政部長に電請し各省都督に命じて免稅せしめ經費を節すべしと云ふ。

一、用途調査、奥漢鐵道は未だ工事の著手に至らざるに既に一千餘萬元を消費し居れども此金たるや外人に借り任意に消費を許さゝるものなり同鐵道坐辨顏德慶は其間に弊害の生ずるを怕れ李某を特派し嚴重に調査をなさしむる可しとのことなり。（時事新報）

○京奉鐵道の收入　京奉鐵道より交通部に報告せる去年の全線收支計算によりば收入千三百十八萬三千六百三十八元支出三百八十六萬六百五十三元にして九百三十六萬二千九百八十五元の利益を得たり之を一昨年に比すれば百三十四萬五千四百八十九元の增收なりと。（民立報）

## 實業

○昨年の山西貿易概況

△輸入品

鴉　片　印度より輸入最も多かりしが昨年末より禁煙の結果鴉片貿易は中止せられたり。

棉花製造品羊毛製造品の輸入額最も多かりき。

石　油　美孚油公司は山西省に於て代理店を設け其貿易增進の額殊に驚異に堪ふ該公司は一年間凡汽船五十四艘分を山西省に於て販賣す山西省に於る大街小巷に論無く該公司の石油を用ひざる者無し。四川

砂　糖　の砂糖商山西省に運搬して販賣すれども到底香港砂糖商の勢力に比す可くもあらず。

△輸出品

豆、麥、棉、油、芝麻、菜油、の數種にして牛革、羊皮、亦之れに次ぐ購買者は獨逸人過半を占む。

○大冶セメント會社の末路　大冶セメント會社は三菱に對する借款を返濟するに由無く遂に競賣に附することとなり五月二十九日其條件を公表せり卽ち左の如し。

（甲）財產全部

一、機械家屋、石山工場製品の全部

一、漢口亂泥湖地方の基地五百四十六畝

一、漢口諶家磯地方基地十六畝

（乙）投票條件

一、入札保證金十萬兩を三菱に向け差出す事

一、落札者は一兩日內に代價の全部を三菱に交附すべきこと

一、開票後入札價格が豫定價格に達せざる時は再入札に附すること（民立報）

○廣東の鹽業　廣東省の沿岸島嶼は製鹽業に有望なるを以て支那商人鄧伯立等發起となりて四百萬元の株式にて製鹽の計畫あり二十箇年間の免稅を政府に請へり其の計畫內容左の如し。

（一）西沙島防波堤約二十淸里建築費用約三十五萬元每年の製鹽額八十萬斤

（二）東沙島防波堤十五淸里、其費用約二十五萬元每年の製鹽額三十餘萬斤

（三）匈州島防波堤八十淸里、其費用百二十萬元每年の製鹽高百三十萬斤

（四）以外の各小島長波堤六十淸里、其費用百萬元、年產百五十萬斤（民立報）

○漢口商業の恐慌　漢口通信に曰く宋敎仁事件及び今回の借款事件發生以來謠言百出爲めに商務停滯甚しく長

江一帶の市場は殆んど閉鎖同様なり同じく漢口の呉服商雑貨商及首飾商等の組合は打撃を蒙むること甚しきにより大平會館に相會して之が救濟に關する相談會を開きて大局を臨定し若し今後變動あれば卽ち貨物一切を外國保險會社の保險に附し以て兵燹を免るゝことに定めたり猶又首飾商等は悉く外國居留地に移り以て兵禍を避くることとなれり。

各金銀商及支那銀行は市場の恐慌による前途の危惧に對し將來は一切取引を停止したれば之れに因り各商家は非常の影響を受け市場は頓に寥落を極めつゝあり。

毎年四月漢口呉服商及繭商は先を爭ふて各地に趣き繭を購買し更に外國商人及び蘇州浙江廣東省の商人に轉賣し之が金融は一切漢口銀行に依賴する者なる故銀行取引停止に遇ひたる故之等の商人は全部衰退の現況にありと云ふ。（神州日報）

○漢口商會の陳情　漢口方面にありては此頃謠言四方に起り人心定まらず市場は恐慌商務は動搖甚だし漢口商務總會々長李子雲君昨日其筋に向つて左の件を呈請せり。

一、紙幣　紙幣の價値跌落正に極點に達し現時在外流用紙幣一百三四十萬兩の缺額あり此れが爲め商民は莫大の影響を受けつゝあり願くば至急辦法を定め紙幣の價値を提起せられんことを乞ふ。

二、軍隊　漢口には現時軍隊駐屯し居り時々衝突ありこれが爲め商務の防害となる事甚だし且つ北軍携帶し來りたる紙幣貨幣共に一串を以て二百文に交換せんと欲す若し商人これを肯ぜざる時は乃ち野蠻の行爲を敢てす願はくは特に法を設け以て軍紀を維持し商民に害なき樣取り扱はれんことを乞ふ。（大漢報）

## 蒙古

○征蒙軍の敗北　征蒙軍第一師團が五月十一日西蘇尼特旗喇嘛廟に於ける敗軍は尋常一樣のものに非すして總司令官李奎元は臀部に貫通傷を受けたるを初めとし負傷兵の凡ては皆背後より銃丸を受け機關銃二門と糧食を失ふ事甚だ尠からず熱河圍場縣の電報局は頃日張家口電報局監督に打電して蒙古軍の侵掠を避けんが爲め同局の撤廢を請ひたるは如何に同地方が危急に瀕しつゝあるかを推するに足るべし現に在蒙の宣敎師は家族と共に連日に亘りて避難しつゝあり更に第一師の敗北のみならず山西歸綏將軍の派遣せる兵も又た西蘇尼特に於て大敗し滂江軍亦た利を失せり故を以て歸化縣に屬する包頭鎭及察哈爾境界の陶林縣相繼で守りを失せり。

如斯蒙古に接する邊境の軍務緊急となりたるにより張家口と多倫縣の電線は軍事上の重要線となり晝夜兼行して工を急ぎ五月二十二日に於て既に開通する事となり張家口を距る九十清里の什巴爾台に電報局を設立し以て軍事上の利便とせり。（新聞報）

○内蒙古の支那軍隊　陸軍部にては現在内蒙古に駐紮せる兵數を詳細に調査して表冊を作製したるが其内容左の如し。

甲區域　開魯縣より赤峰州古北口、喜峰口を經て朝陽に至る一帶、兵數二萬五千五百人

乙區域　烏珠穆沁多倫諾爾より打馬諾爾に至る一帶、四千五百人

丙區域　張家口頂家店天鎭より豐鎭に至る一帶、九千五百人

丁區域　歸化城寧遠陶林、包頭鎭、河特、木兒合龍與卡一帶、四千一百人

右總數四萬三千六百人（民立報）

○蒙古假政府の徵稅規則　庫倫の假政府は最近左の如き貿易稅を制定し部屬各地方に通告したり。

稅稅を徵收し以て國の需用に應ずるは國家たるものゝ皆視て以て要政とする所なり唯本蒙古は昨年國家創立以來稍救濟の止むべからざるものあり商人等の請ふに任せて屢々徵收の期を緩ふしたるも已に半歲を經過したる今日再び期を緩ふする事能はず故に本外務部は蒙古部屬の各地方にありて貿易せんとする商民に對し茶酒等の輸入品家畜及皮類等の輸出品に就きて從價五分の低廉なる稅を課し又各旗內にありて畜類を飼養するものは牧畜稅を徵收せんとし規則を制定して本年四月七日裁可を經同時に督辦稅務大臣に命して庫倫買賣城恰克圖烏里雅蘇台等の地方に人員を派遣し局を設けしめ愈々本月十八日より徵收に着手すべく依て稅務規則を頒付して一般に知悉せしむ向後商民等は固く規則に從て納稅し決して遲延するが如き事あるべからず若し任意に抗違し又は脫稅等の事ある場合には規定に從て懲罰し決して寬假することなし云々。

蒙古共報二年四月十六日

第一章　輸入稅則

第一條、凡そ商民等にして本蒙古屬下地方に在りて貿易し茶貨を輸入する際には實價に就き五分の稅を納付せしむ

第二條、商民等にして煙草酒類を輸入販賣する時は時價に從ひ百分の十稅を納付せしむ

第三條、商民にして茶酒類等を輸入し庫倫買賣城恰克圖烏里雅蘇臺及び蒙古各旗及沙畢郭圖克地方に至り貿易せんとする者は都城の稅局又は旗の關門に於いて所有貨物と淺狀とに照し引合はせ檢查を經章程に從つて納稅せしめたる上始めて貿易する事を許す

第四條、茶酒類を販賣せんとする商民にして庫倫買賣城恰克圖烏城等の稅局にて規定通り納稅したる上各旗地方に赴きて貿易せんとする者は淺るべき貨物數並賣價を報明し檢查を經證明を受領したる上貿易に從事することを得而して出張先きの旗にては重ねて徵稅することを得ず又已に納稅濟の殘存貨物を以て各旗に行きて貿易せんとする者も賣るべき貨物の數目及賣價を報明し稅局の檢查を經證明書を受領したる上出張貿易することを得出張先きの旗にては重ねて徵稅することを得ず

第五條、各旗及沙畢郭圖克地方に出張貿易する者は該旗四十里以內に住し隨時稅務を稽查せしむるに便ならしめ且つ保護に資するを要す

第二章　輸出稅則

第六條、商民等蒙古屬下地方より家畜獸及皮類等を輸出するものは實價につき五分の稅を完納せしむ

第七條、商民等蒙古屬下地方より家畜獸及皮類を輸出出境する際には或は庫倫買賣城恰克圖烏城等の處に於いて又は各旗及沙畢郭圖克地方に於いて或は其の旗に於いて夫々數量を稅局に報告して規定通り納稅すべし梱包せるものは梱包上に烙印を受けたる上輸出すべし

第八條、納稅證明書を有せるの貨物に對しては蒙古國內何れの地方に於ても

重て徵稅せらるることなし

第三章　牧場稅則

第九條、商民等は蒙古國管內の各旗地方に於いて左の四種類の家畜を飼養する際には開後每年三月九月兩月に牧場稅を納付するものとす但し本年は五月と九月に納付する事を要す

第十條、每年定期に各旗より吏員を專派し旗內にありて貿易に從事する商民等の飼養する家畜を詳查し駱駝一匹に就き牧場稅銀一兩馬、牛、は一匹に就き牧場稅銀五錢大羊は一匹銀一錢を徵收するものとす

第十一條、本年は九月に至り稅銀を查收す駱駝一匹牧場稅銀三錢馬駝牛犢一匹銀一錢山羊羊羔各一匹銀五分但し三月分は犢駒の稅を徵收せず

第四章　賞罰

第十二條　商民等若し稅務に違ふ時は當然納むべき稅額以外更らに十倍の懲罰を命じ並びに貿易を停止して直ちに原籍地に送回せしむ

第十三條、商民等脫稅を圖り又は物品を隱匿して害輸出入を行ふ場合には稅額以外更らに十倍の懲罰を行はしむ

## 西藏

### ○西藏に關する大總統令　大總統は五月二十五日

西藏に關する左の命令を宣布せり

昨年以來西藏地方騷亂に乘じ不逞の徒人民を殘害し寺院を焚却し百事皆廢し交通阻斷の狀なりしが今達賴喇嘛の特使邊務大喇嘛洛森吉麥郎結は雲南都督に書を送つて曰く達賴喇嘛は已に西藏の將士に停戰を命じたり請ふ委員を派して情況を調查せしめたし云々之れ達賴喇嘛等が中央政府を翼贊し平和を平望せるの意あるを知るべし誠に嘉賞すべし

依て四川都督及び各部下に命じ兵士を飭して鄉閭を綏撫し寺廟を保護せしめ且つ僧民をして禍害を脫せしむべし前淸時代所定の境界は依然として有功なれば支那軍隊は江達以西に駐紮するを得ず附近の西藏人にして叛亂の證跡なければ猥りに接近すべからず、若し支那軍隊にして紛擾せば中央政府に報告すべし西藏の僧民も亦支那軍隊と抗拒し支那人を驅逐することなかれ然らば卽ち民國政府は自ら平和の手段を講ずる所あるべし云々、（政治公報）

### ○西藏及支那の媾和　西藏の媾和要求に對し大總統は尹昌衡に電令して左の二項を提議せしめたり

一、會議未決前支那官吏の退去を迫らざること

二、西藏人の要求未許可の間は自由行動をなさゞること

達賴喇嘛の要求する所は左の四項なり

一、敎權を恢復し且つ保護を加ふべし

二、支那人は喇嘛敎を侮蔑するを得ず

三、西藏に干する重大事件は支那と協商すべし但し支那は西藏に省制を施くを得ず且つ駐藏兵は二百名に制限すべし

四、征藏軍を撤退すべし　（震旦日報）

### ○西藏選出議員　西藏選出議員は五月十五日選擧結了したるを以て同選擧事務所より內務總長に其當選人名を報告したり左の如し

參議院議員前藏　頓柱羅布、札希土噶、王賡、厦札噶布倫

孫毓筠

後藏　江贊桑布、傳諧、厦仲阿旺益喜、騰煥辰
程克、
衆議院議員前藏　一喜託美、王弍　康士鐸　薛大可　羅桑
班爵
後藏　方貞　江天鐸　阿旺根敦　恩華　蘇麻的
（政治公報）

## 命令法律

五月十三日　陸軍會計審查分處條例發布
同　十五日　警察服制令公布
同　吉林東南觀察使をして琿春稅關事務を廣西鎭南觀察使をして龍州稅關事務を雲南鎭西觀察使をして騰越稅關事務を兼管せしむ
同　國務總理趙秉鈞に再賜暇十五日許可
同　黃興の上將任命を取消し補官證書を交付せず
同　十六日　步兵操典公布
同　十七日　擔架術教育令公布
同二十一日　外交部令にて特派各省交涉員及各埠交涉員職務通則及公文書程式令發布
同二十四日　甘肅統領周務學は政治に干預し誣告捏造をなしたるにより陸軍少將銜を取消し陸軍々事會議に附して懲戒せしむ
同二十五日　西藏に關する命令
同二十六日　徐寶山慶鄒並に暗殺者嚴査の命令

## 叙任辭令

主なる叙任辭令左の如し

湖北荆州鎭守使（五月十四日）　丁槐
暫署福建内務司長　劉瀛
管理新舊參房城内官房事務　志鈞
同上　治格
陸軍少將（十五日）　王體端
同　陳楗
同　劉錫鈞
同　陳金勝
財政總長周學熙一個月賜暇中臨時代理（十六日）　財政次長　梁士詒
甘肅都督府副官長　田永楨
憲兵上校陸軍少將銜加授　周斗山
步兵上校同上　楊彭齡、湯心存、張炳璜
騎兵上校同上　唐豸
輜重兵上校同上　江儁
依願免職　工商部僉事　李漢丞、錢永銘、華封祝
　余懷清
工商部技正　吳鍾麟、潘承業、劉式、
工商部僉事　彭世俊、
同　蔣拯　王崇文
海軍部司長

海軍南京軍官學校々長　饒懷文
芝罘海軍學校々長　鄭祖彝
依願免職　海軍部祕書　陳宗雍
海軍部祕書　陳　震
小呂宋總領事　劉　毅
免職の上本部勤務を命す小呂宋總領事楊書雯
署理紐約領事　楊毓瑩
衆署廂紅旗護軍統領（十七日）　治　格
依願免職　國務院祕書　恩　華
國務院祕書　何　煜
依願免職　暫署敎育部參事　楊曾諳
署敎育部參事　鍾觀光　蔣維喬　湯　中
署敎育部祕書　王相齡　路孝植
江南留鄂陸軍第一師參謀長　徐源森
陸軍少將（十八日）　吳金彪
熱河都統祕書　壽鵬飛　谷正清　鄭慶餘
同軍務廳長　吳明亮
同內務廳長　舒和鈞
同財政廳長　李大鈞
同敎育廳長　趙廷黻
同實業廳長　胡家鈺
同蒙旗廳長　楊　楷
同外交專員　希里薩喇
同司法籌備專員　祝毓英
王克家
同技正　劉善淞
直隸國稅廳籌備處熱河分處長（三日付）羅振方
河南國稅廳籌備處坐辦（三日付）　左忠謂
依願免職上京を命す（十九日）湖北都督府參謀長　吳醒漢
湖北都督府參謀長　金永炎
湖北陸軍第三師第五旅長　吳德振
陸軍第二豫備學校長　應龍翔
陸軍中將（五月二十日）　張我權
陸軍少將陸軍中將銜加授　王傳烱
陸軍少將　宋安樞　陳朝政
依願免職　湖南民政司長　仇　鰲
湖南內務司長　蕭仲祁
湖南司法籌備處長　徐鍾衡
徐處長着任迄暫時代理　劉庚先
陸軍步兵上校、陸軍少將加授　劉成貴　張文松
免本官　湖北陸軍少將銜步兵上校　呂丹書
陸軍第十四師步兵第二十七旅長（二十一日）　蔣國斌
廣西陸軍第一師參謀長（二十二日）周郁文
同第二師同　董　培
晉北權運局長　裴景元
仰光領事館隨習領事署理　楊鎭昌
陸軍中將（二十三日）　張懷芝
勳二位を授く（六日付）　章炳麟
湖北財政司長署理（二十四日）　李　欽
米國博覽會監督兼籌備巴拿馬博覽會事務局々長　陳琪

依願免職　甘肅省城警察廳長　李于錡
甘肅省城警察廳長　楊丙榮
雲南省城警察廳長　黃毓箎
鎭越鐵道警察廳長　稽祖佑
步兵上校陸軍少將銜　徐于爲
駐日分館主事署理　鄭慶餘
紐約領事館隨習署理　陸國祺
署甘肅提督（二十五日）　焦大聚
本任に復せしむ　甘肅肅州鎭總兵　柴洪山
海牙鴉片禁止會議全權代表に任す（二十六日）　顏惠慶
陸軍中將　徐寶珍
熱河都統府參謀長　舒和鈞
奉天陸軍第二十七師參謀長　劉恩鴻
江蘇實業司長（二十七日）　季新益
陸軍少將銜（二十八日）　吳德振
署宜昌權運局長　呂達先
沙市運銷局々長　舒志觀

## 各省通信

### ○雲南通信　（五月十四日）

拜啓仕候、今年も大理の平原には罌粟の花麗しく咲き、明家族（ミンチャ）の少女は阿片烟に樂しき歌を謠ひ居り申候。蔡都督は隨分嚴命を下して阿片の採培を禁じ申し候へ共、阿片收の爲めに派遣されし兵士の多くは贈賄せらるゝか又は非常なる反抗を被り、遂に雲南阿片の收穫をして平年に劣らざるものと致候、實に雲南の如く到る處山又山の癖地にして、他の如何なる農作物を以てするも之を輸出すべき交通路と機關なく、馬運を以てするも一頭一日十里以內の道路を七八十斤のものを運ぶのみ、土人の多くは肩運にて市場へ運出するを以て、阿片の如く小量にして金高の張るものに非れば到底耕作の價値無之候。殊に雲南にては阿片は通貨たる性質を有し、旅行者も商人も支拂は阿片にて致し居り候のみならず、數百年來阿片を植ゑ付け來りしものを今一朝にして停止せんとするも中々に困難のこと〻被察候。

省城は其後大變化無く、日本人側は依然保田洋行あるのみ、之に反して獨佛の活動は稍々注意すべきもの有之候。アーノルド・カーバーグ商會は今回當地に支店を設け、（英國商人は未だ無之候）カールウッツの如きは一師團全部の軍器一切（山砲をも含む）を請負ひ、本年九月迄に引渡す由に候。さらぬだに貧困なる此雲南省に於て、大金を出して獨逸より軍器を購入するの理由は小生等には到底發見する能はず候。阿片禁止と共に人民は塗炭に苦み、鐵道、鑛山其他生產的事業は爲すべく大に橫はれるにも拘らず、不要なる武器の買入は返すゞ〻も遺憾と奉存候。

南北の風雲急なるや、ロイテル電報さへ通ぜず、今や雲南の電報局は官家の獨占する處と相成申候以上。

### ○河南荊紫關より　（五月十五日）

聞くが如くんば南方湖南省に於ては阿片禁止の爲め某地に於て十人計りの人間を一寺院に押し込めて生きたるまゝ焼き殺し、又一家族を全部射殺し、其家族中には若き娘、幼き子供もありし由、當地にても日に阿片の爲めに慘劇を演じ申候。元來當地は河南の西端に位し、人口より申せば僅に一萬五千計りにて、附近の耕地は從來は阿片のみ採培致居候。然るに昨年末阿片禁止の命下り、凡ての罌粟は全然苅り取ることゝ相成り今や殆んど阿片の影を見ず候。然るに畑の中には苅り漏したる一二本の阿片が今尚ポツ〳〵と見受けられ候處、當地より三十哩計りの地高某なるものの管理地にも此種のもの有之、爲めに正直にして忠願の評判高き高某は日頃我が畑には阿片一本も無しと誇り居たるにも拘らず、突然警察に召喚され、三百兩の罰金に處せられしも高某は之を承知せざりし爲め、遂に六十餘歳の老體を以て三十哩の間炎熱雨露に晒され、食事も與へられずして當地に護送せられ候。當地の爲政者は二十餘歳の弱年者にして、日々淫亂に耽り居るもの、何等の審問を試みず、無論調査も致さずして直ちに五百兩の罰金に處し、高は罰金を支拂ふこと能はざるを以て三百の刑に處せられ、漸く棚外に放免せられしも翌朝死亡仕候。此仕打を見たる當地人民は憤慨甚しく、若し共和政治とは此の如きものなりとせば、我等は專制君主の爲めに起て直ちに戈を取るべしと叫び、又かゝる民人を煽動するものを生じ、かくて河南は匪徒絶えず候。匆々

## ○香港短信　（五月十九日）

盛なる競馬も終り、又本日は雨天にも拘らず射撃會あり、外人の此方面に於ける活動は我々には少しく意想外に有之候。

殖民大臣レウィス・ハーコート氏は今回香港に於ける外國通貨の使用禁止案に贊成仕候。該法案によれば外國の銀貨白銅貨は一切當地へ輸入又は流通することを禁じ、且つ香上銀行、花旗銀行、印度通商銀行以外の紙幣も通用せしむる能はず、我が正金銀行にては當地にては兌換券を發行し居らざるも多少の打撃かと申存候、又臺灣銀行は南支那に大々的發展を試みんと企圖しつゝある折柄、此通貨の制限問題は多少其活動に不便を與ふる無きかと考へられ候。

## ○在貴州某氏より　（五月二日附）
### 鎭遠にて

最近貴州省に於ては百萬弗の地方債を募集仕候、無論一人の應ずるものも無之かと思はれ候へ共之も借款流行の一端を語るものにて實際を云へば貴州の人民は通貨の缺乏殊に銀無き爲めに非常に困難なる狀態に陷り居り候、加ふるに例の阿片問題は再び英支間條約改訂と迄潜ぎ付けたる勢なれば、當地附近にても文武官揃て切りに阿片撲滅の法を講じ、先日一小村落にて稍々反抗態度を取るものあり、爲めに忽ち官家の討伐に遇ひ、六十餘名は射殺せられたりとのことに候、全省殆ど阿片收穫を見ざるべしとのことに候

爲めに產業界の悲慘なる狀態に言語に絕し、商況も至て不活潑にて、昨年の今頃に比すれば稍々回復の色ありと云ふ位に候。貴州都督は近く阿片の專賣を實行して喫煙の陋習を打破すべしとのことに候。

## ○湖南省の水害（順天時報五月廿二日）

湖南連日大雨打續き河水汎濫して災害殊の外甚だしく上流は衡州醴陵湘鄉湘潭及各口岸より下は省城西北門外新河口沙湖洲三汲磯諸港喬口湘陰廬林潭に至るまで凡そ沿河各處の居民の居宇は水齊しく軒に及び男女老幼僅に屋根に上りて其難をさけんとせしも而も雨勢尙止まず遂に民家の流夫人畜の死傷數を知らず實に其慘膽たる光景名狀すべからざるものなりき恰も此報に接したる都督は直ちに委員を派して其慘狀を巡視せしめ尙一方賑恤を行うて之れが救濟の道を講じつゝあり

同省河水警局の報告によるに該局駐在の水陸洲藥家廟地方は原と羨山に係り古墳墓累々たるの地水勢洶湧山地爲めに崩壞し白骨所々に曝露して見るに忍びず、水勢退落するを俟ち法を設けて之が救濟に盡さんとす

長沙府屬新康屯各鎭鄉は頻年水災に因りて居民流離し困苦已に其極點に達し本年の植付は多く借財によりて之をなす然るに圖らざりき今又此水災を被り屋宇流失田園荒廢す、而して未だ水害を被らざるの地方と雖も亦連日の大雨の爲めに秧苗次第に枯れて又如何ともすべからず鄉民手を束ねて策の施すべきなく只食之れ求むるの有樣にして富者爲めに其居に安せず貧者亦殆んど生色無し、

麻陽の地たる上は貴州省に通じ下は辰陽に達す每年米產豐かに各省より米船同地に赴き購運する者絡繹として絕へず然るに昨年洪水の爲めに到る處堤防崩潰し收穫十分の三を減じ價格大に上騰せり近日又各處水災により該縣の取糧無く每石其價格の增騰十餘串に及び且つ僅かに取儲するものと雖も敢て出賣を肯せず貧民日に窮し形勢頗る不穩なりと、

## ○國務員の近況

△段總理代理は國務院に出席すれども重大の事件に付ては一切責任を負はず

△內務次長言敦源は又々請暇中

△財政梁次長は責任問題は凡て大總統の指令を請ひ自ら局に當るを避けつゝあり

△教育董次長は前總長と衝突後辭意切にして中央學會の選擧等に付き一切等閑に附し事務を視ず

△司法許總長は病氣休暇中

△海軍總長は墺國借款に付て議會の質問に困し辭職の意あり

△教育、商工、內務、財政何れも次長代理なり（民立報）

# 附錄

## 進步黨々則

### 第一章　綱領

第一條　本黨は定名して進步黨と云ふ

第二條　本黨々議左の如し

一、國家主義を取り强善政府を建設す

二、人民の公意を尊び法賦の自由を擁護す

三、世界の大勢に應じて平和實利を增進す

第三條　本黨は國內の政象を審察し、時々政見を發表し、黨議の實行を謀る

### 第二章　黨員

第四條　凡そ本黨々議に贊同し、公民の資格を有するものは本黨々員となす

第五條　入黨せんとするものは願書と共に本黨々員二名の紹介を以て本部所在地なれば理事長、支部所在地なれば本部長の認可を經て黨證を受領すべし

第六條　黨員にして脫黨せんとする場合には其旨正式に本黨に通告すると共に黨證を返還すべし。脫黨以前に於ては他黨々員を兼ぬるを得ず

第七條　黨員は其個人の行爲に本黨の名を用ゐるを得ず。

第八條　黨員にして黨規に違背し、黨の名譽を損傷するものある時は職員會の多數決議によりて除名を宣告することを得。個人的行爲によりて公民たる資格を失ふものは當然其黨籍を消除せらる

### 第三章　機關

第九條　本黨は本部を國都に設け、全國黨務を綜理し、各交通處各支部及各通訊所を統轄す

第十條　本部に於て必要と認むる地點に交通處を設く

第十一條　各省々城及內外蒙古青海西藏に支部を設け各縣に分部を設く

本部は情形を酌量して各省に二以上の支部を設くることを得

第十二條　各縣の重要地又は僻遠の鄉鎭に通訊所を設け分部に隸屬せしむ

第十三條　支那人の在留する外國各埠には本部より分部を酌設す

### 第四章　職員

第十四條　本黨に理事長一人を設け全黨を代表して黨務を綜理す。理事長は本部大會に於て公擧し、任期三年とす

第十五條　本黨に理事若干人を設け理事長と協同して黨務を綜理す、理事は本部大會に於て公擧し、任期三年とす

第十六條　本黨に參議若干人を設け、理事長及理事の諮詢に備ふ。參議は理事長及理事より公同推薦し、任期三年とす

第十七條　本黨に政務部及黨務部を設く、其組織左の如し

政務部は主として政況を調査し、政策を研究す、政務部に左の七科を置く

法制科　財政經濟科　外交科　軍政科
敎育科　地方自治科　庶政科

右各科編則は別に之を定む

黨務部は主として黨中一切の事務を執行す、黨務部に左の五科を置く

文牘科　會計科　交際科　支部科　庶務科

右各科の編則は別に之を定む

第十八條　政務部及黨務部に各部長一人、副部長二人を設け、各科に主任一人副主任二人幹事若干人を設く

部長副部長及び各科主任副主任幹事は理事長及理事に於て公同指任し其任期二年とす。但し政務部の各分科は各幹事に於て自由に之を選擇することを得

第十九條　職員は皆再任することを得

## 第五章　會議

第二十條　本黨は每年一回代表者の大會を開き其年の國會に於て主張すべき政策、大統領候補者等を決定す

代表者大會は各支部代表者、本部職員及本黨現在及前任國會議員、現任國務員を以て組織す、各支部の代表者は一支部に付き二人以內に限る

代表者大會の集合地及期日は開會二ヶ月前に本部より布告す

第二十一條　本黨は每年一回本部大會を開き黨中一切の事務に付て報告す

本部大會は各支部代表者、本部職員、本黨現任及前任國會議員、現任國務員及本部所在地の黨員を以て之を組織す

本部大會は每年國會開會前に於て本部所在地に於て之を開く

第二十二條　臨時重要事件ある時は職員會の決議を經て特別會を開き之を討論す。特別會は本部職員及び本黨現任國務員國會議員を以て之を組織す

第二十三條　本黨は每月一回職員會を開き一切の通常事件を決議す

職員會は本部職員を以て之を組織す

## 第六章　支部、分部、交通處、通訊所

### 通則

第二十四條　本黨支部に支部長及副支部長を設け、該部黨員より選擧し、理事長理事より認可して之を委任す

本黨分部長及副長は該分部黨員之を選舉し、支部を經て本部に通知し、理事長理事より認可して之を委任す

第二十五條　本黨交通處に處長副長及幹事若干名を設け、理事長理事より之を指任す

第二十六條　支部分部は參議を設けて支部長及副長の諮詢に備ふることを得

參議は支部長及副長より公同推任す

第二十七條　支部分部は本部黨務部の組織に從て各科幹事を分設し情形を酌量しは幹事の數を增減することを得

幹事は支部長副部長より指命す

第二十八條　本黨通訊處々長及副處長は該縣分部職員會に於て指命す

第二十九條　通訊處は情形を酌量して該處長副處長より代理員を指命することを得

第三十條　各支部及分部は其地方政務に對して自ら方針を決定することを得、但本部に於て其事務を審察し、本部の議決ある時は其議案を本部に提歸せしむることを得

全國に關係ある政務に就ては支部及分部は之を本部に建議し本部に於て之を議決することを得

第三十一條　支部は本部を維持するの義務あると共に本部の扶助を受くる權利あり、分部の支部に對する關係亦同じ

第三十二條　各支部は黨員名簿を作り每月本部に報告すべし。其收支計算書は每年之を本部に報告すべし。分部の支部に對する關係亦同じ

第三十三條　支部分部交通處通訊處の細則は各々之を定む

## 第七章　會計

第三十四條　本黨經費は左記各項を以て之に充つ

一、入黨費　每人一圓

二、常年捐　同年二圓

三、特別捐　寄附

第三十五條　本黨每年の出入款項は會計科より帳簿を作成し、理事及黨務部長副長之を指定す

## 第八章　附則

第三十六條　本黨々章は本黨職員會又は支部代表三分の一以上より提議ありたる場合に代表者大會過半數の議決を經て之を修正することを得

# 各省特派交涉員及各埠交涉員職務通則

外交部令第一百六十二號

中華民國二年五月二十一日

第一條　各省に特派交涉員を設け外交部特派某省交涉員と稱し外交總長の命を承け全省の外交行政事務を司る

各通商巨埠に交涉員を分設し外交部某省某埠交涉員と稱し外交總長の命を承け各埠の外交行政事務を辨理す

第二號　特派交涉員及各埠交涉員は均しく該省行政長官の監督を受くべし

各埠交涉員は其職務上に關する事務に付ては本部に報告する以外に該省特派交涉員に報告するを要す又全省の外交行政に關する事件に對しては特派交涉員と協議の上辨理すべし

第三條　特派交涉員及各埠交涉員は其の職務の範圍內に於て事務の性質上軍事及び地方行政に相關係する事項は必ず都督又は民政長を經由して本部に報告すると共に隨時都督又は民政長と協議して辨理することを得

特派交涉員及各埠交涉員は其の職務上の事項は必ず地方行政司法の各官廳軍隊等を經由して本部に報告すると共に隨時當該各長官に夫々照會して辨理することを得

特派交涉員及各埠交涉員の各官署及官吏に對する公文書式は別に部令を以て之を定む

第四條　特派交涉員の官署は外交部某省交涉署と稱す、各埠交涉員の官署は外交部某省某埠交涉分署と稱す

第五條　交涉署及分署は各該交涉員を以て署長となすの外左の職員を置く

科長

科員

第六條　特派交涉員は外交總長より國務總理を經て任命す（簡任官）各埠交涉員は外交總長より國務總理を經て任命す（薦任官）

第七條　科長科員は該署長官より外交總長に呈報して任命す（委任官）

第八條　特派交涉員及各埠交涉員の任用資格左の如し

一、外交官領事官任用暫行章程第六第七條記載の資格あるもの

二、曾て各省交涉事務員たりしもの

第九條　交涉署及同分署委任官の資格は科長以外は外國語に通達する以外に現行委任文官任用令に規定せる資格あるを要す

第十條　科長の員數は各署は四人以內とし各分署は三人以內とす科員の員數は各署は八人以內とし各分署は七人以內とす

科長科員の員數は別に表を以て之を定む

第十一條　交涉署に左の四科を設く

第一科　總務事項を司る

第二科　交際事項を司る

第三科　外政事項を司る

第四科　通商事項を司る

交涉分署に三科を設け該署長より上記各科の事務を分配す

第十二條　特派交涉員各埠交涉員及科長科員の俸給は別に表を以て之れを定む

第十三條　交涉署及分署の公費は別に表を以て之れを定む

第十四條　科長科員の勤勉にして功勞あるものに對しては該署長より酌量の上手當を給す但し本俸の五割以內に限る

第十五條　交涉署及分署の科長として三年以上服務せるものは該署長より外交總長に呈報し本部主事に調用するこ

とあるべし又薦任官の資格あるものは檢事に缺員する場合には薦任に拔擢することあるべし

第十六條　交涉署及分署の文書及庶務を處理する爲め若干の雇員を置くことを得

第十七條　特派交涉員及各埠交涉員の直轄區域は別表を以て之れを定む

第十八條　特派交涉員及各埠交涉員は本通則の範圍內に於て辨事細則を擬訂し外交總長に查定許可を呈請する事を得

第十九條　本通則は公布の日より之を施行す

（四月二十三日政府公報）

# 滿鮮國境關稅低減取極公文

朝鮮より若くは朝鮮を通過して滿洲に輸入せられ又は滿洲より朝鮮に若くは朝鮮を通過して輸出せらるゝ安東經由鐵道貨物に對する減稅特典に關する日支兩國取極の公文は左の如し

第一條　滿洲より鐵道に依り新義州以遠の各地に仕向けらるゝ有稅貨物及新義州以遠の各地より鐵道に依り滿洲に仕向けらるゝ有稅貨物に對しては各海關稅率三分の二の輸出稅を課す

第二條　新義州より更に鴨綠江水路を取り他に輸送すべき目的を以て鐵道に依り滿洲より輸出せられ又は該水路に依り新義州に到着して更に鐵道に依り滿洲に輸入せらるる貨物は前記減稅の特典を受くることを得ず、從て滿洲より鐵道に依り新義州に輸出せらるゝ一切の有稅貨物には關稅金額を課するも左記の貨物に限り其の三分の一の拂戾を爲すものとす

（イ）新義州に於て地方的消費に供せらるゝもの

（ロ）滿洲輸出の日より二年以內に更に鐵道に依り新義州以遠に輸送せらるゝもの

前記（イ）の貨物に關しては新義州稅關發給の輸入免狀（輸入稅仕拂濟を證せるもの）（ロ）の貨物に關しては安東稅關に於て、原輸出貨物たることを識別し得るに必要なる、細目を記載せる新義州稅關發給の運送免狀を以て當該貨物が關稅三分の一の拂戾を受くるに必要なる條件を具備するの證憑と認む

本條第一項に記載するものを除くの外新義州より鐵道に依り滿州に輸入せらるゝ有稅貨物は船便により到着したるものに非ざることを明記せる新義州稅關發給の輸出又は運送免狀を添附するに於ては海關稅率三分の二の輸入稅を課せらるべし

朝鮮稅關手續きに何等變更ありたる場合には本條記載の貨物に關する支那海關手續きも亦改正を要することあるべし

第三條　三分の一減稅の特典を受けて滿洲の內地に仕向けらるゝ貨物に對する抵代稅は海關稅率の三分の一卽ち既

納三分の二輸入稅の半額とす

第四條　三分の一減稅の特典を受けて安東に輸入せられ次で鐵道に依り滿洲以外の條約港若くは支那本部各省の內地に仕向けられ又は海路滿洲若くは支那本部に仕向けらるゝ貨物は支那海關に右既減額を納入するに非らざれば條約の規定に基き外國輸入品に適用せらるべき普通の稅關取扱を受くることを得ざるものとす

第五條　申告者は英文及支那文の申告書の外左の事項を記載せる鐵道運送狀の副本を提出することを要す

出荷者の氏名及成るべくは荷受主の氏名發荷地（停車場名）仕向地（停車場名）品名容量重量包裝符號記號番號等及成るべくは其の價格並鐵道係員の署名

第六條　朝鮮稅關及支那海關は各其所屬國の收入を害すべき詐欺行爲を防遏する爲共助するの主義を承認す

一九一三年五月二十九日北京に於て

日本國特命全權公使　伊集院彥吉印

總稅務司　エス、エー、アグレン印

## 寄贈圖書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 通商公報 | 每號 | 外務省通商局 | |
| 東洋時報 | 同 | 東洋協會 | |
| 貿易通報 | 同 | 大阪商業會議所 | |
| 農商務省商品陳列館報告 | 同 | 農商務省商務局 | |
| 國家學會雜誌 | 同 | 國家學會 | |
| 地學雜誌 | 同 | 地學教會 | |
| 水產 | 同 | 大日本水產會 | |
| 水交社記事 | 同 | 水交社 | |
| 民國經濟雜誌 | 同 | 武昌某社 | |
| 中國實業雜誌 | 同 | 東京某社 | |
| 愛人 | 第一號 | 上海某社 | |
| 統計年鑑（四十四年度） | | 木浦商業會議所 | |
| 朝鮮總督府施政年報（四十四年度） | | 朝鮮總督府 | |
| 東邦協會々報 | 每號 | 某會 | |
| 岐阜縣教育會々報 | 同 | 某會 | |
| 國民經濟雜誌 | 同 | 某社 | |
| 東洋經濟新報 | 同 | 某社 | |
| 支那鑛業時報 | 第廿號 | 滿鐵公所 | |
| 學燈 | 每號 | 丸善 | |
| 朝鮮總督府月報 | 同 | 朝鮮總督府 | |
| 國際法外交雜誌 | 同 | 國際法學會 | |
| 長崎商業會議所月報 | 同 | 同會議所 | |
| 關東州に於ける司法 | | 京都法學會 | |
| 上野敎育雜誌 | 每號 | 某會 | |
| 支那時報 | 同 | 外務省 | |
| 大連實業雜誌 | 同 | 大連實業會 | |
| 商工彙報 | 同 | 農商務省 | |
| 外交時報 | 同 | 某社 | |
| 帝國鐵道協會々報 | 同 | 某會 | |
| 統計年報（四十四年度） | | 名古屋商業會議所 | |
| 山林公報 | 每號 | 農商務省 | |
| 學報 | 同 | 慶應義塾 | |
| 京都法學協會雜誌 | 同 | 京都法學協會 | |
| 極東 | 同 | 極東雜誌社 | |
| 新支那 | 同 | 北京某社 | |
| 小樽商業會議所月報 | 同 | 同會議所 | |
| 德島商業會議所月報 | | 同會議所 | |
| 天津商工彙報 | | 天津商業會議所 | |
| 上海日本人實業協會報告 | | | |
| 南滿洲經濟調查資料 | | | |

| 每月二回發行 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 定價 | 冊數 | 定價 | 郵稅無料 | 廣告料 | |
| | 一冊 | 二十錢 | | 特等（半頁） | 一頁 三十圓 |
| 十二冊（半年分） | | 二圓二十五錢 | | 一等（半頁） | 一頁 二十圓 |
| 二十四冊（一年分） | | 四圓五十錢 | | 二等（半頁） | 一頁 十五圓 |
| | | | | | 半頁 八圓 |

支那　大正二年六月十三日印刷
大正二年六月十五日發行

發行兼編輯者　東京市本郷區駒込富士前町四十三番地　山內嵓
印刷者　東京市本所區番場町四番地　平井登
印刷所　東京市本所區番場町四番地　凸版印刷株式會社本所分工場
發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調查編纂部　電話新橋二二一七番　振替口座東京九七三〇番
大賣捌所　東京市神田區表神保町　東京堂書店
同　東京市京橋區尾張町二ノ二　東海堂
同　京橋區元數寄屋町三ノ七　北隆館
廣告取次所　東京市赤坂區青山南町二ノ六五　同文社

納三分の二輸入稅の半額とす

第四條　三分の一減稅の特典を受けて安東に輸入せられ次で鐵道に依り滿洲以外の條約港若くは支那本部各省の內地に仕向けられ又は海路滿洲若くは支那本部に仕向けらるゝ貨物は支那海關に右既減額を納入するに非らざれば條約の規定に基き外國輸入品に適用せらるべき普通の稅關取扱を受くることを得ざるものとす

第五條　申告者は英文及支那文の申告書の外左の事項を記載せる鐵道運送狀の副本を提出することを要す

出荷者の氏名及成るべくは荷受主の氏名發荷地（停車場名）仕向地（停車場名）品名容量重量包裝符號記號番號等及成るべくは其の價格並鐵道係員の署名

第六條　朝鮮稅關及支那海關は各其所屬國の收入を害すべき詐欺行爲を防遏する爲共助するの主義を承認す

一九一三年五月二十九日北京に於て

日本國特命全權公使　伊集院彥吉印

總稅務司　エス、エー、アグレン印

## 寄贈圖書

| | | |
|---|---|---|
| 通商公報 | 每號 | 外務省通商局 |
| 東洋時報 | 同 | 東洋協會 |
| 貿易通報 | 同 | 大阪商業會議所 |
| 農商務省商品陳列館報告 | 同 | 農商務省商務局 |
| 國家學會雜誌 | 同 | 國家學會 |
| 地學雜誌 | 同 | 地學敎會 |
| 水產 | 同 | 大日本水產會 |
| 水交社記事 | 同 | 水交社 |
| 民國經濟雜誌 | 同 | 武昌其社 |
| 中國實業雜誌 | 同 | 東京其社 |
| 愛人 | 第一號 | 上海其社 |
| 統計年鑑（四十四年度） | | 朝鮮總督府 |
| 朝鮮總督府施政年報（四十四年度） | | 朝鮮總督府 |
| 東邦協會々報 | 每號 | 其會 |
| 岐阜縣敎育會々報 | 同 | 其會 |
| 國民經濟雜誌 | 同 | 其社 |
| 東洋經濟新報 | 同 | 其社 |
| 支那續業時報 | 第廿號 | 滿鐵公所 |
| 學燈 | 每號 | 丸善 |
| 朝鮮總督府月報 | 同 | 朝鮮總督府 |
| 國際法外交雜誌 | 同 | 國際法學會 |
| 長崎商業會議所月報 | | 同會議所 |
| 關東州に於ける司法 | | 京都法學會 |
| 上野敎育雜誌 | 每號 | 其會 |
| 支那時報 | 同 | 外務省 |
| 大連實業雜誌 | 同 | 大連實業會 |
| 商工彙報 | 同 | 農商務省 |
| 外交時報 | 同 | 其社 |
| 帝國鐵道協會々報 | 同 | 其會 |
| 統計年報（四十四年度） | | 名古屋商業會議所 |
| 山林公報 | | 農商務省 |
| 學報 | 每號 | 慶應義塾 |
| 京都法學協會雜誌 | 同 | 京都法學協會 |
| 極東 | 同 | 極東雜誌社 |
| 新支那 | 同 | 北京其社 |
| 小樽商業會議所月報 | | 同會議所 |
| 德島商業會議所月報 | | 同會議所 |
| 天津商工彙報 | 每號 | 天津商業會議所 |
| 上海日本人實業協會報告 | | |
| 南滿洲經濟調查資料 | | |

| 每月二回發行 | | | |
|---|---|---|---|
| 定價 | 冊數 | 定價 | 郵稅料 |
| | 一冊 | 二十錢 | 無 |
| | 十二冊（半年分） | 二圓二十五錢 | |
| | 二十四冊（一年分） | 四圓五十錢 | |

| 廣告料 | | |
|---|---|---|
| 特等 一頁 半頁 | 三十圓 | 十八圓 |
| 一等 一頁 半頁 | 二十圓 | 十二圓 |
| 二等 一頁 半頁 | 十五圓 | 八 |

支那 大正二年六月十三日印刷
大正二年六月十五日發行

發行兼編輯者 東京市本鄉區駒込富士前町四十三番地 山內嵓

印刷者 東京市本所區番場町四番地 平井登

印刷所 東京市本所區番場町四番地 凸版印刷株式會社本所分工場

發行所 東京市赤坂區溜池町二番地 東亞同文會調査編纂部 電話新橋二二一七番 振替口座東京九七三〇番

大賣捌所 東京市神田區表神保町 東京堂書店

同 東京市京橋區尾張町二ノ二 東海堂

同 京橋區元數寄屋町三ノ七 北隆館

廣告取次所 東京市赤坂區青山南町二ノ六五 同文社

# 不可不讀

## 再版

# 蒙古及蒙古人

蒙古土爾扈特王題寺內陸軍大臣題
牧野前文部大臣序
福島參謀次長序

露國帝立地理學會藏版
蒙古文學博士 ボズドネエフ著
故文學博士 那珂通世校閱
東亞同文會編纂局飜譯

紙數約八百頁
總クロース製
蒙古地圖寫眞版
三十種挿入

**定價金貳圓五拾錢** 郵送料 內地十八錢 清韓三十五錢

本書は蒙古研究の泰斗たる露國蒙古文學博士ボズドネエフ氏が實地調査の結果にして山河道路の形勢より政治、經濟、宗教、社會狀態より人種學考古學に及ぶまで苟くも蒙古百般の事情網羅されざるなし **今や世界の耳目は將に蒙古の天地に集中す** 東亞の大勢に注目するもの必ず一讀せざるべからざる良著なり敢て江湖に薦む


發行所

東京市赤坂區溜池二番地

**東亞同文會調査編纂部**
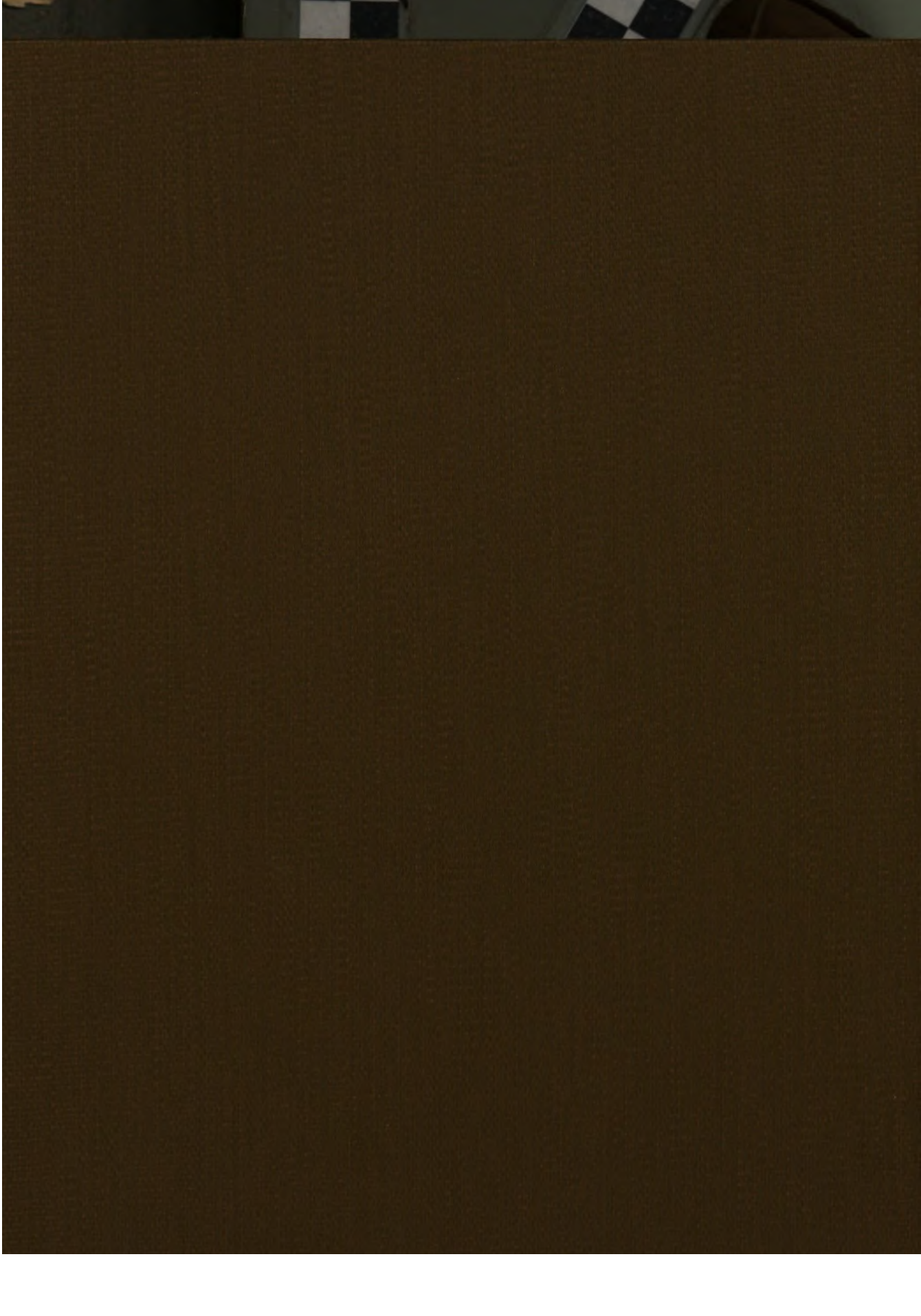
電話新橋二二一七番
振替口座東京九七三〇番